

地方財政の状況

令和 2 年 3 月

総 務 省

「地方財政の状況」についてのお問い合わせは、総務省自治財政局
財務調査課あて御連絡下さい。

電話番号 (03) 5253-5111 (代表)

内線 5649

総務省ホームページ <http://www.soumu.go.jp/>

目次

はじめに

第1部 平成30年度の地方財政の状況

1 地方財政の役割	3
(1) 国・地方を通じた財政支出の状況 [資料編：第32表]	3
(2) 国民経済と地方財政 [資料編：第33表、第131表]	5
ア 国内総生産（支出側）と地方財政	5
イ 公的支出の状況	5
2 地方財政の概況	8
(1) 決算規模 [資料編：第1表、第5表、第136表、第137表]	8
(2) 決算収支 [資料編：第7表]	10
ア 実質収支	10
イ 単年度収支及び実質単年度収支	12
(3) 歳入 [資料編：第10表]	12
(4) 歳出	14
ア 目的別歳出	14
イ 性質別歳出	17
(5) 財政構造の弾力性 [資料編：第8表]	21
ア 経常収支比率	21
イ 実質公債費比率及び公債費負担比率	25
(6) 将来の財政負担	26
ア 地方債現在高 [資料編：第100表]	26
イ 債務負担行為額 [資料編：第101表]	28
ウ 積立金現在高 [資料編：第102表]	29
エ 地方債及び債務負担行為による実質的な将来の財政負担	29
オ 普通会計が負担すべき借入金残高	30
(7) 決算の背景	31
ア 平成30年度の経済見通しと国の予算	31
イ 地方財政計画	34
ウ 財政運営の経過	36
3 地方財源の状況	41
(1) 租税の状況 [資料編：第17表～第19表]	41
(2) 地方歳入	42
ア 地方税	42
イ 地方譲与税 [資料編：第20表]	47
ウ 地方特例交付金	47
エ 地方交付税 [資料編：第21表、第129表]	47
オ 一般財源 [資料編：第22表～第23表]	48
カ 国庫支出金 [資料編：第25表]	49
キ 都道府県支出金 [資料編：第25表]	49

目次

ク 地方債 [資料編：第26表]	49
ケ その他の収入	50
4 地方経費の内容	51
(1) 生活・福祉の充実	51
ア 社会福祉行政 [資料編：第37表～第43表]	51
イ 労働行政 [資料編：第49表～第50表]	56
(2) 教育と文化 [資料編：第67表～第72表]	56
(3) 土木建設 [資料編：第58表～第63表]	58
(4) 産業の振興	59
ア 農林水産行政 [資料編：第51表～第56表]	59
イ 商工行政 [資料編：第57表]	59
(5) 保健衛生 [資料編：第44表～第48表]	60
(6) 警察と消防	62
ア 警察行政 [資料編：第65表～第66表]	62
イ 消防行政 [資料編：第64表]	62
(7) 目的別歳出充当一般財源等の状況	63
5 地方経費の構造	65
(1) 義務的経費	65
ア 人件費 [資料編：第76表]	65
イ 扶助費 [資料編：第81表]	70
ウ 公債費 [資料編：第98表～第99表]	71
(2) 投資的経費	71
ア 普通建設事業費 [資料編：第83表]	72
イ 災害復旧事業費 [資料編：第91表]	80
ウ 失業対策事業費 [資料編：第92表]	81
(3) その他の経費	82
ア 物件費 [資料編：第79表]	82
イ 維持補修費 [資料編：第80表]	83
ウ 補助費等 [資料編：第82表]	83
エ 繰出金 [資料編：第93表]	84
オ 積立金 [資料編：第94表]	85
カ 投資及び出資金 [資料編：第95表]	86
キ 貸付金 [資料編：第96表]	86
6 一部事務組合等の状況	88
(1) 団体数 [資料編：第4表]	88
(2) 市町村の一部事務組合等への加入状況	88
(3) 一部事務組合等の歳入歳出決算 [資料編：第5表]	89
7 地方公営企業等の状況	90
(1) 地方公営企業	90
ア 概況	90
イ 事業別状況 [資料編：第114表～第119表]	98
(2) 国民健康保険事業 [資料編：第120表]	108
ア 都道府県	108
イ 市町村 (事業勘定)	110
ウ 市町村 (直診勘定)	111

(3) 後期高齢者医療事業 [資料編：第121表]	112
ア 市町村	112
イ 後期高齢者医療広域連合	112
(4) 介護保険事業 [資料編：第122表]	114
ア 保険事業勘定	114
イ 介護サービス事業勘定	116
(5) その他の事業	116
ア 収益事業 [資料編：第123表]	116
イ 共済事業	117
ウ 公立大学附属病院事業 [資料編：第124表]	117
(6) 第三セクター等	117
ア 第三セクター等の定義	117
イ 第三セクター等の数	117
ウ 第三セクター等の経常損益の状況	118
エ 第三セクター等の純資産又は正味財産の状況	119
オ 地方公共団体からの補助金交付額の状況	120
カ 地方公共団体からの借入残高の状況	120
キ 損失補償・債務保証の状況	121
ク 統廃合等、法的整理・私的整理の状況	121
8 東日本大震災の影響	122
(1) 普通会計	122
ア 東日本大震災分の歳入及び歳出の状況	122
イ 特定被災地方公共団体等における決算の状況 [資料編：第139表]	123
(2) 公営企業会計	124
ア 特定被災地方団体における公営企業全体の経営状況 [資料編：第140表]	124
イ 特定被災地方団体における公営企業の料金収入 [資料編：第141表]	125
ウ 特定被災地方団体における公営企業のお会計繰入金 [資料編：第142表]	125
エ 特定被災地方団体における法適用企業の経営状況 [資料編：第143表]	125
オ 特定被災地方団体における法非適用企業の経営状況 [資料編：第144表]	125
9 平成30年度決算に基づく健全化判断比率等の状況	127
(1) 実質赤字比率 [資料編：第132表～第133表]	127
(2) 連結実質赤字比率 [資料編：第132表～第133表]	127
(3) 実質公債費比率 [資料編：第132表～第133表]	128
ア 実質公債費比率が18%以上である団体数	128
イ 実質公債費比率の段階別分布状況	128
ウ 団体区分別実質公債費比率の状況	128
(4) 将来負担比率 [資料編：第132表～第134表]	129
ア 早期健全化基準以上である団体数	129
イ 将来負担比率の段階別分布状況	129
ウ 団体区分別将来負担比率の状況	130
エ 団体区分別将来負担額等の状況	130
(5) 資金不足比率	132
ア 資金不足額がある公営企業会計数 [資料編：第135表]	132
イ 公営企業会計の資金不足額	134

目次

10 市町村の規模別財政状況	136
(1) 団体規模別団体数等の構成	136
ア 団体数及び人口の状況 [資料編：第1表～第2表]	136
イ 決算規模 [資料編：第11表、第35表、第74表]	138
(2) 人口1人当たりの財政状況等	139
ア 決算規模等 [資料編：第3表、第5表]	139
イ 歳入	140
ウ 歳出	142
エ 財政構造の弾力性	144
オ 地方債及び債務負担行為による実質的な将来の財政負担	146
11 公共施設の状況	147
(1) 道路 [資料編：第104表]	147
(2) 公営住宅等 [資料編：第105表]	147
(3) 公園 [資料編：第106表]	148
(4) 下水処理施設 [資料編：第107表～第108表]	148
(5) ごみ処理施設 [資料編：第108表]	149
(6) 保育所 [資料編：第109表]	150
(7) 高齢者福祉施設 [資料編：第110表]	150
(8) 教育施設 [資料編：第111表]	151
ア 高等学校	151
イ 中等教育学校	151
(9) 文化及び体育施設 [資料編：第112表]	151
ア 文化施設	151
イ 体育施設	151

第2部 令和元年度及び令和2年度の地方財政

1 令和元年度の地方財政	155
(1) 令和元年度の経済見通しと国の予算	155
ア 経済見通しと経済財政運営の基本的態度	155
イ 国の予算	156
(2) 地方財政計画	158
ア 通常収支分	158
イ 東日本大震災分	159
(3) 令和元年度一般会計の予備費の使用	160
ア 「被災者の生活と生業の再建に向けた対策パッケージ」に基づく予備費の使用と それに伴う地方財政措置	160
イ 「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策」に基づく予備費の使用と それに伴う地方財政措置	161
(4) 令和元年度補正予算	162
ア 令和元年度補正予算（第1号）	162
イ 令和元年度補正予算（第1号）に係る地方財政措置等	162
ウ 地方公務員の給与改定	163
(5) 地方公共団体の予算	164
(6) 地方公営企業等に関する財政措置	164

ア 地方公営企業	164
イ 国民健康保険事業	166
ウ 後期高齢者医療制度	167
(7) 個別団体における財政健全化	167
2 令和2年度の地方財政	169
(1) 令和2年度の経済見通しと国の予算	169
ア 経済見通しと経済財政運営の基本的態度	169
イ 国の予算	170
(2) 地方財政計画	172
ア 通常収支分	172
イ 東日本大震災分	174
(3) 地方公営企業等に関する財政措置	175
ア 地方公営企業	175
イ 国民健康保険事業	176
ウ 後期高齢者医療制度	176
エ 公営競技納付金制度の延長	177

第3部 最近の地方財政をめぐる諸課題への対応

1 社会保障の充実と人づくり革命等	181
(1) 社会保障・税一体改革による社会保障の充実	181
(2) 「人づくり革命」の実現に向けた取組	182
ア 幼児教育・保育の無償化	183
イ 待機児童の解消	183
ウ 高等教育の無償化	184
エ 介護人材の処遇改善	184
(3) 全世代型社会保障への改革	184
ア 全世代型社会保障検討会議の設立	184
イ 中間報告の主な内容について	184
ウ 地域医療構想に係るこれまでの経緯等	185
2 地域社会の再生と地方創生の推進	187
(1) 地域社会再生事業費の創設	187
(2) Society 5.0時代の地域社会の構築	187
ア ICTインフラ整備の推進	187
イ 先端的な情報通信技術の導入の推進	188
(3) 地方創生の動き	188
ア 地方創生の動き	188
イ 地方版総合戦略への支援	188
(4) 地域経済の活性化と地方への人の流れの創出	189
ア 分散型エネルギーインフラプロジェクト	189
イ ローカル10,000プロジェクト	189
ウ マイナンバーカードを活用した消費活性化策	189
エ シェアリングエコノミー活用推進事業	189
オ 関係人口創出・拡大事業	190
カ 地域おこし協力隊の拡充等地域への人材還流の促進	190

目 次

キ 特定地域づくり事業の推進	190
ク 「移住・交流情報ガーデン」の充実等地方への移住・交流の推進等	190
ケ ふるさとワーキングホリデー	190
コ お試しサテライトオフィスの推進	191
サ 若者定着に向けた地方大学の振興等	191
(5) 過疎対策の推進	191
ア 過疎対策事業債	191
イ 過疎地域等自立活性化推進交付金	192
(6) 地域における多文化共生の取組の促進	192
3 地域の安全・安心の確保	193
(1) 緊急浚渫推進事業費の創設	193
(2) 森林環境譲与税の増額	193
(3) 技術職員の充実による市町村支援・中長期派遣体制の強化	194
(4) 防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策に基づく事業等の推進	195
4 公共施設等の適正管理の推進	196
(1) 公共施設等総合管理計画の充実と推進	196
(2) 公共施設等の適正管理の推進に係る具体的な取組	197
5 地方行政サービス改革の推進等	198
(1) 地方行政サービス改革の推進	198
ア 地方行政サービス改革の動向	198
イ 地方公共団体の情報システム及び業務プロセスの標準化	198
ウ 自治体クラウドの導入の推進	198
(2) マイナンバーシステムの積極的な活用	199
ア マイナンバー制度の意義	199
イ マイナンバーを活用した情報連携の円滑な運用	200
ウ マイナポータルの利用拡大	200
エ マイナンバーカード（公的個人認証サービス等）の普及と利活用の促進	200
(3) 給与の適正化及び適正な定員管理の推進	201
6 財政マネジメントの強化	202
(1) 地方公会計の更なる活用の促進	202
(2) 地方財政の「見える化」の推進	203
(3) 地方公営企業等の経営改革	204
ア 公営企業の更なる経営改革の推進について	204
イ 第三セクター等の経営改革の推進について	208
7 地方自治をめぐる動向	209
(1) 地方自治制度の見直し等	209
ア 第32次地方制度調査会について	209
イ 地方公共団体間の広域連携について	209
(2) 会計年度任用職員制度の施行への対応	210
8 地方分権改革の推進	211
(1) 地方に対する事務・権限の移譲及び規制緩和に係る取組	211
ア 事務・権限移譲	211
イ 地方に対する規制緩和（義務付け・枠付けの見直し）	212
(2) 令和元年の地方からの提案等に関する対応方針	212
(3) 地方税財源の充実確保	213

ア 所有者不明土地等に係る固定資産税の課題への対応	213
イ 未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦（寡夫）控除の見直し等	213
ウ 法人事業税の収入金額課税	213

文章編図表索引

第1部 平成30年度の地方財政の状況

1 地方財政の役割

第1図 国・地方を通じた目的別歳出額構成比の推移	3
第2図 国・地方を通じた純計歳出規模（目的別）	4
第3図 国内総生産（支出側、名目）と地方財政	5
第4図 公的支出の推移	6
第5図 公的支出の状況	6
第6図 国内総生産（支出側、名目）の増加率に対する寄与度	7

2 地方財政の概況

第1表 地方公共団体の決算規模（純計）	8
第2表 団体区分別決算規模の状況	9
第7図 決算規模の推移（純計）	9
第3表 実質収支の状況	10
第8図 実質収支及び赤字団体の赤字額の推移	11
第9図 実質収支比率の推移	11
第4表 赤字の団体数の状況	12
第5表 歳入純計決算額の状況	13
第10図 歳入純計決算額の構成比の推移	13
第11図 歳入決算額の構成比	14
第6表 目的別歳出純計決算額の状況	15
第7表 目的別歳出純計決算額の構成比の推移	15
第12図 目的別歳出決算額の構成比	16
第8表 一般財源の目的別歳出充当状況	16
第13図 一般財源充当額の目的別構成比の推移	17
第9表 性質別歳出純計決算額の状況	17
第14図 義務的経費、投資的経費等の増減額の推移	18
第15図 性質別歳出純計決算額の構成比の推移	18
第16図 性質別歳出決算額の構成比	19
第10表 一般財源の性質別歳出充当状況	20
第17図 一般財源充当額の性質別構成比の推移	20
第11表 経常収支比率の推移	21
第18図 経常収支比率を構成する分子及び分母の推移	
その1 合計	22
その2 都道府県	23
その3 市町村	24
第12表 経常収支比率の段階別分布状況	25
第19図 公債費負担比率及び実質公債費比率の推移	26
第20図 地方債現在高の歳入総額等に対する割合の推移	27
第21図 地方債現在高の目的別構成比及び借入先別構成比の推移	27

第 22 図	債務負担行為に基づく翌年度以降の支出予定額の目的別構成比の推移	28
第 13 表	積立金現在高の状況	29
第 23 図	地方債及び債務負担行為による実質的な将来の財政負担の推移	30
第 24 図	普通会計が負担すべき借入金残高の推移	31

3 地方財源の状況

第 25 図	国税と地方税の状況	41
第 26 図	国税と地方税の推移	42
第 14 表	住民税、事業税及び地方消費税の収入状況	43
第 27 図	地方税計、個人住民税、法人関係二税、地方消費税及び 固定資産税の人口 1 人当たり税収額の指数	44
第 28 図	道府県税収入額の状況	45
第 29 図	道府県税収入額の推移	45
第 30 図	市町村税収入額の状況	46
第 31 図	市町村税収入額の推移	46
第 32 図	地方債依存度の推移	50

4 地方経費の内容

第 33 図	民生費の目的別内訳	51
第 34 図	民生費の目的別歳出の推移	
	その 1 純計	52
	その 2 都道府県	53
	その 3 市町村	53
第 35 図	民生費の性質別内訳	54
第 36 図	民生費の目的別扶助費（補助・単独）の状況	
	その 1 都道府県	54
	その 2 市町村	55
第 37 図	民生費の財源構成比の推移	55
第 38 図	労働費の性質別内訳	56
第 39 図	教育費の目的別内訳	57
第 40 図	教育費の性質別内訳	57
第 41 図	土木費の目的別内訳	58
第 42 図	土木費の性質別内訳	59
第 43 図	農林水産業費の目的別内訳	60
第 44 図	農林水産業費の性質別内訳	60
第 45 図	商工費の性質別内訳	61
第 46 図	衛生費の目的別内訳	61
第 47 図	衛生費の性質別内訳	62
第 48 図	警察費の性質別内訳	62
第 49 図	消防費の性質別内訳	63
第 50 図	目的別歳出充当一般財源等の状況	
	その 1 都道府県（財政力指数別）	63
	その 2 市町村（団体区分別）	64

5 地方経費の構造

第 51 図	人件費の推移	66
第 52 図	ラスパイレス指数の推移	66
第 53 図	人件費の費目別内訳	66
第 54 図	人件費の財源内訳	67
第 55 図	職員給の部門別構成比の状況	68
第 56 図	地方公務員 1 人当たり平均給料月額（普通会計、団体区分別、職種別）	68
第 57 図	地方公務員数の状況	69
第 58 図	地方公務員数の推移	69
第 59 図	一般行政関係職員の部門別、団体区分別増減状況 （平成 31 年 4 月 1 日と平成 21 年 4 月 1 日との比較）	70
第 60 図	扶助費の目的別内訳の推移	71
第 15 表	普通建設事業費（補助・単独）の推移	72
第 61 図	普通建設事業費の推移	
	その 1 純計	73
	その 2 都道府県	73
	その 3 市町村	73
第 62 図	普通建設事業費の目的別（補助・単独）の状況	74
第 63 図	普通建設事業費の目的別内訳の状況（平成 20 年度と平成 30 年度との比較）	75
第 64 図	補助事業費の目的別内訳の状況	76
第 65 図	単独事業費の目的別内訳の状況	77
第 66 図	普通建設事業費の財源構成比の推移	
	その 1 総計	78
	その 2 補助事業費	78
	その 3 単独事業費	78
第 67 図	用地取得費の目的別（補助・単独）の状況	79
第 68 図	用地取得費の推移	80
第 16 表	普通建設事業費に占める用地取得費の割合の推移	80
第 69 図	災害復旧事業費の状況	81
第 70 図	災害復旧事業費の推移	81
第 17 表	その他の経費の状況	82
第 71 図	物件費の推移	83
第 72 図	維持補修費の目的別内訳の状況	83
第 73 図	補助費等の目的別内訳の推移	84
第 74 図	繰出金の繰出先内訳の推移	85
第 75 図	積立金の状況	86
第 76 図	投資及び出資金の目的別内訳の状況	86
第 77 図	貸付金の目的別内訳の状況	87

6 一部事務組合等の状況

第 18 表	一部事務組合等の設置目的別団体数の状況	88
第 78 図	一部事務組合等の歳入歳出決算額の状況	89
第 19 表	市町村決算額に占める一部事務組合等の決算額の割合（目的別内訳）	89

7 地方公営企業等の状況

第 79 図	地方公営企業の事業数の状況（平成30年度末）	90
第 20 表	事業全体に占める地方公営企業の割合	91
第 80 図	職員数の状況	92
第 81 図	決算規模の推移	92
第 21 表	地方公営企業全体の経営状況	93
第 82 図	料金収入の状況	93
第 83 図	建設投資額の推移	94
第 84 図	企業債発行額の状況	94
第 85 図	企業債借入先別現在高の推移	95
第 86 図	損益計算書の状況	96
第 87 図	貸借対照表の状況	96
第 22 表	法適用企業の経営状況	97
第 23 表	水道事業（法適用企業）の経営状況	99
第 88 図	水道事業（法適用企業）の資本的支出及びその財源	99
第 24 表	工業用水道事業の経営状況	100
第 89 図	バス、鉄軌道における公営交通事業の状況（年間輸送人員）	101
第 25 表	交通事業（法適用企業）の経営状況	101
第 26 表	交通事業のうちバス事業の経営状況	102
第 27 表	交通事業のうち都市高速鉄道事業の経営状況	102
第 28 表	公営電気事業における事業概況（稼働中の施設）	103
第 29 表	電気事業（法適用企業）の経営状況	103
第 30 表	ガス事業の経営状況	104
第 90 図	全国の病院に占める自治体病院の状況	105
第 31 表	病院事業の経営状況	105
第 32 表	下水道事業の経営状況	107
第 33 表	その他の地方公営企業の経営状況	108
第 91 図	国民健康保険事業の歳入決算の状況（都道府県）	109
第 92 図	国民健康保険事業の歳出決算の状況（都道府県）	109
第 93 図	国民健康保険事業の歳入決算の状況（市町村（事業勘定））	110
第 94 図	国民健康保険事業の歳出決算の状況（市町村（事業勘定））	111
第 95 図	後期高齢者医療事業の歳入決算の状況	113
第 96 図	後期高齢者医療事業の歳出決算の状況	113
第 97 図	介護保険事業の歳入決算の状況（保険事業勘定）	115
第 98 図	介護保険事業の歳出決算の状況（保険事業勘定）	115
第 34 表	第三セクター等の数	118
第 35 表	第三セクター等の経常損益の状況	119
第 36 表	第三セクター等の純資産又は正味財産の状況	120
第 37 表	地方公共団体からの補助金交付額の状況	120
第 38 表	地方公共団体からの借入残高の状況	121
第 39 表	損失補償・債務保証の状況	121
第 40 表	統廃合等、法的整理・私的整理の状況	121

9 平成30年度決算に基づく健全化判断比率等の状況

第99図	実質赤字額がある団体数の推移	127
第100図	連結実質赤字額がある団体数の推移	127
第101図	実質公債費比率が18%以上である団体数の推移	128
第102図	実質公債費比率の段階別分布状況	128
第41表	団体区分別実質公債費比率の状況	129
第103図	将来負担比率が早期健全化基準以上である団体数の推移	129
第104図	将来負担比率の段階別分布状況	129
第42表	団体区分別将来負担比率の状況	130
第105図	団体区分別の将来負担額等の規模	130
第43表	団体区分別の項目別将来負担額等の状況	131
第44表	健全化判断比率が早期健全化基準以上である団体数の状況	131
第106図	資金不足額がある公営企業会計数の推移	132
第107図	資金不足額の状況（団体区分別会計数）	132
第45表	資金不足比率が経営健全化基準以上である公営企業会計数（事業種類・団体区分別）	133
第108図	資金不足額の状況（事業別会計数）	133
第109図	資金不足額の状況（団体区分別合計額）	134
第110図	資金不足額の状況（事業別合計額）	135

10 市町村の規模別財政状況

第46表	団体規模別団体数の推移	136
第111図	団体規模別団体数構成比の推移	137
第47表	団体規模別人口の推移	137
第112図	団体規模別人口構成比の推移	138
第113図	団体規模別決算規模構成比の推移	
	その1 歳入	138
	その2 歳出	139
第48表	団体規模別1団体・人口1人当たり決算額の状況	140
第49表	団体規模別財政力指数及び実質収支比率の状況	140
第114図	団体規模別歳入決算の状況（人口1人当たり額及び構成比）	141
第115図	団体規模別地方税の歳入総額に占める割合の状況	141
第116図	団体規模別地方税の構造（人口1人当たりの地方税）	142
第117図	団体規模別歳出（目的別）決算の状況（人口1人当たり額及び構成比）	143
第118図	団体規模別歳出（性質別）決算の状況（人口1人当たり額及び構成比）	143
第50表	団体規模別経常収支比率の状況	144
第119図	団体規模別経常収支比率の状況（構成比）	144
第120図	団体規模別財政力指数段階別の経常収支比率の状況	145
第121図	団体規模別実質公債費比率の状況（構成比）	145
第122図	団体規模別財政力指数段階別の実質公債費比率の状況	146
第123図	団体規模別の地方債及び債務負担行為による実質的な将来の財政負担の状況（人口1人当たり）	146

11 公共施設の状況

第124図	公営住宅等の総戸数の推移	147

第125図	公園の面積の推移	148
第126図	下水処理人口の推移	149
第127図	ごみ処理施設における年間総収集量の推移	150
第128図	公立の老人ホームの状況	151

第2部 令和元年度及び令和2年度の地方財政

1 令和元年度の地方財政

第51表	令和元年度普通会計予算の状況（9月補正後）	165

第3部 最近の地方財政をめぐる諸課題への対応

1 社会保障の充実と人づくり革命等

第52表	令和2年度における「社会保障の充実」（概要）	182

3 地域の安全・安心の確保

第129図	森林環境譲与税の増額	194
第130図	技術職員の充実等（市町村支援・中長期派遣体制の強化）	195

4 公共施設等の適正管理の推進

第53表	主な個別施設計画の策定状況	197

5 地方行政サービス改革の推進等

第131図	マイナンバー制度の意義について	199
第132図	「マイナンバーカード」は、これからの時代の本人確認ツール	200
第54表	地方公共団体の定員管理の状況について（平成31年4月1日現在）	201

6 財政マネジメントの強化

第55表	統一的な基準による固定資産台帳及び財務書類の整備（平成31年3月31日時点）	202
第56表	作成済団体における財務書類の活用状況（平成31年3月31日現在）	203
第57表	公営企業の経営戦略の策定状況（H31.3.31現在）	204
第58表	公営企業の抜本的な改革等の取組状況（H31.3.31時点）	205
第133図	公営企業会計の適用拡大に向けた新たなロードマップ	206
第59表	公営企業会計適用の取組状況（H31.4.1時点）	206

8 地方分権改革の推進

第134図	令和元年の地方からの提案等に関する対応方針（概要）	212

はじめに

本報告は、「地方財政法」（昭和23年法律第109号）第30条の2第1項の規定に基づき、内閣が、地方財政の状況を明らかにして国会に報告するものであり、昭和28年以来毎年報告を行っており、今回で68回目になる。

平成30年度の地方財政の概況は次のとおりである。

歳入は101兆3,453億円で、国庫支出金、貸付金元利収入、地方交付税が減少したものの、地方税、地方譲与税の増加等により、前年度と比べると220億円増加（0.0%増）している。このうち、東日本大震災分は2兆3,690億円で、前年度と比べると4,391億円減少（15.6%減）し、東日本大震災分を除いた通常収支分は98兆9,763億円で、前年度と比べると4,611億円増加（0.5%増）している。

歳出は98兆206億円で、補助費等、公債費、積立金が減少したものの、普通建設事業費、災害復旧事業費、物件費の増加等により、前年度と比べると222億円増加（0.0%増）している。このうち、東日本大震災分は2兆865億円で、前年度と比べると4,053億円減少（16.3%減）し、通常収支分は95兆9,341億円で、前年度と比べると4,276億円増加（0.4%増）している。

以上のように、平成30年度においては、通常収支分の決算規模の増加が、東日本大震災分の決算規模の減少を上回ったため、全体の決算規模は増加している。

また、普通会計が負担すべき借入金残高は、193兆6,146億円で、前年度と比べると2兆235億円減少（1.0%減）している。その内訳は、企業債現在高（普通会計負担分）の減少（9,895億円減）、地方債現在高の減少（6,339億円減）、交付税及び譲与税配付金特別会計（以下「交付税特別会計」という。）借入金残高の減少（4,000億円減）である。

本報告は、以下の3部から構成されている。

第1部では、平成30年度の地方財政について、地方財政状況調査等に基づき、決算収支、歳入、歳出等进行分析するとともに、平成30年度決算に基づく健全化判断比率等及び公共施設の状況等を明らかにしている。

第2部では、令和元年度及び令和2年度の地方財政の動向について取りまとめている。

第3部では、最近の地方財政をめぐる諸課題への対応について取りまとめている。

- ・各項目についての計数は、表示単位未満を四捨五入したものである。したがって、その内訳は合計と一致しない場合がある。
- ・各項目の詳細な計数は、資料編に集録してある。なお、文章編の見出しの〔 〕内には、本文に対応する資料編の表番号を記載しているので、参照されたい。
- ・提出された法律案、検討状況等については、特に断りがない限り、令和2年2月末の状況を基に記述している。

1

第1部

平成30年度の地方財政の状況

1 地方財政の役割

地方公共団体は、その自然的・歴史的条件、産業構造、人口規模等がそれぞれ異なっており、これに応じた様々な行政活動を行っている。

地方財政は、このような地方公共団体の行政活動を支えている個々の地方公共団体の財政の集合であり、国の財政と密接な関係を保ちながら、国民経済及び国民生活上大きな役割を担っている。

(1) 国・地方を通じた財政支出の状況〔資料編：第32表〕

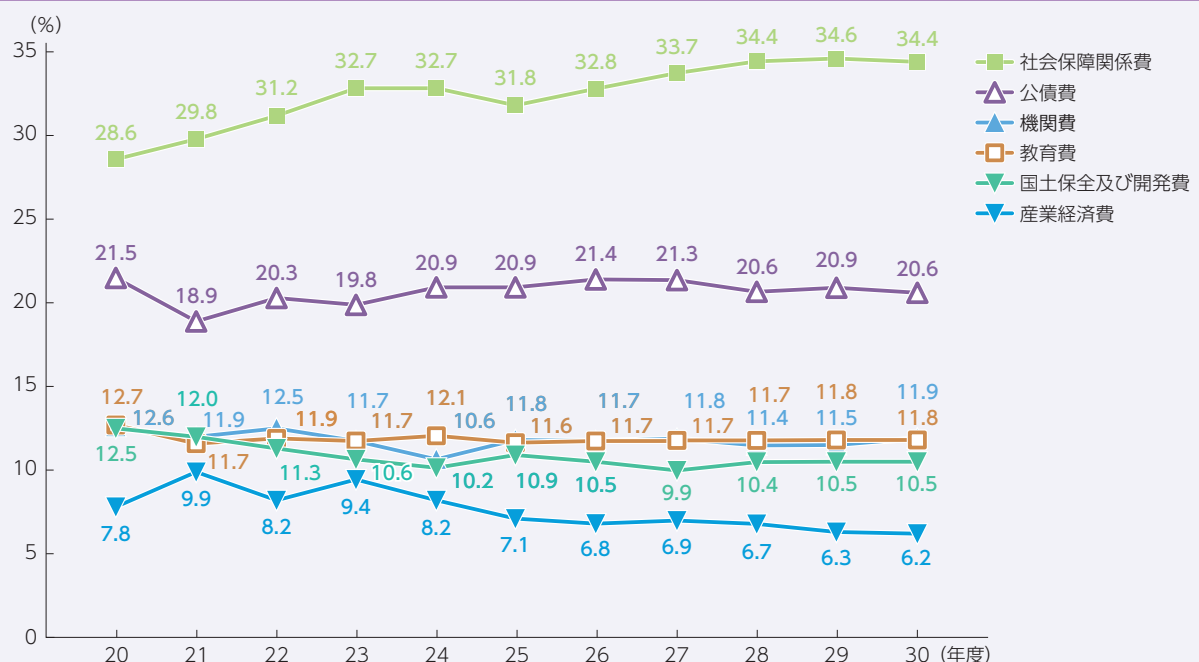
国・地方を通じた財政支出について、国（一般会計と交付税及び譲与税配付金、公共事業関係等の6特別会計の純計）と地方（普通会計）の財政支出の合計から重複分を除いた歳出純計額は169兆2,216億円で、前年度と比べると、0.6%増（前年度0.1%減）となっている。

歳出純計額の目的別歳出額の構成比の推移は、第1図のとおりであり、平成30年度においては、社会保障関係費が最も大きな割合（34.4%）を占め、以下、公債費（20.6%）、機関費（11.9%）、教育費（11.8%）の順となっている。

この歳出純計額を最終支出の主体に着目して国と地方とに分けてみると、国が71兆9,488億円（全体の42.5%）、地方が97兆2,729億円（同57.5%）で、前年度と比べると、国が1.4%増（前年度0.1%減）、地方が0.0%増（同0.1%減）となっている。

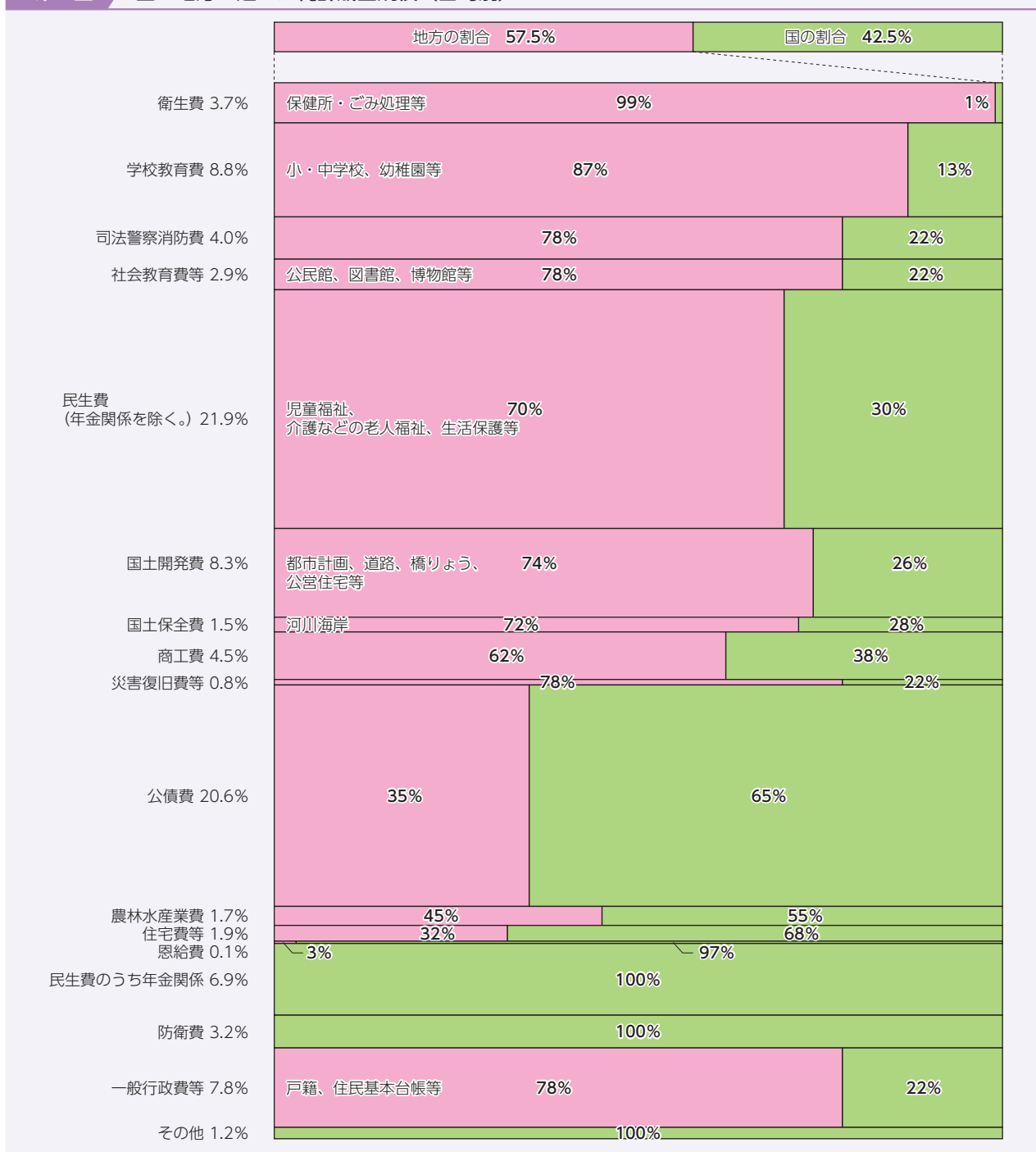
また、歳出純計額の目的別歳出額について更に詳細に国と地方に分けて示したものが第2図である。これによると、防衛費、民生費のうち年金関係等のように国のみが行う行政に係るものは別として、民生費（年金関係を除く）、衛生費、学校教育費等、国民生活に直接関連する経費については、最終的に地方公共団体を通じて支出される割合が高いことが分かる。これを地方公共団体において実施されている具体的な行政事務でみると以下のとおりである。

第1図 国・地方を通じた目的別歳出額構成比の推移



(注) 1 機関費は、一般行政経費、司法警察消費等の合計額である。
2 産業経済費は、農林水産業費、商工費の合計額である。

第2図 国・地方を通じた純計歳出規模（目的別）



衛生費については、住民の健康を保持増進し、生活環境の改善を図るため、医療、公衆衛生、精神衛生等に係る対策が推進されるとともに、ごみなど一般廃棄物の収集・処理等住民の日常生活に密着した諸施策が実施されている。学校教育費については、幼稚園、小中学校、高等学校教育等が実施されている。司法警察消防費については、都道府県において、犯罪の防止、交通安全の確保その他地域社会の安全と秩序を維持し、国民の生命、身体及び財産を保護するため、警察行政が推進されるとともに、東京都及び市町村等において、火災、風水害、地震等の災害から国民の生命、身体及び財産を守り、これらの災害を防除し、被害を軽減するため、消防行政が推進されている。民生費（年金関係を除く。）については、社会福祉の充実を図るため、児童、高齢者、障害者等のための福祉施設の整備及び運営、生活保護の実施等の施策が行われている。

(2) 国民経済と地方財政〔資料編：第33表、第131表〕

公的部門は、中央政府、地方政府、社会保障基金及び公的企業からなっており、家計部門に次ぐ経済活動の主体として、資金の調達及び財政支出等を通じ、資源配分の適正化、所得分配の公正化、経済の安定化等の重要な機能を果たしている。その中でも、地方政府は、中央政府を上回る最終支出主体であり、国民経済上、大きな役割を担っている。

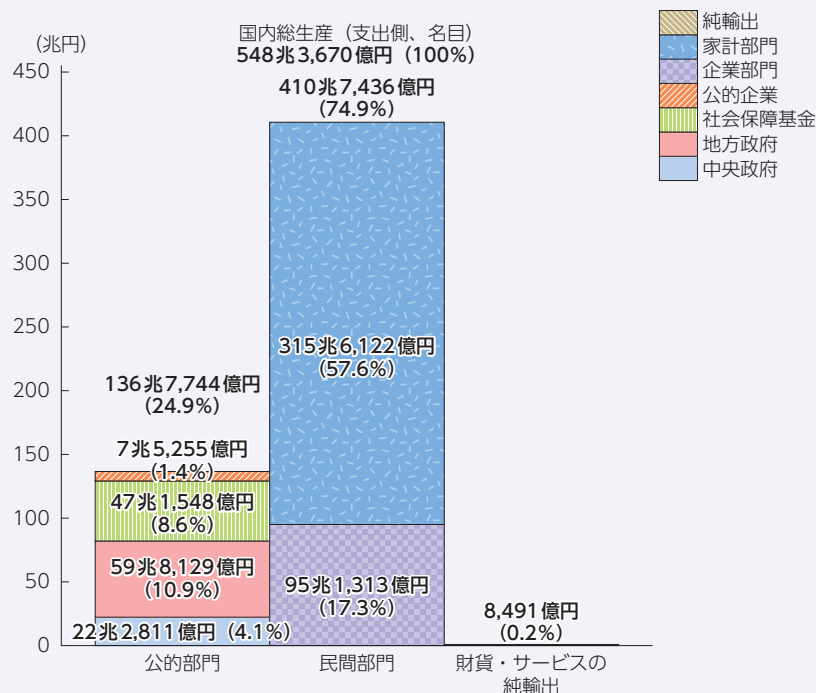
なお、社会保障基金については、労働保険等の国の特別会計に属するもの、国民健康保険事業会計（事業勘定）等の地方の公営事業会計に属するもの等が含まれている。

ア 国内総生産（支出側）と地方財政

国民経済において地方政府が果たしている役割を国内総生産（支出側、名目。以下同じ。）に占める割合でみると、**第3図**のとおりである。平成30年度の国内総生産は548兆3,670億円で、その支出主体別の構成比は、家計部門が57.6%（前年度57.5%）、公的部門が24.9%（同24.7%）、企業部門が17.3%（同16.9%）となっている。

公的部門のうち、地方政府及び中央政府が国内総生産に占める割合は、地方政府が10.9%（前年度10.8%）、中央政府が4.1%（同4.1%）となっており、地方政府の構成比は中央政府の約2.7倍となっている。

第3図 国内総生産（支出側、名目）と地方財政



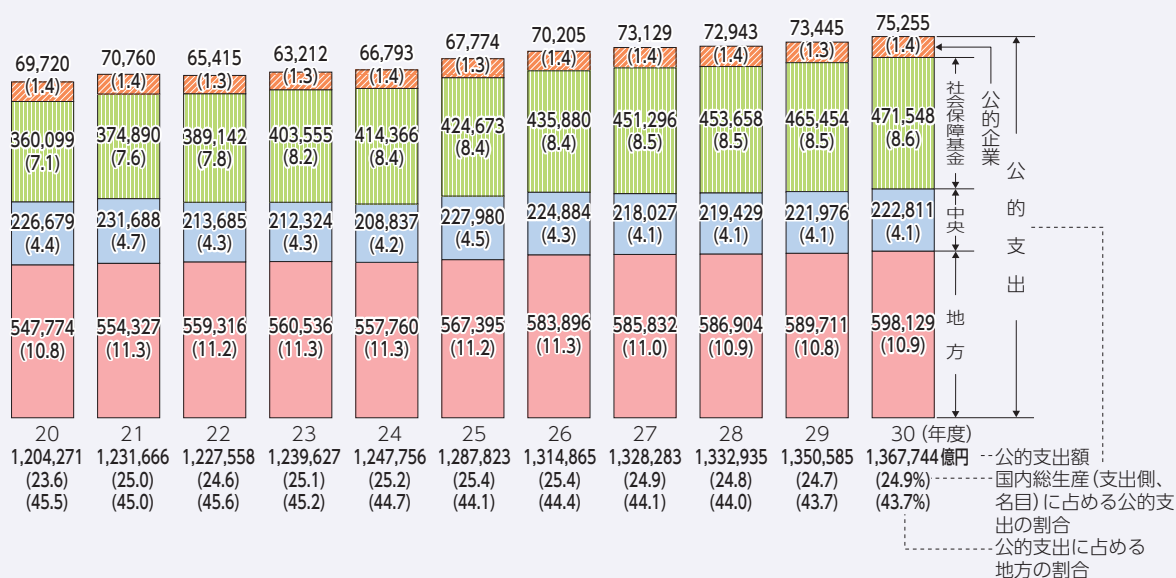
(注)「国民経済計算（内閣府経済社会総合研究所調べ）」による数値及びそれを基に総務省において算出した数値である。なお、「平成30年度国民経済計算年次推計」に基づき、国民経済計算上の中央政府、地方政府、社会保障基金及び公的企業を「公的部門」としている。第4～6図において同じ。

イ 公的支出の状況

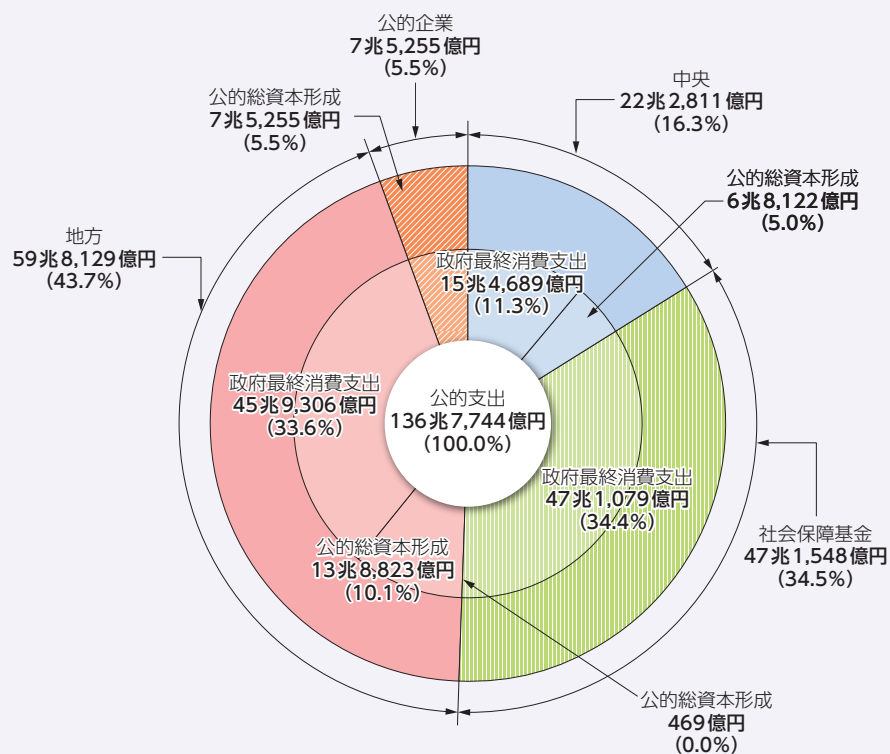
公的部門による公的支出の推移は、**第4図**のとおりである。平成30年度の公的支出は、前年度と比べると、1.3%増（前年度1.3%増）の136兆7,744億円となっている。また、国内総生産に占める割合は、24.9%（前年度24.7%）となっている。

公的支出の内訳をみると、**第5図**のとおり、政府最終消費支出が108兆5,074億円、公的総資本形成が28兆2,669億円となっており、これらを前年度と比べると、政府最終消費支出は1.0%増（前年度0.9%増）、公的総資本形成は2.3%増（同2.8%増）となっている。

第4図 公的支出の推移



第5図 公的支出の状況

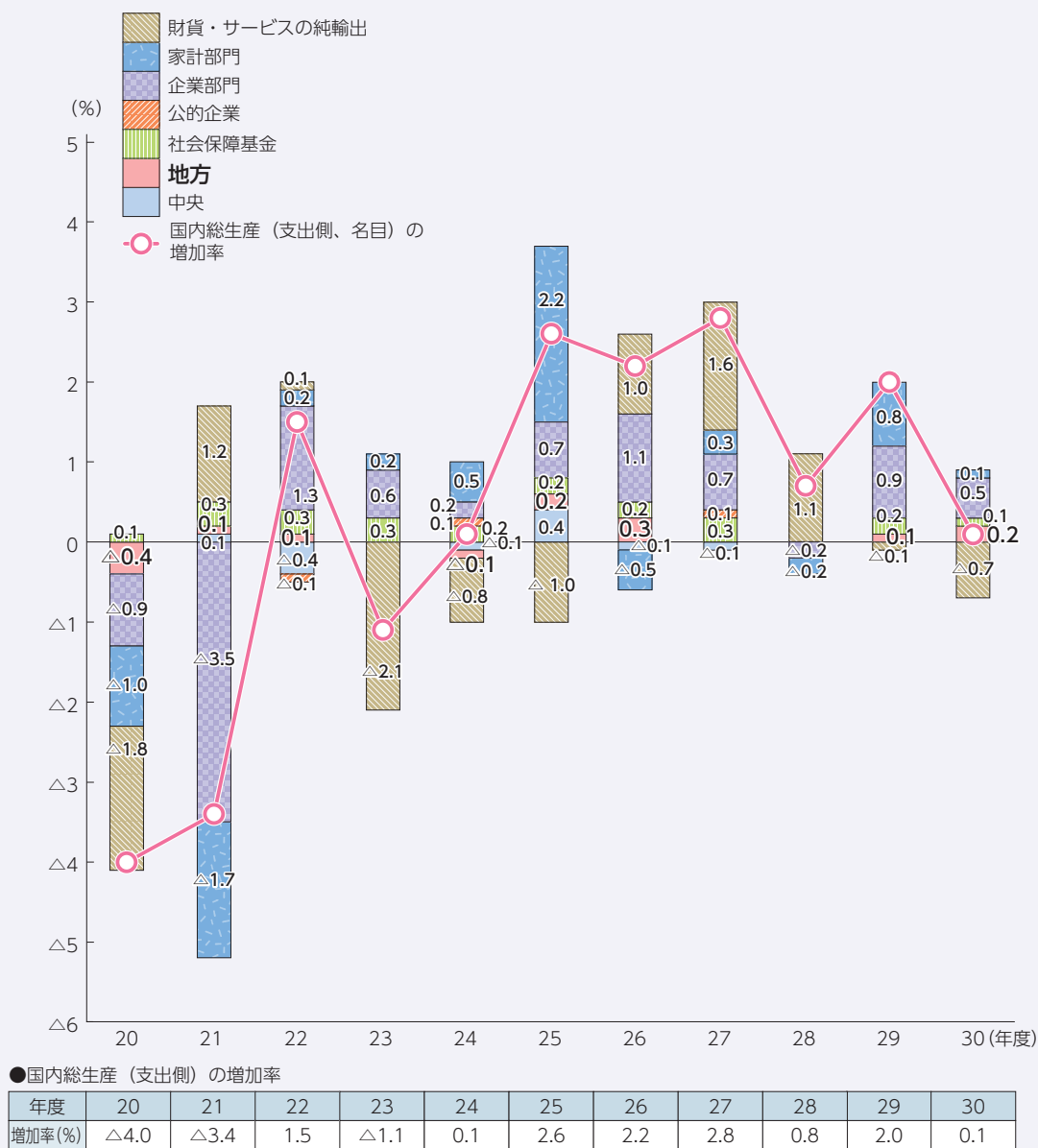


さらに、公的支出の内訳を最終支出主体別にみると、中央政府は、前年度と比べると、政府最終消費支出が0.0%減（前年度1.6%減）、公的総資本形成が1.3%増（同8.3%増）で合計0.4%増（同1.2%増）であり、公的支出に占める中央政府の割合は、前年度と比べると0.1ポイント低下の16.3%となっている。

地方政府は、前年度と比べると、政府最終消費支出が1.1%増（前年度0.2%増）、公的総資本形成が2.7%増（同1.5%増）で、合計1.4%増（同0.5%増）であり、公的支出に占める地方政府の割合は、前年度と同率の43.7%となっている。

また、政府最終消費支出及び公的総資本形成に占める地方政府の割合をみると、政府最終消費支出においては前年度（42.3%）と同率の42.3%、公的総資本形成においては前年度（48.9%）と比べると0.2ポイント上昇の49.1%となっている。

第6図 国内総生産（支出側、名目）の増加率に対する寄与度



各最終支出主体が国内総生産の増加率にどの程度の影響を与えたかを示す指標である寄与度の推移は、第6図のとおりである。

国内総生産の増加率（経済成長率）0.1％に対する地方政府の寄与度は0.2％で、中央政府の寄与度は0.0％となっている。

なお、ここでいう公的支出には、国・地方の歳出に含まれる経費の中で、移転的経費である扶助費、普通建設事業費のうち所有権の取得に要する経費である用地取得費、金融取引に当たる公債費及び積立金等といった付加価値の増加を伴わない経費などは除かれている。したがって、公的支出に占める中央政府及び地方政府の割合と歳出純計額に占める国と地方の割合は一致していない。

2 地方財政の概況

地方公共団体の会計は、一般会計と特別会計に区分して経理されているが、特別会計の中には、一般行政活動に係るものと企業活動に係るものがある。

このため、地方財政では、これらの会計を一定の基準によって、一般行政部門と水道、交通、病院等の企業活動部門に分け、前者を「普通会計」、後者を「地方公営事業会計」として区分している。

なお、普通会計決算については、平成23年度から、通常収支分（全体の決算額から東日本大震災分を除いたもの）と東日本大震災分（東日本大震災に係る復旧・復興事業及び全国防災事業に係るもの）を区分して整理している。

(1) 決算規模 [資料編：第1表、第5表、第136表、第137表]

地方公共団体（47都道府県、1,718市町村、23特別区、1,189一部事務組合及び114広域連合（以下一部事務組合及び広域連合を「一部事務組合等」という。））の普通会計の純計決算額は、**第1表**のとおり、歳入101兆3,453億円（前年度101兆3,233億円）、歳出98兆206億円（同97兆9,984億円）で、歳入、歳出いずれも増加している。対前年度比は、歳入0.0%増（前年度0.1%減）、歳出0.0%増（同0.1%減）となっている。このうち通常収支分は歳入98兆9,763億円（前年度98兆5,152億円）、歳出95兆9,341億円（同95兆5,066億円）で、東日本大震災分は歳入2兆3,690億円（同2兆8,081億円）、歳出2兆865億円（同2兆4,918億円）となっている。

平成30年度の決算規模が前年度を上回ったのは、歳入においては、東日本大震災分について、国庫支出金や東日本大震災復興関連基金からの繰入金の減少等により、前年度と比べると15.6%減となった一方で、通常収支分について、国庫支出金が減少したものの、地方税及び地方譲与税の増加等により、前年度と比べると0.5%増となったことによるものである。また、歳出においては、東日本大震災分について、積立金や普通建設事業費の減少等により、前年度と比べると16.3%減となった一方で、通常収支分について、補助費等が減少したものの、普通建設事業費及び災害復旧事業費の増加等により、前年度と比べると0.4%増となったことによるものである。

決算規模の状況を団体区分別にみると、**第2表**のとおりである。都道府県の歳入及び歳出は、東日本大震災分及び通常収支分においていずれも減少し、全体として前年度を下回っている。市町村（特別区及び一部事務組合等を含む。特記がある場合を除き、以下同じ。）の歳入及び歳出は、東日本大震災分において減少した一方で、通常収支分において増加し、全体として前年度を上回っている。また、近年の決算規模の推移は、**第7図**のとおりである。

第1表 地方公共団体の決算規模（純計）

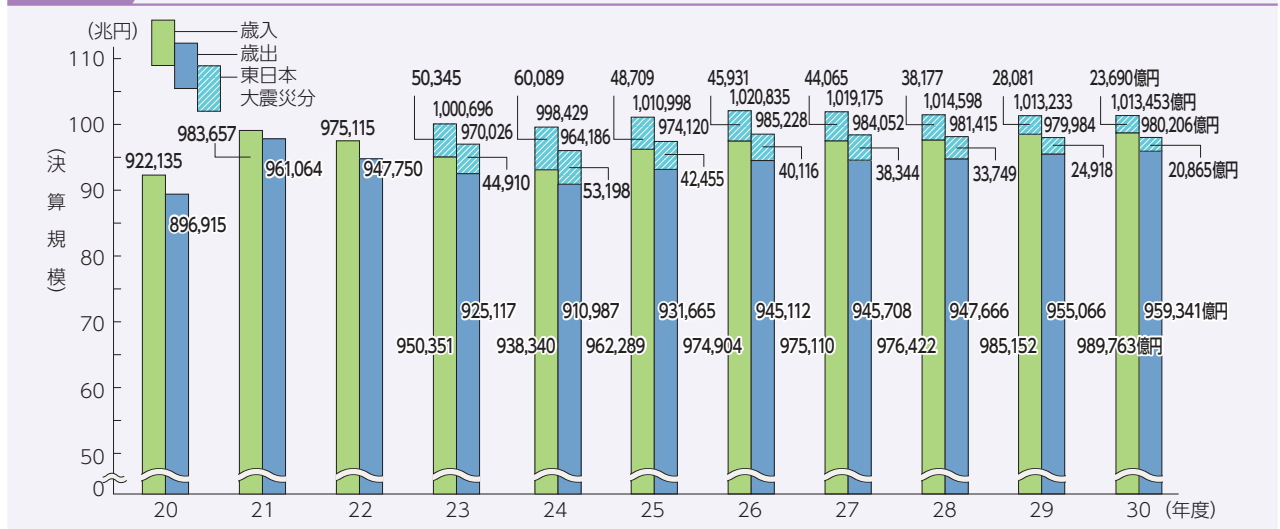
区 分	平成30年度		平成29年度	
	決 算 額	増 減 率	決 算 額	増 減 率
	億円	%	億円	%
歳 入	1,013,453	0.0	1,013,233	△ 0.1
通常収支分	989,763	0.5	985,152	0.9
東日本大震災分	23,690	△ 15.6	28,081	△ 26.4
歳 出	980,206	0.0	979,984	△ 0.1
通常収支分	959,341	0.4	955,066	0.8
東日本大震災分	20,865	△ 16.3	24,918	△ 26.2

第2表 団体区分別決算規模の状況

区 分	決 算 額			増 減 率	
	平成30年度	平成29年度	増減額	30年度	29年度
	億円	億円	億円	%	%
歳 入					
都 道 府 県	503,728	508,895	△ 5,167	△ 1.0	△ 1.4
市 町 村 (純 計 額)	598,909	598,268	641	0.1	2.4
政 令 指 定 都 市	139,926	139,307	619	0.4	9.9
特 別 区	38,849	38,046	803	2.1	2.1
中 核 市	82,448	74,785	7,663	10.2	0.0
施 行 時 特 例 市	28,528	34,496	△ 5,968	△ 17.3	1.5
都 市	232,039	233,985	△ 1,946	△ 0.8	0.0
町 村	70,774	71,312	△ 537	△ 0.8	0.8
一 部 事 務 組 合 等	20,444	20,404	40	0.2	△ 2.1
合 計 (純 計 額)	1,013,453	1,013,233	220	0.0	△ 0.1
歳 出					
都 道 府 県	489,573	494,485	△ 4,912	△ 1.0	△ 1.5
市 町 村 (純 計 額)	579,817	579,429	389	0.1	2.6
政 令 指 定 都 市	138,244	137,643	600	0.4	10.0
特 別 区	37,430	36,580	850	2.3	1.5
中 核 市	80,246	72,937	7,308	10.0	△ 0.1
施 行 時 特 例 市	27,640	33,432	△ 5,791	△ 17.3	1.0
都 市	223,217	225,272	△ 2,055	△ 0.9	0.2
町 村	67,616	68,176	△ 560	△ 0.8	1.3
一 部 事 務 組 合 等	19,523	19,455	68	0.4	△ 1.8
合 計 (純 計 額)	980,206	979,984	222	0.0	△ 0.1

(注) 市町村(純計額)は、市町村の決算額の単純合計から、一部事務組合及び広域連合とこれを組織する市区町村との間の相互重複額を控除したものの。

第7図 決算規模の推移(純計)



(2) 決算収支〔資料編：第7表〕

ア 実質収支

実質収支（形式収支（歳入歳出差引額）から明許繰越等のために翌年度に繰り越すべき財源を控除した額）の状況は、第3表のとおりである。

平成30年度の実質収支は1兆9,828億円の黒字（前年度2兆379億円の黒字）で、昭和31年度以降黒字となっている。

実質収支を団体区分別にみると、都道府県においては6,036億円の黒字（前年度5,983億円の黒字）であり、平成12年度以降黒字となっている。また、市町村においては1兆3,792億円の黒字（前年度1兆4,396億円の黒字）であり、昭和31年度以降黒字となっている。

実質収支が赤字である団体は、市町村1団体、一部事務組合1団体となった。

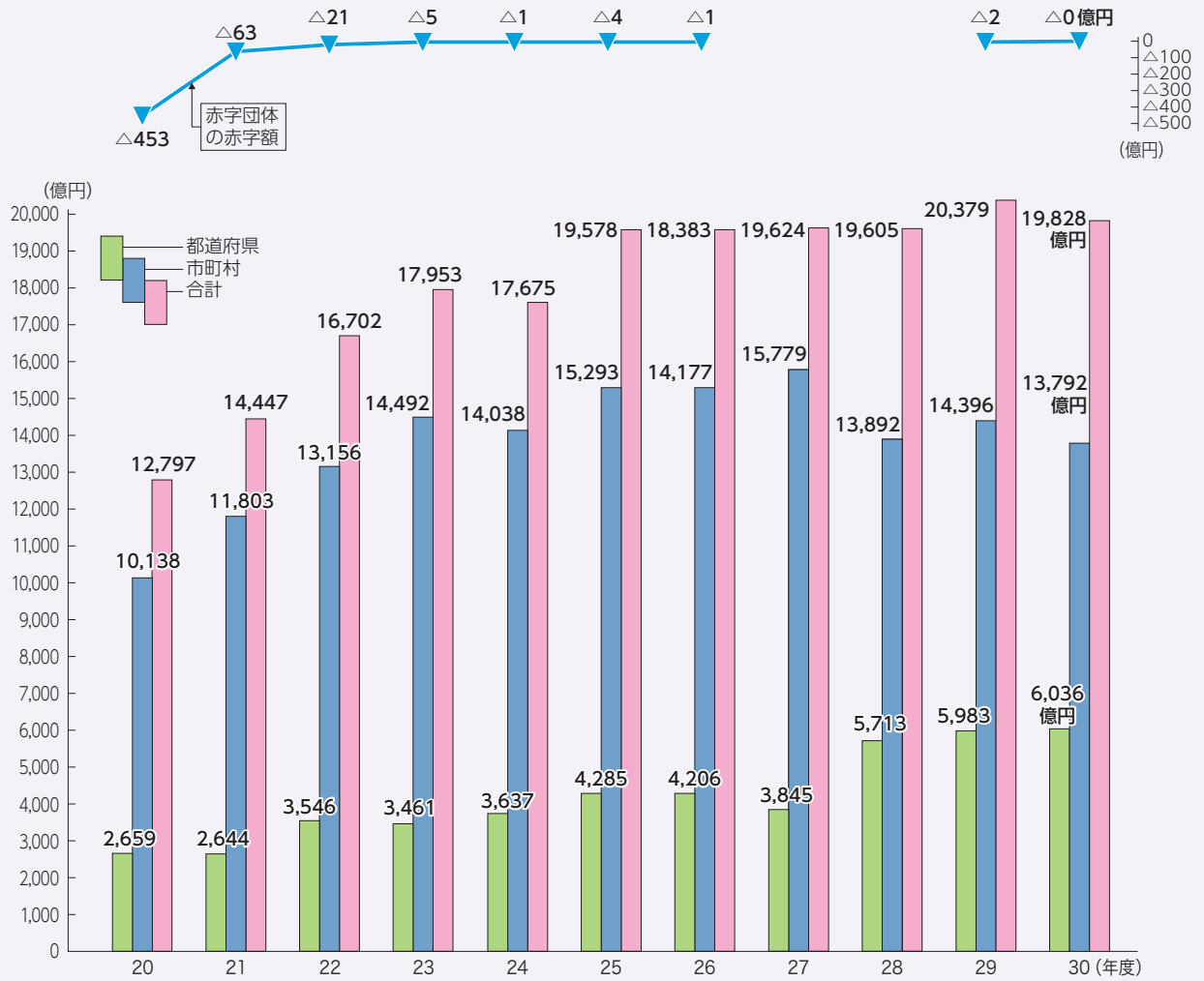
なお、近年の実質収支及び赤字団体の赤字額の推移は、第8図のとおりである。標準財政規模に対する実質収支額の割合である実質収支比率（加重平均により、市町村分は特別区及び一部事務組合等を除く。）の推移は、第9図のとおり、平成30年度の実質収支比率は前年度と同率の3.1%となっており、都道府県においては前年度と同率の2.1%、市町村においては0.1ポイント低下の4.0%となっている。

第3表 実質収支の状況

区 分	平 成 30 年 度				平 成 29 年 度		増 減		
	団体数	形式収支	翌年度に繰り越すべき財源	実質収支	団体数	実質収支	団体数	実質収支	
		億円	億円	億円		億円		億円	
全 都 道 府 県	47	14,155	8,120	6,036	47	5,983	—	53	
団 体 { 市 町 村	3,044	19,091	5,299	13,792	3,055	14,396	△ 11	△ 604	
合 計	3,091	33,247	13,419	19,828	3,102	20,379	△ 11	△ 551	
黒 都 道 府 県	47	14,155	8,120	6,036	47	5,983	—	53	
字 の 団 体 { 市 町 村	3,042	19,091	5,299	13,792	3,052	14,398	△ 10	△ 606	
合 計	3,089	33,246	13,418	19,828	3,099	20,381	△ 10	△ 553	
赤 都 道 府 県	—	—	—	—	—	—	—	—	
字 の 団 体 { 市 町 村	2	1	1	△ 0	3	△ 2	△ 1	2	
合 計	2	1	1	△ 0	3	△ 2	△ 1	2	

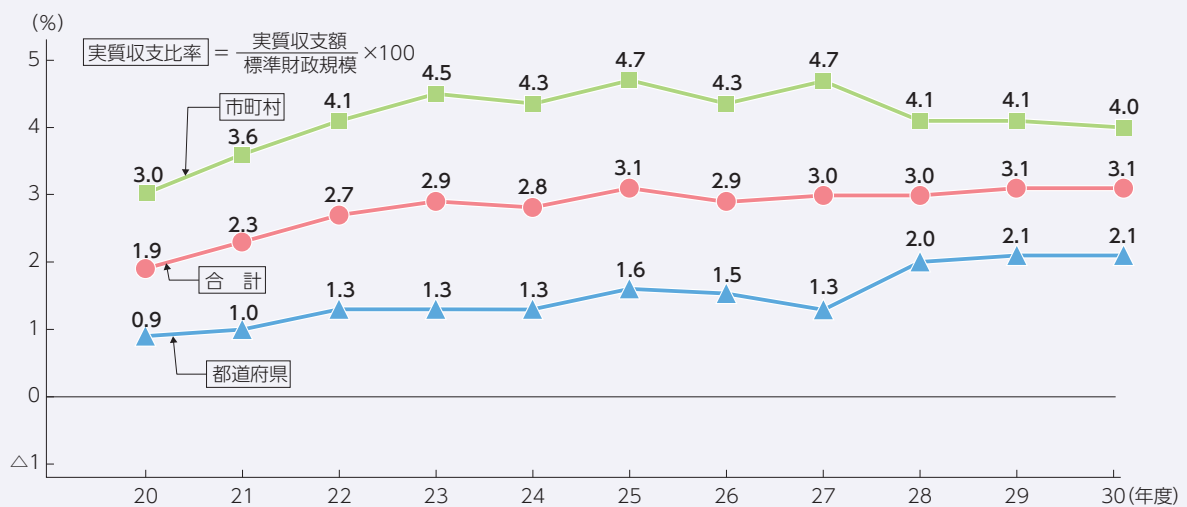
（注）市町村の額は単純合計である。

第8図 実質収支及び赤字団体の赤字額の推移



(注) 1 市町村の額は単純合計額である。
2 平成27、28年度は全団体に黒字となっている。

第9図 実質収支比率の推移



(注) 合計及び市町村には、特別区及び一部事務組合等は含まれていない。

イ 単年度収支及び実質単年度収支

平成30年度の単年度収支（実質収支から前年度の実質収支を差し引いた額）は549億円の赤字（前年度782億円の黒字）となっている。

単年度収支を団体区分別にみると、都道府県においては53億円の黒字（前年度270億円の黒字）、市町村においては603億円の赤字（同512億円の黒字）となっている。

また、実質単年度収支（単年度収支に財政調整基金への積立額及び地方債の繰上償還額を加え、財政調整基金の取崩し額を差し引いた額）は350億円の黒字（前年度908億円の赤字）となっている。

実質単年度収支を団体区分別にみると、都道府県においては2,240億円の黒字（前年度1,224億円の黒字）、市町村においては1,891億円の赤字（同2,132億円の赤字）となっている。

なお、実質収支、単年度収支及び実質単年度収支の赤字団体数の状況は、第4表のとおりである。

第4表 赤字の団体数の状況

区 分	全団体数		赤 字 の 団 体 数											
			実質収支				単年度収支				実質単年度収支			
	平成 30年度	平成 29年度	30年度		29年度		30年度		29年度		30年度		29年度	
	(A)	(B)	団体数 (C)	割合 (C)/(A)	団体数 (D)	割合 (D)/(B)	団体数 (E)	割合 (E)/(A)	団体数 (F)	割合 (F)/(B)	団体数 (G)	割合 (G)/(A)	団体数 (H)	割合 (H)/(B)
都 道 府 県	47	47	—	—	—	—	23	48.9	17	36.2	19	40.4	21	44.7
市 町 村 計	3,044	3,055	2	0.1	3	0.1	1,560	51.2	1,583	51.8	1,671	54.9	1,712	56.0
政令指定都市	20	20	—	—	—	—	12	60.0	4	20.0	13	65.0	8	40.0
中 核 市	54	48	—	—	—	—	24	44.4	20	41.7	35	64.8	28	58.3
施行時特例市	31	36	—	—	1	2.8	16	51.6	9	25.0	10	32.3	14	38.9
都 市	687	687	1	0.1	—	—	349	50.8	322	46.9	393	57.2	393	57.2
中 都 市	155	156	—	—	—	—	85	54.8	54	34.6	87	56.1	75	48.1
小 都 市	532	531	1	0.2	—	—	264	49.6	268	50.5	306	57.5	318	59.9
町 村	926	927	—	—	2	0.2	499	53.9	488	52.6	576	62.2	577	62.2
市 町 村 小 計	1,718	1,718	1	0.1	3	0.2	900	52.4	843	49.1	1,027	59.8	1,020	59.4
特 別 区	23	23	—	—	—	—	14	60.9	6	26.1	10	43.5	7	30.4
一部事務組合等	1,303	1,314	1	0.1	—	—	646	49.6	734	55.9	634	48.7	685	52.1
合 計	3,091	3,102	2	0.1	3	0.1	1,583	51.2	1,600	51.6	1,690	54.7	1,733	55.9

(3) 歳入〔資料編：第10表〕

歳入純計決算額は101兆3,453億円で、前年度と比べると220億円増加（0.0%増）している。このうち通常収支分は98兆9,763億円で、前年度と比べると4,611億円増加（0.5%増）しており、東日本大震災分は2兆3,690億円で、前年度と比べると4,391億円減少（15.6%減）している。

歳入の主な内訳をみると、第5表のとおりである。

地方税は、法人関係二税の増加等により、前年度と比べると8,470億円増加（2.1%増）している。

地方譲与税は、地方法人特別譲与税の増加等により、前年度と比べると2,456億円増加（10.2%増）している。

地方特例交付金は、前年度と比べると216億円増加（16.3%増）している。

地方交付税は、前年度と比べると2,198億円減少（1.3%減）している。

一般財源は、地方税及び地方譲与税の増加等により、前年度と比べると8,945億円増加（1.5%増）している。なお、一般財源に臨時財政対策債を加えた額は8,457億円増加（1.3%増）している。

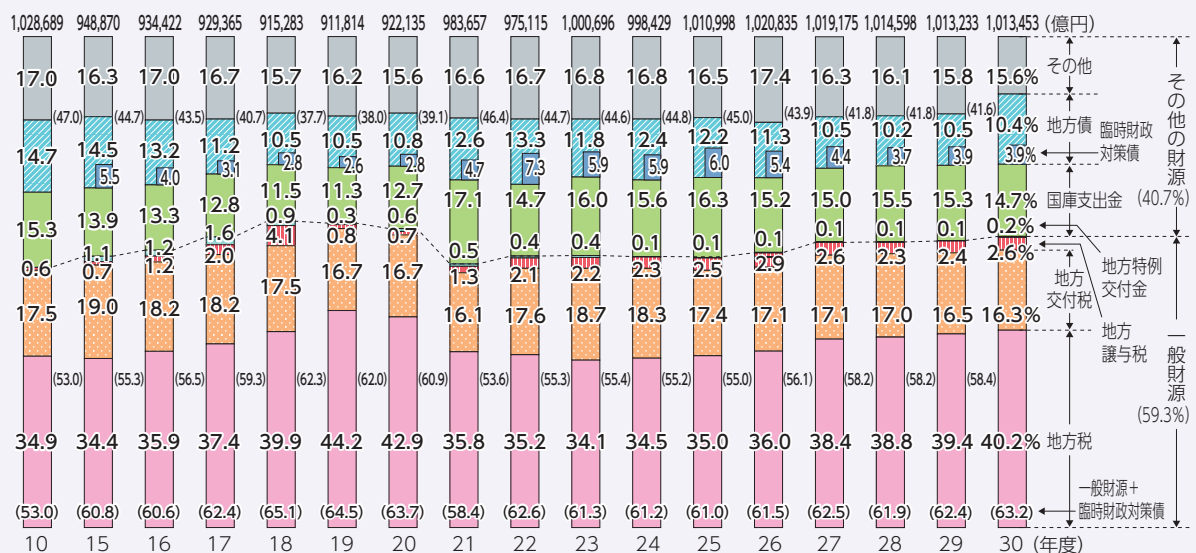
国庫支出金は、臨時福祉給付金に係る補助金、国民健康保険財政安定化基金の造成に係る補助金の減少等

第5表 歳入純計決算額の状況

区 分	決 算 額			構 成 比		増 減 率	
	平成 30年度	平成 29年度	増減額	30年度	29年度	30年度	29年度
	億円	億円	億円	%	%	%	%
地 方 税	407,514	399,044	8,470	40.2	39.4	2.1	1.3
地 方 譲 与 税	26,509	24,052	2,456	2.6	2.4	10.2	2.8
地 方 特 例 交 付 金	1,544	1,328	216	0.2	0.1	16.3	7.7
地 方 交 付 税	165,482	167,680	△ 2,198	16.3	16.5	△ 1.3	△ 2.7
小 計 (一 般 財 源)	601,049	592,104	8,945	59.3	58.4	1.5	0.2
(一般財源+臨時財政対策債)	640,444	631,987	8,457	63.2	62.4	1.3	0.6
国 庫 支 出 金	148,852	155,204	△ 6,352	14.7	15.3	△ 4.1	△ 1.1
地 方 債	105,084	106,449	△ 1,365	10.4	10.5	△ 1.3	2.5
うち臨時財政対策債	39,395	39,883	△ 488	3.9	3.9	△ 1.2	6.7
そ の 他	158,468	159,476	△ 1,007	15.6	15.8	△ 0.6	△ 2.1
合 計	1,013,453	1,013,233	220	100.0	100.0	0.0	△ 0.1

(注) 国庫支出金には、交通安全対策特別交付金及び国有提供施設等所在市町村助成交付金を含む。

第10図 歳入純計決算額の構成比の推移



(注) 国庫支出金には、交通安全対策特別交付金及び国有提供施設等所在市町村助成交付金を含む。

により、前年度と比べると6,352億円減少（4.1%減）している。

地方債は、臨時財政対策債の減少等により、前年度と比べると1,365億円減少（1.3%減）している。

歳入純計決算額の構成比の推移は、第10図のとおりである。

地方税の構成比は、税源移譲等により、平成19年度には44.2%まで上昇し、その後、景気の悪化や地方法人特別税の創設等に伴って低下していたが、24年度に上昇に転じ、30年度においては、前年度と比べると0.8ポイント上昇の40.2%となり、7年連続で上昇している。

地方交付税の構成比は、平成13年度以降財源不足額に関して交付税特別会計における借入金による方式に代えて、臨時財政対策債を発行し、基準財政需要額の一部を振り替えることとしたことや、三位一体の改革に伴う地方交付税の改革等により、21年度には16.1%まで低下した。その後、地方財政対策における地方交付税総額の増加等により上昇したが、24年度以降は、地方税収の増加等により低下の傾向にあり、30年度においては、前年度と比べると0.2ポイント低下の16.3%となっている。

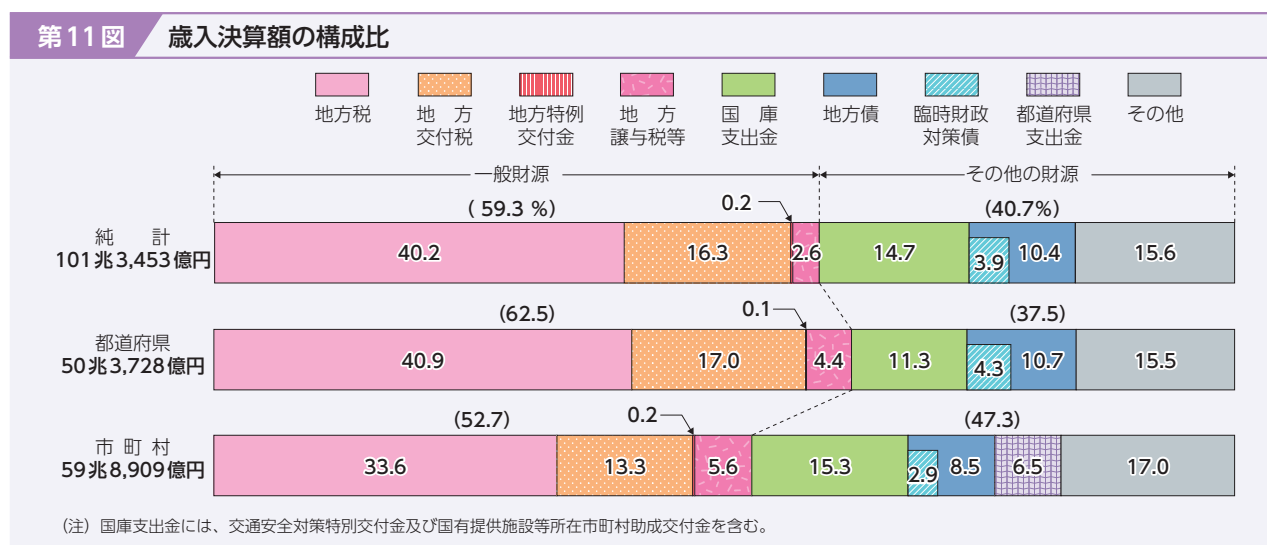
国庫支出金の構成比は、平成15年度以降、三位一体の改革による国庫補助負担金の一般財源化、普通建

設事業費支出金の減少等により、19年度には11.3%まで低下し、その後、国の経済対策の実施、東日本大震災への対応の影響等により上昇したが、30年度においては、前年度と比べると0.6ポイント低下の14.7%となっている。

地方債の構成比は、平成20年度以降、臨時財政対策債の増加等により上昇したが、その後、28年度には10.2%まで低下した。平成30年度においては、前年度と比べると0.1ポイント低下の10.4%となっている。なお、臨時財政対策債を除いた構成比は、前年度と比べると0.1ポイント低下の6.5%となっている。

一般財源の構成比は、平成18年度には62.3%まで上昇し、19年度以降、国庫支出金及び地方債等が増加する一方、地方税及び地方特例交付金の減少等により低下したが、26年度以降は上昇し、30年度においては、前年度と比べると0.9ポイント上昇の59.3%となっている。なお、一般財源に臨時財政対策債を加えた額の構成比は、前年度と比べると0.8ポイント上昇の63.2%となっている。

歳入決算額の構成比を団体区分別にみると、第11図のとおりである。



都道府県においては、地方税が最も大きな割合（40.9%）を占め、以下、地方交付税（17.0%）、国庫支出金（11.3%）の順となっている。

市町村においても、地方税が最も大きな割合（33.6%）を占め、以下、国庫支出金（15.3%）、地方交付税（13.3%）の順となっている。

(4) 歳出

歳出の分類方法としては、行政目的に着目した「目的別分類」と経費の経済的な性質に着目した「性質別分類」が用いられるが、これらの分類による歳出の概要は、次のとおりである。

ア 目的別歳出

(ア) 目的別歳出 [資料編：第34表]

地方公共団体の経費は、その行政目的によって、議会費、総務費、民生費、衛生費、労働費、農林水産業費、商工費、土木費、消防費、警察費、教育費、災害復旧費、公債費等に大別することができる。

歳出純計決算額は98兆206億円で、前年度と比べると222億円増加（0.0%増）している。このうち通常収支分は95兆9,341億円で、前年度と比べると4,276億円増加（0.4%増）しており、東日本大震災分は2兆865億円で、前年度と比べると4,053億円減少（16.3%減）している。

目的別歳出の構成比は、第6表のとおりであり、民生費（26.2%）、教育費（17.2%）、公債費（12.6%）、土木費（12.1%）、総務費（9.5%）の順となっている。

民生費は、国民健康保険財政安定化基金事業及び除染関連基金への積立金の減少等により、前年度と比

第6表 目的別歳出純計決算額の状況

区 分	決 算 額			構 成 比		増 減 率		
	平成 30年度	平成 29年度	増減額	30年度	29年度	30年度	29年度	
	億円	億円	億円	%	%	%	%	
総 務 費	92,860	91,219	1,640	9.5	9.3	1.8	2.5	
民 生 費	256,659	259,834	△ 3,175	26.2	26.5	△ 1.2	△ 1.4	
衛 生 費	62,367	62,626	△ 259	6.4	6.4	△ 0.4	0.1	
労 働 費	2,488	2,628	△ 141	0.3	0.3	△ 5.3	△ 11.3	
農 林 水 産 業 費	32,517	32,992	△ 475	3.3	3.4	△ 1.4	4.0	
商 工 費	47,603	49,010	△ 1,407	4.9	5.0	△ 2.9	△ 5.7	
土 木 費	118,806	119,195	△ 388	12.1	12.2	△ 0.3	△ 0.8	
消 防 費	20,012	20,062	△ 50	2.0	2.0	△ 0.3	1.0	
警 察 費	32,982	32,604	378	3.4	3.3	1.2	△ 0.0	
教 育 費	168,782	168,886	△ 104	17.2	17.2	△ 0.1	0.9	
公 債 費	123,674	126,753	△ 3,080	12.6	12.9	△ 2.4	0.8	
そ の 他	21,456	14,175	7,282	2.1	1.5	51.4	1.5	
合 計	980,206	979,984	222	100.0	100.0	0.0	△ 0.1	

第7表 目的別歳出純計決算額の構成比の推移

区 分	平成 20年度	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
総 務 費	9.9	11.2	10.6	9.6	10.3	10.3	10.0	9.8	9.1	9.3	9.5
民 生 費	19.9	20.6	22.5	23.9	24.0	24.1	24.8	25.7	26.8	26.5	26.2
衛 生 費	6.0	6.2	6.1	7.0	6.2	6.1	6.2	6.4	6.4	6.4	6.4
労 働 費	0.7	1.0	0.9	1.0	0.8	0.6	0.4	0.4	0.3	0.3	0.3
農 林 水 産 業 費	3.7	3.7	3.4	3.3	3.3	3.6	3.4	3.3	3.2	3.4	3.3
商 工 費	5.9	6.8	6.8	6.8	6.4	6.1	5.6	5.6	5.3	5.0	4.9
土 木 費	14.4	13.8	12.6	11.6	11.7	12.4	12.2	11.9	12.2	12.2	12.1
消 防 費	2.0	1.9	1.9	1.9	2.0	2.0	2.2	2.1	2.0	2.0	2.0
警 察 費	3.7	3.4	3.4	3.3	3.3	3.2	3.2	3.3	3.3	3.3	3.4
教 育 費	18.0	17.1	17.4	16.7	16.7	16.5	16.9	17.1	17.1	17.2	17.2
公 債 費	14.7	13.4	13.7	13.4	13.5	13.5	13.6	13.1	12.8	12.9	12.6
そ の 他	1.1	0.9	0.7	1.5	1.8	1.6	1.5	1.3	1.5	1.5	2.1
合 計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円
歳 出 合 計	896,915	961,064	947,750	970,026	964,186	974,120	985,228	984,052	981,415	979,984	980,206

べると3,175億円減少（1.2%減）している。

教育費は、中学校費の減少等により、前年度と比べると104億円減少（0.1%減）している。

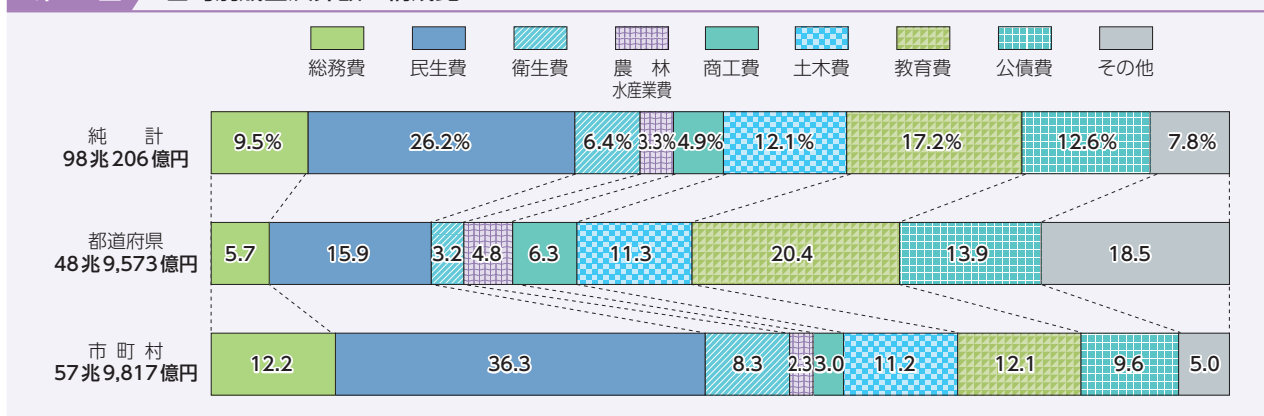
公債費は、臨時財政対策債元利償還額が増加したものの、公共事業等債の元利償還額の減少等により、前年度と比べると3,080億円減少（2.4%減）している。

土木費は、普通建設事業費の減少等により、前年度と比べると388億円減少（0.3%減）している。

総務費は、ふるさと納税に係る経費の増加等により、前年度と比べると1,640億円増加（1.8%増）している。

目的別歳出の構成比の推移は、第7表のとおりである。民生費の構成比は、社会保障関係費の増加を背景に平成19年度以降最も大きな割合を占めている一方で、公債費、土木費の構成比は低下の傾向にある。

第12図 目的別歳出決算額の構成比



目的別歳出の構成比を団体区別にみると、第12図のとおりである。

都道府県においては、政令指定都市を除く市町村立義務教育諸学校教職員の人件費を負担していること等により、教育費が最も大きな割合（20.4%）を占め、以下、民生費（15.9%）、公債費（13.9%）、土木費（11.3%）、商工費（6.3%）の順となっている。

また、市町村においては、児童福祉、生活保護に関する事務（町村については、福祉事務所を設置している町村）等の社会福祉事務の比重が高いこと等により、民生費が最も大きな割合（36.3%）を占め、以下、総務費（12.2%）、教育費（12.1%）、土木費（11.2%）、公債費（9.6%）の順となっている。

（イ）一般財源の充当状況【資料編：第36表】

一般財源の目的別歳出に対する充当状況は、第8表のとおりである。

一般財源総額（60兆1,049億円）に占める目的別歳出に対する一般財源充当額の割合をみると、民生費が最も大きな割合（24.2%）を占め、以下、教育費（18.0%）、公債費（17.0%）、総務費（10.5%）、土木費（7.5%）の順となっている。

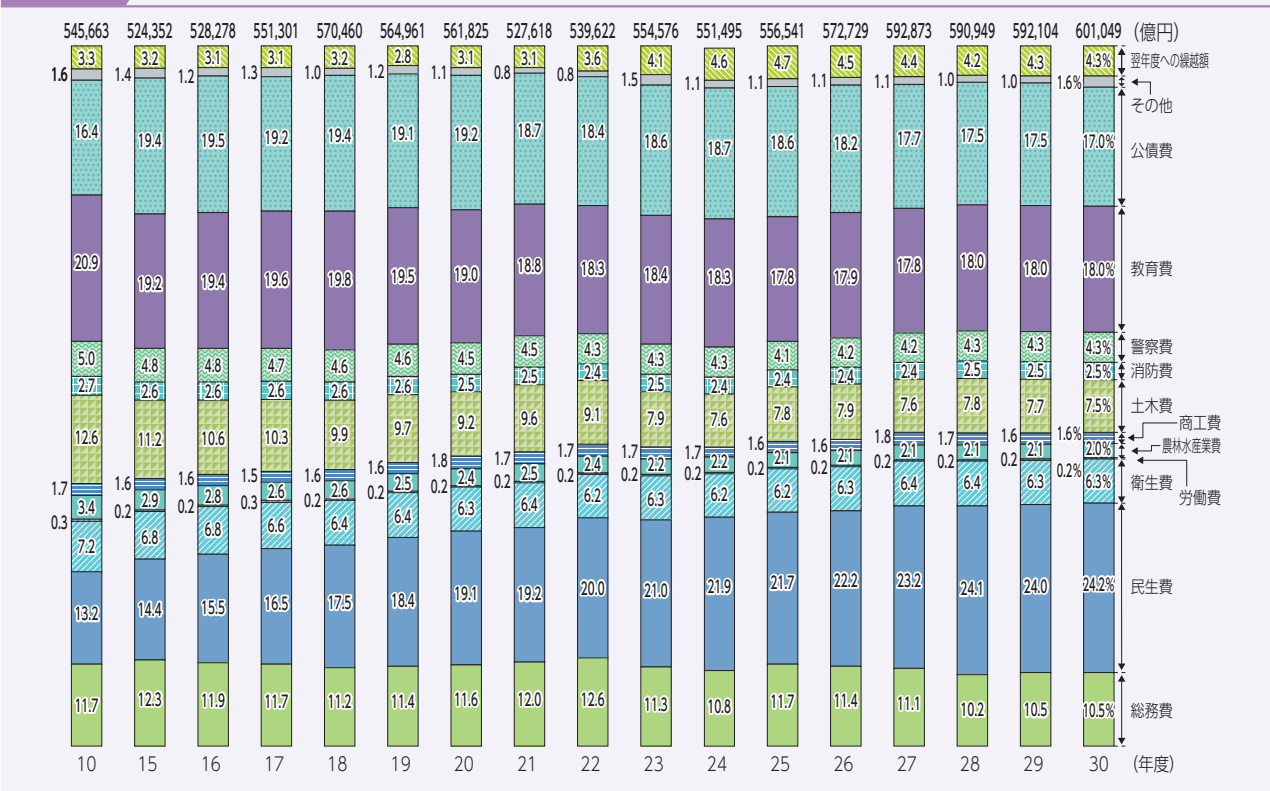
一般財源充当額の目的別構成比の推移は、第13図のとおりである。近年、民生費充当分が上昇の傾向にある一方で、公債費充当分及び土木費充当分は低下の傾向にある。

第8表 一般財源の目的別歳出充当状況

区 分	平成30年度		平成29年度	
	決 算 額	構 成 比	決 算 額	構 成 比
	億円	%	億円	%
総 務 費	63,347	10.5	62,196	10.5
民 生 費	145,195	24.2	141,984	24.0
衛 生 費	37,919	6.3	37,309	6.3
労 働 費	1,227	0.2	1,250	0.2
農 林 水 産 業 費	12,184	2.0	12,477	2.1
商 工 費	9,882	1.6	9,658	1.6
土 木 費	45,042	7.5	45,540	7.7
消 防 費	14,909	2.5	14,964	2.5
警 察 費	25,777	4.3	25,450	4.3
教 育 費	107,941	18.0	106,795	18.0
公 債 費	101,982	17.0	103,371	17.5
そ の 他	9,741	1.6	5,687	1.0
翌年度への繰越額	25,903	4.3	25,423	4.3
一 般 財 源 計	601,049	100.0	592,104	100.0

（注）「翌年度への繰越額」には、翌年度へ繰り越された事業費に充当すべき財源を含んでいる。第13図において同じ。

第13図 一般財源充当額の目的別構成比の推移



2 地方財政の概況

イ 性質別歳出

(ア) 性質別歳出 [資料編：第73表]

地方公共団体の経費は、その経済的な性質によって、義務的経費、投資的経費及びその他の経費に大別することができる。

義務的経費は、職員給等の人件費のほか、生活保護費等の扶助費及び地方債の元利償還金等の公債費からなっている。また、投資的経費は、道路、橋りょう、公園、公営住宅、学校の建設等に要する普通建設事業費のほか、災害復旧事業費及び失業対策事業費からなっている。

歳出純計決算額の主な性質別内訳をみると、第9表のとおりである。

義務的経費は、前年度と比べると2,892億円減少（0.6%減）している。これは、公債費が、公共事業等債の元利償還額の減少等により、3,084億円減少（2.4%減）したことによるものである。なお、扶助

第9表 性質別歳出純計決算額の状況

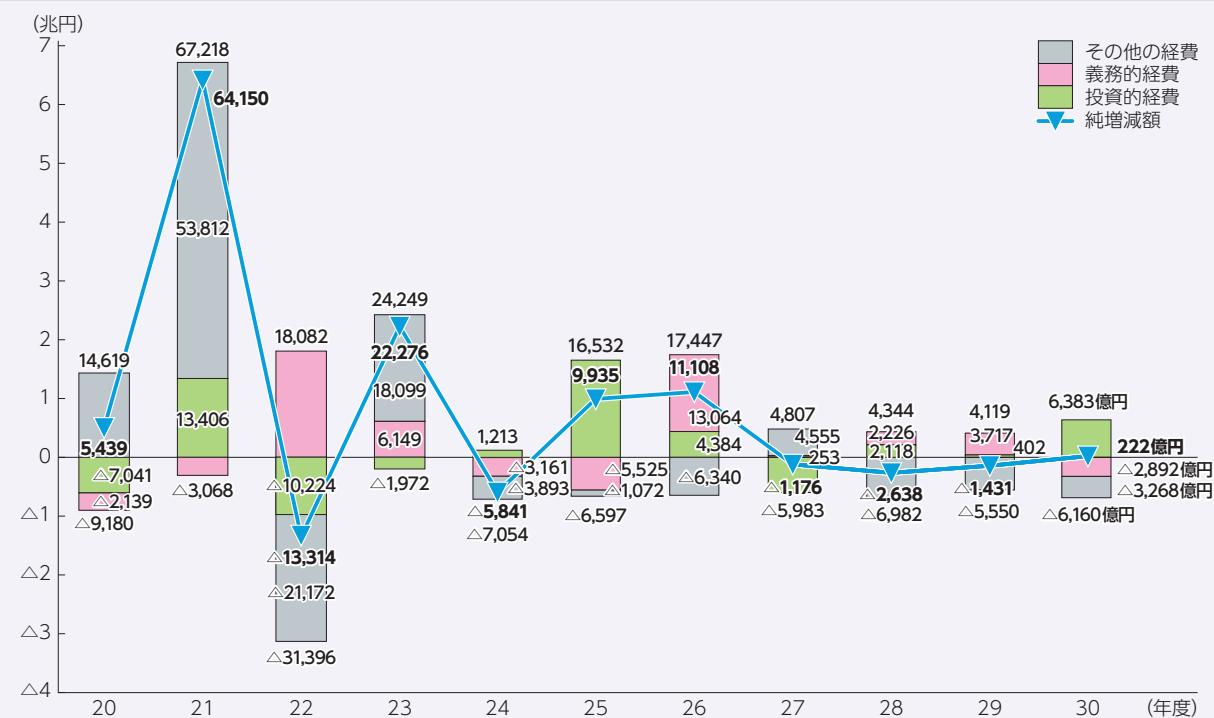
区 分	決 算 額			構 成 比		増 減 率	
	平成 30年度	平成 29年度	増減額	30年度	29年度	30年度	29年度
	億円	億円	億円	%	%	%	%
義 務 的 経 費	491,064	493,956	△ 2,892	50.1	50.4	△ 0.6	0.8
人 件 費	224,660	224,652	9	22.9	22.9	0.0	△ 0.0
扶 助 費	142,997	142,814	184	14.6	14.6	0.1	1.9
公 債 費	123,407	126,491	△ 3,084	12.6	12.9	△ 2.4	0.8
投 資 的 経 費	158,037	151,654	6,383	16.1	15.5	4.2	0.3
普 通 建 設 事 業 費	147,644	143,206	4,438	15.1	14.6	3.1	0.1
う ち 補 助 事 業 費	70,252	73,010	△ 2,758	7.2	7.5	△ 3.8	2.5
う ち 単 独 事 業 費	70,208	62,978	7,230	7.2	6.4	11.5	△ 1.6
災 害 復 旧 事 業 費	10,392	8,448	1,944	1.1	0.9	23.0	3.2
失 業 対 策 事 業 費	0	1	△ 0	0.0	0.0	△ 33.3	△ 15.0
そ の 他 の 経 費	331,105	334,374	△ 3,268	33.8	34.1	△ 1.0	△ 1.6
う ち 補 助 費 等	93,108	98,375	△ 5,268	9.5	10.0	△ 5.4	△ 0.0
う ち 繰 出 金	60,035	53,718	6,318	6.1	5.5	11.8	△ 1.4
合 計	980,206	979,984	222	100.0	100.0	0.0	△ 0.1

費は、臨時福祉給付金事業が減少したものの、保育所運営費の増加等により、前年度と比べると184億円増加（0.1%増）している。

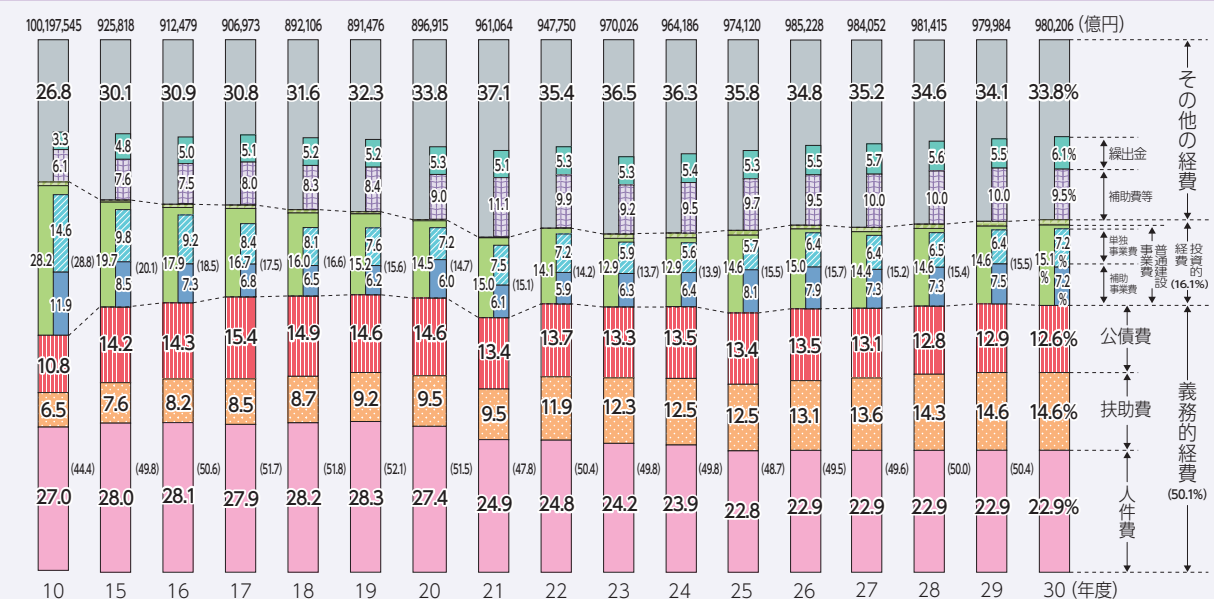
投資的経費は、前年度と比べると6,383億円増加（4.2%増）している。これは、東京都の築地市場跡地取得事業等により、普通建設事業費が4,438億円増加（3.1%増）したこと、平成30年度の7月豪雨、台風第21号、北海道胆振東部地震等の対応により、災害復旧事業費が1,944億円増加（23.0%増）したこと等によるものである。

また、その他の経費は、前年度と比べると3,268億円減少（1.0%減）している。これは、国民健康保険制度の改正等に伴い繰出金が6,318億円増加（11.8%増）した一方で、同改正に伴う国民健康保険財政調整交付金の減少等により補助費等が5,268億円減少（5.4%減）したことに加え、基金への積立金の減少等により積立金が3,026億円減少（9.7%減）したこと等によるものである。

第14図 義務的経費、投資的経費等の増減額の推移



第15図 性質別歳出純計決算額の構成比の推移



（注）（ ）内の数値は、義務的経費及び投資的経費の構成比である。

平成20年度以降のこれらの経費の増減額の推移は、第14図のとおりである。

次に、性質別歳出の構成比の推移は、第15図のとおりである。

義務的経費の構成比は、平成10年度以降上昇の傾向にあり19年度には52.1%となったが、20年度に低下に転じた。平成22年度においては子ども手当の創設に伴う扶助費の増加等により上昇し、23年度においてはその他の経費の増加等の影響により低下した。平成26年度以降はやや上昇の傾向となっていたが、30年度においては、前年度と比べると0.3ポイント低下し、50.1%となっている。義務的経費の構成比の内訳をみると、人件費は、平成20年度以降低下の傾向にあるが、30年度においては前年度と同率の22.9%となっている。扶助費は、社会保障関係費の増加を背景に上昇の傾向にあるが、平成30年度においては前年度と同率の14.6%となっている。公債費は、平成18年度以降低下の傾向にあり、30年度においては前年度と比べると0.3ポイント低下の12.6%となっている。

投資的経費の構成比は、平成23年度まで低下の傾向にあったが、24年度に上昇に転じた。平成30年度においては普通建設事業費、災害復旧事業費の増加等により、前年度と比べると0.6ポイント上昇の16.1%となっている。

その他の経費の構成比は、補助費等、繰出金の増加等により、平成23年度まで上昇の傾向にあったが、24年度に低下に転じ、30年度においては前年度と比べると0.3ポイント低下の33.8%となっている。

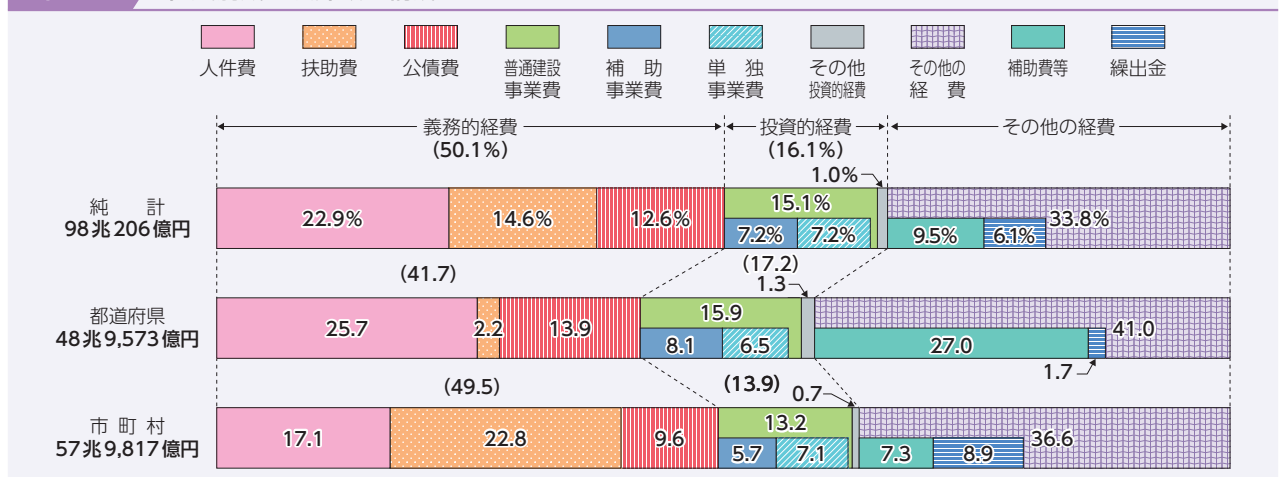
性質別歳出決算額の構成比を団体区分別にみると、第16図のとおりである。

人件費の構成比は、都道府県において、政令指定都市を除く市町村立義務教育諸学校教職員の人件費を負担していること等から、都道府県（25.7%）が市町村（17.1%）を上回っている。また、扶助費の構成比は、市町村において、児童手当の支給、生活保護に関する事務（町村については、福祉事務所を設置している町村）等の社会福祉関係事務が行われていること等から、市町村（22.8%）が都道府県（2.2%）を上回っている。

普通建設事業費のうち、補助事業費の構成比は、都道府県（8.1%）が市町村（5.7%）を上回る一方、単独事業費の構成比は、市町村（7.1%）が都道府県（6.5%）を上回っている。

その他の経費のうち、補助費等の構成比は、都道府県（27.0%）が市町村（7.3%）を上回る一方、繰出金の構成比は、市町村（8.9%）が都道府県（1.7%）を上回っている。

第16図 性質別歳出決算額の構成比



(イ) 一般財源の充当状況 [資料編：第75表]

一般財源の性質別歳出に対する充当状況は、第10表のとおりである。

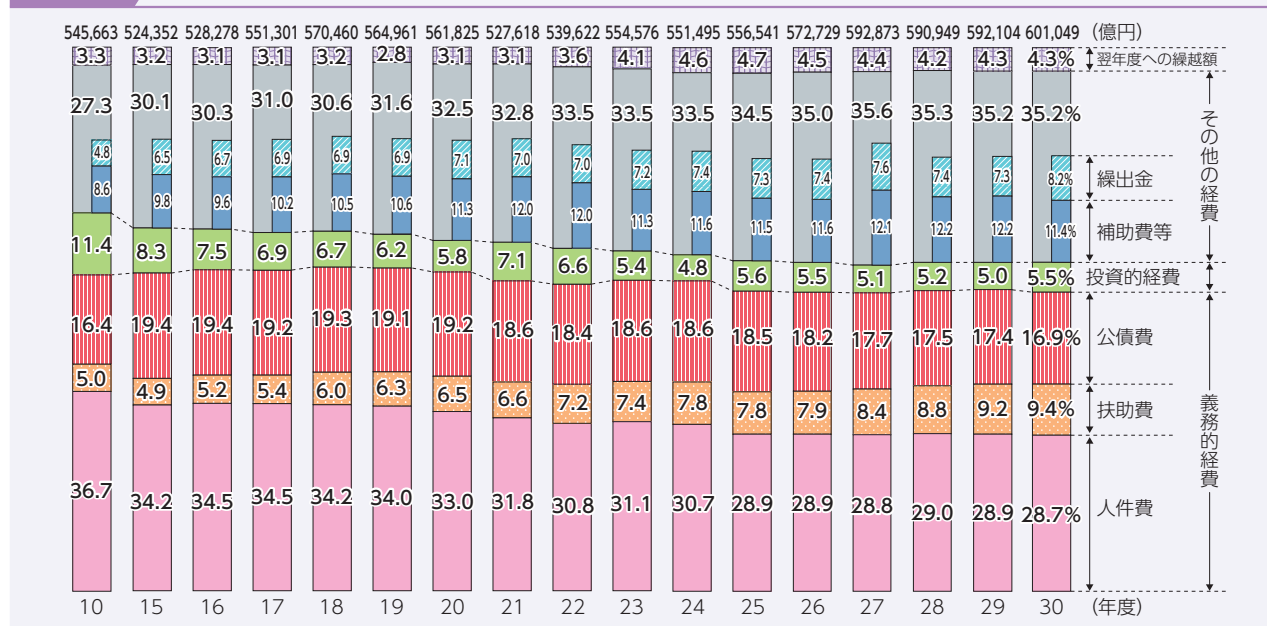
一般財源総額（60兆1,049億円）に占める性質別歳出に対する一般財源充当額の割合をみると、義務的経費が最も大きな割合（55.0%）を占め、以下、その他の経費（35.2%）、投資的経費（5.5%）の順となっている。なお、その他の経費の中では、補助費等が最も大きな割合（11.4%）を占めている。

第10表 一般財源の性質別歳出充当状況

区 分	平成30年度		平成29年度	
	決 算 額	構 成 比	決 算 額	構 成 比
	億円	%	億円	%
義 務 的 経 費	330,412	55.0	328,424	55.5
人 件 費	172,277	28.7	170,846	28.9
扶 助 費	56,405	9.4	54,461	9.2
公 債 費	101,730	16.9	103,118	17.4
投 資 的 経 費	33,010	5.5	29,670	5.0
普 通 建 設 事 業 費	31,667	5.3	28,546	4.8
災 害 復 旧 事 業 費	1,343	0.2	1,124	0.2
失 業 対 策 事 業 費	0	0.0	0	0.0
そ の 他 の 経 費	211,724	35.2	208,587	35.2
うち 補 助 費 等	68,452	11.4	72,322	12.2
繰 出 金	49,366	8.2	43,465	7.3
翌 年 度 へ の 繰 越 額	25,903	4.3	25,423	4.3
一 般 財 源 計	601,049	100	592,104	100.0

(注)「翌年度への繰越額」には、翌年度へ繰り越された事業費に充当すべき財源を含んでいる。第17図において同じ。

第17図 一般財源充当額の性質別構成比の推移



一般財源充当額の性質別構成比の推移は、第17図のとおりである。

義務的経費充当分は、平成18年度までは、人件費充当分が低下の傾向にある一方で、扶助費充当分及び公債費充当分が上昇の傾向にあったことから、上昇の傾向にあった。平成21年度以降は、公債費充当分が低下の傾向に転じたことから、全体としても低下の傾向にあり、30年度においては前年度と比べると0.5ポイント低下の55.0%となっている。

投資的経費充当分は、低下の傾向にあるが、平成30年度においては前年度と比べると0.5ポイント上昇の5.5%となっている。

その他の経費充当分は、上昇の傾向にあるが、平成30年度においては前年度と同率の35.2%となっている。

(5) 財政構造の弾力性 [資料編：第8表]

ア 経常収支比率

地方公共団体が社会経済や行政需要の変化に適切に対応していくためには、財政構造の弾力性が確保されなければならない。財政構造の弾力性の度合いを判断する指標の一つが、経常収支比率である。

経常収支比率は、経常経費充当一般財源（人件費、扶助費、公債費等のように毎年度経常的に支出される経費に充当された一般財源）の、経常一般財源（一般財源総額のうち地方税、普通交付税等のように毎年度経常的に収入される一般財源）、減収補填債特例分及び臨時財政対策債の合計額に対する割合である。

平成30年度の経常収支比率（加重平均により、市町村分は特別区及び一部事務組合等を除く。）は、前年度と比べると0.5ポイント低下の93.0%となった。主な内訳をみると、人件費充当分が30.9%（前年度31.1%）、公債費充当分が19.3%（同19.9%）となっている。なお、減収補填債特例分及び臨時財政対策債を経常収支比率算出上の分母から除いた場合の経常収支比率は、99.7%（前年度100.7%）となっている。また、経常収支比率の推移は第11表のとおりである。

また、経常収支比率を構成する分子及び分母の状況としては、分子である経常経費充当一般財源は、主に扶助費等が増加したことにより、前年度と比べると0.3%増となっている。また、分母である経常一般財源等は、地方税、地方譲与税等が増加したことにより、前年度と比べると0.8%増となっている。

分子及び分母の推移は、第18図のとおりである。分子である経常経費充当一般財源については、扶助費等が増加の傾向にあることから、全体としても増加の傾向にある。分母である経常一般財源等については、平成23年度以降地方税が増加の傾向にあったことから、全体としても増加の傾向にあり、30年度も地方税及び地方譲与税の増加等により、引き続き全体として増加した。なお、分子及び分母を10年前（平成20年度）と比べるとそれぞれ7.2%増、7.0%増となっており、分子の増加率が分母の増加率を上回っている。

経常収支比率を団体区分別にみると、都道府県においては前年度と比べると1.2ポイント低下の93.0%、市町村においては前年度と比べると0.2ポイント上昇の93.0%となっている。

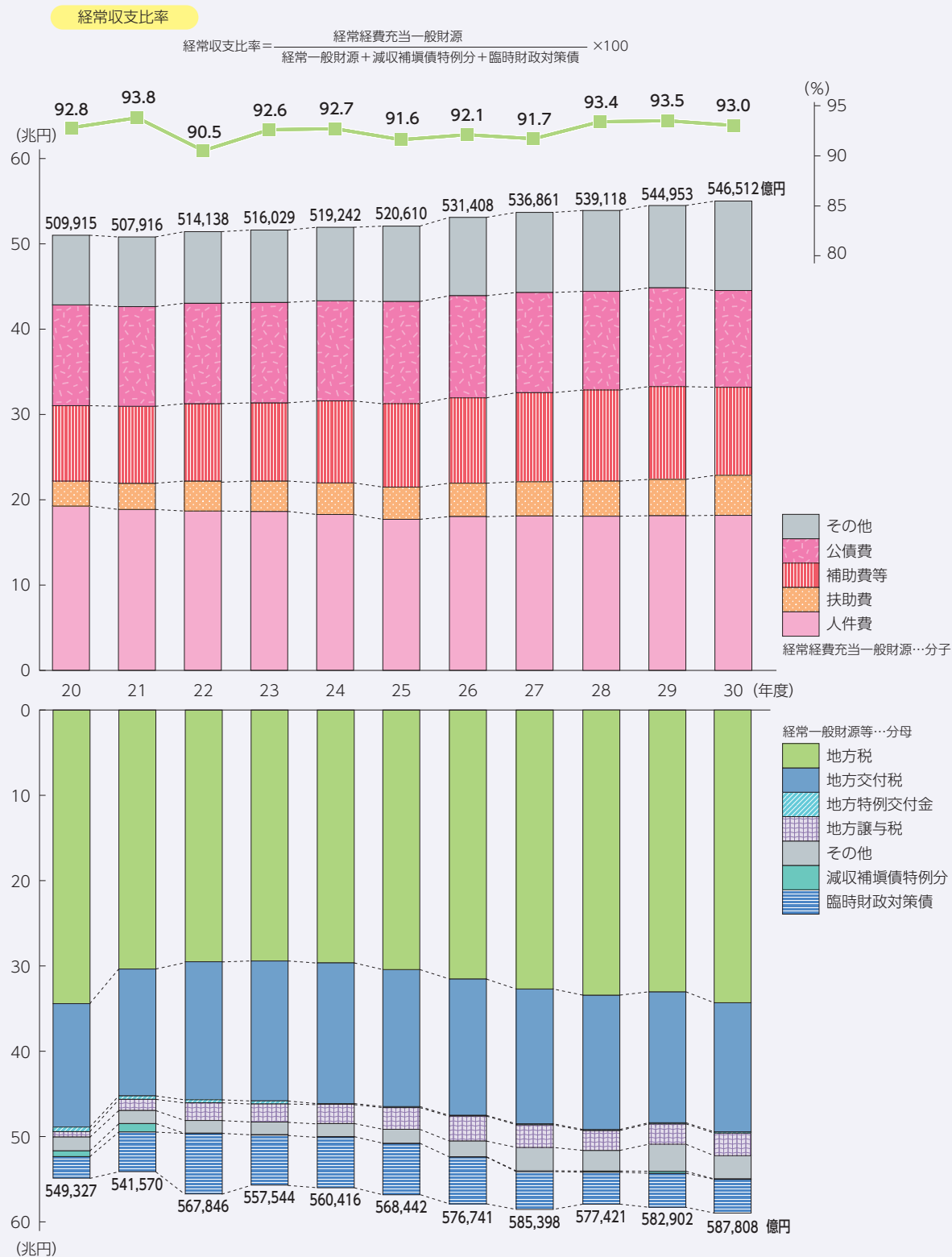
経常収支比率の段階別分布状況をみると、第12表のとおりである。経常収支比率が80%以上の団体数は、都道府県においては46団体（前年度47団体）、市町村においては全体の94.5%を占める1,624団体（同1,594団体）となっている。また、経常収支比率が100%以上の団体は、都道府県においては1団体

第11表 経常収支比率の推移

区 分	平成 20年度	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
都 道 府 県	% 93.9 [101.4]	% 95.9 [111.9]	% 91.9 [109.9]	% 94.9 [110.0]	% 94.6 [109.6]	% 93.0 [107.5]	% 93.0 [105.2]	% 93.4 [102.7]	% 94.3 [102.3]	% 94.2 [103.0]	% 93.0 [100.7]
うち											
人件費充当	42.9	43.1	40.9	41.8	40.6	38.6	38.7	38.5	38.8	36.8	36.4
扶助費充当	1.5	1.6	1.9	2.1	2.0	1.9	1.9	1.8	1.9	2.0	1.9
公債費充当	22.9	23.2	22.6	23.3	23.1	23.6	23.3	22.7	22.4	23.0	22.1
市 町 村	91.8 [95.7]	91.8 [98.0]	89.2 [97.5]	90.3 [97.5]	90.7 [98.2]	90.2 [97.7]	91.3 [98.3]	90.0 [96.0]	92.5 [97.8]	92.8 [98.6]	93.0 [98.7]
うち											
人件費充当	27.2	26.7	25.1	25.4	24.8	23.7	23.8	23.3	23.7	25.6	25.6
扶助費充当	9.1	9.6	10.4	10.5	11.2	11.3	11.7	11.8	12.4	12.4	12.6
公債費充当	20.1	19.9	19.0	19.0	18.8	18.6	18.2	17.4	17.7	16.9	16.6
合 計	92.8 [98.5]	93.8 [104.5]	90.5 [103.4]	92.6 [103.4]	92.7 [103.6]	91.6 [102.4]	92.1 [101.7]	91.7 [99.3]	93.4 [100.1]	93.5 [100.7]	93.0 [99.7]
うち											
人件費充当	35.1	34.8	32.9	33.4	32.6	31.1	31.3	30.9	31.3	31.1	30.9
扶助費充当	5.3	5.7	6.2	6.4	6.6	6.6	6.8	6.9	7.1	7.3	7.4
公債費充当	21.5	21.5	20.7	21.1	20.9	21.1	20.8	20.1	20.0	19.9	19.3

(注) 1 比率は、加重平均である。
2 [] 内の数値は減収補填債特例分及び臨時財政対策債を経常一般財源等から除いて算出したものである。
3 合計及び市町村には、特別区及び一部事務組合等は含まれていない。第18図、第12表において同じ。

第18図 経常収支比率を構成する分子及び分母の推移（その1 合計）

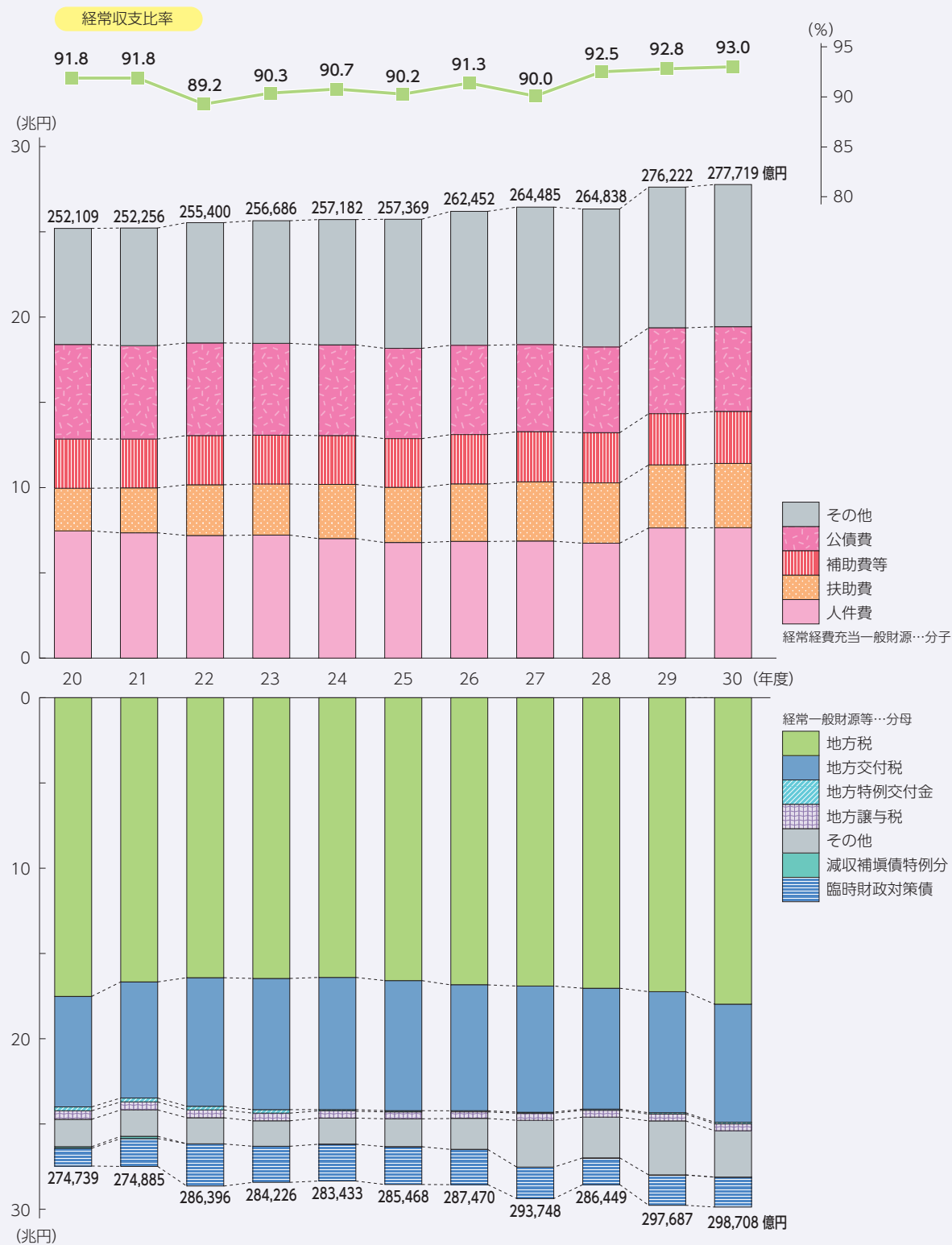


(注) 経常収支比率の計算式はその2、その3において同じ。

第18図 経常収支比率を構成する分子及び分母の推移（その2 都道府県）



第18図 経常収支比率を構成する分子及び分母の推移（その3 市町村）



第12表 経常収支比率の段階別分布状況

区 分	70%未満	70%以上 80%未満	80%以上 90%未満	90%以上 100%未満	100%以上	合 計
平成30年度						
都道府県	－ (－)	1 (2.1)	－ (－)	45 (95.7)	1 (2.1)	47 (100.0)
市 町 村	11 (0.6)	83 (4.8)	621 (36.1)	952 (55.4)	51 (3.0)	1,718 (100.0)
合 計	11 (0.6)	84 (4.8)	621 (35.2)	997 (56.5)	52 (2.9)	1,765 (100.0)
平成29年度						
都道府県	－ (－)	－ (－)	1 (2.1)	45 (95.7)	1 (2.1)	47 (100.0)
市 町 村	13 (0.8)	111 (6.5)	692 (40.3)	861 (50.1)	41 (2.4)	1,718 (100.0)
合 計	13 (0.7)	111 (6.3)	693 (39.3)	906 (51.3)	42 (2.4)	1,765 (100.0)
増 減						
都道府県	－	1	△ 1	－	－	－
市 町 村	△ 2	△ 28	△ 71	91	10	－
合 計	△ 2	△ 27	△ 72	91	10	－

(注) () 内の数値は、構成比である。

(前年度1団体)、市町村においては全体の3.0%を占める51団体（同41団体）となっている。

イ 実質公債費比率及び公債費負担比率

地方債の元利償還金等の公債費は、義務的経費の中でも特に弾力性に乏しい経費であることから、財政構造の弾力性をみる場合、その動向には常に留意する必要がある。その公債費に係る負担の度合いを判断するための指標が、実質公債費比率及び公債費負担比率である。

実質公債費比率は、当該地方公共団体の標準財政規模（普通交付税の算定において基準財政需要額に算入された公債費等を除く。）に対する、一般会計等が負担する元利償還金及び公営企業債の償還に対する繰出金などの元利償還金に準ずるもの（充当された特定財源及び普通交付税の算定において基準財政需要額に算入された公債費等を除く。）の割合であり、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（平成19年法律第94号。以下「地方公共団体財政健全化法」という。）において、財政の早期健全化等の必要性を判断する健全化判断比率の一つとして位置付けられている。

平成30年度の実質公債費比率（加重平均により、市町村分は一部事務組合等を除く。）は、前年度と比べると0.4ポイント低下の8.4%となっている。

公債費負担比率は、公債費充当一般財源の一般財源総額に対する割合である。

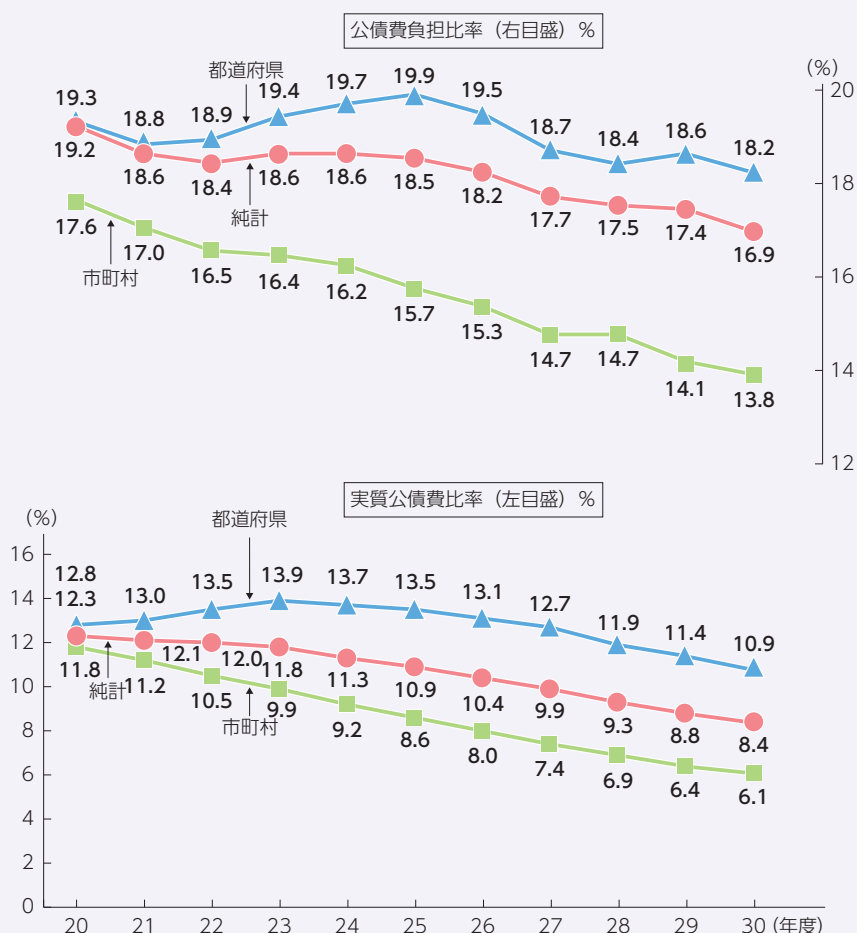
平成30年度の公債費負担比率（加重平均により、市町村分は一部事務組合等を除く。）は、前年度と比べると0.5ポイント低下の16.9%となっている。

近年の実質公債費比率及び公債費負担比率の推移は、第19図のとおりである。

実質公債費比率は、初めて算定された平成17年度以降低下してきている。

公債費負担比率は、純計については平成3年度以降上昇し、15年度に19.4%に達した後、おおむね横ばいの傾向にあり、21年度に低下に転じた後、再び横ばいの傾向にあったが、26年度以降再度低下している。

第19図 公債費負担比率及び実質公債費比率の推移



(6) 将来の財政負担

地方公共団体の財政状況をみるには、単年度の収支状況のみならず、地方債、債務負担行為等のように将来の財政負担となるものや、財政調整基金等の積立金のように年度間の財源調整を図り将来における弾力的な財政運営に資するために財源を留保するものの状況についても、併せて把握する必要がある。これらの状況は、次のとおりである。

ア 地方債現在高 [資料編：第100表]

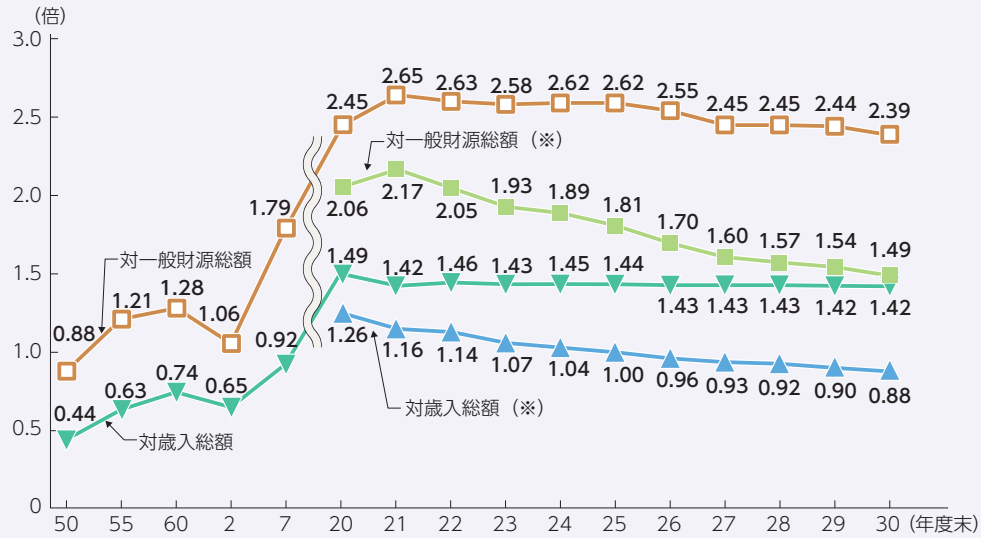
平成30年度末における地方債現在高は143兆6,549億円で、前年度末と比べると、0.4%減（前年度0.4%減）となっている。また、臨時財政対策債を除いた地方債現在高は89兆6,757億円で、前年度末と比べると、1.7%減（前年度1.9%減）となっている。

地方債現在高の歳入総額に対する割合及び一般財源総額に対する割合の推移は、それぞれ第20図のとおりである。

地方債現在高は、昭和50年度末では歳入総額の0.44倍、一般財源総額の0.88倍であったが、地方税収等の落込みへの対応や減税に伴う減収の補填のため、また、経済対策に伴う公共投資の追加等により、地方債が急増したことに伴い、それぞれの割合は平成4年度末以降急増し、さらに、13年度からの臨時財政対策債の発行等があったことにより、高い水準で推移している。平成30年度末では歳入総額の1.42倍、一般財源総額の2.39倍となっている。

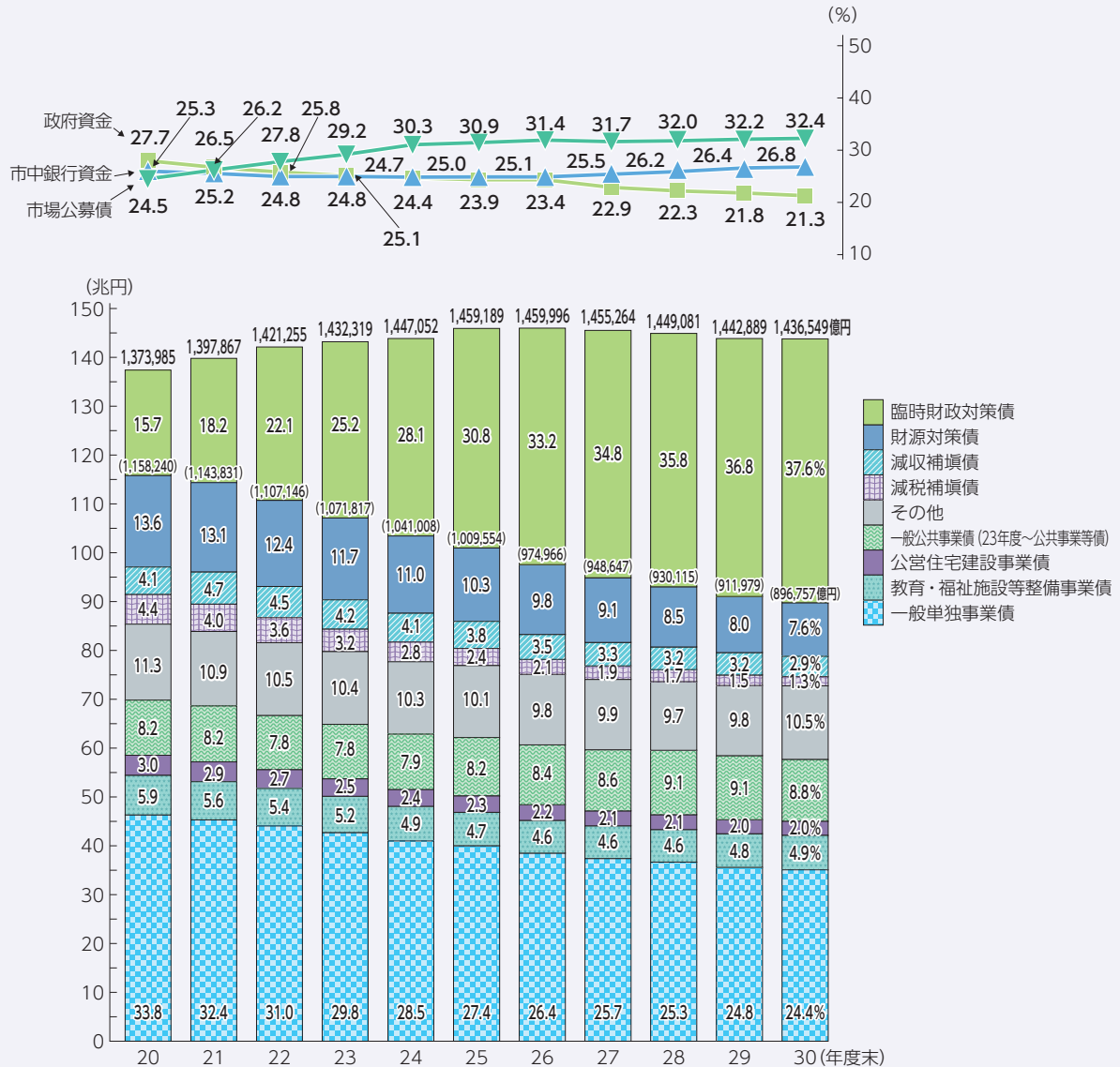
近年の地方債現在高の目的別構成比及び借入先別構成比の推移は、第21図のとおりである。地方債現在高の目的別構成比は、臨時財政対策債（37.6%）、一般単独事業債（24.4%）の順となっている。前年度と比べると、臨時財政対策債が0.8ポイント上昇する一方、一般単独事業債が0.4ポイント低下している。地

第20図 地方債現在高の歳入総額等に対する割合の推移



(注) 地方債現在高は、特定資金公共事業債及び特定資金公共投資事業債を除いた額である。
(※) 臨時財政対策債を除いた地方債現在高の歳入総額等に対する割合である。

第21図 地方債現在高の目的別構成比及び借入先別構成比の推移



(注) 1 地方債現在高は、特定資金公共投資事業債を除いた額である。
2 政府資金は、平成20～30年度は財政融資資金である。
3 財源対策債は、一般公共事業債又は公共事業等債に係る財源対策債等及び他の事業債に係る財源対策債の合計である。
4 地方債現在高には満期一括償還地方債の元金償還に充てるための減債基金への積立額相当分は含まれていない(第23図、第24図において同じ)。
5 () 内の数値は、地方債現在高から臨時財政対策債を除いた額である。

方債現在高の借入先別の構成比は、市場公募債（32.4%）、市中銀行資金（26.8%）、政府資金（21.3%）の順となっている。前年度末と比べると、近年の市場における地方債資金の調達の推進及び公的資金の縮減等に伴い、市場公募債は0.2ポイント上昇する一方、政府資金が0.5ポイント低下している。

地方債現在高を団体区分別にみると、都道府県においては87兆3,578億円、市町村においては56兆2,971億円で、前年度末と比べるとそれぞれ0.7%減、0.0%減となっている。また、臨時財政対策債を除いた地方債現在高を団体区分別にみると、都道府県においては54兆2,406億円、市町村においては35兆4,351億円で、前年度末と比べるとそれぞれ2.0%減、1.1%減となっている。

なお、地方財政状況調査においては、満期一括償還地方債の元金償還に充てるための減債基金への積立額は歳出の公債費に計上するとともに、地方債現在高から当該積立額相当分を控除する扱いとしているが、控除しない場合における地方債現在高は154兆7,042億円となっている。

イ 債務負担行為額 [資料編：第101表]

地方公共団体は、将来の支出を約束するために、債務負担行為を行うことができる。

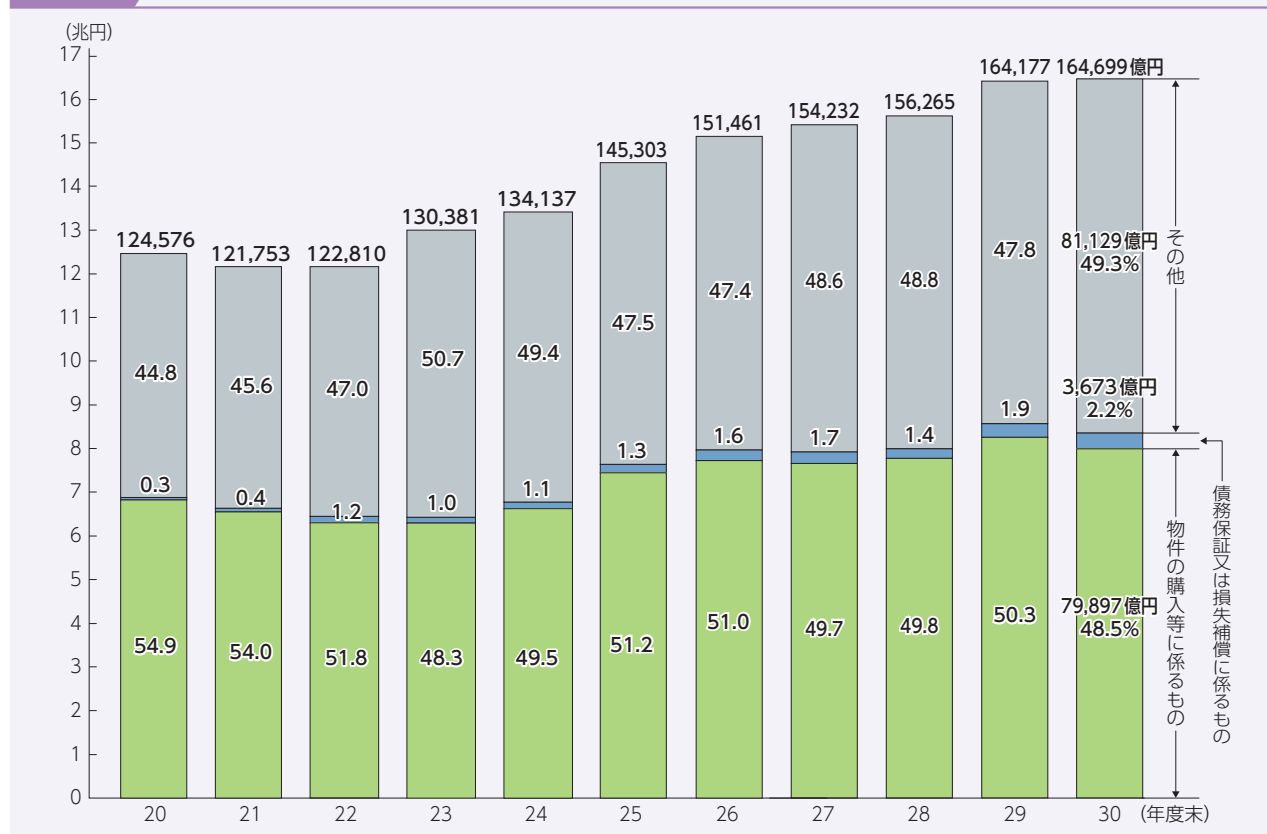
この債務負担行為は、数年度にわたる建設工事、土地の購入等の場合のように翌年度以降の経費支出が予定されているものと、債務保証又は損失補償のように第三者の債務不履行等の一定の事実が発生したときに支出されるものとに大別することができる。

これらの債務負担行為に基づく翌年度以降の支出予定額をみると、平成30年度末では16兆4,699億円で、前年度末と比べると0.3%増となっている。

翌年度以降の支出予定額を目的別にみると、第22図のとおりである。

翌年度以降の支出予定額を団体区分別にみると、都道府県においては5兆4,110億円、市町村においては11兆589億円で、前年度末と比べるとそれぞれ8.1%減、5.0%増となっている。

第22図 債務負担行為に基づく翌年度以降の支出予定額の目的別構成比の推移



ウ 積立金現在高 [資料編：第102表]

地方公共団体の積立金現在高の状況は、第13表のとおりである。

平成30年度末における積立金現在高は23兆2,607億円で、前年度末と比べると1.0%減となっている。

その内訳をみると、年度間の財源調整を行うために積み立てられている財政調整基金は、前年度末と比べると2.0%増、地方債の将来の償還費に充てるために積み立てられている減債基金（満期一括償還地方債に係るものを除く。）は、4.3%減、将来の特定の財政需要に備えて積み立てられているその他特定目的基金は、2.1%減となっている。

積立金現在高を団体区分別にみると、都道府県においては7兆4,534億円、市町村においては15兆8,073億円で、前年度末と比べるとそれぞれ3.5%減、0.2%増となっている。

第13表 積立金現在高の状況

区 分	平成30年度末			平成29年度末			増減率		
	都道府県	市町村	計	都道府県	市町村	計	都道府県	市町村	計
	億円	億円	億円	億円	億円	億円	%	%	%
財政調整基金	17,830 (23.9)	58,026 (36.7)	75,857 (32.6)	16,038 (20.8)	58,334 (37.0)	74,371 (31.6)	11.2	△ 0.5	2.0
減債基金	9,982 (13.4)	13,703 (8.7)	23,684 (10.2)	10,582 (13.7)	14,172 (9.0)	24,753 (10.5)	△ 5.7	△ 3.3	△ 4.3
その他特定目的基金	46,722 (62.7)	86,344 (54.6)	133,066 (57.2)	50,634 (65.5)	85,301 (54.0)	135,935 (57.9)	△ 7.7	1.2	△ 2.1
合 計	74,534 (100.0)	158,073 (100.0)	232,607 (100.0)	77,253 (100.0)	157,807 (100.0)	235,059 (100.0)	△ 3.5	0.2	△ 1.0

(注) 1 () 内の数値は、構成比である。

2 積立金現在高には満期一括償還地方債の元金償還に充てるための減債基金への積立額は含まれていない（第23図において同じ。）。

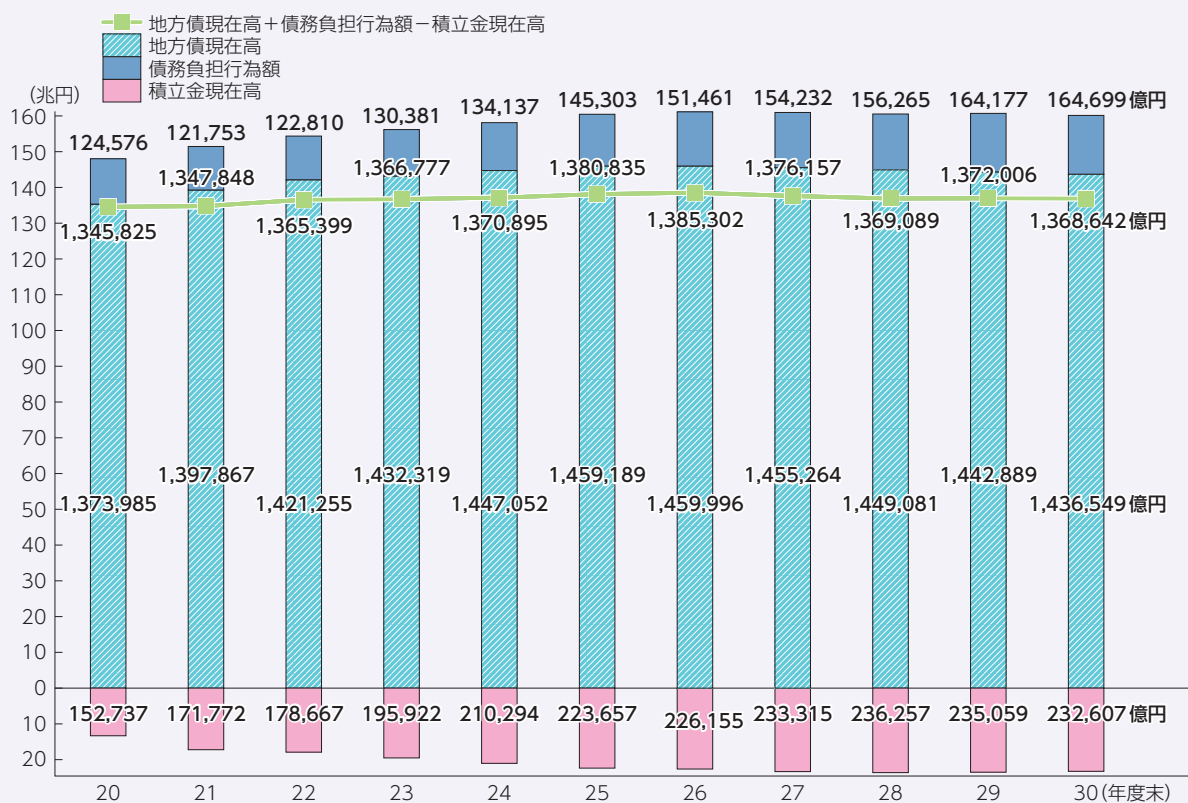
エ 地方債及び債務負担行為による実質的な将来の財政負担

地方債現在高に債務負担行為に基づく翌年度以降の支出予定額を加え、積立金現在高を差し引いた地方公共団体の地方債及び債務負担行為による実質的な将来の財政負担の推移は、第23図のとおりである。

平成30年度末における地方債及び債務負担行為による実質的な将来の財政負担は136兆8,642億円で、前年度末と比べると0.2%減となっている。

団体区分別にみると、都道府県においては85兆3,154億円、市町村においては51兆5,488億円で、前年度末と比べるとそれぞれ0.9%減、0.9%増となっている。

第23図 地方債及び債務負担行為による実質的な将来の財政負担の推移



(注) 1 地方債現在高は、特定資金公共投資事業債を除いた額である。
 2 債務負担行為額は、翌年度以降の支出予定額である。

【オ】普通会計が負担すべき借入金残高

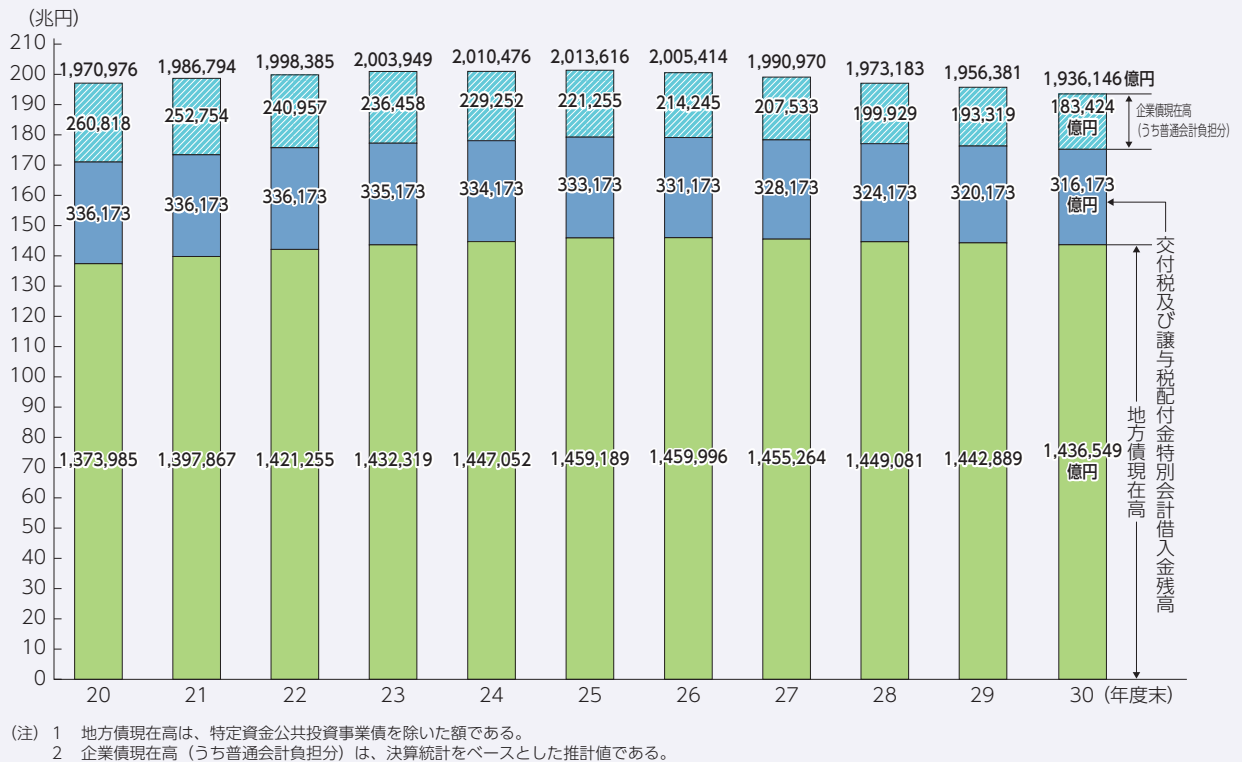
普通会計が将来にわたって負担すべき借入金という観点からは、地方債現在高のほか、交付税特別会計借入金及び地方公営企業において償還する企業債のうち、経費負担区分の原則等に基づき、普通会計がその償還財源を負担するものについても併せて考慮する必要がある。

この観点から、地方債現在高に交付税特別会計借入金残高と企業債現在高のうち普通会計が負担することとなるものを加えた普通会計が負担すべき借入金残高の推移をみると、第24図のとおりである。

これをみると、平成30年度末における普通会計が負担すべき借入金残高は193兆6,146億円で、前年度末と比べると1.0%減となっている。

また、その内訳は、地方債現在高が143兆6,549億円、交付税特別会計借入金残高が31兆6,173億円、企業債現在高のうち普通会計が負担することとなるものが18兆3,424億円で、前年度末と比べるとそれぞれ0.4%減、1.2%減、5.1%減となっている。

第24図 普通会計が負担すべき借入金残高の推移



(7) 決算の背景

ア 平成30年度の経済見通しと国の予算

(ア) 経済見通しと経済財政運営の基本的態度

「平成30年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」は、平成29年12月19日に閣議了解、30年1月22日に閣議決定された。その主な内容は、以下のとおりであった。

a 平成29年度の経済動向

平成29年度の我が国経済をみると、アベノミクスの推進により、雇用・所得環境の改善が続く中で、緩やかに回復している。海外経済が回復する下で、輸出や生産の持ち直しが続くとともに、個人消費や民間設備投資が持ち直すなど民需が改善し、経済の好循環が実現しつつある。

政府は、持続的な経済成長の実現に向け、「生産性革命」と「人づくり革命」を車の両輪として、少子高齢化という最大の壁に立ち向かうため、平成29年12月8日に「新しい経済政策パッケージ」を閣議決定した。あわせて、追加的財政需要に適切に対処するため、平成29年12月22日に平成29年度補正予算を閣議決定した。雇用・所得環境の改善が続く中、各種政策の効果もあって、景気は緩やかな回復が続くことが見込まれる。

物価の動向をみると、原油価格の上昇の影響等により、消費者物価（総合）は前年比で上昇している。

この結果、平成29年度の実質国内総生産（実質GDP）成長率は1.9%程度、名目国内総生産（名目GDP）成長率は2.0%程度と見込まれる。また、消費者物価（総合）は0.7%程度の上昇と見込まれる。

b 平成30年度の経済見通し

平成30年度の我が国経済は、海外経済の回復が続く下、「平成30年度の経済財政運営の基本的態度」に示された政策の効果もあいまって、雇用・所得環境の改善が続き、経済の好循環が更に進展する中で、民需を中心とした景気回復が見込まれる。

物価については、景気回復により、需給が引き締まる中で上昇し、デフレ脱却に向け前進が見込まれる。

この結果、平成30年度の実質GDP成長率は1.8%程度、名目GDP成長率は2.5%程度と見込まれる。また、消費者物価（総合）は1.1%程度の上昇と見込まれる。

なお、先行きのリスクとしては、海外経済の不確実性、金融資本市場の変動の影響等に留意する必要がある。

c 平成30年度の経済財政運営の基本的態度

今後の経済財政運営に当たっては、引き続き、「経済再生なくして財政健全化なし」を基本とし、600兆円経済の実現を目指す。

少子高齢化という最大の壁に立ち向かうため、「生産性革命」と「人づくり革命」を車の両輪として、2020年に向けて取り組んでいく。世界に胎動する「生産性革命」を牽引し、これを世界に先駆けて実現することを、2020年度までの最重要課題と位置づけ、3年間で集中投資期間として期限を区切り、その実現に取り組む。また、「人づくり革命」は長期的な課題であるが、2020年度までの間に、これまでの制度や慣行にとらわれない新しい仕組みづくりに向けた基礎を築く。

成長と分配の好循環により、国民全体が成長を享受できる。「全世代型」の社会保障制度により、子育てや介護に対する不安なしに、誰にでも活躍の場があり、お年寄りも若者も安心して暮らすことができる社会を目指す。

財政健全化については、基礎的財政収支（プライマリーバランス）の黒字化を目指すという目標を堅持し、同時に債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指す。この目標の達成に向け、これまでの経済・財政一体改革の取組を精査した上で、平成30年の「経済財政運営と改革の基本方針」において、プライマリーバランスの黒字化の達成時期及びその裏付けとなる具体的な計画を示す。平成30年度予算は、「基本方針2015」に盛り込まれた「経済・財政再生計画」における集中改革期間の最終年度であり、同計画に掲げる歳出改革等を着実に実行する。

日本銀行には、経済・物価情勢を踏まえつつ、2%の物価安定目標を実現することを期待する。

(イ) 国の予算

政府は、「平成30年度予算編成の基本方針」（平成29年12月8日閣議決定）及び「平成30年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」に基づいて平成29年12月22日、平成30年度当初予算案を閣議決定した。

平成30年度予算は、以下のような基本的な考え方により編成された。

a 基本的考え方

(a) 安倍内閣は、長く続いたデフレからの脱却を目指し、経済の再生を最優先課題と位置付け、アベノミクス「三本の矢」を推進してきた。平成27年10月からはアベノミクスの第2ステージに移り、一億総活躍社会の実現を目指し、「三本の矢」を強化して「新・三本の矢」（戦後最大の名目GDP600兆円、希望出生率1.8、介護離職ゼロ）を放ち、少子高齢化という構造問題に正面から立ち向かい、成長と分配の好循環の実現に向け取り組んでいる。

(b) これまでのアベノミクスによる施策の実施により、政権発足前に比べ、GDPは名目、実質ともに増加しており、企業収益は過去最高を記録するとともに、就業者数の増加、賃上げなど、雇用・所得環境は大きく改善し、経済の好循環が実現しつつある。

(c) 他方、経済の先行きについては、緩やかに回復していくことが期待されるものの、海外経済の不確実性や、金融資本市場の変動の影響等に留意する必要がある。あわせて、アベノミクスの成果を十分に実感できていない地域の隅々までその効果を波及させ、経済の好循環を更に加速させるように、施策を実施していく必要がある。

(d) また、我が国財政は、国・地方の債務残高がGDPの2倍程度に膨らみ、なおも更なる累増が見込まれ、また、国債費が毎年度の一般会計歳出総額の2割以上を占めるなど、引き続き、厳しい状況にある。

(e) 政府は、引き続き、「経済再生なくして財政健全化なし」を基本とし、600兆円経済の実現を目指す。このため、「生産性革命」と「人づくり革命」を車の両輪として少子高齢化という最大の壁に立

ち向かっていく。「新しい経済政策パッケージ」を推進するとともに、基礎的財政収支（プライマリーバランス）の黒字化を目指すという目標を堅持し、同時に債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指す。この目標の達成に向け、これまでの経済・財政一体改革の取組を精査した上で、プライマリーバランスの黒字化の達成時期及びその裏付けとなる具体的な計画を併せて示す。

- (f) 誰もが生きがいを持って充実した生活を送ることができる一億総活躍社会の実現に向け、アベノミクス「新・三本の矢」に沿った施策を推進する。

第一の矢である「戦後最大の名目GDP600兆円」に向けては、地方創生、国土強靱化、女性の活躍、働き方改革も含め、あらゆる政策を総動員することにより、デフレ脱却を確実なものとしつつ、経済の好循環をより確かなものとする。第二の矢である「希望出生率1.8」、第三の矢である「介護離職ゼロ」に向けては、子育て・介護の環境整備等の取組を進め、国民一人ひとりの希望の実現を支え、将来不安を払拭し、少子高齢化社会を乗り越えるための潜在成長率を向上させる。

- (g) 「新・三本の矢」はそれぞれ相互に密接に関連しており、それらを一体的に推進することで、成長と分配の好循環を確立し、日本経済全体の持続的拡大均衡を目指す。

b 予算の編成についての考え方

- (a) 平成30年度予算編成に向けては、これまでも増して、構造改革は無論として、金融政策に成長指向の財政政策をうまく組み合わせることに留意する必要がある。

財政健全化への着実な取組を進める一方、上記の基本的考え方に沿って、「子育て安心プラン」を踏まえた保育の受け皿整備など「人づくり革命」の推進や「生産性革命」の実現に向けた企業による設備や人材への力強い投資、研究開発・イノベーションの促進など重要な政策課題について、必要な予算措置を講じるなど、メリハリの効いた予算編成を目指す。

- (b) 誰もが自分の夢を追求できる、誰もが自分の能力を伸ばしていく、誰にも居場所があって頑張っていける、そういう気持ちになれる日本を創りあげるため、アベノミクス「新・三本の矢」に沿って、一億総活躍社会実現の取組を加速する。

また、東日本大震災、熊本地震をはじめ、各地の災害からの復興や防災対応の強化を着実に進める。

- (c) 平成30年度予算は、「経済・財政再生計画」における集中改革期間の最終年度であり、同計画に掲げる歳出改革等を着実に実行する。改革工程表を十分踏まえて歳出改革を着実に推進するとの基本的考え方に立ち、その取組を的確に予算に反映する。

また、予算編成に当たっては、我が国財政の厳しい状況を踏まえ、引き続き、歳出全般にわたり、聖域なき徹底した見直しを推進する。地方においても、国の取組と基調を合わせ徹底した見直しを進める。

- (d) 歳出改革は、経済再生と財政健全化に資するよう、政策効果が乏しい歳出は徹底して削減し、政策効果の高い歳出に転換する考え方に立って、「公的サービスの産業化」、「インセンティブ改革」、IT化などの「公共サービスのイノベーション」という3つの取組を中心に着実に推進する。引き続き、行政事業レビュー等を通じて各府省の取組を後押しするとともに、地方自治体も含めた「見える化」の徹底・拡大や優良事例の全国展開に取り組む。また、PDCAサイクルの実効性を高めるため、証拠に基づく政策立案（EBPM, Evidence-based Policymaking）の視点を踏まえ、点検、評価自体の質を高める取組が重要であり、指標や分析のオープンデータ化を積極的に進めるとともに、政策効果の測定につながる統計等の充実や早期公表に努める。経済・財政一体改革推進委員会においては、改革工程表に沿った諸改革の進捗状況を検証する。

平成30年度予算は、以上のような方針により編成され、平成30年1月22日に第196回通常国会に提出され、3月28日に成立した。

平成30年度の一般会計予算の規模は97兆7,128億円で、前年度当初予算と比べると2,581億円増加（0.3%増）となった。

また、東日本大震災復興特別会計予算の規模は2兆3,593億円で、前年度当初予算と比べると3,303

億円減少（12.3%減）となった。

財政投融资計画の規模は14兆4,631億円で、前年度計画額と比べると6,651億円減少（4.4%減）となった。

イ 地方財政計画

平成30年度においては、通常収支分について、極めて厳しい地方財政の現状及び現下の経済情勢等を踏まえ、歳出面においては、子ども・子育て支援や地方創生、公共施設等の適正管理に対応するために必要な経費を計上するとともに、社会保障関係費の増加を適切に反映した計上を行う一方、国の取組と基調を合わせた歳出改革を行うこととした。また、歳入面においては、「基本方針2015」で示された「経済・財政再生計画」を踏まえ、交付団体をはじめ安定的な財政運営に必要となる地方の一般財源総額について、平成29年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保することを基本として、引き続き生ずることとなった大幅な財源不足について、地方財政の運営上支障が生じないよう適切な補填措置を講じることとした。

また、東日本大震災分については、復旧・復興事業及び全国防災事業について、通常収支とはそれぞれ別枠で整理し、所要の事業費及び財源を確保することとした。

なお、地方財政審議会からは、平成29年5月31日に「未来につながる地域社会に向けた地方税財政改革についての意見」及び12月12日に「今後目指すべき地方財政の姿と平成30年度の地方財政への対応についての意見」（附属資料参照）が提出された。

以上を踏まえ、次の方針に基づき平成30年度の地方財政計画を策定した。

（ア）通常収支分

a 地方税制については、平成30年度地方税制改正では、地方消費税の清算基準について抜本的な見直しを行うほか、土地に係る固定資産税等の負担調整措置の延長、個人住民税の基礎控除等の見直し、たばこ税の税率の引上げ等の税制上の措置を講じることとしている。また、わが国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るため、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、森林環境税及び森林環境譲与税の創設を決定している。

b 財源不足見込額については、地方財政の運営に支障が生じることのないよう、次の措置を講じることとする。

(a) 財源不足のうち建設地方債（財源対策債）の増発等により対処することとした残余については、平成29年度に講じた令和元年度までの制度改正に基づき、国と地方が折半して補填することとし、国負担分については、国の一般会計からの加算により、地方負担分については、地方財政法第5条の特例となる地方債（臨時財政対策債）により補填措置を講じる。臨時財政対策債の元利償還金相当額については、その全額を後年度地方交付税の基準財政需要額に算入する。

(b) これに基づき、平成30年度の財源不足見込額6兆1,783億円については、次により補填する。

〈1〉地方交付税については、平成28年度分の精算による2,245億円の減額を繰り延べるほか、国の一般会計加算により7,022億円（地方交付税法附則第4条の2第2項の加算額3,367億円、平成22年12月22日付け総務・財務両大臣覚書第3項（2）及び平成28年12月19日付け総務・財務両大臣覚書第8項に定める平成30年度における「乖離是正分加算額」2,000億円並びに臨時財政対策特例加算額1,655億円）増額する。

また、交付税特別会計剰余金750億円を活用するとともに、地方公共団体金融機構法附則第14条の規定により財政投融资特別会計に帰属させる地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金4,000億円を財政投融资特別会計から交付税特別会計に繰り入れる。

〈2〉地方財政法第5条の特例となる地方債（臨時財政対策債）を3兆9,865億円発行する。

〈3〉建設地方債（財源対策債）を7,900億円増発する。

(c) 上記の結果、平成30年度の地方交付税については、16兆85億円（前年度比3,213億円減、2.0%減）を確保する。

- (d) 交付税特別会計の借入金については、「特別会計に関する法律」(平成19年法律第23号)附則第4条第1項に基づき、4,000億円の償還を実施する。
- c 地方債については、引き続き厳しい地方財政の状況の下で、地方財源の不足に対処するための措置を講じ、また、地方団体が公共施設等の適正管理、防災・減災対策及び地域の活性化への取組を着実に推進できるよう、所要の地方債資金を確保する。
- この結果、地方債計画(通常収支分)の規模は、11兆6,456億円(普通会計分9兆2,186億円及び公営企業会計等分2兆4,270億円)とする。
- d 地方創生の推進、個性と活力ある地域社会の構築、住民に身近な社会資本の整備、災害に強い安心安全なまちづくり、総合的な地域福祉施策の充実、農山漁村地域の活性化等を図ることとし、財源の重点的配分を行う。
- (a) 「まち・ひと・しごと創生事業費」については、引き続き1兆円(前年度同額)を計上する。
- (b) 投資的経費に係る地方単独事業費については、公共施設等の老朽化対策をはじめ適正管理を推進するため、「公共施設等適正管理推進事業費」について、内容を拡充し4,800億円(前年度比1,300億円増)に増額するとともに、引き続き喫緊の課題である防災・減災対策に取り組めるよう「緊急防災・減災事業費」を5,000億円(前年度同額)確保することとし、全体で前年度に比し3.2%増額し、引き続き、地域の自立や活性化につながる基盤整備を重点的・効率的に推進する。
- (c) 「重点課題対応分」については、引き続き2,500億円(前年度同額)を計上する。
- (d) 社会保障・税一体改革による「社会保障の充実」として、子ども・子育て支援、医療・介護サービスの提供体制改革、医療・介護保険制度改革等に係る措置を講じることとし、当該措置に係る地方負担について所要の財政措置を講じる。
- (e) 一般行政経費に係る地方単独事業費については、社会保障関係費の増等を適切に反映した計上を行うことにより、財源の重点的配分を図るとともに、地域において必要な行政課題に対して適切に対処する。
- (f) 消防力の充実、防災・減災対策等の推進及び治安維持対策等住民生活の安心安全を確保するための施策に対し所要の財政措置を講じる。
- (g) 過疎地域の自立促進のための施策等に対し所要の財政措置を講じる。
- e 地方公営企業の経営基盤の強化を図るとともに、上・下水道、交通、病院等住民生活に密接に関連した社会資本整備の推進、公立病院における医療の提供体制の整備をはじめとする社会経済情勢の変化に対応した事業の展開等を図るため、経費負担区分等に基づき、一般会計から公営企業会計に対し所要の繰出しを行うこととする。
- f 地方行財政運営の合理化を図ることとし、職員数の純減、事務事業の見直しや民間委託など引き続き行財政運営全般にわたる改革を推進する。

(イ) 東日本大震災分

- a 復旧・復興事業
- (a) 東日本大震災に係る復旧・復興事業等の実施のための特別の財政需要等を考慮して交付することとしている震災復興特別交付税については、直轄・補助事業に係る地方負担分等を措置するため、4,227億円を確保する。また、一般財源充充分として77億円を計上する。
- (b) 地方債については、復旧・復興事業を円滑に推進できるよう、所要額についてその全額を公的資金で確保する。
- この結果、地方債計画(東日本大震災分)における復旧・復興事業の規模は、53億円(普通会計分32億円、公営企業会計等分21億円)とする。
- (c) 直轄事業負担金及び補助事業費、「地方自治法」(昭和22年法律第67号)に基づく職員の派遣、投資単独事業等の地方単独事業費並びに「地方税法」(昭和25年法律第226号)等に基づく特例措置分等の地方税等の減収分見合い歳出等について所要の事業費1兆1,079億円を計上する。
- b 全国防災事業

全国防災事業については、地方税の臨時的な税制上の措置（平成25年度～令和5年度）による地方税の収入見込額として728億円を計上するとともに、一般財源充当分として306億円を計上する。

以上のような方針に基づいて策定した平成30年度の地方財政計画の規模は、通常収支分は86兆8,973億円で、前年度と比べると2,775億円増加（0.3%増）となり、東日本大震災分は、復旧・復興事業が1兆1,079億円で、前年度と比べると1,763億円減少（13.7%減）、全国防災事業が1,035億円で、前年度と比べると89億円増加（9.4%増）となった。

通常収支分についてみると、歳入では、地方税は39兆4,294億円で、前年度と比べると3,631億円増加（0.9%増）（道府県税1.7%減、市町村税3.2%増）、地方譲与税は2兆5,754億円で、前年度と比べると390億円増加（1.5%増）、地方特例交付金は1,544億円で、前年度と比べると216億円増加（16.3%増）、地方交付税は16兆85億円で、前年度と比べると3,213億円減少（2.0%減）、国庫支出金は13兆6,512億円で、前年度と比べると1,126億円増加（0.8%増）、地方債（普通会計分）は9兆2,186億円で、前年度と比べると279億円増加（0.3%増）となった。

歳出では、給与関係経費は20兆3,144億円で、前年度と比べると65億円減少（0.0%減）となった。なお、地方財政計画における職員数については、84人の純減としている。一般行政経費は37兆522億円で、前年度と比べると4,932億円増加（1.3%増）となり、このうち一般行政経費に係る地方単独事業費は14兆614億円で、前年度と比べると401億円増加（0.3%増）となった。公債費は12兆2,064億円で、前年度と比べると3,838億円減少（3.0%減）、投資的経費は11兆6,180億円で、前年度と比べると2,610億円増加（2.3%増）となった。なお、投資的経費に係る地方単独事業費は5兆8,076億円で、前年度と比べると1,779億円増加（3.2%増）となった。

東日本大震災分（復旧・復興事業）についてみると、歳入では、震災復興特別交付税は4,227億円で、前年度と比べると276億円減少（6.1%減）、国庫支出金は6,688億円で、前年度と比べると1,371億円減少（17.0%減）などとなった。歳出では、一般行政経費は2,950億円で、前年度と比べると1,250億円減少（29.8%減）、投資的経費は7,810億円で、前年度と比べると531億円減少（6.4%減）などとなった。

東日本大震災分（全国防災事業）についてみると、歳入では、地方税は728億円で、前年度と比べると8億円増加（1.1%増）などとなった。歳出では、公債費は1,035億円で、前年度と比べると89億円増加（9.4%増）となった。

また、平成30年度の地方債計画の規模は、通常収支分が11兆6,456億円（普通会計分9兆2,186億円、公営企業会計等分2兆4,270億円）で、前年度と比べると199億円増加（0.2%増）となった。東日本大震災分は、復旧・復興事業が53億円（普通会計分32億円、公営企業会計等分21億円）で、前年度と比べると135億円減少（71.8%減）となった。

ウ 財政運営の経過

（ア）「平成30年7月豪雨 生活・生業再建支援パッケージ」に基づく予備費の使用（第一弾）とそれに伴う地方財政措置

a 予備費の使用

平成30年7月豪雨による被災地の生活の再建と生業の再建に向け、緊急に対応すべき施策が「平成30年7月豪雨 生活・生業再建支援パッケージ」（平成30年8月2日平成30年7月豪雨非常災害対策本部会議）として取りまとめられ、速やかに予備費等で対応を進めていくこととされ、平成30年度一般会計の予備費の使用が平成30年8月3日に閣議決定された。

この予備費の使用においては、生活の再建関連経費162億円、生業の再建関連経費611億円、災害応急復旧関連経費16億円、災害救助関連経費269億円が計上された。

b 予備費の使用に係る地方財政措置

この予備費の使用においては、歳出の追加に伴う地方負担が生じることから、以下のとおり地方財政措置を講じることとした。

(a) 一般会計の予備費の使用により追加されることとなる投資的経費等に係る地方負担額については、以下のとおり措置する。

〈a〉 災害復旧事業債

i 補助災害復旧事業債

地方負担額の100%まで補助災害復旧事業債を充当できることとし、後年度における元利償還金の95%を公債費方式により基準財政需要額に算入する。

ii 災害対策債

中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業及び災害廃棄物処理事業について、災害対策債の発行要件を満たす地方公共団体においては、地方負担額の100%まで地方債を発行できることとし、後年度における元利償還金の95%を公債費方式により基準財政需要額に算入する。また、災害対策債の発行要件を満たさない地方公共団体においては、地方負担額の95%を特別交付税により措置する。

iii 一般単独災害復旧事業債

地方負担額の100%まで一般単独災害復旧事業債を充当できることとし、後年度における元利償還金については、地方公共団体の財政力に応じ、47.5~85.5%を公債費方式により基準財政需要額に算入する。

〈b〉 公共事業等債

地方負担額の100%まで地方債を充当できることとし、後年度における元利償還金の80%を公債費方式により基準財政需要額に算入する。

〈c〉 一般事業債

災害援護貸付金について、資金手当として地方負担額の100%まで一般事業債を充当できるとする。

(b) 一般会計の予備費の使用により追加されることとなる災害救助費及び災害弔慰金等に係る地方負担額については、所要の特別交付税措置を講じる。

(イ)「平成30年7月豪雨 生活・生業再建支援パッケージ」に基づく予備費の使用（第二弾）とそれに伴う地方財政措置

a 予備費の使用

「平成30年7月豪雨 生活・生業再建支援パッケージ」に基づく予備費第二弾として、平成30年度一般会計の予備費の使用が平成30年9月7日に閣議決定された。

この予備費の使用においては、生活の再建関連経費4億円、生業の再建関連経費19億円、災害応急復旧関連経費593億円が計上された。

b 予備費の使用に係る地方財政措置

この予備費の使用においては、歳出の追加に伴う地方負担が生じることから、これに対しては以下のとおり地方財政措置を講じることとした。

(a) 一般会計の予備費の使用により追加されることとなる投資的経費に係る地方負担額については、以下のとおり措置する。

i 補助災害復旧事業債

地方負担額の100%まで補助災害復旧事業債を充当できることとし、後年度における元利償還金の95%を公債費方式により基準財政需要額に算入する。

ii 公共事業等債

地方負担額の100%まで地方債を充当できることとし、後年度における元利償還金の80%を公債費方式により基準財政需要額に算入する。

(b) 一般会計の予備費の使用により追加されることとなる被災農業者向け経営体育成支援事業に係る地方負担額については、その70%（施設の撤去に係るものについては80%）を特別交付税により措置する。

(ウ) 平成30年度補正予算(第1号)とそれに伴う地方財政措置

a 補正予算(第1号)

平成30年度補正予算(第1号)は、平成30年10月15日に閣議決定、平成30年10月24日に第197回臨時国会に提出され、11月7日に成立した。

この補正予算においては、歳出面で、平成30年7月豪雨への対応5,034億円、平成30年北海道胆振東部地震への対応1,188億円、台風第21号、大阪北部地震等への対応1,053億円、熱中症対策としてのエアコン設置822億円、倒壊の危険性のあるブロック塀対応259億円等が追加計上された。また、歳入面で、公債金(建設公債)6,950億円、税外収入42億円、前年度剰余金受入2,364億円が追加計上された。

この結果、一般会計予算の規模は、歳入歳出とも平成30年度当初予算に対し、9,356億円増加し、98兆6,484億円となった。

b 補正予算(第1号)に係る地方財政措置

この補正予算においては、歳出の追加に伴う地方負担の増加が生じることから、以下のとおり地方財政措置を講じることとした。なお、東日本大震災分については、地方負担の追加は生じない。

(a) この補正予算により平成30年度に追加されることとなる投資的経費に係る地方負担額等については、原則として、その100%まで地方債を充当できることとし、以下に掲げるものを除き、後年度における元利償還金の50%を公債費方式により基準財政需要額に算入する。

〈a〉災害復旧事業債

i 補助災害復旧事業債

補助災害復旧事業債の後年度における元利償還金については、その95%を公債費方式により基準財政需要額に算入する。

ii 災害対策債

(i) 平成30年7月豪雨による災害に係る事業

中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業及び災害廃棄物処理事業に係る災害対策債の後年度における元利償還金については、その95%を公債費方式により基準財政需要額に算入する。なお、災害対策債の発行要件を満たさない地方公共団体については、地方負担額の95%を特別交付税により措置する。

(ii) 上記(i)以外の事業

災害廃棄物処理事業について、地方負担額の80%を特別交付税により措置した上で、残余について、災害対策債の発行要件を満たす地方公共団体においては災害対策債を充当できることとし、後年度における元利償還金の57%を特別交付税により措置する。

iii 一般単独災害復旧事業債

一般単独災害復旧事業債の後年度における元利償還金については、地方公共団体の財政力に応じ、その47.5%~85.5%を公債費方式により基準財政需要額に算入する。

iv 地方公営企業災害復旧事業債

地方公営企業災害復旧事業債の後年度における元利償還金については、一般会計からの繰出額に応じ、その最大50%までを特別交付税により措置する。

〈b〉平成30年7月豪雨への対応に伴う投資的経費(災害復旧事業を除く)に係る補正予算債

平成30年7月豪雨への対応に伴う投資的経費(災害復旧事業を除く)に係る補正予算債の後年度における元利償還金については、その80%を公債費方式により基準財政需要額に算入する。

〈c〉ブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金事業に係る補正予算債

ブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金事業に係る補正予算債の後年度における元利償還金については、その60%を公債費方式により基準財政需要額に算入する。

〈d〉一般事業債

災害援護貸付金について、資金手当として一般事業債を充当できることとする。

(b) この補正予算により平成30年度に追加されることとなる地方債の対象とならない経費については、以下のとおり措置する。

〈a〉 災害救助費及び災害弔慰金等

災害救助費及び災害弔慰金等に要する経費に対して、所要の特別交付税措置を講じる。

〈b〉 国宝重要文化財等保存整備事業

地方負担額の80%を特別交付税により措置する。

〈c〉 被災農業者向け経営体育成支援事業

地方負担額の70%（施設の撤去に係るものについては80%）を特別交付税により措置する。

(工) 平成30年度補正予算（第2号）とそれに伴う地方財政措置

a 補正予算（第2号）

平成30年度補正予算（第2号）は、平成30年12月21日に閣議決定、平成31年1月28日に第198回通常国会に提出され、2月7日に成立した。

この補正予算においては、歳出面で、防災・減災、国土強靱化1兆723億円、TPP協定の早期発効に対応するための農林水産業の強化策等3,256億円、中小企業・小規模事業者に対する支援2,068億円、国民生活の安全・安心の確保7,512億円、災害復旧等2,136億円、地方交付税交付金5,108億円等を追加計上するほか、既定経費の減額1兆2,909億円の修正減少額が計上された。また、歳入面で、税収8,490億円、税外収入1,393億円、前年度剰余金受入7,131億円、公債金1兆82億円が追加計上された。

この結果、一般会計予算の規模は、歳入歳出とも平成30年度補正予算（第1号）による補正後予算に対し、2兆7,097億円増加し、101兆3,581億円となった。

b 補正予算（第2号）に係る地方財政措置

この補正予算においては、国税収入の補正等に伴い地方交付税が増額されるとともに、歳出の追加に伴う地方負担の増加が生じることから、以下のとおり地方財政措置を講じることとした。なお、東日本大震災分については、地方負担の追加は生じない。

(a) 地方交付税

この補正予算において、地方交付税法第6条第2項の規定に基づき増額される平成30年度分の地方交付税の額5,311億円（平成29年度国税決算に伴う地方交付税法定率分の増額2,684億円（うち地方法人税分100億円）、平成30年度国税収入の補正に伴う地方交付税法定率分の増額2,627億円（うち地方法人税分103億円）については、平成30年度において、普通交付税の調整額の復活に要する額396億円を地方公共団体に交付するとともに、平成30年度の災害の発生状況等にかんがみ、700億円を特別交付税の総額に加算することとしたうえで、残余の額4,215億円について令和元年度の地方交付税の総額に加算する措置を講じる。

(b) 追加の財政需要

〈a〉 この補正予算により平成30年度に追加されることとなる投資的経費等に係る地方負担額については、原則として、その100%まで地方債を充当できることとし、以下に掲げるものを除き、後年度における元利償還金の50%を公債費方式により基準財政需要額に算入する。

i 災害復旧事業債

(i) 補助災害復旧事業債

補助災害復旧事業債の後年度における元利償還金については、その95%を公債費方式により基準財政需要額に算入する。

(ii) 災害対策債

中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業に係る災害対策債の後年度における元利償還金については、その95%を公債費方式により基準財政需要額に算入する。

災害廃棄物処理事業について、地方負担額の80%を特別交付税により措置した上で、残余について、災害対策債の発行要件を満たす地方公共団体においては災害対策債を充当できるこ

とし、後年度における元利償還金の57%を特別交付税により措置する。

(iii) 一般単独災害復旧事業債

一般単独災害復旧事業債の後年度における元利償還金については、地方公共団体の財政力に応じ、その47.5%~85.5%を公債費方式により基準財政需要額に算入する。

(iv) 地方公営企業災害復旧事業債

地方公営企業災害復旧事業債の後年度における元利償還金については、一般会計からの繰出額に応じ、その最大50%までを特別交付税により措置する。

ii 熊本地震及び平成30年7月豪雨への対応に伴う投資的経費（災害復旧事業を除く）に係る補正予算債

熊本地震及び平成30年7月豪雨への対応に伴う投資的経費（災害復旧事業を除く）に係る補正予算債の後年度における元利償還金については、その80%を公債費方式により基準財政需要額に算入する。

iii 公営企業債

当初における一般会計からの繰出額の一部に対する算定と同様の方式により措置する。

〈b〉この補正予算により平成30年度に追加されることとなる地方債の対象とならない経費については、地方財政計画に計上された追加財政需要額（4,200億円）の一部により対応する。

（オ）地方公務員の給与改定

平成30年の国家公務員の給与改定については、国の給与関係法の公布及び施行（平成30年11月30日）に伴い、その取扱いが決定されたが、地方公務員の給与改定については、「地方公務員法」（昭和25年法律第261号）の趣旨に沿って適切に対応されるよう「地方公務員の給与改定等に関する取扱いについて」（平成30年11月6日付け総務副大臣通知）で通知した。

なお、当該給与改定に係る一般財源所要額については、地方財政計画上の追加財政需要額（4,200億円）の一部により対応することとした。

3 地方財源の状況

平成30年度における国税と地方税を合わせた租税の状況及び地方歳入の状況は、次のとおりである。

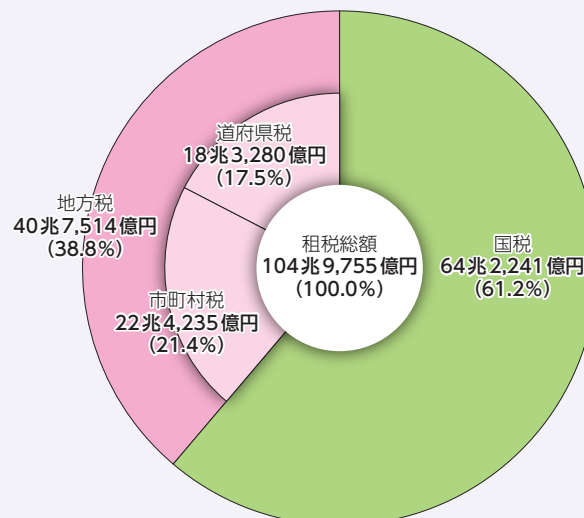
(1) 租税の状況 [資料編：第17表～第19表]

国税と地方税を合わせた租税として徴収された額は104兆9,755億円で、前年度と比べると、2.6%増(前年度4.0%増)となっている。

国民所得に対する租税総額の割合である租税負担率をみると、平成30年度においては前年度と比べ0.5ポイント上昇の26.0%となっている。なお、主な諸外国の租税負担率をみると、アメリカ24.7% (2016暦年計数)、イギリス36.3% (同)、ドイツ31.2% (同)、フランス40.8% (同) となっている。

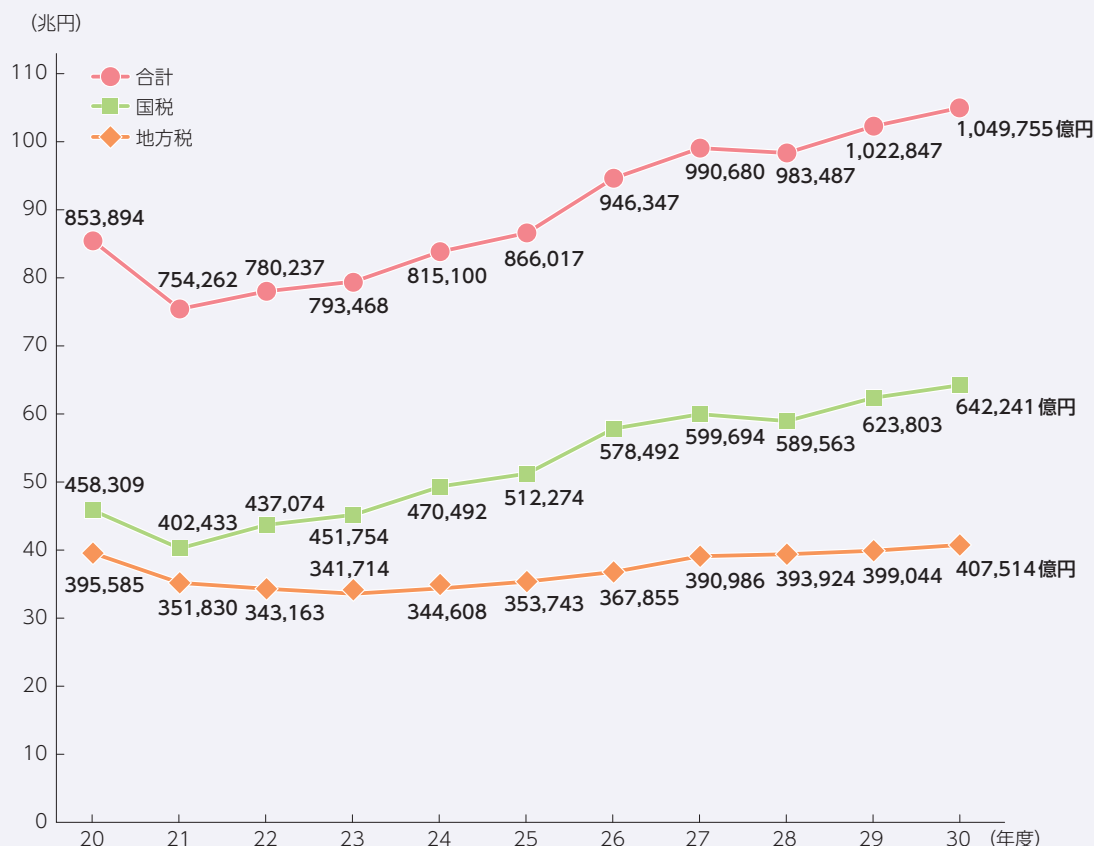
次に、租税を国税と地方税の別でみると、**第25図**のとおり国税64兆2,241億円(対前年比3.0%増)、地方税40兆7,514億円(同2.1%増)となっている。租税総額に占める割合は、国税61.2%(前年度61.0%)、地方税38.8%(同39.0%)となっている。また、地方交付税、地方譲与税及び地方特例交付金を国から地方へ交付した後の租税の実質的な配分割合は、国42.7%(同42.1%)、地方57.3%(同57.9%)となっている。なお、国税と地方税の推移は、**第26図**のとおりである。

第25図 国税と地方税の状況



(注) 東京都が徴収した市町村税相当額は、市町村税に含み、道府県税に含まない。

第26図 国税と地方税の推移



(2) 地方歳入

ア 地方税

地方税の決算額は40兆7,514億円で、前年度と比べると、2.1%増（前年度1.3%増）となっている。

地方税収入額の62.6%を占める住民税、事業税及び地方消費税の収入状況は、**第14表**のとおりである。住民税は、個人分が12兆9,126億円（対前年度比1.0%増）、法人分が3兆2,616億円（同9.2%増）、利子割が558億円（同5.9%減）、全体では16兆2,300億円（同2.5%増）となっている。事業税は、その大部分を占める法人事業税が4兆2,431億円（対前年度比6.3%増）となったこと等により、全体として4兆4,505億円（同6.1%増）となっている。地方消費税は4兆8,155億円で、前年度と比べると1.7%増となっている。なお、法人関係二税（法人住民税及び法人事業税）は7兆5,048億円で、前年度と比べると7.6%増となっている。

また、地方税総額に占める割合をみると、住民税の構成比は前年度と比べると0.1ポイント上昇の39.8%、事業税の構成比は前年度と比べると0.4ポイント上昇の10.9%、地方消費税の構成比は前年度と比べると0.1ポイント低下の11.8%となっている。なお、法人関係二税の構成比は、前年度と比べると0.9ポイント上昇の18.4%となっている。

地方税の収入状況を団体区分別にみると、都道府県においては20兆6,201億円で、前年度と比べると0.4%増（前年度1.4%増）となっており、市町村においては20兆1,313億円で、前年度と比べると4.0%増（同1.2%増）となっている。なお、都道府県の地方税の決算額から東京都が徴収した市町村税相当額を除いた額（以下「道府県税」という。）は18兆3,280億円、市町村の地方税の決算額に東京都が徴収した市町村税相当額を加えた額（以下「市町村税」という。）は22兆4,235億円となっている。

また、歳入総額に占める割合は、都道府県が40.9%（前年度40.4%）、市町村が33.6%（同32.4%）となっており、全国平均（40.2%）より低い団体数は、全体の82.8%を占める1,480団体となっている。

地方税収（超過課税及び法定外税等を除いたもの。また、地方消費税清算後の数値）について、全国平均

第14表 住民税、事業税及び地方消費税の収入状況

区 分	収 入 額		増 減 率	
	平成30年度	平成29年度	30年度	29年度
	億円	億円	%	%
住 民 税	162,300	158,330	2.5	2.4
個 人 分	129,126	127,872	1.0	2.6
法 人 分	32,616	29,865	9.2	0.8
利 子 割	558	593	△ 5.9	33.3
事 業 税	44,505	41,939	6.1	△ 1.6
個 人 分	2,074	2,025	2.4	2.3
法 人 分	42,431	39,914	6.3	△ 1.8
地 方 消 費 税	48,155	47,353	1.7	0.7
地 方 税 合 計	407,514	399,044	2.1	1.3

(注) 住民税（個人分）は、配当割及び株式等譲渡所得割を含む。

を100として、都道府県別に人口1人当たり税収額を比較してみると、第27図のとおりであり、地方税計については、東京都が162.9で最も大きく、次いで愛知県が117.3となっている。一方、長崎県が71.1で最も小さく、次いで秋田県の71.5となっている。東京都と長崎県で比較すると、約2.3倍の格差となっている。

個別の税目ごとに比較してみると、個人住民税については、最も大きい東京都が161.1、最も小さい秋田県が64.8で、約2.5倍の格差となっている。法人関係二税については、東京都が248.5で最も大きく、次いで愛知県が134.7となっている。一方、奈良県が42.5で最も小さく、次いで高知県の51.6となっている。東京都と奈良県を比較すると、約5.9倍の格差となっている。地方消費税については、最も大きい東京都が109.5、最も小さい奈良県が87.4で、約1.3倍の格差となっている。固定資産税については、最も大きい東京都が157.2、最も小さい長崎県が67.5で、約2.3倍の格差となっている。

このように、地方税収については、各税目とも都道府県ごとに偏在性があるが、その度合いについては、法人関係二税の格差が特に大きく、地方消費税の偏在性は比較的小さくなっている。

(ア) 道府県税の収入状況 [資料編：第12表]

道府県税の収入額は18兆3,280億円で、前年度と比べると、0.4%減（前年度1.6%増）となっている。

道府県税収入額の税目別内訳は、第28図のとおりであり、道府県民税が5兆6,976億円で道府県税総額の31.1%（前年度33.4%）と最も大きな割合を占め、事業税が4兆4,505億円で24.3%（同22.8%）となっており、これら二税で道府県税総額の55.4%（同56.2%）を占めている。

また、法人関係二税（道府県民税の法人分及び法人事業税）は5兆780億円で、道府県税総額に占める割合は27.7%（前年度25.8%）となっている。

各税目の収入額を前年度と比べると、収入の用途を特定せず、一般経費に充てるために課される税である普通税（18兆3,165億円）は0.4%減（前年度1.6%増）となっている。

普通税のうち、道府県民税については、個人分（4兆8,069億円）が9.6%減（前年度4.4%増）、法人分（8,349億円）が9.5%増（同1.2%増）、利子割（558億円）が5.9%減（同33.4%増）となっており、道府県民税全体では7.2%減（同4.2%増）となっている。

また、事業税については、全体の95.3%を占める法人分（4兆2,431億円）が6.3%増（前年度1.8%減）となったこと等から、事業税全体（4兆4,505億円）では6.1%増（同1.6%減）となっている。

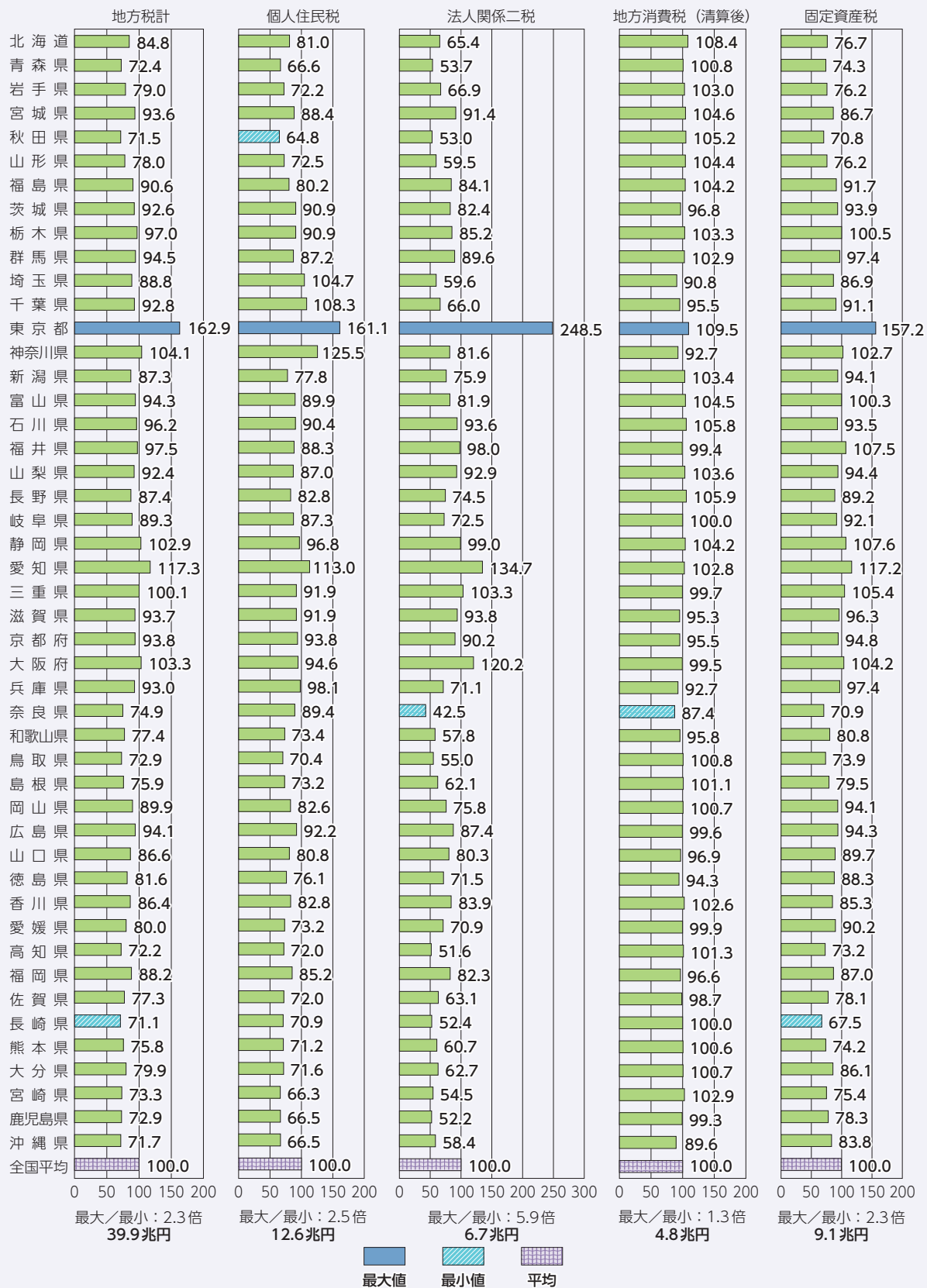
なお、地方消費税（4兆8,155億円）は1.7%増（前年度0.7%増）、自動車税（1兆5,504億円）は0.6%増（同0.4%増）、不動産取得税（4,036億円）は0.7%減（同2.5%増）となっている。

特定の費用に充てるために課される税である目的税（115億円）は8.5%増（前年度7.8%増）となっている。

道府県税収入額の推移は、第29図のとおりである。

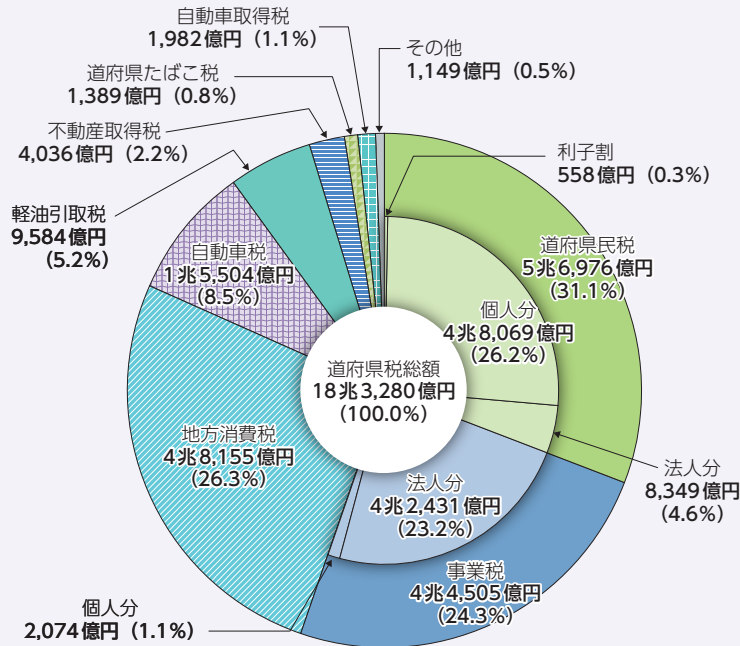
第27図 地方税計、個人住民税、法人関係二税、地方消費税及び固定資産税の人口1人当たり税収額の指数

(全国平均を100とした場合、平成30年度決算)

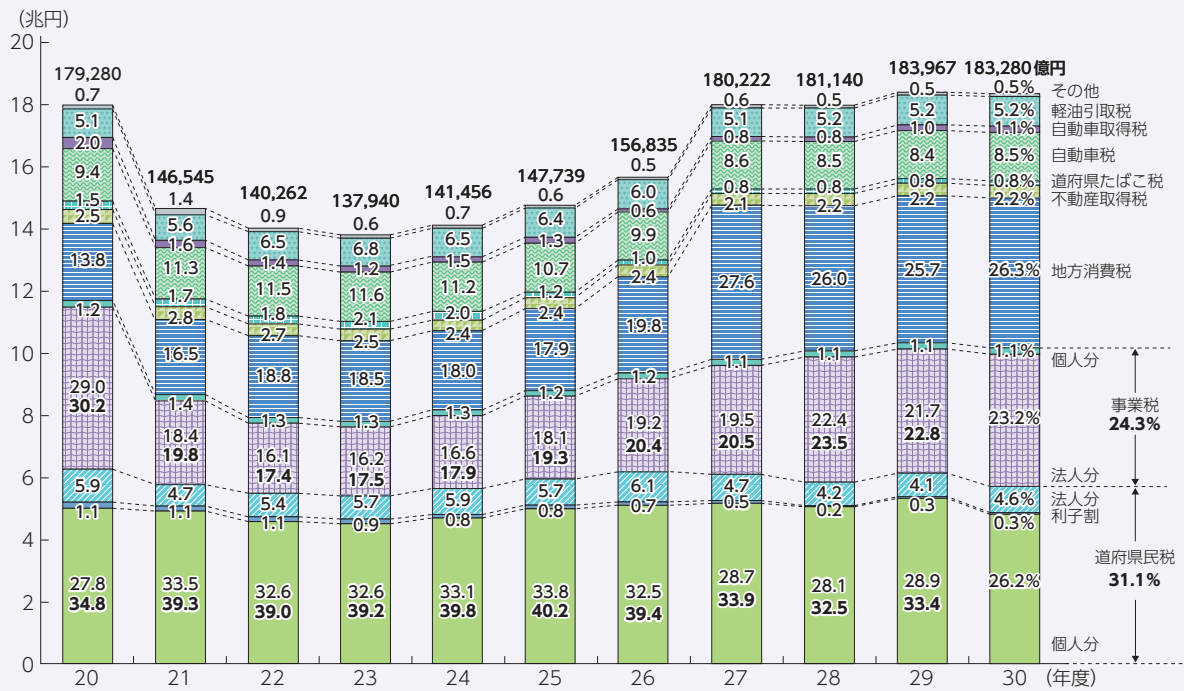


- ※上段の「最大/最小」は、各都道府県ごとの人口1人当たり税収額の最大値を最小値で割った数値であり、下段の数値は、税目ごとの税収総額である。
- (注) 1 地方税収計の税収額は、地方法人特別譲与税の額を含まず、超過課税及び法定外税等を除いたものである。
- 2 個人住民税の税収額は、個人道府県民税（均等割及び所得割）及び個人市町村民税（均等割及び所得割）の合計額であり、超過課税分を除く。
- 3 法人関係二税の税収額は、法人道府県民税、法人市町村民税及び法人事業税（地方法人特別譲与税を含まない。）の合計額であり、超過課税分等を除く。
- 4 固定資産税の税収額は、道府県分を含み、超過課税分を除く。
- 5 人口は、平成31年1月1日現在の住民基本台帳人口による。

第28図 道府県税収入額の状況



第29図 道府県税収入額の推移



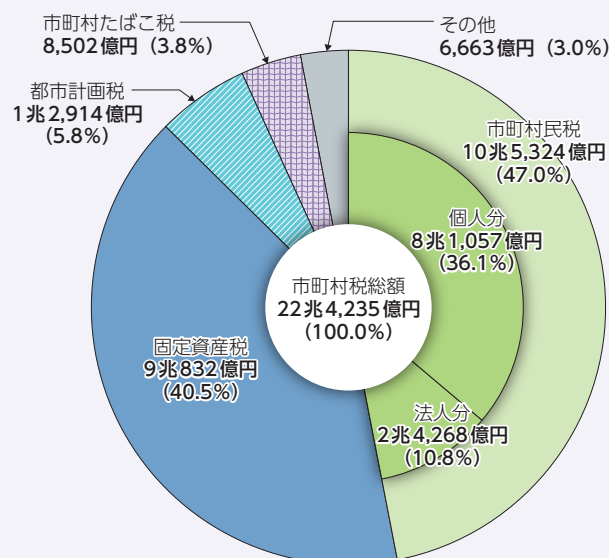
(注) 太字の数値は、事業税及び道府県民税の構成比である。

(イ) 市町村税の収入状況 [資料編：第12表]

市町村税の収入額は22兆4,235億円で、前年度と比べると、4.3%増（前年度1.1%増）となっている。

市町村税収入額の税目別内訳は、第30図のとおりであり、市町村民税が10兆5,324億円で市町村税総額の47.0%（前年度45.1%）と最も大きな割合を占め、次いで固定資産税が9兆832億円で40.5%（同42.0%）となっており、これら二税で市町村税総額の87.5%（同87.1%）を占めている。

第30図 市町村税収入額の状況



各税目の収入額を前年度と比べると、普通税（20兆7,280億円）は4.5%増（前年度1.1%増）となっている。

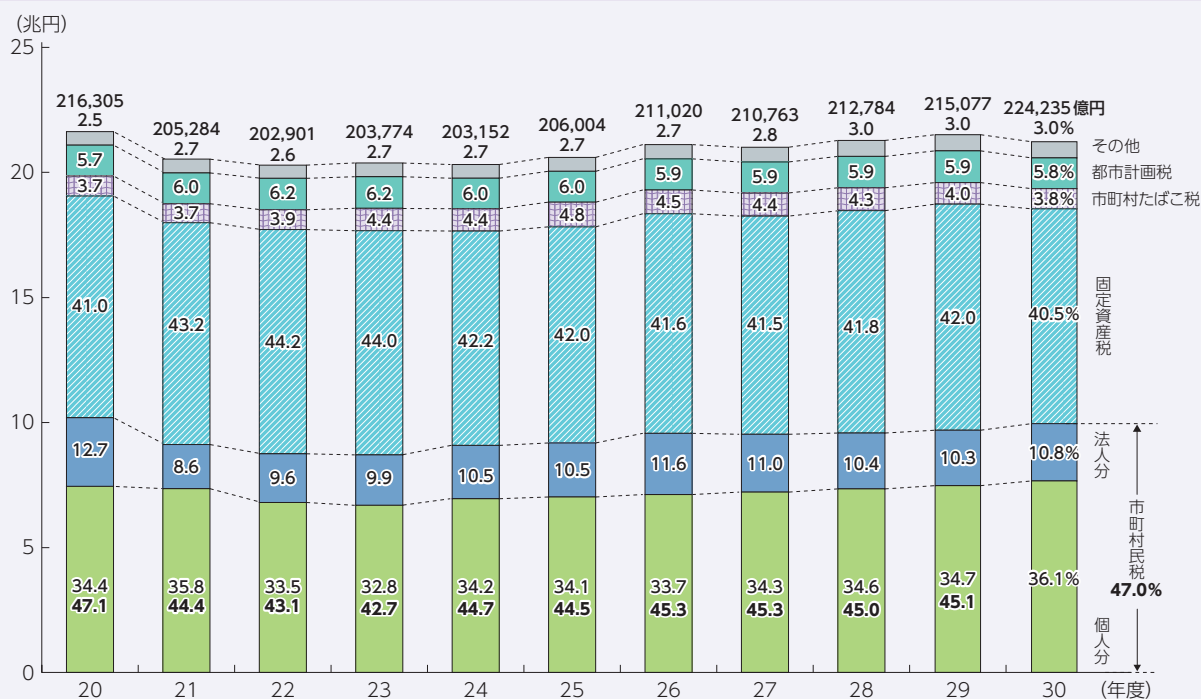
普通税のうち、市町村民税については、個人分（8兆1,057億円）が8.5%増（前年度1.4%増）、法人分（2兆4,268億円）が9.1%増（同0.7%増）となっており、市町村民税全体（10兆5,324億円）では8.6%増（同1.3%増）となっている。また、固定資産税（9兆832億円）は0.6%増（同1.5%増）となっている。

目的税（1兆6,954億円）は1.4%増（前年度1.3%増）となっている。

目的税のうち、都市計画税（1兆2,914億円）は1.2%増（前年度1.2%増）、事業所税（3,783億円）は1.9%増（同1.4%増）となっている。

市町村税収入額の推移は、第31図のとおりである。

第31図 市町村税収入額の推移



(注) 太字の数値は、市町村民税の構成比である。

(ウ) 法定外普通税 [資料編：第13表]

地方公共団体は、地方税法で規定されている税目のほかに、地方公共団体ごとの特有な財政需要を充足するため、法定外普通税を設けることができる。法定外普通税の収入額は510億円で、前年度と比べると、13.9%増（前年度7.6%増）となっている。これを団体区分別にみると、都道府県においては488億円で、前年度と比べると、13.7%増（前年度7.5%増）、市町村においては23億円で、前年度と比べると、19.3%増（同8.7%増）となっている。

(エ) 法定外目的税 [資料編：第14表]

地方公共団体は、地方税法で規定されている税目のほかに、条例で定める特定の費用に充てるため、法定外目的税を設けることができる。法定外目的税の収入額は140億円で、前年度と比べると22.6%増（前年度13.3%増）となっている。これを団体区分別にみると、都道府県においては107億円で、前年度と比べると9.6%増（前年度9.0%増）、市町村においては33億円で、前年度と比べると96.5%増（同46.5%増）となっている。

(オ) 超過課税 [資料編：第15表]

地方公共団体は、地方税法で標準税率が定められている税目について、財政上その他の必要がある場合に、その税率を超える税率を定めることができる。この標準税率を超えて課税された部分である超過課税による収入額は7,025億円で、前年度と比べると、11.3%増（前年度3.1%減）となっている。その内訳をみると、道府県税が3,316億円で、前年度と比べると、15.0%増（前年度8.5%減）、市町村税が3,709億円で、前年度と比べると、8.2%増（同1.9%増）となっている。

イ 地方譲与税 [資料編：第20表]

地方譲与税には、市町村に譲与される自動車重量譲与税、都道府県及び市町村に譲与される地方揮発油譲与税、都道府県及び政令指定都市に譲与される石油ガス譲与税、空港関係都道府県及び市町村に譲与される航空機燃料譲与税、開港所在市町村に譲与される特別とん譲与税、地方法人特別税の税収の全額が都道府県に譲与される地方法人特別譲与税がある。

地方譲与税の決算額は2兆6,509億円で、前年度と比べると、10.2%増（前年度2.8%増）となっている。また、歳入総額に占める割合は2.6%（前年度2.4%）となっている。

地方譲与税の内訳をみると、自動車重量譲与税が2,689億円（対前年度比1.1%増）、地方揮発油譲与税が2,599億円（同0.6%増）、石油ガス譲与税が78億円（同7.2%減）、航空機燃料譲与税が150億円（同0.4%増）、特別とん譲与税が128億円（同3.9%増）、地方法人特別譲与税が2兆865億円（同13.1%増）となっている。

ウ 地方特例交付金

地方特例交付金は、個人住民税における住宅借入金等特別税額控除の実施に伴う地方公共団体の減収分を補填するために交付される減収補填特例交付金である。

地方特例交付金の決算額は1,544億円で、前年度と比べると、16.3%増（前年度7.7%増）となっている。また、歳入総額に占める割合は0.2%（前年度0.1%）となっている。

エ 地方交付税 [資料編：第21表、第129表]

地方交付税は、地方公共団体間の財源の不均衡を調整し、どの地域においても一定の行政サービスを提供できるよう財源を保障するための地方の固有財源である。また、その目的は、地方公共団体が自主的にその財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能を損なわずに、その財源の均衡化を図り、地方行政の計画的な運営を保障することによって、地方自治の本旨の実現に資するとともに、地方公共団体の独立性を強化することである。

地方交付税の決算額は16兆5,482億円で、前年度と比べると、1.3%減（前年度2.7%減）となっている。また、歳入総額に占める割合は16.3%（前年度16.5%）となっている。

地方交付税の決算額を団体区分別にみると、都道府県においては8兆5,677億円で、前年度と比べると、1.1%減（前年度4.3%減）、市町村においては7兆9,805億円で、前年度と比べると、1.6%減（同1.0%減）となっており、その地方交付税総額に占める割合は、都道府県においては51.8%（同51.6%）、市町村においては48.2%（同48.4%）となっている。

平成30年度当初において地方公共団体に交付される通常収支分の地方交付税の総額は、地方財政計画において、前年度と比べて3,213億円減（2.0%減）の16兆85億円とされた。その算定基礎は、

- (ア) 国税四税（国税のうち所得税、法人税、酒税及び消費税）のそれぞれの収入見込額に一定割合を乗じて算出した額（平成30年度においては、所得税及び法人税の収入見込額のそれぞれ33.1%に相当する額、酒税の収入見込額の50%に相当する額並びに消費税の収入見込額の22.3%に相当する額）14兆8,938億円から、平成28年度国税四税決算精算額2,244億円は減額せずに繰延べ、平成20、21及び28年度に係る精算額のうち30年度に精算すべき額2,355億円を減額した国税四税の法定率分14兆6,583億円に、
 - (イ) 「地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律」（平成30年法律第4号）による改正前の地方交付税法附則第4条の2第2項の規定により加算することとされていた額3,367億円、
 - (ウ) 附則第4条柱書による決算乖離是正加算額2,000億円、
 - (エ) 臨時財政対策特例加算1,655億円
- を加算した額である15兆3,606億円に
- (オ) 地方法人税の収入見込額6,533億円から平成28年度地方法人税決算精算額1億円は減額せずに繰延べ、
 - (カ) 交付税特別会計における剰余金750億円、
 - (キ) 地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金4,000億円
- を加算した上で、
- (ク) 交付税特別会計における借入金償還額4,000億円及び利子充当額804億円
- を控除した16兆85億円である。

これに、平成30年度補正予算（第2号）による、29年度の国税決算に伴う地方交付税法定率分の増額及び30年度の国税収入の補正に伴う地方交付税法定率分の増額（5,311億円）のうち、普通交付税の調整減額分（396億円）が追加交付されるとともに、30年度に発生した災害対応のために700億円が特別交付税の総額に加算された（その残余の額（4,215億円）は令和元年度に交付すべき地方交付税に加算。）。なお、基準財政需要額は45兆5,971億円（財源不足団体分40兆9,004億円、財源超過団体分4兆6,966億円）、基準財政収入額は31兆8,203億円（財源不足団体分25兆8,128億円、財源超過団体分6兆75億円）で、財源不足額は15兆876億円となっている。

さらに、東日本大震災分として、東日本大震災に係る復旧・復興事業等の実施のため、震災復興特別交付税が4,301億円交付された。

これらの結果、平成30年度の地方交付税の総額は16兆5,482億円となり、その内訳は普通交付税15兆876億円、特別交付税1兆305億円、震災復興特別交付税4,301億円となっている。

普通交付税の交付状況をみると、不交付団体は、都道府県では東京都の1団体である。他方、市町村では前年度より2団体増加し、77団体となっている。

一方、災害等特別の事情に応じて交付する特別交付税の平成30年度の交付状況をみると、都道府県においては東京都を除く全団体に、市町村においては1,718団体に、それぞれ交付されており、震災復興特別交付税は、東日本大震災の被災地方公共団体等に交付されている。

オ 一般財源 [資料編：第22表～第23表]

一般財源は、地方税、地方譲与税、地方特例交付金及び地方交付税の合計額（これらに加え、都道府県については、市町村から交付される市町村たばこ税都道府県交付金、市町村については、都道府県から交付される地方消費税交付金等各種交付金を加えた合計額）であり、用途が特定されず、どのような経費にも使用できる財源である。

一般財源の決算額は60兆1,049億円で、前年度と比べると、1.5%増（前年度0.2%増）となっている。

また、歳入総額に占める割合は59.3%（前年度58.4%）となっている。なお、一般財源に臨時財政対策債を加えた額は64兆444億円で、前年度と比べると1.3%増（前年度0.6%増）となっている。

【カ】国庫支出金【資料編：第25表】

国庫支出金の決算額は14兆8,852億円で、前年度と比べると、4.1%減（前年度1.1%減）となっている。また、歳入総額に占める割合は14.7%（前年度15.3%）となっている。

国庫支出金の内訳をみると、生活保護費負担金が2兆7,550億円で最も大きな割合（国庫支出金総額の18.5%）を占め、以下、普通建設事業費支出金が1兆7,679億円（同11.9%）、社会資本整備総合交付金が1兆6,612億円（同11.2%）、義務教育費負担金が1兆5,305億円（同10.3%）、児童手当等交付金が1兆3,404億円（同9.0%）となっており、これらの合計で国庫支出金総額の60.8%を占めている。

さらに、国庫支出金の内訳を団体区分別にみると、都道府県においては義務教育費負担金1兆2,587億円（国庫支出金総額の22.1%）、普通建設事業費支出金1兆1,544億円（同20.2%）の順となっている。一方、市町村においては生活保護費負担金2兆6,175億円（同28.5%）、児童手当等交付金1兆3,404億円（同14.6%）、障害者自立支援給付費等負担金1兆2,527億円（同13.7%）の順となっている。

また、国庫支出金の主な内訳を前年度と比べると、生活保護費負担金が1.9%減（前年度0.4%減）、普通建設事業費支出金が0.5%増（同12.4%増）、社会資本整備総合交付金が2.5%減（同1.4%増）、義務教育費負担金が0.2%減（同0.4%増）、児童手当等交付金が1.5%減（同1.1%減）、障害者自立支援給付費等負担金が5.1%増（同5.8%増）等となっている。

【キ】都道府県支出金【資料編：第25表】

市町村が都道府県から交付を受ける都道府県支出金（都道府県が国庫支出金を経費の全部又は一部として市町村に交付するもの、又は、都道府県が自らの施策として単独で市町村に交付するものをいう。）の決算額は3兆9,133億円で、前年度と比べると、1.9%減（前年度0.9%増）となっている。

都道府県支出金の内訳をみると、国庫財源を伴うものが61.3%（前年度62.3%）、都道府県費のみのものが38.7%（同37.7%）となっている。

都道府県支出金の主な内訳を前年度と比べると、国庫財源を伴うものについては、障害者自立支援給付費等負担金が5.1%増（前年度5.9%増）、児童保護費等負担金が7.4%増（同18.3%増）、児童手当等交付金が1.8%減（同1.4%減）、普通建設事業費支出金が24.8%減（同11.4%増）等となっており、また、都道府県費のみのもものについては、普通建設事業費支出金が0.1%増（同8.2%増）、災害復旧事業費支出金が3.2%増（同114.3%増）となっている。

【ク】地方債【資料編：第26表】

地方債の決算額は10兆5,084億円で、臨時財政対策債が減少したこと等により、前年度と比べると、1.3%減（前年度2.5%増）となっている。また、地方債依存度（歳入総額に占める地方債の割合）は10.4%（前年度10.5%）となっている。近年の地方債依存度の推移は、[第32図](#)のとおりである。

地方債の決算額を団体区分別にみると、都道府県においては5兆4,150億円で、前年度と比べると、1.8%減（前年度0.2%減）、市町村においては5兆1,191億円で、前年度と比べると0.6%減（同5.4%増）となっている。

第32図 地方債依存度の推移



ケ その他の収入

(ア) 使用料・手数料 [資料編：第28表]

使用料は、地方公共団体の公の施設の利用等の対価としてその利用者等から徴収するものであり、手数料は、特定の者のために行う当該地方公共団体の事務に要する費用に充てるために徴収するものである。

使用料及び手数料の決算額は2兆2,252億円で、前年度と比べると、0.7%減（前年度0.4%減）となっている。また、歳入総額に占める割合は2.2%（前年度2.2%）となっている。

使用料の決算額は1兆6,476億円で、前年度と比べると、0.8%減（前年度0.6%減）となっている。その内訳をみると、公営住宅使用料が5,463億円（対前年度比0.8%減）で最も大きな割合を占め、以下、授業料が2,799億円（同2.6%減）、保育所使用料が1,795億円（同1.2%減）の順となっている。

また、手数料の決算額は5,776億円で、前年度と比べると、0.4%減（前年度0.3%増）となっている。

その内訳をみると、法定受託事務に係るものが784億円（対前年度比0.2%減）、自治事務に係るものが4,992億円（同0.4%減）となっている。

(イ) 繰入金 [資料編：第29表]

基金、地方公営事業会計等からの繰入金の決算額は3兆6,360億円で、前年度と比べると、2.9%増（前年度0.2%増）となっている。また、歳入総額に占める割合は3.6%（前年度3.5%）となっている。

繰入金の内訳をみると、繰入金総額の95.2%（前年度96.0%）を占める積立金の取崩し等による基金からの繰入金は3兆4,598億円で、前年度と比べると、2.0%増（同0.2%減）となっている。

また、地方公営事業会計からの繰入金は1,697億円で、前年度と比べると、26.0%増（前年度12.8%増）となっている。

(ウ) その他 [資料編：第10表、第30表]

その他の収入の決算額は9兆9,855億円で、前年度と比べると、1.9%減（前年度3.2%減）となっている。また、歳入総額に占める割合は9.9%（前年度10.0%）となっている。

その内訳をみると、貸付金元利収入等の諸収入が5兆892億円（対前年度比6.7%減）、繰越金が3兆953億円（同0.1%減）、分担金・負担金が6,050億円（同3.1%増）、財産収入が6,135億円（同0.5%増）、寄附金が5,825億円（同36.5%増）となっている。

4 地方経費の内容

歳出決算額について、支出の対象となる主な行政の目的に従って、生活・福祉の充実（民生費、労働費）、教育と文化（教育費）、土木建設（土木費）、産業の振興（農林水産業費、商工費）、保健衛生（衛生費）、警察と消防（警察費、消防費）に分けてその状況をみると、以下のとおりである。

(1) 生活・福祉の充実

ア 社会福祉行政 [資料編：第37表～第43表]

地方公共団体は、社会福祉の充実を図るため、児童、高齢者、障害者等のための福祉施設の整備及び運営、生活保護の実施等の施策を行っている。

これらの諸施策に要する経費である民生費の決算額は25兆6,659億円で、前年度と比べると1.2%減となっている。

このうち通常収支分は25兆5,202億円で、国民健康保険財政安定化基金事業の減少等により、前年度と比べると0.8%減となっており、東日本大震災分は1,458億円で、除染関連基金への積立金の減少等により、前年度と比べると46.0%減となっている。

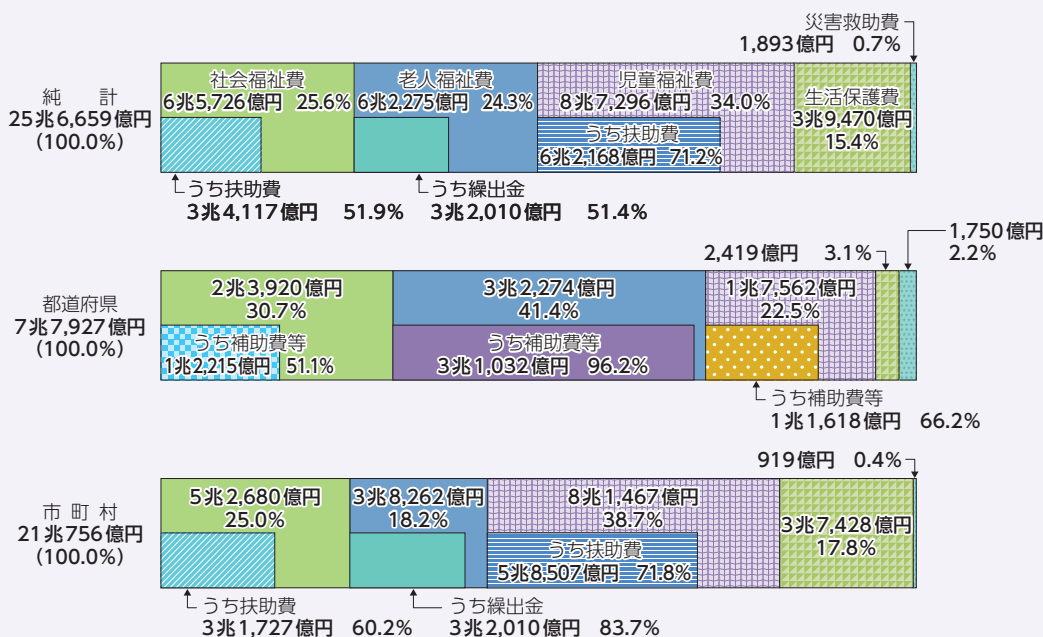
なお、民生費の歳出総額に占める割合は26.2%（都道府県15.9%、市町村36.3%）で、目的別歳出の中で、最も大きな割合となっている。

また、決算額を団体区別にみると、市町村は都道府県の約2.70倍となっている。

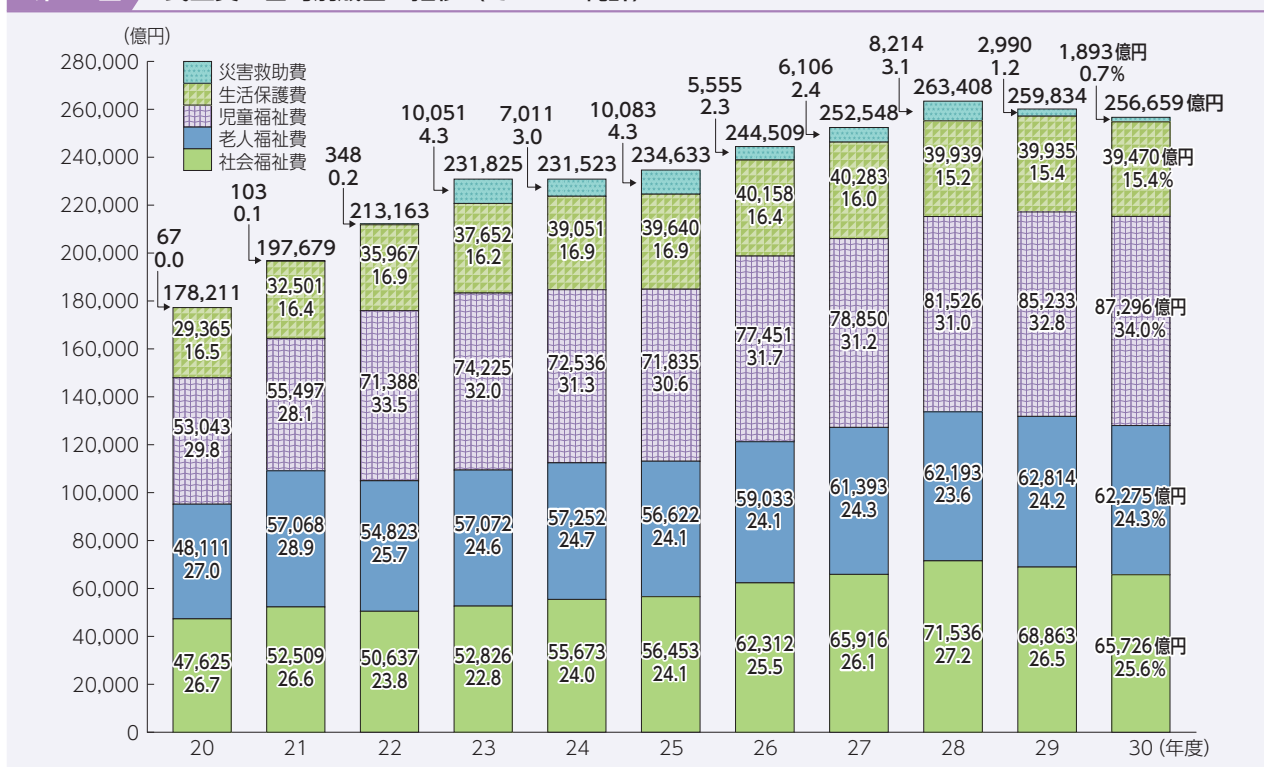
これは、児童福祉に関する事務及び社会福祉施設の整備・運営事務が主として市町村によって行われていることや、生活保護に関する事務が市町村（町村については、福祉事務所を設置している町村）によって行われていること等によるものである。

民生費の目的別の内訳をみると、第33図のとおりであり、児童福祉行政に要する経費である児童福祉費が最も大きな割合（民生費総額の34.0%）を占め、以下、障害者等の福祉対策や他の福祉に分類できない総合的な福祉対策に要する経費である社会福祉費（同25.6%）、老人福祉費（同24.3%）、生活保護費（同15.4%）、非常災害による被災者に対して行われる応急救助、緊急措置に要する経費等の災害救助費（同

第33図 民生費の目的別内訳



第34図 民生費の目的別歳出の推移（その1 純計）



0.7%)の順となっている。

各費目について性質別にみると、最も大きな割合を占めているのは、児童福祉費、社会福祉費及び生活保護費においては扶助費（児童福祉費の71.2%、社会福祉費の51.9%、生活保護費の92.5%）、老人福祉費においては繰出金（51.4%）となっている。

また、各費目の決算額を前年度と比べると、児童福祉費が2.4%増、社会福祉費が4.6%減、老人福祉費が0.9%減、生活保護費が1.2%減、災害救助費が36.7%減となっている。

民生費の目的別歳出額の推移は、第34図のとおりである。

まず、目的別の構成比を団体区分別にみると、都道府県においては老人福祉費の構成比（41.4%）が最も大きく、以下、社会福祉費（30.7%）、児童福祉費（22.5%）、生活保護費（3.1%）、災害救助費（2.2%）の順となっており、市町村においては児童福祉費の構成比（38.7%）が最も大きく、以下、社会福祉費（25.0%）、老人福祉費（18.2%）、生活保護費（17.8%）、災害救助費（0.4%）の順となっている。

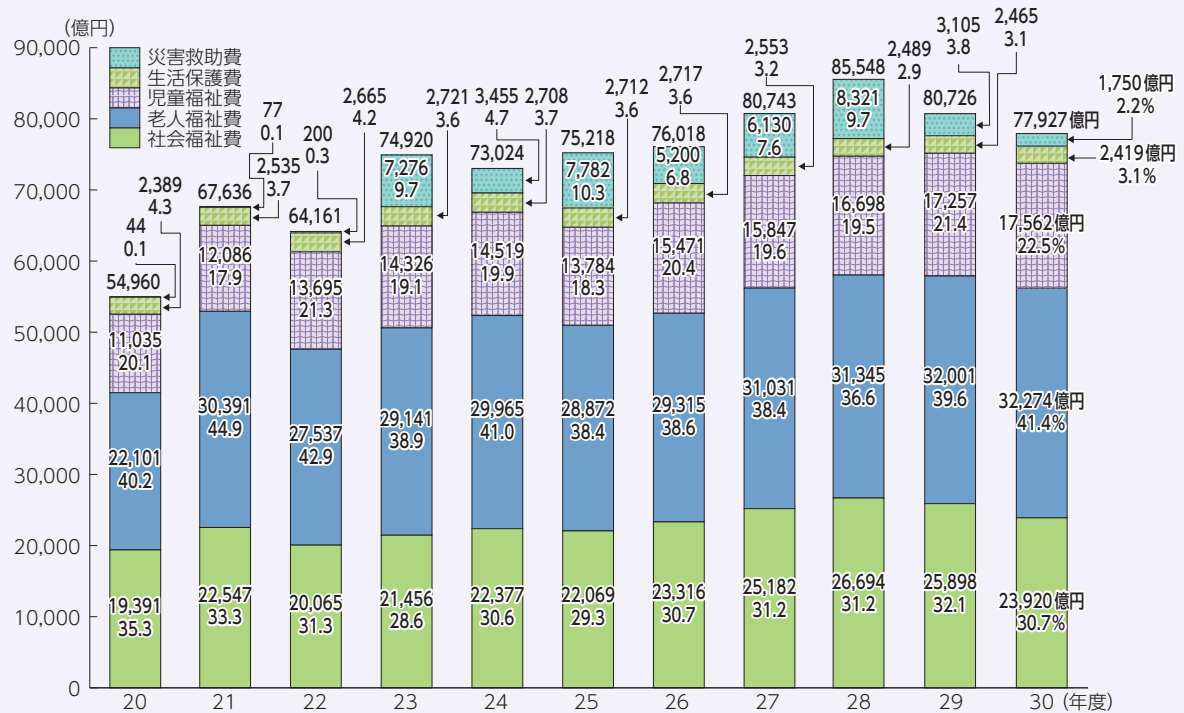
また、これらの各費目を10年前（平成20年度）と比べると、児童福祉費は1.6倍、社会福祉費は1.4倍、老人福祉費は1.3倍、生活保護費は1.3倍となっている。民生費総額は1.4倍となっているが、これを団体区分別にみると、都道府県においては、老人福祉費が1.5倍、社会福祉費が1.2倍となっている。これは、後期高齢者医療事業会計、介護保険事業会計、国民健康保険事業会計への都道府県の負担金の増加等を背景に、老人福祉費や社会福祉費に係る補助費等が増加していること等によるものである。

また、市町村においては、児童福祉費が1.7倍、社会福祉費が1.5倍、老人福祉費が1.3倍、生活保護費が1.4倍となっている。これは、児童手当制度の拡充、自立支援給付費の増加等を背景に、児童福祉費及び社会福祉費に係る扶助費が、また後期高齢者医療事業会計や介護保険事業会計への繰出金の増加等を背景に、老人福祉費に係る繰出金等が、それぞれ増加していること等によるものである。

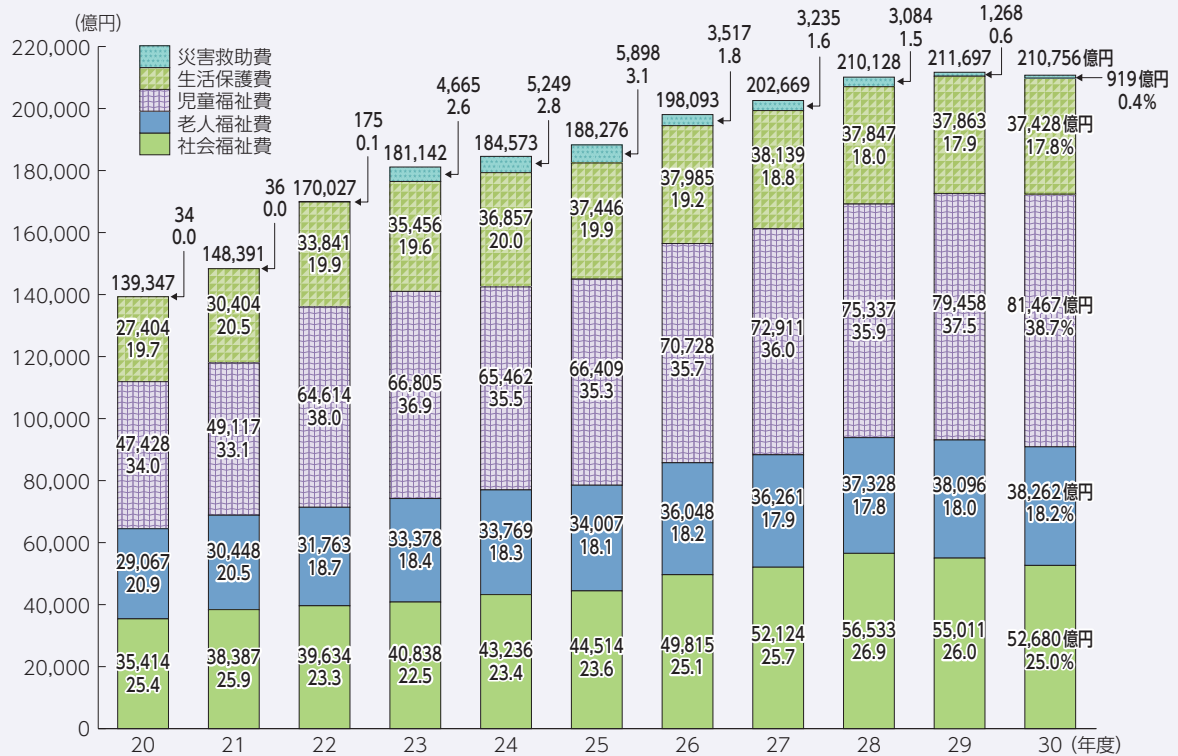
民生費の性質別の内訳をみると、第35図のとおりであり、児童手当の支給や生活保護等に要する経費である扶助費が最も大きな割合（民生費総額の52.6%）を占め、以下、国民健康保険事業会計（事業勘定）、介護保険事業会計、後期高齢者医療事業会計等に対する繰出金（同19.9%）、補助費等（同12.7%）、人件費（同7.1%）、物件費（同4.3%）、普通建設事業費（同2.5%）の順となっている。

また、各費目の決算額を前年度と比べると、扶助費が0.1%減、繰出金が16.2%増、補助費等が16.4%減、人件費が0.6%増、物件費が2.6%減、普通建設事業費が9.1%減となっている。

第34図 民生費の目的別歳出の推移（その2 都道府県）



第34図 民生費の目的別歳出の推移（その3 市町村）



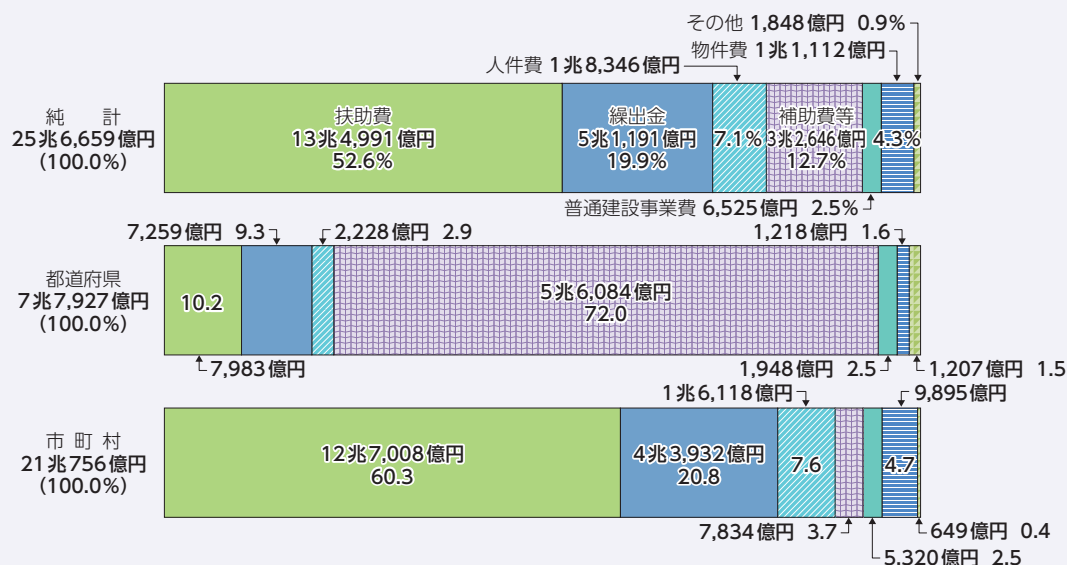
民生費の扶助費について、補助事業と単独事業の割合を示すと、第36図のとおりである。

都道府県においては1,435億円（民生費の扶助費総額の18.0%）、市町村においては1兆8,819億円（同14.8%）が単独事業となっている。

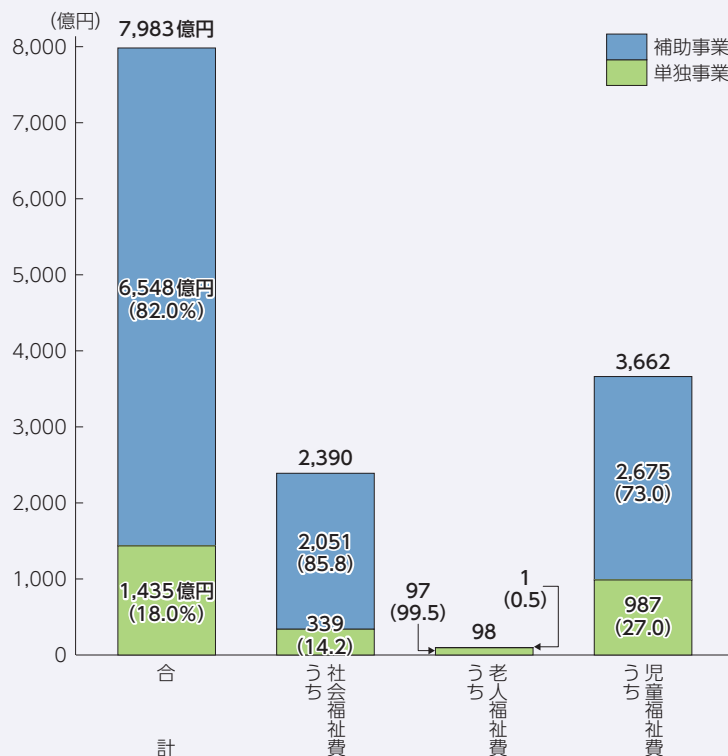
近年の民生費の財源構成比の推移は、第37図のとおりである。

昭和50年代においては一般財源等と国庫支出金の割合がほぼ同じであったが、民生費における単独事業の充実、民生費に係る国庫補助負担率の引下げ、国庫補助負担金の一般財源化等を背景に、民生費の増加分の多くを一般財源等の充当で対応してきた結果、平成19年度までは一般財源等の割合が増加していた。平

第35図 民生費の性質別内訳



第36図 民生費の目的別扶助費（補助・単独）の状況（その1 都道府県）



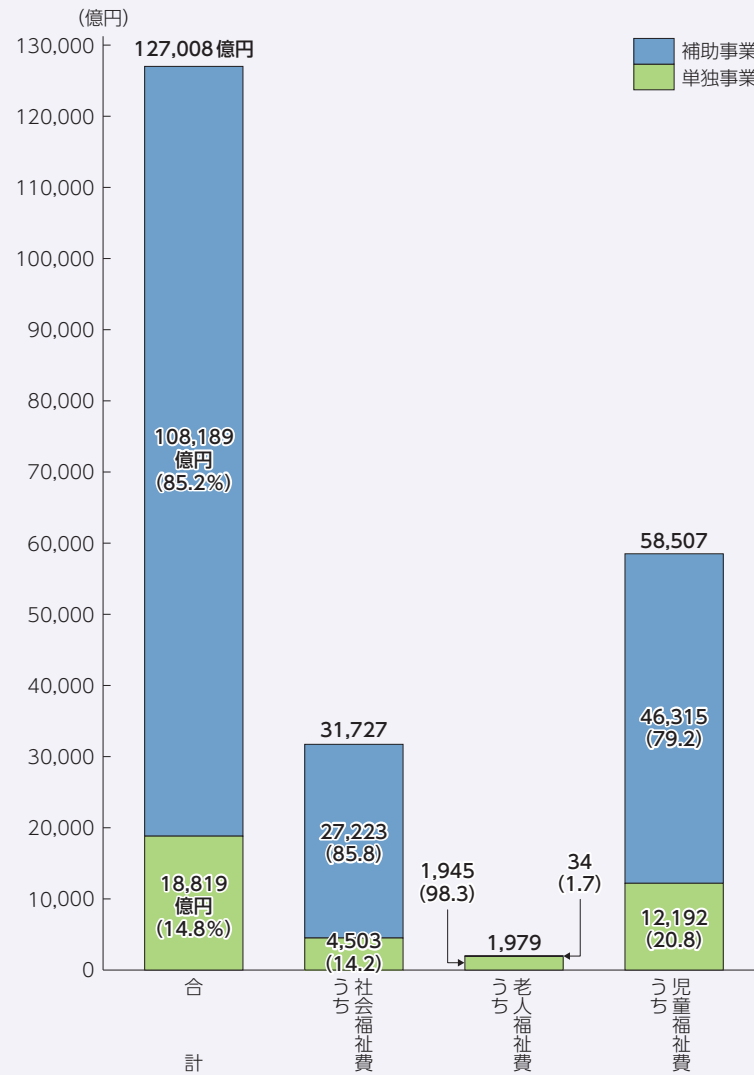
成20年度から23年度までは、国の経済対策の実施、子ども手当の創設、東日本大震災への対応の影響等で国庫支出金の割合が増加した。また、平成28年度は年金生活者等支援臨時福祉給付金の創設の影響等で国庫支出金の割合が増加した。

なお、地方公共団体の決算額において、社会福祉行政や保健衛生（本項目（5））等のうち、社会保障施策に要する経費は18兆8,549億円となっており、うち社会保障4経費^(注)に則った範囲の社会保障給付に充てられる経費は15兆984億円となっている。

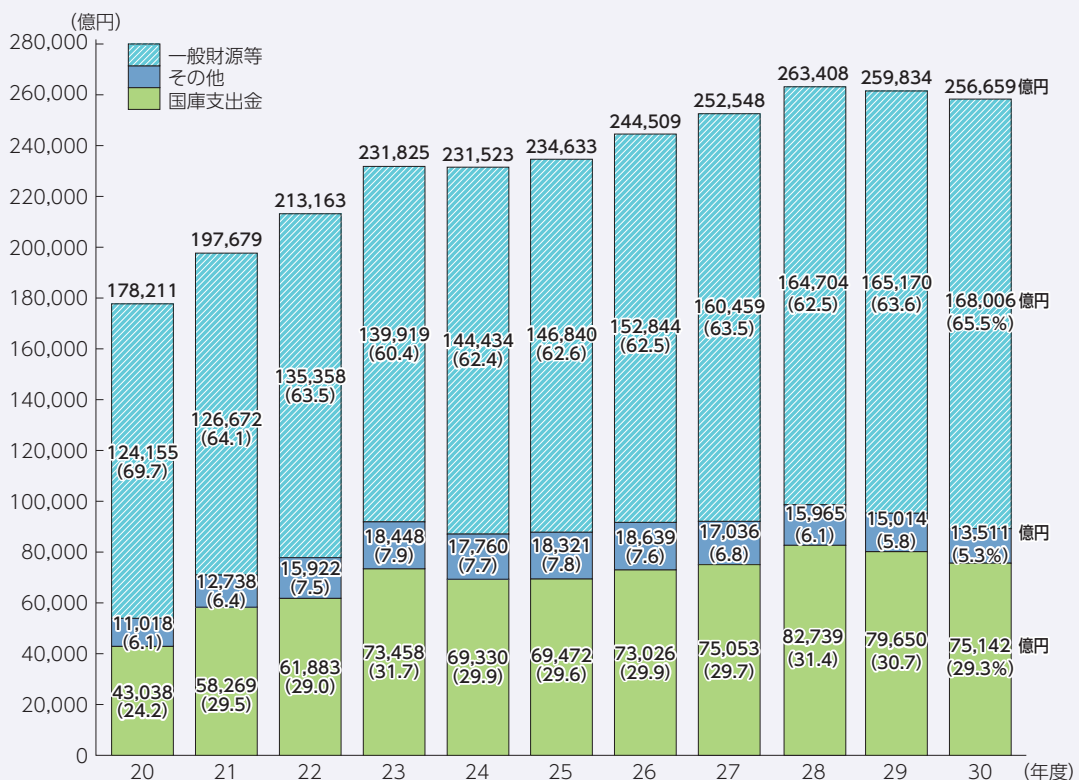
一方、平成26年4月1日から引き上げられた税率に係る30年度の地方消費税収入の額は2兆234億円、30年度の消費税の地方交付税法定率分は3兆9,428億円で、その合計は5兆9,662億円となっている。

（注）「消費税法」（昭和63年法律第108号）第1条第2項に規定された、制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費。

第36図 民生費の目的別扶助費（補助・単独）の状況（その2 市町村）



第37図 民生費の財源構成比の推移



イ 労働行政 [資料編：第49表～第50表]

地方公共団体は、就業者の福祉向上を図るため、職業能力開発の充実、金融対策、失業対策等の施策を行っている。

これらの諸施策に要する経費である労働費の決算額は2,488億円で、前年度と比べると5.3%減となっている。なお、労働費の歳出総額に占める割合は0.3%（都道府県0.3%、市町村0.2%）となっている。

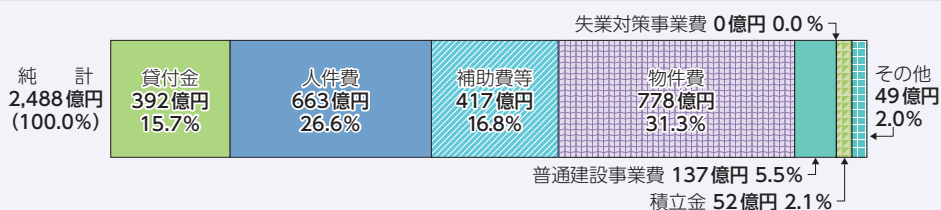
このうち通常収支分は2,463億円で、前年度と比べると3.1%減となっており、東日本大震災分は25億円で、前年度と比べると70.7%減となっている。

労働費の目的別の内訳をみると、失業対策費が労働費総額の2.8%を占め、金融対策、福祉対策、職業訓練等に要する経費であるその他の経費が残りの97.2%を占めている。また、各費目の決算額を前年度と比べると、失業対策費が28.5%減となっており、その他の経費が4.5%減となっている。

目的別の構成比を団体区別にみると、都道府県においては失業対策費が4.8%、その他の経費が95.2%となっており、市町村においては失業対策費が0.5%、その他の経費が99.5%となっている。

労働費の性質別の内訳をみると、**第38図**のとおりであり、物件費が最も大きな割合（労働費総額の31.3%）を占め、以下、人件費（同26.6%）、補助費等（同16.8%）、貸付金（同15.7%）、普通建設事業費（同5.5%）、積立金（同2.1%）、失業対策事業費（同0.0%）の順となっている。また、各費目の決算額を前年度と比べると、物件費が1.4%減、人件費が0.9%減、補助費等が20.6%減、貸付金が7.3%減、普通建設事業費が7.4%増、積立金が12.0%増、失業対策事業費が33.3%減となっている。

第38図 労働費の性質別内訳



(2) 教育と文化 [資料編：第67表～第72表]

地方公共団体は、教育の振興と文化の向上を図るため、学校教育、社会教育等の教育文化行政を行っている。

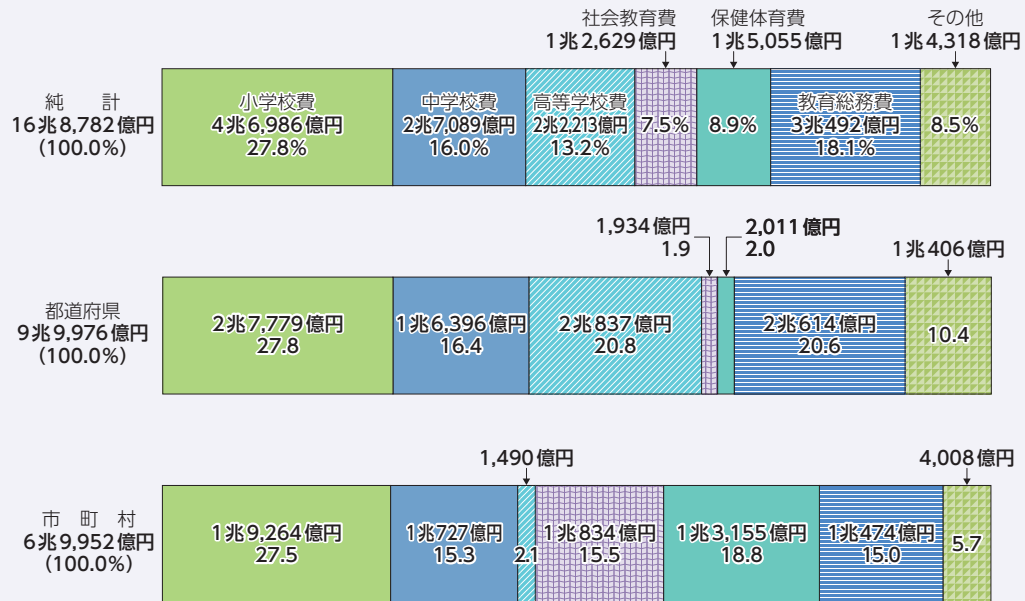
これらの教育施策に要する経費である教育費の決算額は16兆8,782億円で、前年度と比べると0.1%減となっている。教育費の歳出総額に占める割合は17.2%（都道府県20.4%、市町村12.1%）となっており、歳出総額の中で民生費に次いで大きな割合を占めている。

このうち通常収支分は16兆8,298億円で、特別支援学校費を含むその他経費の増加等により、前年度と比べると0.0%増となっており、東日本大震災分は484億円で、前年度と比べると27.9%減となっている。

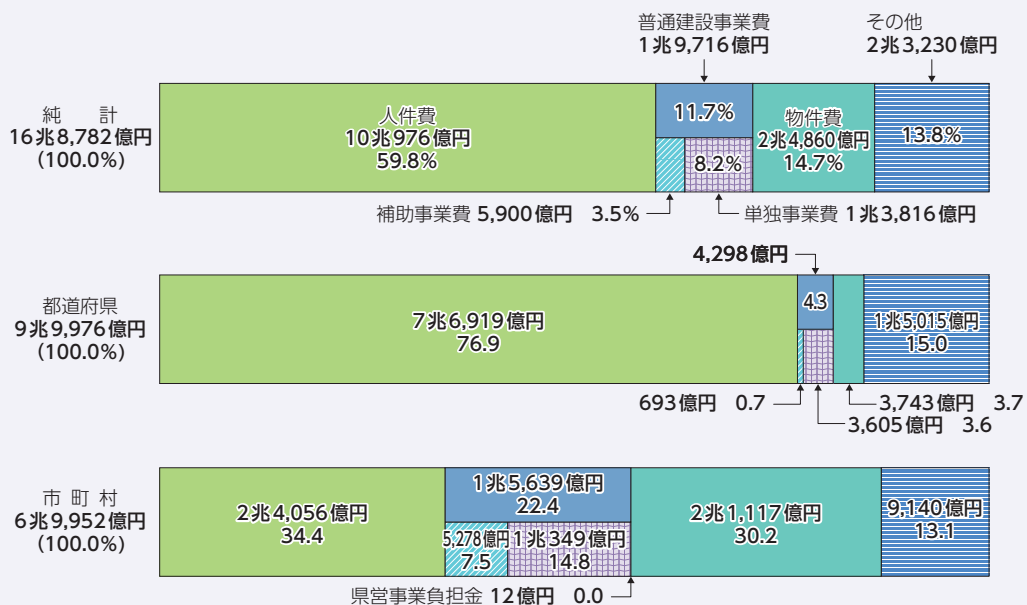
教育費の目的別の内訳をみると、**第39図**のとおりであり、小学校費が最も大きな割合（教育費総額の27.8%）を占め、以下、教職員の退職金や私立学校の振興等に要する経費である教育総務費（同18.1%）、中学校費（同16.0%）、高等学校費（同13.2%）、体育施設の建設・運営や体育振興及び義務教育諸学校等の給食等に要する経費である保健体育費（同8.9%）、特別支援学校費を含むその他経費（同8.5%）、公民館、図書館、博物館等の社会教育施設等に要する経費である社会教育費（同7.5%）の順となっている。また、各費目の決算額を前年度と比べると、小学校費が0.1%減、教育総務費が0.9%増、中学校費が2.3%減、高等学校費が0.2%減、保健体育費が0.3%増、社会教育費が0.0%減、特別支援学校費が3.1%増となっている。

目的別の構成比を団体区別にみると、都道府県においては、小学校費が最も大きな割合（27.8%）を占め、以下、高等学校費（20.8%）、教育総務費（20.6%）、中学校費（16.4%）の順となっており、市町

第39図 教育費の目的別内訳



第40図 教育費の性質別内訳



村においては、小学校費が最も大きな割合（27.5%）を占め、以下、保健体育費（18.8%）、社会教育費（15.5%）、中学校費（15.3%）の順となっている。

教育費の性質別の内訳をみると、第40図のとおりであり、人件費が最も大きな割合（教育費総額の59.8%）を占め、以下、物件費（同14.7%）、義務教育施設整備等の経費である普通建設事業費（同11.7%）の順となっている。また、各費目の決算額を前年度と比べると、人件費が0.4%減、物件費が2.8%増、普通建設事業費が4.2%減となっている。

性質別の構成比を団体区分別にみると、都道府県においては、都道府県立学校教職員の人件費のほか、政令指定都市を除く市町村立義務教育諸学校教職員の人件費を負担していることから、人件費が大部分（76.9%）を占めている。市町村においても、人件費が最も大きな割合（34.4%）を占め、以下、物件費（30.2%）、普通建設事業費（22.4%）の順となっている。

(3) 土木建設 [資料編：第58表～第63表]

地方公共団体は、地域の基盤整備を図るため、道路、河川、公園、住宅等の公共施設の建設、整備等を行うとともに、これらの施設の維持管理を行っている。

これらの諸施策に要する経費である土木費の決算額は11兆8,806億円で、前年度と比べると0.3%減となっている。土木費の歳出総額に占める割合は12.1%（都道府県11.3%、市町村11.2%）となっており、歳出総額の中で民生費、教育費、公債費に次いで大きな割合を占めている。

このうち通常収支分は11兆2,317億円で、普通建設事業費の増加等により、前年度と比べると1.0%増となっており、東日本大震災分は6,490億円で、普通建設事業費の減少等により、前年度と比べると18.3%減となっている。

土木費の目的別の内訳をみると、**第41図**のとおりであり、街路、公園、下水道等の整備、区画整理等に要する経費である都市計画費が最も大きな割合（土木費総額の35.8%）を占め、以下、道路・橋りょうの新設、改良等に要する経費である道路橋りょう費（同34.4%）、河川の改修、海岸の保全等に要する経費である河川海岸費（同12.1%）、住宅費（同8.8%）の順となっている。また、各費目の決算額を前年度と比べると、都市計画費が0.3%増、道路橋りょう費が2.5%減、河川海岸費が8.4%増、住宅費が5.6%減となっている。

目的別の構成比を団体区別にみると、都道府県においては道路橋りょう費が最も大きな割合（41.2%）を占め、以下、河川海岸費（22.9%）、都市計画費（17.6%）の順となっており、市町村においては都市計画費が最も大きな割合（51.3%）を占め、以下、道路橋りょう費（28.2%）、住宅費（9.8%）の順となっている。

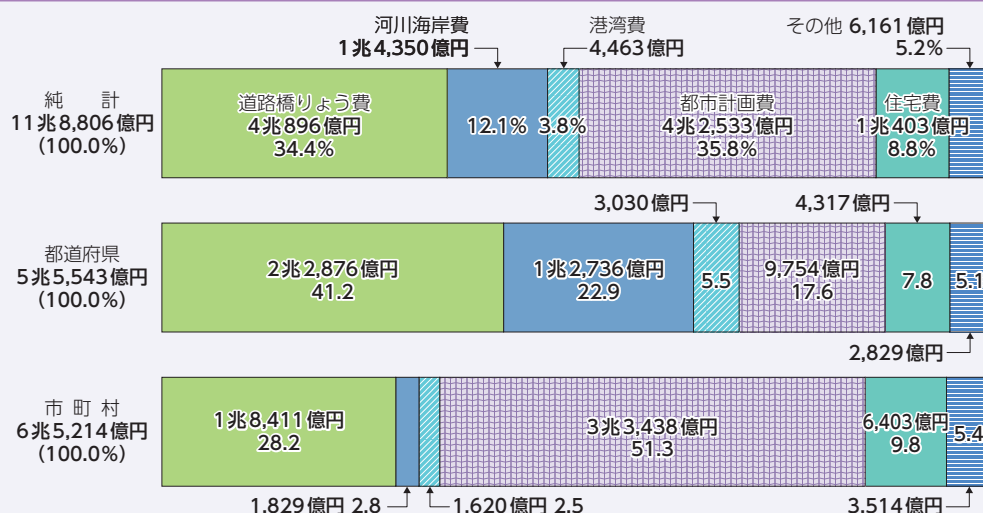
土木費の性質別の内訳をみると、**第42図**のとおりであり、普通建設事業費が最も大きな割合（土木費総額の61.5%）を占め、以下、補助費等（同9.1%）、人件費（同7.1%）、下水道事業会計等への繰出金（同5.5%）の順となっている。

さらに、土木費における普通建設事業費の内訳をみると、補助事業費が34.8%、単独事業費が21.5%、国直轄事業負担金が5.3%となっている。これを団体区別にみると、都道府県においては補助事業費が43.7%、単独事業費が23.2%であり、市町村においても補助事業費（26.4%）が単独事業費（20.3%）を上回っている。

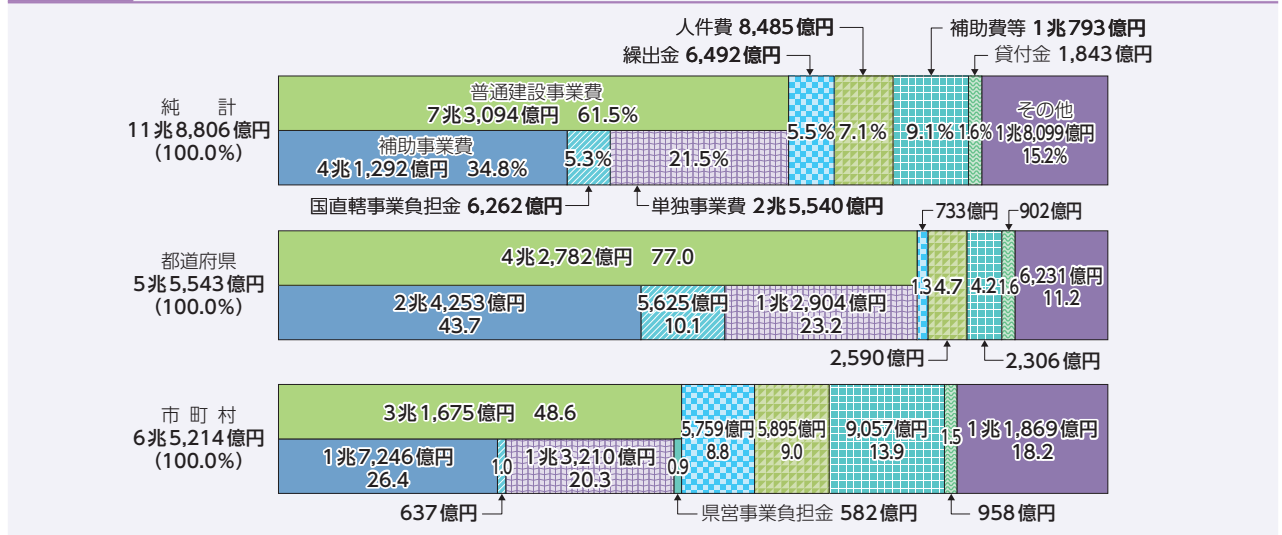
また、各費目の決算額を前年度と比べると、補助事業費が1.7%減、単独事業費が2.8%増、国直轄事業負担金が0.9%減となっている。

なお、地方公共団体は、交通事故等の防止を図るため、交通安全施設の設置及び補修、交通安全運動の推

第41図 土木費の目的別内訳



第42図 土木費の性質別内訳



進等の道路交通安全対策事業を実施している。道路交通安全対策事業として支出された経費（土木費以外の費目に係るものを含み、人件費を除く。）は4,922億円で、前年度と比べると8.3%減となっている。

道路交通安全対策事業の内訳をみると、横断歩道や道路標識等交通安全施設の設置費の構成比が最も大きな割合（69.3%）を占め、以下、交通安全運動等に要する経費（21.3%）、施設補修費（5.6%）の順となっている。

(4) 産業の振興

ア 農林水産行政 [資料編：第51表～第56表]

地方公共団体は、農林水産業の振興と食料の安定的供給を図るため、生産基盤の整備、構造改善、消費流通対策、農林水産業に係る技術の開発・普及等の従来の施策に加え、6次産業化等の推進、人口減少社会における農村漁村の活性化等の施策を行っている。

これらの諸施策に要する経費である農林水産業費の決算額は3兆2,517億円で、前年度と比べると1.4%減となっている。また、農林水産業費の歳出総額に占める割合は3.3%（都道府県4.8%、市町村2.3%）となっている。

このうち通常収支分は3兆476億円で、普通建設事業費の減少等により、前年度と比べると1.7%減となっており、東日本大震災分は2,041億円で、前年度と比べると1.8%増となっている。

農林水産業費の目的別の内訳をみると、第43図のとおりであり、農業基盤整備等に要する経費である農地費が最も大きな割合（農林水産業費総額の35.7%）を占め、以下、農業費（同27.9%）、林業費（同20.7%）、水産業費（同11.0%）の順となっている。また、各費目の決算額を前年度と比べると、農地費が3.2%増、農業費が2.8%減、林業費が0.9%増、水産業費が6.7%減となっている。

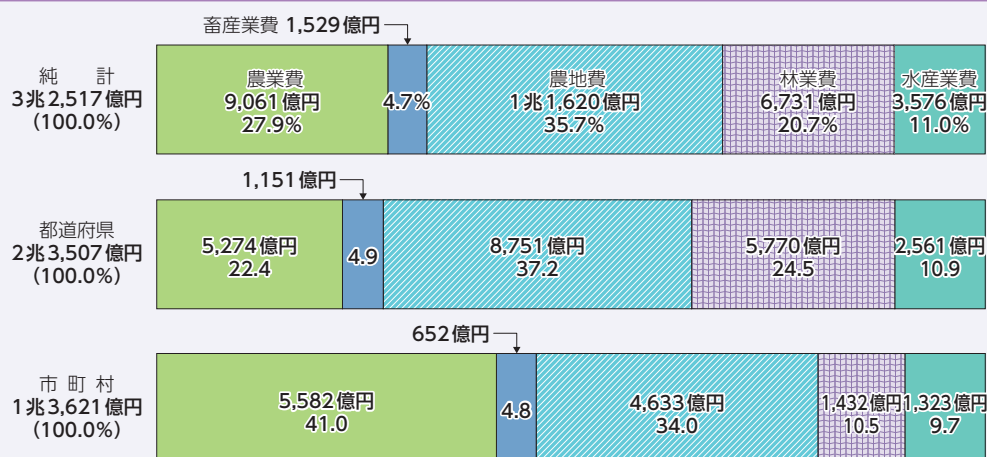
農林水産業費の性質別の内訳をみると、第44図のとおりであり、普通建設事業費が最も大きな割合（農林水産業費総額の50.0%）を占め、以下、人件費（同18.4%）、補助費等（同14.5%）の順となっている。また、各費目の決算額を前年度と比べると、普通建設事業費が2.7%減、人件費が0.1%減、補助費等が1.9%減となっている。

イ 商工行政 [資料編：第57表]

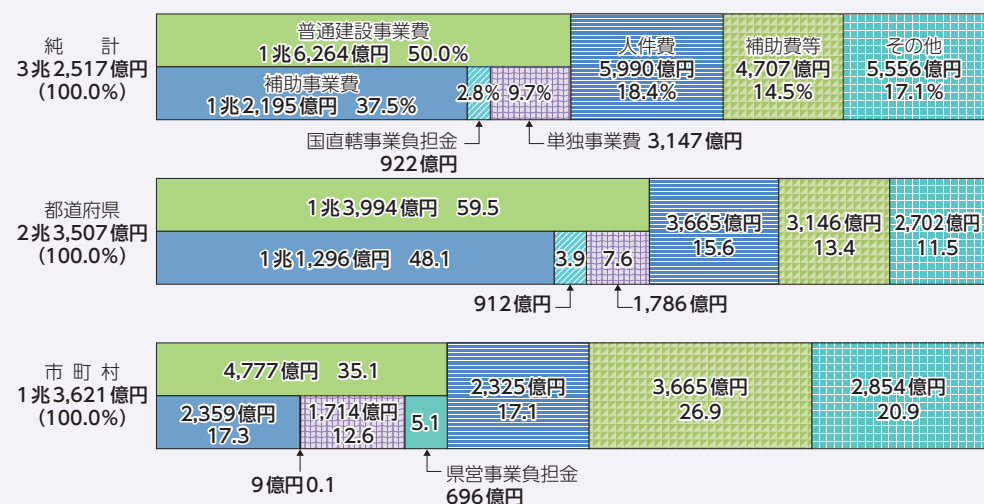
地方公共団体は、地域における商工業の振興とその経営の強化等を図るため、中小企業の経営力・技術力の向上、地域エネルギー事業の推進、企業誘致、消費流通対策等様々な施策を行っている。

これらの諸施策に要する経費である商工費の決算額は4兆7,603億円で、前年度と比べると2.9%減と

第43図 農林水産業費の目的別内訳



第44図 農林水産業費の性質別内訳



なっている。また、商工費の歳出総額に占める割合は4.9%（都道府県6.3%、市町村3.0%）となっている。

このうち通常収支分は4兆5,005億円で、貸付金の減少等により、前年度と比べると2.6%減となっており、東日本大震災分は2,598億円で、前年度と比べると6.7%減となっている。

商工費の性質別の内訳をみると、第45図のとおりであり、貸付金が最も大きな割合（商工費総額の66.9%）を占め、以下、補助費等（同11.7%）、普通建設事業費（同7.1%）の順となっている。また、各費目の決算額を前年度と比べると、貸付金が6.1%減、補助費等が2.1%増、普通建設事業費が4.8%増となっている。

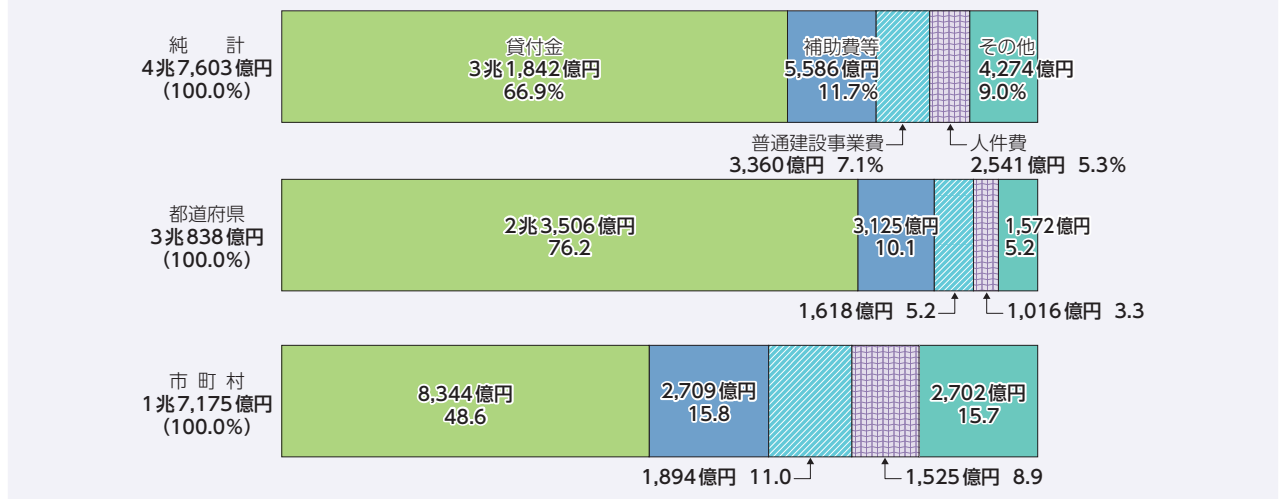
性質別の構成比を団体区分別にみると、都道府県においては貸付金が最も大きな割合（76.2%）を占め、次いで補助費等（10.1%）となっており、市町村においても貸付金が最も大きな割合（48.6%）を占め、次いで補助費等（15.8%）となっている。

(5) 保健衛生 [資料編：第44表～第48表]

地方公共団体は、住民の健康を保持増進し、生活環境の改善を図るため、医療、公衆衛生、精神衛生等に係る対策を推進するとともに、ごみなど一般廃棄物の収集・処理等、住民の日常生活に密着した諸施策を行っている。

これらの諸施策に要する経費である衛生費の決算額は6兆2,367億円で、前年度と比べると0.4%減と

第45図 商工費の性質別内訳



なっている。また、衛生費の歳出総額に占める割合は6.4%（都道府県3.2%、市町村8.3%）となっている。

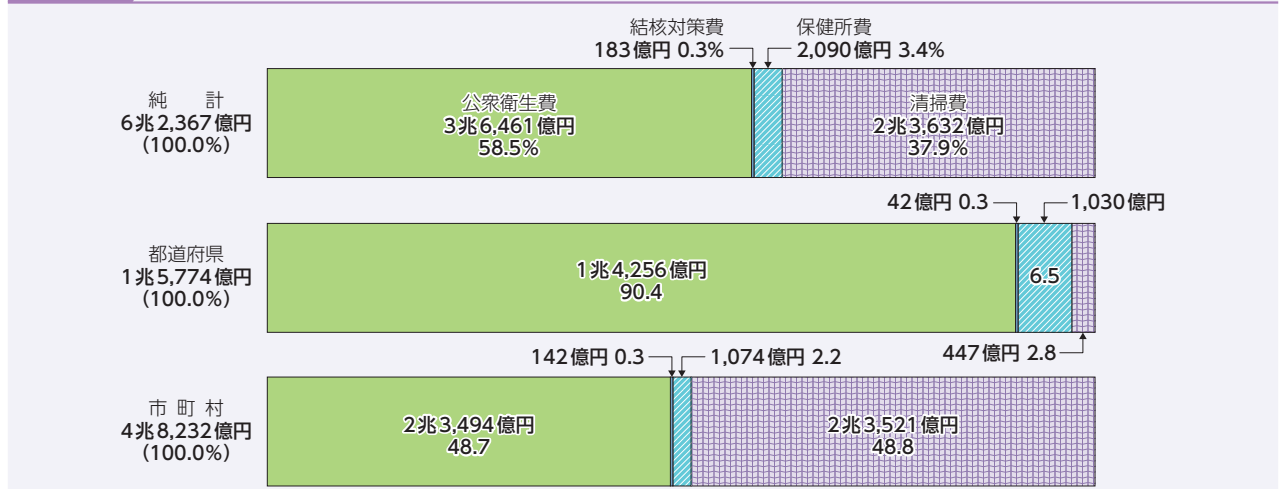
このうち通常収支分は6兆1,365億円で、貸付金の減少等により、前年度と比べると0.6%減となっており、東日本大震災分は1,002億円で、前年度と比べると10.0%増となっている。

衛生費の目的別の内訳をみると、第46図のとおりであり、保健衛生、精神衛生及び母子衛生等に要する経費である公衆衛生費が最も大きな割合（衛生費総額の58.5%）を占め、次いで一般廃棄物等の収集処理等に要する経費である清掃費（同37.9%）となっている。これらの経費を合わせると、衛生費全体の96.4%を占めている。

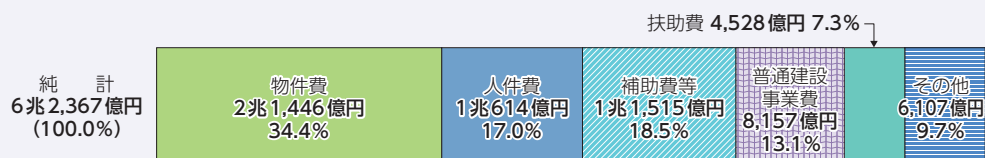
目的別の構成比を団体区分別にみると、都道府県においては公衆衛生費が大部分（90.4%）を占め、市町村においては清掃費（48.8%）、公衆衛生費（48.7%）の順となっている。また、各費目の決算額を前年度と比べると、公衆衛生費が1.8%減、清掃費が1.9%増となっている。

衛生費の性質別の内訳をみると、第47図のとおりであり、ごみ処理等の委託に要する経費等である物件費が最も大きな割合（衛生費総額の34.4%）を占め、以下、補助費等（同18.5%）、清掃関係職員、公衆衛生関係職員の職員給等である人件費（同17.0%）、普通建設事業費（同13.1%）の順となっている。また、各費目の決算額を前年度と比べると、物件費が0.8%減、補助費等が1.4%増、人件費が0.2%減、普通建設事業費が8.0%増となっている。

第46図 衛生費の目的別内訳



第47図 衛生費の性質別内訳



(6) 警察と消防

ア 警察行政 [資料編：第65表～第66表]

都道府県は、犯罪の防止、交通安全の確保その他地域社会の安全と秩序を維持し、国民の生命、身体及び財産を保護するため、警察行政を行っている。

これらの諸施策に要する経費である警察費の決算額は3兆2,982億円で、前年度と比べると1.2%増となっている。また、警察費の歳出総額に占める割合は3.4%（都道府県歳出総額の6.7%）となっている。

このうち通常収支分は3兆2,942億円で、前年度と比べると1.2%増となっており、東日本大震災分は40億円で、前年度と比べると12.1%減となっている。

警察費の性質別の内訳をみると、第48図のとおりであり、警察官の職員給等である人件費が最も大きな割合（警察費総額の81.2%）を占め、以下、物件費（同11.1%）、警察施設、交通信号機の設置等に要する経費である普通建設事業費（同6.6%）の順となっている。また、各費目の決算額を前年度と比べると、人件費が0.4%増、物件費が3.8%増、普通建設事業費が6.7%増となっている。なお、国家公務員である警視正以上の階級にある地方警務官を除く都道府県警察職員総数は、平成31年4月1日現在、28万9,849人（前年同期28万9,616人）となっており、その内訳は、警察官26万1,863人（同26万1,653人）、警察事務職員等2万7,986人（同2万7,963人）となっている。

第48図 警察費の性質別内訳



イ 消防行政 [資料編：第64表]

地方公共団体は、火災、風水害、地震等の災害から国民の生命、身体及び財産を守り、これらの災害を防除し、被害を軽減するほか、災害等による傷病者の搬送を適切に行うため、消防行政を行っている。

これらの諸施策に要する経費である消防費の決算額は2兆12億円で、前年度と比べると0.3%減となっている。また、消防費の歳出総額に占める割合は2.0%（都道府県0.5%、市町村3.2%）となっている。

このうち通常収支分は1兆9,886億円で、前年度と比べると0.0%増となっており、東日本大震災分は126億円で、前年度と比べると30.3%減となっている。

消防費の性質別の内訳をみると、第49図のとおりであり、消防関係職員の職員給等である人件費が最も大きな割合（消防費総額の68.5%）を占め、以下、消防施設の整備、消防自動車の購入等に要する経費である普通建設事業費（同15.7%）、物件費（同10.8%）の順となっている。また、各費目の決算額を前年度と比べると、人件費が1.3%増、普通建設事業費が1.9%増、物件費が2.4%増となっている。

なお、消防関係職員数は、平成31年4月1日現在、16万2,073人（前年同期16万1,609人）となっている。

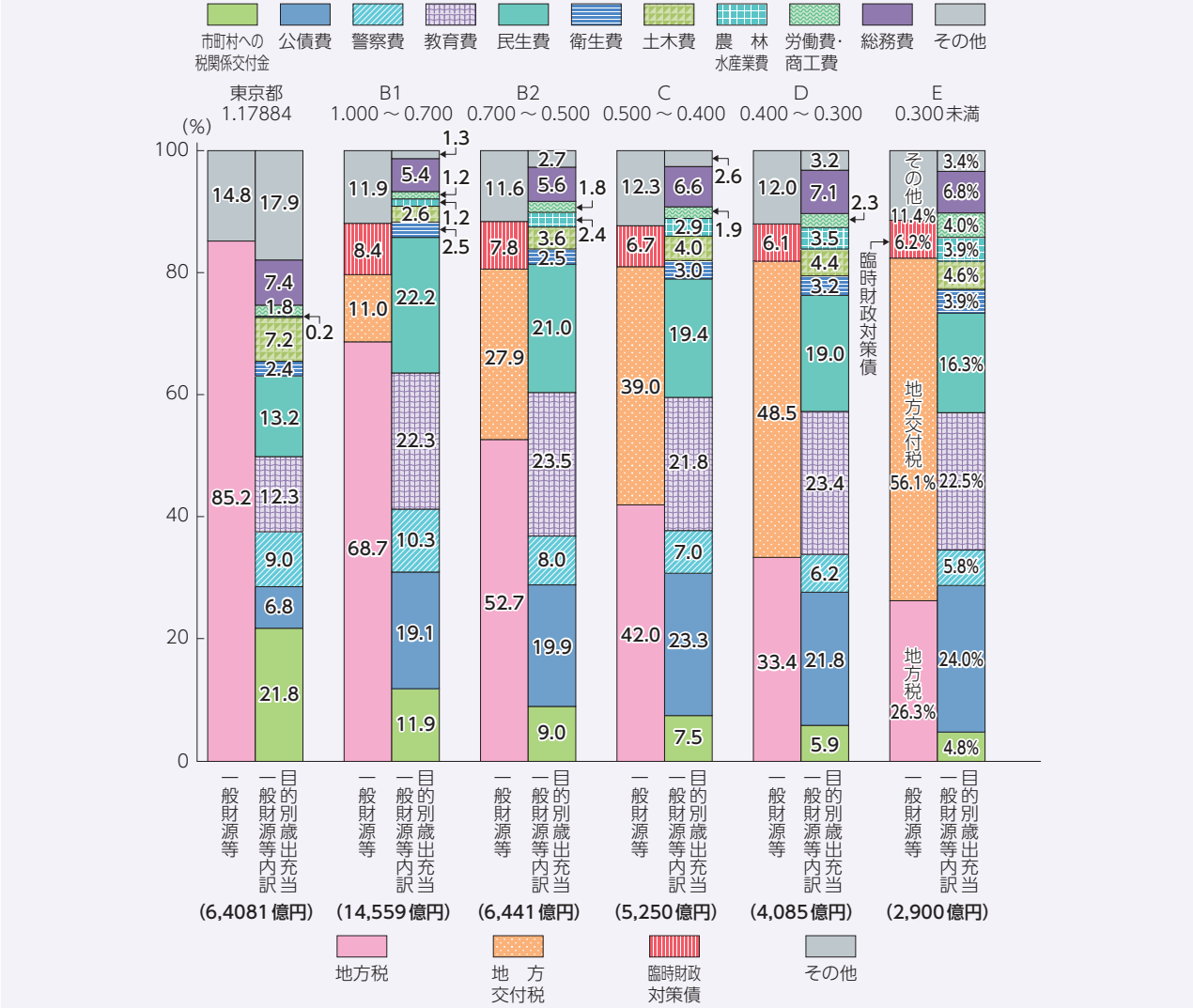
第49図 消防費の性質別内訳



(7) 目的別歳出充当一般財源等の状況

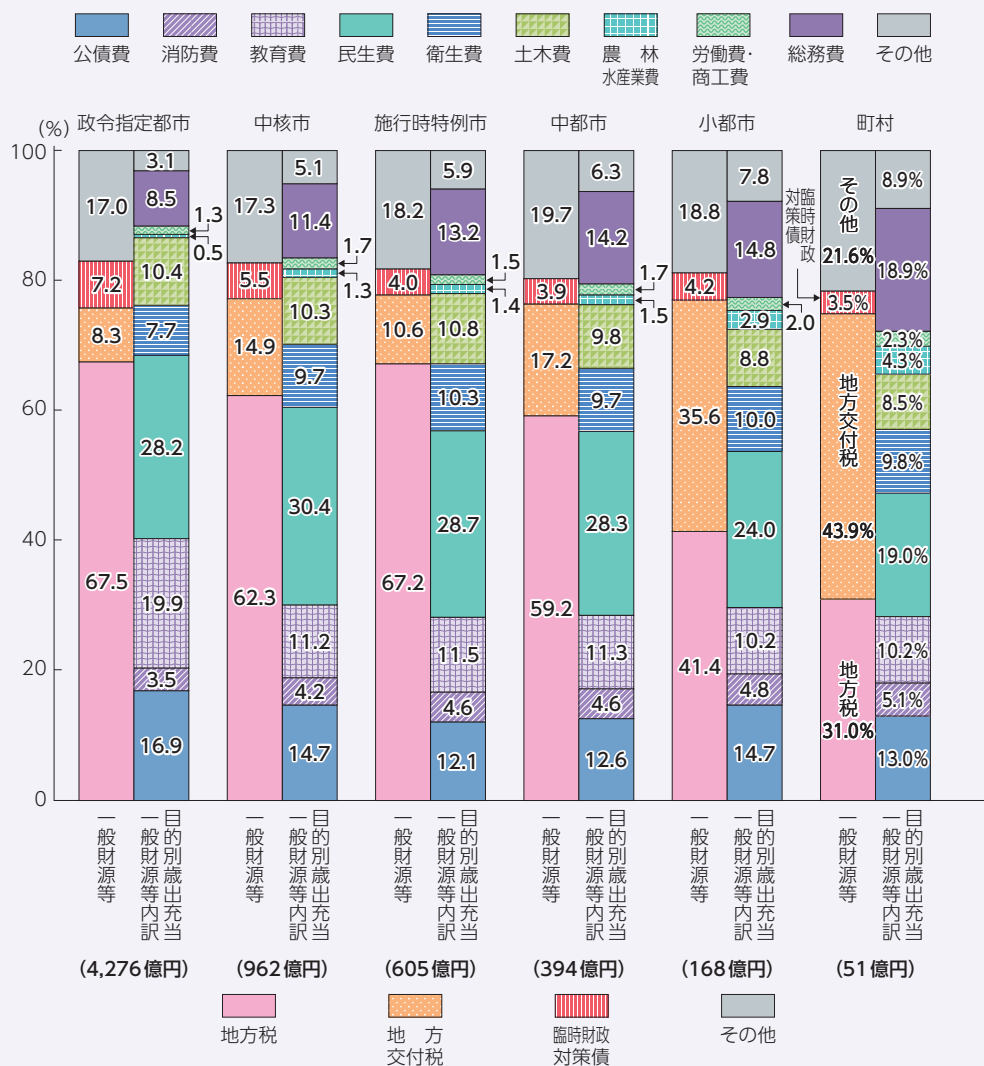
使途の特定されていない財源である一般財源等の歳出への充当について、一般財源等を地方税、地方交付税、臨時財政対策債及びその他に、歳出を目的別にそれぞれ分類した上で、東京都以外の道府県については財政力指数段階別に、市町村（特別区及び一部事務組合等を除く。）については団体区分別に比較してみると、第50図のとおりである。

第50図 目的別歳出充当一般財源等の状況（その1 都道府県（財政力指数別））



(注) 1 東京都以外の道府県は、財政力指数によるB～Eのグループごとの加重平均である。
2 グループ別の該当団体
B1 愛知県、神奈川県、大阪府、千葉県、埼玉県、静岡県
B2 栃木県、茨城県、福岡県、群馬県、兵庫県、宮城県、広島県、三重県、京都府、滋賀県、岐阜県、福島県、岡山県、長野県、石川県
C 香川県、富山県、新潟県、山口県、北海道、愛媛県、奈良県、山梨県、熊本県、福井県
D 大分県、山形県、岩手県、沖縄県、青森県、宮崎県、鹿児島県、佐賀県、長崎県、和歌山県、徳島県、秋田県
E 鳥取県、高知県、島根県
3 () 内の金額は、各グループごとの一団体平均の一般財源等の額である。

第50図 目的別歳出充当一般財源等の状況（その2 市町村（団体区分別））



5 地方経費の構造

地方公共団体の経費を経済的な性質に着目して分類すると、義務的経費、投資的経費及びその他の経費に大別されるが、これらの状況をみると、以下のとおりである。

(1) 義務的経費

人件費、扶助費及び公債費からなる義務的経費の決算額は49兆1,064億円で、前年度と比べると0.6%減となっている。また、義務的経費の歳出総額に占める割合は50.1%で、前年度と比べると0.3ポイントの低下となっている。

このうち通常収支分は49兆341億円で、公共事業等債の元利償還額の減少等による公債費の減少により、前年度と比べると0.6%減となっており、東日本大震災分は723億円で、公債費の増加により、前年度と比べると3.2%増となっている。

義務的経費の内訳をみると、人件費が22兆4,660億円で、義務的経費に占める割合は45.7%（前年度45.5%）、扶助費が14兆2,997億円で、義務的経費に占める割合は29.1%（同28.9%）、公債費が12兆3,407億円で、義務的経費に占める割合は25.1%（同25.6%）となっている。

ア 人件費〔資料編：第76表〕

人件費は、職員給、地方公務員共済組合等負担金、退職金、議員報酬等、委員等報酬等からなっている。

人件費の決算額は22兆4,660億円で、前年度と比べると0.0%増（前年度0.0%減）となっている。近年の人件費の歳出総額に占める割合及び人件費に充当された一般財源の一般財源総額に占める割合の推移は、**第51図**のとおりである。人件費の歳出総額に占める割合は、前年度と同率の22.9%となっており、平成19年度以降、6年連続で低下してきたが、平成26年度以降は、ほぼ横ばいとなっている。

このうち通常収支分は22兆4,392億円で、職員給の増加等により、前年度と比べると0.0%増となっており、東日本大震災分は269億円で、災害派遣職員の減少等により、前年度と比べると9.7%減となっている。

人件費の歳出総額に占める割合を団体区分別にみると、都道府県（25.7%）が、政令指定都市を除く市町村立義務教育諸学校教職員の給与（平成28年度以前においては、政令指定都市分も負担。）を負担していることなどから、市町村（17.1%）を上回っている。

人件費に充当された一般財源の一般財源総額に占める割合は、前年度と比べると0.2ポイント低下して28.7%となっており、平成25年度以降は、ほぼ横ばいとなっている。

人件費に充当された一般財源の一般財源総額に占める割合を団体区分別にみると、都道府県においては30.1%となっており、市町村においては23.4%となっている。

また、国家公務員の給与水準を100としたときの、地方公務員の給与水準を指すラスパイレス指数の推移は、**第52図**のとおりであり、平成31年4月1日現在のラスパイレス指数は99.1（対前年度比0.1ポイント低下）となっている。

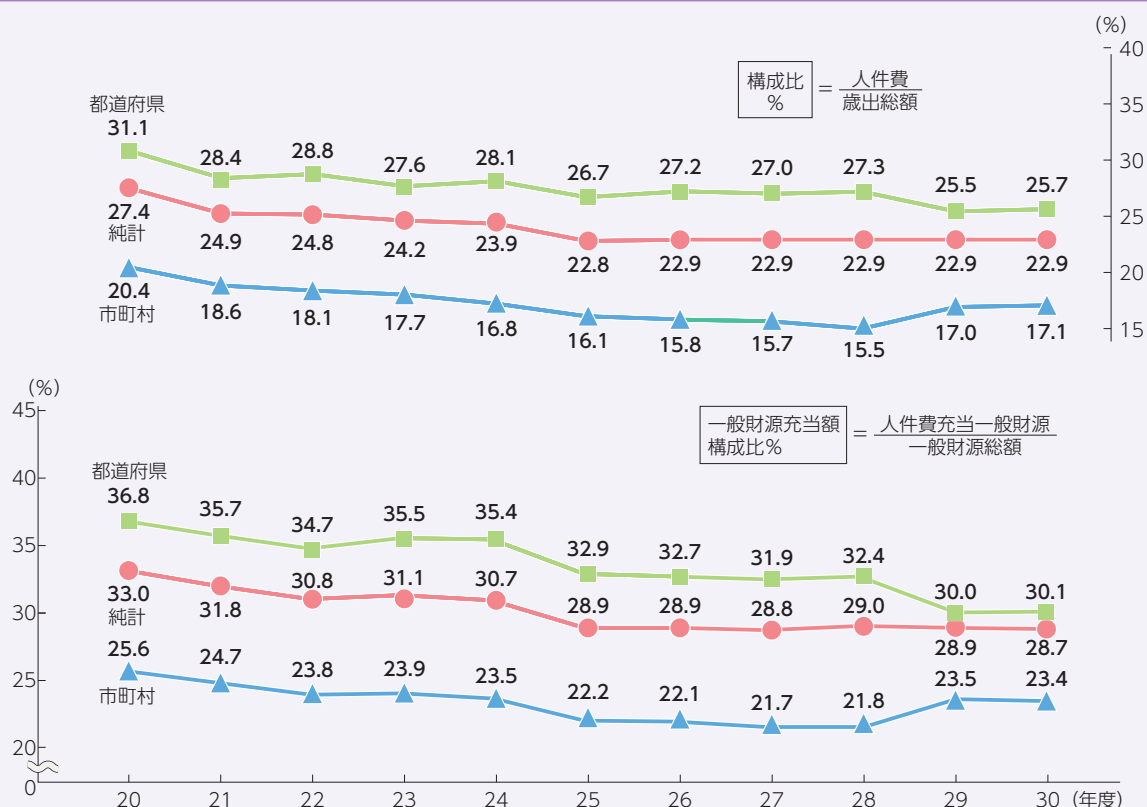
ラスパイレス指数を団体区分別にみると、都道府県99.8、政令指定都市99.9、都市98.9、町村96.3となっている。

人件費の費目別の主な内訳をみると、**第53図**のとおりであり、職員給が最も大きな割合（人件費総額の70.9%）を占め、以下、地方公務員共済組合等負担金（同14.8%）、退職金（同8.3%）の順となっている。

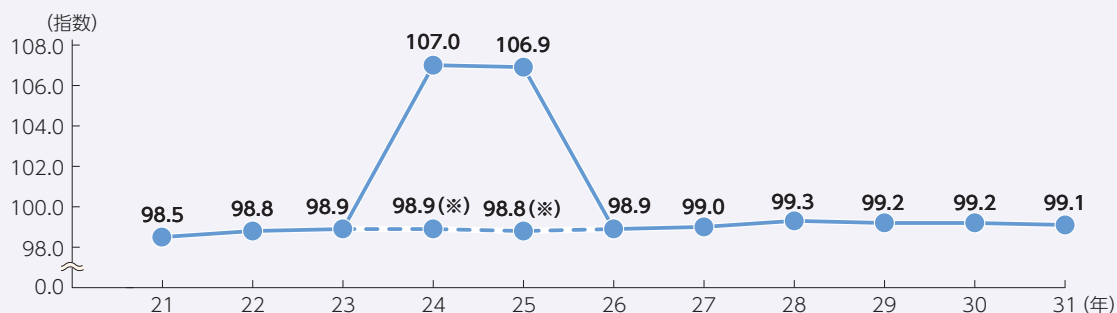
各費目の決算額を前年度と比べると、職員給が0.0%増、地方公務員共済組合等負担金が0.7%減、退職金が0.0%増となっている。

人件費に充当された財源の内訳をみると、**第54図**のとおりであり、一般財源等が最も大きな割合（人件

第51図 人件費の推移



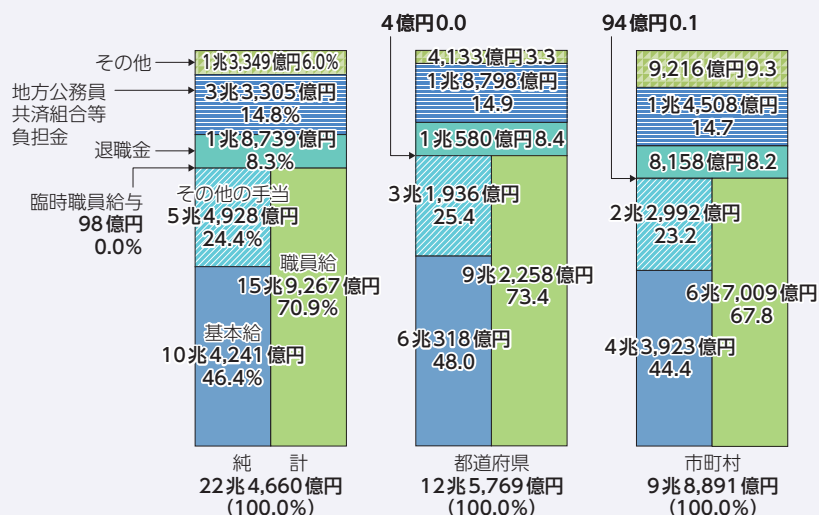
第52図 ラスパイレス指数の推移



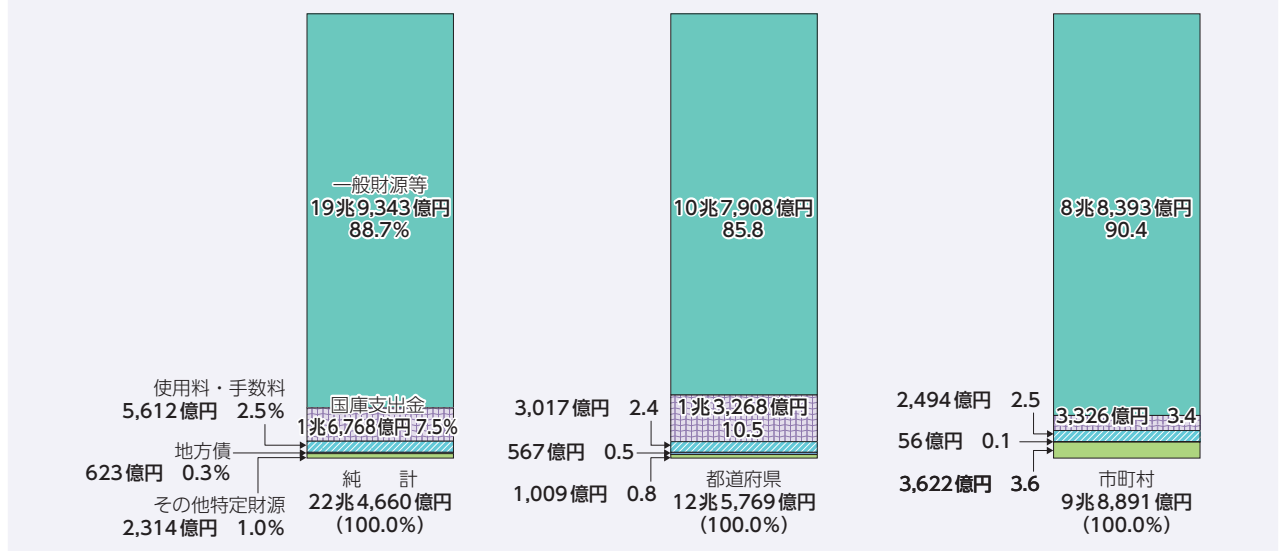
(注) 「地方公務員給与実態調査」(平成31年4月1日現在)により算出。

(※) 「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律」(平成24年法律第2号)による措置がないとした場合の値である。

第53図 人件費の費目別内訳



第54図 人件費の財源内訳



費総額の88.7%)を占め、以下、国庫支出金(同7.5%)、使用料・手数料(同2.5%)の順となっている。

財源の内訳を団体区分別にみると、一般財源等の構成比は、市町村(90.4%)が都道府県(85.8%)を上回っており、国庫支出金の構成比は、都道府県(10.5%)が市町村(3.4%)を上回っている。これは、都道府県が負担している政令指定都市を除く市町村立義務教育諸学校教職員の人件費について、国庫負担制度(義務教育費国庫負担金)が設けられていること等によるものである。

(ア) 職員給 [資料編：第77表]

職員給の決算額は15兆9,267億円で、国家公務員の給与改定に準じた措置等により、前年度と比べると0.0%増となっている。平成11年度以来15年連続で減少してきたが、平成26年度から上昇に転じた。なお、ピーク時の平成10年度と比較すると約8割まで減少している。

このうち通常収支分は15兆9,069億円で、前年度と比べると0.1%増となっており、東日本大震災分は197億円で、前年度と比べると10.1%減となっている。

職員給の主な内訳をみると、基本給が最も大きな割合(職員給総額の65.5%)を占め、次いでその他の手当(同34.5%)となっている。また、各費目の決算額を前年度と比べると、基本給が0.3%減、その他の手当が0.6%増となっている。

職員給の部門別構成比は、第55図のとおりであり、教育関係が最も大きな割合(職員給総額の45.8%)を占め、以下、警察関係(同13.0%)、議会・総務関係(同11.7%)、民生関係(同8.6%)、消防関係(同6.7%)、衛生関係(同5.3%)の順となっている。

また、職員給の部門別構成比を団体区分別にみると、都道府県においては政令指定都市を除く市町村立義務教育諸学校教職員の人件費を負担していることから、教育関係が最も大きな割合(60.8%)を占め、警察関係(22.4%)と合わせて全体の83.2%を占めており、市町村においては教育関係が最も大きな割合(25.3%)を占め、以下、議会・総務関係(21.9%)、民生関係(18.0%)、消防関係(13.8%)、衛生関係(9.5%)の順となっている。

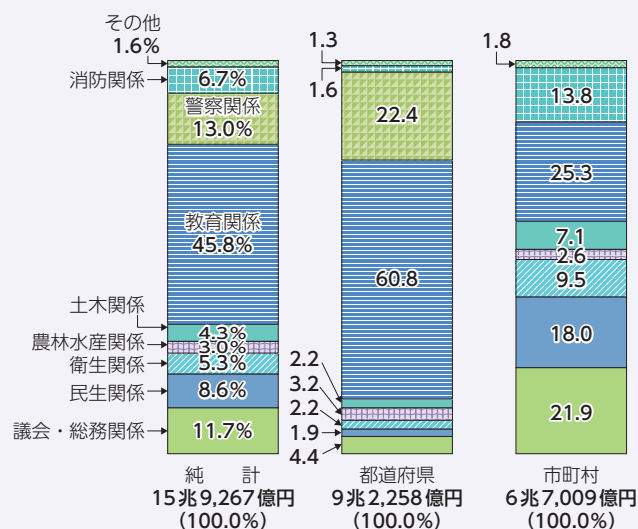
次に、平成31年4月1日現在における地方公務員(普通会計分)1人当たりの平均給料月額を主な職種別及び団体区分別にみると、第56図のとおりである。職種により平均給料月額に差があるのは、主として、職種別の年齢構成、給料表の構造等の違いによるものである。

(イ) 地方公務員の数 [資料編：第78表]

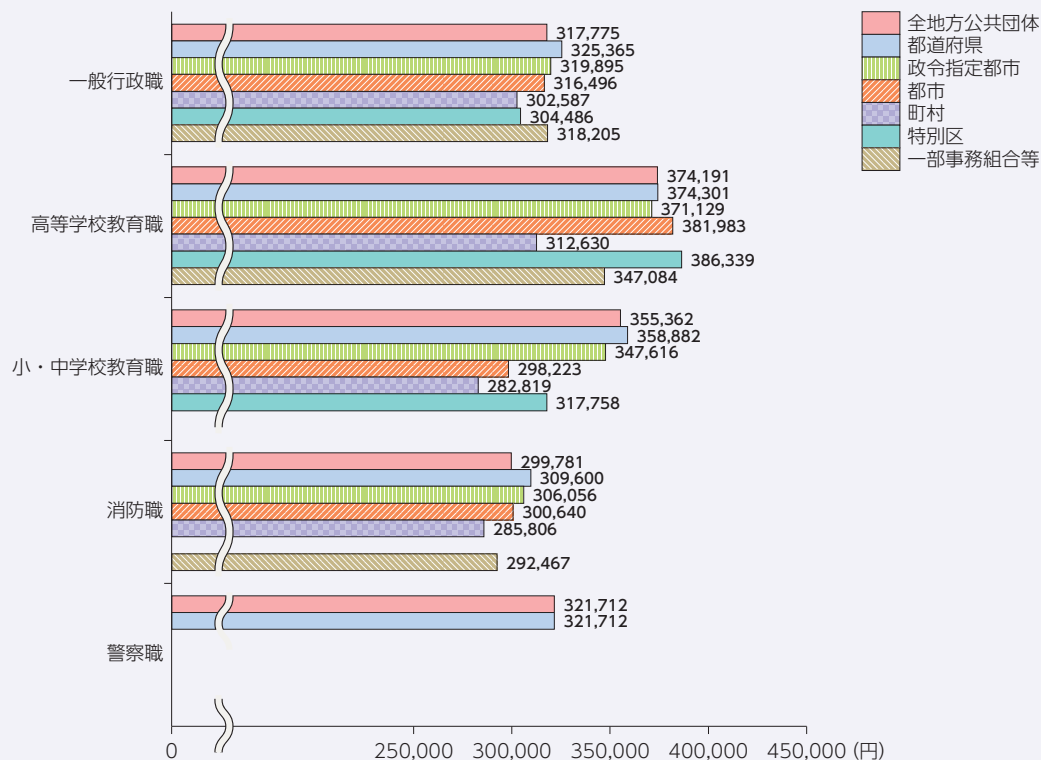
地方公共団体の職員数(普通会計分)は、事務事業の見直し、組織の合理化、民間委託等の取組が行われたことなどから、平成7年以降21年連続して減少していたが、28年に増加に転じ、31年4月1日現在の職員数は238万9,651人で、前年同期と比べると6,415人増加(0.3%増)している。

職員の部門別構成比は、第57図のとおりであり、教育関係職員が最も大きな割合(全地方公務員数の

第55図 職員給の部門別構成比の状況



第56図 地方公務員1人当たり平均給料月額（普通会計、団体区分別、職種別）

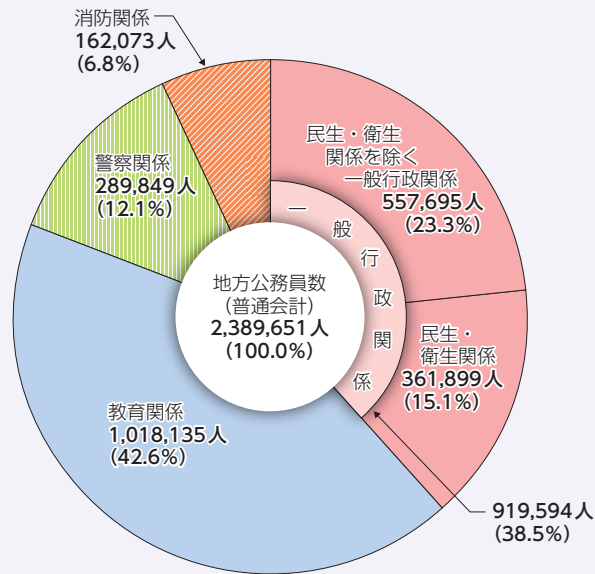


(注) 1 「地方公務員給与実態調査」(平成31年4月1日現在)により算出。
 2 「高等学校教育職」には、専修学校、各種学校及び特別支援学校の教育職を含み、「小・中学校教育職」には、幼稚園教育職を含む。
 3 「消防職」の都道府県分は、東京都の消防庁職員を指す。

42.6%)を占め、以下、一般行政関係職員(同38.5%)、警察関係職員(同12.1%)、消防関係職員(同6.8%)の順となっている。なお、職員構成比を団体区分別にみると、都道府県においては教育関係職員が58.8%、警察関係職員が22.1%、一般行政関係職員が17.7%を占め、市町村においては一般行政関係職員が63.8%、教育関係職員が22.9%、消防関係職員が13.3%を占めている。

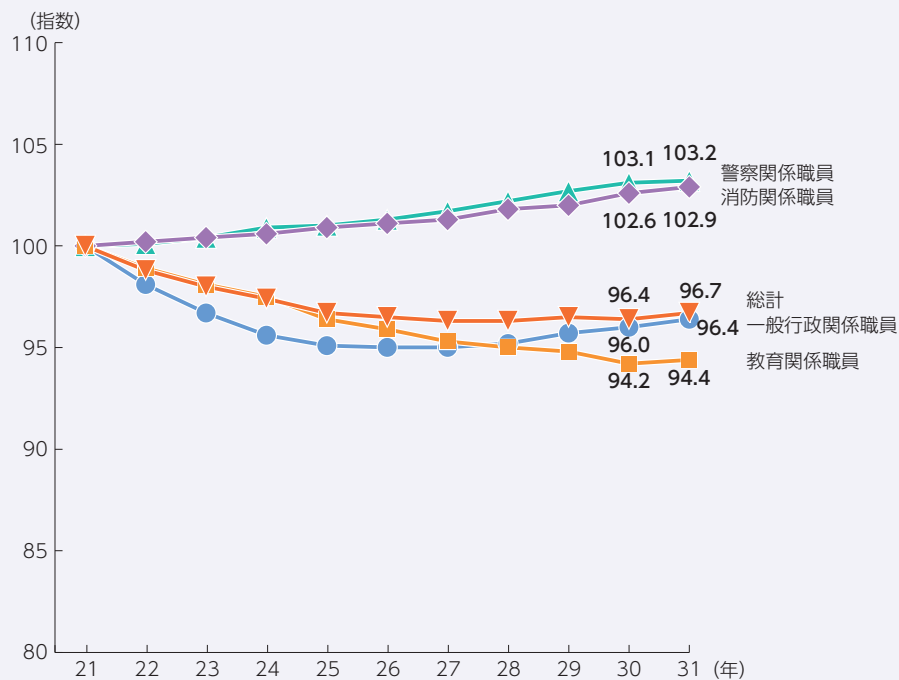
部門別職員数を前年同期と比べると、一般行政関係職員が3,914人、教育関係職員が1,804人、消防関係職員が464人、警察関係職員が233人増加している。一般行政関係職員の増減の内訳をみると、議会・総務関係職員が2,668人、民生関係職員が1,683人、商工関係職員が699人、土木関係職員が54人増加し、一方、衛生関係職員が656人、税務関係職員が276人、農林水産関係職員が270人減少して

第57図 地方公務員数の状況



（注）「地方公務員給与実態調査」（平成31年4月1日現在）により算出。

第58図 地方公務員数の推移



（注）1 「地方公務員給与実態調査」（平成31年4月1日現在）により算出。
2 平成21年4月1日現在の人数を100とした場合の指数である。

いる。

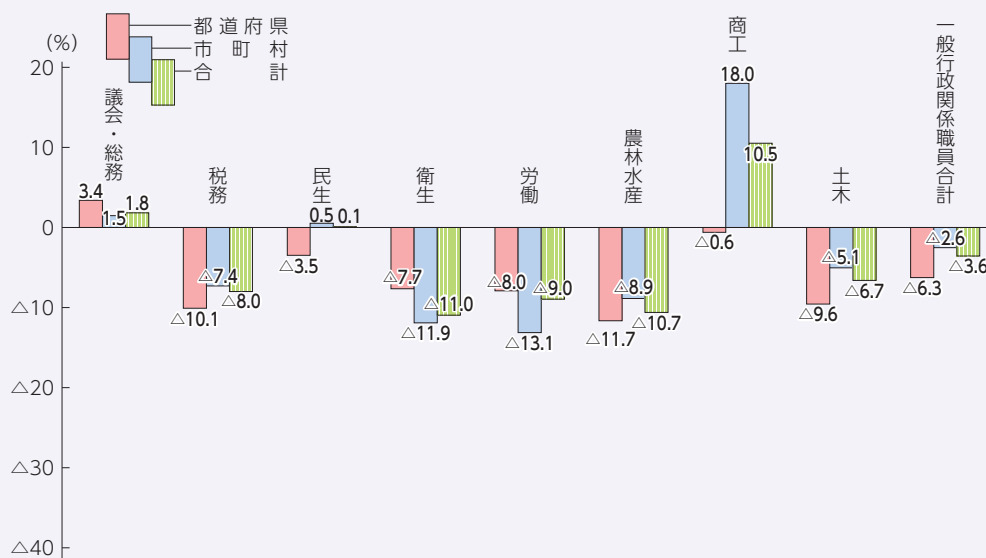
また、部門別職員数の推移は、第58図のとおり、近年は、教育関係職員が減少傾向にあり、一般行政関係職員、警察関係職員、消防関係職員が増加傾向にある。

さらに、10年前（平成21年4月1日現在）と比較した一般行政関係職員の部門別、団体区分別増減状況は、第59図のとおりである。

（ウ）地方議会議員の数

平成30年12月31日現在で、都道府県議会議員の定数は2,687人（対前年度同期比同数）、市区町村議会議員の定数は3万399人（同166人減少（0.5%減））となっている。

第59図 一般行政関係職員の部門別、団体区分別増減状況（平成31年4月1日と平成21年4月1日との比較）



（注）「地方公務員給与実態調査」（平成31年4月1日現在）により算出。

イ 扶助費 [資料編：第81表]

扶助費は、社会保障制度の一環として、生活困窮者、児童、障害者等を援助するために要する経費である。

扶助費の決算額は14兆2,997億円で、前年度と比べると0.1%増となっており、18年連続で増加している。また、扶助費の歳出総額に占める割合は14.6%で、前年度と同率となっている。

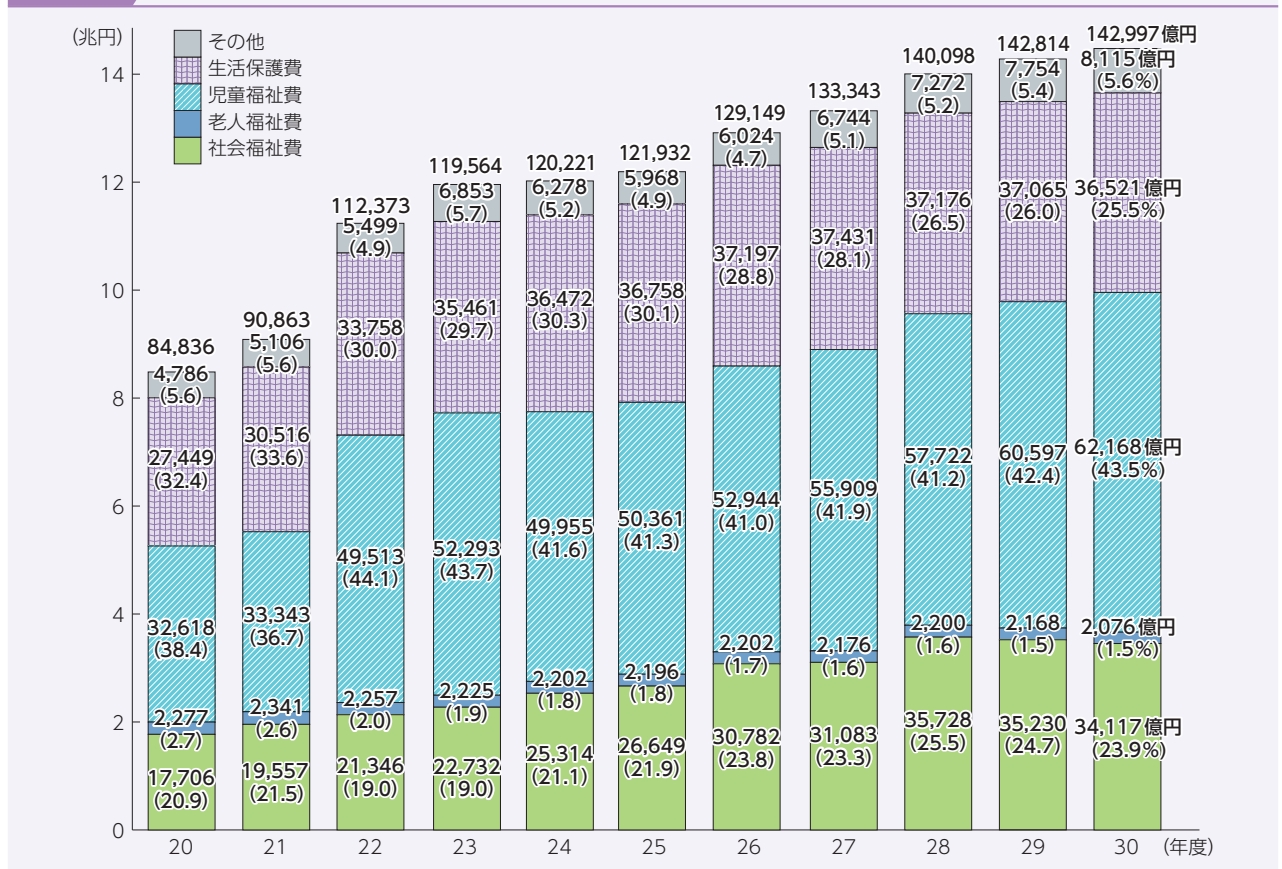
このうち通常収支分は14兆2,955億円で、保育所運営費の増加等により、前年度と比べると0.1%増となっており、東日本大震災分は42億円で、前年度と比べると6.0%減となっている。

扶助費の目的別の内訳をみると、児童福祉費が6兆2,168億円で最も大きな割合（扶助費総額の43.5%）を占め、以下、生活保護費の3兆6,521億円（同25.5%）、社会福祉費の3兆4,117億円（同23.9%）の順となっている。各費目の決算額を前年度と比べると、児童福祉費が2.6%増、生活保護費が1.5%減、社会福祉費が3.2%減となっている。

扶助費の目的別内訳の推移は、第60図のとおりである。

なお、扶助費に充当された財源の内訳をみると、生活保護費負担金及び子どものための金銭の給付交付金等の国庫支出金が7兆2,153億円（扶助費総額の50.5%）、次いで一般財源等が6兆5,267億円（同45.6%）となっている。

第60図 扶助費の目的別内訳の推移



ウ 公債費 [資料編：第98表～第99表]

公債費は、地方債元利償還金及び一時借入金利子の支払いに要する経費である。

公債費の決算額は12兆3,407億円で、前年度と比べると2.4%減となっている。また、公債費の歳出総額に占める割合は12.6%で、前年度と比べると0.3ポイントの低下となっている。

このうち通常収支分は12兆2,995億円で、前年度と比べると2.5%減となっており、東日本大震災分は412億円で、前年度と比べると15.2%増となっている。

公債費の内訳をみると、地方債元金償還金が11兆1,368億円（公債費総額の90.2%）、地方債利子が1兆2,033億円（同9.8%）、一時借入金利子が6億円（同0.0%）となっている。各費目の決算額を前年度と比べると、地方債元金償還金が1.0%減、地方債利子が13.7%減、一時借入金利子が32.1%減となっている。

公債費を団体区分別にみると、都道府県においては6兆7,851億円で、前年度と比べると3.9%減、市町村においては5兆5,880億円で、前年度と比べると0.6%減となっている。また、歳出総額に占める割合を団体区分別にみると、都道府県においては13.9%で、前年度と比べると0.4ポイントの低下となっており、市町村においては9.6%で、前年度と比べると0.1ポイントの低下となっている。

なお、公債費に充当された財源の内訳をみると、一般財源等が11兆7,712億円（公債費総額の95.4%）となっており、使用料・手数料等の特定財源が5,694億円（同4.6%）となっている。

(2) 投資的経費

投資的経費は、道路・橋りょう、河川、公園、学校、公営住宅の建設等社会資本の整備に要する経費であり、普通建設事業費、災害復旧事業費及び失業対策事業費からなっている。

投資的経費の決算額は15兆8,037億円で、前年度と比べると4.2%増となっている。また、投資的経費の歳出総額に占める割合は16.1%で、前年度と比べると0.6ポイントの上昇となっている。

このうち通常収支分は14兆5,955億円で、前年度と比べると6.3%増となっており、東日本大震災分は1兆2,082億円で、前年度と比べると15.8%減となっている。

投資的経費の内訳をみると、普通建設事業費は14兆7,644億円で、投資的経費に占める割合は93.4%（前年度94.4%）、災害復旧事業費は1兆392億円で、投資的経費に占める割合は6.6%（同5.6%）、失業対策事業費は0.3億円で、投資的経費に占める割合は0.0%（同0.0%）となっている。

ア 普通建設事業費 [資料編：第83表]

普通建設事業費は、公共又は公用施設の新増設等に要する経費である。

普通建設事業費の決算額は14兆7,644億円で、前年度と比べると3.1%増となっている。

このうち通常収支分においては13兆8,594億円で、単独事業費の増加等により、前年度と比べると4.3%増となっており、東日本大震災分においては9,050億円で、補助事業費の減少等により、前年度と比べると12.9%減となっている。

なお、普通建設事業費のうち「更新整備」^(注1)に要した経費は、都道府県においては2兆7,212億円で、市町村においては3兆9,205億円となっている。一方、「新規整備」^(注2)に要した経費は、都道府県においては2兆4,193億円、市町村においては2兆1,846億円となっている。「更新整備」と「新規整備」に要する経費の合計額に占める「更新整備」に要する経費の割合は、都道府県では52.9%、市町村では64.2%となっている。

（注1）建替え等（移転、集約化、複合化を含む。）の既存の公共施設等の更新や機能強化等（長寿命化改修、耐震改修、バリアフリー改修、太陽光パネルの設置等）をいう。建替え等に伴い行われる既存の公共施設等の除却も含まれる。

（注2）新たな公共施設等の建設、既存の公共施設等の別棟の増築、道路や下水管の新規区間開設等の新規公共施設等の整備をいう。

普通建設事業費の内訳をみると、補助事業費が7兆252億円（普通建設事業費総額の47.6%）、単独事業費が7兆208億円（同47.6%）、国直轄事業負担金が7,184億円（同4.9%）となっている。

また、各費目の決算額を前年度と比べると、補助事業費が3.8%減（前年度2.5%増）、単独事業費が11.5%増（同1.6%減）、国直轄事業負担金が0.5%減（同7.7%減）となっている。

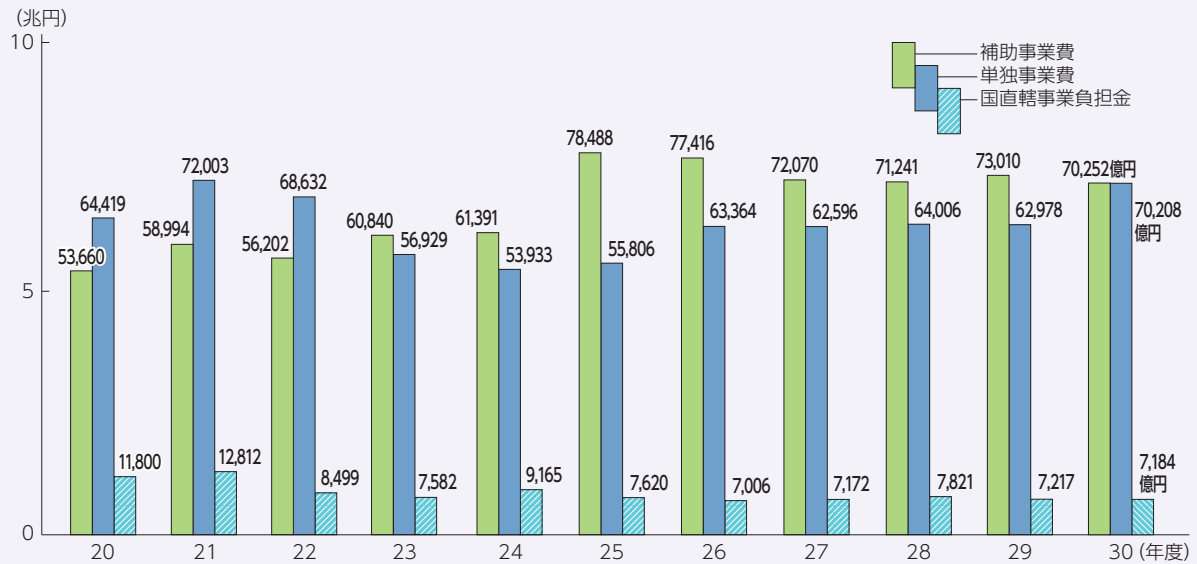
普通建設事業費の推移は、**第15表**及び**第61図**のとおりである。

第15表 普通建設事業費（補助・単独）の推移

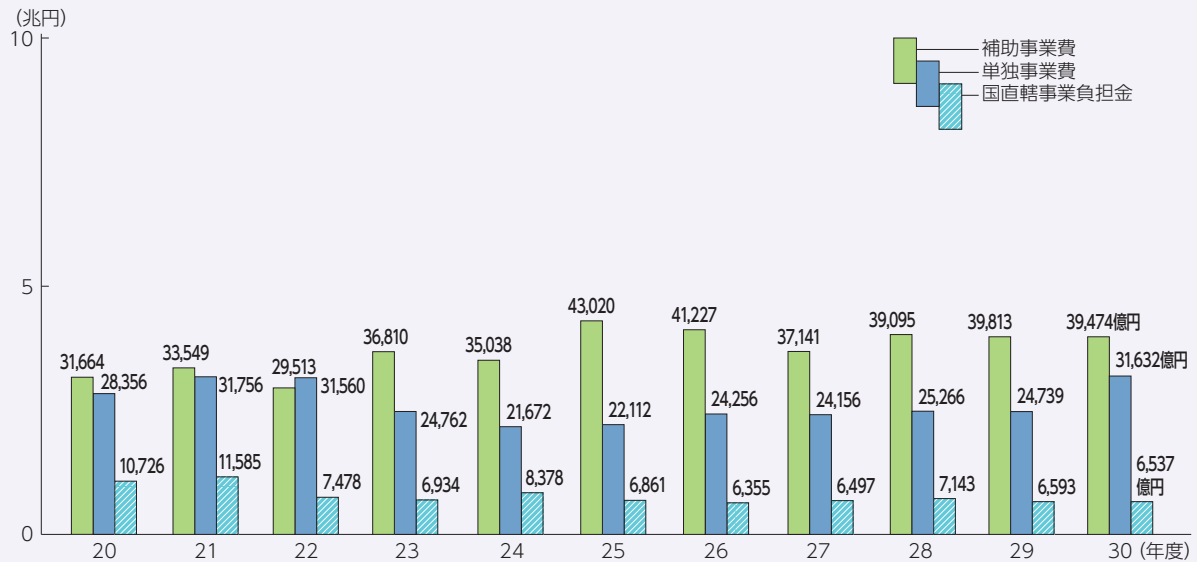
（単位 億円・%）

区 分	平成 20年度	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
普通建設事業費 (A)	129,879	143,809	133,334	125,352	124,490	141,914	147,786	141,838	143,069	143,206	147,644
うち 補助事業費 (B)	53,660	58,994	56,202	60,840	61,391	78,488	77,416	72,070	71,241	73,010	70,252
単独事業費 (C)	64,419	72,003	68,632	56,929	53,933	55,806	63,364	62,596	64,006	62,978	70,208
国直轄事業負担金 (D)	11,800	12,812	8,499	7,582	9,165	7,620	7,006	7,172	7,821	7,217	7,184
普通建設事業費に占める割合 (B)/(A)	41.3	41.0	42.2	48.5	49.3	55.3	52.4	50.8	49.8	51.0	47.6
(C)/(A)	49.6	50.1	51.5	45.4	43.3	39.3	42.9	44.1	44.7	44.0	47.6

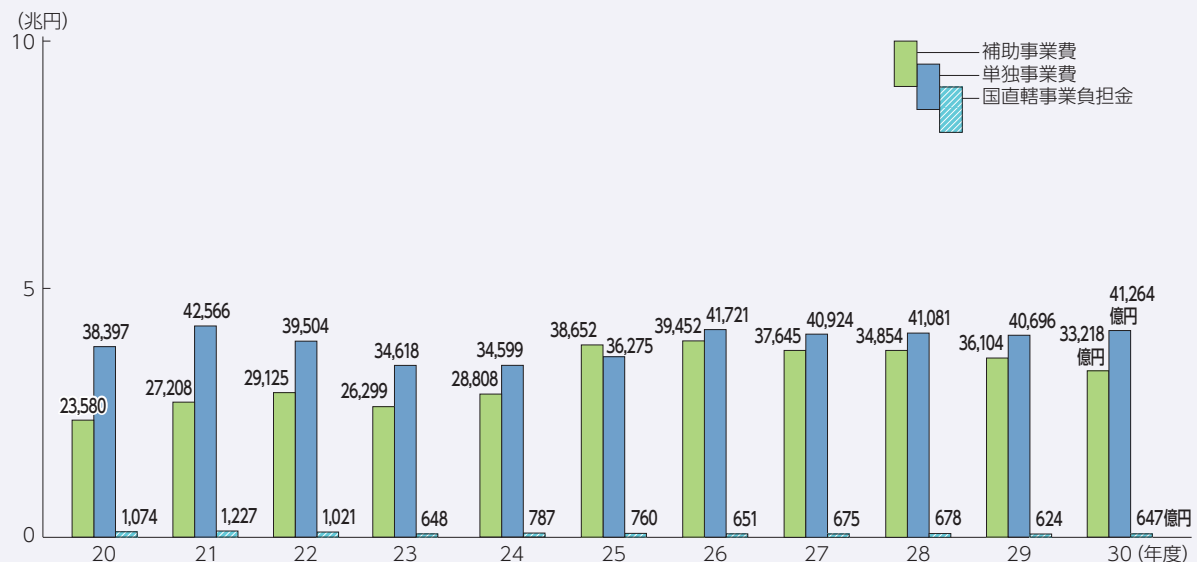
第61図 普通建設事業費の推移（その1 純計）



第61図 普通建設事業費の推移（その2 都道府県）



第61図 普通建設事業費の推移（その3 市町村）



(ア) 普通建設事業費の目的別内訳 [資料編：第83表～第87表]

普通建設事業費の目的別の内訳をみると、**第62図**のとおりであり、土木費が最も大きな割合（普通建設事業費総額の49.5%）を占め、以下、教育費（同13.4%）、農林水産業費（同11.0%）の順となっている。各費目の決算額を前年度と比べると、土木費が0.1%減（前年度1.6%減）、教育費が4.2%減（同2.9%増）、農林水産業費が2.7%減（同8.0%増）となっている。

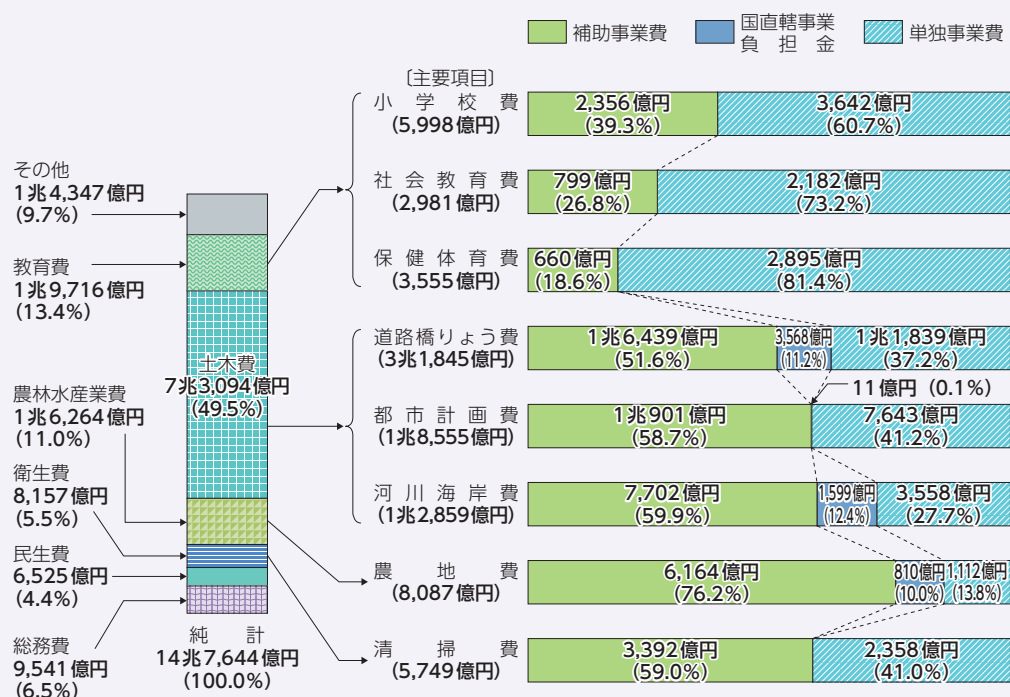
さらに、これらの費目を主要項目別にみると、土木費のうちの道路橋りょう費が最も大きな割合（普通建設事業費総額の21.6%）を占め、以下、都市計画費（同12.6%）、河川海岸費（同8.7%）の順となっている。

また、これを団体区分別にみると、都道府県においては道路橋りょう費（普通建設事業費の25.5%）、河川海岸費（同15.2%）、農地費（同9.8%）、都市計画費（同7.9%）、林業費（同4.3%）の順で、市町村においては都市計画費（同17.0%）、道路橋りょう費（同16.1%）、小学校費（同7.8%）、清掃費（同7.4%）、児童福祉費（同5.0%）、の順となっている。

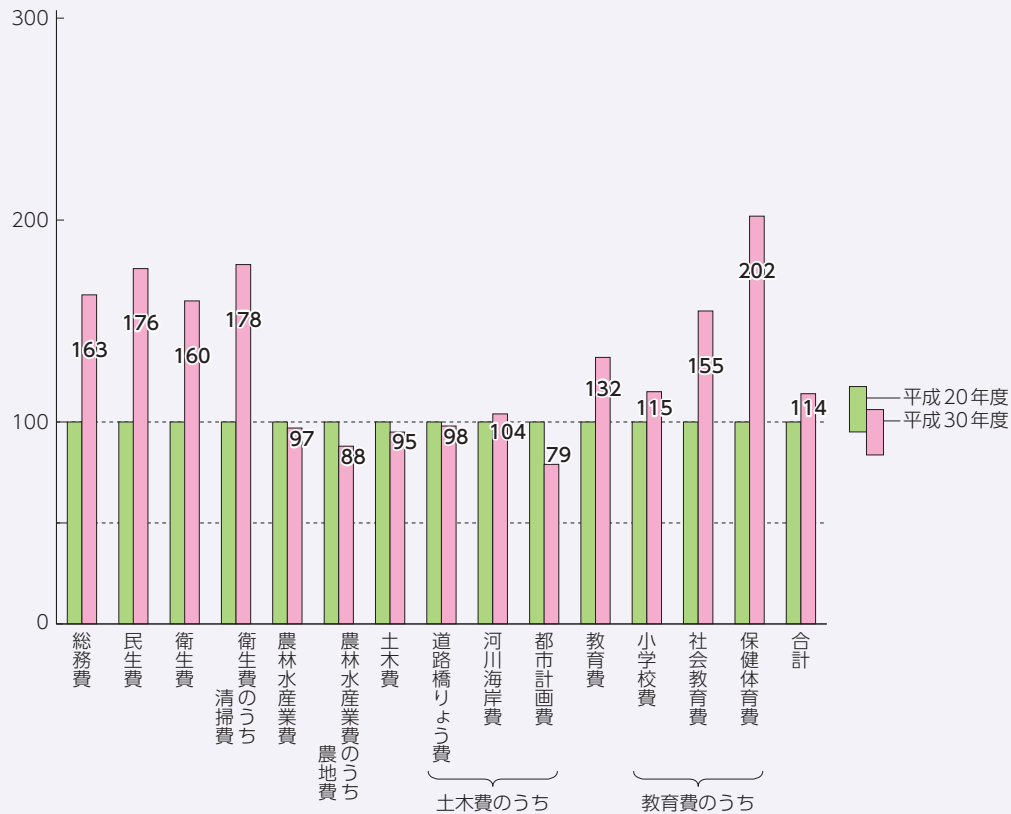
次に、補助事業費及び単独事業費の構成比をみると、衛生費、農林水産業費及び土木費においては補助事業費が単独事業費の割合を上回っているのに対し、総務費、民生費、労働費、商工費、消防費及び教育費においては単独事業費が補助事業費の割合を上回っている。

なお、普通建設事業費の目的別内訳の10年前（平成20年度）の決算額との比較については、**第63図**のとおりである。

第62図 普通建設事業費の目的別（補助・単独）の状況



第63図 普通建設事業費の目的別内訳の状況（平成20年度と平成30年度との比較）



(注) 数値は、各項目の平成20年度の数値を100として算出した指数である。

(イ) 補助事業費 [資料編：第84表]

補助事業費は、地方公共団体が国からの負担金又は補助金を受けて実施する事業に要する経費である。補助事業費の決算額は7兆252億円で、前年度と比べると3.8%減となっている。

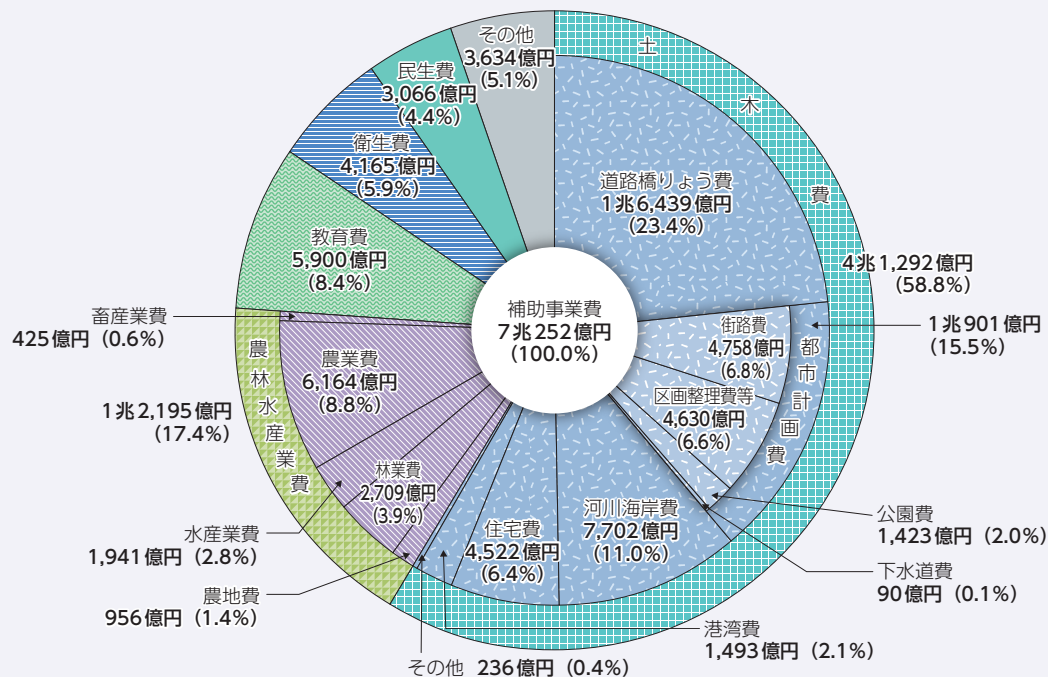
このうち通常収支分においては6兆2,844億円で、前年度と比べると2.4%減となっており、東日本大震災分においては7,408億円で、前年度と比べると14.2%減となっている。

これを団体区別にみると、都道府県においては3兆9,474億円で、前年度と比べると0.9%減、市町村においては3兆3,218億円で、前年度と比べると8.0%減となっている。

補助事業費の目的別の内訳をみると、第64図のとおりであり、土木費が最も大きな割合（補助事業費総額の58.8%）を占め、以下、農林水産業費（同17.4%）、教育費（同8.4%）、衛生費（同5.9%）の順となっている。各費目の決算額を前年度と比べると、土木費が1.7%減、農林水産業費が3.5%減、教育費が18.3%減、衛生費が14.9%増となっている。

さらに、これらの費目を主要項目別にみると、道路橋りょう費が最も大きな割合（補助事業費総額の23.4%）を占め、以下、都市計画費（同15.5%）、河川海岸費（同11.0%）の順となっている。これを団体区別にみると、都道府県においては道路橋りょう費（補助事業費の27.7%）、河川海岸費（同18.6%）、農地費（同15.9%）の順で、市町村においては都市計画費（同24.2%）、道路橋りょう費（同16.6%）、清掃費（同10.1%）の順となっている。

第64図 補助事業費の目的別内訳の状況



(ウ) 単独事業費 [資料編：第86表]

単独事業費は、地方公共団体が国の補助等を受けずに自主的・主体的に地域の実情等に応じて実施する事業に要する経費である。

単独事業費の決算額は7兆208億円で、前年度と比べると11.5%増となっている。

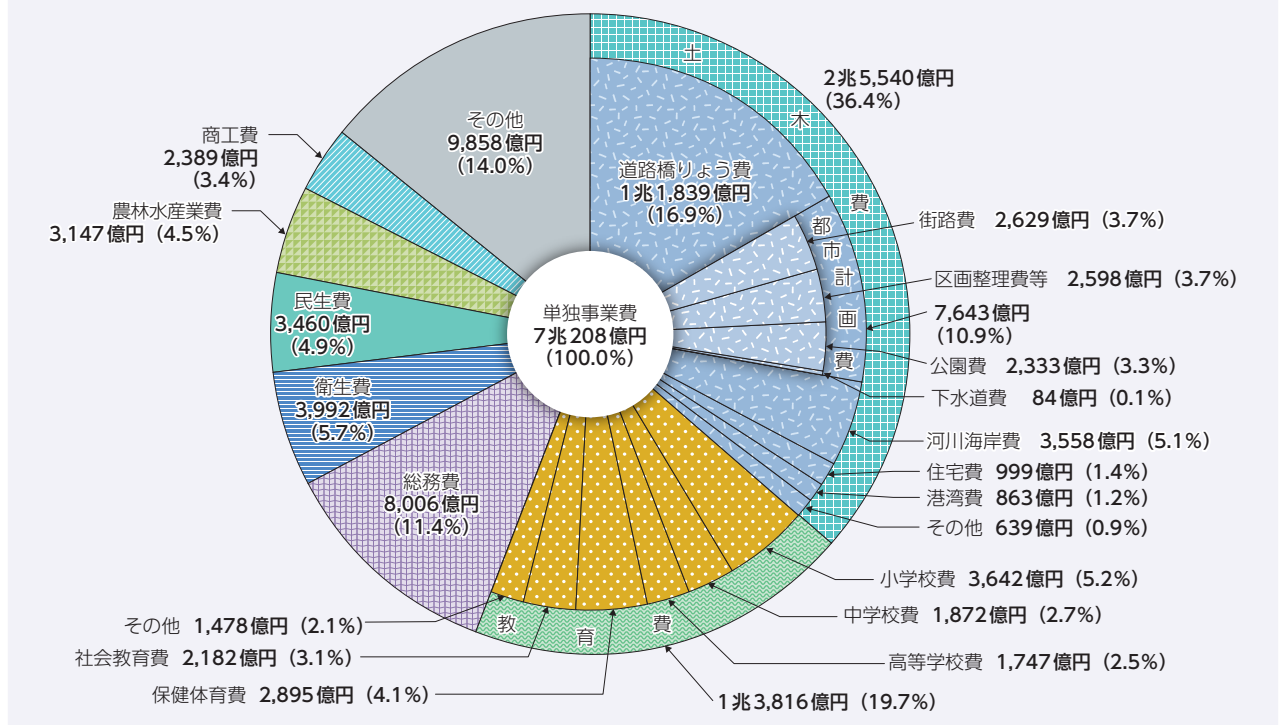
このうち通常収支分においては6兆9,239億円で、前年度と比べると11.7%増となっており、東日本大震災分においては969億円で、前年度と比べると0.3%減となっている。

これを団体区分別にみると、都道府県においては3兆1,632億円で、前年度と比べると27.9%増、市町村においては4兆1,264億円で、前年度と比べると1.4%増となっている。

単独事業費の目的別の内訳をみると、第65図のとおりであり、土木費が最も大きな割合（単独事業費総額の36.4%）を占め、以下、教育費（同19.7%）、総務費（同11.4%）の順となっている。各費目の決算額を前年度と比べると、土木費が2.8%増（前年度2.9%増）、教育費が3.3%増（同6.2%減）、総務費が4.0%増（同3.2%減）となっている。

さらに、これらの費目を主要項目別にみると、道路橋りょう費が最も大きな割合（単独事業費総額の16.9%）を占め、以下、都市計画費（同10.9%）、小学校費（同5.2%）の順となっている。これを団体区分別にみると、都道府県においては道路橋りょう費（単独事業費の17.8%）、都市計画費（同9.9%）、河川海岸費（同8.9%）の順で、市町村においては道路橋りょう費（同15.4%）、都市計画費（同11.3%）、小学校費（同8.8%）の順となっている。

第65図 単独事業費の目的別内訳の状況



（エ）国直轄事業負担金【資料編：第85表】

国直轄事業負担金は、国が道路、河川、砂防、港湾等の土木事業等を直轄で実施する場合において、法令の規定により、地方公共団体がその一部を負担するものである。

国直轄事業負担金の決算額は7,184億円で、前年度と比べると0.5%減となっている。

このうち通常収支分においては6,511億円で、前年度と比べると1.1%増となっており、東日本大震災分においては672億円で、前年度と比べると13.6%減となっている。

国直轄事業負担金の目的別の内訳をみると、土木費が最も大きな割合（国直轄事業負担金総額の87.2%）を占め、次いで農林水産業費（同12.8%）となっている。各費目の決算額を前年度と比べると、土木費が0.9%減、農林水産業費が3.0%増となっている。

さらに、これらの費目を主要項目別にみると、道路橋りょう費が最も大きな割合（国直轄事業負担金総額の49.7%）を占め、以下、河川海岸費（同22.3%）、港湾費（同11.7%）の順となっている。

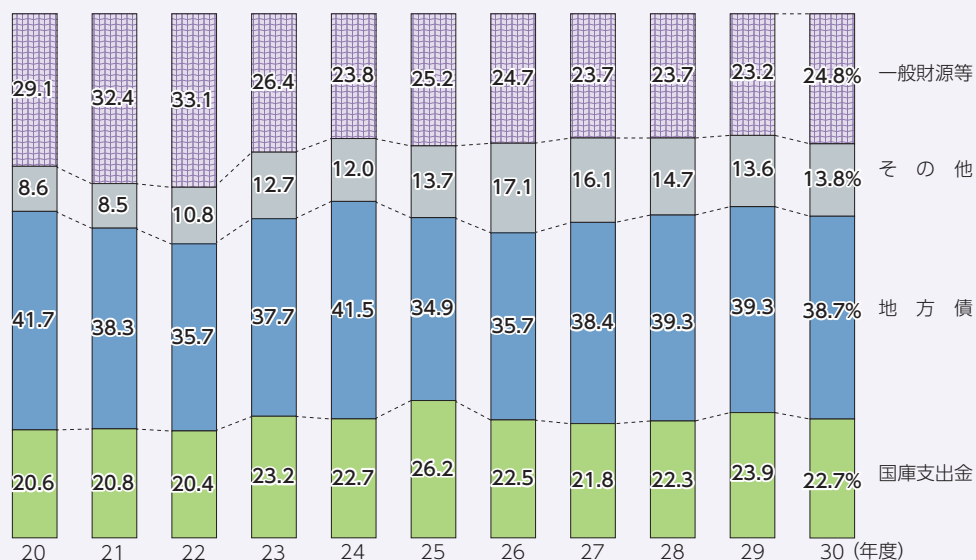
（オ）普通建設事業費の充当財源【資料編：第83表～第86表】

普通建設事業費に充当された主な財源の内訳をみると、地方債が最も大きな割合（普通建設事業費総額の38.7%）を占めており、以下、一般財源等（同24.8%）、国庫支出金（同22.7%）の順となっている。普通建設事業費に充当された主な財源の構成比を前年度と比べると、地方債は0.6ポイントの低下、国庫支出金は1.2ポイントの低下、一般財源等は1.6ポイントの上昇となっている。

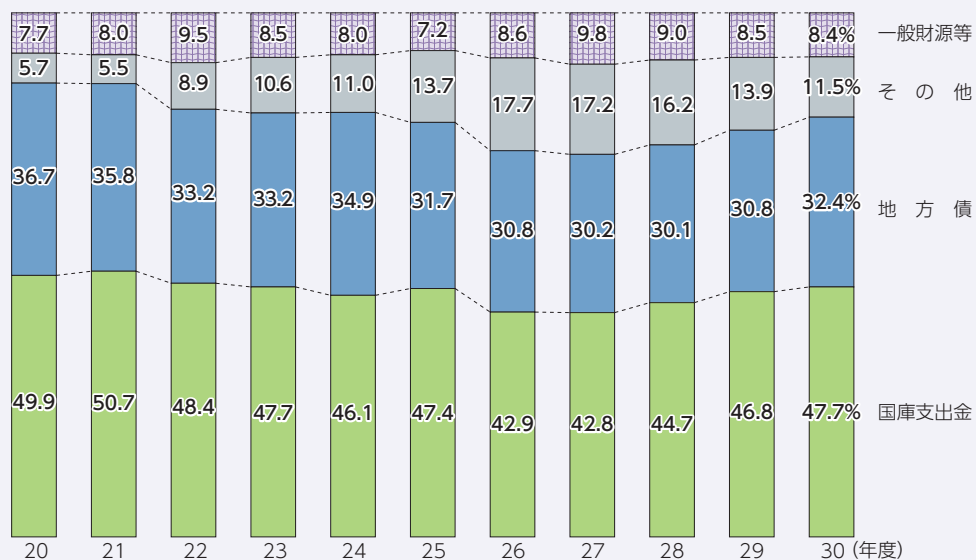
また、これを補助事業費と単独事業費に分けてみると、補助事業費については、国庫支出金が47.7%、地方債が32.4%、一般財源等が8.4%となっており、単独事業費については、地方債が41.5%、一般財源等が41.5%となっている。

普通建設事業費の財源構成比の推移は、第66図のとおりである。

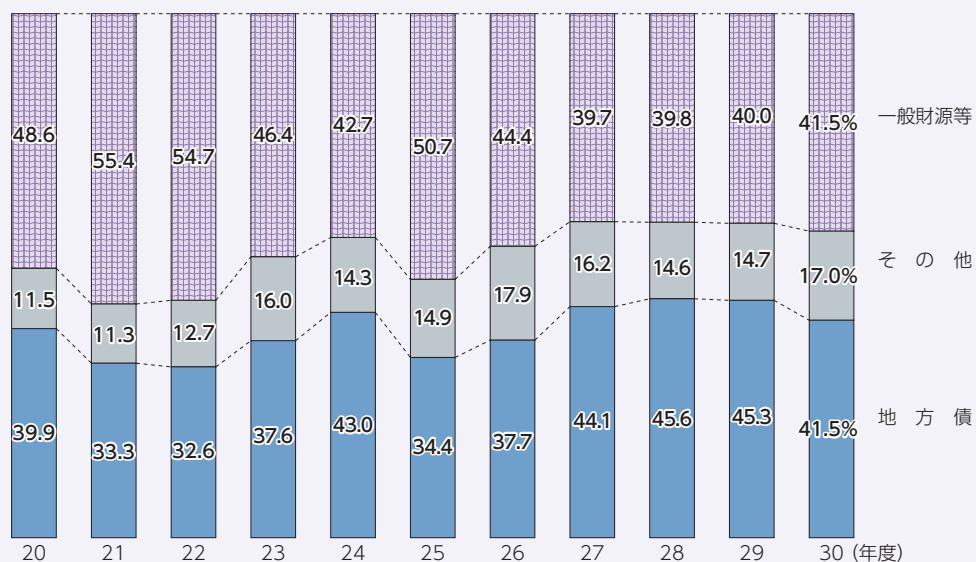
第66図 普通建設事業費の財源構成比の推移（その1 総計）



第66図 普通建設事業費の財源構成比の推移（その2 補助事業費）



第66図 普通建設事業費の財源構成比の推移（その3 単独事業費）



(カ) 用地取得費 [資料編：第88表～第90表]

地方公共団体が社会資本整備を推進するための用地取得に要する経費である用地取得費の決算額は1兆4,625億円で、前年度と比べて56.7%増となっている。

これを団体区分別にみると、都道府県においては9,675億円で、前年度と比べると146.8%増、市町村においては4,950億円で、前年度と比べると8.6%減となっている。

用地取得費の目的別の主な内訳をみると、**第67図**のとおりであり、土木関係が用地取得費総額の中で最も大きな割合（用地取得費総額の49.0%）を占め、次いで教育関係（同3.7%）となっている。

さらに、これらを主要項目別にみると、用地取得費総額で最も大きな割合を占めるのが都市計画で25.2%（都道府県17.0%、市町村41.1%）であり、次いで道路橋りょう17.5%（都道府県16.9%、市町村18.8%）となっている。

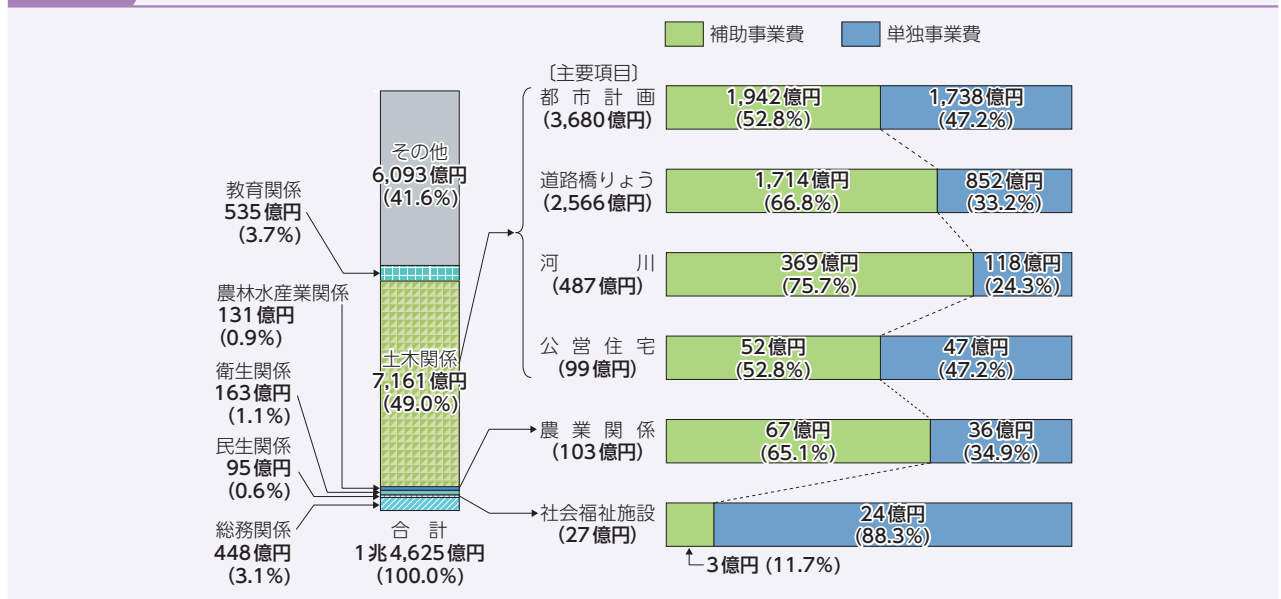
また、用地取得費のうち用地を取得するために要した移転等の補償費又は賠償費は3,362億円で、用地取得費に占める割合は前年度と比べると12.2ポイント低下の23.0%（都道府県21.9%、市町村25.1%）となっている。

取得用地面積（債務負担行為等に係るものを含む。）は5,704万6千 m^2 （都道府県2,637万2千 m^2 、市町村3,067万4千 m^2 ）で、前年度と比べると26.2%減となっている。

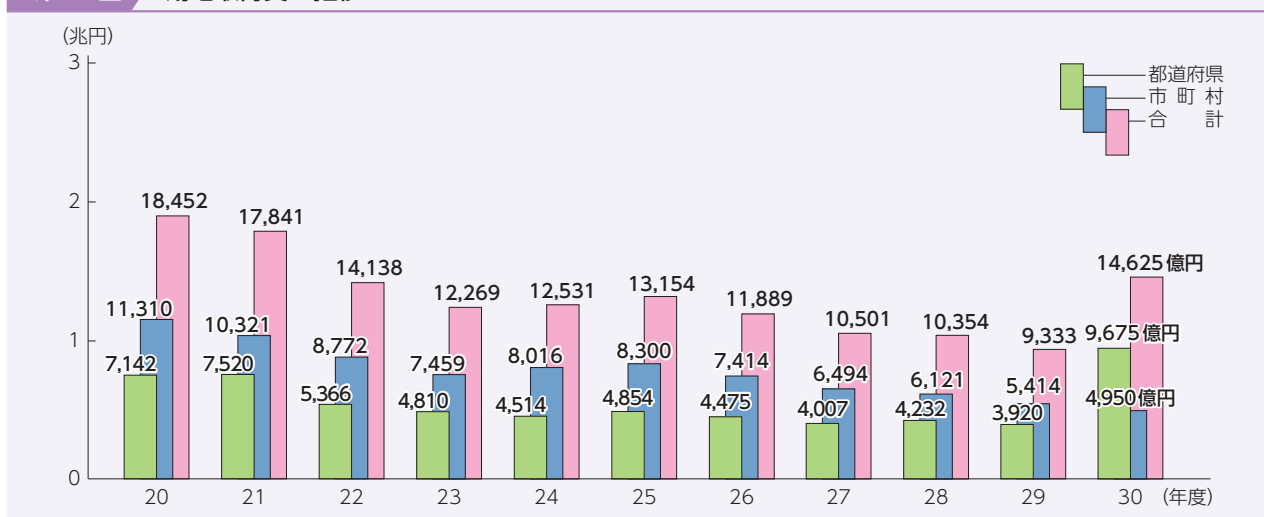
用地取得費の推移は、**第68図**のとおりである。

また、普通建設事業費に占める用地取得費の割合の推移は、**第16表**のとおりであり、平成30年度は9.5%（都道府県12.5%、市町村6.5%）となっている。

第67図 用地取得費の目的別（補助・単独）の状況



第68図 用地取得費の推移



第16表 普通建設事業費に占める用地取得費の割合の推移

区分	平成20年度	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
都道府県	10.1	9.8	7.8	7.0	6.9	6.7	6.2	5.9	5.9	5.5	12.5
市町村	17.5	14.2	12.3	11.9	12.2	10.8	8.9	8.1	7.9	6.9	6.5
政令指定都市	22.5	19.6	16.3	16.0	15.5	14.3	10.3	9.7	9.5	8.3	7.7
特別区	31.1	25.5	17.6	18.1	14.2	10.6	15.2	18.1	16.2	12.0	11.4
中核市	18.3	16.4	15.0	14.6	15.0	12.1	8.7	8.5	8.5	8.7	6.7
施行時特例市	20.6	18.2	17.8	14.2	15.0	15.4	13.8	8.2	9.1	7.3	7.9
都市	15.5	12.2	11.6	10.6	11.9	10.4	9.1	8.1	7.6	6.7	6.4
町村	7.8	5.6	4.9	5.3	6.6	7.6	5.2	4.1	3.7	3.3	3.5
一部事務組合等	1.8	2.7	3.2	3.8	3.8	1.7	1.7	1.2	2.7	1.7	0.7
合計	13.6	11.9	10.1	9.3	9.6	8.8	7.7	7.1	6.9	6.2	9.5

イ 災害復旧事業費 [資料編：第91表]

災害復旧事業費は、地震、豪雨、台風等の災害によって被災した施設を原形に復旧するために要する経費である。

災害復旧事業費の決算額は1兆392億円で、前年度と比べると23.0%増となっている。

このうち通常収支分においては7,361億円で、前年度と比べると64.1%増となっており、東日本大震災分においては3,032億円で、前年度と比べると23.5%減となっている。

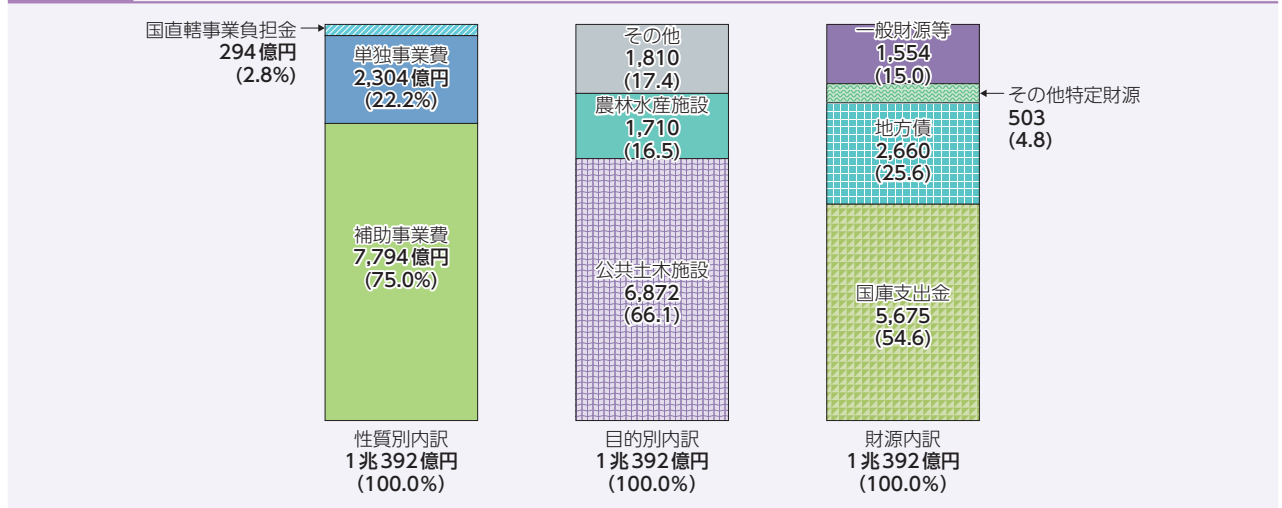
災害復旧事業費の内訳をみると、第69図のとおりであり、補助事業費が7,794億円で、前年度と比べると13.5%増、単独事業費が2,304億円で、前年度と比べると58.4%増、国直轄事業負担金が294億円で、前年度と比べると131.8%増となっている。

また、目的別内訳の構成比をみると、道路、河川、海岸、港湾、漁港等の公共土木施設関係（災害復旧事業費総額の66.1%）と農地、農業用施設等の農林水産施設関係（同16.5%）で全体の82.6%を占めている。

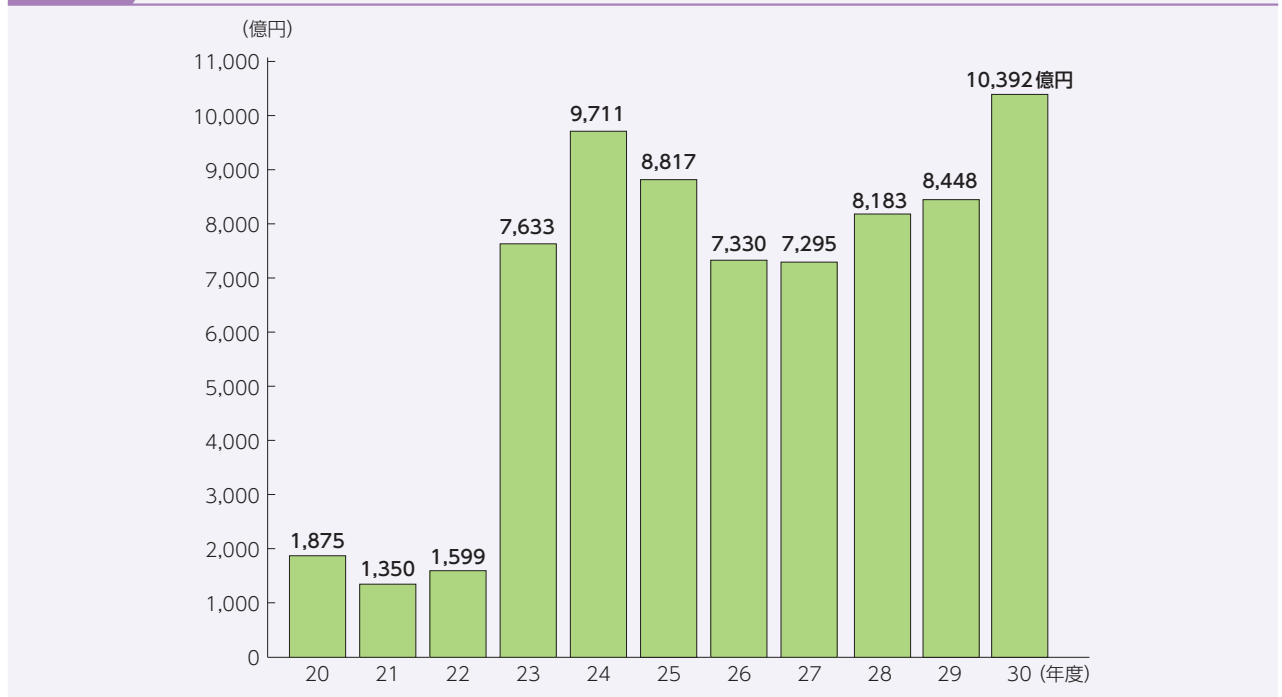
災害復旧事業費に充当された財源の内訳をみると、国庫支出金が最も大きな割合（災害復旧事業費総額の54.6%）を占め、次いで地方債（同25.6%）となっており、これらで充当された財源総額の80.2%を占めている。

災害復旧事業費の推移は、第70図のとおりである。

第69図 災害復旧事業費の状況



第70図 災害復旧事業費の推移



ウ 失業対策事業費 [資料編：第92表]

失業対策事業費は、失業者に就業の機会を与えることを主たる目的として、道路、河川、公園の整備等を行う事業に要する経費である。

失業対策事業費の決算額は0.3億円で、前年度と比べると、33.3%減（前年度15.0%減）となっている。失業対策事業費は、全て単独事業費となっており、その財源としては全て一般財源等が充当されている。

(3) その他の経費

その他の経費には、物件費、維持補修費、補助費等、繰出金、積立金、投資及び出資金、貸付金並びに前年度繰上充用金があり、その決算額は33兆1,105億円で、前年度と比べると1.0%減となっている。

その他の経費の歳出総額に占める割合は33.8%で、前年度と比べると0.3ポイントの低下となっている。

その他の経費の内訳をみると、**第17表**のとおりである。

その他の経費の内訳別に歳出総額に対する割合をみると、物件費が9.8%、補助費等が9.5%、繰出金が6.1%、貸付金が3.9%、積立金が2.9%の順となっている。

なお、その他の経費のうち地方公営企業会計に対する繰出しの状況についてみると、法適用企業（「地方公営企業法」（昭和27年法律第292号）の規定の全部又は一部を適用している事業。以下同じ。）の地方公営企業会計に対する繰出し（補助費等）は2兆1,445億円、法非適用企業（地方公営企業法の規定を適用していない事業。以下同じ。）の地方公営企業会計に対する繰出し（繰出金）は8,507億円で、合計2兆9,952億円となっており、前年度と比べると0.2%減となっている。

第17表 その他の経費の状況

区 分	決 算 額		増 減 率	
	平成30年度	平成29年度	平成30年度	平成29年度
	億円	億円	%	%
物 件 費	95,696	94,192	1.6	△ 0.8
維 持 補 修 費	12,691	12,798	△ 0.8	6.3
補 助 費 等	93,108	98,375	△ 5.4	△ 0.0
繰 出 金	60,035	53,718	11.8	△ 1.4
積 立 金	28,139	31,165	△ 9.7	△ 6.1
投 資 及 び 出 資 金	3,426	3,226	6.2	3.6
貸 付 金	38,008	40,898	△ 7.1	△ 6.5
前 年 度 繰 上 充 用 金	3	3	11.0	4.8
合 計	331,105	334,373	△ 1.0	△ 1.6

ア 物件費 [資料編：第79表]

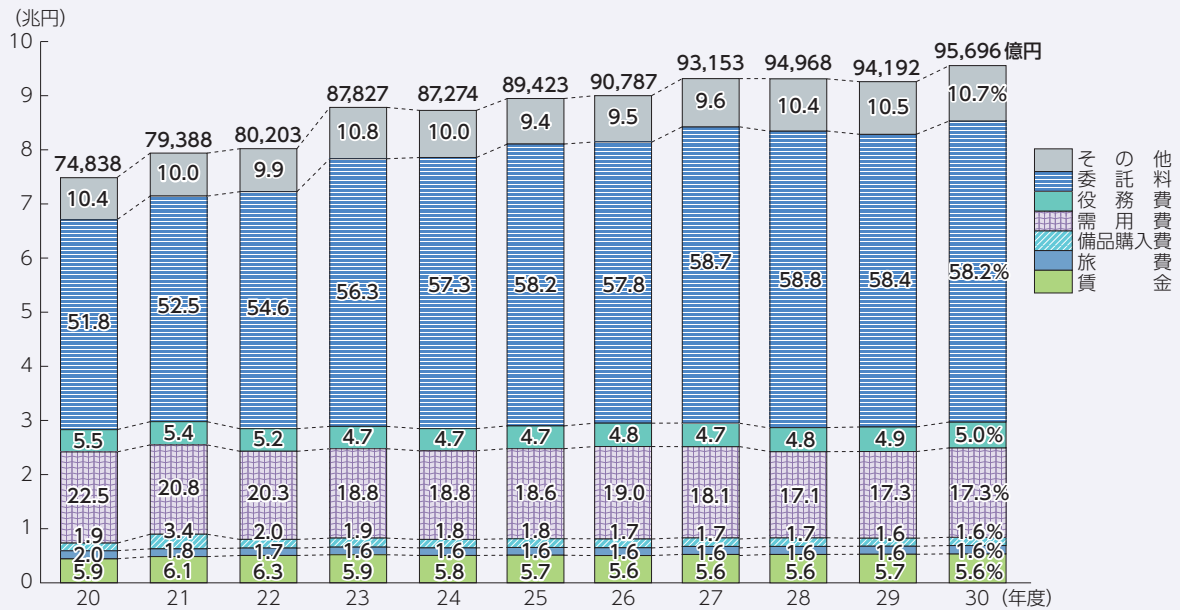
賃金、旅費、備品購入費、需用費、役務費、委託料等の経費である物件費の決算額は9兆5,696億円で、前年度と比べると1.6%増となっている。

このうち通常収支分は9兆4,367億円で、前年度と比べると2.1%増となっており、東日本大震災分は1,330億円で、23.1%減となっている。

その内訳をみると、委託料が最も大きな割合（物件費総額の58.2%）を占め、次いで消耗品の取得等に要する需用費（同17.3%）となっており、これらの経費で物件費総額の75.5%を占めている。また、各費目の決算額を前年度と比べると、委託料が1.2%増、需用費が1.1%増となっている。

なお、物件費の内訳の推移は、**第71図**のとおりである。

第71図 物件費の推移



イ 維持補修費 [資料編：第80表]

地方公共団体が管理する施設等の維持に要する経費である維持補修費の決算額は1兆2,691億円で、前年度と比べると0.8%減となっている。

このうち通常収支分は1兆2,646億円で、前年度と比べると0.9%減となっており、東日本大震災分は45億円で、17.7%増となっている。

維持補修費の目的別の内訳をみると、第72図のとおりであり、土木費（維持補修費総額の68.9%）、教育費（同9.7%）、衛生費（同9.5%）の順となっており、道路・橋りょう、公営住宅等の土木関係施設、小・中学校等の教育関係施設及び清掃施設等の衛生関係施設に係るものの合計で維持補修費総額の88.1%を占めている。また、各費目の決算額を前年度と比べると、土木費が3.3%減、教育費が7.1%増、衛生費が2.3%増となっている。

第72図 維持補修費の目的別内訳の状況



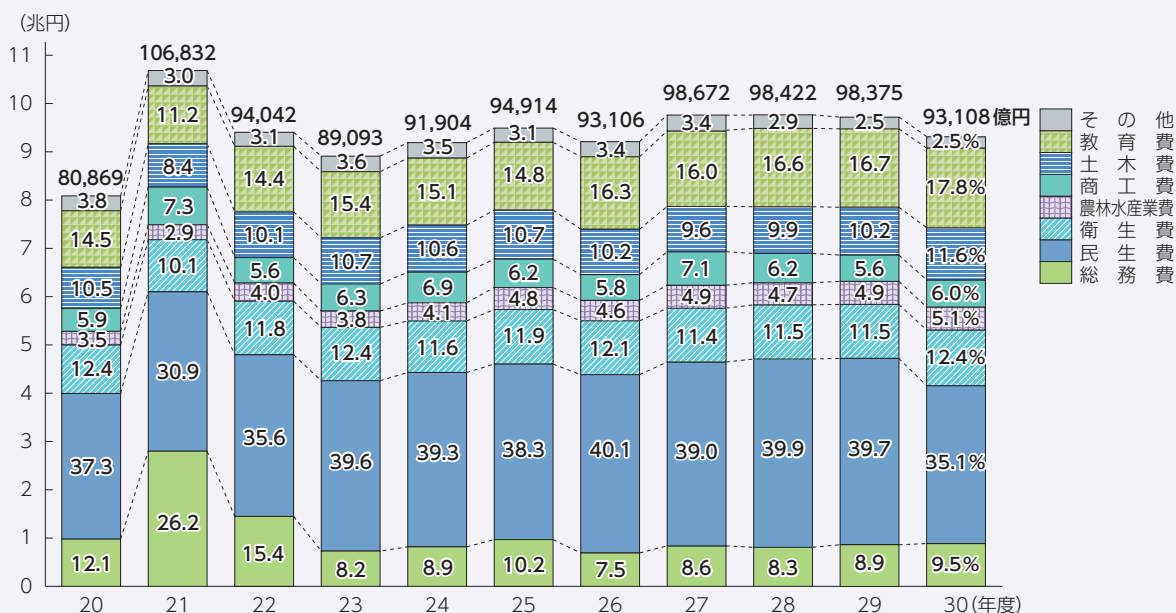
ウ 補助費等 [資料編：第82表]

地方公営企業会計（うち法適用企業）に対する負担金、市町村の地方公営事業会計に対する都道府県の負担金、様々な団体等への補助金、報償費、寄附金等の補助費等の決算額は9兆3,108億円で、前年度と比べると5.4%減となっている。

このうち通常収支分は9兆1,570億円で、前年度と比べると5.6%減となっており、東日本大震災分は1,538億円で、14.9%増となっている。

補助費等の目的別の内訳をみると、民生費が3兆2,646億円で最も大きな割合（補助費等総額の35.1%）を占め、以下、教育費の1兆6,551億円（同17.8%）、衛生費の1兆1,515億円（同12.4%）、土木費の1兆793億円（同11.6%）、総務費の8,836億円（同9.5%）、商工費の5,586億円（同6.0%）、農林水産業費の4,707億円（同5.1%）の順となっている。また、各費目の決算額を前年度と比べると、民生費が16.4%減、教育費が0.9%増、衛生費が1.4%増、土木費が7.9%増、総務費が1.4%増、商工費が2.1%増、

第73図 補助費等の目的別内訳の推移



農林水産業費が1.9%減となっている。

補助費等のうち、経費負担区分の原則により、一般会計等が負担する法適用企業に対する負担金及び補助金は1兆7,904億円で、前年度と比べると4.3%増となっている。

事業別にみると、下水道事業に対するものが9,376億円で最も大きな割合（地方公営企業会計（うち法適用企業）に対する負担金及び補助金総額の52.4%）を占め、次いで、病院事業の6,289億円（同35.1%）となっており、これら2事業で総額の87.5%を占めている。以下、交通事業の1,029億円（同5.7%）、上水道事業の929億円（同5.2%）の順となっている。

なお、補助費等の内訳の推移は、第73図のとおりである。

Ⅱ 繰出金 [資料編：第93表]

普通会計から他会計、基金に支出する経費である繰出金の決算額は6兆35億円で、前年度と比べると11.8%増となっている。

このうち通常収支分は5兆9,615億円で、前年度と比べると11.7%増となっており、東日本大震災分は420億円で、15.2%増となっている。

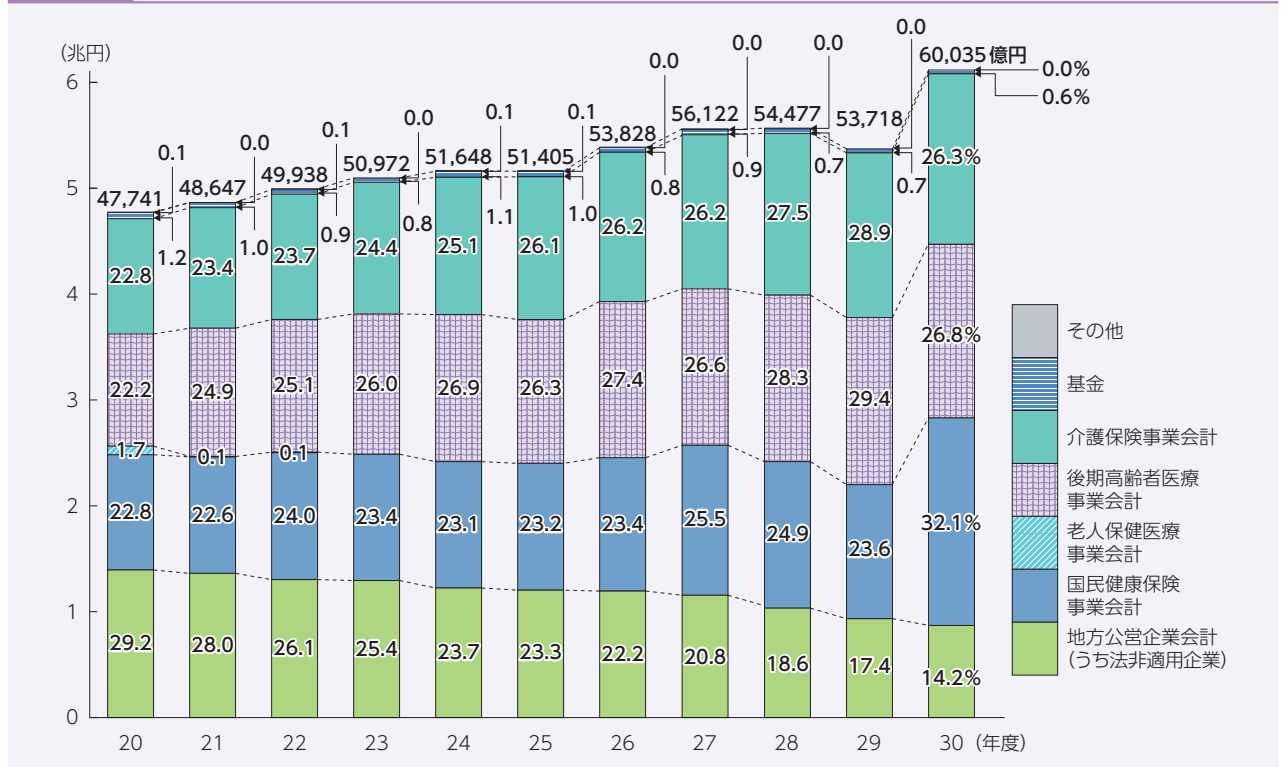
繰出金の繰出先内訳をみると、国民健康保険事業会計に対するものが1兆9,280億円（繰出金総額の32.1%）で最も大きな割合を占めており、以下、後期高齢者医療事業会計に対するものが1兆6,095億円（同26.8%）、介護保険事業会計に対するものが1兆5,760億円（同26.3%）、地方公営企業会計（うち法非適用企業）に対するものが8,507億円（同14.2%）の順となっている。

また、各費目の決算額を前年度と比べると、国民健康保険事業会計に対するものが52.3%増、後期高齢者医療事業会計に対するものが2.0%増、介護保険事業会計に対するものが1.6%増、地方公営企業会計（うち法非適用企業）に対するものが9.2%減となっている。

なお、繰出金のうち、地方公営企業会計（うち法非適用企業）に対する繰出金は、経費負担区分の原則により、一般会計等が負担するものであり、その内訳を事業別にみると、下水道事業に対するものが6,495億円で最も大きな割合（地方公営企業会計（うち法非適用企業）に対する繰出金総額の76.3%）を占めている。また、その下水道事業に対する繰出金を目的別にみると、公債費財源繰出が4,644億円（下水道事業に対する繰出金総額の71.5%）、建設費繰出が765億円（同11.8%）で、これらの繰出しで全体の83.3%を占めている。

なお、繰出金の繰出先内訳の推移は、第74図のとおりであり、地方公営企業会計（うち法非適用企業）

第74図 繰出金の繰出先内訳の推移



に対するものは減少の傾向にある。

オ 積立金 [資料編：第94表]

特定の目的のための財産を維持し、又は資金を積み立てるための経費である積立金（歳計剰余金処分による積立金を含む。）の決算額は3兆428億円で、前年度と比べると8.8%減となっている。

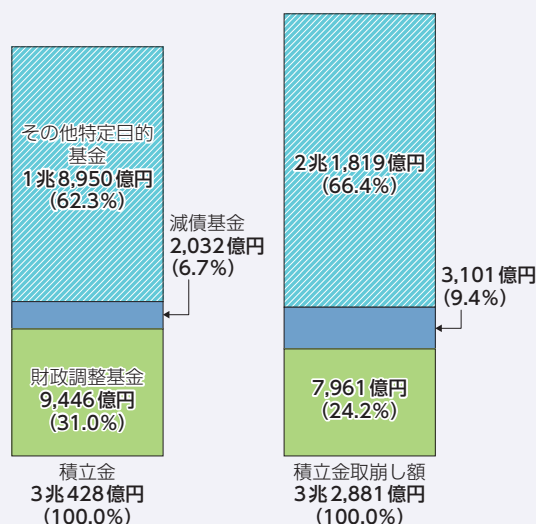
積立金の状況は、第75図のとおりであり、その内訳を基金の種類別にみると、財政調整基金に対するものは9,446億円で、前年度と比べると1,467億円増加（18.4%増）、減債基金に対するものは2,032億円で、前年度と比べると156億円増加（8.3%増）、その他特定目的基金に対するものは1兆8,950億円で、前年度と比べると4,565億円減少（19.4%減）している。

一方、積立金取崩し額は3兆2,881億円で、前年度と比べると775億円増加（2.4%増）している。

その内訳をみると、財政調整基金の取崩し額が7,961億円で、前年度と比べると1,234億円減少（13.4%減）、減債基金の取崩し額が3,101億円で、前年度と比べると497億円増加（19.1%増）、その他特定目的基金の取崩し額が2兆1,819億円で、前年と比べると1,511億円増加（7.4%増）している。

この結果、平成30年度末における積立金現在高は、2,453億円減少（1.0%減）し、23兆2,607億円となっている。積立金現在高については、「2 地方財政の概況（6）将来の財政負担 ウ 積立金現在高」を参照されたい。

第75図 積立金の状況



力 投資及び出資金 [資料編：第95表]

国債・地方債の取得や第三セクター等への出えん、出資等のための経費である投資及び出資金の決算額は3,426億円で、前年度と比べると6.2%増となっている。

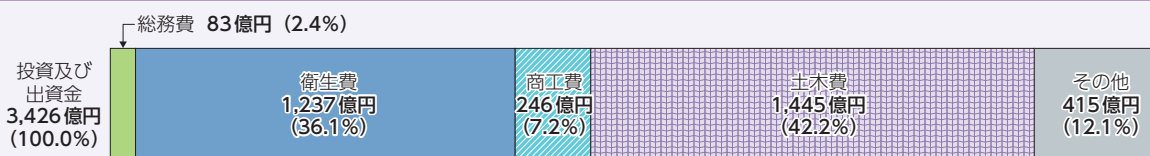
このうち通常収支分は3,406億円で、前年度と比べると6.3%増となっており、東日本大震災分は20億円で、9.3%減となっている。

投資及び出資金の目的別の内訳をみると、第76図のとおりであり、土木費が1,445億円で最も大きな割合（投資及び出資金総額の42.2%）を占め、次いで衛生費が1,237億円（同36.1%）となっている。また、各費目の決算額を前年度と比べると、土木費が5.6%増、衛生費が5.6%減となっている。

投資及び出資金のうち、地方公営企業会計（うち法適用企業）に対するものは2,848億円で、前年度と比べると111億円増加（4.0%増）している。事業別にみると、下水道事業に対するものが1,367億円で、最も大きな割合（地方公営企業会計（うち法適用企業）に対する投資及び出資金総額の48.0%）を占め、以下、病院事業の618億円（同21.7%）、上水道事業の561億円（同19.7%）、交通事業の232億円（同8.1%）の順となっている。

平成30年度末における投資及び出資金の現在高は16兆2,228億円で、前年度末と比べると771億円減少（0.5%減）している。その内訳をみると、観光・交通関係に係るものが3兆7,891億円で最も大きな割合（投資及び出資金残高の23.4%）を占め、以下、開発関係の1兆2,237億円（同7.5%）、商工関係の1兆930億円（同6.7%）の順となっている。

第76図 投資及び出資金の目的別内訳の状況



キ 貸付金 [資料編：第96表]

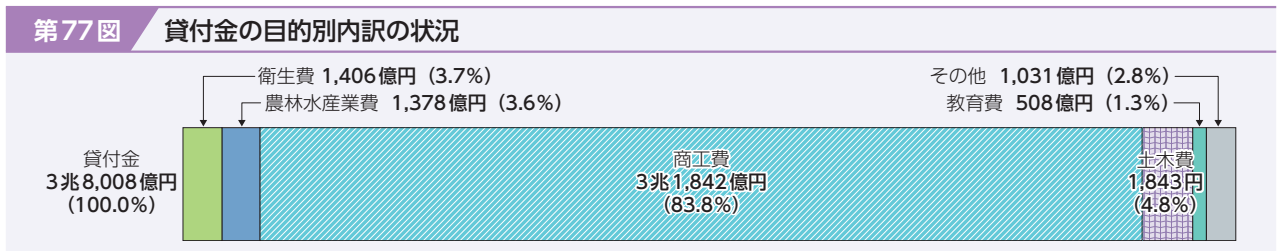
地方公共団体が様々な行政施策上の目的のために地域の住民、企業等に貸し付ける貸付金の決算額は3兆8,008億円で、前年度と比べると7.1%減となっている。

このうち通常収支分は3兆6,122億円で、前年度と比べると6.9%減となっており、東日本大震災分は1,886億円で、10.5%減となっている。

貸付金の目的別の内訳をみると、**第77図**のとおりであり、商工費が3兆1,842億円で最も大きな割合（貸付金総額の83.8%）を占め、次いで、土木費が1,843億円（同4.8%）となっている。また、各費目の決算額を前年度と比べると、商工費が6.1%減、土木費が12.7%減となっている。

地方公営企業会計（うち法適用企業）に対する貸付金は694億円で、前年度と比べると42億円減少（5.7%減）しており、貸付金総額に占める割合は1.8%となっている。

平成30年度末の貸付金の現在高は5兆9,365億円で、前年度末と比べると1,728億円減少（2.8%減）している。その内訳をみると、商工関係に係るものが1兆1,821億円（貸付金現在高の19.9%）、観光・交通関係が9,761億円（同16.4%）、住宅関係が6,220億円（同10.5%）等となっている。



6 一部事務組合等の状況

平成30年度末における一部事務組合等による市町村事務等の共同処理及び広域的処理の状況を、団体数、市町村の加入状況及び一部事務組合等の歳入歳出決算状況についてみると、次のとおりである。

(1) 団体数 [資料編：第4表]

平成30年度末の一部事務組合等の総数は1,303団体で、前年度末と比べると11団体減少している。なお、広域的・総合的な地域振興整備や事務処理の効率化を推進するための制度である広域連合の団体数は114団体で、前年度末と同数となっている。

一部事務組合等の設置目的別団体数の状況は、**第18表**のとおりであり、ごみ処理等の衛生関係が535団体で最も大きな割合（一部事務組合等総数の41.1%）を占め、以下、広域消防等の消防関係270団体（同20.7%）、退職手当組合等の総務関係187団体（同14.4%）の順となっている。

第18表 一部事務組合等の設置目的別団体数の状況

区 分	平成30年度		平成29年度		増 減
	団体数	構成比	団体数	構成比	
総 務 関 係 組 合 等	187	14.4	195	14.8	△ 8
うち退職手当組合等	42	3.2	42	3.2	—
民 生 関 係 組 合 等	83	6.4	79	6.0	4
衛 生 関 係 組 合 等	535	41.1	541	41.2	△ 6
うちごみ・し尿処理組合等	450	34.5	457	34.8	△ 7
農 林 水 産 関 係 組 合 等	72	5.5	72	5.5	—
消 防 関 係 組 合 等	270	20.7	269	20.5	1
教 育 関 係 組 合 等	49	3.8	48	3.7	1
うち { 小 学 校 組 合 等	6	0.5	6	0.5	—
{ 中 学 校 組 合 等	19	1.5	19	1.4	—
そ の 他	107	8.1	110	8.3	△ 3
合 計	1,303	100.0	1,314	100.0	△ 11

(注) 設置目的は、組合等の取り扱う主たる事務によって区分したものである。

(2) 市町村の一部事務組合等への加入状況

一部事務組合等へ加入して事務を共同処理している市町村（一部事務組合等を除く。以下（2）において同じ。）の数は延べ8,778団体となっており、1市町村当たり平均5.0の一部事務組合等へ加入していることになる。

一部事務組合等へ加入している市町村（延べ8,778団体）をその加入する一部事務組合等の設置目的別にみると、総務関係組合等へ加入している市町村は延べ3,403団体で、最も大きな割合（全体の38.8%）を占めており、以下、衛生関係組合等へ加入している市町村が延べ2,310団体（同26.3%）、消防関係組合等へ加入している市町村が延べ1,467団体（同16.7%）の順となっている。

(3) 一部事務組合等の歳入歳出決算〔資料編：第5表〕

一部事務組合等の歳入歳出決算の状況は、第78図のとおりであり、歳入決算額は2兆444億円で、前年度と比べると0.2%増となっている。

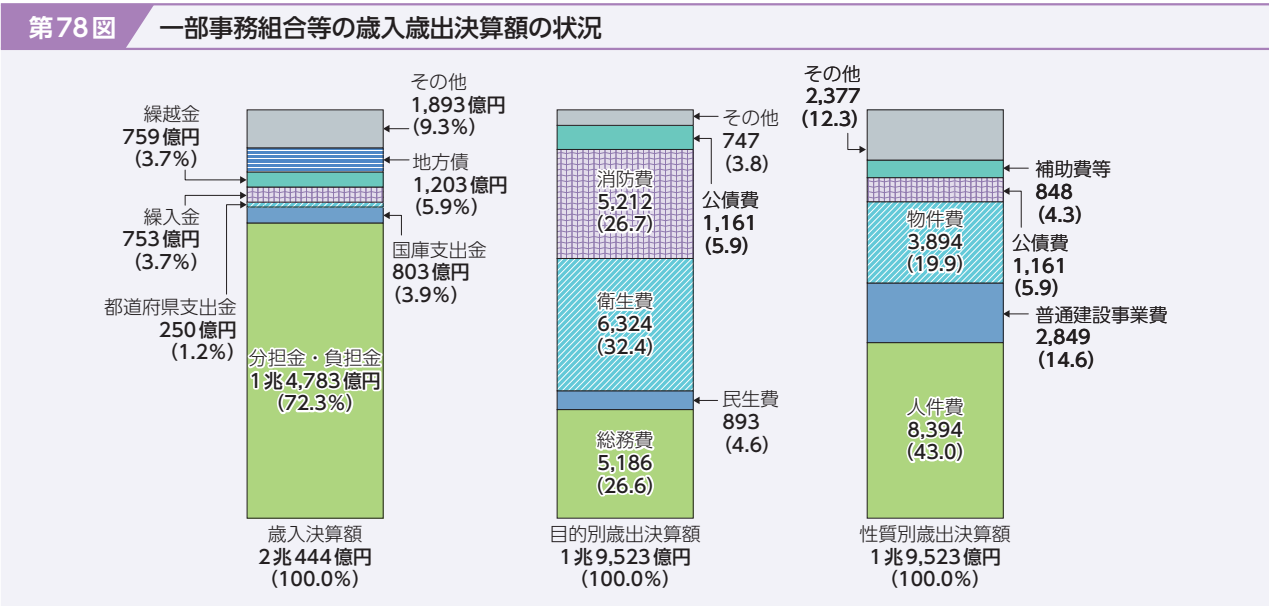
歳入決算額の内訳をみると、加入市町村等からの分担金・負担金が最も大きな割合（一部事務組合等の歳入総額の72.3%）を占めており、以下、地方債（同5.9%）、国庫支出金（同3.9%）の順となっている。

歳出決算額は1兆9,523億円で、前年度と比べると0.4%増となっている。

歳出決算額の目的別内訳は、衛生費が最も大きな割合（一部事務組合等の歳出総額の32.4%）を占め、以下、消防費（同26.7%）、総務費（同26.6%）の順となっており、これらで全体の85.7%を占めている。

次に、歳出決算額の性質別内訳をみると、人件費が最も大きな割合（一部事務組合等の歳出総額の43.0%）を占め、以下、物件費（同19.9%）、普通建設事業費（同14.6%）の順となっている。

市町村決算額に占める一部事務組合等の決算額の割合を目的別内訳でみると、第19表のとおりであり、消防費が最も大きな割合（市町村の歳出総額の28.1%）を占め、次いで衛生費（同13.1%）、総務費（同7.4%）の順となっている。



第19表 市町村決算額に占める一部事務組合等の決算額の割合（目的別内訳） (単位 億円・%)

区 分			市町村決算額	うち一部事務組合等	一部事務組合等が占める割合
総	務	費	70,499	5,186	7.4
衛	生	費	48,232	6,324	13.1
消	防	費	18,530	5,212	28.1
公	債	費	55,944	1,161	2.1
そ	の	他	386,612	1,640	0.4
歳	出	合 計	579,817	19,523	3.4

7 地方公営企業等の状況

(1) 地方公営企業

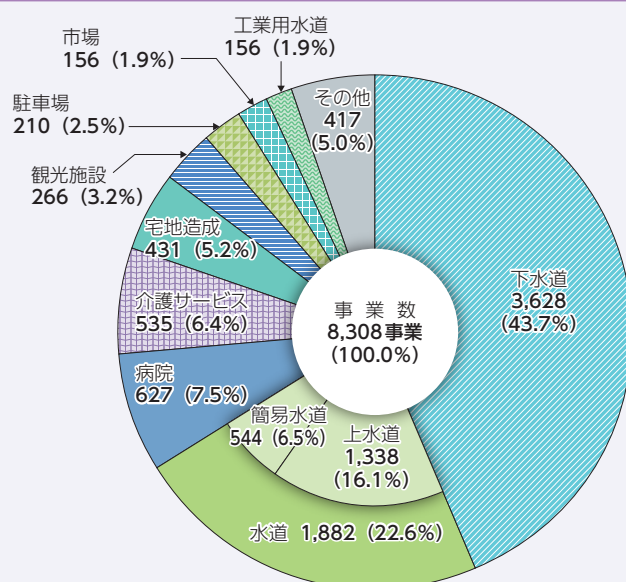
ア 概況

(ア) 事業数 [資料編：第114表]

平成30年度末において、地方公営企業を経営している団体数は1,784団体（企業団・一部事務組合等のみで地方公営企業を経営している3団体及び特別区を含む。）であり、その内訳は47都道府県、20政令指定都市、1,717市区町村（政令指定都市を除く。）となっている。

これらの団体が経営している地方公営企業の事業数は8,308事業で、前年度末と比べると90事業減少している。これを事業別にみると、**第79図**のとおりであり、下水道事業が最も大きな割合（事業総数の43.7%）を占め、以下、水道事業（簡易水道事業を含む。以下同じ。）（同22.6%）、病院事業（同7.5%）の順となっている。

第79図 地方公営企業の事業数の状況（平成30年度末）



(イ) 業務の状況

地方公営企業は、住民の生活水準の向上を図る上で大きな役割を果たしている。各事業全体の中で地方公営企業が占める割合は、**第20表**のとおりである。

平成30年度における主要な事業の業務の状況についてみると、次のとおりとなっている。

a 水道事業

水道事業（用水供給事業を除く。）においては、配水能力6,851万2千 m^3 /日、導送配水管77万247kmを有し、年間150億 m^3 （対前年度比0.7%減）の配水を行っている。また、給水人口は平成30年度末で1億2,401万9千人で、全国人口に対する割合は97.3%となっている。

b 工業用水道事業

工業用水道事業においては、配水能力2,140万3千 m^3 /日、導送配水管8,880kmを有し、年間43億37百万 m^3 （対前年度比0.0%増）の配水を行っている。また、契約水量は1,650万3千 m^3 /日（同0.0%減）となっている。

c 都市高速鉄道事業

都市高速鉄道事業においては、車両3,406両、営業路線424kmを有している。また、年間輸送人員は25億6百万人（対前年度比25.1%減）となっている。

d バス事業

バス事業においては、車両7,049両、営業路線6,876kmを有している。また、年間輸送人員は8億76百万人（対前年度比7.6%減）となっている。

e 病院事業

病院事業においては、776病院、病床17万5,066床を有している。また、年延患者数は1億2,319万人（対前年度比1.4%減）であり、17年連続の減少となっている。

f 下水道事業

下水道事業においては、現在晴天時処理能力6,114万 m^3 /日、下水管布設延長53万1,078kmを有している。また、年間有収水量（流域下水道分は除く。）は112億 m^3 （対前年度比0.1%減）となっている。

第20表 事業全体に占める地方公営企業の割合

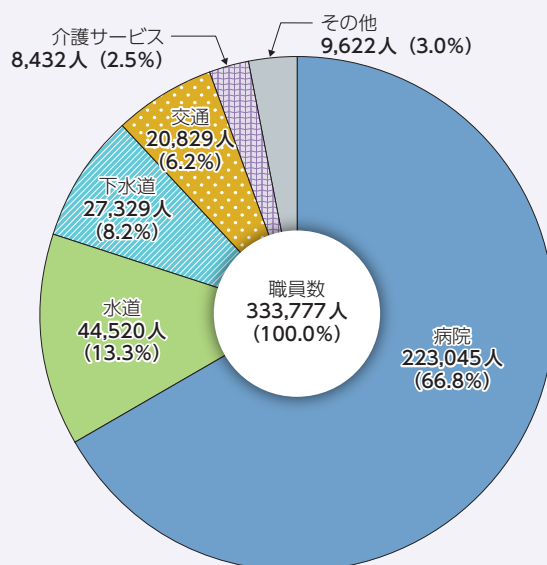
事業	指標	全事業	左記に占める 地方公営企業の割合
水道事業	現在給水人口	1億2,479万人	99.6%
工業用水道事業	年間総配水量	43億39百万 m^3	99.9%
交通事業（鉄軌道）	年間輸送人員	253億人	10.3%
交通事業（バス）	年間輸送人員	46億人	18.9%
電気事業	年間発電電力量	8,922億18百万kWh	0.9%
ガス事業	年間ガス販売量	1兆7,403億54百万MJ(メガジュール)	1.9%
病院事業	病床数	1,547千床	11.3%
下水道事業	汚水処理人口	1億1,608万人	90.4%

(ウ) 職員数 [資料編：第115表]

平成30年度末における地方公営企業に従事する職員の数33万3,777人で、前年度末と比べると1.7%減となっている。

これを事業別にみると、第80図のとおりであり、病院事業が最も大きな割合（職員総数の66.8%）を占め、以下、水道事業（同13.3%）、下水道事業（同8.2%）、交通事業（同6.2%）の順となっており、これら4事業で職員数全体の94.5%を占めている。

第80図 職員数の状況

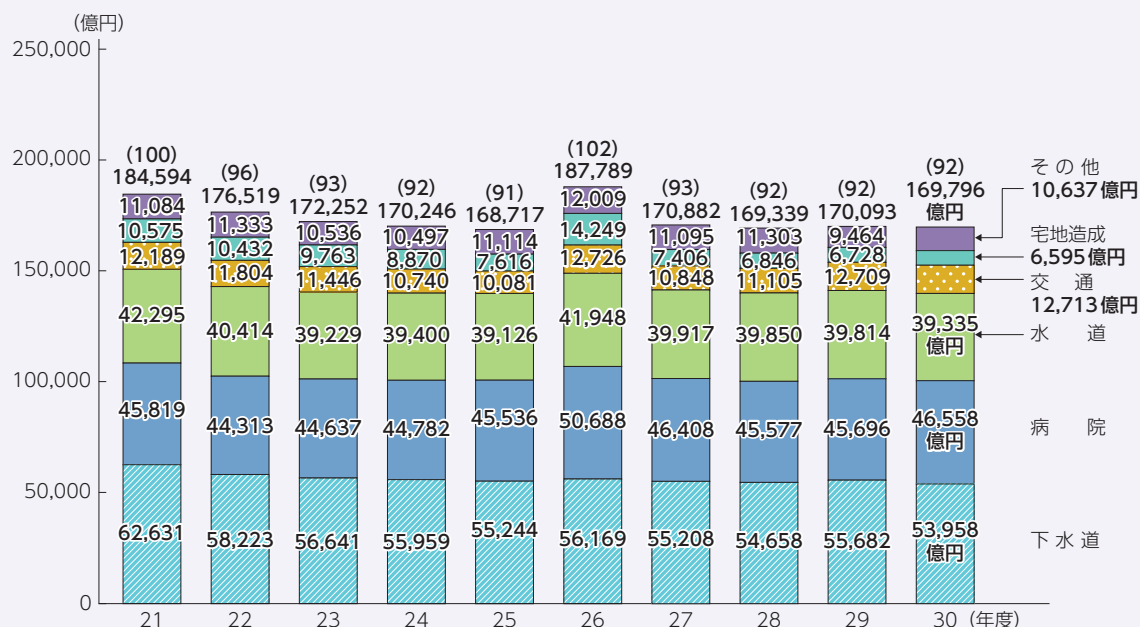


(工) 決算規模 [資料編：第116表]

決算規模は16兆9,796億円で、前年度と比べると297億円減少（0.2%減）となっている。

これを事業別にみると、**第81図**のとおりであり、下水道事業が最も大きな割合を占め、以下、病院事業、水道事業、交通事業の順となっている。

第81図 決算規模の推移



(注) 1 決算規模の算出は、次のとおりとした。
 法適用企業：総費用（税込み）－減価償却費＋資本的支出
 法非適用企業：総費用＋資本的支出＋積立金＋繰上充用金
 2 () 内の数値は、平成21年度を100として算出した指数である。

(オ) 全体の経営状況

法適用企業と法非適用企業を合わせた全体の経営状況は、**第21表**のとおりであり、黒字事業数は全体の88.1%（前年度88.8%）、赤字事業数は11.9%（同11.2%）で、全体としては1兆2,600億円の黒字（前年度9,028億円の黒字）となっている。また、赤字額は1,826億円で、前年度と比べると23億円減少（1.2%減）している。

第21表 地方公営企業全体の経営状況 (単位 事業、億円)

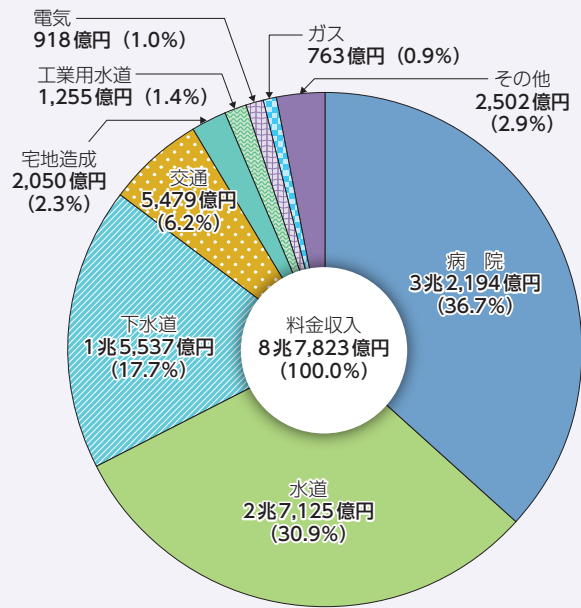
区 分	平成30年度 (A)			平成29年度 (B)			差引 (A) - (B)		
	法適用企業	法非適用企業	合計	法適用企業	法非適用企業	合計	法適用企業	法非適用企業	合計
黒字事業数	2,525 [73.9%]	4,740 [98.2%]	7,265 [88.1%]	2,448 [74.4%]	4,954 [98.1%]	7,402 [88.8%]	77	△ 214	△ 137
黒 字 額	12,824	1,601	14,425	9,320	1,557	10,877	3,504	45	3,548
赤字事業数	894 [26.1%]	88 [1.8%]	982 [11.9%]	843 [25.6%]	95 [1.9%]	938 [11.2%]	51	△ 7	44
赤 字 額	1,651	175	1,826	1,627	222	1,849	24	△ 47	△ 23
総事業数	3,419	4,828	8,247	3,291	5,049	8,340	128	△ 221	△ 93
収 支	11,173	1,427	12,600	7,693	1,335	9,028	3,480	92	3,572

(注) 1 事業数は、決算対象事業数（建設中のものを除く。）である。第22表から第33表まで同じ。
2 黒字額、赤字額は、法適用企業にあっては純損益、法非適用企業にあっては実質収支であり、他会計繰入金等を含む。第22表から第33表まで同じ。
3 [] は、総事業数（建設中のものを除く。）に対する割合である。

(カ) 料金収入

料金収入は8兆7,823億円で、前年度と比べると1,582億円減少（1.8%減）している。これを事業別にみると、第82図のとおりであり、病院事業が最も大きな割合（総料金収入の36.7%）を占め、以下、水道事業（同30.9%）、下水道事業（同17.7%）、交通事業（同6.2%）の順となっている。

第82図 料金収入の状況

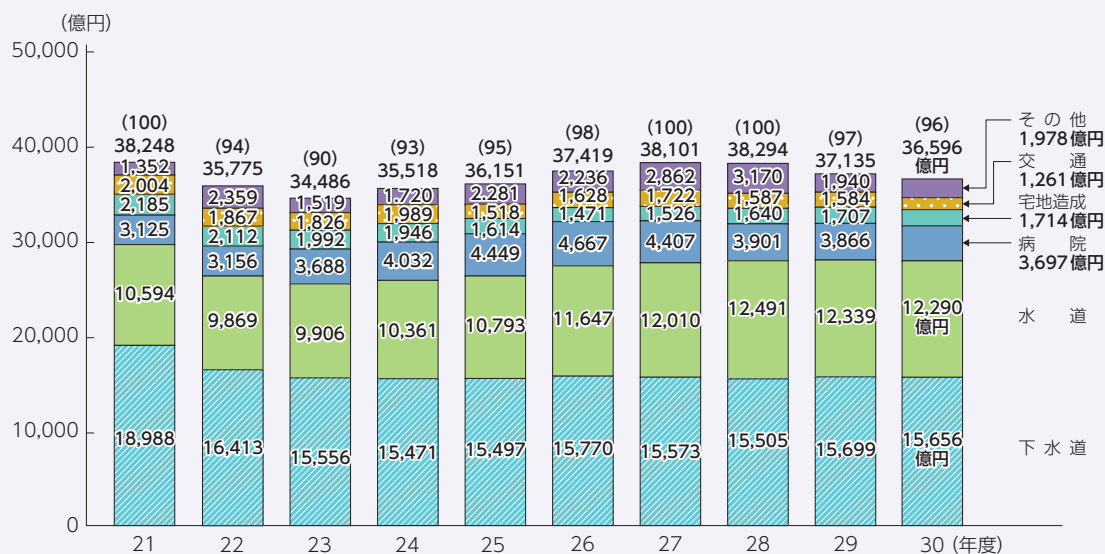


(キ) 建設投資額の推移

建設投資額の推移は、第83図のとおりであり、平成30年度の額は3兆6,596億円で、前年度と比べると539億円減少（1.5%減）している。

これを事業別にみると、下水道事業が最も大きな割合を占め、以下、水道事業、病院事業、宅地造成事業の順となっている。建設投資額が前年度より増加した主な事業は、港湾整備事業（対前年度比124億円増加、30.4%増）、観光事業（同7億円増加、10.3%増）、宅地造成事業（同7億円増加、0.4%増）となっている。

第83図 建設投資額の推移



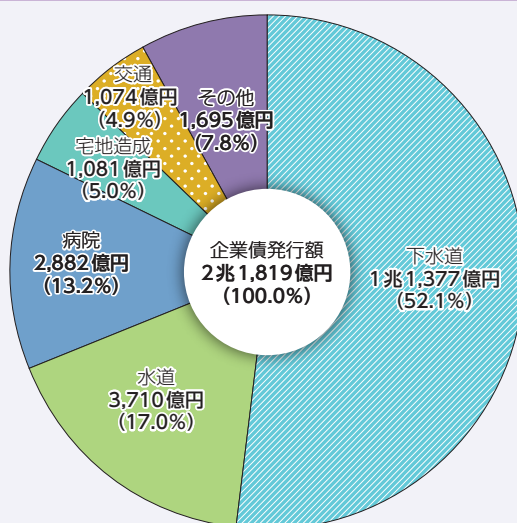
(フ) 企業債の状況

資本的支出に充当された企業債の発行額の状況は、第84図のとおりであり、発行額は2兆1,819億円で、前年度と比べると211億円減少（1.0%減）している。

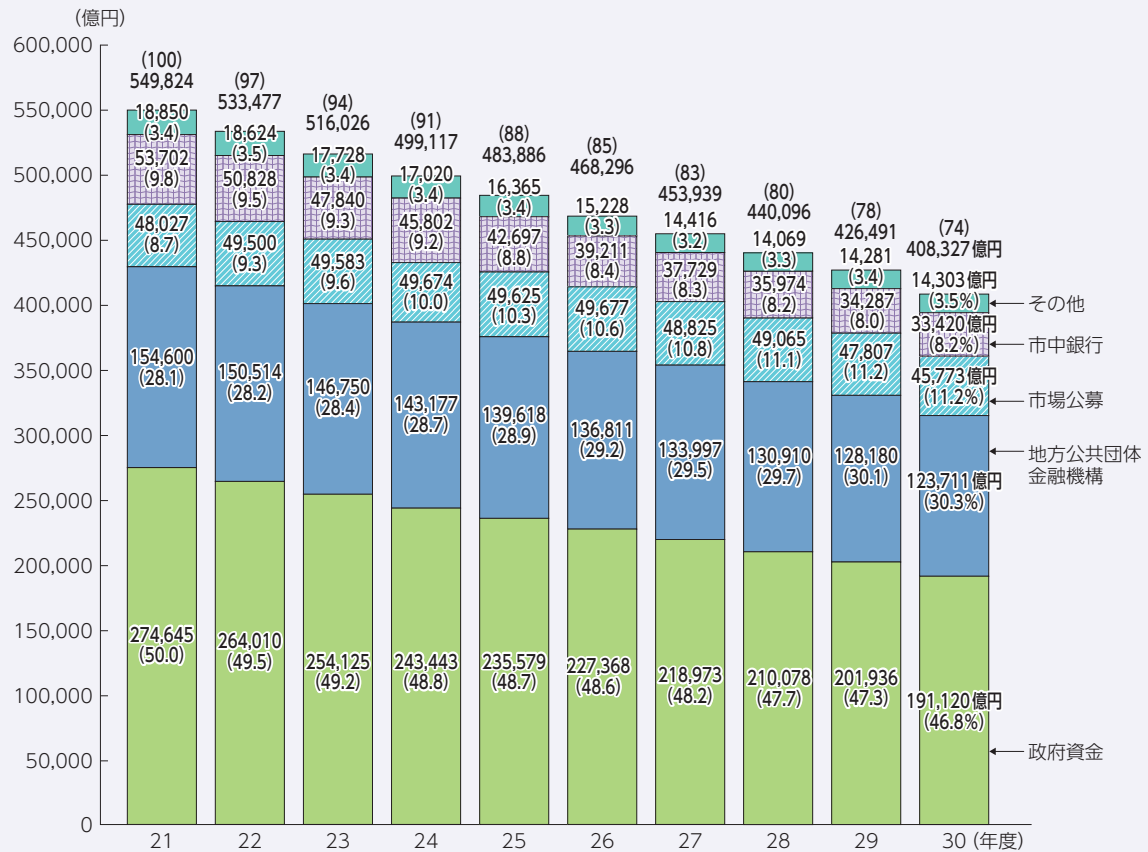
これを事業別にみると、下水道事業が最も大きな割合（企業債発行総額の52.1%）を占め、以下、水道事業（同17.0%）、病院事業（同13.2%）、宅地造成事業（同5.0%）の順となっている。

企業債借入先別現在高の推移は、第85図のとおりであり、企業債現在高の平成30年度末の総額は40兆8,327億円で、前年度末と比べると1兆8,164億円減少（4.3%減）している。これを借入先別にみると、政府資金が最も大きな割合（現在高総額の46.8%）を占め、以下、地方公共団体金融機構（同30.3%）、市場公募（同11.2%）の順となっている。

第84図 企業債発行額の状況



第85図 企業債借入先別現在高の推移



(注) () 内の数値は、平成21年度を100として算出した指数である。

(ケ) 他会計繰入金の状況

他会計からの繰入金は2兆9,051億円で、前年度と比べると327億円減少（1.1%減）している。

この内訳をみると、収益的収入として1兆9,489億円（収益的収入に対する繰入金の割合14.7%）、資本的収入として9,562億円（資本的収入に対する繰入金の割合22.5%）となっている。

これを事業別にみると、下水道事業への繰入額が最も大きな割合（繰入額総額の59.5%）を占め、以下、病院事業（同24.3%）、水道事業（同6.6%）、宅地造成事業（同2.9%）の順となっている。

(コ) 法適用企業の経営状況 [資料編：第117表]

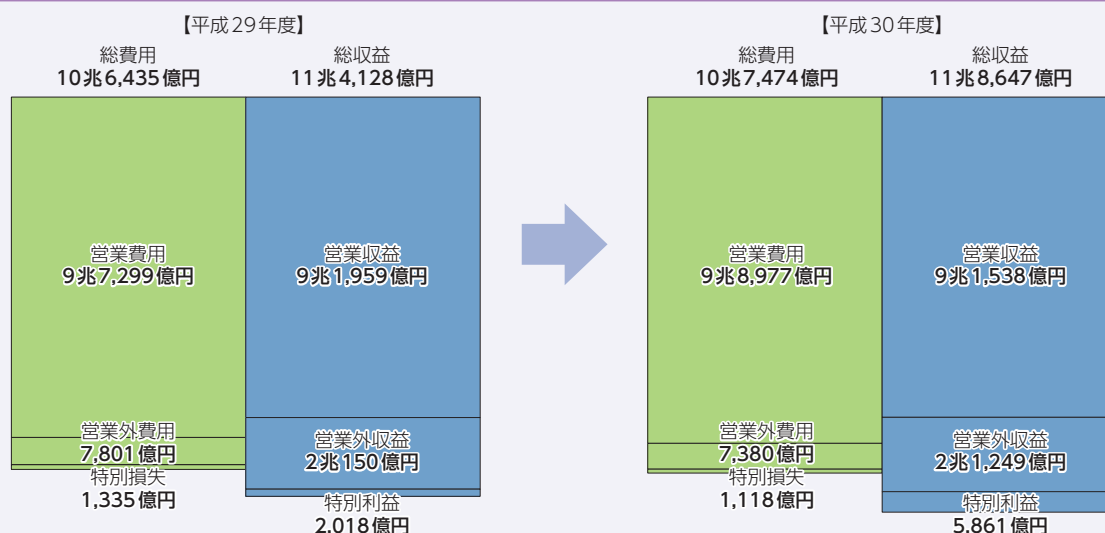
a 損益計算書及び貸借対照表

損益計算書は、第86図のとおりであり、平成30年度は、特別利益の増加等により総収益が総費用を上回り、総収支は黒字となっている。

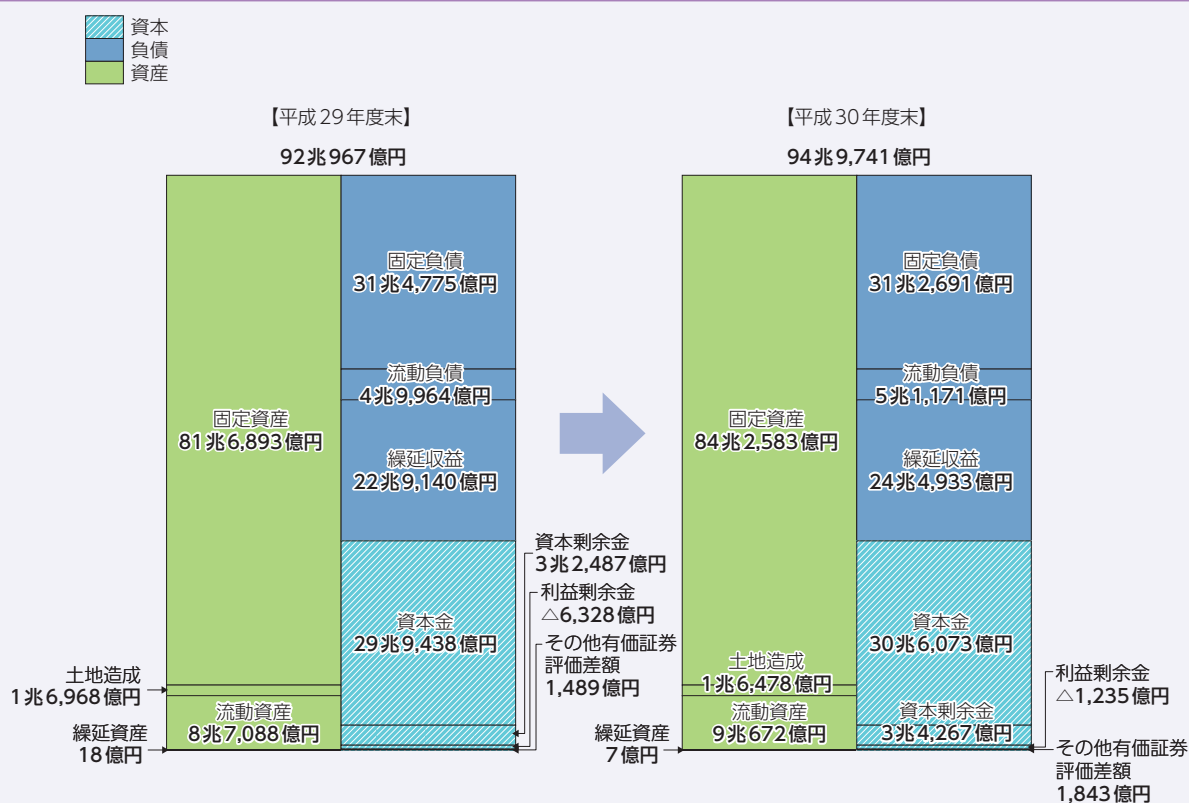
また、法非適用企業の公営企業会計の適用拡大により、総費用及び総収益が増加している。

貸借対照表は、第87図のとおりであり、同じく法非適用企業の公営企業会計の適用拡大により、資産の総額は増加している。特に下水道事業における固定資産の増加分が、全体の増加分の大半を占めている。

第86図 損益計算書の状況



第87図 貸借対照表の状況



b 損益収支

法適用企業の経営状況を表すものには、純損益、経常損益、総収支比率、経常収支比率等がある。純損益とは、総収益から総費用を差し引いた額をいい、当該年度の総合的な収支状況を表す。総収益が総費用を上回る場合の差額が純利益であり、逆に総費用が総収益を上回る場合の差額が純損失である。

経常損益とは、純損益から固定資産売却益等の臨時的な収益（特別利益）や、固定資産売却損等の臨時的な費用（特別損失）を除いたものをいい、当該年度の経営活動の結果を表す。経常収益が経常費用を上回る場合の差額が経常利益であり、逆に経常費用が経常収益を上回る場合の差額が経常損失である。

総収支比率とは総費用に対する総収益の割合、経常収支比率とは経常費用に対する経常収益の割合で

あり、それぞれ100%を下回ると費用が収益を上回っている状態を意味する。

法適用企業の総収益（経常収益＋特別利益）は11兆8,647億円、総費用（経常費用＋特別損失）は10兆7,474億円となっている。この結果、純損益は1兆1,173億円の黒字となっており、総収支比率は110.4%と前年度より3.2ポイント上昇している。また、経常収益（営業収益＋営業外収益）は11兆2,786億円、経常費用（営業費用＋営業外費用）は10兆6,356億円となっている。この結果、経常損益は6,430億円の黒字となっており、経常収支比率は106.0%と前年度より0.7ポイント低下している。

経常収支比率の推移をみると、平成3年度以降100%を下回る状況が続いていたが、平成15年度からは16年連続で100%を上回っている。

なお、純損益及び経常損益における黒字・赤字事業数及び黒字・赤字額は、**第22表**のとおりである。

c 資本収支

建設投資や企業債の償還金等の支出である資本的支出は6兆3,213億円で、前年度と比べると3,892億円増加（6.6%増）している。これに対する財源は、企業債等の外部資金が2兆8,908億円、損益勘定留保資金等の内部資金が3兆3,615億円、資本的収入額が資本的支出額に不足する額である財源不足額は689億円となっている。

資本的支出のうち建設改良費は2兆9,451億円で、前年度と比べると595億円増加（2.1%増）している。建設改良費が大きい事業は、水道事業（建設改良費総額の40.5%）、下水道事業（同36.7%）、病院事業（同12.6%）である。

d 累積欠損金

過去の年度から通算した純損益における損失の累積額である累積欠損金は4兆186億円で、前年度と比べると1,775億円減少（4.2%減）している。また、累積欠損金合計額に占める割合が大きい事業は、病院事業（累積欠損金合計額の46.9%）、交通事業（同36.5%）である。

e 不良債務

貸借対照表日現在において、流動負債の額（建設改良費等の財源に充てるための企業債等を除く。）が流動資産の額（翌年度へ繰り越される支出の財源充当額を除く。）を上回る場合の当該超過額である不良債務は1,235億円で、前年度と比べると166億円減少（11.9%減）している。不良債務の大きい事業は、交通事業（不良債務額総額の51.2%）、病院事業（同24.9%）、下水道事業（同18.0%）である。

第22表 法適用企業の経営状況

（単位 事業、億円）

区 分	純 損 益		経 常 損 益	
	平成30年度	平成29年度	平成30年度	平成29年度
黒 字 事 業 数	2,525	2,448	2,528	2,452
黒 字 額	12,824	9,320	7,983	8,521
赤 字 事 業 数	894	843	891	839
赤 字 額	1,651	1,627	1,552	1,512
総 事 業 数	3,419	3,291	3,419	3,291
収 支	11,173	7,693	6,430	7,009

（サ）法非適用企業の経営状況 [資料編：第119表]

法非適用企業の実質収支をみると、黒字事業数は法非適用企業全体の98.2%、赤字事業数は1.8%を占めており、全体では1,427億円の黒字（前年度1,335億円の黒字）となっている。

イ 事業別状況〔資料編：第114表～第119表〕

(ア) 水道事業

a 事業数

(a) 上水道事業

地方公共団体が経営する上水道事業で、平成30年度決算対象となるものは、1,338事業であり、このうち、末端給水事業は1,269事業、用水供給事業は69事業（うち建設中2事業）である。これを経営主体別にみると、末端給水事業は、都県営が4事業、政令指定都市営が19事業、市営が675事業、町村営が520事業、企業団営等が51事業であり、用水供給事業は、府県営が21事業、政令指定都市営が1事業、市営が1事業、企業団営等が46事業となっている。

(b) 簡易水道事業

地方公共団体が経営する簡易水道事業で、平成30年度決算対象となるものは、544事業（うち法適用34事業）である。これを経営主体別にみると、町村営が404事業（うち建設中1事業）で全体の74.3%を占め、以下、政令指定都市営が2事業、市営が135事業、一部事務組合等営が3事業となっている。

b 業務の状況

水道事業の給水人口（用水供給事業を除く。）は、平成30年度末で1億24百万人（上水道事業1億22百万人、簡易水道事業2百万人）であり、前年度と比べると微減となっている。また、平成30年度の年間総有収水量（用水供給事業を含む。）は179億68百万 m^3 （前年度181億37百万 m^3 ）、給水人口1人当たり1日平均有収水量（用水供給事業を除く。）は298 l （同299 l ）となっている。

c 経営状況

(a) 法適用企業

(i) 損益収支

水道事業の総収益は3兆2,289億円、総費用は2兆8,630億円となっており、この結果、純損益は3,659億円の黒字（前年度3,794億円の黒字）、総収支比率は112.8%となっている。また、経常収益は3兆2,081億円、経常費用は2兆8,432億円となっており、この結果、経常損益は3,649億円の黒字、経常収支比率は112.8%となっている。純損益及び経常損益における黒字・赤字事業数及び黒字・赤字額は、第23表のとおりである。

累積欠損金は653億円で、前年度と比べると5.8%増となっている。なお、不良債務は2億円（前年度1億円）である。

(ii) 資本収支

資本的支出は、第88図のとおりであり、平成30年度の額は1兆8,153億円で、前年度と比べると0.2%減となっている。これに対する財源は、外部資金が6,018億円、内部資金が1兆2,114億円で、財源不足額は21億円となっている。資本的支出の内訳をみると、建設改良費は1兆1,931億円で、前年度と比べると1.2%増、企業債償還金は5,684億円で、前年度と比べると1.6%減となっている。

(iii) 給水原価と供給単価

有収水量1 m^3 当たりの給水原価（用水供給事業を除く。）は167.23円で、前年度と比べると0.9%増となっている。給水原価の内訳をみると、資本費が57.40円、職員給与費が20.68円、受水費が28.43円、その他の経費が60.72円となっている。これに対して1 m^3 当たりの供給単価（用水供給事業を除く。）は173.65円であり、給水原価が供給単価を6.42円下回る状態となっている。

また、平成30年度中に料金改定を実施した水道事業（用水供給事業を含む。）は79事業（前年度100事業）で、営業中の事業の5.8%となっている。

(b) 法非適用企業

簡易水道事業における法非適用企業は510事業（うち建設中1事業）で、実質収支をみると、黒

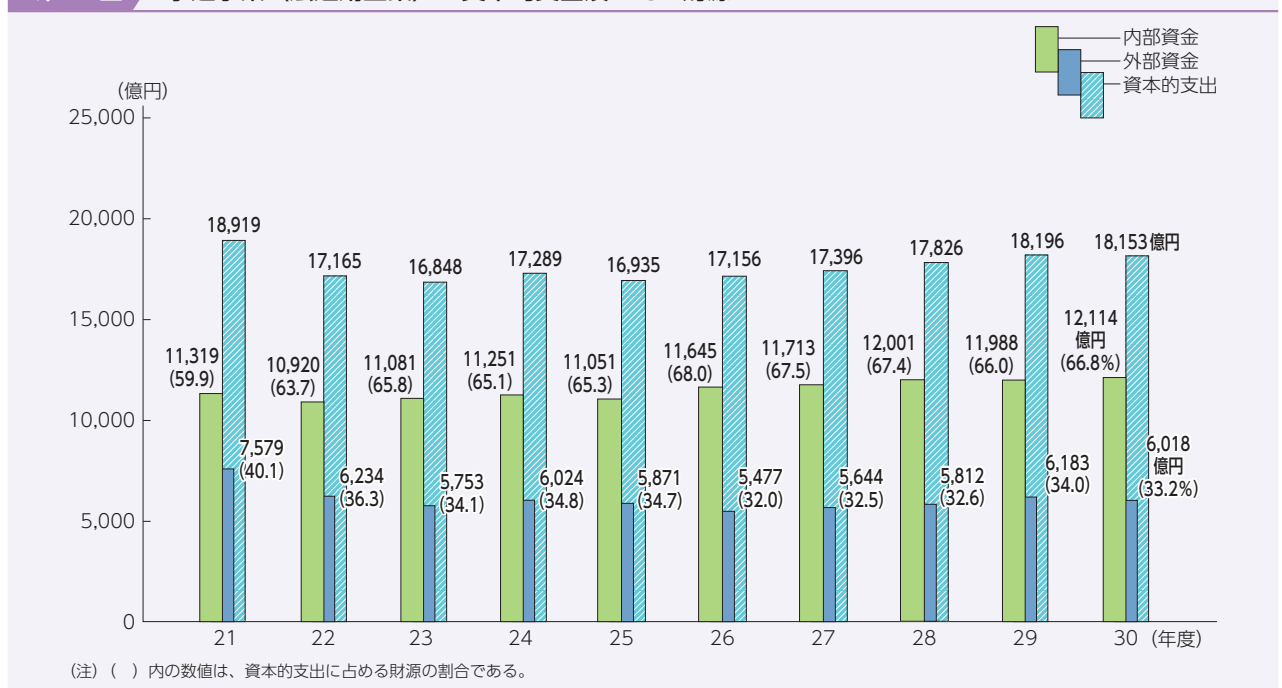
字事業が503事業で42億円の黒字、赤字事業が6事業で2億円の赤字となっており、差引40億円の黒字となっている。

第23表 水道事業（法適用企業）の経営状況

(単位 事業、億円)

区 分	純 損 益		経 常 損 益	
	平成30年度	平成29年度	平成30年度	平成29年度
黒字事業数	1,204	1,235	1,210	1,238
黒字額	3,790	3,879	3,746	3,901
赤字事業数	166	144	160	141
赤字額	132	85	97	79
総事業数	1,370	1,379	1,370	1,379
収 支	3,658	3,794	3,649	3,822

第88図 水道事業（法適用企業）の資本的支出及びその財源



(イ) 工業用水道事業

a 事業数及び業務の状況

地方公共団体が経営する工業用水道事業で、平成30年度決算対象となるものは、156事業（うち建設中2事業）である。これを経営主体別にみると、都道府県営が39事業、政令指定都市営が9事業、市営が81事業、町村営が17事業、企業団営が10事業となっている。

施設数は257施設、給水先事業所数は6,021箇所、年間総配水量は43億37百万 m^3 となっている。また、施設利用率（1日平均配水量を現在配水能力で除したものの）の平均は55.5%（前年度54.9%）となっている。

b 経営状況

(a) 損益収支

工業用水道事業の総収益は1,524億円、総費用は1,278億円となっており、この結果、純損益は246億円の黒字（前年度247億円の黒字）、総収支比率は119.2%となっている。また、経常収益は1,477億円、経常費用は1,242億円となっており、この結果、経常損益は235億円の黒字、経常収支比率は118.9%となっている。純損益及び経常損益における黒字・赤字事業数及び黒字・赤字額は、第24表のとおりである。

累積欠損金は338億円で、前年度と比べると2.8%減となっている。なお、不良債務を有する事業はない。

(b) 資本収支

資本的支出は918億円で、前年度と比べると7.5%減となっている。これに対する財源は、外部資金が352億円、内部資金が562億円で、財源不足額は4億円となっている。資本的支出の内訳をみると、建設改良費は511億円で、前年度と比べると3.0%減、企業債償還金は289億円で、前年度と比べると12.0%減となっている。

(c) 給水原価と供給単価

有収水量1m³当たりの給水原価は26.01円（資本費11.44円、職員給与費3.10円、その他の経費11.47円）となっており、これに対して1m³当たりの供給単価は29.70円となっている。これを補助事業と単独事業に分けてみると、単独事業では供給単価（15.23円）が給水原価（12.94円）を2.29円上回っており、補助事業では供給単価（33.41円）が給水原価（29.37円）を4.04円上回っている。

第24表 工業用水道事業の経営状況

(単位 事業、億円)

区 分	純 損 益		経 常 損 益	
	平成30年度	平成29年度	平成30年度	平成29年度
黒字事業数	130	134	127	132
黒字額	253	265	243	253
赤字事業数	24	19	27	21
赤字額	8	18	8	8
総事業数	154	153	154	153
収支	246	247	235	245

(ウ) 交通事業

a 事業数及び業務の状況

地方公共団体が経営する交通事業で、平成30年度決算対象となるものは、86事業である。これを事業別にみると、バスが25事業、都市高速鉄道が9事業、路面電車が5事業、モノレール等が2事業、船舶が45事業となっている。

これらによる年間輸送人員は34億8,071万人、1日平均954万人（対前年度比21.3%減）である。1日平均輸送人員を事業別にみると、バスが240万人（同7.6%減）、都市高速鉄道が687万人（同25.1%減）、路面電車が15万人（同0.7%減）、その他が12万人（同39.0%減）となっている。

公営交通が国内の旅客輸送機関に占める割合を年間輸送人員からみると、第89図のとおりであり、バスについては18.9%、鉄軌道については10.3%となっている。

b 経営状況

(a) 法適用企業

(i) 損益収支

法適用の交通事業の総収益は6,706億円、総費用は5,884億円となっており、この結果、純損益は822億円の黒字（前年度1,248億円の黒字）、総収支比率は114.0%となっている。また、経常収益は6,667億円、経常費用は5,868億円となっており、この結果、経常損益は798億円の黒字、経常収支比率は113.6%となっている。純損益及び経常損益における黒字・赤字事業数及び黒字・赤字額は、第25表のとおりである。

累積欠損金は1兆4,678億円で、前年度と比べると11.2%減となっている。また、不良債務は633億円で、前年度と比べると26.7%減となっている。

これを事業別にみると、バス事業においては、純損益は54億円の黒字となっており、経常損益は39億円の黒字となっている。純損益及び経常損益における黒字・赤字事業数及び黒字・赤字額

は、第26表のとおりである。

累積欠損金は515億円で、前年度と比べると48.6%減となっている。また、不良債務は72億円で、前年度と比べると5.7%増となっている。

都市高速鉄道事業においては、純損益は786億円の黒字となっており、経常損益は768億円の黒字となっている。純損益及び経常損益における黒字・赤字事業数及び黒字・赤字額は、第27表のとおりである。

累積欠損金は1兆3,993億円で、前年度と比べると5.6%減となっている。また、不良債務は561億円で、前年度と比べると9.9%減となっている。

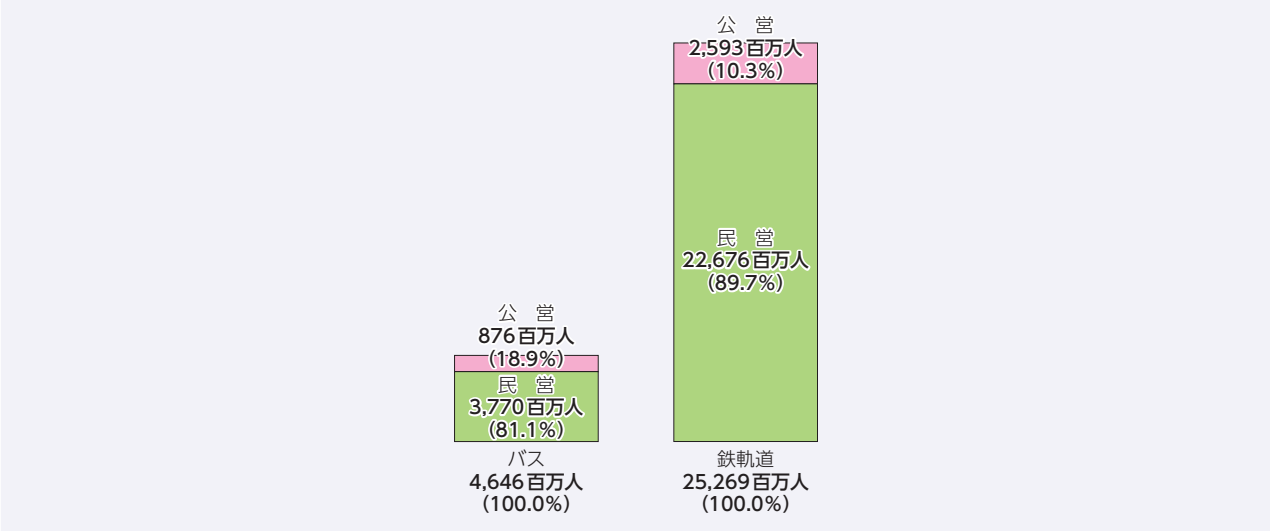
(ii) 資本収支

資本的支出は7,830億円（うちバス事業303億円、都市高速鉄道事業7,286億円）で、前年度と比べると32.5%増となっている。これに対する財源は、外部資金が1,724億円、内部資金が5,806億円で、財源不足額は300億円となっている。資本的支出の内訳をみると、建設改良費は1,251億円（うちバス事業169億円、都市高速鉄道事業1,032億円）で、前年度と比べると19.8%減、企業債償還金は5,930億円（うちバス事業110億円、都市高速鉄道事業5,632億円）で、前年度と比べると120.0%増となっている。

(b) 法非適用企業

交通事業における法非適用企業は船舶運航事業の39事業で、実質収支をみると、黒字事業が39事業で7億円の黒字となっており、赤字事業はない。

第89図 バス、鉄軌道における公営交通事業の状況（年間輸送人員）



第25表 交通事業（法適用企業）の経営状況

(単位 事業、億円)

区 分	純 損 益		経 常 損 益	
	平成30年度	平成29年度	平成30年度	平成29年度
黒 字 事 業 数	23	34	25	33
黒 字 額	913	1,312	882	1,313
赤 字 事 業 数	24	13	22	14
赤 字 額	91	64	84	63
総 事 業 数	47	47	47	47
収 支	822	1,248	798	1,250

第26表 交通事業のうちバス事業の経営状況

(単位 事業、億円)

区 分	純 損 益		経 常 損 益	
	平成30年度	平成29年度	平成30年度	平成29年度
黒字事業数	12	19	13	17
黒字額	69	403	53	69
赤字事業数	13	6	12	8
赤字額	15	15	14	14
総事業数	25	25	25	25
収 支	54	388	39	56

第27表 交通事業のうち都市高速鉄道事業の経営状況

(単位 事業、億円)

区 分	純 損 益		経 常 損 益	
	平成30年度	平成29年度	平成30年度	平成29年度
黒字事業数	7	8	7	8
黒字額	842	901	824	1,237
赤字事業数	2	1	2	1
赤字額	56	23	56	24
総事業数	9	9	9	9
収 支	786	878	768	1,213

(工) 電気事業

a 事業数及び業務の状況

地方公共団体が経営する電気事業で、平成30年度決算対象となるものは、100事業（うち建設中3事業）であり、法適用企業が28事業、法非適用企業が72事業である。これを経営主体別にみると、都道府県営が26事業、政令指定都市営が4事業、市営が34事業、町村営が33事業、一部事務組合等営が3事業となっている。

施設数は485施設で、最大出力の合計は267万kW（建設中を含む。）、年間発電電力量は80億83百万kWh、年間売電電力量は78億68百万kWhとなっている。そのうち、各発電型式における稼働中の施設数、最大出力、年間発電電力量、年間売電電力量は第28表のとおりである。

b 経営状況

(a) 法適用企業

(i) 損益収支

法適用の電気事業の総収益は934億円、総費用は718億円となっており、この結果、純損益は216億円の黒字（前年度210億円の黒字）、総収支比率は130.0%となっている。また、経常収益は915億円、経常費用は705億円となっており、この結果、経常損益は210億円の黒字、経常収支比率は129.9%となっている。純損益及び経常損益における黒字・赤字事業数及び黒字・赤字額は、第29表のとおりである。

累積欠損金は35億円で、前年度と比べると55.5%増となっている。なお、不良債務を有する事業はない。

(ii) 資本収支

資本的支出は561億円で、前年度と比べると12.7%増となっている。これに対する財源は、外部資金が159億円、内部資金が402億円で、財源不足額を有する事業はない。資本的支出の内訳をみると、建設改良費は219億円で、前年度と比べると24.6%減、企業債償還金は119億円で、前年度と比べると34.7%増となっている。

(b) 法非適用企業

電気事業における法非適用企業は、水力発電事業、ごみ発電事業、風力発電事業、太陽光発電事業及びバイオマス発電事業の72事業（うち建設中3事業）で、実質収支をみると68事業において黒

字であり、黒字額は10億円となっている。一方、赤字を生じた事業は1事業である。

第28表 公営電気事業における事業概況（稼働中の施設）

発電型式	施設	最大出力（千kW）	年間発電電力量（百万kWh）	年間売電電力量（百万kWh）
水力	323	2,312	7,404	7,331
ごみ	7	38	217	110
スーパ－ごみ	1	25	38	33
ごみ固形燃料	1	12	65	42
風力	30	107	171	166
太陽光	112	141	188	186
バイオマス	1	0	0	0
合計	475	2,635	8,083	7,868

第29表 電気事業（法適用企業）の経営状況

（単位 事業、億円）

区分	純損益		経常損益	
	平成30年度	平成29年度	平成30年度	平成29年度
黒字事業数	23	25	24	26
黒字額	233	217	219	218
赤字事業数	5	3	4	2
赤字額	17	7	9	7
総事業数	28	28	28	28
収支	216	210	210	211

（オ）ガス事業

a 事業数及び業務の状況

地方公共団体が経営するガス事業で、平成30年度決算対象となるものは、26事業である。これを経営主体別にみると、政令指定都市営が1事業、市営が18事業、町村営が7事業となっている。公営ガス事業の供給戸数（契約数）は79万戸（対前年度比3.6%減）で、供給区域内戸数に対する普及率は64.9%となっている。また、販売量は326億9百万MJで、前年度と比べると8.5%減となっている。

ガス事業全体に占める公営ガス事業の割合をみると、供給戸数で2.9%、販売量で1.9%となっている。

b 経営状況

（a）損益収支

ガス事業の総収益は1,019億円、総費用は860億円となっており、この結果、純損益は158億円の黒字（前年度59億円の黒字）、総収支比率は118.4%となっている。また、経常収益は928億円、経常費用は856億円となっており、この結果、経常損益は72億円の黒字、経常収支比率は108.4%となっている。純損益及び経常損益における黒字・赤字事業数及び黒字・赤字額は、第30表のとおりである。

累積欠損金は167億円で、前年度と比べると17.2%減となっている。なお、不良債務を有する事業はない。

（b）資本収支

資本的支出は207億円で、前年度と比べると1.3%増となっている。これに対する財源は、外部資金が38億円、内部資金が169億円で、財源不足額を有する事業はない。資本的支出の内訳をみると、建設改良費は102億円で、前年度と比べると0.6%減、企業債償還金は102億円で、前年度と比べると3.6%増となっている。

第30表 ガス事業の経営状況

(単位 事業、億円)

区 分	純 損 益		経 常 損 益	
	平成30年度	平成29年度	平成30年度	平成29年度
黒字事業数	23	25	23	24
黒字額	158	59	72	61
赤字事業数	3	2	3	3
赤字額	0	0	0	30
総事業数	26	27	26	27
収 支	158	59	72	32

(カ) 病院事業

a 事業数及び業務の状況

地方公共団体が経営する病院事業（地方公営企業法を適用する病院事業）で、平成30年度決算対象となるものは、628事業（うち建設中1事業）であり、これらの事業が有する病院（以下「自治体病院」という。）数は776病院である。これを経営主体別にみると、都道府県立が148病院（35都道府県）、政令指定都市立が26病院（14政令指定都市）、市立が343病院（294市）、町村立が155病院（151町村）及び一部事務組合等立が104病院（78組合）となっている。

一般病院^(注) 744病院のうち病床数300床以上の病院は、31.2%に当たる232病院となっており、地域における中核的な役割を担う病院として地域医療を支えている。

一方、病床数が150床未満であり、直近の一般病院までの移動距離が15km以上となる位置に所在している等の条件下にある「不採算地区病院」は、一般病院の41.7%に当たる310病院となっており、民間医療機関による診療が期待できない離島、山間地等のへき地における医療の確保のため、重要な役割を果たしている。

さらに、自治体病院全体の85.8%に当たる666病院が救急病院として告示を受けており、地域の救急医療を担っている。

平成30年度末における病床数は17万5千床で、前年度と比べると1.2%減となり、入院及び外来延患者数は1億2千万人で、前年度と比べると1.4%減となっている。

また、病床利用率は73.7%（前年度73.8%）、外来入院患者比率（年延外来患者数を年延入院患者数で除したもの）は163.4%（前年度162.6%）となっている。なお、全国の病院に占める自治体病院の数及び病床数の推移は、**第90図**のとおりである。

なお、地方公共団体が経営する病院事業以外に、病院事業を行う公営企業型地方独立行政法人は56法人となっている。これらの法人が有する病院数は93病院であり、病床数は3万2千床となっている。

b 経営状況

(a) 損益収支

病院事業の総収益は4兆717億円、総費用は4兆1,556億円となっており、この結果、純損益は840億円の赤字（前年度855億円の赤字）、総収支比率は98.0%となっている。また、経常収益は4兆383億円、経常費用は4兆1,125億円となっており、この結果、経常損益は742億円の赤字、経常収支比率は98.2%となっている。純損益及び経常損益における黒字・赤字事業数及び黒字・赤字額は、**第31表**のとおりである。

累積欠損金は1兆8,829億円で、前年度と比べると2.3%増となっている。また、不良債務は307億円で、前年度と比べると7.5%増となっている。

また、医業費用に対する医業収益の割合である医業収支比率は88.3%（前年度88.4%）となっており、これを病院の種別でみると、一般病院が88.8%（同88.9%）、精神科病院が65.9%（同66.8%）となっている。

なお、病院事業を行う公営企業型地方独立行政法人の総収益は1兆300億円、総費用は1兆320億円となっており、この結果、純損益は21億円の赤字（前年度130億円の赤字）、総収支比率は

99.8%となっている。また、経常収益は1兆269億円、経常費用は1兆211億円となっており、この結果、経常損益は58億円の黒字、経常収支比率は100.6%となっている。

累積欠損金は668億円で、前年度と比べると10.2%増となっている。また、不良債務は95億円で、前年度と比べると7.1%増となっている。

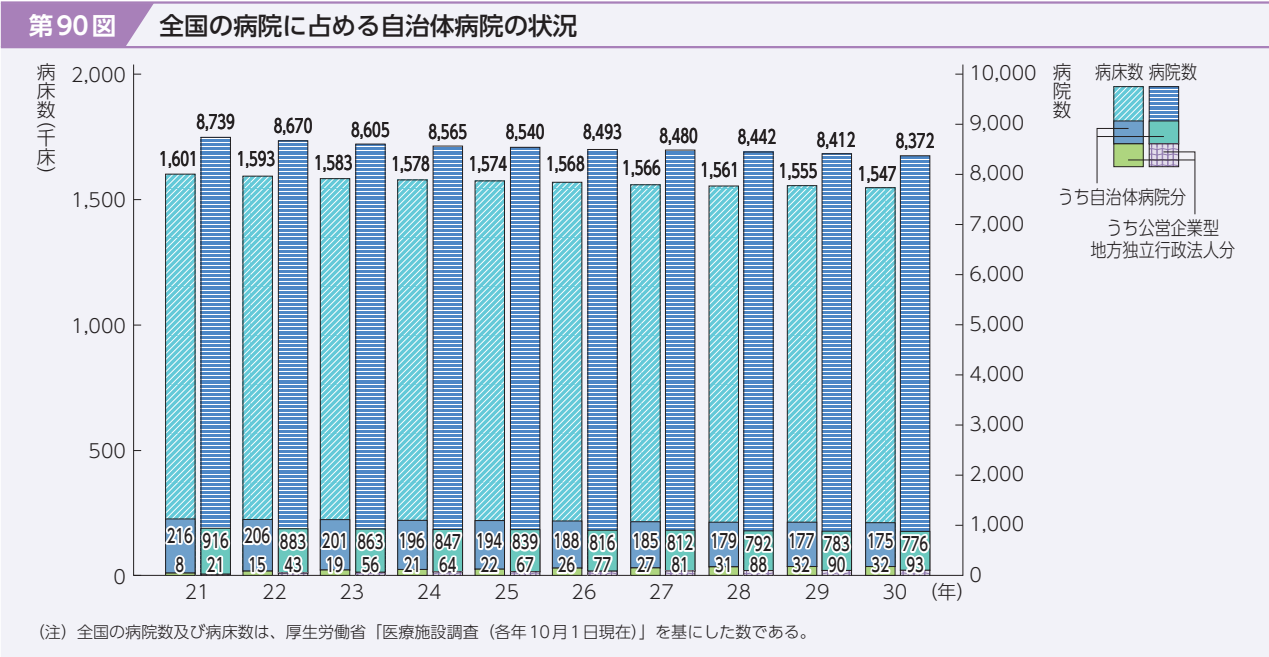
また、営業費用に対する営業収益の割合である営業収支比率は102.4%（前年度102.1%）となっており、これを病院の種別でみると、一般病院が102.3%（同102.1%）、精神科病院が104.8%（同104.4%）となっている。

(b) 資本収支

資本的支出は7,682億円で、前年度と比べると4.6%増となっている。これに対する財源は、外部資金が5,283億円、内部資金が2,322億円で、財源不足額は77億円となっている。資本的支出の内訳をみると、建設改良費は3,697億円で、前年度と比べると4.4%減、企業債償還金は3,543億円で、前年度と比べると9.2%増となっている。

なお、病院事業を行う公営企業型地方独立行政法人の資本的支出は1,420億円で、前年度と比べると20.3%減となっている。これに対する財源は、外部資金が709億円、内部資金が631億円で、財源不足額は81億円となっている。資本的支出の内訳をみると、建設改良費は722億円で、前年度と比べると31.6%減、長期借入金償還金は312億円で、前年度と比べると4.8%増となっている。

(注) 精神科病院以外の病院をいう。



第31表 病院事業の経営状況 (単位 事業、億円)

区 分	純 損 益		経 常 損 益	
	平成30年度	平成29年度	平成30年度	平成29年度
黒 字 事 業 数	276 (31)	252 (33)	278 (34)	256 (32)
黒 字 額	288 (169)	261 (137)	271 (182)	251 (148)
赤 字 事 業 数	351 (25)	376 (21)	349 (22)	372 (22)
赤 字 額	1,128 (190)	1,116 (266)	1,013 (124)	1,062 (103)
総 事 業 数	627 (56)	628 (54)	627 (56)	628 (54)
収 支	△ 840 (△21)	△ 855 (△130)	△ 742 (58)	△ 812 (45)

(注) () 内の数値は、公営企業型地方独立行政法人が経営する病院事業の数値であり、外数である。

(キ) 下水道事業

a 事業数及び業務の状況

地方公共団体が経営する下水道事業で、平成30年度決算対象となるものは、3,628事業（うち建設中12事業）であり、法適用企業が963事業、法非適用企業が2,665事業である。これを経営主体別にみると、都道府県営が81事業、政令指定都市営が50事業、市営が1,887事業、町村営が1,585事業、一部事務組合等営が25事業となっている。

下水道事業の平成30年度末における現在処理区域内人口は1億492万人、現在処理区域面積は534万haとなっている。また、年間総処理水量（雨水処理水量と汚水処理水量の合計。ただし、流域下水道分は流域関連公共下水道として水量を計上しているため除く。）は148億 m^3 で、前年度と比べると1.6%減となっており、年間有収水量は112億 m^3 で、前年度と比べると0.1%減となっている。

b 経営状況

(a) 法適用企業

(i) 損益収支

法適用企業の下水道事業の総収益は2兆7,767億円で、前年度と比べると4.5%増となっている。その内訳をみると、使用料収入が1兆1,724億円（総収益に占める割合42.2%）、他会計繰入金（雨水処理負担金を含む。）が8,259億円（同29.7%）等となっている。一方、総費用は2兆5,833億円で、前年度と比べると8.7%増となっており、うち企業債利息が2,798億円（総費用に占める割合10.8%）となっている。この結果、純損益は1,934億円の黒字（前年度2,802億円の黒字）、総収支比率は107.5%となっている。また、経常収益は2兆7,655億円、経常費用は2兆5,715億円となっており、この結果、経常損益は1,940億円の黒字、経常収支比率は107.5%となっている。純損益における黒字・赤字事業数及び黒字・赤字額は、**第32表**のとおりである。

累積欠損金は1,137億円で、前年度と比べると5.0%減となっている。また、不良債務は222億円で、前年度と比べると25.0%増となっている。

(ii) 資本収支

資本的支出は2兆4,725億円で、前年度と比べると3.4%増となっている。これに対する財源は、外部資金が1兆4,288億円、内部資金が1兆308億円で、財源不足額は129億円となっている。資本的支出の内訳をみると、建設改良費は1兆806億円で、前年度と比べると8.8%増、企業債償還金は1兆3,758億円で、前年度と比べると6.0%増となっている。

(b) 法非適用企業

下水道事業における法非適用企業の総収益は9,845億円で、前年度と比べると13.2%減となっている。その内訳をみると、使用料収入が3,813億円（総収益に占める割合38.7%）、他会計繰入金（雨水処理負担金を含む。）が4,402億円（同44.7%）等となっている。一方、総費用は6,098億円で、前年度と比べると15.0%減となっており、うち地方債利息が1,390億円（総費用に占める割合22.8%）となっている。

資本的支出は1兆995億円で、前年度と比べると15.0%減となっている。その内訳をみると、建設改良費は4,851億円で、前年度と比べると15.8%減、地方債償還金は6,099億円で、前年度と比べると14.2%減となっている。

実質収支をみると、黒字事業が2,620事業で802億円の黒字、赤字事業が36事業で23億円の赤字となっており、差引780億円の黒字となっている（**第32表**）。

(c) 全体の経営状況

法適用企業と法非適用企業を合計した下水道事業の黒字額は2,889億円、赤字額は175億円となっており、この結果、全体の収支（法適用企業の純損益と法非適用企業の実質収支の合計）は2,713億円の黒字となっている。

汚水処理原価（汚水処理費を年間有収水量で除したもの）は、143.27円/ m^3 （維持管理費78.17円/ m^3 、資本費65.11円/ m^3 ）で、前年度と比べると0.4%増となっており、使用料単価（使用料収

入を年間有収水量で除したものは、139.33円/m³で、前年度と比べると0.1%減となっている。

その結果、経費回収率（使用料単価を汚水処理原価で除したものは）は97.2%となっており、前年度と比べると0.4ポイント低下している。

法適用企業と法非適用企業を合計した下水道事業の建設改良費は1兆5,656億円で、前年度と比べると0.3%減となっている。

第32表 下水道事業の経営状況

(単位 事業、億円)

区 分	平成30年度 (A)			平成29年度 (B)			差引 (A) - (B)		
	法適用企業	法非適用企業	合 計	法適用企業	法非適用企業	合 計	法適用企業	法非適用企業	合 計
黒字事業数	723	2,620	3,343	617	2,763	3,380	106	△ 143	△ 37
黒字額	2,086	802	2,889	2,891	885	3,776	△ 805	△ 82	△ 887
赤字事業数	237	36	273	205	35	240	32	1	33
赤字額	153	23	175	89	58	147	64	△ 35	29
総事業数	960	2,656	3,616	822	2,798	3,620	138	△ 142	△ 4
収 支	1,934	780	2,713	2,802	827	3,629	△ 869	△ 47	△ 916

(フ) その他の地方公営企業

a 事業数

地方公共団体は、以上の事業のほかにも各種の事業を経営している。これを事業別にみると、平成30年度決算対象となるものは、港湾整備事業が97事業、市場事業が156事業、と畜場事業が54事業、観光施設事業が263事業、宅地造成事業が394事業、有料道路事業が1事業、駐車場整備事業が210事業、介護サービス事業が536事業、その他事業（廃棄物等処理施設、診療所等）が52事業となっている。

b 経営状況

その他の地方公営企業の純損益、経常損益、実質収支における黒字・赤字事業数及び黒字・赤字額は、第33表のとおりである。このうち、観光施設事業については、全体の収支（法適用企業の純損益と法非適用企業の実質収支の合計）が55億円の黒字であり、法適用企業の累積欠損金は前年度と比べると0.1%減の194億円と改善されているものの、経営状況が悪化している事業については、施設そのものの必要性及び地方公営企業で運営することの適否について十分検討する必要がある。また、宅地造成事業については、全体の収支は668億円の黒字であり、法適用企業の累積欠損金は前年度と比べると6.1%減の3,428億円と改善されているものの、販売用土地の時価評価額が当該土地の地方債残高を下回っている会計が全体（地方債償還が終了した会計を除く。）の36.8%を占めている。厳しい経営状況にある事業については、対応を先延ばしにすることなく、早期かつ計画的に経営の健全化を図る必要がある。

第33表 その他の地方公営企業の経営状況

(単位 事業、億円)

区 分			港 整	湾 備	市 場	と 畜 場	観 施	光 設	宅 地	有 道	料 路	駐 車 場	介 護	そ の 他
法適用企業	純 損 益	黒字事業数	7	10	1	22	30	—	6	19	28			
		黒 字 額	60	4,632	0	12	374	—	2	4	17			
		赤字事業数	1	4	—	14	14	—	1	26	24			
		赤 字 額	5	3	—	6	35	—	19	7	48			
		総事業数	8	14	1	36	44	—	7	45	52			
	経 常 損 益	収 支	55	4,630	0	6	339	—	△ 16	△ 3	△ 32			
		黒字事業数	7	9	1	23	30	—	6	18	29			
		黒 字 額	72	3	0	11	378	—	3	3	17			
		赤字事業数	1	5	—	13	14	—	1	27	23			
		赤 字 額	4	128	—	6	33	—	0	6	46			
法非適用企業	実 質 収 支	総事業数	8	14	1	36	44	—	7	45	52			
		収 支	69	△ 125	0	5	344	—	3	△ 3	△ 29			
		黒字事業数	84	141	53	218	336	1	194	483	—			
		黒 字 額	137	34	4	55	425	0	40	44	—			
		赤字事業数	5	1	—	9	14	—	9	7	—			
	実 質 収 支	赤 字 額	8	0	—	5	96	—	37	4	—			
		総事業数	89	142	53	227	350	1	203	490	—			
		収 支	130	34	4	49	329	0	3	39	—			
		黒字事業数	84	141	53	218	336	1	194	483	—			
		黒 字 額	137	34	4	55	425	0	40	44	—			

(2) 国民健康保険事業 [資料編：第120表]

ア 都道府県

国民健康保険制度については、「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第31号)に基づき、平成30年度から都道府県が国民健康保険の財政運営の責任主体となった。本改正により、都道府県も国民健康保険の保険者となり、新たに国民健康保険特別会計が創設された。

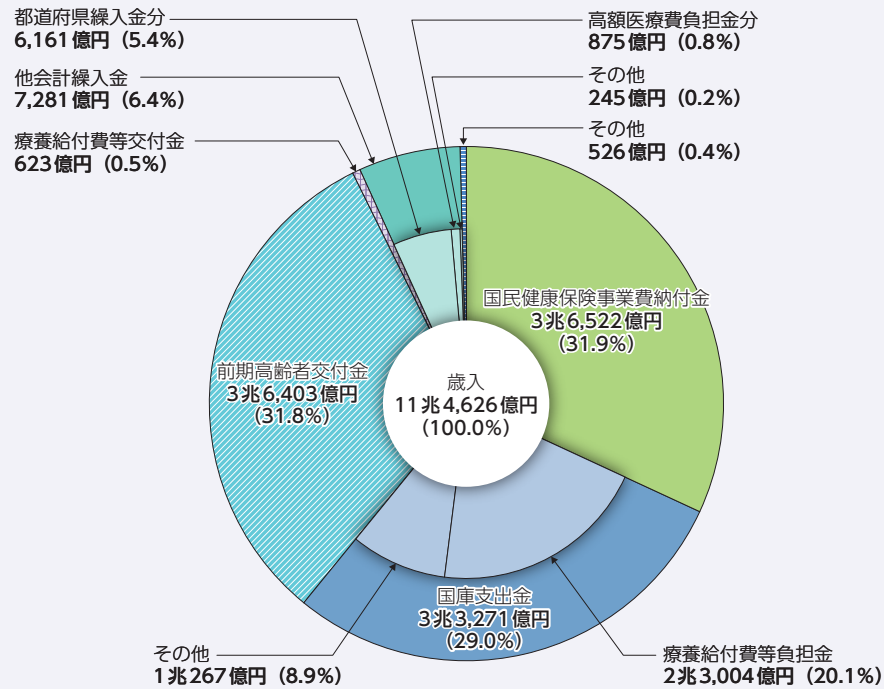
また、市町村も国民健康保険の保険者として、引き続き、資格管理、保険給付、保険料の賦課・徴収等の被保険者に身近な保険者業務を担うこととなるが、医療給付等に必要な資金は都道府県から保険給付費等交付金の交付を受ける一方で、徴収した保険料(税)は基本的に都道府県に国民健康保険事業費納付金として納付することとなった。

(ア) 歳入

都道府県の歳入決算額は11兆4,626億円となっている。

歳入の内訳をみると、第91図のとおりである。それぞれの決算額をみると、市町村から納付された国民健康保険事業費納付金が3兆6,522億円、療養給付費等負担金等の国庫支出金が3兆3,271億円、前期高齢者交付金が3兆6,403億円、療養給付費等交付金が623億円、他会計繰入金が7,281億円等となっている。

第91図 国民健康保険事業の歳入決算の状況（都道府県）

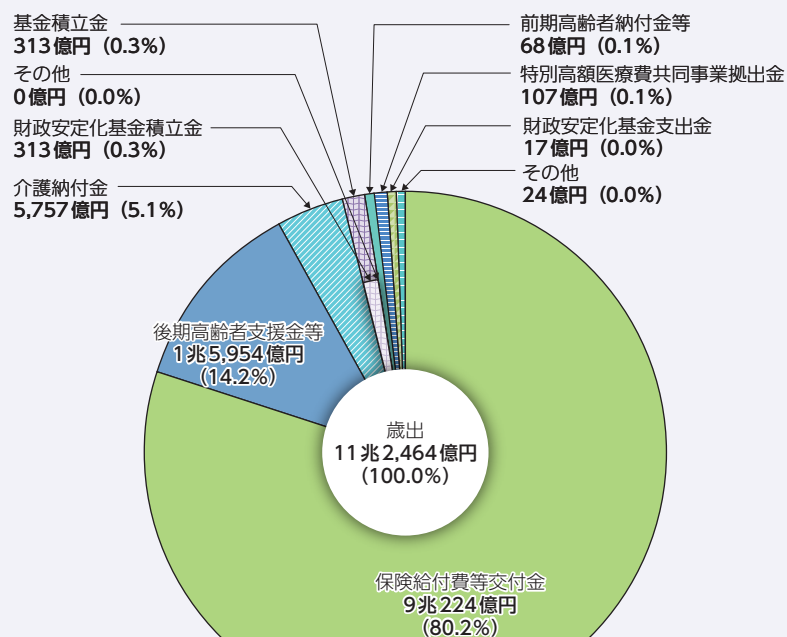


(イ) 歳出

歳出決算額は11兆2,464億円となっている。

歳出の内訳をみると、第92図のとおりであり、保険給付費等交付金は9兆224億円で、歳出総額の80.2%を占めている。その他、後期高齢者支援金等が1兆5,954億円、介護納付金が5,757億円、財政安定化基金積立金等の基金積立金が313億円、前期高齢者納付金等が68億円、特別高額医療費共同事業拠出金が107億円、財政安定化基金支出金が17億円等となっている。

第92図 国民健康保険事業の歳出決算の状況（都道府県）



(ウ) 収支

実質収支は2,155億円の黒字となっており、実質収支から財源補填的な他会計繰入金を控除し、繰出金を加えた再差引収支については、47団体全てにおいて黒字で、黒字額は2,150億円となっている。

イ 市町村 (事業勘定)

平成30年度末において国民健康保険事業会計を有する市町村は、1,744団体(20政令指定都市、54中核市、31施行時特例市、687都市、925町村、4一部事務組合等、23特別区)となっている。また、直営診療所を設置している団体は363団体(2政令指定都市、12中核市、8施行時特例市、148都市、191町村、2一部事務組合)となっている。

被保険者数は2,752万人であり、加入世帯数は1,768万世帯となっている。これらを前年度末と比べると、被保険者数は118万人減少、加入世帯数は47万世帯減少している。

なお、退職者医療制度の被保険者数及び被扶養者数は5万人で、前年度末と比べると19万人減少(77.3%減)している。

(ア) 歳入

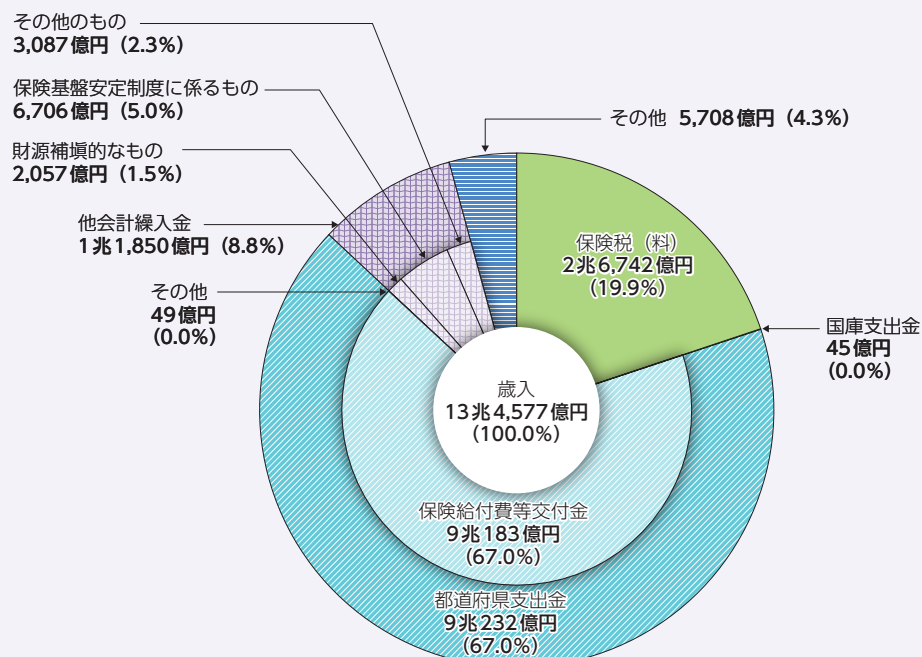
事業勘定の歳入決算額は13兆4,577億円で、前年度と比べると2兆3,286億円減少(14.8%減)している。

歳入の内訳をみると、第93図のとおりであり、国民健康保険制度の改正により、都道府県が国民健康保険財政運営の責任主体となったことに伴い、都道府県から医療給付等に必要な資金として交付される保険給付費等交付金等の都道府県支出金が歳入総額の67.0%を占め、前年度(4.7%)と比べると62.3ポイント上昇している。都道府県支出金は9兆232億円で、前年度と比べると8兆2,748億円増加(1,105.7%増)している。

その他の決算額をみると、国民健康保険税(料)は2兆6,742億円で、前年度と比べると1,079億円減少(3.9%減)、また、本改正に伴い、市町村に交付されていた財政調整交付金等が減少したため、国庫支出金は45億円となり、前年度と比べると3兆2,293億円減少(99.9%減)している。

さらに、他会計繰入金は1兆1,850億円で、前年度と比べると722億円減少(5.7%減)している。この内訳をみると、財源補填的な繰入金が2,057億円(対前年度比20.4%減)、国民健康保険の財政基盤の安定を図るための保険基盤安定制度による繰入金が6,706億円(同34.3%増)等となっている。

第93図 国民健康保険事業の歳入決算の状況(市町村(事業勘定))



(イ) 歳出

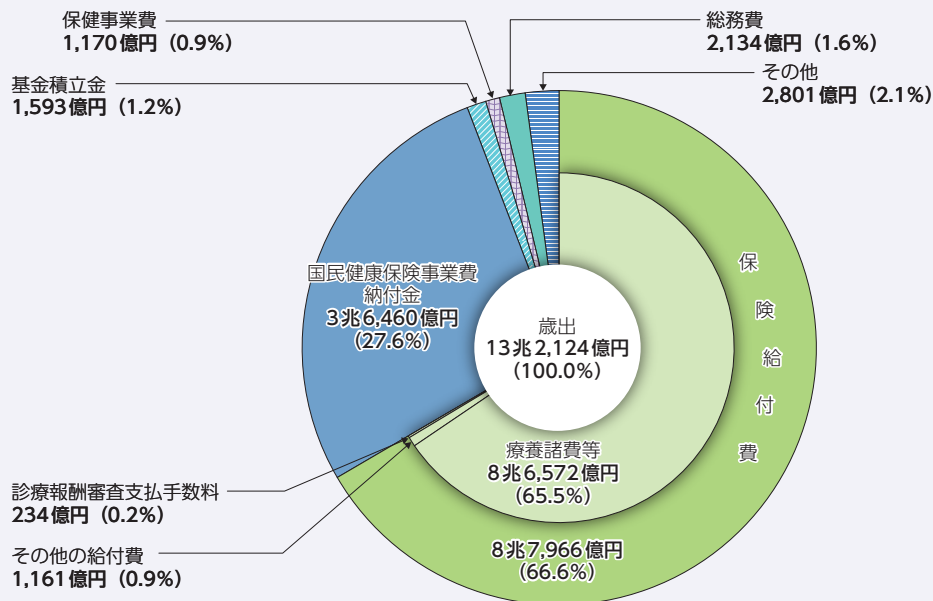
歳出決算額は13兆2,124億円で、前年度と比べると2兆878億円減少（13.6%減）している。

歳出の内訳をみると、**第94図**のとおりであり、保険給付費は8兆7,966億円で、前年度と比べると2,097億円減少（2.3%減）している。

保険給付費の主な内訳をみると、療養諸費等が8兆6,572億円で、前年度と比べると2,003億円減少（2.3%減）、その他の給付費が1,161億円で、前年度と比べると107億円減少（8.4%減）している。

また、市町村から都道府県へ納付される国民健康保険事業費納付金は、3兆6,460億円（皆増）となっている。

第94図 国民健康保険事業の歳出決算の状況（市町村（事業勘定））



(ウ) 収支

実質収支は2,446億円の黒字（前年度4,831億円の黒字）であり、昭和40年度以降黒字傾向が続いている。

実質収支から財源補填的な他会計繰入金及び都道府県支出金を控除し、繰出金を加えた再差引収支については、554億円の黒字（前年度1,315億円の黒字）となっている。

再差引収支を団体区分別にみると、政令指定都市が213億円の赤字（前年度333億円の赤字）、施行時特例市が5億円の赤字（同81億円の黒字）、中核市が90億円の黒字（同192億円の黒字）、都市が285億円の黒字（同735億円の黒字）、町村が284億円の黒字（同389億円の黒字）、一部事務組合等が6億円の黒字（同6億円の黒字）、特別区が106億円の黒字（同245億円の黒字）となっている。

再差引収支を黒字・赤字の団体別にみると、黒字の団体数は前年度と比べると8団体減の1,247団体で、その黒字額は1,193億円減の1,771億円となっている。

一方、赤字の団体数は前年度と比べると8団体増の497団体で、その赤字額は433億円減の1,217億円となっている。団体区分別に赤字の団体が占める割合をみると、政令指定都市が65.0%、中核市が46.3%、施行時特例市が51.6%、都市が33.5%、町村が22.6%、特別区が17.4%となっており、特に政令指定都市においては、厳しい財政運営が続いている。

ウ 市町村（直診勘定）

直診勘定の歳入決算額は593億円で、前年度と比べると9億円減少（1.4%減）している。

このうち、診療収入は305億円で、前年度と比べると18億円減少（5.6%減）しており、歳入総額に占める割合は51.4%（前年度53.7%）となっている。他会計繰入金は170億円で、前年度と比べると21億

円増加（14.1%増）しており、歳入総額に占める割合は28.6%（前年度24.7%）となっている。

直診勘定の歳出決算額は567億円で、前年度と比べると13億円減少（2.2%減）している。

このうち、総務費は362億円で、前年度と比べると1億円増加（0.3%増）している。また、医業費は147億円で、前年度と比べると9億円減少（5.6%減）しており、歳出総額に占める割合は26.0%（前年度26.9%）となっている。なお、医業費の診療収入に対する割合は48.4%で、前年度と比べて0.1ポイント上昇している。

実質収支は24億円の黒字（前年度20億円の黒字）となっているが、この実質収支から他会計繰入金を控除し、繰出金を加えた再差引収支は、141億円の赤字（同125億円の赤字）となっている。

(3) 後期高齢者医療事業 [資料編：第121表]

後期高齢者医療事業では、保険料の徴収や後期高齢者医療広域連合へ保険料等の納付を行う市町村（1,739団体（20政令指定都市、54中核市、31施行時特例市、687都市、923町村、1広域連合、23特別区））及び後期高齢者医療事業を実施する都道府県区域ごとの後期高齢者医療広域連合（47団体）に特別会計が設けられている。

ア 市町村

市町村の特別会計の歳入決算額は1兆7,520億円で、前年度と比べると621億円増加（3.7%増）している。このうち、被保険者が支払う後期高齢者医療保険料は1兆2,375億円で、前年度と比べると447億円増加（3.8%増）しており、歳入総額に占める割合は70.6%（前年度70.6%）となっている。

歳出決算額は1兆7,211億円で、前年度と比べると614億円増加（3.7%増）している。このうち、後期高齢者医療広域連合への納付金が、1兆6,293億円で、前年度と比べると562億円増加（3.6%増）しており、歳出総額に占める割合は94.7%（前年度94.8%）となっている。

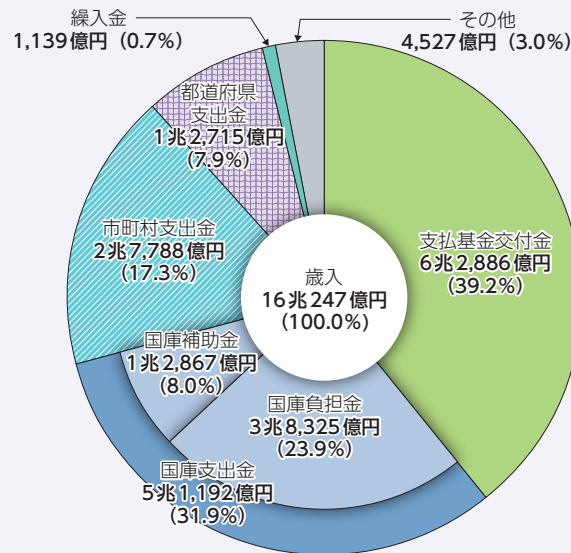
イ 後期高齢者医療広域連合

(ア) 歳入

後期高齢者医療広域連合の歳入決算額は16兆247億円で、前年度と比べると2,801億円増加（1.8%増）している。

歳入の内訳をみると、第95図のとおりであり、支払基金交付金が6兆2,886億円（歳入に占める割合39.2%）、国庫支出金が5兆1,192億円（同31.9%）、市町村支出金が2兆7,788億円（同17.3%）、都道府県支出金が1兆2,715億円（同7.9%）で、それぞれ前年度と比べると支払基金交付金が1,130億円増加（1.8%増）、国庫支出金が1,163億円増加（2.3%増）、市町村支出金が754億円増加（2.8%増）、都道府県支出金が375億円増加（3.0%増）している。

第95図 後期高齢者医療事業の歳入決算の状況

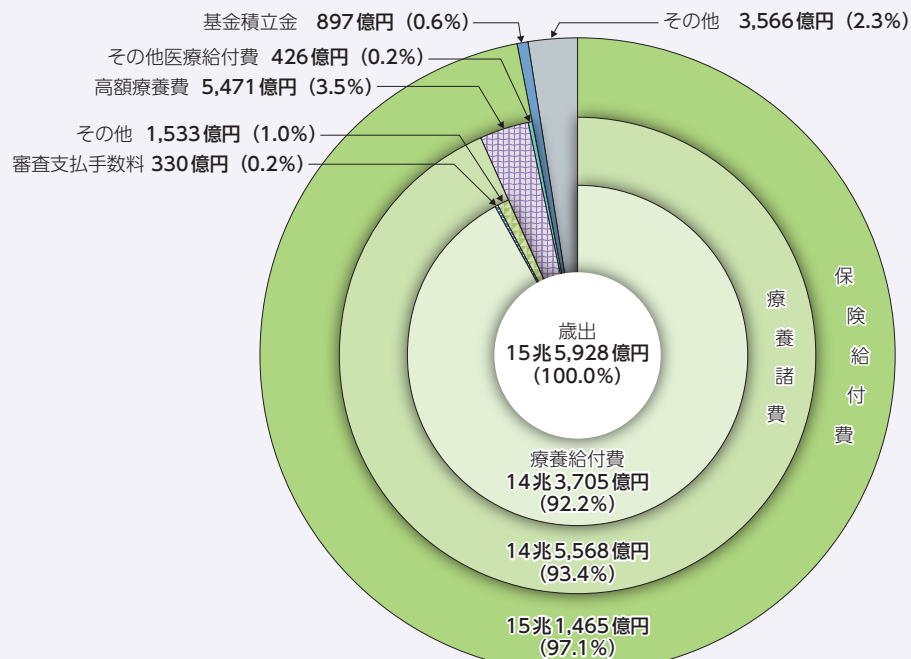


(イ) 歳出

後期高齢者医療広域連合の歳出決算額は15兆5,928億円で、前年度と比べると2,808億円増加（1.8%増）している。

歳出の内訳をみると、第96図のとおりであり、保険給付費は15兆1,465億円で、前年度と比べると3,102億円増加（2.1%増）しており、歳出総額の97.1%（前年度96.9%）を占めている。

第96図 後期高齢者医療事業の歳出決算の状況



(ウ) 収支

実質収支は47団体全て黒字となっており、その黒字額は6億円減の4,320億円（前年度4,326億円の黒字）となっている。

(4) 介護保険事業 [資料編：第122表]

介護保険制度を実施する保険者である市町村が設ける介護保険事業会計は、第1号被保険者（65歳以上の者）からの保険料や、支払基金交付金（第2号被保険者（40歳以上65歳未満の医療保険加入者）の介護納付金分に係る社会保険診療報酬支払基金からの交付金）等を財源として保険給付等を行う保険事業勘定と、介護給付の対象となる居宅サービス及び施設サービス等を実施する介護サービス事業勘定とに区分される。

なお、市町村が実施する指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、老人短期入所施設、老人デイサービスセンター、指定訪問看護ステーションの5施設により介護サービスを提供する事業は、介護サービス事業として公営企業会計の対象とされている。

平成30年度末の介護保険事業の保険者は、1,573団体（20政令指定都市、53中核市、29施行時特例市、630都市、778町村、40一部事務組合等、23特別区）で、昨年と比べると6団体減少している。また、介護サービス事業勘定を設置している団体は668団体（9政令指定都市、15中核市、8施行時特例市、267都市、350町村、6一部事務組合等、13特別区）で、前年度と比べると16団体減少している。

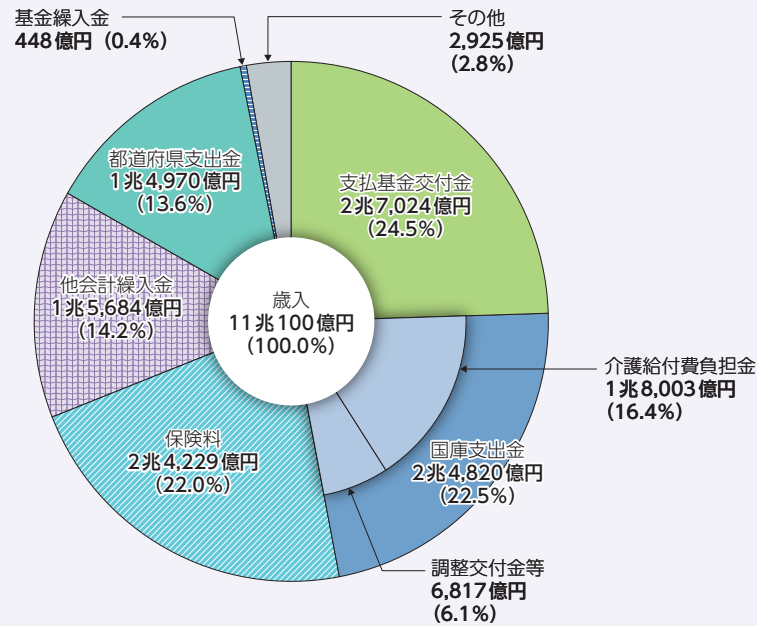
ア 保険事業勘定**(ア) 歳入**

保険事業勘定の歳入決算額は11兆100億円で、前年度と比べると2,971億円増加（2.8%増）している。

歳入の内訳をみると、**第97図**のとおりであり、第1号被保険者が支払う保険料が2兆4,229億円（歳入総額に占める割合22.0%）、介護給付費負担金（介護給付及び予防給付に要する費用の額（以下「介護・予防給付額」という。）の100分の20（施設等給付費にあっては100分の15）に相当する額）、調整交付金（介護・予防給付額の100分の5に相当する額）等の国庫支出金が2兆4,820億円（同22.5%）、支払基金交付金が2兆7,024億円（同24.5%）、都道府県の法定負担（介護・予防給付額の100分の12.5（施設等給付費にあっては100分の17.5）に相当する額）を含む都道府県支出金が1兆4,970億円（同13.6%）、市町村の法定負担分（介護・予防給付額の100分の12.5に相当する額）を含む他会計繰入金金が1兆5,684億円（同14.2%）、介護保険制度の円滑な導入のために設置された基金等の取崩し額である基金繰入金金が448億円（同0.4%）等となっている。

また、それぞれ前年度と比べると保険料が1,798億円増加（8.0%増）、国庫支出金が728億円増加（3.0%増）、支払基金交付金が212億円減少（0.8%減）、都道府県支出金が395億円増加（2.7%増）、他会計繰入金金が260億円増加（1.7%増）、基金繰入金金が79億円減少（15.1%減）している。

第97図 介護保険事業の歳入決算の状況（保険事業勘定）

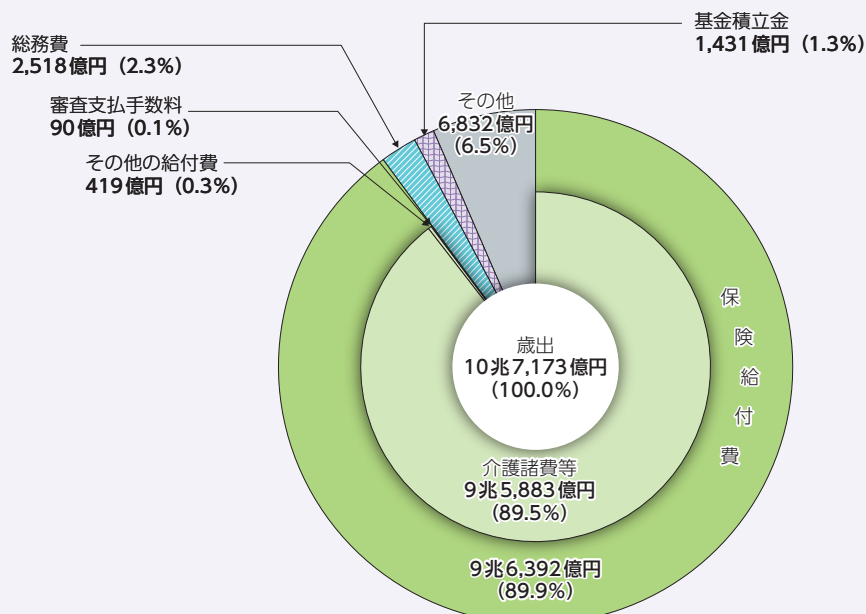


(イ) 歳出

保険事業勘定の歳出決算額は10兆7,173億円で、前年度と比べると2,931億円増加（2.8%増）している。

歳出の内訳をみると、第98図のとおりであり、保険給付費は9兆6,392億円で、前年度と比べると1,809億円増加（1.9%増）しており、歳出総額の89.9%（前年度90.7%）を占めている。

第98図 介護保険事業の歳出決算の状況（保険事業勘定）



(ウ) 収支

実質収支は2,867億円の黒字（前年度2,839億円の黒字）となっており、実質収支から財源補填的な他会計繰入金及び都道府県支出金を控除し、繰出金を加えた再差引収支についても、2,853億円の黒字（同2,821億円の黒字）となっている。

再差引収支を黒字・赤字の団体別にみると、黒字の団体数は前年度と比べると1団体減の1,569団体で、全団体に占める割合は99.7%（前年度99.4%）となっており、その黒字額は26億円増の2,874億円となっている。

一方、赤字の団体数は前年度と比べると5団体減の4団体で、全団体に占める割合は0.3%（前年度0.6%）となっており、その赤字額は6億円減の21億円となっている。

イ 介護サービス事業勘定

介護サービス事業勘定の歳入決算額は211億円で、前年度と比べると19億円減少（8.3%減）している。このうち、利用者の支払う自己負担金を含むサービス収入は76億円（前年度比12.7%減）で、歳入総額に占める割合は35.9%（前年度37.7%）となっている。

普通会計等からの繰入金は111億円で、前年度と比べると6億円減少（4.7%減）しており、歳入総額に占める割合は52.7%（前年度50.8%）となっており、このうち、普通会計からのものが95億円で前年度と比べると6億円減少（6.3%減）している。

歳出決算額は199億円で、前年度と比べると16億円減少（7.7%減）している。このうち、サービス事業費が77億円で、前年度と比べると9億円減少（10.5%減）しており、歳出総額に占める割合は38.6%（前年度39.8%）となっている。

また、公債費の元利償還金は43億円で、前年度と比べると8億円減少（15.9%減）しており、歳出総額に占める割合は21.8%（前年度23.9%）となっている。

なお、実質収支は12億円の黒字（前年度14億円の黒字）となっており、再差引収支は96億円の赤字（同98億円の赤字）となっている。

(5) その他の事業

ア 収益事業 [資料編：第123表]

収益事業を実施した地方公共団体の数は延べ280団体で、前年度と同数となっている。

これを事業別にみると、公営競技についてはモーターボート競走事業を施行した団体が103団体と最も多く、以下、自転車競走事業55団体、競馬事業50団体、小型自動車競走事業5団体の順となっている。

また、宝くじは、47都道府県及び20政令指定都市の67団体で発売されている。

これらを団体区分別にみると、都道府県においては延べ65団体、市町村においては延べ215団体が収益事業を実施している。

(ア) 経営状況

収益事業の決算額は歳入3兆5,520億円、歳出3兆4,341億円で、前年度と比べると歳入は1,972億円増加（5.9%増）、歳出は1,986億円増加（6.1%増）している。

実質上の収支（歳入歳出差引額から翌年度に繰り越すべき財源、他会計からの繰入金、過去の収益を積み立てた基金からの繰入金及び未払金を控除し、他会計への繰出金及び未収金を加えた額）は4,463億円の黒字（前年度4,230億円の黒字）となっている。

普通会計等への収益金の繰出しについて、事業別にみると、競馬事業が32億円（前年度14億円）、自転車競走事業が68億円（同56億円）、小型自動車競走事業が2億円（同2億円）、モーターボート競走事業が374億円（同175億円）、宝くじ事業が3,208億円（同3,164億円）となっている。

(イ) 収益金の使途状況

収益金の大部分は普通会計等に繰り入れられ、道路、教育施設、社会福祉施設等の整備事業などの財源として活用されている。その繰入額は3,683億円で、前年度と比べると272億円増加（8.0%増）している。

収益金繰入額の使途状況を目的別にみると、土木費が790億円で最も大きな割合（収益金繰入額に占める割合21.4%）を占め、次いで民生費の750億円（同20.4%）となっており、これらの費目で繰入総額の41.8%を占めている。このほか、教育費が526億円（同14.3%）、衛生費が137億円（同3.7%）、

商工費が137億円（同3.7%）等となっている。

イ 共済事業

（ア）農業共済事業〔資料編：第125表〕

農業共済事業を実施した市町村の数は44団体で、前年度と比べると4団体減少している。

農業共済事業会計の決算額は歳入98億円、歳出96億円で、前年度と比べると歳入は14億円減少（12.9%減）、歳出は13億円減少（12.3%減）している。

なお、実質上の収支（歳入歳出差引額から支払準備金積立額、責任準備金積立額、繰入金及び未払金を控除し、繰出金及び未収金を加えた額）は、25億円の赤字（前年度29億円の赤字）となっている。

（イ）交通災害共済事業〔資料編：第126表〕

直営方式により交通災害共済事業を実施した地方公共団体は62団体（26市町村、36一部事務組合等）で、前年度と比べると2団体減少している。

また、加入者は平成30年度末で673万人（前年度末729万人）となっている。

交通災害共済事業会計の決算額は歳入53億円、歳出40億円で、前年度と比べると歳入は2億円減少（3.8%減）、歳出は4億円減少（9.4%減）している。

なお、実質上の収支（歳入歳出差引額から未経過共済掛金、繰入金及び未払金を控除し、繰出金及び未収金を加えた額）は14億円の黒字（前年度12億円の黒字）となっている。

ウ 公立大学附属病院事業〔資料編：第124表〕

公立大学附属病院事業を実施した地方公共団体は1団体である。

公立大学附属病院事業会計の決算額は、収益的収支では総収益23億円、総費用23億円となり、前年度と比べると総収益は1億円増加し、総費用は0.4億円増加した。

また、資本的収支では資本的収入4億円、資本的支出4億円で、前年度と比べると資本的収入は0.2億円減少（3.4%減）、資本的支出は0.2億円減少（3.6%減）している。

実質収支は1億円の黒字（前年度0.5億円の黒字）となっている。

（6）第三セクター等

第三セクター等の状況については、令和元年度の「第三セクター等の状況に関する調査（平成31年3月31日時点）」によると次のとおりである。

ア 第三セクター等の定義

第三セクター等とは、次の法人をいう。

（ア）第三セクター

- a 「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」（平成18年法律第48号）等の規定に基づいて設立されている一般社団法人及び一般財団法人（公益社団法人及び公益財団法人を含む。）並びに特例民法法人（以下「社団法人・財団法人」という。）のうち、地方公共団体が出えんを行っている法人
- b 「会社法」（平成17年法律第86号）の規定に基づいて設立されている株式会社、合名会社、合資会社、合同会社及び特例有限会社（以下「会社法法人」という。）のうち、地方公共団体が出資を行っている法人

（イ）地方住宅供給公社、地方道路公社及び土地開発公社（以下「地方三公社」という。）

イ 第三セクター等の数

第三セクター等の数は第34表のとおりであり、法人数の総計は7,325法人で、前年度末（7,364法人）に比べ39法人減少している。

第34表 第三セクター等の数

(単位 法人)

区 分	都道府県	政令指定都市	市区町村	合 計	(構成比)	(参考) 平成30年度調査
第 三 セ ク タ ー	1,805	502	4,290	6,597	(90.1%)	6,619
社 団 法 人・財 団 法 人	1,261	266	1,623	3,150	(43.0%)	3,152
公益社団・財団法人	972	209	865	2,046	(27.9%)	2,057
社 団 法 人	114	3	34	151	(2.1%)	151
財 団 法 人	858	206	831	1,895	(25.9%)	1,906
一般社団・財団法人	288	57	756	1,101	(15.0%)	1,090
社 団 法 人	75	2	133	210	(2.9%)	202
財 団 法 人	213	55	623	891	(12.2%)	888
特 例 民 法 法 人	1	0	2	3	(0.0%)	5
旧 社 団 法 人	0	0	0	0	(0.0%)	1
旧 財 団 法 人	1	0	2	3	(0.0%)	4
会 社 法 法 人	544	236	2,667	3,447	(47.1%)	3,467
株 式 会 社	544	234	2,429	3,207	(43.8%)	3,221
その他会社法法人	0	2	238	240	(3.3%)	246
地 方 三 公 社	95	19	614	728	(9.9%)	745
地 方 住 宅 供 給 公 社	31	9	0	40	(0.5%)	41
地 方 道 路 公 社	30	2	0	32	(0.4%)	32
土 地 開 発 公 社	34	8	614	656	(9.0%)	672
総 計	1,900	521	4,904	7,325	(100.0%)	7,364

第三セクター等の経常損益の状況

第三セクター等のうち、(1) 地方公共団体等の出資又は出えん割合が25%以上の社団法人・財団法人及び会社法法人、(2) 出資又は出えん割合が25%未満であるものの財政的支援^(注1)を受けている社団法人・財団法人及び会社法法人並びに (3) 地方三公社のいずれかに該当する6,104法人から19法人^(注2)を除いた6,085法人（以下「経営状況等調査対象法人」という。）の経常損益の状況については第35表のとおりであり、3,632法人（59.7%）が黒字、2,453法人（40.3%）が赤字となっている。

(注1) ここで「財政的支援」とは、補助金、貸付金及び損失補償のことをいう。

(注2) 第三セクター等のうち、清算手続中、休眠中、設立後間もない等の理由により財務諸表（損益計算書、正味財産増減計算書）が作成されていない法人。

第35表 第三セクター等の経常損益の状況

(単位 法人、百万円)

区 分	令和元年度調査			平成30年度調査		
	法人数	構成比	金 額	法人数	構成比	金 額
第 三 セ ク タ ー	5,358		247,237	5,372		214,398
（黒字法人）	3,195	59.6%	294,347	3,242	60.3%	255,643
（赤字法人）	2,163	40.4%	△ 47,110	2,130	39.7%	△ 41,246
社 団 法 人・財 団 法 人	2,945		52,255	2,943		47,891
（当期正味財産増加法人）	1,559	52.9%	75,205	1,529	52.0%	68,856
（当期正味財産減少法人）	1,386	47.1%	△ 22,950	1,414	48.0%	△ 20,966
会 社 法 人	2,413		194,981	2,429		166,507
（経常黒字法人）	1,636	67.8%	219,142	1,713	70.5%	186,787
（経常赤字法人）	777	32.2%	△ 24,160	716	29.5%	△ 20,280
地 方 三 公 社	727		31,892	745		32,280
（経常黒字法人）	437	60.1%	34,656	423	56.8%	35,735
（経常赤字法人）	290	39.9%	△ 2,764	322	43.2%	△ 3,455
地 方 住 宅 供 給 公 社	40		19,581	41		22,096
（経常黒字法人）	33	82.5%	19,750	32	78.0%	22,642
（経常赤字法人）	7	17.5%	△ 170	9	22.0%	△ 546
地 方 道 路 公 社	32		3,209	32		1,905
（経常黒字法人）	27	84.4%	3,584	26	81.3%	2,276
（経常赤字法人）	5	15.6%	△ 375	6	18.8%	△ 370
土 地 開 発 公 社	655		9,102	672		8,278
（経常黒字法人）	377	57.6%	11,322	365	54.3%	10,817
（経常赤字法人）	278	42.4%	△ 2,220	307	45.7%	△ 2,539
総 計	6,085		279,129	6,117		246,678
（黒字法人）	3,632	59.7%	329,003	3,665	59.9%	291,378
（赤字法人）	2,453	40.3%	△ 49,874	2,452	40.1%	△ 44,701

Ⅱ 第三セクター等の純資産又は正味財産の状況

経営状況等調査対象法人の純資産又は正味財産の状況は、第36表のとおりである。

負債が資産を上回っている法人は239法人（3.9%）であり、当該法人の負債が資産を上回っている額の合計は1,296億円となっている。

第36表 第三セクター等の純資産又は正味財産の状況

(単位 法人、百万円)

区 分		全体法人数 (a)	資産が負債を上回っている法人			負債が資産を上回っている法人		
			法人数 (b)	構成比 (b/a)	純資産額 又は 正味財産額	法人数 (c)	構成比 (c/a)	純資産額 又は 正味財産額
第 三 セ ク タ ー	(R1調査)	5,358	5,155	96.2%	6,605,921	203	3.8%	△ 76,512
	(H30調査)	5,372	5,179	96.4%	5,993,107	193	3.6%	△ 83,000
社 団 法 人 ・ 財 団 法 人	(R1調査)	2,945	2,928	99.4%	2,634,790	17	0.6%	△ 13,189
	(H30調査)	2,943	2,930	99.6%	2,567,428	13	0.4%	△ 11,965
会 社 法 法 人	(R1調査)	2,413	2,227	92.3%	3,971,131	186	7.7%	△ 63,322
	(H30調査)	2,429	2,249	92.6%	3,425,679	180	7.4%	△ 71,035
地 方 三 公 社	(R1調査)	727	691	95.0%	2,129,554	36	5.0%	△ 53,058
	(H30調査)	745	709	95.2%	2,142,291	36	4.8%	△ 67,293
地 方 住 宅 供 給 公 社	(R1調査)	40	34	85.0%	715,179	6	15.0%	△ 18,866
	(H30調査)	41	35	85.4%	701,495	6	14.6%	△ 19,327
地 方 道 路 公 社	(R1調査)	32	30	93.8%	1,090,815	2	6.3%	△ 1,687
	(H30調査)	32	30	93.8%	1,117,961	2	6.3%	△ 1,960
土 地 開 発 公 社	(R1調査)	655	627	95.7%	323,560	28	4.3%	△ 32,504
	(H30調査)	672	644	95.8%	322,835	28	4.2%	△ 46,006
総 計	(R1調査)	6,085	5,846	96.1%	8,735,475	239	3.9%	△129,569
	(H30調査)	6,117	5,888	96.3%	8,135,399	229	3.7%	△150,293

オ 地方公共団体からの補助金交付額の状況

経営状況等調査対象法人の地方公共団体からの補助金交付額の状況は、第37表のとおりである。

地方公共団体から補助金を交付されている法人は、2,653法人（43.6%）であり、交付総額は3,492億円となっている。

第37表 地方公共団体からの補助金交付額の状況

(単位 法人、百万円)

区 分	令和元年度調査							平成30年度調査						
	全体 法人数	補助金 交付該当 法人数	経常収益 へ計上し ている法 人数	構成比	経常収益 計上法人 構成比	交付額	経常収益 へ計上し ている額	全体 法人数	補助金 交付該当 法人数	経常収益 へ計上し ている法 人数	構成比	経常収益 計上法人 構成比	交付額	経常収益 へ計上し ている額
第 三 セ ク タ ー	5,358	2,497	2,323	46.6%	43.4%	338,294	260,391	5,372	2,487	2,305	46.3%	42.9%	280,341	237,745
社 団 法 人 ・ 財 団 法 人	2,945	1,889	1,881	64.1%	63.9%	257,361	234,113	2,943	1,883	1,871	64.0%	63.6%	234,540	221,685
会 社 法 法 人	2,413	608	442	25.2%	18.3%	80,933	26,278	2,429	604	434	24.9%	17.9%	45,802	16,060
地 方 三 公 社	727	156	150	21.5%	20.6%	10,860	10,477	745	162	155	21.7%	20.8%	8,802	8,305
地 方 住 宅 供 給 公 社	40	20	19	50.0%	47.5%	3,878	3,765	41	20	20	48.8%	48.8%	3,970	3,934
地 方 道 路 公 社	32	10	10	31.3%	31.3%	2,604	2,604	32	9	9	28.1%	28.1%	612	612
土 地 開 発 公 社	655	126	121	19.2%	18.5%	4,377	4,107	672	133	126	19.8%	18.8%	4,220	3,760
総 計	6,085	2,653	2,473	43.6%	40.6%	349,153	270,868	6,117	2,649	2,460	43.3%	40.2%	289,143	246,050

カ 地方公共団体からの借入残高の状況

経営状況等調査対象法人の地方公共団体からの借入残高の状況は、第38表のとおりである。

地方公共団体からの借入残高を有する法人は683法人（11.2%）であり、借入残高は3兆2,089億円となっている。

第38表 地方公共団体からの借入残高の状況

(単位 法人、百万円)

区 分	令和元年度調査				平成30年度調査			
	全 体 法人数 (a)	地方公共団体からの借入状況			全 体 法人数 (c)	地方公共団体からの借入状況		
		法人数 (b)	構成比 (b/a)	残 高		法人数 (d)	構成比 (d/c)	残 高
第 三 セ ク タ ー	5,358	458	8.5%	2,132,596	5,372	464	8.6%	2,195,642
社団法人・財団法人	2,945	200	6.8%	1,244,703	2,943	211	7.2%	1,271,701
会 社 法 法 人	2,413	258	10.7%	887,894	2,429	253	10.4%	923,940
地 方 三 公 社	727	225	30.9%	1,076,316	745	237	31.8%	1,133,131
地方住宅供給公社	40	21	52.5%	598,944	41	21	51.2%	613,641
地方道路公社	32	17	53.1%	283,917	32	17	53.1%	315,901
土地開発公社	655	187	28.5%	193,455	672	199	29.6%	203,590
総 計	6,085	683	11.2%	3,208,912	6,117	701	11.5%	3,328,773

㊦ 損失補償・債務保証の状況

経営状況等調査対象法人の損失補償・債務保証の状況は、第39表のとおりである。

地方公共団体以外からの借入残高を有する法人は1,567法人であり、借入残高は5兆7,583億円となっている。また、地方公共団体による損失補償・債務保証が付されている債務残高を有する法人は541法人であり、当該債務残高は2兆7,289億円となっている。

第39表 損失補償・債務保証の状況

(単位 法人、百万円)

区 分	令和元年度調査						平成30年度調査					
	全 体 法人数 (a)	地方公共団体以外 からの借入金		損失補償・債務保証			全 体 法人数 (c)	地方公共団体以外 からの借入金		損失補償・債務保証		
		法人数 (a)	残 高	法人数 (b)	b/a	残 高		法人数 (c)	残 高	法人数 (d)	d/c	残 高
第 三 セ ク タ ー	5,358	1,192	3,145,766	207	17.4%	665,395	5,372	1,207	3,086,664	217	18.0%	721,915
社団法人・財団法人	2,945	350	777,893	122	34.9%	513,094	2,943	366	803,671	129	35.2%	552,987
会 社 法 法 人	2,413	842	2,367,874	85	10.1%	152,301	2,429	841	2,282,993	88	10.5%	168,927
地 方 三 公 社	727	375	2,612,515	334	89.1%	2,063,483	745	381	2,815,728	344	90.3%	2,279,569
地方住宅供給公社	40	27	614,875	12	44.4%	134,737	41	27	651,525	12	44.4%	181,137
地方道路公社	32	27	1,356,759	27	100.0%	1,358,811	32	28	1,461,380	27	96.4%	1,460,204
土地開発公社	655	321	640,881	295	91.9%	569,934	672	326	702,824	305	93.6%	638,229
総 計	6,085	1,567	5,758,281	541	34.5%	2,728,878	6,117	1,588	5,902,392	561	35.3%	3,001,484

㊦ 統廃合等、法的整理・私的整理の状況

平成30年度中の第三セクター等の統廃合等、法的整理・私的整理の状況については、第40表のとおりである。

第三セクター等の廃止は70件、統合は11件、出資引揚は27件となっており、統廃合等により113法人が減少している。また、法的整理・私的整理を申し立てた第三セクター等は5法人となっている。

第40表 統廃合等、法的整理・私的整理の状況

(単位 件、法人)

区 分	統 廃 合 等				法的整理・私的 整理申立法人数
	廃 止 件 数	統 合 件 数	法 人 減 少 数	出 資 引 揚 件 数	
第 三 セ ク タ ー	53	11	16	27	5
社団法人・財団法人	19	3	3	4	0
会 社 法 法 人	34	8	13	23	5
地 方 三 公 社	17	0	0	0	0
総 計	70	11	16	27	5

8 東日本大震災の影響

(1) 普通会計

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、死者19,689人、行方不明者2,563人（平成31年3月8日、総務省消防庁発表）、被害総額（推計）約16兆9千億円（平成23年6月24日、内閣府（防災担当）発表）にのぼる被害をもたらすとともに、全国的にも生産、消費、物流等の経済活動に大きな影響を与えた。

政府は、東日本大震災発生直後から、被災者の生活の支援や被災地の復旧・復興対策に当たってきており、平成30年度においても前年度に引き続き、被災地の地方公共団体を中心に復旧・復興事業など多額の東日本大震災関連経費が支出された。その状況は次のとおりである。

ア 東日本大震災分の歳入及び歳出の状況

(ア) 歳入 [資料編：第136表]

東日本大震災分の歳入は2兆3,690億円で、国庫支出金の減少等により、前年度と比べると15.6%減となっている。これを団体区分別にみると、都道府県においては1兆4,338億円で、国庫支出金の減少等により、前年度と比べると21.5%減となっており、市町村においては1兆1,025億円で、都道府県支出金の減少等により、前年度と比べると9.3%減となっている。

歳入の構成比は、国庫支出金が30.4%（前年度31.9%）、繰入金が23.9%（同25.1%）、一般財源が21.8%（同20.1%）、地方債が1.4%（同1.3%）等となっている。

国庫支出金は7,209億円で、放射線量低減対策特別緊急事業費補助金の減少等により、前年度と比べると19.6%減となっている。

繰入金は5,661億円で、東日本大震災復興関連基金からの繰入金の減少等により、前年度と比べると19.7%減となっている。

一般財源は5,165億円で、震災復興特別交付税の減少等により、前年度と比べると8.3%減となっている。

地方債は323億円で、公営住宅建設事業債等に係る地方債の減少等により、前年度と比べると12.7%減となっている。

(イ) 歳出 [資料編：第137表～第138表]

東日本大震災分の歳出は2兆865億円で、積立金の減少等により、前年度と比べると16.3%減となっている。これを団体区分別にみると、都道府県においては1兆2,473億円で、積立金の減少等により、前年度と比べると22.3%減となっており、市町村においては9,819億円で、普通建設事業費の減少等により、前年度と比べると10.2%減となっている。

a 目的別歳出

目的別歳出の構成比は、土木費が31.1%（前年度31.9%）、災害復旧費が14.5%（同15.9%）、民生費が7.0%（同10.8%）等となっている。

土木費は6,490億円で、普通建設事業費の減少等により、前年度と比べると18.3%減となっている。

災害復旧費は3,033億円で、各種災害復旧事業の減少等により、前年度と比べると23.5%減となっている。

民生費は1,458億円で、除染関連基金への積立金の減少等により、前年度と比べると46.0%減となっている。

b 性質別歳出

性質別歳出の構成比は、普通建設事業費が43.4%（前年度41.7%）、積立金が13.5%（同17.1%）、

災害復旧事業費が14.5%（同15.9%）、物件費が6.4%（同6.9%）等となっている。

普通建設事業費は9,050億円で、補助事業費の減少等により、前年度と比べると12.9%減となっている。

積立金は2,822億円で、除染関連基金への積立金の減少等により、前年度と比べると33.9%減となっている。

災害復旧事業費は3,032億円で、補助事業費の減少等により、前年度と比べると23.5%減となっている。

物件費は1,330億円で、除染関連事業の減少等により、前年度と比べると23.1%減となっている。

イ 特定被災地方公共団体等における決算の状況 [資料編：第139表]

（ア）特定被災県

a 歳入

特定被災県（「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」（平成23年法律第40号。以下「東日本大震災財特法」という。）第2条第2項に定める特定被災地方公共団体である県をいう。）9県の歳入総額は9兆5,677億円で、前年度と比べると4.3%減（全国では1.0%減）となっている。

このうち通常収支分は8兆1,533億円で、前年度と比べると0.4%減（全国では0.3%減）、東日本大震災分は1兆4,144億円で、前年度と比べると21.6%減（同21.5%減）となっている。

歳入総額の内訳を前年度と比べると、地方税が0.5%増（全国では0.4%増）、地方交付税が2.0%減（同1.1%減）、国庫支出金が10.4%減（同6.0%減）等となっている。

b 歳出

特定被災県の歳出総額は9兆2,148億円で、前年度と比べると3.9%減（全国では1.0%減）となっている。

このうち通常収支分は7兆9,848億円で、前年度と比べると0.2%減（全国では0.3%減）、東日本大震災分は1兆2,300億円で、前年度と比べると22.4%減（同22.3%減）となっている。なお、特定被災県の東日本大震災分の歳出は、全国の都道府県における東日本大震災分の歳出の98.6%を占めている。

歳出総額の目的別の各費目を前年度と比べると、総務費が9.4%増（全国では2.3%減）、民生費が除染関連基金への積立金の減少等により11.8%減（同3.5%減）、災害復旧費が19.7%減（同14.7%増）等となっている。

歳出総額の性質別の各費目を前年度と比べると、普通建設事業費が3.9%減（全国では9.1%増）、災害復旧事業費が19.7%減（同14.7%増）、積立金が14.7%減（同23.5%減）等となっている。

c 決算収支

特定被災県の実質収支は822億円の黒字で、前年度と比べると67億円減少（全国では53億円増加）している。

d 地方債現在高等の状況

特定被災県の地方債現在高は15兆7,750億円で、前年度と比べると0.7%減（全国では0.7%減）となっている。債務負担行為額は1兆2,823億円で、前年度と比べると11.0%減（同8.1%減）となっている。積立金現在高は1兆7,870億円で、前年度と比べると0.3%減（同3.5%減）となっている。

（イ）特定被災市町村等

a 歳入

特定被災市町村等（「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」第二条第二項及び第三項の市町村を定める政令」（平成23年政令第127号）の別表第1に定める特定被災地方公共団体である市町村並びに同令の別表第2及び別表第3に定める市町村のうち特定被災地方公共団体以外のものをいう。）227市町村の歳入総額は7兆4,892億円で、前年度と比べると2.1%減（全国では

0.1%増) となっている。

このうち通常収支分は6兆4,311億円で、前年度と比べると0.8%減(全国では0.3%増)、東日本大震災分は1兆581億円で、前年度と比べると9.8%減(同9.3%減)となっている。

歳入総額の内訳を前年度と比べると、地方税が2.7%増(全国では4.0%増)、地方交付税が2.2%減(同1.6%減)、国庫支出金が5.0%減(同2.8%減)等となっている。

b 歳出

特定被災市町村等の歳出総額は7兆1,395億円で、前年度と比べると1.7%減(全国では0.1%増)となっている。

このうち通常収支分は6兆2,014億円で、前年度と比べると0.2%減(全国では0.3%増)、東日本大震災分は9,382億円で、前年度と比べると10.7%減(同10.2%減)となっている。なお、特定被災市町村等の東日本大震災分の歳出は、全国の市町村における東日本大震災分の歳出の95.5%を占めている。

歳出総額の目的別の各費目を前年度と比べると、総務費が2.1%減(全国では3.0%増)、民生費が除染関連事業の減少等により1.4%減(同0.4%減)、災害復旧費が22.7%減(同41.8%増)等となっている。

歳出総額の性質別の各費目を前年度と比べると、普通建設事業費が補助事業費の減少等により9.5%減(全国では2.8%減)、災害復旧事業費が22.8%減(同41.8%増)、積立金が10.6%減(同0.4%減)等となっている。

c 決算収支

特定被災市町村等の実質収支は2,120億円の黒字で、前年度と比べると140億円減少(全国では604億円減少)している。

d 地方債現在高等の状況

特定被災市町村等の地方債現在高は6兆4,787億円で、前年度と比べると0.1%増(全国では0.0%減)、債務負担行為額は1兆4,604億円で、前年度と比べると0.1%減(同5.0%増)、積立金現在高は2兆3,626億円で、前年度と比べると7.7%減(同0.2%増)となっている。

(2) 公営企業会計

地方公営企業については、東日本大震災財特法第2条第2項に定める特定被災地方公共団体である9県及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第二条第二項及び第三項の市町村を定める政令の別表第1に定める特定被災地方公共団体である178市町村(当該団体が加入する一部事務組合等を含む。以下「特定被災地方団体」という。)を対象として、東日本大震災の災害復旧事業に係る一般会計からの繰出基準の特例等を講じている。

特定被災地方団体における地方公営企業の決算状況は次のとおりである。

ア 特定被災地方団体における公営企業全体の経営状況 [資料編：第140表]

特定被災地方団体における法適用企業と法非適用企業(建設中のものを除く。)を合わせた収支の状況は、黒字事業が814事業(事業数全体の90.6%)で、前年度と比べると10事業減少(1.2%減)している。黒字額は1,219億円で、前年度と比べると21億円増加(1.7%増)している。また、赤字事業は84事業(事業数全体の9.4%)で、前年度と比べると2事業増加(2.4%増)している。赤字額は234億円で、前年度と比べると81億円減少(25.9%減)している。

特定被災地方団体における地方公営企業の総収支は985億円の黒字で、前年度と比べると102億円増加(11.6%増)している。

前年度に比べ収支が改善した事業は10事業あり、宅地造成事業で187億円(対前年度比6,181.2%増)と最も大きく改善し、次いで工業用水道事業で13億円(同27.7%増)、下水道事業で12億円(同5.2%増)

改善している。一方、前年度に比べ収支が悪化した事業は4事業あり、水道事業で96億円（対前年度比16.6%減）と最も大きく悪化し、次いで病院事業で29億円（同41.3%減）悪化している。

また、前年度に比べ黒字額が減少し、赤字額が増加した事業は2事業あり、水道事業においては、黒字額が72億円減少、赤字額が24億円増加している。

イ 特定被災地方団体における公営企業の料金収入 [資料編：第141表]

料金収入は1兆615億円で、前年度と比べると29億円増加（0.3%増）している。

前年度に比べ料金収入が増加した事業は10事業あり、病院事業で28億円（対前年度比0.7%増）と最も大きく増加し、次いでガス事業で20億円（同5.5%増）、水道事業で5億円（同0.1%増）増加している。一方、前年度に比べ料金収入が減少した事業は5事業あり、宅地造成事業で34億円（対前年度比6.5%減）と最も大きく減少している。

ウ 特定被災地方団体における公営企業の他会計繰入金 [資料編：第142表]

他会計からの繰入金は3,929億円で、前年度と比べると25億円減少（0.6%減）している。

この内訳をみると、収益的収入として2,323億円（収益的収入に対する繰入金の割合14.7%）、資本的収入として1,606億円（資本的収入に対する繰入金の割合29.6%）となっており、前年度に比べ収益的収入への繰入金は8億円増加（0.3%増）し、資本的収入への繰入金は33億円減少（2.0%減）している。

前年度に比べ他会計繰入金が増加した事業は4事業あり、下水道事業で55億円（対前年度比2.7%増）と最も大きく増加している。一方、前年度に比べ他会計繰入金が減少した事業は11事業あり、宅地造成事業で47億円（対前年度比17.5%減）と最も大きく減少し、次いで港湾整備事業で11億円（同20.7%減）減少している。

エ 特定被災地方団体における法適用企業の経営状況 [資料編：第143表]

特定被災地方団体における法適用企業の純損益の状況をみると、黒字事業は276事業（対前年度比12事業増加、4.5%増）で、全事業数（建設中のものを除く。）の77.5%となっており、赤字事業は80事業（前年度同数）で、同22.5%となっている。

総収益（経常収益＋特別利益）は1兆3,153億円で、前年度と比べると208億円増加（1.6%増）、総費用（経常費用＋特別損失）は1兆2,483億円で、前年度と比べると195億円増加（1.6%増）し、この結果、純損益は670億円の黒字となっており、前年度と比べると12億円増加（1.9%増）している。また、総収支比率は105.4%と前年度と同水準となっている。

なお、総収益に占める料金収入の割合は73.2%（前年度73.7%）と前年度と比べると0.5ポイント低下している。

経常損益（純損益－特別損益）の状況をみると、経常利益を生じた事業数は275事業（対前年度比9事業増加、3.4%増）で、経常損失を生じた事業数は81事業（同3事業増加、3.8%増）となっている。経常損失を生じた事業数の全事業数（建設中のものを除く。）に占める割合は22.8%と前年度と比べると0.1ポイント上昇している。

経常収益（営業収益＋営業外収益）は1兆3,034億円で、前年度と比べると231億円増加（1.8%増）しており、経常費用（営業費用＋営業外費用）は1兆2,348億円で、前年度と比べると204億円増加（1.7%増）している。なお、経常損益は687億円の黒字で、前年度と比べると27億円増加（4.1%増）している。また、経常収支比率は105.6%と前年度と比べると0.2ポイント上昇している。

オ 特定被災地方団体における法非適用企業の経営状況 [資料編：第144表]

特定被災地方団体における法非適用企業全体の実質収支は315億円の黒字であり、前年度と比べると90億円増加（40.0%増）している。

実質収支で黒字を生じた事業は538事業で、全事業数（建設中のものを除く。）の99.3%、赤字を生じ

た事業は4事業で、同0.7%となっている。黒字事業の実質黒字額は322億円で、前年度と比べると96億円増加（42.4%増）している。また、赤字事業の実質赤字額は6億円で、前年度と比べると6億円増加（1,225.5%増）しており、営業収益（受託工事収益を除く。）に対する実質赤字額（赤字比率）は0.4%（前年度0.0%）となっている。

9 平成30年度決算に基づく健全化判断比率等の状況

平成30年度決算に基づく健全化判断比率等の状況は以下のとおりである。

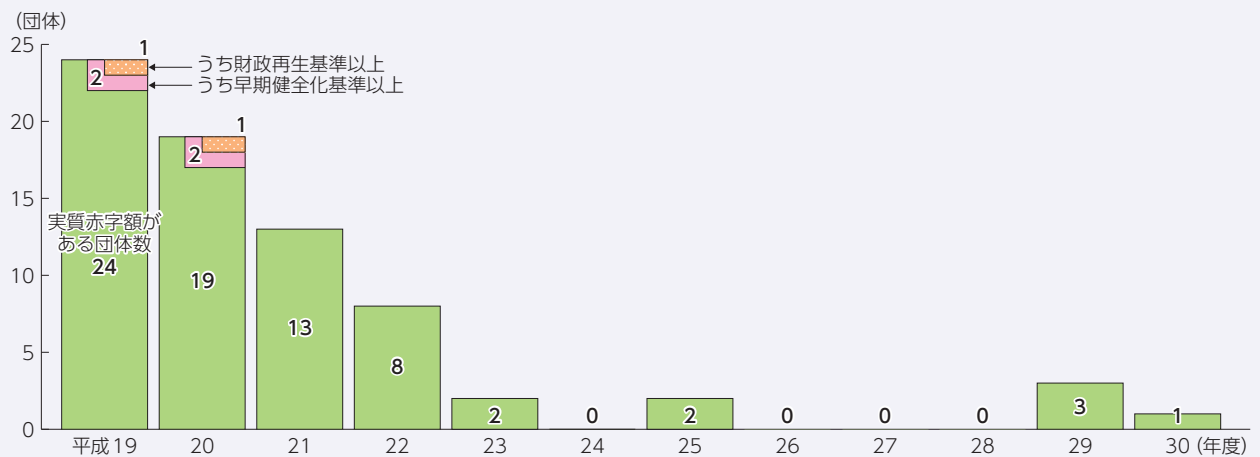
健全化判断比率及び資金不足比率が、早期健全化基準、財政再生基準又は経営健全化基準以上であった場合には、これらの健全化判断比率等を公表した年度の末日までに、財政健全化計画、財政再生計画又は経営健全化計画を定めなければならない。地方公共団体財政健全化法等の概要については、附属資料を参照されたい。

(1) 実質赤字比率〔資料編：第132表～第133表〕

実質赤字額がある団体数の推移は、第99図のとおりである。

平成30年度決算において、実質赤字額がある（実質赤字比率が0%超である）団体は市区1団体で、当該団体の実質赤字比率は早期健全化基準以上ではなかった。

第99図 実質赤字額がある団体数の推移

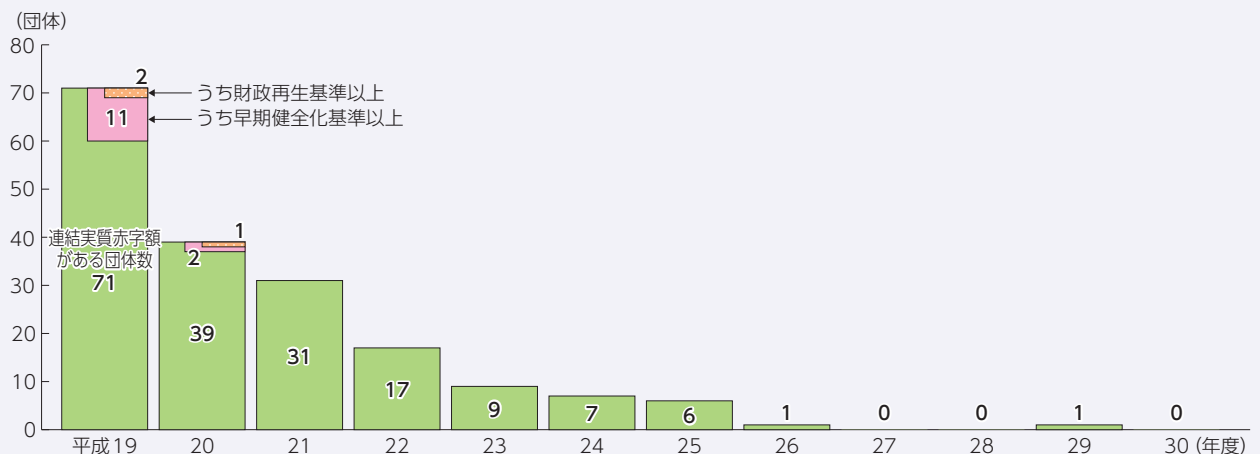


(2) 連結実質赤字比率〔資料編：第132表～第133表〕

連結実質赤字額がある団体数の推移は、第100図のとおりである。

平成30年度決算において、連結実質赤字額がある（連結実質赤字比率が0%超である）団体はない。

第100図 連結実質赤字額がある団体数の推移



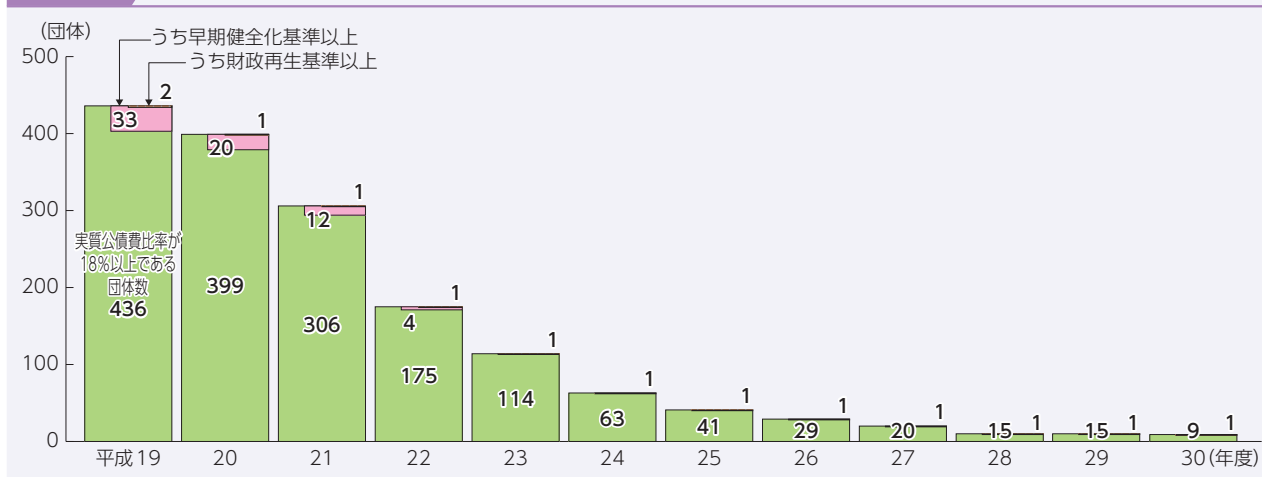
(3) 実質公債費比率 [資料編：第132表～第133表]

ア 実質公債費比率が18%以上である団体数

実質公債費比率が18%以上の場合、地方債の発行に総務大臣等の許可が必要となる。これらの団体数の推移は、**第101図**のとおりである。

平成30年度決算において、実質公債費比率が早期健全化基準以上である団体数は市区1団体で、当該団体は財政再生基準以上である。

第101図 実質公債費比率が18%以上である団体数の推移



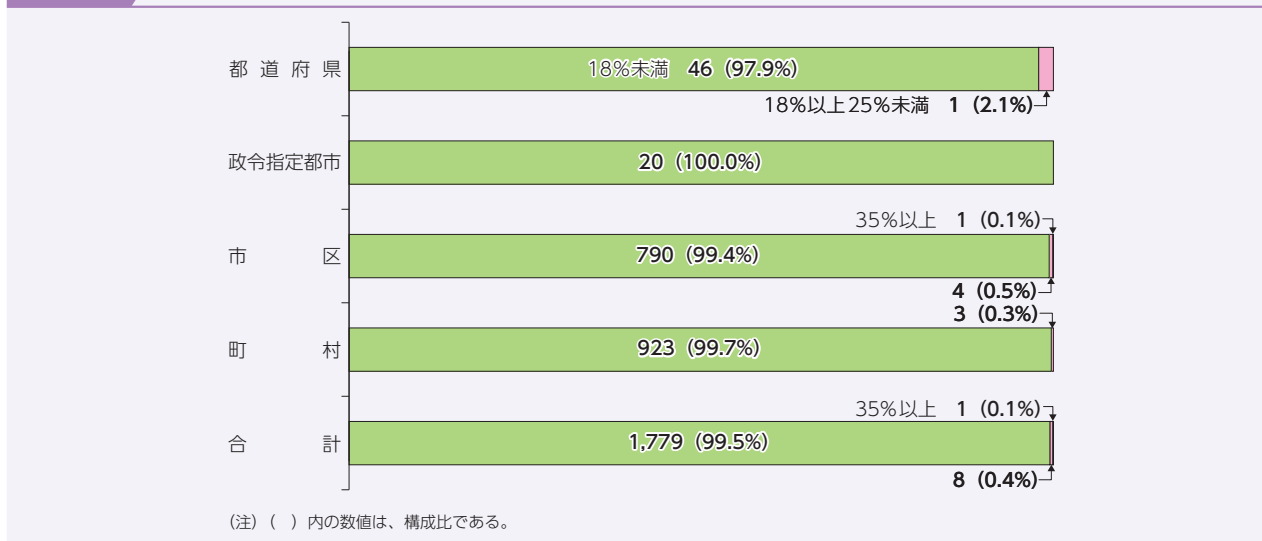
イ 実質公債費比率の段階別分布状況

実質公債費比率の段階別分布状況は、**第102図**のとおりである。

実質公債費比率が18%以上である団体数は、都道府県1団体（構成比2.1%）、市区5団体（同0.6%）、町村3団体（同0.3%）の合計9団体（同0.5%）となっている。

このうち実質公債費比率が早期健全化基準（25%）以上であり財政再生基準（35%）未満である団体はなく、財政再生基準以上である団体数は、市区1団体（構成比0.1%）となっている。

第102図 実質公債費比率の段階別分布状況



ウ 団体区分別実質公債費比率の状況

団体区分別の実質公債費比率の状況は、**第41表**のとおりであり、実質公債費比率の平均は、都道府県10.9%、政令指定都市8.0%、市区5.1%、町村7.7%となっている。

第41表 団体区分別実質公債費比率の状況

区 分	都 道 府 県	政令指定都市	市 区	町 村	市区町村合計
	%	%	%	%	%
平 成 30 年 度	10.9	8.0	5.1	7.7	6.1

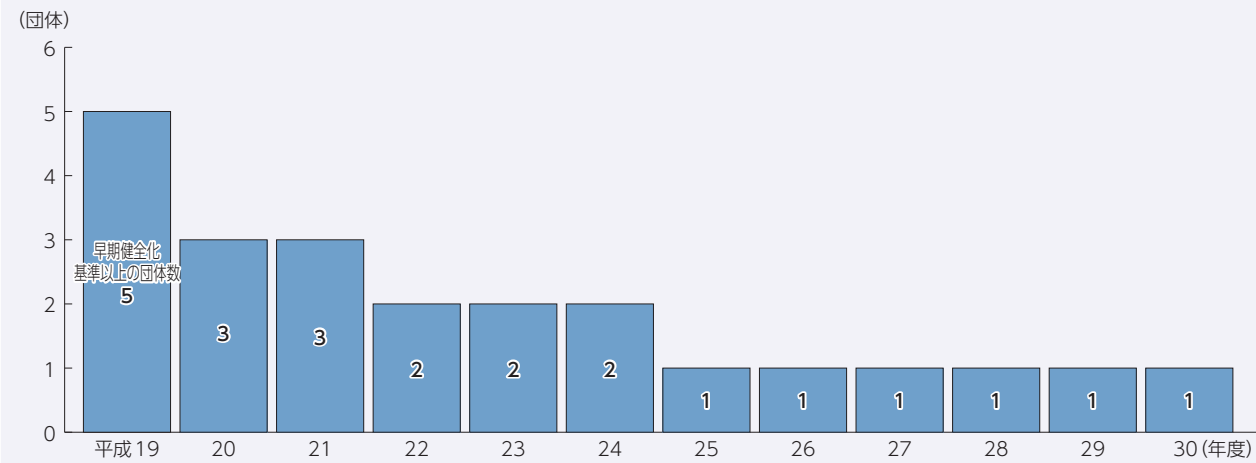
(注) 1 比率は、加重平均である。
2 「市区町村合計」には、政令指定都市を含んでいる。

(4) 将来負担比率 [資料編：第132表～第134表]

ア 早期健全化基準以上である団体数

将来負担比率が早期健全化基準以上である団体数の推移は、第103図のとおりである。
平成30年度決算において、将来負担比率が早期健全化基準以上である団体数は、市区1団体となっている。

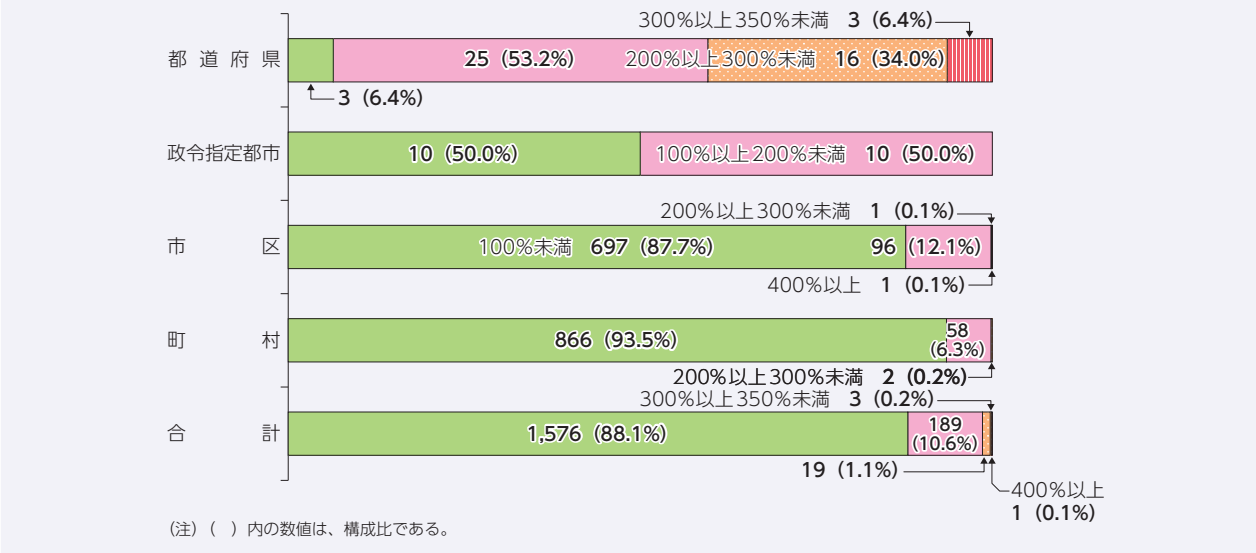
第103図 将来負担比率が早期健全化基準以上である団体数の推移



イ 将来負担比率の段階別分布状況

将来負担比率の段階別分布状況は、第104図のとおりである。
将来負担比率の段階別分布状況では、都道府県においては100%以上200%未満の区分、市区及び町村においては100%未満の区分における団体数が最も多くなっており、政令指定都市においては100%未満の区分及び100%以上200%未満の区分が同数となっている。

第104図 将来負担比率の段階別分布状況



(注) () 内の数値は、構成比である。

ウ 団体区分別将来負担比率の状況

団体区分別の将来負担比率の状況は、第42表のとおりであり、将来負担比率の平均は、都道府県173.6%、政令指定都市97.6%、市区9.8%となっている。なお、町村においては、充当可能財源等が将来負担額を上回っている。

第42表 団体区分別将来負担比率の状況

区 分	都 道 府 県	政令指定都市	市 区	町 村	市区町村合計
	%	%	%	%	%
平 成 3 0 年 度	173.6	97.6	9.8	—	28.9

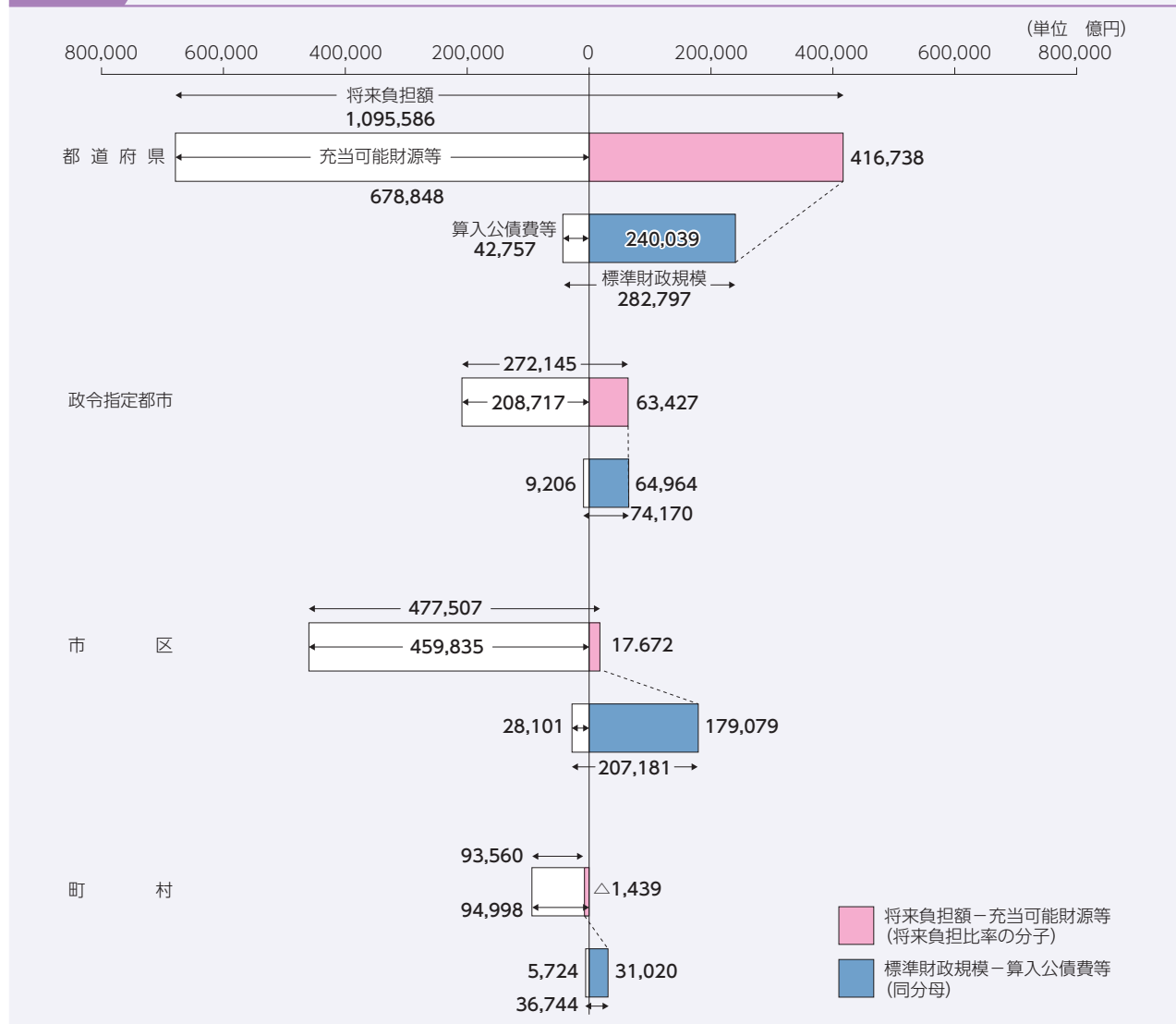
(注) 1 比率は、加重平均である。
 2 「市区町村合計」には、政令指定都市を含んでいる。
 3 町村においては、充当可能財源等が将来負担額を上回ったことから、「—」で表記している。

エ 団体区分別将来負担額等の状況

団体区分別の将来負担額等の規模は、第105図のとおりである。

一般会計等に係る地方債の現在高や債務負担行為に基づく支出予定額等を合計した将来負担額から基金等の充当可能財源等を控除した実質的な将来負担額（将来負担比率の分子となる額）の団体区分別合計額は、都道府県41兆6,738億円、政令指定都市6兆3,427億円、市区1兆7,672億円となっている。町村においては、基金等の充当可能財源等が将来負担額を1,439億円上回っている。

第105図 団体区分別の将来負担額等の規模



(単位 億円)

		都道府県	政令指定都市	市	区	町	村	合	計
将来負担額	①一般会計等に係る地方債の現在高	961,553	209,783	315,051		61,018		1,547,405	
	②債務負担行為に基づく支出予定額	5,837	4,130	7,653		861		18,482	
	③公営企業債等繰入見込額	26,836	36,134	100,843		20,841		184,654	
	④組合等負担等見込額	934	420	8,820		2,920		13,094	
	⑤退職手当負担見込額	96,027	20,211	43,854		7,755		167,847	
	⑥設立法人の負債額等負担見込額	4,399	1,466	1,280		152		7,296	
	⑦連結実質赤字額	－	－	－		0		0	
	⑧組合等連結実質赤字額負担見込額	－	－	7		13		20	
充当可能財源等 (分母)	⑨充当可能基金	140,543	37,448	103,756		32,030		313,777	
	⑩充当可能特定歳入	32,917	46,973	50,900		3,574		134,365	
	⑪①～④に係る基準財政需要額算入見込額	505,387	124,296	305,179		59,394		994,257	
	⑫標準財政規模	282,797	74,170	207,181		36,744		600,892	
	⑬算入公債費等の額	42,757	9,206	28,101		5,724		85,789	

(注) 1 計数の表示単位未満を四捨五入しているため、内訳が合計と一致しない場合がある。

2 将来負担比率の算式は、〔①～⑧の合計値（将来負担額）－⑨～⑪の合計値（充当可能財源等）〕／（⑫－⑬）である。

第44表 健全化判断比率が早期健全化基準以上である団体数の状況

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	合 計	合計（純計）
都 道 府 県 (47団体)	0 (29 0)	0 (29 0)	0 (29 0)	0 (29 0)	0 (29 0)	0 (29 0)
政令指定都市 (20団体)	0 (29 0)	0 (29 0)	0 (29 0)	0 (29 0)	0 (29 0)	0 (29 0)
市 区 (795団体)	0 (29 0)	0 (29 0)	1(1) (29 1(1))	1 (29 1)	2(1) (29 2(1))	1(1) (29 1(1))
町 村 (926団体)	0 (29 0)	0 (29 0)	0 (29 0)	0 (29 0)	0 (29 0)	0 (29 0)
合 計 (1,788団体)	0 (29 0)	0 (29 0)	1(1) (29 1(1))	1 (29 1)	2(1) (29 2(1))	1(1) (29 1(1))

(注) 1 () 内の数値は、財政再生基準以上である団体数であり、内数である。

2 将来負担比率には、財政再生基準はない。

また、団体区分別の項目別将来負担額等の状況は第43表のとおりであり、都道府県は一般会計等に係る地方債現在高が96兆1,553億円と最も多く、退職手当負担見込額9兆6,027億円、公営企業債等繰入見込額2兆6,836億円の順になっており、政令指定都市は一般会計等に係る地方債現在高が20兆9,783億円と最も多く、公営企業債等繰入見込額3兆6,134億円、退職手当負担見込額2兆211億円の順になっており、市区も一般会計等に係る地方債現在高が31兆5,051億円と最も多く、公営企業債等繰入見込額10兆843億円、退職手当負担見込額4兆3,854億円の順になっており、町村も一般会計等に係る地方債現在高が6兆1,018億円と最も多く、公営企業債等繰入見込額2兆841億円、退職手当負担見込額7,755億円の順になっている。

平成30年度決算に基づく健全化判断比率が早期健全化基準以上である団体数の状況は、**第44表**のとおり

りである。団体区分別の合計（純計）は、前年度と同数の市区1団体となっており、新たに早期健全化基準以上となった団体はなかった。このため、平成30年度に財政健全化計画を策定した団体はなく、財政再生計画について実施状況報告を行った団体は、市区1団体である。

(5) 資金不足比率

ア 資金不足額がある公営企業会計数〔資料編：第135表〕

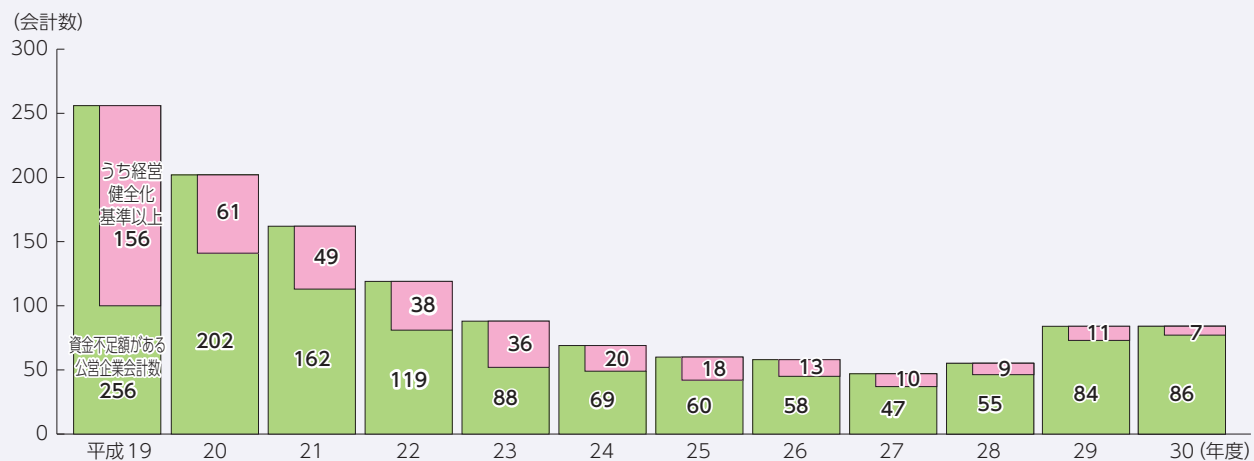
資金不足額がある公営企業会計数の推移は第106図、平成30年度決算に基づく資金不足比率の状況を団体区分別にみたものが第107図である。

資金不足額がある公営企業会計数をみると、都道府県3会計、政令指定都市2会計、市区54会計、町村17会計、一部事務組合等10会計であり、合計86会計となっている。

このうち資金不足比率が経営健全化基準以上である会計数は7会計（資金不足額がある会計数の8.1%）となっている。都道府県及び政令指定都市は該当がなく、市区4会計（同7.4%）、町村2会計（同11.8%）、一部事務組合等1会計（同10.0%）となっている。

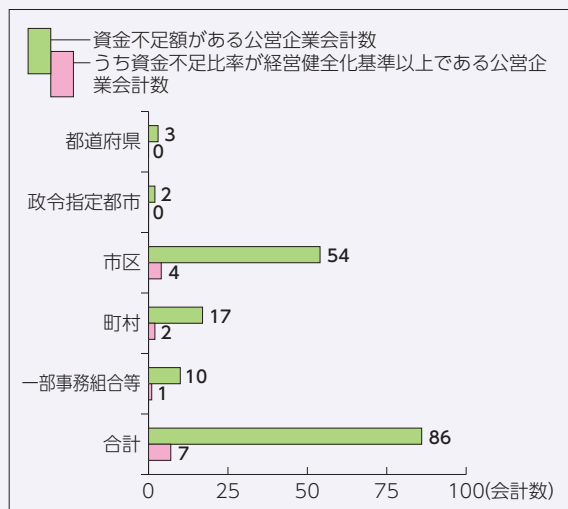
平成30年度決算に基づく資金不足比率が経営健全化基準以上である会計数の状況は、第45表のとおりである。前年度（都道府県及び政令指定都市は該当がなく、市区町村9会計、一部事務組合等2会計の合計

第106図 資金不足額がある公営企業会計数の推移

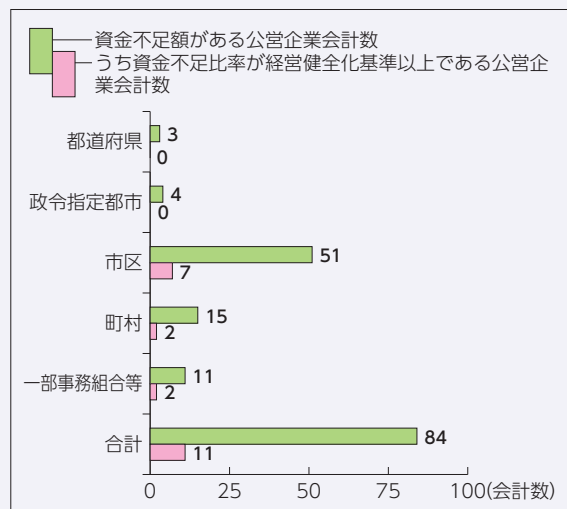


第107図 資金不足額の状況（団体区分別会計数）

平成30年度



平成29年度



第45表 資金不足比率が経営健全化基準以上である公営企業会計数（事業種類・団体区分別）

事業種類	都道府県	政令指定都市	市区町村	一部事務組合等	計	計(H29年度)
水道事業	0/ 24	0/ 19	1/ 1,197	0/ 94	1/ 1,334	0/ 1,348
簡易水道事業	0/ 0	0/ 2	0/ 565	0/ 3	0/ 570	1/ 598
工業用水道事業	0/ 39	0/ 9	0/ 97	0/ 10	0/ 155	0/ 155
交通事業	0/ 3	0/ 18	0/ 56	0/ 3	0/ 80	0/ 82
電気事業	0/ 25	0/ 2	0/ 69	0/ 3	0/ 99	0/ 98
ガス事業	0/ 0	0/ 1	0/ 24	0/ 0	0/ 25	0/ 26
港湾整備事業	0/ 35	0/ 4	0/ 43	0/ 6	0/ 88	0/ 86
病院事業	0/ 37	0/ 14	1/ 446	0/ 80	1/ 577	2/ 578
市場事業	0/ 9	0/ 19	0/ 119	0/ 9	0/ 156	0/ 160
と畜場事業	0/ 1	0/ 5	0/ 31	0/ 8	0/ 45	0/ 44
宅地造成事業	0/ 48	0/ 19	1/ 349	1/ 6	2/ 422	3/ 435
下水道事業	0/ 45	0/ 28	1/ 2,412	0/ 21	1/ 2,506	2/ 2,539
観光施設事業	0/ 6	0/ 4	2/ 233	0/ 0	2/ 243	2/ 246
その他事業	0/ 16	0/ 2	0/ 76	0/ 32	0/ 126	1/ 130
計	0/ 288	0/ 146	6/ 5,717	1/ 275	7/ 6,426	11/ 6,525

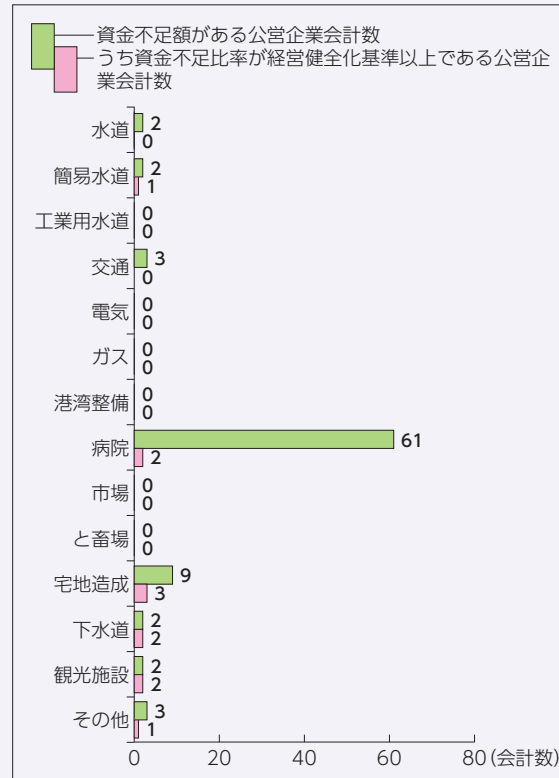
(注) 分母は事業種類別の公営企業会計数である。

第108図 資金不足額の状況（事業別会計数）

平成30年度



平成29年度



11会計）より4会計減少（市区町村で3会計減少、一部事務組合等で1会計減少）している。その内訳は、平成30年度決算で新たに経営健全化基準以上となった会計が3会計あり、平成30年度決算で経営健全化基準未満となった会計が7会計ある。

次に、資金不足比率の状況を事業別にみたものが第108図である。

資金不足額がある公営企業会計数は、病院事業が62会計（当該事業の全体会計数の10.7%）と最も多

く、以下、宅地造成事業9会計（同2.1%）、下水道事業6会計（同0.2%）、交通事業3会計（同3.8%）、観光施設事業3会計（同1.2%）、水道事業1会計（同0.1%）、電気事業1会計（同1.0%）、その他事業1会計（同0.8%）、となっている。

このうち資金不足比率が経営健全化基準以上である会計数は、水道事業1会計（当該事業における資金不足額のある会計数の100.0%）、病院事業1会計（同1.6%）、宅地造成事業2会計（同22.2%）、下水道事業1会計（同16.7%）、観光施設事業2会計（同66.7%）となっている。

なお、平成29年度決算に基づく資金不足比率が経営健全化基準以上となった11会計のうち、経営健全化計画の策定を要する8会計（資金不足比率が経営健全化基準以上の期間が平成29年度限りであった3会計については、経営健全化計画の策定を要しない。）については、平成30年度末までに経営健全化計画を策定済みである。経営健全化計画に基づいて、収益の増加や経費の節減などの取組を行った結果、4会計が地方公共団体財政健全化法に基づいて完了報告を行った。

イ 公営企業会計の資金不足額

公営企業会計の資金不足額の状況を団体区分別にみたものが第109図であり、都道府県75億円、政令指定都市23億円、市区213億円、町村18億円、一部事務組合等35億円であり、合計364億円となっている。

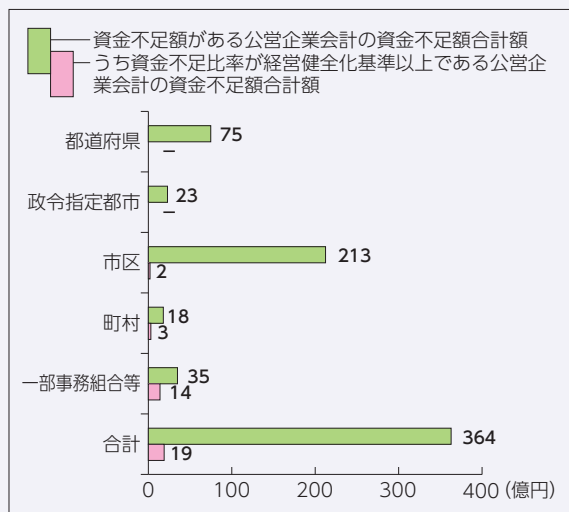
このうち資金不足比率が経営健全化基準以上である会計の資金不足額は、都道府県及び政令指定都市は該当する会計がなく、市区2億円（資金不足額がある会計の1.0%）、町村3億円（同14.6%）、一部事務組合等14億円（同40.3%）で、合計19億円（同5.2%）となっている。

また、資金不足額の状況を事業別にみたものが第110図であり、病院事業が299億円と最も多く、以下、宅地造成事業（33億円）、交通事業（23億円）、下水道事業（7億円）、観光施設事業（2億円）、水道事業（1億円）の順となっている。

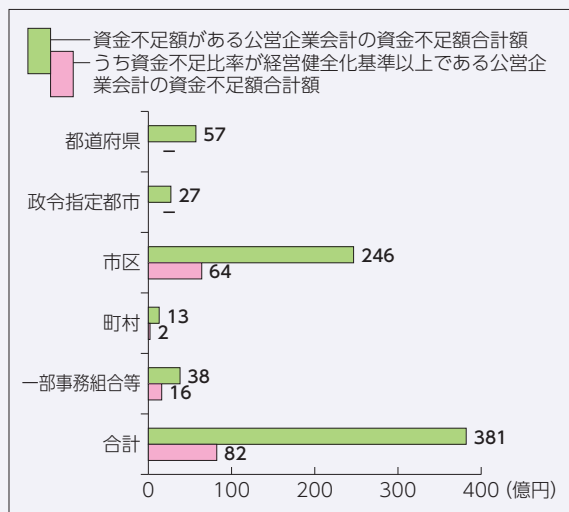
このうち資金不足比率が経営健全化基準以上である会計の資金不足額は、宅地造成事業が15億円（資金不足額がある会計の43.9%）と最も多く、以下、観光施設事業2億円（同97.5%）、水道事業1億円（同100.0%）、病院事業1億円（同0.5%）の順となっている。

第109図 資金不足額の状況（団体区分別合計額）

平成30年度

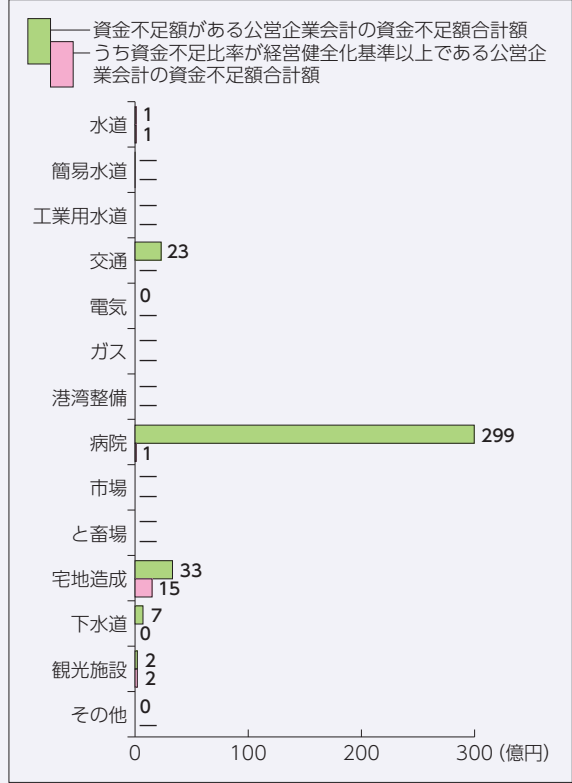


平成29年度

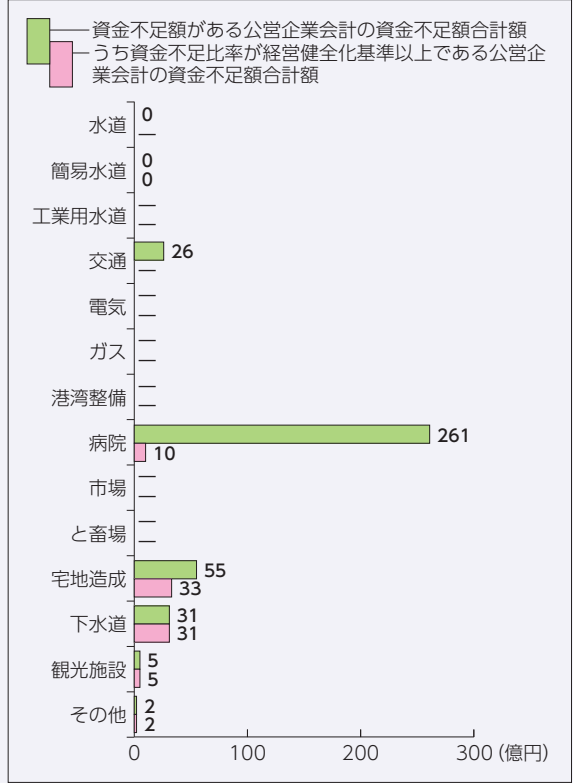


第110図 資金不足額の状況（事業別合計額）

平成30年度



平成29年度



9 平成30年度決算に基づく健全化判断比率等の状況

10 市町村の規模別財政状況

市町村（特別区及び一部事務組合等を除く。以下この節において同じ。）を団体規模別（政令指定都市、中核市、施行時特例市、中都市（人口10万人以上の市）、小都市（人口10万人未満の市）、人口1万人以上の町村及び人口1万人未満の町村）にグループ化を行い、財政状況を分析すると、以下のとおりである。

(1) 団体規模別団体数等の構成

団体数や人口、決算規模について、団体規模別に比較分析してみると、次のとおりである。

ア 団体数及び人口の状況 [資料編：第1表～第2表]

団体規模別の団体数の推移については、第46表のとおりである。

また、団体規模別の団体数構成比については、第111図のとおりである。平成30年度末の割合は、政令指定都市が1.2%（前年度末1.2%）、中核市が3.1%（同2.8%）、施行時特例市が1.8%（同2.1%）、中都市が9.0%（同9.1%）、小都市が31.0%（同30.9%）、人口1万人以上の町村が24.3%（同24.5%）、人口1万人未満の町村が29.6%（同29.5%）となっている。

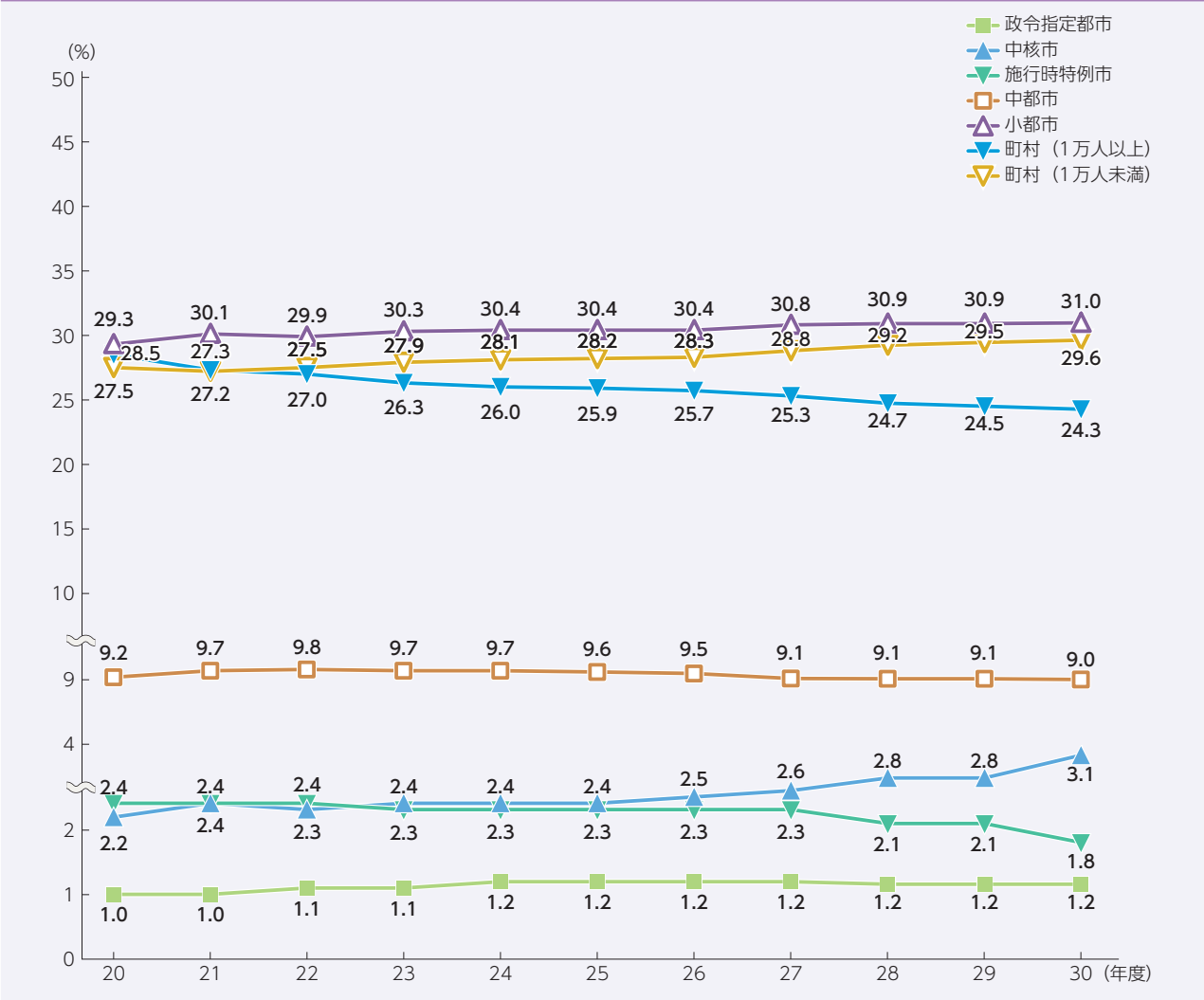
次に、団体規模別の人口の推移をみると、第47表のとおりである。

また、団体規模別の人口構成比の推移をみると、第112図のとおりである。平成31年1月1日現在では、政令指定都市が23.3%（前年度末23.2%）、中核市が17.6%（同16.0%）、施行時特例市が6.6%（同7.9%）、中都市が20.0%（同20.2%）、小都市が23.3%（同23.3%）、人口1万人以上の町村が7.1%（同7.2%）、人口1万人未満の町村が2.1%（同2.1%）となっている。

第46表 団体規模別団体数の推移

区 分	団 体 数											増 減 率 (%)											
	平成 20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	
市 町 村 合 計	1,777	1,727	1,727	1,719	1,719	1,719	1,718	1,718	1,718	1,718	1,718	△ 0.9	△ 2.8	－	△ 0.5	－	－	△ 0.1	－	－	－	－	－
政令指定都市	17	18	19	19	20	20	20	20	20	20	20	－	5.9	5.6	－	5.3	－	－	－	－	－	－	－
中 核 市	39	41	40	41	41	42	43	45	48	48	54	11.4	5.1	△ 2.4	2.5	－	2.4	2.4	4.7	6.7	－	12.5	
施行時特例市	43	41	41	40	40	40	40	39	36	36	31	△ 2.3	△ 4.7	－	△ 2.4	－	－	－	△ 2.5	△ 7.7	－	△ 13.9	
都 市	684	686	686	687	688	688	687	686	687	687	687	△ 0.4	0.3	－	0.1	0.1	－	△ 0.1	△ 0.1	0.1	－	－	
中 都 市	164	167	169	167	166	165	164	156	156	156	155	△ 1.2	1.8	1.2	△ 1.2	△ 0.6	△ 0.6	△ 0.6	△ 4.9	－	－	△ 0.6	
小 都 市	520	519	517	520	522	523	523	530	531	531	532	△ 0.2	△ 0.2	△ 0.4	0.6	0.4	0.2	－	1.3	0.2	－	0.2	
町 村	994	941	941	932	930	929	928	928	927	927	926	△ 1.6	△ 5.3	－	△ 1.0	△ 0.2	△ 0.1	△ 0.1	－	△ 0.1	－	△ 0.1	
町(人口1万人以上)	506	471	466	452	447	445	441	434	425	421	417	△ 1.9	△ 6.9	△ 1.1	△ 3.0	△ 1.1	△ 0.4	△ 0.9	△ 1.6	△ 2.1	△ 0.9	△ 1.0	
町(人口1万人未満)	488	470	475	480	483	484	487	494	502	506	509	△ 1.2	△ 3.7	1.1	1.1	0.6	0.2	0.6	1.4	1.6	0.8	0.6	

第111図 団体規模別団体数構成比の推移

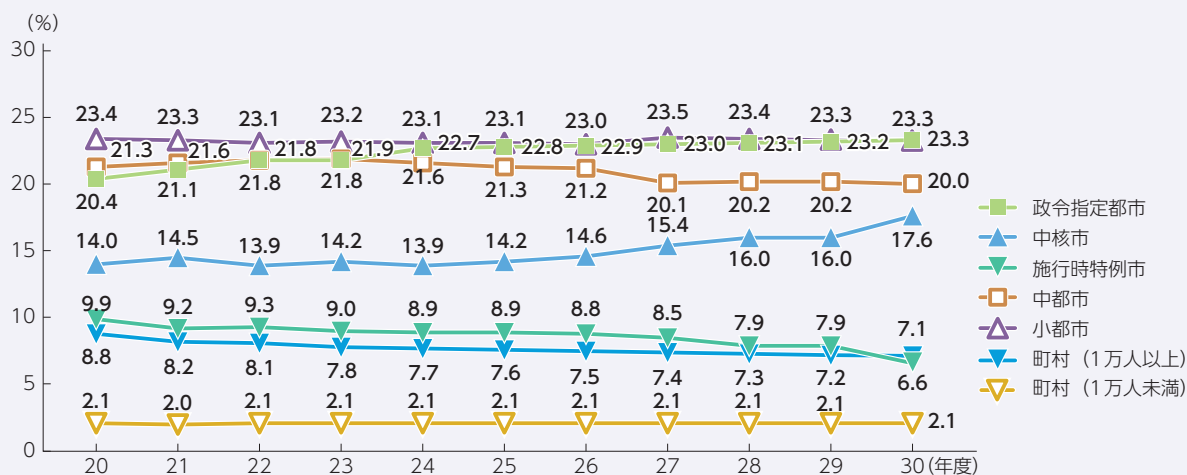


第47表 団体規模別人口の推移

区 分	人 口											増 減 率 (%)										
	平成 20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
市 町 村 合 計	118,599,264	118,538,801	118,365,125	118,067,988	119,406,988	119,422,006	119,123,885	118,860,499	118,604,124	118,310,662	117,956,945	△ 0.0	△ 0.1	△ 0.1	△ 0.3	1.1	0.0	△ 0.2	△ 0.2	△ 0.2	△ 0.2	△ 0.3
政令指定都市	24,244,526	25,020,151	25,770,400	25,824,768	27,136,438	27,220,948	27,267,952	27,333,950	27,394,218	27,445,782	27,488,569	0.4	3.2	3.0	0.2	5.1	0.3	0.2	0.2	0.2	0.2	
中 核 市	16,619,689	17,163,778	16,465,194	16,808,415	16,656,132	17,004,050	17,388,754	18,269,766	18,965,602	18,926,101	20,719,802	9.7	3.3	△ 4.1	2.1	△ 0.9	2.1	2.3	5.1	3.8	△ 0.2	9.5
施行時特例市	11,799,129	10,962,189	10,967,725	10,655,923	10,625,548	10,636,378	10,455,852	10,112,950	9,383,742	9,380,673	7,804,239	△ 2.7	△ 7.1	0.1	△ 2.8	△ 0.3	0.1	△ 1.7	△ 3.3	△ 7.2	△ 0.0	△ 16.8
都 市	52,963,176	53,289,335	53,137,795	53,066,969	53,378,473	53,050,995	52,616,780	51,846,884	51,711,882	51,508,894	51,049,217	△ 2.0	0.6	△ 0.3	△ 0.1	0.6	△ 0.6	△ 0.8	△ 1.5	△ 0.3	△ 0.4	△ 0.9
中 都 市	25,254,106	25,638,021	25,831,189	25,701,645	25,799,092	25,485,736	25,228,832	23,939,414	23,925,516	23,901,988	23,588,426	△ 3.6	1.5	0.8	△ 0.5	0.4	△ 1.2	△ 1.0	△ 5.1	△ 0.1	△ 0.1	△ 1.3
小 都 市	27,709,070	27,651,314	27,306,606	27,365,324	27,579,381	27,565,259	27,387,948	27,907,470	27,786,366	27,606,906	27,460,791	△ 0.5	△ 0.2	△ 1.2	0.2	0.8	△ 0.1	△ 0.6	1.9	△ 0.4	△ 0.6	△ 0.5
町 村	12,972,744	12,103,348	12,024,011	11,711,913	11,610,397	11,509,635	11,394,547	11,296,949	11,148,680	11,049,212	10,895,118	△ 1.9	△ 6.7	△ 0.7	△ 2.6	△ 0.9	0.9	△ 1.0	△ 0.9	△ 1.3	△ 0.9	△ 1.4
町 (人口1万人以上)	10,440,336	9,680,723	9,584,585	9,254,939	9,145,930	9,054,980	8,948,372	8,820,301	8,631,279	8,532,114	8,389,778	△ 1.7	△ 7.3	△ 1.0	△ 3.4	△ 1.2	△ 1.0	△ 1.2	△ 1.4	△ 2.1	△ 1.1	△ 1.7
町 (人口1万人未満)	2,532,408	2,422,625	2,439,426	2,456,974	2,464,467	2,454,655	2,446,175	2,476,648	2,517,401	2,517,098	2,505,340	△ 2.6	△ 4.3	0.7	0.7	0.3	△ 0.4	△ 0.3	1.2	1.6	△ 0.0	△ 0.5

(注) 住民基本台帳人口については、住民基本台帳関係年報の調査基準日変更に伴い、平成25年度以降、調査年度の1月1日現在の住民基本台帳に登録されている人口を記載している。(平成24年度以前は3月31日現在) 第112、114、116～118、123図、第48表においても当該人口を基に算出している。

第112図 団体規模別人口構成比の推移



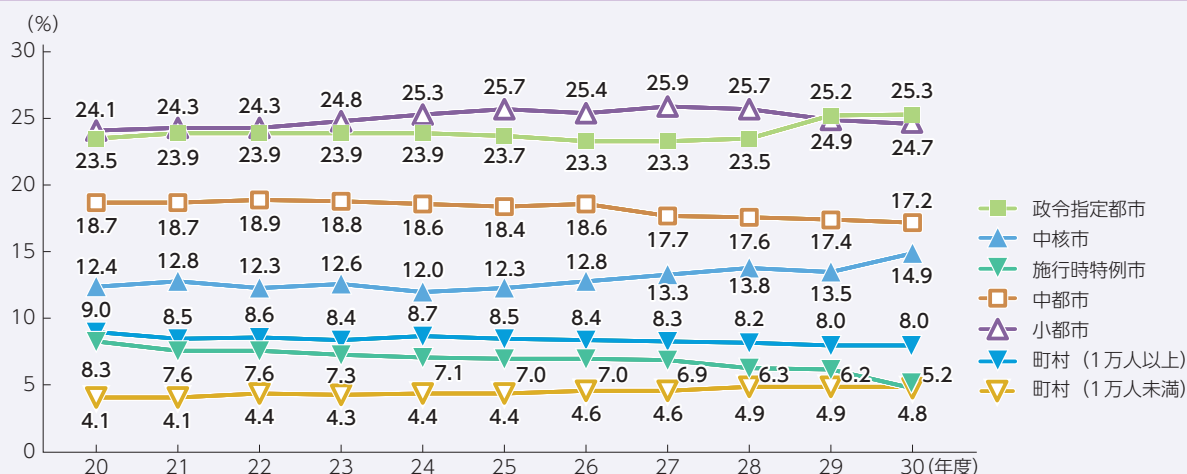
イ 決算規模 [資料編：第11表、第35表、第74表]

団体規模別の決算規模の割合をみると、歳入総額については、政令指定都市が25.3%（前年度25.2%）、中核市が14.9%（同13.5%）、施行時特例市が5.2%（同6.2%）、中都市が17.2%（同17.4%）、小都市が24.7%（同24.9%）、人口1万人以上の町村が8.0%（同8.0%）、人口1万人未満の町村が4.8%（同4.9%）となっている。

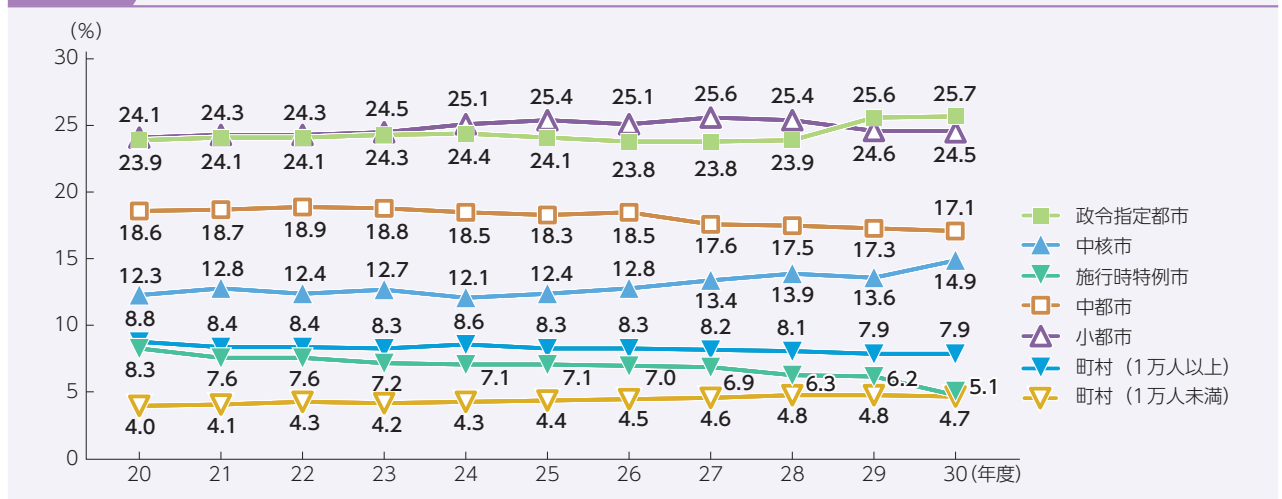
また、歳出総額については、政令指定都市が25.7%（前年度25.6%）、中核市が14.9%（同13.6%）、施行時特例市が5.1%（同6.2%）、中都市が17.1%（同17.3%）、小都市が24.5%（同24.6%）、人口1万人以上の町村が7.9%（同7.9%）、人口1万人未満の町村が4.7%（同4.8%）となっている。

団体規模別の決算規模の割合について、平成20年度からの推移は、第113図のとおりである。

第113図 団体規模別決算規模構成比の推移（その1 歳入）



第113図 団体規模別決算規模構成比の推移（その2 歳出）



(2) 人口1人当たりの財政状況等

団体規模別の財政状況について、人口1人当たり平均の決算額等を中心に分析してみると、次のとおりである。

ア 決算規模等〔資料編：第3表、第5表〕

1市町村当たり平均の歳入歳出決算額、人口1人当たり平均の歳入歳出決算額をみると、第48表のとおりである。

人口1人当たり平均の決算額は、歳入については政令指定都市が509千円（前年度508千円）、中核市が398千円（同395千円）、施行時特例市が366千円（同368千円）、中都市が404千円（同403千円）、小都市が498千円（同499千円）、人口1万人以上の町村が528千円（同520千円）、人口1万人未満の町村が1,056千円（同1,070千円）となっており、歳出については政令指定都市が503千円（同502千円）、中核市が387千円（同385千円）、施行時特例市が354千円（同356千円）、中都市が389千円（同388千円）、小都市が479千円（同480千円）、人口1万人以上の町村が505千円（同497千円）、人口1万人未満の町村が1,008千円（同1,022千円）となっている。

これをみると、政令指定都市、中核市及び施行時特例市については行政権能が異なっており、人口1人当たりの決算額にも差が生じている。その他の市町村については規模が小さな団体ほど人口1人当たり決算額が大きくなる傾向がある。

次に、財政力指数の単純平均及び実質収支比率を団体規模別にみると、第49表のとおりである。

財政力指数の高い順にみると、施行時特例市（0.88）、政令指定都市（0.86）、中都市（0.80）、中核市（0.80）、小都市（0.56）、人口1万人以上の町村（0.54）、人口1万人未満の町村（0.28）となっており、施行時特例市が高いほか、規模が大きいほど財政力指数が高い傾向となっている。

さらに、実質収支比率の高い順にみると、人口1万人未満の町村（6.8%）、人口1万人以上の町村（6.3%）、小都市（5.4%）、中都市（4.8%）、施行時特例市（4.3%）、中核市（3.4%）、政令指定都市（1.1%）となっており、規模が小さいほど実質収支比率が高くなっている。

第48表 団体規模別1団体・人口1人当たり決算額の状況

区 分	平成30年度				平成29年度		増 減	
	1団体当たり		人口1人当たり		人口1人当たり		人口1人当たり	
	歳 入	歳 出	歳 入	歳 出	歳 入	歳 出	歳 入	歳 出
	億円	億円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
市 町 村 合 計	322	313	469	455	468	454	1	1
政 令 指 定 都 市	6,996	6,912	509	503	508	502	1	1
中 核 市	1,527	1,486	398	387	395	385	3	2
施 行 時 特 例 市	920	892	366	354	368	356	△ 2	△ 2
中 都 市	614	592	404	389	403	388	1	1
小 都 市	257	247	498	479	499	480	△ 1	△ 1
町村（人口1万人以上）	106	102	528	505	520	497	8	8
町村（人口1万人未満）	52	50	1,056	1,008	1,070	1,022	△ 14	△ 14

第49表 団体規模別財政力指数及び実質収支比率の状況

区 分	財 政 力 指 数	実 質 収 支 比 率
		%
政 令 指 定 都 市	0.86	1.1
中 核 市	0.80	3.4
施 行 時 特 例 市	0.88	4.3
中 都 市	0.80	4.8
小 都 市	0.56	5.4
町村（人口1万人以上）	0.54	6.3
町村（人口1万人未満）	0.28	6.8

（注）財政力指数は単純平均であり、実質収支比率は団体規模別の加重平均である。

イ 歳入

歳入決算の主な内訳は、**第114図**のとおりである。

地方税の構成比の高い順にみると、施行時特例市（44.2%）、政令指定都市（41.2%）、中核市（39.3%）、中都市（38.0%）、小都市（27.1%）、人口1万人以上の町村（25.0%）、人口1万人未満の町村（13.0%）となっており、施行時特例市が高いほか、団体規模が大きいほど地方税の歳入総額に占める割合が高くなっている。

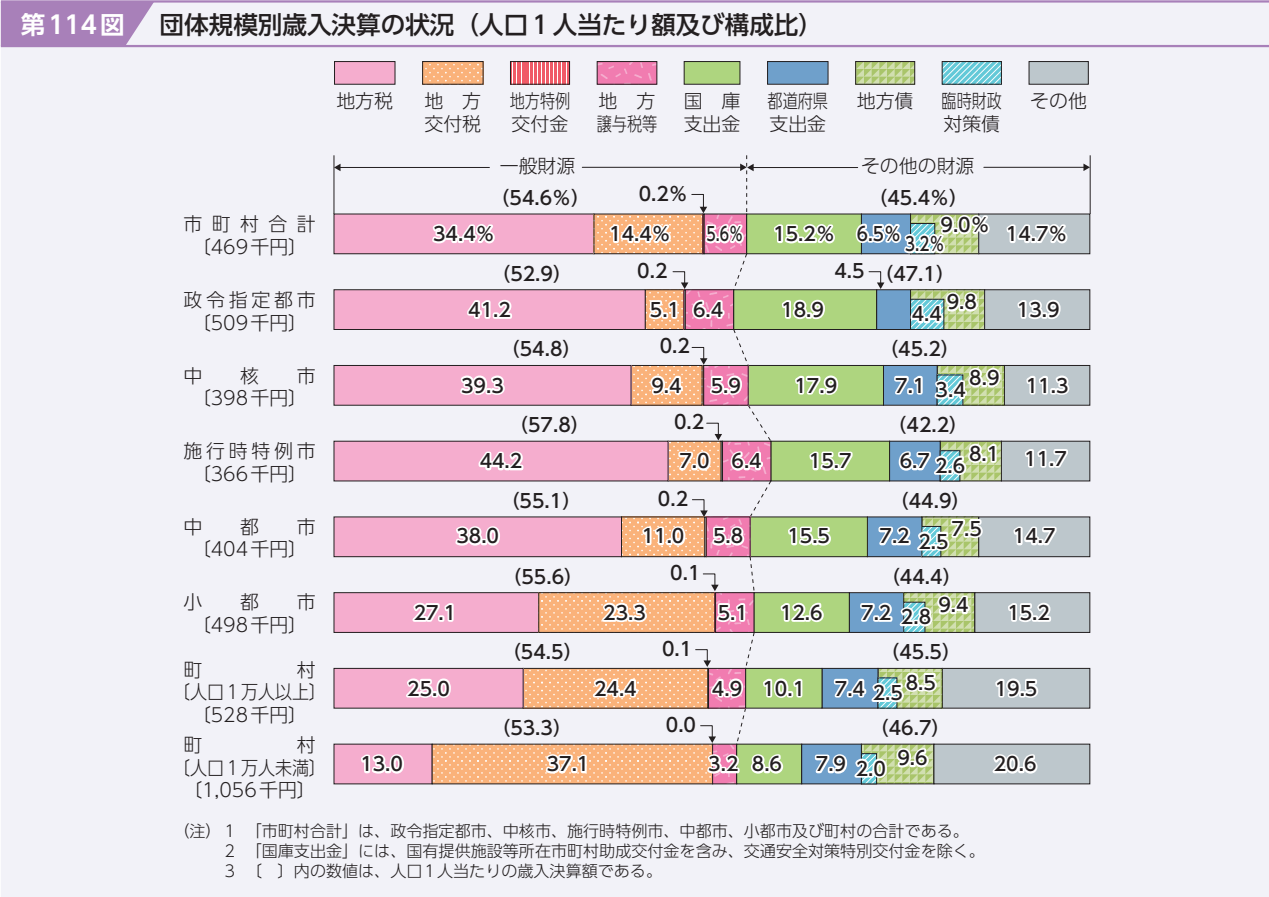
また、地方税の歳入総額に占める割合の分布状況を団体規模別にみると、**第115図**のとおりであり、小都市及び町村においては地方税の歳入総額に占める割合が低い団体の構成比が大きくなっている。なお、主な税目の1人当たりの額は、**第116図**のとおりである。

一方、地方交付税の構成比の高い順にみると、人口1万人未満の町村（37.1%）、人口1万人以上の町村（24.4%）、小都市（23.3%）、中都市（11.0%）、中核市（9.4%）、施行時特例市（7.0%）、政令指定都市（5.1%）となっており、施行時特例市が低いほか、規模が小さいほど地方交付税の歳入総額に占める割合が高くなっている。

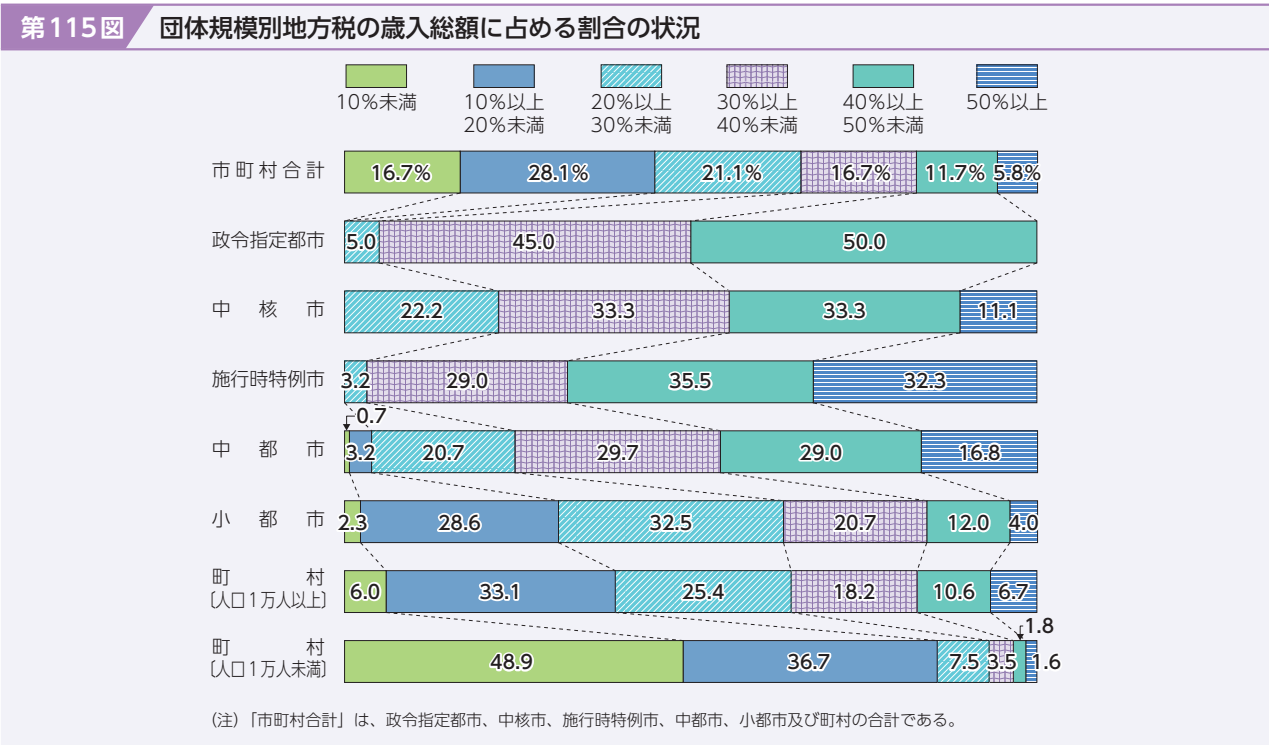
また、国庫支出金（国有提供施設等所在市町村助成交付金を含み、交通安全対策特別交付金を除く。）の構成比の高い順にみると、政令指定都市（18.9%）、中核市（17.9%）、施行時特例市（15.7%）、中都市（15.5%）、小都市（12.6%）、人口1万人以上の町村（10.1%）、人口1万人未満の町村（8.6%）となっており、規模が大きいほど国庫支出金の歳入総額に占める割合が高くなっている。

一方、都道府県支出金の構成比の高い順にみると、人口1万人未満の町村（7.9%）、人口1万人以上の町村（7.4%）、中都市（7.2%）、小都市（7.2%）、中核市（7.1%）、施行時特例市（6.7%）、政令指定都市（4.5%）となっており、中核市が高いほか、規模が小さいほど都道府県支出金の歳入総額に占める割合が

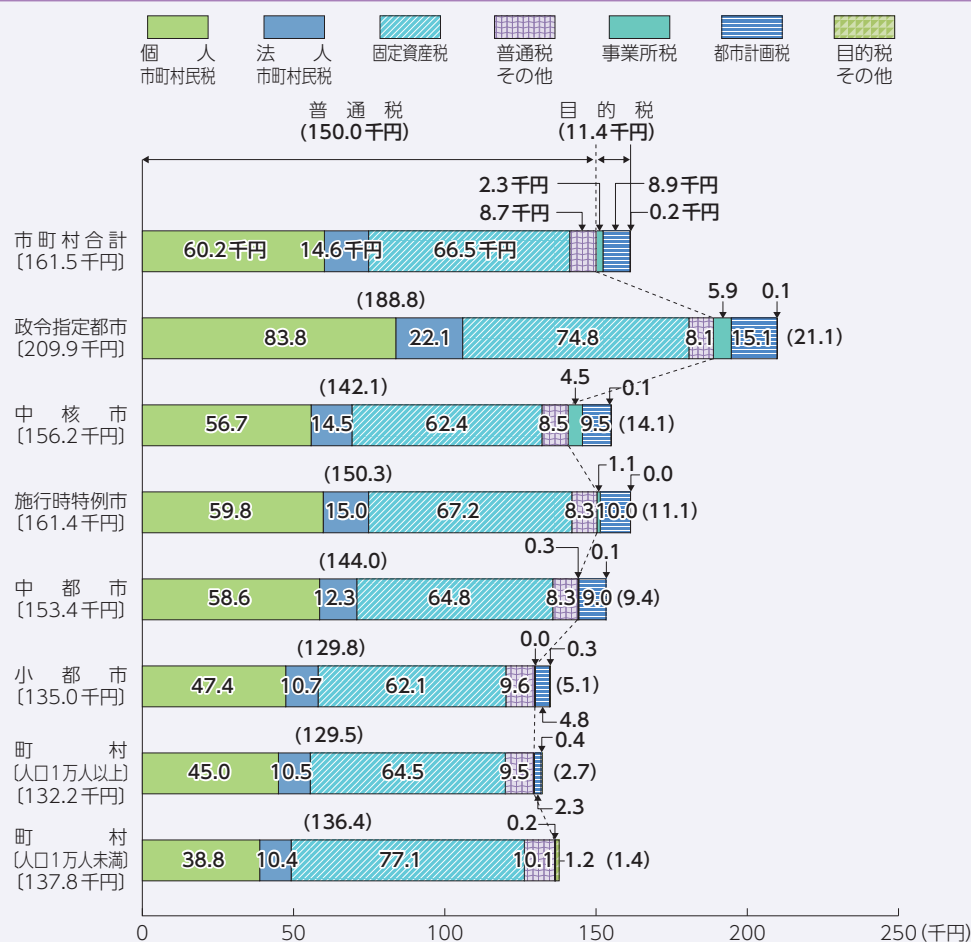
高い傾向となっている。



10 市町村の規模別財政状況



第116図 団体規模別地方税の構造（人口1人当たりの地方税）



(注) 1 「市町村合計」は、政令指定都市、中核市、施行時特例市、中都市、小都市及び町村の合計である。
 2 [] 内の数値は、人口1人当たりの地方税額である。

ウ 歳出

目的別歳出決算額の主な内訳は、第117図のとおりである。

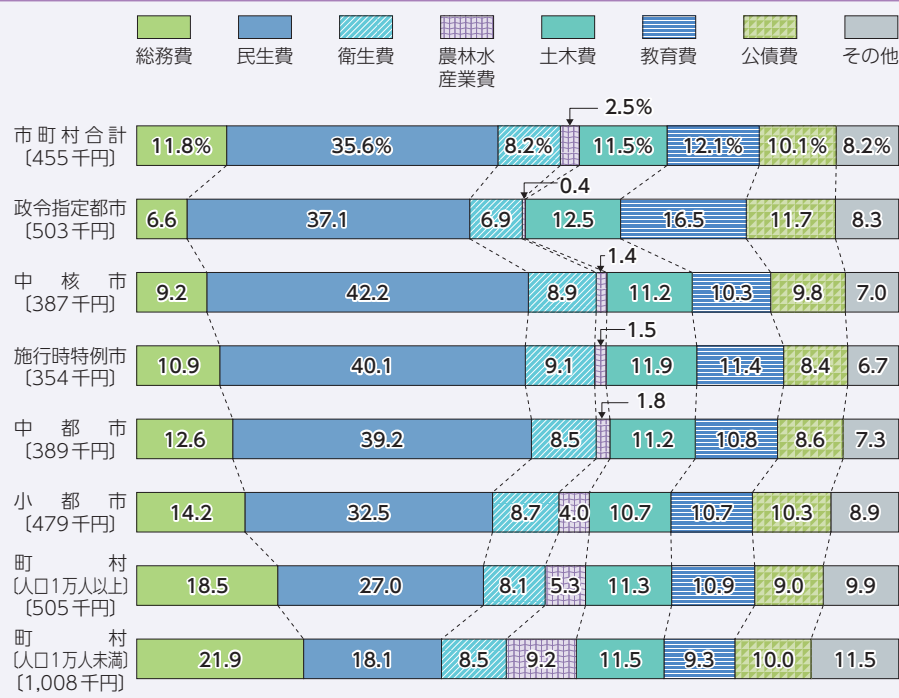
それぞれの団体規模ごとに構成比が高い費目をみると、政令指定都市においては民生費、教育費、土木費の順、中核市及び施行時特例市においては民生費、土木費、教育費の順、中都市、小都市及び人口1万人以上の町村においては民生費、総務費、土木費の順、人口1万人未満の町村においては総務費、民生費、土木費の順となっている。

性質別歳出決算額における主な費目の構成比は、第118図のとおりである。

それぞれの団体規模ごとに構成比が高い費目をみると、政令指定都市においては扶助費、人件費、公債費の順、中核市、施行時特例市及び中都市においては扶助費、人件費、物件費の順、小都市においては扶助費、人件費、普通建設事業費の順、人口1万人以上の町村においては物件費、普通建設事業費、人件費の順、人口1万人未満の町村においては普通建設事業費、物件費、人件費の順となっている。

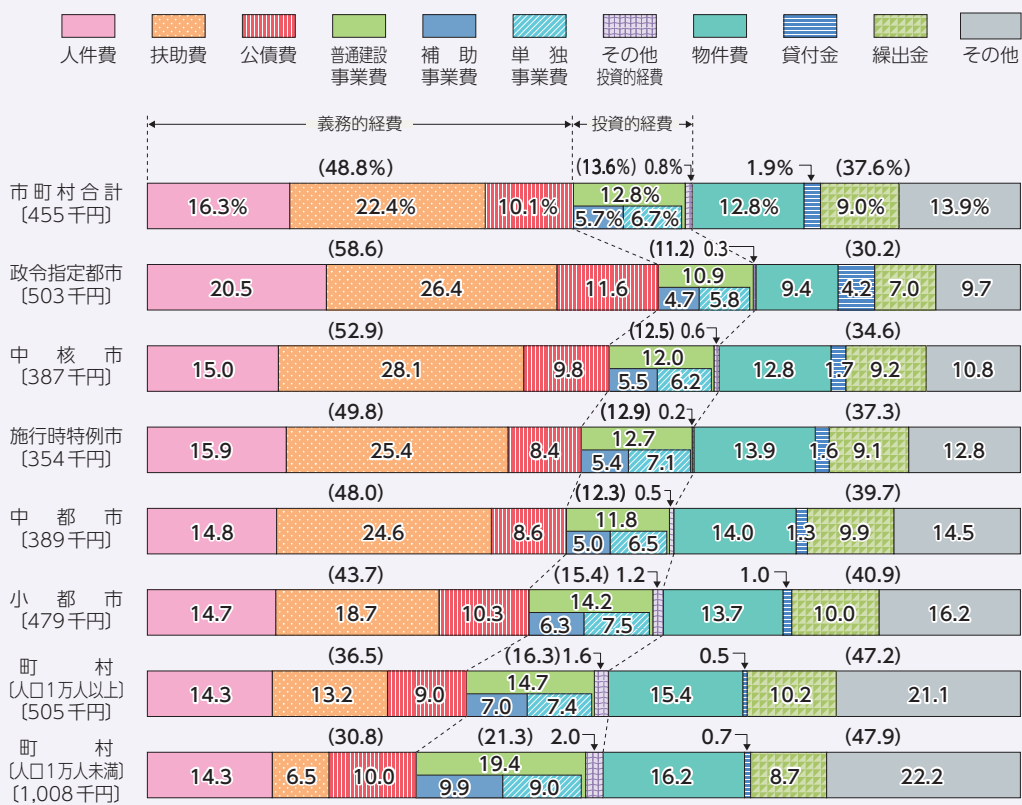
民生費や扶助費の構成比については、町村における生活保護費等を都道府県が負担していることなどから、町村が低くなっている。

第117図 団体規模別歳出（目的別）決算の状況（人口1人当たり額及び構成比）



(注) 1 「市町村合計」は、政令指定都市、中核市、施行時特例市、中都市、小都市及び町村の合計である。
2 [] 内の数値は、人口1人当たりの歳出決算額である。

第118図 団体規模別歳出（性質別）決算の状況（人口1人当たり額及び構成比）



(注) 1 「市町村合計」は、政令指定都市、中核市、施行時特例市、中都市、小都市及び町村の合計である。
2 [] 内の数値は、人口1人当たりの歳出決算額である。

10 市町村の規模別財政状況

Ⅱ 財政構造の弾力性

(ア) 経常収支比率

団体規模別経常収支比率の状況は、**第50表**のとおりである。経常収支比率の高い順にみると、政令指定都市（96.7%）、小都市（92.4%）、中核市（92.2%）、中都市（92.2%）、施行時特例市（92.0%）、人口1万人以上の町村（89.8%）、人口1万人未満の町村（87.5%）となっており、施行時特例市及び小都市以外は、規模が大きいほど比率が高い傾向にある。政令指定都市の経常収支比率が高いのは、経常経費に占める人件費及び公債費の割合が大きいことなどによる。また、町村の経常収支比率が比較的低いのは、主として生活保護費等を都道府県が負担していること等により、経常経費に占める扶助費の割合が小さいことなどによるものである。

なお、団体規模別の分布状況をみると、**第119図**のとおりである。

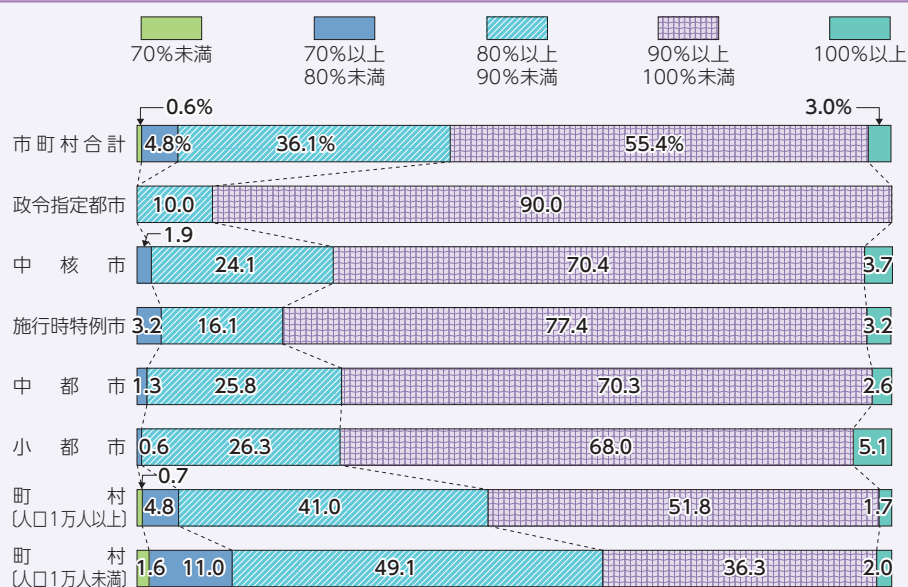
また、これを財政力指数段階別にみると、**第120図**のとおりである。

第50表 団体規模別経常収支比率の状況

区 分	経常収支比率	う ち						
		人件費	物件費	扶助費	補助費等	公債費	繰出金	その他
	%	%	%	%	%	%	%	%
政 令 指 定 都 市	96.7	31.4	11.8	15.8	8.3	18.6	8.7	2.1
中 核 市	92.2	23.6	15.1	15.2	8.6	16.2	11.7	1.8
施 行 時 特 例 市	92.0	24.4	16.8	13.6	9.8	13.9	11.5	2.0
中 都 市	92.2	23.8	16.9	13.3	9.8	14.6	12.2	1.6
小 都 市	92.4	23.4	15.0	10.3	11.6	17.2	13.1	1.8
町 村（人口1万人以上）	89.8	22.9	15.6	7.4	14.1	15.1	13.2	1.5
町 村（人口1万人未満）	87.5	24.5	15.2	4.0	13.7	17.3	10.9	1.9

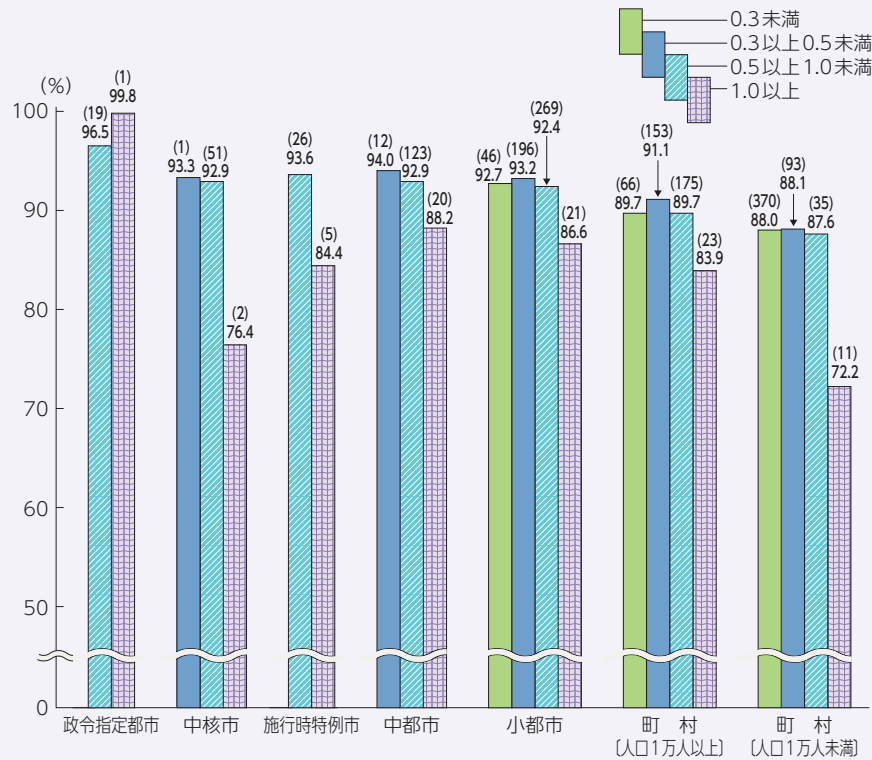
(注) 比率は、加重平均である。

第119図 団体規模別経常収支比率の状況（構成比）



(注)「市町村合計」は、政令指定都市、中核市、施行時特例市、中都市、小都市及び町村の合計である。

第120図 団体規模別財政力指数段階別の経常収支比率の状況



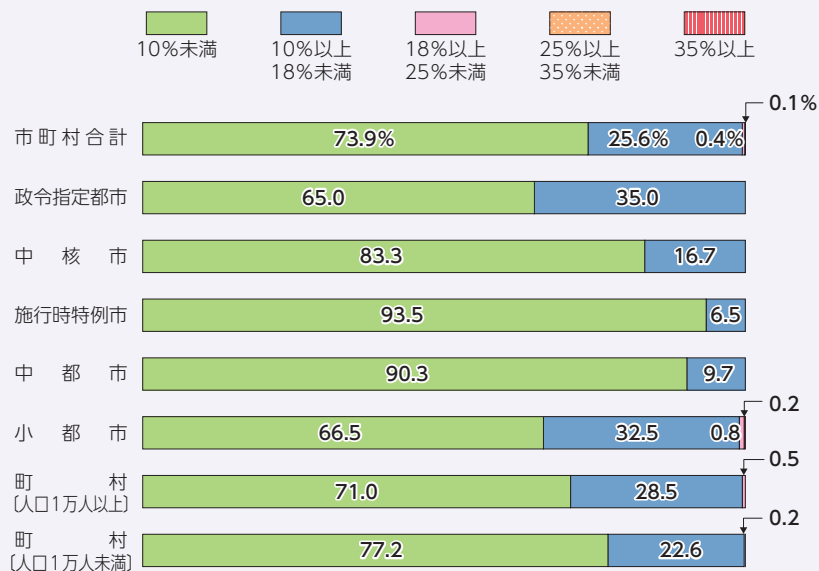
(注) 1 比率は、加重平均である。
2 () 内の数値は、団体数である。

(イ) 実質公債費比率

実質公債費比率の団体規模別の分布状況は、第121図のとおりであり、全ての区分において、10%未満の団体の割合が大きくなっている。

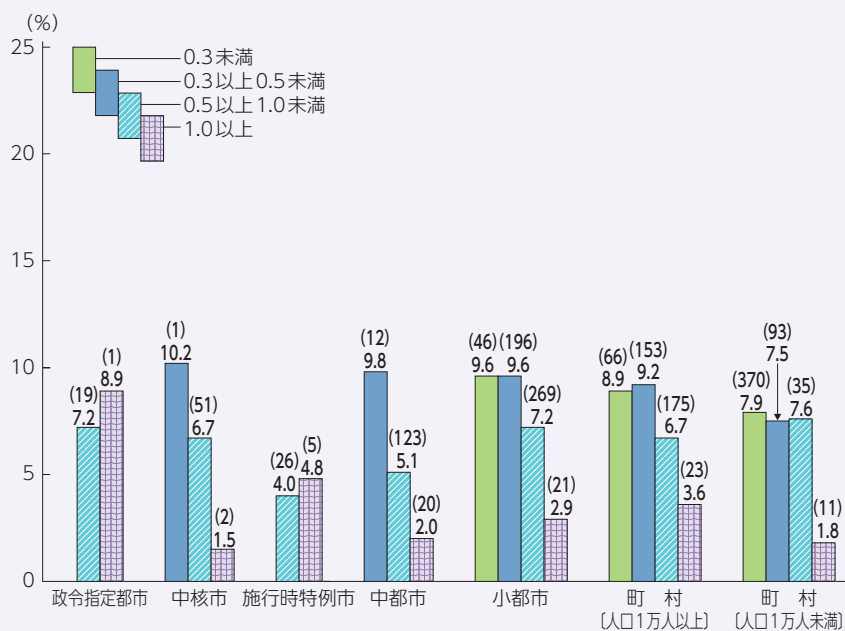
次に、実質公債費比率を財政力指数段階別にみると、第122図のとおりであり、政令指定都市及び施行時特例市以外は、財政力指数が低いほど実質公債費比率が高くなる傾向にある。

第121図 団体規模別実質公債費比率の状況（構成比）



(注) 1 「市町村合計」は、政令指定都市、中核市、施行時特例市、中都市、小都市及び町村の合計である。
2 「25%以上35%未満」の団体はなし。

第122図 団体規模別財政力指数段階別の実質公債費比率の状況



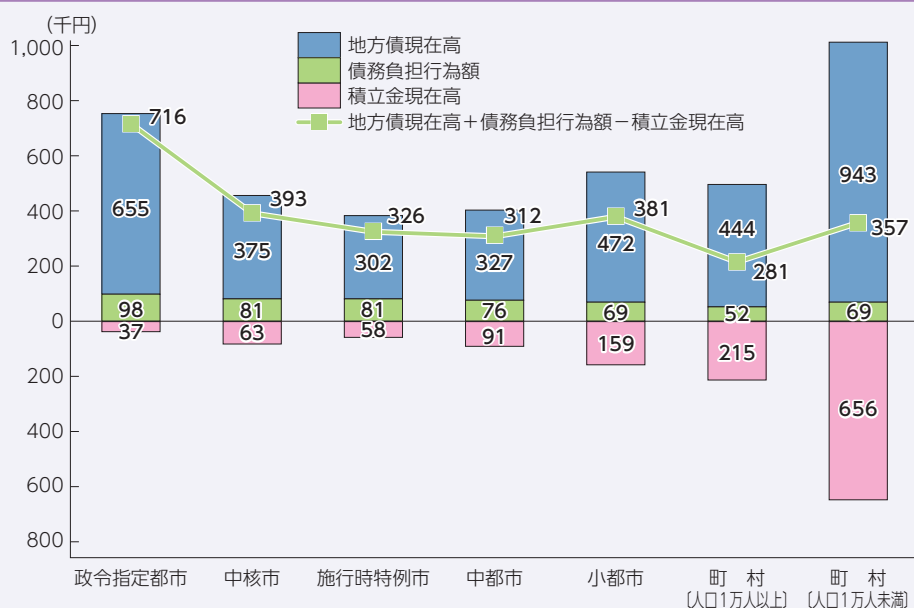
(注) 1 比率は、加重平均である。
2 () 内の数値は、団体数である。

地方債及び債務負担行為による実質的な将来の財政負担

地方債及び債務負担行為による実質的な将来の財政負担の状況（人口1人当たり）については、第123図のとおりである。

団体規模別にみると、政令指定都市が716千円で、前年度と比べると同額、中核市が393千円で1.8%増、施行時特例市が326千円で0.3%減、中都市が312千円で1.3%増、小都市が381千円で1.3%増、人口1万人以上の町村が281千円で5.2%増、人口1万人未満の町村が357千円で10.2%増となっている。

第123図 団体規模別の地方債及び債務負担行為による実質的な将来の財政負担の状況（人口1人当たり）



11 公共施設の状況

地方公共団体は、住民の生活や福祉の向上を図り、個性豊かで魅力ある地域づくりを推進するため、道路や公営住宅等の公共施設の整備に努めている。これら主要な公共施設の整備状況は、次のとおりである。なお、本節の記載は公共施設状況調査を基としている。

(1) 道路〔資料編：第104表〕

平成31年4月1日現在における地方道の実延長は116万3,058km（対前年同期比0.1%増）、面積は8,588.5km²（同0.3%増）となっている。また、これらの状況を10年前（平成21年4月1日）と比べると、実延長は1.7%増、面積は3.8%増となっている。

これを主要地方道（「道路法」（昭和27年法律第180号）第56条の規定に基づき国土交通大臣の指定する都道府県道）、一般都道府県道（主要地方道以外の都道府県道）及び市町村道別にみると、主要地方道の実延長は5万7,353km（対前年同期比0.1%増）、面積は909.4km²（同0.4%増）、一般都道府県道の実延長は7万1,338km（同0.0%増）、面積は952.4km²（同0.3%増）、市町村道の実延長は103万4,368km（同0.1%増）、面積は6,726.7km²（同0.3%増）となっている。また、これらの状況を10年前（平成21年4月1日）と比べると、主要地方道の実延長は1.1%増、面積は6.1%増、一般都道府県道の実延長は0.8%増、面積は4.9%増、市町村道の実延長は1.8%増、面積は3.3%増となっている。

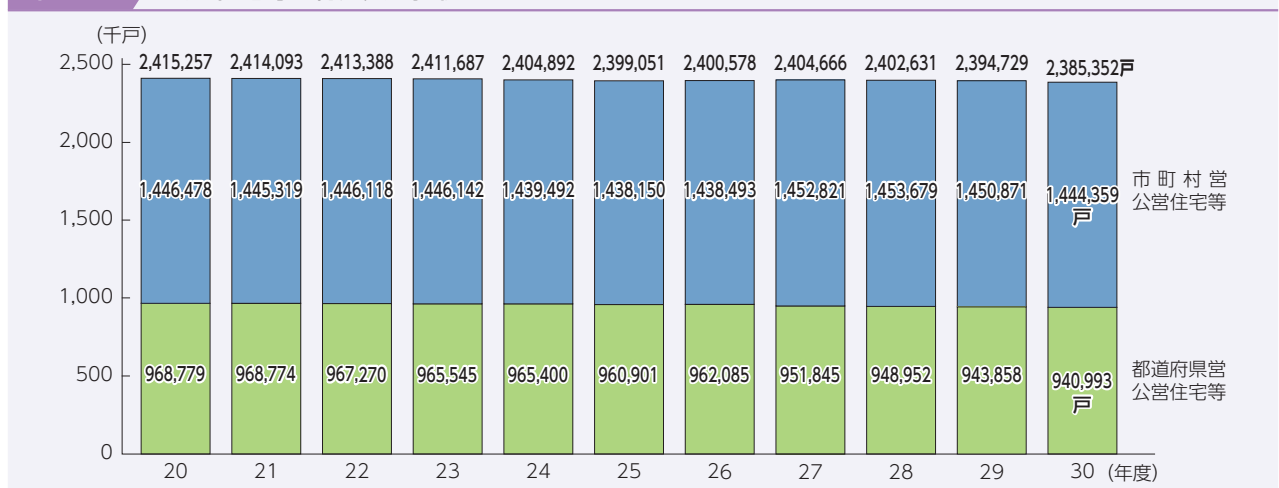
(2) 公営住宅等〔資料編：第105表〕

平成30年度末現在における公営住宅等（「公営住宅法」（昭和26年法律第193号）に定める公営住宅、「住宅地区改良法」（昭和35年法律第84号）に定める改良住宅及び地方公共団体が独自に建設する単独住宅）の総戸数は238万5,352戸であり、前年度末と比べると9,377戸減少（0.4%減）している。この状況を10年前（平成20年度末）と比べると、2万9,905戸減少（1.2%減）している。

公営住宅等のうち公営住宅の戸数は214万9,676戸であり、前年度と比べると8,045戸減少（0.4%減）している。この状況を10年前（平成20年度末）と比べると2万8,129戸減少（1.3%減）している。また、公営住宅等総戸数に占める公営住宅の割合は90.1%（前年度90.1%）となっている。

なお、公営住宅等の総戸数の推移は、**第124図**のとおりである。

第124図 公営住宅等の総戸数の推移



(3) 公園 [資料編：第106表]

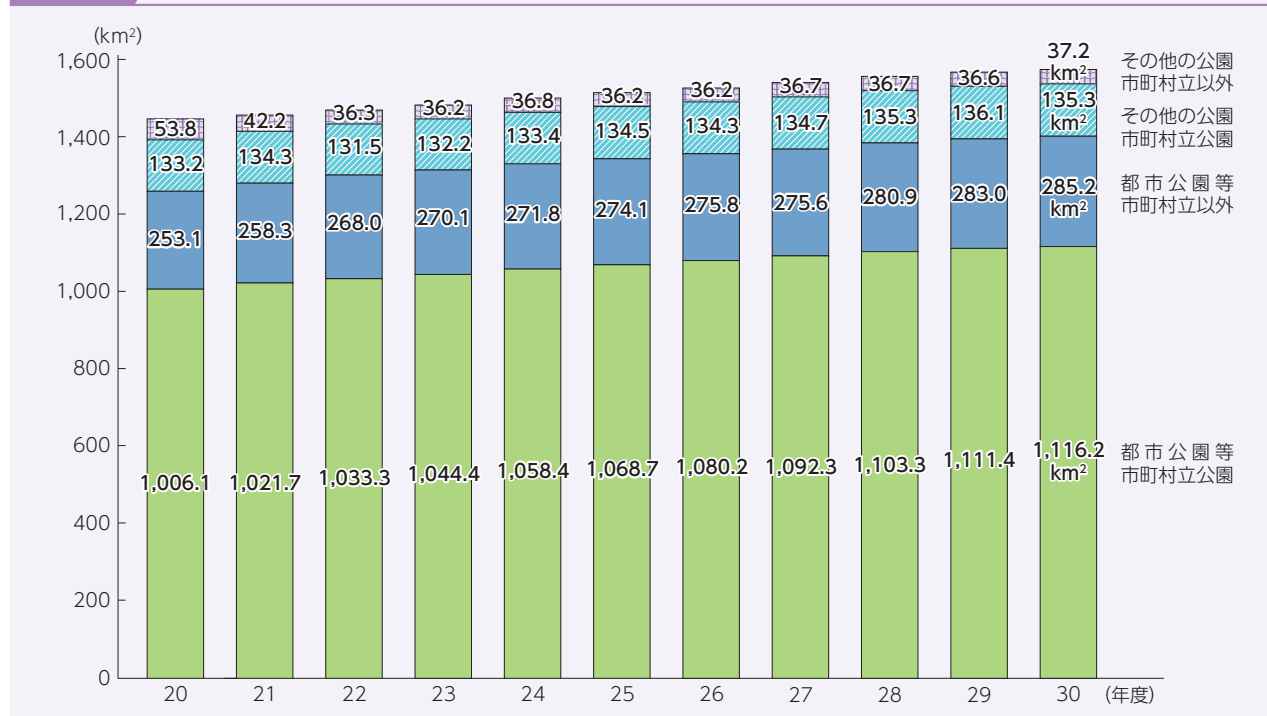
平成30年度末現在における都市公園等（地方公共団体等が都市計画区域内において設置し、管理している施設で、公園としての実態を備え、一般の利用に供しているものを含む。なお、児童遊園は除く。）の数は13万7,325箇所（対前年度比1.2%増）で、その面積は1,401.4km²（同0.5%増）となっている。また、この状況を10年前（平成20年度末）と比べると、都市公園等の箇所数は1万8,163箇所増加（15.2%増）しているとともに、その面積も142.2km²増加（11.3%増）している。

都市公園等のうち、市町村が設置したものは13万6,262箇所（対前年度比1.2%増）で、その面積は1,116.2km²（同0.4%増）となっており、総箇所数の99.2%、総面積の79.6%を占めている。

また、その他の公園（都市計画区域外に設置されている街区公園、運動公園等の公園。なお、自然公園は除く。）の数は6,720箇所（対前年度比0.4%増）で、その面積は172.6km²（同0.1%減）となっている。このうち市町村立の公園の数は6,443箇所（対前年度比0.1%減）で、その面積は135.3km²（同0.6%減）となっている。

なお、公園の面積の推移は、第125図のとおりである。

第125図 公園の面積の推移

**(4) 下水処理施設 [資料編：第107表～第108表]**

汚水（し尿及び生活雑排水）及び雨水を処理する施設としては、公共下水道、農業集落排水施設、漁業集落排水施設等があり、また、汚水を処理する施設としては、合併処理浄化槽等がある。これらの下水処理施設については、財政措置の充実が図られていることもあり、近年の環境保全意識の向上とともに、各地域の実態に即した整備が進められている。

これらの下水処理施設の中でも中心的な施設である公共下水道についてみると、平成30年度末における現在排水人口（供用開始している排水区域内の人口）は、1億84万人で、前年度と比べると0.5%増となっている。また、これを10年前（平成20年度末）と比べると、685万1千人増加（7.3%増）している。

次に、農業集落排水施設及び漁業集落排水施設についてみると、平成30年度末における現在排水人口（うち汚水に係るもの）は、それぞれ324万6千人、15万8千人で、前年度と比べると2.3%減、2.6%減

となっている。これらの状況を10年前（平成20年度末）と比べると、それぞれ9.7%減、7.0%減となっている。

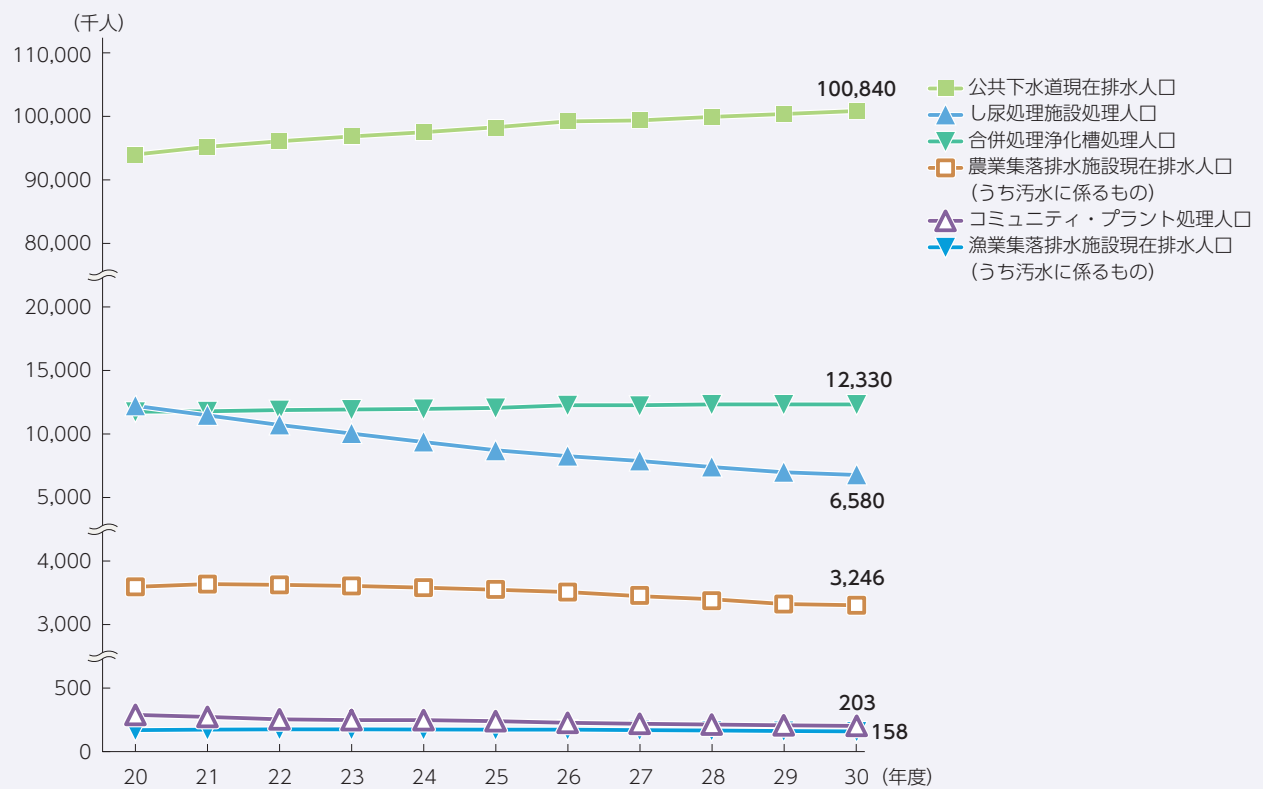
また、平成30年度末におけるコミュニティ・プラント^(注)の処理人口は20万3千人（対前年度比2.2%減）、合併処理浄化槽の処理人口は1,233万0千人（同0.0%増）となっている。これらの状況を10年前（平成20年度末）と比べると、コミュニティ・プラントの処理人口は8万6千人減少（29.9%減）、合併処理浄化槽の処理人口は58万0千人増加（4.9%増）している。

なお、し尿については、上記の下水処理施設による処理のほか、し尿処理施設処理、下水道マンホール投入等による収集処理及び単独浄化槽等による自家処理が行われている。平成30年度末のし尿処理施設処理人口は658万0千人（対前年度比5.8%減）、し尿処理施設年間総収集量は713万0千kl（同3.3%減）となっている。これらの状況を10年前（平成20年度末）と比べると、し尿処理施設処理人口は563万6千人減少（46.1%減）、し尿処理施設年間総収集量は335万3千kl減少（32.0%減）している。下水処理施設等による処理の増加により、し尿処理施設処理人口は年々減少している。

なお、下水処理人口の推移は、第126図のとおりである。

（注）「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年法律第137号）に基づき設置された、施設整備規模（計画人口）101人～3万人未満のし尿及び生活雑排水を併せて処理する施設。

第126図 下水処理人口の推移

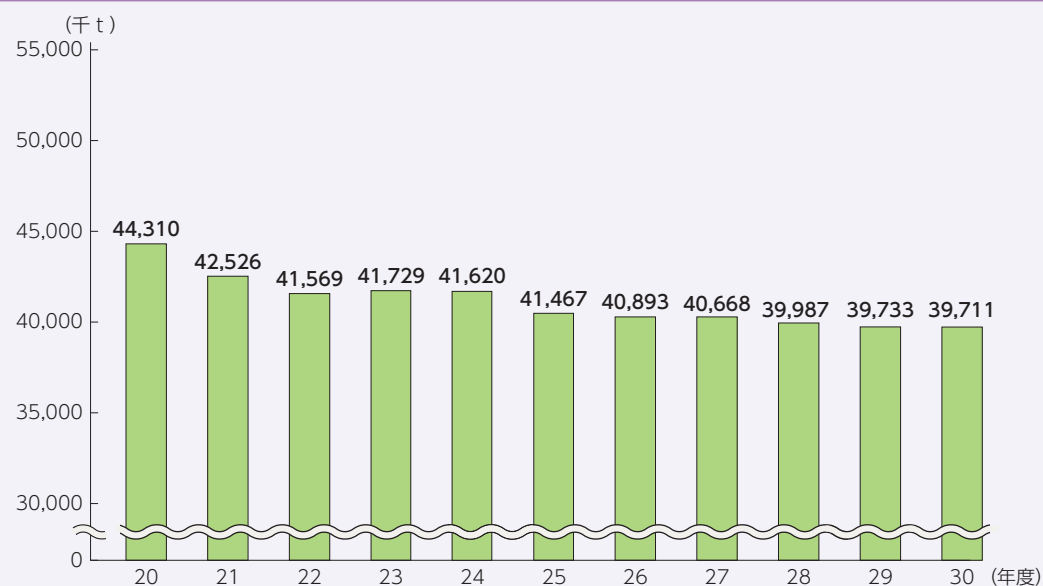


(5) ごみ処理施設 [資料編：第108表]

ごみの処理は、焼却処理、埋立処理、高速堆肥化処理等の収集処理のほか、自家処理により行われている。平成30年度末における収集処理人口は1億2,711万人（対前年度比0.2%減）で、その年間総収集量は3,971万1千t（同0.1%減）となっている。また、これらの状況を10年前（平成20年度末）と比べると、収集処理人口は204万0千人減少（1.6%減）し、年間総収集量は459万9千t減少（10.4%減）している。

なお、ごみ処理施設における年間総収集量の推移は、第127図のとおりである。

第127図 ごみ処理施設における年間総収集量の推移



(6) 保育所 [資料編：第109表]

平成30年10月1日現在における公立の保育所数（季節保育所を除く。）は8,724箇所（対前年同期比4.2%減）、延面積は683万8千 m^2 （同3.0%減）となっている。また、これらの状況を10年前（平成20年10月1日）と比べると、箇所数は3,540箇所減少（28.9%減）、延面積は171万6千 m^2 減少（20.1%減）している。

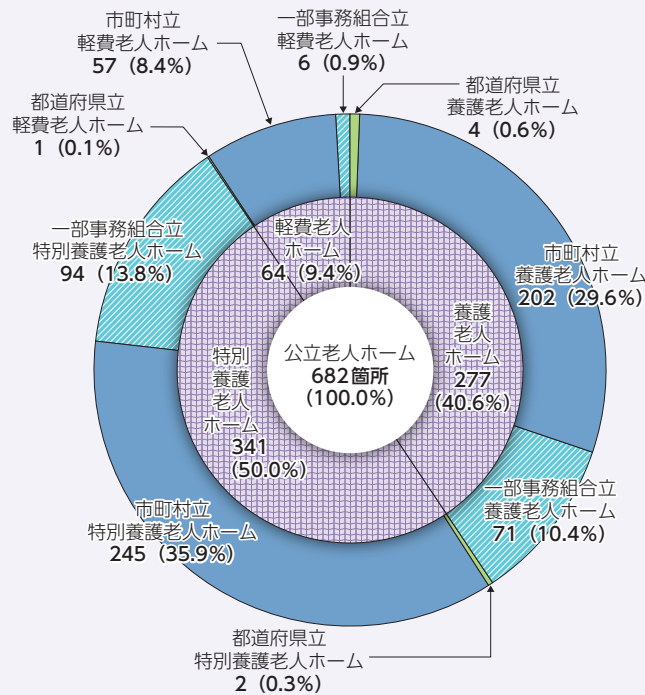
(7) 高齢者福祉施設 [資料編：第110表]

平成30年10月1日現在における公立老人ホーム数は682箇所、前年同期と比べると13箇所減少（1.9%減）している。また、この状況を10年前（平成20年10月1日）と比べると、箇所数は329箇所減少（32.5%減）している。

各施設の箇所数が老人ホーム総数に占める割合を種類別にみると、居宅において養護を受けることが困難な65歳以上の者を養護する養護老人ホームが前年同期と比べて0.7ポイント低下の40.6%となっているほか、常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な65歳以上の者を養護する特別養護老人ホームが0.5ポイント上昇の50.0%、無料又は低額な料金で老人に食事の提供その他日常生活上必要な便宜を供与する軽費老人ホームが0.2ポイント上昇の9.4%となっている。

なお、公立の老人ホームの状況は、[第128図](#)のとおりである。

第128図 公立の老人ホームの状況



(8) 教育施設 [資料編：第111表]

ア 高等学校

令和元年5月1日現在における公立高等学校数は3,550校で、前年同期と比べると9校減少（0.3%減）している。また、この状況を10年前（平成21年5月1日）と比べると、296校減少（7.7%減）している。

イ 中等教育学校

一つの学校において一体的に中高一貫教育を行う中等教育学校は、令和元年5月1日現在において32校で、前年同期と比べると1校増加（3.2%増）している。

(9) 文化及び体育施設 [資料編：第112表]

ア 文化施設

平成30年度末現在の公立の文化施設の状況は、次のとおりである。

県民会館、市民会館及び公会堂は3,514箇所（対前年度比0.7%増）で、延面積は1,446万6千 m^2 （同0.2%増）となっている。また、これらの状況を10年前（平成20年度末）と比べると、箇所数は278箇所増加（8.6%増）、延面積は90万2千 m^2 増加（6.6%増）している。

図書館は3,317箇所（対前年度比0.3%増）となっている。この状況を10年前（平成20年度末）と比べると、箇所数は197箇所増加（6.3%増）している。

博物館（美術館、動物園、水族館等を含む。）は875箇所（対前年度比0.9%増）となっている。この状況を10年前（平成20年度末）と比べると、箇所数は89箇所増加（11.3%増）している。

イ 体育施設

平成30年度末現在の公立の体育施設の状況は、次のとおりである。

体育館は6,760箇所（対前年度比0.2%増）となっている。この状況を10年前（平成20年度末）と比べると、箇所数は392箇所増加（6.2%増）している。

陸上競技場は1,052箇所（対前年度比0.7%増）となっている。この状況を10年前（平成20年度末）と比べると、箇所数は26箇所減少（2.4%減）している。

野球場は4,129箇所（対前年度比0.2%増）となっている。この状況を10年前（平成20年度末）と比べると、箇所数は10箇所減少（0.2%減）している。

プールは3,560箇所（対前年度比1.1%減）となっている。この状況を10年前（平成20年度末）と比べると、箇所数は617箇所減少（14.8%減）している。

2

第2部

令和元年度及び令和2年度の地方財政

1 令和元年度の地方財政

(1) 令和元年度の経済見通しと国の予算

ア 経済見通しと経済財政運営の基本的態度

「平成31年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」は、平成30年12月18日閣議了解、平成31年1月28日閣議決定された。(※) この中で、以下の平成30年度の経済動向、令和元年度の経済見通し及び令和元年度の経済財政運営の基本的態度が示された。

(※) 元号を改める政令(平成31年政令第143号)に基づき、令和元年(2019年)5月1日、内閣は元号を平成から令和に改めた。以下、2019年4月30日以前に作成された文書からの引用文中「平成31年度」と表示されていたものを「令和元年度」と表示している。

(ア) 平成30年度の経済動向

平成30年度の我が国経済は、緩やかな回復が続いている。輸出はおおむね横ばいとなっているものの、企業収益が過去最高を記録する中で設備投資が増加するとともに、雇用・所得環境の改善により個人消費の持ち直しが続くなど、経済の好循環は着実に回りつつある。ただし、昨年夏に相次いだ自然災害により、個人消費や輸出を中心に経済は一時的に押し下げられた。

政府は、一連の自然災害の被災地の復旧・復興を全力で進めるため、平成30年度第1次補正予算を迅速かつ着実に実施している。あわせて、防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策に速やかに着手するなど、追加的な財政需要に適切に対処するため、平成30年12月21日に平成30年度第2次補正予算を閣議決定した。今後についても、雇用・所得環境の改善が続く中、各種政策の効果もあって、景気は緩やかに回復していくことが見込まれる。

物価の動向をみると、年度前半の原油価格上昇の影響等により、消費者物価(総合)は前年比で上昇している。

この結果、平成30年度の実質国内総生産(実質GDP)成長率は0.9%程度、名目国内総生産(名目GDP)成長率は0.9%程度と見込まれる。また、消費者物価(総合)は1.0%程度の上昇と見込まれる。

(イ) 令和元年度の経済見通し

令和元年度については、10月に消費税率の引上げが予定されている中、経済の回復基調が持続するよう当初予算において臨時・特別の措置を講じるなど、「令和元年度の経済財政運営の基本的態度」の政策効果もあいまって、我が国経済は雇用・所得環境の改善が続き、経済の好循環が更に進展する中で、内需を中心とした景気回復が見込まれる。

物価については、景気回復により、需給が引き締まる中で上昇し、デフレ脱却に向け前進が見込まれる。

この結果、令和元年度の実質GDP成長率は1.3%程度、名目GDP成長率は2.4%程度と見込まれる。また、消費者物価(総合)は1.1%程度の上昇と見込まれる。

なお、先行きのリスクとして、通商問題が世界経済に与える影響や海外経済の不確実性、金融資本市場の変動の影響等に留意する必要がある。

(ウ) 令和元年度の経済財政運営の基本的態度

今後の経済財政運営に当たっては、引き続き、「経済再生なくして財政健全化なし」を基本とし、600兆円経済と財政健全化目標の達成の双方の実現を目指す。

持続的な成長経路の実現に向けて潜在成長率を引き上げるため、一人ひとりの人材の質を高める「人づくり革命」と、成長戦略の核となる「生産性革命」に最優先で取り組む。

また、希望出生率1.8、介護離職ゼロの実現を目指すとともに、生涯現役社会の実現に向け、高齢者雇用促進のための改革等を実現し、全世代型社会保障制度への取組を進め、少子高齢化という最大の壁に立ち向かっていく。

さらに、農林水産業をはじめとした地方創生、国土強靱化、女性の活躍、障害や難病のある方の活躍、働き方改革、外国人材の受入れなどの施策の推進により、経済の好循環をより確かなものとし、誰もが生きがいを持って充実した生活を送ることができる一億総活躍社会の実現を目指す。

本年10月に予定されている消費税率の引上げに伴う対応については、引上げ前後の需要変動を平準化するための十分な支援策を講じるなど、あらゆる施策を総動員し、経済の回復基調が持続するよう、2019年度・2020年度当初予算において臨時・特別の措置を講じる。

財政健全化については、2025年度の国・地方を合わせた基礎的財政収支（プライマリーバランス）の黒字化を目指し、同時に債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指す。令和元年度予算は、「経済財政運営と改革の基本方針2018」（平成30年6月15日閣議決定。以下「骨太方針2018」という。）に盛り込まれた「新経済・財政再生計画」で位置付けられた、社会保障改革を軸とする基盤強化期間の初年度となる予算であり、同計画に基づき、歳出改革等に着実に取り組む。

日本銀行には、経済・物価情勢を踏まえつつ、2%の物価安定目標を実現することを期待する。

イ 国の予算

「平成31年度予算編成の基本方針」（平成30年12月7日閣議決定）及び「平成31年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」に基づいて、平成30年12月21日、令和元年度一般会計歳入歳出概算が閣議決定された。その後、平成31年1月18日、令和元年度一般会計歳入歳出概算の変更について閣議決定された。

令和元年度予算は、以下のような基本的な考え方により編成された。

（ア）令和元年度予算の基本的な考え方

- a アベノミクスの推進により、日本経済は大きく改善している。デフレではない状況を作り出す中で、GDPは名目、実質ともに過去最大規模に拡大した。また、企業収益は過去最高を記録するとともに、就業者数の増加、賃上げなど、雇用・所得環境は大きく改善し、経済の好循環は着実に回りつつある。
- b 他方、経済の先行きについては、緩やかな回復が続くことが期待されるものの、通商問題の動向が世界経済に与える影響や、海外経済の不確実性、金融資本市場の変動の影響等に留意する必要がある。あわせて、アベノミクスの成果を全国津々浦々まで一層浸透させ、経済の好循環を更に加速させるように、施策を実施していく必要がある。
- c また、我が国財政は、国・地方の債務残高がGDPの2倍程度に膨らみ、なおも更なる累増が見込まれ、また、国債費が毎年度の一般会計歳出総額の2割以上を占めるなど、引き続き、厳しい状況にある。
- d 政府は、引き続き、「経済再生なくして財政健全化なし」を基本とし、戦後最大の600兆円経済と財政健全化目標の達成の双方の実現を目指す。
- e 地球環境と両立した持続的な成長経路の実現に向けて潜在成長率を引き上げるため、「骨太方針2018」に基づき、一人ひとりの人材の質を高める「人づくり革命」と、成長戦略の核となる「生産性革命」に最優先で取り組む。

また、希望出生率1.8、介護離職ゼロの実現を目指すとともに、生涯現役社会の実現に向け、高齢者雇用促進のための改革等を実現し、全世代型社会保障制度への取組を進め、少子高齢化という最大の壁に立ち向かっていく。

さらに、農林水産業をはじめとした地方創生、国土強靱化、女性の活躍、障害や難病のある方の活躍、働き方改革、外国人材の受入れなどの施策の推進により、経済の好循環をより確かなものとし、誰もが生きがいを持って充実した生活を送ることができる一億総活躍社会の実現を目指す。

加えて、昨今の国際情勢を踏まえ、我が国として、外交・安全保障の強化に取り組む。

- f 財政健全化に向けては、「骨太方針2018」に盛り込まれた新経済・財政再生計画を着実に推進することにより、2025年度の国・地方を合わせた基礎的財政収支（プライマリーバランス）の黒字化を目指す。同時に債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指すことを堅持する。

(イ) 令和元年度予算の編成についての考え方

- a 令和元年度（2019年度）予算編成に向けては、引き続き、構造改革はもとより、金融政策に成長指向の財政政策をうまく組み合わせることに留意する必要がある。

財政健全化への着実な取組を進める一方、上記の基本的考え方に沿って、幼児教育の無償化をはじめとする「人づくり革命」の推進や第4次産業革命の技術革新等を通じた「生産性革命」の実現に向けての設備・人材などへの力強い投資、研究開発・イノベーションの促進など重要な政策課題への対応に必要な予算措置を講じるなど、メリハリの効いた予算編成を目指す。

- b 2019年10月1日に予定されている消費税率の引上げに伴う対応については、引上げ前後の消費を平準化するための十分な支援策を講じるなど、あらゆる施策を総動員し、経済の回復基調が持続するよう、2019・2020年度当初予算において臨時・特別の措置を講じる。

- c 東日本大震災、熊本地震をはじめ、各地の災害からの復興や防災対応の強化を現場との連携を密に着実に進める。

本年夏に相次いだ大きな自然災害については、平成30年度（2018年度）第1次補正予算により災害復旧を加速する。

また、重要インフラの緊急点検の結果等を踏まえ、防災・減災、国土強靱化のための緊急対策を、3年間で集中的に実施する。

このうち、初年度の対策として速やかに着手すべきものについては平成30年度（2018年度）第2次補正予算により対応することとし、さらに、2019・2020年度当初予算の臨時・特別の措置を活用する。

- d 令和元年度（2019年度）予算は、新経済・財政再生計画で位置付けられた、社会保障改革を軸とする基盤強化期間の初年度となる予算であり、同計画に基づき、歳出改革等に着実に取り組む。社会保障関係費や非社会保障関係費等について歳出改革の取組を継続するとの方針の下、同計画に沿った予算編成を行う。

また、予算編成に当たっては、我が国財政の厳しい状況を踏まえ、引き続き、歳出全般にわたり、聖域なき徹底した見直しを推進する。地方においても、国の取組と基調を合わせ徹底した見直しを進める。

- e また、PDCAサイクルの実効性を高めるため、各府省は、全ての歳出分野において行政事業レビューを徹底的に実施するとともに、証拠に基づく政策立案（EBPM、Evidence-based Policymaking）を推進し、予算の質の向上と効果の検証に取り組む。また、行政手続の電子化の徹底等により、行政手続コストを2割以上削減するほか、公共調達の改革、多様なPPP/PFIや地方行政サービスの民間委託などの取組を加速・拡大する。

- f 新経済・財政再生計画の改革工程表には、継続して取り組むべき歳出改革等を盛り込むほか、「骨太方針2018」に盛り込まれた主要分野ごとの重要課題への対応とそれぞれの改革工程を具体化する。また、行動変容に働きかける取組を加速・拡大する観点から、成果をより定量的に把握できる形にKPI（Key Performance Indicator）を見直すとともに、歳出効率化や経済効果の高いモデル事業について、所管府省庁が責任を持って戦略的に全国展開を進めるほか、地域差や取組状況等を見える化し、改革努力の目標としても活用する。こうした取組への予算の重点配分を推進する。

このような方針に基づいて編成された令和元年度一般会計歳入歳出概算の規模は101兆4,571億円で、前年度当初予算と比べると3兆7,443億円増加（3.8%増）となった。

また、東日本大震災復興特別会計の予算規模は2兆1,348億円で、前年度当初予算と比べると2,245億円減少（9.5%減）となった。

財政投融资計画の規模は13兆1,194億円で、前年度計画額と比べると1兆3,437億円減少（9.3%減）となった。

なお、令和元年度当初予算案は、平成31年1月28日に第198回通常国会に提出され、3月27日に成立

した。

(2) 地方財政計画

令和元年度においては、通常収支分について、極めて厳しい地方財政の現状等を踏まえ、歳出面においては、人づくり革命の実現や地方創生の推進、防災・減災対策等に対応するために必要な経費を計上するとともに、社会保障関係費の増加を適切に反映した計上を行う一方、国の取組と基調を合わせた歳出改革を行うこととした。また、歳入面においては、「骨太方針2018」で示された「新経済・財政再生計画」を踏まえ、交付団体をはじめ地方の安定的な財政運営に必要な地方の一般財源総額について、平成30年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保することを基本として、引き続き生ずることとなった大幅な財源不足について、地方財政の運営上支障が生じないよう適切な補填措置を講じることとした。

また、東日本大震災分については、復旧・復興事業及び全国防災事業について、通常収支とはそれぞれ別枠で整理し、所要の事業費及び財源を確保することとした。

なお、地方財政審議会からは、平成30年5月25日に「誰もが希望を持てる地域社会に向けた地方税財政改革についての意見」及び平成30年12月11日に「今後目指すべき地方財政の姿と平成31年度の地方財政への対応についての意見」（附属資料参照）が提出された。

以上を踏まえ、次の方針に基づき令和元年度の地方財政計画を策定した。

ア 通常収支分

(ア) 地方税制については、令和元年度地方税制改正では、地方税の税源の偏在性の是正に資するための特別法人事業税及び特別法人事業譲与税を創設するとともに、自動車税の税率の引下げと特例措置の見直し、自動車重量譲与税の譲与割合の引上げ等の車体課税の見直し、ふるさと納税における指定制度の導入などの税制上の措置を講じることとしている。また、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、森林環境税及び森林環境譲与税を創設するための税制上の措置を講じることとしている。

(イ) 財源不足見込額については、地方財政の運営に支障が生じることのないよう、次の措置を講じることとする。

a 令和元年度の財源不足見込額4兆4,101億円については、平成29年度に講じた令和元年度までの間の制度改正に基づき、従前と同様の例により、次の補填措置を講じる。その結果、国と地方が折半して補填すべき額は生じないこととなる。

(a) 建設地方債（財源対策債）を7,900億円増発する。

(b) 地方交付税については、国の一般会計加算により2,633億円（地方交付税法附則第4条の2第2項の加算額のうち2,461億円及び平成30年12月18日付け総務・財務両大臣覚書第5項に基づく平成29年度税制改正における配偶者控除・配偶者特別控除の見直しによる個人住民税の減収額を補填するための加算額172億円）増額する。

また、地方公共団体金融機構法附則第14条の規定により財政投融资特別会計に帰属させる地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金1,000億円を財政投融资特別会計から交付税特別会計に繰り入れる。

(c) 地方財政法第5条の特例となる地方債（臨時財政対策債）を3兆2,568億円発行する。

b 交付税特別会計借入金の償還については、平成29年度の償還計画の見直しに伴い償還を繰り延べたものの一部1,000億円を増額し、5,000億円の償還を実施する。

c 上記の結果、令和元年度の地方交付税については、16兆1,809億円（前年度比1,724億円増、1.1%増）を確保する。

(ウ) 地方債については、引き続き厳しい地方財政の状況の下で、地方財源の不足に対処するための措置を講じ、また、地方団体が「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」（平成30年12月14日

閣議決定)、公共施設等の適正管理及び地域の活性化への取組等を着実に推進できるよう、所要の地方債資金を確保する。

この結果、地方債計画(通常収支分)の規模は、12兆56億円(普通会計分9兆4,282億円、公営企業会計等分2兆5,774億円)とする。

(工) 人づくり革命の実現、地方創生の推進、個性と活力ある地域社会の構築、住民に身近な社会資本の整備、災害に強い安心安全なまちづくり、総合的な地域福祉施策の充実、農山漁村地域の活性化等を図ることとし、財源の重点的配分を行う。

a 「人づくり革命」の実現に向けた取組のうち、幼児教育の無償化については、令和元年度は消費税率引上げに伴う地方の増収が僅かであることから、地方負担分を措置する臨時交付金を創設し、全額国費により対応する。また、「人づくり革命」として、待機児童の解消、保育士の処遇改善、介護人材の処遇改善に係る措置を講じることとしており、当該措置に係る地方負担について所要の財政措置を講じる。

b 「まち・ひと・しごと創生事業費」については、引き続き1兆円(前年度同額)を計上する。

c 投資的経費に係る地方単独事業費については、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」に基づく事業と連携しつつ、自然災害を防止するための基盤整備を推進するため、新たに「緊急自然災害防止対策事業費」を3,000億円計上することとし、全体で前年度に比し5.2%増額し、引き続き、地域の自立や活性化につながる基盤整備を重点的・効率的に推進する。

d 「重点課題対応分」については、森林環境譲与税を財源として実施する森林整備等の経費200億円を新たに計上し、2,700億円計上する。

e 社会保障・税一体改革による「社会保障の充実」として、子ども・子育て支援、医療・介護サービスの提供体制改革、医療・介護保険制度改革等に係る措置を講じることとしており、当該措置に係る地方負担について所要の財政措置を講じる。

f 一般行政経費に係る地方単独事業費については、社会保障関係費の増加等を適切に反映した計上を行うことにより、財源の重点的配分を図るとともに、地域において必要な行政課題に対して適切に対処する。

g 消防力の充実、防災・減災対策等の推進及び治安維持対策等住民生活の安心安全を確保するための施策に対し所要の財政措置を講じる。

h 過疎地域の自立促進のための施策等に対し所要の財政措置を講じる。

(オ) 地方公営企業の経営基盤の強化を図るとともに、上・下水道、交通、病院等住民生活に密接に関連した社会資本の整備の推進、公立病院における医療の提供体制の整備をはじめとする社会経済情勢の変化に対応した事業の展開等を図るため、経費負担区分等に基づき、一般会計から公営企業会計に対し所要の繰出しを行うこととする。

(カ) 地方行財政運営の合理化を図ることとし、適正な定員管理、事務事業の見直しや民間委託など引き続き行財政運営全般にわたる改革を推進する。

イ 東日本大震災分

(ア) 復旧・復興事業

a 東日本大震災に係る復旧・復興事業等の実施のための特別の財政需要等を考慮して交付することとしている震災復興特別交付税については、直轄・補助事業に係る地方負担分等を措置するため、4,049億円を確保する。また、一般財源充当分として90億円を計上する。

b 地方債については、復旧・復興事業を円滑に推進できるよう、所要額についてその全額を公的資金で確保する。

この結果、地方債計画(東日本大震災分)における復旧・復興事業の規模は28億円(普通会計分12億円及び公営企業会計等分16億円)とする。

c 直轄事業負担金及び補助事業費、地方自治法に基づく職員の派遣、投資単独事業等の地方単独事業

費並びに地方税法等に基づく特例措置分等の地方税等の減収分見合い歳出等について所要の事業費1兆987億円を計上する。

(イ) 全国防災事業

全国防災事業については、地方税の臨時的な税制上の措置（平成25年度～令和5年度）による地方税の収入見込額として745億円を計上するとともに、一般財源充当分として312億円を計上する。

以上のような方針に基づいて策定した令和元年度の地方財政計画の規模は、通常収支分は89兆5,930億円で、前年度と比べると2兆6,957億円増加（3.1%増）となり、東日本大震災分は、復旧・復興事業が1兆987億円で、前年度と比べると92億円減少（0.8%減）、全国防災事業が1,058億円で、前年度と比べると23億円増加（2.2%増）となった。

通常収支分についてみると、歳入では、地方税は40兆1,633億円で、前年度と比べると7,339億円増加（1.9%増）（道府県税1.6%増、市町村税2.1%増）、地方譲与税は2兆7,123億円で、前年度と比べると1,369億円増加（5.3%増）、地方特例交付金は4,340億円で、前年度と比べると2,796億円増加（181.1%増）、地方交付税は16兆1,809億円で、前年度と比べると1,724億円増加（1.1%増）、国庫支出金は14兆7,174億円で、前年度と比べると1兆662億円増加（7.8%増）、地方債（普通会計分）は9兆4,282億円で、前年度と比べると2,096億円増加（2.3%増）となった。

歳出では、給与関係経費は20兆3,307億円で、前年度と比べると163億円増加（0.1%増）となった。なお、地方財政計画における職員数については、1,919人の増とした。一般行政経費は38兆4,197億円で、前年度と比べると1兆3,675億円増加（3.7%増）となり、このうち一般行政経費に係る地方単独事業費は14兆1,804億円で、前年度と比べると1,190億円増加（0.8%増）となった。公債費は11兆9,088億円で、前年度と比べると2,976億円減少（2.4%減）、投資的経費は13兆153億円で、前年度と比べると1兆3,973億円増加（12.0%増）となった。なお、投資的経費に係る地方単独事業費は6兆1,076億円で、前年度と比べると3,000億円増加（5.2%増）となった。

東日本大震災分（復旧・復興事業）についてみると、歳入では、震災復興特別交付税は4,049億円で、前年度と比べると178億円減少（4.2%減）、国庫支出金は6,768億円で、前年度と比べると80億円増加（1.2%増）などとなった。歳出では、一般行政経費は2,422億円で、前年度と比べると528億円減少（17.9%減）、投資的経費は8,344億円で、前年度と比べると534億円増加（6.8%増）などとなった。

東日本大震災分（全国防災事業）についてみると、歳入では地方税は745億円で、前年度と比べると17億円増加（2.3%増）などとなった。歳出では公債費は1,058億円で、前年度と比べると23億円増加（2.2%増）となった。

また、令和元年度の地方債計画の規模は、通常収支分が12兆56億円（普通会計分9兆4,282億円、公営企業会計等分2兆5,774億円）で、前年度と比べると3,600億円増加（3.1%増）となった。東日本大震災分は、復旧・復興事業が28億円（普通会計分12億円、公営企業会計等分16億円）で、前年度と比べると25億円減少（47.2%減）となった。

(3) 令和元年度一般会計の予備費の使用

ア 「被災者の生活と生業の再建に向けた対策パッケージ」に基づく予備費の使用とそれに伴う地方財政措置

(ア) 予備費の使用

令和元年台風第15号及び台風第19号をはじめとした一連の豪雨・暴風を受けて、被災地のニーズや地域ごとの特性を踏まえつつ、被災者の生活・生業の再建に向け、緊急に対応すべき施策が「被災者の生活と生業の再建に向けた対策パッケージ」（令和元年11月7日令和元年台風第19号非常災害対策本部会議）として取りまとめられ、予備費等の措置を講じていくこととされ、令和元年度一般会計の予備費の使用が令和元年11月8日に閣議決定された。

この予備費の使用においては、生活の再建関連経費336億円、生業の再建関連経費684億円、公共土

木施設等の災害応急復旧関連経費63億円、災害救助等関連経費233億円が計上された。

(イ) 予備費の使用に係る地方財政措置

この予備費の使用においては、歳出の追加に伴う地方負担が生じることから、これに対しては以下のとおり地方財政措置を講じることとした。

a 災害復旧事業

(a) 直轄・補助事業として実施する災害復旧事業について、地方負担額の100%まで補助災害復旧事業債を充当できることとし、後年度における元利償還金の95%を公債費方式により基準財政需要額に算入する。

(b) 強い農業・担い手づくり総合支援交付金事業（災害復旧として実施する被災産地施設支援対策）について、地方負担額の100%まで一般単独災害復旧事業債を充当できることとし、後年度における元利償還金については、地方公共団体の財政力に応じ、47.5～85.5%を公債費方式により基準財政需要額に算入する。

b 災害関連事業

地方負担額の100%まで補正予算債（公共事業等債）を充当できることとし、後年度における元利償還金の80%を公債費方式により基準財政需要額に算入する。

c 災害廃棄物処理事業

(a) 令和元年台風第15号及び第19号による災害に係る事業について、災害対策債の発行要件を満たす地方公共団体においては、地方負担額の100%まで災害対策債を充当できることとし、後年度における元利償還金の95%を公債費方式により基準財政需要額に算入する。

また、災害対策債の発行要件を満たさない地方公共団体においては、地方負担額の95%を特別交付税により措置する。

(b) 上記(a)以外の事業について、地方負担額の80%を特別交付税により措置した上で、残余について、災害対策債の発行要件を満たす地方公共団体においては、その100%まで災害対策債を充当できることとし、後年度における元利償還金の57%を特別交付税により措置する。

d 中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業

災害対策債の発行要件を満たす地方公共団体においては、地方負担額の100%まで災害対策債を充当できることとし、後年度における元利償還金の95%を公債費方式により基準財政需要額に算入する。

また、災害対策債の発行要件を満たさない地方公共団体においては、地方負担額の95%を特別交付税により措置する。

e 小規模事業者支援推進事業

地方公共団体が支出する経費の3分の2を国が補助する場合、地方負担額の95%を特別交付税により措置する。

また、地方公共団体が支出する経費の2分の1を国が補助する場合、地方負担額の70%を特別交付税により措置する。

f 強い農業・担い手づくり総合支援交付金事業（被災農業者支援型）及び被災農家営農再開緊急対策事業
地方負担額の70%を特別交付税により措置する。

g 災害援護貸付金

資金手当として地方負担額の100%まで一般事業債を充当できることとする。

h 災害救助費及び災害弔慰金等

地方負担額については、従前と同様、所要の特別交付税措置を講じる。

イ 「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策」に基づく予備費の使用とそれに伴う地方財政措置

(ア) 予備費の使用

新型コロナウイルス感染症への対応について、当面緊急に措置すべき対応策が「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策」（令和2年2月13日新型コロナウイルス感染症対策本部）として取りまとめら

れ、令和元年度予算の着実な執行に加え、第一弾として予備費103億円を講じることにより、総額153億円の対応策を実行することとされ、令和元年度一般会計の予備費の使用が令和2年2月14日に閣議決定された。

総額153億円の対応策の内訳については、帰国者等への支援関連経費30億円、国内感染対策の強化関連経費65億円、水際対策の強化関連経費34億円、影響を受ける産業等への緊急対応関連経費6億円、国際連携の強化等関連経費18億円が計上された。

(イ) 予備費の使用に係る地方財政措置

この予備費の使用により追加される保健衛生施設等設備整備補助事業、感染症医療費負担事業及び疾病予防対策事業費等補助事業については、地方負担額の80%を特別交付税により措置することとした。なお、感染症医療費負担事業については、令和元年度当初予算も活用し実施することとされたことから、当該事業における普通交付税措置額を上回る額について措置を講じることとした。

また、令和元年度当初予算を活用し実施される保健衛生施設等設備整備費補助事業のうち、緊急対応策に基づき実施されるものについても、地方負担額の80%を特別交付税により措置することとした。

(4) 令和元年度補正予算

ア 令和元年度補正予算（第1号）

令和元年度補正予算（第1号）は、令和元年12月13日に閣議決定、令和2年1月20日に第201回通常国会に提出され、1月30日に成立した。

この補正予算においては、歳出面で、災害からの復旧・復興と安全・安心の確保2兆3,086億円、経済の下振れリスクを乗り越えようとする者への重点支援9,173億円、未来への投資と東京オリンピック・パラリンピック後も見据えた経済活力の維持・向上1兆771億円等が追加計上されたほか、既定経費の減額1兆2,908億円等の修正減少額が計上された。また、歳入面で、税収を2兆3,150億円減額計上する一方、税外収入1,881億円、公債金4兆4,214億円（建設公債2兆1,917億円及び特例公債2兆2,297億円）等が追加計上された。

この結果、一般会計予算の規模は、歳入歳出とも令和元年度当初予算に対し、3兆1,946億円増加し、104兆6,517億円となった。

イ 令和元年度補正予算（第1号）に係る地方財政措置等

(ア) 通常収支分

この補正予算においては、国税の減額補正に伴い地方交付税が減額されるとともに、歳出の追加に伴う地方負担の増加が生じることから、以下のとおり措置を講じることとした。

a 地方交付税

この補正予算において以下のとおり措置を講じる。

- (a) 令和元年度の国税収入の補正に伴う地方交付税法定率分7,651億円の減については、平成30年度の国税決算に伴う地方交付税法定率分1,156億円の増を充てた上で、残余の6,496億円について全額を一般会計からの加算により措置することとし、令和元年度当初の地方交付税の総額を確保する。

なお、当該加算については、後年度精算するものである。

- (b) 本年度の災害等の状況にかんがみ、令和元年度の特別交付税の総額に950億円加算する。

b 子ども・子育て支援臨時交付金の増額

幼児教育・保育の無償化に係る地方負担の増加に対応するため、342億円増額する。

c 追加の財政需要

この補正予算により令和元年度に追加されることとなる投資的経費に係る地方負担額については、原則として、その100%まで地方債を充当できることとし、以下に掲げるものを除き、後年度における

元利償還金の50%を公債費方式により基準財政需要額に算入する。

(a) 災害復旧事業債

i 補助災害復旧事業債

補助災害復旧事業債の後年度における元利償還金については、その95%を公債費方式により基準財政需要額に算入する。

ii 災害対策債

(i) 中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業及び令和元年台風第19号による災害の災害廃棄物処理事業に係る災害対策債の後年度における元利償還金については、その95%を公債費方式により基準財政需要額に算入する。

また、災害対策債の発行要件を満たさない地方公共団体においては、地方負担額の95%を特別交付税により措置する。

(ii) 上記(i)以外の事業

災害廃棄物処理事業について、地方負担額の80%を特別交付税により措置した上で、残余について、災害対策債の発行要件を満たす地方公共団体においては、災害対策債の後年度における元利償還金の57%を特別交付税により措置する。

iii 一般単独災害復旧事業債

一般単独災害復旧事業債の後年度における元利償還金については、地方公共団体の財政力に応じ、その47.5%~85.5%を公債費方式により基準財政需要額に算入する。

iv 地方公営企業災害復旧事業債

地方公営企業災害復旧事業債の後年度における元利償還金については、一般会計からの繰出額に応じ、その最大50%までを特別交付税により措置する。

(b) 令和元年台風第19号への対応に伴う投資的経費（災害復旧事業を除く）に係る補正予算債

令和元年台風第19号への対応に伴う投資的経費（災害復旧事業を除く）に係る補正予算債の後年度における元利償還金については、その80%を公債費方式により基準財政需要額に算入する。

(c) 「GIGAスクール構想の実現」に向けた校内通信ネットワーク整備事業に係る補正予算債

「GIGAスクール構想の実現」に向けた校内通信ネットワーク整備事業に係る補正予算債の後年度における元利償還金については、その60%を公債費方式により基準財政需要額に算入する。

(d) 公営企業債

当初における一般会計からの繰出額の一部に対する算定と同様の方式により措置する。

d この補正予算により令和元年度に追加されることとなる地方債の対象とならない経費については、地方財政計画に計上された追加財政需要額（4,200億円）の一部により対応する。

(イ) 東日本大震災分

この補正予算により令和元年度に追加されることとなる東日本大震災に係る復旧・復興事業に係る地方負担額については、令和元年度分の震災復興特別交付税の総額に504億円を加算したうえで措置することとした。

地方公務員の給与改定

令和元年の国家公務員の給与改定については、国の給与関係法の公布及び施行（令和元年11月22日）に伴い、その取扱いが決定されたが、地方公務員の給与改定については、「地方公務員法」（昭和25年法律第261号）の趣旨に沿って適切に対応されるよう「地方公務員の給与改定等に関する取扱いについて」（令和元年10月11日付け総務副大臣通知）で通知した。

なお、当該給与改定に係る一般財源所要額については、地方財政計画上の追加財政需要額（4,200億円）の一部により対応することとした。

(5) 地方公共団体の予算

令和元年度の地方公共団体の普通会計予算の総額（都道府県及び市町村（一部事務組合等を除く）の単純合計）は、前年度と比べると当初予算では2.5%増、9月補正後予算では2.0%増となっている。

主な内訳をみると、歳入では、

- ・ 地方税が当初予算、9月補正後予算ともに2.5%増
- ・ 地方譲与税が当初予算では7.5%増、9月補正後予算では7.7%増
- ・ 地方交付税が当初予算では0.6%増、9月補正後予算では0.7%増
- ・ 国庫支出金が当初予算では6.0%増、9月補正後予算では5.1%増
- ・ 地方債が当初予算では0.9%増、9月補正後予算では1.1%減

となっている。一方、歳出では、

- ・ 人件費が当初予算では0.1%増、9月補正後予算では0.0%増
- ・ 扶助費が当初予算では3.3%増、9月補正後予算では3.7%増
- ・ 補助費等が当初予算では3.8%増、9月補正後予算では3.9%増
- ・ 普通建設事業費が当初予算では7.0%増、9月補正後予算では6.8%増
- ・ 災害復旧事業費が当初予算では31.0%増、9月補正後予算では27.3%減

となっている。

詳細は第51表のとおりとなっている。

(6) 地方公営企業等に関する財政措置

ア 地方公営企業

(ア) 通常収支分

地方公営企業については、経営基盤の強化を図るとともに、水道、下水道、交通、病院等住民生活に密接に関連した社会資本の整備の推進、公立病院における医療の提供体制の整備をはじめとする社会経済情勢の変化に対応した事業の展開等を図る必要がある。

このため、令和元年度においては、次のような措置を講じることとした。

公営企業会計と一般会計との間における経費負担区分の原則等に基づく公営企業繰出金については、地方財政計画において2兆5,394億円（前年度2兆5,584億円）を計上する。

地方公営企業の建設改良等に要する地方債については、地方債計画において公営企業会計等分2兆5,774億円（前年度2兆4,270億円）を計上する。

各事業における地方財政措置のうち主なものは以下のとおりである。

- a 簡易水道事業及び下水道事業（流域下水道、小規模集合排水処理施設及び個別排水処理施設に係るものに限り。）については、前年度に引き続き、事業年度における一般会計からの繰出しに代えて、臨時的に公営企業債（臨時措置分）を措置することとし、当該臨時措置分に係る公営企業債の元利償還金については、その全額（流域下水道のうち地方単独事業に係るものを除く。）を後年度において基準財政需要額に算入する。
- b 地方公営企業を取り巻く経営環境が厳しさを増すことを踏まえ、経営戦略の策定・改定や抜本的な改革等の取組を通じ、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上を図るため、経営戦略の策定・改定に要する経費については、令和2年度までを期限として特別交付税措置を講じる。この措置においては、水道事業及び下水道事業の広域化等の調査・検討に要する経費について、重点的な支援を講じる。なお、水道事業における高料金対策及び下水道事業における高資本費対策に係る地方交付税措置並びに水道管路耐震化事業に係る地方財政措置については、経営戦略を策定していることを要件としている。

また、公営企業会計の更なる適用の推進について、重点事業としている下水道事業及び簡易水道事

第51表 令和元年度普通会計予算の状況（9月補正後）

その1 歳入

区 分	予 算 額								構 成 比			
	当 初 予 算				9月補正後予算				当初予算		9月補正後予算	
	令和 元年度	平成 30年度	増減額	増減率	令和 元年度	平成 30年度	増減額	増減率	令和 元年度	平成 30年度	令和 元年度	平成 30年度
	億円	億円	億円	%	億円	億円	億円	%	%	%	%	%
地 方 税	407,880	398,029	9,851	2.5	407,982	398,134	9,848	2.5	37.2	37.2	36.6	36.4
地 方 譲 与 税	27,093	25,202	1,891	7.5	27,149	25,199	1,949	7.7	2.5	2.4	2.4	2.3
地 方 特 例 交 付 金	3,815	1,437	2,378	165.4	4,351	1,471	2,881	195.9	0.3	0.1	0.4	0.1
地 方 交 付 税	159,836	158,948	888	0.6	161,393	160,294	1,099	0.7	14.6	14.9	14.5	14.7
市町村たばこ税都道府県交付金	8	4	3	78.1	8	4	3	78.1	0.0	0.0	0.0	0.0
利 子 割 交 付 金	298	277	21	7.7	298	277	21	7.7	0.0	0.0	0.0	0.0
配 当 割 交 付 金	998	920	78	8.5	998	920	78	8.5	0.1	0.1	0.1	0.1
株式等譲渡所得割交付金	846	804	42	5.2	846	804	42	5.2	0.1	0.1	0.1	0.1
分離課税所得割交付金	54	50	4	8.0	54	50	4	8.0	0.0	0.0	0.0	0.0
道府県民税所得割臨時交付金	0	714	△ 714	△ 100.0	0	714	△ 714	△ 100.0	0.0	0.1	0.0	0.1
地 方 消 費 税 交 付 金	23,439	23,091	348	1.5	23,433	23,097	337	1.5	2.1	2.2	2.1	2.1
ゴルフ場利用税交付金	293	307	△ 13	△ 4.4	293	307	△ 13	△ 4.3	0.0	0.0	0.0	0.0
自動車取得税交付金	697	1,268	△ 571	△ 45.1	683	1,266	△ 583	△ 46.0	0.1	0.1	0.1	0.1
軽油引取税交付金	1,313	1,287	27	2.1	1,313	1,287	27	2.1	0.1	0.1	0.1	0.1
小 計（一般財源）	626,570	612,338	14,232	2.3	628,802	613,823	14,979	2.4	57.2	57.3	56.4	56.1
国 庫 支 出 金	155,239	146,412	8,827	6.0	160,085	152,371	7,714	5.1	14.2	13.7	14.4	13.9
地 方 債	107,768	106,787	982	0.9	110,902	112,115	△ 1,213	△ 1.1	9.8	10.0	9.9	10.3
そ の 他	206,648	203,562	3,086	1.5	215,693	215,140	553	0.3	18.9	19.0	19.3	19.7
歳 入 合 計	1,096,225	1,069,098	27,127	2.5	1,115,482	1,093,448	22,033	2.0	100.0	100.0	100.0	100.0

その2 歳出

区 分	予 算 額								構 成 比			
	当 初 予 算				9月補正後予算				当初予算		9月補正後予算	
	令和 元年度	平成 30年度	増減額	増減率	令和 元年度	平成 30年度	増減額	増減率	令和 元年度	平成 30年度	令和 元年度	平成 30年度
	億円	億円	億円	%	億円	億円	億円	%	%	%	%	%
人 件 費	224,060	223,948	112	0.1	224,035	223,935	101	0.0	20.4	20.9	20.1	20.5
物 件 費	102,894	97,535	5,360	5.5	104,859	99,217	5,641	5.7	9.4	9.1	9.4	9.1
維 持 補 修 費	11,849	11,486	363	3.2	12,187	12,082	106	0.9	1.1	1.1	1.1	1.1
扶 助 費	151,064	146,289	4,775	3.3	151,930	146,576	5,354	3.7	13.8	13.7	13.6	13.4
補 助 費 等	198,188	190,845	7,343	3.8	201,220	193,642	7,577	3.9	18.1	17.9	18.0	17.7
普 通 建 設 事 業 費	158,512	148,120	10,392	7.0	165,698	155,120	10,578	6.8	14.5	13.9	14.9	14.2
うち	補 助 事 業 費	74,892	70,612	4,279	6.1	79,430	74,142	5,287	7.1	6.8	6.6	7.1
	単 独 事 業 費	76,149	70,336	5,812	8.3	78,608	73,725	4,883	6.6	6.9	6.6	7.0
災 害 復 旧 事 業 費	9,127	6,968	2,158	31.0	9,976	13,726	△ 3,751	△ 27.3	0.8	0.7	0.9	1.3
失 業 対 策 事 業 費	0	0	0	0.0	0	1	△ 0	△ 50.6	0.0	0.0	0.0	0.0
公 債 費	120,943	122,927	△ 1,983	△ 1.6	121,265	123,247	△ 1,982	△ 1.6	11.0	11.5	10.9	11.3
そ の 他	119,586	120,979	△ 1,393	△ 1.2	124,311	125,902	△ 1,591	△ 1.3	10.9	11.3	11.1	11.5
歳 出 合 計	1,096,225	1,069,098	27,127	2.5	1,115,482	1,093,448	22,033	2.0	100.0	100.0	100.0	100.0

- (注) 1 この数値は、各年度の予算額の単純合計（都道府県及び市町村（一部事務組合等を除く））である。
2 当初予算については、平成30年度又は令和元年度に骨格予算又は暫定予算を編成した団体については、肉付け後予算又は本予算の額を計上している。
3 「地方税」のうちの地方消費税は、都道府県間の清算を行った後の額である。したがって、地方消費税清算金は、歳入、歳出のいずれにも計上されない。
4 「国庫支出金」には、国有提供施設等所在市町村助成交付金を含む。
5 表示単位未満四捨五入の関係で数値が一致しない場合がある。

業について、人口3万人以上の地方公共団体において令和元年度までの公営企業会計への移行を引き続き推進するとともに、人口3万人未満の地方公共団体においても令和5年度までに公営企業会計に移行するなど、公営企業会計の適用が円滑に実施されるよう、適用に要する経費について、地方財政措置を講じるとともに、公営企業会計の適用に取り組む市町村に対して都道府県が行う支援に要する経費について、地方交付税措置を講じる。また、公営企業会計の適用に伴い、資本費平準化債の発行可能額が減少する場合について、激変緩和措置を講じる。

経営戦略の策定・改定、抜本的な改革、公営企業会計の適用等の推進に当たって、公営企業の経営に精通した専門人材の活用に関する経費について、特別交付税措置を講じる。

- c 水道事業については、経営統合に加え、施設の共同設置・共同利用等、複数の市町村が実施する多様な広域化を推進するため、「水道広域化推進プラン」に基づき地方単独事業として実施する事業を対象に追加するなど、広域化に伴う施設の整備費等に対する地方財政措置を拡充する。また、上水道事業の高料金対策に係る地方交付税措置について、経営統合後の激変緩和措置を講じる。なお、都道府県における「水道広域化推進プラン」の策定に要する経費について、地方交付税措置を講じる。

また、水道管路に係る着実な更新投資と災害対策を推進するため、水道管路耐震化事業について、引き続き地方財政措置を講じるとともに、経営条件の厳しい一定の団体に対して当該措置を拡充する。

- d 下水道事業については、広域化・共同化を推進するため、市町村内で実施する事業や、接続管渠の整備等に要する経費を対象に追加するなど、広域化・共同化に伴う施設の整備費等に対する地方財政措置を拡充する。なお、高資本費対策に係る地方交付税措置について、事業統合後の激変緩和措置を講じる。

また、都道府県における「広域化・共同化計画」の策定に要する経費について、地方交付税措置を講じる。

- e 病院事業については、再編・ネットワーク化に伴う施設・設備の整備費等について地方財政措置を講じるほか、不採算医療・特殊医療等に対しても地方交付税措置を講じる。

また、公立病院の医師確保に資するよう、医師の確保が困難な地域の公立病院へ医師を派遣する地域の拠点病院等（公立病院、公的病院等）における当該医師の確保に要する経費について、地方公共団体が行う補助等に対して特別交付税措置を講じるとともに、公立病院における遠隔医療システムの導入に要する経費（病院事業債の対象となるものを除く。）について、特別交付税措置を講じる。

（イ）東日本大震災分

地方公営企業に係る復旧・復興事業については、一般会計から公営企業会計への繰出基準の特例を設け、一般会計から公営企業会計に対し所要の繰出しを行うこととし、当該繰出金に対しては、その全額（復興事業のうち東日本大震災復興交付金（効果促進事業）は95%）を震災復興特別交付税により措置することとしており、地方財政計画において75億円を計上する。また、復旧・復興事業に係る地方債については、地方債計画において公営企業会計等分16億円を計上する。

イ 国民健康保険事業

国民健康保険制度については、「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第31号）に基づき、平成30年度から都道府県が国民健康保険の財政運営の責任主体となったが、国民健康保険事業の厳しい財政状況に配慮し、財政基盤の強化のための支援措置を次のとおり講じることとした。

- （ア）都道府県が、都道府県内の市町村の財政の状況その他の事情に応じた財政調整を行うため、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第72条の2に基づき、一般会計から当該都道府県の国民健康保険に関する特別会計に繰り入れられる都道府県繰入金（給付費等の9%分）については、その所要額（6,436億円）について地方交付税措置を講じる。

- （イ）国保被保険者の保険料負担の緩和を図る観点から、市町村（一部事務組合等を除く。）が保険料軽減

相当額に応じて、一般会計から国民健康保険特別会計への繰入れを行う際に、当該費用に対し、都道府県が一部（都道府県3/4、市町村1/4）を負担することとし、その所要額（4,423億円）について地方交付税措置を講じる。

（ウ）低所得者を多く抱える保険者を支援する観点から、市町村（一部事務組合等を除く。）が低所得者数に応じて、一般会計から国民健康保険特別会計への繰入れを行う際に、当該費用（2,594億円）に対し、国及び都道府県が一部（国1/2、都道府県1/4、市町村1/4）を負担することとし、地方負担（1,297億円）について地方交付税措置を講じる。

（エ）高額医療費負担金（3,723億円）については、都道府県国保に対し、国及び都道府県が一部（国1/4、都道府県1/4、都道府県国保1/2）を負担することとし、地方負担（931億円）について地方交付税措置を講じる。

（オ）国保財政安定化支援事業については、国保財政の健全化に向けた市町村一般会計から国民健康保険特別会計への繰入れについて、所要の地方交付税措置（1,000億円）を講じる。

（カ）国民生活の質の維持・向上を確保しつつ、医療費の適正化を図ることを目的として、40歳から74歳までの国保被保険者に対して糖尿病等の予防に着目した健診及び保健指導を行うため、特定健康診査・保健指導事業（517億円）に対して、国及び都道府県が一部（国1/3、都道府県1/3、都道府県国保1/3）を負担することとし、地方負担（172億円）について地方交付税措置を講じる。

ウ 後期高齢者医療制度

後期高齢者医療制度については、実施主体である広域連合の財政基盤の強化のための支援措置を次のとおり講じることとした。

（ア）保険料軽減制度については、低所得者に対する配慮として、後期高齢者の被保険者の保険料負担の緩和を図る（均等割2割・5割・7割軽減）とともに、元被扶養者の保険料軽減を行う（均等割5割軽減）ため、都道府県及び市町村が負担（都道府県3/4、市町村1/4）することとし、その所要額（2,989億円）について地方交付税措置を講じる。

（イ）高額医療費負担金（3,106億円）については、広域連合の拠出金に対し、国及び都道府県が一部（国1/4、都道府県1/4、広域連合1/2）を負担することとし、地方負担（777億円）について地方交付税措置を講じる。

（ウ）財政安定化基金については、保険料未納や給付増リスク等による後期高齢者医療広域連合の財政影響に対応するため、都道府県に基金を設置しその拠出金（193億円）に対して国及び都道府県が一部（国1/3、都道府県1/3、広域連合1/3）を負担することとし、地方負担（64億円）について地方交付税措置を講じる。

（エ）実施主体である広域連合に対する市町村分担金、市町村の事務経費及び都道府県の後期高齢者医療審査会関係経費等について所要の地方交付税措置を講じる。

(7) 個別団体における財政健全化

地方公共団体の財政状況は、平成30年度決算における経常収支比率は、地方税や地方譲与税の増加等により、前年度（93.5%）と比べて0.5ポイント低下の93.0%となっているものの、近年は90%台の高い水準で推移しているほか、普通会計が負担すべき借入金残高も累積しているなど、依然として厳しい状況となっている。

各地方公共団体においては、このような状況を踏まえて、地方税等の徴収対策、使用料・手数料の適正化、未利用財産の売却などの歳入確保や、事務事業の見直し、組織・機構の簡素効率化、外郭団体の統廃合等、定員管理・給与の適正化、民間委託等の推進、他の地方公共団体との連携、公共施設の最適化などの自主的な行財政改革に取り組んでいる。

平成30年度決算に基づく健全化判断比率による早期健全化基準以上の団体は、財政再生団体の北海道夕

張市のみとなっている。北海道夕張市では、市民生活に直結したサービスを維持しながら、早期の財政の再生に向けた最大限の取組を行っており、固定資産税・軽自動車税の超過課税や各種使用料・手数料の引上げなど、住民負担の増加を伴う取組等による徹底した歳入確保と、職員数の削減や職員給与の見直しなど、行政のスリム化等による徹底した歳出削減により、財政状況の改善を図っている。なお、夕張市において、引き続き財政の再生に努めつつ、財政再生計画の終了後も持続的に存立・発展していけるよう、認定こども園や拠点複合施設の整備など地域の再生に資する事業の追加等の内容を盛り込んだ財政再生計画の見直しに対し平成29年3月に総務大臣が同意を行ったところであり、当該計画に基づき財政再建と地域再生の両立に向けた取組を行っている。

また、平成30年度決算における資金不足比率が経営健全化基準以上の公営企業は7会計であるが、これらの公営企業では定期的な料金改定の実施等により収入増加を図るとともに、職員数の削減や維持管理経費の削減等により積極的な支出の削減を図っているほか、収益の増加や経費の節減等により資金不足額の減少を図ることとしている。

2 令和2年度の地方財政

(1) 令和2年度の経済見通しと国の予算

ア 経済見通しと経済財政運営の基本的態度

「令和2年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」は、令和元年12月18日閣議了解、令和2年1月20日閣議決定された。この中で、以下の令和元年度の経済動向、令和2年度の経済見通し及び令和2年度の経済財政運営の基本的態度が示された。

(ア) 令和元年度の経済動向

令和元年度の我が国経済は、海外経済の減速等を背景に外需が弱いものの、雇用・所得環境の改善等により、内需を中心に緩やかに回復している。令和元年10月に実施した消費税率の引上げに当たっては、経済の回復基調に影響を及ぼさないといった観点から、軽減税率制度や臨時・特別の措置など各種の対応策を実施している。

今後についても、緩やかな回復が続くことが期待されるものの、消費税率引上げ後の経済動向を引き続き注視するとともに、台風等の被害からの復旧・復興の取組を更に加速し、あわせて米中貿易摩擦など海外発の下方リスクによる悪影響に備える必要がある。

こうした中、政府は、「15か月予算」の考え方で、災害からの復旧・復興と安全・安心の確保、経済の下振れリスクを乗り越えようとする者への重点支援、未来への投資と東京オリンピック・パラリンピック後も見据えた経済活力の維持・向上を柱とし策定された「安心と成長の未来を拓く総合経済対策」（令和元年12月5日閣議決定。以下「総合経済対策」という。）に基づき、予備費を含めた令和元年度予算、令和元年度補正予算及び令和2年度の臨時・特別の措置を適切に組み合わせることにより、機動的かつ万全の対策を講じ、当面の需要喚起にとどまらず、民需主導の持続的な経済成長の実現につなげていくこととしている。

物価の動向をみると、原油価格の下落の影響等により、消費者物価（総合）は前年比で伸びが低下している。

この結果、令和元年度の実質国内総生産（実質GDP）成長率は0.9%程度、名目国内総生産（名目GDP）成長率は1.8%程度と見込まれる。また、消費者物価（総合）は0.6%程度の上昇と見込まれる。

(イ) 令和2年度の経済見通し

令和2年度については、「総合経済対策」を円滑かつ着実に実施するなど、「令和2年度の経済財政運営の基本的態度」の政策効果もあいまって、我が国経済は、雇用・所得環境の改善が続き、経済の好循環が進展する中で、内需を中心とした景気回復が見込まれる。

物価については、景気回復により、需給が引き締まる中で緩やかに上昇し、デフレ脱却に向け前進が見込まれる。

この結果、令和2年度の実質GDP成長率は1.4%程度、名目GDP成長率は2.1%程度と見込まれる。また、消費者物価（総合）は0.8%程度の上昇と見込まれる。

なお、先行きのリスクとして、通商問題を巡る動向、中国経済の先行き、英国のEU離脱、中東地域を巡る情勢等の海外経済の動向や金融資本市場の変動の影響に留意する必要がある。

(ウ) 令和2年度の経済財政運営の基本的態度

今後の経済財政運営に当たっては、「経済再生なくして財政健全化なし」の基本方針の下、デフレ脱却・経済再生と財政健全化に一体的に取り組み、2020年頃の名目GDP600兆円経済と2025年度の財政健全化目標の達成を目指す。

総合経済対策の円滑かつ着実な実施により、自然災害からの復旧・復興を加速するとともに、経済の下振れリスクを確実に乗り越え、我が国経済の生産性の向上や成長力の強化を通じて民需中心の持続的な経

済成長の実現につなげていく。

潜在成長率の引上げによる成長力の強化を目指し、Society 5.0時代に向けた人材・技術などへの投資やイノベーションを企業の現預金も活用して喚起し、生産性の飛躍的向上に取り組む。

また、成長と分配の好循環の拡大に向け、企業収益を拡大しつつ、下請中小企業の取引適正化等を進め、賃上げの流れを継続して消費の拡大を図るとともに、外需の取り込みを進める。

さらに、少子高齢化に真正面から立ち向かい、若者も高齢者も女性も障害や難病のある方も皆が生きがいを持ち活躍できる一億総活躍社会の実現に取り組む。このため、希望出生率1.8、介護離職ゼロ、「人づくり革命」及び「働き方改革」のための対策を推進しつつ、就職氷河期世代の人々の社会への参画機会を拡大していく。全世代型社会保障の構築に向け、社会保障全般にわたる持続可能な改革を進める。

加えて、自然災害からの復興や国土強靱化、観光・農林水産業をはじめとした地方創生、地球温暖化などSDGsへの対応を含むグローバル経済社会との連携など重要課題への取組を行う。

財政健全化に向けては、新経済・財政再生計画に沿って着実に取組を進め、2025年度の国・地方を合わせた基礎的財政収支（プライマリーバランス）の黒字化を目指す。同時に債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指す。令和2年度予算については、「骨太方針2018」及び「経済財政運営と改革の基本方針2019」（令和元年6月21日閣議決定。以下「骨太方針2019」という。）に基づき、歳出改革等に着実に取り組む。

日本銀行には、経済・物価・金融情勢を踏まえつつ、2%の物価安定目標を実現することを期待する。

イ 国の予算

「令和2年度予算編成の基本方針」（令和元年12月5日閣議決定）及び「令和2年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」に基づいて、令和元年12月20日、令和2年度一般会計歳入歳出概算が閣議決定された。

令和2年度予算は、以下のような基本的な考え方により編成された。

（ア）令和2年度予算の基本的な考え方

- a アベノミクスの推進により、デフレではない状況を作り出す中で、我が国経済は、長期にわたる回復を持続させており、GDPは名目・実質ともに過去最大規模に達した。また、雇用・所得環境も改善し、2000年代半ばと比べて景況感の地域間のばらつきも小さくなっているなど、地方における経済は厳しいながらも、好循環の前向きな動きが生まれ始めている。
- b 経済の先行きについては、緩やかな回復が続くことが期待されるものの、消費税率引上げ後の経済動向を注視するとともに、台風等の被害からの復旧・復興の取組を更に加速し、あわせて米中貿易摩擦など海外発の下方リスクによる悪影響に備える必要がある。
- c 我が国財政は、国・地方の債務残高がGDPの2倍程度に膨らみ、なおも更なる累増が見込まれ、また、国債費が毎年度の一般会計歳出総額の2割以上を占めるなど、引き続き、厳しい状況にある。
- d 政府は、「経済再生なくして財政健全化なし」の基本方針の下、デフレ脱却・経済再生と財政健全化に一体的に取り組む、2020年頃の名目GDP600兆円経済と2025年度の財政健全化目標の達成を目指す。
- e 地球環境と両立した持続的かつ包摂的な経済成長の実現と財政健全化の達成に向けて、「骨太方針2019」に基づき、以下の視点から取組を推進する。

潜在成長率の引上げによる成長力の強化を目指し、Society 5.0時代に向けた人材・技術などへの投資やイノベーションを企業の現預金も活用して喚起し、生産性の飛躍的向上に取り組む。

また、成長と分配の好循環の拡大に向け、企業収益を拡大しつつ、下請中小企業の取引適正化等を進め、賃上げの流れを継続して消費の拡大を図るとともに、外需の取り込みを進める。

さらに、少子高齢化に真正面から立ち向かい、若者も高齢者も女性も障害や難病のある方も皆が生きがいを持ち活躍できる一億総活躍社会の実現に取り組む。このため、希望出生率1.8、介護離職ゼロ、「人づくり革命」及び「働き方改革」のための対策を推進しつつ、就職氷河期世代の人々の社会

への参画機会を拡大していく。全世代型社会保障の構築に向け、社会保障全般にわたる持続可能な改革を進める。

加えて、自然災害からの復興や国土強靱化、観光・農林水産業をはじめとした地方創生、地球温暖化などSDGsへの対応を含むグローバル経済社会との連携など重要課題への取組を行うとともに、昨今の国際情勢を踏まえ、我が国として、外交・安全保障の強化に取り組む。

- f 財政健全化に向けては、新経済・財政再生計画に沿って着実に取組を進め、2025年度の国・地方を合わせた基礎的財政収支（プライマリーバランス）の黒字化を目指す。同時に債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指す。

(イ) 令和2年度予算編成についての考え方

- a 令和2年度予算編成に向けては、引き続き、デフレ脱却に向け、構造改革はもとより、金融政策に成長指向の財政政策をうまく組み合わせることに留意する必要がある。

財政健全化への着実な取組を進める一方、上記の基本的考え方に沿って、賃上げの流れと消費拡大の好循環、外需の取り込み、設備投資の拡大を含めた需要拡大に向けた取組や、Society 5.0時代に向けた人材・技術などへの投資やイノベーションの促進、次世代型行政サービス等の抜本強化といった生産性の向上に向けた取組など、重要な政策課題への対応に必要な予算措置を講じるなど、メリハリの効いた予算編成を目指す。

あわせて、「15か月予算」の考え方で、災害からの復旧・復興と安全・安心の確保、経済の下振れリスクを乗り越えようとする者への重点支援、未来への投資と東京オリンピック・パラリンピック後も見据えた経済活力の維持・向上を柱とし策定された「総合経済対策」に基づき、令和元年度補正予算を新たに編成するとともに、予備費を含めた令和元年度予算、令和2年度の臨時・特別の措置を適切に組み合わせることにより、機動的かつ万全の対策とする。こうした取組により、当面の需要喚起にとどまらず、民需主導の持続的な経済成長の実現につなげていく。

- b 東日本大震災、熊本地震をはじめ、各地の災害からの復興や防災対応の強化を現場との連携を密に着実に進める。

令和元年度予備費により台風等の被災者の生活・生業を再建するとともに、令和元年度補正予算により切れ目のない対策を講じ、復旧・復興を加速する。あわせて、3年間集中の防災・減災、国土強靱化の緊急対策を着実に実行するとともに、台風被害を踏まえた課題を検証し、水害対策を中心に防災・減災、国土強靱化を更に強力に進め、インフラ老朽化対応を含め、国民の安全・安心を確保する。

- c 令和2年度予算は、「骨太方針2018」及び「骨太方針2019」に基づき、経済・財政一体改革を着実に推進するとともに、引き続き、2025年度の財政健全化目標の達成を目指し、新経済・財政再生計画で定める目安に沿った予算編成を行う。改革工程表を十分に踏まえて歳出改革を着実に推進するとの基本的考え方に立ち、その取組を的確に予算に反映する。

また、予算編成に当たっては、我が国財政の厳しい状況を踏まえ、引き続き、歳出全般にわたり、聖域なき徹底した見直しを推進する。地方においても、国の取組と基調を合わせ徹底した見直しを進める。

- d 次世代型行政サービスの実現に向けて、国が主導して国及び地方自治体等の情報システムやデータの標準化を推進する等デジタル・ガバメントの早期実現を図るとともに、2020年3月までに行政手続コストを2割以上削減し、行政手続の簡素化・効率化を推進する。また、各府省は行政事業レビューを徹底的に実施するとともにEBPM（Evidence-based Policymaking）を推進し、予算の質の向上と効果検証に取り組む。

- e 新経済・財政再生計画の改革工程表を改定し、継続して取り組むべき歳出改革等を盛り込むほか、「骨太方針2019」に盛り込まれた主要分野ごとの重要課題への対応について改革工程を具体化する。また、見える化、先進・優良事例の全国展開、インセンティブ改革、公的サービスの産業化などの広く国民各層の意識改革や行動変容に働きかける取組を引き続き加速・拡大する。さらに、政策効果の高い歳出に転換するワイズスペンディングの仕組みを強化し、民需主導の持続的な経済成長の実現に

つながる施策を喚起する。

このような方針に基づいて編成された令和2年度一般会計歳入歳出概算の規模は102兆6,580億円で、前年度当初予算と比べると1兆2,009億円増加（1.2%増）となった。

また、東日本大震災復興特別会計の予算規模は2兆739億円で、前年度当初予算と比べると608億円減少（2.8%減）となっている。

財政投融资計画の規模は13兆2,195億円で、前年度計画額と比べると1,001億円増加（0.8%増）となっている。

(2) 地方財政計画

令和2年度においては、通常収支分について、極めて厳しい地方財政の現状等を踏まえ、歳出面においては、人づくり革命の実現や地方創生の推進、地域社会の維持・再生、防災・減災対策等に対応するために必要な経費を計上するとともに、社会保障関係費の増加を適切に反映した計上を行う一方、国の取組と基調を合わせた歳出改革を行うこととする。また、歳入面においては、「骨太方針2018」で示された「新経済・財政再生計画」を踏まえ、交付団体をはじめ地方の安定的な財政運営に必要な地方の一般財源総額について、令和元年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保することを基本として、引き続き生ずることとなった大幅な財源不足について、地方財政の運営上支障が生じないよう適切な補填措置を講じることとする。

また、東日本大震災分については、復旧・復興事業及び全国防災事業について、通常収支とはそれぞれ別枠で整理し、所要の事業費及び財源を確保することとする。

なお、地方財政審議会からは、令和元年6月10日に「時代を越えて多様な地域を支えるための地方税財政改革についての意見」及び令和元年12月13日に「今後目指すべき地方財政の姿と令和2年度の地方財政への対応についての意見」（附属資料参照）が提出された。

以上を踏まえ、次の方針に基づき令和2年度の地方財政計画を策定している。

ア 通常収支分

(ア) 地方税制については、令和2年度地方税制改正では、所有者不明土地等に係る固定資産税の課税上の課題に対応するため、所有者情報の円滑な把握や課税の公平性の確保の観点から、税制上の措置を講じることとしている。また、個人住民税における未婚のひとり親に対する所得控除の適用及び寡婦（寡夫）控除の見直し並びに電気供給業に係る法人事業税の課税方式の見直しなどの税制上の措置を講じることとしている。

(イ) 財源不足見込額については、地方財政の運営に支障が生じることのないよう、次の措置を講じることとし、所要の法律改正を行う。

a 地方交付税法第6条の3第2項に基づく制度改正として、令和2年度から令和4年度までの間は、令和元年度までと同様、財源不足が建設地方債（財源対策債）の増発等によってもなお残る場合には、この残余を国と地方が折半して補填することとし、国負担分については、国の一般会計からの加算により、地方負担分については、地方財政法第5条の特例となる地方債（臨時財政対策債）により補填措置を講じる。臨時財政対策債の元利償還金相当額については、その全額を後年度地方交付税の基準財政需要額に算入する。

b 令和2年度の財源不足見込額4兆5,285億円については、上記の考え方に基づき、従前と同様の例により、次の補填措置を講じる。その結果、国と地方が折半して補填すべき額は生じないこととなる。

(a) 建設地方債（財源対策債）を7,700億円増発する。

(b) 地方交付税については、国の一般会計加算により5,187億円（地方交付税法附則第4条の2第1

項の加算額154億円及び同条第3項の加算額2,533億円並びに平成22年12月22日付け総務・財務両大臣覚書第3項(2)及び平成28年12月19日付け総務・財務両大臣覚書第8項に定める令和2年度における「乖離是正分加算額」2,500億円)増額する。

また、交付税特別会計剰余金1,000億円を活用する。

(c) 地方財政法第5条の特例となる地方債(臨時財政対策債)を3兆1,398億円発行する。

c 交付税特別会計借入金の償還については、特別会計に関する法律附則第4条第1項に基づき、5,000億円の償還を実施する。

d 上記の結果、令和2年度の地方交付税については、16兆5,882億円(前年度比4,073億円増、2.5%増)を確保する。

(ウ) 地方債については、引き続き厳しい地方財政の状況の下で、地方財源の不足に対処するための措置を講じ、また、地方団体が防災・減災対策、公共施設等の適正管理及び地域の活性化への取組等を着実に推進できるよう、所要の地方債資金を確保する。

この結果、地方債計画(通常収支分)の規模は、11兆7,336億円(普通会計分9兆2,783億円、公営企業会計等分2兆4,553億円)とする。

(エ) 人づくり革命の実現、地方創生の推進、地域社会の維持・再生、防災・減災対策の推進、住民に身近な社会資本の整備、総合的な地域福祉施策の充実、農山漁村地域の活性化等を図ることとし、財源の重点的配分を行う。

a 地方法人課税の偏在是正措置により生じる財源を活用して、地方団体が地域社会の維持・再生に向けた幅広い施策に自主的・主体的に取り組むため、一般行政経費に新たに「地域社会再生事業費」を4,200億円計上する。

b 「まち・ひと・しごと創生事業費」については、引き続き1兆円(前年度同額)計上する。

c 地方団体が地方単独事業として実施する河川等の浚渫を推進するため、維持補修費に新たに「緊急浚渫推進事業費」を900億円計上する。

d 災害防止・国土保全機能強化等の観点から、森林整備を一層促進するため、地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金を活用し、交付税特別会計における譲与税財源の借入れを行わないこととした上で、森林環境譲与税の譲与額を前倒しで増額する。

e 投資的経費に係る地方単独事業費については、防災・減災対策を推進するため、「緊急防災・減災事業費」及び「緊急自然災害防止対策事業費」について対象事業を拡充した上で、それぞれ5,000億円(前年度同額)、3,000億円(前年度同額)を計上することとしており、全体で前年度に比し0.1%増額し、引き続き、地域の自立や活性化につながる基盤整備を重点的・効率的に推進する。

f 「人づくり革命」として、幼児教育・保育の無償化、待機児童の解消、高等教育の無償化、介護人材の処遇改善に係る措置を講じることとしており、当該措置に係る地方負担について所要の財政措置を講じる。

g 社会保障・税一体改革による「社会保障の充実」として、子ども・子育て支援、医療・介護サービスの提供体制改革、医療・介護保険制度改革等に係る措置を講じることとしており、当該措置に係る地方負担について所要の財政措置を講じる。

h 一般行政経費に係る地方単独事業費については、社会保障関係費の増加や会計年度任用職員制度の施行に伴う経費の増加等を適切に反映した計上を行うことにより、財源の重点的配分を図るとともに、地域において必要な行政課題に対して適切に対処する。

i 消防力の充実、防災・減災対策等の推進及び治安維持対策等住民生活の安心安全を確保するための施策に対し所要の財政措置を講じる。

j 過疎地域の自立促進のための施策等に対し所要の財政措置を講じる。

(オ) 地方公営企業の経営基盤の強化を図るとともに、水道、下水道、交通、病院等住民生活に密接に関連した社会資本の整備の推進、公立病院における医療の提供体制の整備をはじめとする社会経済情勢の変化に対応した事業の展開等を図るため、経費負担区分等に基づき、一般会計から公営企業会計に対し所要の

繰出しを行うこととする。

(力) 地方行財政運営の合理化を図ることとし、適正な定員管理、事務事業の見直しや民間委託など引き続き行財政運営全般にわたる改革を推進する。

イ 東日本大震災分

(ア) 復旧・復興事業

- a 東日本大震災に係る復旧・復興事業等の実施のための特別の財政需要等を考慮して交付することとしている震災復興特別交付税については、直轄・補助事業に係る地方負担分等を措置するため、3,742億円を確保する。また、一般財源充当分として86億円を計上する。
- b 地方債については、復旧・復興事業を円滑に推進できるよう、所要額についてその全額を公的資金で確保する。

この結果、地方債計画（東日本大震災分）における復旧・復興事業の規模は、24億円（普通会計分15億円、公営企業会計等分9億円）とする。

- c 直轄事業負担金及び補助事業費、地方自治法に基づく職員の派遣、投資単独事業等の地方単独事業費並びに地方税法等に基づく特例措置分等の地方税等の減収分見合い歳出等について所要の事業費8,984億円を計上する。

(イ) 全国防災事業

全国防災事業については、地方税の臨時的な税制上の措置（平成25年度～令和5年度）による地方税の収入見込額として756億円を計上するとともに、一般財源充当分として335億円を計上する。

以上のような方針に基づいて策定した令和2年度の地方財政計画の規模は、通常収支分は90兆7,397億円で、前年度と比べると1兆1,467億円増加（1.3%増）となり、東日本大震災分は、復旧・復興事業が8,984億円で、前年度と比べると2,003億円減少（18.2%減）、全国防災事業が1,092億円で、前年度と比べると34億円増加（3.2%増）となっている。

通常収支分についてみると、歳入では、地方税は40兆9,366億円で、前年度と比べると7,733億円増加（1.9%増）（道府県税4.0%増、市町村税0.2%増）、地方譲与税は2兆6,086億円で、前年度と比べると1,037億円減少（3.8%減）、地方特例交付金は2,007億円で、前年度と比べると2,333億円減少（53.8%減）、地方交付税は16兆5,882億円で、前年度と比べると4,073億円増加（2.5%増）、国庫支出金は15兆2,157億円で、前年度と比べると4,983億円増加（3.4%増）、地方債（普通会計分）は9兆2,783億円で、前年度と比べると1,500億円減少（1.6%減）となっている。

歳出では、給与関係経費は20兆2,876億円で、前年度と比べると431億円減少（0.2%減）となっている。なお、地方財政計画における職員数については、2,625人の増としている。一般行政経費は40兆3,717億円で、前年度と比べると1兆9,520億円増加（5.1%増）となり、このうち一般行政経費に係る地方単独事業費は14兆7,510億円で、前年度と比べると3,006億円増加（2.1%増）となっている。公債費は11兆6,979億円で、前年度と比べると2,109億円減少（1.8%減）、投資的経費は12兆7,614億円で、前年度と比べると2,539億円減少（2.0%減）となっている。なお、投資的経費に係る地方単独事業費は6兆1,137億円で、前年度と比べると61億円増加（0.1%増）となっている。

東日本大震災分（復旧・復興事業）についてみると、歳入では、震災復興特別交付税は3,742億円で、前年度と比べると307億円減少（7.6%減）、国庫支出金は5,065億円で、前年度と比べると1,703億円減少（25.2%減）などとなっている。歳出では、一般行政経費は1,748億円で、前年度と比べると674億円減少（27.8%減）、投資的経費は7,075億円で、前年度と比べると1,269億円減少（15.2%減）などとなっている。

東日本大震災分（全国防災事業）についてみると、歳入では地方税は756億円で、前年度と比べると11億円増加（1.5%増）などとなっている。歳出では公債費は1,092億円で、前年度と比べると34億円増加（3.2%増）となっている。

また、令和2年度の地方債計画の規模は、通常収支分が11兆7,336億円（普通会計分9兆2,783億円、公営企業会計等分2兆4,553億円）で、前年度と比べると2,721億円減少（2.3%減）となっている。東日本大震災分は、復旧・復興事業が24億円（普通会計分15億円、公営企業会計等分9億円）で、前年度と比べると4億円減少（14.3%減）となっている。

(3) 地方公営企業等に関する財政措置

ア 地方公営企業

(ア) 通常収支分

地方公営企業については、経営基盤の強化を図るとともに、水道、下水道、交通、病院等住民生活に密接に関連した社会資本の整備の推進、公立病院における医療の提供体制の整備をはじめとする社会経済情勢の変化に対応した事業の展開等を図る必要がある。

このため、令和2年度においては、次のような措置を講じることとしている。

公営企業会計と一般会計との間における経費負担区分の原則等に基づく公営企業繰出金については、地方財政計画において2兆4,942億円（前年度2兆5,394億円）を計上する。

地方公営企業の建設改良等に要する地方債については、地方債計画において公営企業会計等分2兆4,553億円（前年度2兆5,774億円）を計上する。

各事業における地方財政措置のうち主なものは以下のとおりである。

- a 地方公営企業を取り巻く経営環境が厳しさを増すことを踏まえ、経営戦略の策定・改定や抜本的な改革等の取組を通じ、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上を図るため、経営戦略の策定・改定に要する経費については、令和2年度までを期限として特別交付税措置を講じる。この措置においては、水道事業及び下水道事業の広域化等の調査・検討に要する経費について、当該特別交付税措置の対象とした上で、上限額を引き上げることとしている。なお、水道事業における高料金対策及び下水道事業における高資本費対策に係る地方交付税措置並びに水道管路耐震化事業に係る地方財政措置については、経営戦略を策定していることを要件としている。
- b 公営企業会計の更なる適用の推進について、重点事業としている下水道事業及び簡易水道事業について、人口3万人未満の地方公共団体においても令和5年度までに公営企業会計に移行するなど、公営企業会計の適用が円滑に実施されるよう、適用に要する経費や、市町村に対して都道府県が行う支援に要する経費について、引き続き地方交付税措置を講じる。
- c 水道事業については、多様な広域化を推進するため、「水道広域化推進プラン」の策定に要する経費や、広域化に伴う施設の整備費等について、引き続き地方財政措置を講じる。

また、上水道事業の旧簡易水道区域における施設整備や、土砂流入防止壁、防水扉等の整備に要する経費について、所要の地方財政措置を講じる。

- d 下水道事業については、「広域化・共同化計画」の策定に要する経費や、広域化・共同化に伴う施設の整備費等について、引き続き地方財政措置を講じる。
- e 病院事業については、引き続き、再編・ネットワーク化に伴う施設・設備の整備費等について地方財政措置を講じるほか、不採算医療・特殊医療等に対しても地方交付税措置を講じる。

また、地域医療構想の更なる推進に向け、過疎地等で経営の厳しい地域において、二次救急や災害時等の拠点となる不採算地区の中核的な公立病院に対し、その機能を維持するための繰出しに対して新たに特別交付税措置を講じるなど、地方交付税措置について所要の見直しを行う。

(イ) 東日本大震災分

地方公営企業に係る復旧・復興事業については、一般会計から公営企業会計への繰出基準の特例を設け、一般会計から公営企業会計に対し所要の繰出しを行うこととし、当該繰出金に対しては、その全額（復興事業のうち東日本大震災復興交付金（効果促進事業）は95%）を震災復興特別交付税により措置することとしており、地方財政計画において15億円を計上する。また、復旧・復興事業に係る地方債につ

いては、地方債計画において公営企業会計等分9億円を計上する。

イ 国民健康保険事業

国民健康保険制度については、「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第31号)に基づき、平成30年度から都道府県が国民健康保険の財政運営の責任主体となったが、国民健康保険事業の厳しい財政状況に配慮し、財政基盤の強化のための支援措置を次のとおり講じることとしている。

- (ア) 都道府県が、都道府県内の市町村の財政の状況その他の事情に応じた財政調整を行うため、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第72条の2に基づき、一般会計から当該都道府県の国民健康保険に関する特別会計に繰り入れられる都道府県繰入金(給付費等の9%分)については、その所要額(6,423億円)について地方交付税措置を講じる。
- (イ) 国保被保険者の保険料負担の緩和を図る観点から、市町村(一部事務組合等を除く。)が保険料軽減相当額に応じて、一般会計から国民健康保険特別会計への繰入れを行う際に、当該費用に対し、都道府県が一部(都道府県3/4、市町村1/4)を負担することとし、その所要額(4,400億円)について地方交付税措置を講じる。
- (ウ) 低所得者を多く抱える保険者を支援する観点から、市町村(一部事務組合等を除く。)が低所得者数に応じて、一般会計から国民健康保険特別会計への繰入れを行う際に、当該費用(2,579億円)に対し、国及び都道府県が一部(国1/2、都道府県1/4、市町村1/4)を負担することとし、地方負担(1,290億円)について地方交付税措置を講じる。
- (エ) 高額医療費負担金(3,767億円)については、都道府県国保に対し、国及び都道府県が一部(国1/4、都道府県1/4、都道府県国保1/2)を負担することとし、地方負担(942億円)について地方交付税措置を講じる。
- (オ) 国保財政安定化支援事業については、国保財政の健全化に向けた市町村一般会計から国民健康保険特別会計への繰入れについて、所要の地方交付税措置(1,000億円)を講じる。
- (カ) 国民生活の質の維持・向上を確保しつつ、医療費の適正化を図ることを目的として、40歳から74歳までの国保被保険者に対して糖尿病等の予防に着目した健診及び保健指導を行うため、特定健康診査・保健指導事業(517億円)に対して、国及び都道府県が一部(国1/3、都道府県1/3、都道府県国保1/3)を負担することとし、地方負担(172億円)について地方交付税措置を講じる。

ウ 後期高齢者医療制度

後期高齢者医療制度については、実施主体である広域連合の財政基盤の強化のための支援措置を次のとおり講じることとしている。

- (ア) 保険料軽減制度については、低所得者に対する配慮として、後期高齢者の被保険者の保険料負担の緩和を図る(均等割2割・5割・7割軽減)ため、都道府県及び市町村が負担(都道府県3/4、市町村1/4)することとし、その所要額(3,058億円)について地方交付税措置を講じる。
- (イ) 高額医療費負担金(3,476億円)については、広域連合の拠出金に対し、国及び都道府県が一部(国1/4、都道府県1/4、広域連合1/2)を負担することとし、地方負担(869億円)について地方交付税措置を講じる。
- (ウ) 財政安定化基金については、保険料未納や給付増リスク等による後期高齢者医療広域連合の財政影響に対応するため、都道府県に基金を設置しその拠出金(193億円)に対して国及び都道府県が一部(国1/3、都道府県1/3、広域連合1/3)を負担することとし、地方負担(64億円)について地方交付税措置を講じる。
- (エ) 実施主体である広域連合に対する市町村分担金、市町村の事務経費及び都道府県の後期高齢者医療審査会関係経費等について所要の地方交付税措置を講じる。

Ⅱ 公営競技納付金制度の延長

公営競技納付金制度は、公営競技（地方競馬、競輪、オートレース、ボートレース）施行団体のうち、一定の黒字団体が、収益の一部を地方公共団体金融機構に納付し、同機構において基金に積み立て、その運用益等を活用することにより、地方公共団体向け貸付金の金利を引き下げる仕組みである。

公営競技施行団体に偏在する収益金の全国的な均てん化を図る目的で昭和45年度に創設され、累次の見直しを経て、現行の公営競技納付金制度は令和2年度までとなっている。

今般、制度を活用している地方公共団体からの要望等を受け、現行制度と同内容で、令和7年度までの延長を図ることとし、「地方交付税法等の一部を改正する法律案」を第201回通常国会に提出している。

3

第3部

最近の地方財政をめぐる
諸課題への対応

1 社会保障の充実と人づくり革命等

(1) 社会保障・税一体改革による社会保障の充実

社会保障と税の一体改革は、社会保障の充実・安定化に向け、安定財源確保と財政健全化の同時達成を目指すものである。

消費税率の引上げ分は、全額社会保障の財源に使われることとされている。消費税を巡る税制抜本改革については、平成24年8月に「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」（平成24年法律第68号）及び「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律」（平成24年法律第69号）が成立し、消費税率を平成26年4月より8%に、平成27年10月より10%に段階的に引き上げることとされた。その後、8%への引上げは平成26年4月に行われたが、8%から10%への引上げは二度にわたり延期され、令和元年10月に10%へ引き上げられた。

社会保障制度改革については、平成24年2月に閣議決定された「社会保障・税一体改革大綱」（以下「一体改革」という。）において、社会保障の機能強化を確実に実施するとともに社会保障全体の持続可能性の確保を図ることにより、全世代を通じた国民生活の安心を確保する「全世代対応型」社会保障制度の構築を目指すこととされ、その基本的考え方や子ども・子育て支援、医療・介護及び年金に係る具体的改革内容が示された。その後、平成24年8月に成立した「社会保障制度改革推進法」（平成24年法律第64号）に基づき、内閣に設置された社会保障制度改革国民会議における審議の結果等を踏まえ、平成25年8月に「社会保障制度改革推進法第4条の規定に基づく「法制上の措置」の骨子について」が閣議決定された。この骨子に基づき、「法制上の措置」として、社会保障制度改革の全体像・進め方を明示するものとして、平成25年12月に「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」（平成25年法律第112号。以下「プログラム法」という。）が成立し、改革に向けた具体的な検討事項とその実施時期・法案の提出時期の目途について定められたほか、改革推進体制（社会保障制度改革推進本部及び社会保障制度改革推進会議の設置）や地方自治に重要な影響を及ぼす措置に係る協議なども定められた。

その後の改革の推進に際しては、一体改革において示された改革項目や工程といった具体的内容に基づき、子ども・子育て支援については、地域の実情に応じた保育等の量的拡充、幼保一体化などの機能強化を行う子ども・子育て新システムの創設等、医療・介護については、地域の実情に応じた医療・介護サービスの提供体制の効率化・重点化と機能強化や、保険者機能の強化を通じた医療・介護保険制度のセーフティネット機能の強化等といった改革に取り組むことで、社会保障の機能強化を図ることとされており、プログラム法の規定に基づいた関連法の成立等を踏まえ、消費税率の引上げによる増収分及びプログラム法等に基づく重点化・効率化による財政効果を活用し、順次、社会保障の充実が図られた。

具体的には、子ども・子育てに関しては平成27年4月から支援新制度が実施され、待機児童の解消などの量的拡充と質の向上が図られた。また、医療・介護に関しては、医療・介護サービスの提供体制改革として平成26年以降、病床の機能分化・連携、在宅医療の推進等が順次実施されるとともに、医療・介護保険制度の改革として平成27年以降、医療保険制度の財政基盤の安定化のための措置等が順次実施された。

令和2年度の「社会保障の充実」においては、子ども・子育て支援分野に0.70兆円程度（国：0.32兆円程度、地方：0.38兆円程度）、医療・介護分野に1.45兆円程度（国：0.95兆円程度、地方：0.50兆円程度）、年金分野に0.56兆円程度（国：0.56兆円程度、地方0.00兆円程度）の財源を確保することとしており、国・地方合計で2.71兆円程度（国：1.83兆円程度、地方：0.88兆円程度）となっている。

なお、具体的な事業内容については、**第52表**のとおりであり、拡充された主なものは以下のとおりである。

【令和2年度に拡充された主なもの】

- ・地域医療介護総合確保基金（医療分）（1,194億円、対前年度比160億円増）

- ・医療情報化支援基金（768億円、対前年度比468億円増）
- ・国民健康保険への財政支援の拡充（保険者努力支援制度等）（3,936億円、対前年度比500億円増）
- ・介護保険の1号保険料の低所得者軽減強化（1,572億円、対前年度比672億円増）
- ・介護保険保険者努力支援交付金（200億円、対前年度比皆増）
- ・年金生活者支援給付金の支給（4,908億円、対前年度比3,049億円増）

第52表 令和2年度における「社会保障の充実」(概要)

(単位：億円)

事 項		事 業 内 容	令和2年度 予算案			(参考) 令和元年度 予算額
			国分	地方分		
子ども・子育て支援		子ども・子育て支援新制度の実施	(注2) 6,526	2,985	3,541	6,526
		社会的養育の充実	474	237	237	474
		育児休業中の経済的支援の強化	17	10	6	17
		小 計	7,017	3,232	3,785	7,017
医療・介護	医療・介護 サービスの 提供体制 改革	病床の機能分化・連携、在宅医療の推進等 ・地域医療介護総合確保基金（医療分） ・診療報酬改定における消費税財源等の活用分	(注3) 1,194 (注4) 602	796 425	398 177	1,034 476
		地域包括ケアシステムの構築 ・地域医療介護総合確保基金（介護分） ・平成27年度介護報酬改定における消費税財源の活用分 （介護職員の処遇改善等） ・在宅医療・介護連携、認知症施策の推進など地域支援事業の充実	824 1,196 534	549 604 267	275 592 267	824 1,196 534
		医療情報化支援基金	768	768	0	300
		小 計	14,475	9,461	5,014	12,350
	医療・介護 保険制度の 改革	国民健康保険等の低所得者保険料軽減措置の拡充	612	0	612	612
		国民健康保険への財政支援の拡充	3,936	3,104	832	3,436
		・低所得者数に応じた自治体への財政支援	1,664	832	832	1,664
		・保険者努力支援制度等	(注5) 2,272	2,272	0	1,772
		被用者保険の拠出金に対する支援	700	700	0	700
		70歳未満の高額療養費制度の改正	248	217	31	248
		介護保険の1号保険料の低所得者軽減強化	1,572	786	786	900
		介護保険保険者努力支援交付金	(注6) 200	200	0	－
	難病・小児慢性 特定疾病への対応	難病・小児慢性特定疾病に係る公平かつ安定的な制度の運用 等	2,089	1,044	1,044	2,089
	小 計		14,475	9,461	5,014	12,350
年 金		年金受給資格期間の25年から10年への短縮	644	618	26	644
		遺族基礎年金の父子家庭への対象拡大	68	64	4	61
		年金生活者支援給付金の支給	4,908	4,908	0	1,859
		小 計	5,620	5,590	30	2,564
合 計		27,111	18,282	8,829	21,930	

(注) 1 金額は公費（国及び地方の合計額）。計数は、四捨五入の関係により、端数において合計と合致しないものがある。

2 保育士の処遇改善については、「社会保障の充実」における全職員を対象とした3%の処遇改善を実施（平成27年度）。このほか、「社会保障の充実」とは別に、平成29年度から全職員を対象とした2%の処遇改善を行うとともに技能・経験に応じた月額最大4万円の処遇改善を行うなど、取組を進めている。

3 勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備のために令和2年度に措置した143億円を含む。

4 救急病院の勤務医の働き方改革の推進のために令和2年度診療報酬改定において措置した126億円を含む。

5 医療における保険者の予防・健康インセンティブの強化を図る観点から、従来の保険者努力支援制度とは別に令和2年度に措置した500億円を含む。

6 従来の保険者機能強化推進交付金200億円と合わせて、介護における保険者の予防・健康インセンティブの強化を図る観点から、地方自治体における予防・健康づくり事業を後押しするため、令和2年度に200億円を措置。

出典：内閣官房「令和2年度の社会保障の充実・安定化等について」（令和元年12月20日）を一部加工
https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/syakaihosyou/pdf/shiryo_r011220.pdf

(2) 「人づくり革命」の実現に向けた取組

「新しい経済政策パッケージ」（平成29年12月8日閣議決定）では、「人づくり革命」を断行し、子育て世代、子供たちに大胆に政策資源を投入することで、社会保障制度をお年寄りも若者も安心できる全世代型へと改革し、子育て、介護などの現役世代の不安を解消し、希望出生率1.8、介護離職ゼロの実現を目指す。とされ、また、「経済財政運営と改革の基本方針2019」（令和元年6月21日閣議決定）では、一人一人の人の質を高めるとともに、人生100年時代に向けて誰もが生きがいを感じてその能力を思う存分に発揮で

きる社会を構築するため、「人づくり革命」を推進するとされた。

「人づくり革命」では、幼児教育・保育の無償化、待機児童の解消・保育士の処遇改善、高等教育の無償化、介護人材の処遇改善等の施策を推進するとされており、施策を推進するための安定財源として、消費税率8%から10%への引上げによる増収分の一部を活用することとされた。

令和2年度におけるこれらの施策に係る所要額については、国・地方合計で1.59兆円程度（国：0.92兆円程度、地方：0.67兆円程度）となっている。内訳としては、幼児教育・保育の無償化が0.89兆円程度（国：0.34兆円程度、地方：0.54兆円程度）、待機児童の解消が0.07兆円程度（国：0.04兆円程度、地方：0.04兆円程度）、高等教育の無償化が0.53兆円程度（国：0.49兆円程度、地方：0.04兆円程度）、介護人材の処遇改善が0.1兆円程度（国：0.05兆円程度、地方：0.05兆円程度）となっている。

ア 幼児教育・保育の無償化

幼児教育・保育の無償化については、「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律」（令和元年法律第7号）の施行に伴い、令和元年10月から実施されており、3歳から5歳までの全ての子ども及び0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもの認定こども園、幼稚園、保育所等に係る利用料が無償化（一部施設については、一定額まで無償化）されている。

また、幼児教育・保育の無償化に係る財政措置については、国と地方の協議、「幼児教育・高等教育無償化の制度の具体化に向けた方針」（平成30年12月28日関係閣僚合意。以下「具体化方針」という。）等を踏まえ、以下のとおり対応を行っている。

（ア）臨時交付金の増額

令和元年度においては、幼児教育・保育の無償化に係る地方負担を措置する臨時交付金（子ども・子育て支援臨時交付金）を創設し、全額国費により対応することとされ、当初予算において0.23兆円程度を計上した。その後、保育所の利用者の増加等により所要額が当初予算額を上回ることが見込まれたため、令和元年度補正予算において増額（0.03兆円程度）されている。

（イ）無償化に要する財源の確保

幼児教育・保育の無償化に係る地方負担額については、令和2年度の地方財政計画において、幼児教育・保育の無償化に係る地方負担額（0.54兆円程度）を全額計上し、一般財源総額を増額確保した上で、地方交付税の算定上も地方負担額の全額を基準財政需要額に算入することとしている。

（ウ）無償化に係る事務費の措置

令和2年度における事務費及び令和3年度から令和5年度までにおける認可外保育施設の無償化に係る事務費については、全額国費による負担として措置することとされていることを踏まえ、令和2年度において所要額（0.04兆円程度）を一括して「子育て支援対策臨時特例交付金」として都道府県に交付し、安心こども基金の積増しを行うこととされている。

イ 待機児童の解消

未就学児に係る保育の受け皿整備については、平成29年6月に策定された「子育て安心プラン」において、令和2年度末までに約32万人分の保育の受け皿整備を行うこととされており、企業主導型保育による整備量である約6万人分を除いた約26万人分が市区町村による整備量となっている。これを踏まえ、令和2年度当初予算案において市区町村が約5.5万人分の保育の受け皿整備を行うための整備費用等が計上されている。

また、未就学児だけでなく就学児童についても平成30年9月に策定された「新・放課後子ども総合プラン」において、令和3年度末までに約25万人分の受け皿を整備して待機児童を解消するとともに、その後も女性就業率の上昇を踏まえ、令和5年度末までに合計約30万人分の受け皿を整備することとされており、令和2年度当初予算案においてその整備費用等が計上されている。

Ⅶ 高等教育の無償化

高等教育の無償化については、「大学等における修学の支援に関する法律」（令和元年法律第8号）の施行に伴い、令和2年4月から実施される。

これにより、国又は地方公共団体により一定の要件を満たすことの確認（機関要件の確認）を受けた大学・短期大学、高等専門学校、専門学校（以下「大学等」という。）に在学する学生のうち住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯の学生を対象に、修学支援（学資支給、授業料等減免）が行われる。

また、高等教育の無償化に係る財政措置については、「具体化方針」を踏まえ、以下のとおり対応を行っている。

（ア）無償化に要する財源の確保

高等教育の無償化に係る地方負担額については、令和2年度の地方財政計画において、公立大学等及び私立専門学校に係る授業料等減免に要する経費の地方負担額（392億円）を全額計上し、一般財源総額を増額確保した上で、地方交付税の算定上も地方負担額の全額を基準財政需要額に算入することとしている。

（イ）無償化に係る事務費の措置

令和2年度まで全額国費による負担として措置することとされている事務費については、令和2年度において、所要額（2.8億円）を「高等教育負担軽減実施体制整備費補助金」として都道府県に交付することとされている。

Ⅷ 介護人材の処遇改善

「新しい経済政策パッケージ」において、介護人材確保のための取組をより一層進めるため、経験・技能のある職員に重点化を図りながら、介護職員の更なる処遇改善を進めることとされている。

具体的には、他の介護職員などの処遇改善にこの処遇改善の収入を充てることができるよう柔軟な運用を認めることを前提に、介護サービス事業所における勤続年数10年以上の介護福祉士について月額平均8万円相当の処遇改善を行うことを算定根拠に処遇改善を行うこととされ、消費税率の引上げに伴う報酬改定において対応し、令和元年10月から実施されている。

また、障害福祉人材についても、介護人材と同様の処遇改善が実施されている。

（3）全世代型社会保障への改革

ア 全世代型社会保障検討会議の設立

令和元年9月より、安倍内閣総理大臣を議長、関係閣僚及び民間有識者（経済財政諮問会議、未来投資会議、社会保障制度改革推進会議、社会保障審議会及び労働政策審議会の各政府内会議を代表して参加）を構成員とした全世代型社会保障検討会議が開催された。本会議においては、少子高齢化と同時に、ライフスタイルが多様となる中で、人生100年時代の到来を見据えながら、お年寄りだけでなく、子供たち、子育て世代、さらには現役世代まで広く安心を支えていくため、年金、労働、医療、介護など、社会保障全般にわたる持続可能な改革が検討されている。

同年9月20日に第1回検討会議が開催され、その後の検討会議において、医療関係者、若者・女性からのヒアリング（第2回検討会議）や、労働界の代表者、働き方改革や兼業・副業に関する有識者からのヒアリング（第3回検討会議）が行われるなど、全世代型社会保障の在り方について検討が進められた後、中間報告に向けた具体論についての議論（第4回検討会議）を踏まえ、同年12月19日に開催された第5回検討会議において、中間報告が取りまとめられた。

イ 中間報告の主な内容について

全世代型社会保障検討会議における中間報告において整理された各分野の具体的方向性のうち、地方財政と特に関係の深い医療・介護に係る内容及び最終報告の取りまとめに向けた検討の進め方については、以下のとおりである。

(ア) 医療

a 医療提供体制の改革

地域医療構想の推進、医師偏在対策、医師・歯科医師等の働き方改革、外来機能の明確化とかかりつけ医機能の強化等に取り組む。

b 後期高齢者の自己負担割合の在り方

- ・団塊の世代が令和4年には75歳以上の高齢者となり、現役世代の負担が大きく上昇することが想定される。元気で意欲ある高齢者が生涯現役で活躍できる社会を創る中で、75歳以上の高齢者であっても、一定所得以上の方については、その医療費の窓口負担割合を2割とし、それ以外の方については1割とすることで、現役世代の負担上昇を抑えながら、全ての世代が安心できる制度を構築する。
- ・最終報告に向けて、高齢者の疾病、生活状況等の実態を踏まえて、具体的な施行時期、2割負担の具体的な所得基準とともに、長期にわたり頻繁に受診が必要な患者への影響を見極め、適切な配慮について検討を行う。令和2年夏までに成案を得て、速やかに必要な法制上の措置を講じる。

c 大病院への患者集中を防ぎかかりつけ医機能の強化を図るための定額負担の拡大

- ・外来機能の分化とかかりつけ医の普及を推進する観点から、他の医療機関からの紹介状なしで大病院を外来受診した場合に定額負担を求める制度について、これらの負担額を踏まえてより機能分化の実効性が上がるよう、患者の負担額を増額し、増額分について公的医療保険の負担を軽減するよう改めるとともに、大病院・中小病院・診療所の外来機能の明確化を行いつつ、それを踏まえ対象病院を、現在の特定機能病院・病床数400床以上の地域医療支援病院から病床数200床以上の一般病院に拡大する。
- ・最終報告に向けて、具体的な増額幅や対象病院の範囲等について検討を行う。来年夏までに成案を得て、速やかに必要な法制上の措置を講じる。

(イ) 予防・介護

保険者努力支援制度及び介護インセンティブ交付金の抜本的強化

公的保険制度における位置付けを高めるため、保険者努力支援制度及び介護インセンティブ交付金の抜本的な強化を図る。(令和2年度当初予算案：国保・保険者努力支援制度500億円分、介護保険保険者努力支援交付金200億円)

(ウ) 最終報告に向けた取組

今後、医療保険制度改革の具体化等について、検討を進める。特に、地域医療構想、医師の働き方改革、医師偏在対策を三位一体で推進する。持続可能かつ効率的な医療提供体制に向けた都道府県の実施を支援することを含め、地方公共団体による保険者機能の適切な発揮・強化等のための取組等を通じて、国と地方が協働して実効性のある社会保障改革を進める基盤を整備する。

ウ 地域医療構想に係るこれまでの経緯等

全世代型社会保障検討会議での検討事項とされている地域医療構想に係るこれまでの経緯等は以下のとおりである。

地域医療構想は、都道府県が、地域の病床の機能分化・連携を進めるために、令和7年に向けて医療機能ごとの病床の必要量を定めるもので、平成28年度中に全ての団体に策定されている。

平成29年度以降、個別の病院における転換する病床数等を内容とする「具体的対応方針」の策定に向けて、概ね二次医療圏ごとに設けられた地域医療構想調整会議で議論が進められており、「経済財政運営と改革の基本方針2019」においては、「地域医療構想の実現に向け、全ての公立・公的医療機関等に係る具体的対応方針について、診療実績データの分析を行い、具体的対応方針の内容が、民間医療機関では担えない機能に重点化され、2025年において達成すべき医療機関の再編、病床数等の適正化に沿ったものとなるよう、重点対象区域の設定を通じて国による助言や集中的な支援を行うとともに、適切な基準を新たに設定した上で原則として2019年度中に対応方針の見直しを求める。」とされている。

これを受けて、令和元年9月に、厚生労働省から具体的対応方針の再検証の対象となる公立・公的医療機関名が公表されたが、地域医療構想を進めるに当たっては、地域の実情を十分に踏まえることが重要であることから、同10月には、地方三団体、厚生労働省及び総務省により、第1回の「地域医療確保に関する国と地方の協議の場（以下「協議の場」という。）」が開催された。協議の場は、国と地方が共通の認識をもって取組を進めるため、①地域医療構想、②医師の地域偏在対策、③医師の働き方改革の3点を協議事項としており、その後令和元年中に2回行われ、民間医療機関のデータの取り扱い、医師偏在対策、財政支援措置などについて議論が行われた。今後も引き続き議論を行うこととしている。

2 地域社会の再生と地方創生の推進

(1) 地域社会再生事業費の創設

今後、人口減少・少子高齢化が長期にわたって進行していく中で、生活を支えるサービスを身近な生活圏で提供し続けることが困難となる場合があるなど、地域社会の持続可能性への懸念が高まっている。地域社会の持続可能性は、地方創生を推進するための基盤ともなるものであり、その確保に向けた取組を早急に進めていく必要がある。

このため、令和2年度の地方財政計画において、地方法人課税の新たな偏在是正措置により生じる財源を活用し、地域社会の維持・再生に向けた幅広い施策について、地方公共団体が自主的・主体的に取り組むための経費として、新たに「地域社会再生事業費」(4,200億円)を計上した。

これに対応し、地方交付税の算定においても新たな費目として「地域社会再生事業費」を創設することとし、算定額は道府県分、市町村分を同額程度とすることとしている。算定に当たっては、人口を基本とした上で、人口構造の変化に応じた指標として、人口減少率、年少人口比率、高齢者人口比率、生産年齢人口減少率を、人口集積の度合いに応じた指標として、非人口集中地区人口^{*}の割合を、特に人口密度の低い地域の人口を割増して反映することとしている。

このような算定により、人口減少や少子高齢化の進展により、地域社会の持続可能性への懸念が生じている地方公共団体に地方交付税を重点的に配分することとしている。

なお、この算定と合わせて、都道府県が実施する技術職員の充実等(市町村への支援や被災地方公共団体への中長期派遣体制の強化)に要する経費についても、「地域社会再生事業費」において算定することとしている。

上記の措置を講じるため、「地方交付税法等の一部を改正する法律案」を第201回通常国会に提出している。

^{*}非人口集中地区人口は、人口集積の高い都市的地域(人口集中地区)以外の、人口集積の低い地域(人口密度4,000人未満)の人口である。

(2) Society 5.0時代の地域社会の構築

近年の情報通信ネットワークやIoT、AI、ロボットなど新技術の発展等により、第4次産業革命とも呼ばれる大きなイノベーションの波が生まれている。こうしたイノベーションを、あらゆる産業や日々の生活に取り入れることにより、様々な課題を解決する社会がSociety 5.0である。

地方公共団体においても、人口減少・少子高齢化が進行する中で、これらの新技術を医療、教育、地域交通等の分野に活用し、Society 5.0の実現につなげることが重要であることから、その基盤となるインフラである光ファイバの整備・高度化を推進するとともに、地方公共団体が条件不利地域において、先端的な情報通信技術を活用して地域課題の解決に取り組めるよう、以下の措置を講じることとしている。

ア ICTインフラ整備の推進

光ファイバの整備状況の地域間格差を是正するために全国的な整備を進めるとともに、高速・大容量の5Gへの移行等に伴う既設の光ファイバ等の高度化を推進するため、地域活性化事業債の「地域情報通信基盤整備事業」の対象を拡充することとしている。具体的には、従前から対象としている光ファイバの新設に、光ファイバの高度化等を追加することとしている。

また、過疎対策事業債のハード事業についても、同様の光ファイバ等の新設や高度化に関する事業を「光ファイバ等整備特別分」と位置付け、優先して対象とすることとしている。

イ 先端的な情報通信技術の導入の推進

新技術の導入により、人口減少・少子高齢化が急速に進んでいる条件不利地域において地域課題の解決が図られる可能性があることから、地方公共団体が条件不利地域において地域住民の生活の維持・向上に必要なサービスを提供するための先端的な情報通信技術の導入経費について特別交付税措置を講じることとしている。

(3) 地方創生の動き**ア 地方創生の動き**

平成26年9月にまち・ひと・しごと創生本部が設置され、同年11月には、「まち・ひと・しごと創生法」（平成26年法律第136号）及び「地域再生法の一部を改正する法律」（平成26年法律第128号）が成立、さらに、同年12月には、「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」（平成26年12月27日閣議決定）及び、平成27年度からの5か年を対象期間とする第1期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（平成26年12月27日閣議決定）が策定された（以下、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を「総合戦略」という。）。

国の第1期「総合戦略」においては、〈1〉「地方にしごとをつくり、安心して働けるようにする」、〈2〉「地方への新しいひとの流れをつくる」、〈3〉「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」、〈4〉「時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する」の4つの基本目標の下、成果指標や政策パッケージが示され、これを受け、ほぼ全ての地方公共団体が「地方版総合戦略」を策定し、地方創生の取組が進められてきた。第2期の「総合戦略」の策定に向けて行われた、第1期「総合戦略」の取組の実施状況に係る検証では、上記の4つの基本目標のうち〈1〉〈4〉のKPIについては、「目標達成に向けて進捗している」と評価された一方、〈2〉〈3〉のKPIについては、「各施策の進捗の効果が現時点では十分に発現するまでに至っていない」と評価された。

これらの成果と課題の検証を踏まえ、第2期「総合戦略」（令和元年12月20日閣議決定）では、地方創生の目指すべき将来や、令和2年度を初年度とする今後5か年の目標や施策の方向性等を定めるとともに、まち・ひと・しごと創生本部が司令塔となって、関係省庁との連携をより一層強化し、地方創生の動きを更に加速させていくこととなっている。

各地方公共団体においても、国の第2期「総合戦略」を勘案し、地方創生の充実・強化に向け、切れ目ない取組を進めるため、現行の「地方版総合戦略」の効果検証と併せて、次期「地方版総合戦略」の策定作業が進められており、国は、意欲と熱意のある地方公共団体の取組を引き続き支援していくこととしている。

イ 地方版総合戦略への支援

国の第2期「総合戦略」に基づき、将来にわたる「活力ある地域社会」の実現と、「東京圏への一極集中」の是正に向けて、東京から地方へのUIターンによる起業・就業者の創出、民間企業の本社機能の地方移転、「キラリと光る地方大学づくり」などを引き続き強力に推進することとされている。

また、地方移住の裾野拡大等に向けて、特定の地域に継続的に多様な形で関わる「関係人口」の創出・拡大を推進することとされている。具体的には、都市住民等と地域のニーズとのマッチングなどの活動を行う民間主体の中間支援組織を育成・支援するとともに、市町村における相談体制の構築等、関係人口を創出するための地方公共団体の取組を支援するほか、都市部の人材の地方における副業・兼業の促進、子供の農山漁村体験の充実などを行うこととされている。

併せて、地域におけるSociety 5.0の実現に向けた未来技術の活用や、持続可能な開発目標（SDGs）を原動力とした地方創生の取組を推進することとされている。

令和元年度補正予算では、地方創生拠点整備交付金について、昨年度と同額の600億円を確保するとともに、対象事業を拡大することとされた。

また、令和2年度当初予算案では、地方創生推進交付金について引き続き1,000億円が確保されるとともに、Society 5.0の実現に向けた取組に対する支援の枠組みの新設や、複数年度にわたる施設整備事業の

円滑化、移住支援事業の要件緩和等、更なる運用改善を行うこととされている。

令和2年度税制改正において、企業版ふるさと納税について、地方への資金の流れを飛躍的に高める観点から、税額控除割合の引上げや手続の簡素化等大幅な見直しを実施するほか、地方拠点強化税制について、地方における雇用創出を図る観点から、企業が本社機能を地方に移転した場合に移転先での雇用に着目した税額控除を拡大する等、雇用促進税制の支援の重点化を行うこととされており、所要の改正のため、「地方税法等の一部を改正する法律案」及び「所得税法等の一部を改正する法律案」が第201回通常国会に提出されている。

さらに、地方公共団体が地域の実情に応じ、自主的・主体的に地方創生に取り組むことができるよう、平成27年度以降、地方財政計画に計上している「まち・ひと・しごと創生事業費」について、令和2年度においても引き続き1兆円を確保している。

(4) 地域経済の活性化と地方への人の流れの創出

ア 分散型エネルギーインフラプロジェクト

地方公共団体を核として、需要家、地域エネルギー会社及び金融機関等、地域の総力を挙げて、バイオマス、廃棄物等の地域資源を活用した地域エネルギー事業を立ち上げるマスタープランを策定する団体を支援する「分散型エネルギーインフラプロジェクト」について、平成30年度までに46団体がマスタープランを策定している。

近年の豪雨・台風・地震等の災害を踏まえ、令和元年度補正予算を活用し、これまでの取組に加え、平時は分散型エネルギーを確保しつつ、災害時には避難所等へのエネルギー供給を可能とする地域エネルギーシステムの構築を推進することとしている。

また、令和2年度においても、引き続き関係省庁タスクフォースと連携して、マスタープラン策定を支援するとともに、「事業化ワンストップ相談窓口」でコンサルティングを行うことにより、事業化に向けた支援を行うこととしている。

イ ローカル10,000プロジェクト

産学官金の連携により、地域の資源と地域金融機関の資金を活用して、雇用吸収力の大きい地域密着型事業を立ち上げる「ローカル10,000プロジェクト」を推進している。

具体的には、地域の金融機関から融資を受けて事業化に取り組む民間事業者が、事業化段階で必要となる初期投資費用について、都道府県又は市町村が助成を行う場合において、それに要する経費の一部又は全部を国が補助することとしている。平成30年度までに377事業が交付決定されており、地域経済への様々な波及効果が期待されている。

ウ マイナンバーカードを活用した消費活性化策

令和元年10月の消費税率引上げに伴う需要平準化策として、東京オリンピック・パラリンピック競技大会を経た令和2年9月から令和3年3月末までの期間、マイナンバーカードを活用した消費活性化策を実施し、マイナンバーカードの普及やキャッシュレス決済の拡大を図りつつ、個人消費を切れ目なく下支えするとともに、官民共同利用型キャッシュレス決済基盤を構築することとしている。

このため、令和元年度補正予算に、キャッシュレス決済事業者のシステム改修支援等に要する経費を計上するとともに、令和2年度当初予算案に、マイナポイントの原資、マイナポイントの利用に必要なマイキーIDの設定支援に要する経費、統一規格のQRコード決済（JPQR）等の普及による地域におけるキャッシュレス化の推進等に要する経費を計上し、円滑な事業実施を図ることとしている。

エ シェアリングエコノミー活用推進事業

令和元年度から、シェアリングエコノミーを活用して、地域の課題解決や生活産業の実証・実装による経

経済活性化を図る地方公共団体の取組を支援している。令和2年度においても、地方公共団体のシェアリングエコノミーを活用した取組を支援する「シェアリングエコノミー活用推進事業」を引き続き実施することとしている。

【オ】関係人口創出・拡大事業

平成30年度から、地域外の者が関係人口として、地域と継続的なつながりを持つ機会・きっかけの提供に取り組む地方公共団体を支援している。

令和2年度においては、関係人口と地域との継続的な協働事業や関係人口も意識した地域活性化に取り組む地方公共団体への支援により、関係人口を創出・拡大する取組を深化させるとともに、全国に向けた情報発信により、その横展開を推進することとしている。

【カ】地域おこし協力隊の拡充等地域への人材還流の促進

地域おこし協力隊は、都市地域から過疎地域等の条件不利地域に住民票を移動した者が、当該地域への定住・定着を目指し、一定期間以上、当該地域に居住して、地場産品の開発・販売・PR等の地域おこしの支援や、農林水産業への従事、住民の生活支援等の各種の地域協力活動に従事する取組である。平成30年度には、全国1,061の地方公共団体で5,530人の地域おこし協力隊員が活躍している。

こうした中、隊員数を令和6年度に8,000人まで増加させるという目標の達成に向け、令和2年度においては、地域おこし協力隊の更なる拡充のため、全国サミットの開催等により広く制度の周知を行うとともに、隊員・地方公共団体双方への研修等により、隊員の円滑な活動を支援し、地域への人材還流を促進することとしている。

【キ】特定地域づくり事業の推進

地域人口の急減に直面している地域において、農林水産業、商工業等の地域産業の担い手を確保するための特定地域づくり事業[※]を行う事業協同組合に対して、財政的、制度的支援を行うことを定めた「地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律」（令和元年法律第64号）が令和2年6月4日に施行される。

令和2年度においては、同法に基づき都道府県知事の認定を受けた特定地域づくり事業協同組合の運営費等を支援する地方公共団体を対象に、「特定地域づくり事業推進交付金」による国庫補助を行うとともに、これに伴う地方負担等について特別交付税措置を講じることとしている。

[※]特定地域づくり事業とは、季節ごとの労働需要等に応じて複数の事業者職員を派遣する事業等をいう。

【ク】「移住・交流情報ガーデン」の充実等地方への移住・交流の推進等

地方移住を希望する都市住民等の様々なニーズに応え、地方移住を考える人へのしごと・すまい・生活環境等についてのワンストップ相談体制を一層充実するため、平成27年3月に開設した「移住・交流情報ガーデン」では、平成30年度に約10,000件にのぼる移住あっせんを行っている。

令和2年度においては、各地方公共団体による夜間セミナー等や、各省庁と連携した取組等を充実するとともに、関係人口を創出・拡大する取組等に関する情報発信を強化することとしている。

また、子供の農山漁村における農林漁業体験・宿泊体験を推進する「子ども農山漁村交流プロジェクト」を引き続き実施することとしている。

【ケ】ふるさとワーキングホリデー

「ふるさとワーキングホリデー」は、都市部の若者等が、一定期間地域に滞在し、働いて収入を得ながら、地域住民との交流や学びの場等を通じて地域での暮らしを体感する取組である。

令和元年度補正予算では、就職氷河期世代の社会人の地方での雇用機会の創出や移住を推進するため、「ふるさとワーキングホリデー」への参加を促進する取組を行うこととしている。

また、令和2年度においては、実施団体が一堂に会する説明会や総合広報を実施する「ふるさとワーキングホリデー推進事業」を引き続き実施することとしている。

コ お試しサテライトオフィスの推進

都市部企業等のサテライトオフィスの開設を目指し、地方公共団体と企業とのマッチング機会を提供する「サテライトオフィス・マッチング支援事業」を引き続き実施するなど、「お試し勤務」の誘致・勤務場所の提供・活動の支援等の取組を行う「お試しサテライトオフィス」を推進することとしている。

サ 若者定着に向けた地方大学の振興等

若年層を中心として地方から東京圏に人口が流出している中、「地方とのつながりを築き、地方への新しいひとの流れをつくる」ためには、地方大学の振興や地方における雇用創出・若者の地元就業等による地方定着は重要な課題である。

平成27年度から総務省と文部科学省が連携し、実施している「奨学金（「地方創生枠」等）を活用した大学生等の地方定着の促進」及び「地方公共団体と地方大学の連携による雇用創出・若者定着の促進」の取組支援については、令和元年度においては、前者は13県9市2村（このほか県内市町村による共同実施1）、後者は13県33市9町1村が対象となっている。

前者については、令和2年度から、制度の広報に係る経費について新たに特別交付税措置を講じるとともに、市町村の取組については、基金の設置を不要とし、支援対象者に「高校生等」を追加するなどの拡充を図ることとしている。

さらに、地域貢献・地域連携を主たる目的とする公立大学等施設の整備について、新たに地域活性化事業債の対象とすることとしている。

(5) 過疎対策の推進

平成12年に制定・施行された「過疎地域自立促進特別措置法」（平成12年法律第15号）は、平成22年、24年、26年及び29年の法改正により、令和3年3月までの期限延長、国勢調査結果による過疎地域の要件の追加、過疎対策事業債の対象施設の見直しとソフト事業への拡充等、経済・社会情勢に応じた所要の見直しが行われてきた。

過疎地域は、過疎地域自立促進特別措置法に基づき市町村ごとに「人口要件」及び「財政力要件」により判定されており、過疎対策事業債等の支援が行われる。平成31年4月1日現在での過疎関係市町村は817市町村となっており、過疎関係市町村の割合は47.6%となっている。

過疎地域は、都市部の災害防止、水源の涵養、安心・安全な食料の供給、森林による二酸化炭素の吸収などにより、都市部の生活と成長を支えている一方で、従来より、人口減少、高齢化、身近な生活交通の不足、医師不足、維持が危ぶまれる集落の問題など、多くの課題が存在している。過疎地域の自立促進を図るため、住民福祉を向上し、雇用を増大し、地域格差を是正し、美しく風格ある国土を形成するという観点から、令和2年度においては、以下の取組等を推進することとされている。

ア 過疎対策事業債

過疎地域の市町村が過疎地域自立促進市町村計画に基づいて行う施設の整備事業等を対象とする過疎対策事業債については、令和2年度の地方債計画において4,700億円を計上した。

また、同年度においては、Society 5.0の実現に向けて、その基盤となるインフラである光ファイバ等の整備に関する地域間格差を是正するため、未整備地域の多くを占める過疎地域において従来以上に確実な事業の推進が必要であることから、過疎対策事業債のハード事業のうち、光ファイバ等の整備に関する事業を「光ファイバ等整備特別分」として位置付け、優先して対象とすることとしている。

イ 過疎地域等自立活性化推進交付金

令和2年度においては、令和元年度に引き続き、廃校舎等の遊休施設を活用して行う地域間交流施設等の整備、基幹集落を中心に複数の集落で構成される集落ネットワーク圏[※]の形成、先進的で波及性のあるソフト事業及び定住のための空き家改修や団地の整備に対して支援措置を講じることとしている。

※「集落ネットワーク圏」とは、基幹集落を中心に周辺の複数集落とのネットワーク化を図り、集落の維持・活性化への取組を共同で行う地域である。

(6) 地域における多文化共生の取組の促進

近年、「特定技能」等新たな在留資格の創設、在住外国人の大幅な増加など、多文化共生施策を取り巻く状況は大きく変化している。平成30年12月には、関係閣僚会議において「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」が取りまとめられ、令和元年12月には同対応策が充実される形で改訂されるなど、政府全体で外国人との共生社会の実現に取り組むこととされている。

総務省においては、地域における多文化共生の取組を推進するため、地方公共団体における多文化共生施策の推進に関する計画策定の際に参考となる「地域における多文化共生推進プラン」の策定・周知や、「多文化共生事例集」の公表などを行っており、現在同プランの令和2年度の改訂に向けた検討を進めているところである。

こうした中、令和元年度より、地方公共団体が外国人受入環境整備交付金を活用して運営する外国人向け一元的相談窓口（令和元年度中に146団体で整備予定）に係る地方負担分や市町村が単独事業として実施する行政情報・生活情報の多言語化に要する経費等について、地方交付税措置を講じている。また、令和2年度からは、地域に出向いて行う外国人向けの生活オリエンテーションに要する経費や、災害時における外国人への情報伝達や外国人向け防災対策に要する経費について、新たに特別交付税措置を講じることとしている。

3 地域の安全・安心の確保

近年の豪雨、台風、地震など、我が国は、気候変動の影響等による気象の急激な変化や自然災害の頻発化・激甚化に直面している。このような自然災害に対して事前に備え、国民の生命・財産を守る防災・減災、国土強靱化は、一層重要性が増しており、喫緊の課題となっている。

(1) 緊急浚渫推進事業費の創設

令和元年台風第19号などの自然災害による河川氾濫等が相次ぐ中、今後、河川氾濫等に未然に備える観点から、維持管理のための河川等の浚渫を推進することが重要である。

このため、地方公共団体が単独事業として緊急に河川、ダム、砂防、治山の浚渫を実施できるよう、新たに「緊急浚渫推進事業費」を令和2年度の地方財政計画に900億円計上した。本事業の事業年度は令和2年度から令和6年度までの5年間とし、総事業費の見込みは4,900億円である。その事業費について、地方債を充当できることとする特例措置を創設するため、「地方交付税法等の一部を改正する法律案」を第201回通常国会に提出している。

(2) 森林環境譲与税の増額

令和元年度税制改正において、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保するため、森林環境税及び森林環境譲与税が創設された。この制度においては、森林環境譲与税の譲与は令和元年度から行うこととしつつ、国民負担に配慮し、森林環境税の課税を令和6年度からとして、その間交付税及び譲与税配付金特別会計（以下「交付税特別会計」という。）における借入金を活用して譲与を行い、当該借入金は、後年度の森林環境税の税収により償還することとされていた。

しかしながら、令和元年台風第15号において倒木による停電被害が拡大したことをはじめ、近年、森林の保水力が低下したことなどにより洪水氾濫、山腹崩壊、流木被害などの甚大な被害が発生しており、公益的機能の低下した森林の整備の促進が喫緊の課題となっている。

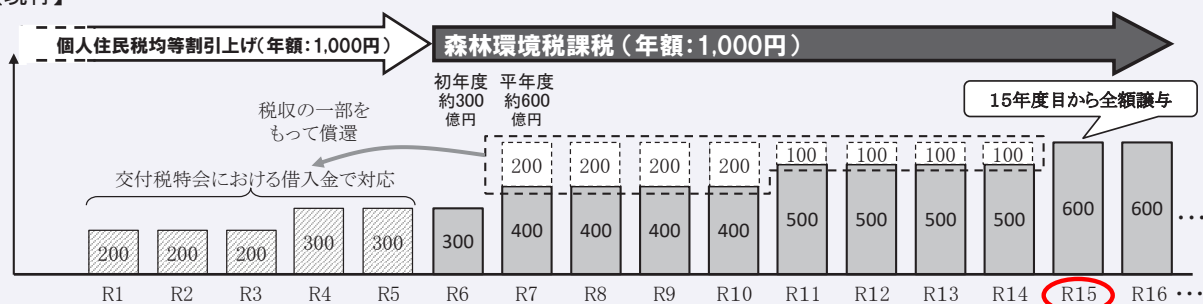
このため、地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金を令和2年度から令和6年度までの5年間で2,300億円活用し、交付税特別会計における譲与税財源の借入れを行わないこととした上で、森林環境譲与税の譲与額を前倒しで増額することにより、森林整備などを一層推進することとしている。

令和2年度は森林環境譲与税を400億円確保（前年度の200億円から倍増）するとともに、令和元年度の交付税特別会計における借入金200億円を償還することとしている。同様に、以下のとおり、令和3年度以降も準備金を活用して譲与額を前倒しで増額し、令和6年度から平年度ベースの600億円を譲与することとしている。

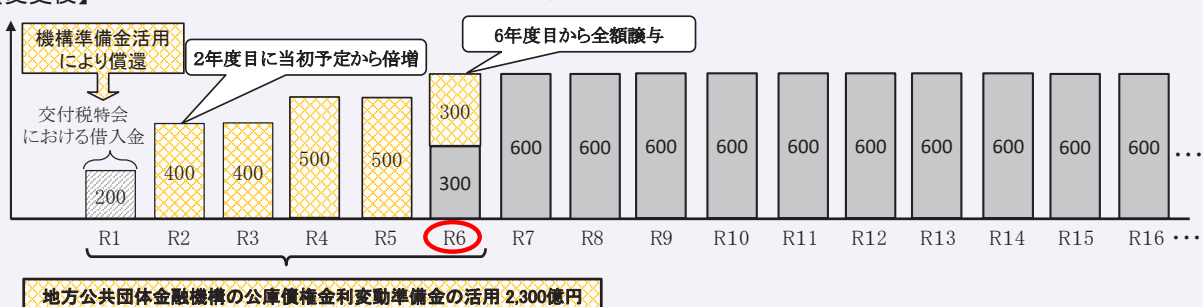
上記の措置を講じるため、「地方税法等の一部を改正する法律案」を第201回通常国会に提出している。

第129図 森林環境譲与税の増額

【現行】



【変更後】



(3) 技術職員の充実による市町村支援・中長期派遣体制の強化

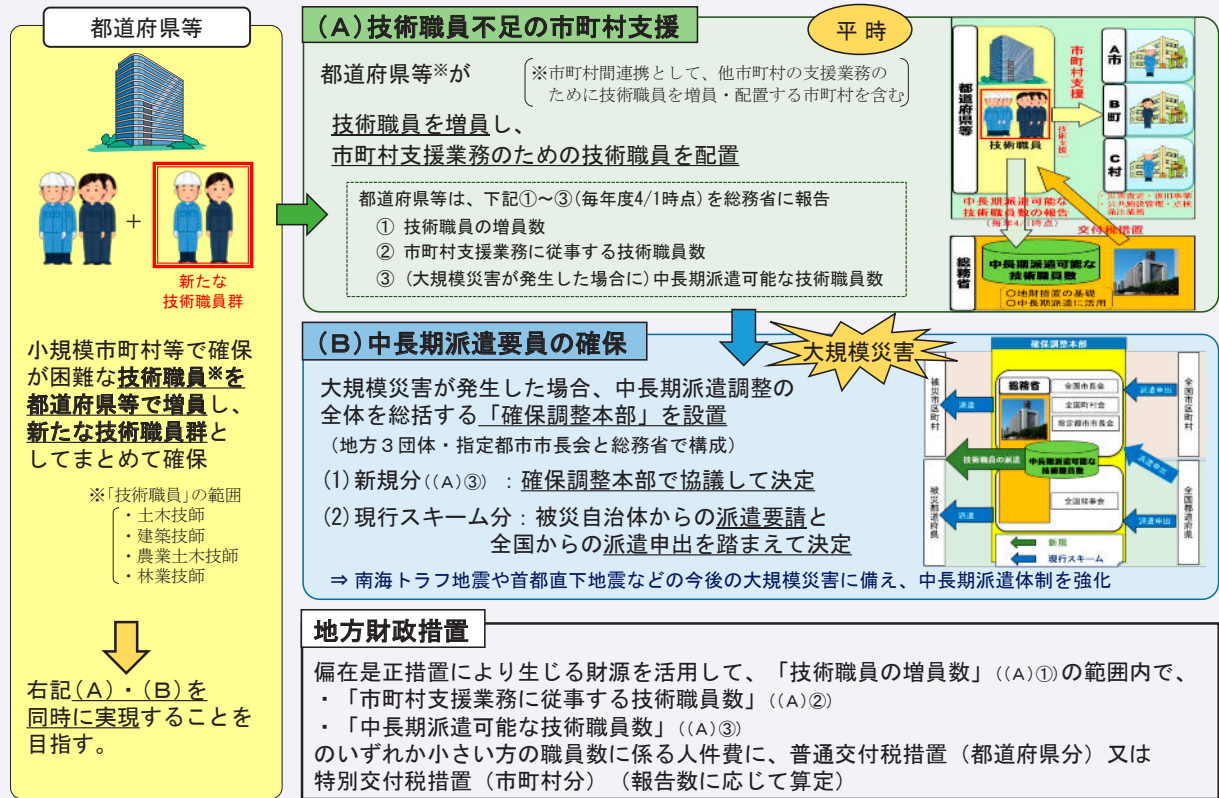
近年の頻発・激甚化する自然災害への対応や、過去に建設された公共施設が大量に更新時期を迎え、老朽化を踏まえた適正管理が求められる中で、小規模市町村を中心に技術職員の不足が深刻化している（土木技師未配置：460団体、建築技師未配置：660団体、農林水産技師未配置：1,133団体（平成31年4月1日時点））。

また、大規模災害からの復旧・復興事業等を支援する中長期の応援職員派遣については、これまで、総務省、全国市長会及び全国町村会による中長期の職員派遣スキームや全国知事会による広域応援協定等に基づき行われているが、被災地方公共団体からは、専門知識と経験の観点から土木技師、建築技師などの技術職員の中長期派遣を求める声が多いものの、恒常的に不足している状況にある（必要数1,542人に対し、充足数688人（平成31年4月1日時点））。

こうしたことから、令和2年度から新たに、都道府県等（市町村間連携として、他市町村の支援業務のために技術職員を増員・配置する市町村を含む。）で技術職員を増員し、平時には技術職員不足の市町村を支援するとともに、南海トラフ地震や首都直下地震などの今後の大規模災害に備えて、復旧・復興に必要な中長期の派遣要員を確保する場合に、増員された職員人件費に対して、都道府県分は普通交付税措置、市町村分は特別交付税措置を講じることとしている（第130図）。

この新たな仕組みによって、小規模市町村等で確保が困難な技術職員を都道府県等で増員し、新たな技術職員群としてまとめて確保することで、当該市町村の支援と中長期派遣要員の確保の2つを同時に実現することを目指している。

第130図 技術職員の充実等（市町村支援・中長期派遣体制の強化）



(4) 防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策に基づく事業等の推進

平成30年の7月豪雨、台風第21号、北海道胆振東部地震などの頻発する災害を踏まえ、平成30年12月に、特に緊急に実施すべきハード・ソフト対策について、平成30年度から令和2年度までの3年間で集中的に実施することを定める「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」（平成30年12月14日閣議決定。以下「3か年緊急対策」という。）が取りまとめられた。この3か年緊急対策に基づく直轄事業負担金及び補助事業費については、令和元年度に続き、令和2年度の地方財政計画に計上するとともに、その地方負担については、「防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債」による地方財政措置を講じることとしている。

また、地方公共団体が3か年緊急対策と連携しつつ、単独事業として緊急に自然災害を防止するための社会基盤の整備に取り組んでいけるよう、「緊急自然災害防止対策事業費」を令和2年度の地方財政計画に3,000億円計上するとともに、その全額について、「緊急自然災害防止対策事業債」による地方財政措置を講じることとしている。なお、令和元年度からは、緊急自然災害防止対策事業債の対象に、道路防災（法面・盛土対策・冠水対策等）、急傾斜地崩壊対策（市町村分）、農業水利防災（安全対策（用水路・ため池の防護柵等））を新たに追加している。

さらに、地方公共団体が引き続き緊急の課題である防災・減災対策に取り組んでいけるよう、「緊急防災・減災事業費」を令和2年度の地方財政計画に5,000億円計上するとともに、その全額について、「緊急防災・減災事業債」による地方財政措置を講じることとしている。加えて、令和2年度からは、令和元年台風第19号の河川氾濫による大規模な浸水被害等の発生を踏まえ、緊急防災・減災事業債の対象に、指定避難所や災害対策の拠点施設等における浸水対策（電源設備等の嵩上げ・上層階への移設、機械施設等への止水板・防水扉の設置等）及び洪水浸水想定区域等からの消防署の移転事業を新たに追加することとしている。

4 公共施設等の適正管理の推進

(1) 公共施設等総合管理計画の充実と推進

我が国においては、高度経済成長期に大量の公共施設等が建設されており、今後、それらの公共施設等が一斉に更新時期を迎えることとなる。一方、地方財政は依然として厳しい状況にあり、各地方公共団体において、所有している全ての公共施設等の維持補修・更新に係る財源を確保していくことは、一層困難となるおそれがある。また、人口減少や少子高齢化等により、公共施設等の利用需要が変化していくことが見込まれるため、各地方公共団体は、地域における公共施設等の最適配置の実現に向けて取り組んでいく必要がある。

国において平成25年11月に策定された「インフラ長寿命化基本計画」により、各インフラの管理者は、インフラの維持管理・更新等を着実に推進するための中期的な取組の方向性を明らかにする「インフラ長寿命化計画（行動計画）」を平成28年度までに策定すること、さらに、行動計画に基づき個別施設ごとの具体的な対応方針を定める「個別施設毎の長寿命化計画（個別施設計画）」を令和2年度までに策定することとされている。

総務省においては、平成26年4月、総務大臣通知により、各地方公共団体に対し、地方公共団体の行動計画に当たる公共施設等総合管理計画（以下「総合管理計画」という。）を策定し、公共施設等の現況や将来見通しを踏まえ、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するよう要請した。平成31年3月31日時点で、都道府県及び政令指定都市においては100%、市区町村においても99.8%の団体が、総合管理計画を策定している。

また、「インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議」において取りまとめた個別施設計画の策定状況のうち、主なものは、**第53表**のとおりである。

今後の各地方公共団体の取組の方向としては、総合管理計画に基づく公共施設等の適正管理の具体的な取組を進めるとともに、総合管理計画策定後に新たに得られた情報を基に、総合管理計画の見直し・充実を図り、より実効性あるものとしていく必要がある。

具体的には、総合管理計画に記載することとされている公共施設等に関する中長期的な経費の見込みについて、個別施設計画に記載した対策の内容等を反映させるとともに、長寿命化対策等の効果額を示すことが必要である。

加えて、地方公会計を活用し、財務書類等から得られた指標を用いた分析等を行うとともに、施設別の財務書類の作成・分析を通じた施設等の統廃合等の検討に役立てることが重要である。

また、各地方公共団体においては、総合管理計画において設定した数値目標の達成状況や個別施設計画の策定状況の進捗管理を含めた全庁的な推進体制の構築や、PDCAサイクルの確立などを図ることが重要である。

併せて、地方公共団体においては、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機として、公共施設等の適正管理を行う中でユニバーサルデザイン化を進める観点から、総合管理計画にユニバーサルデザイン化の推進方針を位置付けることが求められる。

総務省においては、これらの留意事項について、平成30年2月に「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」（平成26年4月22日）を改訂し、地方公共団体に通知するとともに、各地方公共団体が策定した総合管理計画の主たる記載内容等を総務省HPにおいて公表している。

併せて、水道・下水道をはじめとする公営企業についても、人口減少等に伴う料金収入の減少や施設の老朽化に伴う更新需要の増大などの厳しい経営環境を踏まえ、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上を図りつつ、計画的な施設管理を行うことが必要である。

第53表 主な個別施設計画の策定状況

分野	対象施設	計画策定率
警察施設	庁舎等	48%
消防関係施設	消防庁舎	36%
学校施設	公立学校施設	15%
社会教育施設	社会教育施設（社会体育施設及び文化会館等を除く。）	15%
水道分野	上水道施設	81%
医療分野	病院	21%
福祉分野	児童福祉施設等	30%
農業水利施設	ダム、調整池、ため池、頭首工、水路、用排水機場、施設機械等	75%
農道	橋梁（橋長15m以上）及びトンネル	52%
農業集落排水施設	管路施設、処理施設	50%
地すべり防止施設	抑止工、抑制工	49%
治山	保安施設事業に係る施設、地すべり防止施設等	84%
林道	橋梁（橋長4m以上）、トンネル及びその他重要な施設	50%
漁港施設	外郭施設、係留施設、水域施設、輸送施設、漁港施設用地、漁港浄化施設	82%
漁場の施設	増殖場、養殖場	79%
漁業集落環境施設	漁場集落排水施設	25%
工業用水	工業用水道事業	45%
道路	橋梁（橋長2m以上）	81%
河川・ダム	主要な河川構造物	91%
砂防	砂防設備（砂防堰堤、床固工等）、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設	100%
海岸	堤防・護岸・胸壁等	80%
下水道	管路施設、処理施設、ポンプ施設	100%
港湾	外郭施設	72%
公園	都市公園	94%
住宅	公営住宅	90%
廃棄物処理施設	一般廃棄物処理施設	51%
地方公共団体庁舎	地方公共団体庁舎	20%

(注) 1 「個別施設毎の長寿命化計画（個別施設計画）の策定状況について」（令和元年9月25日 インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議第8回幹事会資料）より抜粋
 2 計画策定率については、分野により、地方公共団体所有でない施設が含まれているものもある。
 3 策定状況は、平成31年4月1日時点（ただし、道路、河川・ダム、砂防、海岸、下水道、港湾、公園、住宅は平成31年3月31日時点）。

(2) 公共施設等の適正管理の推進に係る具体的な取組

総務省においては、公共施設等の適正管理の取組を適時・適切に推進するため、集約化・複合化事業や長寿命化事業等からなる「公共施設等適正管理推進事業債」について、令和2年度の地方債計画に4,320億円を計上した。加えて、複数団体が連携して実施する集約化・複合化事業の取組において、実施主体を拡充するとともに、長寿命化事業の対象として、昭和53年以降の技術基準で設計された砂防施設を追加することとしている。

総務省においては、同事業債の活用例を施設や事業の内容ごとにまとめた手引きを総務省HPにおいて紹介している。各地方公共団体においては、同事業債や基金などの財源を活用しながら、公共施設等の適正管理に係る取組を積極的に進めていくことが求められる。

5 地方行政サービス改革の推進等

(1) 地方行政サービス改革の推進

ア 地方行政サービス改革の動向

地方公共団体においては、人口減少・高齢化の進行、行政需要の多様化など社会経済情勢の変化に一層適切に対応することが求められており、国・地方を通じた厳しい財政状況下においても、質の高い行政サービスを引き続き効果的・効率的に提供する必要がある。

そのためには、地方公共団体において、窓口業務を含む定型的業務を中心とした事務・事業の民間委託の推進、指定管理者制度等の活用、給与・旅費等に関する庶務業務の集約化、自治体クラウドの導入、PPP/PFIの推進等の積極的な業務改革の推進に努めることが必要である。

こうした観点から、「経済財政運営と改革の基本方針2015」（平成27年6月30日閣議決定）等を踏まえ、「地方行政サービス改革の推進に関する留意事項について」（平成27年8月28日付け総務大臣通知）等により、各地方公共団体に対し、より積極的な業務改革の推進に努めるよう要請している。

今後も、業務改革を推進するため、民間委託やクラウド化等の各地方公共団体における取組状況・方針について毎年度フォローアップし、その結果を統一様式による見える化や比較可能な形で整理した上で、広く公表することとしている。

また、地方公共団体が行政の高度化・効率化を実現し、持続可能な行政サービスを確保するため、令和2年度、RPA、共同オンライン申請システム、インフラ点検に必要なドローン等及び地方公務員向けテレワークの導入に要する経費について、特別交付税措置を講じることとしている。

イ 地方公共団体の情報システム及び業務プロセスの標準化

情報システムと業務プロセスは密接不可分であり、地方行政サービス改革の推進に当たっては、これら双方の標準化を進める必要がある。なお、情報システムと業務プロセスには重複する部分もあるが、システム処理については、入力するデータの形式など業務プロセスに直接関わらない部分もあり、また逆に、業務プロセスにはシステム処理に直接関わらない部分もあることから、全体を見据えつつ情報システムの標準化と業務プロセスの標準化の双方に取り組む必要がある。

地方公共団体の情報システムについては、重複投資をなくして行政のデジタル化に向けた基盤を整備していく観点から標準化・共同化を推進しており、具体的には、「自治体システム等標準化検討会」において住民記録システムの標準化について検討を行い、令和2年夏頃までに標準仕様書の作成等を行うこととしている。基幹税務システムについては、令和2年度から標準仕様書の作成を進めることとしており、その他の情報システムについても、標準化に向けた調査・課題整理の結果に応じて、順次、標準的なクラウドシステムへの移行に向けた技術的作業に着手することとしている。

また、令和元年度から、地方公共団体の基幹的な業務（住民基本台帳業務、税務業務等）について、人口規模ごとに複数団体による検討グループを組み、そのグループ内で、業務プロセスの団体間比較を実施することで、ICTを活用した業務プロセスの標準モデルを構築することを目的とした「自治体行政スマートプロジェクト」を開始した。本事業により、情報システムやICTの共同利用の推進等が期待される。令和元年度は、8つの検討グループが採択され、それぞれのグループにおいて、住民基本台帳業務、税務業務等における業務プロセスの標準モデルを構築し、令和2年度以降、ICTの具体的活用方法も含めた業務プロセスの標準化モデルを全国展開することとしている。

ウ 自治体クラウドの導入の推進

地方公共団体の基幹系の情報システム等について、①情報システムコストの削減、②情報セキュリティ水

準の向上、③災害時の業務継続体制の強化、④参加団体間における業務の共通化・標準化等を進める観点から、複数の地方公共団体が共同でサービス調達を行う「自治体クラウド」の導入を積極的に推進している。

地方公共団体におけるクラウド導入を促進するため、各地方公共団体が「官民データ活用推進基本法」（平成28年法律第103号）に基づき策定した「クラウド導入等に関する計画」の策定状況等の公表を引き続き行い、計画の進捗管理を行うこととしている。また、各市区町村の情報システム経費を調査・公表することを通じて、コストの見える化にも取り組むこととしている。

(2) マイナンバーシステムの積極的な活用

ア マイナンバー制度の意義

マイナンバー制度は、平成25年5月に成立した「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成25年法律第27号。以下「マイナンバー法」という。）等の関連4法により導入され、平成27年10月5日に施行された。この制度は、より公平な社会保障制度や税制の基盤となるとともに、安心・安全なデジタル社会のインフラとして国民の利便性の向上や行政の効率化に資するものである。すなわち、所得把握の精度が向上し、真に手を差し伸べるべき人に対する社会保障の充実、負担・分担の公平性がより一層確保されることや、行政の効率化が図られ、限られた行政資源を住民サービスの充実のために、より重点的に配分することが可能となる（第131図、第132図）。

今後、各地方公共団体において業務のICT化などを進め、質の高い行政サービスを効果的・効率的に提供する業務改革に取り組んでいくに当たっては、マイナンバーシステム（マイナンバー制度と関連の各システム）が提供する様々な機能を積極的に活用していくことが不可欠である。

第131図 マイナンバー制度の意義について

マイナンバー制度は、複数の機関に存在する特定の個人の情報が同一人の情報であることを確認するための基盤であり、社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための基盤（インフラ）である。

I 納税者番号 (納税改革)

- ・ 税務当局が取得する所得や納税の情報をマイナンバーで名寄せし、所得把握の精度を向上。

社会保障番号 (給付改革)

- ・ マイナンバーを活用し、年金・福祉・医療等の社会保障給付について、真に支援を必要としている者に対し迅速かつ適切に提供。

公平公正な
負担と給付

II 情報連携 (バックオフィス改革)

(平成29年7月～
試行運用開始
／11月～
本格運用開始)

- ・ 国の行政機関や地方公共団体がそれぞれで管理している様々な同一人の情報をオンラインで紐付けし、相互に活用。
- ・ 行政手続を行う際の添付書類の削減（ペーパーレス）、複数行政機関にわたる手続きのワンストップ化を実現。

(例)

- 介護保険の保険料の減免申請で住民票の写し、課税証明書等の添付を省略
- 里親の認定の申請で住民票の写し、課税証明書の添付を省略

より効率的な
住民サービス

III マイナポータル

政府が運営するオンラインサービス。国民一人一人に用意されたポータルサイトで、行政機関への各種申請や行政機関からのお知らせ（プッシュ型）サービスが可能。(平成29年7月～試行運用開始／11月～本格運用開始)

※ I～Ⅲを支える共通のツールが「マイナンバーカード」

第132図 「マイナンバーカード」は、これからの時代の本人確認ツール

対面での本人確認

- ✓顔写真付きの身分証明書として
 - 市町村での厳格な本人確認 → 確かに本人であるという証
 - 顔写真があるのでなりすましができない
 - 公私での身分証明が可能

電子的な本人確認

- ✓インターネット等により、どこからでも安全・確実に本人を証明
 - 電子証明書を使って、全国のコンビニで住民票の写し等を受け取れるほか、口座開設などの大切な手続も、どこからでも安全にできる
- ✓今後、健康保険証としての利用や、在外選挙でのインターネット投票も可能に
- ✓さらに、将来的には
 - A I その他の様々な先端技術の活用を実現
 - ＜例＞窓口のAI端末にカードをかざし、本人情報の自動入力やAIとの対話により、行政手続をスムーズに

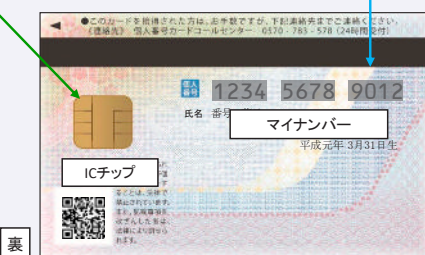
➡ Society 5.0時代の必須ツール



カードの券面記載事項

マイナンバーの提示

- ✓このカードを提示することで、自分のマイナンバーを証明
 - 社会保障・税などの手続で、添付書類が不要に



裏

イ マイナンバーを活用した情報連携の円滑な運用

マイナンバー制度の重要な根幹が情報連携である。マイナンバー法に基づき総務省が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを用いて、機関を超えた情報のバックヤード連携、すなわち、国の行政機関や地方公共団体がそれぞれ管理している同一個人の情報をオンラインで情報連携し、相互に活用することが可能となった。これにより、各種行政手続を行う際、行政機関等に提出する必要があった住民票の写しや課税証明書等の書類の省略が可能となり、また、そのために複数の行政機関に出向く手間が不要となるなど、行政手続のペーパーレス化やワンストップ化が進展することが期待される。

平成29年11月から本格運用が開始され、令和2年1月時点で児童手当の申請など2,080の事務手続で情報連携による提出書類等の削減が実現しており、今後も順次、対象事務が増えていくことが予定されている。

ロ マイナポータル利用の拡大

政府が運営するオンラインサービスとして、国民一人一人に用意されたポータルサイトがマイナポータルである。自身のマイナンバー付きの個人情報が情報連携された履歴を確認する「情報提供等記録表示」機能のほか、運用開始以降、利用可能なサービスが着実に拡大している。

市町村の子育てや介護、被災者支援関係などの手続について、サービス検索やオンライン申請を可能とするワンストップサービス（ぴったりサービス）が提供可能となっており、行政機関からのお知らせ（プッシュ型）サービスの活用も含め、手続のオンライン化による行政サービスの効果的・効率的な提供に向けて、各地方公共団体の積極的な利用が期待される。

エ マイナンバーカード（公的個人認証サービス等）の普及と利活用の促進

マイナンバーカードは、券面による身分証明機能に加え、ICチップに標準搭載された公的個人認証サービスによってオンラインでの確実な本人確認を可能とするものである。国民にマイナンバー制度のメリットをより実感してもらえるデジタル社会を早期に実現するため、安全・安心で利便性の高いデジタル社会の基盤となるマイナンバーカードの普及とその利便性の向上を図る必要がある。

令和元年6月4日のデジタル・ガバメント閣僚会議において、「マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進に関する方針」が決定され、令和2年度にマイナンバーカードを活用した消費活性化策（マイナポイント事業）を実施することや、令和3年3月からマイナンバーカードの健康保険証としての利用を開始することなど様々なマイナンバーカード普及策が決定された。

また、令和元年9月3日の同会議においては、医療機関等におけるマイナンバーカードの健康保険証利用の環境整備とマイナンバーカードの交付枚数（想定）に関する全体スケジュールが決定されるとともに、令和元年12月20日には、同会議においてマイナンバーカードの利活用シーンの拡大に関する様々な施策に関する工程表が決定された。今後、この工程表に基づき、取組を着実に進めることとされている。

(3) 給与の適正化及び適正な定員管理の推進

地方公共団体においては、現下の厳しい財政状況において、計画的に行政改革を推進するとともに住民への説明責任を果たす見地から、目標の数値化や分かりやすい指標の活用を図りつつ、給与情報等公表システムにより給与及び定員の公表を行うなど、給与の適正化や適正な定員管理などの取組を行っている。

平成31年4月1日時点のラスパイレス指数は、全地方公共団体平均で99.1となっており、平成24年及び平成25年の国家公務員の給与減額支給措置の影響を除き、平成16年以降、16年連続で100を下回っている。地方公共団体の総職員数については、第54表のとおり、平成31年4月1日の対前年比で、都道府県0.3%増、政令指定都市0.1%減、政令指定都市を除く市区町村0.0%減となっており、全地方公共団体においては0.1%の増加となった。

第54表 地方公共団体の定員管理の状況について（平成31年4月1日現在）

区 分	実 績			
	平成30年4月1日 職員数	平成31年4月1日 職員数	増減数	増減率
都 道 府 県	1,386,505	1,390,987	4,482	0.3%
一 般 行 政 部 門 等	311,815	313,261	1,446	0.5%
政 令 指 定 都 市	343,138	342,756	△382	△0.1%
市 区 町 村	1,007,217	1,006,910	△307	△0.0%
合 計	2,736,860	2,740,653	3,793	0.1%

出典：「総務省地方公共団体定員管理調査」

（注）一般行政部門等は、一般行政部門及び公営企業等会計部門の合計。

6 財政マネジメントの強化

(1) 地方公会計の更なる活用の促進

地方公会計は、現金主義会計による予算・決算制度を補完するものとして、発生主義・複式簿記といった企業会計的手法を活用することにより、現金主義会計では見えにくいコスト情報（減価償却費、退職手当引当金等）やストック情報（資産等）を把握することを可能とするものであり、中長期的な財政運営への活用が期待される。人口減少・少子高齢化が進展している中、財政のマネジメント強化のため、地方公会計を積極的に活用し、地方公共団体の限られた財源を効果的・効率的に使用することは重要である。

地方公会計の整備については、「統一的な基準による地方公会計の整備促進について」（平成27年1月23日付け総務大臣通知）において、統一的な基準による財務書類等を原則として平成27年度から29年度までの3年間で全ての地方公共団体において作成するよう要請したところであり、平成31年3月31日時点では、**第55表**のとおり、平成29年度末時点の状況を反映した固定資産台帳については都道府県及び市区町村の81.7%にあたる1,460団体が整備済みとなり、平成29年度決算に係る財務書類については都道府県及び市区町村の80.5%にあたる1,440団体が作成済みとなっている。

第55表 統一的な基準による固定資産台帳及び財務書類の整備（平成31年3月31日時点）

【平成29年度末時点の状況を反映した固定資産台帳の整備状況】（平成31年3月31日時点）（単位：団体）

整備状況	都道府県	市区町村	指定都市	指定都市除く 市区町村	合 計
整備済み	42 (89.4%)	1,418 (81.4%)	18 (90.0%)	1,400 (81.3%)	1,460 (81.7%)
対象団体数	47 (100.0%)	1,741 (100.0%)	20 (100.0%)	1,721 (100.0%)	1,788 (100.0%)

【平成29年度決算に係る一般会計等財務書類の作成状況】（平成31年3月31日時点）（単位：団体）

作成状況	都道府県	市区町村	指定都市	指定都市除く 市区町村	合 計
作成済み	39 (83.0%)	1,401 (80.5%)	18 (90.0%)	1,383 (80.4%)	1,440 (80.5%)
対象団体数	47 (100.0%)	1,741 (100.0%)	20 (100.0%)	1,721 (100.0%)	1,788 (100.0%)

また、平成31年3月31日時点における財務書類等の活用状況については、**第56表**のとおり、「財務書類等の情報を基に、各種指標の分析を行った」団体が約4割、「簡易に要約した財務書類を作成するなどし、住民に分かりやすく財政状況を説明した」団体が3割弱となっているが、「財務書類や固定資産台帳の情報を公共施設等総合管理計画又は個別施設計画に反映するなど、公共施設の適正管理に活用した」と回答した団体は4%程度と一部の団体に限られている。

第56表 作成済団体における財務書類の活用状況（平成31年3月31日現在）

（単位：団体）

区 分	都道府県	市区町村			合 計
			指定都市	指定都市を除く 市区町村	
財務書類等の情報を基に、各種指標の分析を行った	17 (36.2%)	774 (44.5%)	15 (75.0%)	759 (44.1%)	791 (44.2%)
施設別・事業別等の行政コスト計算書等の財務書類を作成した	3 (6.4%)	54 (3.1%)	4 (20.0%)	50 (2.9%)	57 (3.2%)
財務書類や固定資産台帳の情報を公共施設等総合管理計画又は個別施設計画に反映するなど、公共施設の適正管理に活用した	0 (0.0%)	79 (4.5%)	3 (15.0%)	76 (4.4%)	79 (4.4%)
決算審査の補足資料とするなど、議会における説明資料として活用した	10 (21.3%)	181 (10.4%)	7 (35.0%)	174 (10.1%)	191 (10.7%)
簡易に要約した財務書類を作成するなどし、住民に分かりやすく財政状況を説明した	37 (78.7%)	420 (24.1%)	14 (70.0%)	406 (23.6%)	457 (25.6%)
財務書類等の情報を基に、市場公募債の説明会において財政状況を説明した	10 (21.3%)	7 (0.4%)	6 (30.0%)	1 (0.1%)	17 (1.0%)
上記以外の活用	2 (4.3%)	57 (3.3%)	1 (5.0%)	56 (3.3%)	59 (3.3%)

こうした状況を踏まえ、まずは、各地方公共団体において、毎年度、統一的な基準による財務書類等の作成・更新を行い、わかりやすく公表することが求められる。引き続き、財務書類等の作成・更新に要する経費に対する地方交付税措置を講じるほか、各地方公共団体が作成した財務書類等を比較可能な形で「見える化」することとしている。

また、地方公会計を資産管理や予算編成等に積極的に活用している具体的な事例をとりまとめ、公表を行うこととしている。

(2) 地方財政の「見える化」の推進

地方財政の「見える化」については、「地方財政白書」や「決算状況調」、「財政状況資料集」等により積極的な情報開示が行われてきた。

「財政状況資料集」について、平成27年度決算からは、住民一人当たりのコストについて性質別や目的別で網羅的に公表するとともに、施設類型別の有形固定資産減価償却率などのストックに関する情報についても、固定資産台帳の整備に合わせて順次充実を図り、経年比較や類似団体比較を行うことができるようにした。また、平成29年度決算からは、基金の使途・増減理由・今後の方針等について、新たに項目を追加し、公表している。

地方公共団体においては、住民等に対する説明責任をより適切に果たし、住民サービスの向上や財政マネジメントの強化を図る観点から、「財政状況資料集」等の活用による住民等へのより分かりやすい財政情報の開示に取り組むとともに、公表内容の充実を図っていくことが求められる。

地方単独事業（ソフト）の決算情報については、地方財政状況調査において、平成25年度決算から各都道府県・市町村の歳出額を「民生費」、「教育費」等の目的別で把握・公表し、平成28年度決算からは地方公共団体間の重複部分を控除した決算額（純計額）を把握・公表している。また、平成30年度に、「経済財政運営と改革の基本方針2018」（平成30年6月15日閣議決定）等を踏まえ、「地方単独事業（ソフト）の「見える化」に関する検討会」において、地方単独事業（ソフト）の決算情報について平成29年度決算に係る試行調査の結果等を取りまとめるとともに、年度末に検討会報告書を取りまとめたところである。令和元年度においては、平成29年度決算に係る試行調査で明らかになった課題に対応しつつ平成30年度決算に係る試行調査を行い、全国の状況についてより詳細に把握・分析を進めているところであり、今後、地方公共団体の意見も踏まえながら、引き続き「見える化」のあり方を検討することとしている。

(3) 地方公営企業等の経営改革

公営企業は、料金収入をもって経営を行う独立採算制を基本原則としながら、住民生活に身近な社会資本を整備し、必要なサービスを提供する役割を果たしている。今後の急速な人口減少等に伴うサービス需要の減少や施設の老朽化に伴う更新需要の増大など、公営企業を取り巻く経営環境が厳しさを増す中であって、各公営企業が将来にわたってこうした役割を果たしていくためには、経営戦略の策定や抜本的な改革等の取組を通じ、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上を図るとともに、公営企業会計の適用拡大や経営比較分析表の活用による「見える化」を推進することが求められる。また、第三セクター等については、財政的リスク状況を踏まえ、各地方公共団体における経営健全化のための方針の策定・公表を推進することが求められる。こうした一連の取組は、「新経済・財政再生計画 改革工程表2019」にも位置付けられている。

ア 公営企業の更なる経営改革の推進について

(ア) 経営戦略の策定・改定の推進

経営戦略については、令和2年度までに策定を完了するよう各地方公共団体に要請している。第57表のとおり、平成31年3月31日時点では、57.4%の事業が策定済み、95.3%の事業が期限内に策定を完了する予定となっている。

また、策定済の経営戦略についても、取組の進捗と成果を一定期間ごとに評価、検証した上で、収支均衡を図る具体的な取組を再検討し、経営戦略の改定を行うことが必要である。

そのため、地方公共団体に向けた支援策として、策定した経営戦略の改定も見据え、平成31年3月に、「経営戦略策定・改定ガイドライン」（平成28年1月作成、平成31年3月最終改訂）や、事業ごとの具体的な策定・改定実務の手引書となる「経営戦略策定・改定マニュアル」（平成31年3月作成）を公表するとともに、引き続き、経営戦略の策定・改定に要する経費に対する特別交付税措置を講じるほか、全国ブロック単位での経営戦略の策定・改定に係る実務講習会などを実施することとしている。

なお、病院事業は、平成27年3月に、「新公立病院改革ガイドライン」（平成27年3月31日付け総務省自治財政局長通知）により、経営戦略に代えて、「新公立病院改革プラン」の策定を要請し、全ての公立病院が策定済みである。

第57表 公営企業の経営戦略の策定状況（H31.3.31現在）

（単位：事業）

	事業数	(構成比)	うち 策定に取組中	(構成比)	うち 策定に未着手	(構成比)
① 策 定 済	3,833	(57.4%)	—		—	
② 要 請 期 間 内 に 策 定 予 定	2,536	(38.0%)	1,261	(18.9%)	1,275	(19.1%)
うち令和元年度に策定予定	796	(11.9%)	642	(9.6%)	154	(2.3%)
うち令和2年度に策定予定	1,740	(26.0%)	619	(9.3%)	1,121	(16.8%)
小 計 (① + ②)	6,369	(95.3%)	1,261	(18.9%)	1,275	(19.1%)
③ 策 定 予 定 年 度 未 定	313	(4.7%)	21	(0.3%)	292	(4.4%)
合 計	6,682	(100.0%)	1,282	(19.2%)	1,567	(23.5%)

(イ) 抜本的な改革の推進

各公営企業が不断の経営健全化等に取り組むに当たっては、事業ごとの特性に応じて、事業廃止、民営化・民間譲渡、広域化等及び民間活用といった抜本的な改革に取り組むことが求められる。

その取組状況は、第58表のとおり、平成30年度の1年間で、事業廃止106件、民営化・民間譲渡16件、広域化等47件などとなっており、各事業の特性に応じた取組が行われている。これらのうち、特に他の地方公共団体において参考となる取組について先進・優良事例集を作成しており、毎年度更新の上、地方公共団体への周知を行っている。

水道事業及び下水道事業については、広域化等を推進するとともに、公共施設等運営権制度を含むPPP/PFI手法や民間委託など更なる民間活用を推進している。

また、病院事業については、再編・ネットワーク化、地方独立行政法人化や指定管理者制度の導入を含む経営形態の見直し、経営の効率化等を推進している。具体的には、平成27年度から平成30年度までの間に、再編・ネットワーク化は42病院、地方独立行政法人化は12病院、指定管理者制度の導入は9病院で実施されている。

第58表 公営企業の抜本的な改革等の取組状況（H31.3.31時点）

事業廃止		民営化・民間譲渡		公営企業型地方独立行政法人 ^(※1)		広域化等 ^(※2)		指定管理者制度		包括的民間委託		PPP・PFI	
106件		16件		2件		47件		13件		51件		9件	
県・政令市	市区町村	県・政令市	市区町村	県・政令市	市区町村	県・政令市	市区町村	県・政令市	市区町村	県・政令市	市区町村	県・政令市	市区町村
7件	99件	3件	13件	1件	1件	6件	41件	3件	10件	1件	50件	3件	6件
水道	17	水道	0	水道	0	水道	4	水道	0	水道	18	水道	2
工業用水道	1	工業用水道	0	工業用水道	0	工業用水道	1	工業用水道	0	工業用水道	0	工業用水道	0
交通	4	交通	4	交通	0	交通	0	交通	0	交通	0	交通	0
電気	2	電気	1	電気	0	電気	0	電気	0	電気	0	電気	0
ガス	0	ガス	0	ガス	0	ガス	0	ガス	0	ガス	0	ガス	0
病院	5	病院	2	病院	2	病院	6	病院	3	病院	0	病院	0
下水道	15	下水道	1			下水道	26	下水道	0	下水道	30	下水道	7
簡易水道	10	簡易水道	0			簡易水道	10	簡易水道	0	簡易水道	3	簡易水道	0
港湾整備	0	港湾整備	0			港湾整備	0	港湾整備	1	港湾整備	0	港湾整備	0
市場	1	市場	1			市場	0	市場	1	市場	0	市場	0
と畜場	1	と畜場	0			と畜場	0	と畜場	0	と畜場	0	と畜場	0
宅地造成	19	宅地造成	0			宅地造成	0	宅地造成	0	宅地造成	0	宅地造成	0
有料道路	0	有料道路	0			有料道路	0	有料道路	0	有料道路	0	有料道路	0
駐車場	7	駐車場	1			駐車場	0	駐車場	5	駐車場	0	駐車場	0
観光	9	観光	2			観光	0	観光	1	観光	0	観光	0
介護サービス	14	介護サービス	4			介護サービス	0	介護サービス	2	介護サービス	0	介護サービス	0
その他	1	その他	0			その他	0	その他	0	その他	0	その他	0
												合 計	
												244件	

※1 公営企業型地方独立行政法人については、地方独立行政法人化により、その経営できる事業が定められている。

※2 広域化等とは、事業統合をはじめ施設の共同化・管理の共同化などの広域的な連携、下水道事業における最適化や病院事業における再編・ネットワーク化を含む概念。

※3 1つの事業で複数の取組を実施した場合、それぞれの類型に計上している。また、広域化等若しくは民営化・民間譲渡に伴い事業廃止がなされる場合は、事業廃止の類型にも計上している。

※4 合計244件について、事業数ベースでは205事業。

※5 都道府県・政令市及び市区町村には、それぞれが加入する一部事務組合及び広域連合を含める。

(ウ) 公営企業の経営状況の「見える化」の推進

公営企業の経営状況の「見える化」については、平成26年度に会計制度の全面的な見直しを行ったほか、各公営企業の経営基盤の強化等のために、公営企業会計の適用拡大及び経営比較分析表の活用を推進している。

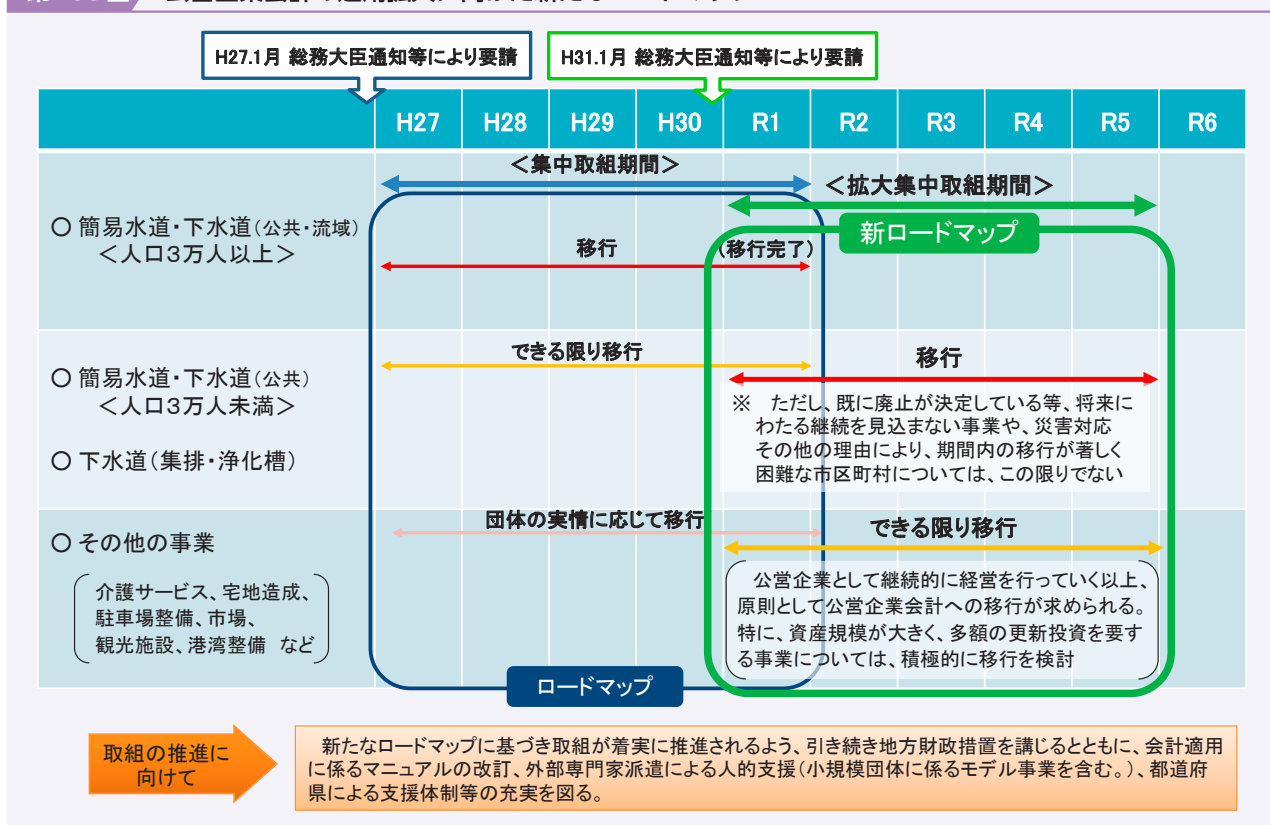
a 公営企業会計の適用拡大

公営企業会計の適用については、「公営企業会計の適用の更なる推進について」（平成31年1月25日付け総務大臣通知）及び「公営企業会計の適用の推進に当たっての留意事項について」（平成31年1月25日付け総務省自治財政局長通知）等により、第133図のとおり、下水道事業及び簡易水道事業を重点事業とし、人口3万人以上の地方公共団体における令和元年度までの公営企業会計への移行を引き続き推進するとともに、人口3万人未満の地方公共団体においても令和5年度までに公営企業会計に移行することとするなど、一層の取組を推進している。併せて、市区町村における公営企業会計への移行が円滑に進むよう、都道府県に対して、個別の市区町村の取組状況を踏まえた助言等を要請している。

平成31年4月時点における全都道府県・市町村等の公営企業会計適用への取組状況は第59表のと

おりであるが、引き続き、各地方公共団体における取組状況のフォローアップや、外部専門家の支援の実施等により、更なる取組を促進することとしている。

第133図 公営企業会計の適用拡大に向けた新たなロードマップ



第59表 公営企業会計適用の取組状況（H31.4.1時点）

○簡易水道事業※¹

(単位：団体)

	人口3万人以上		人口3万人未満		全団体	
	H31.4.1時点	H30.4.1時点	H31.4.1時点	H30.4.1時点	H31.4.1時点	H30.4.1時点
①適用済及び適用に取組中	302 (97.7%)	298 (95.8%)	268 (45.9%)	251 (43.0%)	570 (63.8%)	549 (61.3%)
②検討中	7 (2.3%)	13 (4.2%)	208 (35.6%)	135 (23.1%)	215 (24.1%)	148 (16.5%)
③検討未着手	0 (0.0%)	0 (0.0%)	108 (18.5%)	198 (33.9%)	108 (12.1%)	198 (22.1%)
合計	309 (100%)	311 (100%)	584 (100%)	584 (100%)	893 (100%)	895 (100%)

○下水道事業※²

(単位：団体)

	人口3万人以上			人口3万人未満		全団体	
	公共下水道事業及び流域下水道事業		その他の下水道事業	H31.4.1時点	H30.4.1時点	H31.4.1時点	H30.4.1時点
	H31.4.1時点	H30.4.1時点					
①適用済及び適用に取組中	811 (99.5%)	809 (99.3%)	355 (73.3%)	280 (34.5%)	225 (27.6%)	1,092 (66.6%)	1,035 (63.0%)
②検討中	4 (0.5%)	6 (0.7%)	76 (15.7%)	410 (50.5%)	308 (37.7%)	418 (25.5%)	316 (19.2%)
③検討未着手	0 (0.0%)	0 (0.0%)	53 (11.0%)	122 (15.0%)	283 (34.7%)	130 (7.9%)	291 (17.7%)
合計	815 (100%)	815 (100%)	484 (100%)	812 (100%)	816 (100%)	1,640 (100%)	1,642 (100%)

※¹ 簡易水道事業については、上水道事業への統合に伴う公営企業会計適用の取組も集計している。※² 下水道事業は、公共下水道事業（特定公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業を含む。）、流域下水道事業、農業集落排水施設事業、漁業集落排水施設事業、林業集落排水施設事業、簡易排水施設事業、小規模集合排水処理施設事業、特定地域生活排水処理施設事業及び個別排水処理施設事業をいう。

b 経営比較分析表の活用

各公営企業において作成・公表している経営比較分析表については、これまで、水道事業、簡易水道事業、下水道事業、交通事業（自動車運送事業）、電気事業、観光施設事業（休養宿泊施設事業）、駐車

場整備事業及び病院事業の8分野を対象としていた。令和元年度から、新たに工業用水道事業を作成・公表対象に加えることとしている。

経営比較分析表が、各公営企業の経営分析に当たって、更に有効に活用されることが期待される。

(エ) 外部専門家による支援

経営戦略の策定・改定、抜本的な改革の検討及び公営企業会計の適用等の取組を推進するため、総務省においては、各公営企業等がこれらの取組について検討を進めるに際し、公営企業等の経営に精通した外部専門家の助言等を受けることができる支援制度を設けている。

a 公営企業経営アドバイザー派遣事業

地方公共団体の要請に基づき、総務省が委嘱した公認会計士等の外部専門家を派遣し、必要な助言を行うことを目的として、平成7年度から実施している。令和元年度から、本事業を活用し、公営企業会計の適用について、人口3万人未満の市町村等を対象とし、年間を通じ複数回派遣するモデル事業を実施している。

b 公営企業経営支援人材ネット事業

地方公共団体が、対応可能な地域や取組分野等ごとにリスト化した外部専門家を招聘し、継続的な指導・助言を求めることを目的として、平成28年度から実施している。また、令和元年度から、諸課題への対応のため、外部専門家の充実を図っている。

(オ) 主な事業における経営の取組

a 水道事業

水道事業を取り巻く経営環境が厳しさを増す中、広域化、適切なストックマネジメント、料金収入の確保、民間活用、ICT等の利活用などに取り組むことで持続的な経営を確保すべきである。

特に広域化については、「[水道広域化推進プラン]」の策定について「(平成31年1月25日付け総務省自治財政局長・厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官通知)」を発出しており、都道府県において、「水道広域化推進プラン」を令和4年度までに策定するよう要請している。なお、「水道広域化推進プラン」の策定に向けた取組を支援するため、「水道広域化推進プラン策定マニュアル」(平成31年3月)を発出し、策定に当たっての実務上の参考資料として、プランの全体像や標準的な記載事項等を示している。また、引き続き多様な広域化に伴う施設の整備等に対する地方財政措置を講じることとしている。

b 下水道事業

下水道事業を取り巻く経営環境が厳しさを増すことを踏まえ、広域化・共同化、汚水処理施設の最適化、適切なストックマネジメント、使用料収入の確保、民間活用、ICT等の利活用、公営企業会計の適用などに取り組むことで持続的な経営を確保すべきである。

特に、広域化・共同化の推進に当たっては「汚水処理の事業運営に係る「広域化・共同化計画」の策定について」(平成30年1月17日付け総務省自治財政局準公営企業室長等通知)を踏まえ、都道府県において、令和4年度までに「広域化・共同化計画」を策定するよう要請している。また、引き続き広域化・共同化に伴う施設の整備費等に対する地方財政措置を講じることとしている。

c 病院事業

公立病院は、地域における基幹的な公的医療機関として、へき地医療・不採算医療や高度・先進医療を提供する重要な役割を果たしているが、多くの公立病院において、経営状況の悪化や医師不足等のために、医療提供体制の維持が厳しい状況になっている。また、人口減少や少子高齢化が急速に進展する中で、医療需要が大きく変化することが見込まれており、地域ごとに適切な医療提供体制の再構築に取り組んでいくことがますます必要になっている。

このため、公立病院を経営する地方公共団体においては、「新公立病院改革ガイドライン」を踏まえ、「新公立病院改革プラン」を策定した上で、再編・ネットワーク化、経営形態の見直し、経営の効率化等の経営改革の取組が進められている。

また、令和2年夏頃を目処に「新公立病院改革ガイドライン」を改定し、令和3年度以降の更なる改

革プランの策定を要請することとしている。

公立病院に対する財政支援措置については、へき地医療や、不採算・特殊部門に係る医療を担う公立病院の役割を踏まえ、再編・ネットワーク化や、医師確保対策を含め、所要の地方財政措置を講じている。

加えて、地域医療構想の更なる推進に向け、過疎地等で経営条件の厳しい地域において、二次救急や災害時等の拠点となる不採算地区の中核的な公立病院の機能維持のための特別交付税措置を新たに講じるとともに、現行の不採算地区病院に対する特別交付税措置について、特に病床数が少ない病院を中心に措置を拡充することとしている。

さらに、公立病院が果たしている役割を踏まえ、周産期医療、小児医療、小児救急及び救命救急センターに対する特別交付税措置を拡充することとしている。

イ 第三セクター等の経営改革の推進について

各地方公共団体においては、財政規律の強化と財政的リスク管理の一環として、関係を有する第三セクター等について、自らの判断と責任により経営効率化・健全化に取り組むことが必要である。

総務省においては、平成30年度決算で、地方公共団体が出資又は出えん（以下「出資等」という。）を行っている第三セクター等7,325法人の中で、地方公共団体が25%以上の出資等を行っている法人のうち債務超過である法人や損失補償等を行っている1,161法人について財政的リスクの調査を実施し、地方公共団体別に、調査対象法人全ての結果を公表したところである。

この調査対象法人のうち、290法人において一定以上の財政的リスクが存在するものとなっている。具体的には、①債務超過の法人は233法人、②時価評価した場合に債務超過になる法人は7法人、③土地開発公社で債務保証などの対象となっている5年以上の長期保有土地の簿価総額が標準財政規模の10%以上のものは33法人、④地方公共団体の標準財政規模に対する損失補償などの額の割合が実質赤字比率の早期健全化基準相当以上の法人は49法人となっている（複数項目に該当する法人あり）。

このような法人については、「第三セクター等の経営健全化方針の策定と取組状況の公表について」（令和元年7月23日付け総務省自治財政局公営企業課長通知）により、関係を有する地方公共団体に対して、経営健全化のための具体的な対応等を内容とする経営健全化方針を作成し、着実な取組を実施するとともに、取組状況を公表するよう要請している。

7 地方自治をめぐる動向

(1) 地方自治制度の見直し等

ア 第32次地方制度調査会について

地方自治制度の見直しについては、平成30年7月5日に第32次地方制度調査会が発足しており、内閣総理大臣から人口減少が深刻化し高齢者人口がピークを迎える2040年頃から逆算し顕在化する諸課題に対応する観点から、圏域における地方公共団体の協力関係、公・共・私のベストミックスその他の必要な地方行政体制のあり方について、調査審議が求められている。

我が国の総人口は、2008年の1億2,808万人をピークに減少が続いており、国立社会保障・人口問題研究所の出生中位・死亡中位推計（平成29年推計）によれば、2040年には1億1,092万人になると見込まれている。また、生産年齢人口が6,000万人を下回り、2015年の7,700万人から1,750万人も減少する。その一方で、高齢者人口は、団塊ジュニア世代が65歳以上となる2042年にピークを迎えて3,900万人強となり、高齢化率は36.1%に上ると見込まれている。

高齢化や人口減少などの人口構造の変化は、地方公共団体の税収や行政需要にも大きな影響を与えることになるが、住民の暮らしや地域経済を守るため、医療、介護、インフラ整備などの住民サービスを地方公共団体が持続可能な形で提供し続けることが不可欠と考えられる。

平成30年12月18日に開催された同調査会の第2回総会において、まずは「人口減少が深刻化し高齢者人口がピークを迎える2040年頃から逆算し顕在化する諸課題とその対応」に係る審議を進めていくこととされ、令和元年7月31日に開催された第3回総会において、「2040年頃から逆算し顕在化する地方行政の諸課題とその対応方策についての中間報告」がとりまとめられた。また、同年10月25日に開催された第4回総会において、「市町村合併についての今後の対応方策に関する答申」がとりまとめられた。これを受けて、現行法の期限を10年間延長するため、「市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律案」を第201回通常国会に提出している。

現在、人口減少社会に対応するために必要な地方行政体制のあり方について、調査審議が進められている。

イ 地方公共団体間の広域連携について

人口減少社会を迎える中で、持続可能な形で行政サービスを提供していくため、連携中枢都市圏構想や定住自立圏構想をはじめとする、地方公共団体間の広域連携を推進する。

（ア）連携中枢都市圏構想の推進

「連携中枢都市圏構想」とは、人口減少・少子高齢社会にあっても、地域を活性化し経済を持続可能なものとし、国民が安心して快適な暮らしを営んでいけるようにするために、地域において、相当の規模と中核性を備える圏域の中心都市が近隣の市町村と連携し、コンパクト化とネットワーク化により「経済成長のけん引」、「高次都市機能の集積・強化」及び「生活関連機能サービスの向上」を行うことにより、人口減少・少子高齢社会においても一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点を形成する政策である。本構想は、第30次地方制度調査会「大都市制度の改革及び基礎自治体の行政サービス提供体制に関する答申」を踏まえて制度化したものであり、平成26年度から全国展開を行っている。

令和2年1月現在では、36市が中心都市として圏域を形成する意思を宣言し、32の圏域（延べ304市町村）が形成されるなど、全国で着実に連携中枢都市圏構想による取組が進んでいる。また、平成28年度に創設した「複眼型連携中枢都市圏」を活用した圏域や県境を越えた圏域が形成されるなど、多様な形態の圏域が形成されている。

今後も、連携中枢都市圏構想を推進するため、圏域での取組に対して、引き続き地方財政措置を講じ、

圏域全体の経済成長のけん引や高次都市機能の集積・強化を図る取組等を支援することとしている。

(イ) 定住自立圏構想の推進

「定住自立圏構想」とは、地方圏において安心して暮らせる地域を各地に形成し、地方圏から三大都市圏への人口流出を食い止めるため、人口5万人程度以上の中心市と近隣市町村が連携・協力し、「生活機能の強化」「結びつきやネットワークの強化」及び「圏域のマネジメント能力の強化」を行うことにより、圏域全体で必要な生活機能を確保し、地方圏への人口定住を促進する政策であり、平成21年度から全国展開を行っている。

令和元年11月現在では、138市が中心市として圏域を形成する意思を宣言し、126の圏域（533市町村）が形成されるなど、全国で着実に定住自立圏構想による取組が進んでいる。

今後も、定住自立圏構想を推進するため、圏域での取組に対して、引き続き地方財政措置を講じ、地域住民の生活実態やニーズに応じ、生活に必要な機能の確保を支援することとしている。

(2) 会計年度任用職員制度の施行への対応

臨時・非常勤職員制度の見直しについては、「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律」（平成29年法律第29号。以下「改正法」という。）が平成29年5月17日に公布され、令和2年4月1日より施行される。改正法は、地方公共団体によっては、制度の趣旨に沿わない任用が行われており労働者性の高い者であっても特別職として任用され地方公務員法に基づく守秘義務などの規定が適用されていないことや一般職非常勤職員について採用方法等が明確に定められていないこと、労働者性の高い非常勤職員に期末手当の支給ができないことなどの課題に対応するため、臨時・非常勤職員制度の見直しを提言した「地方公務員の臨時・非常勤職員及び任期付職員の任用等の在り方に関する研究会報告書」や地方公共団体からの意見などを踏まえたものである。

改正法においては、〈1〉特別職の範囲が「専門的な知識経験等に基づき、助言、調査等を行う者」に、臨時的任用の対象が国と同様に「常勤職員に欠員を生じた場合」に厳格化されるとともに、〈2〉一般職の非常勤職員である「会計年度任用職員」に関する規定が設けられ、その採用方法や任期等が明確化された。また、〈3〉会計年度任用職員について、期末手当の支給等が可能となるよう、給付に関する規定が整備された。

改正法の施行に向け、各地方公共団体において条例・規則の制定等必要な準備も整い、新制度への円滑な移行が進められている。また、期末手当の支給等に要する経費については、令和2年度の地方財政計画に1,738億円計上し、地方交付税措置を講じることとしている。

8 地方分権改革の推進

住民に対する行政サービスの向上や行政の効率化を図るとともに、地方が特色を持った地域づくりや地域に合った行政を展開することができるよう、国と地方の役割分担を見直し、地域の自主性・自立性を高めるため、地方分権改革を積極的に推進することとされている。

地方分権改革の推進は、地域が自らの発想と創意工夫により課題解決を図るための基盤となるものであり、地方創生における極めて重要なテーマである。

(1) 地方に対する事務・権限の移譲及び規制緩和に係る取組

地方分権改革については、「地方分権改革推進法」(平成18年法律第111号)による地方分権改革推進委員会の勧告に基づき、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(平成23年法律第37号。いわゆる「第1次地方分権一括法」。)から「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(平成26年法律第51号。いわゆる「第4次地方分権一括法」。)までの4次にわたる一括法により、地方に対する事務・権限の移譲及び規制緩和(義務付け・枠付けの見直し)について、具体的な改革が積み重ねられてきた。

平成26年には、これまでの成果を基盤とし、地方の発意に根差した新たな取組を推進することとして、「地方分権改革に関する提案募集の実施方針」(平成26年4月30日地方分権改革推進本部決定。)により地方分権改革に関する「提案募集方式」を導入し、地方に対する事務・権限移譲や規制緩和に関する地方からの提案を受け付けている。これまで、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(平成27年法律第50号。いわゆる「第5次地方分権一括法」。)から「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(令和元年法律第26号。いわゆる「第9次地方分権一括法」。)までの一括法により、地方側の長年の懸案であった農地転用許可の権限移譲や地方版ハローワークの創設をはじめとする更なる事務・権限の移譲等を行うなど、国が選ぶのではなく、地方が選ぶことができる地方分権改革が推進されている。

また、政府の地方分権改革の推進体制としては、内閣総理大臣を本部長とする地方分権改革推進本部が政策決定機能を担い、地方分権改革担当大臣の下に開催されている地方分権改革有識者会議が調査審議機能を担っている。さらに、地方分権改革有識者会議の下で、提案募集検討専門部会等を開催し、専門的な見地から検討が行われている。

これまでの地方分権改革における主な取組は以下のとおりである。

ア 事務・権限移譲

地方分権改革においては、地方公共団体、特に住民に最も身近な行政主体である基礎自治体に事務事業を優先的に配分し、地方公共団体が地域における行政の自主的かつ総合的な実施の役割を担うことができるようにすることが必要不可欠である。

これまでの地方分権一括法等により、国から地方公共団体への事務・権限の移譲については、看護師など各種資格者の養成施設等の指定・監督等の国(地方厚生局)の事務・権限を都道府県へ移譲する改正や、自家用有償旅客運送の登録・監督等の国(地方運輸局)の事務・権限を希望する市町村へ移譲する改正等が、都道府県から基礎自治体への事務・権限の移譲については、都市計画に関する事務を市町村へ移譲する改正や、県費負担教職員の給与等の負担、定数の決定等に係る権限を道府県から政令指定都市へ移譲する改正等が行われた。

以上のような事務・権限の移譲により、窓口の一本化等による住民の利便性向上、地域課題の解決に資する独自の取組、総合行政の展開による行政の効果的・効率的な運営が進んでいる。

イ 地方に対する規制緩和（義務付け・枠付けの見直し）

地方分権を進めるためには、これまで国が一律に決定し地方公共団体に義務付け・枠付けを行ってきた基準、施策等を、地方公共団体が条例の制定等により自ら決定し、実施することができるよう改めていく必要がある。

義務付け・枠付けの見直しについては、累次にわたる地方分権一括法等により、これまで法令により全国画一的に定められていた保育所や放課後児童クラブの設備・運営に関する基準など施設・公物設置管理の基準等を条例に委任すること等により、地域の実情や住民のニーズ等を反映した地方独自の基準の制定が進んでいる。

(2) 令和元年の地方からの提案等に関する対応方針

令和元年12月、地方分権改革推進本部及び閣議において、「令和元年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和元年12月23日閣議決定。以下「令和元年対応方針」という。）が決定された。

「令和元年対応方針」においては、地方創生や子ども・子育て支援に資する提案をはじめとする、現場の課題に基づく地方からの提案等にきめ細かく対応し、都道府県から市町村への事務・権限の移譲、規制緩和（義務付け・枠付けの見直し）等を推進することとされている。

「令和元年対応方針」に盛り込まれた事項のうち、主なものは第134図のとおりである。

第134図 令和元年の地方からの提案等に関する対応方針（概要）

1. 地方創生・まちづくりー機動的かつ柔軟な地域づくりー 【土地利用】 ・森林所有者に関する固定資産税情報の内部利用を可能とする見直し ・町村の都市計画の決定に関する都道府県の同意の廃止 【空家対策】 ・特定空家等に対する代執行時の動産の取扱いの明確化 ・所有者不明空家に対する財産管理人選任申立ての活用促進 【地域交通】 ・乗用タクシーの営業区域の変更に係る協議手続きの明確化 ・乗用タクシーによる貨物の有償運送の対象区域の拡大 【安心・安全な暮らしのための災害対策】 ・災害に係る住家の被害認定における混構造住家の判定方法の明確化 ・地方公共団体の災害時における支出方法の運用改善 【地域におけるイノベーション創出】 ・試験研究を行う地方独立行政法人の業務の範囲への出資の追加	2. 子育て・医療・福祉ー地域の実情に合わせたサービス提供ー 【子育て支援の充実】 ・里帰り出産等に際しての一時預かり事業の利用に係る条件の明確化 ・病児保育施設を整備する者の範囲に係る要件の緩和 ・社会福祉法人が放課後児童クラブを設置する場合の要件の緩和 【地域のニーズや地域事情に合わせたサービスの提供】 ・居宅介護支援事業所の管理者の資格要件に係る経過措置延長 ・へき地の公立病院が看護師等の派遣を受けることを可能とする見直し 【子育て・福祉サービス提供の円滑化】 ・特定地域型保育事業者に対する「確認」の効力の拡大 ・介護機関に係る生活保護法と介護保険法の取扱いを連動する見直し
3. 地方分権改革の取組強化等ー国・地方の役割分担ー 【権限の移譲】 ・軌道法及び鉄道事業法に基づく事務・権限の都道府県から指定都市への移譲 ・液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく事務・権限の都道府県から指定都市への移譲 【国への届出等に関する都道府県経由事務の廃止】 ・不動産鑑定士の登録等に係る都道府県経由事務の廃止	4. 各種手続や行政サービスの効率化 【手続の効率化・円滑化】 ・生活保護費返還金等のコンビニ納付を可能とする見直し ・医師法、歯科医師法、薬剤師法に基づく届出のオンライン化 【マイナンバー】 ・身体障害者手帳の再発行申請におけるマイナンバー記入の義務付けの廃止

出典：内閣府ホームページ 令和元年12月23日地方分権改革推進本部決定
<https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/honbu/honbukettei/honbukettei-index.html>

令和元年対応方針に盛り込んだ事項のうち、法律の改正により措置すべき事項については、所要の一括法案等を第201回通常国会に提出することを基本とし、現行規定で対応可能な提案については、地方公共団体に対する通知等により明確化することとされている。

また、地方公共団体において、移譲された事務・権限を円滑に執行できるよう、地方税、地方交付税や国庫補助負担金等により、確実な財源措置を講じるとともに、マニュアルの整備や技術的助言、研修や職員の派遣などの必要な支援を実施することとされている。

今後とも、地方からの提案をいかに実現するかという基本姿勢に立って、地方分権改革を着実に強力に進めていくこととされている。

(3) 地方税財源の充実確保

各地方公共団体が自らの発想で特色を持った地域づくりを進めていくためには、その基盤となる地方税財源の充実確保を図るとともに、税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築を進めることが重要である。

また、令和元年11月19日に、地方財政審議会から、所有者不明土地等に係る固定資産税の課題への対応、法人事業税の収入金額課税を含む「令和2年度地方税制改正等に関する地方財政審議会意見」（附属資料参照）が提出されるとともに、同年12月20日に「令和2年度税制改正の大綱」が閣議決定された。

以上を踏まえ、地方税制において主に以下の事項について改正を行うため、「地方税法等の一部を改正する法律案」を第201回通常国会に提出している。

ア 所有者不明土地等に係る固定資産税の課題への対応

所有者不明土地等に係る固定資産税の課税上の課題に対応するため、所有者情報の円滑な把握や課税の公平性の確保の観点から、登記名義人等が死亡している場合における現所有者に賦課徴収に関し必要な事項を申告させることができる制度の創設及び固定資産の使用者を所有者とみなして課税することができる制度の拡大を行うこととしている。

イ 未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦（寡夫）控除の見直し等

全てのひとり親家庭に対して公平な税制を実現する観点から、「婚姻歴の有無による不公平」と「男性のひとり親と女性のひとり親の間の不公平」を同時に解消するため、未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦（寡夫）控除の見直し等を行うこととしている。

ウ 法人事業税の収入金額課税

電気供給業に係る法人事業税について、令和2年の送配電部門の法的分離、新規参入の状況とその見通し、行政サービスの受益に応じた負担の観点、地方財政や個々の地方公共団体の税収に与える影響等を考慮の上、一定の代替財源を確保しつつ、発電・小売電気事業に係る課税方式を見直すこととしている。

資 料 編

表内の記号は、次によった。

— 皆無（該当なし）

0 単位未満

△ 負数

… 不明

資料編目次

[平成30年度の地方財政]

総 括

第 1 表	地方公共団体数の推移	資6
第 2 表	団体区分別人口の推移	資6
第 3 表	財政力指数段階別の団体数及び構成比	資8
第 4 表	一部事務組合等の設置目的別団体数の推移	資8
第 5 表	決算規模の状況	資9
第 6 表	純計決算額の推移	資11
第 7 表	決算収支の状況	資12
第 8 表	経常収支比率等の状況	資18
第 9 表	繰越額等の状況	資20

歳 入

第 10 表	歳入決算額の状況	資22
第 11 表	団体区分別歳入の状況	資24
第 12 表	地方税の状況	資25
第 13 表	法定外普通税の状況	資29
第 14 表	法定外目的税の状況	資29
第 15 表	超過課税の状況	資30
第 16 表	地方税徴収率の推移	資30
第 17 表	国税と地方税の収入状況	資31
第 18 表	国民所得に対する租税負担率	資32
第 19 表	国民所得に対する租税負担率の外国との比較	資33
第 20 表	地方譲与税の状況	資33
第 21 表	地方交付税の状況	資34
第 22 表	一般財源の状況	資35
第 23 表	一般財源の推移	資36
第 24 表	一般財源の人口1人当たり額の状況	資38
第 25 表	国・県支出金の状況	資41
第 26 表	地方債発行状況	資42
第 27 表	平成30年度地方債発行（予定）額の状況	資43
第 28 表	使用料及び手数料の状況	資48
第 29 表	繰入金の状況	資48
第 30 表	その他の収入の状況	資49

地方財政と国の財政

第 31 表	地方財政と国の財政との累年比較	資49
第 32 表	平成30年度国・地方の目的別歳出の状況	資50
第 33 表	国民経済計算における公的支出の推移	資51

歳 出（目的別）

第 34 表	目的別歳出決算額の状況	資52
第 35 表	団体区分別目的別歳出の状況.....	資55
第 36 表	一般財源の充当状況	資56
第 37 表	民生費の状況	資57
第 38 表	社会福祉費の状況.....	資58
第 39 表	老人福祉費の状況.....	資58
第 40 表	児童福祉費の状況.....	資58
第 41 表	生活保護費の状況.....	資59
第 42 表	被保護者数の推移.....	資59
第 43 表	災害救助費の状況.....	資59
第 44 表	衛生費の状況	資60
第 45 表	公衆衛生費の状況.....	資61
第 46 表	結核対策費の状況.....	資61
第 47 表	保健所費の状況	資61
第 48 表	清掃費の状況	資62
第 49 表	労働費の状況	資62
第 50 表	失業対策費の状況.....	資63
第 51 表	農林水産業費の状況	資63
第 52 表	農業費の状況	資64
第 53 表	畜産費の状況	資65
第 54 表	農地費の状況	資65
第 55 表	林業費の状況	資65
第 56 表	水産業費の状況	資66
第 57 表	商工費の状況	資66
第 58 表	土木費の状況	資67
第 59 表	道路橋りょう費の状況.....	資68
第 60 表	河川海岸費の状況.....	資68
第 61 表	港湾費の状況	資68
第 62 表	都市計画費の状況.....	資69
第 63 表	住宅費の状況	資69
第 64 表	消防費の状況	資70
第 65 表	警察費の状況	資70
第 66 表	警察職員数の推移.....	資71
第 67 表	教育費の状況	資72
第 68 表	小学校費の状況	資73
第 69 表	中学校費の状況	資73
第 70 表	高等学校費の状況.....	資73
第 71 表	社会教育費の状況.....	資74
第 72 表	保健体育費の状況.....	資74

歳 出（性質別）

第 73 表	性質別歳出決算額の状況	資75
第 74 表	団体区分別性質別歳出の状況	資78
第 75 表	一般財源の充当状況	資79
第 76 表	人件費の状況	資80
第 77 表	人件費中の職員給の状況	資81
第 78 表	地方公務員数の状況	資82
第 79 表	物件費の状況	資83
第 80 表	維持補修費の状況	資83
第 81 表	扶助費の状況	資84
第 82 表	補助費等の状況	資84
第 83 表	普通建設事業費の状況	資85
第 84 表	普通建設事業費中の補助事業費の状況	資87
第 85 表	普通建設事業費中の国直轄事業負担金の状況	資88
第 86 表	普通建設事業費中の単独事業費の状況	資89
第 87 表	普通建設事業費の目的別の状況（構成比）	資90
第 88 表	普通建設事業費中の用地取得費の状況	資91
第 89 表	普通建設事業費中の用地取得費（補助事業費）の状況	資94
第 90 表	普通建設事業費中の用地取得費（単独事業費）の状況	資95
第 91 表	災害復旧事業費の状況	資96
第 92 表	失業対策事業費の状況	資96
第 93 表	繰出金の状況	資97
第 94 表	積立金の状況	資98
第 95 表	投資及び出資金の状況	資99
第 96 表	貸付金の状況	資100
第 97 表	地方公営企業等に対する繰出しの状況	資101
第 98 表	公債費の状況	資103
第 99 表	地方債元金償還額の状況	資104

将来にわたる財政負担等

第100表	地方債現在高の状況	資105
第101表	債務負担行為額（翌年度以降の支出予定額）の状況	資107
第102表	積立金現在高の状況	資108
第103表	平成30年度資金収支の状況	資109

公共施設

第104表	道路（地方道）の状況	資110
第105表	公営住宅等の管理状況	資110
第106表	公園の状況	資110
第107表	下水道等の状況	資111
第108表	し尿及びごみ処理施設の状況	資111
第109表	公立保育所の状況	資112
第110表	公立老人ホームの状況	資112
第111表	公立高等学校、中等教育学校の状況	資112
第112表	文化及び体育施設の状況（公立分）	資113
第113表	地方公共団体の職員公舎の状況	資114

地方公営事業

第114表	地方公営企業の事業数の状況	資114
第115表	地方公営企業の職員数の状況	資115
第116表	地方公営事業決算の状況	資115
第117表	法適用企業決算の状況	資116
第118表	法適用企業の事業別決算の推移	資119
第119表	法非適用企業決算の状況	資120
第120表	国民健康保険事業決算の状況	資121
第121表	後期高齢者医療事業決算の状況	資128
第122表	介護保険事業決算の状況	資129
第123表	収益事業決算の状況	資133
第124表	公立大学附属病院事業決算の状況	資134
第125表	農業共済事業決算の状況	資135
第126表	交通災害共済事業（直営方式）決算の状況	資135
第127表	企業債等の状況	資136

〔令和元・2年度の地方財政〕

第128表	地方財政計画	資137
第129表	地方交付税の状況	資141
第130表	地方債計画	資142
第131表	主要経済指標及び地方財政計画等の推移	資143

〔平成30年度決算に基づく健全化判断比率等の状況〕

第132表	健全化判断比率が早期健全化基準以上である団体数の状況	資147
第133表	団体別健全化判断比率の状況	資148
第134表	項目別将来負担額等の状況	資149
第135表	資金不足比率が経営健全化基準以上である公営企業会計数の状況（事業種類・団体区分別）	資150

〔東日本大震災関連〕

普通会計

第136表	歳入決算額の状況	資151
第137表	目的別歳出決算額の状況	資153
第138表	性質別歳出決算額の状況	資156
第139表	特定被災地方公共団体等における決算の状況	資159

公営企業会計

第140表	特定被災地方団体における経営状況	資161
第141表	特定被災地方団体における地方公営企業の料金収入の状況	資164
第142表	特定被災地方団体における地方公営企業への他会計繰入金の状況	資165
第143表	特定被災地方団体における法適用企業の決算状況	資166
第144表	特定被災地方団体における法非適用企業の決算状況	資168

〔附属資料〕

地方公共団体の財政の健全化に関する法律等の概要	資170
特定被災地方公共団体等 一覧	資174
昭和60年度以降の市町村合併の実績	資175
未来につながる地域社会に向けた地方税財政改革についての意見（概要）	資190
平成30年度地方税制改正等に関する地方財政審議会意見（概要）	資191
今後目指すべき地方財政の姿と平成30年度の地方財政への対応についての意見（概要）	資192
誰もが希望を持てる地域社会に向けた地方税財政改革についての意見（概要）	資193
平成31年度地方税制改正等に関する地方財政審議会意見（概要）	資194
今後目指すべき地方財政の姿と平成31年度の地方財政への対応についての意見（概要）	資195
時代を越えて多様な地域を支えるための地方税財政改革についての意見（概要）	資196
令和2年度地方税制改正等に関する地方財政審議会意見（概要）	資196
今後目指すべき地方財政の姿と令和2年度の地方財政への対応についての意見（概要）	資197

第1表 地方公共団体数の推移

区 分	昭 和 28.10.1 (A)	31.3.31	41.3.31	平 成 22.3.31	23.3.31	24.3.31	25.3.31	26.3.31	27.3.31	28.3.31	29.3.31	30.3.31 (B)	31.3.31 (C)	比 較	
														(C)－(B)	(C)/(A) × 100 %
都 道 府 県	46	46	46	47	47	47	47	47	47	47	47	47	47	－	102.2
市 町 村	9,868	4,776	3,372	1,727	1,727	1,719	1,719	1,719	1,718	1,718	1,718	1,718	1,718	－	17.4
政令指定都市	5	5	6	18	19	19	20	20	20	20	20	20	20	－	400.0
中 核 市	－	－	－	41	40	41	41	42	43	45	48	48	54	6	－
施行時特例市	－	－	－	41	41	40	40	40	40	39	36	36	31	△ 5	－
都 市	281	486	554	686	686	687	688	688	687	686	687	687	687	－	244.5
中 都 市	…	…	124	167	169	167	166	165	164	156	156	156	155	△ 1	…
小 都 市	…	…	430	519	517	520	522	523	523	530	531	531	532	1	…
町 村	9,582	4,285	2,812	941	941	932	930	929	928	928	927	927	926	△ 1	9.7
計 (普通地方公共団体)	9,914	4,822	3,418	1,774	1,774	1,766	1,766	1,766	1,765	1,765	1,765	1,765	1,765	－	17.8
特 別 区	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23	－	100.0
一部事務組合等 (普 通 会 計)	…	…	1,804	1,393	1,383	1,372	1,360	1,348	1,340	1,330	1,320	1,314	1,303	△ 11	…
計 (特別地方公共団体)	…	…	1,827	1,416	1,406	1,395	1,383	1,371	1,363	1,353	1,343	1,337	1,326	△ 11	…
合 計	…	…	5,245	3,190	3,180	3,161	3,149	3,137	3,128	3,118	3,108	3,102	3,091	△ 11	…

(注) 1 昭和28年10月1日は、旧町村合併促進法が施行された日である。
2 特別地方公共団体のうち財産区及び地方開発事業団は、本表に掲げていない。
3 一部事務組合等には、広域連合を含めた。(以下の表において同じ。)

第2表 団体区分別人口の推移

その1 国勢調査人口の推移

区 分	人 口 (千 人)				比 較		構 成 比 (%)				1団体当たり人口(人)		
	平 成 12.10.1	17.10.1	22.10.1 (A)	27.10.1 (B)	増 減 (B)－(A)	増減率	平 成 12.10.1	17.10.1	22.10.1	27.10.1	平 成 22.10.1 (C)	27.10.1 (D)	比 較 (D)－(C)
					千人	%							
特 別 区	8,135	8,490	8,946	9,273	327	3.7	6.4	6.6	7.0	7.3	388,943	403,163	14,220
政令指定都市	19,605	22,007	26,418	27,497	1,079	4.1	15.4	17.2	20.6	21.6	1,390,416	1,374,861	△ 15,555
中 核 市	11,809	16,928	16,577	18,901	2,324	14.0	9.3	13.2	12.9	14.9	414,434	393,773	△ 20,661
施行時特例市	－	10,880	11,033	9,322	△ 1,711	△ 15.5	－	8.5	8.6	7.3	269,088	258,949	△ 10,139
都 市	60,317	51,959	53,183	51,196	△ 1,987	△ 3.7	47.5	40.7	41.5	40.3	77,526	74,521	△ 3,005
小 計 (市 部)	99,865	110,264	116,157	116,189	32	0.0	78.7	86.3	90.7	91.4	143,581	142,738	△ 843
町 村 (郡 部)	27,061	17,504	11,901	10,906	△ 995	△ 8.4	21.3	13.7	9.3	8.6	12,647	11,765	△ 882
合 計	126,926	127,768	128,057	127,095	△ 962	△ 0.8	100.0	100.0	100.0	100.0	73,176	73,001	△ 175

(注) 1団体当たり人口は、人口を各調査日現在の団体数で除したものである。

第2表 団体区分別人口の推移（つづき）

その2 都道府県別国勢調査人口及び住民基本台帳登録人口の状況

区 分	平成17年 10月1日	平成22年 10月1日 (A)	平成27年 10月1日 (B)	増 減 (B)-(A) (C)	増減率 (C)/(A) ×100	平成31年1月1日 現在住民基本台帳 登録人口
	人	人	人	人	%	人
北海道	5,627,737	5,506,419	5,381,733	△ 124,686	△ 2.3	5,304,413
青森県	1,436,657	1,373,339	1,308,265	△ 65,074	△ 4.7	1,292,709
岩手県	1,385,041	1,330,147	1,279,594	△ 50,553	△ 3.8	1,250,142
宮城県	2,360,218	2,348,165	2,333,899	△ 14,266	△ 0.6	2,303,098
秋田県	1,145,501	1,085,997	1,023,119	△ 62,878	△ 5.8	1,000,223
山形県	1,216,181	1,168,924	1,123,891	△ 45,033	△ 3.9	1,095,383
福島県	2,091,319	2,029,064	1,914,039	△ 115,025	△ 5.7	1,901,053
茨城県	2,975,167	2,969,770	2,916,976	△ 52,794	△ 1.8	2,936,184
栃木県	2,016,631	2,007,683	1,974,255	△ 33,428	△ 1.7	1,976,121
群馬県	2,024,135	2,008,068	1,973,115	△ 34,953	△ 1.7	1,981,202
埼玉県	7,054,243	7,194,556	7,266,534	71,978	1.0	7,377,288
千葉県	6,056,462	6,216,289	6,222,666	6,377	0.1	6,311,190
東京都	12,576,601	13,159,388	13,515,272	355,884	2.7	13,740,732
神奈川県	8,791,597	9,048,331	9,126,213	77,882	0.9	9,189,521
新潟県	2,431,459	2,374,450	2,304,264	△ 70,186	△ 3.0	2,259,309
富山県	1,111,729	1,093,247	1,066,328	△ 26,919	△ 2.5	1,063,293
石川県	1,174,026	1,169,788	1,154,008	△ 15,780	△ 1.3	1,145,948
福井県	821,592	806,314	786,740	△ 19,574	△ 2.4	786,503
山梨県	884,515	863,075	834,930	△ 28,145	△ 3.3	832,769
長野県	2,196,114	2,152,449	2,098,804	△ 53,645	△ 2.5	2,101,891
岐阜県	2,107,226	2,080,773	2,031,903	△ 48,870	△ 2.3	2,044,114
静岡県	3,792,377	3,765,007	3,700,305	△ 64,702	△ 1.7	3,726,537
愛知県	7,254,704	7,410,719	7,483,128	72,409	1.0	7,565,309
三重県	1,866,963	1,854,724	1,815,865	△ 38,859	△ 2.1	1,824,637
滋賀県	1,380,361	1,410,777	1,412,916	2,139	0.2	1,420,080
京都府	2,647,660	2,636,092	2,610,353	△ 25,739	△ 1.0	2,555,068
大阪府	8,817,166	8,865,245	8,839,469	△ 25,776	△ 0.3	8,848,998
兵庫県	5,590,601	5,588,133	5,534,800	△ 53,333	△ 1.0	5,570,618
奈良県	1,421,310	1,400,728	1,364,316	△ 36,412	△ 2.6	1,362,781
和歌山県	1,035,969	1,002,198	963,579	△ 38,619	△ 3.9	964,598
鳥取県	607,012	588,667	573,441	△ 15,226	△ 2.6	566,052
島根県	742,223	717,397	694,352	△ 23,045	△ 3.2	686,126
岡山県	1,957,264	1,945,276	1,921,525	△ 23,751	△ 1.2	1,911,722
広島県	2,876,642	2,860,750	2,843,990	△ 16,760	△ 0.6	2,838,632
山口県	1,492,606	1,451,338	1,404,729	△ 46,609	△ 3.2	1,383,079
徳島県	809,950	785,491	755,733	△ 29,758	△ 3.8	750,519
香川県	1,012,400	995,842	976,263	△ 19,579	△ 2.0	987,336
愛媛県	1,467,815	1,431,493	1,385,262	△ 46,231	△ 3.2	1,381,761
高知県	796,292	764,456	728,276	△ 36,180	△ 4.7	717,480
福岡県	5,049,908	5,071,968	5,101,556	29,588	0.6	5,131,305
佐賀県	866,369	849,788	832,832	△ 16,956	△ 2.0	828,781
長崎県	1,478,632	1,426,779	1,377,187	△ 49,592	△ 3.5	1,365,391
熊本県	1,842,233	1,817,426	1,786,170	△ 31,256	△ 1.7	1,780,079
大分県	1,209,571	1,196,529	1,166,338	△ 30,191	△ 2.5	1,160,218
宮崎県	1,153,042	1,135,233	1,104,069	△ 31,164	△ 2.7	1,103,755
鹿児島県	1,753,179	1,706,242	1,648,177	△ 58,065	△ 3.4	1,643,437
沖縄県	1,361,594	1,392,818	1,433,566	40,748	2.9	1,476,178
合 計	127,767,994	128,057,352	127,094,745	△ 962,607	△ 0.8	127,443,563

総括

第3表 財政力指数段階別の団体数及び構成比

財政力指数 団体区分	0.30未満		0.30以上 0.50未満		0.50以上 1.00未満		1.00以上		合 計		財政力 指 数 平 均
		%		%		%		%		%	
都 道 府 県	3	6.4	22	46.8	21	44.7	1	2.1	47	100.0	0.52
市 町 村	482	28.1	455	26.5	698	40.6	83	4.8	1,718	100.0	0.51
政 令 指 定 都 市	—	—	—	—	19	95.0	1	5.0	20	100.0	0.86
中 核 市	—	—	1	1.9	51	94.4	2	3.7	54	100.0	0.80
施 行 時 特 例 市	—	—	—	—	26	83.9	5	16.1	31	100.0	0.88
都 市	46	6.7	208	30.3	392	57.1	41	6.0	687	100.0	0.61
中 都 市	—	—	12	7.7	123	79.4	20	12.9	155	100.0	0.80
小 都 市	46	8.6	196	36.8	269	50.6	21	3.9	532	100.0	0.56
町 村	436	47.1	246	26.6	210	22.7	34	3.7	926	100.0	0.40
合 計	485	27.5	477	27.0	719	40.7	84	4.8	1,765	100.0	0.51

(注)「財政力指数」は、平成 28、29、30 年度の各年度における普通交付税の算定に用いた基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の単純平均値である。

第4表 一部事務組合等の設置目的別団体数の推移

区 分	平成 24.3.31	25.3.31	26.3.31	27.3.31	28.3.31	29.3.31	30.3.31 (A)	31.3.31 (B)	比 較 (B)－(A)
総 務 関 係 組 合	207	203	197	195	190	192	195	187	△ 8
う ち 退 職 手 当 組 合	44	43	44	43	42	42	42	42	—
民 生 関 係 組 合	86	86	85	89	90	84	79	83	4
衛 生 関 係 組 合	555	550	552	551	546	545	541	535	△ 6
うちし尿・ごみ処理組合	467	461	461	461	459	459	457	450	△ 7
商 工 関 係 組 合	1	—	—	—	—	—	—	—	—
農 林 水 産 関 係 組 合	76	76	74	72	72	72	72	72	—
う ち 林 野(造 林)組 合	37	38	38	36	36	36	36	35	△ 1
土 木 関 係 組 合	14	13	13	13	13	13	14	14	—
消 防 関 係 組 合	284	286	284	276	276	271	269	270	1
教 育 関 係 組 合	56	59	57	55	51	51	48	49	1
う ち 小 学 校 組 合	9	8	7	7	7	7	6	6	—
う ち 中 学 校 組 合	20	20	20	20	19	19	19	19	—
そ の 他	93	87	86	89	92	92	96	93	△ 3
合 計	1,372	1,360	1,348	1,340	1,330	1,320	1,314	1,303	△ 11

第5表 決算規模の状況

その1 単純合計額の状況

(単位 百万円・%)

区 分	平成30年度	平成29年度	比 較		
			増 減 額	増 減 率	前 年 度 増 減 率
歳 入 総 額 (A) + (B)	110,263,689	110,716,283	△ 452,594	△ 0.4	0.6
都 道 府 県 (A)	50,372,813	50,889,504	△ 516,691	△ 1.0	△ 1.4
市 町 村 (純 計 額) (B)	59,890,876	59,826,779	64,097	0.1	2.4
市 町 村 (単 純 合 計 額)	61,300,769	61,233,451	67,318	0.1	2.3
市 町 村 (一 部 事 務 組 合 等 を 除 く 単 純 合 計 額)	59,256,351	59,193,019	63,332	0.1	2.5
政 令 指 定 都 市	13,992,556	13,930,667	61,889	0.4	9.9
中 核 市	8,244,815	7,478,517	766,298	10.2	0.0
施 行 時 特 例 市	2,852,790	3,449,603	△ 596,813	△ 17.3	1.5
都 市	23,203,880	23,398,474	△ 194,594	△ 0.8	0.0
中 都 市	9,522,469	9,632,690	△ 110,221	△ 1.1	1.1
小 都 市	13,681,411	13,765,783	△ 84,372	△ 0.6	△ 0.7
町 村	7,077,447	7,131,188	△ 53,741	△ 0.8	0.8
特 別 区	3,884,864	3,804,572	80,292	2.1	2.1
一 部 事 務 組 合 等	2,044,417	2,040,431	3,986	0.2	△ 2.1
歳 出 総 額 (C) + (D)	106,939,015	107,391,337	△ 452,322	△ 0.4	0.6
都 道 府 県 (C)	48,957,281	49,448,460	△ 491,179	△ 1.0	△ 1.5
市 町 村 (純 計 額) (D)	57,981,734	57,942,877	38,857	0.1	2.6
市 町 村 (単 純 合 計 額)	59,391,627	59,349,549	42,078	0.1	2.5
市 町 村 (一 部 事 務 組 合 等 を 除 く 単 純 合 計 額)	57,439,320	57,404,052	35,268	0.1	2.6
政 令 指 定 都 市	13,824,379	13,764,346	60,033	0.4	10.0
中 核 市	8,024,562	7,293,731	730,831	10.0	△ 0.1
施 行 時 特 例 市	2,764,038	3,343,161	△ 579,123	△ 17.3	1.0
都 市	22,321,735	22,527,207	△ 205,472	△ 0.9	0.2
中 都 市	9,178,506	9,281,307	△ 102,801	△ 1.1	1.1
小 都 市	13,143,230	13,245,901	△ 102,671	△ 0.8	△ 0.5
町 村	6,761,624	6,817,633	△ 56,009	△ 0.8	1.3
特 別 区	3,742,982	3,657,974	85,008	2.3	1.5
一 部 事 務 組 合 等	1,952,307	1,945,497	6,810	0.4	△ 1.8

総
括

第5表 決算規模の状況（つづき）

その2 純計額の状況

(単位 百万円・%)

区 分	平成30年度	平成29年度	比 較		
			増 減 額	増 減 率	前 年 度 増 減 率
歳 入 総 額 (A)	110,263,689	110,716,283	△ 452,594	△ 0.4	0.6
団 体 間 重 複 額 (B)	8,918,404	9,392,968	△ 474,564	△ 5.1	9.7
都道府県支出金（市町村に 対する貸付金を含む）	4,360,376	4,441,664	△ 81,288	△ 1.8	1.4
同級他団体からの分担金・ 負担金等	171,850	166,632	5,218	3.1	△ 0.6
市町村からの分担金・負担金・ 寄附金等	361,008	358,428	2,580	0.7	△ 0.4
市町村たばこ税都道府県交付金	349	1,014	△ 665	△ 65.6	11.6
特別区財政調整交付金	1,068,163	976,299	91,864	9.4	△ 1.2
利子割交付金	34,000	34,613	△ 613	△ 1.8	53.9
配当割交付金	86,065	104,334	△ 18,269	△ 17.5	37.1
株式等譲渡所得割交付金	72,577	108,193	△ 35,616	△ 32.9	136.8
分離課税所得割交付金	6,492	4,715	1,777	37.7	皆増
道府県民税所得割臨時交付金	70,517	557,545	△ 487,028	△ 87.4	皆増
地方消費税交付金	2,384,943	2,343,803	41,140	1.8	3.6
ゴルフ場利用税交付金	30,228	31,452	△ 1,224	△ 3.9	△ 3.3
特別地方消費税交付金	－	1	△ 1	皆減	216.1
自動車取得税交付金	140,653	135,472	5,181	3.8	33.3
軽油引取税交付金	131,182	128,804	2,378	1.8	0.7
歳入純計額 (A)－(B)	101,345,285	101,323,315	21,970	0.0	△ 0.1
歳 出 総 額 (C)	106,939,015	107,391,337	△ 452,322	△ 0.4	0.6
団 体 間 重 複 額 (D)	8,918,404	9,392,968	△ 474,564	△ 5.1	9.7
市町村に対する事業費等の 補助交付金等	4,360,376	4,441,664	△ 81,288	△ 1.8	1.4
同級他団体に対する負担金等	171,850	166,632	5,218	3.1	△ 0.6
都道府県に対する事業費等の 分担金・負担金・寄附金等	361,008	358,428	2,580	0.7	△ 0.4
市町村たばこ税都道府県交付金	349	1,014	△ 665	△ 65.6	11.6
特別区財政調整交付金	1,068,163	976,299	91,864	9.4	△ 1.2
利子割交付金	34,000	34,613	△ 613	△ 1.8	53.9
配当割交付金	86,065	104,334	△ 18,269	△ 17.5	37.1
株式等譲渡所得割交付金	72,577	108,193	△ 35,616	△ 32.9	136.8
分離課税所得割交付金	6,492	4,715	1,777	37.7	皆増
道府県民税所得割臨時交付金	70,517	557,545	△ 487,028	△ 87.4	皆増
地方消費税交付金	2,384,943	2,343,803	41,140	1.8	3.6
ゴルフ場利用税交付金	30,228	31,452	△ 1,224	△ 3.9	△ 3.3
特別地方消費税交付金	－	1	△ 1	皆減	216.1
自動車取得税交付金	140,653	135,472	5,181	3.8	33.3
軽油引取税交付金	131,182	128,804	2,378	1.8	0.7
歳出純計額 (C)－(D)	98,020,611	97,998,369	22,242	0.0	△ 0.1

(注) 次表以下の各表における純計額とは、上記表中の「歳入純計額(A)－(B)」又は「歳出純計額(C)－(D)」をいう。

第6表 純計決算額の推移

(単位 百万円・%)

区 分	地 方						国 (一 般 会 計)					
	歳 入			歳 出			歳 入			歳 出		
	決 算 額	対前年度 増 減 率	指 数	決 算 額	対前年度 増 減 率	指 数	決 算 額	対前年度 増 減 率	指 数	決 算 額	対前年度 増 減 率	指 数
昭和36年度	2,511,550		24.0	100	2,391,080		24.2	100	2,515,932		28.3	100
37	2,982,850	18.8	119	2,887,366	20.8	121	2,947,623	17.2	117	2,556,617	23.9	124
38	3,397,659	13.9	135	3,308,833	14.6	138	3,231,214	9.6	128	3,044,292	19.1	148
39	3,910,921	15.1	156	3,821,968	15.5	160	3,446,768	6.7	137	3,310,969	8.8	160
40	4,478,035	14.5	178	4,365,140	14.2	183	3,773,097	9.5	150	3,723,017	12.4	180
41	5,177,746	15.6	206	5,026,177	15.1	210	4,552,146	20.6	181	4,459,196	19.8	216
42	5,926,311	14.5	236	5,725,497	13.9	239	5,299,446	16.4	211	5,113,035	14.7	248
43	6,958,874	17.4	277	6,729,574	17.5	281	6,059,873	14.3	241	5,937,082	16.1	288
44	8,305,229	19.3	331	8,033,912	19.4	336	7,109,267	17.3	283	6,917,838	16.5	335
45	10,103,998	21.7	402	9,814,878	22.2	410	8,459,181	19.0	336	8,187,697	18.4	397
46	12,179,449	20.5	485	11,909,529	21.3	498	9,970,859	17.9	396	9,561,131	16.8	463
47	15,090,702	23.9	601	14,618,283	22.7	611	12,793,873	28.3	509	11,932,172	24.8	578
48	18,217,086	20.7	725	17,473,883	19.5	731	16,761,978	31.0	666	14,778,303	23.9	716
49	23,486,710	28.9	935	22,887,888	31.0	957	20,379,123	21.6	810	19,099,793	29.2	926
50	26,044,417	10.9	1,037	25,654,468	12.1	1,073	21,473,416	5.4	853	20,860,879	9.2	1,011
51	29,503,523	13.3	1,175	28,907,036	12.7	1,209	25,076,017	16.8	997	24,467,612	17.3	1,186
52	34,014,343	15.3	1,354	33,362,119	15.4	1,395	29,433,623	17.4	1,170	29,059,842	18.8	1,408
53	39,133,798	15.1	1,558	38,346,995	14.9	1,604	34,907,265	18.6	1,387	34,096,030	17.3	1,652
54	43,132,151	10.2	1,717	42,077,946	9.7	1,760	39,779,228	14.0	1,581	38,789,831	13.8	1,880
55	46,803,074	8.5	1,864	45,780,784	8.8	1,915	44,040,667	10.7	1,750	43,405,026	11.9	2,103
56	50,103,281	7.1	1,995	49,165,293	7.4	2,056	47,443,338	7.7	1,886	46,921,154	8.1	2,274
57	52,167,701	4.1	2,077	51,133,257	4.0	2,139	48,001,281	1.2	1,908	47,245,064	0.7	2,290
58	53,461,945	2.5	2,129	52,306,947	2.3	2,188	51,652,905	7.6	2,053	50,635,307	7.2	2,454
59	54,973,200	2.8	2,189	53,869,962	3.0	2,253	52,183,385	1.0	2,074	51,480,623	1.7	2,495
60	57,472,555	4.5	2,288	56,293,463	4.5	2,354	53,992,562	3.5	2,146	53,004,511	3.0	2,569
61	60,074,817	4.5	2,392	58,717,063	4.3	2,456	56,489,194	4.6	2,245	53,640,432	1.2	2,600
62	64,661,859	7.6	2,575	63,220,132	7.7	2,644	61,388,769	8.7	2,440	57,731,141	7.6	2,798
63	68,009,464	5.2	2,708	66,401,636	5.0	2,777	64,607,381	5.2	2,568	61,471,062	6.5	2,979
平成元年度	74,566,747	9.6	2,969	72,729,016	9.5	3,042	67,247,823	4.1	2,673	65,858,939	7.1	3,192
2	80,410,014	7.8	3,202	78,473,217	7.9	3,282	71,703,468	6.6	2,850	69,268,676	5.2	3,357
3	85,709,945	6.6	3,413	83,806,515	6.8	3,505	72,990,559	1.8	2,901	70,547,185	1.8	3,419
4	91,423,820	6.7	3,640	89,559,705	6.9	3,746	71,465,997	△ 2.1	2,841	70,497,432	△ 0.1	3,416
5	95,314,172	4.3	3,795	93,076,359	3.9	3,893	77,731,174	8.8	3,090	75,102,488	6.5	3,640
6	95,994,493	0.7	3,822	93,817,836	0.8	3,924	76,339,007	△ 1.8	3,034	73,613,605	△ 2.0	3,567
7	101,315,603	5.5	4,034	98,944,511	5.5	4,138	80,557,216	5.5	3,202	75,938,516	3.2	3,680
8	101,350,538	0.0	4,035	99,026,140	0.1	4,141	81,809,039	1.6	3,252	78,847,867	3.8	3,821
9	99,887,786	△ 1.4	3,977	97,673,772	△ 1.4	4,085	80,170,473	△ 2.0	3,187	78,470,310	△ 0.5	3,803
10	102,868,902	3.0	4,096	100,197,545	2.6	4,190	89,782,693	12.0	3,569	84,391,798	7.5	4,090
11	104,006,504	1.1	4,141	101,629,110	1.4	4,250	94,376,336	5.1	3,751	89,037,431	5.5	4,315
12	100,275,101	△ 3.6	3,993	97,616,360	△ 3.9	4,083	93,361,027	△ 1.1	3,711	89,321,049	0.3	4,329
13	100,004,082	△ 0.3	3,982	97,431,688	△ 0.2	4,075	86,903,038	△ 6.9	3,454	84,811,128	△ 5.0	4,110
14	97,170,222	△ 2.8	3,869	94,839,418	△ 2.7	3,966	87,289,021	0.4	3,469	83,674,289	△ 1.3	4,055
15	94,887,025	△ 2.3	3,778	92,581,841	△ 2.4	3,872	85,622,807	△ 1.9	3,403	82,415,970	△ 1.5	3,994
16	93,442,236	△ 1.5	3,721	91,247,914	△ 1.4	3,816	88,897,515	3.8	3,533	84,896,776	3.0	4,114
17	92,936,469	△ 0.5	3,700	90,697,342	△ 0.6	3,793	89,000,271	0.1	3,537	85,519,592	0.7	4,144
18	91,528,325	△ 1.5	3,644	89,210,597	△ 1.6	3,731	84,412,713	△ 5.2	3,355	81,445,480	△ 4.8	3,947
19	91,181,397	△ 0.4	3,630	89,147,615	△ 0.1	3,728	84,553,478	0.2	3,361	81,842,570	0.5	3,966
20	92,213,459	1.1	3,672	89,691,477	0.6	3,751	89,208,229	5.5	3,546	84,697,395	3.5	4,105
21	98,365,695	6.7	3,917	96,106,449	7.2	4,019	107,114,243	20.1	4,257	100,973,424	19.2	4,893
22	97,511,501	△ 0.9	3,883	94,775,014	△ 1.4	3,964	100,534,563	△ 6.1	3,996	95,312,342	△ 5.6	4,619
23	100,069,646	2.6	3,984	97,002,646	2.4	4,057	109,979,528	9.4	4,371	100,715,409	5.7	4,881
24	99,842,882	△ 0.2	3,975	96,418,554	△ 0.6	4,032	107,762,033	△ 2.0	4,283	97,087,177	△ 3.6	4,705
25	101,099,835	1.3	4,025	97,412,028	1.0	4,074	106,044,664	△ 1.6	4,215	100,188,879	3.2	4,855
26	102,083,467	1.0	4,065	98,522,799	1.1	4,120	104,679,122	△ 1.3	4,161	98,813,467	△ 1.4	4,789
27	101,917,496	△ 0.2	4,058	98,405,225	△ 0.1	4,116	102,175,307	△ 2.4	4,061	98,230,324	△ 0.6	4,760
28	101,459,848	△ 0.4	4,040	98,141,464	△ 0.3	4,104	102,774,027	0.6	4,085	97,541,765	△ 0.7	4,727
29	101,323,315	△ 0.1	4,034	97,998,369	△ 0.1	4,098	103,644,050	0.8	4,120	98,115,605	0.6	4,755
30	101,345,285	0.0	4,035	98,020,611	0.0	4,099	105,697,418	2.0	4,201	98,974,697	0.9	4,797

(注) 決算額からは、特定資金公共事業債償還時補助金、特定資金公共投資事業債償還時補助金及びこれら補助金と相殺された償還金を除いている。

総括

第7表 決算収支の状況

その1 黒字、赤字の団体別の状況 (単位 百万円)

区 分	平成30年度						平成29年度		比 較	
	団 体 数 (A)	歳 入 (B)	歳 出 (C)	歳入歳出差引 (B)－(C) (D)	翌年度に繰 り越すべき 財源 (E)	実質収支 (D)－(E) (F)	団 体 数 (G)	実質収支 (H)	団 体 数 (A)－(G)	増 減 (F)－(H)
全 団 体										
都 道 府 県 (A)	47	50,372,813	48,957,281	1,415,532	811,952	603,580	47	598,253	－	5,327
市町村(単純合計額) (B)	3,044	61,300,769	59,391,627	1,909,142	529,936	1,379,206	3,055	1,439,616	△ 11	△ 60,410
市町村(一部事務組合 等を除く単純合計額)	1,741	59,256,351	57,439,320	1,817,031	520,368	1,296,663	1,741	1,352,827	－	△ 56,164
政 令 指 定 都 市	20	13,992,556	13,824,379	168,177	87,333	80,844	20	90,572	－	△ 9,728
特 別 区	23	3,884,864	3,742,982	141,882	19,789	122,093	23	135,439	－	△ 13,346
中 核 市	54	8,244,815	8,024,562	220,253	70,510	149,743	48	138,640	6	11,103
施 行 時 特 例 市	31	2,852,790	2,764,038	88,752	19,895	68,857	36	85,067	△ 5	△ 16,210
都 市	687	23,203,880	22,321,735	882,145	244,996	637,149	687	661,593	－	△ 24,444
中 都 市	155	9,522,469	9,178,506	343,963	100,446	243,517	156	264,182	△ 1	△ 20,665
小 都 市	532	13,681,411	13,143,230	538,181	144,548	393,633	531	397,411	1	△ 3,778
町 村	926	7,077,447	6,761,624	315,823	77,846	237,977	927	241,515	△ 1	△ 3,538
一 部 事 務 組 合 等	1,303	2,044,417	1,952,307	92,110	9,567	82,543	1,314	86,789	△ 11	△ 4,246
合 計 (A) + (B)	3,091	111,673,581	108,348,908	3,324,673	1,341,888	1,982,785	3,102	2,037,869	△ 11	△ 55,084
黒 字 の 団 体										
都 道 府 県 (A)	47	50,372,813	48,957,281	1,415,532	811,952	603,580	47	598,253	－	5,327
市町村(単純合計額) (B)	3,042	61,286,815	59,377,746	1,909,069	529,856	1,379,213	3,052	1,439,846	△ 10	△ 60,633
市町村(一部事務組合 等を除く単純合計額)	1,740	59,244,130	57,427,178	1,816,952	520,289	1,296,663	1,738	1,353,057	2	△ 56,394
政 令 指 定 都 市	20	13,992,556	13,824,379	168,177	87,333	80,844	20	90,572	－	△ 9,728
特 別 区	23	3,884,864	3,742,982	141,882	19,789	122,093	23	135,439	－	△ 13,346
中 核 市	54	8,244,815	8,024,562	220,253	70,510	149,743	48	138,640	6	11,103
施 行 時 特 例 市	31	2,852,790	2,764,038	88,752	19,895	68,857	35	85,206	△ 4	△ 16,349
都 市	686	23,191,658	22,309,593	882,065	244,915	637,150	687	661,593	△ 1	△ 24,443
中 都 市	155	9,522,469	9,178,506	343,963	100,446	243,517	156	264,182	△ 1	△ 20,665
小 都 市	531	13,669,190	13,131,088	538,102	144,469	393,633	531	397,411	－	△ 3,778
町 村	926	7,077,447	6,761,624	315,823	77,846	237,977	925	241,606	1	△ 3,629
一 部 事 務 組 合 等	1,302	2,042,685	1,950,568	92,117	9,568	82,549	1,314	86,789	△ 12	△ 4,240
合 計 (A) + (B)	3,089	111,659,628	108,335,027	3,324,601	1,341,809	1,982,792	3,099	2,038,099	△ 10	△ 55,307
赤 字 の 団 体										
都 道 府 県 (A)	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
市町村(単純合計額) (B)	2	13,954	13,881	73	80	△ 7	3	△ 230	△ 1	223
市町村(一部事務組合 等を除く単純合計額)	1	12,221	12,142	79	79	△ 0	3	△ 230	△ 2	230
政 令 指 定 都 市	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
特 別 区	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
中 核 市	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
施 行 時 特 例 市	－	－	－	－	－	－	1	△ 140	△ 1	140
都 市	1	12,221	12,142	79	79	△ 0	－	－	1	△ 0
中 都 市	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
小 都 市	1	12,221	12,142	79	79	△ 0	－	－	1	△ 0
町 村	－	－	－	－	－	－	2	△ 91	△ 2	91
一 部 事 務 組 合 等	1	1,732	1,739	△ 7	－	△ 7	－	－	1	△ 7
合 計 (A) + (B)	2	13,954	13,881	73	80	△ 7	3	△ 230	△ 1	223

第7表 決算収支の状況 (つづき)

その2 都道府県別実質収支等の状況

(単位 百万円)

区 分	歳 入 (A)	歳 出 (B)	歳入歳出 差 引 (A)-(B) (C)	翌年度に 繰り越す べき財源 (D)	実質収支 (C)-(D)	単年度 収 支 (E)	積立金 (F)	繰 上 償還額 (G)	積 立 金 取崩し額 (H)	実質単年度 収 支 (E)+(F)+ (G)-(H)
北海道	2,381,711	2,367,249	14,462	6,019	8,443	2,438	13,989	8,000	8,871	15,556
青森県	664,102	645,938	18,164	15,513	2,651	315	3	-	-	318
岩手県	1,032,512	957,754	74,758	55,707	19,051	△ 5,264	12,158	-	10,027	△ 3,134
宮城県	1,174,600	1,083,059	91,541	72,468	19,073	4,203	7,420	95	7,601	4,116
秋田県	607,087	598,045	9,042	4,123	4,919	68	2,659	-	3,014	△ 287
山形県	576,333	567,280	9,053	4,477	4,576	121	2,229	-	256	2,094
福島県	1,333,983	1,267,437	66,546	59,361	7,185	△ 44	4,157	377	7,141	△ 2,651
茨城県	1,062,742	1,035,275	27,467	20,554	6,913	△ 107	2,868	6,200	-	8,961
栃木県	752,545	739,217	13,328	8,668	4,660	△ 1,923	2,988	-	3,020	△ 1,955
群馬県	727,060	717,972	9,088	5,578	3,510	△ 562	3,093	-	-	2,531
埼玉県	1,730,370	1,720,310	10,060	4,885	5,175	307	48	-	-	356
千葉県	1,721,995	1,698,568	23,427	13,596	9,831	△ 5,995	3,507	409	3,900	△ 5,978
東京都	7,868,759	7,379,012	489,747	148,926	340,821	13,008	126,283	-	-	139,291
神奈川県	1,862,224	1,842,005	20,219	15,267	4,952	△ 1,446	3,505	-	-	2,059
新潟県	1,021,355	997,522	23,833	17,550	6,283	630	455	-	1,025	61
富山県	499,328	482,136	17,192	15,888	1,304	△ 297	181	-	-	△ 117
石川県	535,927	521,713	14,214	13,477	737	△ 53	0	3,000	-	2,948
福井県	453,637	446,733	6,904	3,029	3,875	110	801	-	-	911
山梨県	459,856	445,137	14,719	10,217	4,502	△ 308	11	-	2,500	△ 2,796
長野県	803,902	789,989	13,913	7,357	6,556	1,474	4	-	-	1,479
岐阜県	772,611	757,176	15,435	8,588	6,847	1,326	619	4,000	-	5,945
静岡県	1,127,372	1,113,256	14,116	8,159	5,957	△ 127	1	-	-	△ 126
愛知県	2,301,799	2,270,879	30,920	9,458	21,462	899	40,017	-	-	40,916
三重県	683,461	665,596	17,865	11,513	6,352	4,470	3,370	-	736	7,103
滋賀県	516,669	511,089	5,580	4,490	1,090	59	4,119	-	-	4,178
京都府	845,771	841,044	4,727	3,809	918	160	2,879	-	2,879	160
大阪府	2,580,017	2,554,843	25,174	19,308	5,866	△ 2,219	1	-	-	△ 2,218
兵庫県	1,841,384	1,831,631	9,753	8,562	1,191	22	446	2,524	-	2,991
奈良県	499,122	493,624	5,498	4,230	1,268	△ 549	948	15,799	2,000	14,198
和歌山県	539,895	527,014	12,881	9,430	3,451	△ 2,423	1	2,953	-	531
鳥取県	343,610	336,031	7,579	3,081	4,498	1,591	1	-	-	1,592
島根県	484,038	463,360	20,678	12,750	7,928	△ 558	581	4,747	-	4,769
岡山県	688,542	679,466	9,076	7,647	1,429	△ 223	327	-	3,347	△ 3,243
広島県	922,739	900,877	21,862	16,969	4,893	2,940	804	-	4,697	△ 953
山口県	616,687	601,630	15,057	10,210	4,847	158	2,267	-	-	2,425
徳島県	489,648	465,782	23,866	14,027	9,839	1,178	5,004	-	5,000	1,182
香川県	443,509	433,091	10,418	6,059	4,359	△ 733	2,498	-	6,765	△ 5,000
愛媛県	638,820	620,655	18,165	15,947	2,218	120	2,214	-	11,589	△ 9,255
高知県	445,335	435,224	10,111	8,809	1,302	△ 715	5	-	623	△ 1,333
福岡県	1,625,613	1,583,844	41,769	37,539	4,230	△ 3,374	9	-	2,139	△ 5,504
佐賀県	437,770	427,870	9,900	4,502	5,398	652	2,355	-	2,330	677
長崎県	681,196	662,722	18,474	17,865	609	△ 299	456	-	500	△ 343
熊本県	920,529	891,259	29,270	14,726	14,544	△ 4,935	6	2,454	-	△ 2,474
大分県	592,252	573,938	18,314	15,260	3,054	△ 95	3,939	-	39	3,804
宮崎県	566,802	551,920	14,882	8,631	6,251	△ 411	5	-	-	△ 406
鹿児島県	782,108	759,063	23,045	18,355	4,690	1,221	1,715	-	1,712	1,223
沖縄県	715,489	702,045	13,444	9,374	4,070	517	10,988	-	12,090	△ 585
合 計	50,372,813	48,957,281	1,415,532	811,952	603,580	5,326	271,935	50,558	103,801	224,019

総括

第7表 決算収支の状況（つづき）

その3 政令指定都市・中核市・施行時特例市・都市（平成31年1月1日現在住民基本台帳登録人口30万人以上）の実質収支等の状況

（単位 百万円）

区 分	歳 入 (A)	歳 出 (B)	歳入歳出 差 引 (A)－(B) (C)	翌年度に 繰り越す べき財源 (D)	実質収支 (C)－(D)	単年度 収 支 (E)	積立金 (F)	繰 上 償還額 (G)	積 立 金 取崩し額 (H)	実質単年度 収 支 (E)+(F)+ (G)－(H)
政 令 指 定 都 市										
札 幌 市	986,962	978,964	7,998	3,044	4,954	△ 2,626	1	－	－	△ 2,625
仙 台 市	513,231	499,856	13,375	10,064	3,311	△ 331	258	23	2,592	△ 2,642
さ い た ま 市	544,753	538,153	6,600	5,122	1,478	△ 2,298	3,777	－	－	1,479
千 葉 市	438,077	434,558	3,519	1,074	2,445	△ 704	1,597	－	1,528	△ 636
横 浜 市	1,748,495	1,730,887	17,608	12,853	4,755	△ 8,301	9,005	－	17,200	△ 16,496
川 崎 市	715,393	712,401	2,992	2,363	629	△ 88	387	－	28	271
相 模 原 市	297,262	288,040	9,222	1,058	8,164	325	4	－	3,000	△ 2,671
新 潟 市	385,811	379,628	6,183	1,406	4,777	1,720	201	－	－	1,921
静 岡 市	312,971	304,712	8,259	2,905	5,354	783	2,901	－	2,929	755
浜 松 市	338,871	328,647	10,224	4,199	6,025	△ 466	25	－	－	△ 442
名 古 屋 市	1,203,621	1,195,202	8,419	3,526	4,893	1,759	4,532	856	5,082	2,066
京 都 市	769,548	765,910	3,638	3,292	346	△ 13	0	－	－	△ 13
大 阪 市	1,761,138	1,758,572	2,566	2,137	429	10	4,082	－	6,671	△ 2,580
堺 市	402,971	399,064	3,907	2,157	1,750	△ 792	1	－	－	△ 790
神 戸 市	816,166	801,143	15,023	12,983	2,040	△ 618	1,679	－	1,679	△ 617
岡 山 市	332,910	316,969	15,941	6,737	9,204	1,553	2,606	－	6,500	△ 2,341
広 島 市	619,684	616,100	3,584	1,586	1,998	△ 505	1,225	－	1,946	△ 1,226
北 九 州 市	552,839	548,551	4,288	2,389	1,899	△ 216	855	－	1,938	△ 1,299
福 岡 市	858,142	844,135	14,007	4,036	9,971	916	4,780	－	800	4,897
熊 本 市	393,708	382,888	10,820	4,399	6,421	164	2,555	－	2,550	169
中 核 市										
函 館 市	133,113	132,508	605	135	470	△ 459	514	8	300	△ 237
旭 川 市	156,330	155,177	1,153	208	945	△ 241	6	－	300	△ 535
青 森 市	119,225	117,701	1,524	299	1,225	△ 821	1	－	1,300	△ 2,120
八 戸 市	107,106	103,331	3,775	1,532	2,243	457	150	－	800	△ 193
盛 岡 市	112,068	110,325	1,743	713	1,030	△ 176	983	－	1,141	△ 334
秋 田 市	135,040	132,510	2,530	819	1,711	28	755	－	1,403	△ 620
福 島 市	136,951	131,025	5,926	1,106	4,820	717	574	－	800	491
郡 山 市	134,838	129,988	4,850	865	3,985	97	5,910	－	4,310	1,697
い わ き 市	152,847	146,830	6,017	1,467	4,550	101	2,388	－	4,685	△ 2,196
宇 都 宮 市	214,041	207,828	6,213	4,942	1,271	△ 2,807	917	－	1,600	△ 3,490
前 橋 市	137,720	134,495	3,225	673	2,552	44	1	－	2,101	△ 2,056
高 崎 市	166,754	161,815	4,939	642	4,297	329	9	－	3,749	△ 3,410
川 越 市	112,818	109,688	3,130	240	2,890	△ 1,984	1	－	190	△ 2,173
川 口 市	199,769	188,993	10,776	2,865	7,911	△ 1,543	14	－	997	△ 2,526
越 谷 市	104,073	98,785	5,288	192	5,096	△ 31	4,603	－	2,400	2,172
船 橋 市	206,898	203,251	3,647	641	3,006	△ 882	0	－	4,000	△ 4,882
柏 市	128,603	122,984	5,619	1,173	4,446	731	4	－	1,900	△ 1,166
八 王 子 市	200,598	196,331	4,267	525	3,742	209	1	1,917	1,000	1,127
横 須 賀 市	153,612	149,957	3,655	104	3,551	514	1	－	1,157	△ 642
富 山 市	166,125	162,482	3,643	1,470	2,173	61	1,500	－	－	1,562
金 沢 市	181,459	178,691	2,768	1,101	1,667	△ 313	0	1,099	－	786
長 野 市	148,450	143,640	4,810	2,594	2,216	445	10	－	1,000	△ 545
岐 阜 市	161,082	154,084	6,998	229	6,769	△ 168	3	－	－	△ 165
豊 橋 市	130,756	127,558	3,198	379	2,819	△ 1,224	2	－	1,182	△ 2,404
岡 崎 市	127,073	121,333	5,740	1,232	4,508	△ 225	434	－	4,004	△ 3,795
豊 田 市	191,596	178,004	13,592	7,751	5,841	805	2,576	123	1,976	1,529
大 津 市	122,409	120,557	1,852	542	1,310	△ 2,178	3	4,461	－	2,286
豊 中 市	148,678	144,355	4,323	1,312	3,011	1,729	2,930	91	2,074	2,676
高 槻 市	124,320	121,754	2,566	2,066	500	△ 741	648	19	1,900	△ 1,974
枚 方 市	135,599	133,292	2,307	727	1,580	△ 157	915	450	400	808
八 尾 市	101,870	101,001	869	122	747	710	58	78	－	846
東 大 阪 市	205,185	202,490	2,695	116	2,579	574	2,239	0	1,000	1,813
姫 路 市	208,225	198,711	9,514	3,966	5,548	△ 192	11	348	－	167
尼 崎 市	198,039	197,251	788	433	355	171	616	2,320	－	3,107
明 石 市	110,409	109,466	943	42	901	△ 30	3,386	－	400	2,955
西 宮 市	173,129	172,108	1,021	298	723	△ 1,724	1,228	－	－	△ 496
奈 良 市	128,019	127,407	612	148	464	10	0	－	608	△ 598
和 歌 山 市	151,212	149,899	1,313	927	386	234	552	0	4,300	△ 3,514

第7表 決算収支の状況（つづき）

その3 政令指定都市・中核市・施行時特例市・都市（平成31年1月1日現在住民基本台帳登録人口30万人以上）の実質収支等の状況

（単位 百万円）

区 分	歳 入 (A)	歳 出 (B)	歳入歳出 差 引 (A)－(B) (C)	翌年度に 繰り越す べき財源 (D)	実質収支 (C)－(D)	単年度 収 支 (E)	積立金 (F)	繰 上 償還額 (G)	積 立 金 取崩し額 (H)	実質単年度 収 支 (E)+(F)+ (G)－(H)
鳥 取 市	100,818	98,272	2,546	348	2,198	182	13	－	－	195
松 江 市	99,259	97,568	1,691	157	1,534	228	624	623	－	1,475
倉 敷 市	211,700	202,773	8,927	3,344	5,583	1,366	2,704	750	4,520	300
呉 市	108,154	104,318	3,836	1,107	2,729	1,680	525	－	2,812	△ 607
福 山 市	173,533	165,926	7,607	6,820	787	△ 2,994	1,871	1,297	1,000	△ 827
下 関 市	117,934	114,130	3,804	1,213	2,591	448	865	－	2,500	△ 1,187
高 松 市	161,098	157,593	3,505	1,426	2,079	98	9	1,261	3,470	△ 2,102
松 山 市	190,497	184,590	5,907	2,608	3,299	277	700	－	1,500	△ 523
高 知 市	155,405	153,032	2,373	1,899	474	81	2	－	－	84
久 留 米 市	127,819	126,422	1,397	397	1,000	△ 35	25	－	－	△ 11
長 崎 市	211,045	207,733	3,312	893	2,419	△ 751	1,552	－	1,180	△ 378
佐 世 保 市	123,390	118,936	4,454	881	3,573	△ 8	1,015	98	1,662	△ 557
大 分 市	176,508	171,950	4,558	693	3,865	△ 263	2	－	－	△ 261
宮 崎 市	162,580	158,210	4,370	1,014	3,356	647	43	－	946	△ 256
鹿 児 島 市	249,957	242,421	7,536	1,582	5,954	94	6	－	1,500	△ 1,400
那 覇 市	149,079	143,081	5,998	1,533	4,465	134	2,167	－	3,082	△ 781
施行時特例市										
山 形 市	99,509	97,392	2,117	609	1,508	△ 206	3,299	－	1,276	1,817
水 戸 市	138,791	133,279	5,512	2,450	3,062	△ 657	1,877	－	3,638	△ 2,419
つ く ば 市	87,964	85,042	2,922	739	2,183	△ 1,151	1,705	－	212	342
伊 勢 崎 市	78,231	75,824	2,407	116	2,291	1	1	－	1,679	△ 1,677
太 田 市	78,133	75,567	2,566	667	1,899	△ 566	5	－	166	△ 727
熊 谷 市	69,897	64,950	4,947	183	4,764	△ 1,361	2,099	－	－	738
所 沢 市	106,310	100,011	6,299	1,944	4,355	577	2,443	－	13	3,007
春 日 部 市	73,098	70,285	2,813	362	2,451	237	0	－	－	238
草 加 市	75,260	70,498	4,762	604	4,158	567	0	－	419	149
平 塚 市	85,271	82,227	3,044	345	2,699	△ 486	28	－	25	△ 482
小 田 原 市	75,837	72,159	3,678	720	2,958	△ 890	1,630	302	1,390	△ 347
茅 ヶ 崎 市	79,785	74,813	4,972	473	4,499	577	0	80	－	657
厚 木 市	94,108	90,124	3,984	869	3,115	△ 705	3,329	－	313	2,312
大 和 市	76,606	74,381	2,225	293	1,932	△ 528	1	－	1,460	△ 1,987
長 岡 市	127,330	125,662	1,668	309	1,359	955	801	－	500	1,256
上 越 市	100,670	96,613	4,057	986	3,071	△ 204	1,602	238	1,884	△ 248
福 井 市	102,010	99,933	2,077	252	1,825	1,965	34	－	－	1,999
甲 府 市	73,604	72,632	972	284	688	168	1	－	－	169
松 本 市	89,929	87,524	2,405	765	1,640	49	812	－	203	658
沼 津 市	72,929	70,970	1,959	331	1,628	254	807	－	1,517	△ 456
富 士 市	88,666	85,624	3,042	32	3,010	354	401	－	－	755
一 宮 市	117,945	115,202	2,743	131	2,612	114	2,405	－	2,400	118
春 日 井 市	98,008	95,856	2,152	367	1,785	△ 362	1,090	－	－	728
四 日 市 市	125,455	122,376	3,079	631	2,448	34	2,282	－	44	2,271
岸 和 田 市	76,188	75,792	396	283	113	25	0	－	－	25
吹 田 市	130,623	126,639	3,984	1,528	2,456	△ 78	1,263	－	－	1,185
茨 木 市	88,165	86,204	1,961	1,067	894	△ 45	1	－	1,200	△ 1,244
寝 屋 川 市	85,190	83,480	1,710	51	1,659	45	964	14	356	667
加 古 川 市	80,440	79,413	1,027	793	234	△ 78	265	－	－	187
宝 塚 市	76,463	75,625	838	462	376	△ 186	284	－	－	98
佐 賀 市	100,374	97,943	2,431	1,249	1,182	△ 884	762	－	1,780	△ 1,903
都 市										
市川市(千葉県)	144,856	138,594	6,262	1,649	4,613	1,082	18	－	－	1,101
松戸市(千葉県)	151,685	145,800	5,885	280	5,605	△ 897	708	1	－	△ 188
町田市(東京都)	153,407	150,901	2,506	107	2,399	△ 2,211	3,252	－	3,427	△ 2,386
藤沢市(神奈川県)	151,014	144,900	6,114	442	5,672	△ 559	2,600	－	700	1,341

総
括

第7表 決算収支の状況（つづき）

その4 赤字の団体及び赤字額の増減状況 (単位 百万円)

区 分	平成29年度の 赤字の団体(A)		(A)のうち市町 村合併等により 消滅した団体		(A)のうち平成30年度も赤字である団体								(A)のうち黒字 となった団体		平成29年度が 黒字で 平成30年度が 赤字の団体	平成30年度の 赤字の団体		
	団 体 数	平 成 29年 度 実質収支	団 体 数	平 成 29年 度 実質収支	赤字が増加した団体				赤字が減少した団体				団 体 数	平 成 29年 度 実質収支	団 体 数	平 成 30年 度 実質収支	団 体 数	平 成 30年 度 実質収支
					団 体 数	平 成29 年度実質 収 支 (a)	平 成30 年度実質 収 支 (b)	(b)－(a)	団 体 数	平 成29 年度実質 収 支 (c)	平 成30 年度実質 収 支 (d)	(d)－(c)						
都 道 府 県	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
市 町 村	3	△ 230	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	3	△ 230	2	△ 7	2	△ 7
市町村（一部事務 組合等を除く。）	3	△ 230	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	3	△ 230	1	△ 0	1	△ 0
政令指定都市	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
特 別 区	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
中 核 市	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
施行時特例市	1	△ 140	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	1	△ 140	－	－	－	－
都 市	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	1	△ 0	1	△ 0
中 都 市	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
小 都 市	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	1	△ 0	1	△ 0
町 村	2	△ 91	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	2	△ 91	－	－	－	－
一部事務組合等	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	1	△ 7	1	△ 7
合 計	3	△ 230	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	3	△ 230	2	△ 7	2	△ 7

その5 実質収支の推移 (単位 百万円・％)

区分	全 団 体						黒 字 の 団 体						赤 字 の 団 体					
	総 数		都道府県		市 町 村		総 数		都道府県		市 町 村		総 数		都道府県		市 町 村	
	団体数(A)	収支額	団体数	収支額	団体数	収支額	団体数(B)	(B)／(A)	収支額	団体数	収支額	団体数	収支額	団体数(C)	(C)／(A)	収支額	団体数	収支額
平成20年度	3,296	1,279,657	47	265,896	3,249	1,013,760	3,277	99.4	1,325,003	47	265,896	3,230	1,059,107	19	0.6	△ 45,347	－	－
21	3,190	1,444,699	47	264,442	3,143	1,180,257	3,177	99.6	1,451,028	47	264,442	3,130	1,186,586	13	0.4	△ 6,329	－	－
22	3,180	1,670,237	47	354,641	3,133	1,315,596	3,172	99.7	1,672,297	47	354,641	3,125	1,317,655	8	0.3	△ 2,060	－	－
23	3,161	1,795,272	47	346,111	3,114	1,449,161	3,158	99.9	1,795,811	47	346,111	3,111	1,449,700	3	0.1	△ 538	－	－
24	3,149	1,767,525	47	363,694	3,102	1,403,831	3,147	99.9	1,767,616	47	363,694	3,100	1,403,922	2	0.1	△ 92	－	－
25	3,137	1,957,773	47	428,503	3,090	1,529,270	3,133	99.9	1,958,174	47	428,503	3,086	1,529,671	4	0.1	△ 401	－	－
26	3,128	1,838,277	47	420,564	3,081	1,417,713	3,126	99.9	1,838,392	47	420,564	3,079	1,417,828	2	0.1	△ 115	－	－
27	3,118	1,962,396	47	384,455	3,071	1,577,941	3,118	100.0	1,962,396	47	384,455	3,071	1,577,941	－	－	－	－	－
28	3,108	1,960,492	47	571,257	3,061	1,389,235	3,108	100.0	1,960,492	47	571,257	3,061	1,389,235	－	－	－	－	－
29	3,102	2,037,869	47	598,253	3,055	1,439,616	3,099	99.9	2,038,099	47	598,253	3,052	1,439,846	3	0.1	△ 230	－	－
30	3,091	1,982,785	47	603,580	3,044	1,379,206	3,089	99.9	1,982,792	47	603,580	3,042	1,379,213	2	0.1	△ 7	－	－

(注) 赤字の団体には、打切り決算により赤字となった団体が含まれている。

第7表 決算収支の状況（つづき）

その6 実質収支の対前年度増減額の状況

(単位 百万円)

区分	全 団 体						黒 字 の 団 体						赤 字 の 団 体					
	総 数		都道府県		市 町 村		総 数		都道府県		市 町 村		総 数		都道府県		市 町 村	
	団体数	収支額	団体数	収支額	団体数	収支額	団体数	収支額	団体数	収支額	団体数	収支額	団体数	収支額	団体数	収支額	団体数	収支額
平成20年度	△ 48	△ 80,004	-	△ 65,197	△ 48	△ 14,808	△ 41	△ 83,852	1	△ 65,896	△ 42	△ 17,956	△ 7	3,847	△ 1	699	△ 6	3,148
21	△ 106	165,042	-	△ 1,454	△ 106	166,497	△ 100	126,025	-	△ 1,454	△ 100	127,479	△ 6	39,018	-	-	△ 6	39,018
22	△ 10	225,538	-	90,199	△ 10	135,339	△ 5	221,269	-	90,199	△ 5	131,069	△ 5	4,269	-	-	△ 5	4,269
23	△ 19	125,035	-	△ 8,530	△ 19	133,565	△ 14	123,514	-	△ 8,530	△ 14	132,045	△ 5	1,522	-	-	△ 5	1,522
24	△ 12	△ 27,747	-	17,583	△ 12	△ 45,330	△ 11	△ 28,195	-	17,583	△ 11	△ 45,778	△ 1	446	-	-	△ 1	446
25	△ 12	190,248	-	64,809	△ 12	125,439	△ 14	190,558	-	64,809	△ 14	125,749	2	△ 309	-	-	2	△ 309
26	△ 9	△ 119,496	-	△ 7,939	△ 9	△ 111,557	△ 7	△ 119,782	-	△ 7,939	△ 7	△ 111,843	△ 2	286	-	-	△ 2	286
27	△ 10	124,119	-	△ 36,109	△ 10	160,228	△ 8	124,004	-	△ 36,109	△ 8	160,113	△ 2	115	-	-	△ 2	115
28	△ 10	△ 1,904	-	186,802	△ 10	△ 188,706	△ 10	△ 1,904	-	186,802	△ 10	△ 188,706	-	-	-	-	-	-
29	△ 6	77,377	-	26,996	△ 6	50,381	△ 9	77,607	-	26,996	△ 9	50,611	3	△ 230	-	-	3	△ 230
30	△ 11	△ 55,084	-	5,327	△ 11	△ 60,410	△ 10	△ 55,307	-	5,327	△ 10	△ 60,633	△ 1	223	-	-	△ 1	223

(注) 赤字の団体には、打ち切り決算により赤字となった団体が含まれている。

その7 単年度収支等の状況

(単位 百万円)

区 分	平 成 30 年 度			平 成 29 年 度			増 減 額		
	合 計	都道府県	市 町 村	合 計	都道府県	市 町 村	合 計	都道府県	市 町 村
単 年 度 収 支 (A)	△ 54,938 (1,583)	5,326 (23)	△ 60,264 (1,560)	78,241 (1,600)	26,996 (17)	51,245 (1,583)	△ 133,179 (△ 17)	△ 21,670 (6)	△ 111,509 (△ 23)
調整額 (C) + (D) - (E) (B)	89,894	218,693	△ 128,799	△ 169,084	95,399	△ 264,482	258,978	123,294	135,683
財政調整基金積立額 (C)	746,476	271,935	474,541	602,304	181,893	420,411	144,172	90,042	54,130
繰上償還額 (D)	139,474	50,558	88,915	148,068	59,999	88,070	△ 8,594	△ 9,441	845
財政調整基金取崩し額 (E)	796,055	103,801	692,255	919,456	146,493	772,964	△ 123,401	△ 42,692	△ 80,709
実質単年度収支 (A) + (B)	34,956 (1,690)	224,019 (19)	△ 189,063 (1,671)	△ 90,842 (1,733)	122,395 (21)	△ 213,238 (1,712)	125,798 (△ 43)	101,624 (△ 2)	24,175 (△ 41)

(注) () 内の数値は、単年度収支の赤字の団体数及び実質単年度収支の赤字の団体数である。

総括

第8表 経常収支比率等の状況

その1 経常収支比率等の状況

(単位 %)

区 分		昭和40年代 後半の水準	平成20 年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
都 道 府 県	経常収支比率	70.2	93.9	95.9	91.9	94.9	94.6	93.0	93.0	93.4	94.3	94.2	93.0
	実質収支比率	0.6	0.9	1.0	1.3	1.3	1.3	1.6	1.5	1.3	2.0	2.1	2.1
	実質公債費比率	…	12.8	13.0	13.5	13.9	13.7	13.5	13.1	12.7	11.9	11.4	10.9
	公債費負担比率	4.2	19.3	18.8	18.9	19.4	19.7	19.9	19.5	18.7	18.4	18.6	18.2
	財政力指数	0.52	0.52	0.52	0.49	0.47	0.46	0.46	0.47	0.49	0.51	0.52	0.52
市 町 村	経常収支比率	73.1	91.8	91.8	89.2	90.3	90.7	90.2	91.3	90.0	92.5	92.8	93.0
	実質収支比率	4.2	3.0	3.6	4.1	4.5	4.3	4.7	4.3	4.7	4.1	4.1	4.0
	実質公債費比率	…	11.8	11.2	10.5	9.9	9.2	8.6	8.0	7.4	6.9	6.4	6.1
	公債費負担比率	6.6	17.6	17.0	16.5	16.4	16.2	15.7	15.3	14.7	14.7	14.1	13.8
	財政力指数	0.33	0.56	0.55	0.53	0.51	0.49	0.49	0.49	0.50	0.50	0.51	0.51
政令指定都市	経常収支比率	71.0	95.6	96.5	95.4	95.5	96.0	95.4	96.6	95.4	97.6	96.9	96.7
	実質収支比率	0.1	0.6	0.7	1.0	1.2	1.1	1.8	1.2	1.4	1.2	1.2	1.1
	実質公債費比率	…	13.8	13.4	12.8	12.1	11.5	11.2	11.2	10.9	10.4	9.0	8.1
	公債費負担比率	7.2	20.3	20.3	20.1	20.2	20.2	20.0	19.8	19.6	19.6	17.2	16.8
	財政力指数	0.78	0.87	0.87	0.87	0.86	0.84	0.85	0.85	0.86	0.87	0.87	0.86
中 核 市	経常収支比率	—	90.7	92.1	89.5	90.1	90.6	89.9	90.4	89.5	91.9	92.2	92.2
	実質収支比率	—	2.9	3.3	3.4	3.5	3.6	3.9	3.3	3.7	3.1	3.4	3.4
	実質公債費比率	—	10.0	9.8	9.6	9.2	8.6	8.1	7.3	6.7	6.5	6.2	5.9
	公債費負担比率	—	17.6	17.1	16.8	16.9	16.6	16.1	15.8	15.0	15.0	14.8	14.7
	財政力指数	—	0.84	0.83	0.80	0.77	0.76	0.76	0.76	0.78	0.79	0.80	0.80
施行時特例市	経常収支比率	—	91.1	91.0	89.0	90.2	90.5	90.4	91.3	90.1	92.7	92.3	92.0
	実質収支比率	—	2.9	3.7	4.3	5.0	4.9	5.0	4.5	4.7	3.8	4.5	4.3
	実質公債費比率	—	10.5	9.8	9.3	8.6	8.3	7.7	7.1	6.3	5.3	5.1	4.2
	公債費負担比率	—	15.8	15.1	14.7	14.7	14.7	14.7	14.5	13.5	13.2	12.9	12.1
	財政力指数	—	0.92	0.92	0.88	0.85	0.81	0.81	0.82	0.82	0.85	0.86	0.88
都 市	経常収支比率	74.9	91.5	91.0	88.0	89.3	89.9	89.2	90.3	89.1	91.6	92.0	92.3
	実質収支比率	4.1	3.5	4.4	5.0	5.7	5.4	5.7	5.4	6.1	5.3	5.3	5.2
	実質公債費比率	…	12.6	12.0	11.2	10.5	9.8	9.0	8.2	7.6	7.2	7.0	6.8
	公債費負担比率	6.8	17.0	16.2	15.7	15.5	15.4	15.0	14.7	14.0	14.2	14.1	13.9
	財政力指数	0.57	0.68	0.67	0.64	0.61	0.60	0.60	0.60	0.60	0.61	0.61	0.61
町 村	経常収支比率	71.1	88.2	86.8	83.0	85.3	84.9	84.7	86.4	84.5	86.9	88.0	89.0
	実質収支比率	6.6	4.8	5.5	6.1	6.6	6.4	6.6	6.7	7.1	6.8	6.5	6.5
	実質公債費比率	…	14.4	13.7	12.7	11.7	10.7	9.9	8.9	8.2	7.8	7.7	7.7
	公債費負担比率	6.4	18.1	16.5	15.6	15.3	15.0	14.2	13.6	13.1	13.0	13.1	13.0
	財政力指数	0.27	0.45	0.43	0.41	0.39	0.38	0.38	0.38	0.38	0.39	0.39	0.40
合 計	経常収支比率	71.4	92.8	93.8	90.5	92.6	92.7	91.6	92.1	91.7	93.4	93.5	93.0
	実質収支比率	2.2	1.9	2.3	2.7	2.9	2.8	3.1	2.9	3.0	3.0	3.1	3.1
	実質公債費比率	…	12.3	12.1	12.0	11.8	11.3	10.9	10.4	9.9	9.3	8.8	8.4
	公債費負担比率	5.3	19.2	18.6	18.4	18.6	18.6	18.5	18.2	17.7	17.5	17.4	16.9

- (注) 1 市町村及び合計の経常収支比率、実質収支比率及び財政力指数には特別区及び一部事務組合等は含まず、公債費負担比率にはこれらを含み、実質公債費比率には一部事務組合等を含まない。その2において同じ。
- 2 経常収支比率、実質収支比率、実質公債費比率及び公債費負担比率は加重平均であり、財政力指数は単純平均である。ただし、平成20年度以降の実質公債費比率及び公債費負担比率の() 書きは単純平均である。
- 3 平成20年度以降の実質公債費比率は「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき算定したものである。なお、平成19年度から算定方法の一部が変更されている。

第8表 経常収支比率等の状況（つづき）

その2 経常収支比率の内訳

（単位 百万円・％）

区 分	平 成 30 年 度						平 成 29 年 度						増 減 率		
	都 道 府 県		市 町 村		総 額		都 道 府 県		市 町 村		総 額		都道府県	市町村	総額
経常一般財源 (A)	26,681,152		28,113,193		54,794,345		26,081,328		27,986,155		54,067,483		2.3	0.5	1.3
地 方 税	16,231,383		17,972,968		34,204,351		15,789,732		17,239,862		33,029,594		2.8	4.3	3.6
地 方 譲 与 税	2,232,233		404,061		2,636,294		1,990,889		399,857		2,390,746		12.1	1.1	10.3
地方特例交付金	54,946		94,075		149,021		47,258		80,860		128,118		16.3	16.3	16.3
地 方 交 付 税	8,162,242		6,925,331		15,087,573		8,252,434		7,097,636		15,350,070		△ 1.1	△ 2.4	△ 1.7
そ の 他	348		2,716,758		2,717,106		1,015		3,167,940		3,168,955		△ 65.7	△ 14.2	△ 14.3
減 収 補 填 債 特 例 分 (B)	43,587		3,401		46,988		228,181		6,253		234,434		△ 80.9	△ 45.6	△ 80.0
臨時財政対策債 (C)	2,185,261		1,754,208		3,939,469		2,211,959		1,776,331		3,988,291		△ 1.2	△ 1.2	△ 1.2
経 常 経 費 充 当 一 般 財 源 (D)	26,879,249		27,771,922		54,651,170		26,873,212		27,622,233		54,495,266		0.0	0.5	0.3
人 件 費	10,527,112	36.4	7,646,003	25.6	18,171,961	30.9	10,498,985	36.8	7,631,623	25.6	18,129,210	31.1	0.3	0.2	0.2
物 件 費	1,063,551	3.7	4,393,460	14.7	5,458,188	9.3	1,022,030	3.6	4,315,720	14.5	5,339,117	9.2	4.1	1.8	2.2
扶 助 費	552,485	1.9	3,772,061	12.6	4,325,691	7.4	566,432	2.0	3,694,215	12.4	4,261,951	7.3	△ 2.5	2.1	1.5
補 助 費 等	7,270,807	25.1	3,051,400	10.2	10,320,613	17.6	7,871,685	27.6	3,005,879	10.1	10,875,373	18.7	△ 7.6	1.5	△ 5.1
公 債 費	6,381,197	22.1	4,965,919	16.6	11,346,535	19.3	6,549,122	23.0	5,032,215	16.9	11,580,578	19.9	△ 2.6	△ 1.3	△ 2.0
繰 出 金	709,667	2.5	3,421,116	11.5	4,131,743	7.0	609	0.0	3,433,314	11.5	3,435,367	5.9	116,429.9	△ 0.4	20.3
そ の 他	374,430	1.3	521,963	1.8	896,439	1.5	364,349	1.2	509,267	1.8	873,670	1.4	2.8	2.5	2.6
経常収支比率 (D) / {(A)+(B) +(C)} × 100	93.0		93.0		93.0		94.2		92.8		93.5				

総
括

第9表 繰越額等の状況

その1 総括 (単位 百万円)

区 分	継 続 費 次 繰 越 額	繰 明 許 越 費 額	事 故 繰 越 繰 越 額	事 業 繰 越 額	支 繰 延 額	合 計	未 収 入 特 定 財 源	未収入特定財源内訳			翌年度に繰り越すべき財源
								国 庫 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
人 件 費	2	233	－	643	5	883	185	115	24	46	698
普通建設事業費	256,296	4,493,908	185,370	66,101	－	5,001,674	3,982,878	1,734,236	1,981,153	267,489	1,018,796
補 助 事 業 費	121,960	3,466,681	167,181	2,197	－	3,758,020	3,216,549	1,733,688	1,288,456	194,405	541,470
単 独 事 業 費	134,336	1,027,227	18,188	63,903	－	1,243,655	766,329	548	692,698	73,083	477,326
災害復旧事業費	14,916	680,124	84,593	12	－	779,644	709,719	480,552	166,643	62,524	69,925
そ の 他	6,654	244,638	6,426	156,029	119	413,868	161,399	81,215	35,959	44,225	252,469
合 計	277,868	5,418,903	276,389	222,785	124	6,196,069	4,854,181	2,296,118	2,183,779	374,284	1,341,888

(注)「単独事業費」には、県営事業負担金を含む。その3において同じ。

その2 都道府県 (単位 百万円)

区 分	継 続 費 次 繰 越 額	繰 明 許 越 費 額	事 故 繰 越 繰 越 額	事 業 繰 越 額	支 繰 延 額	合 計	未 収 入 特 定 財 源	未収入特定財源内訳			翌年度に繰り越すべき財源
								国 庫 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
人 件 費	－	10	－	643	－	653	－	－	－	－	653
普通建設事業費	40,054	2,580,523	129,752	65,344	－	2,815,674	2,213,464	1,227,143	889,082	97,239	602,210
補 助 事 業 費	15,959	2,164,122	120,865	2,195	－	2,303,141	1,950,484	1,227,143	654,619	68,722	352,657
単 独 事 業 費	24,096	416,401	8,887	63,150	－	512,533	262,980	－	234,463	28,517	249,553
災害復旧事業費	－	397,514	62,301	－	－	459,815	437,228	333,694	99,449	4,085	22,588
そ の 他	150	100,248	2,214	148,353	98	251,062	64,561	47,806	14,353	2,402	186,501
合 計	40,204	3,078,295	194,267	214,340	98	3,527,204	2,715,253	1,608,643	1,002,884	103,726	811,952

第9表 繰越額等の状況（つづき）

その3 市町村

（単位 百万円）

区 分	継 続 費 次 繰 越 額	繰 明 許 繰 越 額	事 故 繰 越 額	事 業 繰 越 額	支 払 繰 越 額	合 計	未 収 入 特 定 財 源	未収入特定財源内訳			翌年度に繰り越すべき財源
								国 庫 金	地 方 債	そ の 他	
人 件 費	2	223	－	－	5	230	185	115	24	46	46
普通建設事業費	216,242	1,913,385	55,618	756	－	2,186,000	1,769,414	507,093	1,092,071	170,250	416,586
補助事業費	106,002	1,302,559	46,316	3	－	1,454,879	1,266,065	506,545	633,837	125,683	188,814
単独事業費	110,240	610,826	9,301	754	－	731,121	503,349	548	458,235	44,566	227,772
災害復旧事業費	14,916	282,610	22,291	12	－	319,829	272,491	146,858	67,193	58,440	47,337
そ の 他	6,503	144,390	4,213	7,677	21	162,806	96,838	33,409	21,607	41,822	65,967
合 計	237,663	2,340,608	82,122	8,445	26	2,668,865	2,138,928	687,475	1,180,895	270,558	529,936

総
括

第10表 歳入決算額の状況

その1 総括

(単位 百万円・%)

区 分	平 成 30 年 度						平成29年度 純 計 額		比 較						
	都道府県		市 町 村		純 計 額				増 減 額	増 減 率			前年度増減率		
										都道府県	市町村	純計額	都道府県	市町村	純計額
地 方 税	20,620,136	40.9	20,131,306	33.6	40,751,442	40.2	39,904,402	39.4	847,040	0.4	4.0	2.1	1.4	1.2	1.3
地 方 譲 与 税	2,232,233	4.4	418,640	0.7	2,650,873	2.6	2,405,224	2.4	245,649	12.1	1.0	10.2	3.4	△ 0.3	2.8
地 方 特 例 交 付 金	54,946	0.1	99,454	0.2	154,400	0.2	132,800	0.1	21,600	16.3	16.3	16.3	△ 4.2	15.6	7.7
地 方 交 付 税	8,567,710	17.0	7,980,515	13.3	16,548,225	16.3	16,768,005	16.5	△ 219,780	△ 1.1	△ 1.6	△ 1.3	△ 4.3	△ 1.0	△ 2.7
市町村たばこ税都道府県交付金	349	0.0	－	－	－	－	－	－	－	△ 65.6	－	－	11.6	－	－
利 子 割 交 付 金	－	－	34,000	0.1	－	－	－	－	－	－	△ 1.8	－	－	53.9	－
配 当 割 交 付 金	－	－	86,065	0.1	－	－	－	－	－	－	△ 17.5	－	－	37.1	－
株式等譲渡所得割交付金	－	－	72,577	0.1	－	－	－	－	－	－	△ 32.9	－	－	136.8	－
分離課税所得割交付金	－	－	6,492	0.0	－	－	－	－	－	－	37.7	－	－	皆増	－
道府県民税所得割臨時交付金	－	－	70,517	0.1	－	－	－	－	－	－	△ 87.4	－	－	皆増	－
地 方 消 費 税 交 付 金	－	－	2,384,943	4.0	－	－	－	－	－	－	1.8	－	－	3.6	－
ゴルフ場利用税交付金	－	－	30,228	0.1	－	－	－	－	－	－	△ 3.9	－	－	△ 3.3	－
特別地方消費税交付金	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	皆減	－	－	216.1	－
自動車取得税交付金	－	－	140,653	0.2	－	－	－	－	－	－	3.8	－	－	33.3	－
軽油引取税交付金	－	－	131,182	0.2	－	－	－	－	－	－	1.8	－	－	0.7	－
小 計 （ 一 般 財 源 ）	31,475,373	62.5	31,586,573	52.7	60,104,940	59.3	59,210,431	58.4	894,509	0.7	0.5	1.5	△ 0.1	3.1	0.2
分 担 金 ・ 負 担 金	262,226	0.5	680,284	1.1	605,015	0.6	586,655	0.6	18,360	4.7	2.3	3.1	△ 8.4	△ 3.4	△ 3.7
使 用 料 ・ 手 数 料	852,096	1.7	1,373,084	2.3	2,225,179	2.2	2,240,092	2.2	△ 14,913	△ 1.6	△ 0.1	△ 0.7	△ 0.8	△ 0.1	△ 0.4
国 庫 支 出 金	5,678,923	11.3	9,155,208	15.3	14,834,131	14.6	15,465,013	15.3	△ 630,882	△ 6.0	△ 2.8	△ 4.1	△ 6.3	2.7	△ 1.1
交通安全対策特別交付金	29,465	0.1	21,593	0.0	51,058	0.1	55,344	0.1	△ 4,286	△ 7.8	△ 7.7	△ 7.7	△ 4.7	△ 4.5	△ 4.6
都 道 府 県 支 出 金	－	－	3,913,276	6.5	－	－	－	－	－	－	△ 1.9	－	－	0.9	－
財 産 収 入	209,346	0.4	404,126	0.7	613,472	0.6	610,506	0.6	2,966	△ 1.3	1.4	0.5	5.1	△ 1.9	0.4
寄 附 金	24,380	0.0	558,264	0.9	582,525	0.6	426,891	0.4	155,634	22.8	37.1	36.5	△ 15.3	24.7	22.1
繰 入 金	1,372,075	2.7	2,263,966	3.8	3,636,040	3.6	3,532,413	3.5	103,627	△ 1.2	5.6	2.9	△ 11.7	9.8	0.2
繰 越 金	1,428,354	2.8	1,666,982	2.8	3,095,336	3.1	3,097,995	3.1	△ 2,659	1.8	△ 1.6	△ 0.1	7.7	△ 12.9	△ 4.6
諸 収 入	3,625,556	7.2	2,080,291	3.5	5,089,164	5.0	5,453,083	5.4	△ 363,919	△ 7.4	△ 3.8	△ 6.7	△ 4.2	△ 1.2	△ 4.4
地 方 債	5,415,019	10.7	5,119,066	8.5	10,508,424	10.4	10,644,892	10.5	△ 136,468	△ 1.8	△ 0.6	△ 1.3	△ 0.2	5.4	2.5
特別区財政調整交付金	－	－	1,068,163	1.8	－	－	－	－	－	－	9.4	－	－	△ 1.2	－
歳 入 合 計	50,372,813	100.0	59,890,876	100.0	101,345,285	100.0	101,323,315	100.0	21,970	△ 1.0	0.1	0.0	△ 1.4	2.4	△ 0.1

(注)「国庫支出金」には、国有提供施設等所在市町村助成交付金を含む。

第10表 歳入決算額の状況（つづき）

その2 推 移

(単位 百万円)

区 分	歳 入 決 算 額						指 数					
	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	25	26	27	28	29	30
地 方 税	35,374,285	36,785,451	39,098,563	39,392,391	39,904,402	40,751,442	100	104	111	111	113	115
地 方 譲 与 税	2,558,842	2,936,867	2,679,246	2,340,232	2,405,224	2,650,873	100	115	105	91	94	104
地方特例交付金	125,522	119,188	118,868	123,300	132,800	154,400	100	95	95	98	106	123
地 方 交 付 税	17,595,454	17,431,428	17,390,640	17,239,008	16,768,005	16,548,225	100	99	99	98	95	94
小計（一般財源）	55,654,103	57,272,934	59,287,318	59,094,931	59,210,431	60,104,940	100	103	107	106	106	108
分担金・負担金	608,727	590,713	603,001	609,097	586,655	605,015	100	97	99	100	96	99
使用料・手数料	2,015,698	2,103,771	2,176,161	2,248,704	2,240,092	2,225,179	100	104	108	112	111	110
国 庫 支 出 金	16,511,785	15,518,925	15,282,155	15,687,149	15,520,357	14,885,189	100	94	93	95	94	90
繰 入 金	3,531,353	4,227,817	3,472,417	3,525,152	3,532,413	3,636,040	100	120	98	100	100	103
繰 越 金	3,190,422	3,429,242	3,316,521	3,248,200	3,097,995	3,095,336	100	107	104	102	97	97
地 方 債	12,284,850	11,518,456	10,688,010	10,387,277	10,644,892	10,508,424	100	94	87	85	87	86
そ の 他	7,302,897	7,421,609	7,091,913	6,659,338	6,490,480	6,285,162	100	102	97	91	89	86
歳 入 合 計	101,099,835	102,083,467	101,917,496	101,459,848	101,323,315	101,345,285	100	101	101	100	100	100

(注)「国庫支出金」には、交通安全対策特別交付金及び国有提供施設等所在市町村助成交付金を含む。

(単位 %)

区 分	決 算 額 構 成 比						増 減 率					
	25	26	27	28	29	30	25	26	27	28	29	30
地 方 税	35.0	36.0	38.4	38.8	39.4	40.2	2.7	4.0	6.3	0.8	1.3	2.1
地 方 譲 与 税	2.5	2.9	2.6	2.3	2.4	2.6	12.7	14.8	△ 8.8	△ 12.7	2.8	10.2
地方特例交付金	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.2	△ 1.5	△ 5.0	△ 0.3	3.7	7.7	16.3
地 方 交 付 税	17.4	17.1	17.1	17.0	16.5	16.3	△ 3.8	△ 0.9	△ 0.2	△ 0.9	△ 2.7	△ 1.3
小計（一般財源）	55.0	56.1	58.2	58.2	58.4	59.3	0.9	2.9	3.5	△ 0.3	0.2	1.5
分担金・負担金	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	1.8	△ 3.0	2.1	1.0	△ 3.7	3.1
使用料・手数料	2.0	2.1	2.1	2.2	2.2	2.2	0.0	4.4	3.4	3.3	△ 0.4	△ 0.7
国 庫 支 出 金	16.3	15.2	15.0	15.5	15.3	14.7	6.3	△ 6.0	△ 1.5	2.7	△ 1.1	△ 4.1
繰 入 金	3.5	4.1	3.4	3.5	3.5	3.6	△ 3.8	19.7	△ 17.9	1.5	0.2	2.9
繰 越 金	3.2	3.4	3.3	3.2	3.1	3.1	13.6	7.5	△ 3.3	△ 2.1	△ 4.6	△ 0.1
地 方 債	12.2	11.3	10.5	10.2	10.5	10.4	△ 0.4	△ 6.2	△ 7.2	△ 2.8	2.5	△ 1.3
そ の 他	7.2	7.2	6.9	6.6	6.4	6.1	△ 5.6	1.6	△ 4.4	△ 6.1	△ 2.5	△ 3.2
歳 入 合 計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	1.3	1.0	△ 0.2	△ 0.4	△ 0.1	0.0

第11表 団体区分別歳入の状況

区 分			地 方 税	地 方 譲 与 税	各 種 交 付 金	地方特例 交 付 金	地 方 交 付 税	国 庫 支 出 金	都道府県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	歳入合計
決 算 額 (億 円)	平成30年度	政 令 指 定 都 市	57,699	777	8,124	273	7,085	26,400	6,311	13,647	19,610	139,926
		中 核 市	32,370	552	4,340	163	7,737	14,729	5,823	7,300	9,434	82,448
		施 行 時 特 例 市	12,595	201	1,633	66	1,995	4,475	1,898	2,311	3,354	28,528
		都 市	73,241	1,851	10,718	374	42,371	31,994	16,688	20,035	34,767	232,039
		中 都 市	36,182	668	4,898	187	10,513	14,767	6,893	7,144	13,973	95,225
		小 都 市	37,059	1,183	5,820	187	31,859	17,227	9,795	12,890	20,794	136,814
		町 村	14,545	660	2,353	65	20,617	6,729	5,373	6,286	14,146	70,774
		町村 (1万人以上)	11,093	400	1,773	57	10,812	4,457	3,290	3,750	8,692	44,324
		町村 (1万人未満)	3,451	260	580	8	9,805	2,271	2,083	2,537	5,455	26,450
		合 計	190,449	4,041	27,168	941	79,805	84,327	36,093	49,579	81,312	553,715
	平成29年度	政 令 指 定 都 市	51,583	769	12,917	234	7,304	26,837	6,293	13,863	19,507	139,307
		中 核 市	29,342	506	3,925	126	7,064	13,641	5,152	6,380	8,649	74,785
		施 行 時 特 例 市	14,689	232	1,894	69	2,760	5,719	2,285	2,850	3,998	34,496
		都 市	72,919	1,838	10,634	323	42,978	33,227	17,453	20,355	34,258	233,985
		中 都 市	36,207	670	4,947	163	10,730	15,148	7,368	7,675	13,419	96,327
		小 都 市	36,712	1,169	5,687	160	32,248	18,079	10,085	12,679	20,839	137,658
		町 村	14,533	654	2,310	57	20,981	7,342	5,786	6,474	13,175	71,312
		町村 (1万人以上)	11,136	399	1,746	50	11,124	4,885	3,470	3,795	7,764	44,369
		町村 (1万人未満)	3,397	255	564	7	9,857	2,457	2,315	2,679	5,412	26,943
		合 計	183,065	3,999	31,679	809	81,087	86,766	36,969	49,922	79,588	553,884
構 成 比 (%)	平成30年度	政 令 指 定 都 市	30.3	19.2	29.9	29.0	8.9	31.3	17.5	27.5	24.1	25.3
		中 核 市	17.0	13.7	16.0	17.3	9.7	17.5	16.1	14.7	11.6	14.9
		施 行 時 特 例 市	6.6	5.0	6.0	7.0	2.5	5.3	5.3	4.7	4.1	5.2
		都 市	38.5	45.8	39.4	39.7	53.1	37.9	46.2	40.4	42.8	41.9
		中 都 市	19.0	16.5	18.0	19.9	13.2	17.5	19.1	14.4	17.2	17.2
		小 都 市	19.5	29.3	21.4	19.9	39.9	20.4	27.1	26.0	25.6	24.7
		町 村	7.6	16.3	8.7	7.0	25.8	8.0	14.9	12.7	17.4	12.8
		町村 (1万人以上)	5.8	9.9	6.5	6.1	13.5	5.3	9.1	7.6	10.7	8.0
		町村 (1万人未満)	1.8	6.4	2.1	0.9	12.3	2.7	5.8	5.1	6.7	4.8
		合 計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	平成29年度	政 令 指 定 都 市	28.2	19.2	40.8	29.0	9.0	30.9	17.0	27.8	24.5	25.2
		中 核 市	16.0	12.6	12.4	15.6	8.7	15.7	13.9	12.8	10.9	13.5
		施 行 時 特 例 市	8.0	5.8	6.0	8.5	3.4	6.6	6.2	5.7	5.0	6.2
		都 市	39.8	46.0	33.6	39.9	53.0	38.3	47.2	40.8	43.0	42.2
		中 都 市	19.8	16.8	15.6	20.1	13.2	17.5	19.9	15.4	16.9	17.4
		小 都 市	20.1	29.2	18.0	19.7	39.8	20.8	27.3	25.4	26.2	24.9
		町 村	7.9	16.4	7.3	7.0	25.9	8.5	15.6	13.0	16.6	12.9
		町村 (1万人以上)	6.1	10.0	5.5	6.1	13.7	5.6	9.4	7.6	9.8	8.0
		町村 (1万人未満)	1.9	6.4	1.8	0.9	12.2	2.8	6.3	5.4	6.8	4.9
		合 計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
増 減 額 (億 円)		政 令 指 定 都 市	6,116	8	△ 4,793	38	△ 219	△ 437	18	△ 216	104	619
		中 核 市	3,028	47	416	37	673	1,089	671	920	783	7,663
		施 行 時 特 例 市	△ 2,094	△ 31	△ 261	△ 3	△ 765	△ 1,244	△ 387	△ 539	△ 643	△ 5,968
		都 市	322	12	84	51	△ 606	△ 1,233	△ 765	△ 320	509	△ 1,946
		中 都 市	△ 25	△ 2	△ 50	24	△ 217	△ 381	△ 475	△ 531	555	△ 1,102
		小 都 市	347	15	133	27	△ 389	△ 852	△ 290	211	△ 46	△ 844
		町 村	12	6	43	9	△ 364	△ 614	△ 413	△ 188	971	△ 537
		町村 (1万人以上)	△ 43	1	28	8	△ 312	△ 428	△ 181	△ 46	928	△ 45
		町村 (1万人未満)	55	5	16	1	△ 53	△ 186	△ 232	△ 142	43	△ 493
		合 計	7,384	42	△ 4,512	132	△ 1,282	△ 2,439	△ 876	△ 342	1,724	△ 170
増 減 率 (%)		政 令 指 定 都 市	11.9	1.1	△ 37.1	16.3	△ 3.0	△ 1.6	0.3	△ 1.6	0.5	0.4
		中 核 市	10.3	9.3	10.6	29.0	9.5	8.0	13.0	14.4	9.0	10.2
		施 行 時 特 例 市	△ 14.3	△ 13.4	△ 13.8	△ 4.0	△ 27.7	△ 21.8	△ 17.0	△ 18.9	△ 16.1	△ 17.3
		都 市	0.4	0.7	0.8	15.9	△ 1.4	△ 3.7	△ 4.4	△ 1.6	1.5	△ 0.8
		中 都 市	△ 0.1	△ 0.3	△ 1.0	14.7	△ 2.0	△ 2.5	△ 6.4	△ 6.9	4.1	△ 1.1
		小 都 市	0.9	1.2	2.3	17.1	△ 1.2	△ 4.7	△ 2.9	1.7	△ 0.2	△ 0.6
		町 村	0.1	0.9	1.9	15.9	△ 1.7	△ 8.4	△ 7.1	△ 2.9	7.4	△ 0.8
		町村 (1万人以上)	△ 0.4	0.2	1.6	15.5	△ 2.8	△ 8.8	△ 5.2	△ 1.2	11.9	△ 0.1
		町村 (1万人未満)	1.6	1.9	2.8	18.5	△ 0.5	△ 7.6	△ 10.0	△ 5.3	0.8	△ 1.8
		合 計	4.0	1.1	△ 14.2	16.3	△ 1.6	△ 2.8	△ 2.4	△ 0.7	2.2	△ 0.0

(注)「国庫支出金」には、国有提供施設等所在市町村助成交付金を含む。

第12表 地方税の状況

その1 総括

(単位 百万円・%)

区 分	平 成 30 年 度						平 成 29 年 度						比 較					
	都 道 府 県		市 町 村		合 計 額		都 道 府 県		市 町 村		合 計 額		増 減 率			前年度増減率		
	都道府県	市町村	合計額	増減率	前年度増減率	増減率	都道府県	市町村	合計額	増減率	前年度増減率	増減率	都道府県	市町村	合計額	増減率	前年度増減率	増減率
道府県税	18,327,990	88.9	—	—	18,327,990	45.0	18,396,655	89.6	—	—	18,396,655	46.1	△ 0.4	—	△ 0.4	1.6	—	1.6
市町村税	2,292,146	11.1	20,131,306	100.0	22,423,452	55.0	2,146,179	10.4	19,361,567	100.0	21,507,747	53.9	6.8	4.0	4.3	0.4	1.2	1.1
合 計	20,620,136	100.0	20,131,306	100.0	40,751,442	100.0	20,542,835	100.0	19,361,567	100.0	39,904,402	100.0	0.4	4.0	2.1	1.4	1.2	1.3

(注) 都道府県税の市町村税額は、東京都が徴収した市町村税相当分である。

その2 道府県税の収入状況 (総括)

(単位 百万円・%)

区 分	平 成 30 年 度					平 成 29 年 度					比 較		
	調定額 (A)	収入額 (B)	徴収率 (B)/(A) × 100	(B)の 構成比	調定額 (C)	収入額 (D)	徴収率 (D)/(C) × 100	(D)の 構成比	増減額 (B)-(D) (E)	増減率 (E)/(D) × 100	前年度 増減率	増減率	前年度 増減率
1 普 通 税	18,549,889	18,316,467	98.3	99.9	18,646,931	18,386,037	98.1	99.9	△ 69,570	△ 0.4	1.6	△ 0.4	1.6
(1) 法 定 普 通 税	18,501,130	18,267,707	98.3	99.7	18,604,047	18,343,154	98.1	99.7	△ 75,447	△ 0.4	1.5	△ 0.4	1.5
ア 道 府 県 民 税	5,876,968	5,697,595	96.9	31.1	6,345,076	6,138,128	96.7	33.4	△ 440,533	△ 7.2	4.2	△ 7.2	4.2
イ 個 人 分	4,982,645	4,806,925	96.5	26.2	5,519,846	5,316,440	96.3	28.9	△ 509,515	△ 9.6	4.4	△ 9.6	4.4
ロ 法 人 分	838,516	834,862	99.6	4.6	765,915	762,374	99.5	4.1	72,488	9.5	1.2	9.5	1.2
ロ 利 子 割	55,808	55,808	100.0	0.3	59,315	59,315	100.0	0.3	△ 3,507	△ 5.9	33.4	△ 5.9	33.4
エ 事 業 税	4,463,914	4,450,479	99.7	24.3	4,202,977	4,193,929	99.8	22.8	256,550	6.1	△ 1.6	6.1	△ 1.6
イ 個 人 分	212,498	207,353	97.6	1.1	207,795	202,482	97.4	1.1	4,871	2.4	2.3	2.4	2.3
ロ 法 人 分	4,251,416	4,243,126	99.8	23.2	3,995,182	3,991,446	99.9	21.7	251,680	6.3	△ 1.8	6.3	△ 1.8
ウ 地 方 消 費 税	4,815,475	4,815,475	—	26.3	4,735,276	4,735,276	—	25.7	80,199	1.7	0.7	1.7	0.7
イ 譲 渡 割	3,583,856	3,583,856	—	19.6	3,597,961	3,597,961	—	19.6	△ 14,105	△ 0.4	△ 0.2	△ 0.4	△ 0.2
ロ 貨 物 割	1,231,619	1,231,619	—	6.7	1,137,315	1,137,315	—	6.2	94,304	8.3	3.8	8.3	3.8
エ 不 動 産 取 得 税	418,174	403,623	96.5	2.2	422,145	406,547	96.3	2.2	△ 2,924	△ 0.7	2.5	△ 0.7	2.5
オ 道 府 県 た ば こ 税	138,945	138,941	100.0	0.8	140,948	140,948	100.0	0.8	△ 2,007	△ 1.4	△ 5.3	△ 1.4	△ 5.3
カ ゴ ル フ 場 利 用 税	43,380	43,322	99.9	0.2	44,799	44,728	99.8	0.2	△ 1,406	△ 3.1	△ 2.6	△ 3.1	△ 2.6
キ 自 動 車 取 得 税	198,239	198,230	100.0	1.1	189,695	189,680	100.0	1.0	8,550	4.5	29.9	4.5	29.9
ク 軽 油 引 取 税	970,095	958,380	98.8	5.2	961,034	948,692	98.7	5.2	9,688	1.0	1.7	1.0	1.7
ケ 自 動 車 税	1,564,711	1,550,446	99.1	8.5	1,557,320	1,540,464	98.9	8.4	9,982	0.6	0.4	0.6	0.4
コ 鉦 区 税	340	327	96.2	0.0	347	332	95.7	0.0	△ 5	△ 1.5	0.3	△ 1.5	0.3
サ 固 定 資 産 税	10,890	10,890	100.0	0.1	4,430	4,430	100.0	0.0	6,460	145.8	58.6	145.8	58.6
(2) 法 定 外 普 通 税	48,759	48,759	100.0	0.3	42,884	42,884	100.0	0.2	5,875	13.7	7.5	13.7	7.5
2 目 的 税	11,824	11,483	97.1	0.1	10,918	10,579	96.9	0.1	904	8.5	7.8	8.5	7.8
(1) 法 定 目 的 税	813	813	100.0	0.0	848	848	100.0	0.0	△ 35	△ 4.1	△ 3.7	△ 4.1	△ 3.7
ア 狩 猟 税	813	813	100.0	0.0	848	848	100.0	0.0	△ 35	△ 4.1	△ 3.7	△ 4.1	△ 3.7
(2) 法 定 外 目 的 税	11,011	10,670	96.9	0.1	10,070	9,731	96.6	0.1	939	9.6	9.0	9.6	9.0
3 旧 法 に よ る 税	771	41	5.3	0.0	921	39	4.2	0.0	2	5.1	△ 4.9	5.1	△ 4.9
合 計	18,562,483	18,327,990	98.3	100.0	18,658,770	18,396,655	98.1	100.0	△ 68,665	△ 0.4	1.6	△ 0.4	1.6

(注) 1 収入額は、「第10表 歳入決算額の状況」の地方税の決算額から、東京都が徴収した市町村税相当額（平成30年度2,292,146百万円、平成29年度2,146,179百万円）を控除した額である。その3において同じ。
2 徴収率は、地方消費税を除いて計算した。
3 法定目的税である平成20年度以前の自動車取得税及び軽油引取税については、「旧法による税」に計上している。

第12表 地方税の状況（つづき）

その3 道府県税の収入状況（個別団体）

（単位 百万円・％）

区 分	都道府県	平 成 30 年 度				平 成 29 年 度				比 較				(参考) 地方税の 歳入に占 める割合 (平成30 年度)
		道府県税		うち法人住民税 及び法人事業税		道府県税		うち法人住民税 及び法人事業税		道府県税		うち法人住民税 及び法人事業税		
		収入額 (A)	構成比	収入額 (B)	構成比	収入額 (C)	構成比	収入額 (D)	構成比	増減額 (A)－(C)	増減率	増減額 (B)－(D)	増減率	
財力指数 1.0 以上	東 京 都	3,170,363	17.3	1,343,257	26.5	3,143,065	17.1	1,232,746	25.9	27,298	0.9	110,511	9.0	69.4
(1団体)	(小計)	3,170,363	17.3	1,343,257	26.5	3,143,065	17.1	1,232,746	25.9	27,298	0.9	110,511	9.0	69.4
0.7 以上 1.0 未満	愛 知 県	1,264,726	6.9	402,405	7.9	1,231,373	6.7	332,558	7.0	33,353	2.7	69,847	21.0	54.9
	神奈川県	1,187,546	6.5	307,765	6.1	1,295,865	7.0	297,424	6.3	△ 108,319	△ 8.4	10,341	3.5	63.8
	大 阪 府	1,277,830	7.0	441,854	8.7	1,328,870	7.2	428,519	9.0	△ 51,040	△ 3.8	13,335	3.1	49.5
	千 葉 県	819,108	4.5	162,936	3.2	820,359	4.5	161,183	3.4	△ 1,251	△ 0.2	1,753	1.1	47.6
	埼 玉 県	904,272	4.9	167,292	3.3	895,525	4.9	162,474	3.4	8,747	1.0	4,818	3.0	52.3
	静 岡 県	544,837	3.0	148,491	2.9	556,620	3.0	137,801	2.9	△ 11,783	△ 2.1	10,690	7.8	48.3
(6団体)	(小計)	5,998,319	32.7	1,630,744	32.1	6,128,612	33.3	1,519,958	32.0	△ 130,293	△ 2.1	110,786	7.3	53.0
0.5 以上 0.7 未満	栃 木 県	291,289	1.6	66,126	1.3	289,130	1.6	66,647	1.4	2,159	0.7	△ 521	△ 0.8	38.7
	茨 城 県	421,878	2.3	97,305	1.9	411,107	2.2	95,787	2.0	10,771	2.6	1,518	1.6	39.7
	福 岡 県	631,160	3.4	164,226	3.2	660,082	3.6	156,339	3.3	△ 28,922	△ 4.4	7,887	5.0	38.8
	群 馬 県	284,337	1.6	68,114	1.3	275,828	1.5	64,071	1.3	8,509	3.1	4,043	6.3	39.1
	兵 庫 県	714,916	3.9	167,283	3.3	723,041	3.9	157,174	3.3	△ 8,125	△ 1.1	10,109	6.4	38.8
	宮 城 県	321,267	1.8	87,362	1.7	335,183	1.8	86,813	1.8	△ 13,916	△ 4.2	549	0.6	27.4
	広 島 県	372,894	2.0	98,762	1.9	386,250	2.1	91,847	1.9	△ 13,356	△ 3.5	6,915	7.5	40.4
	三 重 県	279,590	1.5	75,473	1.5	260,276	1.4	61,629	1.3	19,314	7.4	13,844	22.5	40.9
	京 都 府	323,693	1.8	93,956	1.9	334,538	1.8	80,639	1.7	△ 10,845	△ 3.2	13,317	16.5	38.3
	滋 賀 県	200,434	1.1	53,129	1.0	190,095	1.0	48,888	1.0	10,339	5.4	4,241	8.7	38.8
	岐 阜 県	275,572	1.5	58,344	1.1	266,772	1.5	53,986	1.1	8,800	3.3	4,358	8.1	35.7
	福 島 県	275,721	1.5	66,561	1.3	270,982	1.5	65,833	1.4	4,739	1.7	728	1.1	20.7
	岡 山 県	244,278	1.3	57,424	1.1	251,619	1.4	55,511	1.2	△ 7,341	△ 2.9	1,913	3.4	35.5
	長 野 県	282,028	1.5	62,040	1.2	274,774	1.5	57,903	1.2	7,254	2.6	4,137	7.1	35.1
	石 川 県	168,910	0.9	42,339	0.8	163,880	0.9	39,054	0.8	5,030	3.1	3,285	8.4	31.5
(15団体)	(小計)	5,087,966	27.8	1,258,444	24.8	5,093,557	27.7	1,182,120	24.9	△ 5,591	△ 0.1	76,324	6.5	35.6
0.4 以上 0.5 未満	香 川 県	135,053	0.7	33,062	0.7	135,108	0.7	33,930	0.7	△ 55	△ 0.0	△ 868	△ 2.6	30.5
	富 山 県	152,498	0.8	35,182	0.7	148,625	0.8	33,254	0.7	3,873	2.6	1,928	5.8	30.5
	新 潟 県	289,914	1.6	68,425	1.3	291,299	1.6	64,052	1.3	△ 1,385	△ 0.5	4,373	6.8	28.4
	山 口 県	182,479	1.0	44,054	0.9	180,715	1.0	42,658	0.9	1,764	1.0	1,396	3.3	29.6
	北 海 道	675,801	3.7	135,897	2.7	695,812	3.8	132,425	2.8	△ 20,011	△ 2.9	3,472	2.6	28.4
	愛 媛 県	169,670	0.9	39,044	0.8	166,510	0.9	38,539	0.8	3,160	1.9	505	1.3	26.6
	奈 良 県	150,753	0.8	22,601	0.4	146,747	0.8	22,357	0.5	4,006	2.7	244	1.1	30.2
	山 梨 県	117,883	0.6	29,016	0.6	114,451	0.6	27,029	0.6	3,432	3.0	1,987	7.4	25.6
	熊 本 県	200,802	1.1	42,045	0.8	201,888	1.1	40,659	0.9	△ 1,086	△ 0.5	1,386	3.4	21.8
	福 井 県	128,224	0.7	31,623	0.6	120,538	0.7	28,184	0.6	7,686	6.4	3,439	12.2	28.3
(10団体)	(小計)	2,203,078	12.0	480,949	9.5	2,201,692	12.0	463,086	9.7	1,386	0.1	17,863	3.9	27.8

第12表 地方税の状況（つづき）

その3 道府県税の収入状況（個別団体）

（単位 百万円・％）

区 分	都道府県	平 成 30 年 度				平 成 29 年 度				比 較				(参考) 地方税の 歳入に占 める割合 (平成30 年度)
		道府県税		うち法人住民税 及び法人事業税		道府県税		うち法人住民税 及び法人事業税		道府県税		うち法人住民税 及び法人事業税		
		収入額 (A)	構成比	収入額 (B)	構成比	収入額 (C)	構成比	収入額 (D)	構成比	増減額 (A)－(C)	増減率	増減額 (B)－(D)	増減率	
0.3 以上 0.4 未満	大 分 県	138,048	0.8	28,792	0.6	137,655	0.7	28,990	0.6	393	0.3	△ 198	△ 0.7	23.3
	山 形 県	134,228	0.7	25,541	0.5	131,492	0.7	25,755	0.5	2,736	2.1	△ 214	△ 0.8	23.3
	岩 手 県	161,124	0.9	32,626	0.6	155,952	0.8	30,645	0.6	5,172	3.3	1,981	6.5	15.6
	沖 縄 県	156,767	0.9	33,837	0.7	147,905	0.8	30,589	0.6	8,862	6.0	3,248	10.6	21.9
	青 森 県	169,524	0.9	28,003	0.6	167,955	0.9	29,161	0.6	1,569	0.9	△ 1,158	△ 4.0	25.5
	宮 崎 県	126,451	0.7	24,438	0.5	123,635	0.7	23,136	0.5	2,816	2.3	1,302	5.6	22.3
	鹿児島県	182,126	1.0	33,984	0.7	180,084	1.0	33,684	0.7	2,042	1.1	300	0.9	23.3
	佐 賀 県	105,132	0.6	20,823	0.4	100,802	0.5	20,155	0.4	4,330	4.3	668	3.3	24.0
	長 崎 県	147,115	0.8	28,236	0.6	142,808	0.8	27,061	0.6	4,307	3.0	1,175	4.3	21.6
	和歌山県	110,091	0.6	21,995	0.4	108,128	0.6	21,098	0.4	1,963	1.8	897	4.3	20.4
	徳 島 県	92,565	0.5	20,524	0.4	92,577	0.5	20,337	0.4	△ 12	△ 0.0	187	0.9	18.9
	秋 田 県	116,440	0.6	21,238	0.4	113,825	0.6	20,104	0.4	2,615	2.3	1,134	5.6	19.2
(12団体)	(小 計)	1,639,613	8.9	320,036	6.3	1,602,818	8.7	310,716	6.5	36,795	2.3	9,320	3.0	21.3
0.3 未満	鳥 取 県	65,889	0.4	12,745	0.3	66,402	0.4	13,830	0.3	△ 513	△ 0.8	△ 1,085	△ 7.8	19.2
	高 知 県	80,439	0.4	14,689	0.3	79,905	0.4	14,434	0.3	534	0.7	255	1.8	18.1
	島 根 県	82,323	0.4	17,124	0.3	80,604	0.4	16,930	0.4	1,719	2.1	194	1.1	17.0
(3団体)	(小 計)	228,650	1.2	44,558	0.9	226,910	1.2	45,194	1.0	1,740	0.8	△ 636	△ 1.4	18.0
全 国 計		18,327,990	100.0	5,077,989	100.0	18,396,655	100.0	4,753,820	100.0	△ 68,665	△ 0.4	324,169	6.8	40.9

(注) 1 道府県税の収入額に含まれる地方消費税については、都道府県間の清算を行った後の額を計上している。
2 「(参考) 地方税の歳入に占める割合」の算出にあたっては、「東京都が徴収した市町村税相当額」は控除していない。

歳入

第12表 地方税の状況（つづき）

その4 市町村税 (単位 百万円・%)

区 分	平 成 30 年 度				平 成 29 年 度				比 較		
	調定額 (A)	収入額 (B)	徴収率 (B)/(A) × 100	(B)の 構成比	調定額 (C)	収入額 (D)	徴収率 (D)/(C) × 100	(D)の 構成比	増減額 (B)-(D) (E)	増減率 (E)/(D) × 100	前年度 増減率
1 普 通 税	21,280,871	20,728,034	97.4	92.4	20,458,653	19,835,438	97.0	92.2	892,596	4.5	1.1
(1) 法 定 普 通 税	21,278,558	20,725,780	97.4	92.4	20,456,701	19,833,549	97.0	92.2	892,231	4.5	1.1
ア 市 町 村 民 税	10,807,653	10,532,436	97.5	47.0	10,003,242	9,694,910	96.9	45.1	837,526	8.6	1.3
㊦ 個 人 均 等 割	230,123	222,468	96.7	1.0	228,758	220,007	96.2	1.0	2,461	1.1	1.3
㊧ 所 得 割	8,132,616	7,883,187	96.9	35.2	7,527,248	7,250,783	96.3	33.7	632,404	8.7	1.4
㊨ 法 人 均 等 割	449,064	442,282	98.5	2.0	447,424	439,852	98.3	2.0	2,430	0.6	1.5
㊩ 法 人 税 割	1,995,850	1,984,500	99.4	8.9	1,799,813	1,784,269	99.1	8.3	200,231	11.2	0.5
イ 固 定 資 産 税	9,340,274	9,083,165	97.2	40.5	9,319,018	9,025,405	96.8	42.0	57,760	0.6	1.5
㊦ 純固定資産税	9,252,870	8,995,762	97.2	40.1	9,230,920	8,937,307	96.8	41.6	58,455	0.7	1.5
土 地	3,537,630	3,447,783	97.5	15.4	3,490,846	3,387,198	97.0	15.7	60,585	1.8	△ 0.2
家 屋	3,969,958	3,849,771	97.0	17.2	4,021,255	3,882,528	96.6	18.1	△ 32,757	△ 0.8	2.5
償 却 資 産	1,745,282	1,698,208	97.3	7.6	1,718,819	1,667,580	97.0	7.8	30,628	1.8	2.7
㊧ 交 付 金	87,404	87,403	100.0	0.4	88,098	88,098	100.0	0.4	△ 695	△ 0.8	△ 2.4
ウ 軽 自 動 車 税	273,483	258,116	94.4	1.2	264,231	248,597	94.1	1.2	9,519	3.8	4.3
エ 市町村たばこ税	850,249	850,246	100.0	3.8	862,328	862,315	100.0	4.0	△ 12,069	△ 1.4	△ 5.3
オ 鉱 産 税	1,648	1,648	100.0	0.0	1,737	1,737	100.0	0.0	△ 89	△ 5.1	△ 6.4
カ 特別土地保有税	5,252	169	3.2	0.0	6,144	585	9.5	0.0	△ 416	△ 71.1	△ 91.9
(2) 法 定 外 普 通 税	2,314	2,254	97.4	0.0	1,952	1,889	96.8	0.0	365	19.3	8.7
2 目 的 税	1,724,693	1,695,418	98.3	7.6	1,706,498	1,672,308	98.0	7.8	23,110	1.4	1.3
(1) 法 定 目 的 税	1,721,344	1,692,080	98.3	7.5	1,704,798	1,670,609	98.0	7.8	21,471	1.3	1.2
ア 入 湯 税	22,873	22,364	97.8	0.1	23,267	22,689	97.5	0.1	△ 325	△ 1.4	1.2
イ 事 業 所 税	379,026	378,270	99.8	1.7	372,118	371,200	99.8	1.7	7,070	1.9	1.4
ウ 都 市 計 画 税	1,319,418	1,291,420	97.9	5.8	1,309,385	1,276,694	97.5	5.9	14,726	1.2	1.2
エ 水 利 地 益 税	27	25	92.6	0.0	28	27	96.4	0.0	△ 2	△ 7.4	△ 3.6
(2) 法 定 外 目 的 税	3,350	3,338	99.6	0.0	1,699	1,699	100.0	0.0	1,639	96.5	46.5
3 旧 法 に よ る 税	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計	23,005,565	22,423,452	97.5	100.0	22,165,150	21,507,747	97.0	100.0	915,705	4.3	1.1

(注) 収入額は、「第10表 歳入決算額の状況」の地方税の決算額に東京都が徴収した市町村税相当額（平成30年度2,292,146百万円、平成29年度2,146,179百万円）を加算した額である。

第13表 法定外普通税の状況

その1 道府県税

(単位 百万円)

区 分	平成30年度		平成29年度		比 較	
	団体数 (A)	収入額 (B)	団体数 (C)	収入額 (D)	団体数 (A)－(C)	増減額 (B)－(D)
石 油 価 格 調 整 税	1	1,014	1	1,021	－	△ 7
核 燃 料 税	10	26,462	10	20,613	－	5,849
核 燃 料 物 質 等 取 扱 税	1	20,052	1	20,044	－	8
核 燃 料 等 取 扱 税	1	1,231	1	1,206	－	25
合 計	13	48,759	13	42,884	－	5,875

その2 市町村税

(単位 百万円)

区 分	平成30年度		平成29年度		比 較	
	団体数 (A)	収入額 (B)	団体数 (C)	収入額 (D)	団体数 (A)－(C)	増減額 (B)－(D)
狭小住戸集合住宅税	1	484	1	441	－	43
砂利採取税	1	5	1	5	－	0
別荘等所有税	1	530	1	524	－	6
歴史と文化の環境税	1	85	1	87	－	△ 2
使用済核燃料税	2	751	1	420	1	331
空港連絡橋利用税	1	400	1	413	－	△ 13
合 計	7	2,254	6	1,889	1	365

第14表 法定外目的税の状況

その1 道府県税

(単位 百万円)

区 分	平成30年度		平成29年度		比 較	
	団体数 (A)	収入額 (B)	団体数 (C)	収入額 (D)	団体数 (A)－(C)	増減額 (B)－(D)
産 業 廃 棄 物 税	21	4,647	21	4,263	－	384
宿 泊 税	2	3,424	2	3,132	－	292
産 業 廃 棄 物 処 理 税	1	601	1	494	－	107
産 業 廃 棄 物 埋 立 税	1	597	1	508	－	89
産 業 廃 棄 物 処 分 場 税	1	8	1	9	－	△ 1
乗 鞍 環 境 保 全 税	1	12	1	12	－	△ 0
産 業 廃 棄 物 減 量 税	1	267	1	291	－	△ 24
循 環 資 源 利 用 促 進 税	1	846	1	788	－	58
資 源 循 環 促 進 税	1	269	1	235	－	34
合 計	30	10,670	30	9,731	－	939

その2 市町村税

(単位 百万円)

区 分	平成30年度		平成29年度		比 較	
	団体数 (A)	収入額 (B)	団体数 (C)	収入額 (D)	団体数 (A)－(C)	増減額 (B)－(D)
使 用 済 核 燃 料 税	2	991	2	991	－	－
遊 漁 税	1	8	1	8	－	△ 0
環 境 未 来 税	1	663	1	632	－	31
環 境 協 力 税 等	4	30	3	21	1	9
開 発 事 業 等 緑 化 負 担 税	1	107	1	47	－	60
宿 泊 税	1	1,538	－	－	1	1,538
合 計	10	3,338	8	1,699	2	1,639

第15表 超過課税の状況

その1 道府県税 (単位 百万円)

区 分	平 成 30 年 度		平 成 29 年 度		比 較	
	団体数 (A)	収入額 (B)	団体数 (C)	収入額 (D)	団体数 (A)－(C)	増減額 (B)－(D)
道府県民税個人均等割	37	24,619	37	24,361	－	258
道府県民税所得割	1	2,731	1	2,647	－	84
道府県民税法人均等割	35	10,397	35	10,345	－	52
道府県民税法人税割	46	134,251	46	119,318	－	14,933
事業税法人分	8	159,570	8	131,589	－	27,981
自動車税	－	－	－	－	－	－
合 計	－	331,569	－	288,260	－	43,309

その2 市町村税 (単位 百万円)

区 分	平 成 30 年 度		平 成 29 年 度		比 較	
	団体数 (A)	収入額 (B)	団体数 (C)	収入額 (D)	団体数 (A)－(C)	増減額 (B)－(D)
市町村民税	997	335,278	995	306,732	2	28,546
個人均等割	2	1,712	2	1,691	－	21
所得割	2	51	2	51	－	0
法人均等割	384	16,335	381	16,389	3	△ 54
法人税割	991	317,180	991	288,601	－	28,579
固定資産税	155	35,175	154	35,496	1	△ 321
土地	155	10,003	154	10,127	1	△ 124
家屋	155	15,428	154	15,747	1	△ 319
償却資産	154	9,744	154	9,622	－	122
軽自動車税	17	436	17	492	－	△ 56
鉱産税	9	8	10	9	△ 1	△ 1
入湯税	3	33	3	34	－	△ 1
旧法による税	－	－	－	－	－	－
合 計	－	370,930	－	342,762	－	28,168

(注)「市町村民税法人税割」には、東京都が徴収した市町村税相当額（122,725百万円）を含む。

第16表 地方税徴収率の推移

その1 道府県税 (単位 %)

区 分	現 年 課 税 分	滞 納 繰 越 分	合 計
平成 25 年 度	98.9	28.2	96.3
26	99.0	30.5	96.8
27	99.2	32.7	97.4
28	99.3	33.7	97.8
29	99.4	35.5	98.1
30	99.4	37.3	98.3

(注) 地方消費税を控除して算出した。

その2 市町村税 (単位 %)

区 分	現 年 課 税 分	滞 納 繰 越 分	合 計
平成 25 年 度	98.8	24.0	94.9
26	98.9	24.4	95.5
27	99.0	25.8	96.0
28	99.1	26.5	96.6
29	99.2	27.5	97.0
30	99.3	28.2	97.5

第17表 国税と地方税の収入状況

(単位 億円・%)

区 分	租 税 総 額						国 税						地 方 税					
	合 計		直 接 税		間 接 税 等		計		直 接 税		間 接 税 等		計		直 接 税		間 接 税 等	
昭和10年度	18	100.0	10	55.0	8	45.0	12	100.0	4	35.0	8	65.0	6	100.0	6	92.9	0	7.1
15	50	100.0	34	68.3	16	31.7	42	100.0	27	63.9	15	36.1	8	100.0	7	92.0	1	8.0
平成10年度	871,199	100.0	600,022	68.9	271,177	31.1	511,977	100.0	303,397	59.3	208,580	40.7	359,222	100.0	296,625	82.6	62,597	17.4
11	842,400	100.0	569,906	67.7	272,494	32.3	492,139	100.0	281,293	57.2	210,846	42.8	350,261	100.0	288,613	82.4	61,648	17.6
12	882,673	100.0	618,121	70.0	264,552	30.0	527,209	100.0	323,193	61.3	204,016	38.7	355,464	100.0	294,928	83.0	60,536	17.0
13	855,172	100.0	593,753	69.4	261,419	30.6	499,684	100.0	297,393	59.5	202,291	40.5	355,488	100.0	296,360	83.4	59,128	16.6
14	792,227	100.0	534,216	67.4	258,011	32.6	458,442	100.0	257,891	56.3	200,551	43.7	333,785	100.0	276,325	82.8	57,460	17.2
15	780,351	100.0	524,493	67.2	255,858	32.8	453,694	100.0	254,727	56.1	198,967	43.9	326,657	100.0	269,766	82.6	56,891	17.4
16	816,417	100.0	556,131	68.1	260,286	31.9	481,029	100.0	279,858	58.2	201,171	41.8	335,388	100.0	276,273	82.4	59,115	17.6
17	870,949	100.0	605,181	69.5	265,769	30.5	522,905	100.0	315,413	60.3	207,492	39.7	348,044	100.0	289,768	83.3	58,277	16.7
18	906,231	100.0	640,998	70.7	265,233	29.3	541,169	100.0	335,007	61.9	206,162	38.1	365,062	100.0	305,990	83.8	59,071	16.2
19	929,226	100.0	668,234	71.9	260,992	28.1	526,558	100.0	323,273	61.4	203,285	38.6	402,668	100.0	344,962	85.7	57,706	14.3
20	853,894	100.0	606,048	71.0	247,845	29.0	458,309	100.0	264,507	57.7	193,802	42.3	395,585	100.0	341,542	86.3	54,043	13.7
21	754,262	100.0	513,770	68.1	240,492	31.9	402,433	100.0	212,941	52.9	189,492	47.1	351,830	100.0	300,829	85.5	51,000	14.5
22	780,237	100.0	536,362	68.7	243,875	31.3	437,074	100.0	246,225	56.3	190,849	43.7	343,163	100.0	290,137	84.5	53,026	15.5
23	793,468	100.0	547,423	69.0	246,046	31.0	451,754	100.0	258,581	57.2	193,173	42.8	341,714	100.0	288,841	84.5	52,873	15.5
24	815,100	100.0	567,792	69.7	247,309	30.3	470,492	100.0	276,251	58.7	194,241	41.3	344,608	100.0	291,540	84.6	53,068	15.4
25	866,017	100.0	611,064	70.6	254,952	29.4	512,274	100.0	311,381	60.8	200,893	39.2	353,743	100.0	299,683	84.7	54,059	15.3
26	946,346	100.0	639,488	67.6	306,858	32.4	578,492	100.0	328,821	56.8	249,670	43.2	367,855	100.0	310,667	84.5	57,188	15.5
27	990,679	100.0	650,499	65.7	340,180	34.3	599,694	100.0	335,753	56.0	263,941	44.0	390,986	100.0	314,746	80.5	76,239	19.5
28	983,486	100.0	648,865	66.0	334,622	34.0	589,563	100.0	328,527	55.7	261,035	44.3	393,924	100.0	320,337	81.3	73,587	18.7
29	1,022,847	100.0	685,740	67.0	337,107	33.0	623,803	100.0	360,767	57.8	263,036	42.2	399,044	100.0	324,973	81.4	74,071	18.6
30	1,049,756	100.0	709,933	67.6	339,823	32.4	642,241	100.0	377,375	58.8	264,866	41.2	407,514	100.0	332,558	81.6	74,956	18.4

- (注) 1 国税は特別会計分及び日本専売公社納付金を含む。
2 国税における直接税、間接税等の区分は次のとおりである。
直接税……所得税、法人税、法人特別税、相続税、地価税、法人臨時特別税、会社臨時特別税、地方法人税、復興特別所得税、復興特別法人税、地方法人特別税、地租、営業収益税、営業税、資本利子税、法人資本税、鉱区税、鉱業税、外貨債特別税、取引所営業税、臨時利得税、利益配当税、公債及び社債利子税、配当利子特別税、増加所得税、非戦災者特別税、戦時利得税、北支事件特別税、富裕税、再評価税、旧税、還付税及び琉球政府諸税
間接税等…直接税以外のもの
3 地方税は、地方分与税（配付税）、地方交付税（臨時地方特例交付金等を含む。）及び地方譲与税等（消費譲与税相当額及び所得譲与税相当額を含む。）を含まない。
4 地方税における直接税、間接税等の区分は次のとおりである。
直接税……道府県民税、事業税、特別所得税、自動車税、鉱区税、狩猟者税、狩猟免許税、狩猟者登録税、市町村民税、固定資産税、自転車荷車税、軽自動車税、鉱産税、特別土地保有税、目的税（平成20年度までの自動車取得税、平成20年度までの軽油引取税、入湯税、法定外目的税を除く。）、国税附加税、特別地租、地租、家屋税、営業税、段別税、電柱税、漁業権税、軌道税、船舶税、電話加入権税、電話税、雑種税（一部）、段別割、戸数割、戸別割、家屋割、扇風機税、と畜税、犬税、使用人税、舟税、自転車税、荷車税及び金庫税
間接税等…直接税以外の諸税

歳入

第18表 国民所得に対する租税負担率

(単位 億円・%)

区 分	国 民 所 得		租 税 負 担 額								租 税 負 担 率				
	名目額	指数	国税 (A)	指数	地 方 税 (B)	指数	地方税の内訳		計 (A)+(B)	指数	国税	地方税	地方税の内訳		計
							道府 県税	市町 村税					道府 県税	市町 村税	
昭和9～11 年度	144	－	12	－	6	－	2	4	18	－	8.5	4.4	1.8	2.6	12.9
16	358	－	49	－	9	－	2	7	58	－	13.8	2.5	0.6	2.0	16.2
36	160,819	100	22,269	100	9,065	100	4,442	4,623	31,334	100	13.8	5.6	2.8	2.9	19.5
平成20年度	3,640,510	2,264	458,309	2,058	395,585	4,364	179,280	216,305	853,894	2,725	12.6	10.9	4.9	5.9	23.5
21	3,534,135	2,198	402,433	1,807	351,830	3,881	146,545	205,284	754,262	2,407	11.4	10.0	4.1	5.8	21.3
22	3,618,953	2,250	437,074	1,963	343,163	3,786	140,262	202,901	780,237	2,490	12.1	9.5	3.9	5.6	21.6
23	3,584,147	2,229	451,754	2,029	341,714	3,770	137,940	203,774	793,468	2,532	12.6	9.5	3.8	5.7	22.1
24	3,597,799	2,237	470,492	2,113	344,608	3,802	141,456	203,152	815,100	2,601	13.1	9.6	3.9	5.6	22.7
25	3,742,271	2,327	512,274	2,300	353,743	3,902	147,739	206,004	866,017	2,764	13.7	9.5	3.9	5.5	23.1
26	3,794,509	2,359	578,492	2,598	367,855	4,058	156,835	211,020	946,346	3,020	15.2	9.7	4.1	5.6	24.9
27	3,901,683	2,426	599,694	2,693	390,986	4,313	180,222	210,763	990,679	3,162	15.4	10.0	4.6	5.4	25.4
28	3,922,435	2,439	589,563	2,647	393,924	4,346	181,140	212,784	983,486	3,139	15.0	10.0	4.6	5.4	25.1
29	4,008,779	2,493	623,803	2,801	399,044	4,402	183,967	215,077	1,022,847	3,264	15.6	10.0	4.6	5.4	25.5
30	4,042,622	2,514	642,241	2,884	407,514	4,495	183,280	224,235	1,049,755	3,350	15.9	10.1	4.5	5.5	26.0

(注) 1 国民所得は、内閣府経済社会総合研究所の推計により、平成17年度以降は「国民経済計算（08SNA）」、昭和36年度は「国民経済計算（68SNA）」、昭和16年度以前は「国民経済計算（53SNA）」による数値であり、接続しない。
2 国税は特別会計及び日本専売公社納付金を含む。

第19表 国民所得に対する租税負担率の外国との比較

(単位 %)

区 分	日 本			ア メ リ カ			イ ギ リ ス			ド イ ツ			フ ラ ン ス		
	国 税	地方税	合 計	連邦税	州 税	合 計	国 税	地方税	合 計	連邦税	州 税	合 計	国 税	地方税	合 計
昭和9～11年度	8.5	4.4	12.9	6.0	…	17.3	18.1	4.5	22.6	15.8		22.1	18.5	…	…
16	13.8	2.5	16.2	12.0	…	20.1	28.5	3.3	31.8	33.1		…	…	…	…
19	22.3	1.5	23.8	19.2	…	24.0	38.6	2.9	41.5	42.2		…	…	…	…
25	16.9	5.6	22.4	18.0	…	24.8	34.3	3.1	37.4	22.2		25.4	22.4	3.6	26.0
30	13.4	5.5	18.9	18.3	…	25.5	30.0	3.1	33.0	25.8		29.8	21.4	3.6	25.0
35	13.3	5.5	18.9	18.1	4.3	26.7	26.5	3.7	30.2	24.5		28.5	24.4	3.7	28.1
40	12.2	5.8	18.0	15.8	…	24.6	27.6	4.2	31.8	25.8		29.4	25.4	4.1	29.5
45	12.7	6.1	18.9	17.0	…	27.5	32.2	4.1	36.3	…		25.2	…	…	27.4
50	11.7	6.6	18.3	14.3	6.1	25.0	28.2	4.4	32.6	13.8	8.9	26.2	24.0	3.5	27.5
55	13.9	7.8	21.7	15.5	6.2	25.5	31.2	4.5	35.7	14.5	9.6	28.0	27.0	3.8	30.8
60	15.0	8.9	24.0	13.3	6.3	23.6	33.0	4.7	37.7	13.8	9.3	26.8	27.9	5.1	33.0
平成2年度	18.1	9.6	27.7	13.6	6.7	24.9	33.6	3.1	36.7	13.2	8.7	25.3	26.3	5.2	31.6
7	14.5	8.9	23.4	14.1	6.8	25.5	32.2	1.5	33.8	15.4	10.4	29.3	27.2	6.5	33.6
12	13.7	9.2	22.9	16.0	6.6	26.9	34.6	1.7	36.4	15.3	11.1	30.0	31.9	6.0	37.8
13	13.3	9.5	22.8	14.7	6.5	25.6	33.9	1.8	35.8	14.8	10.5	28.7	31.6	5.8	37.3
14	12.3	9.0	21.3	12.4	6.2	23.1	32.7	1.9	34.5	14.6	10.3	28.2	30.9	5.8	36.7
15	12.0	8.6	20.7	11.8	6.2	22.6	31.6	2.0	33.6	14.8	10.3	28.3	30.2	5.9	36.1
16	12.6	8.8	21.3	12.0	6.3	22.9	32.4	2.0	34.4	13.7	9.9	26.9	30.3	6.4	36.8
17	13.5	9.0	22.5	13.4	6.6	24.7	32.4	2.0	34.3	14.0	9.7	27.3	30.6	6.8	37.4
18	13.8	9.3	23.1	14.1	6.7	25.5	33.3	2.0	35.3	14.2	10.1	28.1	30.8	6.9	37.7
19	13.4	10.3	23.7	14.4	6.8	26.1	33.5	2.0	35.5	15.0	10.7	29.5	30.0	7.0	37.0
20	12.6	10.9	23.5	13.3	6.7	24.9	34.1	2.1	36.2	15.3	11.0	30.4	29.8	7.1	36.9
21	11.4	10.0	21.3	10.3	6.2	21.7	30.9	2.2	33.1	15.5	10.5	29.9	27.8	7.6	35.5
22	12.1	9.5	21.6	11.0	6.2	22.1	32.3	2.2	34.4	14.9	9.9	28.5	30.0	6.2	36.2
23	12.6	9.5	22.1	12.1	6.3	23.2	33.8	2.1	35.9	15.3	10.1	29.2	30.1	7.9	38.0
24	13.1	9.6	22.7	12.2	6.2	23.2	33.4	2.1	35.5	15.6	10.6	30.2	31.6	8.3	39.9
25	13.7	9.5	23.1	13.2	6.5	24.4	33.6	2.2	35.8	15.6	11.1	30.7	32.7	8.4	41.1
26	15.2	9.7	24.9	13.7	6.4	24.6	33.5	2.2	35.7	15.5	11.2	30.7	32.3	8.4	40.7
27	15.4	10.0	25.4	14.2	6.4	25.0	33.9	2.2	36.1	15.5	11.5	31.1	32.0	8.5	40.5
28	15.0	10.0	25.1	13.7	6.3	24.7	34.1	2.2	36.3	15.2	11.8	31.2	32.1	8.7	40.8
29	15.6	10.0	25.5	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…
30	15.9	10.1	26.0	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…

(注) 1 国税は特別会計及び日本専売公社納付金を含む。

2 日本以外は、暦年計数である。

3 財務省調べによる。なお、平成28年におけるアメリカの連邦税及び州税、イギリスの国税及び地方税、ドイツの連邦税及び州税並びにフランスの国税及び地方税の租税負担率は暫定値である。

第20表 地方譲与税の状況

(単位 百万円・%)

区 分	平 成 30 年 度			平 成 29 年 度			比 較		
	都道府県	市 町 村	計 (A)	都道府県	市 町 村	計 (B)	増 減 額 (A)-(B) (C)	増 減 率 (C)/(B)×100	前 年 度 増 減 率
地方揮発油譲与税	135,744	124,151	259,895	135,269	123,134	258,403	1,492	0.6	△ 1.0
地方道路譲与税	—	—	—	—	—	—	—	—	—
特別とん譲与税	387	12,449	12,836	342	12,010	12,352	484	3.9	0.0
石油ガス譲与税	6,602	1,162	7,764	7,120	1,243	8,363	△ 599	△ 7.2	△ 5.4
自動車重量譲与税	—	268,897	268,897	—	266,015	266,015	2,882	1.1	0.1
航空機燃料譲与税	2,995	11,981	14,976	2,983	11,934	14,917	59	0.4	1.5
地方法人特別譲与税	2,086,504	—	2,086,504	1,845,174	—	1,845,174	241,330	13.1	3.8
合 計	2,232,233	418,640	2,650,873	1,990,889	414,335	2,405,224	245,649	10.2	2.8

第21表 地方交付税の状況

その1 収入状況 (単位 百万円・%)

区 分	平 成 30 年 度								平 成 29 年 度 地 方 交 付 税		比 較		
	普通交付税		特別交付税		震災復興特別交付税		計				増減額 (A)－(B) (C)	増減率 (C)/(B) × 100	前年度 増減率
	交付額	構成比	交付額	構成比	交付額	構成比	交付額 (A)	構成比	交付額 (B)	構成比			
都 道 府 県	8,162,242	54.1	163,441	15.9	242,027	56.3	8,567,710	51.8	8,659,264	51.6	△ 91,554	△ 1.1	△ 4.3
市 町 村	6,925,331	45.9	867,068	84.1	188,116	43.7	7,980,515	48.2	8,108,742	48.4	△ 128,227	△ 1.6	△ 1.0
政令指定都市	(661,578) 661,578	(4.4) 4.4	39,667	3.8	7,274	1.7	(708,519) 708,519	(4.3) 4.3	730,448	4.4	(△ 21,929) △ 21,929	(△ 3.0) △ 3.0	27.4
中 核 市	(690,765) 690,765	(4.6) 4.6	66,114	6.4	16,812	3.9	(773,690) 773,690	(4.7) 4.7	706,378	4.2	(67,312) 67,312	(9.5) 9.5	△ 1.0
施行時特例市	(168,445) 168,445	(1.1) 1.1	22,156	2.1	8,873	2.1	(199,474) 199,474	(1.2) 1.2	276,012	1.6	(△ 76,538) △ 76,538	(△ 27.7) △ 27.7	△ 4.8
都 市	(3,621,081) 3,619,418	(24.0) 24.0	514,269	49.9	101,798	23.7	(4,237,148) 4,235,485	(25.6) 25.6	4,297,778	25.6	(△ 60,630) △ 62,293	(△ 1.4) △ 1.4	△ 3.3
町 村	(1,783,462) 1,785,126	(11.8) 11.8	224,863	21.8	53,359	12.4	(2,061,684) 2,063,348	(12.5) 12.5	2,098,125	12.5	(△ 36,441) △ 34,777	(△ 1.7) △ 1.7	△ 3.2
合 計	15,087,573	100.0	1,030,509	100.0	430,144	100.0	16,548,225	100.0	16,768,005	100.0	△ 219,780	△ 1.3	△ 2.7

(注) 1 市町村分の区分は、平成30年4月1日現在である。なお、特別交付税については、平成31年3月31日現在のものである。
2 市町村分の区分中 () 書きの数値は、平成30年4月2日から平成31年3月31日までにおける市町村合併等による異動後の数値である。
3 調整額復元後の数値を計上している。その2～4において同じ。

その2 普通交付税算定状況 (平成30年度) (単位 百万円)

区 分	基準財政需要額			基準財政収入額			財源超過額	財源不足額	普 通 交付税額
	財源不足 団 体	財源超過 団 体	計	財源不足 団 体	財源超過 団 体	計			
都 道 府 県	19,331,036	1,995,650	21,326,686	11,168,794	2,306,737	13,475,532	311,087	8,162,242	8,162,242
市 町 村	21,569,378	2,700,998	24,270,376	14,644,047	3,700,729	18,344,776	999,731	6,925,331	6,925,331
政令指定都市	5,235,374	1,855,287	7,090,661	4,573,797	2,718,624	7,292,421	863,337	661,578	661,578
中 核 市	3,240,391	－	3,240,391	2,549,627	－	2,549,627	－	690,765	690,765
施行時特例市	1,013,693	67,570	1,081,263	845,247	78,553	923,800	10,983	168,445	168,445
都 市	9,095,052	653,544	9,748,596	5,475,634	749,682	6,225,316	96,138	3,619,418	3,619,418
町 村	2,984,868	124,597	3,109,465	1,199,742	153,870	1,353,613	29,274	1,785,126	1,785,126
合 計	40,900,414	4,696,648	45,597,062	25,812,841	6,007,467	31,820,308	1,310,818	15,087,573	15,087,573

(注) 1 市町村分は、一般算定分と合併算定替分とを単純に合算したものである。
2 特別区は、財源超過団体として政令指定都市に含めた。その3において同じ。

その3 基準財政需要額及び基準財政収入額の状況 (単位 百万円・%)

区 分	平 成 30 年 度			平 成 29 年 度			比 較			
	基準財政 需 要 額 (A)	基準財政 収 入 額 (B)	比 率 (B)/(A) × 100	基準財政 需 要 額 (C)	基準財政 収 入 額 (D)	比 率 (D)/(C) × 100	基準財政需要額		基準財政収入額	
							増 減 額 (A)－(C) (E)	増減率 (E)/(C) × 100	増 減 額 (B)－(D) (F)	増減率 (F)/(D) × 100
都 道 府 県	21,326,686	13,475,532	63.2	21,348,099	13,461,779	63.1	△ 21,413	△ 0.1	13,753	0.1
市 町 村	24,270,376	18,344,776	75.6	24,210,001	18,046,107	74.5	60,375	0.2	298,669	1.7
政令指定都市	7,090,661	7,292,421	102.8	7,050,496	7,168,280	101.7	40,165	0.6	124,141	1.7
中 核 市	3,240,391	2,549,627	78.7	2,945,934	2,303,826	78.2	294,457	10.0	245,801	10.7
施行時特例市	1,081,263	923,800	85.4	1,295,238	1,060,471	81.9	△ 213,975	△ 16.5	△ 136,671	△ 12.9
都 市	9,748,596	6,225,316	63.9	9,789,352	6,181,641	63.1	△ 40,756	△ 0.4	43,675	0.7
町 村	3,109,465	1,353,613	43.5	3,128,981	1,331,888	42.6	△ 19,516	△ 0.6	21,725	1.6
合 計	45,597,062	31,820,308	69.8	45,558,099	31,507,885	69.2	38,963	0.1	312,423	1.0

第21表 地方交付税の状況（つづき）

その4 普通交付税交付・不交付団体数の状況

（単位：%）

区 分	平 成 30 年 度						平 成 29 年 度						比 較			
	交 付		不 交 付		計		交 付		不 交 付		計		交 付		不 交 付	
													増減数	増減率	増減数	増減率
都 道 府 県	46	97.9	1	2.1	47	100.0	46	97.9	1	2.1	47	100.0	-	-	-	-
市 町 村	1,641	95.5	77	4.5	1,718	100.0	1,643	95.6	75	4.4	1,718	100.0	△ 2	△ 0.1	2	2.7
政令指定都市	19	95.0	1 (1)	5.0	20 (1)	100.0	19	95.0	1 (1)	5.0	20 (1)	100.0	-	-	-	-
中 核 市	52	96.3	2	3.7	54	100.0	46	95.8	2	4.2	48	100.0	6	13.0	-	-
施行時特例市	27	87.1	4	12.9	31	100.0	32	88.9	4	11.1	36	100.0	△ 5	△ 15.6	-	-
都 市	652	94.9	35	5.1	687	100.0	649	94.5	38	5.5	687	100.0	3	0.5	△ 3	△ 7.9
町 村	891	96.2	35	3.8	926	100.0	897	96.8	30	3.2	927	100.0	△ 6	△ 0.7	5	16.7
合 計	1,687	95.6	78	4.4	1,765	100.0	1,689	95.7	76	4.3	1,765	100.0	△ 2	△ 0.1	2	2.6

（注）1 都道府県の不交付団体は、平成30年度及び平成29年度ともに東京都である。
2 特別区は、地方交付税法第21条（都等の特例）の規定のため、政令指定都市の下段に（ ）外書きとしている。

第22表 一般財源の状況

その1 総 括

（単位：百万円）

区 分	平 成 30 年 度			平 成 29 年 度			増 減 額		
	都道府県	市町村	純計額	都道府県	市町村	純計額	都道府県	市町村	純計額
地 方 税	20,620,136	20,131,306	40,751,442	20,542,835	19,361,567	39,904,402	77,301	769,739	847,040
地 方 譲 与 税	2,232,233	418,640	2,650,873	1,990,889	414,335	2,405,224	241,344	4,305	245,649
地方特例交付金	54,946	99,454	154,400	47,258	85,542	132,800	7,688	13,912	21,600
地方交付税	8,567,710	7,980,515	16,548,225	8,659,264	8,108,742	16,768,005	△ 91,554	△ 128,227	△ 219,780
市町村たばこ税 都道府県交付金	349	-	-	1,014	-	-	△ 665	-	-
利子割交付金	-	34,000	-	-	34,613	-	-	△ 613	-
配当割交付金	-	86,065	-	-	104,334	-	-	△ 18,269	-
株式等譲渡所得割交付金	-	72,577	-	-	108,193	-	-	△ 35,616	-
分離課税所得割交付金	-	6,492	-	-	4,715	-	-	1,777	-
道府県民税所得割臨時交付金	-	70,517	-	-	557,545	-	-	△ 487,028	-
地方消費税交付金	-	2,384,943	-	-	2,343,803	-	-	41,140	-
ゴルフ場利用税交付金	-	30,228	-	-	31,452	-	-	△ 1,224	-
特別地方消費税交付金	-	-	-	-	1	-	-	△ 1	-
自動車取得税交付金	-	140,653	-	-	135,472	-	-	5,181	-
軽油引取税交付金	-	131,182	-	-	128,804	-	-	2,378	-
小計（一般財源）	31,475,373	31,586,573	60,104,940	31,241,260	31,419,116	59,210,431	234,113	167,457	894,509
その他の財源	18,897,440	28,304,303	41,240,345	19,648,244	28,407,663	42,112,884	△ 750,804	△ 103,360	△ 872,539
歳入合計	50,372,813	59,890,876	101,345,285	50,889,504	59,826,779	101,323,315	△ 516,691	64,097	21,970

歳入

第22表 一般財源の状況（つづき）

その2 市町村

(単位 百万円・%)

区 分	政令指定都市			中 核 市			施行時特例市			都 市			町 村			特 別 区		
	決算額	構成比	増減率	決算額	構成比	増減率	決算額	構成比	増減率	決算額	構成比	増減率	決算額	構成比	増減率	決算額	構成比	増減率
地 方 税	5,769,878	41.2	11.9	3,236,959	39.3	10.3	1,259,546	44.2	△ 14.3	7,324,077	31.6	0.4	1,454,472	20.6	0.1	1,086,373	28.0	3.0
地方譲与税	77,712	0.6	1.1	55,244	0.7	9.3	20,054	0.7	△ 13.4	185,075	0.8	0.7	65,976	0.9	0.9	14,579	0.4	0.7
地方特例交付金	27,262	0.2	16.3	16,272	0.2	29.0	6,620	0.2	△ 4.0	37,374	0.2	15.9	6,547	0.1	15.8	5,379	0.1	14.9
地方交付税	708,519	5.1	△ 3.0	773,690	9.4	9.5	199,474	7.0	△ 27.7	4,237,148	18.3	△ 1.4	2,061,684	29.1	△ 1.7	—	—	—
利子割交付金	7,438	0.1	△ 4.1	5,729	0.1	5.9	2,092	0.1	△ 19.0	12,288	0.1	△ 2.4	2,177	0.0	△ 5.0	4,276	0.1	7.4
配当割交付金	20,323	0.1	△ 17.5	12,655	0.2	△ 11.3	5,230	0.2	△ 31.9	29,070	0.1	△ 18.5	4,529	0.1	△ 19.8	14,259	0.4	△ 13.3
株式等譲渡所得割交付金	17,176	0.1	△ 33.1	10,696	0.1	△ 27.7	4,446	0.2	△ 44.1	24,748	0.1	△ 33.7	3,847	0.1	△ 34.6	11,663	0.3	△ 29.5
分離課税所得割交付金	6,492	0.0	37.7	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
道府県民税所得割臨時交付金	70,517	0.5	△ 87.4	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方消費税交付金	526,862	3.8	3.1	385,246	4.7	13.2	142,583	5.0	△ 11.6	929,055	4.0	2.9	199,654	2.8	4.0	201,544	5.2	△ 14.7
ゴルフ場利用税交付金	1,758	0.0	△ 3.8	2,873	0.0	△ 2.9	1,295	0.0	△ 6.8	17,758	0.1	△ 3.7	6,506	0.1	△ 4.4	38	0.0	△ 1.4
特別地方消費税交付金	—	—	—	—	—	皆減	—	—	—	—	—	皆減	—	—	皆減	—	—	—
自動車取得税交付金	30,642	0.2	3.8	16,822	0.2	14.9	7,632	0.3	△ 9.4	58,841	0.3	3.8	18,595	0.3	0.8	8,121	0.2	4.9
軽油引取税交付金	131,182	0.9	1.8	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
小計（一般財源）	7,395,762	52.9	1.6	4,516,188	54.8	10.3	1,648,972	57.8	△ 16.1	12,855,435	55.4	△ 0.1	3,823,985	54.0	△ 0.8	1,346,231	34.7	△ 0.7
その他の財源	6,596,794	47.1	△ 0.8	3,728,627	45.2	10.2	1,203,818	42.2	△ 18.9	10,348,445	44.6	△ 1.7	3,253,462	46.0	△ 0.7	2,538,633	65.3	3.6
歳入合計	13,992,556	100.0	0.4	8,244,815	100.0	10.2	2,852,790	100.0	△ 17.3	23,203,880	100.0	△ 0.8	7,077,447	100.0	△ 0.8	3,884,864	100.0	2.1

第23表 一般財源の推移

その1 純 計

(単位 百万円・%)

区 分	地 方 税			地 方 譲 与 税			地方特例交付金			地 方 交 付 税			合 計		
	決 算 額	指 数	対前年度増減率	決 算 額	指 数	対前年度増減率	決 算 額	指 数	対前年度増減率	決 算 額	指 数	対前年度増減率	決 算 額	指 数	対前年度増減率
昭和36年度	906,475	100	21.8	45,449	100	25.7	(639,860)	(100)	(皆増)	401,704	100	29.2	1,353,628	100	24.0
平成24年度	34,460,760	3,802	0.8	2,271,480	4,998	4.7	127,467	20	△ 65.0	18,289,826	4,553	△ 2.5	55,149,533	4,074	△ 0.6
25	35,374,285	3,902	2.7	2,558,842	5,630	12.7	125,522	20	△ 1.5	17,595,454	4,380	△ 3.8	55,654,103	4,111	0.9
26	36,785,451	4,058	4.0	2,936,867	6,462	14.8	119,188	19	△ 5.0	17,431,428	4,339	△ 0.9	57,272,934	4,231	2.9
27	39,098,563	4,313	6.3	2,679,246	5,895	△ 8.8	118,868	19	△ 0.3	17,390,640	4,329	△ 0.2	59,287,318	4,380	3.5
28	39,392,391	4,346	0.8	2,340,232	5,149	△ 12.7	123,300	19	3.7	17,239,008	4,291	△ 0.9	59,094,931	4,366	△ 0.3
29	39,904,402	4,402	1.3	2,405,224	5,292	2.8	132,800	21	7.7	16,768,005	4,174	△ 2.7	59,210,431	4,374	0.2
30	40,751,442	4,496	2.1	2,650,873	5,833	10.2	154,400	24	16.3	16,548,225	4,120	△ 1.3	60,104,940	4,440	1.5

(注) 地方特例交付金の（ ）書きは平成11年度の数値である。その2、その3において同じ。

第23表 一般財源の推移（つづき）

その2 都道府県

（単位 百万円・％）

区分	地 方 税			地 方 譲 与 税			地方特例交付金			地 方 交 付 税			市町村たばこ税 都道府県交付金			合 計		
	決 算 額	指 数	対前年度 増 減 率	決 算 額	指 数	対前年度 増 減 率	決 算 額	指 数	対前年度 増 減 率	決 算 額	指 数	対前年度 増 減 率	決 算 額	指 数	対前年度 増 減 率	決 算 額	指 数	対前年度 増 減 率
昭和 36年度	497,725	100	26.1	43,939	100	25.7	(142,188)	(100)	(皆増)	267,744	100	26.8	(1,873)	(100)	(皆増)	809,408	100	26.3
平成 24年度	16,116,742	3,238	2.4	1,830,934	4,167	7.5	50,987	36	△ 64.5	9,317,127	3,480	△ 3.9	1,270	68	△ 47.0	27,317,060	3,375	0.1
25	16,809,190	3,377	4.3	2,136,827	4,863	16.7	50,209	35	△ 1.5	8,848,887	3,305	△ 5.0	1,535	82	20.9	27,846,648	3,440	1.9
26	17,794,000	3,575	5.9	2,534,609	5,768	18.6	47,675	34	△ 5.0	8,878,785	3,316	0.3	1,544	82	0.6	29,256,614	3,615	5.1
27	20,142,594	4,047	13.2	2,257,839	5,139	△ 10.9	47,547	33	△ 0.3	8,845,703	3,304	△ 0.4	1,167	62	△ 24.4	31,294,850	3,866	7.0
28	20,251,648	4,069	0.5	1,924,835	4,381	△ 14.7	49,320	35	3.7	9,049,996	3,380	2.3	909	49	△ 22.1	31,276,708	3,864	△ 0.1
29	20,542,835	4,127	1.4	1,990,889	4,531	3.4	47,258	33	△ 4.2	8,659,264	3,234	△ 4.3	1,014	54	11.6	31,241,260	3,860	△ 0.1
30	20,620,136	4,143	0.4	2,232,233	5,080	12.1	54,946	39	16.3	8,567,710	3,200	△ 1.1	349	19	△ 65.6	31,475,373	3,889	0.7

（注）市町村たばこ税都道府県交付金の（ ）書きは平成17年度の数値である。

その3 市 町 村

（単位 百万円・％）

区分	地 方 税			地 方 譲 与 税			地方特例交付金			地 方 交 付 税			そ の 他			合 計		
	決 算 額	指 数	対前年度 増 減 率	決 算 額	指 数	対前年度 増 減 率	決 算 額	指 数	対前年度 増 減 率	決 算 額	指 数	対前年度 増 減 率	決 算 額	指 数	対前年度 増 減 率	決 算 額	指 数	対前年度 増 減 率
昭和 36年度	408,750	100	16.9	1,510	100	23.8	(497,672)	(100)	(皆増)	133,960	100	34.2	1,501	100	58.0	545,721	100	20.8
平成 24年度	18,344,018	4,488	△ 0.5	440,546	29,175	△ 5.5	76,480	15	△ 65.3	8,972,699	6,698	△ 0.9	1,684,167	112,203	2.0	29,517,911	5,409	△ 1.0
25	18,565,095	4,542	1.2	422,015	27,948	△ 4.2	75,313	15	△ 1.5	8,746,566	6,529	△ 2.5	1,811,280	120,672	7.5	29,620,270	5,428	0.3
26	18,991,451	4,646	2.3	402,257	26,640	△ 4.7	71,513	14	△ 5.0	8,552,643	6,384	△ 2.2	2,034,950	135,573	12.3	30,052,814	5,507	1.5
27	18,955,969	4,638	△ 0.2	421,408	27,908	4.8	71,321	14	△ 0.3	8,544,937	6,379	△ 0.1	3,045,882	202,924	49.7	31,039,517	5,688	3.3
28	19,140,743	4,683	1.0	415,397	27,510	△ 1.4	73,980	15	3.7	8,189,012	6,113	△ 4.2	2,668,425	177,776	△ 12.4	30,487,558	5,587	△ 1.8
29	19,361,567	4,737	1.2	414,335	27,439	△ 0.3	85,542	17	15.6	8,108,742	6,053	△ 1.0	3,448,930	229,775	29.2	31,419,116	5,757	3.1
30	20,131,306	4,925	4.0	418,640	27,725	1.0	99,454	20	16.3	7,980,515	5,957	△ 1.6	2,956,658	196,979	△ 14.3	31,586,573	5,788	0.5

（注）「その他」は、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、分離課税所得割交付金、道府県民税所得割臨時交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、特別地方消費税交付金、自動車取得税交付金及び軽油引取税交付金である。

歳
入

第24表 一般財源の人口1人当たり額の状況

その1 都道府県

(単位 円・%)

グループ	区分	地方税		地方交付税		一般財源	
		人口1人 当たり額	歳入構成比	人口1人 当たり額	歳入構成比	人口1人 当たり額	歳入構成比
A	該当なし	—	—	—	—	—	—
B1	愛知県	141,352	50.8	12,759	4.6	172,293	61.9
	神奈川県	104,330	58.7	10,470	5.9	130,385	73.4
	大阪府	119,921	44.9	26,667	10.0	164,682	61.7
	千葉県	108,021	43.0	28,473	11.3	151,778	60.4
	埼玉県	101,395	47.5	27,710	13.0	144,609	67.8
	静岡県	119,105	43.2	39,439	14.3	176,277	64.0
	(平均)	115,366	48.2	22,311	9.3	154,363	64.5
B	栃木県	124,701	34.8	60,673	16.9	203,686	56.9
	茨城県	122,690	36.0	63,585	18.6	203,906	59.8
	福岡県	99,370	33.9	48,262	16.5	164,810	56.2
	群馬県	121,205	35.2	63,476	18.4	203,090	58.9
	兵庫県	105,368	34.3	52,559	17.1	174,567	56.8
	宮城県	113,448	23.4	82,899	17.1	214,197	44.3
	広島県	106,899	35.6	62,672	20.8	187,712	62.4
	三重県	131,237	37.2	75,601	21.4	225,279	63.9
	京都府	102,121	33.3	65,158	21.3	184,937	60.3
	滋賀県	120,254	35.1	81,168	23.7	219,448	64.0
	岐阜県	112,782	31.7	84,303	23.7	215,397	60.5
	福岡県	123,306	18.1	141,711	20.8	283,847	41.7
	岡山県	102,629	30.6	85,268	25.5	205,917	61.5
	長野県	111,808	31.0	95,174	26.4	225,733	62.7
	石川県	124,823	28.0	109,490	24.6	253,708	57.0
	(平均)	112,076	31.4	71,504	20.1	201,422	56.5
C	香川県	114,841	26.9	110,677	25.9	243,936	57.1
	富山県	120,948	27.0	121,596	27.2	262,092	58.6
	新潟県	103,585	24.2	108,041	25.3	230,776	54.0
	山口県	110,992	26.1	122,540	28.8	252,356	59.4
	北海道	102,844	24.2	115,601	27.2	237,418	55.9
	愛媛県	102,015	23.1	120,745	27.3	241,235	54.6
	奈良県	90,510	26.1	113,037	32.7	219,519	63.4
	山梨県	119,196	22.5	154,576	29.2	292,380	55.2
	熊本県	89,050	18.0	116,044	23.5	222,663	45.1
	福岡県	141,442	25.5	163,140	29.4	324,276	58.4
	(平均)	105,499	24.0	119,584	27.2	243,662	55.4
D	大分県	98,313	20.1	144,326	29.5	261,514	53.4
	山形県	100,838	20.0	160,403	31.8	281,102	55.7
	岩手県	107,665	13.4	228,982	28.5	356,407	44.3
	沖縄県	87,824	18.8	140,957	30.2	244,534	52.4
	青森県	110,566	22.4	167,588	34.0	296,619	60.1
	宮崎県	93,412	19.0	163,724	33.3	275,694	56.0
	鹿児島県	90,438	19.9	162,859	35.8	271,917	59.7
	佐賀県	106,496	21.0	174,895	34.4	299,897	59.1
	長崎県	87,627	18.3	160,340	33.5	265,750	55.5
	和歌山県	93,204	17.3	179,055	33.2	290,510	53.9
	徳島県	102,281	16.2	195,134	30.9	316,226	50.1
	秋田県	94,755	16.2	193,306	33.0	307,661	52.6
	(平均)	97,103	18.3	170,758	32.2	286,345	53.9
E	鳥取県	95,338	16.3	236,793	40.4	351,901	60.1
	高知県	90,880	15.2	240,834	40.2	351,230	58.6
	島根県	98,746	14.4	263,526	38.5	382,879	56.0
	(平均)	94,901	15.2	247,578	39.6	362,448	58.0
F	東京都	295,879	62.8	—	—	316,463	67.2
		(206,802)	(54.1)	—	—	(227,386)	(59.5)
総平均	東京都を含む	130,217	35.8	67,227	18.5	215,394	59.2
	東京都を含まず	110,197	31.4	75,352	21.5	203,180	57.9

(注) 1 グループの分類は次による。

グループ	A	B		C	D	E
		B1	B2			
財政力指数	1.0以上の団体	0.7～1.0の団体	0.5～0.7の団体	0.4～0.5の団体	0.3～0.4の団体	0.3未満の団体

- 2 (1) 地方税の額は、東京都以外の団体については利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、分離課税所得割交付金、道府県民税所得割臨時交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、特別地方消費税交付金、自動車取得税交付金、軽油引取税交付金（以下「10交付金」）という。）として市町村に交付する額を除いたものである。
- (2) 東京都の地方税については、上記10交付金のほかに特別区財政調整交付金を除いたものである。
- なお、() 内の数値は、東京都の地方税に都が徴収した市町村税相当額が含まれていることを考慮し、上記10交付金のほかに当該市町村税相当額を除いたものを計上している。
- 3 人口1人当たり額は、平成31年1月1日現在の住民基本台帳に登録されている人口で除して得た額である。その2において同じ。

第24表 一般財源の人口1人当たり額の状況（つづき）

その2 市町村

(1) 類型区分

ア 都市

産業構造 人口		Ⅱ次、Ⅲ次 90%以上		Ⅱ次、Ⅲ次 90%未満	
		Ⅲ次 65%以上	Ⅲ次 65%未満	Ⅲ次 55%以上	Ⅲ次 55%未満
類型		3	2	1	0
50,000人未満	I	I-3	I-2	I-1	I-0
50,000人以上～100,000人未満	II	II-3	II-2	II-1	II-0
100,000人以上～150,000人未満	III	III-3	III-2	III-1	III-0
150,000人以上	IV	IV-3	IV-2	IV-1	IV-0

(注) 1 人口及び産業構造は、平成27年国勢調査による。

2 政令指定都市、特別区、中核市及び施行時特例市についてはそれぞれ1類型とし本表に含まない。

イ 町村

産業構造 人口		Ⅱ次、Ⅲ次 80%以上		Ⅱ次、Ⅲ次 80%未満
		Ⅲ次 60%以上	Ⅲ次 60%未満	
類型		2	1	0
5,000人未満	I	I-2	I-1	I-0
5,000人以上～10,000人未満	II	II-2	II-1	II-0
10,000人以上～15,000人未満	III	III-2	III-1	III-0
15,000人以上～20,000人未満	IV	IV-2	IV-1	IV-0
20,000人以上	V	V-2	V-1	V-0

歳入

第24表 一般財源の人口1人当たり額の状況（つづき）

その2 市町村（つづき）

(2) 一般財源の人口1人当たり額

(単位 円・%)

類 型	地 方 税		地 方 交 付 税		一 般 財 源	
	人口1人当たり額	歳入構成比	人口1人当たり額	歳入構成比	人口1人当たり額	歳入構成比
政令指定都市	209,901	41.2	25,775	5.1	269,049	52.9
特 別 区	114,516	28.0	-	-	254,505	62.1
中 核 市	156,225	39.3	37,341	9.4	217,965	54.8
施行時特例市	161,393	44.2	25,560	7.0	211,292	57.8
都 市						
Ⅰ－0	122,522	18.6	195,263	29.6	346,492	52.5
Ⅰ－1	114,909	18.3	207,069	33.0	349,571	55.8
Ⅰ－2	141,690	27.1	124,271	23.7	293,085	56.0
Ⅰ－3	117,544	19.8	173,754	29.3	317,412	53.6
Ⅱ－0	154,487	31.5	102,788	21.0	286,181	58.3
Ⅱ－1	121,446	23.7	139,356	27.2	287,001	56.0
Ⅱ－2	152,601	34.0	72,184	16.1	251,167	56.0
Ⅱ－3	140,309	35.5	55,231	14.0	219,310	55.5
Ⅲ－0	143,169	32.9	66,751	15.3	237,382	54.5
Ⅲ－1	133,552	27.8	97,574	20.3	256,261	53.4
Ⅲ－2	161,048	36.4	49,198	11.1	235,930	53.3
Ⅲ－3	146,557	36.4	44,831	11.1	214,724	53.4
Ⅳ－0	-	-	-	-	-	-
Ⅳ－1	156,232	34.5	54,912	12.1	236,657	52.3
Ⅳ－2	159,514	41.2	42,998	11.1	228,911	59.1
Ⅳ－3	159,517	44.9	21,397	6.0	204,153	57.5
町 村						
Ⅰ－0	130,810	8.4	590,916	37.8	761,774	48.7
Ⅰ－1	161,739	12.4	479,748	36.6	676,515	51.7
Ⅰ－2	166,171	9.6	599,741	34.6	800,010	46.1
Ⅱ－0	124,596	12.5	396,785	39.9	557,096	56.0
Ⅱ－1	140,216	17.0	282,114	34.2	452,494	54.9
Ⅱ－2	146,554	18.6	248,699	31.5	424,621	53.7
Ⅲ－0	103,933	12.1	296,074	34.5	429,339	50.0
Ⅲ－1	139,892	21.5	196,829	30.2	366,012	56.2
Ⅲ－2	131,488	21.4	174,091	28.3	332,352	54.1
Ⅳ－0	113,225	15.5	253,403	34.7	397,583	54.4
Ⅳ－1	126,162	21.2	178,284	29.9	333,511	56.0
Ⅳ－2	133,183	23.6	142,270	25.3	302,095	53.6
Ⅴ－0	107,927	18.2	229,621	38.6	365,155	61.4
Ⅴ－1	152,227	35.2	80,364	18.6	260,033	60.1
Ⅴ－2	129,251	32.1	66,017	16.4	219,363	54.5

第25表 国・県支出金の状況

その1 国庫支出金の状況

(単位 百万円・%)

区 分	平 成 30 年 度						平成29年度 純 計 額		比 較		
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額		純 計 額		増 減 額	増減率	前年度 増減率
義 務 教 育 費 負 担 金	1,258,748	22.1	271,762	3.0	1,530,510	10.3	1,533,128	9.9	△ 2,618	△ 0.2	0.4
生 活 保 護 費 負 担 金	137,470	2.4	2,617,489	28.5	2,754,959	18.5	2,807,077	18.1	△ 52,118	△ 1.9	△ 0.4
児 童 保 護 費 等 負 担 金	108,300	1.9	1,002,895	10.9	1,111,195	7.5	1,021,778	6.6	89,417	8.8	15.5
障害者自立支援給付費等負担金	76,485	1.3	1,252,735	13.7	1,329,221	8.9	1,264,977	8.2	64,244	5.1	5.8
私立高等学校等経常費 助 成 費 補 助 金	103,711	1.8	—	—	103,711	0.7	105,577	0.7	△ 1,866	△ 1.8	7.3
児 童 手 当 等 交 付 金	—	—	1,340,426	14.6	1,340,426	9.0	1,360,477	8.8	△ 20,051	△ 1.5	△ 1.1
公 立 高 等 学 校 授 業 料 不 徴 収 交 付 金	4	0.0	9	0.0	12	0.0	21	0.0	△ 9	△ 42.9	△ 95.7
高等学校等就学支援金交付金	333,332	5.8	—	—	333,332	2.2	328,549	2.1	4,783	1.5	△ 0.2
普通建設事業費支出金	1,154,351	20.2	613,596	6.7	1,767,947	11.9	1,758,968	11.3	8,979	0.5	12.4
災害復旧事業費支出金	440,089	7.7	140,900	1.5	580,989	3.9	525,829	3.4	55,160	10.5	5.2
失業対策事業費支出金	—	—	3	0.0	3	0.0	3	0.0	0	0.0	△ 82.4
委 託 金	75,324	1.3	83,806	0.9	159,129	1.1	219,447	1.4	△ 60,318	△ 27.5	△ 2.7
普 通 建 設 事 業	4,528	0.1	3,225	0.0	7,753	0.1	11,581	0.1	△ 3,828	△ 33.1	△ 2.3
災 害 復 旧 事 業	33	0.0	1,820	0.0	1,853	0.0	1,193	0.0	660	55.3	△ 41.1
そ の 他	70,763	1.2	78,761	0.9	149,523	1.0	206,673	1.3	△ 57,150	△ 27.7	△ 2.3
財 政 補 給 金	1,083	0.0	3,934	0.0	5,017	0.0	7,542	0.0	△ 2,525	△ 33.5	7.3
国有提供施設等所在 市 町 村 助 成 交 付 金	30	0.0	35,510	0.4	35,540	0.2	35,540	0.2	—	—	—
交通安全対策特別交付金	29,465	0.5	21,593	0.2	51,058	0.3	55,344	0.4	△ 4,286	△ 7.7	△ 4.6
電源立地地域対策交付金	89,971	1.6	28,289	0.3	118,260	0.8	125,308	0.8	△ 7,048	△ 5.6	0.6
特定防衛施設周辺整備 調 整 交 付 金	—	—	21,585	0.2	21,585	0.1	20,742	0.1	843	4.1	0.2
石油貯蔵施設立地対策等交付金	5,242	0.1	—	—	5,242	0.0	5,318	0.0	△ 76	△ 1.4	0.2
社会資本整備総合交付金	970,553	17.0	690,668	7.5	1,661,221	11.2	1,703,589	11.0	△ 42,368	△ 2.5	1.4
地方創生関係交付金	42,598	0.7	42,738	0.5	85,336	0.6	108,117	0.7	△ 22,781	△ 21.1	△ 3.1
東日本大震災復興交付金	11,729	0.2	70,529	0.8	82,259	0.6	108,892	0.7	△ 26,633	△ 24.5	△ 33.5
そ の 他	869,903	15.4	938,334	10.3	1,808,237	12.2	2,424,134	15.6	△ 615,897	△ 25.4	△ 18.2
合 計	5,708,388	100.0	9,176,801	100.0	14,885,189	100.0	15,520,357	100.0	△ 635,168	△ 4.1	△ 1.1

歳入

その2 都道府県支出金の状況

(単位 百万円・%)

区 分	決 算 額				比 較		
	平 成 30 年 度		平 成 29 年 度		増 減 額	増 減 率	前年度増減率
国 庫 財 源 を 伴 う も の	2,400,290	61.3	2,484,793	62.3	△ 84,503	△ 3.4	△ 1.1
児 童 保 護 費 等 負 担 金	419,660	10.7	390,872	9.8	28,788	7.4	18.3
障害者自立支援給付費等負担金	590,116	15.1	561,558	14.1	28,558	5.1	5.9
児 童 手 当 等 交 付 金	282,874	7.2	288,029	7.2	△ 5,155	△ 1.8	△ 1.4
普通建設事業費支出金	228,423	5.8	303,836	7.6	△ 75,413	△ 24.8	11.4
災害復旧事業費支出金	63,669	1.6	62,198	1.6	1,471	2.4	△ 3.6
委 託 金	30,153	0.8	58,530	1.5	△ 28,377	△ 48.5	△ 0.5
普 通 建 設 事 業	12,679	0.3	11,478	0.3	1,201	10.5	28.3
災 害 復 旧 事 業	1,555	0.0	1,395	0.0	160	11.5	196.8
そ の 他	15,919	0.5	45,657	1.2	△ 29,738	△ 65.1	△ 7.6
電源立地地域対策交付金	16,894	0.4	17,854	0.4	△ 960	△ 5.4	△ 11.0
石油貯蔵施設立地対策等交付金	4,746	0.1	4,755	0.1	△ 9	△ 0.2	△ 0.7
そ の 他	763,755	19.6	797,161	20.0	△ 33,406	△ 4.2	△ 15.2
都 道 府 県 費 の み の も の	1,512,986	38.7	1,505,269	37.7	7,717	0.5	4.5
普通建設事業費支出金	192,496	4.9	192,344	4.8	152	0.1	8.2
災害復旧事業費支出金	3,874	0.1	3,755	0.1	119	3.2	114.3
そ の 他	1,316,616	33.7	1,309,170	32.8	7,446	0.6	3.8
合 計	3,913,276	100.0	3,990,062	100.0	△ 76,786	△ 1.9	0.9

(注)「国庫財源を伴うもの」は、国庫支出金として都道府県の予算に計上されたうえ交付され、又は国庫支出金に加えて国の法令の規定に基づく都道府県の補助負担分として交付されたものである。

第26表 地方債発行状況

(単位 百万円・%)

区 分	平 成 30 年 度						平成29年度 純 計 額		比 較		
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額				増減額	増減率	前年度 増減率
(発行目的別)											
公 共 事 業 等 債	1,020,470	18.8	324,790	6.3	1,345,260	12.8	1,295,323	12.2	49,937	3.9	△ 14.5
公 営 住 宅 建 設 事 業 債	86,806	1.6	97,654	1.9	184,460	1.8	176,750	1.7	7,710	4.4	△ 10.1
うち復旧・復興事業分	771	0.0	1,678	0.0	2,449	0.0	13,022	0.1	△ 10,573	△ 81.2	△ 53.1
災 害 復 旧 事 業 債	166,618	3.1	111,447	2.2	278,065	2.6	187,898	1.8	90,167	48.0	12.9
教育・福祉施設等整備事業債	111,058	2.1	613,604	12.0	724,663	6.9	803,561	7.5	△ 78,898	△ 9.8	22.3
一 般 単 独 事 業 債	1,083,201	20.0	1,418,912	27.7	2,502,113	23.8	2,421,917	22.8	80,196	3.3	△ 3.3
辺 地 対 策 事 業 債	－	－	43,305	0.8	43,305	0.4	39,085	0.4	4,220	10.8	4.9
過 疎 対 策 事 業 債	－	－	364,234	7.1	364,234	3.5	363,019	3.4	1,215	0.3	4.6
首都圏等整備事業債	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
公共用地先行取得等事業債	14,558	0.3	16,684	0.3	31,242	0.3	31,402	0.3	△ 160	△ 0.5	△ 10.0
行 政 改 革 推 進 債	139,991	2.6	33,498	0.7	173,489	1.7	170,627	1.6	2,862	1.7	△ 2.5
退 職 手 当 債	56,701	1.0	4,350	0.1	61,051	0.6	91,974	0.9	△ 30,923	△ 33.6	△ 40.0
国の予算貸付・政府関係機関貸付債	35,005	0.6	4,539	0.1	39,544	0.4	46,469	0.4	△ 6,925	△ 14.9	11.8
財 源 対 策 債	401,803	7.4	200,596	3.9	602,398	5.7	568,020	5.3	34,378	6.1	49.7
減 収 補 填 債	12,522	0.2	2,971	0.1	15,493	0.1	25,680	0.2	△ 10,187	△ 39.7	△ 39.0
臨 時 財 政 対 策 債	2,185,261	40.4	1,754,208	34.3	3,939,469	37.5	3,988,291	37.5	△ 48,822	△ 1.2	6.7
減収補填債特例分（平成19～30年度）	43,587	0.8	3,401	0.1	46,988	0.4	234,434	2.2	△ 187,446	△ 80.0	77.7
都 道 府 県 貸 付 金	－	－	55,174	1.1	29,512	0.3	30,344	0.3	△ 832	△ 2.7	△ 20.9
そ の 他	57,438	1.1	69,699	1.3	127,138	1.2	170,065	1.5	△ 42,927	△ 25.2	△ 7.3
合 計	5,415,019	100.0	5,119,066	100.0	10,508,424	100.0	10,644,892	100.0	△ 136,468	△ 1.3	2.5
うち財源対策債等	401,803	7.4	200,596	3.9	602,398	5.7	568,020	5.3	34,378	6.1	△ 12.3
(借入先別)											
財 政 融 資 資 金	524,883	9.7	1,727,494	33.7	2,252,377	21.4	2,344,192	22.0	△ 91,815	△ 3.9	3.9
旧 郵 政 公 社 資 金	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
旧 郵 便 貯 金 資 金	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
旧 簡 易 生 命 保 険 資 金	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
地方公共団体金融機構資金	289,739	5.4	717,457	14.0	1,007,196	9.6	1,092,883	10.3	△ 85,687	△ 7.8	1.4
国の予算貸付・政府関係機関貸付 （地方公共団体金融機構を除く。）	35,005	0.6	4,539	0.1	39,544	0.4	46,469	0.4	△ 6,925	△ 14.9	11.8
ゆ う ち ょ 銀 行	95,500	1.8	92,154	1.8	187,654	1.8	155,308	1.5	32,346	20.8	113.8
市 中 銀 行	1,898,195	35.1	1,103,550	21.6	3,001,746	28.6	2,959,838	27.8	41,908	1.4	△ 3.3
そ の 他 の 金 融 機 関	353,647	6.5	457,503	8.9	811,151	7.7	875,363	8.2	△ 64,212	△ 7.3	△ 7.7
か ん ぼ 生 命 保 険	67,000	1.2	37,787	0.7	104,787	1.0	94,937	0.9	9,850	10.4	72.7
保 険 会 社 等	－	－	1,185	0.0	1,185	0.0	8,500	0.1	△ 7,315	△ 86.1	88.9
交 付 公 債	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
市 場 公 募 債	2,088,699	38.6	764,847	14.9	2,853,546	27.2	2,867,425	26.9	△ 13,879	△ 0.5	9.0
個 別 発 行 債 10 年 債	838,958	15.5	199,498	3.9	1,038,456	9.9	1,050,316	9.9	△ 11,860	△ 1.1	11.2
個 別 発 行 債 5 年 債	318,130	5.9	90,833	1.8	408,963	3.9	393,351	3.7	15,612	4.0	15.5
個 別 発 行 債 20 年 債	301,667	5.6	102,363	2.0	404,030	3.8	496,790	4.7	△ 92,760	△ 18.7	19.3
個 別 発 行 債 30 年 債	300,244	5.5	225,630	4.4	525,874	5.0	468,329	4.4	57,545	12.3	△ 1.0
個 別 発 行 債 15 年 債	－	－	－	－	－	－	20,000	0.2	△ 20,000	皆減	61.6
個 別 発 行 債 7 年 債	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
共 同 発 行 債 10 年 債	297,142	5.5	119,773	2.3	416,914	4.0	398,626	3.7	18,288	4.6	△ 4.1
住 民 公 募 債	2,500	0.0	6,750	0.1	9,250	0.1	7,088	0.1	2,162	30.5	△ 58.0
外 国 債	10,059	0.2	－	－	10,059	0.1	9,924	0.1	135	1.4	△ 2.7
そ の 他	19,999	0.4	20,000	0.4	40,000	0.4	23,001	0.1	16,999	73.9	皆増
共 済 等	1,188	0.0	149,359	2.9	150,547	1.4	147,823	1.4	2,724	1.8	7.5
そ の 他	61,163	1.1	63,191	1.4	98,691	0.9	52,154	0.5	46,537	89.2	△ 50.0
合 計	5,415,019	100.0	5,119,066	100.0	10,508,424	100.0	10,644,892	100.0	△ 136,468	△ 1.3	2.5

(注) 1 「合計 うち財源対策債等」は、「公共事業等債 うち財源対策債」及び「財源対策債」の合計である。
2 「市中銀行」とは、都市銀行、地方銀行及び長期信用銀行をいう。
3 「その他の金融機関」とは、信託銀行、信用金庫、各種協同組合、その他金銭の貸付けを業とするもので市中銀行以外のものをいう。
4 「保険会社等」には、損害保険協会及び生命保険協会を含む。
5 「共済等」には、全国自治協会、市町村振興協会その他都道府県及び市町村が関係している各種機関を含む。

第27表 平成30年度地方債発行（予定）額の状況

その1 通常収支分

(単位 百万円)

区 分	計 画 額			発 行（予 定）額			都 道 府 県			政 令 指 定 都 市			中核市・施行時特例市・ 都市・町村		
	公 的 資 金	民間等 資 金	計	公 的 資 金	民間等 資 金	計	公 的 資 金	民間等 資 金	計	公 的 資 金	民間等 資 金	計	公 的 資 金	民間等 資 金	計
一 一 般 会 計 債															
1 公 共 事 業 等	635,100	1,494,000	2,129,100	543,885	1,509,827	2,053,712	347,544	1,197,809	1,545,354	12,276	176,828	189,103	184,065	135,190	319,255
2 公 営 住 宅 建 設 事 業	41,700	73,300	115,000	32,465	144,997	177,461	-	85,598	85,598	-	30,826	30,826	32,465	28,573	61,038
3 災 害 復 旧 事 業	359,500	-	359,500	378,782	12,708	391,490	217,402	3,028	220,429	28,154	9,612	37,766	133,227	68	133,295
4 教 育 ・ 福 祉 施 設 等 整 備 事 業	355,700	413,400	769,100	308,032	688,289	996,321	4,266	103,915	108,181	10,449	179,996	190,445	293,317	404,379	697,696
5 一 般 単 独 事 業	418,700	1,852,600	2,271,300	375,032	2,216,263	2,591,295	59,877	1,033,478	1,093,355	7,354	292,920	300,274	307,801	889,866	1,197,667
6 辺 地 及 び 過 疎 対 策 事 業	474,000	37,400	511,400	457,863	15,210	473,073	-	-	-	2,774	204	2,978	455,089	15,006	470,095
7 公 共 用 地 先 行 取 得 等 事 業	-	34,500	34,500	-	33,915	33,915	-	17,285	17,285	-	2,756	2,756	-	13,874	13,874
8 行 政 改 革 推 進	-	70,000	70,000	-	183,684	183,684	-	147,324	147,324	-	29,433	29,433	-	6,928	6,928
9 調 整	-	10,000	10,000	-	11,942	11,942	-	11,662	11,662	-	-	-	-	280	280
計	2,284,700	3,985,200	6,269,900	2,096,058	4,816,835	6,912,893	629,089	2,600,098	3,229,187	61,007	722,573	783,579	1,405,962	1,494,164	2,900,127
二 公 営 企 業 債															
1 水 道 事 業	528,100	72,700	600,800	376,828	20,558	397,386	64,974	8,782	73,755	58,748	6,301	65,049	253,107	5,476	258,582
2 工 業 用 水 道 事 業	11,400	15,300	26,700	9,121	10,100	19,221	7,369	8,603	15,972	370	1,220	1,590	1,382	278	1,660
3 交 通 事 業	36,700	98,000	134,700	30,557	72,526	103,083	4	10,849	10,853	27,878	60,675	88,554	2,675	1,002	3,677
4 電 気 事 業 ・ ガ ス 事 業	8,600	13,900	22,500	6,893	9,301	16,194	2,974	6,597	9,571	1,296	1,904	3,200	2,623	800	3,423
5 港 湾 整 備 事 業	18,200	32,600	50,800	22,779	29,981	52,760	21,624	25,700	47,324	131	3,180	3,311	1,024	1,100	2,124
6 病 院 事 業 ・ 介 護 サービス 事 業	199,000	183,200	382,200	187,702	137,585	325,287	49,323	60,916	110,239	13,046	50,656	63,701	125,334	26,013	151,347
7 市 場 事 業 ・ と 畜 場 事 業	5,400	36,900	42,300	12,107	17,912	30,019	-	7,290	7,290	967	9,700	10,667	11,140	922	12,062
8 地 域 開 発 事 業	-	74,500	74,500	-	57,613	57,613	-	28,577	28,577	-	6,202	6,202	-	22,834	22,834
9 下 水 道 事 業	736,200	550,400	1,286,600	666,380	406,875	1,073,255	51,345	71,687	123,032	151,667	134,073	285,740	463,369	201,115	664,484
10 観 光 そ の 他 事 業	700	16,200	16,900	328	15,125	15,452	14	3,736	3,749	-	5,410	5,410	314	5,979	6,293
11 公 営 企 業 退 職 手 当 債	-	-	-	-	159	159	-	-	-	-	-	-	-	159	159
計	1,544,300	1,093,700	2,638,000	1,312,695	777,734	2,090,429	197,626	232,736	430,361	254,102	279,320	533,422	860,967	265,679	1,126,646

歳
入

第27表 平成30年度地方債発行（予定）額の状況（つづき）

その1 通常収支分（つづき）

（単位 百万円）

区 分	計 画 額			発 行（予 定）額			都 道 府 県			政令指定都市			中核市・施行時特例市・都市・町村		
	公的資金	民間等資金	計	公的資金	民間等資金	計	公的資金	民間等資金	計	公的資金	民間等資金	計	公的資金	民間等資金	計
三 臨時財政対策債	1,483,000	2,503,500	3,986,500	1,454,019	2,486,468	3,940,487	316,216	1,869,045	2,185,261	78,220	533,269	611,489	1,059,583	84,154	1,143,737
四 退職手当債	-	80,000	80,000	-	59,647	59,647	-	56,701	56,701	-	1,453	1,453	-	1,494	1,494
五 減収補填債	-	-	-	-	60,367	60,367	-	53,270	53,270	-	1,732	1,732	-	5,365	5,365
六 国の予算等貸付金債															
1 中小企業高度化資金貸付金	-	-	-	(34,671)	-	(34,671)	(34,671)	-	(34,671)	-	-	-	-	-	-
2 土地区画整理組合等貸付金	-	-	-	(530)	-	(530)	(405)	-	(405)	(100)	-	(100)	(25)	-	(25)
3 母子父子寡婦福祉資金貸付金	-	-	-	(1,223)	-	(1,223)	(553)	-	(553)	(320)	-	(320)	(351)	-	(351)
4 災害援護資金貸付金	-	-	-	(257)	-	(257)	(225)	-	(225)	(29)	-	(29)	(3)	-	(3)
5 都市開発資金貸付金	-	-	-	(1,157)	-	(1,157)	-	-	-	(1,045)	-	(1,045)	(112)	-	(112)
6 市街地再開発組合等貸付金	-	-	-	(400)	-	(400)	-	-	-	-	-	-	(400)	-	(400)
7 有料道路（駐車場含む。）整備資金貸付金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
8 埠頭整備等資金貸付金	-	-	-	(2,497)	-	(2,497)	(536)	-	(536)	(1,961)	-	(1,961)	-	-	-
9 公害防止資金貸付金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
10 農業災害補償資金貸付金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
11 木材産業等高度化推進資金貸付金	-	-	-	(731)	-	(731)	(731)	-	(731)	-	-	-	-	-	-
12 沿道整備資金貸付金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
13 沖縄振興開発金融公庫資金貸付金	-	-	-	(10)	-	(10)	-	-	-	-	-	-	(10)	-	(10)
14 農地保有合理化促進対策資金貸付金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
15 就農支援資金貸付金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
16 日本政策金融公庫資金貸付金	-	-	-	(2,895)	-	(2,895)	(2,480)	-	(2,480)	(50)	-	(50)	(365)	-	(365)
17 連続立体交差資金貸付金	-	-	-	(25)	-	(25)	-	-	-	(25)	-	(25)	-	-	-
18 都市環境維持・改善事業資金貸付金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
19 地域商店街活性化高度化資金貸付金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
20 電線敷設工事資金貸付金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
21 賑わい増進事業資金貸付金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
22 特定連絡道路工事資金貸付金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
23 その他	-	-	-	(1,125)	-	(1,125)	-	-	-	(1,125)	-	(1,125)	-	-	-
計	(28,900)	-	(28,900)	(45,523)	-	(45,523)	(39,603)	-	(39,603)	(4,654)	-	(4,654)	(1,266)	-	(1,266)
総 計	(28,900)	-	(28,900)	(45,523)	-	(45,523)	(39,603)	-	(39,603)	(4,654)	-	(4,654)	(1,266)	-	(1,266)
	5,312,000	7,662,400	12,974,400	4,862,773	8,201,050	13,063,823	1,142,931	4,811,849	5,954,780	393,329	1,538,346	1,931,676	3,326,513	1,850,855	5,177,368

（注） 1 特別区については中核市・施行時特例市・都市・町村分として、一部事務組合又は地方開発事業団については、都道府県が加入するものにあつては都道府県分として、政令指定都市が加入するもの（都道府県が加入するものを除く。）にあつては政令指定都市分として、その他のものにあつては中核市・施行時特例市・都市・町村分として区分した。

2 国の予算等貸付金債の（ ）書は、災害援護資金貸付金など国の予算等に基づく貸付金を財源とするものであつて外書である。

3 地方債計画額は、最終計画額である。

4 四捨五入により計と一致しない場合がある。

第27表 平成30年度地方債発行（予定）額の状況（つづき）

その2 東日本大震災分

復旧・復興事業

（単位 百万円）

区 分	計 画 額			発 行（予 定）額			都 道 府 県			政 令 指 定 都 市			中核市・施行時特例市・ 都市・町村		
	公的 資金	民間等 資金	計	公的 資金	民間等 資金	計	公的 資金	民間等 資金	計	公的 資金	民間等 資金	計	公的 資金	民間等 資金	計
一 般 会 計 債															
公営住宅建設事業	3,000	－	3,000	1,901	－	1,901	432	－	432	－	－	－	1,469	－	1,469
災 害 復 旧 事 業	900	－	900	540	－	540	－	－	－	37	－	37	504	－	504
教育・福祉施設等 整 備 事 業	－	－	－	4,926	1,585	6,511	4,451	1,077	5,528	72	－	72	403	508	911
一 般 単 独 事 業	200	－	200	2,700	43,000	45,700	2,700	43,000	45,700	－	－	－	－	－	－
計	4,100	－	4,100	10,067	44,585	54,652	7,583	44,077	51,660	109	－	109	2,375	508	2,883
公 営 企 業 債															
水 道 事 業	－	－	－	13	－	13	－	－	－	－	－	－	13	－	13
市 場 事 業・ と 畜 場 事 業	－	－	－	31	－	31	－	－	－	－	－	－	31	－	31
下 水 道 事 業	1,200	－	1,200	751	6	756	－	－	－	444	－	444	306	6	312
計	1,200	－	1,200	794	6	799	－	－	－	444	－	444	350	6	355
被 災 施 設 借 換 債	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
国 の 予 算 等 貸 付 金 債															
災害援護資金貸付金	(400)	－	(400)	(192)	－	(192)	(192)	－	(192)	－	－	－	－	－	－
計	(400)	－	(400)	(192)	－	(192)	(192)	－	(192)	－	－	－	－	－	－
計	(400)	－	(400)	(192)	－	(192)	(192)	－	(192)	－	－	－	－	－	－
総 計	5,300	－	5,300	10,861	44,591	55,451	7,583	44,077	51,660	553	－	553	2,725	513	3,238

歳入

第27表 平成30年度地方債発行（予定）額の状況（つづき）

その3 通常収支分と東日本大震災分の合計

（単位 百万円）

区 分	計 画 額			発 行（予 定）額			都 道 府 県			政 令 指 定 都 市			中核市・施行時特例市・ 都市・町村		
	公 的 資 金	民間等 資 金	計	公 的 資 金	民間等 資 金	計	公 的 資 金	民間等 資 金	計	公 的 資 金	民間等 資 金	計	公 的 資 金	民間等 資 金	計
一 一 般 会 計 債															
1 公 共 事 業 等	635,100	1,494,000	2,129,100	543,885	1,509,827	2,053,712	347,544	1,197,809	1,545,354	12,276	176,828	189,103	184,065	135,190	319,255
2 公 営 住 宅 建 設 事 業	44,700	73,300	118,000	34,365	144,997	179,362	432	85,598	86,030	－	30,826	30,826	33,933	28,573	62,507
3 災 害 復 旧 事 業	360,400	－	360,400	379,323	12,708	392,030	217,402	3,028	220,429	28,191	9,612	37,802	133,730	68	133,799
4 教 育 ・ 福 祉 施 設 等 整 備 事 業	355,700	413,400	769,100	312,958	689,874	1,002,831	8,717	104,992	113,709	10,521	179,996	190,517	293,720	404,887	698,606
5 一 般 単 独 事 業	418,900	1,852,600	2,271,500	377,732	2,259,263	2,636,995	62,577	1,076,478	1,139,055	7,354	292,920	300,274	307,801	889,866	1,197,667
6 辺 地 及 び 過 疎 対 策 事 業	474,000	37,400	511,400	457,863	15,210	473,073	－	－	－	2,774	204	2,978	455,089	15,006	470,095
7 公 共 用 地 先 行 取 得 等 事 業	－	34,500	34,500	－	33,915	33,915	－	17,285	17,285	－	2,756	2,756	－	13,874	13,874
8 行 政 改 革 推 進	－	70,000	70,000	－	183,684	183,684	－	147,324	147,324	－	29,433	29,433	－	6,928	6,928
9 調 整	－	10,000	10,000	－	11,942	11,942	－	11,662	11,662	－	－	－	－	280	280
計	2,288,800	3,985,200	6,274,000	2,106,125	4,861,420	6,967,545	636,672	2,644,175	3,280,847	61,116	722,573	783,688	1,408,338	1,494,672	2,903,010
二 公 営 企 業 債															
1 水 道 事 業	528,100	72,700	600,800	376,841	20,558	397,399	64,974	8,782	73,755	58,748	6,301	65,049	253,120	5,476	258,595
2 工 業 用 水 道 事 業	11,400	15,300	26,700	9,121	10,100	19,221	7,369	8,603	15,972	370	1,220	1,590	1,382	278	1,660
3 交 通 事 業	36,700	98,000	134,700	30,557	72,526	103,083	4	10,849	10,853	27,878	60,675	88,554	2,675	1,002	3,677
4 電 気 事 業 ・ ガ ス 事 業	8,600	13,900	22,500	6,893	9,301	16,194	2,974	6,597	9,571	1,296	1,904	3,200	2,623	800	3,423
5 港 湾 整 備 事 業	18,200	32,600	50,800	22,779	29,981	52,760	21,624	25,700	47,324	131	3,180	3,311	1,024	1,100	2,124
6 病 院 事 業 ・ 介 護 サービス 事 業	199,000	183,200	382,200	187,702	137,585	325,287	49,323	60,916	110,239	13,046	50,656	63,701	125,334	26,013	151,347
7 市 場 事 業 ・ と 畜 場 事 業	5,400	36,900	42,300	12,138	17,912	30,049	－	7,290	7,290	967	9,700	10,667	11,171	922	12,093
8 地 域 開 発 事 業	－	74,500	74,500	－	57,613	57,613	－	28,577	28,577	－	6,202	6,202	－	22,834	22,834
9 下 水 道 事 業	737,400	550,400	1,287,800	667,131	406,881	1,074,011	51,345	71,687	123,032	152,111	134,073	286,184	463,675	201,121	664,796
10 観 光 そ の 他 事 業	700	16,200	16,900	328	15,125	15,452	14	3,736	3,749	－	5,410	5,410	314	5,979	6,293
11 公 営 企 業 退 職 手 当 債	－	－	－	－	159	159	－	－	－	－	－	－	－	159	159
計	1,545,500	1,093,700	2,639,200	1,313,489	777,739	2,091,229	197,626	232,736	430,361	254,547	279,320	533,867	861,317	265,684	1,127,001

第27表 平成30年度地方債発行（予定）額の状況（つづき）

その3 通常収支分と東日本大震災分の合計（つづき）

（単位 百万円）

区 分	計 画 額			発 行（予 定）額			都 道 府 県			政 令 指 定 都 市			中核市・施行時特例市・ 都市・町村		
	公 的 資 金	民間等 資 金	計	公 的 資 金	民間等 資 金	計	公 的 資 金	民間等 資 金	計	公 的 資 金	民間等 資 金	計	公 的 資 金	民間等 資 金	計
三 被災施設借換債	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
四 臨時財政対策債	1,483,000	2,503,500	3,986,500	1,454,019	2,486,468	3,940,487	316,216	1,869,045	2,185,261	78,220	533,269	611,489	1,059,583	84,154	1,143,737
五 退職手当債	-	80,000	80,000	-	59,647	59,647	-	56,701	56,701	-	1,453	1,453	-	1,494	1,494
六 減収補填債	-	-	-	-	60,367	60,367	-	53,270	53,270	-	1,732	1,732	-	5,365	5,365
七 国の予算等 貸付金債															
1 中小企業高度化 資金貸付金	-	-	-	(34,671)	-	(34,671)	(34,671)	-	(34,671)	-	-	-	-	-	-
2 土地区画整理 組合等貸付金	-	-	-	(530)	-	(530)	(405)	-	(405)	(100)	-	(100)	(25)	-	(25)
3 母子父子寡婦福祉 資金貸付金	-	-	-	(1,223)	-	(1,223)	(553)	-	(553)	(320)	-	(320)	(351)	-	(351)
4 災害援護資金 貸付金	-	-	-	(449)	-	(449)	(417)	-	(417)	(29)	-	(29)	(3)	-	(3)
5 都市開発資金 貸付金	-	-	-	(1,157)	-	(1,157)	-	-	-	(1,045)	-	(1,045)	(112)	-	(112)
6 市街地再開発 組合等貸付金	-	-	-	(400)	-	(400)	-	-	-	-	-	-	(400)	-	(400)
7 有料道路（駐車場含 む。）整備資金貸付金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
8 埠頭整備等資金 貸付金	-	-	-	(2,497)	-	(2,497)	(536)	-	(536)	(1,961)	-	(1,961)	-	-	-
9 公害防止資金 貸付金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
10 農業災害補償 資金貸付金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
11 木材産業等高度化 推進資金貸付金	-	-	-	(731)	-	(731)	(731)	-	(731)	-	-	-	-	-	-
12 沿道整備資金 貸付金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
13 沖縄振興開発金 融公庫資金貸付金	-	-	-	(10)	-	(10)	-	-	-	-	-	-	(10)	-	(10)
14 農地保有合理化促 進対策資金貸付金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
15 就農支援資金 貸付金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
16 日本政策金融 公庫資金貸付金	-	-	-	(2,895)	-	(2,895)	(2,480)	-	(2,480)	(50)	-	(50)	(365)	-	(365)
17 連続立体交差 資金貸付金	-	-	-	(25)	-	(25)	-	-	-	(25)	-	(25)	-	-	-
18 都市環境維持・ 改善事業資金貸付金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
19 地域商店街活性化 高度化資金貸付金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
20 電線敷設工事 資金貸付金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
21 賑わい増進事業 資金貸付金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
22 特定連絡道路工事 資金貸付金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
23 そ の 他	-	-	-	(1,125)	-	(1,125)	-	-	-	(1,125)	-	(1,125)	-	-	-
計	(29,300)	-	(29,300)	(45,715)	-	(45,715)	(39,794)	-	(39,794)	(4,654)	-	(4,654)	(1,266)	-	(1,266)
総 計	(29,300)	-	(29,300)	(45,715)	-	(45,715)	(39,794)	-	(39,794)	(4,654)	-	(4,654)	(1,266)	-	(1,266)
	5,317,300	7,662,400	12,979,700	4,873,634	8,245,641	13,119,275	1,150,514	4,855,926	6,006,440	393,883	1,538,346	1,932,229	3,329,237	1,851,369	5,180,606

歳入

第28表 使用料及び手数料の状況

(単位 百万円・%)

区 分	平 成 30 年 度						平成29年度 純 計 額		比 較		
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額				増 減 額	増減率	前年度 増減率
使 用 料	658,242	77.2	989,376	72.1	1,647,618	74.0	1,660,387	74.1	△ 12,769	△ 0.8	△ 0.6
授 業 料	244,983	28.8	34,896	2.5	279,880	12.6	287,290	12.8	△ 7,410	△ 2.6	△ 1.1
高 等 学 校	239,268	28.1	14,781	1.1	254,049	11.4	258,538	11.5	△ 4,489	△ 1.7	△ 1.0
幼 稚 園	－	－	14,752	1.1	14,752	0.7	15,607	0.7	△ 855	△ 5.5	△ 2.8
そ の 他	5,715	0.7	5,363	0.3	11,079	0.5	13,145	0.6	△ 2,066	△ 15.7	△ 0.3
保育所使用料	－	－	179,549	13.1	179,549	8.1	181,779	8.1	△ 2,230	△ 1.2	△ 1.2
公営住宅使用料	230,528	27.1	315,767	23.0	546,295	24.6	550,936	24.6	△ 4,641	△ 0.8	△ 1.2
発電水利使用料	33,370	3.9	－	－	33,370	1.5	33,380	1.5	△ 10	△ 0.0	0.4
そ の 他	149,361	17.4	459,164	33.5	608,524	27.2	607,002	27.1	1,522	0.3	0.2
手 数 料	193,854	22.8	383,708	27.9	577,562	26.0	579,705	25.9	△ 2,143	△ 0.4	0.3
法定受託事務に 係 る も の	51,750	6.1	26,613	1.9	78,363	3.5	78,481	3.5	△ 118	△ 0.2	△ 0.5
自 治 事 務 に 係 る も の	142,104	16.7	357,095	26.0	499,199	22.4	501,225	22.4	△ 2,026	△ 0.4	0.5
合 計	852,096	100.0	1,373,084	100.0	2,225,179	100.0	2,240,092	100.0	△ 14,913	△ 0.7	△ 0.4

第29表 繰入金の状況

(単位 百万円・%)

区 分	平 成 30 年 度						平成29年度 合 計 額		比 較		
	都 道 府 県		市 町 村		合 計 額				増 減 額	増減率	前年度 増減率
他会計からの繰入金	25,155	1.8	144,525	6.4	169,680	4.7	134,688	3.8	34,992	26.0	12.8
法 適 用 の 公 営 企 業 会 計	12,692	0.9	52,171	2.3	64,862	1.8	44,944	1.3	19,918	44.3	42.2
法 非 適 用 の 公 営 企 業 会 計	12,455	0.9	28,769	1.3	41,224	1.1	45,773	1.3	△ 4,549	△ 9.9	△ 7.5
そ の 他	8	0.0	63,585	2.8	63,594	1.8	43,971	1.2	19,623	44.6	14.9
基金からの繰入金	1,346,920	98.2	2,112,860	93.3	3,459,780	95.2	3,392,624	96.0	67,156	2.0	△ 0.2
積立金取崩し額	1,248,119	91.0	2,040,009	90.1	3,288,128	90.4	3,210,675	90.9	77,453	2.4	△ 2.0
そ の 他	98,801	7.2	72,851	3.2	171,652	4.8	181,949	5.1	△ 10,297	△ 5.7	47.6
財産区からの繰入金	－	－	6,580	0.3	6,580	0.2	5,101	0.1	1,479	29.0	△ 10.1
合 計	1,372,075	100.0	2,263,966	100.0	3,636,040	100.0	3,532,413	100.0	103,627	2.9	0.2

第30表 その他の収入の状況

(単位 百万円・%)

区 分	平 成 30 年 度						平成29年度 純 計 額		比 較		
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額				増 減 額	増減率	前年度 増減率
財 産 収 入	209,346	5.4	404,126	13.3	613,472	9.8	610,506	9.4	2,966	0.5	0.4
財 産 運 用 収 入	100,998	2.6	164,131	5.4	265,129	4.2	265,516	4.1	△ 387	△ 0.1	△ 3.4
財 産 売 払 収 入	108,347	2.8	239,996	7.9	348,343	5.5	344,990	5.3	3,353	1.0	3.6
寄 附 金	24,380	0.6	558,264	18.3	582,525	9.3	426,891	6.6	155,634	36.5	22.1
諸 収 入	3,625,556	93.9	2,080,291	68.4	5,089,164	81.0	5,453,083	84.0	△ 363,919	△ 6.7	△ 4.4
延滞金、加算金 及び過料	35,794	0.9	35,683	1.2	71,477	1.1	77,583	1.2	△ 6,106	△ 7.9	△ 10.4
預 金 利 子	438	0.0	666	0.0	1,104	0.0	1,252	0.0	△ 148	△ 11.8	△ 38.0
貸付金元利収入	2,832,217	73.4	1,074,557	35.3	3,867,057	61.5	4,211,784	64.9	△ 344,727	△ 8.2	△ 6.0
公営企業貸付金 元 利 収 入	55,974	1.5	22,692	0.7	78,666	1.3	77,437	1.2	1,229	1.6	7.2
受託事業収入	84,821	2.2	40,794	1.3	46,518	0.7	44,333	0.7	2,185	4.9	10.4
収 益 事 業 収 入	253,068	6.6	115,273	3.8	368,341	5.9	341,116	5.3	27,225	8.0	△ 8.5
雑 入	363,243	9.4	790,626	26.0	656,002	10.4	699,577	10.8	△ 43,575	△ 6.2	8.0
合 計	3,859,282	100.0	3,042,681	100.0	6,285,162	100.0	6,490,480	100.0	△ 205,318	△ 3.2	△ 2.5

(注) 本表は、「第10表 歳入決算額の状況 その2 推移」の歳入区分「その他」の内訳である。

第31表 地方財政と国の財政との累年比較

(単位 億円・%)

区 分	国内総生産 (支 出 側)		歳 出 総 額		国 から 地方に 対する支出 (D)	地方から 国に 対する支 出 (E)	歳 出 純 計 額						純 計 構成比		国内総生産(支出側) に対する割合		
	実 額 (A)	指数	国 (B)	地 方 (C)			国		地 方		合 計						
							(B)－(D) (F)	指数	(C)－(E) (G)	指数	(F)＋(G) (H)	指数	(F) (H)	(G) (H)	(F) (A)	(G) (A)	(H) (A)
昭和10年度	167	－	22	21	3	0	19	－	21	－	40	－	47.5	52.5	11.4	12.6	24.0
16	449	－	81	31	11	0	70	－	31	－	101	－	69.3	30.7	15.6	6.9	22.5
36	201,708	100	21,645	23,911	10,279	381	11,366	100	23,530	100	34,896	100	32.6	67.4	5.6	11.7	17.3
平成20年度	5,094,820	2,526	902,859	896,915	283,130	11,854	619,729	5,452	885,061	3,761	1,504,790	4,312	41.2	58.8	12.2	17.4	29.5
21	4,919,570	2,439	1,056,981	961,064	344,179	12,836	712,801	6,271	948,228	4,030	1,661,030	4,760	42.9	57.1	14.5	19.3	33.8
22	4,994,289	2,476	1,001,107	947,750	339,511	8,507	661,596	5,821	939,243	3,992	1,600,839	4,587	41.3	58.7	13.2	18.8	32.1
23	4,940,425	2,449	1,058,330	970,026	373,166	7,698	685,164	6,028	962,329	4,090	1,647,492	4,721	41.6	58.4	13.9	19.5	33.3
24	4,943,698	2,451	1,044,969	964,186	362,159	9,308	682,810	6,007	954,877	4,058	1,637,687	4,693	41.7	58.3	13.8	19.3	33.1
25	5,072,552	2,515	1,058,980	974,120	367,916	7,676	691,064	6,080	966,444	4,107	1,657,508	4,750	41.7	58.3	13.6	19.1	32.7
26	5,182,352	2,569	1,060,355	985,228	360,051	7,054	700,304	6,161	978,174	4,157	1,678,478	4,810	41.7	58.3	13.5	18.9	32.4
27	5,327,860	2,641	1,061,292	984,052	354,709	7,220	706,583	6,217	976,833	4,151	1,683,415	4,824	42.0	58.0	13.3	18.3	31.6
28	5,368,508	2,662	1,064,419	981,415	353,897	8,072	710,523	6,251	973,342	4,137	1,683,865	4,825	42.2	57.8	13.2	18.1	31.4
29	5,475,860	2,715	1,057,801	979,984	348,264	7,344	709,537	6,243	972,640	4,134	1,682,178	4,821	42.2	57.8	13.0	17.8	30.7
30	5,483,670	2,719	1,061,875	980,206	342,387	7,477	719,488	6,330	972,729	4,134	1,692,216	4,849	42.5	57.5	13.1	17.7	30.9

- (注) 1 国内総支出は、内閣府経済社会総合研究所の推計により、平成20年度以降は「国民経済計算(08SNA)」、昭和36年度は「国民経済計算(68SNA)」、昭和10年度及び16年度は「国民経済計算(53SNA)」によっており、いずれも名目値である。ただし、昭和10年度及び16年度は国民総支出の数値である。
- 2 国の歳出額は、平成30年度については、一般会計と交付税及び譲与税配付金特別会計、エネルギー対策特別会計、年金特別会計(子ども・子育て支援勘定のみ)、食料安定供給特別会計(国営土地改良事業勘定のみ)、自動車安全特別会計(空港整備勘定のみ)、東日本大震災復興特別会計の6特別会計との純計決算額であり、平成29年度以前においても、一般会計とこれらの特別会計に相当する特別会計がある場合には、それらの特別会計との純計決算額である。
- 3 「国から地方に対する支出」は、地方交付税(地方分与税、地方財政平衡交付金、臨時地方特例交付金及び特別事業債償還交付金等を含む。)、地方特例交付金等、地方譲与税及び国庫支出金(交通安全対策特別交付金、国有提供施設等所在市町村助成交付金及び地方債のうち特定資金公共投資事業債を含む。の合計額であり、地方の歳入決算額によっている。
- 4 「地方から国に対する支出」は、地方財政法第17条の2の規定による地方公共団体の負担金(地方の歳出決算額中、国直轄事業負担金に係る国への現金納付額及び国に対する交付公債の元利償還額の合計額)である。
- 5 決算額からは、特定資金公共投資事業債償還時補助金及び同補助金と相殺された償還金を除いている。

第32表 平成30年度国・地方の目的別歳出の状況

(単位 億円・%)

区 分	歳 出 合 計						国から 地方に 対する 支 出	地方か ら国に 対する 支 出	国・地方を通じる歳出純計額						総 額 中 地 方 の 占 め る 割 合 (F)/(G)	国の純計 に占める 地方に対 する支出 の 割 合 (C)/(A)
	国					地 方 (B)			国		地 方		総 額			
	一 般 会 計	特 別 会 計	合 計	う ち 重複額	差 引 純 計 (A)				(A)－(C) (E)	構 成 比	(B)－(D) (F)	構 成 比	(E)＋(F) (G)	構 成 比		
機 関 費	48,079	－	48,079	－	48,079	156,877	3,954	－	44,124	6.1	156,877	16.1	201,001	11.9	78.0	8.2
一 般 行 政 費	14,961	－	14,961	－	14,961	94,396	3,016	－	11,944	1.7	94,396	9.7	106,340	6.3	88.8	20.2
司法警察消費費	16,293	－	16,293	－	16,293	52,977	938	－	15,355	2.1	52,977	5.4	68,332	4.0	77.5	5.8
外 交 費	8,785	－	8,785	－	8,785	－	－	－	8,785	1.2	－	－	8,785	0.5	－	－
徴 税 費	7,893	－	7,893	－	7,893	9,504	－	－	7,893	1.1	9,504	1.0	17,396	1.0	54.6	0.0
貨 幣 製 造 費	148	－	148	－	148	－	－	－	148	0.0	－	－	148	0.0	－	－
地 方 財 政 費	160,993	519,215	680,208	480,191	200,017	－	193,535	－	6,482	0.9	－	－	6,482	0.4	－	96.8
防 衛 費	54,879	4	54,883	2	54,881	－	355	－	54,526	7.6	－	－	54,526	3.2	－	0.6
国土保全及び開発費	69,715	14,910	84,625	6,492	78,133	138,687	31,385	7,477	46,748	6.5	131,209	13.5	177,958	10.5	73.7	40.2
国 土 保 全 費	10,916	2,799	13,715	1,065	12,650	19,469	5,616	1,739	7,034	1.0	17,730	1.8	24,765	1.5	71.6	44.4
国 土 開 発 費	52,484	12,111	64,595	5,427	59,168	108,824	22,309	5,445	36,859	5.1	103,379	10.6	140,238	8.3	73.7	37.7
災 害 復 旧 費	4,426	－	4,426	－	4,426	10,394	3,460	294	966	0.1	10,100	1.1	11,066	0.7	91.3	78.2
そ の 他	1,889	－	1,889	－	1,889	－	－	－	1,889	0.3	－	－	1,889	0.0	－	－
産 業 経 済 費	33,093	21,529	54,622	6,210	48,412	60,230	3,866	－	44,546	6.2	60,230	6.2	104,776	6.2	57.5	8.0
農 林 水 産 業 費	18,649	－	18,649	－	18,649	12,697	2,871	－	15,779	2.2	12,697	1.3	28,476	1.7	44.6	15.4
商 工 費	14,443	21,529	35,972	6,210	29,763	47,534	996	－	28,767	4.0	47,534	4.9	76,301	4.5	62.3	3.3
教 育 費	54,804	264	55,068	101	54,968	168,733	24,149	－	30,819	4.3	168,733	17.3	199,552	11.8	84.6	43.9
学 校 教 育 費	40,151	18	40,169	7	40,162	129,750	20,244	－	19,918	2.8	129,750	13.3	149,668	8.8	86.7	50.4
社 会 教 育 費	1,497	246	1,743	94	1,649	12,629	563	－	1,086	0.2	12,629	1.3	13,715	0.8	92.1	34.1
そ の 他	13,156	－	13,156	－	13,157	26,354	3,342	－	9,815	1.3	26,354	2.7	36,169	2.2	72.9	25.4
社会保障関係費	331,087	25,477	356,564	20,874	335,690	331,917	85,092	－	250,598	34.8	331,917	34.1	582,514	34.4	57.0	25.3
民 生 費	300,326	25,457	325,783	20,866	304,916	259,078	77,199	－	227,717	31.6	259,078	26.6	486,796	28.8	53.2	25.3
衛 生 費	6,502	20	6,522	8	6,515	62,367	5,663	－	852	0.1	62,367	6.4	63,219	3.7	98.7	86.9
住 宅 費	1,541	－	1,541	－	1,541	10,403	1,207	－	334	0.0	10,403	1.1	10,737	0.6	96.9	78.3
そ の 他	22,718	－	22,718	－	22,718	69	1,023	－	21,695	3.1	69	0.0	21,762	1.3	0.3	4.5
恩 給 費	2,406	－	2,406	－	2,406	86	－	－	2,406	0.3	86	0.0	2,492	0.1	3.5	－
公 債 費	225,286	678	225,964	258	225,706	123,674	50	－	225,656	31.4	123,674	12.7	349,330	20.6	35.4	0.0
前年度繰上充入金	－	－	－	－	－	3	－	－	－	－	3	0.0	3	0.0	100.0	－
そ の 他	9,405	6,742	16,147	2,563	13,583	－	－	－	13,583	1.9	－	－	13,583	0.9	－	－
合 計	989,747	588,819	1,578,566	516,691	1,061,875	980,206	342,387	7,477	719,488	100.0	972,729	100.0	1,692,216	100.0	57.5	32.2

(注) 1 国の歳出総額は、一般会計と交付税及び譲与税配付金特別会計、エネルギー対策特別会計、年金特別会計（子ども・子育て支援勘定のみ）、食料安定供給特別会計（国営土地改良事業勘定のみ）、自動車安全特別会計（空港整備勘定のみ）、東日本大震災復興特別会計の6特別会計との純計決算額である。
2 「国から地方に対する支出」は、地方交付税、地方特例交付金、地方譲与税及び国庫支出金（交通安全対策特別交付金及び国有提供施設等所在市町村助成交付金を含む。）の合計額であり、地方の歳入決算額によっている。
3 「地方から国に対する支出」は、地方財政法第17条の2の規定による地方公共団体の負担金（地方の歳出決算額中、国直轄事業負担金に係る国への現金納付額）で、地方の歳出決算額によっている。

第33表 国民経済計算における公的支出の推移

(単位 億円・%)

区 分	平成 25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	対 前 年 度 増 減 率						構 成 比					
							25	26	27	28	29	30	25	26	27	28	29	30
公 的 支 出	1,287,823	1,314,865	1,328,283	1,332,935	1,350,585	1,367,744	3.2	2.1	1.0	0.4	1.3	1.3	25.4	25.4	24.9	24.8	24.7	24.9
中 央	227,980	224,884	218,027	219,429	221,976	222,811	9.2	△ 1.4	△ 3.0	0.6	1.2	0.4	4.5	4.3	4.1	4.1	4.1	4.1
最終消費支出	157,253	158,815	154,979	157,279	154,697	154,689	6.4	1.0	△ 2.4	1.5	△ 1.6	△ 0.0	3.1	3.1	2.9	2.9	2.8	2.8
総 資 本 形 成	70,727	66,069	63,048	62,150	67,279	68,122	15.9	△ 6.6	△ 4.6	△ 1.4	8.3	1.3	1.4	1.3	1.2	1.2	1.2	1.2
地 方	567,395	583,896	585,832	586,904	589,711	598,129	1.7	2.9	0.3	0.2	0.5	1.4	11.2	11.3	11.0	10.9	10.8	10.9
最終消費支出	436,937	448,228	453,656	453,640	454,508	459,306	△ 1.1	2.6	1.2	△ 0.0	0.2	1.1	8.6	8.6	8.5	8.5	8.3	8.4
総 資 本 形 成	130,458	135,668	132,176	133,264	135,203	138,823	12.5	4.0	△ 2.6	0.8	1.5	2.7	2.6	2.6	2.5	2.5	2.5	2.5
社 会 保 障 基 金	424,673	435,880	451,296	453,658	465,454	471,548	2.5	2.6	3.5	0.5	2.6	1.3	8.4	8.4	8.5	8.5	8.5	8.6
最終消費支出	424,281	435,490	450,852	453,245	464,990	471,079	2.5	2.6	3.5	0.5	2.6	1.3	8.4	8.4	8.5	8.4	8.5	8.6
総 資 本 形 成	392	390	444	413	464	469	5.7	△ 0.5	13.8	△ 7.0	12.3	1.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
公 的 企 業	67,774	70,205	73,129	72,943	73,445	75,255	1.5	3.6	4.2	△ 0.3	0.7	2.5	1.3	1.4	1.4	1.4	1.3	1.4
総 資 本 形 成	67,774	70,205	73,129	72,943	73,445	75,255	1.5	3.6	4.2	△ 0.3	0.7	2.5	1.3	1.4	1.4	1.4	1.3	1.4
国内総生産 (支出側)	5,072,552	5,182,352	5,327,860	5,368,508	5,475,860	5,483,670	2.6	2.2	2.8	0.8	2.0	0.1	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

(注) 「国民経済計算 (内閣府経済社会総合研究所調べ)」による数値及びそれを基に総務省において算出した数値である。

第34表 目的別歳出決算額の状況

その1 総括 (単位 百万円・%)

区 分			平成30年度						平成29年度 純計額		比較							
			都道府県		市町村		純計額				増減額		増減率			前年度増減率		
													都道府県	市町村	純計額	都道府県	市町村	純計額
議会費	77,359	0.2	342,738	0.6	419,429	0.4	421,846	0.4	△ 2,417	△ 0.2	△ 0.7	△ 0.6	△ 1.6	△ 0.7	△ 0.8			
総務費	2,775,536	5.7	7,049,870	12.2	9,285,987	9.5	9,121,944	9.3	164,043	△ 2.3	3.0	1.8	7.4	0.4	2.5			
民生費	7,792,663	15.9	21,075,638	36.3	25,665,947	26.2	25,983,397	26.5	△ 317,450	△ 3.5	△ 0.4	△ 1.2	△ 5.6	0.7	△ 1.4			
衛生費	1,577,446	3.2	4,823,154	8.3	6,236,691	6.4	6,262,562	6.4	△ 25,871	△ 6.0	1.6	△ 0.4	△ 1.9	0.7	0.1			
労働費	152,285	0.3	101,435	0.2	248,787	0.3	262,837	0.3	△ 14,050	△ 7.6	△ 3.4	△ 5.3	△ 15.2	△ 3.4	△ 11.3			
農林水産業費	2,350,739	4.8	1,362,138	2.3	3,251,691	3.3	3,299,187	3.4	△ 47,496	0.4	△ 4.8	△ 1.4	3.4	5.2	4.0			
商工費	3,083,844	6.3	1,717,454	3.0	4,760,301	4.9	4,901,049	5.0	△ 140,748	△ 4.2	△ 0.7	△ 2.9	△ 7.3	△ 1.9	△ 5.7			
土木費	5,554,274	11.3	6,521,416	11.2	11,880,636	12.1	11,919,457	12.2	△ 38,821	1.4	△ 1.7	△ 0.3	△ 1.5	△ 0.3	△ 0.8			
消防費	231,786	0.5	1,853,035	3.2	2,001,176	2.0	2,006,217	2.0	△ 5,041	0.8	△ 0.2	△ 0.3	1.9	0.8	1.0			
警察費	3,301,161	6.7	－	－	3,298,197	3.4	3,260,360	3.3	37,837	1.2	－	1.2	0.1	－	△ 0.0			
教育費	9,997,607	20.4	6,995,187	12.1	16,878,150	17.2	16,888,597	17.2	△ 10,447	0.2	△ 0.3	△ 0.1	△ 10.1	22.1	0.9			
災害復旧費	656,801	1.3	429,750	0.7	1,039,362	1.1	844,831	0.9	194,531	14.7	41.8	23.0	5.9	△ 0.1	3.2			
公債費	6,805,396	13.9	5,594,447	9.6	12,367,353	12.6	12,675,316	12.9	△ 307,963	△ 3.9	△ 0.6	△ 2.4	2.4	△ 1.1	0.8			
諸支出金	575,565	1.2	115,180	0.2	686,611	0.7	150,507	0.2	536,104	1,932.0	△ 9.4	356.2	△ 1.6	△ 0.7	△ 0.8			
前年度繰上充用金	－	－	293	0.0	293	0.0	264	0.0	29	－	11.0	11.0	－	4.8	4.8			
利子割交付金	34,000	0.1	－	－	－	－	－	－	－	△ 1.8	－	－	53.9	－	－			
配当割交付金	86,065	0.2	－	－	－	－	－	－	－	△ 17.5	－	－	37.1	－	－			
株式等譲渡所得割交付金	72,577	0.1	－	－	－	－	－	－	－	△ 32.9	－	－	136.8	－	－			
分離課税所得割交付金	6,492	0.0	－	－	－	－	－	－	－	37.7	－	－	皆増	－	－			
道府県民税所得割 臨時交付金	70,517	0.1	－	－	－	－	－	－	－	△ 87.4	－	－	皆増	－	－			
地方消費税交付金	2,384,943	4.9	－	－	－	－	－	－	－	1.8	－	－	3.6	－	－			
ゴルフ場利用税交付金	30,228	0.1	－	－	－	－	－	－	－	△ 3.9	－	－	△ 3.3	－	－			
特別地方消費税交付金	－	－	－	－	－	－	－	－	－	皆減	－	－	216.1	－	－			
自動車取得税交付金	140,653	0.3	－	－	－	－	－	－	－	3.8	－	－	33.3	－	－			
軽油引取税交付金	131,182	0.3	－	－	－	－	－	－	－	1.8	－	－	0.7	－	－			
特別区財政調整交付金	1,068,163	2.2	－	－	－	－	－	－	－	9.4	－	－	△ 1.2	－	－			
歳出合計	48,957,281	100.0	57,981,734	100.0	98,020,611	100.0	97,998,369	100.0	22,242	△ 1.0	0.1	0.0	△ 1.5	2.6	△ 0.1			

第34表 目的別歳出決算額の状況（つづき）

その2 推移

(単位 百万円)

区 分	決 算 額						指 数					
	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	25	26	27	28	29	30
議 会 費	434,384	440,102	451,119	425,440	421,846	419,429	100	101	104	98	97	97
総 務 費	10,000,563	9,869,954	9,608,827	8,901,591	9,121,944	9,285,987	100	99	96	89	91	93
民 生 費	23,463,324	24,450,891	25,254,815	26,340,756	25,983,397	25,665,947	100	104	108	112	111	109
衛 生 費	5,988,543	6,143,397	6,301,793	6,258,413	6,262,562	6,236,691	100	103	105	105	105	104
労 働 費	620,869	424,426	399,663	296,258	262,837	248,787	100	68	64	48	42	40
農 林 水 産 業 費	3,500,949	3,348,633	3,218,216	3,171,208	3,299,187	3,251,691	100	96	92	91	94	93
商 工 費	5,915,650	5,509,540	5,516,105	5,195,146	4,901,049	4,760,301	100	93	93	88	83	80
土 木 費	12,125,221	12,050,506	11,707,165	12,018,244	11,919,457	11,880,636	100	99	97	99	98	98
消 防 費	1,993,060	2,127,301	2,096,886	1,985,475	2,006,217	2,001,176	100	107	105	100	101	100
警 察 費	3,096,404	3,197,039	3,231,102	3,260,762	3,260,360	3,298,197	100	103	104	105	105	107
教 育 費	16,087,778	16,658,138	16,795,536	16,745,847	16,888,597	16,878,150	100	104	104	104	105	105
そ の 他	14,185,283	14,302,872	13,823,998	13,542,324	13,670,916	14,093,619	100	101	97	95	96	99
歳 出 合 計	97,412,028	98,522,799	98,405,225	98,141,464	97,998,369	98,020,611	100	101	101	101	101	101

歳出(目的別)

(単位 %)

区 分	決 算 額 構 成 比						増 減 率					
	25	26	27	28	29	30	25	26	27	28	29	30
議 会 費	0.4	0.4	0.5	0.4	0.4	0.4	△ 3.5	1.3	2.5	△ 5.7	△ 0.8	△ 0.6
総 務 費	10.3	10.0	9.8	9.1	9.3	9.5	0.4	△ 1.3	△ 2.6	△ 7.4	2.5	1.8
民 生 費	24.1	24.8	25.7	26.8	26.5	26.2	1.3	4.2	3.3	4.3	△ 1.4	△ 1.2
衛 生 費	6.1	6.2	6.4	6.4	6.4	6.4	△ 0.1	2.6	2.6	△ 0.7	0.1	△ 0.4
労 働 費	0.6	0.4	0.4	0.3	0.3	0.3	△ 19.2	△ 31.6	△ 5.8	△ 25.9	△ 11.3	△ 5.3
農 林 水 産 業 費	3.6	3.4	3.3	3.2	3.4	3.3	10.0	△ 4.4	△ 3.9	△ 1.5	4.0	△ 1.4
商 工 費	6.1	5.6	5.6	5.3	5.0	4.9	△ 4.7	△ 6.9	0.1	△ 5.8	△ 5.7	△ 2.9
土 木 費	12.4	12.2	11.9	12.2	12.2	12.1	7.9	△ 0.6	△ 2.8	2.7	△ 0.8	△ 0.3
消 防 費	2.0	2.2	2.1	2.0	2.0	2.0	4.5	6.7	△ 1.4	△ 5.3	1.0	△ 0.3
警 察 費	3.2	3.2	3.3	3.3	3.3	3.4	△ 2.9	3.3	1.1	0.9	△ 0.0	1.2
教 育 費	16.5	16.9	17.1	17.1	17.2	17.2	△ 0.4	3.5	0.8	△ 0.3	0.9	△ 0.1
そ の 他	14.7	14.7	13.9	13.9	14.0	14.3	△ 0.2	0.8	△ 3.3	△ 2.0	0.9	3.1
歳 出 合 計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	1.0	1.1	△ 0.1	△ 0.3	△ 0.1	0.0

第34表 目的別歳出決算額の状況（つづき）

その3 財源内訳

(単位 百万円・%)

	金 額							構 成 比						
	平成20年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	20	25	26	27	28	29	30
議会費	428,366	434,384	440,102	451,119	425,440	421,846	419,429	0.5	0.4	0.4	0.5	0.4	0.4	0.4
財(国庫支出金	16	16	6	11	4	4	4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
源(地方債	7	118	304	204	526	439	438	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
内一般財源等	428,033	433,821	439,103	450,315	424,063	420,729	418,350	0.5	0.4	0.4	0.5	0.4	0.4	0.4
訳その他	310	429	689	589	847	674	637	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
総務費	8,919,649	10,000,563	9,869,954	9,608,827	8,901,591	9,121,944	9,285,987	9.9	10.3	10.0	9.8	9.1	9.3	9.5
財(国庫支出金	186,098	745,501	813,909	658,343	452,142	414,320	295,033	0.2	0.8	0.8	0.7	0.5	0.4	0.3
源(地方債	595,132	694,984	507,560	517,273	563,350	549,733	571,166	0.7	0.7	0.5	0.5	0.6	0.6	0.6
内一般財源等	7,511,900	7,941,204	7,851,584	7,667,137	7,004,822	7,235,307	7,329,917	8.4	8.2	8.0	7.8	7.1	7.4	7.5
訳その他	626,519	618,874	696,901	766,074	881,277	922,584	1,089,871	0.6	0.6	0.7	0.8	0.9	0.9	1.1
民生費	17,821,099	23,463,324	24,450,891	25,254,815	26,340,756	25,983,397	25,665,947	19.9	24.1	24.8	25.7	26.8	26.5	26.2
財(国庫支出金	4,303,819	6,947,208	7,302,633	7,505,264	8,273,931	7,965,036	7,514,182	4.8	7.1	7.4	7.6	8.4	8.1	7.7
源(地方債	119,213	165,632	220,829	201,365	217,778	229,996	212,744	0.1	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2
内一般財源等	12,415,500	14,683,982	15,284,383	16,045,948	16,470,372	16,517,008	16,800,628	13.8	15.1	15.5	16.3	16.8	16.9	17.1
訳その他	982,567	1,666,502	1,643,046	1,502,238	1,378,675	1,271,357	1,138,393	1.2	1.7	1.7	1.6	1.4	1.3	1.2
衛生費	5,390,177	5,988,543	6,143,397	6,301,793	6,258,413	6,262,562	6,236,691	6.0	6.1	6.2	6.4	6.4	6.4	6.4
財(国庫支出金	347,032	521,631	486,882	549,749	558,784	578,660	554,728	0.4	0.5	0.5	0.6	0.6	0.6	0.6
源(地方債	252,563	322,531	386,242	399,194	475,471	481,689	427,081	0.3	0.3	0.4	0.4	0.5	0.5	0.4
内一般財源等	4,064,992	4,186,753	4,347,064	4,395,930	4,347,105	4,340,136	4,387,612	4.5	4.3	4.4	4.5	4.4	4.4	4.5
訳その他	725,590	957,628	923,209	956,920	877,053	862,077	867,270	0.8	1.0	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9
労働費	663,040	620,869	424,426	399,663	296,258	262,837	248,787	0.7	0.6	0.4	0.4	0.3	0.3	0.3
財(国庫支出金	425,798	209,405	50,733	63,987	54,063	52,804	51,078	0.5	0.2	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
源(地方債	3,268	1,357	2,044	3,397	5,195	5,120	5,323	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
内一般財源等	140,901	122,488	132,045	139,216	149,087	145,356	141,933	0.2	0.1	0.1	0.1	0.2	0.1	0.1
訳その他	93,073	287,619	239,604	193,063	87,913	59,557	50,453	0.0	0.3	0.2	0.2	0.0	0.1	0.1
農林水産業費	3,286,662	3,500,949	3,348,633	3,218,216	3,171,208	3,299,187	3,251,691	3.7	3.6	3.4	3.3	3.2	3.4	3.3
財(国庫支出金	733,433	926,488	791,855	780,197	752,497	888,470	899,006	0.8	1.0	0.8	0.8	0.8	0.9	0.9
源(地方債	475,694	483,477	385,692	364,417	429,231	426,835	441,679	0.5	0.5	0.4	0.4	0.4	0.4	0.5
内一般財源等	1,576,485	1,410,407	1,474,053	1,483,260	1,445,617	1,451,420	1,409,796	1.8	1.4	1.5	1.5	1.5	1.5	1.4
訳その他	501,050	680,577	697,033	590,342	543,863	532,462	501,210	0.6	0.7	0.7	0.6	0.5	0.6	0.5
商工費	5,327,671	5,915,650	5,509,540	5,516,105	5,195,146	4,901,049	4,760,301	5.9	6.1	5.6	5.6	5.3	5.0	4.9
財(国庫支出金	34,508	97,116	75,688	89,975	98,351	100,436	98,545	0.0	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
源(地方債	145,675	124,280	68,333	95,984	118,111	125,091	138,782	0.2	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
内一般財源等	1,138,329	1,049,481	1,082,523	1,274,750	1,190,535	1,123,488	1,143,467	1.3	1.1	1.1	1.3	1.2	1.1	1.2
訳その他	4,009,159	4,644,773	4,282,996	4,055,396	3,788,149	3,552,034	3,379,507	4.4	4.8	4.3	4.1	3.9	3.7	3.5
土木費	12,871,235	12,125,221	12,050,506	11,707,165	12,018,244	11,919,457	11,880,636	14.4	12.4	12.2	11.9	12.2	12.2	12.1
財(国庫支出金	1,579,300	2,317,886	2,131,589	1,922,680	2,063,529	2,076,794	2,050,840	1.8	2.4	2.2	2.0	2.1	2.1	2.1
源(地方債	3,739,089	2,888,681	2,671,011	2,731,983	2,930,290	2,891,323	2,978,858	4.2	3.0	2.7	2.8	3.0	3.0	3.0
内一般財源等	5,989,145	5,307,015	5,401,309	5,277,902	5,303,855	5,297,653	5,211,814	6.7	5.4	5.5	5.4	5.4	5.4	5.3
訳その他	1,563,701	1,611,639	1,846,597	1,774,600	1,720,570	1,653,687	1,639,124	1.7	1.6	1.8	1.7	1.7	1.7	1.7
消防費	1,799,613	1,993,060	2,127,301	2,096,886	1,985,475	2,006,217	2,001,176	2.0	2.0	2.2	2.1	2.0	2.0	2.0
財(国庫支出金	14,971	48,877	37,742	41,055	31,771	24,491	22,289	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
源(地方債	96,456	252,747	348,649	311,578	213,542	185,984	192,505	0.1	0.3	0.4	0.3	0.2	0.2	0.2
内一般財源等	1,648,278	1,607,599	1,653,740	1,674,598	1,681,412	1,740,772	1,725,114	1.8	1.7	1.7	1.7	1.7	1.8	1.8
訳その他	39,908	83,837	87,170	69,655	58,750	54,970	61,268	0.1	0.0	0.1	0.1	0.1	0.0	0.0
警察費	3,324,373	3,096,404	3,197,039	3,231,102	3,260,762	3,260,360	3,298,197	3.7	3.2	3.2	3.3	3.3	3.3	3.4
財(国庫支出金	68,328	69,764	66,937	69,294	68,815	68,298	69,565	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
源(地方債	133,383	65,936	66,183	93,806	84,960	78,633	81,620	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
内一般財源等	2,953,896	2,798,959	2,888,381	2,873,208	2,944,223	2,960,617	2,982,631	3.3	2.9	2.9	2.9	3.0	3.0	3.0
訳その他	168,766	161,745	175,538	194,794	162,764	152,812	164,381	0.2	0.1	0.1	0.2	0.1	0.1	0.2
教育費	16,146,676	16,087,778	16,658,138	16,795,536	16,745,847	16,888,597	16,878,150	18.0	16.5	16.9	17.1	17.1	17.2	17.2
財(国庫支出金	2,110,416	2,497,378	2,461,886	2,425,997	2,348,808	2,417,617	2,365,727	2.4	2.6	2.5	2.5	2.4	2.5	2.4
源(地方債	879,585	912,763	1,104,733	1,201,933	1,112,900	1,104,683	1,021,575	1.0	0.9	1.1	1.2	1.1	1.1	1.0
内一般財源等	12,350,517	12,041,520	12,272,072	12,312,476	12,340,349	12,423,430	12,489,985	13.8	12.4	12.5	12.5	12.6	12.7	12.7
訳その他	806,158	636,117	819,447	855,130	943,790	942,867	1,000,863	0.8	0.6	0.8	0.9	1.0	0.9	1.1
その他	13,712,916	14,185,283	14,302,872	13,823,998	13,542,324	13,670,916	14,093,619	15.3	14.7	14.7	13.9	13.9	14.0	14.3
財(国庫支出金	123,157	524,438	461,352	473,170	494,174	516,494	574,084	0.1	0.4	0.4	0.3	0.4	0.5	0.5
源(地方債	125,226	113,098	124,079	106,266	145,140	165,228	281,216	0.1	0.1	0.1	0.1	0.2	0.2	0.4
内一般財源等	12,760,555	12,885,984	12,807,330	12,504,017	12,264,492	12,266,074	12,509,344	14.1	13.2	13.0	12.7	12.5	12.6	12.9
訳その他	703,978	661,763	910,111	740,545	638,518	723,120	728,975	1.0	1.0	1.2	0.8	0.8	0.7	0.5
歳出合計	89,691,477	97,412,028	98,522,799	98,405,225	98,141,464	97,998,369	98,020,611	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
財(国庫支出金	9,926,876	14,905,708	14,681,212	14,579,722	15,196,869	15,103,424	14,495,081	11.1	15.3	14.9	14.8	15.5	15.4	14.8
源(地方債	6,565,291	6,025,604	5,885,659	6,027,400	6,296,494	6,244,754	6,352,987	7.3	6.2	6.0	6.1	6.4	6.4	6.5
内一般財源等	62,978,531	64,469,213	65,633,587	66,098,757	65,565,932	65,921,990	66,550,591	70.2	66.2	66.6	67.2	66.8	67.3	67.9
訳その他	10,220,779	12,011,503	12,322,341	11,699,346	11,082,169	10,728,201	10,621,952	11.4	12.3	12.5	11.9	11.3	10.9	10.8

第35表 団体区分別目的別歳出の状況

区 分			議 会 費	総 務 費	民 生 費	衛 生 費	農林水産業費	土 木 費	教 育 費	公 債 費	そ の 他	歳出合計
決 算	平成30年度	政 令 指 定 都 市	320	9,118	51,352	9,516	573	17,325	22,812	16,158	11,070	138,244
		中 核 市	384	7,404	33,840	7,104	1,098	8,976	8,285	7,875	5,280	80,246
		施 行 時 特 例 市	153	3,010	11,082	2,525	404	3,279	3,152	2,315	1,720	27,640
		都 市	1,642	30,208	78,711	19,198	6,920	24,368	23,970	21,516	16,684	223,217
		中 都 市	566	11,600	35,986	7,795	1,616	10,283	9,891	7,919	6,129	91,785
		小 都 市	1,076	18,608	42,724	11,403	5,304	14,085	14,079	13,597	10,556	131,432
		町 村	731	13,384	15,995	5,575	4,566	7,708	6,960	6,330	6,367	67,616
		町村 (1万人以上)	422	7,842	11,421	3,429	2,234	4,794	4,600	3,806	3,805	42,353
		町村 (1万人未満)	309	5,542	4,573	2,146	2,332	2,914	2,360	2,524	2,564	25,264
		合 計	3,230	63,123	190,980	43,918	13,563	61,657	65,179	54,194	41,119	536,963
	平成29年度	政 令 指 定 都 市	321	8,570	51,520	9,227	620	17,339	22,849	15,973	11,224	137,643
		中 核 市	352	6,603	30,751	6,144	917	8,381	7,844	7,200	4,745	72,937
		施 行 時 特 例 市	184	3,401	13,732	2,968	471	3,889	3,797	2,946	2,044	33,432
		都 市	1,660	30,032	79,624	19,212	7,301	25,220	24,180	21,849	16,194	225,272
		中 都 市	578	11,356	36,487	7,963	1,797	10,355	10,119	8,059	6,099	92,813
		小 都 市	1,083	18,675	43,137	11,249	5,504	14,864	14,062	13,789	10,096	132,459
		町 村	737	12,852	16,445	5,969	4,952	7,975	7,040	6,379	5,827	68,176
		町村 (1万人以上)	429	7,355	11,748	3,730	2,333	4,946	4,597	3,879	3,424	42,441
		町村 (1万人未満)	308	5,497	4,697	2,239	2,619	3,029	2,442	2,500	2,404	25,735
		合 計	3,254	61,458	192,071	43,520	14,262	62,804	65,709	54,346	40,037	537,461
構 成	平成30年度	政 令 指 定 都 市	9.9	14.4	26.9	21.7	4.2	28.1	35.0	29.8	26.9	25.7
		中 核 市	11.9	11.7	17.7	16.2	8.1	14.6	12.7	14.5	12.8	14.9
		施 行 時 特 例 市	4.7	4.8	5.8	5.7	3.0	5.3	4.8	4.3	4.2	5.1
		都 市	50.8	47.9	41.2	43.7	51.0	39.5	36.8	39.7	40.6	41.6
		中 都 市	17.5	18.4	18.8	17.7	11.9	16.7	15.2	14.6	14.9	17.1
		小 都 市	33.3	29.5	22.4	26.0	39.1	22.8	21.6	25.1	25.7	24.5
		町 村	22.6	21.2	8.4	12.7	33.7	12.5	10.7	11.7	15.5	12.6
		町村 (1万人以上)	13.1	12.4	6.0	7.8	16.5	7.8	7.1	7.0	9.2	7.9
		町村 (1万人未満)	9.6	8.8	2.4	4.9	17.2	4.7	3.6	4.7	6.2	4.7
		合 計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	平成29年度	政 令 指 定 都 市	9.9	13.9	26.8	21.2	4.3	27.6	34.8	29.4	28.0	25.6
		中 核 市	10.8	10.7	16.0	14.1	6.4	13.3	11.9	13.2	11.9	13.6
		施 行 時 特 例 市	5.7	5.5	7.1	6.8	3.3	6.2	5.8	5.4	5.1	6.2
		都 市	51.0	48.9	41.5	44.1	51.2	40.2	36.8	40.2	40.4	41.9
		中 都 市	17.8	18.5	19.0	18.3	12.6	16.5	15.4	14.8	15.2	17.3
		小 都 市	33.3	30.4	22.5	25.8	38.6	23.7	21.4	25.4	25.2	24.6
		町 村	22.6	20.9	8.6	13.7	34.7	12.7	10.7	11.7	14.6	12.7
		町村 (1万人以上)	13.2	12.0	6.1	8.6	16.4	7.9	7.0	7.1	8.6	7.9
		町村 (1万人未満)	9.5	8.9	2.4	5.1	18.4	4.8	3.7	4.6	6.0	4.8
		合 計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
増 減 額 (億円)	増 減	政 令 指 定 都 市	△ 2	548	△ 167	289	△ 47	△ 14	△ 36	185	△ 155	600
		中 核 市	32	800	3,090	961	181	595	441	675	534	7,308
		施 行 時 特 例 市	△ 31	△ 391	△ 2,649	△ 443	△ 67	△ 610	△ 645	△ 630	△ 325	△ 5,791
		都 市	△ 18	176	△ 913	△ 14	△ 381	△ 852	△ 210	△ 333	490	△ 2,055
		中 都 市	△ 12	244	△ 501	△ 168	△ 181	△ 72	△ 228	△ 140	30	△ 1,028
		小 都 市	△ 6	△ 68	△ 412	154	△ 200	△ 779	18	△ 192	460	△ 1,027
		町 村	△ 6	531	△ 451	△ 394	△ 385	△ 267	△ 79	△ 48	540	△ 560
		町村 (1万人以上)	△ 7	487	△ 327	△ 301	△ 99	△ 152	3	△ 73	379	△ 89
		町村 (1万人未満)	1	45	△ 124	△ 93	△ 287	△ 115	△ 83	24	161	△ 471
		合 計	△ 25	1,665	△ 1,091	398	△ 699	△ 1,147	△ 530	△ 152	1,083	△ 497
増 減 率 (%)	増 減 率 (%)	政 令 指 定 都 市	△ 0.5	6.4	△ 0.3	3.1	△ 7.5	△ 0.1	△ 0.2	1.2	△ 1.4	0.4
		中 核 市	9.2	12.1	10.0	15.6	19.7	7.1	5.6	9.4	11.3	10.0
		施 行 時 特 例 市	△ 16.8	△ 11.5	△ 19.3	△ 14.9	△ 14.1	△ 15.7	△ 17.0	△ 21.4	△ 15.9	△ 17.3
		都 市	△ 1.1	0.6	△ 1.1	△ 0.1	△ 5.2	△ 3.4	△ 0.9	△ 1.5	3.0	△ 0.9
		中 都 市	△ 2.1	2.1	△ 1.4	△ 2.1	△ 10.1	△ 0.7	△ 2.3	△ 1.7	0.5	△ 1.1
		小 都 市	△ 0.6	△ 0.4	△ 1.0	1.4	△ 3.6	△ 5.2	0.1	△ 1.4	4.6	△ 0.8
		町 村	△ 0.8	4.1	△ 2.7	△ 6.6	△ 7.8	△ 3.3	△ 1.1	△ 0.8	9.3	△ 0.8
		町村 (1万人以上)	△ 1.5	6.6	△ 2.8	△ 8.1	△ 4.2	△ 3.1	0.1	△ 1.9	11.1	△ 0.2
		町村 (1万人未満)	0.2	0.8	△ 2.6	△ 4.2	△ 10.9	△ 3.8	△ 3.4	1.0	6.7	△ 1.8
		合 計	△ 0.8	2.7	△ 0.6	0.9	△ 4.9	△ 1.8	△ 0.8	△ 0.3	2.7	△ 0.1

歳 出 (目的別)

第36表 一般財源の充当状況

その1 総括 (単位 百万円・%)

区 分	平成30年度						平成29年度						比 較		
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額		都 道 府 県		市 町 村		純 計 額		増 減 額	増減率	前年度増減率
一 般 財 源	31,475,373	100.0	31,586,573	100.0	60,104,940	100.0	31,241,260	100.0	31,419,116	100.0	59,210,431	100.0	894,509	1.5	0.2
総 務 費	1,968,319	6.3	4,356,282	13.8	6,334,690	10.5	1,949,926	6.2	4,280,775	13.6	6,219,646	10.5	115,044	1.8	2.8
民 生 費	6,064,859	19.3	8,554,465	27.1	14,519,505	24.2	5,885,961	18.8	8,500,872	27.1	14,198,421	24.0	321,084	2.3	△ 0.2
衛 生 費	846,686	2.7	2,872,213	9.1	3,791,879	6.3	860,213	2.8	2,823,501	9.0	3,730,886	6.3	60,993	1.6	△ 0.6
労 働 費	78,078	0.2	43,199	0.1	122,662	0.2	81,167	0.3	43,891	0.1	124,951	0.2	△ 2,289	△ 1.8	△ 3.0
農 林 水 産 業 費	621,927	2.0	571,877	1.8	1,218,380	2.0	629,450	2.0	574,301	1.8	1,247,676	2.1	△ 29,296	△ 2.3	△ 0.1
商 工 費	482,649	1.5	497,159	1.6	988,211	1.6	468,724	1.5	494,409	1.6	965,777	1.6	22,434	2.3	△ 6.1
土 木 費	1,325,120	4.2	2,993,629	9.5	4,504,174	7.5	1,394,326	4.5	3,006,364	9.6	4,553,991	7.7	△ 49,817	△ 1.1	△ 0.6
消 防 費	156,433	0.5	1,263,160	4.0	1,490,885	2.5	155,704	0.5	1,274,100	4.1	1,496,410	2.5	△ 5,525	△ 0.4	3.0
警 察 費	2,611,161	8.3	-	-	2,577,661	4.3	2,569,713	8.2	-	-	2,545,018	4.3	32,643	1.3	0.1
教 育 費	6,577,526	20.9	4,091,718	13.0	10,794,144	18.0	6,516,266	20.9	4,053,939	12.9	10,679,482	18.0	114,662	1.1	0.2
公 債 費	5,731,777	18.2	4,374,080	13.8	10,198,157	17.0	5,820,950	18.6	4,441,639	14.1	10,337,092	17.5	△ 138,935	△ 1.3	△ 0.3
そ の 他	4,038,733	12.8	447,914	1.4	974,266	1.6	3,969,101	12.7	416,458	1.3	568,793	1.0	405,473	71.3	△ 3.5
歳 出 合 計	30,503,268	96.9	30,065,696	95.2	57,514,614	95.7	30,301,501	97.0	29,910,249	95.2	56,668,143	95.7	846,471	1.5	0.1
翌年度への繰越額	972,105	3.1	1,520,878	4.8	2,590,326	4.3	939,759	3.0	1,508,867	4.8	2,542,288	4.3	48,038	1.9	3.2

その2 推移 (単位 百万円・%)

区 分	平成25年度 充 当 額	平成26年度 充 当 額	平成27年度 充 当 額	平成28年度 充 当 額	平成29年度 充 当 額	平成30年度 充 当 額
一 般 財 源	55,654,103	57,272,934	59,287,318	59,094,931	59,210,431	60,104,940
総 務 費	6,531,440	6,546,155	6,577,690	6,050,240	6,219,646	6,334,690
民 生 費	12,077,203	12,743,154	13,765,930	14,225,871	14,198,421	14,519,505
衛 生 費	3,443,498	3,624,308	3,771,299	3,754,703	3,730,886	3,791,879
労 働 費	100,743	110,091	119,434	128,770	124,951	122,662
農 林 水 産 業 費	1,160,024	1,228,973	1,272,499	1,248,615	1,247,676	1,218,380
商 工 費	863,172	902,540	1,093,617	1,028,295	965,777	988,211
土 木 費	4,364,886	4,503,270	4,527,949	4,581,071	4,553,991	4,504,174
消 防 費	1,322,209	1,378,784	1,436,649	1,452,277	1,496,410	1,490,885
警 察 費	2,302,073	2,408,150	2,464,945	2,542,998	2,545,018	2,577,661
教 育 費	9,903,845	10,231,679	10,562,958	10,658,667	10,679,482	10,794,144
公 債 費	10,340,414	10,443,319	10,514,289	10,370,166	10,337,092	10,198,157
そ の 他	614,790	600,720	599,323	589,257	568,793	974,266
歳 出 合 計	53,024,297	54,721,143	56,706,582	56,630,930	56,668,143	57,514,614
翌年度への繰越額	2,629,806	2,551,791	2,580,736	2,464,002	2,542,288	2,590,326

区 分	指 数						構 成 比					
	25	26	27	28	29	30	25	26	27	28	29	30
一 般 財 源	100	103	107	106	106	108	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
総 務 費	100	100	101	93	95	97	11.7	11.4	11.1	10.2	10.5	10.5
民 生 費	100	106	114	118	118	120	21.7	22.2	23.2	24.1	24.0	24.2
衛 生 費	100	105	110	109	108	110	6.2	6.3	6.4	6.4	6.3	6.3
労 働 費	100	109	119	128	124	122	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2
農 林 水 産 業 費	100	106	110	108	108	105	2.1	2.1	2.1	2.1	2.1	2.0
商 工 費	100	105	127	119	112	114	1.6	1.6	1.8	1.7	1.6	1.6
土 木 費	100	103	104	105	104	103	7.8	7.9	7.6	7.8	7.7	7.5
消 防 費	100	104	109	110	113	113	2.4	2.4	2.4	2.5	2.5	2.5
警 察 費	100	105	107	110	111	112	4.1	4.2	4.2	4.3	4.3	4.3
教 育 費	100	103	107	108	108	109	17.8	17.9	17.8	18.0	18.0	18.0
公 債 費	100	101	102	100	100	99	18.6	18.2	17.7	17.5	17.5	17.0
そ の 他	100	98	97	96	93	158	1.1	1.1	1.1	1.0	1.0	1.6
歳 出 合 計	100	103	107	107	107	108	95.3	95.5	95.6	95.8	95.7	95.7
翌年度への繰越額	100	97	98	94	97	98	4.7	4.5	4.4	4.2	4.3	4.3

第37表 民生費の状況

その1 目的別内訳

(単位 百万円・%)

区 分	平 成 30 年 度						平成29年度 純 計 額		比 較		
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額				増 減 額	増減率	前年度 増減率
社 会 福 祉 費	2,392,049	30.7	5,267,997	25.0	6,572,578	25.6	6,886,258	26.5	△313,680	△ 4.6	△ 3.7
老 人 福 祉 費	3,227,410	41.4	3,826,190	18.2	6,227,499	24.3	6,281,416	24.2	△ 53,917	△ 0.9	1.0
児 童 福 祉 費	1,756,244	22.5	8,146,742	38.7	8,729,556	34.0	8,523,255	32.8	206,301	2.4	4.5
生 活 保 護 費	241,917	3.1	3,742,833	17.8	3,947,049	15.4	3,993,497	15.4	△ 46,448	△ 1.2	△ 0.0
災 害 救 助 費	175,041	2.2	91,876	0.4	189,266	0.7	298,971	1.2	△109,705	△ 36.7	△ 63.6
合 計	7,792,663	100.0	21,075,638	100.0	25,665,947	100.0	25,983,397	100.0	△317,450	△ 1.2	△ 1.4

その2 性質別内訳

(単位 百万円・%)

区 分	平 成 30 年 度							平成29年度 純 計 額		比 較		
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額					増 減 額	増減率	前年度 増減率
人 件 費	222,804	2.9	1,611,817	7.6	1,834,621	7.1	1,823,807	7.0	10,814	0.6	1.0	
物 件 費	121,783	1.6	989,461	4.7	1,111,244	4.3	1,141,277	4.4	△ 30,033	△ 2.6	△ 14.7	
扶 助 費	798,264	10.2	12,700,847	60.3	13,499,111	52.6	13,509,164	52.0	△ 10,053	△ 0.1	1.6	
補 助 費 等	5,608,450	72.0	783,360	3.7	3,264,647	12.7	3,906,773	15.0	△642,126	△ 16.4	△ 0.4	
普 通 建 設 事 業 費	194,786	2.5	531,957	2.5	652,525	2.5	717,747	2.8	△ 65,222	△ 9.1	7.2	
補 助 事 業 費	91,398	1.2	255,734	1.2	306,558	1.2	351,676	1.4	△ 45,118	△ 12.8	17.0	
単 独 事 業 費	103,388	1.3	275,907	1.3	345,967	1.3	366,071	1.4	△ 20,104	△ 5.5	△ 0.8	
県 営 事 業 負 担 金	－	－	315	0.0	－	－	－	－	－	－	－	
積 立 金	101,831	1.3	32,552	0.2	134,383	0.5	424,375	1.6	△289,992	△ 68.3	△ 50.0	
貸 付 金	17,243	0.2	13,773	0.1	30,044	0.1	34,805	0.1	△ 4,761	△ 13.7	2.1	
繰 出 金	725,942	9.3	4,393,202	20.8	5,119,144	19.9	4,406,501	17.0	712,643	16.2	△ 0.1	
そ の 他	1,560	0.0	18,669	0.1	20,228	0.3	18,948	0.1	1,280	6.8	△ 6.6	
合 計	7,792,663	100.0	21,075,638	100.0	25,665,947	100.0	25,983,397	100.0	△317,450	△ 1.2	△ 1.4	

その3 財源内訳

(単位 百万円・%)

区 分	平 成 30 年 度						平成29年度 純 計 額		比 較		
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額				増 減 額	増減率	前年度 増減率
国 庫 支 出 金	526,278	6.8	6,987,904	33.2	7,514,182	29.3	7,965,036	30.7	△450,854	△ 5.7	△ 3.7
都 道 府 県 支 出 金	－	－	2,692,693	12.8	－	－	－	－	－	－	－
使 用 料 ・ 手 数 料	28,907	0.4	215,559	1.0	244,466	1.0	246,302	0.9	△ 1,836	△ 0.7	△ 0.9
分担金・負担金・寄附金	13,203	0.2	411,012	2.0	389,325	1.5	383,825	1.5	5,500	1.4	0.5
地 方 債	49,817	0.6	164,818	0.8	212,744	0.8	229,996	0.9	△ 17,252	△ 7.5	5.6
そ の 他 特 定 財 源	271,050	3.4	237,882	1.0	504,602	1.9	641,230	2.4	△136,628	△ 21.3	△ 14.3
一 般 財 源 等	6,903,408	88.6	10,365,770	49.2	16,800,628	65.5	16,517,008	63.6	283,620	1.7	0.3
合 計	7,792,663	100.0	21,075,638	100.0	25,665,947	100.0	25,983,397	100.0	△317,450	△ 1.2	△ 1.4

歳出(目的別)

第38表 社会福祉費の状況

(単位 百万円・％)

区 分	平 成 30 年 度								平成29年度 純 計 額		比 較		
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額		増 減 額	増減率			前年度 増減率		
人 件 費	90,083	3.8	351,576	6.7	441,659	6.7	443,072	6.4	△ 1,413	△ 0.3	0.7		
物 件 費	43,943	1.8	230,560	4.4	274,503	4.2	296,381	4.3	△ 21,878	△ 7.4	△ 5.5		
扶 助 費	238,974	10.0	3,172,694	60.2	3,411,668	51.9	3,523,032	51.2	△111,364	△ 3.2	△ 1.4		
補 助 費 等	1,221,488	51.1	236,816	4.5	372,093	5.7	995,457	14.5	△623,364	△ 62.6	△ 5.0		
普 通 建 設 事 業 費	42,458	1.8	62,347	1.2	103,727	1.6	117,675	1.7	△ 13,948	△ 11.9	△ 2.8		
補 助 事 業 費	23,764	1.0	14,445	0.3	37,786	0.6	46,072	0.7	△ 8,286	△ 18.0	41.8		
単 独 事 業 費	18,694	0.8	47,697	0.9	65,941	1.0	71,604	1.0	△ 5,663	△ 7.9	△ 19.1		
県 営 事 業 負 担 金	－	－	205	0.0	－	－	－	－	－	－	－		
積 立 金	24,025	1.0	15,563	0.3	39,588	0.6	236,165	3.4	△196,577	△ 83.2	△ 19.5		
貸 付 金	4,705	0.2	2,923	0.1	7,449	0.1	9,297	0.1	△ 1,848	△ 19.9	8.8		
繰 出 金	725,908	30.3	1,192,154	22.6	1,918,062	29.2	1,261,399	18.3	656,663	52.1	△ 6.7		
そ の 他	465	0.0	3,364	0.0	3,829	0.0	3,780	0.1	49	1.3	1.0		
合 計	2,392,049	100.0	5,267,997	100.0	6,572,578	100.0	6,886,258	100.0	△313,680	△ 4.6	△ 3.7		

第39表 老人福祉費の状況

(単位 百万円・％)

区 分	平 成 30 年 度								平成29年度 純 計 額		比 較		
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額		増 減 額	増減率			前年度 増減率		
人 件 費	12,534	0.4	82,557	2.2	95,091	1.5	93,115	1.5	1,976	2.1	△ 1.3		
物 件 費	11,350	0.4	139,308	3.6	150,658	2.4	150,962	2.4	△ 304	△ 0.2	0.8		
扶 助 費	9,795	0.3	197,851	5.2	207,646	3.3	216,808	3.5	△ 9,162	△ 4.2	△ 1.4		
補 助 費 等	3,103,218	96.2	118,814	3.1	2,418,885	38.8	2,465,634	39.3	△ 46,749	△ 1.9	0.6		
普 通 建 設 事 業 費	68,324	2.1	78,974	2.1	124,389	2.0	157,877	2.5	△ 33,488	△ 21.2	△ 3.5		
補 助 事 業 費	21,983	0.7	22,699	0.6	28,231	0.5	48,523	0.8	△ 20,292	△ 41.8	△ 1.0		
単 独 事 業 費	46,341	1.4	56,276	1.5	96,158	1.5	109,354	1.7	△ 13,196	△ 12.1	△ 4.6		
県 営 事 業 負 担 金	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－		
積 立 金	21,303	0.7	2,270	0.1	23,574	0.4	44,352	0.7	△ 20,778	△ 46.8	△ 40.5		
貸 付 金	871	0.0	2,092	0.1	2,918	0.0	4,654	0.1	△ 1,736	△ 37.3	19.0		
繰 出 金	0	0.0	3,201,046	83.7	3,201,047	51.4	3,145,099	50.1	55,948	1.8	2.8		
そ の 他	15	0.0	3,278	0.0	3,291	0.2	2,915	0.0	376	12.9	△ 20.1		
合 計	3,227,410	100.0	3,826,190	100.0	6,227,499	100.0	6,281,416	100.0	△ 53,917	△ 0.9	1.0		

第40表 児童福祉費の状況

(単位 百万円・％)

区 分	平 成 30 年 度							平成29年度 純 計 額		比 較		
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額					増 減 額	増減率	前年度 増減率
人 件 費	104,571	6.0	997,306	12.2	1,101,876	12.6	1,094,210	12.8	7,666	0.7	1.7	
物 件 費	36,525	2.1	531,739	6.5	568,264	6.5	543,212	6.4	25,052	4.6	4.2	
扶 助 費	366,175	20.8	5,850,668	71.8	6,216,843	71.2	6,059,681	71.1	157,162	2.6	5.0	
補 助 費 等	1,161,771	66.2	356,148	4.4	394,819	4.5	357,263	4.2	37,556	10.5	△ 0.8	
普 通 建 設 事 業 費	74,384	4.2	379,184	4.7	403,339	4.6	423,628	5.0	△ 20,289	△ 4.8	18.2	
補 助 事 業 費	36,089	2.1	210,134	2.6	222,524	2.5	241,229	2.8	△ 18,705	△ 7.8	22.9	
単 独 事 業 費	38,295	2.2	168,940	2.1	180,815	2.1	182,399	2.1	△ 1,584	△ 0.9	12.6	
県 営 事 業 負 担 金	－	－	110	0.0	－	－	－	－	－	－	－	
積 立 金	1,448	0.1	12,301	0.2	13,749	0.2	14,197	0.2	△ 448	△ 3.2	△ 59.7	
貸 付 金	11,012	0.6	7,952	0.1	18,864	0.2	20,175	0.2	△ 1,311	△ 6.5	2.4	
そ の 他	358	0.0	11,444	0.1	11,802	0.2	10,889	0.1	913	8.4	4.0	
合 計	1,756,244	100.0	8,146,742	100.0	8,729,556	100.0	8,523,255	100.0	206,301	2.4	4.5	

第41表 生活保護費の状況

(単位 百万円・%)

区 分	平 成 30 年 度							平成29年度 純 計 額		比 較		
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額					増 減 額	増減率	前年度 増減率
人 件 費	15,257	6.3	176,799	4.7	192,056	4.9	191,099	4.8	957	0.5	0.9	
物 件 費	3,971	1.6	29,814	0.8	33,785	0.9	31,889	0.8	1,896	5.9	△ 1.7	
扶 助 費	179,944	74.4	3,472,109	92.8	3,652,053	92.5	3,706,495	92.8	△ 54,442	△ 1.5	△ 0.3	
補 助 費 等	42,652	17.6	61,855	1.7	66,807	1.7	62,241	1.6	4,566	7.3	17.6	
そ の 他	93	0.1	2,256	0.0	2,348	0.0	1,773	0.0	575	32.4	20.3	
合 計	241,917	100.0	3,742,833	100.0	3,947,049	100.0	3,993,497	100.0	△ 46,448	△ 1.2	△ 0.0	

第42表 被保護者数の推移

(1か月平均 単位 千人)

区 分	被保護者実人員			生 活 扶 助		住 宅 扶 助		教 育 扶 助		介 護 扶 助		医 療 扶 助	
	実 数	指 数	保護率 (対人口千人)	人 員	指 数	人 員	指 数	人 員	指 数	人 員	指 数	人 員	指 数
昭和36年度	1,643	100	17.4	1,471	100	677	100	513	100	(67)	(100)	477	100
平成24年度	2,136	130	16.7	1,928	131	1,812	268	159	31	270	403	1,716	360
25	2,162	132	17.0	1,941	132	1,836	271	154	30	290	433	1,746	366
26	2,166	132	17.0	1,947	132	1,844	272	148	29	310	463	1,763	370
27	2,164	132	17.0	1,927	131	1,842	272	142	28	330	493	1,776	372
28	2,145	131	17.0	1,907	130	1,830	270	134	26	348	519	1,770	371
29	2,125	129	17.0	1,886	128	1,816	268	125	24	366	546	1,765	370
30	2,097	128	17.0	1,852	126	1,792	265	117	23	381	569	1,752	367

- (注) 1 「被保護者調査(厚生労働省調べ)」による数値及びそれを基に総務省において算出した数値である。
2 昭和36年度の数値には、沖縄県分に係るものは含まれていない。
3 介護扶助の() 書きは平成12年度の数値である。
4 平成30年度の数値は速報値である。

第43表 災害救助費の状況

(単位 百万円・%)

区 分	平 成 30 年 度							平成29年度 純 計 額		比 較		
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額					増 減 額	増減率	前年度 増減率
人 件 費	359	0.2	3,579	3.9	3,939	2.1	2,311	0.8	1,628	70.4	△ 63.5	
物 件 費	25,993	14.8	58,040	63.2	84,034	44.4	118,833	39.7	△ 34,799	△ 29.3	△ 62.9	
扶 助 費	3,376	1.9	7,526	8.2	10,901	5.8	3,149	1.1	7,752	246.2	△ 60.2	
補 助 費 等	79,320	45.3	9,727	10.6	12,043	6.4	26,178	8.8	△ 14,135	△ 54.0	127.3	
普 通 建 設 事 業 費	9,573	5.5	9,387	10.2	18,960	10.0	16,979	5.7	1,981	11.7	△ 33.0	
補 助 事 業 費	9,558	5.5	7,970	8.7	17,528	9.3	15,355	5.1	2,173	14.2	△ 31.2	
単 独 事 業 費	15	0.0	1,417	1.5	1,431	0.8	1,624	0.5	△ 193	△ 11.9	△ 46.3	
積 立 金	55,054	31.5	2,417	2.6	57,472	30.4	129,661	43.4	△ 72,189	△ 55.7	△ 70.9	
貸 付 金	650	0.4	694	0.8	696	0.4	549	0.2	147	26.8	△ 69.2	
そ の 他	716	0.4	506	0.5	1,221	0.5	1,311	0.3	△ 90	△ 6.9	△ 43.2	
合 計	175,041	100.0	91,876	100.0	189,266	100.0	298,971	100.0	△ 109,705	△ 36.7	△ 63.6	

第44表 衛生費の状況

その1 目的別内訳 (単位 百万円・%)

区 分	平 成 30 年 度							平成29年度 純 計 額		比 較		
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額					増 減 額	増減率	前年度 増減率
公 衆 衛 生 費	1,425,551	90.4	2,349,427	48.7	3,646,144	58.5	3,712,088	59.3	△ 65,944	△ 1.8	0.0	
結 核 対 策 費	4,194	0.3	14,248	0.3	18,314	0.3	18,764	0.3	△ 450	△ 2.4	△ 4.0	
保 健 所 費	102,960	6.5	107,380	2.2	209,002	3.4	211,515	3.4	△ 2,513	△ 1.2	4.9	
清 掃 費	44,742	2.8	2,352,099	48.8	2,363,231	37.9	2,320,196	37.0	43,035	1.9	△ 0.2	
合 計	1,577,446	100.0	4,823,154	100.0	6,236,691	100.0	6,262,562	100.0	△ 25,871	△ 0.4	0.1	

その2 性質別内訳 (単位 百万円・%)

区 分	平 成 30 年 度						平成29年度 純 計 額		比 較		
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額				増 減 額	増減率	前年度 増減率
人 件 費	255,739	16.2	805,630	16.7	1,061,369	17.0	1,063,832	17.0	△ 2,463	△ 0.2	0.4
物 件 費	121,929	7.7	2,022,680	41.9	2,144,608	34.4	2,162,174	34.5	△ 17,566	△ 0.8	2.1
扶 助 費	237,095	15.0	215,735	4.5	452,830	7.3	453,498	7.2	△ 668	△ 0.1	1.1
補 助 費 等	553,871	35.1	714,897	14.8	1,151,526	18.5	1,135,652	18.1	15,874	1.4	△ 0.0
普 通 建 設 事 業 費	163,910	10.4	696,587	14.4	815,688	13.1	755,289	12.1	60,399	8.0	△ 5.9
補 助 事 業 費	92,646	5.9	348,676	7.2	416,477	6.7	362,502	5.8	53,975	14.9	△ 12.4
単 独 事 業 費	71,264	4.5	347,238	7.2	399,211	6.4	392,787	6.3	6,424	1.6	1.0
県 営 事 業 負 担 金	－	－	673	－	－	－	－	－	－	－	－
投 資 及 び 出 資 金	23,732	1.5	99,922	2.1	123,653	2.0	131,019	2.1	△ 7,366	△ 5.6	13.6
貸 付 金	100,323	6.4	42,127	0.9	140,591	2.3	175,445	2.8	△ 34,854	△ 19.9	6.0
繰 出 金	8,041	0.5	64,878	1.3	72,918	1.2	72,715	1.2	203	0.3	△ 29.0
そ の 他	112,806	7.2	160,698	3.4	273,508	4.2	312,938	5.0	△ 39,430	△ 12.6	0.9
合 計	1,577,446	100.0	4,823,154	100.0	6,236,691	100.0	6,262,562	100.0	△ 25,871	△ 0.4	0.1

その3 財源内訳 (単位 百万円・%)

区 分	平 成 30 年 度						平成29年度 純 計 額		比 較		
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額				増 減 額	増減率	前年度 増減率
国 庫 支 出 金	315,687	20.0	239,041	5.0	554,728	8.9	578,660	9.2	△ 23,932	△ 4.1	3.6
都 道 府 県 支 出 金	－	－	72,446	1.5	－	－	－	－	－	－	－
使 用 料 ・ 手 数 料	23,173	1.5	360,905	7.5	384,079	6.2	378,784	6.0	5,295	1.4	0.9
分担金・負担金・寄附金	4,315	0.3	56,742	1.2	35,849	0.6	42,282	0.7	△ 6,433	△ 15.2	25.0
地 方 債	59,453	3.8	371,568	7.7	427,081	6.8	481,689	7.7	△ 54,608	△ 11.3	1.3
そ の 他 特 定 財 源	211,066	13.3	242,083	4.9	447,342	7.1	441,011	7.1	6,331	1.4	△ 5.7
一 般 財 源 等	963,752	61.1	3,480,369	72.2	4,387,612	70.4	4,340,136	69.3	47,476	1.1	△ 0.2
合 計	1,577,446	100.0	4,823,154	100.0	6,236,691	100.0	6,262,562	100.0	△ 25,871	△ 0.4	0.1

第45表 公衆衛生費の状況

(単位 百万円・%)

区 分	平 成 30 年 度							平成29年度 純 計 額		比 較		
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額					増 減 額	増減率	前年度 増減率
人 件 費	155,359	10.9	331,422	14.1	486,781	13.4	478,825	12.9	7,956	1.7	1.4	
物 件 費	108,617	7.6	795,249	33.8	903,866	24.8	904,070	24.4	△ 204	△ 0.0	0.7	
扶 助 費	235,731	16.5	213,604	9.1	449,334	12.3	449,860	12.1	△ 526	△ 0.1	1.1	
補 助 費 等	547,984	38.4	650,338	27.7	1,106,023	30.3	1,094,747	29.5	11,276	1.0	1.1	
普 通 建 設 事 業 費	138,870	9.7	129,109	5.5	232,209	6.4	240,220	6.5	△ 8,011	△ 3.3	△ 9.8	
補 助 事 業 費	90,107	6.3	11,373	0.5	76,667	2.1	98,955	2.7	△ 22,288	△ 22.5	△ 19.2	
単 独 事 業 費	48,763	3.4	117,063	5.0	155,542	4.3	141,264	3.8	14,278	10.1	△ 1.7	
県 営 事 業 負 担 金	－	－	672	0.0	－	－	－	－	－	－	－	
投 資 及 び 出 資 金	23,346	1.6	99,708	4.2	123,054	3.4	129,899	3.5	△ 6,845	△ 5.3	13.5	
貸 付 金	98,023	6.9	41,336	1.8	138,594	3.8	172,288	4.6	△ 33,694	△ 19.6	6.4	
繰 出 金	8,041	0.6	64,656	2.8	72,697	2.0	72,540	2.0	157	0.2	△ 29.0	
そ の 他	109,580	7.8	24,005	1.0	133,586	3.6	169,639	4.5	△ 36,053	△ 21.3	0.4	
合 計	1,425,551	100.0	2,349,427	100.0	3,646,144	100.0	3,712,088	100.0	△ 65,944	△ 1.8	0.0	

第46表 結核対策費の状況

(単位 百万円・%)

区 分	平 成 30 年 度							平成29年度 純 計 額		比 較		
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額					増 減 額	増減率	前年度 増減率
人 件 費	1,653	39.4	3,949	27.7	5,603	30.6	5,914	31.5	△ 311	△ 5.3	△ 12.7	
物 件 費	513	12.2	7,260	51.0	7,773	42.4	7,679	40.9	94	1.2	△ 0.7	
扶 助 費	1,364	32.5	2,131	15.0	3,496	19.1	3,639	19.4	△ 143	△ 3.9	△ 0.2	
補 助 費 等	656	15.7	905	6.4	1,434	7.8	1,461	7.8	△ 27	△ 1.8	7.1	
そ の 他	8	0.2	3	0.0	8	0.1	71	0.4	△ 63	△ 88.7	208.7	
合 計	4,194	100.0	14,248	100.0	18,314	100.0	18,764	100.0	△ 450	△ 2.4	△ 4.0	

第47表 保健所費の状況

(単位 百万円・%)

区 分	平 成 30 年 度							平成29年度 純 計 額		比 較		
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額					増 減 額	増減率	前年度 増減率
人 件 費	92,026	89.4	92,357	86.0	184,383	88.2	185,821	87.9	△ 1,438	△ 0.8	2.9	
物 件 費	4,482	4.4	9,654	9.0	14,135	6.8	15,244	7.2	△ 1,109	△ 7.3	6.9	
普 通 建 設 事 業 費	5,274	5.1	3,710	3.5	8,559	4.1	8,673	4.1	△ 114	△ 1.3	77.1	
そ の 他	1,178	1.1	1,659	1.5	1,925	0.9	1,777	0.8	148	8.3	△ 4.3	
合 計	102,960	100.0	107,380	100.0	209,002	100.0	211,515	100.0	△ 2,513	△ 1.2	4.9	

第48表 清掃費の状況

(単位 百万円・%)

区 分	平 成 30 年 度						平成29年度 純 計 額		比 較		
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額				増 減 額	増減率	前年度 増減率
人 件 費	6,702	15.0	377,901	16.1	384,603	16.3	393,271	16.9	△ 8,668	△ 2.2	△ 1.7
物 件 費	8,318	18.6	1,210,517	51.5	1,218,835	51.6	1,235,181	53.2	△ 16,346	△ 1.3	3.1
補 助 費 等	4,362	9.7	62,463	2.7	42,922	1.8	38,450	1.7	4,472	11.6	△ 24.3
普 通 建 設 事 業 費	19,759	44.2	563,768	24.0	574,913	24.3	506,327	21.8	68,586	13.5	△ 4.7
補 助 事 業 費	2,089	4.7	337,078	14.3	339,154	14.4	263,406	11.4	75,748	28.8	△ 9.5
単 独 事 業 費	17,670	39.5	226,688	9.6	235,759	10.0	242,922	10.5	△ 7,163	△ 2.9	1.0
そ の 他	5,601	12.5	137,450	5.7	141,958	6.0	146,967	6.4	△ 5,009	△ 3.4	1.5
合 計	44,742	100.0	2,352,099	100.0	2,363,231	100.0	2,320,196	100.0	43,035	1.9	△ 0.2

第49表 労働費の状況

(単位 百万円・%)

区 分	平 成 30 年 度						平成29年度 純 計 額		比 較		
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額				増 減 額	増減率	前年度 増減率
失 業 対 策 費	7,311	4.8	554	0.5	6,926	2.8	9,690	3.7	△ 2,764	△ 28.5	△ 50.7
そ の 他	144,974	95.2	100,881	99.5	241,861	97.2	253,147	96.3	△ 11,286	△ 4.5	△ 8.5
合 計	152,285	100.0	101,435	100.0	248,787	100.0	262,837	100.0	△ 14,050	△ 5.3	△ 11.3

その2 性質別内訳

(単位 百万円・%)

区 分	平 成 30 年 度						平成29年度 純 計 額		比 較		
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額				増 減 額	増減率	前年度 増減率
人 件 費	57,884	38.0	8,369	8.3	66,253	26.6	66,829	25.4	△ 576	△ 0.9	△ 0.1
物 件 費	48,204	31.7	29,634	29.2	77,838	31.3	78,979	30.0	△ 1,141	△ 1.4	△ 2.3
補 助 費 等	26,846	17.6	19,762	19.5	41,702	16.8	52,507	20.0	△ 10,805	△ 20.6	△ 31.1
普 通 建 設 事 業 費	6,740	4.4	7,028	6.9	13,742	5.5	12,798	4.9	944	7.4	7.4
失 業 対 策 事 業 費	－	－	34	0.0	34	0.0	51	0.0	△ 17	△ 33.3	△ 15.0
補 助 事 業 費	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
単 独 事 業 費	－	－	34	0.0	34	0.0	51	0.0	△ 17	△ 33.3	△ 15.0
積 立 金	4,110	2.7	1,058	1.0	5,168	2.1	4,614	1.8	554	12.0	△ 55.7
貸 付 金	4,201	2.8	34,982	34.5	39,183	15.7	42,279	16.1	△ 3,096	△ 7.3	△ 6.6
そ の 他	4,300	2.8	568	0.6	4,867	2.0	4,780	1.8	87	1.8	3.6
合 計	152,285	100.0	101,435	100.0	248,787	100.0	262,837	100.0	△ 14,050	△ 5.3	△ 11.3

第49表 労働費の状況（つづき）

その3 財源内訳

(単位 百万円・%)

区 分	平 成 30 年 度						平成29年度 純 計 額		比 較		
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額				増 減 額	増減率	前年度 増減率
国 庫 支 出 金	48,755	32.0	2,322	2.3	51,078	20.5	52,804	20.1	△ 1,726	△ 3.3	△ 2.3
都 道 府 県 支 出 金	－	－	3,663	3.6	－	－	－	－	－	－	－
そ の 他 特 定 財 源	14,657	9.6	43,105	42.5	55,776	22.5	64,677	24.6	△ 8,901	△ 13.8	△ 30.5
一 般 財 源 等	88,873	58.4	52,345	51.6	141,933	57.0	145,356	55.3	△ 3,423	△ 2.4	△ 2.5
合 計	152,285	100.0	101,435	100.0	248,787	100.0	262,837	100.0	△ 14,050	△ 5.3	△ 11.3

第50表 失業対策費の状況

(単位 百万円・%)

区 分	平 成 30 年 度								平成29年度 純 計 額		比 較		
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額		増 減 額	増減率			前年度 増減率		
人 件 費	1,028	14.1	31	5.7	1,059	15.3	971	10.0	88	9.1	△ 15.7		
物 件 費	3,727	51.0	360	65.0	4,087	59.0	4,653	48.0	△ 566	△ 12.2	△ 15.0		
補 助 費 等	1,962	26.8	85	15.4	1,108	16.0	3,284	33.9	△ 2,176	△ 66.3	△ 68.6		
失 業 対 策 事 業 費	－	－	34	6.1	34	0.5	51	0.5	△ 17	△ 33.3	△ 15.0		
補 助 事 業 費	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－		
単 独 事 業 費	－	－	34	6.1	34	0.5	51	0.5	△ 17	△ 33.3	△ 15.0		
積 立 金	448	6.1	0	0.0	448	6.5	556	5.7	△ 108	△ 19.4	△ 74.2		
貸 付 金	145	2.0	43	7.8	188	2.7	174	1.8	14	8.0	△ 49.7		
そ の 他	1	0.0	1	0.0	2	0.0	2	0.1	△ 0	△ 26.4	△ 77.8		
合 計	7,311	100.0	554	100.0	6,926	100.0	9,690	100.0	△ 2,764	△ 28.5	△ 50.7		

歳出(目的別)

第51表 農林水産業費の状況

その1 目的別内訳

(単位 百万円・%)

区 分	平 成 30 年 度							平成29年度 純 計 額		比 較		
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額					増 減 額	増減率	前年度 増減率
農 業 費	527,366	22.4	558,165	41.0	906,089	27.9	932,422	28.3	△ 26,333	△ 2.8	5.2	
畜 産 業 費	115,122	4.9	65,171	4.8	152,919	4.7	190,138	5.8	△ 37,219	△ 19.6	41.5	
農 地 費	875,098	37.2	463,328	34.0	1,162,039	35.7	1,126,190	34.1	35,849	3.2	3.8	
林 業 費	577,024	24.5	143,188	10.5	673,073	20.7	667,091	20.2	5,982	0.9	△ 2.1	
水 産 業 費	256,130	10.9	132,286	9.7	357,570	11.0	383,345	11.6	△ 25,775	△ 6.7	△ 0.1	
合 計	2,350,739	100.0	1,362,138	100.0	3,251,691	100.0	3,299,187	100.0	△ 47,496	△ 1.4	4.0	

第51表 農林水産業費の状況（つづき）

その2 性質別内訳 (単位 百万円・%)

区 分	平 成 30 年 度						平成29年度 純 計 額		比 較		
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額				増 減 額	増減率	前年度 増減率
人 件 費	366,459	15.6	232,515	17.1	598,974	18.4	599,792	18.2	△ 818	△ 0.1	0.2
物 件 費	90,731	3.9	132,466	9.7	223,198	6.9	220,270	6.7	2,928	1.3	2.7
補 助 費 等	314,602	13.4	366,507	26.9	470,665	14.5	479,914	14.5	△ 9,249	△ 1.9	4.2
普 通 建 設 事 業 費	1,399,375	59.5	477,743	35.1	1,626,394	50.0	1,671,260	50.7	△ 44,866	△ 2.7	8.0
補 助 事 業 費	1,129,547	48.1	235,211	17.3	1,219,533	37.5	1,263,752	38.3	△ 44,219	△ 3.5	13.9
単 独 事 業 費	178,597	7.6	172,020	12.6	314,685	9.7	317,977	9.6	△ 3,292	△ 1.0	△ 4.4
国直轄事業負担金	91,232	3.9	943	0.1	92,175	2.8	89,531	2.7	2,644	3.0	△ 14.9
県営事業負担金	－	－	69,569	5.1	－	－	－	－	－	－	－
積 立 金	46,358	2.0	13,771	1.0	60,129	1.8	46,960	1.4	13,169	28.0	△ 4.5
貸 付 金	121,720	5.2	16,074	1.2	137,776	4.2	142,357	4.3	△ 4,581	△ 3.2	△ 10.3
繰 出 金	1,105	0.0	100,082	7.3	101,187	3.1	108,230	3.3	△ 7,043	△ 6.5	△ 3.4
そ の 他	10,389	0.4	22,980	1.7	33,368	1.1	30,404	0.9	2,964	9.7	0.7
合 計	2,350,739	100.0	1,362,138	100.0	3,251,691	100.0	3,299,187	100.0	△ 47,496	△ 1.4	4.0

その3 財源内訳 (単位 百万円・%)

区 分	平 成 30 年 度						平成29年度 純 計 額		比 較		
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額				増 減 額	増減率	前年度 増減率
国 庫 支 出 金	857,551	36.5	41,455	3.0	899,006	27.6	888,470	26.9	10,536	1.2	18.1
都 道 府 県 支 出 金	－	－	402,210	29.5	－	－	－	－	－	－	－
分担金・負担金・寄附金	81,838	3.5	13,060	1.0	35,665	1.1	28,446	0.9	7,219	25.4	△ 12.6
地 方 債	339,227	14.4	103,058	7.6	441,679	13.6	426,835	12.9	14,844	3.5	△ 0.6
そ の 他 特 定 財 源	364,206	15.5	109,390	8.0	465,545	14.3	504,015	15.3	△ 38,470	△ 7.6	△ 1.4
一 般 財 源 等	707,917	30.1	692,965	50.9	1,409,796	43.4	1,451,420	44.0	△ 41,624	△ 2.9	0.4
合 計	2,350,739	100.0	1,362,138	100.0	3,251,691	100.0	3,299,187	100.0	△ 47,496	△ 1.4	4.0

第52表 農業費の状況

(単位 百万円・%)

区 分	平 成 30 年 度							平成29年度 純 計 額		比 較		
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額					増 減 額	増減率	前年度 増減率
人 件 費	188,283	35.7	173,605	31.1	361,888	39.9	362,090	38.8	△ 202	△ 0.1	0.4	
物 件 費	39,801	7.5	51,213	9.2	91,014	10.0	92,515	9.9	△ 1,501	△ 1.6	2.7	
補 助 費 等	174,962	33.2	193,211	34.6	244,215	27.0	251,812	27.0	△ 7,597	△ 3.0	9.8	
普 通 建 設 事 業 費	92,646	17.6	119,985	21.5	157,149	17.3	185,340	19.9	△ 28,191	△ 15.2	23.2	
補 助 事 業 費	63,145	12.0	73,169	13.1	95,574	10.5	123,512	13.2	△ 27,938	△ 22.6	39.4	
単 独 事 業 費	29,501	5.6	45,317	8.1	61,575	6.8	61,828	6.6	△ 253	△ 0.4	△0.0	
県営事業負担金	－	－	1,499	0.3	－	－	－	－	－	－	－	
積 立 金	16,432	3.1	4,383	0.8	20,816	2.3	7,899	0.8	12,917	163.5	△ 39.5	
貸 付 金	14,041	2.7	7,193	1.3	21,233	2.3	22,159	2.4	△ 926	△ 4.2	△ 30.7	
繰 出 金	0	0.0	5,872	1.1	5,872	0.6	6,962	0.7	△ 1,090	△ 15.7	3.0	
そ の 他	1,201	0.2	2,703	0.4	3,902	0.6	3,645	0.5	257	7.1	△ 10.3	
合 計	527,366	100.0	558,165	100.0	906,089	100.0	932,422	100.0	△ 26,333	△ 2.8	5.2	

第53表 畜産業費の状況

(単位 百万円・%)

区 分	平 成 30 年 度							平成29年度 純 計 額		比 較		
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額					増 減 額	増減率	前年度 増減率
人 件 費	39,646	34.4	5,267	8.1	44,913	29.4	45,002	23.7	△ 89	△ 0.2	△ 0.9	
物 件 費	14,895	12.9	9,145	14.0	24,040	15.7	23,123	12.2	917	4.0	△ 6.8	
補 助 費 等	17,724	15.4	12,292	18.9	17,089	11.2	19,519	10.3	△ 2,430	△ 12.4	10.2	
普 通 建 設 事 業 費	38,529	33.5	34,711	53.3	58,794	38.4	93,825	49.3	△ 35,031	△ 37.3	138.8	
補 助 事 業 費	27,991	24.3	27,238	41.8	42,547	27.8	73,773	38.8	△ 31,226	△ 42.3	232.1	
単 独 事 業 費	10,538	9.2	7,228	11.1	16,247	10.6	20,052	10.5	△ 3,805	△ 19.0	17.5	
国直轄事業負担金	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
県営事業負担金	－	－	245	0.4	－	－	－	－	－	－	－	
貸 付 金	2,802	2.4	2,542	3.9	5,344	3.5	6,141	3.2	△ 797	△ 13.0	18.2	
そ の 他	1,526	1.4	1,214	1.8	2,739	1.8	2,528	1.3	211	8.3	30.5	
合 計	115,122	100.0	65,171	100.0	152,919	100.0	190,138	100.0	△ 37,219	△ 19.6	41.5	

第54表 農地費の状況

(単位 百万円・%)

区 分	平 成 30 年 度						平成29年度 純 計 額		比 較		
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額				増 減 額	増減率	前年度 増減率
人 件 費	39,308	4.5	24,704	5.3	64,012	5.5	64,735	5.7	△ 723	△ 1.1	0.9
普 通 建 設 事 業 費	758,818	86.7	169,102	36.5	808,678	69.6	777,523	69.0	31,155	4.0	5.0
補 助 事 業 費	627,161	71.7	37,967	8.2	616,433	53.0	586,199	52.1	30,234	5.2	10.9
単 独 事 業 費	51,576	5.9	69,797	15.1	111,220	9.6	110,318	9.8	902	0.8	△ 4.4
国直轄事業負担金	80,081	9.2	943	0.2	81,025	7.0	81,007	7.2	18	0.0	△ 16.1
県営事業負担金	－	－	60,395	13.0	－	－	－	－	－	－	－
そ の 他	76,972	8.8	269,522	58.2	289,349	24.9	283,932	25.3	5,417	1.9	1.2
合 計	875,098	100.0	463,328	100.0	1,162,039	100.0	1,126,190	100.0	35,849	3.2	3.8

第55表 林業費の状況

(単位 百万円・%)

区 分	平 成 30 年 度						平成29年度 純 計 額		比 較		
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額				増 減 額	増減率	前年度 増減率
人 件 費	61,651	10.7	18,513	12.9	80,164	11.9	80,020	12.0	144	0.2	△ 0.4
普 通 建 設 事 業 費	332,278	57.6	68,747	48.0	366,714	54.5	354,209	53.1	12,505	3.5	△ 3.3
補 助 事 業 費	261,180	45.3	34,362	24.0	270,884	40.2	256,993	38.5	13,891	5.4	1.1
単 独 事 業 費	66,572	11.5	32,819	22.9	91,304	13.6	93,024	13.9	△ 1,720	△ 1.8	△ 13.3
国直轄事業負担金	4,526	0.8	－	－	4,526	0.7	4,193	0.6	333	7.9	△ 9.8
県営事業負担金	－	－	1,565	1.1	－	－	－	－	－	－	－
そ の 他	183,095	31.7	55,928	39.1	226,195	33.6	232,862	34.9	△ 6,667	△ 2.9	△ 0.9
合 計	577,024	100.0	143,188	100.0	673,073	100.0	667,091	100.0	5,982	0.9	△ 2.1

第56表 水産業費の状況

(単位 百万円・%)

区 分	平 成 30 年 度						平成29年度 純 計 額		比 較		
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額				増 減 額	増減率	前年度 増減率
人 件 費	37,571	14.7	10,426	7.9	47,997	13.4	47,946	12.5	51	0.1	△ 0.1
物 件 費	15,420	6.0	8,617	6.5	24,037	6.7	24,116	6.3	△ 79	△ 0.3	4.3
補 助 費 等	13,593	5.3	14,290	10.8	24,283	6.8	24,376	6.4	△ 93	△ 0.4	△ 13.0
普 通 建 設 事 業 費	177,103	69.1	85,199	64.4	235,059	65.7	260,362	67.9	△ 25,303	△ 9.7	3.6
補 助 事 業 費	150,069	58.6	62,476	47.2	194,095	54.3	223,276	58.2	△ 29,181	△ 13.1	3.2
単 独 事 業 費	20,409	8.0	16,859	12.7	34,339	9.6	32,755	8.5	1,584	4.8	5.9
国直轄事業負担金	6,625	2.6	－	－	6,625	1.9	4,331	1.1	2,294	53.0	8.3
県営事業負担金	－	－	5,864	4.4	－	－	－	－	－	－	－
貸 付 金	8,864	3.5	4,882	3.7	13,744	3.8	14,306	3.7	△ 562	△ 3.9	△ 26.7
そ の 他	3,579	1.4	8,872	6.7	12,450	3.6	12,239	3.2	211	1.7	△ 11.2
合 計	256,130	100.0	132,286	100.0	357,570	100.0	383,345	100.0	△ 25,775	△ 6.7	△ 0.1

第57表 商工費の状況

その1 性質別内訳

(単位 百万円・%)

区 分	平 成 30 年 度						平成29年度 純 計 額		比 較		
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額				増 減 額	増減率	前年度 増減率
人 件 費	101,636	3.3	152,505	8.9	254,141	5.3	249,899	5.1	4,242	1.7	1.2
物 件 費	91,360	3.0	189,457	11.0	280,817	5.9	266,191	5.4	14,626	5.5	△ 0.7
補 助 費 等	312,546	10.1	270,898	15.8	558,614	11.7	547,188	11.2	11,426	2.1	△ 9.9
普 通 建 設 事 業 費	161,827	5.2	189,383	11.0	335,952	7.1	320,438	6.5	15,514	4.8	5.0
補 助 事 業 費	49,103	1.6	48,319	2.8	97,061	2.0	106,217	2.2	△ 9,156	△ 8.6	27.2
単 独 事 業 費	112,724	3.7	138,597	8.1	238,891	5.0	214,221	4.4	24,670	11.5	△ 3.4
県 営 事 業 負 担 金	－	－	2,468	0.1	－	－	－	－	－	－	－
貸 付 金	2,350,650	76.2	834,424	48.6	3,184,166	66.9	3,391,978	69.2	△ 207,812	△ 6.1	△ 6.5
そ の 他	65,825	2.2	80,787	4.7	146,611	3.1	125,355	2.6	21,256	17.0	△ 10.8
合 計	3,083,844	100.0	1,717,454	100.0	4,760,301	100.0	4,901,049	100.0	△ 140,748	△ 2.9	△ 5.7

その2 財源内訳

(単位 百万円・%)

区 分	平 成 30 年 度						平成29年度 純 計 額		比 較		
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額				増 減 額	増減率	前年度 増減率
国 庫 支 出 金	64,346	2.1	34,199	2.0	98,545	2.1	100,436	2.0	△ 1,891	△ 1.9	2.1
都 道 府 県 支 出 金	－	－	25,159	1.5	－	－	－	－	－	－	－
使 用 料 ・ 手 数 料	12,392	0.4	18,530	1.1	30,922	0.6	29,229	0.6	1,693	5.8	△ 1.9
諸 収 入	2,294,368	74.4	838,667	48.8	3,128,438	65.7	3,344,330	68.2	△ 215,892	△ 6.5	△ 6.5
地 方 債	69,000	2.2	70,674	4.1	138,782	2.9	125,091	2.6	13,691	10.9	5.9
そ の 他 特 定 財 源	94,356	3.1	127,798	7.4	220,147	4.7	178,475	3.7	41,672	23.3	△ 2.5
一 般 財 源 等	549,382	17.8	602,427	35.1	1,143,467	24.0	1,123,488	22.9	19,979	1.8	△ 5.6
合 計	3,083,844	100.0	1,717,454	100.0	4,760,301	100.0	4,901,049	100.0	△ 140,748	△ 2.9	△ 5.7

第58表 土木費の状況

その1 目的別内訳

(単位 百万円・%)

区 分	平 成 30 年 度						平成29年度 純 計 額		比 較		
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額				増 減 額	増減率	前年度 増減率
土 木 管 理 費	229,960	4.1	335,894	5.2	552,887	4.7	552,318	4.6	569	0.1	△ 1.7
道 路 橋 り ょ う 費	2,287,632	41.2	1,841,073	28.2	4,089,606	34.4	4,193,451	35.2	△ 103,845	△ 2.5	△ 0.1
河 川 海 岸 費	1,273,563	22.9	182,940	2.8	1,435,009	12.1	1,323,355	11.1	111,654	8.4	1.4
港 湾 費	303,002	5.5	161,954	2.5	446,288	3.8	451,761	3.8	△ 5,473	△ 1.2	7.1
都 市 計 画 費	975,390	17.6	3,343,755	51.3	4,253,339	35.8	4,238,589	35.6	14,750	0.3	0.1
住 宅 費	431,747	7.8	640,261	9.8	1,040,266	8.8	1,102,479	9.2	△ 62,213	△ 5.6	△ 11.7
空 港 費	52,980	1.0	15,539	0.2	63,241	0.5	57,504	0.5	5,737	10.0	15.3
合 計	5,554,274	100.0	6,521,416	100.0	11,880,636	100.0	11,919,457	100.0	△ 38,821	△ 0.3	△ 0.8

その2 性質別内訳

(単位 百万円・%)

区 分	平 成 30 年 度							平成29年度 純 計 額		比 較		
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額					増 減 額	増減率	前年度 増減率
人 件 費	258,962	4.7	589,544	9.0	848,506	7.1	849,635	7.1	△ 1,129	△ 0.1	0.9	
物 件 費	123,865	2.2	559,949	8.6	683,813	5.8	680,523	5.7	3,290	0.5	3.3	
維 持 補 修 費	420,271	7.6	453,827	7.0	874,098	7.4	904,073	7.6	△ 29,975	△ 3.3	8.8	
補 助 費 等	230,601	4.2	905,732	13.9	1,079,276	9.1	1,000,076	8.4	79,200	7.9	2.5	
普 通 建 設 事 業 費	4,278,187	77.0	3,167,544	48.6	7,309,442	61.5	7,319,662	61.4	△ 10,220	△ 0.1	△ 1.6	
補 助 事 業 費	2,425,338	43.7	1,724,572	26.4	4,129,218	34.8	4,202,659	35.3	△ 73,441	△ 1.7	△ 3.4	
単 独 事 業 費	1,290,380	23.2	1,321,046	20.3	2,554,019	21.5	2,484,834	20.8	69,185	2.8	2.9	
国直轄事業負担金	562,469	10.1	63,736	1.0	626,205	5.3	632,169	5.3	△ 5,964	△ 0.9	△ 6.6	
県営事業負担金	－	－	58,189	0.9	－	－	－	－	－	－	－	
貸 付 金	90,195	1.6	95,776	1.5	184,262	1.6	211,029	1.8	△ 26,767	△ 12.7	△ 4.0	
繰 出 金	73,274	1.3	575,933	8.8	649,207	5.5	707,209	5.9	△ 58,002	△ 8.2	△ 5.5	
そ の 他	78,919	1.4	173,111	2.6	252,032	2.0	247,250	2.1	4,782	1.9	△ 17.9	
合 計	5,554,274	100.0	6,521,416	100.0	11,880,636	100.0	11,919,457	100.0	△ 38,821	△ 0.3	△ 0.8	

その3 財源内訳

(単位 百万円・%)

区 分	平 成 30 年 度						平成29年度 純 計 額		比 較		
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額				増 減 額	増減率	前年度 増減率
国 庫 支 出 金	1,264,279	22.8	786,560	12.1	2,050,840	17.3	2,076,794	17.4	△ 25,954	△ 1.2	0.6
都 道 府 県 支 出 金	－	－	140,111	2.1	－	－	－	－	－	－	－
使 用 料 ・ 手 数 料	144,326	2.6	230,936	3.5	375,262	3.2	374,670	3.1	592	0.2	1.8
分担金・負担金・寄附金	59,076	1.1	27,468	0.4	32,358	0.3	30,983	0.3	1,375	4.4	1.5
地 方 債	1,886,275	34.0	1,100,545	16.9	2,978,858	25.1	2,891,323	24.3	87,535	3.0	△ 1.3
そ の 他 特 定 財 源	691,983	12.3	608,303	9.4	1,231,504	10.2	1,248,034	10.5	△ 16,530	△ 1.3	△ 5.6
一 般 財 源 等	1,508,335	27.2	3,627,493	55.6	5,211,814	43.9	5,297,653	44.4	△ 85,839	△ 1.6	△ 0.1
合 計	5,554,274	100.0	6,521,416	100.0	11,880,636	100.0	11,919,457	100.0	△ 38,821	△ 0.3	△ 0.8

歳
出
(目的別)

第59表 道路橋りょう費の状況

(単位 百万円・%)

区 分	平 成 30 年 度						平成29年度 純 計 額		比 較		
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額				増 減 額	増減率	前年度 増減率
人 件 費	48,282	2.1	126,080	6.8	174,362	4.3	175,077	4.2	△ 715	△ 0.4	1.6
維 持 補 修 費	235,307	10.3	317,457	17.2	552,764	13.5	598,345	14.3	△ 45,581	△ 7.6	12.9
普 通 建 設 事 業 費	1,983,531	86.7	1,232,408	66.9	3,184,545	77.9	3,238,381	77.2	△ 53,836	△ 1.7	△ 0.5
補 助 事 業 費	1,095,199	47.9	551,065	29.9	1,643,858	40.2	1,681,327	40.1	△ 37,469	△ 2.2	0.0
単 独 事 業 費	562,381	24.6	636,922	34.6	1,183,901	28.9	1,178,461	28.1	5,440	0.5	2.0
国直轄事業負担金	325,952	14.2	30,834	1.7	356,786	8.7	378,593	9.0	△ 21,807	△ 5.8	△ 9.4
県営事業負担金	－	－	13,586	0.7	－	－	－	－	－	－	－
そ の 他	20,512	0.9	165,128	9.1	177,935	4.3	181,648	4.3	△ 3,713	△ 2.0	△ 24.7
合 計	2,287,632	100.0	1,841,073	100.0	4,089,606	100.0	4,193,451	100.0	△ 103,845	△ 2.5	△ 0.1

第60表 河川海岸費の状況

(単位 百万円・%)

区 分	平 成 30 年 度						平成29年度 純 計 額		比 較		
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額				増 減 額	増減率	前年度 増減率
人 件 費	29,035	2.3	16,085	8.8	45,120	3.1	45,989	3.5	△ 869	△ 1.9	4.5
維 持 補 修 費	51,443	4.0	16,440	9.0	67,882	4.7	62,914	4.8	4,968	7.9	0.5
普 通 建 設 事 業 費	1,177,327	92.4	128,823	70.4	1,285,914	89.6	1,178,803	89.1	107,111	9.1	1.3
補 助 事 業 費	736,022	57.8	40,549	22.2	770,161	53.7	684,911	51.8	85,250	12.4	1.8
単 独 事 業 費	281,780	22.1	83,535	45.7	355,833	24.8	347,370	26.2	8,463	2.4	2.8
国直轄事業負担金	159,525	12.5	395	0.2	159,920	11.1	146,522	11.1	13,398	9.1	△ 4.4
県営事業負担金	－	－	4,345	2.4	－	－	－	－	－	－	－
そ の 他	15,758	1.3	21,592	11.8	36,093	2.6	35,649	2.6	444	1.2	3.7
合 計	1,273,563	100.0	182,940	100.0	1,435,009	100.0	1,323,355	100.0	111,654	8.4	1.4

第61表 港湾費の状況

(単位 百万円・%)

区 分	平 成 30 年 度						平成29年度 純 計 額		比 較		
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額				増 減 額	増減率	前年度 増減率
人 件 費	11,860	3.9	17,257	10.7	29,118	6.5	29,372	6.5	△ 254	△ 0.9	△ 0.8
維 持 補 修 費	8,799	2.9	8,011	4.9	16,811	3.8	16,250	3.6	561	3.5	△ 0.2
普 通 建 設 事 業 費	232,814	76.8	99,768	61.6	319,629	71.6	322,600	71.4	△ 2,971	△ 0.9	5.6
補 助 事 業 費	118,600	39.1	31,079	19.2	149,311	33.5	155,378	34.4	△ 6,067	△ 3.9	0.9
単 独 事 業 費	62,521	20.6	28,085	17.3	86,261	19.3	80,939	17.9	5,322	6.6	25.1
国直轄事業負担金	51,693	17.1	32,364	20.0	84,057	18.8	86,282	19.1	△ 2,225	△ 2.6	△ 0.6
県営事業負担金	－	－	8,240	5.1	－	－	－	－	－	－	－
そ の 他	49,529	16.4	36,918	22.8	80,730	18.1	83,539	18.5	△ 2,809	△ 3.4	18.4
合 計	303,002	100.0	161,954	100.0	446,288	100.0	451,761	100.0	△ 5,473	△ 1.2	7.1

第62表 都市計画費の状況

その1 目的別内訳

(単位 百万円・%)

区 分	平 成 30 年 度							平成29年度 純 計 額		比 較		
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額					増 減 額	増減率	前年度 増減率
街 路 費	366,938	37.6	444,840	13.3	784,810	18.5	770,507	18.2	14,303	1.9	△ 0.5	
公 園 費	209,258	21.5	537,988	16.1	743,303	17.5	706,813	16.7	36,490	5.2	2.5	
下 水 道 費	256,701	26.3	1,354,565	40.5	1,607,682	37.8	1,625,250	38.3	△ 17,568	△ 1.1	△ 0.3	
区 画 整 理 費 等	142,493	14.6	1,006,362	30.1	1,117,545	26.3	1,136,019	26.8	△ 18,474	△ 1.6	△ 0.4	
合 計	975,390	100.0	3,343,755	100.0	4,253,339	100.0	4,238,589	100.0	14,750	0.3	0.1	

その2 性質別内訳

(単位 百万円・%)

区 分	平 成 30 年 度							平成29年度 純 計 額		比 較		
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額					増 減 額	増減率	前年度 増減率
人 件 費	17,310	1.8	193,036	5.8	210,346	4.9	208,833	4.9	1,513	0.7	0.7	
物 件 費	31,901	3.3	256,630	7.7	288,531	6.8	282,054	6.7	6,477	2.3	2.9	
維 持 補 修 費	34,534	3.5	51,915	1.6	86,449	2.0	82,113	1.9	4,336	5.3	2.3	
補 助 費 等	159,025	16.3	827,700	24.8	977,824	23.0	901,566	21.3	76,258	8.5	2.4	
普 通 建 設 事 業 費	611,795	62.7	1,299,617	38.9	1,855,515	43.6	1,865,136	44.0	△ 9,621	△ 0.5	△ 0.6	
補 助 事 業 費	296,767	30.4	803,089	24.0	1,090,100	25.6	1,140,260	26.9	△ 50,160	△ 4.4	△ 2.4	
単 独 事 業 費	314,054	32.2	466,648	14.0	764,299	18.0	723,923	17.1	40,376	5.6	2.5	
国直轄事業負担金	974	0.1	142	0.0	1,116	0.0	953	0.0	163	17.1	△ 45.4	
県営事業負担金	－	－	29,738	0.9	－	－	－	－	－	－	－	
貸 付 金	9,753	1.0	39,402	1.2	48,147	1.1	49,513	1.2	△ 1,366	△ 2.8	1.2	
繰 出 金	50,475	5.2	541,833	16.2	592,308	13.9	649,189	15.3	△ 56,881	△ 8.8	△ 5.9	
そ の 他	60,597	6.2	133,622	3.8	194,219	4.7	200,185	4.7	△ 5,966	△ 3.0	14.0	
合 計	975,390	100.0	3,343,755	100.0	4,253,339	100.0	4,238,589	100.0	14,750	0.3	0.1	

歳 出 (目的別)

第63表 住宅費の状況

(単位 百万円・%)

区 分	平 成 30 年 度							平成29年度 純 計 額		比 較		
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額					増 減 額	増減率	前年度 増減率
人 件 費	14,739	3.4	59,625	9.3	74,364	7.1	73,348	6.7	1,016	1.4	1.5	
物 件 費	30,107	7.0	83,851	13.1	113,958	11.0	116,680	10.6	△ 2,722	△ 2.3	△ 0.3	
維 持 補 修 費	84,128	19.5	58,461	9.1	142,589	13.7	137,027	12.4	5,562	4.1	2.4	
補 助 費 等	39,158	9.1	32,098	5.0	49,489	4.8	53,445	4.8	△ 3,956	△ 7.4	9.2	
普 通 建 設 事 業 費	202,353	46.9	359,708	56.2	552,103	53.1	613,804	55.7	△ 61,701	△ 10.1	△ 19.3	
補 助 事 業 費	169,301	39.2	284,464	44.4	452,230	43.5	515,038	46.7	△ 62,808	△ 12.2	△ 21.7	
単 独 事 業 費	33,052	7.7	74,867	11.7	99,874	9.6	98,765	9.0	1,109	1.1	△ 3.5	
県 営 事 業 負 担 金	－	－	377	0.1	－	－	－	－	－	－	－	
貸 付 金	45,754	10.6	14,084	2.2	59,820	5.8	66,483	6.0	△ 6,663	△ 10.0	△ 7.1	
そ の 他	15,508	3.5	32,434	5.1	47,943	4.5	41,692	3.8	6,251	15.0	△ 5.7	
合 計	431,747	100.0	640,261	100.0	1,040,266	100.0	1,102,479	100.0	△ 62,213	△ 5.6	△ 11.7	

第64表 消防費の状況

その1 性質別内訳 (単位 百万円・%)

区 分	平 成 30 年 度						平成29年度 純 計 額		比 較		
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額				増 減 額	増減率	前年度 増減率
人 件 費	181,682	78.4	1,189,817	64.2	1,371,499	68.5	1,353,760	67.5	17,739	1.3	1.0
物 件 費	21,287	9.2	195,189	10.5	216,476	10.8	211,440	10.5	5,036	2.4	3.0
普 通 建 設 事 業 費	22,345	9.6	295,855	16.0	315,185	15.7	309,204	15.4	5,981	1.9	△ 11.8
補 助 事 業 費	791	0.3	44,859	2.4	45,650	2.3	55,727	2.8	△ 10,077	△ 18.1	△ 20.1
単 独 事 業 費	21,554	9.3	249,133	13.4	269,534	13.5	253,476	12.6	16,058	6.3	△ 9.7
県 営 事 業 負 担 金	－	－	1,863	0.1	－	－	－	－	－	－	－
そ の 他	6,472	2.8	172,174	9.3	98,016	5.0	131,813	6.6	△ 33,797	△ 25.6	46.4
合 計	231,786	100.0	1,853,035	100.0	2,001,176	100.0	2,006,217	100.0	△ 5,041	△ 0.3	1.0

その2 財源内訳 (単位 百万円・%)

区 分	平 成 30 年 度						平成29年度 純 計 額		比 較		
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額				増 減 額	増減率	前年度 増減率
国 庫 支 出 金	635	0.3	21,654	1.2	22,289	1.1	24,491	1.2	△ 2,202	△ 9.0	△ 22.9
地 方 債	1,423	0.6	192,350	10.4	192,505	9.6	185,984	9.3	6,521	3.5	△ 12.9
そ の 他 特 定 財 源	51,666	22.3	108,412	5.8	61,268	3.1	54,970	2.7	6,298	11.5	△ 6.4
一 般 財 源 等	178,062	76.8	1,530,619	82.6	1,725,114	86.2	1,740,772	86.8	△ 15,658	△ 0.9	3.5
合 計	231,786	100.0	1,853,035	100.0	2,001,176	100.0	2,006,217	100.0	△ 5,041	△ 0.3	1.0

第65表 警察費の状況

その1 性質別内訳 (単位 百万円・%)

区 分	平成30年度 純 計 額		平成29年度 純 計 額		比 較		
					増 減 額	増 減 率	前年度 増減率
人 件 費	2,677,765	81.2	2,668,355	81.8	9,410	0.4	0.4
物 件 費	365,231	11.1	351,701	10.8	13,530	3.8	△ 0.3
補 助 費 等	17,461	0.5	17,702	0.5	△ 241	△ 1.4	△ 8.8
普 通 建 設 事 業 費	216,911	6.6	203,306	6.2	13,605	6.7	△ 3.6
そ の 他	20,829	0.6	19,296	0.7	1,533	7.9	2.1
合 計	3,298,197	100.0	3,260,360	100.0	37,837	1.2	△ 0.0

第65表 警察費の状況（つづき）

その2 財源内訳

（単位 百万円・％）

区 分	平成30年度 純 計 額		平成29年度 純 計 額		比 較		
					増 減 額	増 減 率	前年度 増減率
国 庫 支 出 金	69,565	2.1	68,298	2.1	1,267	1.9	△ 0.8
使 用 料・手 数 料	124,854	3.8	128,597	3.9	△ 3,743	△ 2.9	△ 4.5
諸 収 入	9,589	0.3	9,654	0.3	△ 65	△ 0.7	△ 24.5
地 方 債	81,620	2.5	78,633	2.4	2,987	3.8	△ 7.4
そ の 他 特 定 財 源	29,938	0.9	14,561	0.5	15,377	105.6	△ 5.1
一 般 財 源 等	2,982,631	90.4	2,960,617	90.8	22,014	0.7	0.6
合 計	3,298,197	100.0	3,260,360	100.0	37,837	1.2	△ 0.0

第66表 警察職員数の推移

（単位 人）

区 分	地 方 警 務 官	地 方 警 察 職 員		
		警 察 官	事 務 職 員	計
昭和36年	280	129,482	19,833	149,315
平成12年	570	230,602	29,013	259,615
13	582	229,871	28,939	258,810
14	590	233,583	28,870	262,453
15	599	237,963	28,766	266,729
16	604	241,913	28,857	270,770
17	607	245,374	28,799	274,173
18	610	248,834	28,709	277,543
19	617	251,569	28,572	280,141
20	620	252,917	28,264	281,181
21	623	252,845	28,053	280,898
22	626	253,512	27,797	281,309
23	628	254,318	27,705	282,023
24	628	255,734	27,619	283,353
25	628	256,026	27,618	283,644
26	628	256,828	27,615	284,443
27	628	258,076	27,675	285,751
28	628	259,158	27,813	286,971
29	629	260,431	27,916	288,347
30	629	261,653	27,963	289,616
31	629	261,863	27,986	289,849

※ 地方警務官は警察法施行令第6条の規定に基づく定員数

第67表 教育費の状況

その1 目的別内訳 (単位 百万円・%)

区 分	平 成 30 年 度						平成29年度 純 計 額		比 較		
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額				増 減 額	増減率	前年度 増減率
教 育 総 務 費	2,061,409	20.6	1,047,416	15.0	3,049,161	18.1	3,021,311	17.9	27,850	0.9	1.7
小 学 校 費	2,777,863	27.8	1,926,418	27.5	4,698,580	27.8	4,704,120	27.9	△ 5,540	△ 0.1	1.0
中 学 校 費	1,639,568	16.4	1,072,654	15.3	2,708,898	16.0	2,771,846	16.4	△ 62,948	△ 2.3	0.7
高 等 学 校 費	2,083,719	20.8	149,000	2.1	2,221,334	13.2	2,225,484	13.2	△ 4,150	△ 0.2	△ 2.0
特 別 支 援 学 校 費	850,971	8.5	69,750	1.0	920,351	5.5	893,036	5.3	27,315	3.1	0.7
幼 稚 園 費	6,865	0.1	254,952	3.6	256,029	1.5	251,312	1.5	4,717	1.9	1.3
社 会 教 育 費	193,373	1.9	1,083,394	15.5	1,262,913	7.5	1,263,185	7.5	△ 272	△0.0	2.5
保 健 体 育 費	201,112	2.0	1,315,460	18.8	1,505,483	8.9	1,500,252	8.9	5,231	0.3	1.8
大 学 費	182,727	1.8	76,143	1.1	255,401	1.5	258,050	1.5	△ 2,649	△ 1.0	2.4
合 計	9,997,607	100.0	6,995,187	100.0	16,878,150	100.0	16,888,597	100.0	△ 10,447	△ 0.1	0.9

その2 性質別内訳 (単位 百万円・%)

区 分	平 成 30 年 度						平成29年度 純 計 額		比 較		
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額				増 減 額	増減率	前年度 増減率
人 件 費	7,691,937	76.9	2,405,624	34.4	10,097,561	59.8	10,139,271	60.0	△ 41,710	△ 0.4	△ 0.2
物 件 費	374,322	3.7	2,111,691	30.2	2,486,013	14.7	2,418,504	14.3	67,509	2.8	2.4
維 持 補 修 費	23,962	0.2	99,740	1.4	123,702	0.7	115,477	0.7	8,225	7.1	1.1
扶 助 費、補 助 費 等	1,418,964	14.2	674,992	9.6	2,002,927	11.9	1,958,883	11.6	44,044	2.2	2.7
普 通 建 設 事 業 費	429,801	4.3	1,563,876	22.4	1,971,585	11.7	2,058,955	12.2	△ 87,370	△ 4.2	2.9
補 助 事 業 費	69,298	0.7	527,759	7.5	589,986	3.5	721,726	4.3	△ 131,740	△ 18.3	25.4
単 独 事 業 費	360,503	3.6	1,034,884	14.8	1,381,599	8.2	1,337,229	7.9	44,370	3.3	△ 6.2
県 営 事 業 負 担 金	－	－	1,233	0.0	－	－	－	－	－	－	－
そ の 他	58,621	0.7	139,264	2.0	196,362	1.2	197,507	1.2	△ 1,145	△ 0.6	0.3
合 計	9,997,607	100.0	6,995,187	100.0	16,878,150	100.0	16,888,597	100.0	△ 10,447	△ 0.1	0.9

その3 財源内訳 (単位 百万円・%)

区 分	平 成 30 年 度						平成29年度 純 計 額		比 較		
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額				増 減 額	増減率	前年度 増減率
国 庫 支 出 金	1,797,580	18.0	568,146	8.1	2,365,727	14.0	2,417,617	14.3	△ 51,890	△ 2.1	2.9
都 道 府 県 支 出 金	－	－	129,575	1.9	－	－	－	－	－	－	－
使 用 料・手 数 料	250,434	2.5	83,626	1.2	334,060	2.0	341,937	2.0	△ 7,877	△ 2.3	△ 1.3
分担金・負担金・寄附金	6,421	0.1	52,500	0.8	50,696	0.3	46,701	0.3	3,995	8.6	1.1
地 方 債	245,624	2.5	781,908	11.2	1,021,575	6.1	1,104,683	6.5	△ 83,108	△ 7.5	△ 0.7
そ の 他 特 定 財 源	210,589	2.0	421,342	5.9	616,107	3.6	554,229	3.3	61,878	11.2	0.6
一 般 財 源 等	7,486,959	74.9	4,958,090	70.9	12,489,985	74.0	12,423,430	73.6	66,555	0.5	0.7
合 計	9,997,607	100.0	6,995,187	100.0	16,878,150	100.0	16,888,597	100.0	△ 10,447	△ 0.1	0.9

第68表 小学校費の状況

(単位 百万円・%)

区 分	平 成 30 年 度							平成29年度 純 計 額		比 較		
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額					増 減 額	増減率	前年度 増減率
人 件 費	2,756,351	99.2	744,920	38.7	3,501,271	74.5	3,504,218	74.5	△ 2,947	△ 0.1	0.6	
物 件 費	10,250	0.4	469,174	24.4	479,424	10.2	462,965	9.8	16,459	3.6	2.4	
維 持 補 修 費	－	－	42,593	2.2	42,593	0.9	38,224	0.8	4,369	11.4	0.7	
普 通 建 設 事 業 費	3,078	0.1	599,793	31.1	599,803	12.8	625,445	13.3	△ 25,642	△ 4.1	0.7	
補 助 事 業 費	－	－	235,625	12.2	235,625	5.0	289,029	6.1	△ 53,404	△ 18.5	26.2	
単 独 事 業 費	3,078	0.1	364,169	18.9	364,178	7.8	336,416	7.2	27,762	8.3	△ 14.2	
県営事業負担金	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
そ の 他	8,184	0.3	69,938	3.6	75,489	1.6	73,268	1.6	2,221	3.0	11.0	
合 計	2,777,863	100.0	1,926,418	100.0	4,698,580	100.0	4,704,120	100.0	△ 5,540	△ 0.1	1.0	

第69表 中学校費の状況

(単位 百万円・%)

区 分	平 成 30 年 度							平成29年度 純 計 額		比 較		
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額					増 減 額	増減率	前年度 増減率
人 件 費	1,622,992	99.0	422,421	39.4	2,045,413	75.5	2,070,846	74.7	△ 25,433	△ 1.2	△ 0.2	
物 件 費	11,093	0.7	245,229	22.9	256,322	9.5	252,673	9.1	3,649	1.4	△ 2.9	
維 持 補 修 費	8	0.0	22,473	2.1	22,481	0.8	20,976	0.8	1,505	7.2	2.3	
普 通 建 設 事 業 費	1,401	0.1	317,791	29.6	317,929	11.7	359,101	13.0	△ 41,172	△ 11.5	5.3	
補 助 事 業 費	90	0.0	130,606	12.2	130,696	4.8	168,315	6.1	△ 37,619	△ 22.4	34.2	
単 独 事 業 費	1,311	0.1	187,185	17.5	187,234	6.9	190,786	6.9	△ 3,552	△ 1.9	△ 11.5	
県営事業負担金	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
そ の 他	4,074	0.2	64,740	6.0	66,753	2.5	68,250	2.4	△ 1,497	△ 2.2	22.9	
合 計	1,639,568	100.0	1,072,654	100.0	2,708,898	100.0	2,771,846	100.0	△ 62,948	△ 2.3	0.7	

第70表 高等学校費の状況

(単位 百万円・%)

区 分	平 成 30 年 度							平成29年度 純 計 額		比 較		
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額					増 減 額	増減率	前年度 増減率
人 件 費	1,620,646	77.8	108,320	72.7	1,728,966	77.8	1,742,627	78.3	△ 13,661	△ 0.8	△ 0.6	
物 件 費	144,449	6.9	16,110	10.8	160,559	7.2	157,978	7.1	2,581	1.6	1.6	
維 持 補 修 費	15,915	0.8	1,283	0.9	17,197	0.8	15,169	0.7	2,028	13.4	0.3	
普 通 建 設 事 業 費	172,944	8.3	21,290	14.3	193,654	8.7	186,532	8.4	7,122	3.8	△ 5.0	
補 助 事 業 費	18,244	0.9	703	0.5	18,946	0.9	25,655	1.2	△ 6,709	△ 26.2	58.6	
単 独 事 業 費	154,701	7.4	20,587	13.8	174,708	7.9	160,877	7.2	13,831	8.6	△ 10.7	
県営事業負担金	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
そ の 他	129,765	6.2	1,997	1.3	120,958	5.5	123,178	5.5	△ 2,220	△ 1.8	△ 18.1	
合 計	2,083,719	100.0	149,000	100.0	2,221,334	100.0	2,225,484	100.0	△ 4,150	△ 0.2	△ 2.0	

第71表 社会教育費の状況

(単位 百万円・%)

区 分	平 成 30 年 度						平成29年度 純 計 額		比 較		
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額				増 減 額	増減率	前年度 増減率
人 件 費	47,015	24.3	314,508	29.0	361,523	28.6	364,192	28.8	△ 2,669	△ 0.7	0.2
物 件 費	64,889	33.6	434,524	40.1	499,412	39.5	496,053	39.3	3,359	0.7	1.7
普 通 建 設 事 業 費	54,936	28.4	245,153	22.6	298,143	23.6	300,240	23.8	△ 2,097	△ 0.7	10.3
補 助 事 業 費	9,595	5.0	70,440	6.5	79,949	6.3	92,562	7.3	△ 12,613	△ 13.6	21.4
単 独 事 業 費	45,341	23.4	174,674	16.1	218,194	17.3	207,678	16.4	10,516	5.1	5.9
県営事業負担金	－	－	39	0.0	－	－	－	－	－	－	－
そ の 他	26,533	13.7	89,209	8.3	103,835	8.3	102,700	8.1	1,135	1.1	△ 5.6
合 計	193,373	100.0	1,083,394	100.0	1,262,913	100.0	1,263,185	100.0	△ 272	△ 0.0	2.5

第72表 保健体育費の状況

(単位 百万円・%)

区 分	平 成 30 年 度						平成29年度 純 計 額		比 較		
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額				増 減 額	増減率	前年度 増減率
人 件 費	30,856	15.3	207,906	15.8	238,762	15.9	241,179	16.1	△ 2,417	△ 1.0	△ 0.1
物 件 費	33,807	16.8	705,518	53.6	739,325	49.1	714,449	47.6	24,876	3.5	4.1
維 持 補 修 費	1,072	0.5	15,004	1.1	16,076	1.1	17,139	1.1	△ 1,063	△ 6.2	9.9
普 通 建 設 事 業 費	73,175	36.4	288,940	22.0	355,499	23.6	389,676	26.0	△ 34,177	△ 8.8	2.2
補 助 事 業 費	5,980	3.0	60,427	4.6	65,981	4.4	91,535	6.1	△ 25,554	△ 27.9	10.5
単 独 事 業 費	67,195	33.4	227,319	17.3	289,518	19.2	298,141	19.9	△ 8,623	△ 2.9	△ 0.1
県 営 事 業 負 担 金	－	－	1,194	0.1	－	－	－	－	－	－	－
そ の 他	62,202	31.0	98,092	7.5	155,821	10.3	137,809	9.2	18,012	13.1	△ 8.0
合 計	201,112	100.0	1,315,460	100.0	1,505,483	100.0	1,500,252	100.0	5,231	0.3	1.8
上記の内 体育施設費等 学校給食費	185,244	92.1	529,236	40.2	704,654	46.8	694,321	46.3	10,333	1.5	0.8
	15,868	7.9	786,224	59.8	800,828	53.2	805,932	53.7	△ 5,104	△ 0.6	2.6

第73表 性質別歳出決算額の状況

その1 総括

(単位 百万円・%)

区 分	平成30年度							比較						
	都道府県		市町村		純計額		平成29年度 純計額	増減額	増減率			前年度増減率		
									都道府県	市町村	純計額	都道府県	市町村	純計額
人件費	12,576,907	25.7	9,889,134	17.1	22,466,042	22.9	22,465,161	22.9	881	△ 0.1	0.2	0.0	△ 8.2	12.8 △ 0.0
物件費	1,706,562	3.5	7,863,066	13.6	9,569,628	9.8	9,419,168	9.6	150,460	2.2	1.5	1.6	△ 1.1	△ 0.8 △ 0.8
維持補修費	510,059	1.0	759,030	1.3	1,269,089	1.3	1,279,775	1.3	△ 10,686	1.2	△ 2.2	△ 0.8	5.4	6.9 6.3
扶助費	1,073,843	2.2	13,225,894	22.8	14,299,737	14.6	14,281,366	14.6	18,371	△ 2.5	0.3	0.1	1.7	2.0 1.9
補助費等	13,220,374	27.0	4,254,189	7.3	9,310,750	9.5	9,837,546	10.0	△ 526,796	△ 8.0	3.8	△ 5.4	5.2	2.2 △ 0.0
普通建設事業費	7,764,280	15.9	7,647,627	13.2	14,764,400	15.1	14,320,560	14.6	443,840	9.1	△ 2.8	3.1	△ 0.5	1.0 0.1
うち 補助事業費	3,947,400	8.1	3,321,787	5.7	7,025,221	7.2	7,301,030	7.5	△ 275,809	△ 0.9	△ 8.0	△ 3.8	1.8	3.6 2.5
	単独事業費	3,163,179	6.5	4,126,409	7.1	7,020,799	7.2	6,297,829	6.4	722,970	27.9	1.4	11.5	△ 2.1 △ 0.9 △ 1.6
災害復旧事業費	656,797	1.3	429,542	0.7	1,039,220	1.1	844,775	0.9	194,445	14.7	41.8	23.0	5.9	△ 0.1 3.2
失業対策事業費	－	－	34	0.0	34	0.0	51	0.0	△ 17	－	△ 33.3	△ 33.3	－	△ 15.0 △ 15.0
公債費	6,785,094	13.9	5,587,989	9.6	12,340,653	12.6	12,649,085	12.9	△ 308,432	△ 3.9	△ 0.6	△ 2.4	2.4	△ 1.1 0.8
積立金	963,664	2.0	1,850,230	3.2	2,813,894	2.9	3,116,528	3.2	△ 302,634	△ 23.5	△ 0.4	△ 9.7	△ 20.0	6.6 △ 6.1
投資及び出資金	123,332	0.3	219,244	0.4	342,576	0.3	322,574	0.3	20,002	14.4	2.1	6.2	6.7	2.1 3.6
貸付金	2,754,625	5.6	1,073,684	1.9	3,800,772	3.9	4,089,762	4.2	△ 288,990	△ 6.7	△ 7.6	△ 7.1	△ 6.8	△ 5.8 △ 6.5
繰出金	821,744	1.7	5,181,779	8.9	6,003,523	6.1	5,371,755	5.5	631,768	505.7	△ 1.0	11.8	△ 4.0	△ 1.3 △ 1.4
前年度繰上充用金	－	－	293	0.0	293	0.0	264	0.0	29	－	11.0	11.0	－	4.8 4.8
歳出合計	48,957,281	100.0	57,981,734	100.0	98,020,611	100.0	97,998,369	100.0	22,242	△ 1.0	0.1	0.0	△ 1.5	2.6 △ 0.1
うち 義務的経費	20,435,844	41.7	28,703,017	49.5	49,106,431	50.1	49,395,612	50.4	△ 289,181	△ 1.5	0.1	△ 0.6	△ 4.3	4.8 0.8
	投資的経費	8,421,077	17.2	8,077,202	13.9	15,803,654	16.1	15,165,386	15.5	638,268	9.5	△ 1.2	4.2	△ 0.1 1.0 0.3

(注) 普通建設事業費の補助事業費には受託事業費のうちの補助事業費を含み、単独事業費には同級他団体施行事業負担金及び受託事業費のうちの単独事業費を含む。

歳出
(性質別)

第73表 性質別歳出決算額の状況（つづき）

その2 推 移 (単位 百万円)

区 分	決 算 額						指 数					
	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	25	26	27	28	29	30
人 件 費	22,177,923	22,524,345	22,565,511	22,468,593	22,465,161	22,466,042	100	102	102	101	101	101
物 件 費	8,942,279	9,078,683	9,315,308	9,496,796	9,419,168	9,569,628	100	102	104	106	105	107
維 持 補 修 費	1,126,920	1,184,209	1,161,960	1,203,617	1,279,775	1,269,089	100	105	103	107	114	113
扶 助 費	12,193,168	12,914,930	13,334,340	14,009,833	14,281,366	14,299,737	100	106	109	115	117	117
普通建設事業費	14,191,438	14,778,598	14,183,796	14,306,852	14,320,560	14,764,400	100	104	100	101	101	104
災害復旧事業費	881,731	733,011	729,522	818,265	844,775	1,039,220	100	83	83	93	96	118
失業対策事業費	162	95	67	60	51	34	100	59	41	37	31	21
公 債 費	13,098,572	13,336,755	12,901,432	12,545,458	12,649,085	12,340,653	100	102	98	96	97	94
積 立 金	4,426,304	4,005,932	3,769,208	3,317,538	3,116,528	2,813,894	100	91	85	75	70	64
そ の 他	20,373,531	19,966,241	20,444,081	19,974,452	19,621,900	19,457,914	100	98	100	98	96	96
歳 出 合 計	97,412,028	98,522,799	98,405,225	98,141,464	97,998,369	98,020,611	100	101	101	101	101	101
うち	義務的経費	47,469,663	48,776,031	48,801,283	49,023,884	49,395,612	100	103	103	103	104	103
	投資的経費	15,073,330	15,511,704	14,913,385	15,125,178	15,165,386	100	103	99	100	101	105

(単位 %)

区 分	決 算 額 構 成 比						増 減 率					
	25	26	27	28	29	30	25	26	27	28	29	30
人 件 費	22.8	22.9	22.9	22.9	22.9	22.9	△ 3.6	1.6	0.2	△ 0.4	△ 0.0	0.0
物 件 費	9.2	9.2	9.5	9.7	9.6	9.8	2.5	1.5	2.6	1.9	△ 0.8	1.6
維 持 補 修 費	1.2	1.2	1.2	1.2	1.3	1.3	1.6	5.1	△ 1.9	3.6	6.3	△ 0.8
扶 助 費	12.5	13.1	13.6	14.3	14.6	14.6	1.4	5.9	3.2	5.1	1.9	0.1
普通建設事業費	14.6	15.0	14.4	14.6	14.6	15.1	14.0	4.1	△ 4.0	0.9	0.1	3.1
災害復旧事業費	0.9	0.7	0.7	0.8	0.9	1.1	△ 9.2	△ 16.9	△ 0.5	12.2	3.2	23.0
失業対策事業費	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	15.7	△ 41.4	△ 29.5	△ 10.4	△ 15.0	△ 33.3
公 債 費	13.4	13.5	13.1	12.8	12.9	12.6	0.9	1.8	△ 3.3	△ 2.8	0.8	△ 2.4
積 立 金	4.5	4.1	3.8	3.4	3.2	2.9	△ 3.3	△ 9.5	△ 5.9	△ 12.0	△ 6.1	△ 9.7
そ の 他	20.9	20.3	20.8	20.3	20.0	19.7	△ 2.0	△ 2.0	2.4	△ 2.3	△ 1.8	△ 0.8
歳 出 合 計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	1.0	1.1	△ 0.1	△ 0.3	△ 0.1	0.0
うち	義務的経費	48.7	49.5	49.6	50.0	50.1	△ 1.2	2.8	0.1	0.5	0.8	△ 0.6
	投資的経費	15.5	15.7	15.2	15.4	15.5	12.3	2.9	△ 3.9	1.4	0.3	4.2

第73表 性質別歳出決算額の状況 (つづき)

その3 財源内訳

(単位 百万円・%)

	金 額							構 成 比						
	平成20年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	20	25	26	27	28	29	30
人件費	24,605,245	22,177,923	22,524,345	22,565,511	22,468,593	22,465,161	22,466,042	27.4	22.8	22.9	22.9	22.9	22.9	22.9
財源内訳	1,781,632	1,847,206	1,824,244	1,748,190	1,685,527	1,686,850	1,676,801	2.0	1.9	1.9	1.8	1.7	1.7	1.7
国庫支出金	558,526	152,877	161,039	175,636	154,477	93,117	62,278	0.6	0.2	0.2	0.2	0.2	0.1	0.1
地方債	21,425,106	19,585,408	19,864,262	19,891,771	19,811,339	19,874,479	19,934,345	23.9	20.1	20.2	20.2	20.2	20.3	20.3
一般財源等	839,981	592,432	674,800	749,914	817,250	810,715	792,618	0.9	0.6	0.6	0.7	0.8	0.8	0.8
その他	7,483,777	8,942,279	9,078,683	9,315,308	9,496,796	9,419,168	9,569,628	8.3	9.2	9.2	9.5	9.7	9.6	9.8
物件費	177,399	506,817	401,319	437,662	487,396	435,269	385,442	0.2	0.5	0.4	0.4	0.5	0.4	0.4
財源内訳	2,336	22,826	21,883	25,260	67,249	70,368	53,339	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1	0.1
国庫支出金	6,062,039	6,735,287	7,113,283	7,340,201	7,435,105	7,413,967	7,582,708	6.8	6.9	7.2	7.5	7.6	7.6	7.7
地方債	1,242,003	1,677,349	1,542,198	1,512,185	1,507,046	1,499,564	1,548,139	1.3	1.8	1.6	1.6	1.5	1.5	1.6
一般財源等	982,314	1,126,920	1,184,209	1,161,960	1,203,617	1,279,775	1,269,089	1.1	1.2	1.2	1.2	1.2	1.3	1.3
維持補修費	18,884	43,928	47,181	42,783	46,588	61,383	46,019	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0
財源内訳	-	-	186	579	578	227	999	-	-	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
国庫支出金	775,416	878,677	922,013	908,712	940,135	997,740	989,517	0.9	0.9	0.9	0.9	1.0	1.0	1.0
地方債	188,014	204,315	214,829	209,886	216,316	220,425	232,554	0.2	0.3	0.3	0.3	0.2	0.2	0.3
一般財源等	8,483,609	12,193,168	12,914,930	13,334,340	14,009,833	14,281,366	14,299,737	9.5	12.5	13.1	13.6	14.3	14.6	14.6
扶助費	3,915,907	6,306,575	6,807,032	6,907,566	7,366,936	7,357,070	7,215,341	4.4	6.5	6.9	7.0	7.5	7.5	7.4
財源内訳	-	6,107	7,017	7,448	8,491	8,886	8,569	-	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
国庫支出金	4,206,155	5,253,996	5,456,758	5,794,325	6,016,403	6,335,418	6,526,694	4.7	5.4	5.5	5.9	6.1	6.5	6.7
地方債	361,547	626,490	644,123	625,001	618,003	579,992	549,133	0.4	0.6	0.7	0.7	0.7	0.6	0.5
一般財源等	12,987,873	14,191,438	14,778,598	14,183,796	14,306,852	14,320,560	14,764,400	14.5	14.6	15.0	14.4	14.6	14.6	15.1
普通建設事業費	2,675,650	3,724,549	3,324,263	3,085,680	3,186,331	3,415,938	3,349,363	3.0	3.8	3.4	3.1	3.2	3.5	3.4
財源内訳	5,417,469	4,951,763	5,272,036	5,442,003	5,618,272	5,630,789	5,716,400	6.0	5.1	5.4	5.5	5.7	5.7	5.8
国庫支出金	3,776,220	3,569,738	3,648,232	3,367,336	3,389,136	3,320,769	3,664,177	4.2	3.7	3.7	3.4	3.5	3.4	3.7
地方債	1,118,534	1,945,388	2,534,067	2,288,777	2,113,113	1,953,064	2,034,460	1.3	2.0	2.5	2.4	2.2	2.0	2.2
一般財源等	187,507	881,731	733,011	729,522	818,265	844,775	1,039,220	0.2	0.9	0.7	0.7	0.8	0.9	1.1
災害復旧事業費	111,220	515,353	451,806	465,293	486,121	507,686	567,529	0.1	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.6
財源内訳	50,845	78,954	86,995	75,251	125,789	147,632	265,973	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.2	0.3
国庫支出金	18,554	190,770	132,397	130,457	140,603	130,726	155,372	0.0	0.2	0.1	0.1	0.1	0.1	0.2
地方債	6,888	96,654	61,813	58,521	65,752	58,731	50,346	0.0	0.1	0.0	0.0	0.1	0.1	0.0
一般財源等	2,567	162	95	67	60	51	34	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
失業対策事業費	1,140	-	-	-	-	-	-	0.0	-	-	-	-	-	-
財源内訳	1,054	-	-	-	-	-	-	0.0	-	-	-	-	-	-
国庫支出金	337	161	89	65	50	43	34	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
地方債	36	1	6	2	10	8	-	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	-
一般財源等	13,133,173	13,098,572	13,336,755	12,901,432	12,545,458	12,649,085	12,340,653	14.6	13.4	13.5	13.1	12.8	12.9	12.6
公債費	12,464	12,154	10,092	8,591	8,610	9,061	6,680	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
財源内訳	0	-	-	63	-	-	-	0.0	-	-	0.0	-	-	-
国庫支出金	12,485,105	12,538,491	12,494,166	12,224,555	11,976,916	11,995,654	11,771,219	13.9	12.9	12.7	12.4	12.2	12.2	12.0
地方債	635,604	547,927	832,497	668,223	559,932	644,370	562,754	0.7	0.5	0.8	0.7	0.6	0.7	0.6
一般財源等	2,841,190	4,426,304	4,005,932	3,769,208	3,317,538	3,116,528	2,813,894	3.2	4.5	4.1	3.8	3.4	3.2	2.9
積立金	743,064	1,353,821	1,056,825	922,286	856,574	614,841	295,765	0.8	1.4	1.1	0.9	0.9	0.6	0.3
財源内訳	88,595	49,777	58,909	41,135	26,545	35,777	32,931	0.1	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0
国庫支出金	1,684,919	2,716,812	2,579,350	2,476,451	2,050,869	2,033,550	1,925,815	1.9	2.8	2.6	2.5	2.1	2.1	2.0
地方債	324,612	305,894	310,848	329,336	383,550	432,360	559,383	0.4	0.2	0.3	0.4	0.4	0.5	0.6
一般財源等	18,984,222	20,373,531	19,966,241	20,444,081	19,974,452	19,621,900	19,457,914	21.2	20.9	20.3	20.8	20.3	20.0	19.7
その他	489,516	595,305	758,450	961,671	1,072,786	1,015,326	952,141	0.6	0.7	0.7	1.1	1.2	1.1	1.0
財源内訳	446,466	763,300	277,594	260,025	295,093	257,958	212,498	0.5	0.7	0.2	0.3	0.3	0.3	0.2
国庫支出金	12,544,680	12,999,873	13,423,037	13,964,884	13,805,376	13,819,644	14,000,710	13.9	13.3	13.7	14.3	14.0	14.1	14.3
地方債	5,503,560	6,015,053	5,507,160	5,257,501	4,801,197	4,528,972	4,292,565	6.2	6.2	5.7	5.1	4.8	4.5	4.2
一般財源等	89,691,477	97,412,028	98,522,799	98,405,225	98,141,464	97,998,369	98,020,611	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
歳出合計	9,926,876	14,905,708	14,681,212	14,579,722	15,196,869	15,103,424	14,495,081	11.1	15.3	14.9	14.8	15.5	15.4	14.8
財源内訳	6,565,291	6,025,604	5,885,659	6,027,400	6,296,494	6,244,754	6,352,987	7.3	6.2	6.0	6.1	6.4	6.4	6.5
国庫支出金	62,978,531	64,469,213	65,633,587	66,098,757	65,565,932	65,921,990	66,550,591	70.2	66.2	66.6	67.2	66.8	67.3	67.9
地方債	10,220,779	12,011,503	12,322,341	11,699,346	11,082,169	10,728,201	10,621,952	11.4	12.3	12.5	11.9	11.3	10.9	10.8
一般財源等	46,222,026	47,469,663	48,776,031	48,801,283	49,023,884	49,395,612	49,106,431	51.5	48.7	49.5	49.6	50.0	50.4	50.1
うち義務的経費	5,710,004	8,165,936	8,641,367	8,664,347	9,061,073	9,052,980	8,898,822	6.4	8.4	8.8	8.8	9.2	9.2	9.1
財源内訳	558,527	158,985	168,056	183,147	162,968	102,003	70,847	0.6	0.2	0.2	0.2	0.2	0.1	0.1
国庫支出金	38,116,366	37,377,894	37,815,186	37,910,650	37,804,658	38,205,550	38,232,258	42.5	38.4	38.4	38.5	38.5	39.0	39.0
地方債	1,837,129	1,766,848	2,151,422	2,043,139	1,995,185	2,035,079	1,904,504	2.0	1.7	2.1	2.1	2.1	2.1	1.9
一般財源等	13,177,947	15,073,330	15,511,704	14,913,385	15,125,178	15,165,386	15,803,654	14.7	15.5	15.7	15.2	15.4	15.5	16.1
うち投資的経費	2,788,010	4,239,902	3,776,069	3,550,973	3,672,452	3,923,624	3,916,892	3.1	4.4	3.8	3.6	3.7	4.0	4.0
財源内訳	5,469,369	5,030,717	5,359,031	5,517,254	5,744,061	5,778,421	5,982,373	6.1	5.2	5.4	5.6	5.9	5.9	6.1
国庫支出金	3,795,110	3,760,669	3,780,717	3,497,857	3,529,789	3,451,538	3,819,583	4.2	3.9	3.8	3.6	3.6	3.5	3.9
地方債	1,125,458	2,042,042	2,595,887	2,347,301	2,178,876	2,011,803	2,084,806	1.3	2.0	2.7	2.4	2.2	2.1	2.1
一般財源等														
その他														

歳出(性質別)

第74表 団体区分別性質別歳出の状況

区 分			義 務 的 経 費	人 件 費	扶 助 費	公 債 費	普通建設事業費	う ち 補助事業費	う ち 単独事業費	物 件 費	貸 付 金	そ の 他	歳出合計
決 算 額 (億 円)	平 成 30 年 度	政 令 指 定 都 市	80,977	28,347	36,531	16,098	15,104	6,505	8,052	12,956	5,743	23,464	138,244
		中 核 市	42,427	12,002	22,551	7,874	9,626	4,402	4,977	10,247	1,387	16,559	80,246
		施 行 時 特 例 市	13,752	4,408	7,029	2,315	3,514	1,482	1,970	3,847	437	6,090	27,640
		都 市	101,586	32,934	47,139	21,513	29,411	12,830	15,809	30,820	2,476	58,924	223,217
		中 都 市	44,099	13,608	22,573	7,918	10,813	4,611	5,958	12,868	1,185	22,820	91,785
		小 都 市	57,486	19,325	24,565	13,595	18,598	8,219	9,851	17,952	1,291	36,105	131,432
		町 村	23,244	9,665	7,250	6,330	11,115	5,448	5,387	10,601	370	22,286	67,616
		町村 (1万人以上)	15,465	6,051	5,608	3,806	6,223	2,945	3,120	6,513	204	13,948	42,353
		町村 (1万人未満)	7,780	3,614	1,642	2,524	4,892	2,503	2,267	4,088	165	8,339	25,264
		合 計	261,985	87,355	120,500	54,130	68,769	30,668	36,196	68,471	10,413	127,325	536,963
平 成 29 年 度	政 令 指 定 都 市	80,286	28,335	36,035	15,915	14,518	6,589	7,414	13,101	6,344	23,394	137,643	
	中 核 市	38,867	10,939	20,727	7,200	9,101	4,108	4,766	8,925	1,346	14,698	72,937	
	施 行 時 特 例 市	16,920	5,261	8,714	2,945	4,261	1,902	2,299	4,510	609	7,132	33,432	
	都 市	102,267	33,045	47,375	21,847	31,501	14,606	16,140	30,895	2,672	57,937	225,272	
	中 都 市	44,492	13,728	22,706	8,059	12,108	5,334	6,515	13,105	1,349	21,759	92,813	
	小 都 市	57,774	19,317	24,669	13,788	19,393	9,272	9,625	17,789	1,323	36,180	132,459	
	町 村	23,410	9,674	7,358	6,378	11,971	6,367	5,333	10,294	401	22,100	68,176	
	町村 (1万人以上)	15,674	6,103	5,692	3,878	6,561	3,340	3,058	6,368	234	13,604	42,441	
	町村 (1万人未満)	7,737	3,571	1,666	2,500	5,409	3,027	2,275	3,926	167	8,496	25,735	
	合 計	261,749	87,254	120,209	54,286	71,352	33,572	35,952	67,725	11,372	125,263	537,461	
構 成 比 (%)	平 成 30 年 度	政 令 指 定 都 市	30.9	32.5	30.3	29.7	22.0	21.2	22.2	18.9	55.2	18.4	25.7
		中 核 市	16.2	13.7	18.7	14.5	14.0	14.4	13.7	15.0	13.3	13.0	14.9
		施 行 時 特 例 市	5.2	5.0	5.8	4.3	5.1	4.8	5.4	5.6	4.2	4.8	5.1
		都 市	38.8	37.7	39.1	39.7	42.8	41.8	43.7	45.0	23.8	46.3	41.6
		中 都 市	16.8	15.6	18.7	14.6	15.7	15.0	16.5	18.8	11.4	17.9	17.1
		小 都 市	21.9	22.1	20.4	25.1	27.0	26.8	27.2	26.2	12.4	28.4	24.5
		町 村	8.9	11.1	6.0	11.7	16.2	17.8	14.9	15.5	3.5	17.5	12.6
		町村 (1万人以上)	5.9	6.9	4.7	7.0	9.0	9.6	8.6	9.5	2.0	11.0	7.9
		町村 (1万人未満)	3.0	4.1	1.4	4.7	7.1	8.2	6.3	6.0	1.6	6.5	4.7
		合 計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
平 成 29 年 度	政 令 指 定 都 市	30.7	32.5	30.0	29.3	20.3	19.6	20.6	19.3	55.8	18.7	25.6	
	中 核 市	14.8	12.5	17.2	13.3	12.8	12.2	13.3	13.2	11.8	11.7	13.6	
	施 行 時 特 例 市	6.5	6.0	7.2	5.4	6.0	5.7	6.4	6.7	5.4	5.7	6.2	
	都 市	39.1	37.9	39.4	40.2	44.1	43.5	44.9	45.6	23.5	46.3	41.9	
	中 都 市	17.0	15.7	18.9	14.8	17.0	15.9	18.1	19.4	11.9	17.4	17.3	
	小 都 市	22.1	22.1	20.5	25.4	27.2	27.6	26.8	26.3	11.6	28.9	24.6	
	町 村	8.9	11.1	6.1	11.7	16.8	19.0	14.8	15.2	3.5	17.6	12.7	
	町村 (1万人以上)	6.0	7.0	4.7	7.1	9.2	9.9	8.5	9.4	2.1	10.9	7.9	
	町村 (1万人未満)	3.0	4.1	1.4	4.6	7.6	9.0	6.3	5.8	1.5	6.8	4.8	
	合 計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	
増 減 額 (億 円)	平 成 30 年 度	政 令 指 定 都 市	691	12	496	183	586	△ 84	638	△ 146	△ 601	70	600
		中 核 市	3,560	1,062	1,824	674	525	294	211	1,322	41	1,860	7,308
		施 行 時 特 例 市	△ 3,168	△ 852	△ 1,685	△ 631	△ 748	△ 420	△ 329	△ 662	△ 172	△ 1,042	△ 5,791
		都 市	△ 681	△ 111	△ 236	△ 334	△ 2,090	△ 1,776	△ 331	△ 75	△ 196	987	△ 2,055
		中 都 市	△ 393	△ 120	△ 132	△ 141	△ 1,295	△ 723	△ 557	△ 238	△ 163	1,061	△ 1,028
		小 都 市	△ 288	8	△ 104	△ 193	△ 795	△ 1,052	227	163	△ 32	△ 74	△ 1,027
		町 村	△ 166	△ 10	△ 108	△ 48	△ 856	△ 919	54	307	△ 31	186	△ 560
		町村 (1万人以上)	△ 209	△ 52	△ 84	△ 73	△ 339	△ 395	62	145	△ 29	343	△ 89
		町村 (1万人未満)	43	43	△ 24	24	△ 517	△ 525	△ 8	162	△ 2	△ 157	△ 471
		合 計	236	101	291	△ 156	△ 2,583	△ 2,905	244	746	△ 958	2,061	△ 497
増 減 率 (%)	平 成 30 年 度	政 令 指 定 都 市	0.9	0.0	1.4	1.2	4.0	△ 1.3	8.6	△ 1.1	△ 9.5	0.3	0.4
		中 核 市	9.2	9.7	8.8	9.4	5.8	7.2	4.4	14.8	3.0	12.7	10.0
		施 行 時 特 例 市	△ 18.7	△ 16.2	△ 19.3	△ 21.4	△ 17.5	△ 22.1	△ 14.3	△ 14.7	△ 28.2	△ 14.6	△ 17.3
		都 市	△ 0.7	△ 0.3	△ 0.5	△ 1.5	△ 6.6	△ 12.2	△ 2.1	△ 0.2	△ 7.3	1.7	△ 0.9
		中 都 市	△ 0.9	△ 0.9	△ 0.6	△ 1.8	△ 10.7	△ 13.6	△ 8.6	△ 1.8	△ 12.1	4.9	△ 1.1
		小 都 市	△ 0.5	0.0	△ 0.4	△ 1.4	△ 4.1	△ 11.4	2.4	0.9	△ 2.4	△ 0.2	△ 0.8
		町 村	△ 0.7	△ 0.1	△ 1.5	△ 0.8	△ 7.2	△ 14.4	1.0	3.0	△ 7.8	0.8	△ 0.8
		町村 (1万人以上)	△ 1.3	△ 0.9	△ 1.5	△ 1.9	△ 5.2	△ 11.8	2.0	2.3	△ 12.5	2.5	△ 0.2
		町村 (1万人未満)	0.6	1.2	△ 1.4	1.0	△ 9.6	△ 17.3	△ 0.3	4.1	△ 1.2	△ 1.8	△ 1.8
		合 計	0.1	0.1	0.2	△ 0.3	△ 3.6	△ 8.7	0.7	1.1	△ 8.4	1.6	△ 0.1

第75表 一般財源の充当状況

その1 総括

(単位 百万円・%)

区 分	平成30年度						平成29年度						比 較		
	都道府県		市町村		純計額		都道府県		市町村		純計額		増減額	増減率	前年度増減率
一般財源	31,475,373	100.0	31,586,573	100.0	60,104,940	100.0	31,241,260	100.0	31,419,116	100.0	59,210,431	100.0	894,509	1.5	0.2
義務的経費	15,685,125	49.8	15,315,472	48.5	33,041,233	55.0	15,676,981	50.2	15,311,776	48.7	32,842,419	55.5	198,814	0.6	0.6
人件費	9,480,080	30.1	7,377,275	23.4	17,227,738	28.7	9,375,347	30.0	7,373,748	23.5	17,084,585	28.9	143,153	0.8	△ 0.2
扶助費	491,103	1.6	3,569,247	11.3	5,640,525	9.4	498,309	1.6	3,501,402	11.1	5,446,079	9.2	194,446	3.6	4.8
公債費	5,713,942	18.2	4,368,949	13.8	10,172,969	16.9	5,803,325	18.6	4,436,627	14.1	10,311,755	17.4	△ 138,786	△ 1.3	△ 0.3
投資的経費	1,537,742	4.9	1,775,095	5.6	3,300,975	5.5	1,209,904	3.9	1,734,713	5.5	2,967,026	5.0	333,949	11.3	△ 2.7
普通建設事業費	1,513,488	4.8	1,683,337	5.3	3,166,670	5.3	1,186,365	3.8	1,674,783	5.3	2,854,614	4.8	312,056	10.9	△ 2.5
災害復旧事業費	24,254	0.1	91,730	0.3	134,276	0.2	23,539	0.1	59,894	0.2	112,375	0.2	21,901	19.5	△ 7.5
失業対策事業費	－	－	28	0.0	29	0.0	－	－	36	0.0	37	0.0	△ 8	△ 21.6	△ 14.0
その他の経費	13,280,401	42.2	12,975,129	41.1	21,172,406	35.2	13,414,616	42.9	12,863,760	41.0	20,858,698	35.2	313,708	1.5	△ 0.3
歳出合計	30,503,268	96.9	30,065,696	95.2	57,514,614	95.7	30,301,501	97.0	29,910,249	95.2	56,668,143	95.7	846,471	1.5	0.1
翌年度への繰越額	972,105	3.1	1,520,878	4.8	2,590,326	4.3	939,759	3.0	1,508,867	4.8	2,542,288	4.3	48,038	1.9	3.2

(注)「翌年度への繰越額」には、翌年度へ繰り越された事業費に充当すべき財源を含む。

その2 推移

(単位 百万円)

区 分	平成25年度充当額	平成26年度充当額	平成27年度充当額	平成28年度充当額	平成29年度充当額	平成30年度充当額
一般財源	55,654,103	57,272,934	59,287,318	59,094,931	59,210,431	60,104,940
義務的経費	30,742,372	31,527,916	32,523,809	32,652,826	32,842,419	33,041,233
人件費	16,108,502	16,561,568	17,065,288	17,111,547	17,084,585	17,227,738
扶助費	4,321,278	4,549,500	4,970,991	5,196,517	5,446,079	5,640,525
公債費	10,312,591	10,416,847	10,487,530	10,344,761	10,311,755	10,172,969
投資的経費	3,093,055	3,152,124	3,000,836	3,048,766	2,967,026	3,300,975
普通建設事業費	2,936,019	3,041,665	2,888,861	2,927,281	2,854,614	3,166,670
災害復旧事業費	156,903	110,384	111,920	121,442	112,375	134,276
失業対策事業費	133	74	56	43	37	29
その他の経費	19,188,870	20,041,103	21,181,937	20,929,338	20,858,698	21,172,406
歳出合計	53,024,297	54,721,143	56,706,582	56,630,930	56,668,143	57,514,614
翌年度への繰越額	2,629,806	2,551,791	2,580,736	2,464,002	2,542,288	2,590,326

(単位 %)

区 分	指 数						構 成 比					
	25	26	27	28	29	30	25	26	27	28	29	30
一般財源	100	103	107	106	106	108	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
義務的経費	100	103	106	106	107	107	55.2	55.0	54.9	55.3	55.5	55.0
人件費	100	103	106	106	106	107	28.9	28.9	28.8	29.0	28.9	28.7
扶助費	100	105	115	120	126	131	7.8	7.9	8.4	8.8	9.2	9.4
公債費	100	101	102	100	100	99	18.5	18.2	17.7	17.5	17.4	16.9
投資的経費	100	102	97	99	96	107	5.6	5.5	5.1	5.2	5.0	5.5
普通建設事業費	100	104	98	100	97	108	5.3	5.3	4.9	5.0	4.8	5.3
災害復旧事業費	100	70	71	77	72	86	0.3	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2
失業対策事業費	100	56	42	32	28	22	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
その他の経費	100	104	110	109	109	110	34.5	35.0	35.6	35.3	35.2	35.2
歳出合計	100	103	107	107	107	108	95.3	95.5	95.6	95.8	95.7	95.7
翌年度への繰越額	100	97	98	94	97	98	4.7	4.5	4.4	4.2	4.3	4.3

歳
出
(
性
質
別
)

第76表 人件費の状況

その1 人件費の内訳 (単位 百万円・%)

区 分	平 成 30 年 度						平成29年度 純 計 額		比 較		
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額				増 減 額	増減率	前年度 増減率
議 員 報 酬 等	36,963	0.3	189,778	1.9	226,741	1.0	226,968	1.0	△ 227	△ 0.1	△ 0.7
委 員 等 報 酬	243,193	1.9	556,627	5.6	799,820	3.6	786,798	3.5	13,022	1.7	2.2
特 別 職 給 与	3,952	0.0	64,634	0.7	68,586	0.3	68,202	0.3	384	0.6	0.7
職 員 給	9,225,804	73.4	6,700,869	67.8	15,926,673	70.9	15,920,733	70.9	5,940	0.0	0.2
基 本 給	6,031,777	48.0	4,392,286	44.4	10,424,062	46.4	10,452,606	46.5	△ 28,544	△ 0.3	△ 0.2
そ の 他 の 手 当	3,193,598	25.4	2,299,170	23.2	5,492,768	24.4	5,457,867	24.3	34,901	0.6	1.0
臨 時 職 員 給 与	429	0.0	9,414	0.1	9,843	0.0	10,260	0.0	△ 417	△ 4.1	△ 2.5
地 方 公 務 員 共 済 組 合 等 負 担 金	1,879,765	14.9	1,450,763	14.7	3,330,528	14.8	3,354,734	14.9	△ 24,206	△ 0.7	2.2
退 職 金	1,058,009	8.4	815,845	8.2	1,873,854	8.3	1,872,978	8.3	876	0.0	△ 6.4
恩 給 及 び 退 職 年 金	7,527	0.1	1,042	0.0	8,569	0.0	10,021	0.0	△ 1,452	△ 14.5	△ 14.1
災 害 補 償 費	15,205	0.1	13,420	0.1	28,625	0.1	27,458	0.1	1,167	4.3	3.5
そ の 他	106,489	0.9	96,156	1.0	202,646	1.0	197,269	1.0	5,377	2.7	0.8
合 計	12,576,907	100.0	9,889,134	100.0	22,466,042	100.0	22,465,161	100.0	881	0.0	△ 0.0

その2 財源内訳 (単位 百万円・%)

区 分	平 成 30 年 度						平成29年度 純 計 額		比 較		
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額				増 減 額	増減率	前年度 増減率
国 庫 支 出 金	1,326,764	10.5	332,627	3.4	1,676,801	7.5	1,686,850	7.5	△ 10,049	△ 0.6	0.1
使 用 料 ・ 手 数 料	301,666	2.4	249,431	2.5	561,226	2.5	572,181	2.5	△ 10,955	△ 1.9	△ 1.0
地 方 債	56,701	0.5	5,577	0.1	62,278	0.3	93,117	0.4	△ 30,839	△ 33.1	△ 39.7
そ の 他 特 定 財 源	100,946	0.8	362,175	3.6	231,392	1.0	238,534	1.1	△ 7,142	△ 3.0	△ 0.4
一 般 財 源 等	10,790,830	85.8	8,939,324	90.4	19,934,345	88.7	19,874,479	88.5	59,866	0.3	0.3
合 計	12,576,907	100.0	9,889,134	100.0	22,466,042	100.0	22,465,161	100.0	881	0.0	△ 0.0

その3 団体区分別内訳 (単位 百万円・%)

区 分	平成30年度		平成29年度		増 減 額	増 減 率	前 年 度 増 減 率
	決 算 額	構 成 比	決 算 額	構 成 比			
都 道 府 県	12,576,907	25.7	12,593,615	25.5	△ 16,708	△ 0.1	△ 8.2
市 町 村	9,889,134	17.1	9,871,546	17.0	17,588	0.2	12.8
政 令 指 定 都 市	2,834,697	20.5	2,833,484	20.6	1,213	0.0	65.6
中 核 市	1,200,150	15.0	1,093,927	15.0	106,223	9.7	0.1
施 行 時 特 例 市	440,826	15.9	526,072	15.7	△ 85,246	△ 16.2	0.4
中 都 市	1,360,824	14.8	1,372,775	14.8	△ 11,951	△ 0.9	0.2
小 都 市	1,932,542	14.7	1,931,731	14.6	811	0.0	△ 0.1
町 村	966,455	14.3	967,425	14.2	△ 970	△ 0.1	0.3
一 部 事 務 組 合 等	839,387	43.0	844,681	43.4	△ 5,294	△ 0.6	△ 2.7
特 別 区	595,501	15.9	593,764	16.2	1,737	0.3	△ 0.7
合 計	22,466,042	22.9	22,465,161	22.9	881	0.0	△ 0.0

(注) 平成30年度及び平成29年度の構成比は、団体区分別の歳出総額に対するものである。

第77表 人件費中の職員給の状況

その1 目的別内訳

(単位 百万円・%)

区 分	平 成 30 年 度						平 成 29 年 度						比 較								
	都道府県			市 町 村		純 計 額		都道府県			市 町 村		純 計 額		増減額	増 減 率			前年度増減率		
																都道 府県	市町村	純計額	都道 府県	市町村	純計額
議会関係	13,766	0.1	56,996	0.9	70,762	0.4	13,595	0.1	56,784	0.8	70,379	0.4	383	1.3	0.4	0.5	△ 1.0	0.1	△ 0.1		
総務関係	391,455	4.2	1,407,743	21.0	1,799,198	11.3	391,139	4.2	1,410,025	21.1	1,801,163	11.3	△ 1,965	0.1	△ 0.2	△ 0.1	△ 0.5	0.5	0.3		
民生関係	171,298	1.9	1,204,197	18.0	1,375,495	8.6	171,381	1.9	1,194,685	17.9	1,366,066	8.6	9,429	△ 0.0	0.8	0.7	0.1	0.3	0.3		
衛生関係	201,001	2.2	637,344	9.5	838,345	5.3	199,586	2.2	641,184	9.6	840,770	5.3	△ 2,425	0.7	△ 0.6	△ 0.3	△ 0.0	△ 0.2	△ 0.1		
労働関係	40,709	0.4	6,006	0.1	46,715	0.3	41,039	0.4	6,055	0.1	47,093	0.3	△ 378	△ 0.8	△ 0.8	△ 0.8	0.1	△ 0.8	0.0		
農林水産 業 関 係	295,878	3.2	174,111	2.6	469,989	3.0	297,716	3.2	173,767	2.6	471,483	3.0	△ 1,494	△ 0.6	0.2	△ 0.3	△ 0.7	0.1	△ 0.4		
商工関係	81,050	0.9	119,745	1.8	200,795	1.3	80,223	0.9	117,012	1.8	197,235	1.2	3,560	1.0	2.3	1.8	△ 1.4	2.3	0.7		
土木関係	206,306	2.2	475,477	7.1	681,783	4.3	210,431	2.3	471,144	7.1	681,574	4.3	209	△ 2.0	0.9	0.0	1.3	△ 0.1	0.3		
警察関係	2,070,748	22.4	－	－	2,070,748	13.0	2,057,198	22.3	－	－	2,057,198	12.9	13,550	0.7	－	0.7	0.5	－	0.5		
消防関係	146,917	1.6	926,688	13.8	1,073,606	6.7	145,197	1.6	914,194	13.7	1,059,391	6.7	14,215	1.2	1.4	1.3	0.6	1.0	0.9		
教育関係	5,606,674	60.8	1,692,562	25.3	7,299,236	45.8	5,631,310	61.0	1,697,071	25.4	7,328,381	46.0	△ 29,145	△ 0.4	△ 0.3	△ 0.4	△ 12.7	93.9	0.1		
合 計	9,225,804	100.0	6,700,869	100.0	15,926,673	100.0	9,238,813	100.0	6,681,920	100.0	15,920,733	100.0	5,940	△ 0.1	0.3	0.0	△ 8.0	14.4	0.2		

歳出(性質別)

その2 平均給料月額状況(普通会計分)

(単位 円・%)

区 分	平成31年4月1日現在							平成30年4月1日現在						
	全団体	都道府県	政令指定都市	都市	町村	特別区	一部事務組合等	全団体	都道府県	政令指定都市	都市	町村	特別区	一部事務組合等
一 行 政 職	317,775	325,365	319,895	316,496	302,587	304,486	318,205	318,639	327,050	319,966	316,919	302,667	307,876	318,292
高 等 学 校 教 育 職	374,191	374,301	371,129	381,983	312,630	386,339	347,084	375,275	375,279	374,610	382,118	315,806	394,708	346,664
小・中 学 校 教 育 職	355,362	358,882	347,616	298,223	282,819	317,758	—	357,441	361,178	348,988	298,915	285,792	318,638	—
消 防 職	299,781	309,600	306,056	300,640	285,806	—	292,467	299,044	308,771	305,523	300,011	285,416	—	291,489
警 察 職	321,712	321,712	—	—	—	—	—	320,732	320,732	—	—	—	—	—

区 分	増減率							前年度増減率						
	全団体	都道府県	政令指定都市	都市	町村	特別区	一部事務組合等	全団体	都道府県	政令指定都市	都市	町村	特別区	一部事務組合等
一 行 政 職	△ 0.3	△ 0.5	△ 0.0	△ 0.1	△ 0.0	△ 1.1	△ 0.0	△ 0.3	△ 0.5	0.2	△ 0.2	△ 0.3	△ 0.4	△ 0.0
高 等 学 校 教 育 職	△ 0.3	△ 0.3	△ 0.9	△ 0.0	△ 1.0	△ 2.1	0.1	△ 0.5	△ 0.5	△ 0.4	△ 0.5	△ 2.7	2.8	△ 0.8
小・中 学 校 教 育 職	△ 0.6	△ 0.6	△ 0.4	△ 0.2	△ 1.0	△ 0.3	—	△ 0.7	△ 0.7	△ 0.4	△ 0.6	△ 1.1	△ 0.1	—
消 防 職	0.2	0.3	0.2	0.2	0.1	—	0.3	0.2	0.3	0.2	0.1	△ 0.3	—	0.3
警 察 職	0.3	0.3	—	—	—	—	—	0.1	0.1	—	—	—	—	—

第78表 地方公務員数の状況

その1 総括 (単位 人・%)

区 分	平成31年4月1日現在						平成30年4月1日現在						比 較		
	都道府県		市町村		全団体		都道府県		市町村		全団体		増減	増減率	前年度増減率
	職員数	構成比	職員数	構成比	職員数	構成比	職員数	構成比	職員数	構成比	職員数	構成比			
一般行政関係職員	231,615	17.7	687,979	63.8	919,594	38.5	230,361	17.6	685,319	63.7	915,680	38.4	3,914	0.4	0.4
議 会 ・ 総 務	47,871	3.7	190,322	17.6	238,193	10.0	47,028	3.6	188,497	17.5	235,525	9.9	2,668	1.1	0.7
税 務	15,759	1.2	49,246	4.6	65,005	2.7	15,769	1.2	49,512	4.6	65,281	2.7	△ 276	△ 0.4	△ 0.2
民 生	25,923	2.0	208,232	19.3	234,155	9.8	25,560	2.0	206,912	19.2	232,472	9.8	1,683	0.7	0.5
衛 生	29,688	2.3	98,056	9.1	127,744	5.3	29,609	2.3	98,791	9.2	128,400	5.4	△ 656	△ 0.5	△ 0.2
労 働	4,497	0.3	1,011	0.1	5,508	0.2	4,484	0.3	1,012	0.1	5,496	0.2	12	0.2	△ 0.2
農 林 水 産	49,036	3.7	30,037	2.8	79,073	3.3	49,229	3.8	30,114	2.8	79,343	3.3	△ 270	△ 0.3	△ 0.1
商 工	11,241	0.9	19,946	1.8	31,187	1.3	11,110	0.9	19,378	1.8	30,488	1.3	699	2.3	2.1
土 木	47,600	3.6	91,129	8.4	138,729	5.8	47,572	3.6	91,103	8.5	138,675	5.8	54	0.0	0.4
教 育 関 係 職 員	770,714	58.8	247,421	22.9	1,018,135	42.6	767,986	58.8	248,345	23.1	1,016,331	42.6	1,804	0.2	△ 0.6
教 員	704,260	53.7	146,528	13.6	850,788	35.6	703,543	53.8	145,909	13.6	849,452	35.6	1,336	0.2	△ 0.5
高 等 学 校	156,257	11.9	9,861	0.9	166,118	7.0	157,299	12.0	9,928	0.9	167,227	7.0	△ 1,109	△ 0.7	△ 1.1
義 務 教 育	473,606	36.1	107,437	10.0	581,043	24.3	472,687	36.2	106,451	9.9	579,138	24.3	1,905	0.3	△ 0.4
そ の 他	74,397	5.7	29,230	2.7	103,627	4.3	73,557	5.6	29,530	2.7	103,087	4.3	540	0.5	0.2
そ の 他	66,454	5.1	100,893	9.4	167,347	7.0	64,443	4.9	102,436	9.5	166,879	7.0	468	0.3	△ 1.3
警 察 関 係 職 員	289,849	22.1	－	－	289,849	12.1	289,616	22.2	－	－	289,616	12.2	233	0.1	0.4
警 察 官	261,863	20.0	－	－	261,863	11.0	261,653	20.0	－	－	261,653	11.0	210	0.1	0.5
そ の 他	27,986	2.1	－	－	27,986	1.2	27,963	2.1	－	－	27,963	1.2	23	0.1	0.2
消 防 関 係 職 員	18,867	1.4	143,206	13.3	162,073	6.8	18,861	1.4	142,748	13.3	161,609	6.8	464	0.3	0.6
合 計	1,311,045	100.0	1,078,606	100.0	2,389,651	100.0	1,306,824	100.0	1,076,412	100.0	2,383,236	100.0	6,415	0.3	△ 0.0

(注) 特別支援学校の小・中学校に係る教員は、「教員」の「その他」に計上している。

その2 推移 (単位 千人・%)

区 分	昭和36年5月31日		平成29年4月1日		平成30年4月1日		平成31年4月1日		指 数			
	職員数	構成比	職員数	構成比	職員数	構成比	職員数	構成比	S36.5.31	H29.4.1	H30.4.1	H31.4.1
一般行政関係職員	676	39.6	912	38.3	916	38.4	920	38.5	100	135	136	136
民 生	85	5.0	231	9.7	232	9.7	234	9.8	100	272	273	275
衛 生	74	4.3	129	5.4	128	5.4	128	5.4	100	174	173	173
労 働	18	1.1	6	0.3	5	0.2	6	0.3	100	33	28	33
土 木	107	6.3	138	5.8	139	5.8	139	5.8	100	129	130	130
そ の 他	392	23.0	408	17.1	412	17.3	413	17.3	100	104	105	105
教 育 関 係 職 員	842	49.4	1,023	42.9	1,016	42.6	1,018	42.6	100	121	121	121
義 務 教 育 職 員	572	33.5	586	24.6	579	24.3	581	24.3	100	102	101	102
高等学校職員	104	6.1	169	7.1	167	7.0	166	6.9	100	163	161	160
学校給食職員	29	1.7	7	0.3	6	0.3	6	0.3	100	24	21	21
そ の 他	137	8.0	261	10.9	264	11.1	265	11.1	100	191	193	193
警 察 関 係 職 員	149	8.7	288	12.1	290	12.2	290	12.1	100	193	195	195
警 察 官	129	7.6	260	10.9	262	11.0	262	11.0	100	202	203	203
そ の 他	20	1.2	28	1.2	28	1.2	28	1.2	100	140	140	140
消 防 関 係 職 員	39	2.3	161	6.8	162	6.8	162	6.8	100	413	415	415
合 計	1,706	100.0	2,384	100.0	2,383	100.0	2,390	100.0	100	140	140	140

第79表 物件費の状況

(単位 百万円・%)

区 分		平 成 30 年 度						平成29年度 純 計 額		比 較		
		都 道 府 県		市 町 村		純 計 額				増 減 額	増減率	前年度 増減率
賃 金		30,279	1.8	509,287	6.5	539,566	5.6	538,524	5.7	1,042	0.2	0.6
旅 費		84,971	5.0	65,493	0.8	150,465	1.6	149,197	1.6	1,268	0.8	△ 1.0
交 際 費		254	0.0	2,812	0.0	3,066	0.0	3,089	0.0	△ 23	△ 0.7	△ 2.7
需 用 費		334,598	19.6	1,317,439	16.8	1,652,036	17.3	1,633,868	17.3	18,168	1.1	0.8
役 務 費		129,275	7.6	345,805	4.4	475,081	5.0	464,414	4.9	10,667	2.3	0.9
備 品 購 入 費		28,296	1.7	128,533	1.6	156,829	1.6	155,416	1.6	1,413	0.9	△ 5.8
委 託 料		843,667	49.4	4,723,069	60.1	5,566,736	58.2	5,499,315	58.4	67,421	1.2	△ 1.6
そ の 他		255,222	14.9	770,628	9.8	1,025,849	10.7	975,345	10.5	50,504	5.2	0.2
合 計		1,706,562	100.0	7,863,066	100.0	9,569,628	100.0	9,419,168	100.0	150,460	1.6	△ 0.8

第80表 維持補修費の状況

(単位 百万円・%)

区 分	平 成 30 年 度							平 成 29 年 度 純 計 額		比 較		
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額					増 減 額	増減率	前年度 増減率
総 務 費	23,452	4.6	30,267	4.0	53,719	4.2	51,941	4.1	1,778	3.4	4.4	
衛 生 費	2,245	0.4	118,112	15.6	120,357	9.5	117,666	9.2	2,691	2.3	△ 2.0	
保 健 所 費	289	0.1	356	0.0	644	0.1	640	0.1	4	0.6	9.0	
清 掃 費	230	0.0	108,137	14.2	108,367	8.5	106,853	8.3	1,514	1.4	△ 2.5	
そ の 他	1,726	0.3	9,619	1.4	11,346	0.9	10,173	0.8	1,173	11.5	2.1	
農 林 水 産 業 費	8,815	1.7	18,455	2.4	27,270	2.1	25,571	2.0	1,699	6.6	7.3	
農 業 費	1,113	0.2	2,321	0.3	3,434	0.3	3,414	0.3	20	0.6	3.9	
畜 産 業 費	479	0.1	444	0.1	923	0.1	913	0.1	10	1.1	△ 5.0	
農 地 費	1,790	0.4	10,170	1.3	11,960	0.9	10,705	0.8	1,255	11.7	4.9	
林 業 費	1,857	0.4	4,390	0.6	6,247	0.5	5,520	0.4	727	13.2	8.4	
水 産 業 費	3,576	0.7	1,130	0.1	4,706	0.4	5,020	0.4	△ 314	△ 6.3	17.0	
土 木 費	420,271	82.4	453,827	59.8	874,098	68.9	904,073	70.6	△ 29,975	△ 3.3	8.8	
道路橋りょう費	235,307	46.1	317,457	41.8	552,764	43.6	598,345	46.8	△ 45,581	△ 7.6	12.9	
河 川 海 岸 費	51,443	10.1	16,440	2.2	67,882	5.3	62,914	4.9	4,968	7.9	0.5	
都 市 計 画 費	34,534	6.8	51,915	6.8	86,449	6.8	82,113	6.4	4,336	5.3	2.3	
住 宅 費	84,128	16.5	58,461	7.7	142,589	11.2	137,027	10.7	5,562	4.1	2.4	
そ の 他	14,859	2.9	9,554	1.3	24,414	2.0	23,674	1.8	740	3.1	△ 0.8	
警 察 費	20,824	4.1	－	－	20,824	1.6	19,290	1.5	1,534	8.0	2.1	
消 防 費	5,055	1.0	10,302	1.4	15,358	1.2	14,404	1.1	954	6.6	6.7	
教 育 費	23,962	4.7	99,740	13.1	123,702	9.7	115,477	9.0	8,225	7.1	1.1	
小 学 校 費	－	－	42,593	5.6	42,593	3.4	38,224	3.0	4,369	11.4	0.7	
中 学 校 費	8	0.0	22,473	3.0	22,481	1.8	20,976	1.6	1,505	7.2	2.3	
高 等 学 校 費	15,915	3.1	1,283	0.2	17,197	1.4	15,169	1.2	2,028	13.4	0.3	
そ の 他	8,039	1.6	33,391	4.3	41,431	3.1	41,108	3.2	323	0.8	1.3	
そ の 他	5,435	1.1	28,327	3.7	33,761	2.8	31,353	2.5	2,408	7.7	△ 4.4	
合 計	510,059	100.0	759,030	100.0	1,269,089	100.0	1,279,775	100.0	△ 10,686	△ 0.8	6.3	

歳
出
(
性
質
別
)

第81表 扶助費の状況

(単位 百万円・%)

区 分	平 成 30 年 度						平成29年度 純 計 額		比 較		
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額				増 減 額	増減率	前年度 増減率
民 生 費	798,264	74.3	12,700,847	96.0	13,499,111	94.4	13,509,164	94.6	△ 10,053	△ 0.1	1.6
社 会 福 祉 費	238,974	22.3	3,172,694	24.0	3,411,668	23.9	3,523,032	24.7	△ 111,364	△ 3.2	△ 1.4
老 人 福 祉 費	9,795	0.9	197,851	1.5	207,646	1.5	216,808	1.5	△ 9,162	△ 4.2	△ 1.4
児 童 福 祉 費	366,175	34.1	5,850,668	44.2	6,216,843	43.5	6,059,681	42.4	157,162	2.6	5.0
生 活 保 護 費	179,944	16.8	3,472,109	26.3	3,652,053	25.5	3,706,495	26.0	△ 54,442	△ 1.5	△ 0.3
災 害 救 助 費	3,376	0.3	7,526	0.1	10,901	0.1	3,149	0.0	7,752	246.2	△ 60.2
衛 生 費	237,095	22.1	215,735	1.6	452,830	3.2	453,498	3.2	△ 668	△ 0.1	1.1
結 核 対 策 費	1,364	0.1	2,131	0.0	3,496	0.0	3,639	0.0	△ 143	△ 3.9	△ 0.2
そ の 他	235,731	22.0	213,604	1.6	449,334	3.2	449,859	3.2	△ 525	△ 0.1	1.1
教 育 費	38,482	3.6	309,308	2.3	347,789	2.4	318,697	2.2	29,092	9.1	17.7
小 学 校 費	－	－	40,915	0.3	40,915	0.3	40,415	0.3	500	1.2	10.6
中 学 校 費	8	0.0	39,738	0.3	39,746	0.3	42,402	0.3	△ 2,656	△ 6.3	10.1
保 健 体 育 費	211	0.0	32,318	0.2	32,530	0.2	32,293	0.2	237	0.7	0.5
そ の 他	38,263	3.6	196,337	1.5	234,598	1.6	203,587	1.4	31,011	15.2	24.4
そ の 他	2	0.0	4	0.1	7	0.0	7	0.0	△ 0	△ 11.2	△ 50.0
合 計	1,073,843	100.0	13,225,894	100.0	14,299,737	100.0	14,281,366	100.0	18,371	0.1	1.9

第82表 補助費等の状況

(単位 百万円・%)

区 分	平成 30 年度				平成 29 年度				増減額		増減率		前年度 増減率	
	都道 府県	市町村	合 計		都道 府県	市町村	合 計							
			単 純	純 計			単 純	純 計	単 純	純 計	単純	純計	単純	純計
負 担 金 ・ 寄 附 金	2,831,502	632,439	3,463,941	…	2,786,068	612,889	3,398,956	…	64,985	…	1.9	…	2.8	…
補 助 交 付 金	9,553,757	1,611,717	11,165,473	…	10,704,493	1,604,310	12,308,803	…	△1,143,330	…	△ 9.3	…	6.2	…
そ の 他	835,115	2,010,033	2,845,149	…	884,797	1,881,029	2,765,826	…	79,323	…	2.9	…	△ 0.7	…
合 計	13,220,374	4,254,189	17,474,563	9,310,750	14,375,358	4,098,228	18,473,585	9,837,546	△ 999,022	△ 526,796	△ 5.4	△ 5.4	4.5	△ 0.0
うち公営企業（法適用） に 対 す る も の	440,326	1,350,048	1,790,374		411,331	1,305,942	1,717,273		73,101		4.3		2.4	

第83表 普通建設事業費の状況

その1 性質別内訳

(単位 百万円・%)

区 分	平 成 30 年 度						平成29年度 純 計 額		比 較		
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額				増 減 額	増減率	前年度 増減率
補 助 事 業 費	3,947,400	50.8	3,321,787	43.4	7,025,221	47.6	7,301,030	51.0	△ 275,809	△ 3.8	2.5
単 独 事 業 費	3,163,179	40.7	4,126,409	54.0	7,020,799	47.6	6,297,829	44.0	722,970	11.5	△ 1.6
国直轄事業負担金	653,701	8.4	64,679	0.8	718,380	4.9	721,700	5.0	△ 3,320	△ 0.5	△ 7.7
県 営 事 業 負 担 金	－	－	134,752	1.8	－	－	－	－	－	－	－
合 計	7,764,280	100.0	7,647,627	100.0	14,764,400	100.0	14,320,560	100.0	443,840	3.1	0.1

その2 財源内訳

(単位 百万円・%)

区 分	平 成 30 年 度						平成29年度 純 計 額		比 較		
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額				増 減 額	増減率	前年度 増減率
国 庫 支 出 金	2,059,647	26.5	1,289,656	16.9	3,349,363	22.7	3,415,938	23.9	△ 66,575	△ 1.9	7.2
分担金・負担金・寄附金	139,642	1.8	42,961	0.6	97,206	0.7	90,372	0.6	6,834	7.6	△ 16.2
財 産 収 入	11,811	0.2	9,901	0.1	21,715	0.1	26,067	0.2	△ 4,352	△ 16.7	22.0
地 方 債	2,732,780	35.2	2,966,278	38.8	5,716,400	38.7	5,630,789	39.3	85,611	1.5	0.2
そ の 他 特 定 財 源	1,097,651	14.1	1,299,068	16.9	1,915,539	13.0	1,836,625	12.8	78,914	4.3	△ 7.4
一 般 財 源 等	1,722,749	22.2	2,039,763	26.7	3,664,177	24.8	3,320,769	23.2	343,408	10.3	△ 2.0
合 計	7,764,280	100.0	7,647,627	100.0	14,764,400	100.0	14,320,560	100.0	443,840	3.1	0.1

歳
出
(性質別)

第83表 普通建設事業費の状況（つづき）

その3 目的別内訳 (単位 百万円・%)

区 分	平 成 30 年 度							平成29年度 純 計 額		比 較						
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額		増減額			増 減 率			前年度増減率			
										都道 府県	市町村	純計額	都道 府県	市町村	純計額	
総 務 費	347,469	4.5	707,654	9.3	954,050	6.5	940,065	6.6	13,985	△ 8.3	7.3	1.5	△ 4.8	1.3	△ 1.4	
民 生 費	194,786	2.5	531,957	7.0	652,525	4.4	717,747	5.0	△ 65,222	△ 4.5	△ 10.4	△ 9.1	△ 4.2	11.5	7.2	
社 会 福 祉 費	42,458	0.5	62,347	0.8	103,727	0.7	117,675	0.8	△ 13,948	△ 6.9	△ 15.5	△ 11.9	△ 0.7	△ 3.7	△ 2.8	
老 人 福 祉 費	68,324	0.9	78,974	1.0	124,389	0.8	157,877	1.1	△ 33,488	△ 22.1	△ 26.3	△ 21.2	3.3	△ 2.8	△ 3.5	
児 童 福 祉 費	74,384	1.0	379,184	5.0	403,339	2.7	423,628	3.0	△ 20,289	12.6	△ 5.0	△ 4.8	△ 10.7	21.8	18.2	
そ の 他	9,620	0.1	11,452	0.2	21,070	0.2	18,567	0.1	2,503	104.9	△ 17.9	13.5	△ 42.7	△ 24.0	△ 30.1	
衛 生 費	163,910	2.1	696,587	9.1	815,688	5.5	755,289	5.3	60,399	△ 6.7	11.1	8.0	△ 16.7	△ 2.4	△ 5.9	
清 掃 費	19,759	0.3	563,768	7.4	574,913	3.9	506,327	3.5	68,586	9.8	13.4	13.5	△ 8.6	△ 4.1	△ 4.7	
そ の 他	144,151	1.8	132,819	1.7	240,775	1.6	248,962	1.8	△ 8,187	△ 8.6	2.5	△ 3.3	△ 17.5	4.3	△ 8.2	
労 働 費	6,740	0.1	7,028	0.1	13,742	0.1	12,798	0.1	944	3.5	11.7	7.4	0.7	15.4	7.4	
農 林 水 産 業 費	1,399,375	18.0	477,743	6.2	1,626,394	11.0	1,671,260	11.7	△ 44,866	0.7	△ 12.4	△ 2.7	6.2	12.8	8.0	
農 業 費	92,646	1.2	119,985	1.6	157,149	1.1	185,340	1.3	△ 28,191	△ 4.5	△ 16.4	△ 15.2	9.6	28.3	23.2	
畜 産 業 費	38,529	0.5	34,711	0.5	58,794	0.4	93,825	0.7	△ 35,031	△ 38.1	△ 34.3	△ 37.3	124.7	162.6	138.8	
農 地 費	758,818	9.8	169,102	2.2	808,678	5.5	777,523	5.4	31,155	5.3	△ 3.3	4.0	5.6	2.3	5.0	
林 業 費	332,278	4.3	68,747	0.9	366,714	2.5	354,209	2.5	12,505	3.7	△ 2.9	3.5	△ 4.1	△ 1.3	△ 3.3	
水 産 業 費	177,103	2.3	85,199	1.1	235,059	1.6	260,362	1.8	△ 25,303	△ 6.3	△ 17.4	△ 9.7	8.1	△ 5.0	3.6	
商 工 費	161,827	2.1	189,383	2.5	335,952	2.3	320,438	2.2	15,514	6.3	1.5	4.8	△ 6.8	19.7	5.0	
土 木 費	4,278,187	55.1	3,167,544	41.4	7,309,442	49.5	7,319,662	51.1	△ 10,220	2.4	△ 3.3	△ 0.1	△ 0.7	△ 2.7	△ 1.6	
道 路 橋 り ょ う 費	1,983,531	25.5	1,232,408	16.1	3,184,545	21.6	3,238,381	22.6	△ 53,836	△ 1.3	△ 2.0	△ 1.7	△ 1.5	1.1	△ 0.5	
河 川 海 岸 費	1,177,327	15.2	128,823	1.7	1,285,914	8.7	1,178,803	8.2	107,111	10.7	△ 1.5	9.1	0.7	7.8	1.3	
港 湾 費	232,814	3.0	99,768	1.3	319,629	2.2	322,600	2.3	△ 2,971	0.3	△ 4.2	△ 0.9	8.6	△ 1.8	5.6	
都 市 計 画 費	611,795	7.9	1,299,617	17.0	1,855,515	12.6	1,865,136	13.0	△ 9,621	7.1	△ 3.8	△ 0.5	△ 0.6	△ 0.5	△ 0.6	
街 路 費	360,109	4.6	405,267	5.3	738,691	5.0	722,927	5.0	15,764	1.8	2.3	2.2	3.1	△ 2.7	0.1	
公 園 費	134,819	1.7	243,614	3.2	376,585	2.6	353,491	2.5	23,094	27.1	△ 2.4	6.5	16.9	△ 1.5	3.6	
下 水 道 費	4,688	0.1	15,777	0.2	17,368	0.1	19,617	0.1	△ 2,249	△ 12.2	△ 12.6	△ 11.5	△ 15.5	18.6	16.6	
区 画 整 理 費 等	112,180	1.4	634,958	8.3	722,871	4.9	769,101	5.4	△ 46,230	5.5	△ 7.6	△ 6.0	△ 20.9	0.8	△ 3.4	
住 宅 費	202,353	2.6	359,708	4.7	552,103	3.7	613,804	4.3	△ 61,701	△ 14.7	△ 7.4	△ 10.1	△ 12.7	△ 22.3	△ 19.3	
そ の 他	70,367	0.9	47,220	0.6	111,736	0.7	100,938	0.7	10,798	7.6	9.6	10.7	21.9	19.0	24.2	
消 防 費	22,345	0.3	295,855	3.9	315,185	2.1	309,204	2.2	5,981	△ 0.5	2.3	1.9	9.0	△ 13.1	△ 11.8	
教 育 費	429,801	5.5	1,563,876	20.4	1,971,585	13.4	2,058,955	14.4	△ 87,370	6.7	△ 6.8	△ 4.2	△ 1.8	4.1	2.9	
小 学 校 費	3,078	0.0	599,793	7.8	599,803	4.1	625,445	4.4	△ 25,642	1.5	△ 4.1	△ 4.1	54.5	0.7	0.7	
中 学 校 費	1,401	0.0	317,791	4.2	317,929	2.2	359,101	2.5	△ 41,172	△ 17.2	△ 11.5	△ 11.5	△ 18.4	5.4	5.3	
高 等 学 校 費	172,944	2.2	21,290	0.3	193,654	1.3	186,532	1.3	7,122	9.7	△ 26.4	3.8	△ 13.7	111.0	△ 5.0	
社 会 教 育 費	54,936	0.7	245,153	3.2	298,143	2.0	300,240	2.1	△ 2,097	10.4	△ 2.9	△ 0.7	11.8	10.0	10.3	
保 健 体 育 費	73,175	0.9	288,940	3.8	355,499	2.4	389,676	2.7	△ 34,177	5.6	△ 11.9	△ 8.8	2.9	2.4	2.2	
大 学 費	26,011	0.3	9,980	0.1	35,991	0.2	40,741	0.3	△ 4,750	△ 16.0	1.9	△ 11.7	23.1	△ 1.4	16.1	
そ の 他	98,256	1.4	80,929	1.0	170,566	1.2	157,220	1.1	13,346	8.5	9.5	8.5	4.6	△ 2.4	1.7	
そ の 他	759,840	9.8	10,000	0.1	769,837	5.2	215,142	1.4	554,695	272.7	△ 11.4	257.8	△ 3.5	1.0	△ 3.3	
合 計	7,764,280	100.0	7,647,627	100.0	14,764,400	100.0	14,320,560	100.0	443,840	9.1	△ 2.8	3.1	△ 0.5	1.0	0.1	

第84表 普通建設事業費中の補助事業費の状況

その1 目的別内訳

(単位 百万円・%)

区 分	平 成 30 年 度							比 較										
	都道府県			市 町 村		純 計 額		平成29年度 純 計 額		増減額			増 減 率			前年度増減率		
													都道 府県	市町村	純計額	都道 府県	市町村	純計額
総 務 費	22,789	0.6	135,817	4.1	153,412	2.2	170,162	2.3	△ 16,750	△ 44.3	1.8	△ 9.8	△ 17.6	16.0	7.4			
民 生 費	91,398	2.3	255,734	7.7	306,558	4.4	351,676	4.8	△ 45,118	△ 22.4	△ 14.7	△ 12.8	△ 1.0	22.3	17.0			
社 会 福 祉 費	23,764	0.6	14,445	0.4	37,786	0.5	46,072	0.6	△ 8,286	△ 11.6	△ 28.1	△ 18.0	41.4	44.3	41.8			
老 人 福 祉 費	21,983	0.6	22,699	0.7	28,231	0.4	48,523	0.7	△ 20,292	△ 38.1	△ 43.4	△ 41.8	5.9	0.8	△ 1.0			
児 童 福 祉 費	36,089	0.9	210,134	6.3	222,524	3.2	241,229	3.3	△ 18,705	△ 28.7	△ 7.9	△ 7.8	△ 13.0	29.2	22.9			
そ の 他	9,562	0.2	8,456	0.3	18,017	0.3	15,852	0.2	2,165	103.9	△ 24.8	13.7	△ 42.6	△ 23.6	△ 30.7			
衛 生 費	92,646	2.3	348,676	10.5	416,477	5.9	362,502	5.0	53,975	△ 14.9	23.6	14.9	△ 21.4	△ 8.1	△ 12.4			
清 掃 費	2,089	0.1	337,078	10.1	339,154	4.8	263,406	3.6	75,748	△ 63.2	30.8	28.8	52.0	△ 10.3	△ 9.5			
そ の 他	90,557	2.2	11,598	0.4	77,323	1.1	99,096	1.4	△ 21,773	△ 12.2	△ 52.5	△ 22.0	△ 23.4	23.6	△ 19.2			
労 働 費	3,574	0.1	840	0.0	4,409	0.1	5,610	0.1	△ 1,201	△ 11.0	△ 47.3	△ 21.4	△ 2.3	354.1	25.8			
農 林 水 産 業 費	1,129,547	28.6	235,211	7.1	1,219,533	17.4	1,263,752	17.3	△ 44,219	0.7	△ 21.3	△ 3.5	11.6	23.3	13.9			
農 業 費	63,145	1.6	73,169	2.2	95,574	1.4	123,512	1.7	△ 27,938	△ 8.6	△ 23.1	△ 22.6	24.4	37.9	39.4			
畜 産 業 費	27,991	0.7	27,238	0.8	42,547	0.6	73,773	1.0	△ 31,226	△ 41.9	△ 38.2	△ 42.3	217.4	223.4	232.1			
農 地 費	627,161	15.9	37,967	1.1	616,433	8.8	586,199	8.0	30,234	5.7	△ 11.5	5.2	10.8	15.6	10.9			
林 業 費	261,180	6.6	34,362	1.0	270,884	3.9	256,993	3.5	13,891	5.2	△ 1.3	5.4	0.3	△ 1.8	1.1			
水 産 業 費	150,069	3.8	62,476	1.9	194,095	2.8	223,276	3.1	△ 29,181	△ 8.2	△ 23.9	△ 13.1	7.7	△ 6.0	3.2			
商 工 費	49,103	1.2	48,319	1.5	97,061	1.4	106,217	1.5	△ 9,156	2.7	△ 21.0	△ 8.6	△ 10.6	100.4	27.2			
土 木 費	2,425,338	61.4	1,724,572	51.9	4,129,218	58.8	4,202,659	57.6	△ 73,441	1.1	△ 5.7	△ 1.7	△ 0.7	△ 6.6	△ 3.4			
道路橋りょう費	1,095,199	27.7	551,065	16.6	1,643,858	23.4	1,681,327	23.0	△ 37,469	△ 0.6	△ 5.6	△ 2.2	△ 0.1	0.4	0.0			
河 川 海 岸 費	736,022	18.6	40,549	1.2	770,161	11.0	684,911	9.4	85,250	13.6	△ 0.1	12.4	1.5	12.6	1.8			
港 湾 費	118,600	3.0	31,079	0.9	149,311	2.1	155,378	2.1	△ 6,067	△ 1.9	△ 11.5	△ 3.9	3.4	△ 6.0	0.9			
都 市 計 画 費	296,767	7.5	803,089	24.2	1,090,100	15.5	1,140,260	15.6	△ 50,160	△ 4.5	△ 4.9	△ 4.4	△ 1.0	△ 3.0	△ 2.4			
街 路 費	218,406	5.5	262,024	7.9	475,838	6.8	480,935	6.6	△ 5,097	△ 4.8	0.9	△ 1.1	1.8	△ 1.7	△ 0.0			
公 園 費	40,260	1.0	102,558	3.1	142,284	2.0	147,828	2.0	△ 5,544	12.0	△ 8.8	△ 3.8	△ 5.6	△ 2.9	△ 3.2			
下 水 道 費	3,467	0.1	7,196	0.2	8,993	0.1	10,337	0.1	△ 1,344	△ 13.2	△ 16.9	△ 13.0	△ 16.4	52.4	37.6			
区画整理費等	34,634	0.9	431,311	13.0	462,985	6.6	501,161	6.9	△ 38,176	△ 15.9	△ 6.9	△ 7.6	△ 9.4	△ 4.4	△ 4.9			
住 宅 費	169,301	4.3	284,464	8.6	452,230	6.4	515,038	7.1	△ 62,808	△ 16.7	△ 9.4	△ 12.2	△ 13.8	△ 26.0	△ 21.7			
そ の 他	9,449	0.3	14,326	0.4	23,558	0.4	25,745	0.4	△ 2,187	△ 32.0	19.1	△ 8.5	72.8	30.6	50.6			
消 防 費	791	0.0	44,859	1.4	45,650	0.6	55,727	0.8	△ 10,077	△ 49.8	△ 17.2	△ 18.1	△ 0.9	△ 20.6	△ 20.1			
教 育 費	69,298	1.8	527,759	15.9	589,986	8.4	721,726	9.9	△ 131,740	△ 12.1	△ 18.8	△ 18.3	22.6	25.3	25.4			
小 学 校 費	－	－	235,625	7.1	235,625	3.4	289,029	4.0	△ 53,404	－	△ 18.5	△ 18.5	－	26.2	26.2			
中 学 校 費	90	0.0	130,606	3.9	130,696	1.9	168,315	2.3	△ 37,619	4,400.0	△ 22.4	△ 22.4	100.0	34.2	34.2			
高 等 学 校 費	18,244	0.5	703	0.0	18,946	0.3	25,655	0.4	△ 6,709	△ 9.0	△ 87.5	△ 26.2	30.3	612.4	58.6			
社 会 教 育 費	9,595	0.2	70,440	2.1	79,949	1.1	92,562	1.3	△ 12,613	△ 43.0	△ 7.1	△ 13.6	83.6	12.6	21.4			
保 健 体 育 費	5,980	0.2	60,427	1.8	65,981	0.9	91,535	1.3	△ 25,554	△ 43.5	△ 25.7	△ 27.9	△ 3.2	12.5	10.5			
大 学 費	2,457	0.1	157	0.0	2,614	0.0	1,831	0.0	783	61.3	△ 49.0	42.8	300.8	△ 56.1	69.4			
そ の 他	32,932	0.8	29,801	1.0	56,175	0.8	52,799	0.6	3,376	10.3	1.2	6.4	5.1	28.6	17.8			
そ の 他	62,916	1.7	－	－	62,917	0.8	60,999	0.7	1,918	3.1	－	3.1	6.7	－	6.7			
合 計	3,947,400	100.0	3,321,787	100.0	7,025,221	100.0	7,301,030	100.0	△ 275,809	△ 0.9	△ 8.0	△ 3.8	1.8	3.6	2.5			

歳出(性質別)

第84表 普通建設事業費中の補助事業費の状況（つづき）

その2 財源内訳

(単位 百万円・%)

区 分	平 成 30 年 度						平成29年度 純 計 額		比 較		
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額				増 減 額	増減率	前年度 増減率
国 庫 支 出 金	2,059,368	52.2	1,287,976	38.8	3,349,304	47.7	3,415,938	46.8	△ 66,634	△ 2.0	7.2
分担金・負担金・寄附金	81,068	2.1	12,117	0.4	34,843	0.5	33,728	0.5	1,115	3.3	△ 8.7
財 産 収 入	2,374	0.1	1,583	0.0	4,189	0.1	4,374	0.1	△ 185	△ 4.2	73.0
地 方 債	1,152,172	29.2	1,055,753	31.8	2,276,164	32.4	2,249,835	30.8	26,329	1.2	4.8
そ の 他 特 定 財 源	446,287	11.2	624,294	18.8	773,542	10.9	973,096	13.3	△ 199,554	△ 20.5	△ 12.6
一 般 財 源 等	206,131	5.2	340,064	10.2	587,179	8.4	624,059	8.5	△ 36,880	△ 5.9	△ 2.2
合 計	3,947,400	100.0	3,321,787	100.0	7,025,221	100.0	7,301,030	100.0	△ 275,809	△ 3.8	2.5

第85表 普通建設事業費中の国直轄事業負担金の状況

その1 目的別内訳

(単位 百万円・%)

区 分	平 成 30 年 度						平成29年度 純 計 額		比 較		
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額				増 減 額	増減率	前年度 増減率
農 林 水 産 業 費	91,232	14.0	943	1.5	92,175	12.8	89,531	12.4	2,644	3.0	△ 14.9
畜 産 業 費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
農 地 費	80,081	12.3	943	1.5	81,025	11.3	81,007	11.2	18	0.0	△ 16.1
林 業 費	4,526	0.7	—	—	4,526	0.6	4,193	0.6	333	7.9	△ 9.8
水 産 業 費	6,625	1.0	—	—	6,625	0.9	4,331	0.6	2,294	53.0	8.3
土 木 費	562,469	86.0	63,736	98.5	626,205	87.2	632,169	87.6	△ 5,964	△ 0.9	△ 6.6
道路橋りょう費	325,952	49.9	30,834	47.7	356,786	49.7	378,593	52.5	△ 21,807	△ 5.8	△ 9.4
河 川 海 岸 費	159,525	24.4	395	0.6	159,920	22.3	146,522	20.3	13,398	9.1	△ 4.4
港 湾 費	51,693	7.9	32,364	50.0	84,057	11.7	86,282	12.0	△ 2,225	△ 2.6	△ 0.6
都 市 計 画 費	974	0.1	142	0.2	1,116	0.2	953	0.1	163	17.1	△ 45.4
街 路 費	—	—	1	0.0	1	0.0	0	0.0	1	114.8	皆増
公 園 費	974	0.1	57	0.1	1,031	0.1	919	0.1	112	12.2	△ 44.8
下 水 道 費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
区画整理費等	—	—	85	0.1	85	0.0	33	0.0	52	157.6	△ 59.3
空 港 費	11,547	1.8	—	—	11,547	1.6	8,752	1.2	2,795	31.9	12.7
そ の 他	12,778	1.9	—	—	12,779	1.7	11,067	1.5	1,712	15.5	16.6
合 計	653,701	100.0	64,679	100.0	718,380	100.0	721,700	100.0	△ 3,320	△ 0.5	△ 7.7

その2 財源内訳

(単位 百万円・%)

区 分	平 成 30 年 度						平成29年度 純 計 額		比 較		
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額				増 減 額	増減率	前年度 増減率
分担金・負担金・寄附金	24,055	3.7	—	—	24,055	3.3	18,316	2.5	5,739	31.3	△ 33.8
地 方 債	468,506	71.7	59,391	91.8	527,897	73.5	525,977	72.9	1,920	0.4	△ 4.6
そ の 他 特 定 財 源	971	0.1	1,027	1.6	1,424	0.2	780	0.1	644	82.6	△ 42.9
一 般 財 源 等	160,169	24.5	4,261	6.6	165,004	23.0	176,627	24.5	△ 11,623	△ 6.6	△ 12.4
合 計	653,701	100.0	64,679	100.0	718,380	100.0	721,700	100.0	△ 3,320	△ 0.5	△ 7.7

第86表 普通建設事業費中の単独事業費の状況

その1 目的別内訳

(単位 百万円・%)

区 分	平 成 30 年 度							平成29年度 純 計 額	比 較						
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額		増 減 額		増 減 率			前年度増減率			
									都道 府県	市町村	純計額	都道 府県	市町村	純計額	
総 務 費	324,680	10.3	571,396	13.8	800,638	11.4	769,904	12.2	30,734	△ 4.0	8.7	4.0	△ 3.0	△ 1.8	△ 3.2
民 生 費	103,388	3.3	275,907	6.7	345,967	4.9	366,071	5.8	△ 20,104	19.8	△ 6.2	△ 5.5	△ 8.3	2.3	△ 0.8
社 会 福 祉 費	18,694	0.6	47,697	1.2	65,941	0.9	71,604	1.1	△ 5,663	△ 0.2	△ 11.2	△ 7.9	△ 30.4	△ 14.3	△ 19.1
老 人 福 祉 費	46,341	1.5	56,276	1.4	96,158	1.4	109,354	1.7	△ 13,196	△ 11.1	△ 16.1	△ 12.1	1.5	△ 4.8	△ 4.6
児 童 福 祉 費	38,295	1.2	168,940	4.1	180,815	2.6	182,399	2.9	△ 1,584	147.9	△ 1.0	△ 0.9	△ 2.4	13.2	12.6
そ の 他	58	0.0	2,994	0.0	3,053	0.0	2,714	0.1	339	866.7	10.6	12.5	△ 77.8	△ 25.5	△ 25.9
衛 生 費	71,264	2.3	347,238	8.4	399,211	5.7	392,787	6.2	6,424	6.7	1.0	1.6	△ 7.8	2.6	1.0
清 掃 費	17,670	0.6	226,688	5.5	235,759	3.4	242,922	3.9	△ 7,163	43.4	△ 5.1	△ 2.9	△ 22.7	3.5	1.0
そ の 他	53,594	1.7	120,550	2.9	163,452	2.3	149,865	2.3	13,587	△ 1.6	14.7	9.1	△ 3.6	0.7	0.9
労 働 費	3,167	0.1	6,188	0.1	9,333	0.1	7,188	0.1	2,145	27.0	31.8	29.8	5.8	△ 7.9	△ 3.6
農 林 水 産 業 費	178,597	5.6	172,020	4.2	314,685	4.5	317,977	5.0	△ 3,292	△ 0.8	△ 3.2	△ 1.0	△ 8.9	3.2	△ 4.4
農 業 費	29,501	0.9	45,317	1.1	61,575	0.9	61,828	1.0	△ 253	5.5	△ 3.3	△ 0.4	△ 15.2	13.3	△ 0.0
畜 産 業 費	10,538	0.3	7,228	0.2	16,247	0.2	20,052	0.3	△ 3,805	△ 25.5	△ 12.2	△ 19.0	12.8	39.0	17.5
農 地 費	51,576	1.6	69,797	1.7	111,220	1.6	110,318	1.8	902	6.1	△ 4.2	0.8	△ 4.7	△ 2.1	△ 4.4
林 業 費	66,572	2.1	32,819	0.8	91,304	1.3	93,024	1.5	△ 1,720	△ 2.2	△ 4.5	△ 1.8	△ 17.0	△ 1.0	△ 13.3
水 産 業 費	20,409	0.6	16,859	0.4	34,339	0.5	32,755	0.5	1,584	△ 4.2	9.8	4.8	11.2	△ 2.6	5.9
商 工 費	112,724	3.6	138,597	3.4	238,891	3.4	214,221	3.4	24,670	7.9	13.3	11.5	△ 5.0	△ 1.4	△ 3.4
土 木 費	1,290,380	40.8	1,321,046	32.0	2,554,019	36.4	2,484,834	39.5	69,185	6.8	△ 0.7	2.8	2.2	3.6	2.9
道路橋りょう費	562,381	17.8	636,922	15.4	1,183,901	16.9	1,178,461	18.7	5,440	0.6	0.9	0.5	1.4	2.3	2.0
河 川 海 岸 費	281,780	8.9	83,535	2.0	355,833	5.1	347,370	5.5	8,463	4.9	△ 2.6	2.4	2.0	6.0	2.8
港 湾 費	62,521	2.0	28,085	0.7	86,261	1.2	80,939	1.3	5,322	14.6	△ 8.8	6.6	22.9	23.4	25.1
都 市 計 画 費	314,054	9.9	466,648	11.3	764,299	10.9	723,923	11.5	40,376	20.8	△ 2.7	5.6	0.3	4.1	2.5
街 路 費	141,703	4.5	125,171	3.0	262,852	3.7	241,992	3.8	20,860	14.1	4.7	8.6	5.5	△ 4.7	0.4
公 園 費	93,584	3.0	140,471	3.4	233,271	3.3	204,744	3.3	28,527	35.0	3.2	13.9	35.7	△ 0.4	9.5
下 水 道 費	1,221	0.0	8,571	0.2	8,375	0.1	9,281	0.1	△ 906	△ 9.5	△ 8.7	△ 9.8	△ 12.6	△ 0.4	△ 0.4
区画整理費等	77,546	2.5	192,435	4.7	259,801	3.7	267,907	4.3	△ 8,106	19.0	△ 10.3	△ 3.0	△ 26.8	13.4	△ 0.4
住 宅 費	33,052	1.0	74,867	1.8	99,874	1.4	98,765	1.6	1,109	△ 2.7	0.8	1.1	△ 5.4	△ 2.0	△ 3.5
そ の 他	36,592	1.2	30,989	0.8	63,851	0.9	55,376	0.9	8,475	15.5	10.3	15.3	11.8	15.0	18.0
消 防 費	21,554	0.7	249,133	6.0	269,534	3.8	253,476	4.0	16,058	3.2	6.2	6.3	9.8	△ 10.7	△ 9.7
教 育 費	360,503	11.4	1,034,884	25.1	1,381,599	19.7	1,337,229	21.2	44,370	11.3	0.9	3.3	△ 6.3	△ 6.0	△ 6.2
小 学 校 費	3,078	0.1	364,169	8.8	364,178	5.2	336,416	5.3	27,762	1.5	8.3	8.3	54.5	△ 14.2	△ 14.2
中 学 校 費	1,311	0.0	187,185	4.5	187,234	2.7	190,786	3.0	△ 3,552	△ 22.5	△ 1.8	△ 1.9	△ 18.5	△ 11.5	△ 11.5
高 等 学 校 費	154,701	4.9	20,587	0.5	174,708	2.5	160,877	2.6	13,831	12.5	△ 11.7	8.6	△ 17.8	80.5	△ 10.7
社 会 教 育 費	45,341	1.4	174,674	4.2	218,194	3.1	207,678	3.3	10,516	37.6	△ 1.1	5.1	△ 6.9	8.8	5.9
保 健 体 育 費	67,195	2.1	227,319	5.5	289,518	4.1	298,141	4.7	△ 8,623	14.5	△ 7.1	△ 2.9	4.1	△ 0.8	△ 0.1
大 学 費	23,554	0.7	9,823	0.2	33,377	0.5	38,910	0.6	△ 5,533	△ 20.0	3.6	△ 14.2	18.8	2.7	14.4
そ の 他	65,323	2.2	51,127	1.4	114,390	1.6	104,421	1.7	9,969	7.7	14.9	9.5	4.4	△ 15.9	△ 4.9
そ の 他	696,922	21.9	10,000	0.3	706,922	10.1	154,142	2.6	552,780	387.8	△ 11.4	358.6	△ 7.3	1.0	△ 6.7
合 計	3,163,179	100.0	4,126,409	100.0	7,020,799	100.0	6,297,829	100.0	722,970	27.9	1.4	11.5	△ 2.1	△ 0.9	△ 1.6

歳出(性質別)

第86表 普通建設事業費中の単独事業費の状況（つづき）

その2 財源内訳

(単位 百万円・%)

区 分	平 成 30 年 度						平成29年度 純 計 額		比 較		
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額				増 減 額	増減率	前年度 増減率
分担金・負担金・寄附金	34,520	1.1	26,069	0.6	38,308	0.5	38,327	0.6	△ 19	△ 0.0	△ 11.3
財 産 収 入	9,408	0.3	7,999	0.2	17,496	0.2	21,664	0.3	△ 4,168	△ 19.2	15.3
地 方 債	1,112,102	35.2	1,770,534	42.9	2,912,339	41.5	2,854,977	45.3	57,362	2.0	△ 2.2
そ の 他 特 定 財 源	650,701	20.5	664,688	16.1	1,140,662	16.3	862,778	13.8	277,884	32.2	△ 0.8
一 般 財 源 等	1,356,448	42.9	1,657,119	40.2	2,911,994	41.5	2,520,083	40.0	391,911	15.6	△ 1.2
合 計	3,163,179	100.0	4,126,409	100.0	7,020,799	100.0	6,297,829	100.0	722,970	11.5	△ 1.6

第87表 普通建設事業費の目的別の状況（構成比）

(単位 %)

区 分			都 道 府 県			市 町 村				純 計 額			
			補 助 事 業 費	国直轄事 業負担金	単 独 事 業 費	補 助 事 業 費	国直轄事 業負担金	県営事業 負 担 金	単 独 事 業 費	補 助 事 業 費	国直轄事 業負担金	単 独 事 業 費	
総 務 費			6.6	—	93.4	19.2	—	0.1	80.7	16.1	—	83.9	
民 生 費			46.9	—	53.1	48.1	—	0.1	51.9	47.0	—	53.0	
社 会 福 祉 費			56.0	—	44.0	23.2	—	0.3	76.5	36.4	—	63.6	
老 人 福 祉 費			32.2	—	67.8	28.7	—	—	71.3	22.7	—	77.3	
児 童 福 祉 費			48.5	—	51.5	55.4	—	0.0	44.6	55.2	—	44.8	
そ の 他			99.4	—	0.6	73.8	—	—	26.2	85.5	—	14.5	
衛 生 費			56.5	—	43.5	50.1	—	0.1	49.8	51.1	—	48.9	
清 掃 費			10.6	—	89.4	59.8	—	0.0	40.2	59.0	—	41.0	
そ の 他			62.8	—	37.2	8.7	—	0.5	90.8	32.1	—	67.9	
労 働 費			53.0	—	47.0	11.9	—	—	88.1	32.1	—	67.9	
農 林 水 産 業 費			80.7	6.5	12.8	49.2	0.2	14.6	36.0	75.0	5.7	19.3	
農 業 費			68.2	—	31.8	61.0	—	1.2	37.8	60.8	—	39.2	
畜 産 業 費			72.6	—	27.4	78.5	—	0.7	20.8	72.4	—	27.6	
農 地 費			82.6	10.6	6.8	22.5	0.6	35.7	41.3	76.2	10.0	13.8	
林 業 費			78.6	1.4	20.0	50.0	—	2.3	47.7	73.9	1.2	24.9	
水 産 業 費			84.7	3.7	11.5	73.3	—	6.9	19.8	82.6	2.8	14.6	
商 工 費			30.3	—	69.7	25.5	—	1.3	73.2	28.9	—	71.1	
土 木 費			56.7	13.1	30.2	54.4	2.0	1.8	41.7	56.5	8.6	34.9	
道 路 橋 り ょ う 費			55.2	16.4	28.4	44.7	2.5	1.1	51.7	51.6	11.2	37.2	
河 川 海 岸 費			62.5	13.5	23.9	31.5	0.3	3.4	64.8	59.9	12.4	27.7	
港 湾 費			50.9	22.2	26.9	31.2	32.4	8.3	28.2	46.7	26.3	27.0	
都 市 計 画 費			48.5	0.2	51.3	61.8	0.0	2.3	35.9	58.7	0.1	41.2	
街 路 費			60.6	—	39.4	64.7	0.0	4.5	30.9	64.4	0.0	35.6	
公 園 費			29.9	0.7	69.4	42.1	0.0	0.2	57.7	37.8	0.3	61.9	
下 水 道 費			74.0	—	26.0	45.6	—	0.1	54.3	51.8	—	48.2	
区 画 整 理 費 等			30.9	—	69.1	67.9	0.0	1.8	30.3	64.0	0.0	35.9	
住 宅 費			83.7	—	16.3	79.1	—	0.1	20.8	81.9	—	18.1	
そ の 他			13.4	34.6	52.0	30.3	—	4.0	65.6	21.1	21.8	57.1	
消 防 費			3.5	—	96.5	15.2	—	0.6	84.2	14.5	—	85.5	
教 育 費			16.1	—	83.9	33.7	—	0.1	66.2	29.9	—	70.1	
小 学 校 費			—	—	100.0	39.3	—	—	60.7	39.3	—	60.7	
中 学 校 費			6.4	—	93.6	41.1	—	—	58.9	41.1	—	58.9	
高 等 学 校 費			10.5	—	89.5	3.3	—	—	96.7	9.8	—	90.2	
社 会 教 育 費			17.5	—	82.5	28.7	—	0.0	71.3	26.8	—	73.2	
保 健 体 育 費			8.2	—	91.8	20.9	—	0.4	78.7	18.6	—	81.4	
大 学 費			9.4	—	90.6	1.6	—	—	98.4	7.3	—	92.7	
そ の 他			33.5	—	66.5	36.8	—	—	63.2	32.9	—	67.1	
そ の 他			8.3	—	91.7	—	—	—	100.0	8.2	—	91.8	
合 計			50.8	8.4	40.7	43.4	0.8	1.8	54.0	47.6	4.9	47.6	

第88表 普通建設事業費中の用地取得費の状況

その1 目的別内訳

(単位 百万円・%)

区 分	平 成 30 年 度						平成29年度 合 計 額		比 較						
	都 道 府 県		市 町 村		合 計 額				増 減 額	増 減 率			前年度増減率		
										都道府県	市町村	合計額	都道府県	市町村	合計額
総 務 関 係	2,259	0.2	42,523	8.6	44,782	3.1	41,662	4.5	3,120	15.7	7.1	7.5	△ 89.9	△ 4.3	△ 31.6
う ち 庁 舎	118	0.0	8,245	1.7	8,363	0.6	9,512	1.0	△ 1,149	△ 5.6	△ 12.2	△ 12.1	92.3	△ 13.4	△ 12.8
民 生 関 係	708	0.1	8,773	1.8	9,482	0.6	24,603	2.6	△ 15,121	100.6	△ 63.8	△ 61.5	74.8	0.1	0.7
うち社会福祉施設	375	0.0	2,367	0.5	2,742	0.2	6,501	0.7	△ 3,759	皆増	△ 63.6	△ 57.8	皆減	△ 57.8	△ 57.8
衛 生 関 係	1,843	0.2	14,480	2.9	16,323	1.1	18,642	2.0	△ 2,319	△ 60.8	3.9	△ 12.4	△ 24.9	△ 14.9	△ 17.7
う ち 清 掃 施 設	-	-	4,706	1.0	4,706	0.3	4,683	0.5	23	-	0.5	0.5	-	△ 44.6	△ 44.6
農 林 水 産 業 関 係	8,050	0.8	5,005	1.0	13,055	0.9	13,393	1.4	△ 338	△ 8.8	9.6	△ 2.5	14.4	△ 17.9	0.9
農 業 関 係	6,428	0.7	3,838	0.8	10,266	0.7	8,883	1.0	1,383	△ 4.6	78.8	15.6	12.0	△ 21.7	1.5
林業・水産業関係	1,622	0.2	1,166	0.2	2,788	0.2	4,509	0.5	△ 1,721	△ 22.4	△ 51.8	△ 38.2	22.9	△ 14.3	△ 0.3
う ち 漁 港	313	0.0	327	0.1	640	0.0	1,064	0.1	△ 424	△ 59.6	13.1	△ 39.8	95.7	△ 20.2	40.4
土 木 関 係	390,770	40.4	325,341	65.7	716,111	49.0	726,233	77.8	△ 10,122	11.6	△ 13.5	△ 1.4	△ 5.8	△ 10.2	△ 8.1
道 路 橋 り ょ う	163,434	16.9	93,160	18.8	256,594	17.5	272,508	29.2	△ 15,914	△ 3.1	△ 10.2	△ 5.8	△ 1.9	△ 6.1	△ 3.5
河 川	43,686	4.5	5,063	1.0	48,749	3.3	44,394	4.8	4,355	16.4	△ 26.3	9.8	△ 4.3	△ 9.1	△ 5.1
港 湾	1,538	0.2	8,387	1.7	9,925	0.7	6,894	0.7	3,031	13.9	51.3	44.0	△ 3.2	0.6	△ 0.1
都 市 計 画	164,627	17.0	203,407	41.1	368,034	25.2	374,894	40.2	△ 6,860	23.4	△ 15.8	△ 1.8	△ 11.7	△ 9.4	△ 10.2
う ち 街 路 費	120,615	12.5	109,774	22.2	230,388	15.8	206,986	22.2	23,402	11.4	11.2	11.3	4.0	△ 15.2	△ 6.2
うち都市下水路	-	-	121	0.0	121	0.0	125	0.0	△ 4	-	△ 3.2	△ 3.2	-	△ 50.2	△ 50.2
うち区画整理	17,269	1.8	45,411	9.2	62,680	4.3	89,590	9.6	△ 26,910	14.9	△ 39.1	△ 30.0	△ 57.2	23.3	△ 6.3
う ち 公 園	26,744	2.8	42,434	8.6	69,178	4.7	64,666	6.9	4,512	190.1	△ 23.5	7.0	△ 22.1	△ 26.7	△ 26.1
公 営 住 宅	2,428	0.3	7,475	1.5	9,903	0.7	11,011	1.2	△ 1,108	20.0	△ 16.8	△ 10.1	109.4	△ 53.5	△ 45.7
空 港	194	0.0	-	-	194	0.0	36	0.0	158	438.9	-	438.9	△ 73.3	皆減	△ 91.7
そ の 他	14,863	1.5	7,849	1.6	22,712	1.6	16,496	1.7	6,216	106.3	△ 15.5	37.7	2.4	3.2	2.8
教 育 関 係	2,440	0.3	51,070	10.3	53,510	3.7	51,879	5.6	1,631	9.2	2.9	3.1	29.6	△ 25.6	△ 24.2
高 等 学 校	1,070	0.1	54	0.0	1,125	0.1	800	0.1	325	35.1	575.0	40.6	△ 35.7	△ 92.2	△ 40.1
大 学	288	0.0	2,557	0.5	2,845	0.2	225	0.0	2,620	34.0	25,470.0	1,164.4	皆増	△ 97.7	△ 48.9
そ の 他	1,082	0.2	48,459	9.8	49,540	3.4	50,854	5.5	△ 1,314	△ 11.8	△ 2.4	△ 2.6	149.4	△ 25.0	△ 23.7
そ の 他	561,454	58.0	47,812	9.7	609,265	41.6	56,921	6.1	552,344	2,275.4	43.6	970.4	47.2	△ 14.8	3.3
合 計	967,524	100.0	495,004	100.0	1,462,528	100.0	933,333	100.0	529,195	146.8	△ 8.6	56.7	△ 7.4	△ 11.6	△ 9.9

歳出(性質別)

第88表 普通建設事業費中の用地取得費の状況（つづき）

その2 財源内訳等

(単位 百万円・%)

区 分	平 成 30 年 度						平成29年度 合 計 額		比 較		
	都 道 府 県		市 町 村		合 計 額				増 減 額	増減率	前年度 増減率
国 庫 支 出 金	124,415	12.9	92,518	18.7	216,933	14.8	215,166	23.1	1,767	0.8	△ 7.4
都 道 府 県 支 出 金	－	－	16,986	3.4	16,986	1.2	20,201	2.2	△ 3,215	△ 15.9	△ 14.1
分 担 金・負 担 金・寄 附 金	6,866	0.7	772	0.2	7,637	0.5	6,827	0.7	810	11.9	15.8
地 方 債	182,808	18.9	159,755	32.3	342,563	23.4	361,439	38.7	△ 18,876	△ 5.2	△ 9.5
そ の 他 特 定 財 源	163,277	16.8	70,219	14.1	233,497	16.0	101,764	10.9	131,733	129.4	△ 13.5
一 般 財 源 等	490,158	50.7	154,754	31.3	644,912	44.1	227,936	24.4	416,976	182.9	△ 11.1
合 計 (A)	967,524	100.0	495,004	100.0	1,462,528	100.0	933,333	100.0	529,195	56.7	△ 9.9
う ち 補 償 費	212,072	21.9	124,145	25.1	336,217	23.0	328,430	35.2	7,787	2.4	△ 5.7
取 得 用 地 面 積 (㎡)	26,371,608		30,674,458		57,046,066		77,301,450		△20,255,384	△ 26.2	55.0
(A)に係る取得用地面積 (㎡)	25,910,984		29,726,871		55,637,855		75,130,703		△19,492,848	△ 25.9	52.9

(注) 取得用地面積には、債務負担行為等による取得面積を含む。

その3 団体区分別内訳

(単位 百万円・%)

区 分	平 成 30 年 度		平 成 29 年 度		増 減 額	増 減 率	前 年 度 増 減 率
	決 算 額	構 成 比	決 算 額	構 成 比			
都 道 府 県	967,524	12.5	391,974	5.5	575,550	146.8	△ 7.4
市 町 村	495,004	6.5	541,359	6.9	△ 46,355	△ 8.6	△ 11.6
政 令 指 定 都 市	116,153	7.7	120,258	8.3	△ 4,105	△ 3.4	△ 10.3
特 別 区	55,566	11.4	55,175	12.0	391	0.7	△ 29.1
中 核 市	64,882	6.7	79,587	8.7	△ 14,705	△ 18.5	6.8
施 行 時 特 例 市	27,664	7.9	30,998	7.3	△ 3,334	△ 10.8	△ 14.3
都 市	189,558	6.4	211,351	6.7	△ 21,793	△ 10.3	△ 11.4
町 村	39,191	3.5	39,220	3.3	△ 29	△ 0.1	△ 9.3
一 部 事 務 組 合 等	1,990	0.7	4,769	1.7	△ 2,779	△ 58.3	△ 39.2

(注) 平成30年度及び平成29年度の構成比は、団体区分別の普通建設事業費に対するものである。

第88表 普通建設事業費中の用地取得費の状況（つづき）

その4 推 移

(単位 百万円)

区 分	決 算 額						指 数					
	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	25	26	27	28	29	30
総 務 関 係	54,011	65,305	47,850	60,915	41,662	44,782	100	121	89	113	77	83
う ち 庁 舎	12,608	12,822	11,014	10,903	9,512	8,363	100	102	87	86	75	66
民 生 関 係	21,451	21,166	21,621	24,427	24,603	9,482	100	99	101	114	115	44
うち社会福祉施設	8,829	9,935	4,050	15,399	6,501	2,742	100	113	46	174	74	31
衛 生 関 係	23,483	23,616	23,226	22,643	18,642	16,323	100	101	99	96	79	70
う ち 清 掃 施 設	9,241	12,164	7,259	8,448	4,683	4,706	100	132	79	91	51	51
農 林 水 産 業 関 係	22,132	17,207	14,402	13,279	13,393	13,055	100	78	65	60	61	59
農 業 関 係	15,071	11,512	8,907	8,755	8,883	10,266	100	76	59	58	59	68
林業・水産業関係	7,061	5,695	5,495	4,524	4,509	2,788	100	81	78	64	64	39
う ち 漁 港	2,561	1,585	1,153	758	1,064	640	100	62	45	30	42	25
土 木 関 係	1,048,224	929,601	794,959	790,590	726,233	716,111	100	89	76	75	69	68
道 路 橋 り ょ う	310,957	310,672	280,823	282,515	272,508	256,594	100	100	90	91	88	83
河 川	65,733	52,978	40,286	46,763	44,394	48,749	100	81	61	71	68	74
港 湾	7,446	14,906	4,779	6,904	6,894	9,925	100	200	64	93	93	133
都 市 計 画	529,921	441,153	405,857	417,655	374,894	368,034	100	83	77	79	71	69
う ち 街 路 費	266,905	232,942	228,787	220,570	206,986	230,388	100	87	86	83	78	86
うち都市下水路	218	282	165	251	125	121	100	129	76	115	57	56
う ち 区 画 整 理	142,071	89,913	70,397	95,603	89,590	62,680	100	63	50	67	63	44
う ち 公 園	100,183	101,516	90,262	87,496	64,666	69,178	100	101	90	87	65	69
公 営 住 宅	71,477	73,675	40,602	20,276	11,011	9,903	100	103	57	28	15	14
空 港	1,060	171	157	436	36	194	100	16	15	41	3	18
そ の 他	61,630	36,046	22,455	16,041	16,496	22,712	100	58	36	26	27	37
教 育 関 係	90,660	81,180	99,171	68,411	51,879	53,510	100	90	109	75	57	59
高 等 学 校	773	4,778	240	1,335	800	1,125	100	618	31	173	103	146
大 学	—	—	359	440	225	2,845	—	—	—	—	—	—
そ の 他	89,887	76,402	98,572	66,636	50,854	49,540	100	85	110	74	57	55
そ の 他	55,487	50,835	48,917	55,117	56,921	609,265	100	92	88	99	103	1,098
合 計	1,315,448	1,188,910	1,050,146	1,035,382	933,333	1,462,528	100	90	80	79	71	111

歳
出
(
性
質
別
)

第89表 普通建設事業費中の用地取得費（補助事業費）の状況

(単位 百万円・%)

区 分	平 成 30 年 度						平成29年度 合 計 額		比 較				
	都 道 府 県		市 町 村		合 計 額				増 減 額	増 減 率			
										都道府県	市町村	合計額	
総 務 関 係	498	0.2	11,190	5.3	11,689	2.6	8,017	1.8	3,672	82.4	44.5	45.8	
う ち 庁 舎	－	－	262	0.1	262	0.1	6	0.0	256	－	4,266.7	4,266.7	
民 生 関 係	－	－	491	0.2	491	0.1	1,528	0.3	△ 1,037	－	△ 67.9	△ 67.9	
うち社会福祉施設	－	－	320	0.2	320	0.1	194	0.0	126	－	64.9	64.9	
衛 生 関 係	－	－	94	0.0	94	0.0	1,724	0.4	△ 1,630	－	△ 94.5	△ 94.5	
う ち 清 掃 施 設	－	－	54	0.0	54	0.0	1,628	0.4	△ 1,574	－	△ 96.7	△ 96.7	
農 林 水 産 業 関 係	7,912	3.3	978	0.5	8,890	2.0	10,494	2.4	△ 1,604	△ 5.7	△ 53.5	△ 15.3	
農 業 関 係	6,338	2.6	341	0.2	6,678	1.5	6,999	1.6	△ 321	△ 0.3	△ 47.0	△ 4.6	
林業・水産業関係	1,575	0.6	637	0.3	2,212	0.5	3,495	0.8	△ 1,283	△ 22.6	△ 56.4	△ 36.7	
う ち 漁 港	307	0.1	321	0.2	629	0.1	1,037	0.2	△ 408	△ 59.2	13.0	△ 39.3	
土 木 関 係	232,829	96.1	184,636	87.9	417,466	92.3	406,273	91.9	11,193	6.6	△ 1.7	2.8	
道 路 橋 り ょ う	119,169	49.2	52,255	24.9	171,423	37.9	172,999	39.1	△ 1,576	3.3	△ 9.3	△ 0.9	
河 川	33,864	14.0	3,043	1.4	36,907	8.2	34,280	7.8	2,627	9.7	△ 10.6	7.7	
港 湾	899	0.4	311	0.1	1,210	0.3	1,495	0.3	△ 285	△ 20.6	△ 14.3	△ 19.1	
都 市 計 画	72,085	29.7	122,157	58.2	194,243	42.9	186,432	42.2	7,811	8.9	1.6	4.2	
う ち 街 路	62,691	25.9	68,977	32.8	131,668	29.1	119,840	27.1	11,828	7.7	11.9	9.9	
うち都市下水路	－	－	87	0.0	87	0.0	86	0.0	1	－	1.2	1.2	
う ち 区 画 整 理	4,482	1.8	28,452	13.5	32,934	7.3	36,366	8.2	△ 3,432	△ 11.5	△ 9.1	△ 9.4	
う ち 公 園	4,913	2.0	21,251	10.1	26,164	5.8	25,654	5.8	510	143.5	△ 10.1	2.0	
公 営 住 宅	556	0.2	4,677	2.2	5,233	1.2	5,396	1.2	△ 163	189.6	△ 10.1	△ 3.0	
空 港	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
そ の 他	6,256	2.6	2,193	1.1	8,450	1.8	5,671	1.3	2,779	35.9	105.1	49.0	
教 育 関 係	457	0.2	10,804	5.1	11,261	2.5	10,769	2.4	492	204.7	1.7	4.6	
高 等 学 校	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
大 学	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
そ の 他	457	0.2	10,804	5.1	11,261	2.5	10,769	2.4	492	204.7	1.7	4.6	
そ の 他	707	0.2	1,804	1.0	2,509	0.5	3,459	0.8	△ 950	1,920.0	△ 47.3	△ 27.5	
合 計	242,403	100.0	209,997	100.0	452,400	100.0	442,264	100.0	10,136	6.7	△ 2.4	2.3	

(注) 上記の決算額には、受託事業費のうちの補助事業費を含む。

第90表 普通建設事業費中の用地取得費（単独事業費）の状況

(単位 百万円・%)

区 分	平 成 30 年 度						平成29年度 合 計 額		比 較				
	都 道 府 県		市 町 村		合 計 額				増 減 額	増 減 率			
										都道府県	市町村	合計額	
総 務 関 係	1,760	0.2	31,333	11.0	33,093	3.3	33,645	6.9	△ 552	4.8	△ 2.0	△ 1.6	
う ち 庁 舎	118	0.0	7,983	2.8	8,101	0.8	9,506	1.9	△ 1,405	△ 5.6	△ 14.9	△ 14.8	
民 生 関 係	708	0.1	8,282	2.9	8,990	0.9	23,075	4.7	△ 14,085	100.6	△ 63.6	△ 61.0	
うち社会福祉施設	375	0.1	2,047	0.7	2,422	0.2	6,307	1.3	△ 3,885	皆増	△ 67.5	△ 61.6	
衛 生 関 係	1,843	0.3	14,387	5.0	16,229	1.6	16,918	3.4	△ 689	△ 60.8	17.8	△ 4.1	
う ち 清 掃 施 設	－	－	4,651	1.6	4,651	0.5	3,055	0.6	1,596	－	52.2	52.2	
農 林 水 産 業 関 係	138	0.0	4,027	1.4	4,164	0.4	2,899	0.6	1,265	△ 68.5	63.7	43.6	
農 業 関 係	90	0.0	3,498	1.2	3,588	0.4	1,884	0.4	1,704	△ 76.4	132.9	90.4	
林業・水産業関係	48	0.0	529	0.2	576	0.1	1,014	0.2	△ 438	△ 14.3	△ 44.8	△ 43.2	
う ち 漁 港	6	0.0	6	0.0	12	0.0	27	0.0	△ 15	△ 73.5	20.0	△ 55.6	
土 木 関 係	157,941	21.8	140,704	49.4	298,645	29.6	319,960	65.2	△ 21,315	19.7	△ 25.2	△ 6.7	
道 路 橋 り ょ う	44,266	6.1	40,905	14.4	85,171	8.4	99,508	20.3	△ 14,337	△ 17.0	△ 11.4	△ 14.4	
河 川	9,822	1.4	2,020	0.7	11,842	1.2	10,114	2.1	1,728	47.7	△ 41.7	17.1	
港 湾	639	0.1	8,076	2.8	8,715	0.9	5,399	1.1	3,316	193.1	55.9	61.4	
都 市 計 画	92,542	12.8	81,250	28.5	173,792	17.2	188,462	38.4	△ 14,670	37.7	△ 33.0	△ 7.8	
う ち 街 路	57,924	8.0	40,797	14.3	98,721	9.8	87,145	17.7	11,576	15.8	9.9	13.3	
うち都市下水路	－	－	34	0.0	34	0.0	39	0.0	△ 5	－	△ 12.8	△ 12.8	
うち区画整理	12,787	1.8	16,960	6.0	29,746	2.9	53,225	10.8	△ 23,479	28.2	△ 60.8	△ 44.1	
う ち 公 園	21,831	3.0	21,183	7.4	43,014	4.3	39,012	7.9	4,002	203.2	△ 33.4	10.3	
公 営 住 宅	1,872	0.3	2,798	1.0	4,670	0.5	5,615	1.1	△ 945	2.2	△ 26.1	△ 16.8	
空 港	194	0.0	－	－	194	0.0	36	0.0	158	438.9	－	438.9	
そ の 他	8,606	1.1	5,655	2.0	14,261	1.4	10,826	2.2	3,435	230.9	△ 31.2	31.7	
教 育 関 係	1,983	0.3	40,265	14.1	42,248	4.2	41,110	8.4	1,138	△ 4.8	3.2	2.8	
高 等 学 校	1,070	0.1	54	0.0	1,125	0.1	800	0.2	325	35.1	575.0	40.6	
大 学	288	0.0	2,557	0.9	2,845	0.3	225	0.0	2,620	34.0	25,470.0	1,164.4	
そ の 他	625	0.2	37,654	13.2	38,278	3.8	40,085	8.2	△ 1,807	△ 42.0	△ 3.5	△ 4.5	
そ の 他	560,748	77.3	46,009	16.2	606,759	60.0	53,462	10.8	553,297	2,276.0	54.1	1,034.9	
合 計	725,121	100.0	285,007	100.0	1,010,128	100.0	491,069	100.0	519,059	340.1	△ 12.7	105.7	

(注) 上記の決算額には、受託事業費のうちの単独事業費を含む。

歳 出 (性質別)

第91表 災害復旧事業費の状況

その1 性質別内訳

(単位 百万円・%)

区 分	平 成 30 年 度						平成29年度 純 計 額		比 較		
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額				増 減 額	増減率	前年度 増減率
補 助 事 業 費	559,920	85.3	264,912	61.7	779,421	75.0	686,600	81.3	92,821	13.5	4.0
単 独 事 業 費	67,514	10.3	163,414	38.0	230,436	22.2	145,509	17.2	84,927	58.4	9.3
国直轄事業負担金	29,363	4.5	—	—	29,363	2.8	12,666	1.5	16,697	131.8	△ 49.6
県 営 事 業 負 担 金	—	—	1,216	0.3	—	—	—	—	—	—	—
合 計	656,797	100.0	429,542	100.0	1,039,220	100.0	844,775	100.0	194,445	23.0	3.2

その2 目的別内訳

(単位 百万円・%)

区 分	平 成 30 年 度						平成29年度 純 計 額		比 較		
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額				増 減 額	増減率	前年度 増減率
農 林 水 産 施 設	114,890	17.5	102,067	23.8	171,024	16.5	129,339	15.3	41,685	32.2	2.2
公 共 土 木 施 設	458,595	69.8	229,385	53.4	687,194	66.1	535,424	63.4	151,770	28.3	△ 4.0
そ の 他	83,312	12.7	98,090	22.8	181,002	17.4	180,012	21.3	990	0.5	34.4
合 計	656,797	100.0	429,542	100.0	1,039,220	100.0	844,775	100.0	194,445	23.0	3.2

その3 財源内訳

(単位 百万円・%)

区 分	平 成 30 年 度						平成29年度 純 計 額		比 較		
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額				増 減 額	増減率	前年度 増減率
国 庫 支 出 金	434,165	66.1	133,363	31.0	567,529	54.6	507,686	60.1	59,843	11.8	4.4
地 方 債	165,814	25.2	100,159	23.3	265,973	25.6	147,632	17.5	118,341	80.2	17.4
そ の 他 特 定 財 源	29,210	4.5	84,867	19.8	50,346	4.8	58,731	6.9	△ 8,385	△ 14.3	△ 10.7
一 般 財 源 等	27,608	4.2	111,153	25.9	155,372	15.0	130,726	15.5	24,646	18.9	△ 7.0
合 計	656,797	100.0	429,542	100.0	1,039,220	100.0	844,775	100.0	194,445	23.0	3.2

第92表 失業対策事業費の状況

その1 性質別内訳

(単位 百万円・%)

区 分	平 成 30 年 度						平成29年度 純 計 額		比 較		
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額				増 減 額	増減率	前年度 増減率
補 助 事 業 費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
単 独 事 業 費	—	—	34	100.0	34	100.0	51	100.0	△ 17	△ 33.3	△ 15.0
合 計	—	—	34	100.0	34	100.0	51	100.0	△ 17	△ 33.3	△ 15.0

第92表 失業対策事業費の状況（つづき）

その2 財源内訳

(単位 百万円・%)

区 分	平 成 30 年 度						平成29年度 純 計 額		比 較		
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額				増 減 額	増減率	前年度 増減率
国 庫 支 出 金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
そ の 他 特 定 財 源	—	—	—	—	—	—	8	14.6	△ 8	皆減	△ 20.0
一 般 財 源 等	—	—	34	100.0	34	100.0	43	85.4	△ 9	△ 20.9	△ 14.0
合 計	—	—	34	100.0	34	100.0	51	100.0	△ 17	△ 33.3	△ 15.0

第93表 繰出金の状況

その1 繰出先別内訳

(単位 百万円・%)

区 分	平 成 30 年 度						平成29年度 合 計 額		比 較		
	都 道 府 県		市 町 村		合 計 額				増 減 額	増減率	前年度 増減率
法 非 適 用 の 公 営 企 業 会 計	80,202	9.8	770,450	14.9	850,652	14.2	936,792	17.4	△ 86,140	△ 9.2	△ 7.3
国民健康保険事業会計	728,121	89	1,199,899	23.2	1,928,020	32.1	1,265,639	23.6	662,381	52.3	△ 6.6
後期高齢者医療事業会計	－	－	1,609,515	31.1	1,609,515	26.8	1,578,405	29.4	31,110	2.0	2.4
介 護 保 険 事 業 会 計	－	－	1,575,975	30.4	1,575,975	26.3	1,550,710	28.9	25,265	1.6	3.7
農 業 共 済 事 業 会 計	－	－	293	0.0	293	0.0	300	0.0	△ 7	△ 2.3	△ 12.0
収 益 事 業 会 計	－	－	22	0.0	22	0.0	22	0.0	0	0.0	△ 96.7
交通災害共済事業会計	－	－	89	0.0	89	0.0	95	0.0	△ 6	△ 6.3	3.3
公立大学附属病院 事 業 会 計	1,131	0.1	－	－	1,131	0.0	1,046	0.0	85	8.1	10.0
基 金	12,290	1.5	25,319	0.5	37,609	0.6	38,540	0.7	△ 931	△ 2.4	△ 5.5
財 産 区	－	－	212	0.0	212	0.0	203	0.0	9	4.4	△ 24.8
合 計	821,744	100.0	5,181,775	100.0	6,003,519	100.0	5,371,753	100.0	631,766	11.8	△ 1.4

その2 目的別内訳

(単位 百万円・%)

区 分	平 成 30 年 度						平成29年度 合 計 額		比 較		
	都 道 府 県		市 町 村		合 計 額				増 減 額	増減率	前年度 増減率
運 転 資 金	138,963	16.9	33,251	0.6	172,213	2.9	36,926	0.7	135,287	366.4	24.0
事 務 費 財 源	239,525	29.1	2,843,999	54.9	3,083,524	51.4	2,817,262	52.4	266,262	9.5	2.6
建 設 費 財 源	7,081	0.9	106,178	2.0	113,260	1.9	117,859	2.2	△ 4,599	△ 3.9	△ 5.7
公 債 費 財 源	62,039	7.5	514,795	9.9	576,834	9.6	638,195	11.9	△ 61,361	△ 9.6	△ 9.1
赤 字 補 填	5,414	0.7	95,580	1.8	100,995	1.7	138,982	2.6	△ 37,987	△ 27.3	△ 18.9
そ の 他	368,722	44.9	1,587,972	30.8	1,956,693	32.5	1,622,529	30.2	334,164	20.6	△ 3.0
合 計	821,744	100.0	5,181,775	100.0	6,003,519	100.0	5,371,753	100.0	631,766	11.8	△ 1.4

歳 出 (性質別)

第93表 繰出金の状況（つづき）

その3 繰出先別、繰出目的別内訳 (単位 百万円)

区 分	総 額	法非適用の 公営企業会計	国民健康保険 事 業 会 計	後期高齢者 医療事業会計	介護保険 事業会計	農業共済 事業会計	収 益 事業会計	交通災害共済 事業会計	公立大学附属 病院事業会計	基 金	財 産 区
運 転 資 金	172,213	9,521	141,574	9,196	11,242	－	－	7	672	－	1
事 務 費 財 源	3,083,524	108,292	473,947	1,119,230	1,381,609	290	20	70	－	－	67
建 設 費 財 源	113,260	112,032	467	0	744	－	－	－	－	－	16
公 債 費 財 源	576,834	570,513	1,662	4	4,197	－	－	－	459	－	－
赤 字 補 填	100,995	23,127	77,130	143	569	－	－	－	－	－	25
そ の 他	1,956,693	27,167	1,233,240	480,942	177,614	3	2	12	－	37,609	103
合 計	6,003,519	850,652	1,928,020	1,609,515	1,575,975	293	22	89	1,131	37,609	212

第94表 積立金の状況

(単位 百万円)

区 分	平 成 30 年 度							平 成 29 年 度			
	積 立 金			積立金取崩し額			差 引 (A)－(B)	積 立 金 (C)	積 立 金 取崩し額 (D)	差 引 (C)－(D)	
	都道府県	市町村	合計額(A)	都道府県	市町村	合計額(B)					
歳 出 決 算 積 立 金	963,664	1,850,230	2,813,894	1,248,119	2,040,009	3,288,128	△ 474,234	3,116,528	3,210,675	△ 94,147	
歳計剰余金処分積立金	12,545	216,404	228,949	－	－	－	228,949	220,535	－	220,535	
合 計	976,209	2,066,634	3,042,843	1,248,119	2,040,009	3,288,128	△ 245,285	3,337,063	3,210,675	126,388	
内 訳	財 政 調 整 基 金 積 立 金	283,055	661,519	944,575	103,801	692,255	796,055	148,520	797,869	919,456	△ 121,587
	減 債 基 金 積 立 金	88,605	114,615	203,220	148,602	161,542	310,144	△ 106,924	187,648	260,402	△ 72,754
	そ の 他 特 定 目 的 基 金 積 立 金	604,549	1,290,500	1,895,048	995,716	1,186,212	2,181,929	△ 286,881	2,351,546	2,030,817	320,729

第95表 投資及び出資金の状況

(単位 百万円・%)

区 分	平 成 30 年 度							平成29年度 合 計 額		比 較		
	都 道 府 県		市 町 村		合 計 額					増 減 額	増減率	前年度 増減率
総 務 費	5,618	4.6	2,652	1.2	8,270	2.4	1,503	0.5	6,767	450.2	△	66.1
衛 生 費	23,732	19.2	99,922	45.6	123,653	36.1	131,019	40.6	△ 7,366	△ 5.6		13.6
公 衆 衛 生 費	23,346	18.9	99,708	45.5	123,054	35.9	129,899	40.3	△ 6,845	△ 5.3		13.5
そ の 他	386	0.3	214	0.1	599	0.2	1,120	0.3	△ 521	△ 46.5		31.8
農 林 水 産 業 費	1,575	1.3	4,525	2.1	6,099	1.8	4,832	1.5	1,267	26.2	△	24.1
農 業 費	87	0.1	382	0.2	469	0.1	231	0.1	238	103.0	△	70.2
畜 産 業 費	570	0.5	182	0.1	752	0.2	332	0.1	420	126.5		6,540.0
農 地 費	－	－	3,719	1.7	3,719	1.1	3,224	1.0	495	15.4		14.3
林 業 費	917	0.7	39	0.0	956	0.3	942	0.3	14	1.5	△	50.9
水 産 業 費	－	－	203	0.1	203	0.1	102	0.0	101	99.0	△	87.9
商 工 費	19,693	16.0	4,878	2.2	24,571	7.2	21,280	6.6	3,291	15.5		1.6
土 木 費	52,176	42.3	92,354	42.1	144,530	42.2	136,820	42.4	7,710	5.6		2.9
土 木 管 理 費	291	0.2	91	0.0	382	0.1	450	0.1	△ 68	△ 15.1	△	8.2
都 市 計 画 費	50,661	41.1	91,798	41.9	142,459	41.6	133,148	41.3	9,311	7.0		1.9
住 宅 費	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－		皆減
そ の 他	1,224	1.0	465	0.2	1,689	0.5	3,222	1.0	△ 1,533	△ 47.6		82.4
教 育 費	8,255	6.7	50	0.0	8,306	2.4	120	0.0	8,186	6,821.7	△	77.5
そ の 他	12,283	9.9	14,863	6.8	27,147	7.9	27,000	8.4	147	0.5	△	12.3
合 計	123,332	100.0	219,244	100.0	342,576	100.0	322,574	100.0	20,002	6.2		3.6
うち公営企業（法適用） に 対 す る も の	78,288	63.5	206,489	94.2	284,778	83.1	273,726	84.9	11,052	4.0		7.2
そ の 他	45,044	36.5	12,755	5.8	57,798	16.9	48,848	15.1	8,950	18.3	△	12.7

歳 出 (性質別)

第96表 貸付金の状況

その1 目的別内訳

(単位 百万円・%)

区 分	平 成 30 年 度							平成29年度 純 計 額		比 較		
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額					増 減 額	増減率	前年度 増減率
民 生 費	17,243	0.6	13,773	1.3	30,044	0.8	34,805	0.9	△ 4,761	△ 13.7	2.1	
社 会 福 祉 費	4,705	0.2	2,923	0.3	7,449	0.2	9,297	0.2	△ 1,848	△ 19.9	8.8	
児 童 福 祉 費	11,012	0.4	7,952	0.7	18,864	0.5	20,175	0.5	△ 1,311	△ 6.5	2.4	
そ の 他	1,526	0.0	2,898	0.3	3,731	0.1	5,333	0.2	△ 1,602	△ 30.0	△ 8.7	
衛 生 費	100,323	3.6	42,127	3.9	140,591	3.7	175,445	4.3	△ 34,854	△ 19.9	6.0	
労 働 費	4,201	0.2	34,982	3.3	39,183	1.0	42,279	1.0	△ 3,096	△ 7.3	△ 6.6	
農 林 水 産 業 費	121,720	4.4	16,074	1.5	137,776	3.6	142,357	3.5	△ 4,581	△ 3.2	△ 10.3	
農 業 費	14,041	0.5	7,193	0.7	21,233	0.6	22,159	0.5	△ 926	△ 4.2	△ 30.7	
畜 産 業 費	2,802	0.1	2,542	0.2	5,344	0.1	6,141	0.2	△ 797	△ 13.0	18.2	
農 地 費	2,727	0.1	147	0.0	2,859	0.1	3,243	0.1	△ 384	△ 11.8	△ 4.2	
林 業 費	93,286	3.4	1,309	0.1	94,595	2.5	96,508	2.4	△ 1,913	△ 2.0	△ 2.1	
水 産 業 費	8,864	0.3	4,882	0.5	13,744	0.4	14,306	0.3	△ 562	△ 3.9	△ 26.7	
商 工 費	2,350,650	85.3	834,424	77.7	3,184,166	83.8	3,391,978	82.9	△ 207,812	△ 6.1	△ 6.5	
土 木 費	90,195	3.3	95,776	8.9	184,262	4.8	211,029	5.2	△ 26,767	△ 12.7	△ 4.0	
土 木 管 理 費	21,224	0.8	35,175	3.3	56,400	1.5	70,489	1.7	△ 14,089	△ 20.0	△ 11.6	
港 湾 費	12,339	0.4	6,679	0.6	18,996	0.5	22,533	0.6	△ 3,537	△ 15.7	57.9	
都 市 計 画 費	9,753	0.4	39,402	3.7	48,147	1.3	49,513	1.2	△ 1,366	△ 2.8	1.2	
住 宅 費	45,754	1.7	14,084	1.3	59,820	1.6	66,483	1.6	△ 6,663	△ 10.0	△ 7.1	
そ の 他	1,125	0.0	436	0.0	899	0.0	2,011	0.1	△ 1,112	△ 55.3	△ 62.4	
教 育 費	34,335	1.2	18,019	1.7	50,831	1.3	55,313	1.4	△ 4,482	△ 8.1	△ 22.0	
教 育 総 務 費	29,870	1.1	14,507	1.4	44,373	1.2	46,782	1.1	△ 2,409	△ 5.1	△ 2.6	
高 等 学 校 費	1,962	0.1	83	0.0	2,046	0.1	2,339	0.1	△ 293	△ 12.5	△ 79.6	
保 健 体 育 費	6	0.0	1,526	0.1	1,526	0.0	1,530	0.0	△ 4	△ 0.3	△ 6.4	
そ の 他	2,497	0.0	1,903	0.2	2,886	0.0	4,662	0.2	△ 1,776	△ 38.1	△ 52.2	
そ の 他	35,958	1.4	18,509	1.7	33,919	1.0	36,556	0.8	△ 2,637	△ 7.2	△ 29.5	
合 計	2,754,625	100.0	1,073,684	100.0	3,800,772	100.0	4,089,762	100.0	△ 288,990	△ 7.1	△ 6.5	
うち公営企業（法適用） に 対 す る も の	50,383	1.8	19,012	1.8	69,395	1.8	73,559	1.8	△ 4,164	△ 5.7	8.7	
そ の 他	2,704,242	98.2	1,054,672	98.2	3,731,377	98.2	4,016,203	98.2	△ 284,826	△ 7.1	△ 6.7	

第96表 貸付金の状況（つづき）

その2 現在高の状況

（単位 百万円・％）

区 分	平成 29 年度末現在高				平成 30 年度貸付額				平成 30 年度回収額				調整額 (D)	平成 30 年度末現在高 (A)+(B)-(C)+(D) (E)				比 較		
	(A)				(B)				(C)					(E)				増 減 額 (E)-(A)	増減 率	
	都道府県	市町村	合計額		都道府県	市町村	合計額		都道府県	市町村	合計額			都道府県	市町村	合計額				
転 貸 債 に 係 る も の	174,973	203,814	378,787	6.2	6,006	7,858	13,864	0.4	21,700	24,662	46,362	1.2	2,149	163,798	184,640	348,438	5.9	△ 30,349	△ 8.0	
そ の 他	4,455,648	1,274,919	5,730,567	93.8	2,748,619	1,065,826	3,814,445	99.6	2,850,561	1,074,269	3,924,830	98.8	△ 32,114	4,325,570	1,262,497	5,588,067	94.1	△ 142,500	△ 2.5	
商 工 関 係	1,135,977	95,792	1,231,769	20.2	2,346,841	829,201	3,176,042	83.0	2,387,318	826,330	3,213,648	80.9	△ 12,044	1,083,544	98,574	1,182,119	19.9	△ 49,650	△ 4.0	
農 林 水 産 業 関 係	497,971	16,280	514,252	8.4	121,719	15,629	137,347	3.6	119,961	15,630	135,591	3.4	△ 1,561	498,205	16,242	514,447	8.7	195	0.0	
民 生 ・ 労 働 関 係	204,707	173,668	378,375	6.2	20,213	48,222	68,434	1.8	26,401	55,024	81,425	2.1	△ 10,428	189,953	165,004	354,957	6.0	△ 23,418	△ 6.2	
住 宅 関 係	498,644	139,153	637,797	10.4	45,736	14,062	59,798	1.6	56,787	17,164	73,951	1.9	△ 1,674	487,369	134,601	621,970	10.5	△ 15,827	△ 2.5	
観 光 ・ 交 通 関 係	854,232	161,677	1,015,909	16.6	11,868	26,654	38,522	1.0	51,711	27,469	79,180	2.0	815	814,609	161,457	976,066	16.4	△ 39,843	△ 3.9	
開 発 関 係	125,116	236,159	361,276	5.9	27,377	35,411	62,788	1.6	37,072	48,994	86,066	2.2	△ 2,960	112,524	222,513	335,037	5.6	△ 26,239	△ 7.3	
教 育 関 係	257,292	75,806	333,098	5.5	33,511	16,660	50,171	1.3	39,588	18,123	57,711	1.5	108	251,823	73,842	325,665	5.5	△ 7,433	△ 2.2	
そ の 他	881,709	376,384	1,258,091	20.6	141,354	79,987	221,343	5.7	131,723	65,535	197,258	4.8	△ 4,370	887,543	390,264	1,277,806	21.5	19,715	1.6	
合 計	4,630,621	1,478,733	6,109,354	100.0	2,754,625	1,073,684	3,828,309	100.0	2,872,261	1,098,931	3,971,192	100.0	△ 29,965	4,489,368	1,447,137	5,936,505	100.0	△ 172,849	△ 2.8	
うち預託金に係るもの	決 算 額	1,111,388	43,044	1,154,432	-	2,008,648	736,079	2,744,726	-	2,025,224	731,730	2,756,954	-	△ 8,488	1,093,227	40,489	1,133,716	-	△ 20,716	△ 1.8
	当該金融機関の貸付額	7,902,312	3,410,972	11,313,284	-	3,273,677	1,215,260	4,488,937	-	3,885,863	1,399,107	5,284,970	-	△ 62,688	7,265,542	3,189,020	10,454,563	-	△ 858,721	△ 7.6

歳出（性質別）

第97表 地方公営企業等に対する繰出しの状況

その1 推移

（単位 億円）

区 分	昭和 36 年度	平成 24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
決 算 額	415	71,152	70,936	73,419	75,622	74,095	73,993	81,119
指 数	100	17,145	17,093	17,691	18,222	17,854	17,830	19,547

第97表 地方公営企業等に対する繰出しの状況（つづき）

その2 事業別内訳

(単位 百万円・%)

区 分		平 成 30 年 度						平成29年度 合 計 額		比 較		
		都 道 府 県		市 町 村		合 計 額				増 減 額	増減率	前年度 増減率
法適用の公営企業会計	上 水 道 事 業	23,842	1.7	129,756	1.9	153,597	1.9	154,416	2.1	△ 819	△ 0.5	17.6
	工業用水道事業	7,088	0.5	1,910	0.0	8,997	0.1	9,162	0.1	△ 165	△ 1.8	△ 26.1
	交 通 事 業	29,606	2.1	101,513	1.5	131,119	1.6	134,941	1.8	△ 3,822	△ 2.8	△ 2.4
	電 気 事 業	3,685	0.3	2	0.0	3,686	0.0	696	0.0	2,990	429.6	△ 75.4
	ガ ス 事 業	－	－	365	0.0	365	0.0	1,137	0.0	△ 772	△ 67.9	△ 4.7
	簡 易 水 道 事 業	－	－	4,014	0.1	4,014	0.0	3,639	0.0	375	10.3	△ 13.6
	港 湾 整 備 事 業	0	0.0	0	0.0	0	0.0	19	0.0	△ 19	△ 98.4	△ 24.0
	病 院 事 業	286,908	20.8	445,695	6.6	732,603	9.0	715,633	9.7	16,970	2.4	3.7
	市 場 事 業	3,478	0.3	5,083	0.1	8,561	0.1	7,775	0.1	786	10.1	△ 13.2
	と 畜 場 事 業	－	－	10	0.0	10	0.0	10	0.0	－	－	△ 78.3
	観 光 施 設 事 業	－	－	983	0.0	983	0.0	1,025	0.0	△ 42	△ 4.1	21.2
	宅 地 造 成 事 業	16,703	1.2	5,773	0.1	22,476	0.3	21,925	0.3	551	2.5	△ 14.6
	下 水 道 事 業	197,624	14.3	877,214	13.0	1,074,837	13.3	1,010,257	13.7	64,580	6.4	3.2
	有 料 道 路 事 業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	駐 車 場 整 備 事 業	－	－	350	0.0	350	0.0	－	－	350	皆増	－
	介護サービス事業	－	－	1,052	0.0	1,052	0.0	1,520	0.0	△ 468	△ 30.8	△ 35.6
	その他の企業会計	64	0.0	1,829	0.1	1,897	0.1	2,403	0.1	△ 506	△ 21.1	△ 2.9
小 計	568,998	41.3	1,575,549	23.4	2,144,547	26.4	2,064,558	27.9	79,989	3.9	3.2	
法非適用の公営企業会計	交 通 事 業	－	－	1,877	0.0	1,877	0.0	1,765	0.0	112	6.3	0.1
	簡 易 水 道 事 業	－	－	31,193	0.5	31,193	0.4	34,635	0.5	△ 3,442	△ 9.9	△ 41.9
	港 湾 整 備 事 業	13,963	1.0	2,232	0.0	16,195	0.2	19,584	0.3	△ 3,389	△ 17.3	7.3
	市 場 事 業	1,119	0.1	15,413	0.2	16,532	0.2	16,753	0.2	△ 221	△ 1.3	△ 14.6
	と 畜 場 事 業	4,490	0.3	7,996	0.1	12,486	0.2	12,790	0.2	△ 304	△ 2.4	△ 1.5
	観 光 施 設 事 業	182	0.0	8,974	0.1	9,156	0.1	8,702	0.1	454	5.2	△ 12.5
	宅 地 造 成 事 業	9,406	0.7	70,111	1.0	79,517	1.0	77,794	1.1	1,723	2.2	10.9
	下 水 道 事 業	50,414	3.7	599,057	8.9	649,471	8.0	728,156	9.8	△ 78,685	△ 10.8	△ 5.5
	有 料 道 路 事 業	－	－	－	－	－	－	22	0.0	△ 22	皆減	△ 79.4
	駐 車 場 整 備 事 業	274	0.0	5,901	0.1	6,175	0.1	7,720	0.1	△ 1,545	△ 20.0	△ 15.0
	介護サービス事業	－	－	25,618	0.4	25,618	0.3	26,694	0.4	△ 1,076	△ 4.0	△ 15.1
	その他の企業会計	354	0.0	2,078	0.1	2,432	0.0	2,177	0.0	255	11.7	△ 70.3
	小 計	80,202	5.8	770,450	11.4	850,652	10.5	936,792	12.7	△ 86,140	△ 9.2	△ 7.3
国民健康保険事業会計		728,121	52.8	1,199,899	17.8	1,928,020	23.8	1,265,639	17.1	662,381	52.3	△ 6.6
そ の 他 の 事 業 会 計		1,131	0.1	3,187,505	47.4	3,188,636	39.3	3,132,289	42.3	56,347	1.8	2.9
合 計		1,378,452	100.0	6,733,403	100.0	8,111,855	100.0	7,399,278	100.0	712,577	9.6	△ 0.1

第98表 公債費の状況

その1 性質別内訳

(単位 百万円・%)

区 分	平 成 30 年 度						平 成 29 年 度 純 計 額		比 較		
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額				増 減 額	増減率	前年度 増減率
地方債元利償還金	6,784,964	100.0	5,587,564	100.0	12,340,098	100.0	12,648,268	100.0	△ 308,170	△ 2.4	0.8
元 金	6,026,413	88.8	5,141,595	92.0	11,136,795	90.2	11,254,368	89.0	△ 117,573	△ 1.0	2.3
利 子	758,551	11.2	445,968	8.0	1,203,303	9.8	1,393,900	11.0	△ 190,597	△ 13.7	△ 9.8
一時借入金利子	130	0.0	425	0.0	555	0.0	817	0.0	△ 262	△ 32.1	△ 27.9
合 計	6,785,094	100.0	5,587,989	100.0	12,340,653	100.0	12,649,085	100.0	△ 308,432	△ 2.4	0.8

その2 財源内訳

(単位 百万円・%)

区 分	平 成 30 年 度						平 成 29 年 度 純 計 額		比 較		
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額				増 減 額	増減率	前年度 増減率
国 庫 支 出 金	1,216	0.0	4,864	0.1	6,680	0.1	9,061	0.1	△ 2,381	△ 26.3	5.2
使用料・手数料	117,963	1.7	144,704	2.6	263,655	2.1	273,545	2.2	△ 9,890	△ 3.6	△ 3.8
その他特定財源	161,943	2.4	144,399	2.6	299,099	2.4	370,825	2.9	△ 71,726	△ 19.3	34.5
一 般 財 源 等	6,503,972	95.9	5,294,022	94.7	11,771,219	95.4	11,995,654	94.8	△ 224,435	△ 1.9	0.2
合 計	6,785,094	100.0	5,587,989	100.0	12,340,653	100.0	12,649,085	100.0	△ 308,432	△ 2.4	0.8

歳 出 (性質別)

第99表 地方債元金償還額の状況

(単位 百万円・%)

区 分	平 成 30 年 度						平成29年度 純 計 額		比 較			
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額				増 減 額	増減率	前年度 増減率	
公 共 事 業 等 債	1,323,965	22.0	314,096	6.1	1,638,061	14.7	1,787,705	15.9	△ 149,644	△ 8.4	△ 4.1	
うち財源対策債等	636,079	10.6	100,200	1.9	736,279	6.6	842,536	7.5	△ 106,257	△ 12.6	△ 11.4	
公 営 住 宅 建 設 事 業 債	112,189	1.9	153,033	3.0	265,222	2.4	268,932	2.4	△ 3,710	△ 1.4	△ 0.1	
うち復旧・復興事業分	1,291	0.0	2,686	0.1	3,977	0.0	1,479	0.0	2,498	168.9	168.4	
うち(旧)緊急防災・減災事業分	47	0.0	99	0.0	147	0.0	143	0.0	4	2.8	32.4	
災 害 復 旧 事 業 債	42,538	0.7	24,199	0.5	66,737	0.6	67,888	0.6	△ 1,151	△ 1.7	△ 4.9	
(旧)緊急防災・減災事業債	27,716	0.5	69,258	1.3	96,975	0.9	96,171	0.9	804	0.8	0.7	
全 国 防 災 事 業 債	1,486	0.0	15,485	0.3	16,970	0.2	8,251	0.1	8,719	105.7	91.5	
教育・福祉施設等整備事業債	87,002	1.4	516,021	10.0	603,023	5.4	625,301	5.6	△ 22,278	△ 3.6	△ 2.0	
一 般 単 独 事 業 債	1,579,573	26.2	1,583,259	30.8	3,162,832	28.4	3,289,909	29.2	△ 127,077	△ 3.9	△ 1.8	
辺 地 対 策 事 業 債	－	－	35,286	0.7	35,286	0.3	35,471	0.3	△ 185	△ 0.5	0.4	
過 疎 対 策 事 業 債	－	－	220,864	4.3	220,864	2.0	214,606	1.9	6,258	2.9	2.2	
首都圏等整備事業債	28,994	0.5	－	－	28,994	0.3	32,042	0.3	△ 3,048	△ 9.5	△ 20.3	
公共用地先行取得等事業債	32,034	0.5	75,214	1.5	107,249	1.0	121,238	1.1	△ 13,989	△ 11.5	△ 13.4	
行 政 改 革 推 進 債	77,190	1.3	16,596	0.3	93,786	0.8	85,145	0.8	8,641	10.1	7.1	
厚生福祉施設整備事業債	6,241	0.1	16,520	0.3	22,761	0.2	32,652	0.3	△ 9,891	△ 30.3	△ 32.0	
地域財政特例対策債	20	0.0	－	－	20	0.0	21	0.0	△ 1	△ 4.8	△ 0.0	
退職手当債（～平成17年度分）	6,171	0.1	474	0.0	6,646	0.1	6,541	0.1	105	1.6	△ 24.3	
退職手当債（平成18年度分～）	100,549	1.7	51,070	1.0	151,619	1.4	160,269	1.4	△ 8,650	△ 5.4	1.5	
国の予算貸付・政府関係機関貸付債	73,334	1.2	16,842	0.3	90,176	0.8	143,117	1.3	△ 52,941	△ 37.0	137.2	
地域改善対策特定事業債	－	－	340	0.0	340	0.0	387	0.0	△ 47	△ 12.1	△ 14.8	
財 源 対 策 債	282,624	4.7	166,219	3.2	448,843	4.0	457,303	4.1	△ 8,460	△ 1.8	20.6	
減 収 補 填 債 （昭和57・61・平成5～7・9～30年度分）	254,893	4.2	28,242	0.5	283,134	2.5	254,777	2.3	28,357	11.1	△ 1.1	
臨 時 財 政 特 例 債	1,955	0.0	1,115	0.0	3,070	0.0	4,482	0.0	△ 1,412	△ 31.5	△ 14.7	
公 共 事 業 等 臨 時 特 例 債	－	－	15	0.0	15	0.0	25	0.0	△ 10	△ 40.0	△ 16.7	
減 税 補 填 債	108,936	1.8	157,959	3.1	266,895	2.4	263,861	2.3	3,034	1.1	△ 11.7	
臨 時 税 収 補 填 債	7,563	0.1	1,617	0.0	9,180	0.1	72,210	0.6	△ 63,030	△ 87.3	△ 4.1	
臨 時 財 政 対 策 債	1,673,679	27.8	1,377,471	26.8	3,051,150	27.4	2,793,909	24.8	257,241	9.2	11.5	
調 整 債 （昭和60・61・62・63年度分）	4,383	0.1	696	0.0	5,079	0.0	3,562	0.0	1,517	42.6	△ 19.8	
減 収 補 填 債 特 例 分 （昭和50・平成14・19～30年度分）	84,927	1.4	20,052	0.4	104,980	0.9	101,735	0.9	3,245	3.2	5.9	
都 道 府 県 貸 付 金	－	－	65,851	1.3	34,638	0.3	32,499	0.3	2,139	6.6	△ 12.5	
そ の 他	108,451	1.8	213,801	4.3	322,250	2.9	294,359	2.5	27,891	9.5	11.6	
合 計	6,026,413	100.0	5,141,595	100.0	11,136,795	100.0	11,254,368	100.0	△ 117,573	△ 1.0	2.3	
うち財源対策債等	918,703	15.2	266,419	5.2	1,185,122	10.6	1,299,839	11.5	△ 114,717	△ 8.8	△ 2.3	
うち減収補填債	378,000	6.3	51,023	1.0	429,024	3.9	374,634	3.3	54,390	14.5	△ 1.4	

(注) 1 「交付債」及び「枠外債」は、各項目に含まれている。
2 「地域改善対策特定事業債」には、昭和56年度まで許可された同和対策事業債及び昭和61年度まで許可された地域改善対策事業債を含む。
3 「合計 うち財源対策債等」は、「公共事業等債 うち財源対策債等」及び「財源対策債」の合計であり、平成6年度から10年度に許可された臨時公共事業債及び平成11、12年度に許可された財源対策債等を含む。

第100表 地方債現在高の状況

その1 目的別内訳

(単位 百万円・%)

区 分	平 成 30 年 度						平成29年度 合 計 額		比 較		
	都 道 府 県		市 町 村		合 計 額				増 減 額	増減率	前年度 増減率
公 共 事 業 等 債	15,233,204	17.4	3,540,060	6.3	18,773,264	13.1	19,066,065	13.2	△ 292,801	△ 1.5	△ 2.8
うち財源対策債等	4,228,280	4.8	587,941	1.0	4,816,220	3.4	5,552,500	3.8	△ 736,280	△ 13.3	△ 14.0
公 営 住 宅 建 設 事 業 債	1,316,277	1.5	1,526,628	2.7	2,842,905	2.0	2,923,667	2.0	△ 80,762	△ 2.8	△ 3.1
うち復旧・復興事業分	28,334	0.0	71,766	0.1	100,100	0.1	101,628	0.1	△ 1,528	△ 1.5	12.8
うち(旧)緊急防災・減災事業分	628	0.0	1,041	0.0	1,668	0.0	1,815	0.0	△ 147	△ 8.1	△ 8.7
災 害 復 旧 事 業 債	556,260	0.6	361,747	0.6	918,007	0.6	706,679	0.5	211,328	29.9	20.4
(旧)緊急防災・減災事業債	131,637	0.2	320,362	0.6	451,999	0.3	548,974	0.4	△ 96,975	△ 17.7	△ 15.0
全 国 防 災 事 業 債	53,361	0.1	306,727	0.5	360,088	0.3	377,058	0.3	△ 16,970	△ 4.5	△ 2.1
教育・福祉施設等整備事業債	1,447,462	1.7	5,591,752	9.9	7,039,214	4.9	6,917,575	4.8	121,639	1.8	2.8
一 般 単 独 事 業 債	20,340,622	23.3	14,741,007	26.2	35,081,629	24.4	35,742,347	24.8	△ 660,718	△ 1.8	△ 2.4
辺 地 対 策 事 業 債	-	-	251,565	0.4	251,565	0.2	243,546	0.2	8,019	3.3	1.6
過 疎 対 策 事 業 債	-	-	2,359,952	4.2	2,359,952	1.6	2,216,582	1.5	143,370	6.5	7.2
首都圏等整備事業債	173,894	0.2	-	-	173,894	0.1	202,889	0.1	△ 28,995	△ 14.3	△ 13.6
公共用地先行取得等事業債	98,805	0.1	239,675	0.4	338,480	0.2	414,487	0.3	△ 76,007	△ 18.3	△ 17.8
行 政 改 革 推 進 債	1,617,287	1.9	315,844	0.6	1,933,130	1.3	1,853,427	1.3	79,703	4.3	4.8
厚生福祉施設整備事業債	14,606	0.0	25,553	0.0	40,159	0.0	62,920	0.0	△ 22,761	△ 36.2	△ 33.9
地域財政特例対策債	45	0.0	-	-	45	0.0	65	0.0	△ 20	△ 30.8	△ 23.5
退職手当債(～平成17年度分)	75,168	0.1	4,403	0.0	79,570	0.1	86,216	0.1	△ 6,646	△ 7.7	△ 7.1
退職手当債(平成18年度分～)	1,806,650	2.1	369,021	0.7	2,175,670	1.5	2,266,238	1.6	△ 90,568	△ 4.0	△ 2.9
国の予算貸付・政府関係機関貸付債	955,180	1.1	190,892	0.3	1,146,071	0.8	1,196,703	0.8	△ 50,632	△ 4.2	△ 7.5
地域改善対策特定事業債	-	-	667	0.0	667	0.0	1,007	0.0	△ 340	△ 33.8	△ 27.6
財 源 対 策 債	4,263,171	4.9	1,883,809	3.3	6,146,980	4.3	5,993,425	4.2	153,555	2.6	3.0
減 収 補 填 債 (昭和57・61・平成5～7・9～30年度分)	1,883,313	2.2	208,903	0.4	2,092,216	1.5	2,359,858	1.6	△ 267,642	△ 11.3	△ 8.8
臨 時 財 政 特 例 債	866	0.0	1,772	0.0	2,638	0.0	5,707	0.0	△ 3,069	△ 53.8	△ 44.0
公 共 事 業 等 臨 時 特 例 債	-	-	247	0.0	247	0.0	262	0.0	△ 15	△ 5.7	△ 6.8
減 税 補 填 債	1,105,114	1.3	762,114	1.4	1,867,229	1.3	2,134,124	1.5	△ 266,895	△ 12.5	△ 11.0
臨 時 税 収 補 填 債	65,337	0.1	14,278	0.0	79,615	0.1	88,795	0.1	△ 9,180	△ 10.3	△ 45.1
臨 時 財 政 対 策 債	33,117,212	37.9	20,862,038	37.1	53,979,250	37.6	53,090,931	36.8	888,319	1.7	2.3
調 整 債 (昭和60・61・62・63年度分)	28,898	0.0	393	0.0	29,291	0.0	34,369	0.0	△ 5,078	△ 14.8	△ 9.4
減 収 補 填 債 特 例 分 (昭和50・平成14・19～30年度分)	1,769,086	2.0	190,015	0.3	1,959,101	1.4	2,017,093	1.4	△ 57,992	△ 2.9	7.0
都 道 府 県 貸 付 金	-	-	532,452	0.9	532,452	0.4	543,130	0.4	△ 10,678	△ 2.0	△ 3.3
そ の 他	1,304,346	1.3	1,695,262	3.2	2,999,611	2.0	3,194,724	2.1	△ 195,113	△ 6.1	△ 3.7
合 計	87,357,801	100.0	56,297,138	100.0	143,654,939	100.0	144,288,863	100.0	△ 633,924	△ 0.4	△ 0.4
うち財源対策債等	8,491,451	9.7	2,471,750	4.4	10,963,201	7.6	11,545,925	8.0	△ 582,724	△ 5.0	△ 5.9
うち減収補填債	3,779,852	4.3	410,797	0.7	4,190,649	2.9	4,550,539	3.2	△ 359,890	△ 7.9	△ 2.4

(注) 「合計 うち財源対策債等」は、「公共事業等債 うち財源対策債等」及び「財源対策債」の合計であり、平成6年度から10年度に許可された臨時公共事業債及び平成11、12年度に許可された財源対策債等を含む。

将来にわたる財政負担等

第100表 地方債現在高の状況（つづき）

その2 借入先別内訳

(単位 百万円・%)

区 分	平 成 30 年 度						平成29年度 合 計 額		比 較		
	都 道 府 県		市 町 村		合 計 額				増 減 額	増減率	前年度 増減率
財 政 融 資 資 金	10,592,441	12.1	20,073,251	35.7	30,665,692	21.3	31,503,534	21.8	△ 837,842	△ 2.7	△ 2.6
うち旧資金運用部資金	467,456	0.5	479,738	0.9	947,194	0.7	1,471,382	1.0	△ 524,188	△ 35.6	△ 33.1
うち旧還元融資資金	41,922	0.0	42,714	0.1	84,636	0.1	106,827	0.1	△ 22,191	△ 20.8	△ 22.8
旧 郵 政 公 社 資 金	1,003,621	1.1	1,485,649	2.6	2,489,270	1.7	3,103,282	2.2	△ 614,012	△ 19.8	△ 19.0
旧 郵 便 貯 金 資 金	178,027	0.2	386,628	0.7	564,655	0.4	726,668	0.5	△ 162,013	△ 22.3	△ 23.3
旧簡易生命保険資金	825,594	0.9	1,099,021	2.0	1,924,615	1.3	2,376,614	1.6	△ 451,999	△ 19.0	△ 17.6
地方公共団体金融機構資金	3,864,751	4.4	7,872,804	14.0	11,737,555	8.2	11,578,036	8.0	159,519	1.4	2.7
うち旧公営企業金融公庫資金	443,622	0.5	1,261,439	2.2	1,705,061	1.2	2,047,705	1.4	△ 342,644	△ 16.7	△ 15.2
国の予算貸付・政府関係機関貸付 (地方公共団体金融機構資金を除く。)	955,165	1.1	190,892	0.3	1,146,056	0.8	1,196,658	0.8	△ 50,602	△ 4.2	△ 7.5
ゆ う ち ょ 銀 行	532,442	0.6	260,919	0.5	793,361	0.6	634,842	0.4	158,519	25.0	34.5
市 中 銀 行	28,035,084	32.1	10,479,660	18.6	38,514,744	26.8	38,112,359	26.4	402,385	1.1	0.4
そ の 他 の 金 融 機 関	4,747,681	5.4	4,293,929	7.6	9,041,610	6.3	8,996,098	6.2	45,512	0.5	1.1
か ん ぼ 生 命 保 険	487,562	0.6	235,686	0.4	723,248	0.5	657,105	0.5	66,143	10.1	13.3
保 険 会 社 等	50,428	0.1	17,970	0.0	68,398	0.0	75,133	0.1	△ 6,735	△ 9.0	△ 13.6
交 付 公 債	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
市 場 公 募 債	36,789,646	42.1	9,706,179	17.2	46,495,825	32.4	46,518,252	32.2	△ 22,427	△ 0.0	0.5
個 別 発 行 債10年 債	16,164,754	18.5	3,039,734	5.4	19,204,488	13.4	19,398,891	13.4	△ 194,403	△ 1.0	△ 1.2
個 別 発 行 債5年 債	3,982,641	4.6	1,272,395	2.3	5,255,037	3.7	5,218,576	3.6	36,461	0.7	△ 2.5
個 別 発 行 債20年 債	4,952,180	5.7	1,801,575	3.2	6,753,755	4.7	6,652,843	4.6	100,912	1.5	11.2
個 別 発 行 債30年 債	1,748,798	2.0	1,003,263	1.8	2,752,061	1.9	2,299,109	1.6	452,952	19.7	20.2
個 別 発 行 債15年 債	583,418	0.7	107,421	0.2	690,839	0.5	726,221	0.5	△ 35,382	△ 4.9	1.3
個 別 発 行 債7年 債	155,883	0.2	42,830	0.1	198,713	0.1	225,272	0.2	△ 26,559	△ 11.8	△ 19.0
共 同 発 行 債10年 債	8,302,333	9.5	2,249,593	4.0	10,551,926	7.3	10,824,844	7.5	△ 272,918	△ 2.5	△ 2.3
住 民 公 募 債	284,539	0.3	124,587	0.2	409,127	0.3	432,874	0.3	△ 23,747	△ 5.5	△ 27.0
外 国 債	492,006	0.6	-	-	492,006	0.3	579,518	0.4	△ 87,512	△ 15.1	△ 1.5
そ の 他	123,094	0.0	64,781	0.0	187,873	0.1	160,104	0.1	27,769	17.3	△ 6.9
共 済 等	32,444	0.0	1,115,276	2.0	1,147,720	0.8	1,134,329	0.8	13,391	1.2	0.8
そ の 他	266,536	0.4	564,923	1.1	831,460	0.6	779,235	0.6	52,225	6.7	3.4
合 計	87,357,801	100.0	56,297,138	100.0	143,654,939	100.0	144,288,863	100.0	△ 633,924	△ 0.4	△ 0.4

(注) 旧郵政公社資金には、平成15年度以前の郵便貯金資金及び簡易生命保険資金残高を含む。

その3 利率別内訳

(単位 百万円・%)

区 分	都 道 府 県		市 町 村		合 計 額	
0.5% 以 下	41,036,257	47.0	29,970,227	53.2	71,006,483	49.4
1.0% 以 下	21,815,227	25.0	11,832,505	21.0	33,647,731	23.4
1.5% 以 下	13,487,924	15.4	7,043,749	12.5	20,531,673	14.3
2.0% 以 下	7,641,153	8.7	5,408,772	9.6	13,049,925	9.1
2.5% 以 下	2,821,671	3.2	1,460,219	2.6	4,281,890	3.0
3.0% 以 下	359,566	0.4	385,884	0.7	745,449	0.5
3.5% 以 下	117,597	0.1	100,668	0.2	218,264	0.2
4.0% 以 下	27,742	0.0	43,290	0.1	71,032	0.0
4.5% 以 下	23,334	0.0	26,535	0.0	49,870	0.0
5.0% 以 下	18,665	0.0	19,529	0.0	38,194	0.0
5.5% 以 下	5,538	0.0	1,818	0.0	7,356	0.0
6.0% 以 下	266	0.0	868	0.0	1,134	0.0
6.5% 以 下	2,006	0.0	1,367	0.0	3,373	0.0
7.0% 以 下	856	0.0	269	0.0	1,125	0.0
7.0% 超	-	-	1,440	0.0	1,440	0.0
合 計	87,357,801	100.0	56,297,138	100.0	143,654,939	100.0

第100表 地方債現在高の状況（つづき）

その4 推 移

（単位 百万円・％）

区 分	都 道 府 県			市 町 村			合 計 額		
	現 在 高	指 数	対前年度 増 減 率	現 在 高	指 数	対前年度 増 減 率	現 在 高	指 数	対前年度 増 減 率
昭和49年度	3,688,067	100	23.3	4,851,720	100	26.4	8,539,787	100	25.0
平成23年度	87,322,349	2,368	1.9	55,909,502	1,152	△ 0.9	143,231,851	1,677	0.8
24	88,820,024	2,408	1.7	55,885,149	1,152	△ 0.0	144,705,173	1,694	1.0
25	89,729,661	2,433	1.0	56,189,213	1,158	0.5	145,918,874	1,709	0.8
26	89,602,745	2,430	△ 0.1	56,396,828	1,162	0.4	145,999,573	1,710	0.1
27	89,028,959	2,414	△ 0.6	56,497,465	1,164	0.2	145,526,424	1,704	△ 0.3
28	88,625,567	2,403	△ 0.5	56,282,557	1,160	△ 0.4	144,908,124	1,697	△ 0.4
29	87,969,195	2,385	△ 0.7	56,319,668	1,161	0.1	144,288,863	1,690	△ 0.4
30	87,357,801	2,369	△ 0.7	56,297,138	1,160	△ 0.0	143,654,939	1,682	△ 0.4

第101表 債務負担行為額（翌年度以降の支出予定額）の状況

その1 目的別内訳

（単位 百万円・％）

区 分	平 成 30 年 度						平成29年度 合 計 額	増 減 率
	都 道 府 県		市 町 村		合 計 額			
1 物 件 の 購 入 等 に 係 る も の	3,398,260	62.8	4,591,454	41.5	7,989,714	48.5	8,252,446	△ 3.2
2 債 務 保 証 又 は 損 失 補 償 に 係 る も の	230,966	4.3	136,316	1.2	367,282	2.2	317,753	15.6
3 そ の 他	1,781,771	32.9	6,331,143	57.3	8,112,914	49.3	7,847,523	3.4
合 計	5,410,997	100.0	11,058,913	100.0	16,469,910	100.0	16,417,722	0.3

（注）「2 債務保証又は損失補償に係るもの」には、履行すべき額の確定したものを計上している。

その2 推 移

（単位 百万円・％）

区 分	合 計			1 物件の購入等に係るもの			2 債務保証又は損失補償に 係るもの			3 その他		
	支 出 予定額	指数	対前年度 増 減 率	支 出 予定額	指数	対前年度 増 減 率	支 出 予定額	指数	対前年度 増 減 率	支 出 予定額	指数	対前年度 増 減 率
平成25年度	14,530,293	100	8.3	7,438,177	100	12.1	191,985	100	25.4	6,900,131	100	4.2
26	15,146,124	104	4.2	7,727,486	104	3.9	247,147	129	28.7	7,171,491	104	3.9
27	15,423,161	106	1.8	7,666,792	103	△ 0.8	259,658	135	5.1	7,496,711	109	4.5
28	15,626,547	108	1.3	7,775,220	105	1.4	221,062	115	△ 14.9	7,630,265	111	1.8
29	16,417,722	113	5.1	8,252,446	111	6.1	317,753	166	43.7	7,847,523	114	2.8
30	16,469,910	113	0.3	7,989,714	107	△ 3.2	367,282	191	15.6	8,112,914	118	3.4

第102表 積立金現在高の状況

その1 目的別内訳 (単位 百万円・%)

区 分	平 成 30 年 度						平成29年度 合 計 額		比 較		
	都 道 府 県		市 町 村		合 計 額				増 減 額	増減率	前年度 増減率
財 政 調 整 基 金	1,783,015	23.9	5,802,648	36.7	7,585,663	32.6	7,437,144	31.6	148,519	2.0	△ 2.0
減 債 基 金	998,162	13.4	1,370,261	8.7	2,368,423	10.2	2,475,348	10.5	△ 106,925	△ 4.3	△ 2.9
その他特定目的基金	4,672,198	62.7	8,634,373	54.6	13,306,571	57.2	13,593,451	57.9	△ 286,880	△ 2.1	0.8
合 計	7,453,375	100.0	15,807,282	100.0	23,260,657	100.0	23,505,943	100.0	△ 245,286	△ 1.0	△ 0.5

その2 推 移 (単位 百万円・%)

区 分	総 額		財 政 調 整 基 金		減 債 基 金		その他特定目的基金	
	積 立 金 現 在 高	対前年度 増 減 率	積 立 金 現 在 高	対前年度 増 減 率	積 立 金 現 在 高	対前年度 増 減 率	積 立 金 現 在 高	対前年度 増 減 率
平成21年度	17,177,205	12.5	4,474,802	1.4	1,689,600	△ 5.5	11,012,803	21.4
22	17,866,710	4.0	5,235,694	17.0	2,076,049	22.9	10,554,967	△ 4.2
23	19,592,209	9.7	5,599,566	6.9	2,305,910	11.1	11,686,733	10.7
24	21,029,432	7.3	6,139,630	9.6	2,318,616	0.6	12,571,186	7.6
25	22,365,652	6.4	6,740,043	9.8	2,421,428	4.4	13,204,181	5.0
26	22,615,513	1.1	7,165,011	6.3	2,570,149	6.1	12,880,353	△ 2.5
27	23,331,530	3.2	7,588,045	5.9	2,645,955	2.9	13,097,530	1.7
28	23,625,745	1.3	7,585,227	△ 0.0	2,548,749	△ 3.7	13,491,769	3.0
29	23,505,943	△ 0.5	7,437,144	△ 2.0	2,475,348	△ 2.9	13,593,451	0.8
30	23,260,657	△ 1.0	7,585,663	2.0	2,368,423	△ 4.3	13,306,571	△ 2.1

第103表 平成30年度資金収支の状況

(単位 百万円・%)

区 分		第1・四半期 (30年4月～6月)		第2・四半期 (30年7月～9月)		第3・四半期 (30年10月～12月)		第4・四半期 (31年1月～3月)		出納整理期 (31年4月～令和元年5月)		合 計	
合 計	歳 入 (a)	27,820,274	42.9	22,352,257	74.2	24,632,557	73.2	32,110,353	38.8	13,089,320	105.9	120,004,761	53.6
	地 方 税	12,698,630	19.6	8,776,802	29.1	9,585,312	28.5	8,278,356	10.0	1,412,343	11.4	40,751,442	18.2
	地 方 消 費 税 清 算 金	427,800	0.7	534,038	1.8	279,598	0.8	429,160	0.5	—	—	1,670,597	0.7
	地方特例交付金、地方交付税 及 び 地 方 譲 与 税	7,863,075	12.1	4,614,933	15.3	4,994,082	14.8	1,869,200	2.3	12,209	0.1	19,353,498	8.7
	国 庫 支 出 金 等	2,114,083	3.3	2,748,604	9.1	2,782,642	8.3	6,103,983	7.4	1,135,877	9.2	14,885,189	6.7
	都 道 府 県 支 出 金 等	964,214	1.5	1,642,262	5.4	1,617,035	4.8	2,672,103	3.2	1,042,482	8.4	7,938,097	3.5
	地方債（起債前借を含む。）	425,006	0.7	720,026	2.4	1,917,835	5.7	2,933,009	3.5	4,538,209	36.7	10,534,085	4.7
	公営事業会計からの繰入れ	4,496	0.0	6,345	0.0	16,106	0.0	61,840	0.1	46,195	0.4	134,981	0.1
	そ の 他	3,322,970	5.0	3,309,247	11.1	3,439,947	10.3	9,762,702	11.8	4,902,005	39.7	24,736,872	11.0
	(a)のうち普通会計内の会計間繰入れ (b)	1,337,404	2.1	1,336,076	4.4	1,204,024	3.6	3,559,112	4.3	2,318,913	18.8	9,755,529	4.4
	歳計現金貸付金回収金又は他会計借入金 (c)	33,833,344	52.2	7,818,655	25.9	8,504,374	25.3	50,925,164	61.5	1,589,304	12.9	102,670,841	45.9
	一 時 借 入 金 等 借 入 額 (d)	4,481,222	6.9	1,305,332	4.3	1,713,988	5.1	3,268,711	4.0	—	—	10,769,254	4.8
	合 計 (a)－(b)＋(c)＋(d)	64,797,436	100.0	30,140,167	100.0	33,646,896	100.0	82,745,116	100.0	12,359,711	100.0	223,689,327	100.0
	歳 出 (e)	23,181,394	40.8	22,143,573	71.5	24,775,838	81.6	32,759,733	37.9	16,913,868	88.1	119,774,405	53.5
	(e)のうち地方消費税清算金	429,390	0.8	536,192	1.7	279,481	0.9	425,533	0.5	—	—	1,670,597	0.7
	(e)のうち普通会計内の会計間繰出し (f)	1,337,341	2.4	1,336,076	4.3	1,204,024	4.0	3,559,112	4.1	2,318,913	12.1	9,755,467	4.4
	歳計現金貸付金又は他会計借入金返済金 (g)	31,097,272	54.8	8,847,033	28.6	5,457,318	18.0	54,289,647	62.8	2,979,571	15.5	102,670,841	45.9
都 道 府 県	歳計剰余金処分としての積立金 (h)	170,290	0.3	41,913	0.1	5,526	0.0	6,063	0.0	5,157	0.0	228,949	0.1
	一 時 借 入 金 等 返 済 額 (i)	3,676,929	6.5	1,270,461	4.1	1,314,587	4.3	2,893,318	3.3	1,613,959	8.4	10,769,254	4.8
	合 計 (e)－(f)＋(g)＋(h)＋(i)	56,788,544	100.0	30,966,903	100.0	30,349,245	100.0	86,389,649	100.0	19,193,642	100.0	223,687,982	100.0
	歳 入 (a)	13,745,372	28.6	10,534,257	59.0	12,893,235	61.6	16,244,556	25.1	5,810,997	111.9	59,228,417	37.8
	地 方 税	6,201,503	12.9	4,197,401	23.5	5,415,624	25.9	4,170,437	6.4	635,171	12.2	20,620,136	13.2
	地 方 消 費 税 清 算 金	427,800	0.9	534,038	3.0	279,598	1.3	429,160	0.7	—	—	1,670,597	1.1
	地方特例交付金、地方交付税 及 び 地 方 譲 与 税	4,242,370	8.8	2,696,575	15.1	2,925,053	14.0	989,935	1.5	956	0.0	10,854,889	6.9
	国 庫 支 出 金 等	645,596	1.3	569,384	3.2	1,062,655	5.1	2,885,901	4.5	544,852	10.5	5,708,388	3.6
	地方債（起債前借を含む。）	329,545	0.7	541,882	3.0	1,320,492	6.3	1,439,619	2.2	1,783,481	34.4	5,415,019	3.5
	公営事業会計からの繰入れ	2,035	0.0	1,982	0.0	1,858	0.0	6,528	0.0	12,755	0.2	25,158	0.0
	そ の 他	1,896,523	4.0	1,992,995	11.2	1,887,955	9.0	6,322,976	9.8	2,833,782	54.6	14,934,230	9.5
	(a)のうち普通会計内の会計間繰入れ (b)	1,271,767	2.6	1,242,358	7.0	1,148,858	5.5	3,244,214	5.0	1,706,165	32.9	8,613,361	5.5
	歳計現金貸付金回収金又は他会計借入金 (c)	32,738,735	68.1	7,585,892	42.5	8,198,793	39.2	50,167,791	77.5	1,086,914	20.9	99,778,126	63.7
	一 時 借 入 金 等 借 入 額 (d)	2,827,768	5.9	986,392	5.5	980,608	4.7	1,548,437	2.4	—	—	6,343,204	4.0
	合 計 (a)－(b)＋(c)＋(d)	48,040,107	100.0	17,864,183	100.0	20,923,778	100.0	64,716,570	100.0	5,191,747	100.0	156,736,385	100.0
	歳 出 (e)	12,049,068	27.7	10,493,565	55.7	12,092,028	71.6	17,082,372	24.8	7,524,351	86.1	59,241,384	37.8
	(e)のうち地方消費税清算金	429,390	1.0	536,192	2.8	279,481	1.7	425,533	0.6	—	—	1,670,597	1.1
	(e)のうち普通会計内の会計間繰出し (f)	1,271,767	2.9	1,242,358	6.6	1,148,858	6.8	3,244,214	4.7	1,706,165	19.5	8,613,361	5.5
市 町 村	歳計現金貸付金又は他会計借入金返済金 (g)	30,358,622	69.7	8,598,038	45.6	5,002,801	29.6	53,399,488	77.7	2,419,177	27.7	99,778,126	63.6
	歳計剰余金処分としての積立金 (h)	3,244	0.0	6,783	0.0	—	—	2,518	0.0	—	—	12,545	0.0
	一 時 借 入 金 等 返 済 額 (i)	2,389,390	5.5	997,220	5.3	943,388	5.6	1,509,956	2.2	503,250	5.8	6,343,204	4.0
	合 計 (e)－(f)＋(g)＋(h)＋(i)	43,528,558	100.0	18,853,248	100.0	16,889,358	100.0	68,750,120	100.0	8,740,613	100.0	156,761,898	100.0
	歳 入 (a)	14,074,903	84.0	11,817,999	96.3	11,739,322	92.3	15,865,797	88.0	7,278,323	101.5	60,776,344	90.8
	地 方 税	6,497,126	38.8	4,579,401	37.3	4,169,688	32.8	4,107,919	22.8	777,171	10.8	20,131,306	30.1
	地方特例交付金、地方交付税 及 び 地 方 譲 与 税	3,620,705	21.6	1,918,358	15.6	2,069,029	16.3	879,265	4.9	11,253	0.2	8,498,609	12.7
	国 庫 支 出 金 等	1,468,487	8.8	2,179,219	17.8	1,719,987	13.5	3,218,082	17.8	591,026	8.2	9,176,801	13.7
	都 道 府 県 支 出 金 等	964,214	5.8	1,642,262	13.4	1,617,035	12.7	2,672,103	14.8	1,042,482	14.5	7,938,097	11.9
	地方債（起債前借を含む。）	95,461	0.6	178,144	1.5	597,343	4.7	1,493,390	8.3	2,754,728	38.4	5,119,066	7.6
	公営事業会計からの繰入れ	2,461	0.0	4,363	0.0	14,248	0.1	55,311	0.3	33,440	0.5	109,823	0.2
	そ の 他	1,426,449	8.4	1,316,252	10.7	1,551,992	12.2	3,439,727	19.1	2,068,223	28.9	9,802,642	14.6
	(a)のうち普通会計内の会計間繰入れ (b)	65,637	0.4	93,718	0.8	55,166	0.4	314,898	1.7	612,748	8.5	1,142,168	1.7
	歳計現金貸付金回収金又は他会計借入金 (c)	1,094,609	6.5	232,763	1.9	305,581	2.4	757,373	4.2	502,390	7.0	2,892,715	4.3
	一 時 借 入 金 等 借 入 額 (d)	1,653,455	9.9	318,940	2.6	733,381	5.8	1,720,275	9.5	—	—	4,426,050	6.6
	合 計 (a)－(b)＋(c)＋(d)	16,757,329	100.0	12,275,984	100.0	12,723,118	100.0	18,028,546	100.0	7,167,964	100.0	66,952,941	100.0
	歳 出 (e)	11,132,325	84.0	11,650,008	96.2	12,683,810	94.2	15,677,361	88.9	9,389,517	89.8	60,533,021	90.4
	(e)のうち普通会計内の会計間繰出し (f)	65,575	0.5	93,718	0.8	55,166	0.4	314,898	1.8	612,748	5.9	1,142,105	1.7
	歳計現金貸付金又は他会計借入金返済金 (g)	738,650	5.6	248,994	2.1	454,518	3.4	890,159	5.0	560,393	5.4	2,892,715	4.3
	歳計剰余金処分としての積立金 (h)	167,046	1.3	35,130	0.3	5,526	0.0	3,545	0.0	5,157	0.0	216,404	0.3
	一 時 借 入 金 等 返 済 額 (i)	1,287,539	9.7	273,241	2.3	371,199	2.8	1,383,362	7.8	1,110,709	10.6	4,426,050	6.6
	合 計 (e)－(f)＋(g)＋(h)＋(i)	13,259,985	100.0	12,113,655	100.0	13,459,887	100.0	17,639,529	100.0	10,453,028	100.0	66,926,085	100.0

(注) 地方税に含まれる地方消費税は、都道府県間の清算を行う前の額である。

将来にわたる財政負担等

第104表 道路（地方道）の状況

区 分			平成30年度	平成29年度	増 減
実 延 長 (km)	都 道 府 県 道	主 要 地 方 道	57,353	57,287	66
		一般都道府県道	71,338	71,310	28
	市 町 村 道		1,034,368	1,032,938	1,430
	合 計		1,163,058	1,161,535	1,523
面 積 (km ²)	都 道 府 県 道	主 要 地 方 道	909.4	906.0	3.4
		一般都道府県道	952.4	949.9	2.5
	市 町 村 道		6,726.7	6,708.3	18.4
	合 計		8,588.5	8,564.2	24.3

(注) 平成30年度の数値は平成31年4月1日現在のもの、平成29年度の数値は平成30年4月1日現在のものである。

第105表 公営住宅等の管理状況

区 分	平成30年度			平成29年度			増 減		
	都道府県	市 町 村	合 計	都道府県	市 町 村	合 計	都道府県	市 町 村	合 計
公 営 住 宅 等 (戸)	940,993	1,444,359	2,385,352	943,858	1,450,871	2,394,729	△ 2,865	△ 6,512	△ 9,377
うち公営住宅 (戸)	912,695	1,236,981	2,149,676	914,906	1,242,815	2,157,721	△ 2,211	△ 5,834	△ 8,045

(注) 1 各年度の数値は各年度末のものである。
2 公営住宅等は公営住宅、改良住宅及び単独住宅の合計である。

第106表 公園の状況

区 分		平成30年度			平成29年度			増 減		
		市町村立	市町村立 以 外	合 計	市町村立	市町村立 以 外	合 計	市町村立	市町村立 以 外	合 計
都 市 公 園 等 (都市計画区域内)	箇所数	136,262	1,063	137,325	134,662	1,091	135,753	1,600	△ 28	1,572
	面 積 (km ²)	1,116.2	285.2	1,401.4	1,111.4	283.0	1,394.4	4.8	2.2	7.0
そ の 他 公 園 (都市計画区域外)	箇所数	6,443	277	6,720	6,452	243	6,695	△ 9	34	25
	面 積 (km ²)	135.3	37.2	172.6	136.1	36.6	172.7	△ 0.8	0.6	△ 0.1
合 計	箇所数	142,705	1,340	144,045	141,114	1,334	142,448	1,591	6	1,597
	面 積 (km ²)	1,251.6	322.4	1,574.0	1,247.5	319.7	1,567.1	4.1	2.7	6.9

(注) 各年度の数値は各年度末のものである。

第107表 下水道等の状況

区 分		平成30年度	平成29年度	増 減
公 共 下 水 道	現 在 排 水 人 口 (人)	100,840,053	100,370,191	469,862
	計 画 排 水 区 域 面 積 (km ²)	22,562.5	22,546.2	16.3
	現 在 排 水 区 域 面 積 (km ²)	17,599.9	17,450.8	149.1
	計 画 終 末 処 理 場 数 (箇所)	2,038	2,041	△ 3
	現 在 終 末 処 理 場 数 (箇所)	2,003	2,003	－
	計 画 処 理 区 域 面 積 (km ²)	22,471.5	22,450.7	20.8
	現 在 処 理 区 域 面 積 (km ²)	17,535.2	17,391.9	143.3
	現 在 処 理 区 域 内 人 口 (人)	100,725,277	100,238,982	486,295
都 市 下 水 路	現 在 水 洗 便 所 設 置 済 人 口 (人)	95,451,869	94,828,245	623,624
農 業 集 落 設 排 水 施 設	計 画 排 水 区 域 面 積 (km ²)	1,574.5	1,602.9	△ 28.4
	現 在 排 水 区 域 面 積 (km ²)	1,309.4	1,329.6	△ 20.2
農 業 集 落 設 排 水 施 設	現 在 排 水 人 口 (うち汚水に係るもの) (人)	3,246,053	3,323,127	△ 77,074
	現 在 処 理 区 域 内 人 口 (人)	3,244,360	3,321,366	△ 77,006
	現 在 排 水 区 域 面 積 (うち汚水に係るもの) (km ²)	2,337.9	2,347.7	△ 9.8
	現 在 処 理 区 域 面 積 (km ²)	2,305.3	2,315.1	△ 9.8
	現 在 水 洗 便 所 設 置 済 人 口 (人)	2,783,146	2,838,600	△ 55,454
漁 業 集 落 設 排 水 施 設	現 在 排 水 人 口 (うち汚水に係るもの) (人)	157,540	161,736	△ 4,196
	現 在 処 理 区 域 内 人 口 (人)	157,531	161,725	△ 4,194
	現 在 排 水 区 域 面 積 (うち汚水に係るもの) (km ²)	83.3	82.9	0.4
	現 在 処 理 区 域 面 積 (km ²)	83.2	82.8	0.4
	現 在 水 洗 便 所 設 置 済 人 口 (人)	126,156	127,957	△ 1,801
林 業 集 落 設 排 水 施 設	現 在 排 水 人 口 (うち汚水に係るもの) (人)	2,394	2,475	△ 81
	現 在 処 理 区 域 内 人 口 (人)	2,394	2,472	△ 78
	現 在 排 水 区 域 面 積 (うち汚水に係るもの) (km ²)	2.2	2.2	－
	現 在 処 理 区 域 面 積 (km ²)	2.2	2.2	－
	現 在 水 洗 便 所 設 置 済 人 口 (人)	2,166	2,191	△ 25
簡 易 施 設	現 在 排 水 人 口 (うち汚水に係るもの) (人)	1,424	1,476	△ 52
	現 在 処 理 区 域 内 人 口 (人)	1,424	1,476	△ 52
	現 在 排 水 区 域 面 積 (うち汚水に係るもの) (km ²)	1.8	1.8	－
	現 在 処 理 区 域 面 積 (km ²)	1.8	1.8	－
	現 在 水 洗 便 所 設 置 済 人 口 (人)	1,353	1,400	△ 47
小 規 模 集 合 排 水 処 理 施 設	現 在 排 水 人 口 (うち汚水に係るもの) (人)	5,774	6,006	△ 232
	現 在 処 理 区 域 内 人 口 (人)	5,774	6,006	△ 232
	現 在 排 水 区 域 面 積 (うち汚水に係るもの) (km ²)	4.3	4.3	－
	現 在 処 理 区 域 面 積 (km ²)	4.3	4.3	－
	現 在 水 洗 便 所 設 置 済 人 口 (人)	5,226	5,393	△ 167
コ ミ ュ ニ テ ィ ・ プ ラ ン ト 処 理 人 口 (人)		202,526	207,175	△ 4,649
合 併 処 理 槽 浄 化	処 理 人 口 (人)	12,329,829	12,324,522	5,307
	うち特定地域生活排水処理施設に係るもの (人)	488,839	481,063	7,776
	うち個別排水処理施設に係るもの (人)	69,065	75,030	△ 5,965

(注) 各年度の数値は各年度末のものである。

第108表 し尿及びごみ処理施設の状況

区 分		平成30年度	平成29年度	増 減	増 減 率
し 尿 処 理 施 設	処 理 人 口 (千人)	6,580	6,986	△ 406	△ 5.8
	年 間 総 収 集 量 (千kl)	7,130	7,373	△ 243	△ 3.3
ご み 処 理 施 設	処 理 人 口 (千人)	127,109	127,360	△ 251	△ 0.2
	年 間 総 収 集 量 (千t)	39,711	39,733	△ 22	△ 0.1

(注) 各年度の数値は各年度末のものである。

第109表 公立保育所の状況

区 分		平 成 30 年 度				平 成 29 年 度				増 減
		都道府県立	市 町 村 立	一 部 事 務 組 合 立	合 計	都道府県立	市 町 村 立	一 部 事 務 組 合 立	合 計	
箇 所 数		－	8,721	3	8,724	－	9,104	3	9,107	△ 383
延 面 積 (m ²)		－	6,835,771	2,691	6,838,462	－	7,047,301	2,691	7,049,992	△ 211,530

(注) 1 平成30年度の数値は平成30年10月1日現在のもの、平成29年度の数値は平成29年10月1日現在のものである。
2 季節保育所を含まない。

第110表 公立老人ホームの状況

区 分		平 成 30 年 度				平 成 29 年 度				増 減
		都道府県立	市 町 村 立	一 部 事 務 組 合 立	合 計	都道府県立	市 町 村 立	一 部 事 務 組 合 立	合 計	
箇 所 数	養 護 老 人 ホ ー ム	4	202	71	277	4	210	73	287	△ 10
	特別養護老人ホーム	2	245	94	341	3	245	96	344	△ 3
	軽 費 老 人 ホ ー ム	1	57	6	64	1	57	6	64	0
	合 計	7	504	171	682	8	512	175	695	△ 13

(注) 平成30年度の数値は平成30年10月1日現在のもの、平成29年度の数値は平成29年10月1日現在のものである。

第111表 公立高等学校、中等教育学校の状況

区 分		平 成 30 年 度			平 成 29 年 度			増 減	増 減 率
		都道府県立	市 町 村 立	合 計	都道府県立	市 町 村 立	合 計		
高 等 学 校 数		3,341	209	3,550	3,350	209	3,559	△ 9	△ 0.3
中 等 教 育 学 校 数		25	7	32	25	6	31	1	3.2

(注) 1 文部科学省調べによる。
2 平成30年度の数値は令和元年5月1日現在のもの、平成29年度の数値は平成30年5月1日現在のものである。

第112表 文化及び体育施設の状況（公立分）

区 分			平 成 30 年 度			平 成 29 年 度			増 減			
			都道府県立	市町村立	合 計	都道府県立	市町村立	合 計	都道府県立	市町村立	合 計	
文 化 施 設	県 民 会 館	箇 所 数	189	3,325	3,514	188	3,301	3,489	1	24	25	
		市 民 会 館	延 面 積(千㎡)	2,469	11,997	14,466	2,471	11,962	14,433	△ 2	35	33
		公 会 堂	専任職員数 (人)	2,626	14,798	17,424	2,616	14,467	17,083	10	331	341
	図 書 館	箇 所 数	57	3,260	3,317	57	3,251	3,308	－	9	9	
		専任職員数 (人)	1,714	20,433	22,147	1,723	20,149	21,872	△ 9	284	275	
	博 物 館	総合博物館	箇 所 数	23	92	115	23	93	116	－	△ 1	△ 1
			専任職員数 (人)	489	679	1,168	486	716	1,202	3	△ 37	△ 34
		科学博物館	箇 所 数	13	59	72	14	60	74	△ 1	△ 1	△ 2
			専任職員数 (人)	340	588	928	363	600	963	△ 23	△ 12	△ 35
		歴史博物館	箇 所 数	57	280	337	56	274	330	1	6	7
			専任職員数 (人)	868	1,517	2,385	869	1,493	2,362	△ 1	24	23
		美術博物館	箇 所 数	57	180	237	57	179	236	－	1	1
			専任職員数 (人)	964	1,430	2,394	936	1,312	2,248	28	118	146
		そ の 他	箇 所 数	18	96	114	18	93	111	－	3	3
			専任職員数 (人)	815	1,676	2,491	817	1,637	2,454	△ 2	39	37
		合 計	箇 所 数	168	707	875	168	699	867	－	8	8
			専任職員数 (人)	3,476	5,890	9,366	3,471	5,758	9,229	5	132	137
	青 年 の 家・ 自 然 の 家	箇 所 数	137	268	405	138	271	409	△ 1	△ 3	△ 4	
		専任職員数 (人)	1,398	1,307	2,705	1,381	1,302	2,683	17	5	22	
体 育 施 設	体 育 館	箇 所 数	190	6,570	6,760	187	6,557	6,744	3	13	16	
		専任職員数 (人)	739	10,258	10,997	724	9,970	10,694	15	288	303	
	陸 上 競 技 場	箇 所 数	105	947	1,052	104	941	1,045	1	6	7	
		専任職員数 (人)	248	861	1,109	235	838	1,073	13	23	36	
	野 球 場	箇 所 数	164	3,965	4,129	163	3,956	4,119	1	9	10	
		専任職員数 (人)	150	1,768	1,918	137	1,744	1,881	13	24	37	
	プ ー ル	箇 所 数	202	3,358	3,560	206	3,395	3,601	△ 4	△ 37	△ 41	
		専任職員数 (人)	391	4,749	5,140	384	4,706	5,090	7	43	50	

(注) 1 平成30年度における箇所数及び延面積は平成31年3月31日現在のもの、専任職員数は平成31年4月1日現在のものである。
2 平成29年度における箇所数及び延面積は平成30年3月31日現在のもの、専任職員数は平成30年4月1日現在のものである。

第113表 地方公共団体の職員公舎の状況

区 分	平 成 30 年 度			平 成 29 年 度			増 減		
	都道府県	市 町 村	合 計	都道府県	市 町 村	合 計	都道府県	市 町 村	合 計
戸 数	49,295	16,377	65,672	49,939	16,768	66,707	△ 644	△ 391	△ 1,035
延 面 積(千㎡)	3,017	962	3,978	3,054	988	4,042	△ 37	△ 26	△ 64

(注) 各年度の数値は各年度末のものである。

第114表 地方公営企業の事業数の状況

その1 事業数調

(各年度末日現在)

区 分	平 成 30 年 度			平 成 29 年 度			増 減	
	法適用企業	法非適用企業	合 計	法適用企業	法非適用企業	合 計	法適用企業	法非適用企業
上 水 道 事 業	1,338	－	1,338	1,353	－	1,353	△ 15	－
簡 易 水 道 事 業	34	510	544	28	545	573	6	△ 35
工 業 用 水 道 事 業	156	－	156	156	－	156	－	－
交 通 事 業	47	39	86	47	39	86	－	－
電 気 事 業	28	72	100	28	72	100	－	－
ガ ス 事 業	26	－	26	27	－	27	△ 1	－
病 院 事 業	627	－	627	630	－	630	△ 3	－
下 水 道 事 業	963	2,665	3,628	825	2,806	3,631	138	△ 141
介 護 サービス 事 業	45	490	535	45	501	546	－	△ 11
そ の 他 事 業	162	1,106	1,268	162	1,134	1,296	－	△ 28
合 計	3,426	4,882	8,308	3,301	5,097	8,398	125	△ 215

その2 事業数の推移

(各年度末日現在)

年 度	平成21年度	22	23	24	25	26	27	28	29	30
法 適 用 事 業 数	2,920	2,930	2,959	2,996	3,033	3,077	3,110	3,191	3,301	3,426
法 非 適 用 事 業 数	5,983	5,913	5,795	5,728	5,670	5,585	5,504	5,343	5,097	4,882

第115表 地方公営企業の職員数の状況

(単位 人)

区 分	全 事 業 の 内 訳				合 計	前年度末職員	増 減
	適 用 区 分 別		勘 定 区 分 別				
	法適用企業職員	法非適用企業職員	損益勘定所属職員	資本勘定所属職員			
上 水 道 事 業	43,550	－	37,005	6,545	43,550	43,979	△ 429
簡 易 水 道 事 業	81	889	883	87	970	1,059	△ 89
工 業 用 水 道 事 業	1,612	－	1,512	100	1,612	1,631	△ 19
交 通 事 業	20,336	493	20,577	252	20,829	26,518	△ 5,689
電 気 事 業	1,789	32	1,777	44	1,821	1,804	17
ガ ス 事 業	905	－	827	78	905	940	△ 35
病 院 事 業	223,045	－	222,894	151	223,045	222,115	930
下 水 道 事 業	18,847	8,482	18,009	9,320	27,329	27,396	△ 67
介 護 サ ー ビ ス 事 業	1,593	6,839	8,432	－	8,432	8,673	△ 241
そ の 他 事 業	2,082	3,202	4,272	1,012	5,284	5,422	△ 138
合 計	313,840	19,937	316,188	17,589	333,777	339,537	△ 5,760

(注) 平成31年3月31日現在の職員数である。

第116表 地方公営事業決算の状況

(単位 百万円)

区 分	平 成 30 年 度 (A)			平 成 29 年 度 (B)			増 減 (A)－(B)		
	収 入	支 出	差 引	収 入	支 出	差 引	収 入	支 出	差 引
地 方 公 営 企 業	17,120,519	16,979,631	140,888	16,949,441	17,009,319	△ 59,878	171,078	△ 29,688	200,766
法 適 用 企 業	14,334,344	14,397,293	△ 62,949	13,811,572	14,054,399	△ 242,827	522,772	342,894	179,878
法 非 適 用 企 業	2,786,176	2,582,338	203,838	3,137,869	2,954,920	182,949	△ 351,693	△ 372,582	20,889
収 益 事 業	3,552,035	3,434,054	117,981	3,354,834	3,235,484	119,350	197,201	198,570	△ 1,369
国 民 健 康 保 険 事 業	24,979,610	24,515,577	464,033	15,846,448	15,358,292	488,156	9,133,162	9,157,285	△ 24,123
後 期 高 齢 者 医 療 事 業	17,776,696	17,313,882	462,814	17,434,525	16,971,704	462,821	342,171	342,178	△ 7
介 護 保 険 事 業	11,031,137	10,737,246	293,891	10,735,989	10,445,794	290,195	295,148	291,452	3,696
農 業 共 済 事 業	9,782	9,556	226	11,226	10,898	328	△ 1,444	△ 1,342	△ 102
交 通 災 害 共 済 事 業	5,274	3,964	1,310	5,480	4,378	1,102	△ 206	△ 414	208
公立大学附属病院事業	2,740	2,737	3	2,691	2,709	△ 18	49	28	21
合 計	74,477,793	72,996,647	1,481,146	64,340,634	63,038,578	1,302,056	10,137,159	9,958,069	179,090

(注) 地方公営企業の額の算出については、次による。

- 1 収入額 法 適 用：総収益（消費税込み）－長期前受金戻入＋資本的収入
法非適用：総収益＋資本的収入＋前年度繰越金
- 2 支出額 法 適 用：総費用（消費税込み）－減価償却費＋資本的支出
法非適用：総費用＋資本的支出＋積立金＋繰上充用金

第117表 法適用企業決算の状況

その1 損益収支の状況

(単位 事業・百万円・%)

区 分	水道事業	工 業 用 水道事業	交通事業	電気事業	ガス事業	病院事業	下水道事業	その他事業	合 計	
総 収 益	3,228,855	152,383	670,572	93,363	101,863	4,071,665	2,776,682	769,335	11,864,716	
経 常 収 益	3,208,144	147,685	666,657	91,495	92,849	4,038,330	2,765,490	267,974	11,278,625	
うち	料 金 収 入	2,680,447	125,465	543,662	85,095	76,291	3,219,354	1,172,374	203,854	8,106,543
	長期前受金戻入	263,071	13,647	38,434	1,399	1,531	105,624	646,900	4,651	1,075,257
総 費 用	2,862,997	127,811	588,394	71,801	86,029	4,155,616	2,583,324	271,454	10,747,425	
経 常 費 用	2,843,235	124,187	586,839	70,455	85,643	4,112,545	2,571,481	241,223	10,635,608	
うち	職 員 給 与 費	303,057	13,102	185,921	16,112	7,382	1,926,342	106,678	23,478	2,582,071
	減 価 償 却 費	1,056,393	55,765	163,279	19,653	11,583	316,794	1,465,582	25,609	3,114,658
	支 払 利 息	140,456	5,613	41,621	1,341	1,065	53,434	279,822	8,020	531,373
経 常 損 益	364,909	23,498	79,818	21,040	7,206	△ 74,215	194,009	26,751	643,017	
経 常 利 益	374,604	24,328	88,229	21,954	7,218	27,100	206,130	48,699	798,262	
経 常 損 失	9,695	829	8,410	915	12	101,315	12,122	21,947	155,245	
純 損 益	365,858	24,572	82,178	21,562	15,834	△ 83,951	193,358	497,881	1,117,291	
累 積 欠 損 金	65,310	33,795	1,467,764	3,534	16,698	1,882,949	113,690	434,881	4,018,621	
不 良 債 務	216	－	63,293	－	－	30,748	22,212	7,036	123,505	
累 積 欠 損 金 比 率	2.3	26.3	251.3	4.0	19.0	54.7	6.5	181.9	44.0	
不 良 債 務 比 率	0.0	－	10.8	－	－	0.9	1.3	2.9	1.4	
経 常 収 支 比 率	112.8	118.9	113.6	129.9	108.4	98.2	107.5	111.1	106.0	
総 事 業 数	1,372	156	47	28	26	628	963	207	3,427	
う ち 建 設 中	2	2	－	－	－	1	3	－	8	
赤 字 事 業 数 の 割 合	11.7	17.5	46.8	14.3	11.5	55.7	25.2	40.6	26.1	
累 積 欠 損 金 を 有 す る 事 業 数 の 割 合	8.6	15.6	51.1	17.9	26.9	73.7	32.4	40.6	30.3	

(注) 1 水道事業には、簡易水道事業を含む。以下第118表までにおいて同じ。
2 不良債務は、再建債を加算しないものである。
3 赤字事業数の割合及び累積欠損金を有する事業数の割合は、建設中を除く全事業数に対する経常損失、累積欠損金を生じた事業数の割合である。

その2 経常費用の性質別構成及び対営業収益比率の状況

(単位 百万円・%)

区分	水 道 事 業			工業用水道事業			交通事業			電気事業			ガス事業			病 院 事 業			下 水 道 事 業			その他事業			合 計		
	金 額	構 成 比	対営業収益比	金 額	構 成 比	対営業収益比	金 額	構 成 比	対営業収益比	金 額	構 成 比	対営業収益比	金 額	構 成 比	対営業収益比	金 額	構 成 比	対営業収益比	金 額	構 成 比	対営業収益比	金 額	構 成 比	対営業収益比	金 額	構 成 比	対営業収益比
職 員 給 与 費	303,057	10.8	10.8	13,102	10.6	10.2	185,921	31.9	31.8	16,112	22.9	18.3	7,382	8.9	8.4	1,926,342	46.8	56.0	106,678	4.2	6.1	23,478	9.7	9.8	2,582,071	24.4	28.3
減 価 償 却 費	1,054,903	37.5	37.6	55,765	45.1	43.4	163,279	28.0	28.0	19,653	28.0	22.3	11,583	14.0	13.2	316,794	7.7	9.2	1,465,540	57.1	83.4	25,609	10.6	10.7	3,113,126	29.4	34.1
支 払 利 息	140,311	5.0	5.0	5,613	4.5	4.4	41,621	7.1	7.1	1,341	1.9	1.5	1,065	1.3	1.2	53,434	1.3	1.6	279,822	10.9	15.9	8,020	3.3	3.4	531,228	5.0	5.8
その他	1,317,439	46.7	47.0	49,080	39.8	38.2	192,749	33.0	33.0	33,208	47.2	37.7	62,483	75.8	71.1	1,815,975	44.2	52.7	713,502	27.8	40.6	183,882	76.4	76.9	4,368,319	41.2	47.8
計	2,815,710	100.0	100.4	123,560	100.0	96.2	583,570	100.0	99.9	70,314	100.0	79.8	82,513	100.0	93.9	4,112,545	100.0	119.5	2,565,542	100.0	146.0	240,989	100.0	100.8	10,594,744	100.0	116.0

(注) 1 費用合計は、経常費用から受託工事費、附帯事業費、材料及び不用品売却原価を除いたものである。
2 対営業収益比における営業収益は、受託工事収益を除いたものである。

第117表 法適用企業決算の状況（つづき）

その3 資本収支の状況

(単位 百万円・%)

区 分	水道事業	工業用水道事業	交通事業	電気事業	ガス事業	病院事業	下水道事業	その他事業	合 計
資 本 的 収 入 額 A	611,846	35,156	169,614	17,415	3,891	543,141	1,464,112	229,259	3,074,434
企 業 債	350,626	17,535	106,767	6,567	2,547	288,192	824,143	93,770	1,690,147
（うち建設改良のための企業債）	345,439	17,158	54,962	6,567	2,481	277,471	562,762	23,230	1,290,070
他 会 計 出 資 金	64,075	5,620	23,158	—	12	58,952	121,364	6,774	279,956
他 会 計 借 入 金	5,443	1,214	5,043	—	—	5,649	1,209	487	19,045
他 会 計 補 助 金	18,292	762	14,559	1	152	3,836	126,340	363	164,304
そ の 他	173,410	10,025	20,087	10,847	1,180	186,512	391,056	127,865	920,982
翌年度に繰り越される支出の財源充当額 B	23,758	15	3,163	—	2	443	64,165	2,288	93,833
前年度同意等債で当年収入分 C	2,127	—	—	—	13	1,898	32,075	—	36,113
純 計 A - (B + C) D	585,960	35,141	166,452	17,415	3,876	540,800	1,367,872	226,971	2,944,488
資 本 的 支 出 額 E	1,815,347	91,758	783,022	56,119	20,736	768,196	2,472,461	313,611	6,321,250
建 設 改 良 費	1,193,095	51,111	125,100	21,859	10,193	369,737	1,080,564	93,419	2,945,079
（うち職員給与費）	50,211	654	2,248	270	603	1,650	45,877	3,445	104,958
企 業 債 償 還 金	568,411	28,920	592,961	11,878	10,234	354,326	1,375,767	152,876	3,095,373
（うち建設改良のための企業債償還金）	560,641	28,755	501,126	11,878	8,864	342,927	1,169,144	77,760	2,701,093
そ の 他	53,841	11,727	64,961	22,382	309	44,133	16,130	67,316	280,798
資本的収入が資本的支出に不足する額 F	1,229,776	57,612	616,697	40,215	16,860	236,796	1,104,772	146,988	3,449,717
補 填 財 源 G	1,227,728	57,206	586,732	40,215	16,860	229,081	1,091,879	131,174	3,380,874
補填財源不足額 (F - G) H	2,116	407	29,965	—	—	7,715	12,893	15,814	68,910
財 源 不 足 率 H / E × 100	0.1	0.4	3.8	—	—	1.0	0.5	5.0	1.1

(注) 「資本的収入が資本的支出に不足する額」の算出は、「D - E」がマイナスの団体のみを集計したものである。

第117表 法適用企業決算の状況（つづき）

その4 資産、負債及び資本に関する調 (単位 百万円・%)

区 分	水道事業	工 業 用 水道事業	交通事業	電気事業	ガス事業	病院事業	下 水 道 業 事 業	そ の 他 業 事 業	合 計
資 産	31,399,304	1,940,715	4,994,482	742,009	184,932	6,355,502	43,208,525	6,148,676	94,974,145
固 定 資 産	27,895,464	1,613,867	4,604,522	481,974	125,816	4,871,321	41,804,892	2,860,466	84,258,322
土 地 造 成	—	—	—	—	—	—	—	1,647,844	1,647,844
流 動 資 産	3,503,602	326,827	389,903	260,034	59,115	1,483,888	1,403,527	1,640,351	9,067,247
繰 延 資 産	238	21	58	—	—	293	106	15	731
負 債	15,018,889	915,877	4,302,262	159,326	96,195	5,192,014	32,818,404	2,376,492	60,879,459
固 定 負 債	7,434,274	472,532	2,699,252	94,567	63,724	3,654,869	14,868,132	1,981,771	31,269,122
流 動 負 債	1,339,825	72,599	443,694	34,711	19,095	917,902	2,010,074	279,156	5,117,057
繰 延 収 益	6,244,790	370,745	1,159,316	30,048	13,375	619,243	15,940,198	115,566	24,493,280
資 本	16,380,415	1,024,839	692,221	582,683	88,737	1,163,487	10,390,121	3,772,185	34,094,687
資 本 金	13,682,412	881,283	1,828,797	462,253	81,694	2,555,079	8,318,256	2,797,546	30,607,320
資 本 剰 余 金	1,003,273	53,783	189,703	2,375	765	351,088	1,545,008	280,666	3,426,661
利 益 剰 余 金	1,694,406	89,773	△1,339,199	110,349	6,278	△1,742,684	526,856	530,673	△ 123,550
そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額	325	—	12,920	7,705	—	4	2	163,299	184,256
自己資本構成比率	72.1	71.9	37.1	82.6	55.2	28.1	60.9	63.2	61.7
固 定 資 産 対 長 期 資 本 比 率	92.8	86.4	101.2	68.1	75.9	89.6	101.5	48.7	93.8
流 動 比 率	261.5	450.2	87.9	749.1	309.6	161.7	69.8	587.6	177.2
企 業 債 償 還 額 対 減 価 償 却 額 比 率	70.7	68.3	401.4	65.1	88.2	162.4	142.8	371.0	132.4
料金収入に対する企業 債 元 利 償 還 金 比 率	26.1	27.4	99.8	15.5	13.0	12.3	123.6	41.8	39.8
不 良 債 務	216	—	63,293	—	—	30,748	22,212	7,036	123,505
不 良 債 務 比 率	0.0	—	10.8	—	—	0.9	1.3	2.9	1.4

(注) 不良債務は、再建債を加算しないものである。

第118表 法適用企業の事業別決算の推移

(単位 百万円・%)

区	分	平成21年度	22	23	24	25	26	27	28	29	30
水道事業	経常利益	(1,175) 270,442	(1,213) 295,316	(1,179) 237,003	(1,175) 251,876	(1,155) 264,619	(1,216) 372,657	(1,234) 381,153	(1,243) 400,736	(1,238) 390,084	(1,210) 374,604
	経常損失	(204) 12,065	(159) 9,512	(192) 13,863	(198) 11,113	(219) 10,438	(155) 7,465	(134) 5,829	(118) 4,991	(141) 7,869	(160) 9,695
	累積欠損金	123,348	163,689	165,566	157,121	150,844	86,350	89,261	68,456	61,663	65,310
	赤字事業数の割合	14.8	11.6	14.0	14.4	15.9	11.3	9.8	8.7	10.2	11.7
	累積欠損金比率	4.3	5.7	5.9	5.6	5.4	3.1	3.2	2.5	2.2	8.6
工業用水道事業	経常利益	(134) 27,861	(133) 25,102	(131) 25,242	(131) 25,327	(132) 27,798	(130) 27,130	(133) 27,979	(133) 25,653	(132) 25,314	(127) 24,328
	経常損失	(15) 2,418	(16) 2,673	(18) 2,759	(18) 3,473	(19) 3,068	(20) 542	(17) 603	(18) 564	(21) 825	(27) 829
	累積欠損金	60,340	59,117	56,651	54,956	51,320	69,005	40,272	38,349	34,770	33,795
	赤字事業数の割合	10.1	10.7	12.1	12.1	12.6	13.3	11.3	11.9	13.7	17.5
	累積欠損金比率	43.0	43.7	42.3	41.1	39.1	52.5	30.6	29.9	27.1	15.6
交通事業	経常利益	(33) 57,248	(34) 54,290	(33) 45,832	(29) 65,836	(34) 79,432	(32) 85,363	(40) 112,915	(30) 123,947	(33) 131,295	(25) 88,229
	経常損失	(27) 25,176	(24) 16,389	(25) 18,543	(25) 12,922	(19) 8,652	(21) 4,727	(8) 4,096	(17) 7,617	(14) 6,254	(22) 8,410
	累積欠損金	2,215,830	2,199,544	2,191,375	2,154,220	2,115,099	1,931,351	1,840,726	1,761,843	1,652,470	1,467,764
	赤字事業数の割合	45.0	41.4	43.1	46.3	35.8	39.6	16.7	36.2	29.8	46.8
	累積欠損金比率	320.8	321.1	321.2	311.0	299.2	273.9	254.2	239.4	220.4	51.1
電気事業	経常利益	(26) 7,451	(24) 6,676	(23) 6,246	(24) 6,606	(26) 12,471	(28) 16,335	(26) 20,090	(28) 23,478	(26) 21,787	(24) 21,954
	経常損失	(3) 464	(2) 488	(3) 731	(2) 87	(1) 41	(ー) ー	(2) 363	(ー) ー	(2) 675	(4) 915
	累積欠損金	2,460	2,724	3,024	2,656	2,511	2,746	1,716	1,624	2,272	3,534
	赤字事業数の割合	10.3	7.7	11.5	7.7	3.7	ー	7.1	ー	7.1	14.3
	累積欠損金比率	3.4	3.9	4.4	3.9	3.5	3.6	2.1	1.9	2.6	17.9
ガス事業	経常利益	(24) 3,728	(22) 2,761	(22) 3,174	(24) 4,160	(23) 3,092	(23) 3,741	(22) 5,000	(20) 4,097	(24) 6,130	(23) 7,218
	経常損失	(8) 990	(8) 1,528	(8) 2,196	(5) 129	(5) 1,058	(5) 95	(4) 190	(6) 183	(3) 2,978	(3) 12
	累積欠損金	45,536	47,262	50,364	47,561	47,616	37,820	27,677	24,392	20,172	16,698
	赤字事業数の割合	25.0	26.7	26.7	17.2	17.9	17.9	15.4	23.1	11.1	11.5
	累積欠損金比率	53.1	53.8	58.0	50.1	48.2	37.3	31.3	32.5	25.1	26.9
病院事業	経常利益	(256) 25,524	(355) 70,459	(361) 71,664	(338) 72,359	(298) 57,145	(289) 49,388	(277) 43,960	(250) 28,384	(256) 25,062	(278) 27,100
	経常損失	(401) 135,833	(295) 64,820	(288) 62,201	(303) 60,251	(343) 81,964	(349) 86,919	(358) 98,738	(384) 113,240	(372) 106,244	(349) 101,315
	累積欠損金	2,157,132	2,070,706	2,032,591	1,958,123	1,970,402	1,790,381	1,762,395	1,813,097	1,839,891	1,882,949
	赤字事業数の割合	61.0	45.4	44.4	47.3	53.5	54.7	56.4	60.6	59.2	55.7
	累積欠損金比率	62.6	60.0	59.4	57.0	57.2	53.2	51.3	54.0	54.0	73.7
下水道事業	経常利益	(219) 71,029	(250) 86,764	(270) 87,228	(310) 87,865	(329) 104,772	(426) 156,625	(459) 174,185	(515) 189,863	(613) 200,347	(718) 206,130
	経常損失	(155) 19,172	(154) 15,135	(182) 15,149	(189) 17,916	(204) 19,423	(160) 10,624	(178) 10,391	(215) 9,985	(209) 8,476	(242) 12,122
	累積欠損金	206,314	196,597	199,494	198,314	197,023	114,304	105,470	114,463	119,704	113,690
	赤字事業数の割合	41.4	38.1	40.3	37.9	38.3	27.3	27.9	29.5	25.4	25.2
	累積欠損金比率	15.9	14.3	14.3	13.9	13.5	7.7	6.9	7.1	7.2	32.4
その他事業	経常利益	(143) 54,665	(131) 65,465	(140) 115,710	(131) 60,981	(130) 45,374	(130) 49,373	(130) 27,798	(132) 36,948	(130) 52,056	(123) 48,699
	経常損失	(89) 22,993	(94) 16,054	(78) 24,695	(80) 12,923	(83) 33,045	(79) 11,886	(77) 7,215	(72) 38,020	(77) 17,852	(84) 21,947
	累積欠損金	321,919	348,544	426,018	295,406	265,410	527,388	486,085	468,765	465,197	434,881
	赤字事業数の割合	38.4	41.8	35.8	37.9	39.0	37.8	37.2	35.3	37.2	40.6
	累積欠損金比率	147.4	131.7	134.0	115.3	115.8	145.0	197.3	194.5	192.6	40.6
合計	経常利益	(2,010) 517,948	(2,162) 606,833	(2,159) 592,099	(2,162) 575,009	(2,127) 594,702	(2,274) 760,611	(2,321) 793,081	(2,351) 833,106	(2,452) 852,075	(2,528) 798,262
	経常損失	(902) 219,110	(752) 126,598	(794) 140,136	(820) 118,814	(893) 157,689	(789) 122,259	(778) 127,424	(830) 174,600	(839) 151,174	(891) 155,245
	累積欠損金	5,132,879	5,088,183	5,125,083	4,868,358	4,800,225	4,559,346	4,353,602	4,290,989	4,196,138	4,018,621
	赤字事業数の割合	31.0	25.8	26.9	27.5	29.6	25.8	25.1	26.1	25.5	26.1
	累積欠損金比率	58.1	56.8	57.4	54.5	53.6	50.6	48.3	47.6	45.7	30.3

(注) 1 () 書きは、事業数を示す。ただし、建設中の事業は含まない。
2 赤字事業数とは、経常損失を生じた事業数のことである。

第119表 法非適用企業決算の状況

(単位 百万円・%)

区 分		簡易水道 事業	交通事業	電気事業	下 水 道 事業	港湾整備 事業	市場事業	と 畜 場 事業	観光施設 事業	宅地造成 事業	有料道路 事業	駐 車 場 整備事業	介 護 サービス 事業	合 計
収 益 的 収 支	総 収 益 A	44,956	9,426	6,944	984,517	67,216	44,982	15,395	23,222	130,342	81	26,743	79,673	1,433,498
	(営 業 収 益)	32,552	4,344	6,730	584,570	50,410	31,492	5,861	15,772	103,755	81	23,922	61,767	921,255
	総 収益 のうち	料金収入	32,093	4,283	6,668	381,345	47,113	25,757	5,438	13,000	81	20,255	60,667	675,730
		他 会 計 繰 入 金	9,920	1,512	41	380,483	2,613	8,158	9,025	5,939	—	1,577	15,438	441,409
	総 費 用 B	35,342	9,171	4,599	609,776	35,252	36,961	14,987	20,184	27,452	31	15,956	76,929	886,640
	う ち	職 員 給 与 費	5,425	3,452	130	37,167	2,132	7,692	3,520	3,887	—	333	35,754	100,964
		支払利息	5,233	38	89	139,110	4,461	1,768	269	114	—	445	1,241	155,455
資 本 的 収 支	収 支 差 引 (A - B) C	9,615	254	2,344	374,741	31,964	8,022	408	3,038	102,891	50	10,786	2,744	546,858
	資本的収入 D	52,793	1,479	3,573	755,018	100,000	46,636	6,378	8,440	177,849	—	6,880	15,407	1,174,454
	う ち	地 方 債	20,372	647	2,425	313,531	67,830	14,467	1,889	3,898	—	1,293	2,364	491,770
		他 会 計 繰 入 金	21,265	341	711	212,316	11,796	8,434	3,374	3,206	—	4,744	11,068	352,484
		国 庫 補 助 金	6,368	179	—	174,279	408	626	16	271	—	221	91	183,597
		都道府県 補 助 金	1,483	309	—	3,312	205	2,545	301	9	—	—	57	9,517
	資本的支出 E	60,556	1,875	4,924	1,099,525	120,350	48,612	6,716	10,233	250,015	41	15,681	17,365	1,635,894
	う ち	建 設 改 良 費	35,885	1,048	3,257	485,069	46,674	20,894	2,427	6,413	—	2,140	6,994	714,513
		地 方 債 償 還 金	24,155	668	1,084	609,908	71,726	27,324	3,564	2,223	—	7,590	9,182	871,016
		他 会 計 繰 出 金	181	160	486	2,246	1,865	310	842	29,962	41	4,291	451	40,846
収 支 再 差 引 (C + F)	収 支 差 引 (D - E) F	△ 7,763	△ 396	△ 1,350	△ 344,507	△ 20,350	△ 1,975	△ 337	△ 1,793	△ 72,166	△ 41	△ 8,801	△ 1,959	△ 461,439
	形 式 収 支 H	4,785	708	1,176	125,426	17,645	3,514	436	5,178	51,606	9	689	4,068	215,240
	翌 年 度 に 繰 り 越 す べ き 財 源 I	702	3	174	47,435	4,667	130	33	252	18,680	—	368	119	72,564
	実 質 収 支 (H - I)	4,083	705	1,001	77,991	12,978	3,384	403	4,926	32,926	9	321	3,949	142,676
	黒 字	4,246	705	1,009	80,246	13,743	3,428	403	5,451	42,505	9	4,021	4,377	160,142
赤 字 事 業 数 割 合	赤 字	163	—	8	2,255	764	44	—	525	9,579	—	3,700	428	17,466
	赤 字 事 業 数 割 合	1.2	—	1.4	1.4	5.6	0.7	—	4.0	4.0	—	4.4	1.4	1.8
	赤 字 比 率	0.5	—	0.1	0.4	1.5	0.1	—	3.3	9.2	—	15.5	0.7	1.9

(注) 1 営業収益は、受託工事収益を除いた額である。
2 赤字事業数割合とは、建設中の事業を除いた総事業数に対する実質赤字を生じた事業数の割合である。
3 赤字比率とは、営業収益に対する実質赤字額の割合である。

第120表 国民健康保険事業決算の状況

その1 収支の状況

(1) 都道府県

(単位 百万円)

区 分	平成30年度					平成29年度					比 較		
	団体数	実質収支 (A)	財 政 措 置 額		再差引 収 支 (A)－ (B)+(D)	団体数	実質収支 (D)	財 政 措 置 額		再差引 収 支 (D)－ (E)+(F)	団体数	実質 収支	再差引 収 支
			繰 入 金 (B)	繰 出 金 (C)				繰 入 金 (E)	繰 出 金 (F)				
全 市 町 村	47	215,514	558	－	214,955	－	－	－	－	－	47	215,514	214,955
黒 字 の 団 体	47	215,514	558	－	214,955	－	－	－	－	－	47	215,514	214,955
赤 字 の 団 体	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

(注)「黒字の団体」、「赤字の団体」の区分は、再差引収支による。

(2) 市町村 (事業勘定)

(単位 百万円)

区 分	平成30年度						平成29年度						比 較		
	団体数	実質収支 (A)	財 政 措 置 額			再差引 収 支 (A)－(B)－ (C)+(D)	団体数	実質収支 (E)	財 政 措 置 額			再差引 収 支 (E)－(F)－ (G)+(H)	団体数	実質 収支	再差引 収 支
			財政援助額(B)	繰入金(C)	繰出金(D)				財政援助額(F)	繰入金(G)	繰出金(H)				
全 市 町 村	1,744	244,638	1,790	205,745	18,283	55,386	1,744	483,140	102,226	258,460	9,013	131,467	－	△ 238,502	△ 76,081
黒 字 の 団 体	1,247	224,889	1,191	59,401	12,811	177,108	1,255	427,541	51,564	87,741	8,214	296,450	△ 8	△ 202,652	△ 119,342
赤 字 の 団 体	497	19,749	599	146,344	5,472	△ 121,722	489	55,599	50,662	170,719	800	△ 164,983	8	△ 35,850	43,261
政 令 指 定 都 市	20	26,103	131	47,260	－	△ 21,288	20	57,508	22,073	68,832	79	△ 33,318	－	△ 31,405	12,030
黒 字 の 団 体	7	16,477	－	8,368	－	8,109	6	30,260	4,344	9,543	79	16,452	1	△ 13,783	△ 8,343
赤 字 の 団 体	13	9,626	131	38,892	－	△ 29,396	14	27,247	17,728	59,289	－	△ 49,770	△ 1	△ 17,621	20,374
中 核 市	54	41,483	483	36,065	4,092	9,027	48	73,512	15,496	38,892	98	19,221	6	△ 32,029	△ 10,194
黒 字 の 団 体	29	37,038	340	14,861	4,050	25,886	34	66,061	10,455	17,674	58	37,991	△ 5	△ 29,023	△ 12,105
赤 字 の 団 体	25	4,445	143	21,203	43	△ 16,859	14	7,450	5,042	21,218	40	△ 18,770	11	△ 3,005	1,911
施 行 時 特 例 市	31	7,040	88	8,898	1,446	△ 500	36	26,246	4,340	16,889	3,089	8,106	△ 5	△ 19,206	△ 8,606
黒 字 の 団 体	15	6,899	28	1,504	1,059	6,427	24	26,874	2,300	9,358	3,055	18,271	△ 9	△ 19,975	△ 11,844
赤 字 の 団 体	16	141	60	7,394	387	△ 6,926	12	△ 628	2,041	7,531	34	△ 10,166	4	769	3,240
都 市	687	113,863	886	91,521	7,070	28,526	687	221,610	41,353	109,874	3,126	73,508	－	△ 107,747	△ 44,982
黒 字 の 団 体	457	109,067	646	27,478	4,514	85,458	479	201,873	20,986	40,260	2,612	143,240	△ 22	△ 92,806	△ 57,782
赤 字 の 団 体	230	4,796	240	64,043	2,555	△ 56,932	208	19,736	20,367	69,614	514	△ 69,732	22	△ 14,940	12,800
町 村	925	41,082	194	15,849	3,388	28,426	926	70,340	12,035	21,938	2,499	38,867	△ 1	△ 29,258	△ 10,441
黒 字 の 団 体	716	42,506	169	7,092	3,183	38,428	686	69,283	6,728	10,545	2,375	54,385	30	△ 26,777	△ 15,957
赤 字 の 団 体	209	△ 1,425	25	8,757	205	△ 10,002	240	1,058	5,307	11,392	124	△ 15,518	△ 31	△ 2,483	5,516
一 部 事 務 組 合 等	4	735	－	98	－	637	4	1,103	114	361	－	628	－	△ 368	9
黒 字 の 団 体	4	735	－	98	－	637	4	1,103	114	361	－	628	－	△ 368	9
赤 字 の 団 体	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
特 別 区	23	14,331	8	6,054	2,287	10,557	23	32,822	6,815	1,674	122	24,455	－	△ 18,491	△ 13,898
黒 字 の 団 体	19	12,166	8	－	5	12,163	22	32,087	6,637	－	34	25,483	△ 3	△ 19,921	△ 13,320
赤 字 の 団 体	4	2,166	－	6,054	2,282	△ 1,606	1	735	177	1,674	88	△ 1,028	3	1,431	△ 578

(注)「黒字の団体」、「赤字の団体」の区分は、再差引収支による。

第120表 国民健康保険事業決算の状況（つづき）

その1 収支の状況（つづき）

（3）市町村（直診勘定）

（単位 百万円）

区 分	平成30年度				平成29年度				比 較		
	団体数	実質収支 (A)	財政措置額 (B)	再差引収支 (A)－(B)	団体数	実質収支 (C)	財政措置額 (D)	再差引収支 (C)－(D)	団体数	実質収支	再差引 収 支
全 市 町 村	364	2,353	16,487	△14,133	363	2,036	14,528	△12,492	1	317	△1,641
黒字の団体	357	3,128	16,183	△13,055	355	3,184	14,096	△10,912	2	△56	△2,143
赤字の団体	7	△774	304	△1,078	8	△1,148	432	△1,580	△1	374	502
政令指定都市	2	0	89	△89	2	8	113	△105	－	△8	16
黒字の団体	2	0	89	△89	2	8	113	△105	－	△8	16
赤字の団体	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
中 核 市	12	157	306	△149	10	119	235	△116	2	38	△33
黒字の団体	12	157	306	△149	9	132	225	△93	3	25	△56
赤字の団体	－	－	－	－	1	△13	10	△23	△1	13	23
施行時特例市	8	4	195	△191	10	27	235	△208	△2	△23	17
黒字の団体	8	4	195	△191	10	27	235	△208	△2	△23	17
赤字の団体	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
都 市	149	952	7,288	△6,337	147	596	6,439	△5,844	2	356	△493
黒字の団体	145	1,288	7,061	△5,773	143	1,391	6,132	△4,741	2	△103	△1,032
赤字の団体	4	△336	228	△564	4	△795	307	△1,102	－	459	538
町 村	191	1,158	8,592	△7,434	192	1,212	7,490	△6,278	△1	△54	△1,156
黒字の団体	188	1,596	8,515	△6,919	189	1,552	7,374	△5,822	△1	44	△1,097
赤字の団体	3	△438	77	△515	3	△340	116	△455	－	△98	△60
一部事務組合	2	82	16	67	2	74	16	58	－	8	9
黒字の団体	2	82	16	67	2	74	16	58	－	8	9
赤字の団体	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

（注）「黒字の団体」、「赤字の団体」の区分は、実質収支による。

第120表 国民健康保険事業決算の状況（つづき）

その2 歳入歳出内訳

(1) 都道府県

ア 歳 入

(単位 百万円・%)

区 分	平成30年度	平成29年度	増 減 額	決 算 額 構 成 比		増 減 率	
				30 年 度	29 年 度	30 年 度	29 年 度
国民健康保険事業費納付金	3,652,173	—	3,652,173	31.9	—	皆増	—
財政安定化基金負担金	—	—	—	—	—	—	—
国 庫 支 出 金	3,327,058	—	3,327,058	29.0	—	皆増	—
療養給付費等負担金	2,300,389	—	2,300,389	20.1	—	皆増	—
高額医療費負担金	87,945	—	87,945	0.8	—	皆増	—
特別高額医療費共同事業負担金	6,000	—	6,000	0.1	—	皆増	—
特定健康診査等負担金	15,810	—	15,810	0.1	—	皆増	—
財政安定化基金負担金	—	—	—	—	—	—	—
調 整 交 付 金	814,034	—	814,034	7.1	—	皆増	—
保険者努力支援交付金	66,662	—	66,662	0.6	—	皆増	—
財政安定化基金補助金	29,719	—	29,719	0.3	—	皆増	—
そ の 他	6,499	—	6,499	0.1	—	皆増	—
療養給付費等交付金	62,302	—	62,302	0.5	—	皆増	—
前期高齢者交付金	3,640,341	—	3,640,341	31.8	—	皆増	—
特別高額医療費共同事業交付金	10,695	—	10,695	0.1	—	皆増	—
他 会 計 繰 入 金	728,121	—	728,121	6.4	—	皆増	—
特定健康診査等負担金分	15,761	—	15,761	0.1	—	皆増	—
都 道 府 県 繰 入 金 分	616,126	—	616,126	5.4	—	皆増	—
高額医療費負担金分	87,469	—	87,469	0.8	—	皆増	—
職 員 給 与 費 等 分	1,168	—	1,168	0.0	—	皆増	—
財政安定化基金支出金分	—	—	—	—	—	—	—
財 源 補 填 的 な も の	558	—	558	0.0	—	皆増	—
そ の 他 の も の	7,039	—	7,039	0.1	—	皆増	—
基 金 繰 入 金	35,575	—	35,575	0.3	—	皆増	—
財政安定化基金繰入金	33,328	—	33,328	0.3	—	皆増	—
そ の 他 の 基 金 繰 入 金	2,247	—	2,247	0.0	—	皆増	—
繰 越 金	5,636	—	5,636	0.0	—	皆増	—
そ の 他 の 収 入	706	—	706	0.0	—	皆増	—
歳 入 合 計	11,462,607	—	11,462,607	100.0	—	皆増	—

第120表 国民健康保険事業決算の状況（つづき）

その2 歳入歳出内訳（つづき）

（1）都道府県（つづき）

イ 歳 出

（単位 百万円・％）

区 分	平成30年度	平成29年度	増 減 額	決 算 額 構 成 比		増 減 率	
				30 年 度	29 年 度	30 年 度	29 年 度
総 務 費	1,676	－	1,676	0.0	－	皆増	－
一 般 管 理 費	1,331	－	1,331	0.0	－	皆増	－
国民健康保険団体連合会負担金	23	－	23	0.0	－	皆増	－
そ の 他 の 総 務 費	322	－	322	0.0	－	皆増	－
保 険 給 付 費 等 交 付 金	9,022,352	－	9,022,352	80.2	－	皆増	－
普 通 交 付 金	8,769,962	－	8,769,962	78.0	－	皆増	－
特 別 交 付 金	252,390	－	252,390	2.2	－	皆増	－
後 期 高 齢 者 支 援 金 等	1,595,391	－	1,595,391	14.2	－	皆増	－
前 期 高 齢 者 納 付 金 等	6,788	－	6,788	0.1	－	皆増	－
介 護 納 付 金	575,704	－	575,704	5.1	－	皆増	－
病 床 転 換 支 援 金 等	10	－	10	0.0	－	皆増	－
特別高額医療費共同事業拠出金	10,706	－	10,706	0.1	－	皆増	－
財 政 安 定 化 基 金 支 出 金	1,722	－	1,722	0.0	－	皆増	－
財 政 安 定 化 基 金 貸 付 金	1,720	－	1,720	0.0	－	皆増	－
財 政 安 定 化 基 金 交 付 金	2	－	2	0.0	－	皆増	－
保 健 事 業 費	588	－	588	0.0	－	皆増	－
繰 出 金	27	－	27	0.0	－	皆増	－
財 源 補 填 的 な も の	－	－	－	－	－	－	－
そ の 他 の も の	27	－	27	0.0	－	皆増	－
基 金 積 立 金	31,337	－	31,337	0.3	－	皆増	－
財 政 安 定 化 基 金 積 立 金	31,257	－	31,257	0.3	－	皆増	－
そ の 他 基 金 積 立 金	80	－	80	0.0	－	皆増	－
公 債 費	－	－	－	－	－	－	－
元 利 償 還 金	－	－	－	－	－	－	－
一 時 借 入 金 利 子	－	－	－	－	－	－	－
前 年 度 繰 上 充 用 金	－	－	－	－	－	－	－
そ の 他 の 支 出	84	－	84	0.0	－	皆増	－
歳 出 合 計	11,246,385	－	11,246,385	100.0	－	皆増	－

第120表 国民健康保険事業決算の状況（つづき）

その2 歳入歳出内訳（つづき）

（2）市町村（事業勘定）

ア 歳 入

（単位 百万円・％）

区 分	平成30年度	平成29年度	増 減 額	決 算 額 構 成 比		増 減 率	
				30 年 度	29 年 度	30 年 度	29 年 度
保 険 税 (料)	2,674,242	2,782,185	△ 107,943	19.9	17.6	△ 3.9	△ 3.9
うち退職被保険者等分	15,719	42,643	△ 26,924	0.1	0.3	△ 63.1	△ 49.4
一 部 負 担 金	13	74	△ 61	0.0	0.0	△ 82.4	270.0
うち退職被保険者等分	0	0	△ 0	0.0	0.0	△ 71.3	△ 44.2
国 庫 支 出 金	4,524	3,233,787	△ 3,229,263	0.0	20.5	△ 99.9	△ 1.0
療 養 給 付 費 交 付 金	－	184,004	△ 184,004	－	1.2	皆減	△ 42.5
前 期 高 齢 者 交 付 金	－	3,754,950	△ 3,754,950	－	23.8	皆減	6.6
都 道 府 県 支 出 金	9,023,191	748,360	8,274,831	67.0	4.7	1,105.7	△ 5.2
保 険 給 付 費 等 交 付 金	9,018,324	－	9,018,324	67.0	－	皆増	－
財 政 安 定 化 基 金 交 付 金	9	－	9	0.0	－	皆増	－
財 源 補 填 的 な も の	1,790	102,226	△ 100,436	0.0	0.6	△ 98.2	△ 13.1
そ の 他 の も の	3,068	646,134	△ 643,066	0.0	4.1	△ 99.5	△ 3.9
共 同 事 業 交 付 金	－	3,363,343	△ 3,363,343	－	21.3	皆減	△ 4.6
他 会 計 繰 入 金	1,185,021	1,257,230	△ 72,209	8.8	8.0	△ 5.7	△ 6.6
財 源 補 填 的 な も の	205,745	258,460	△ 52,715	1.5	1.6	△ 20.4	△ 14.1
保険基盤安定制度に係るもの	670,647	499,185	171,462	5.0	3.2	34.3	△ 2.6
そ の 他 の も の	308,629	499,585	△ 190,956	2.3	3.2	△ 38.2	△ 6.2
基 金 繰 入 金	43,038	41,334	1,704	0.3	0.3	4.1	△ 21.5
繰 越 金	472,501	363,905	108,596	3.5	2.3	29.8	37.0
そ の 他 の 収 入	55,165	57,103	△ 1,938	0.5	0.3	△ 3.4	△ 7.9
歳 入 合 計	13,457,695	15,786,275	△ 2,328,580	100.0	100.0	△ 14.8	△ 1.6

第120表 国民健康保険事業決算の状況（つづき）

その2 歳入歳出内訳（つづき）

（2）市町村（事業勘定）（つづき）

イ 歳 出

（単位 百万円・％）

区 分	平成30年度	平成29年度	増 減 額	決 算 額 構 成 比		増 減 率	
				30 年 度	29 年 度	30 年 度	29 年 度
総 務 費	213,397	228,334	△ 14,937	1.6	1.5	△ 6.5	8.8
一 般 管 理 費	146,897	159,636	△ 12,739	1.1	1.0	△ 8.0	12.1
賦 課 徴 収 費	48,293	49,352	△ 1,059	0.4	0.3	△ 2.1	△ 0.7
連 合 会 負 担 金	5,679	5,920	△ 241	0.0	0.0	△ 4.1	12.8
そ の 他 の 総 務 費	12,528	13,426	△ 898	0.1	0.2	△ 6.7	7.2
保 険 給 付 費	8,796,631	9,006,360	△ 209,729	66.6	58.9	△ 2.3	△ 2.8
療 養 諸 費 等	8,657,162	8,857,495	△ 200,333	65.5	57.9	△ 2.3	△ 2.7
そ の 他 の 給 付 費	116,086	126,763	△ 10,677	0.9	0.8	△ 8.4	△ 8.4
診療報酬審査支払手数料	23,383	22,102	1,281	0.2	0.1	5.8	△ 6.0
国民健康保険事業費納付金	3,645,962	—	3,645,962	27.6	—	皆増	—
うち退職被保険者等分	15,871	—	15,871	0.1	—	皆増	—
後期高齢者支援金等	—	1,659,511	△ 1,659,511	—	10.8	皆減	△ 2.6
前期高齢者納付金等	—	6,092	△ 6,092	—	0.0	皆減	385.4
介護給付費納付金	—	633,695	△ 633,695	—	4.1	皆減	△ 1.5
共同事業拠出金	12	3,368,871	△ 3,368,859	0.0	22.0	△ 99.9	△ 4.8
財政安定化基金拠出金	170	—	170	0.0	—	皆増	—
保健事業費	117,048	111,013	6,035	0.9	0.7	5.4	△ 0.1
繰 出 金	38,659	24,085	14,574	0.3	0.2	60.5	30.8
財 源 補 填 的 な も の	18,283	9,013	9,270	0.1	0.1	102.9	16.9
そ の 他 の も の	20,376	15,072	5,304	0.2	0.1	35.2	40.8
基 金 積 立 金	159,314	86,681	72,633	1.2	0.6	83.8	111.1
公 債 費	699	744	△ 45	0.0	0.0	△ 6.0	△ 35.4
元 利 償 還 金	677	665	12	0.0	0.0	1.8	△ 37.1
一 時 借 入 金 利 子	22	79	△ 57	0.0	0.0	△ 72.2	△ 15.1
前 年 度 繰 上 充 用 金	28,117	65,616	△ 37,499	0.2	0.4	△ 57.1	△ 31.8
そ の 他 の 支 出	212,439	109,247	103,192	29.2	0.8	94.5	34.3
歳 出 合 計	13,212,448	15,300,249	△ 2,087,801	100.0	100.0	△ 13.6	△ 2.6

第120表 国民健康保険事業決算の状況（つづき）

その2 歳入歳出内訳（つづき）

（3）市町村（直診勘定）

ア 歳 入

（単位 百万円・％）

区 分	平成30年度	平成29年度	増 減 額	決 算 額 構 成 比		増 減 率	
				30 年 度	29 年 度	30 年 度	29 年 度
診 療 収 入	30,471	32,295	△ 1,824	51.4	53.7	△ 5.6	△ 1.5
国 庫 支 出 金	1,230	3,993	△ 2,763	2.1	6.6	△ 69.2	11.8
都 道 府 県 支 出 金	3,650	955	2,695	6.2	1.6	282.2	△ 42.2
他 会 計 繰 入 金	16,975	14,872	2,103	28.6	24.7	14.1	3.3
普 通 会 計 か ら の も の	15,608	13,387	2,221	26.3	22.2	16.6	2.6
事 業 勘 定 か ら の も の	1,230	1,342	△ 112	2.1	2.2	△ 8.3	16.4
そ の 他 の 会 計 か ら の も の	137	143	△ 6	0.2	0.3	△ 4.2	△ 27.4
基 金 繰 入 金	323	396	△ 73	0.5	0.7	△ 18.4	0.5
繰 越 金	3,114	3,168	△ 54	5.3	5.3	△ 1.7	△ 8.0
地 方 債	1,959	2,859	△ 900	3.3	4.8	△ 31.5	32.4
そ の 他 の 収 入	1,586	1,635	△ 49	2.6	2.6	△ 3.0	1.1
歳 入 合 計	59,308	60,173	△ 865	100.0	100.0	△ 1.4	0.2

イ 歳 出

（単位 百万円・％）

区 分	平成30年度	平成29年度	増 減 額	決 算 額 構 成 比		増 減 率	
				30 年 度	29 年 度	30 年 度	29 年 度
総 務 費	36,184	36,092	92	63.8	62.2	0.3	0.4
医 業 費	14,740	15,610	△ 870	26.0	26.9	△ 5.6	△ 2.3
施 設 整 備 費	1,538	2,306	△ 768	2.7	4.0	△ 33.3	46.7
繰 出 金	488	344	144	0.9	0.6	41.9	30.3
普 通 会 計 に 対 す る も の	256	110	146	0.5	0.2	132.7	△ 23.1
事 業 勘 定 に 対 す る も の	—	11	△ 11	—	0.0	皆減	皆増
そ の 他 の 会 計 に 対 す る も の	232	223	9	0.4	0.4	4.0	84.3
基 金 積 立 金	164	191	△ 27	0.3	0.3	△ 14.1	△ 21.1
公 債 費	2,398	2,345	53	4.2	4.0	2.3	△ 8.4
元 利 償 還 金	2,385	2,334	51	4.2	4.0	2.2	△ 8.5
一 時 借 入 金 利 子	13	11	2	0.0	0.0	18.2	22.2
前 年 度 繰 上 充 用 金	1,095	1,051	44	1.9	1.8	4.2	△ 13.3
そ の 他 の 支 出	137	104	33	0.2	0.2	31.7	25.3
歳 出 合 計	56,744	58,043	△ 1,299	100.0	100.0	△ 2.2	0.3

第121表 後期高齢者医療事業決算の状況

その1 収支の状況 (単位 百万円)

区 分	平 成 30 年 度						平 成 29 年 度		比 較	
	団体数 (A)	歳入合計 (B)	歳出合計 (C)	歳入歳出差引 (B)－(C) (D)	繰越等 (E)	実質収支 (D)－(E) (F)	団体数 (G)	実質収支 (H)	団体数 (A)－(G)	実質収支 (F)－(H)
広 域 連 合	47	16,024,745	15,592,775	431,970	9	431,961	47	432,604	－	△ 643
黒 字 の 団 体	47	16,024,745	15,592,775	431,970	9	431,961	47	432,604	－	△ 643
赤 字 の 団 体	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

(注)「黒字の団体」、「赤字の団体」の区分は、実質収支による。

その2 歳入歳出内訳 (単位 百万円・%)

区 分	平 成 30 年 度		平 成 29 年 度		増 減 額	増減率
市 町 村 支 出 金	2,778,762	17.3	2,703,323	17.2	75,439	2.8
市 町 村 負 担 金	2,777,016	17.3	2,701,514	17.2	75,502	2.8
うち保険料等負担金	1,532,584	9.6	1,479,039	9.4	53,545	3.6
うち療養給付費負担金	1,196,671	7.5	1,180,414	7.5	16,257	1.4
市 町 村 補 助 金	1,746	0.0	1,809	0.0	△ 63	△ 3.5
国 庫 支 出 金	5,119,220	31.9	5,002,929	31.8	116,291	2.3
国 庫 負 担 金	3,832,498	23.9	3,740,025	23.8	92,473	2.5
うち療養給付費負担金	3,764,296	23.5	3,677,326	23.4	86,970	2.4
国 庫 補 助 金	1,286,722	8.0	1,262,904	8.0	23,818	1.9
うち財政調整交付金	1,248,912	7.8	1,136,967	7.2	111,945	9.8
都 道 府 県 支 出 金	1,271,480	7.9	1,233,950	7.8	37,530	3.0
都 道 府 県 負 担 金	1,267,557	7.9	1,229,986	7.8	37,571	3.1
うち療養給付費負担金	1,198,112	7.5	1,166,820	7.4	31,292	2.7
財政安定化基金支出金	1,932	0.0	1,996	0.0	△ 64	△ 3.2
都 道 府 県 補 助 金	1,990	0.0	1,968	0.0	22	1.1
支 払 基 金 交 付 金	6,288,562	39.2	6,175,585	39.2	112,977	1.8
特別高額医療費共同事業交付金	4,699	0.0	4,279	0.0	420	9.8
繰 入 金	113,893	0.7	116,545	0.7	△ 2,652	△ 2.3
一 般 会 計 繰 入 金	34,026	0.2	39,505	0.3	△ 5,479	△ 13.9
基 金 繰 入 金	79,866	0.5	77,039	0.5	2,827	3.7
繰 越 金	425,706	2.7	486,619	3.1	△ 60,913	△ 12.5
都道府県財政安定化基金借入金	－	－	－	－	－	－
そ の 他 の 収 入	22,423	0.3	21,395	0.2	1,028	4.8
歳 入 合 計	16,024,745	100.0	15,744,625	100.0	280,120	1.8

第121表 後期高齢者医療事業決算の状況（つづき）

その2 歳入歳出内訳（つづき）

（2）歳 出

（単位 百万円・％）

区 分	平 成 30 年 度		平 成 29 年 度		増 減 額	増減率
総 務 費	43,896	0.3	37,363	0.2	6,533	17.5
人 件 費	6,327	0.0	6,055	0.0	272	4.5
そ の 他	37,569	0.3	31,308	0.2	6,261	20.0
保 険 給 付 費	15,146,518	97.1	14,836,308	96.9	310,210	2.1
療 養 諸 費	14,556,829	93.4	14,236,270	93.0	320,559	2.3
療 養 給 付 費	14,370,544	92.2	14,071,389	91.9	299,155	2.1
審 査 支 払 手 数 料	33,015	0.2	31,779	0.2	1,236	3.9
そ の 他	153,270	1.0	133,102	0.9	20,168	15.2
高 額 療 養 費	547,088	3.5	558,231	3.6	△ 11,143	△ 2.0
そ の 他 医 療 給 付 費	42,601	0.2	41,807	0.3	794	1.9
都道府県財政安定化基金拠出金	1,315	0.0	1,969	0.0	△ 654	△ 33.2
特別高額医療費共同事業拠出金	4,707	0.0	4,287	0.0	420	9.8
保 健 事 業 費	39,057	0.3	35,238	0.2	3,819	10.8
う ち 健 康 診 査 費	36,291	0.2	32,964	0.2	3,327	10.1
基 金 積 立 金	89,705	0.6	93,913	0.6	△ 4,208	△ 4.5
公 債 費	—	—	—	—	—	—
繰 出 金	2,446	0.0	2,225	0.0	221	9.9
前 年 度 繰 上 充 用 金	—	—	—	—	—	—
そ の 他 の 支 出	265,131	1.7	300,706	2.1	△ 35,575	△ 11.8
歳 出 合 計	15,592,775	100.0	15,312,009	100.0	280,766	1.8

地方公営事業

第122表 介護保険事業決算の状況

その1 収支の状況

（1）保険事業勘定

（単位 百万円）

区 分	平 成 30 年 度						平 成 29 年 度						比 較		
	団 体 数	実質 収支 (A)	財 政 措 置 額			再差引収支 (A)－(B)－ (C)＋(D)	団 体 数	実質 収支 (E)	財 政 措 置 額			再差引収支 (E)－(F)－ (G)＋(H)	団 体 数	実質 収支	再差引 収 支
			財 政 援助額 (B)	繰入金 (C)	繰出金 (D)				財 政 援助額 (F)	繰入金 (G)	繰出金 (H)				
全 市 町 村	1,573	286,664	29	3,543	2,165	285,257	1,579	283,916	458	3,592	2,186	282,054	△ 6	2,748	3,203
黒 字 の 団 体	1,569	286,201	29	950	2,165	287,387	1,570	284,007	442	995	2,186	284,756	△ 1	2,194	2,631
赤 字 の 団 体	4	463	—	2,593	0	△ 2,130	9	△ 90	16	2,596	—	△ 2,703	△ 5	553	573

（注）「黒字の団体」、「赤字の団体」の区分は、再差引収支による。

第122表 介護保険事業決算の状況（つづき）

その1 収支の状況（つづき）

(2) 介護サービス事業勘定

(単位 百万円)

区 分	平 成 30 年 度				平 成 29 年 度				比 較		
	団体数	実質収支 (A)	財政措置額 (B)	再差引収支 (A)－(B)	団体数	実質収支 (C)	財政措置額 (D)	再差引収支 (C)－(D)	団体数	実質収支	再差引収支
全 市 町 村	668	1,164	10,767	△ 9,603	684	1,403	11,243	△ 9,840	△ 16	△ 239	237
黒 字 の 団 体	649	1,250	10,665	△ 9,415	672	1,469	11,174	△ 9,706	△ 23	△ 219	291
赤 字 の 団 体	19	△ 86	102	△ 188	12	△ 65	69	△ 134	7	△ 21	△ 54

(注)「黒字の団体」、「赤字の団体」の区分は、実質収支による。

その2 歳入歳出内訳

(1) 保険事業勘定

ア 歳 入

(単位 百万円・％)

区 分	平成30年度	平成29年度	増 減 額	決 算 額 構 成 比		増 減 率	
				30年度	29年度	30年度	29年度
保 険 料	2,422,914	2,243,112	179,802	22.0	20.9	8.0	2.0
国 庫 支 出 金	2,482,044	2,409,204	72,840	22.5	22.5	3.0	4.8
介 護 給 付 費 負 担 金	1,800,332	1,781,489	18,843	16.4	16.6	1.1	2.7
調 整 交 付 金	492,258	478,837	13,421	4.5	4.5	2.8	2.1
地 域 支 援 事 業 交 付 金 (介護予防・日常生活支援総合事業)	85,708	66,225	19,483	0.8	0.6	29.4	152.9
地 域 支 援 事 業 交 付 金 (包括的支援事業・任意事業)	78,220	76,023	2,197	0.7	0.7	2.9	18.3
そ の 他 の 補 助 金	25,526	6,630	18,896	0.1	0.1	285.0	21.2
支 払 基 金 交 付 金	2,702,392	2,723,546	△ 21,154	24.5	25.4	△ 0.8	3.4
介 護 給 付 費 交 付 金	2,603,557	2,650,603	△ 47,046	23.6	24.7	△ 1.8	1.8
地 域 支 援 事 業 支 援 交 付 金	98,835	72,944	25,891	0.9	0.7	35.5	151.8
都 道 府 県 支 出 金	1,496,980	1,457,460	39,520	13.6	13.6	2.7	3.8
財 源 補 填 的 な も の	29	458	△ 429	0.0	0.0	△ 93.7	22,800.0
うち財政安定化基金支出金	－	39	△ 39	－	0.0	皆減	皆増
介 護 給 付 費 負 担 金	1,412,440	1,381,944	30,496	12.8	12.9	2.2	2.0
地 域 支 援 事 業 負 担 金	83,784	73,117	10,667	0.8	0.7	14.6	55.6
そ の 他 の も の	727	1,941	△ 1,214	0.0	0.0	△ 62.5	7.2
相 互 財 政 安 定 化 事 業 交 付 金	1	1	0	0.0	0.0	8.2	3,254.2
他 会 計 繰 入 金	1,568,390	1,542,429	25,961	14.2	14.4	1.7	3.8
財 源 補 填 的 な も の	3,543	3,592	△ 49	0.0	0.0	△ 1.4	△ 1.3
一 般 会 計 か ら の も の	1,556,416	1,530,830	25,586	14.1	14.3	1.7	4.1
介 護 給 付 費 繰 入 金	1,199,584	1,180,581	19,003	10.9	11.0	1.6	2.3
地 域 支 援 事 業 繰 入 金	83,167	70,817	12,350	0.8	0.7	17.4	46.7
そ の 他 一 般 会 計 繰 入 金	273,666	279,432	△ 5,766	2.4	2.6	△ 2.1	3.9
そ の 他 の も の	8,430	8,007	423	0.1	0.1	5.3	△ 31.9
基 金 繰 入 金	44,788	52,733	△ 7,945	0.4	0.5	△ 15.1	82.3
繰 越 金	272,927	272,170	757	2.5	2.5	0.3	38.3
地 方 債	72	551	△ 479	0.0	0.0	△ 86.9	74.9
うち財政安定化基金貸付金	72	551	△ 479	0.0	0.0	△ 86.9	74.9
そ の 他 の 収 入	19,511	11,761	7,750	0.3	0.2	65.9	13.0
歳 入 合 計	11,010,019	10,712,967	297,052	100.0	100.0	2.8	4.4

第122表 介護保険事業決算の状況（つづき）

その2 歳入歳出内訳（つづき）

（1）保険事業勘定（つづき）

イ 歳 出

（単位 百万円・％）

区 分	平成30年度	平成29年度	増 減 額	決 算 額 構 成 比		増 減 率	
				30年度	29年度	30年度	29年度
総 務 費	251,847	257,906	△ 6,059	2.3	2.5	△ 2.3	4.2
保 険 給 付 費	9,639,158	9,458,284	180,874	89.9	90.7	1.9	2.4
介 護 諸 費 等	9,588,348	9,405,458	182,890	89.5	90.2	1.9	3.0
そ の 他 の 給 付 費	41,761	44,011	△ 2,250	0.3	0.4	△ 5.1	△ 55.1
審 査 支 払 手 数 料	9,049	8,815	234	0.1	0.1	2.7	△ 3.0
財 政 安 定 化 基 金 拠 出 金	－	25	△ 25	0.0	0.0	皆減	78.6
相 互 財 政 安 定 化 事 業 負 担 金	－	－	－	－	－	－	皆減
地 域 支 援 事 業	538,242	437,588	100,654	5.0	4.2	23.0	61.0
介護予防・日常生活支援総合事業費	341,644	256,616	85,028	3.2	2.5	33.1	140.7
包括支援事業・任意事業費	196,598	180,972	15,626	1.8	1.7	8.6	9.6
保 健 福 祉 事 業 費	1,007	921	86	0.0	0.0	9.3	△ 1.8
繰 出 金	19,906	19,344	562	0.2	0.2	2.9	19.1
財 源 補 填 的 な も の	2,165	2,186	△ 21	0.0	0.0	△ 1.0	△ 1.4
そ の 他 の も の	17,741	17,158	583	0.2	0.2	3.4	22.3
基 金 積 立 金	143,070	137,691	5,379	1.3	1.3	3.9	30.2
公 債 費	394	3,711	△ 3,317	0.0	0.0	△ 89.4	△ 0.4
元 利 償 還 金	392	3,709	△ 3,317	0.0	0.0	△ 89.4	△ 0.4
一 時 借 入 金 利 子	2	2	0	0.0	0.0	30.0	△ 50.0
前 年 度 繰 上 充 用 金	220	90	130	0.0	0.0	144.4	42.9
そ の 他 の 支 出	123,501	108,684	14,817	1.3	1.1	13.6	33.7
歳 出 合 計	10,717,345	10,424,244	293,101	100.0	100.0	2.8	4.6

第122表 介護保険事業決算の状況（つづき）

その2 歳入歳出内訳（つづき）

（2）介護サービス事業勘定

ア 歳 入

（単位 百万円・％）

区 分	平成30年度	平成29年度	増 減 額	決算額構成比		増 減 率	
				30年度	29年度	30年度	29年度
サ ー ビ ス 収 入	7,590	8,690	△ 1,100	35.9	37.7	△ 12.7	△ 17.8
分 担 金 及 び 負 担 金	31	35	△ 4	0.1	0.2	△ 11.4	△ 38.6
使 用 料 及 び 手 数 料	322	326	△ 4	1.5	1.4	△ 1.2	△ 0.6
国 庫 支 出 金	26	7	19	0.1	0.0	271.4	△ 63.2
都 道 府 県 支 出 金	32	157	△ 125	0.2	0.7	△ 79.6	△ 40.5
財 産 収 入	3	3	0	0.0	0.0	2.4	△ 0.4
寄 附 金	0	0	0	0.0	0.0	115.0	53.8
他 会 計 繰 入 金	11,131	11,685	△ 554	52.7	50.8	△ 4.7	△ 7.9
普 通 会 計 か ら の も の	9,462	10,094	△ 632	44.8	43.8	△ 6.3	△ 10.2
保 険 事 業 勘 定 か ら の も の	1,583	1,497	86	7.5	6.5	5.7	8.5
そ の 他 の 会 計 か ら の も の	86	94	△ 8	0.4	0.5	△ 8.5	64.9
基 金 繰 入 金	35	13	22	0.2	0.1	169.2	44.4
繰 越 金	1,380	1,507	△ 127	6.5	6.5	△ 8.4	△ 1.0
地 方 債	141	135	6	0.7	0.6	4.4	40.6
そ の 他 の 収 入	427	464	△ 37	2.1	2.0	△ 8.0	△ 3.5
歳 入 合 計	21,118	23,022	△ 1,904	100.0	100.0	△ 8.3	△ 11.6

イ 歳 出

（単位 百万円・％）

区 分	平成30年度	平成29年度	増 減 額	決算額構成比		増 減 率	
				30年度	29年度	30年度	29年度
総 務 費	4,960	4,874	86	24.9	22.6	1.8	△ 9.6
サ ー ビ ス 事 業 費	7,675	8,576	△ 901	38.6	39.8	△ 10.5	△ 14.8
施 設 整 備 費	944	910	34	4.7	4.2	3.7	42.9
基 金 積 立 金	29	57	△ 28	0.1	0.3	△ 49.1	35.7
公 債 費	4,330	5,148	△ 818	21.8	23.9	△ 15.9	△ 17.7
元 利 償 還 金	4,330	5,148	△ 818	21.8	23.9	△ 15.9	△ 17.7
一 時 借 入 金 利 子	0	0	0	0.0	0.0	200.0	△ 50.0
他 会 計 繰 出 金	363	441	△ 78	1.8	2.0	△ 17.7	△ 7.0
普 通 会 計 に 対 す る も の	170	233	△ 63	0.9	1.1	△ 27.0	△ 3.7
保 険 事 業 勘 定 に 対 す る も の	181	197	△ 16	0.9	0.9	△ 8.1	△ 9.6
そ の 他 の 会 計 に 対 す る も の	12	11	1	0.0	0.0	9.1	△ 21.4
前 年 度 繰 上 充 用 金	19	18	1	0.1	0.1	5.6	△ 43.8
そ の 他 の 支 出	1,581	1,526	55	8.0	7.1	3.6	△ 4.2
歳 出 合 計	19,901	21,550	△ 1,649	100.0	100.0	△ 7.7	△ 12.0

第123表 収益事業決算の状況

その1 収支の状況（団体別）

（単位 百万円）

区 分	平 成 30 年 度										平成29年度		比 較	
	団体数 (A)	歳入合計 (B)	歳出合計 (C)	歳入歳出 差 引 (B)－(C) (D)	翌年度に 繰り越す べき財源 (E)	繰入金 (F)	繰出金 (G)	未収金 (H)	未払金 (I)	再差引 (D)－(E)－(F) ＋(G)＋(H)－(I) (J)	団体数 (K)	再差引 (L)	団体数 (A)－(K)	再差引 (J)－(L)
都 道 府 県	47	426,090	419,405	6,685	134	111	252,628	1	－	259,069	47	252,584	－	6,485
黒字の団体	47	426,090	419,405	6,685	134	111	252,628	1	－	259,069	47	252,584	－	6,485
赤字の団体	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
市 町 村	101	3,125,946	3,014,649	111,296	9,752	12,121	119,587	28,175	49,938	187,247	101	170,412	－	16,835
黒字の団体	88	2,625,960	2,483,389	142,572	4,143	6,801	119,051	27,066	45,301	232,444	88	215,942	－	16,502
赤字の団体	13	499,985	531,261	△ 31,275	5,609	5,320	536	1,108	4,637	△ 45,197	13	△ 45,530	－	333
合 計	148	3,552,035	3,434,054	117,982	9,886	12,232	372,215	28,175	49,938	446,316	148	422,996	－	23,320
黒字の団体	135	3,052,050	2,902,793	149,257	4,276	6,912	371,679	27,067	45,301	491,513	135	468,526	－	22,987
赤字の団体	13	499,985	531,261	△ 31,275	5,609	5,320	536	1,108	4,637	△ 45,197	13	△ 45,530	－	333

（注）「黒字の団体」、「赤字の団体」の区分は、再差引による。

その2 収支の状況（事業別）

（単位 百万円・％）

区 分	競 馬 事 業	自転車競走事業	小 型 自 動 車 競 走 事 業	モーターボート 競 走 事 業	宝 く じ 事 業	合 計
歳 入 合 計 (A)	716,571	698,000	76,101	1,738,887	322,477	3,552,035
歳 出 合 計 (B)	710,626	681,853	77,527	1,641,879	322,169	3,434,054
歳 入 歳 出 差 引 (A)－(B) (C)	5,945	16,147	△ 1,426	97,008	308	117,982
翌年度に繰り越すべき財源 (D)	994	289	－	8,603	－	9,886
繰 入 金 (E)	4,222	4,250	141	3,619	－	12,232
繰 出 金 (F)	3,913	7,121	150	40,251	320,781	372,215
未 収 金 (G)	1,754	2,201	－	24,221	－	28,175
未 払 金 (H)	6,288	1,397	－	42,253	－	49,938
再 差 引 (C)－(D)－(E)＋(F)＋(G)－(H) (I)	108	19,532	△ 1,417	107,005	321,088	446,316
車 馬 券 等 売 上 額 (J)	605,877	654,313	70,756	1,381,623	804,796	3,517,366
収 益 率 (I) / (J) × 100	0.0	3.0	△ 2.0	7.7	39.9	12.7
前 年 度 収 益 率	△ 0.5	1.7	△ 2.5	8.1	41.0	12.9
施 行 団 体 数	50	55	5	103	67	280
都 道 府 県	11	6	－	1	47	65
市 町 村	39	49	5	102	20	215

（注） 1 施行団体数は、平成30年4月1日現在の団体数である。
2 施行団体数は、1団体が2以上の事業を実施している場合はそれぞれの事業ごとに1団体としている。
3 宝くじ事業の車馬券等売上額は、消化額を計上している。

第123表 収益事業決算の状況（つづき）

その3 収益金繰入金の使途状況 (単位 百万円)

区 分	収 益 金 繰 入 額	左 の 内 訳								
		民 生 費	衛 生 費	土 木 費	農 林 水産業費	商 工 費	教 育 費	災 害 復 旧 費	そ の 他	公営事業 会 計 へ 繰 出 し
競 馬 事 業	3,236	447	36	341	59	5	864	－	1,484	－
都 道 府 県	748	332	－	－	31	5	196	－	184	－
市 町 村	2,489	115	36	341	28	－	668	－	1,301	－
自 転 車 競 走 事 業	6,761	987	643	992	137	201	2,242	38	1,421	100
都 道 府 県	997	286	55	－	－	70	－	37	549	－
市 町 村	5,764	702	588	992	137	131	2,242	1	871	100
小 型 自 動 車 競 走 事 業	150	116	26	8	－	－	1	－	－	－
都 道 府 県	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
市 町 村	150	116	26	8	－	－	1	－	－	－
モーターボート競走事業	37,417	1,590	470	4,037	123	225	5,229	70	25,278	395
都 道 府 県	400	100	－	－	－	－	200	－	100	－
市 町 村	37,017	1,490	470	4,037	123	225	5,029	70	25,178	395
宝 く じ 事 業	320,777	71,847	12,502	73,621	5,064	13,240	44,236	684	99,429	154
都 道 府 県	250,924	62,186	7,469	56,622	4,792	8,306	23,165	456	87,928	－
市 町 村	69,853	9,661	5,032	16,999	272	4,934	21,072	228	11,501	154
合 計	(100.0) 368,341	(20.4) 74,987	(3.7) 13,676	(21.4) 78,999	(1.5) 5,384	(3.7) 13,671	(14.3) 52,572	(0.2) 792	(34.6) 127,612	(0.2) 648
都 道 府 県	253,068	62,903	7,524	56,622	4,823	8,381	23,560	492	88,763	－
市 町 村	115,273	12,084	6,152	22,377	560	5,290	29,012	300	38,850	648

(注) 合計の（ ）書きは、構成比（％）である。

第124表 公立大学附属病院事業決算の状況

(単位 百万円・％)

区 分	平 成 30 年 度	平 成 29 年 度	比 較	
			増 減 額	増 減 率
収 益 支 的 { 総 収 益 (A)	2,309	2,244	65	2.9
収 益 支 的 { 総 費 用 (B)	2,305	2,261	44	1.9
収 資 本 支 的 { 資 本 的 収 入 (C)	432	447	△ 15	△ 3.4
収 資 本 支 的 { 資 本 的 支 出 (D)	432	448	△ 16	△ 3.6
収 支 差 引 (A)－(B)＋(C)－(D) (E)	4	△ 18	22	△ 122.2
積 立 金 (F)	－	－	－	－
繰 越 金 (G)	48	66	△ 18	△ 27.3
前 年 度 繰 上 充 用 金 (H)	－	－	－	－
形式収支 (E)－(F)＋(G)－(H) (I)	52	48	4	8.3
翌年度に繰り越すべき財源 (J)	－	－	－	－
実 質 収 支 (I)－(J)	52	48	4	8.3

(注) 1 上表に該当するのは、都道府県が設置する大学の附属病院事業会計（1事業会計）である。
2 市町村が設置する大学の附属病院事業会計については、各大学がすべて地方独立行政法人化したため、含まれていない。

第125表 農業共済事業決算の状況

(単位 百万円)

区 分	平 成 30 年 度											平成29年度		比 較	
	団 体 数 (A)	歳 入 合 計 (B)	歳 出 合 計 (C)	歳入歳出 差 引 (B)-(C) (D)	支 払 準備金 積立額 (E)	責 任 準備金 積立額 (F)	繰入金 (G)	繰出金 (H)	未収金 (I)	未払金 (J)	再差引 (D)-(E)-(F)- (G)+(H)+(I)-(J) (K)	団 体 数 (L)	再 差 引 (M)	団体数 (A)-(L)	再差引 (K)-(M)
市 町 村	44	9,782	9,556	226	153	296	2,274	181	465	670	△ 2,520	48	△ 2,893	△ 4	373
黒字の団体	3	619	596	24	0	32	114	140	56	48	25	5	99	△ 2	△ 74
赤字の団体	41	9,163	8,961	203	153	263	2,160	41	409	621	△ 2,545	43	△ 2,992	△ 2	447

(注)「黒字の団体」、「赤字の団体」の区分は、再差引による。

第126表 交通災害共済事業（直営方式）決算の状況

(単位 百万円)

区 分	平成30年度										平成29年度		比較		
	団体数 (A)	歳 入 計 (B)	歳 出 計 (C)	歳入歳出 差 引 (B)-(C) (D)	未経過 共 掛 金 (E)	繰入金 (F)	繰出金 (G)	未収金 (H)	未払金 (I)	再差引 (D)-(E)-(F) +(G)+(H)-(I) (J)	団体 数 (K)	再差引 (L)	団体数 (A)-(K)	再差引 (J)-(L)	
都 道 府 県	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
黒字の団体	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
赤字の団体	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
市 町 村	62	5,274	3,964	1,310	52	36	140	1	—	1,363	64	1,195	△ 2	168	
黒字の団体	55	5,173	3,774	1,400	39	23	137	1	—	1,475	54	1,336	1	139	
赤字の団体	7	101	191	△ 90	13	13	3	—	—	△ 112	10	△ 141	△ 3	29	
合 計	62	5,274	3,964	1,310	52	36	140	1	—	1,363	64	1,195	△ 2	168	
黒字の団体	55	5,173	3,774	1,400	39	23	137	1	—	1,475	54	1,336	1	139	
赤字の団体	7	101	191	△ 90	13	13	3	—	—	△ 112	10	△ 141	△ 3	29	

(注)「黒字の団体」、「赤字の団体」の区分は、再差引による。

第127表 企業債等の状況

(単位 百万円)

区 分	平成30年度償還額			平成30年度末 現在高
	元 金	利 子	計	
地方公営企業	3,966,388	684,195	4,650,583	40,832,701
法適用企業	3,095,373	528,983	3,624,356	31,250,566
水道事業	568,411	139,751	708,161	7,348,584
工業用水道事業	28,920	5,569	34,490	308,711
交通事業	592,961	41,365	634,326	2,370,459
電気事業	11,878	1,341	13,219	75,276
ガス事業	10,234	1,063	11,297	66,276
病院事業	354,326	52,687	407,013	3,534,328
下水道事業	1,375,767	279,659	1,655,426	16,079,820
その他事業	152,876	7,549	160,425	1,467,113
法非適用企業	871,016	155,212	1,026,227	9,582,135
簡易水道事業	24,155	5,231	29,386	345,212
交通事業	668	35	703	8,997
下水道事業	609,908	138,964	748,872	7,735,844
その他事業	236,284	10,982	247,267	1,492,082
国民健康保険事業	2,842	220	3,062	23,343
後期高齢者医療事業	－	－	－	－
介護保険事業	4,334	387	4,721	16,139
農業共済事業	－	－	－	－
公立大学附属病院事業	364	95	459	3,124
収益事業	5,554	153	5,707	31,630
合 計	3,979,482	685,050	4,664,532	40,906,937

第128表 地方財政計画

その1 歳入（通常収支分）

（単位 億円・％）

区 分	計 画 額			構 成 比			増 減 率		
	令和2年度	令和元年度	平成30年度	令和2年度	令和元年度	平成30年度	令和2年度	令和元年度	平成30年度
地 方 税	409,366	401,633	394,294	45.1	44.8	45.4	1.9	1.9	0.9
地 方 譲 与 税	26,086	27,123	25,754	2.9	3.0	3.0	△ 3.8	5.3	1.5
地 方 揮 発 油 譲 与 税	2,389	2,472	2,514	0.3	0.3	0.3	△ 3.4	△ 1.7	△ 1.8
石 油 ガ ス 譲 与 税	63	72	80	0.0	0.0	0.0	△ 12.5	△ 10.0	△ 3.6
自 動 車 重 量 譲 与 税	2,845	2,742	2,675	0.3	0.3	0.3	3.8	2.5	4.5
航 空 機 燃 料 譲 与 税	154	149	149	0.0	0.0	0.0	3.4	0.0	0.0
特 別 と ん 譲 与 税	126	137	125	0.0	0.0	0.0	△ 8.0	9.6	0.0
森 林 環 境 譲 与 税	400	200	－	0.0	0.0	－	100.0	皆増	－
特 別 法 人 事 業 譲 与 税	20,109	－	－	2.2	－	－	皆増	－	－
地 方 法 人 特 別 譲 与 税	－	21,351	20,211	－	2.4	2.3	皆減	5.6	1.6
地 方 特 例 交 付 金	2,007	4,340	1,544	0.2	0.5	0.2	△ 53.8	181.1	16.3
地 方 交 付 税	165,882	161,809	160,085	18.3	18.1	18.4	2.5	1.1	△ 2.0
国 庫 支 出 金	152,157	147,174	136,512	16.8	16.4	15.7	3.4	7.8	0.8
義務教育職員給与費負担金	15,221	15,200	15,228	1.7	1.7	1.8	0.1	△ 0.2	△ 0.1
その他普通補助負担金等	103,433	98,011	91,730	11.4	10.9	10.6	5.5	6.8	0.6
生活扶助費等負担金	13,298	13,752	14,177	1.5	1.5	1.6	△ 3.3	△ 3.0	△ 2.4
医療扶助費等負担金	14,549	14,376	14,112	1.6	1.6	1.6	1.2	1.9	1.0
介護扶助費等負担金	774	769	738	0.1	0.1	0.1	0.7	4.2	4.5
児童保護費等負担金	1,361	1,325	1,277	0.1	0.1	0.1	2.7	3.8	3.0
障害者自立支援給付費等負担金	15,124	14,285	13,538	1.7	1.6	1.6	5.9	5.5	4.6
児童手当等交付金	13,262	13,488	13,795	1.5	1.5	1.6	△ 1.7	△ 2.2	△ 1.5
公立高等学校授業料不徴収交付金及び 高等学校等就学支援金交付金	4,198	3,663	3,635	0.5	0.4	0.4	14.6	0.8	1.6
子どものための教育・ 保育給付交付金	13,379	11,069	8,977	1.5	1.2	1.0	20.9	23.3	13.9
その他の補助負担金等	27,488	25,284	21,481	3.0	2.8	2.5	8.7	17.7	△ 3.9
公共事業費補助負担金	31,087	31,485	26,995	3.4	3.5	3.1	△ 1.3	16.6	2.4
普通建設事業費補助負担金	30,811	31,216	26,710	3.4	3.5	3.1	△ 1.3	16.9	2.4
災害復旧事業費補助負担金	276	269	285	0.0	0.0	0.0	2.6	△ 5.6	△ 5.3
国有提供施設等 所在市町村助成交付金	291	291	283	0.0	0.0	0.0	0.0	2.8	0.0
施設等所在市町村調整交付金	74	74	72	0.0	0.0	0.0	0.0	2.8	0.0
交通安全対策特別交付金	543	568	602	0.1	0.1	0.1	△ 4.4	△ 5.6	△ 3.1
電源立地地域対策等交付金	1,084	1,120	1,178	0.1	0.1	0.1	△ 3.2	△ 4.9	△ 1.5
特定防衛施設周辺整備調整交付金	370	371	370	0.0	0.0	0.0	△ 0.3	0.3	7.6
石油貯蔵施設立地対策等交付金	54	54	54	0.0	0.0	0.0	△ 0.0	△ 0.0	△ 1.8
地 方 債	92,783	94,282	92,186	10.2	10.5	10.6	△ 1.6	2.3	0.3
使用料及び手数料	15,761	16,083	16,091	1.7	1.8	1.8	△ 2.0	△ 0.0	△ 0.6
雑 収 入	43,776	43,887	42,890	4.8	4.9	4.9	△ 0.3	2.3	1.2
復旧・復興事業一般財源充当分	△ 86	△ 90	△ 77	－	－	－	△ 4.4	16.9	0.0
全国防災事業一般財源充当分	△ 335	△ 312	△ 306	－	－	－	7.4	2.0	36.0
歳 入 合 計	907,397	895,930	868,973	100.0	100.0	100.0	1.3	3.1	0.3

（注） 1 地方特例交付金の令和元年度の額は、子ども・子育て支援臨時交付金を含む。
2 構成比については、復旧・復興事業一般財源充当分及び全国防災事業一般財源充当分を含まない場合の歳入合計に対する構成比である。

令和元・2年度の地方財政

第128表 地方財政計画（つづき）

その2 歳入（復旧・復興事業）

（単位 億円・％）

区 分	計 画 額			構 成 比			増 減 率		
	令和2年度	令和元年度	平成30年度	令和2年度	令和元年度	平成30年度	令和2年度	令和元年度	平成30年度
震災復興特別交付税	3,742	4,049	4,227	41.6	36.9	38.2	△ 7.6	△ 4.2	△ 6.1
一般財源充当分	86	90	77	1.0	0.8	0.7	△ 4.4	16.9	0.0
国庫支出金	5,065	6,768	6,688	56.4	61.6	60.3	△ 25.2	1.2	△ 17.0
災害救助費等負担金	51	90	162	0.6	0.8	1.5	△ 43.3	△ 44.4	△ 27.4
河川等災害復旧事業費補助	524	1,142	974	5.8	10.4	8.8	△ 54.1	17.2	△ 2.4
社会資本整備総合交付金	1,198	1,226	961	13.3	11.2	8.7	△ 2.3	27.6	△ 11.8
循環型社会形成推進交付金	295	256	249	3.3	2.3	2.2	15.2	2.8	105.8
東日本大震災復興交付金	93	383	577	1.0	3.5	5.2	△ 75.7	△ 33.6	20.0
放射線量低減対策 特別緊急事業費補助金	106	500	479	1.2	4.6	4.3	△ 78.8	4.4	△ 61.3
中小企業組合等共同施設等 災害復旧費補助金	140	76	150	1.6	0.7	1.4	84.2	△ 49.3	△ 28.6
福島再生加速化交付金	791	890	828	8.8	8.1	7.5	△ 11.1	7.5	2.6
その他	1,867	2,207	2,307	20.8	20.1	20.8	△ 15.4	△ 4.3	△ 20.1
地方債	15	12	32	0.2	0.1	0.3	25.0	△ 62.5	△ 80.1
雑収入	76	68	55	0.8	0.6	0.5	11.8	23.6	31.0
歳入合計	8,984	10,987	11,079	100.0	100.0	100.0	△ 18.2	△ 0.8	△ 13.7

その3 歳入（全国防災事業）

（単位 億円・％）

区 分	計 画 額			構 成 比			増 減 率		
	令和2年度	令和元年度	平成30年度	令和2年度	令和元年度	平成30年度	令和2年度	令和元年度	平成30年度
地方税	756	745	728	69.2	70.4	70.3	1.5	2.3	1.1
一般財源充当分	335	312	306	30.7	29.5	29.6	7.4	2.0	36.0
雑収入	1	1	1	0.1	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0
歳入合計	1,092	1,058	1,035	100.0	100.0	100.0	3.2	2.2	9.4

第128表 地方財政計画（つづき）

その4 歳 出（通常収支分）

（単位 億円・％）

区 分	計 画 額			構 成 比			増 減 率		
	令和2年度	令和元年度	平成30年度	令和2年度	令和元年度	平成30年度	令和2年度	令和元年度	平成30年度
給 与 関 係 経 費	202,876	203,307	203,144	22.4	22.7	23.4	△ 0.2	0.1	△ 0.0
給与費（退職手当を除く）	187,491	187,610	187,222	20.7	20.9	21.5	△ 0.1	0.2	0.3
義 務 教 育 教 職 員	55,934	56,255	56,403	6.2	6.3	6.5	△ 0.6	△ 0.3	△ 0.3
警 察 関 係 職 員	23,635	23,543	23,407	2.6	2.6	2.7	0.4	0.6	△ 0.2
消 防 職 員	12,514	12,515	12,313	1.4	1.4	1.4	△ 0.0	1.6	0.7
一般職員及び義務制以外の 教員並びに特別職等	95,408	95,297	95,099	10.5	10.6	10.9	0.1	0.2	0.8
退 職 手 当	15,323	15,622	15,831	1.7	1.7	1.8	△ 1.9	△ 1.3	△ 3.9
恩 給 費	62	75	91	0.0	0.0	0.0	△ 17.3	△ 17.6	△ 15.7
一 般 行 政 経 費	403,717	384,197	370,522	44.5	42.9	42.6	5.1	3.7	1.3
国庫補助負担金を伴うもの	227,126	214,845	202,356	25.0	24.0	23.3	5.7	6.2	2.3
生 活 保 護 費	38,160	38,529	38,702	4.2	4.3	4.5	△ 1.0	△ 0.4	△ 0.6
児 童 保 護 費	9,678	8,389	7,316	1.1	0.9	0.8	15.4	14.7	18.7
障害者自立支援給付費	30,248	28,570	27,076	3.3	3.2	3.1	5.9	5.5	4.6
後期高齢者医療給付費	27,328	26,638	25,901	3.0	3.0	3.0	2.6	2.8	2.4
介 護 給 付 費	31,379	29,260	27,436	3.5	3.3	3.2	7.2	6.6	2.9
児 童 手 当 等 交 付 金	19,010	19,349	19,785	2.1	2.2	2.3	△ 1.8	△ 2.2	△ 1.5
子どものための教育・ 保育給付交付金	24,757	20,742	17,246	2.7	2.3	2.0	19.4	20.3	9.4
その他の一般行政経費	46,566	43,368	38,894	5.1	4.8	4.5	7.4	11.5	△ 0.4
国庫補助負担金を伴わないもの	147,510	144,504	143,114	16.3	16.1	16.5	2.1	1.0	0.3
国民健康保険・後期高齢者 医療制度関係事業費	14,881	14,848	15,052	1.6	1.7	1.7	0.2	△ 1.4	△ 0.1
まち・ひと・しごと創生事業費	10,000	10,000	10,000	1.1	1.1	1.2	0.0	0.0	0.0
地 域 社 会 再 生 事 業 費	4,200	—	—	0.5	—	—	皆増	—	—
公 債 費	116,979	119,088	122,064	12.9	13.3	14.0	△ 1.8	△ 2.4	△ 3.0
維 持 補 修 費	14,469	13,491	13,079	1.6	1.5	1.5	7.2	3.2	3.6
投 資 的 経 費	127,614	130,153	116,180	14.1	14.5	13.4	△ 2.0	12.0	2.3
直 轄 事 業 負 担 金	6,425	6,368	5,612	0.7	0.7	0.6	0.9	13.5	0.4
公 共 事 業 費	60,052	62,709	52,492	6.6	7.0	6.0	△ 4.2	19.5	1.6
普 通 建 設 事 業 費	59,678	62,342	52,112	6.6	7.0	6.0	△ 4.3	19.6	1.6
災 害 復 旧 事 業 費	374	367	380	0.0	0.0	0.0	1.9	△ 3.4	△ 6.2
一 般 事 業 費	27,944	27,890	28,093	3.1	3.1	3.2	0.2	△ 0.7	1.3
普 通 建 設 事 業 費	27,563	27,510	27,718	3.0	3.1	3.2	0.2	△ 0.8	1.3
災 害 復 旧 事 業 費	381	380	375	0.0	0.0	0.0	0.3	1.3	1.4
特 別 事 業 費	33,193	33,186	29,983	3.7	3.7	3.5	0.0	10.7	4.9
過 疎 対 策 事 業 費	11,088	11,081	10,878	1.2	1.2	1.3	0.1	1.9	1.0
地 域 活 性 化 事 業 費	820	820	820	0.1	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0
旧 合 併 特 例 事 業 費	6,602	6,602	6,602	0.7	0.7	0.8	0.0	0.0	0.0
防 災 対 策 事 業 費	948	948	948	0.1	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0
施設整備事業費（一般財源化分）	935	935	935	0.1	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0
緊急防災・減災事業費	5,000	5,000	5,000	0.6	0.6	0.6	0.0	0.0	0.0
公共施設等適正管理推進事業費	4,800	4,800	4,800	0.5	0.5	0.6	0.0	0.0	37.1
緊急自然災害防止対策事業費	3,000	3,000	—	0.3	0.3	—	0.0	皆増	—
公 営 企 業 繰 出 金	24,942	25,394	25,584	2.7	2.8	2.9	△ 1.8	△ 0.7	1.3
収 益 勘 定 繰 出 金	11,065	11,481	11,715	1.2	1.3	1.3	△ 3.6	△ 2.0	0.2
資 本 勘 定 繰 出 金	13,877	13,913	13,869	1.5	1.6	1.6	△ 0.3	0.3	2.3
地方交付税の不交付団体における 平均水準を超える必要経費	16,800	20,300	18,400	1.8	2.3	2.2	△ 17.2	10.3	1.7
歳 出 合 計	907,397	895,930	868,973	100.0	100.0	100.0	1.3	3.1	0.3

（注）平成30年度及び令和元年度地方財政計画に計上された重点課題対応分は、「一般行政経費 国庫補助負担金を伴わないもの」に統合しており、平成30年度及び令和元年度の計上額については、当該区分に含めている。

第128表 地方財政計画（つづき）

その5 歳 出（復旧・復興事業） (単位 億円・%)

区 分	計 画 額			構 成 比			増 減 率		
	令和2年度	令和元年度	平成30年度	令和2年度	令和元年度	平成30年度	令和2年度	令和元年度	平成30年度
給 与 関 係 経 費	71	78	84	0.8	0.7	0.8	△ 9.0	△ 7.1	△ 12.5
一 般 行 政 経 費	1,748	2,422	2,950	19.5	22.0	26.6	△ 27.8	△ 17.9	△ 29.8
国庫補助負担金等を伴うもの	1,104	1,756	2,153	12.3	16.0	19.4	△ 37.1	△ 18.4	△ 36.2
国庫補助負担金を伴わないもの	644	666	797	7.2	6.1	7.2	△ 3.3	△ 16.4	△ 3.5
公 債 費	75	68	55	0.8	0.6	0.5	10.3	23.6	27.9
投 資 的 経 費	7,075	8,344	7,810	78.7	76.0	70.5	△ 15.2	6.8	△ 6.4
直 轄 事 業 負 担 金	497	580	677	5.5	5.3	6.1	△ 14.3	△ 14.3	△ 11.6
公 共 事 業 費	6,444	7,602	6,931	71.7	69.2	62.6	△ 15.2	9.7	△ 3.7
一 般 事 業 費	134	162	202	1.5	1.5	1.8	△ 17.3	△ 19.8	△ 46.0
公 営 企 業 繰 出 金	15	75	180	0.2	0.7	1.6	△ 80.0	△ 58.3	11.1
歳 出 合 計	8,984	10,987	11,079	100.0	100.0	100.0	△ 18.2	△ 0.8	△ 13.7

その6 歳 出（全国防災事業） (単位 億円・%)

区 分	計 画 額			構 成 比			増 減 率		
	令和2年度	令和元年度	平成30年度	令和2年度	令和元年度	平成30年度	令和2年度	令和元年度	平成30年度
公 債 費	1,092	1,058	1,035	100.0	100.0	100.0	3.2	2.2	9.4
歳 出 合 計	1,092	1,058	1,035	100.0	100.0	100.0	3.2	2.2	9.4

第129表 地方交付税の状況

その1 算定基礎

(単位 百万円)

区 分	令和2年度	令和元年度			区 分	平成30年度		
		当 初	補 正	補正後		当 初	補 正	補正後
所 得 税 (a)	19,529,000	19,934,000	△ 870,000	19,064,000	所 得 税 (a)	19,020,000	455,000	19,475,000
法 人 税 (b)	12,065,000	12,858,000	△ 1,143,000	11,715,000	法 人 税 (b)	12,167,000	129,000	12,296,000
酒 税 (c)	1,265,000	1,271,000	—	1,271,000	酒 税 (c)	1,311,000	—	1,311,000
消 費 税 (d)	21,719,000	19,392,000	△ 330,000	19,062,000	消 費 税 (d)	17,558,000	265,000	17,823,000
地 方 交 付 税 (e)	15,608,535	15,551,004	13,166	15,564,170	地 方 交 付 税 (e)	15,360,581	510,800	15,871,381
(a) × 33.1%	6,464,099	6,598,154	△ 287,970	6,310,184	(a) × 33.1%	6,295,620	150,605	6,446,225
(b) × 33.1%	3,993,515	4,255,998	△ 378,333	3,877,665	(b) × 33.1%	4,027,277	42,699	4,069,976
(c) × 50%	632,500	635,500	—	635,500	(c) × 50%	655,500	—	655,500
(d) × 19.5%	4,235,205	4,033,536	△ 68,640	3,964,896	(d) × 22.3%	3,915,434	59,095	3,974,529
精 算 分 等	△ 235,484	△ 235,484	98,528	△ 136,956	精 算 分 等	△ 235,484	258,401	22,917
法 定 加 算 等	518,700	263,300	—	263,300	法 定 加 算 等	536,700	—	536,700
臨時財政対策 特例加算額	—	—	—	—	臨時財政対策 特例加算額	165,535	—	165,535
臨時財政対策 償振替加算額	—	—	649,581	649,581				
地 方 法 人 税 (f)	1,456,400	687,600	△ 30,200	657,400	地 方 法 人 税 (f)	653,300	10,300	663,600
地 方 法 人 税 過年度精算分 (g)	—	—	17,034	17,034	地 方 法 人 税 過年度精算分 (g)	—	9,992	9,992
返 還 金 (h)	382	—	—	—				
特別会計借入金償還 (i)	△ 500,000	△ 500,000	95,000	△ 405,000	特別会計借入金償還 (h)	△ 400,000	—	△ 400,000
借入金等利子充当分 (j)	△ 77,100	△ 79,200	—	△ 79,200	借入金等利子充当分 (i)	△ 80,400	—	△ 80,400
剰 余 金 の 活 用 (k)	100,000	—	—	—	剰 余 金 の 活 用 (j)	75,000	—	75,000
地方公共団体金融 機構の公庫債権金利 変動準備金の活用 (l)	—	100,000	—	100,000	地方公共団体金融 機構の公庫債権金利 変動準備金の活用 (k)	400,000	—	400,000
前年度からの繰越金 (m)	—	421,492	—	421,492				
翌年度への繰越金 (n)	—	—	—	—	翌年度への繰越金 (l)	—	△ 421,492	△ 421,492
合 計 (e) ～ (n)	16,588,217	16,180,895	95,000	16,275,895	合 計 (e) ～ (l)	16,008,481	109,600	16,118,081

(注) 消費税に乘じる率について令和元年度は20.8%である。

令和元・2年度の地方財政

その2 普通交付税算定状況 (令和元年度)

(単位 百万円・%)

区 分	基 準 財 政 需 要 額			基 準 財 政 収 入 額			財 源 超過額	財 源 不足額	普 通 交 付 税	
	財源不足団体	財源超過団体	計	財源不足団体	財源超過団体	計			交 付 額	構 成 比
都 道 府 県	19,728,097	2,011,622	21,739,720	11,531,114	2,383,004	13,914,118	371,381	8,196,983	8,179,608	53.8
市 町 村	21,785,977	2,742,147	24,528,124	14,736,357	3,868,674	18,605,031	1,126,527	7,049,620	7,030,443	46.2
政令指定都市	5,351,350	1,826,949	7,178,299	4,642,659	2,792,653	7,435,312	965,704	708,691	703,978	4.6
中 核 市	3,435,780	—	3,435,780	2,681,577	—	2,681,577	—	754,203	751,185	4.9
施行時特例市	872,293	67,770	940,063	735,305	77,587	812,893	9,817	136,987	136,219	0.9
都 市	9,122,004	719,053	9,841,058	5,476,820	836,586	6,313,406	117,533	3,645,184	3,637,153	23.9
町 村	3,004,550	128,375	3,132,925	1,199,996	161,847	1,361,843	33,473	1,804,555	1,801,908	11.8
合 計	41,514,074	4,753,770	46,267,844	26,267,471	6,251,678	32,519,149	1,497,908	15,246,603	15,210,051	100.0

(注) 1 本表の額は、当初算定の数値である。
2 市町村分は、一般算定分と合併算定替分とを単純に合算したものである。

第130表 地方債計画

(単位 億円)

区 分	令和２年度		区 分	令和元年度		平 成 30 年 度 (通常収支分と東日本大震災分の合計)									
	計 画 額			計 画 額		当初 計画	改 正 計 画 (第1次)	改 正 後 計 画 額 (第1次)	改 正 計 画 (第2次)	改 正 後 計 画 額 (第2次)	改 正 計 画 (第3次)	改 正 後 計 画 額 (第3次)	改 正 計 画 (第4次)	改 正 後 計 画 額 (第4次)	
	(通常 収支分)	(東日本 大震災分)		(通常 収支分)	(東日本 大震災分)										
		復旧・ 復興事業			復旧・ 復興事業										
一 般 会 計 債	59,720	22	一 般 会 計 債	59,978	22	50,775	333	51,108	218	51,326	4,155	55,481	7,259	62,740	
公 共 事 業 等	16,195	－	公 共 事 業 等	16,627	－	16,476	12	16,488	113	16,601	395	16,996	4,295	21,291	
防災・減災・国土強靱化緊急対策事業	4,778	－	防災・減災・国土強靱化緊急対策事業	6,084	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
公営住宅建設事業	1,110	14	公営住宅建設事業	1,140	9	1,160	－	1,160	－	1,160	6	1,166	14	1,180	
災 害 復 旧 事 業	1,148	7	災 害 復 旧 事 業	955	10	882	319	1,201	105	1,306	1,726	3,032	572	3,604	
教育・福祉施設等整備事業	3,327	－	教育・福祉施設等整備事業	3,402	－	3,391	－	3,391	－	3,391	2,024	5,415	2,276	7,691	
一般単独事業	26,807	1	一般単独事業	25,415	3	22,636	2	22,638	－	22,638	4	22,642	73	22,715	
辺地及び過疎対策事業	5,210	－	辺地及び過疎対策事業	5,210	－	5,085	－	5,085	－	5,085	－	5,085	29	5,114	
公共用地先行取得等事業	345	－	公共用地先行取得等事業	345	－	345	－	345	－	345	－	345	－	345	
行政改革推進	700	－	行政改革推進	700	－	700	－	700	－	700	－	700	－	700	
調 整	100	－	調 整	100	－	100	－	100	－	100	－	100	－	100	
公 営 企 業 債	25,418	2	公 営 企 業 債	26,710	6	25,069	－	25,069	－	25,069	－	25,069	1,323	26,392	
水 道 事 業	5,570	1	水 道 事 業	5,946	－	5,389	－	5,389	－	5,389	－	5,389	619	6,008	
工業用水道事業	338	－	工業用水道事業	307	－	216	－	216	－	216	－	216	51	267	
交 通 事 業	1,562	－	交 通 事 業	1,420	－	1,327	－	1,327	－	1,327	－	1,327	20	1,347	
電気事業・ガス事業	260	－	電気事業・ガス事業	262	－	225	－	225	－	225	－	225	－	225	
港湾整備事業	555	－	港湾整備事業	569	－	508	－	508	－	508	－	508	－	508	
病院事業・介護サービス事業	3,599	－	病院事業・介護サービス事業	4,005	－	3,822	－	3,822	－	3,822	－	3,822	－	3,822	
市場事業・と畜場事業	343	－	市場事業・と畜場事業	362	－	358	－	358	－	358	－	358	65	423	
地域開発事業	708	－	地域開発事業	912	－	745	－	745	－	745	－	745	－	745	
下水道事業	12,383	1	下水道事業	12,773	6	12,310	－	12,310	－	12,310	－	12,310	568	12,878	
観光その他事業	100	－	観光その他事業	154	－	169	－	169	－	169	－	169	－	169	
合 計	85,138	24	合 計	86,688	28	75,844	333	76,177	218	76,395	4,155	80,550	8,582	89,132	
臨時財政対策債	31,398	－	臨時財政対策債	32,568	－	39,865	－	39,865	－	39,865	－	39,865	－	39,865	
退職手当債	800	－	退職手当債	800	－	800	－	800	－	800	－	800	－	800	
国の予算等貸付金債	(247)	(2)	国の予算等貸付金債	(281)	(5)	(280)	(5)	(285)	－	(285)	(8)	(293)	－	(293)	
総 計	(247) 117,336	(2) 24	総 計	(281) 120,056	(5) 28	(280) 116,509	(5) 333	(285) 116,842	－ 218	(285) 117,060	(8) 4,155	(293) 121,215	－ 8,582	(293) 129,797	
公 的 資 金	47,547	24	公 的 資 金	47,892	28	45,901	322	46,223	138	46,361	2,940	49,301	3,872	53,173	
(国の予算等貸付金)	(247)	(2)	(国の予算等貸付金)	(281)	(5)	(280)	(5)	(285)	－	(285)	(8)	(293)	－	(293)	
民間等資金	69,789	－	民間等資金	72,164	－	70,608	11	70,619	80	70,699	1,215	71,914	4,710	76,624	

その他同意等の見込まれる項目
1 資金区分の変更等を行う場合において発行する借換債
2 地方税等の減収が生じることとなる場合において発行する減収補填債
3 財政再生団体が発行する再生振替特例債
4 旧公営企業金融公庫資金又は地方公共団体金融機構資金の使用によって取得した財産が、東日本大震災により焼失又は滅失した場合において繰上償還の財源として発行する被災施設借換債

(備 考)
国の予算等貸付金債の()書は、災害援護資金貸付金などの国の予算等に基づく貸付金を財源とするものであって外書である。

第131表 主要経済指標及び地方財政計画等の推移

その1 国内総生産等

(単位 億円・%)

区 分	平成 20年度	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
国内総生産（支出側、名目）	5,094,820	4,919,570	4,994,289	4,940,425	4,943,698	5,072,552	5,182,352	5,327,860	5,368,508	5,475,860	5,483,670
国民所得（要素費用表示）	3,640,510	3,534,135	3,618,953	3,584,147	3,597,799	3,742,271	3,794,509	3,901,683	3,922,435	4,008,779	4,042,622
公 的 支 出	1,204,271	1,231,666	1,227,558	1,239,627	1,247,756	1,287,823	1,314,865	1,328,283	1,332,935	1,350,585	1,367,744
うち地方の公的支出	547,774	554,327	559,316	560,536	557,760	567,395	583,896	585,832	586,904	589,711	598,129
総固定資本形成のうち民間分	963,708	810,614	819,849	847,012	867,741	940,904	966,310	987,838	988,489	1,030,082	1,045,512
うち企業設備	788,413	675,156	681,205	704,111	718,589	774,636	811,133	827,178	818,120	859,170	880,377
鉱工業生産指数 (平27=100、暦年)	112.7	88.1	101.8	98.9	99.6	99.2	101.2	100.0	100.0	103.1	104.2
消費者物価指数 (平27=100、暦年、全国分)	98.6	97.2	96.5	96.3	96.2	96.6	99.2	100.0	99.9	100.4	101.3

区 分	増 減 率												指 数											
	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30		
国内総生産（支出側、名目）	△ 4.0	△ 3.4	1.5	△ 1.1	0.1	2.6	2.2	2.8	0.8	2.0	0.1	100	97	98	97	97	100	102	105	105	107	108		
国民所得（要素費用表示）	△ 7.2	△ 2.9	2.4	△ 1.0	0.4	4.0	1.4	2.8	0.5	2.2	0.8	100	97	99	98	99	103	104	107	108	110	111		
公 的 支 出	△ 1.0	2.3	△ 0.3	1.0	0.7	3.2	2.1	1.0	0.4	1.3	1.3	100	102	102	103	104	107	109	110	111	112	114		
うち地方の公的支出	△ 3.3	1.2	0.9	0.2	△ 0.5	1.7	2.9	0.3	0.2	0.5	1.4	100	101	102	102	102	104	107	107	107	108	109		
総固定資本形成のうち民間分	△ 4.9	△ 15.9	1.1	3.3	2.4	8.4	2.7	2.2	0.1	4.2	1.5	100	84	85	88	90	98	100	103	103	107	108		
うち企業設備	△ 6.0	△ 14.4	0.9	3.4	2.1	7.8	4.7	2.0	△ 1.1	5.0	2.5	100	86	86	89	91	98	103	105	104	109	112		

(注) 1 鉱工業生産指数は経済産業省調べ、消費者物価指数は総務省調べ、その他は内閣府経済社会総合研究所調べ（OBSNA、平成23年基準）による。
2 公的支出＝政府最終消費支出＋公的総固定資本形成＋公的企業在庫品増加

第131表 主要経済指標及び地方財政計画等の推移（つづき）

その2 予算及び地方財政計画等（当初）

（単位 百万円・％）

区 分	平成 20年度	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
国 の 一 般 会 計	83,061,340	88,548,001	92,299,193	92,411,613	90,333,932	92,611,539	95,882,303	96,341,951	96,721,841	97,454,709	97,712,769
財政投融資計画	13,868,900	15,863,200	18,356,900	14,905,900	15,825,900	16,319,700	17,127,200	14,951,800	14,467,400	16,520,900	14,103,700
地方財政計画	83,401,400	82,555,700	82,126,800	82,505,400	81,864,700	81,915,400	83,360,700	85,271,000	85,759,300	86,619,800	86,897,300
うち	給 与 費	22,167,800	22,092,600	21,655,200	21,242,000	20,952,400	19,727,800	20,324,300	20,320,500	20,314,900	20,310,100
	投資的経費	14,815,100	14,061,700	11,907,400	11,303,200	10,898,400	10,669,800	11,003,500	11,001,000	11,204,600	11,357,000
	うち普通 建設事業費	14,693,800	13,930,100	11,788,100	11,197,500	10,799,400	10,576,900	10,910,800	10,904,100	11,106,000	11,534,400
地方債計画	(212,700) 12,477,600	(181,900) 14,184,400	(118,500) 15,897,600	(116,500) 13,734,000	(119,500) 13,539,600	(68,900) 13,370,800	(74,000) 12,830,100	(34,500) 11,924,200	(30,200) 11,208,200	(26,600) 11,625,700	(27,600) 11,645,600

（注） 1 （ ）書きは、災害援護資金など国の予算等に基づく貸付金を財源とする国の予算等貸付金債であって、公有林整備事業債及び草地開発事業債は国の予算等貸付金債に含まれている。
2 平成24～30年度は、通常収支分である。

区 分	増 減 率												指 数									
	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
国 の 一 般 会 計	0.2	6.6	4.2	0.1	△ 2.2	2.5	3.5	0.5	0.4	0.8	0.3	100	107	111	111	109	111	115	116	116	117	118
財政投融資計画	△ 2.1	14.4	15.7	△ 18.8	6.2	3.1	4.9	△ 12.7	△ 3.2	14.2	△ 14.6	100	114	132	107	114	118	123	108	104	119	102
地方財政計画	0.3	△ 1.0	△ 0.5	0.5	△ 0.8	0.1	1.8	2.3	0.6	1.0	0.3	100	99	98	99	98	98	100	102	103	104	104
うち	給 与 費	△ 1.3	△ 0.3	△ 2.0	△ 1.9	△ 1.4	△ 5.8	3.0	△ 0.0	△ 0.0	△ 0.0	100	100	98	96	95	89	92	92	92	92	92
	投資的経費	△ 2.7	△ 5.1	△ 15.3	△ 5.1	△ 3.6	△ 2.1	3.1	△ 0.0	1.9	1.4	100	95	80	76	74	72	74	74	76	77	78
	うち普通 建設事業費	△ 2.8	△ 5.2	△ 15.4	△ 5.0	△ 3.6	△ 2.1	3.2	△ 0.1	1.9	1.5	100	95	80	76	73	72	74	74	76	77	78
地方債計画	△ 0.3	13.7	12.1	△ 13.6	△ 1.4	△ 1.2	△ 4.0	△ 7.1	△ 6.0	3.7	0.2	100	114	127	110	109	107	103	96	90	93	93

第131表 主要経済指標及び地方財政計画等の推移（つづき）

その3 決算額（総括）

（単位 百万円・％）

区 分	平成 20年度	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
国の一般会計歳入	89,208,229	107,114,243	100,534,563	109,979,528	107,762,033	106,044,664	104,679,122	102,175,307	102,774,027	103,644,050	105,697,418
国 税	45,830,885	40,243,269	43,707,432	45,175,396	47,049,242	51,227,438	57,849,171	59,969,372	58,956,257	62,380,254	64,224,124
うち法人税	10,010,600	6,356,407	8,967,688	9,351,426	9,758,311	10,493,718	11,031,608	10,827,403	10,328,900	11,995,303	12,318,027
国の一般会計歳出	84,697,395	100,973,424	95,312,342	100,715,409	97,087,177	100,188,879	98,813,467	98,230,324	97,541,765	98,115,605	98,974,697
普通会計歳入	92,213,459	98,365,695	97,511,501	100,069,646	99,842,882	101,099,835	102,083,467	101,917,496	101,459,848	101,323,315	101,345,285
一般財源	56,182,542	52,761,753	53,962,235	55,457,615	55,149,533	55,654,103	57,272,934	59,287,318	59,094,931	59,210,431	60,104,940
地方税	39,558,526	35,182,954	34,316,330	34,171,416	34,460,760	35,374,285	36,785,451	39,098,563	39,392,391	39,904,402	40,751,442
普通会計歳出	89,691,477	96,106,449	94,775,014	97,002,646	96,418,554	97,412,028	98,522,799	98,405,225	98,141,464	97,998,369	98,020,611
義務的経費	46,222,026	45,915,180	47,723,334	48,338,218	48,022,160	47,469,663	48,776,031	48,801,283	49,023,884	49,395,612	49,106,431
人件費	24,605,245	23,975,629	23,536,199	23,448,473	23,017,626	22,177,923	22,524,345	22,565,511	22,468,593	22,465,161	22,466,042
投資的経費	13,177,947	14,518,530	13,496,096	13,298,865	13,420,155	15,073,331	15,511,704	14,913,385	15,125,178	15,165,386	15,803,654
普通建設事業費	12,987,873	14,380,871	13,333,371	12,535,162	12,448,950	14,191,438	14,778,598	14,183,796	14,306,852	14,320,560	14,764,400
国と地方の歳出純計	150,479,040	166,102,984	160,083,935	164,749,249	163,768,715	165,750,763	167,847,807	168,341,519	168,386,471	168,217,751	169,221,635
租 税 総 額	85,389,411	75,426,223	78,023,762	79,346,812	81,510,002	86,601,723	94,634,621	99,067,935	98,348,648	102,284,656	104,975,566

（注）1 国の一般会計歳入・歳出及び租税総額は、財務省資料による。
2 国税は、租税（一般会計分、特別会計分）及び印紙収入の合計額である。

区 分	増 減 率												指 数											
	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30		
国の一般会計歳入	5.5	20.1	△ 6.1	9.4	△ 2.0	△ 1.6	△ 1.3	△ 2.4	0.6	0.8	2.0	100	120	113	123	121	119	117	115	115	116	118		
国 税	△ 13.0	△ 12.2	8.6	3.4	4.1	8.9	12.9	3.7	△ 1.7	5.8	3.0	100	88	95	99	103	112	126	131	129	136	140		
うち法人税	△ 32.1	△ 36.5	41.1	4.3	4.4	7.5	5.1	△ 1.9	△ 4.6	16.1	2.7	100	63	90	93	97	105	110	108	103	120	123		
国の一般会計歳出	3.5	19.2	△ 5.6	5.7	△ 3.6	3.2	△ 1.4	△ 0.6	△ 0.7	0.6	0.9	100	119	113	119	115	118	117	116	115	116	117		
普 通 会 計 歳 入	1.1	6.7	△ 0.9	2.6	△ 0.2	1.3	1.0	△ 0.2	△ 0.4	△ 0.1	0.0	100	107	106	109	108	110	111	111	110	110	110		
一 般 財 源	△ 0.6	△ 6.1	2.3	2.8	△ 0.6	0.9	2.9	3.5	△ 0.3	0.2	1.5	100	94	96	99	98	99	102	106	105	105	107		
地 方 税	△ 1.8	△ 11.1	△ 2.5	△ 0.4	0.8	2.7	4.0	6.3	0.8	1.3	2.1	100	89	87	86	87	89	93	99	100	101	103		
普 通 会 計 歳 出	0.6	7.2	△ 1.4	2.4	△ 0.6	1.0	1.1	△ 0.1	△ 0.3	△ 0.1	0.0	100	107	106	108	108	109	110	110	109	109	109		
義 務 的 経 費	△ 0.5	△ 0.7	3.9	1.3	△ 0.7	△ 1.2	2.8	0.1	0.5	0.8	△ 0.6	100	99	103	105	104	103	106	106	106	107	106		
人 件 費	△ 2.6	△ 2.6	△ 1.8	△ 0.4	△ 1.8	△ 3.6	1.6	0.2	△ 0.4	0.0	0.0	100	97	96	95	94	90	92	92	91	91	91		
投 資 的 経 費	△ 5.1	10.2	△ 7.0	△ 1.5	0.9	12.3	2.9	△ 3.9	1.4	0.3	4.2	100	110	102	101	102	114	118	113	115	115	120		
普通建設事業費	△ 4.0	10.7	△ 7.3	△ 6.0	△ 0.7	14.0	4.1	△ 4.0	0.9	0.1	3.1	100	111	103	97	96	109	114	109	110	110	114		
国と地方の歳出純計	0.8	10.4	△ 3.6	2.9	△ 0.6	1.2	1.3	0.3	0.0	△ 0.1	0.6	100	110	106	109	109	110	112	112	112	112	112		
租 税 総 額	△ 8.1	△ 11.7	3.4	1.7	2.7	6.2	9.3	4.7	△ 0.7	4.0	2.6	100	88	91	93	95	101	111	116	115	120	123		

第131表 主要経済指標及び地方財政計画等の推移（つづき）

その4 決算額（都道府県、市町村）

（単位 百万円・％）

区 分		平成 20年度	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
都道府県	歳入	48,045,817	50,968,200	50,066,112	52,146,455	50,937,229	51,572,618	51,694,957	52,049,884	51,623,090	50,889,504	50,372,813
	一般財源	28,589,124	25,720,679	26,449,289	27,282,775	27,317,060	27,846,648	29,256,614	31,294,850	31,276,708	31,241,260	31,475,373
	地方税	20,012,065	16,508,841	15,932,318	15,735,438	16,116,742	16,809,190	17,794,000	20,142,594	20,251,648	20,542,835	20,620,136
	うち法人 事業税	5,202,621	2,701,056	2,253,043	2,240,378	2,353,658	2,673,876	3,016,791	3,509,505	4,063,318	3,991,446	4,243,126
	歳出	47,348,951	50,245,294	49,059,536	50,965,779	49,481,842	50,053,180	50,215,443	50,731,239	50,210,307	49,448,460	48,957,281
	義務的経費	22,329,115	21,783,113	21,933,763	21,990,431	21,890,931	21,496,810	22,148,302	21,933,080	21,697,418	20,755,597	20,435,844
	人件費	14,729,715	14,286,152	14,110,126	14,082,768	13,893,593	13,355,496	13,646,157	13,687,961	13,719,840	12,593,615	12,576,907
	投資的経費	7,202,306	7,766,059	6,942,088	7,259,257	7,114,890	7,783,039	7,669,347	7,259,930	7,691,342	7,687,185	8,421,077
	普通建設 事業費	7,074,676	7,689,046	6,855,149	6,850,560	6,508,899	7,199,242	7,183,751	6,779,439	7,150,432	7,114,429	7,764,280
市町村	歳入	50,213,527	53,554,717	53,854,025	54,776,346	56,145,351	57,028,520	58,130,539	58,728,682	58,400,728	59,826,779	59,890,876
	一般財源	29,365,170	28,751,723	29,203,478	29,828,829	29,517,911	29,620,270	30,052,814	31,039,517	30,487,558	31,419,116	31,586,573
	地方税	19,546,461	18,674,113	18,384,012	18,435,978	18,344,018	18,565,095	18,991,451	18,955,969	19,140,743	19,361,567	20,131,306
	歳出	48,388,411	52,018,378	52,124,114	52,890,022	54,176,411	54,860,151	56,049,385	56,535,056	56,495,128	57,942,877	57,981,734
	義務的経費	23,971,756	24,202,642	25,859,786	26,410,605	26,190,540	26,023,995	26,673,622	26,910,359	27,362,650	28,674,647	28,703,017
	人件費	9,875,530	9,689,476	9,426,074	9,365,705	9,124,034	8,822,428	8,878,189	8,877,550	8,748,752	9,871,546	9,889,134
	投資的経費	6,554,239	7,341,112	7,198,244	6,686,647	7,021,370	8,062,478	8,592,733	8,308,278	8,094,059	8,174,356	8,077,202
	普通建設 事業費	6,470,337	7,266,328	7,103,828	6,280,613	6,551,985	7,690,086	8,293,698	8,028,322	7,790,637	7,871,312	7,647,627

区 分			増 減 率										指 数											
			20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
都道府県	歳入	一般財源	△ 0.4	6.1	△ 1.8	4.2	△ 2.3	1.2	0.2	0.7	△ 0.8	△ 1.4	△ 1.0	100	106	104	109	106	107	108	108	107	106	105
		地方税	△ 2.5	△ 10.0	2.8	3.2	0.1	1.9	5.1	7.0	△ 0.1	△ 0.1	0.7	100	90	93	95	96	97	102	109	109	109	110
	歳出	うち法人事業税	△ 3.8	△ 17.5	△ 3.5	△ 1.2	2.4	4.3	5.9	13.2	0.5	1.4	0.4	100	82	80	79	81	84	89	101	101	103	103
		義務的経費	△ 7.2	△ 48.1	△ 16.6	△ 0.6	5.1	13.6	12.8	16.3	15.8	△ 1.8	6.3	100	52	43	43	45	51	58	67	78	77	82
	人件費	投資的経費	△ 0.3	6.1	△ 2.4	3.9	△ 2.9	1.2	0.3	1.0	△ 1.0	△ 1.5	△ 1.0	100	106	104	108	105	106	106	107	106	104	103
		普通建設事業費	△ 0.8	△ 2.4	0.7	0.3	△ 0.5	△ 1.8	3.0	△ 1.0	△ 1.1	△ 4.3	△ 1.5	100	98	98	98	98	96	99	98	97	93	92
		投資的経費	△ 2.4	△ 3.0	△ 1.2	△ 0.2	△ 1.3	△ 3.9	2.2	0.3	0.2	△ 8.2	△ 0.1	100	97	96	96	94	91	93	93	93	85	85
		普通建設事業費	△ 6.9	7.8	△ 10.6	4.6	△ 2.0	9.4	△ 1.5	△ 5.3	5.9	△ 0.1	9.5	100	108	96	101	99	108	106	101	107	107	117
市町村	歳入	一般財源	△ 5.7	8.7	△ 10.8	△ 0.1	△ 5.0	10.6	△ 0.2	△ 5.6	5.5	△ 0.5	9.1	100	109	97	97	92	102	102	96	101	101	110
		地方税	1.4	6.7	0.6	1.7	2.5	1.6	1.9	1.0	△ 0.6	2.4	0.1	100	107	107	109	112	114	116	117	116	119	119
	歳出	義務的経費	0.7	△ 2.1	1.6	2.1	△ 1.0	0.3	1.5	3.3	△ 1.8	3.1	0.5	100	98	99	102	101	101	102	106	104	107	108
		人件費	0.4	△ 4.5	△ 1.6	0.3	△ 0.5	1.2	2.3	△ 0.2	1.0	1.2	4.0	100	96	94	94	94	95	97	97	98	99	103
	投資的経費	普通建設事業費	0.3	7.5	0.2	1.5	2.4	1.3	2.2	0.9	△ 0.1	2.6	0.1	100	108	108	109	112	113	116	117	117	120	120
		義務的経費	△ 0.1	1.0	6.8	2.1	△ 0.8	△ 0.6	2.5	0.9	1.7	4.8	0.1	100	101	108	110	109	109	111	112	114	120	120
		人件費	△ 2.9	△ 1.9	△ 2.7	△ 0.6	△ 2.6	△ 3.3	0.6	△ 0.0	△ 1.5	12.8	0.2	100	98	95	95	92	89	90	90	89	100	100
		普通建設事業費	△ 3.2	12.0	△ 1.9	△ 7.1	5.0	14.8	6.6	△ 3.3	△ 2.6	1.0	△ 1.2	100	112	110	102	107	123	131	127	123	125	123

第132表 健全化判断比率が早期健全化基準以上である団体数の状況

区 分	団体数	実質赤字比率		連結実質赤字比率		実質公債費比率		将来負担比率		合計		合計（純計）	
		平 成 30年度	平 成 29年度	平 成 30年度	平 成 29年度	平 成 30年度	平 成 29年度	平 成 30年度	平 成 29年度	平 成 30年度	平 成 29年度	平 成 30年度	平 成 29年度
都 道 府 県	47	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
政 令 指 定 都 市	20	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
市 区	795	－	－	－	－	1（1）	1（1）	1	1	2（1）	2（1）	1（1）	1（1）
町 村	926	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
合 計	1,788	－	－	－	－	1（1）	1（1）	1	1	2（1）	2（1）	1（1）	1（1）

(注) 1 団体数及び各数値は、「平成30年度決算に基づく健全化判断比率・資金不足比率の概要（確報）」（令和元年11月29日総務省公表）による。（以下、133表から135表において同じ。）
2 （ ）内の数値は、財政再生基準以上である団体数であり、内数である。
3 将来負担比率には、財政再生基準はない。

第133表 団体別健全化判断比率の状況

その1 都道府県

(単位 %)

区 分			実 質 赤 字 比 率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将 来 負 担 比 率
北	海	道	—	—	20.9	323.5
青	森	県	—	—	13.1	118.1
岩	手	県	—	—	16.7	218.3
宮	城	県	—	—	13.6	164.6
秋	田	県	—	—	13.3	256.9
山	形	県	—	—	12.1	236.8
福	島	県	—	—	8.9	128.3
茨	城	県	—	—	9.8	206.8
栃	木	県	—	—	10.1	99.6
群	馬	県	—	—	11.2	162.9
埼	玉	県	—	—	11.4	187.9
千	葉	県	—	—	9.3	142.1
東	京	都	—	—	1.5	22.7
神	奈 川	県	—	—	10.3	120.3
新	潟	県	—	—	15.9	321.4
富	山	県	—	—	13.2	252.3
石	川	県	—	—	13.2	217.1
福	井	県	—	—	13.3	169.7
山	梨	県	—	—	14.8	206.0
長	野	県	—	—	10.6	169.4
岐	阜	県	—	—	8.2	206.1
静	岡	県	—	—	13.4	240.2
愛	知	県	—	—	13.7	190.1
三	重	県	—	—	14.2	186.2
滋	賀	県	—	—	11.6	200.4
京	都	府	—	—	14.1	287.9
大	阪	府	—	—	16.8	173.8
兵	庫	県	—	—	13.8	339.2
奈	良	県	—	—	9.7	152.7
和	歌 山	県	—	—	7.8	197.5
鳥	取	県	—	—	12.7	126.8
島	根	県	—	—	6.1	179.2
岡	山	県	—	—	11.2	200.3
広	島	県	—	—	13.6	220.3
山	口	県	—	—	11.8	206.2
徳	島	県	—	—	12.1	184.4
香	川	県	—	—	10.0	199.2
愛	媛	県	—	—	10.5	150.0
高	知	県	—	—	10.5	177.8
福	岡	県	—	—	11.8	260.9
佐	賀	県	—	—	9.4	111.6
長	崎	県	—	—	11.9	196.8
熊	本	県	—	—	9.4	194.9
大	分	県	—	—	9.4	167.4
宮	崎	県	—	—	11.9	113.7
鹿	児 島	県	—	—	12.2	216.8
沖	縄	県	—	—	8.4	45.0
平	均		—	—	10.9	173.6

(注) 1 実質赤字額や連結実質赤字額がない場合は、「—」と表記している。
2 平均値は加重平均である。

第133表 団体別健全化判断比率の状況（つづき）

その2 市区町村（政令指定都市を含む）

（単位：%）

区 分	実 質 赤 字 比 率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将 来 負 担 比 率
札幌市	—	—	2.2	57.3
仙台市	—	—	7.2	85.5
さいたま市	—	—	5.1	21.2
千葉市	—	—	13.8	145.5
横浜市	—	—	11.2	138.5
川崎市	—	—	7.3	120.4
相模原市	—	—	2.7	33.3
新潟市	—	—	10.6	138.0
静岡市	—	—	6.7	48.8
浜松市	—	—	6.5	—
名古屋	—	—	9.4	118.2
京都府	—	—	11.4	191.2
大阪府	—	—	4.2	46.4
堺市	—	—	5.3	20.3
神戸市	—	—	5.7	71.0
岡山市	—	—	6.3	9.3
広島市	—	—	13.1	190.4
北九州市	—	—	11.2	171.7
福岡市	—	—	11.0	123.2
熊本市	—	—	7.7	116.6
政令指定都市平均	—	—	8.0	97.6
市区平均	—	—	5.1	9.8
町村平均	—	—	7.7	—
市区町村平均	—	—	6.1	28.9

- （注）1 実質赤字額、連結実質赤字額及び将来負担額がない場合は、「—」と表記している。
2 平均値は加重平均である。
3 「市区町村平均」には、政令指定都市を含んでいる。

第134表 項目別将来負担額等の状況

（単位：百万円）

区 分	都 道 府 県	政令指定都市	市 区	町 村	合 計
1 一般会計等に係る地方債の現在高	96,155,285	20,978,328	31,505,064	6,101,804	154,740,480
2 債務負担行為に基づく支出予定額	583,744	412,990	765,332	86,150	1,848,216
3 公営企業債等繰入見込額	2,683,581	3,613,449	10,084,299	2,084,051	18,465,380
4 組合等負担等見込額	93,431	41,987	881,982	291,965	1,309,366
5 退職手当負担見込額	9,602,666	2,021,120	4,385,377	775,507	16,784,670
6 設立法人の負債額等負担見込額	439,860	146,608	127,955	15,193	729,616
7 連結実質赤字額	—	—	—	—	—
8 組合等連結実質赤字額負担見込額	—	—	684	1,293	1,977
9 充当可能基金	14,054,320	3,744,806	10,375,577	3,203,008	31,377,712
10 充当可能特定歳入	3,291,713	4,697,314	5,090,000	357,428	13,436,454
11 1～4に係る基準財政需要額算入見込額	50,538,728	12,429,623	30,517,901	5,939,406	99,425,658
12 標準財政規模	28,279,666	7,416,987	20,718,094	3,674,430	60,089,177
13 算入公債費等の額	4,275,740	920,595	2,810,146	572,409	8,578,890

（注）将来負担比率の算式は、〔1～8の合計値（将来負担額）－9～11の合計値（充当可能財源等）〕/（12－13）である。

第135表 資金不足比率が経営健全化基準以上である公営企業会計数の状況（事業種類・団体区分別）

(単位 会計)

事業種類	都道府県	政令指定都市	市区町村	一部事務組合等	合計
水道事業	0 / 24	0 / 19	1 / 1,197	0 / 94	1 / 1,334
簡易水道事業	0 / 0	0 / 2	0 / 565	0 / 3	0 / 570
工業用水道事業	0 / 39	0 / 9	0 / 97	0 / 10	0 / 155
交通事業	0 / 3	0 / 18	0 / 56	0 / 3	0 / 80
電気事業	0 / 25	0 / 2	0 / 69	0 / 3	0 / 99
ガス事業	0 / 0	0 / 1	0 / 24	0 / 0	0 / 25
港湾整備事業	0 / 35	0 / 4	0 / 43	0 / 6	0 / 88
病院事業	0 / 37	0 / 14	1 / 446	0 / 80	1 / 577
市場事業	0 / 9	0 / 19	0 / 119	0 / 9	0 / 156
と畜場事業	0 / 1	0 / 5	0 / 31	0 / 8	0 / 45
宅地造成事業	0 / 48	0 / 19	1 / 349	1 / 6	2 / 422
下水道事業	0 / 45	0 / 28	1 / 2,412	0 / 21	1 / 2,506
観光施設事業	0 / 6	0 / 4	2 / 233	0 / 0	2 / 243
その他事業	0 / 16	0 / 2	0 / 76	0 / 32	0 / 126
合計	0 / 288	0 / 146	6 / 5,717	1 / 275	7 / 6,426

(注) 分母は事業種類別の公営企業会計数である。

第136表 歳入決算額の状況

その1 純 計（通常収支分）

（単位 百万円・％）

区 分	平成30年度		平成29年度		比 較	
	決算額	構成比	決算額	構成比	増減額	増減率
一 般 財 源	59,588,433	60.2	58,647,367	59.5	941,066	1.6
国 庫 支 出 金	14,113,245	14.3	14,568,541	14.8	△ 455,296	△ 3.1
うち普通建設事業費支出金	1,624,356	1.6	1,662,600	1.7	△ 38,244	△ 2.3
うち災害復旧事業費支出金	349,288	0.4	236,422	0.2	112,866	47.7
地 方 債	10,476,111	10.6	10,607,891	10.8	△ 131,780	△ 1.2
そ の 他	14,798,501	14.9	14,691,416	14.9	107,085	0.7
う ち 繰 入 金	3,069,957	3.1	2,827,373	2.9	242,584	8.6
う ち 繰 越 金	2,780,722	2.8	2,721,448	2.8	59,274	2.2
う ち 貸 付 金 元 利 収 入	3,677,753	3.7	4,011,955	4.1	△ 334,202	△ 8.3
合 計	98,976,290	100.0	98,515,215	100.0	461,075	0.5

（注）「国庫支出金」には、国有提供施設等所在市町村助成交付金を含み、交通安全対策特別交付金は除く。その2～6について同じ。

その2 純 計（東日本大震災分）

（単位 百万円・％）

区 分	平成30年度		平成29年度		比 較	
	決算額	構成比	決算額	構成比	増減額	増減率
一 般 財 源	516,507	21.8	563,064	20.1	△ 46,557	△ 8.3
うち震災復興特別交付税	430,144	18.2	438,202	15.6	△ 8,058	△ 1.8
国 庫 支 出 金	720,886	30.4	896,472	31.9	△ 175,586	△ 19.6
うち普通建設事業費支出金	143,592	6.1	96,367	3.4	47,225	49.0
うち災害復旧事業費支出金	231,701	9.8	289,407	10.3	△ 57,706	△ 19.9
うち東日本大震災復興交付金	82,166	3.5	108,857	3.9	△ 26,691	△ 24.5
地 方 債	32,313	1.4	37,001	1.3	△ 4,688	△ 12.7
そ の 他	1,099,289	46.4	1,311,564	46.7	△ 212,275	△ 16.2
う ち 繰 入 金	566,083	23.9	705,040	25.1	△ 138,957	△ 19.7
う ち 繰 越 金	314,614	13.3	376,546	13.4	△ 61,932	△ 16.4
う ち 貸 付 金 元 利 収 入	189,304	8.0	199,829	7.1	△ 10,525	△ 5.3
合 計	2,368,995	100.0	2,808,101	100.0	△ 439,106	△ 15.6

その3 都道府県（通常収支分）

（単位 百万円・％）

区 分	平成30年度		平成29年度		比 較	
	決算額	構成比	決算額	構成比	増減額	増減率
一 般 財 源	31,187,243	63.7	30,904,369	63.0	282,874	0.9
国 庫 支 出 金	5,177,817	10.6	5,390,627	11.0	△ 212,810	△ 3.9
うち普通建設事業費支出金	1,048,448	2.1	1,059,524	2.2	△ 11,076	△ 1.0
うち災害復旧事業費支出金	250,417	0.5	174,579	0.4	75,838	43.4
地 方 債	5,395,033	11.0	5,491,840	11.2	△ 96,807	△ 1.8
そ の 他	7,178,894	14.7	7,274,995	14.8	△ 96,101	△ 1.3
う ち 繰 入 金	1,164,838	2.4	1,047,070	2.1	117,768	11.2
う ち 繰 越 金	1,228,625	2.5	1,164,076	2.4	64,549	5.5
う ち 貸 付 金 元 利 収 入	2,646,506	5.4	2,910,169	5.9	△ 263,663	△ 9.1
合 計	48,938,987	100.0	49,061,831	100.0	△ 122,844	△ 0.3

第136表 歳入決算額の状況（つづき）

その4 都道府県（東日本大震災分） (単位 百万円・%)

区 分	平成30年度		平成29年度		比 較	
	決算額	構成比	決算額	構成比	増減額	増減率
一 般 財 源	288,131	20.1	336,891	18.4	△ 48,760	△ 14.5
うち震災復興特別交付税	242,027	16.9	257,824	14.1	△ 15,797	△ 6.1
国 庫 支 出 金	501,106	34.9	653,221	35.7	△ 152,115	△ 23.3
うち普通建設事業費支出金	105,903	7.4	66,963	3.7	38,940	58.2
うち災害復旧事業費支出金	189,673	13.2	242,557	13.3	△ 52,884	△ 21.8
うち東日本大震災復興交付金	11,729	0.8	13,658	0.7	△ 1,929	△ 14.1
地 方 債	19,986	1.4	24,767	1.4	△ 4,781	△ 19.3
そ の 他	624,602	43.6	812,794	44.5	△ 188,192	△ 23.2
うち繰入金	207,237	14.5	341,356	18.7	△ 134,119	△ 39.3
うち繰越金	199,729	13.9	239,137	13.1	△ 39,408	△ 16.5
うち貸付金元利収入	185,711	13.0	205,508	11.2	△ 19,797	△ 9.6
合 計	1,433,825	100.0	1,827,673	100.0	△ 393,848	△ 21.5

その5 市町村（通常収支分） (単位 百万円・%)

区 分	平成30年度		平成29年度		比 較	
	決算額	構成比	決算額	構成比	増減額	増減率
一 般 財 源	31,358,196	53.3	31,192,942	53.2	165,254	0.5
国 庫 支 出 金	8,935,428	15.2	9,177,914	15.7	△ 242,486	△ 2.6
うち普通建設事業費支出金	575,907	1.0	603,076	1.0	△ 27,169	△ 4.5
うち災害復旧事業費支出金	98,871	0.2	61,843	0.1	37,028	59.9
都 道 府 県 支 出 金	3,802,110	6.5	3,821,617	6.5	△ 19,507	△ 0.5
地 方 債	5,081,078	8.6	5,116,051	8.7	△ 34,973	△ 0.7
そ の 他	9,611,524	16.4	9,302,039	15.9	309,485	3.3
うち繰入金	1,905,120	3.2	1,780,303	3.0	124,817	7.0
うち繰越金	1,552,097	2.6	1,557,373	2.7	△ 5,276	△ 0.3
うち貸付金元利収入	1,068,339	1.8	1,132,661	1.9	△ 64,322	△ 5.7
合 計	58,788,336	100.0	58,610,563	100.0	177,773	0.3

その6 市町村（東日本大震災分） (単位 百万円・%)

区 分	平成30年度		平成29年度		比 較	
	決算額	構成比	決算額	構成比	増減額	増減率
一 般 財 源	228,377	20.7	226,173	18.6	2,204	1.0
うち震災復興特別交付税	188,116	17.1	180,377	14.8	7,739	4.3
国 庫 支 出 金	219,780	19.9	243,251	20.0	△ 23,471	△ 9.6
うち普通建設事業費支出金	37,689	3.4	29,405	2.4	8,284	28.2
うち災害復旧事業費支出金	42,029	3.8	46,850	3.9	△ 4,821	△ 10.3
うち東日本大震災復興交付金	70,436	6.4	95,199	7.8	△ 24,763	△ 26.0
都 道 府 県 支 出 金	111,166	10.1	168,445	13.8	△ 57,279	△ 34.0
地 方 債	37,989	3.4	35,957	3.0	2,032	5.7
そ の 他	505,228	45.9	542,390	44.6	△ 37,162	△ 6.9
うち繰入金	358,846	32.5	363,683	29.9	△ 4,837	△ 1.3
うち繰越金	114,885	10.4	137,409	11.3	△ 22,524	△ 16.4
うち貸付金元利収入	6,218	0.6	7,965	0.7	△ 1,747	△ 21.9
合 計	1,102,540	100.0	1,216,216	100.0	△ 113,676	△ 9.3

第137表 目的別歳出決算額の状況

その1 純 計 (通常収支分)

(単位 百万円・%)

区 分	平成30年度		平成29年度		比 較	
	決算額	構成比	決算額	構成比	増減額	増減率
総 務 費	8,970,350	9.4	8,795,624	9.2	174,726	2.0
民 生 費	25,520,185	26.6	25,713,295	26.9	△ 193,110	△ 0.8
う ち 災 害 救 助 費	57,292	0.1	46,825	0.0	10,467	22.4
衛 生 費	6,136,513	6.4	6,171,454	6.5	△ 34,941	△ 0.6
労 働 費	246,256	0.3	254,212	0.3	△ 7,956	△ 3.1
農 林 水 産 業 費	3,047,550	3.2	3,098,700	3.2	△ 51,150	△ 1.7
商 工 費	4,500,539	4.7	4,622,517	4.8	△ 121,978	△ 2.6
土 木 費	11,231,684	11.7	11,124,719	11.6	106,965	1.0
消 防 費	1,988,571	2.1	1,988,127	2.1	444	0.0
警 察 費	3,294,220	3.4	3,255,838	3.4	38,382	1.2
教 育 費	16,829,787	17.5	16,821,531	17.6	8,256	0.0
災 害 復 旧 費	736,074	0.8	448,596	0.5	287,478	64.1
公 債 費	12,326,188	12.8	12,639,566	13.2	△ 313,378	△ 2.5
そ の 他	1,106,219	1.1	572,374	0.7	533,845	93.3
合 計	95,934,136	100.0	95,506,553	100.0	427,583	0.4

その2 純 計 (東日本大震災分)

(単位 百万円・%)

区 分	平成30年度		平成29年度		比 較	
	決算額	構成比	決算額	構成比	増減額	増減率
総 務 費	315,637	15.1	326,320	13.1	△ 10,683	△ 3.3
民 生 費	145,762	7.0	270,102	10.8	△ 124,340	△ 46.0
う ち 災 害 救 助 費	131,973	6.3	252,146	10.1	△ 120,173	△ 47.7
衛 生 費	100,178	4.8	91,109	3.7	9,069	10.0
労 働 費	2,531	0.1	8,624	0.3	△ 6,093	△ 70.7
農 林 水 産 業 費	204,141	9.8	200,487	8.0	3,654	1.8
商 工 費	259,762	12.4	278,532	11.2	△ 18,770	△ 6.7
土 木 費	648,952	31.1	794,738	31.9	△ 145,786	△ 18.3
消 防 費	12,605	0.6	18,090	0.7	△ 5,485	△ 30.3
警 察 費	3,977	0.2	4,522	0.2	△ 545	△ 12.1
教 育 費	48,363	2.3	67,065	2.7	△ 18,702	△ 27.9
災 害 復 旧 費	303,288	14.5	396,235	15.9	△ 92,947	△ 23.5
公 債 費	41,166	2.0	35,749	1.4	5,417	15.2
そ の 他	114	0.1	244	0.1	△ 130	△ 53.3
合 計	2,086,475	100.0	2,491,817	100.0	△ 405,342	△ 16.3

第137表 目的別歳出決算額の状況（つづき）

その3 都道府県（通常収支分）

（単位 百万円・％）

区 分	平成30年度		平成29年度		比 較	
	決算額	構成比	決算額	構成比	増減額	増減率
総 務 費	2,680,491	5.6	2,739,767	5.7	△ 59,276	△ 2.2
民 生 費	7,648,399	16.0	7,788,270	16.3	△ 139,871	△ 1.8
う ち 災 害 救 助 費	43,722	0.1	43,020	0.1	702	1.6
衛 生 費	1,537,204	3.2	1,604,131	3.4	△ 66,927	△ 4.2
労 働 費	149,417	0.3	154,908	0.3	△ 5,491	△ 3.5
農 林 水 産 業 費	2,200,234	4.6	2,201,550	4.6	△ 1,316	△ 0.1
商 工 費	2,860,723	6.0	2,964,873	6.2	△ 104,150	△ 3.5
土 木 費	5,220,104	10.9	5,069,676	10.6	150,428	3.0
警 察 費	3,297,182	6.9	3,258,916	6.8	38,266	1.2
教 育 費	9,969,006	20.9	9,938,950	20.8	30,056	0.3
災 害 復 旧 費	444,054	0.9	291,285	0.6	152,769	52.4
公 債 費	6,793,612	14.2	7,070,382	14.8	△ 276,770	△ 3.9
そ の 他	4,909,523	10.5	4,760,969	9.9	148,554	3.1
合 計	47,709,949	100.0	47,843,677	100.0	△ 133,728	△ 0.3

その4 都道府県（東日本大震災分）

（単位 百万円・％）

区 分	平成30年度		平成29年度		比 較	
	決算額	構成比	決算額	構成比	増減額	増減率
総 務 費	95,045	7.6	100,326	6.3	△ 5,281	△ 5.3
民 生 費	144,263	11.6	284,296	17.7	△ 140,033	△ 49.3
う ち 災 害 救 助 費	131,319	10.5	267,434	16.7	△ 136,115	△ 50.9
衛 生 費	40,242	3.2	73,205	4.6	△ 32,963	△ 45.0
労 働 費	2,867	0.2	9,979	0.6	△ 7,112	△ 71.3
農 林 水 産 業 費	150,505	12.1	140,465	8.8	10,040	7.1
商 工 費	223,120	17.9	252,872	15.8	△ 29,752	△ 11.8
土 木 費	334,169	26.8	406,584	25.2	△ 72,415	△ 17.8
警 察 費	3,978	0.3	4,523	0.3	△ 545	△ 12.0
教 育 費	28,601	2.3	40,366	2.5	△ 11,765	△ 29.1
災 害 復 旧 費	212,748	17.1	281,496	17.5	△ 68,748	△ 24.4
公 債 費	11,783	0.9	10,660	0.7	1,123	10.5
そ の 他	12	0.0	12	0.0	△ 0	△ 2.5
合 計	1,247,333	100.0	1,604,784	100.0	△ 357,451	△ 22.3

第137表 目的別歳出決算額の状況（つづき）

その5 市町村（通常収支分）

（単位 百万円・％）

区 分	平成30年度		平成29年度		比 較	
	決算額	構成比	決算額	構成比	増減額	増減率
総 務 費	6,814,451	12.0	6,607,157	11.6	207,294	3.1
民 生 費	21,003,159	36.8	21,055,782	37.0	△ 52,623	△ 0.2
う ち 災 害 救 助 費	27,889	0.0	22,640	0.0	5,249	23.2
衛 生 費	4,753,360	8.3	4,712,603	8.3	40,757	0.9
労 働 費	100,769	0.2	103,298	0.2	△ 2,529	△ 2.4
農 林 水 産 業 費	1,281,837	2.2	1,344,271	2.4	△ 62,434	△ 4.6
商 工 費	1,678,850	2.9	1,702,767	3.0	△ 23,917	△ 1.4
土 木 費	6,197,629	10.9	6,237,086	11.0	△ 39,457	△ 0.6
消 防 費	1,840,399	3.2	1,838,866	3.2	1,533	0.1
教 育 費	6,971,720	12.2	6,987,602	12.3	△ 15,882	△ 0.2
災 害 復 旧 費	336,615	0.6	185,770	0.3	150,845	81.2
公 債 費	5,562,921	9.8	5,602,425	9.9	△ 39,504	△ 0.7
そ の 他	458,102	0.9	472,164	0.8	△ 14,062	△ 3.0
合 計	56,999,812	100.0	56,849,791	100.0	150,021	0.3

その6 市町村（東日本大震災分）

（単位 百万円・％）

区 分	平成30年度		平成29年度		比 較	
	決算額	構成比	決算額	構成比	増減額	増減率
総 務 費	235,418	24.0	239,607	21.9	△ 4,189	△ 1.7
民 生 費	72,479	7.4	113,914	10.4	△ 41,435	△ 36.4
う ち 災 害 救 助 費	63,987	6.5	104,177	9.5	△ 40,190	△ 38.6
衛 生 費	69,794	7.1	34,796	3.2	34,998	100.6
労 働 費	666	0.1	1,686	0.2	△ 1,020	△ 60.5
農 林 水 産 業 費	80,301	8.2	85,957	7.9	△ 5,656	△ 6.6
商 工 費	38,604	3.9	26,779	2.4	11,825	44.2
土 木 費	323,787	32.9	396,733	36.3	△ 72,946	△ 18.4
消 防 費	12,635	1.3	18,253	1.7	△ 5,618	△ 30.8
教 育 費	23,467	2.4	31,215	2.9	△ 7,748	△ 24.8
災 害 復 旧 費	93,135	9.5	117,364	10.7	△ 24,229	△ 20.6
公 債 費	31,526	3.2	26,545	2.4	4,981	18.8
そ の 他	110	0.0	238	0.0	△ 128	△ 53.8
合 計	981,922	100.0	1,093,087	100.0	△ 111,165	△ 10.2

第138表 性質別歳出決算額の状況

その1 純 計 (通常収支分) (単位 百万円・%)

区 分	平成30年度		平成29年度		比 較	
	決算額	構成比	決算額	構成比	増減額	増減率
義 務 的 経 費	49,034,142	51.1	49,325,587	51.6	△ 291,445	△ 0.6
内 訳	人 件 費	22,439,158	23.4	22,435,398	3,760	0.0
	う ち 職 員 給	15,906,937	16.6	15,898,777	8,160	0.1
	扶 助 費	14,295,496	14.9	14,276,853	18,643	0.1
	公 債 費	12,299,488	12.8	12,613,336	△ 313,848	△ 2.5
投 資 的 経 費	14,595,501	15.2	13,730,687	14.4	864,814	6.3
う ち 普 通 建 設 事 業 費	13,859,412	14.4	13,282,068	13.9	577,344	4.3
う ち 補 助 事 業 費	6,284,425	6.6	6,437,598	6.7	△ 153,173	△ 2.4
う ち 単 独 事 業 費	6,923,853	7.2	6,200,564	6.5	723,289	11.7
う ち 国 直 轄 事 業 負 担 金	651,135	0.7	643,906	0.7	7,229	1.1
う ち 災 害 復 旧 事 業 費	736,055	0.8	448,568	0.5	287,487	64.1
う ち 補 助 事 業 費	504,716	0.5	327,368	0.3	177,348	54.2
う ち 単 独 事 業 費	202,531	0.2	109,252	0.1	93,279	85.4
そ の 他 の 経 費	32,304,493	33.7	32,450,279	34.0	△ 145,786	△ 0.4
う ち 物 件 費	9,436,658	9.8	9,246,205	9.7	190,453	2.1
う ち 補 助 費 等	9,156,964	9.5	9,703,691	10.2	△ 546,727	△ 5.6
う ち 積 立 金	2,531,652	2.6	2,689,395	2.8	△ 157,743	△ 5.9
合 計	95,934,136	100.0	95,506,553	100.0	427,583	0.4

その2 純 計 (東日本大震災分) (単位 百万円・%)

区 分	平成30年度		平成29年度		比 較	
	決算額	構成比	決算額	構成比	増減額	増減率
義 務 的 経 費	72,290	3.5	70,025	2.8	2,265	3.2
内 訳	人 件 費	26,883	1.3	29,763	△ 2,880	△ 9.7
	う ち 職 員 給	19,735	0.9	21,956	△ 2,221	△ 10.1
	扶 助 費	4,241	0.2	4,512	△ 271	△ 6.0
	公 債 費	41,166	2.0	35,749	5,417	15.2
投 資 的 経 費	1,208,153	57.9	1,434,698	57.6	△ 226,545	△ 15.8
う ち 普 通 建 設 事 業 費	904,988	43.4	1,038,491	41.7	△ 133,503	△ 12.9
う ち 補 助 事 業 費	740,796	35.5	863,432	34.7	△ 122,636	△ 14.2
う ち 単 独 事 業 費	96,946	4.6	97,265	3.9	△ 319	△ 0.3
う ち 国 直 轄 事 業 負 担 金	67,245	3.2	77,794	3.1	△ 10,549	△ 13.6
う ち 災 害 復 旧 事 業 費	303,165	14.5	396,207	15.9	△ 93,042	△ 23.5
う ち 補 助 事 業 費	274,705	13.2	359,232	14.4	△ 84,527	△ 23.5
う ち 単 独 事 業 費	27,905	1.3	36,257	1.5	△ 8,352	△ 23.0
そ の 他 の 経 費	806,032	38.6	987,094	39.6	△ 181,062	△ 18.3
う ち 物 件 費	132,970	6.4	172,963	6.9	△ 39,993	△ 23.1
う ち 補 助 費 等	153,786	7.4	133,855	5.4	19,931	14.9
う ち 積 立 金	282,242	13.5	427,133	17.1	△ 144,891	△ 33.9
合 計	2,086,475	100.0	2,491,817	100.0	△ 405,342	△ 16.3

第138表 性質別歳出決算額の状況（つづき）

その3 都道府県（通常収支分）

（単位 百万円・％）

区 分	平成30年度		平成29年度		比 較	
	決算額	構成比	決算額	構成比	増減額	増減率
義 務 的 経 費	20,408,889	42.8	20,727,905	43.3	△ 319,016	△ 1.5
内 人 件 費	12,562,647	26.3	12,577,559	26.3	△ 14,912	△ 0.1
内 うち 職 員 給	9,216,276	19.3	9,228,024	19.3	△ 11,748	△ 0.1
内 扶 助 費	1,072,932	2.2	1,100,200	2.3	△ 27,268	△ 2.5
内 公 債 費	6,773,310	14.2	7,050,146	14.7	△ 276,836	△ 3.9
投 資 的 経 費	7,724,011	16.2	6,841,498	14.3	882,513	12.9
うち 普 通 建 設 事 業 費	7,279,961	15.3	6,550,238	13.7	729,723	11.1
うち 補 助 事 業 費	3,563,595	7.5	3,524,948	7.4	38,647	1.1
うち 単 独 事 業 費	3,129,910	6.6	2,443,791	5.1	686,119	28.1
うち 国直轄事業負担金	586,456	1.2	581,499	1.2	4,957	0.9
うち 災 害 復 旧 事 業 費	444,049	0.9	291,259	0.6	152,790	52.5
うち 補 助 事 業 費	357,428	0.7	243,042	0.5	114,386	47.1
うち 単 独 事 業 費	57,814	0.1	36,270	0.1	21,544	59.4
そ の 他 の 経 費	19,577,049	41.1	20,274,274	42.4	△ 697,225	△ 3.4
うち 物 件 費	1,661,830	3.5	1,622,423	3.4	39,407	2.4
うち 補 助 費 等	13,048,428	27.3	14,123,835	29.5	△ 1,075,407	△ 7.6
うち 積 立 金	844,799	1.8	1,038,451	2.2	△ 193,652	△ 18.6
合 計	47,709,949	100.0	47,843,677	100.0	△ 133,728	△ 0.3

その4 都道府県（東日本大震災分）

（単位 百万円・％）

区 分	平成30年度		平成29年度		比 較	
	決算額	構成比	決算額	構成比	増減額	増減率
義 務 的 経 費	26,954	2.2	27,692	1.7	△ 738	△ 2.7
内 人 件 費	14,260	1.1	16,057	1.0	△ 1,797	△ 11.2
内 うち 職 員 給	9,528	0.8	10,789	0.7	△ 1,261	△ 11.7
内 扶 助 費	910	0.1	975	0.1	△ 65	△ 6.7
内 公 債 費	11,783	0.9	10,660	0.7	1,123	10.5
投 資 的 経 費	697,066	55.9	845,687	52.7	△ 148,621	△ 17.6
うち 普 通 建 設 事 業 費	484,318	38.8	564,191	35.2	△ 79,873	△ 14.2
うち 補 助 事 業 費	383,804	30.8	456,323	28.4	△ 72,519	△ 15.9
うち 単 独 事 業 費	33,269	2.7	30,073	1.9	3,196	10.6
うち 国直轄事業負担金	67,245	5.4	77,794	4.8	△ 10,549	△ 13.6
うち 災 害 復 旧 事 業 費	212,748	17.1	281,496	17.5	△ 68,748	△ 24.4
うち 補 助 事 業 費	202,492	16.2	263,686	16.4	△ 61,194	△ 23.2
うち 単 独 事 業 費	9,700	0.8	17,092	1.1	△ 7,392	△ 43.2
そ の 他 の 経 費	523,313	42.0	731,405	45.6	△ 208,092	△ 28.5
うち 物 件 費	44,732	3.6	47,301	2.9	△ 2,569	△ 5.4
うち 補 助 費 等	171,946	13.8	251,523	15.7	△ 79,577	△ 31.6
うち 積 立 金	118,865	9.5	220,896	13.8	△ 102,031	△ 46.2
合 計	1,247,333	100.0	1,604,784	100.0	△ 357,451	△ 22.3

第138表 性質別歳出決算額の状況（つづき）

その5 市町村（通常収支分）

（単位 百万円・％）

区 分	平成30年度		平成29年度		比 較	
	決算額	構成比	決算額	構成比	増減額	増減率
義 務 的 経 費	28,655,538	50.3	28,630,859	50.4	24,679	0.1
内 人 件 費	9,876,512	17.3	9,857,840	17.3	18,672	0.2
内 うち 職 員 給 付	6,690,662	11.7	6,670,754	11.7	19,908	0.3
内 扶 助 費	13,222,563	23.2	13,176,653	23.2	45,910	0.3
内 公 債 費	5,556,464	9.7	5,596,366	9.8	△ 39,902	△ 0.7
投 資 的 経 費	7,543,455	13.2	7,560,268	13.3	△ 16,813	△ 0.2
うち 普 通 建 設 事 業 費	7,206,826	12.6	7,374,465	13.0	△ 167,639	△ 2.3
うち 補 助 事 業 費	2,955,355	5.2	3,189,399	5.6	△ 234,044	△ 7.3
うち 単 独 事 業 費	4,057,558	7.1	4,000,509	7.0	57,049	1.4
うち 災 害 復 旧 事 業 費	336,596	0.6	185,753	0.3	150,843	81.2
うち 補 助 事 業 費	190,644	0.3	111,816	0.2	78,828	70.5
うち 単 独 事 業 費	145,095	0.3	73,685	0.1	71,410	96.9
そ の 他 の 経 費	20,800,819	36.6	20,658,664	36.4	142,155	0.7
うち 物 件 費	7,774,828	13.6	7,623,781	13.4	151,047	2.0
うち 補 助 費 等	4,155,458	7.3	4,037,518	7.1	117,940	2.9
うち 積 立 金	1,686,852	3.0	1,650,944	2.9	35,908	2.2
合 計	56,999,812	100.0	56,849,791	100.0	150,021	0.3

その6 市町村（東日本大震災分）

（単位 百万円・％）

区 分	平成30年度		平成29年度		比 較	
	決算額	構成比	決算額	構成比	増減額	増減率
義 務 的 経 費	47,479	4.8	43,788	4.0	3,691	8.4
内 人 件 費	12,623	1.3	13,706	1.3	△ 1,083	△ 7.9
内 うち 職 員 給 付	10,208	1.0	11,166	1.0	△ 958	△ 8.6
内 扶 助 費	3,330	0.3	3,537	0.3	△ 207	△ 5.9
内 公 債 費	31,526	3.2	26,545	2.4	4,981	18.8
投 資 的 経 費	533,747	54.4	614,087	56.2	△ 80,340	△ 13.1
うち 普 通 建 設 事 業 費	440,801	44.9	496,848	45.5	△ 56,047	△ 11.3
うち 補 助 事 業 費	366,432	37.3	420,961	38.5	△ 54,529	△ 13.0
うち 単 独 事 業 費	68,851	7.0	69,059	6.3	△ 208	△ 0.3
うち 災 害 復 旧 事 業 費	92,946	9.5	117,240	10.7	△ 24,294	△ 20.7
うち 補 助 事 業 費	74,268	7.6	97,570	8.9	△ 23,302	△ 23.9
うち 単 独 事 業 費	18,319	1.9	19,262	1.8	△ 943	△ 4.9
そ の 他 の 経 費	400,696	40.8	435,212	39.8	△ 34,516	△ 7.9
うち 物 件 費	88,239	9.0	125,662	11.5	△ 37,423	△ 29.8
うち 補 助 費 等	98,731	10.1	60,710	5.6	38,021	62.6
うち 積 立 金	163,378	16.6	206,238	18.9	△ 42,860	△ 20.8
合 計	981,922	100.0	1,093,087	100.0	△ 111,165	△ 10.2

第139表 特定被災地方公共団体等における決算の状況

その1 特定被災県

※特定被災県…「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」(平成23年法律第40号)第2条第2項に定める特定被災地方公共団体である県。(青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、千葉県、新潟県、長野県)

(1) 歳入

(単位 百万円・%)

区 分	平成30年度		平成29年度		比 較		(参考) 全国比較	
	決算額	構成比	決算額	構成比	増減額	増減率	増減率	
地 方 税	3,031,853	31.7	3,016,741	30.2	15,112	0.5		0.4
地 方 交 付 税	1,893,659	19.8	1,932,218	19.3	△ 38,559	△ 2.0		△ 1.1
うち震災復興特別交付税	241,054	2.5	256,339	2.6	△ 15,285	△ 6.0		△ 6.1
国 庫 支 出 金	1,453,017	15.2	1,621,733	16.2	△ 168,716	△ 10.4		△ 6.0
そ の 他	3,189,207	33.3	3,424,234	34.3	△ 235,027	△ 6.9		△ 0.9
合 計	9,567,736	100.0	9,994,926	100.0	△ 427,190	△ 4.3		△ 1.0

(注)「国庫支出金」には、国有提供施設等所在市町村助成交付金を含み、交通安全対策特別交付金は除く。

(2) 歳出(目的別内訳)

(単位 百万円・%)

区 分	平成30年度		平成29年度		比 較		(参考) 全国比較	
	決算額	構成比	決算額	構成比	増減額	増減率	増減率	
総 務 費	568,548	6.2	519,865	5.4	48,683	9.4		△ 2.3
民 生 費	1,374,445	14.9	1,559,094	16.3	△ 184,649	△ 11.8		△ 3.5
うち災害救助費	131,718	1.4	268,484	2.8	△ 136,766	△ 50.9		△ 43.6
衛 生 費	353,322	3.8	387,498	4.0	△ 34,176	△ 8.8		△ 6.0
災 害 復 旧 費	259,675	2.8	323,459	3.4	△ 63,784	△ 19.7		14.7
そ の 他	6,658,769	72.3	6,796,485	70.9	△ 137,716	△ 2.0		△ 0.4
合 計	9,214,759	100.0	9,586,401	100.0	△ 371,642	△ 3.9		△ 1.0

(3) 歳出(性質別内訳)

(単位 百万円・%)

区 分	平成30年度		平成29年度		比 較		(参考) 全国比較	
	決算額	構成比	決算額	構成比	増減額	増減率	増減率	
義 務 的 経 費	3,743,043	40.6	3,776,554	39.4	△ 33,511	△ 0.9		△ 1.5
投 資 的 経 費	1,783,172	19.4	1,909,030	19.9	△ 125,858	△ 6.6		9.5
うち普通建設事業費	1,523,498	16.5	1,585,591	16.5	△ 62,093	△ 3.9		9.1
うち災害復旧事業費	259,675	2.8	323,439	3.4	△ 63,764	△ 19.7		14.7
そ の 他 の 経 費	3,688,544	40.0	3,900,817	40.7	△ 212,273	△ 5.4		△ 4.3
うち積立金	331,998	3.6	389,285	4.1	△ 57,287	△ 14.7		△ 23.5
合 計	9,214,759	100.0	9,586,401	100.0	△ 371,642	△ 3.9		△ 1.0

第139表 特定被災地方公共団体等における決算の状況（つづき）

その2 特定被災市町村等

※特定被災市町村等…「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第二条第二項及び第三項の市町村を定める政令」(平成23年政令第127号)の別表第1に定める特定被災地方公共団体である市町村並びに同令の別表第2及び別表第3に定める市町村のうち特定被災地方公共団体以外のものをいう。

(1) 歳 入 (単位 百万円・%)

区 分	平成30年度		平成29年度		比 較		(参考) 全国比較
	決算額	構成比	決算額	構成比	増減額	増減率	増減率
地 方 税	2,364,422	31.6	2,302,485	30.1	61,937	2.7	4.0
地 方 交 付 税	1,102,232	14.7	1,127,185	14.7	△ 24,953	△ 2.2	△ 1.6
うち震災復興特別交付税	187,255	2.5	179,887	2.4	7,368	4.1	4.3
国 庫 支 出 金	1,090,949	14.6	1,148,134	15.0	△ 57,185	△ 5.0	△ 2.8
そ の 他	2,931,644	39.1	3,075,939	40.2	△ 144,295	△ 4.7	△ 1.4
合 計	7,489,247	100.0	7,653,743	100.0	△ 164,496	△ 2.1	0.1

(注)「国庫支出金」には、国有提供施設等所在市町村助成交付金を含み、交通安全対策特別交付金は除く。

(2) 歳 出 (目的別内訳) (単位 百万円・%)

区 分	平成30年度		平成29年度		比 較		(参考) 全国比較
	決算額	構成比	決算額	構成比	増減額	増減率	増減率
総 務 費	982,144	13.8	1,002,711	13.8	△ 20,567	△ 2.1	3.0
民 生 費	2,209,296	30.9	2,239,969	30.8	△ 30,673	△ 1.4	△ 0.4
うち災害救助費	64,305	0.9	104,541	1.4	△ 40,236	△ 38.5	△ 27.6
衛 生 費	597,913	8.4	555,984	7.7	41,929	7.5	1.6
災 害 復 旧 費	106,468	1.5	137,728	1.9	△ 31,260	△ 22.7	41.8
そ の 他	3,243,703	45.4	3,329,644	45.8	△ 85,941	△ 2.6	△ 1.1
合 計	7,139,524	100.0	7,266,036	100.0	△ 126,512	△ 1.7	0.1

(3) 歳 出 (性質別内訳) (単位 百万円・%)

区 分	平成30年度		平成29年度		比 較		(参考) 全国比較
	決算額	構成比	決算額	構成比	増減額	増減率	増減率
義 務 的 経 費	2,973,555	41.6	2,969,807	40.9	3,748	0.1	0.1
投 資 的 経 費	1,248,496	17.5	1,399,412	19.3	△ 150,916	△ 10.8	△ 1.2
うち普通建設事業費	1,142,223	16.0	1,261,824	17.4	△ 119,601	△ 9.5	△ 2.8
うち災害復旧事業費	106,273	1.5	137,588	1.9	△ 31,315	△ 22.8	41.8
そ の 他 の 経 費	2,917,473	40.9	2,896,817	39.8	20,656	0.7	0.5
うち積立金	331,339	4.6	370,702	5.1	△ 39,363	△ 10.6	△ 0.4
合 計	7,139,524	100.0	7,266,036	100.0	△ 126,512	△ 1.7	0.1

第140表 特定被災地方団体における経営状況

その1 全体の経営状況

(単位 事業・億円)

区分	項目 年度	法適用企業			法非適用企業			合 計			
		29 (A)	30 (B)	増 減 (B)－(A)	29 (C)	30 (D)	増 減 (D)－(C)	29 (E)	30 (F)	増 減 (F)－(E)	増減額 ((F)－(E)) / (E)
黒 字 事 業 数		264 (76.7%)	276 (77.5%)	12	560 (99.6%)	538 (99.3%)	△ 22	824 (90.9%)	814 (90.6%)	△ 10	△ 1.2
黒 字 額		972	897	△ 75	226	322	96	1,198	1,219	21	1.7
赤 字 事 業 数		80 (23.3%)	80 (22.5%)	(－)	2 (0.4%)	4 (0.7%)	2	82 (9.1%)	84 (9.4%)	2	2.4
赤 字 額		315	227	△ 87	0	6	6	315	234	△ 81	△ 25.9
総 事 業 数		344	356	12	562	542	△ 20	906	898	△ 8	△ 0.9
収 支		658	670	12	225	315	90	883	985	102	11.6

- (注) 1 事業数は、決算対象事業数（建設中のものを除く。）であり、年度末事業数とは必ずしも一致しない。
2 黒字額、赤字額は、法適用企業にあっては純損益、法非適用企業にあっては実質収支であり、他会計繰入金等を含む。
3 () は、総事業数（建設中のものを除く。）に対する割合。

第140表 特定被災地方団体における経営状況（つづき）

その2 事業別総収支額

(単位 百万円・%)

事業	区分 黒字・赤字の別	法適用企業			法非適用企業			合計			
		29年度	30年度	増減額 (B)－(A)	29年度	30年度	増減額 (D)－(C)	29年度	30年度	増減額 (F)－(E)	増減率 [(F)－(E)]/(E)
		(A)	(B)		(C)	(D)		(E)	(F)		
水道	黒字	57,930	50,874	△ 7,056	385	270	△ 115	58,315	51,145	△ 7,170	△ 12.3
	赤字(△)	649	3,070	2,421	－	0	0	649	3,071	2,422	373.2
	収支	57,281	47,804	△ 9,477	385	270	△ 115	57,666	48,074	△ 9,592	△ 16.6
工業用水道	黒字	5,821	5,806	△ 15	－	－	－	5,821	5,806	△ 15	△ 0.3
	赤字(△)	1,306	40	△ 1,266	－	－	－	1,306	40	△ 1,266	△ 96.9
	収支	4,515	5,766	1,251	－	－	－	4,515	5,766	1,251	27.7
交通	黒字	46	－	△ 46	－	－	－	46	－	△ 46	皆減
	赤字(△)	2,743	2,027	△ 716	－	－	－	2,743	2,027	△ 716	△ 26.1
	収支	△ 2,696	△ 2,027	669	－	－	－	△ 2,696	△ 2,027	669	24.8
電気	黒字	6,424	6,813	389	52	66	14	6,476	6,878	402	6.2
	赤字(△)	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	収支	6,424	6,813	389	52	66	14	6,476	6,878	402	6.2
ガス	黒字	2,245	2,507	262	－	－	－	2,245	2,507	262	11.7
	赤字(△)	7	－	△ 7	－	－	－	7	－	△ 7	皆減
	収支	2,239	2,507	268	－	－	－	2,239	2,507	268	12.0
病院	黒字	6,067	4,095	△ 1,972	－	－	－	6,067	4,095	△ 1,972	△ 32.5
	赤字(△)	13,042	13,954	912	－	－	－	13,042	13,954	912	7.0
	収支	△ 6,975	△ 9,859	△ 2,884	－	－	－	△ 6,975	△ 9,859	△ 2,884	△ 41.3
下水道	黒字	10,448	9,399	△ 1,049	13,328	15,854	2,526	23,776	25,253	1,477	6.2
	赤字(△)	905	619	△ 286	16	590	574	921	1,208	287	31.2
	収支	9,543	8,780	△ 763	13,311	15,264	1,953	22,855	24,045	1,190	5.2
港湾整備	黒字	－	－	－	2,040	2,101	61	2,040	2,101	61	3.0
	赤字(△)	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	収支	－	－	－	2,040	2,101	61	2,040	2,101	61	3.0
市場	黒字	2	12	10	526	600	74	527	612	85	16.1
	赤字(△)	54	－	△ 54	－	－	－	54	－	△ 54	皆減
	収支	△ 53	12	65	526	600	74	473	612	139	29.4
と畜場	黒字	－	－	－	158	122	△ 36	158	122	△ 36	△ 22.8
	赤字(△)	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	収支	－	－	－	158	122	△ 36	158	122	△ 36	△ 22.8
観光施設	黒字	201	206	5	629	635	6	830	841	11	1.3
	赤字(△)	10	22	12	31	33	2	41	55	14	34.1
	収支	191	184	△ 7	598	602	4	790	786	△ 4	△ 0.5
宅地造成	黒字	7,737	9,667	1,930	5,210	12,257	7,047	12,946	21,924	8,978	69.3
	赤字(△)	12,644	2,892	△ 9,752	－	－	－	12,644	2,892	△ 9,752	△ 77.1
	収支	△ 4,907	6,775	11,682	5,210	12,257	7,047	303	19,032	18,729	6,181.2
有料道路	黒字	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	赤字(△)	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	収支	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
駐車場	黒字	－	－	－	65	65	0	65	65	0	0.0
	赤字(△)	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	収支	－	－	－	65	65	0	65	65	0	0.0
介護サービス	黒字	2	41	39	187	190	3	189	231	42	22.2
	赤字(△)	87	113	26	－	－	－	87	113	26	29.9
	収支	△ 85	△ 71	14	187	190	3	102	119	17	16.7
その他	黒字	325	330	5	－	－	－	325	330	5	1.5
	赤字(△)	23	6	△ 17	－	－	－	23	6	△ 17	△ 73.9
	収支	302	324	22	－	－	－	302	324	22	7.3
合計	黒字	97,246	89,750	△ 7,496	22,579	32,161	9,582	119,826	121,911	2,085	1.7
	赤字(△)	31,468	22,743	△ 8,725	47	623	576	31,516	23,366	△ 8,150	△ 25.9
	収支	65,778	67,007	1,229	22,532	31,538	9,006	88,310	98,545	10,235	11.6

(注) 収支額は、法適用企業にあつては純損益、法非適用企業にあつては実質収支であり、他会計繰入金等を含む。

第140表 特定被災地方団体における経営状況（つづき）

その3 赤字黒字別事業数

事業		年 度	29 (A)	30 (B)	増 減 (B)-(A) (C)	増 減 率 (C)/(A) (%)
水 道	黒 字		184 (94.8%)	177 (92.7%)	△ 7	△ 3.8
	赤 字		10 (5.2%)	14 (7.3%)	4	40.0
工 業 用 水 道	黒 字		21 (91.3%)	21 (91.3%)	－	－
	赤 字		2 (8.7%)	2 (8.7%)	－	－
交 通	黒 字		2 (50.0%)	1 (25.0%)	△ 1	△ 50.0
	赤 字		2 (50.0%)	3 (75.0%)	1	50.0
電 気	黒 字		8 (100.0%)	8 (100.0%)	－	－
	赤 字		－	－	－	－
ガ ス	黒 字		5 (83.3%)	6 (100.0%)	1	20.0
	赤 字		1 (16.7%)	－	△ 1	皆減
病 院	黒 字		24 (39.3%)	26 (41.9%)	2	8.3
	赤 字		37 (60.7%)	36 (58.1%)	△ 1	△ 2.7
下 水 道	黒 字		393 (95.6%)	392 (95.4%)	△ 1	△ 0.3
	赤 字		18 (4.4%)	19 (4.6%)	1	5.6
港 湾 整 備	黒 字		8 (100.0%)	8 (100.0%)	－	－
	赤 字		－	－	－	－
市 場	黒 字		29 (96.7%)	30 (100.0%)	1	3.4
	赤 字		1 (3.3%)	－	△ 1	皆減
と 畜 場	黒 字		3 (100.0%)	3 (100.0%)	－	－
	赤 字		－	－	－	－
観 光 施 設	黒 字		19 (90.5%)	19 (90.5%)	－	－
	赤 字		2 (9.5%)	2 (9.5%)	－	－
宅 地 造 成	黒 字		72 (97.3%)	68 (98.6%)	△ 4	△ 5.6
	赤 字		2 (2.7%)	1 (1.4%)	△ 1	△ 50.0
有 料 道 路	黒 字		－	－	－	－
	赤 字		－	－	－	－
駐 車 場 整 備	黒 字		22 (100.0%)	20 (100.0%)	△ 2	△ 9.1
	赤 字		－	－	－	－
介 護 サ ー ビ ス	黒 字		31 (86.1%)	31 (83.8%)	－	－
	赤 字		5 (13.9%)	6 (16.2%)	1	20.0
そ の 他	黒 字		3 (60.0%)	4 (80.0%)	1	33.3
	赤 字		2 (40.0%)	1 (20.0%)	△ 1	△ 50.0
合 計	黒 字		824 (90.9%)	814 (90.6%)	△ 10	△ 1.2
	赤 字		82 (9.1%)	84 (9.4%)	2	2.4

（注）（ ）書は、事業全体（建設中のものは除く。）に対する比率である

第141表 特定被災地方団体における地方公営企業の料金収入の状況

(単位 百万円・%)

区 分 事 業	法 適 用 企 業			法 非 適 用 企 業			合 計			
	29年度 (A)	30年度 (B)	増減額 (B)－(A)	29年度 (C)	30年度 (D)	増減額 (D)－(C)	29年度 (E)	30年度 (F)	増減額 (F)－(E)	増減率 [(F)－(E)]/(E)
水 道	335,103 (82.1%)	335,676 (82.2%)	573	1,879 (65.4%)	1,758 (69.0%)	△ 121	336,983 (82.0%)	337,434 (82.1%)	451	0.1
工 業 用 水 道	30,130 (78.0%)	30,408 (83.6%)	278	－	－	－	30,130 (78.0%)	30,408 (83.6%)	278	0.9
交 通	22,982 (64.9%)	23,306 (66.4%)	324	78 (43.0%)	71 (41.6%)	△ 7	23,060 (64.8%)	23,378 (66.3%)	318	1.4
電 気	19,042 (95.1%)	19,439 (90.8%)	397	474 (99.7%)	464 (99.9%)	△ 10	19,516 (95.2%)	19,903 (91.0%)	387	2.0
ガ ス	36,654 (87.2%)	38,652 (88.2%)	1,998	－	－	－	36,654 (87.2%)	38,652 (88.2%)	1,998	5.5
病 院	403,910 (75.6%)	406,671 (75.3%)	2,761	－	－	－	403,910 (75.6%)	406,671 (75.3%)	2,761	0.7
下 水 道	70,164 (41.3%)	77,966 (41.2%)	7,802	65,232 (33.1%)	57,230 (31.9%)	△ 8,002	135,396 (36.9%)	135,196 (36.7%)	△ 200	△ 0.1
港 湾 整 備	－	－	－	5,708 (31.0%)	6,085 (41.8%)	377	5,708 (31.0%)	6,085 (41.8%)	377	6.6
市 場	808 (56.4%)	814 (61.8%)	6	3,840 (59.8%)	3,791 (60.1%)	△ 49	4,648 (59.2%)	4,604 (60.4%)	△ 44	△ 0.9
と 畜 場	－	－	－	1,211 (96.4%)	1,227 (96.2%)	16	1,211 (96.4%)	1,227 (96.2%)	16	1.3
観 光 施 設	401 (34.8%)	395 (33.7%)	△ 6	1,097 (49.8%)	1,067 (50.7%)	△ 30	1,497 (44.7%)	1,463 (44.6%)	△ 34	△ 2.3
宅 地 造 成	32,971 (80.5%)	25,922 (75.6%)	△ 7,049	18,958 (54.2%)	22,608 (41.4%)	3,650	51,930 (68.4%)	48,530 (54.6%)	△ 3,400	△ 6.5
有 料 道 路	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
駐 車 場	－	－	－	1,138 (72.8%)	1,088 (71.6%)	△ 50	1,138 (72.8%)	1,088 (71.6%)	△ 50	△ 4.4
介 護 サ ー ビ ス	1,679 (90.6%)	2,312 (85.5%)	633	4,395 (85.3%)	3,762 (86.0%)	△ 633	6,074 (86.7%)	6,074 (85.8%)	0	0.0
そ の 他	745 (78.3%)	753 (79.2%)	8	－	－	－	745 (78.3%)	753 (79.2%)	8	1.1
合 計	954,589 (73.7%)	962,315 (73.2%)	7,726	104,011 (38.5%)	99,151 (37.1%)	△ 4,860	1,058,600 (67.6%)	1,061,466 (67.1%)	2,866	0.3

(注) () 内の数値は、総収益に占める料金収入比率である。

第142表 特定被災地方団体における地方公営企業への他会計繰入金の状況

(単位 百万円・%)

区 分 事 業	収益的収入への繰入金			資本的収入への繰入金			合 計				繰 入 率			
											収益的収入		資本的収入	
	29年度 (A)	30年度 (B)	増減額 (B)-(A) (C)	29年度 (D)	30年度 (E)	増減額 (E)-(D) (F)	29年度 (G)	30年度 (H)	増減額 (H)-(G) (I)	増減率 (I)/(G)	29年度	30年度	29年度	30年度
水 道	10,794	10,712	△ 82	14,175	14,072	△ 103	24,969	24,785	△ 184	△ 0.7	2.6	2.6	16.3	15.5
うち 上水道	9,804	9,770	△ 34	13,006	12,861	△ 145	22,810	22,631	△ 179	△ 0.8	2.4	2.4	15.5	14.6
簡易水道	990	942	△ 48	1,169	1,211	42	2,159	2,153	△ 6	△ 0.3	29.7	31.2	38.7	45.5
工業用水道	575	480	△ 95	3,174	3,116	△ 58	3,749	3,597	△ 152	△ 4.1	1.5	1.3	31.1	35.1
交 通	4,729	4,518	△ 211	2,003	1,734	△ 269	6,731	6,252	△ 479	△ 7.1	13.3	12.8	36.3	31.2
電 気	37	57	20	-	-	-	37	57	20	54.1	0.2	0.3	-	-
ガ ス	135	92	△ 43	141	152	11	276	244	△ 32	△ 11.6	0.3	0.2	8.5	6.6
病 院	86,901	88,183	1,282	33,178	30,821	△ 2,357	120,079	119,004	△ 1,075	△ 0.9	16.3	16.3	37.3	33.4
下 水 道	121,658	121,555	△ 103	79,863	85,476	5,613	201,521	207,031	5,510	2.7	33.2	33.0	30.1	32.2
港 湾 整 備	714	657	△ 57	4,480	3,461	△ 1,019	5,194	4,118	△ 1,076	△ 20.7	3.9	4.5	25.3	18.0
市 場	1,716	1,369	△ 347	1,682	1,582	△ 100	3,399	2,951	△ 448	△ 13.2	21.8	18.0	37.9	49.6
と 畜 場	34	38	4	12	12	0	45	50	5	11.1	2.7	3.0	65.5	53.8
観 光 施 設	665	821	156	172	196	24	837	1,017	180	21.5	19.8	25.1	32.4	27.2
宅 地 造 成	2,735	2,974	239	24,021	19,091	△ 4,930	26,756	22,065	△ 4,691	△ 17.5	3.6	3.3	39.1	39.1
有 料 道 路	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
駐 車 場	51	9	△ 42	254	203	△ 51	305	212	△ 93	△ 30.5	3.3	0.6	19.3	16.8
介 護 サ ー ビ ス	724	780	56	755	698	△ 57	1,479	1,478	△ 1	△ 0.1	10.3	11.0	72.3	58.8
そ の 他	30	19	△ 11	1	-	△ 1	31	19	△ 12	△ 38.7	3.1	2.0	0.2	-
計	231,497	232,266	769	163,911	160,614	△ 3,297	395,408	392,880	△ 2,528	△ 0.6	14.8	14.7	29.9	29.6

- (注) 1 収益的収入への繰入金には、特別利益のうちの他会計繰入金を含んでいる。
2 資本的収入への繰入金には、他会計借入金を含んでいる。
3 繰入率の収益的収入、資本的収入欄は、それぞれの収入に対する繰入金の割合である。

第143表 特定被災地方団体における法適用企業の決算状況

その1 決算状況の推移

(単位 事業・百万円・%)

年 度 項 目		29 (A)	30 (B)	対 前 年 度 比 較	
				(B)－(A) (C)	(C)/(A)
総 収 益 (a)		1,294,567	1,315,331	20,764	1.6
経 常 収 益 (b)		1,280,312	1,303,416	23,104	1.8
営 業 収 益		1,031,463	1,044,302	12,839	1.2
営業収益 (受託工事収益を除く) (c)		1,028,479	1,041,402	12,923	1.3
経 常 収 入 の うち	料 金 収 入	954,589	962,315	7,726	0.8
	他 会 計 負 担 金	83,621	87,967	4,346	5.2
	他 会 計 補 助 金	63,899	68,228	4,329	6.8
	国 庫 補 助 金	1,661	2,440	779	46.9
	都 道 府 県 補 助 金	2,069	2,017	△ 52	△ 2.5
	長 期 前 受 金 戻 入	107,429	113,359	5,930	5.5
特 別 利 益 (d)		14,255	11,915	△ 2,340	△ 16.4
総 費 用 (e)		1,228,789	1,248,325	19,536	1.6
経 常 費 用 (f)		1,214,374	1,234,763	20,389	1.7
営 業 費 用		1,142,536	1,164,038	21,502	1.9
経 常 費 の うち	職 員 給 与 費	315,749	316,877	1,128	0.4
	減 価 償 却 費	309,000	324,148	15,148	4.9
	支 払 利 息	51,452	50,307	△ 1,145	△ 2.2
特 別 損 失 (g)		14,416	13,562	△ 854	△ 5.9
経 常 損 益 (b－f)		65,938	68,654	2,716	4.1
	経 常 利 益	95,642	89,542	△ 6,100	△ 6.4
	経 常 損 失 (h)	29,703	20,888	△ 8,815	△ 29.7
特 別 損 益 (d－g)		△ 160	△ 1,647	△ 1,487	929.4
純 損 益 (a－e)		65,778	67,007	1,229	1.9
	純 利 益	97,246	89,761	△ 7,485	△ 7.7
	純 損 失	31,468	22,754	△ 8,714	△ 27.7
累 積 欠 損 金 (i)		422,567	422,813	246	0.1
不 良 債 務 (j)		5,770	6,683	913	15.8
経 常 収 支 比 率 (b/f)		105.4	105.6	0.2	－
総 収 支 比 率 (a/e)		105.4	105.4	0.0	－
営 業 収 益 対 割 合	経 常 損 失 比 率 (h/c)	2.9	2.5	△ 0.4	－
	累 積 欠 損 金 比 率 (i/c)	41.1	40.6	△ 0.5	－
	不 良 債 務 比 率 (j/c)	0.6	0.6	0.0	－
総 事 業 数 (k)		346	357	11	3.2
う ち 建 設 中 (l)		2	1	△ 1	△ 50.0
経 常 損 失 を 生 じ た 事 業 数 (m)		78	81	3	3.8
純 損 失 を 生 じ た 事 業 数 (n)		80	80	－	－
累 積 欠 損 金 を 有 す る 事 業 数 (o)		94	99	5	5.3
不 良 債 務 を 有 す る 事 業 数 (p)		15	16	1	6.7
総事業数に対する割合 (建設中を除く)	経常損失を生じた事業数 (m/(k－l))	22.7	22.8	0.1	－
	純損失を生じた事業数 (n/(k－l))	23.3	22.5	△ 0.8	－
	累積欠損金を有する事業数 (o/(k－l))	27.3	27.8	0.5	－
	不良債務を有する事業数 (p/(k－l))	4.4	4.5	0.1	－

(注) 1 事業数は決算対象事業であり、建設中の事業を含まない。
2 下水道事業においては、「雨水処理負担金」を他会計負担金に含めている。

第143表 特定被災地方団体における法適用企業の決算状況（つづき）

その2 事業別決算状況

(単位 事業・百万円・%)

項 目		事業	全事業	水道 (含簡水)	工業用 水 道	交通	電気	ガス	病院	下水道	その他
総	収	益 (a)	1,315,331	408,494	36,384	35,074	21,407	43,843	540,374	189,342	40,414
経	常	収 益 (b)	1,303,416	406,085	36,119	35,071	20,424	43,795	534,625	187,940	39,358
営	業	収 益	1,044,302	348,526	30,628	25,072	19,731	42,605	436,889	106,328	34,524
	営業収益 (受託工事収益を除く) (c)		1,041,402	347,346	30,552	25,072	19,731	41,228	436,889	106,060	34,524
経	常	料 金 収 入	962,315	335,676	30,408	23,306	19,439	38,652	406,671	77,966	30,196
		他 会 計 負 担 金	87,967	1,024	3	—	—	—	66,674	20,266	—
		他 会 計 補 助 金	68,228	9,010	477	4,469	57	92	20,539	30,883	2,701
		国 庫 補 助 金	2,440	133	—	—	15	3	2,171	118	—
		都 道 府 県 補 助 金	2,017	1,195	—	4	—	—	814	5	—
		長 期 前 受 金 戻 入	113,359	35,727	4,048	5,456	303	734	17,277	49,552	262
特	別	利 益 (d)	11,915	2,409	265	3	984	47	5,748	1,402	1,056
総	費	用 (e)	1,248,325	360,690	30,618	37,102	14,595	41,335	550,233	180,562	33,191
経	常	費 用 (f)	1,234,763	356,216	30,614	37,102	14,592	41,081	543,962	178,305	32,892
営	業	費 用	1,164,038	337,608	29,473	35,195	14,057	40,232	518,432	156,851	32,191
経	常	職 員 給 与 費	316,877	30,540	2,797	8,253	2,828	3,768	259,322	5,621	3,748
		減 価 償 却 費	324,148	141,208	15,563	14,775	4,723	5,284	40,162	101,220	1,212
		支 払 利 息	50,307	17,792	1,059	1,794	489	632	7,546	20,816	180
特	別	損 失 (g)	13,562	4,474	4	—	3	255	6,271	2,257	299
経	常	損 益 (b-f)	68,654	49,869	5,505	△ 2,030	5,832	2,715	△ 9,337	9,635	6,466
	{	経 常 利 益	89,542	52,339	5,572	—	5,832	2,715	3,546	10,226	9,313
		経 常 損 失 (h)	20,888	2,470	67	2,030	—	—	12,883	590	2,847
特	別	損 益 (d-g)	△ 1,647	△ 2,065	261	3	981	△ 207	△ 523	△ 855	757
純	損	益 (a-e)	67,007	47,804	5,766	△ 2,027	6,813	2,507	△ 9,859	8,780	7,223
	{	純 利 益	89,761	50,874	5,806	—	6,813	2,507	4,095	9,399	10,267
		純 損 失	22,754	3,070	40	2,027	—	—	13,954	619	3,044
累	積	欠 損 金 (i)	422,813	7,638	848	100,517	—	7,255	270,962	9,051	26,542
不	良	債 務 (j)	6,683	—	—	439	—	—	2,776	2,137	1,331
経	常	収 支 比 率 (b/f)	105.6	114.0	118.0	94.5	140.0	106.6	98.3	105.4	119.7
総	収	支 比 率 (a/e)	105.4	113.3	118.8	94.5	146.7	106.1	98.2	104.9	121.8
営 業 収 益 に 対 す る 割 合	経 常 損 失 比 率 (h/c)		2.5	0.7	0.8	8.1	—	—	4.1	0.6	8.2
	累 積 欠 損 金 比 率 (i/c)		40.6	2.2	2.8	400.9	—	17.6	62.0	8.5	76.9
	不 良 債 務 比 率 (j/c)		0.6	—	—	1.8	—	—	0.6	2.0	3.9
総	事	業 数 (k)	357	164	24	3	5	6	62	65	28
う	ち	建 設 中 (l)	1	—	1	—	—	—	—	—	—
経	常	損 失 を 生 じ た 事 業 数 (m)	81	12	3	3	—	—	38	16	9
純	損	失 を 生 じ た 事 業 数 (n)	80	13	2	3	—	—	36	17	9
累	積	欠 損 金 を 有 す る 事 業 数 (o)	99	11	2	2	—	2	50	22	10
不	良	債 務 を 有 す る 事 業 数 (p)	16	—	—	1	—	—	6	5	4
総事業数に 対する割合 (建設中を 除く)	経常損失を生じた事業数 (m/(k-l))		22.8	7.3	13.0	100.0	—	—	61.3	24.6	32.1
	純損失を生じた事業数 (n/(k-l))		22.5	7.9	8.7	100.0	—	—	58.1	26.2	32.1
	累積欠損金を有する事業数 (o/(k-l))		27.8	6.7	8.7	66.7	—	33.3	80.6	33.8	35.7
	不良債務を有する事業数 (p/(k-l))		4.5	—	—	33.3	—	—	9.7	7.7	14.3

(注) 1 事業数は決算対象事業であり、建設中の事業を含まない。
2 下水道事業においては、「雨水処理負担金」を他会計負担金に含めている。

第144表 特定被災地方団体における法非適用企業の決算状況

その1 決算状況の推移 (単位 事業・百万円・%)

年 度 項 目		29 (A)	30 (B)	対 前 年 度 比 較	
				(B)－(A) (C)	(C)/(A)
収 益 的 収 支	総 収 益 (a)	270,372	267,214	△ 3,158	△ 1.2
	営 業 収 益	185,270	191,602	6,332	3.4
	営業収益（受託工事収益を除く） (b)	166,792	172,244	5,452	3.3
	うち 料 金 収 入	104,011	99,151	△ 4,860	△ 4.7
	営 業 外 収 益	85,102	75,611	△ 9,491	△ 11.2
	うち 国庫（県）補助金	3,453	1,768	△ 1,685	△ 48.8
	うち 他 会 計 繰 入 金	71,678	66,605	△ 5,073	△ 7.1
	総 費 用 (c)	184,014	162,781	△ 21,233	△ 11.5
	営 業 費 用	148,891	134,703	△ 14,188	△ 9.5
	うち 職 員 給 与 費	11,124	10,364	△ 760	△ 6.8
	営 業 外 費 用	35,123	28,078	△ 7,045	△ 20.1
	うち 支 払 利 息	28,532	23,147	△ 5,385	△ 18.9
	収 支 差 引	86,358	104,433	18,075	20.9
資 本 的 収 支	資 本 的 収 入	265,651	236,705	△ 28,946	△ 10.9
	うち 地 方 債	111,881	85,285	△ 26,596	△ 23.8
	うち 国庫（県）補助金	42,498	35,820	△ 6,678	△ 15.7
	うち 他 会 計 繰 入 金	91,160	89,955	△ 1,205	△ 1.3
	資 本 的 支 出	353,805	323,237	△ 30,568	△ 8.6
	うち 建 設 改 良 費	173,263	159,932	△ 13,331	△ 7.7
	うち 地 方 債 償 還 金 (d)	171,376	142,573	△ 28,803	△ 16.8
	収 支 差 引	△ 88,153	△ 86,533	1,620	△ 1.8
収 支 再 差 引		△ 1,795	17,900	19,695	1,097.2
積 立 金		8,655	1,043	△ 7,612	△ 87.9
前 年 度 か ら の 繰 越 金		63,439	50,717	△ 12,722	△ 20.1
前 年 度 繰 上 充 用 金		398	—	△ 398	皆減
形 式 収 支 (e)		54,218	69,530	15,312	28.2
翌年度へ繰り越すべき財源 (f)		31,686	37,992	6,306	19.9
実 質 収 支 (e)－(f)		22,532	31,538	9,006	40.0
┌ 黒 字		22,579	32,161	9,582	42.4
└ 赤 字 (△)(g)		47	623	576	1,225.5
収 益 的 収 支 比 率 (a)/[(c)+(d)]×100		76.1	87.5	11.4	—
赤 字 比 率 (g)/(b)×100		0.0	0.4	0.4	—
総 事 業 数		570	550	△ 20	△ 3.5
うち 建 設 中		8	8	—	—
収益的収支で赤字を生じた事業数		40	45	5	12.5
実質収支で赤字を生じた事業数		2	4	2	100.0

(注) 1 事業数は決算対象事業であり、建設中の事業は含まない。
2 形式収支は、収益的収支と資本的収支の合算額に収益的支出に充てた地方債、他会計借入金及び前年度からの繰越金を加えたものから積立金及び前年度繰上充用金を控除したものである。

第144表 特定被災地方団体における法非適用企業の決算状況（つづき）

その2 事業別決算状況

(単位 事業・百万円・%)

事業			全事業	簡易水道	交通	電気	下水道	港湾	市場	と畜場	観光	宅地造成	有料道路	駐車場	介護サービス
収 益 的 収 支	総 収 益	(a)	267,214	2,547	171	464	179,278	14,555	6,307	1,276	2,105	54,619	-	1,519	4,374
	営 業 収 益		191,602	1,783	71	464	112,521	12,405	4,135	1,230	1,287	52,601	-	1,341	3,765
	営業収益（受託工事収益を除く）	(b)	172,244	1,771	71	464	112,313	6,424	4,135	1,230	1,287	39,444	-	1,341	3,765
	うち 料 金 収 入		99,151	1,758	71	464	57,230	6,085	3,791	1,227	1,067	22,608	-	1,088	3,762
	営 業 外 収 益		75,611	764	100	0	66,757	2,150	2,172	46	818	2,018	-	178	609
	うち 他 会 計 繰 入 金		66,605	677	49	0	61,938	657	1,144	38	729	798	-	9	566
	総 費 用	(c)	162,781	2,037	171	214	118,069	10,614	5,171	1,085	1,983	18,360	-	682	4,395
	営 業 費 用		134,703	1,693	171	115	93,421	9,498	4,488	1,054	1,901	17,458	-	635	4,269
	うち 職 員 給 与 費		10,364	311	117	-	6,334	55	1,005	77	421	341	-	18	1,685
	営 業 外 費 用		28,078	345	0	99	24,647	1,115	683	32	82	902	-	46	126
	うち 支 払 利 息		23,147	332	0	10	21,131	792	347	32	14	438	-	23	27
	収 支 差 引		104,433	510	-	250	61,209	3,941	1,136	190	122	36,259	-	837	△ 21
資 本 的 収 支	資 本 的 収 入		236,705	2,590	-	-	165,423	19,208	3,024	22	613	43,898	-	1,207	720
	うち 地 方 債		85,285	1,032	-	-	52,877	15,304	1,427	-	372	13,408	-	855	10
	うち 他 会 計 繰 入 金		89,955	1,168	-	-	63,935	3,461	1,417	12	175	19,074	-	203	511
	資 本 的 支 出		323,237	3,104	-	189	217,863	23,432	4,130	205	644	71,046	-	2,019	605
	うち 建 設 改 良 費		159,932	1,600	-	-	115,013	11,033	1,843	25	440	28,891	-	1,017	70
	うち 地 方 債 償 還 金	(d)	142,573	1,492	-	144	102,036	12,125	2,280	179	184	23,036	-	564	534
	収 支 差 引		△ 86,533	△ 514	-	△ 189	△ 52,440	△ 4,224	△ 1,107	△ 183	△ 31	△ 27,149	-	△ 812	116
実 質 的 収 支	形 式 収 支	(e)	69,530	322	-	66	44,203	3,447	697	122	610	19,801	-	70	192
	翌年度へ繰り越すべき財源	(f)	37,992	52	-	-	28,939	1,347	97	-	8	7,545	-	4	1
	実 質 収 支	(e)-(f)	31,538	270	-	66	15,264	2,101	600	122	602	12,257	-	65	190
	黒 字		32,161	270	-	66	15,854	2,101	600	122	635	12,257	-	65	190
	赤 字 (△)	(g)	623	0	-	-	590	-	-	-	33	-	-	-	-
	収 益 的 収 支 比 率	(a)/[(c)+(d)]×100	87.5	72.2	100.0	129.8	81.5	64.0	84.6	100.8	97.1	131.9	-	121.9	88.7
	赤 字 比 率	(g)/(b)×100	0.4	0.0	-	-	0.5	-	-	-	2.5	-	-	-	-
	総 事 業 数		551	27	1	4	346	8	28	3	18	66	-	20	29
	うち 建 設 中		8	-	-	1	-	-	-	-	-	7	-	-	-
	収益的収支で赤字を生じた事業数		45	2	-	-	16	-	4	1	7	8	-	1	6
	実質収支で赤字を生じた事業数		4	1	-	-	2	-	-	-	1	-	-	-	-

(注) 1 事業数は、決算対象事業であり、建設中の事業は含まない。

2 形式収支は、収益的収支と資本的収支の合算額に収益的支出に充てた地方債、他会計借入金及び前年度からの繰越金を加えたものから積立金及び前年度繰上充用金を控除したものである。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律等の概要

ア 法律の制定背景

地方公共団体の財政再建制度については、「地方財政再建促進特別措置法」（昭和30年法律第195号）による赤字の地方公共団体に対する財政再建制度と「地方公営企業法」による赤字企業に対する財政再建制度が設けられていたところであったが、地方分権を進める中で、この再建制度のあり方を検討するため、平成18年8月、「新しい地方財政再生制度研究会」が設置され、平成18年12月、その検討結果が「新しい地方財政再生制度研究会報告書」としてまとめられた。この中でこれまでの制度については、分かりやすい財政情報の開示や早期是正機能がない等の課題が指摘され、財政指標を整備してその公表の仕組みを設けるとともに、財政の早期健全化及び再生のための新たな制度を整備することが提言された。

これを踏まえ、政府は第166回国会に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律案」を提出し、同法案は国会審議を経て平成19年6月22日に公布された。また、法律で政省令事項とされた財政指標の算定方法の細目や財政の早期健全化・再生の基準等については、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令」（平成19年政令第397号）及び「地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行規則」（平成20年総務省令第8号）により定められた。

イ 健全化判断比率の公表等

（ア）健全化判断比率の内容

「地方公共団体財政健全化法」においては、地方公共団体（都道府県、市町村及び特別区）の財政状況を客観的に表し、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するためのものとして、以下の4つの財政指標を健全化判断比率として規定している。地方公共団体は、毎年度、前年度の決算に基づく健全化判断比率をその算定資料とともに監査委員の審査に付した上で議会に報告し、公表しなければならない。

- ① 実質赤字比率（当該地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率）
 - ② 連結実質赤字比率（当該地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率）
 - ③ 実質公債費比率（当該地方公共団体の一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模を基本とした額（※）に対する比率）
 - ④ 将来負担比率（地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、当該地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額（※）に対する比率）
- ※標準財政規模から元利償還金等に係る基準財政需要額算入額を控除した額

（健全化判断比率の概要）

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- ・一般会計等の実質赤字額：
 - 一般会計及び特別会計のうち普通会計に相当する会計における実質赤字の額
- ・実質赤字の額＝繰上充用額＋（支払繰延額＋事業繰越額）

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- ・連結実質赤字額：イとロの合計額がハとニの合計額を超える場合の当該超える額
 - イ 一般会計及び公営企業（地方公営企業法適用企業・非適用企業）以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額
 - ロ 公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額
 - ハ 一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額
 - ニ 一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額

二 公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{(\text{3か年平均}) \cdot \text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

・準元利償還金：イからホまでの合計額

- イ 満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還とした場合における1年当たりの元金償還金相当額
- ロ 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの
- ハ 組合・地方開発事業団（組合等）への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの
- ニ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの
- ホ 一時借入金の利子

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

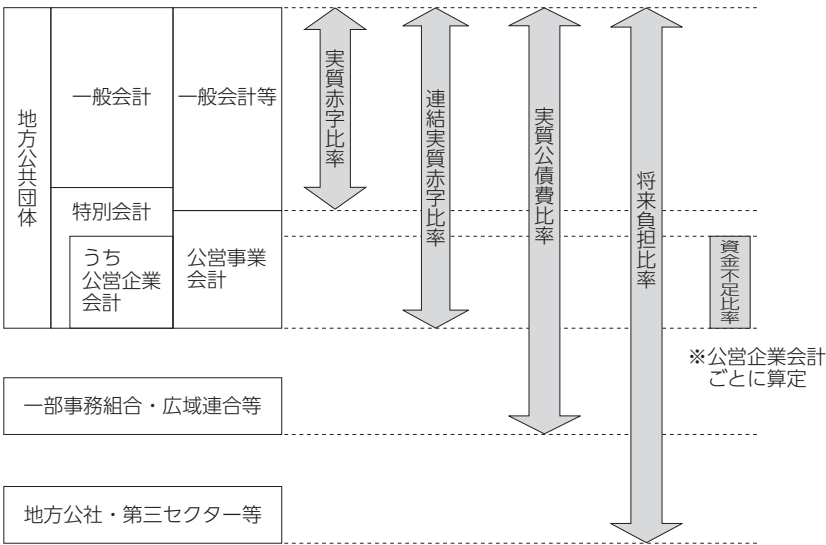
・将来負担額：イからヌまでの合計額

- イ 一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高
- ロ 債務負担行為に基づく支出予定額（地方財政法第5条各号の経費に係るもの）
- ハ 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額
- ニ 当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額
- ホ 退職手当支給予定額（全職員に対する期末要支給額）のうち、一般会計等の負担見込額
- ヘ 地方公共団体が設立した一定の法人（設立法人）の負債の額のうち、当該設立法人の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額
- ト 当該団体が受益権を有する信託の負債の額のうち、当該信託に係る信託財産の状況を勘案した一般会計等の負担見込額
- チ 設立法人以外の者のために負担している債務の額及び当該年度の前年度に当該年度の前年度内に償還すべきものとして当該団体の一般会計等から設立法人以外の者に対して貸付けを行った貸付金の額のうち、当該設立法人以外の者の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額
- リ 連結実質赤字額
- ヌ 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額

・充当可能基金額：イからチまでの償還額等に充てることができる地方自治法第241条の基金

(イ)健全化判断比率等の対象となる会計

健全化判断比率等の対象となる会計の範囲を図示すると、以下のとおりである。

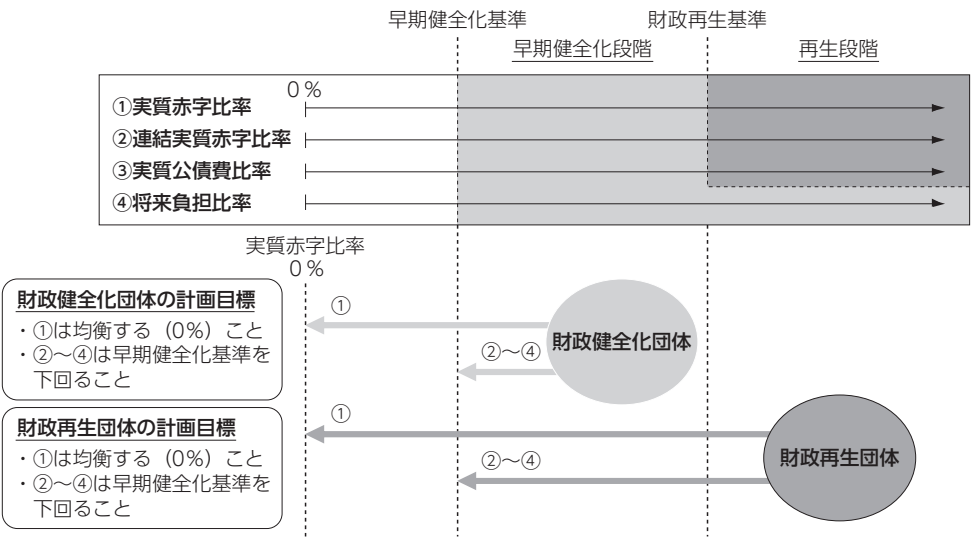


(ウ)財政の早期健全化と財政の再生

地方公共団体は、健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上である場合には、当該健全化判断比率を公表した年度の末日までに、財政健全化計画を定めなければならない。

また、再生判断比率（健全化判断比率のうちの将来負担比率を除いた3つの比率）のいずれかが財政再生基準以上である場合には、当該再生判断比率を公表した年度の末日までに、財政再生計画を定めなければならない。

財政の早期健全化、財政の再生における計画目標を図示すると、以下のとおりである。



ウ 資金不足比率の公表等

公営企業を経営する地方公共団体（組合及び地方開発事業団を含む。）は、毎年度、公営企業会計ごとに資金不足比率（資金の不足額の事業の規模に対する比率）を監査委員の審査に付した上で議会に報告し、公表しなければならない。資金不足比率が経営健全化基準以上となった場合には、経営健全化計画を定めなければならない。

(資金不足比率の概要)

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

・資金の不足額：

資金の不足額（法適用企業）＝（流動負債＋建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高－流動資産）－解消可能資金不足額

資金の不足額（法非適用企業）＝（歳出額＋建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債現在高－歳入額）－解消可能資金不足額

※解消可能資金不足額：事業の性質上、事業開始後一定期間に構造的に資金の不足額が生じる等の事情がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額。

※宅地造成事業を行う公営企業については、土地の評価に係る流動資産の算定等に関する特例がある。

・事業の規模：

事業の規模（法適用企業）＝営業収益の額－受託工事収益の額

事業の規模（法非適用企業）＝営業収益に相当する収入の額－受託工事収益に相当する収入の額

※指定管理者制度（利用料金制）を導入している公営企業については、営業収益の額に関する特例がある。

※宅地造成事業のみを行う公営企業の事業の規模については、「事業経営のための財源規模」（調達した資金規模）を示す資本及び負債の合計額とする。

Ⅰ 早期健全化基準と財政再生基準

	早 期 健 全 化 基 準	財 政 再 生 基 準
実 質 赤 字 比 率	都：5.54% 道府県：3.75% 市区町村：財政規模に応じ 11.25%～15%	都：8.58% 道府県：5% 市区町村：20%
連 結 実 質 赤 字 比 率	都：10.54% 道府県：8.75% 市区町村：財政規模に応じ 16.25%～20%	都：18.58% 道府県：15% ※ 市区町村：30% ※
実 質 公 債 費 比 率	都道府県・市区町村：25%	都道府県・市区町村：35%
将 来 負 担 比 率	都道府県・政令指定都市：400% 市区町村：350%	—
資 金 不 足 比 率	（経営健全化基準）20%	—

※3年間（平成21年度～平成23年度）の経過的な基準（都道府県は25%→25%→20%、市区町村は40%→40%→35%）が設けられていた。（東京都についても別途経過措置が設けられていた。）

Ⅱ 施行

健全化判断比率及び資金不足比率の公表に関する規定は、平成20年4月1日から施行され、平成19年度の決算に基づく健全化判断比率等から適用されている。また、財政健全化計画等の策定義務などその他の規定は、平成21年4月1日から施行され、平成20年度以降の決算に基づく健全化判断比率等に適用されている。

特定被災地方公共団体等 一覧

(県)

「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」(平成23年法律第40号)に定める特定被災地方公共団体

(市町村)

「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第2条第2項及び第3項の市町村を定める政令」(平成23年政令第127号)に定める特定被災地方公共団体及び同令に定める特定被災区域内の特定被災地方公共団体以外の市町村(227市町村)

(県)

青森県
岩手県
宮城県
福島県
茨城県
栃木県
千葉県
新潟県
長野県

(市町村)

北海道	鹿部町 八雲町 広尾町 浜中町
青森県	八戸市 三沢市 おいらせ町 階上町
岩手県	盛岡市 宮古市 大船渡市 花巻市 北上市 久慈市 遠野市 一関市 陸前高田市 釜石市 二戸市 八幡平市 奥州市 滝沢市 雫石町 葛巻町 岩手町 紫波町 矢巾町 西和賀町 金ケ崎町 平泉町 住田町 大槌町 山田町 岩泉町 田野畑村 普代村 軽米町 野田村 九戸村 洋野町 一戸町
宮城県	仙台市 石巻市 塩釜市 気仙沼市 白石市 名取市 角田市 多賀城市 岩沼市 登米市 栗原市 東松島市 大崎市 蔵王町 七ヶ宿町 大河原町

	村田町 柴田町 川崎町 丸森町 亘理町 山元町 松島町 七ヶ浜町 利府町 大和町 大郷町 富谷町※ 大衡村 色麻町 加美町 涌谷町 美里町 女川町 南三陸町
福島県	福島市 会津若松市 郡山市 いわき市 白河市 須賀川市 喜多方市 相馬市 二本松市 田村市 南相馬市 伊達市 本宮市 桑折町 国見町 川俣町 大玉村 鏡石町 天栄村 下郷町 檜枝岐村 只見町 南会津町 北塩原村 西会津町 磐梯町 猪苗代町 会津坂下町 湯川村 柳津町 三島町 金山町 昭和村 会津美里町 西郷村 泉崎村 中島村 矢吹町

	棚倉町 矢祭町 塙町 鮫川村 石川町 玉川村 平田村 浅川町 古殿町 三春町 小野町 広野町 檜葉町 富岡町 川内村 大熊町 双葉町 浪江町 葛尾村 新地町 飯舘村
茨城県	水戸市 日立市 土浦市 古河市 石岡市 結城市 龍ヶ崎市 下妻市 常総市 常陸太田市 高萩市 北茨城市 笠間市 取手市 牛久市 つくば市 ひたちなか市 鹿嶋市 潮来市 常陸大宮市 那珂市 筑西市 坂東市 稲敷市 かすみがうら市 桜川市 神栖市 行方市 鉾田市 つくばみらい市 小美玉市 茨城町 大洗町 城里町 東海村 大子町

	美浦村 阿見町 河内町 利根町
栃木県	宇都宮市 足利市 佐野市 小山市 真岡市 大田原市 矢板市 那須塩原市 さくら市 那須烏山市 益子町 茂木町 市貝町 芳賀町 高根沢町 那須町 那珂川町
埼玉県	久喜市
千葉県	千葉市 銚子市 市川市 船橋市 松戸市 野田市 成田市 佐倉市 東金市 旭市 習志野市 柏市 八千代市 我孫子市 浦安市 印西市 富里市 匝瑳市 香取市 山武市 大網白里市 酒々井町 栄町 神崎町 多古町 東庄町 九十九里町 横芝光町 白子町
新潟県	十日町市 上越市 津南町
長野県	野沢温泉村 栄村

※宮城県富谷町については、平成28年10月10日に市制移行し「富谷市」となっている。

昭和60年度以降の市町村合併の実績

合併年月日	都道府県	新市町村名	合併関係市町村名	合併形態
昭和62年 4月 1日	岐阜県	藤橋村	藤橋村、徳山村	編入
昭和62年11月 1日	宮城県	仙台市	仙台市、宮城町	編入
昭和62年11月30日	茨城県	つくば市	桜村、谷田部町、富里町、大穂町	新設
昭和63年 1月31日	茨城県	つくば市	つくば市、筑波町	編入
昭和63年 3月 1日	宮城県	仙台市	仙台市、泉市	編入
昭和63年 3月 1日	宮城県	仙台市	仙台市、秋保町	編入
平成 3年 2月 1日	熊本県	熊本市	熊本市、北部町	編入
平成 3年 2月 1日	熊本県	熊本市	熊本市、河内町	編入
平成 3年 2月 1日	熊本県	熊本市	熊本市、飽田町	編入
平成 3年 2月 1日	熊本県	熊本市	熊本市、天明町	編入
平成 3年 4月 1日	岩手県	北上市	北上市、和賀町、江釣子村	新設
平成 3年 5月 1日	静岡県	浜松市	浜松市、可美村	編入
平成 4年 3月 3日	茨城県	水戸市	水戸市、常澄村	編入
平成 4年 4月 1日	岩手県	盛岡市	盛岡市、都南村	編入
平成 5年 7月 1日	長野県	飯田市	飯田市、上郷町	編入
平成 6年11月 1日	茨城県	ひたちなか市	勝田市、那珂湊市	新設
平成 7年 9月 1日	茨城県	鹿嶋市	鹿嶋町、大野村	編入
平成 7年 9月 1日	東京都	あきる野市	秋川市、五日市町	新設
平成11年 4月 1日	兵庫県	篠山市	多紀郡篠山町、同郡西紀町、同郡丹南町、同郡今田町	新設
平成13年 1月 1日	新潟県	新潟市	新潟市、西蒲原郡黒埼町	編入
平成13年 1月21日	東京都	西東京市	田無市、保谷市	新設
平成13年 4月 1日	茨城県	潮来市	行方郡潮来町、同郡牛堀町	編入
平成13年 5月 1日	埼玉県	さいたま市	浦和市、大宮市、与野市	新設
平成13年11月15日	岩手県	大船渡市	大船渡市、気仙郡三陸町	編入
平成14年 4月 1日	香川県	さぬき市	大川郡津田町、同郡大川町、同郡志度町、同郡寒川町、同郡長尾町	新設
平成14年 4月 1日	沖縄県	久米島町	島尻郡仲里村、同郡具志川村	新設
平成14年11月 1日	茨城県	つくば市	つくば市、稲敷郡荻崎町	編入
平成15年 2月 3日	広島県	福山市	福山市、沼隅郡内海町、芦品郡新市町	編入
平成15年 3月 1日	山梨県	南部町	南巨摩郡南部町、同郡富沢町	新設
平成15年 3月 1日	広島県	廿日市市	廿日市市、佐伯郡佐伯町、同郡吉和村	編入
平成15年 4月 1日	宮城県	加美町	加美郡中新田町、同郡小野田町、同郡宮崎町	新設
平成15年 4月 1日	群馬県	神流町	多野郡万場町、同郡中里村	新設
平成15年 4月 1日	山梨県	南アルプス市	中巨摩郡八田村、同郡白根町、同郡芦安村、同郡若草町、同郡楡形町、同郡甲西町	新設
平成15年 4月 1日	岐阜県	山県市	山県郡高富町、同郡伊自良村、同郡美山町	新設
平成15年 4月 1日	静岡県	静岡市	静岡市、清水市	新設
平成15年 4月 1日	広島県	呉市	呉市、安芸郡下蒲刈町	編入
平成15年 4月 1日	広島県	大崎上島町	豊田郡大崎町、同郡東野町、同郡木江町	新設
平成15年 4月 1日	香川県	東かがわ市	大川郡引田町、同郡白鳥町、同郡大内町	新設
平成15年 4月 1日	愛媛県	新居浜市	新居浜市、宇摩郡別子山村	編入
平成15年 4月 1日	福岡県	宗像市	宗像市、宗像郡玄海町	新設
平成15年 4月 1日	熊本県	あさぎり町	球磨郡上村、同郡免田町、同郡岡原村、同郡須恵村、同郡深田村	新設
平成15年 4月21日	山口県	周南市	徳山市、新南陽市、熊毛郡熊毛町、都濃郡鹿野町	新設
平成15年 5月 1日	岐阜県	瑞穂市	本巣郡穂積町、同郡巣南町	新設
平成15年 6月 6日	千葉県	野田市	野田市、東葛飾郡関宿町	編入
平成15年 7月 7日	新潟県	新発田市	新発田市、北蒲原郡豊浦町	編入
平成15年 8月20日	愛知県	田原市	渥美郡田原町、同郡赤羽根町	編入
平成15年 9月 1日	長野県	千曲市	更埴市、更級郡上山田町、埴科郡戸倉町	新設
平成15年11月15日	山梨県	富士河口湖町	南都留郡河口湖町、同郡勝山村、同郡足和田村	新設

合併年月日	都道府県	新市町村名	合併関係市町村名	合併形態
平成15年12月1日	三重県	いなべ市	員弁郡北勢町、同郡員弁町、同郡大安町、同郡藤原町	新設
平成16年2月1日	岐阜県	飛騨市	吉城郡古川町、同郡河合村、同郡宮川村、同郡神岡町	新設
平成16年2月1日	岐阜県	本巣市	本巣郡本巣町、同郡真正町、同郡糸貫町、同郡根尾村	新設
平成16年3月1日	新潟県	佐渡市	両津市、佐渡郡相川町、同郡佐和田町、同郡金井町、同郡新穂村、同郡畑野町、同郡真野町、同郡小木町、同郡羽茂町、同郡赤泊村	新設
平成16年3月1日	石川県	かほく市	河北郡高松町、同郡七塚町、同郡宇ノ気町	新設
平成16年3月1日	福井県	あわら市	坂井郡芦原町、同郡金津町	新設
平成16年3月1日	岐阜県	郡上市	郡上郡八幡町、同郡大和町、同郡白鳥町、同郡高鷲村、同郡美並村、同郡明宝村、同郡和良村	新設
平成16年3月1日	岐阜県	下呂市	益田郡萩原町、同郡小坂町、同郡下呂町、同郡金山町、同郡馬瀬村	新設
平成16年3月1日	広島県	安芸高田市	高田郡吉田町、同郡八千代町、同郡美土里町、同郡高宮町、同郡甲田町、同郡向原町	新設
平成16年3月1日	長崎県	対馬市	下県郡厳原町、同郡美津島町、同郡豊玉町、上県郡峰町、同郡上県町、同郡上対馬町	新設
平成16年3月1日	長崎県	壱岐市	壱岐郡郷ノ浦町、同郡勝本町、同郡芦辺町、同郡石田町	新設
平成16年3月31日	熊本県	上天草市	天草郡大矢野町、同郡松島町、同郡姫戸町、同郡龍ヶ岳町	新設
平成16年4月1日	新潟県	阿賀野市	北蒲原郡安田町、同郡京ヶ瀬村、同郡水原町、同郡笹神村	新設
平成16年4月1日	長野県	東御市	北佐久郡北御牧村、小県郡東部町	新設
平成16年4月1日	静岡県	伊豆市	田方郡修善寺町、同郡土肥町、同郡天城湯ヶ島町、同郡中伊豆町	新設
平成16年4月1日	静岡県	御前崎市	榛原郡御前崎町、小笠郡浜岡町	新設
平成16年4月1日	京都府	京丹後市	中郡峰山町、同郡大宮町、竹野郡網野町、同郡丹後町、同郡弥栄町、熊野郡久美浜町	新設
平成16年4月1日	兵庫県	養父市	養父郡八鹿町、同郡養父町、同郡大屋町、同郡関宮町	新設
平成16年4月1日	広島県	呉市	呉市、豊田郡川尻町	編入
平成16年4月1日	広島県	三次市	三次市、双三郡君田村、同郡布野村、同郡作木村、同郡吉舎町、同郡三良坂町、同郡三和町、甲奴郡甲奴町	新設
平成16年4月1日	広島県	府中市	府中市、甲奴郡上下町	編入
平成16年4月1日	愛媛県	四国中央市	川之江市、伊予三島市、宇摩郡新宮村、同郡土居町	新設
平成16年4月1日	愛媛県	西予市	東宇和郡明浜町、同郡宇和町、同郡野村町、同郡城川町、西宇和郡三瓶町	新設
平成16年7月1日	青森県	五戸町	三戸郡五戸町、同郡倉石村	編入
平成16年8月1日	愛媛県	久万高原町	上浮穴郡久万町、同郡面河村、同郡美川村、同郡柳谷村	新設
平成16年8月1日	長崎県	五島市	福江市、南松浦郡富江町、同郡玉之浦町、同郡三井楽町、同郡岐宿町、同郡奈留町	新設
平成16年8月1日	長崎県	新上五島町	南松浦郡若松町、同郡上五島町、同郡新魚目町、同郡有川町、同郡奈良尾町	新設
平成16年9月1日	山梨県	甲斐市	中巨摩郡竜王町、同郡敷島町、北巨摩郡双葉町	新設
平成16年9月1日	鳥取県	琴浦町	東伯郡東伯町、同郡赤碕町	新設
平成16年9月13日	山梨県	身延町	西八代郡下部町、南巨摩郡中富町、同郡身延町	新設
平成16年9月21日	愛媛県	東温市	温泉郡重信町、同郡川内町	新設
平成16年10月1日	石川県	七尾市	七尾市、鹿島郡田鶴浜町、同郡中島町、同郡能登島町	新設
平成16年10月1日	三重県	志摩市	志摩郡浜島町、同郡大王町、同郡志摩町、同郡阿児町、同郡磯部町	新設
平成16年10月1日	滋賀県	甲賀市	甲賀郡水口町、同郡土山町、同郡甲賀町、同郡甲南町、同郡信楽町	新設
平成16年10月1日	滋賀県	野洲市	野洲郡中主町、同郡野洲町	新設
平成16年10月1日	滋賀県	湖南市	甲賀郡石部町、同郡甲西町	新設
平成16年10月1日	奈良県	葛城市	北葛城郡新庄町、同郡当麻町	新設
平成16年10月1日	和歌山県	みなべ町	日高郡南部川村、同郡南部町	新設
平成16年10月1日	鳥取県	湯梨浜町	東伯郡羽合町、同郡泊村、同郡東郷町	新設
平成16年10月1日	鳥取県	南部町	西伯郡西伯町、同郡会見町	新設
平成16年10月1日	島根県	安来市	安来市、能義郡広瀬町、同郡伯太町	新設

合併年月日	都道府県	新市町村名	合併関係市町村名	合併形態
平成16年10月1日	島根県	江津市	江津市、邑智郡松江町	編入
平成16年10月1日	島根県	美郷町	邑智郡邑智町、同郡大和村	新設
平成16年10月1日	島根県	邑南町	邑智郡羽須美村、同郡瑞穂町、同郡石見町	新設
平成16年10月1日	島根県	隠岐の島町	隠岐郡西郷町、同郡布施村、同郡五箇村、同郡都万村	新設
平成16年10月1日	岡山県	高梁市	高梁市、上房郡有漢町、川上郡成羽町、同郡川上町、同郡備中町	新設
平成16年10月1日	岡山県	吉備中央町	御津郡加茂川町、上房郡賀陽町	新設
平成16年10月1日	広島県	世羅町	世羅郡甲山町、同郡世羅町、同郡世羅西町	新設
平成16年10月1日	広島県	安芸太田町	山県郡加計町、同郡筒賀村、同郡戸河内町	新設
平成16年10月1日	山口県	周防大島町	大島郡久賀町、同郡大島町、同郡東和町、同郡橘町	新設
平成16年10月1日	徳島県	吉野川市	麻植郡鴨島町、同郡川島町、同郡山川町、同郡美郷村	新設
平成16年10月1日	愛媛県	上島町	越智郡魚島村、同郡弓削町、同郡生名村、同郡岩城村	新設
平成16年10月1日	愛媛県	愛南町	南宇和郡内海村、同郡御荘町、同郡城辺町、同郡一本松町、同郡西海町	新設
平成16年10月1日	高知県	いの町	吾川郡伊野町、同郡吾北村、土佐郡本川村	新設
平成16年10月4日	山口県	光市	光市、熊毛郡大和町	新設
平成16年10月12日	山梨県	笛吹市	東八代郡石和町、同郡御坂町、同郡一宮町、同郡八代町、同郡境川村、東山梨郡春日居町	新設
平成16年10月12日	鹿児島県	薩摩川内市	川内市、薩摩郡樋脇町、同郡入来町、同郡東郷町、同郡祁答院町、同郡里村、同郡上甕村、同郡下甕村、同郡鹿島村	新設
平成16年10月16日	茨城県	常陸大宮市	那珂郡大宮町、同郡山方町、同郡美和村、同郡緒川村、東茨城郡御前山村	編入
平成16年10月25日	岐阜県	恵那市	恵那市、恵那郡岩村町、同郡山岡町、同郡明智町、同郡串原村、同郡上矢作町	新設
平成16年11月1日	秋田県	美郷町	仙北郡六郷町、同郡千畑町、同郡仙南村	新設
平成16年11月1日	福島県	会津若松市	会津若松市、北会津郡北会津村	編入
平成16年11月1日	茨城県	日立市	日立市、多賀郡十王町	編入
平成16年11月1日	新潟県	魚沼市	北魚沼郡堀之内町、同郡小出町、同郡湯之谷村、同郡広神村、同郡守門村、同郡入広瀬村	新設
平成16年11月1日	新潟県	南魚沼市	南魚沼郡六日町、同郡大和町	新設
平成16年11月1日	富山県	砺波市	砺波市、東礪波郡庄川町	新設
平成16年11月1日	富山県	南砺市	東礪波郡城端町、同郡平村、同郡上平村、同郡利賀村、同郡井波町、同郡井口村、同郡福野町、西礪波郡福光町	新設
平成16年11月1日	山梨県	北杜市	北巨摩郡明野村、同郡須玉町、同郡高根町、同郡長坂町、同郡大泉村、同郡白州町、同郡武川村	新設
平成16年11月1日	岐阜県	各務原市	各務原市、羽島郡川島町	編入
平成16年11月1日	三重県	伊賀市	上野市、阿山郡伊賀町、同郡島ヶ原村、同郡阿山町、同郡大山田村、名賀郡青山町	新設
平成16年11月1日	兵庫県	丹波市	氷上郡柏原町、同郡氷上町、同郡青垣町、同郡春日町、同郡山南町、同都市島町	新設
平成16年11月1日	鳥取県	鳥取市	鳥取市、岩美郡国府町、同郡福部村、八頭郡河原町、同郡用瀬町、同郡佐治村、気高郡気高町、同郡鹿野町、同郡青谷町	編入
平成16年11月1日	島根県	益田市	益田市、美濃郡美都町、同郡匹見町	編入
平成16年11月1日	島根県	雲南市	大原郡大東町、同郡加茂町、同郡木次町、飯石郡三刀屋町、同郡吉田村、同郡掛合町	新設
平成16年11月1日	岡山県	瀬戸内市	邑久郡牛窓町、同郡邑久町、同郡長船町	新設
平成16年11月1日	広島県	江田島市	安芸郡江田島町、佐伯郡能美町、同郡沖美町、同郡大柿町	新設
平成16年11月1日	山口県	宇部市	宇部市、厚狭郡楠町	編入
平成16年11月1日	愛媛県	西条市	西条市、東予市、周桑郡小松町、同郡丹原町	新設
平成16年11月1日	熊本県	美里町	下益城郡中央町、同郡砥用町	新設
平成16年11月1日	鹿児島県	鹿児島市	鹿児島市、鹿児島郡吉田町、同郡桜島町、揖宿郡喜入町、日置郡松元町、同郡郡山町	編入
平成16年11月5日	広島県	神石高原町	神石郡油木町、同郡神石町、同郡豊松村、同郡三和町	新設
平成16年12月1日	北海道	函館市	函館市、亀田郡戸井町、同郡恵山町、同郡樞法華村、茅部郡南茅部町	編入

合併年月日	都道府県	新市町村名	合併関係市町村名	合併形態
平成16年12月1日	茨城県	常陸太田市	常陸太田市、久慈郡金砂郷町、同郡水府村、同郡里美村	編入
平成16年12月5日	群馬県	前橋市	前橋市、勢多郡大胡町、同郡宮城村、同郡粕川村	編入
平成16年12月6日	三重県	桑名市	桑名市、桑名郡多度町、同郡長島町	新設
平成17年1月1日	青森県	十和田市	十和田市、上北郡十和田湖町	新設
平成17年1月1日	栃木県	那須塩原市	黒磯市、那須郡西那須野町、同郡塩原町	新設
平成17年1月1日	群馬県	伊勢崎市	伊勢崎市、佐波郡赤堀町、同郡東村、同郡境町	新設
平成17年1月1日	埼玉県	飯能市	飯能市、入間郡名栗村	編入
平成17年1月1日	新潟県	上越市	上越市、東頸城郡安塚町、同郡浦川原村、同郡大島村、同郡牧村、中頸城郡柿崎町、同郡大潟町、同郡頸城村、同郡吉川町、同郡中郷村、同郡板倉町、同郡清里村、同郡三和村、西頸城郡名立町	編入
平成17年1月1日	福井県	南越前町	南条郡南条町、同郡今庄町、同郡河野村	新設
平成17年1月1日	長野県	長野市	長野市、更級郡大岡村、上水内郡豊野町、同郡戸隠村、同郡鬼無里村	編入
平成17年1月1日	三重県	松阪市	松阪市、一志郡嬉野町、同郡三雲町、飯南郡飯南町、同郡飯高町	新設
平成17年1月1日	滋賀県	高島市	高島郡マキノ町、同郡今津町、同郡朽木村、同郡安曇川町、同郡高島町、同郡新旭町	新設
平成17年1月1日	鳥取県	伯耆町	西伯郡岸本町、日野郡溝口町	新設
平成17年1月1日	島根県	飯南町	飯石郡頓原町、同郡赤来町	新設
平成17年1月1日	愛媛県	松山市	松山市、北条市、温泉郡中島町	編入
平成17年1月1日	愛媛県	砥部町	伊予郡砥部町、同郡広田村	新設
平成17年1月1日	愛媛県	内子町	喜多郡内子町、同郡五十崎町、上浮穴郡小田町	新設
平成17年1月1日	愛媛県	鬼北町	北宇和郡広見町、同郡日吉村	新設
平成17年1月1日	高知県	高知市	高知市、土佐郡鏡村、同郡土佐山村	編入
平成17年1月1日	佐賀県	唐津市	唐津市、東松浦郡浜玉町、同郡厳木町、同郡相知町、同郡北波多村、同郡肥前町、同郡鎮西町、同郡呼子町	新設
平成17年1月1日	佐賀県	白石町	杵島郡白石町、同郡福富町、同郡有明町	新設
平成17年1月1日	熊本県	芦北町	葦北郡田浦町、同郡芦北町	新設
平成17年1月1日	大分県	大分市	大分市、大分郡野津原町、北海部郡佐賀関町	編入
平成17年1月1日	大分県	臼杵市	臼杵市、大野郡野津町	新設
平成17年1月4日	長崎県	長崎市	長崎市、西彼杵郡香焼町、同郡伊王島町、同郡高島町、同郡野母崎町、同郡三和町、同郡外海町	編入
平成17年1月11日	秋田県	秋田市	秋田市、河辺郡河辺町、同郡雄和町	編入
平成17年1月11日	三重県	亀山市	亀山市、鈴鹿郡関町	新設
平成17年1月11日	兵庫県	南あわじ市	三原郡緑町、同郡西淡町、同郡三原町、同郡南淡町	新設
平成17年1月11日	愛媛県	大洲市	大洲市、喜多郡長浜町、同郡肱川町、同郡河辺村	新設
平成17年1月15日	熊本県	宇城市	宇土郡三角町、同郡不知火町、下益城郡松橋町、同郡小川町、同郡豊野町	新設
平成17年1月15日	熊本県	山鹿市	山鹿市、鹿本郡鹿北町、同郡菊鹿町、同郡鹿本町、同郡鹿央町	新設
平成17年1月16日	愛媛県	今治市	今治市、越智郡朝倉村、同郡玉川町、同郡波方町、同郡大西町、同郡菊間町、同郡古海町、同郡宮窪町、同郡伯方町、同郡上浦町、同郡大三島町、同郡関前村	新設
平成17年1月17日	静岡県	菊川市	小笠郡小笠町、同郡菊川町	新設
平成17年1月21日	茨城県	那珂市	那珂郡那珂町、同郡瓜連町	編入
平成17年1月24日	福岡県	福津市	宗像郡福岡町、同郡津屋崎町	新設
平成17年1月31日	岐阜県	揖斐川町	揖斐郡揖斐川町、同郡谷汲村、同郡春日村、同郡久瀬村、同郡藤橋村、同郡坂内村	新設
平成17年2月1日	茨城県	水戸市	水戸市、東茨城郡内原町	編入
平成17年2月1日	茨城県	城里町	東茨城郡常北町、同郡桂村、西茨城郡七会村	新設
平成17年2月1日	石川県	白山市	松任市、石川郡美川町、同郡鶴来町、同郡河内村、同郡吉野谷村、同郡鳥越村、同郡尾口村、同郡白峰村	新設
平成17年2月1日	石川県	能美市	能美郡根上町、同郡寺井町、同郡辰口町	新設
平成17年2月1日	福井県	越前町	丹生郡朝日町、同郡宮崎村、同郡越前町、同郡織田町	新設

合併年月日	都道府県	新市町村名	合併関係市町村名	合併形態
平成17年2月1日	岐阜県	高山市	高山市、大野郡丹生川村、同郡清見村、同郡荘川村、同郡宮村、同郡久々野町、同郡朝日村、同郡高根村、吉城郡国府町、同郡上宝村	編入
平成17年2月1日	大阪府	堺市	堺市、南河内郡美原町	編入
平成17年2月1日	広島県	福山市	福山市、沼隈郡沼隈町	編入
平成17年2月1日	広島県	北広島町	山県郡芸北町、同郡大朝町、同郡千代田町、同郡豊平町	新設
平成17年2月1日	高知県	津野町	高岡郡葉山村、高岡郡東津野村	新設
平成17年2月5日	福岡県	久留米市	久留米市、浮羽郡田主丸町、三井郡北野町、三潴郡城島町、同郡三潴町	編入
平成17年2月7日	岐阜県	関市	関市、武儀郡洞戸村、同郡板取村、同郡武芸川町、同郡武儀町、同郡上之保村	編入
平成17年2月7日	三重県	四日市市	四日市市、三重郡楠町	編入
平成17年2月7日	広島県	東広島市	東広島市、賀茂郡黒瀬町、同郡福富町、同郡豊栄町、同郡河内町、豊田郡安芸津町	編入
平成17年2月11日	青森県	つがる市	西津軽郡木造町、同郡森田村、同郡柏村、同郡稲垣村、同郡車力村	新設
平成17年2月11日	千葉県	鴨川市	鴨川市、安房郡天津小湊町	新設
平成17年2月11日	滋賀県	東近江市	八日市市、神崎郡永源寺町、同郡五箇荘町、愛知郡愛東町、同郡湖東町	新設
平成17年2月11日	熊本県	阿蘇市	阿蘇郡一の宮町、同郡阿蘇町、同郡波野村	新設
平成17年2月11日	熊本県	山都町	上益城郡矢部町、同郡清和村、阿蘇郡蘇陽町	新設
平成17年2月13日	群馬県	沼田市	沼田市、利根郡白沢村、同郡利根村	編入
平成17年2月13日	山梨県	上野原市	北都留郡上野原町、南都留郡秋山村	新設
平成17年2月13日	岐阜県 (長野県)	中津川市	中津川市、恵那郡坂下町、同郡川上村、同郡加子母村、同郡付知町、同郡福岡町、同郡蛭川村、(長野県木曽郡山口村)	編入
平成17年2月13日	山口県	下関市	下関市、豊浦郡菊川町、同郡豊田町、同郡豊浦町、同郡豊北町	新設
平成17年2月13日	熊本県	南阿蘇村	阿蘇郡白水村、同郡久木野村、同郡長陽村	新設
平成17年2月14日	三重県	大紀町	度会郡大宮町、同郡紀勢町、同郡大内山村	新設
平成17年2月14日	滋賀県	米原市	坂田郡山東町、同郡伊吹町、同郡米原町	新設
平成17年2月21日	山口県	柳井市	柳井市、玖珂郡大畠町	新設
平成17年2月28日	栃木県	佐野市	佐野市、安蘇郡田沼町、同郡葛生町	新設
平成17年2月28日	岡山県	津山市	津山市、苫田郡加茂町、同郡阿波村、勝田郡勝北町、久米郡久米町	編入
平成17年3月1日	福島県	田村市	田村郡滝根町、同郡大越町、同郡都路村、同郡常葉町、同郡船引町	新設
平成17年3月1日	石川県	宝達志水町	羽咋郡志雄町、同郡押水町	新設
平成17年3月1日	石川県	中能登町	鹿島郡鳥屋町、同郡鹿島町、同郡鹿西町	新設
平成17年3月1日	石川県	能登町	鳳至郡能都町、同郡柳田村、珠洲郡内浦町	新設
平成17年3月1日	岡山県	井原市	井原市、小田郡美星町、後月郡芳井町	編入
平成17年3月1日	岡山県	鏡野町	苫田郡富村、同郡奥津町、同郡上齋原村、同郡鏡野町	新設
平成17年3月1日	徳島県	美馬市	美馬郡脇町、同郡美馬町、同郡穴吹町、同郡木屋平村	新設
平成17年3月1日	徳島県	つるぎ町	美馬郡半田町、同郡貞光町、同郡一宇村	新設
平成17年3月1日	徳島県	那賀町	那賀郡鷲敷町、同郡相生町、同郡上那賀町、同郡木沢村、同郡木頭村	新設
平成17年3月1日	佐賀県	小城市	小城郡小城町、同郡三日月町、同郡牛津町、同郡芦刈町	新設
平成17年3月1日	佐賀県	みやき町	三養基郡中原町、同郡北茂安町、同郡三根町	新設
平成17年3月1日	長崎県	諫早市	諫早市、西彼杵郡多良見町、北高来郡森山町、同郡飯盛町、同郡高来町、同郡小長井町	新設
平成17年3月1日	大分県	中津市	中津市、下毛郡三光村、同郡本耶馬溪町、同郡耶馬溪町、同郡山国町	編入
平成17年3月3日	大分県	佐伯市	佐伯市、南海部郡上浦町、同郡弥生町、同郡本匠村、同郡宇目町、同郡直川村、同郡鶴見町、同郡米水津村、同郡蒲江町	新設
平成17年3月6日	山口県	萩市	萩市、阿武郡川上村、同郡田万川町、同郡むつみ村、同郡須佐町、同郡旭村、同郡福栄村	新設
平成17年3月7日	岡山県	赤磐市	赤磐郡山陽町、同郡赤坂町、同郡熊山町、同郡吉井町	新設

合併年月日	都道府県	新市町村名	合併関係市町村名	合併形態
平成17年 3 月14日	青森県	むつ市	むつ市、下北郡川内町、同郡大畑町、同郡脇野沢村	編入
平成17年 3 月19日	新潟県	糸魚川市	糸魚川市、西頸城郡能生町、同郡青海町	新設
平成17年 3 月20日	長野県	佐久穂町	南佐久郡佐久町、同郡八千穂村	新設
平成17年 3 月20日	広島県	呉市	呉市、安芸郡音戸町、同郡倉橋町、同郡蒲刈町、豊田郡安浦町、同郡豊浜町、同郡豊町	編入
平成17年 3 月20日	福岡県	うきは市	浮羽郡吉井町、同郡浮羽町	新設
平成17年 3 月21日	新潟県	新潟市	新潟市、白根市、豊栄市、中蒲原郡小須戸町、同郡横越町、同郡亀田町、西蒲原郡岩室村、同郡西川町、同郡味方村、同郡潟東村、同郡月潟村、同郡中之口村、新津市	編入
平成17年 3 月21日	福岡県	柳川市	柳川市、山門郡大和町、同郡三橋町	新設
平成17年 3 月22日	秋田県	由利本荘市	本荘市、由利郡矢島町、同郡岩城町、同郡由利町、同郡西目町、同郡鳥海町、同郡東由利町、同郡大内町	新設
平成17年 3 月22日	秋田県	潟上市	南秋田郡昭和町、同郡飯田川町、同郡天王町	新設
平成17年 3 月22日	秋田県	大仙市	大曲市、仙北郡神岡町、同郡西仙北町、同郡中仙町、同郡協和町、同郡南外村、同郡仙北町、同郡太田町	新設
平成17年 3 月22日	秋田県	北秋田市	北秋田郡鷹巣町、同郡森吉町、同郡阿仁町、同郡合川町	新設
平成17年 3 月22日	秋田県	湯沢市	湯沢市、雄勝郡稲川町、同郡雄勝町、同郡皆瀬村	新設
平成17年 3 月22日	秋田県	男鹿市	男鹿市、南秋田郡若美町	新設
平成17年 3 月22日	茨城県	坂東市	岩井市、猿島郡猿島町	新設
平成17年 3 月22日	茨城県	稲敷市	稲敷郡江戸崎町、同郡新利根町、同郡桜川村、同郡東町	新設
平成17年 3 月22日	山梨県	山梨市	山梨市、東山梨郡牧丘町、同郡三富村	新設
平成17年 3 月22日	鳥取県	倉吉市	倉吉市、東伯郡関金町	編入
平成17年 3 月22日	島根県	出雲市	出雲市、平田市、簸川郡佐田町、同郡多伎町、同郡湖陵町、同郡大社町	新設
平成17年 3 月22日	岡山県	岡山市	岡山市、御津郡御津町、児島郡灘崎町	編入
平成17年 3 月22日	岡山県	総社市	総社市、都窪郡山手村、同郡清音村	新設
平成17年 3 月22日	岡山県	備前市	備前市、和気郡日生町、同郡吉永町	新設
平成17年 3 月22日	岡山県	美咲町	久米郡中央町、同郡旭町、同郡柵原町	新設
平成17年 3 月22日	広島県	三原市	三原市、豊田郡本郷町、御調郡久井町、賀茂郡大和町	新設
平成17年 3 月22日	山口県	長門市	長門市、大津郡三隅町、同郡日置町、同郡油谷町	新設
平成17年 3 月22日	山口県	山陽小野田市	小野田市、厚狭郡山陽町	新設
平成17年 3 月22日	香川県	丸亀市	丸亀市、綾歌郡綾歌町、同郡飯山町	新設
平成17年 3 月22日	福岡県	筑前町	朝倉郡三輪町、同郡夜須町	新設
平成17年 3 月22日	熊本県	菊池市	菊池市、菊池郡七城町、同郡旭志村、同郡泗水町	新設
平成17年 3 月22日	大分県	日田市	日田市、日田郡前津江村、同郡中津江村、同郡上津江村、同郡大山町、同郡天瀬町	編入
平成17年 3 月22日	鹿児島県	さつま町	薩摩郡宮之城町、同郡鶴田町、同郡薩摩町	新設
平成17年 3 月22日	鹿児島県	湧水町	姶良郡栗野町、同郡吉松町	新設
平成17年 3 月22日	鹿児島県	錦江町	肝属郡大根占町、同郡田代町	新設
平成17年 3 月28日	青森県	五所川原市	五所川原市、北津軽郡金木町、同郡市浦村	新設
平成17年 3 月28日	青森県	外ヶ浜町	東津軽郡蟹田町、同郡平舘村、同郡三厩村	新設
平成17年 3 月28日	青森県	中泊町	北津軽郡中里町、同郡小泊村	新設
平成17年 3 月28日	青森県	藤崎町	南津軽郡藤崎町、同郡常盤村	新設
平成17年 3 月28日	茨城県	筑西市	下館市、真壁郡関城町、同郡明野町、同郡協和町	新設
平成17年 3 月28日	茨城県	かすみがうら市	新治郡霞ヶ浦町、同郡千代田町	新設
平成17年 3 月28日	茨城県	取手市	取手市、北相馬郡藤代町	編入
平成17年 3 月28日	栃木県	さくら市	塩谷郡氏家町、同郡喜連川町	新設
平成17年 3 月28日	群馬県	太田市	太田市、新田郡尾島町、同郡新田町、同郡藪塚本町	新設
平成17年 3 月28日	千葉県	柏市	柏市、東葛飾郡沼南町	編入
平成17年 3 月28日	岐阜県	海津市	海津郡海津町、同郡平田町、同郡南濃町	新設
平成17年 3 月28日	鳥取県	大山町	西伯郡中山町、同郡名和町、同郡大山町	新設
平成17年 3 月28日	広島県	尾道市	尾道市、御調郡御調町、同郡向島町	編入
平成17年 3 月28日	愛媛県	八幡浜市	八幡浜市、西宇和郡保内町	新設

合併年月日	都道府県	新市町村名	合併関係市町村名	合併形態
平成17年3月28日	福岡県	宗像市	宗像市、宗像郡大島村	編入
平成17年3月28日	福岡県	東峰村	朝倉郡小石原村、同郡宝珠山村	新設
平成17年3月31日	青森県	八戸市	八戸市、三戸郡南郷村	編入
平成17年3月31日	青森県	深浦町	西津軽郡深浦町、同郡岩崎村	新設
平成17年3月31日	青森県	七戸町	上北郡七戸町、同郡天間林村	新設
平成17年3月31日	青森県	東北町	上北郡上北町、同郡東北町	新設
平成17年3月31日	福井県	若狭町	三方郡三方町、遠敷郡上中町	新設
平成17年3月31日	鳥取県	米子市	米子市、西伯郡淀江町	新設
平成17年3月31日	鳥取県	八頭町	八頭郡郡家町、同郡船岡町、同郡八束町	新設
平成17年3月31日	島根県	松江市	松江市、八束郡鹿島町、同郡島根町、同郡美保関町、同郡八雲村、同郡玉湯町、同郡宍道町、同郡八束町	新設
平成17年3月31日	島根県	奥出雲町	仁多郡仁多町、同郡横田町	新設
平成17年3月31日	岡山県	新見市	新見市、阿哲郡大佐町、同郡神郷町、同郡哲多町、同郡哲西町	新設
平成17年3月31日	岡山県	真庭市	上房郡北房町、真庭郡勝山町、同郡落合町、同郡湯原町、同郡久世町、同郡美甘村、同郡川上村、同郡八束村、同郡中和村	新設
平成17年3月31日	岡山県	美作市	勝田郡勝田町、英田郡大原町、同郡東栗倉村、同郡美作町、同郡作東町、同郡英田町	新設
平成17年3月31日	広島県	庄原市	庄原市、甲奴郡総領町、比婆郡西城町、同郡東城町、同郡口和町、同郡高野町、同郡比和町	新設
平成17年3月31日	大分県	豊後高田市	豊後高田市、西国東郡真玉町、同郡香々地町	新設
平成17年3月31日	大分県	宇佐市	宇佐市、宇佐郡院内町、同郡安心院町	新設
平成17年3月31日	大分県	豊後大野市	大野郡三重町、同郡清川村、同郡緒方町、同郡朝地町、同郡大野町、同郡千歳村、同郡犬飼町	新設
平成17年3月31日	鹿児島県	南大隅町	肝属郡根占町、同郡佐多町	新設
平成17年4月1日	北海道	森町	茅部郡森町、同郡砂原町	新設
平成17年4月1日	青森県	青森市	青森市、南津軽郡浪岡町	新設
平成17年4月1日	宮城県	登米市	登米郡迫町、同郡登米町、同郡東和町、同郡中田町、同郡豊里町、同郡米山町、同郡石越町、同郡南方町、本吉郡津山町	新設
平成17年4月1日	宮城県	栗原市	栗原郡築館町、同郡若柳町、同郡栗駒町、同郡高清水町、同郡一迫町、同郡瀬峰町、同郡鶯沢町、同郡金成町、同郡志波姫町、同郡花山村	新設
平成17年4月1日	宮城県	東松島市	桃生郡矢本町、同郡鳴瀬町	新設
平成17年4月1日	宮城県	石巻市	石巻市、桃生郡河北町、同郡雄勝町、同郡河南町、同郡桃生町、同郡北上町、牡鹿郡牡鹿町	新設
平成17年4月1日	福島県	須賀川市	須賀川市、岩瀬郡長沼町、同郡岩瀬村	編入
平成17年4月1日	埼玉県	さいたま市	さいたま市、岩槻市	編入
平成17年4月1日	埼玉県	秩父市	秩父市、秩父郡吉田町、同郡大滝村、同郡荒川村	新設
平成17年4月1日	新潟県	十日町市	十日町市、中魚沼郡川西町、同郡中里村、東頸城郡松代町、同郡松之山町	新設
平成17年4月1日	新潟県	妙高市	新井市、中頸城郡妙高高原町、同郡妙高村	編入
平成17年4月1日	新潟県	阿賀町	東蒲原郡津川町、同郡鹿瀬町、同郡上川村、同郡三川村	新設
平成17年4月1日	新潟県	長岡市	長岡市、南蒲原郡中之島町、三島郡越路町、同郡三島町、古志郡山古志村、刈羽郡小国町	編入
平成17年4月1日	富山県	富山市	富山市、上新川郡大沢野町、同郡大山町、婦負郡八尾町、同郡婦中町、同郡山田村、同郡細入村	新設
平成17年4月1日	長野県	塩尻市	塩尻市、木曽郡檜川村	編入
平成17年4月1日	長野県	松本市	松本市、東筑摩郡四賀村、南安曇郡奈川村、同郡安曇村、同郡梓川村	編入
平成17年4月1日	長野県	佐久市	佐久市、南佐久郡臼田町、北佐久郡浅科村、同郡望月町	新設
平成17年4月1日	長野県	中野市	中野市、下水内郡豊田村	新設
平成17年4月1日	静岡県	沼津市	沼津市、田方郡戸田村	編入
平成17年4月1日	静岡県	磐田市	磐田市、磐田郡福田町、同郡竜洋町、同郡豊田町、同郡豊岡村	新設
平成17年4月1日	静岡県	掛川市	掛川市、小笠郡大須賀町、同郡大東町	新設
平成17年4月1日	静岡県	袋井市	袋井市、磐田郡浅羽町	新設
平成17年4月1日	静岡県	伊豆の国市	田方郡伊豆長岡町、同郡菰山町、同郡大仁町	新設

合併年月日	都道府県	新市町村名	合併関係市町村名	合併形態
平成17年 4 月 1 日	静岡県	西伊豆町	賀茂郡西伊豆町、同郡賀茂村	新設
平成17年 4 月 1 日	愛知県	稲沢市	稲沢市、中島郡祖父江町、同郡平和町	編入
平成17年 4 月 1 日	愛知県	一宮市	一宮市、尾西市、葉栗郡木曽川町	編入
平成17年 4 月 1 日	愛知県	愛西市	海部郡佐屋町、同郡立田村、同郡八開村、同郡佐織町	新設
平成17年 4 月 1 日	愛知県	豊田市	豊田市、西加茂郡藤岡町、同郡小原村、東加茂郡足助町、同郡下山村、同郡旭町、同郡稲武町	編入
平成17年 4 月 1 日	京都府	京都市	京都市、北桑田郡京北町	編入
平成17年 4 月 1 日	兵庫県	朝来市	朝来郡生野町、同郡和田山町、同郡山東町、同郡朝来町	新設
平成17年 4 月 1 日	兵庫県	豊岡市	豊岡市、城崎郡城崎町、同郡竹野町、同郡日高町、出石郡出石町、同郡但東町	新設
平成17年 4 月 1 日	兵庫県	淡路市	津名郡津名町、同郡淡路町、同郡北淡町、同郡一宮町、同郡東浦町	新設
平成17年 4 月 1 日	兵庫県	宍粟市	宍粟郡山崎町、同郡一宮町、同郡波賀町、同郡千種町	新設
平成17年 4 月 1 日	兵庫県	香美町	城崎郡香住町、美方郡村岡町、同郡美方町	新設
平成17年 4 月 1 日	奈良県	奈良市	奈良市、添上郡月ヶ瀬村、山辺郡都祁村	編入
平成17年 4 月 1 日	和歌山県	海南市	海南市、海草郡下津町	新設
平成17年 4 月 1 日	和歌山県	串本町	西牟婁郡串本町、東牟婁郡古座町	新設
平成17年 4 月 1 日	徳島県	阿波市	板野郡吉野町、同郡土成町、阿波郡市場町、同郡阿波町	新設
平成17年 4 月 1 日	愛媛県	伊予市	伊予市、伊予郡中山町、同郡双海町	新設
平成17年 4 月 1 日	愛媛県	伊方町	西宇和郡伊方町、同郡瀬戸町、同郡三崎町	新設
平成17年 4 月 1 日	長崎県	西海市	西彼杵郡西彼町、同郡西海町、同郡大島町、同郡崎戸町、同郡大瀬戸町	新設
平成17年 4 月 1 日	長崎県	佐世保市	佐世保市、北松浦郡吉井町、同郡世知原町	編入
平成17年 4 月 1 日	大分県	竹田市	竹田市、直入郡荻町、同郡久住町、同郡直入町	新設
平成17年 4 月 1 日	沖縄県	うるま市	石川市、具志川市、中頭郡与那城町、同郡勝連町	新設
平成17年 4 月 10 日	高知県	四万十市	中村市、幡多郡西土佐村	新設
平成17年 4 月 25 日	広島県	広島市	広島市、佐伯郡湯来町	編入
平成17年 5 月 1 日	新潟県	新発田市	新発田市、北蒲原郡紫雲寺町、同郡加治川村	編入
平成17年 5 月 1 日	新潟県	三条市	三条市、南蒲原郡栄町、同郡下田村	新設
平成17年 5 月 1 日	新潟県	柏崎市	柏崎市、刈羽郡高柳町、同郡西山町	編入
平成17年 5 月 1 日	岐阜県	可児市	可児市、可児郡兼山町	編入
平成17年 5 月 1 日	和歌山県	田辺市	田辺市、日高郡龍神村、西牟婁郡中辺路町、同郡大塔村、東牟婁郡本宮町	新設
平成17年 5 月 1 日	和歌山県	日高川町	日高郡川辺町、同郡中津村、同郡美山村	新設
平成17年 5 月 1 日	鹿児島県	日置市	日置郡東市来町、同郡伊集院町、同郡日吉町、同郡吹上町	新設
平成17年 5 月 5 日	静岡県	島田市	島田市、榛原郡金谷町	新設
平成17年 6 月 6 日	岩手県	宮古市	宮古市、下閉伊郡田老町、同郡新里村	新設
平成17年 6 月 13 日	群馬県	桐生市	桐生市、勢多郡新里村、同郡黒保根村	編入
平成17年 6 月 20 日	秋田県	大館市	大館市、北秋田郡比内町、同郡田代町	編入
平成17年 7 月 1 日	山形県	庄内町	東田川郡立川町、同郡余目町	新設
平成17年 7 月 1 日	千葉県	旭市	旭市、海上郡海上町、同郡飯岡町、香取郡干潟町	新設
平成17年 7 月 1 日	静岡県	浜松市	浜松市、浜北市、天竜市、浜名郡舞阪町、同郡雄踏町、引佐郡細江町、同郡引佐町、同郡三ヶ日町、周智郡春野町、磐田郡佐久間町、同郡水窪町、同郡龍山村	編入
平成17年 7 月 1 日	鹿児島県	曾於市	曾於郡大隅町、同郡財部町、同郡末吉町	新設
平成17年 7 月 1 日	鹿児島県	肝付町	肝属郡内之浦町、同郡高山町	新設
平成17年 7 月 7 日	愛知県	清須市	西春日井郡西枇杷島町、同郡清洲町、同郡新川町	新設
平成17年 8 月 1 日	茨城県	神栖市	鹿島郡神栖町、同郡波崎町	編入
平成17年 8 月 1 日	岡山県	倉敷市	倉敷市、浅口郡船穂町、吉備郡真備町	編入
平成17年 8 月 1 日	愛媛県	宇和島市	宇和島市、北宇和郡吉田町、同郡三間町、同郡津島町	新設
平成17年 8 月 1 日	高知県	仁淀川町	吾川郡池川町、同郡吾川村、高岡郡仁淀村	新設
平成17年 8 月 1 日	熊本県	八代市	八代市、八代郡坂本村、同郡千丁町、同郡鏡町、同郡東陽村、同郡泉村	新設
平成17年 9 月 1 日	北海道	せたな町	久遠郡大成町、瀬棚郡瀬棚町、同郡北檜山町	新設

合併年月日	都道府県	新市町村名	合併関係市町村名	合併形態
平成17年9月1日	北海道	士別市	士別市、上川郡朝日町	新設
平成17年9月1日	岩手県	八幡平市	岩手郡西根町、同郡安代町、同郡松尾村	新設
平成17年9月1日	新潟県	胎内市	北蒲原郡中条町、同郡黒川村	新設
平成17年9月1日	石川県	志賀町	羽咋郡富来町、同郡志賀町	新設
平成17年9月2日	茨城県	行方市	行方郡麻生町、同郡北浦町、同郡玉造町	新設
平成17年9月12日	茨城県	古河市	古河市、猿島郡総和町、同郡三和町	新設
平成17年9月20日	岩手県	一関市	一関市、西磐井郡花泉町、東磐井郡大東町、同郡千厩町、同郡東山町、同郡室根村、同郡川崎村	新設
平成17年9月20日	秋田県	仙北市	仙北郡田沢湖町、同郡角館町、同郡西木村	新設
平成17年9月20日	静岡県	川根本町	榛原郡中川根町、同郡本川根町	新設
平成17年9月25日	奈良県	五條市	五條市、吉野郡西吉野村、同郡大塔村	編入
平成17年9月25日	島根県	津和野町	鹿足郡津和野町、同郡日原町	新設
平成17年9月26日	香川県	高松市	高松市、香川郡塩江町	編入
平成17年10月1日	北海道	遠軽町	紋別郡生田原町、同郡遠軽町、同郡丸瀬布町、同郡白滝村	新設
平成17年10月1日	北海道	石狩市	石狩市、厚田郡厚田村、浜益郡浜益村	編入
平成17年10月1日	北海道	八雲町	爾志郡熊石町、山越郡八雲町	新設
平成17年10月1日	岩手県	遠野市	遠野市、上閉伊郡宮守村	新設
平成17年10月1日	宮城県	南三陸町	本吉郡志津川町、同郡歌津町	新設
平成17年10月1日	秋田県	にかほ市	由利郡仁賀保町、同郡金浦町、同郡象潟町	新設
平成17年10月1日	秋田県	横手市	横手市、平鹿郡増田町、同郡平鹿町、同郡雄物川町、同郡大森町、同郡十文字町、同郡山内村、同郡大雄村	新設
平成17年10月1日	山形県	鶴岡市	鶴岡市、東田川郡藤島町、同郡羽黒町、同郡櫛引町、同郡朝日村、西田川郡温海町	新設
平成17年10月1日	福島県	会津美里町	大沼郡会津高田町、同郡会津本郷町、同郡新鶴村	新設
平成17年10月1日	茨城県	桜川市	西茨城県岩瀬町、真壁郡真壁町、同郡大和村	新設
平成17年10月1日	茨城県	石岡市	石岡市、新治郡八郷町	新設
平成17年10月1日	栃木県	大田原市	大田原市、那須郡湯津上村、同郡黒羽町	編入
平成17年10月1日	栃木県	那須烏山市	那須郡南那須町、同郡烏山町	新設
平成17年10月1日	栃木県	那珂川町	那須郡馬頭町、同郡小川町	新設
平成17年10月1日	群馬県	みなかみ町	利根郡月夜野町、同郡水上町、同郡新治村	新設
平成17年10月1日	埼玉県	熊谷市	熊谷市、大里郡大里町、同郡妻沼町	新設
平成17年10月1日	埼玉県	春日部市	春日部市、北葛飾郡庄和町	新設
平成17年10月1日	埼玉県	小鹿野町	秩父郡小鹿野町、同郡両神村	新設
平成17年10月1日	埼玉県	鴻巣市	鴻巣市、北足立郡吹上町、北埼玉郡川里町	編入
平成17年10月1日	埼玉県	ふじみ野市	上福岡市、入間郡大井町	新設
平成17年10月1日	新潟県	南魚沼市	南魚沼市、南魚沼郡塩沢町	編入
平成17年10月1日	石川県	加賀市	加賀市、江沼郡山中町	新設
平成17年10月1日	福井県	越前市	武生市、今立郡今立町	新設
平成17年10月1日	山梨県	市川三郷町	西八代郡三珠町、同郡市川大門町、同郡六郷町	新設
平成17年10月1日	長野県	安曇野市	南安曇郡豊科町、同郡穂高町、同郡三郷村、同郡堀金村、東筑摩郡明科町	新設
平成17年10月1日	長野県	飯綱町	上水内郡牟礼村、同郡三水村	新設
平成17年10月1日	長野県	長和町	小県郡長門町、同郡和田村	新設
平成17年10月1日	長野県	飯田市	飯田市、下伊那郡上村、同郡南信濃村	編入
平成17年10月1日	愛知県	田原市	田原市、渥美郡渥美町	編入
平成17年10月1日	愛知県	新城市	新城市、南設楽郡鳳来町、同郡作手村	新設
平成17年10月1日	愛知県	設楽町	北設楽郡設楽町、同郡津具村	新設
平成17年10月1日	三重県	南伊勢町	度会郡南勢町、同郡南島町	新設
平成17年10月1日	滋賀県	米原市	米原市、坂田郡近江町	編入
平成17年10月1日	兵庫県	西脇市	西脇市、多可郡黒田庄町	新設
平成17年10月1日	兵庫県	たつの市	龍野市、揖保郡新宮町、同郡揖保川町、同郡御津町	新設
平成17年10月1日	兵庫県	佐用町	佐用郡佐用町、同郡上月町、同郡南光町、同郡三日月町	新設
平成17年10月1日	兵庫県	新温泉町	美方郡浜坂町、同郡温泉町	新設

合併年月日	都道府県	新市町村名	合併関係市町村名	合併形態
平成17年10月1日	和歌山県	新宮市	新宮市、東牟婁郡熊野川町	新設
平成17年10月1日	和歌山県	かつらぎ町	伊都郡かつらぎ町、同郡花園村	編入
平成17年10月1日	鳥取県	北栄町	東伯郡北条町、同郡大栄町	新設
平成17年10月1日	島根県	浜田市	浜田市、那賀郡金城町、同郡旭町、同郡弥栄村、同郡三隅町	新設
平成17年10月1日	島根県	大田市	大田市、邇摩郡温泉津町、同郡仁摩町	新設
平成17年10月1日	島根県	吉賀町	鹿足郡柿木村、同郡六日市町	新設
平成17年10月1日	山口県	山口市	山口市、佐波郡徳地町、吉敷郡秋穂町、同郡小郡町、同郡阿知須町	新設
平成17年10月1日	佐賀県	佐賀市	佐賀市、佐賀郡諸富町、同郡大和町、同郡富士町、神埼郡三瀬村	新設
平成17年10月1日	長崎県	平戸市	平戸市、北松浦郡生月町、同郡田平町、同郡大島村	新設
平成17年10月1日	熊本県	氷川町	八代郡竜北町、同郡宮原町	新設
平成17年10月1日	大分県	由布市	大分郡挾間町、同郡庄内町、同郡湯布院町	新設
平成17年10月1日	大分県	杵築市	杵築市、速見郡山香町、西国東郡大田村	新設
平成17年10月1日	沖縄県	宮古島市	平良市、宮古郡城辺町、同郡下地町、同郡上野村、同郡伊良部町	新設
平成17年10月3日	熊本県	玉名市	玉名市、玉名郡岱明町、同郡横島町、同郡天水町	新設
平成17年10月10日	新潟県	新潟市	新潟市、西蒲原郡巻町	編入
平成17年10月11日	北海道	釧路市	釧路市、阿寒郡阿寒町、白糠郡音別町	新設
平成17年10月11日	茨城県	鉾田市	鹿島郡旭村、同郡鉾田町、同郡大洋村	新設
平成17年10月11日	長野県	筑北村	東筑摩郡本城村、同郡坂北村、同郡坂井村	新設
平成17年10月11日	静岡県	牧之原市	榛原郡相良町、同郡榛原町	新設
平成17年10月11日	三重県	紀北町	北牟婁郡紀伊長島町、同郡海山町	新設
平成17年10月11日	京都府	京丹波町	船井郡丹波町、同郡瑞穂町、同郡和知町	新設
平成17年10月11日	香川県	観音寺市	観音寺市、三豊郡大野原町、同郡豊浜町	新設
平成17年10月11日	福岡県	上毛町	築上郡新吉富村、同郡大平村	新設
平成17年10月11日	長崎県	雲仙市	南高来郡国見町、同郡瑞穂町、同郡吾妻町、同郡愛野町、同郡千々石町、同郡小浜町、同郡南串山町	新設
平成17年10月11日	鹿児島県	いちき串木野市	串木野市、日置郡市来町	新設
平成17年10月24日	兵庫県	三木市	三木市、美嚢郡吉川町	編入
平成17年11月1日	岩手県	西和賀町	和賀郡湯田町、同郡沢内村	新設
平成17年11月1日	山形県	酒田市	酒田市、飽海郡八幡町、同郡松山町、同郡平田町	新設
平成17年11月1日	福島県	会津若松市	会津若松市、河沼郡河東町	編入
平成17年11月1日	富山県	射水市	新湊市、射水郡小杉町、同郡大門町、同郡下村、同郡大島町	新設
平成17年11月1日	富山県	高岡市	高岡市、西礪波郡福岡町	新設
平成17年11月1日	山梨県	甲州市	塩山市、東山梨郡勝沼町、同郡大和村	新設
平成17年11月1日	長野県	木曽町	木曽郡木曽福島町、同郡日義村、同郡開田村、同郡三岳村	新設
平成17年11月1日	三重県	伊勢市	伊勢市、度会郡二見町、同郡小俣町、同郡御薗村	新設
平成17年11月1日	三重県	熊野市	熊野市、南牟婁郡紀和町	新設
平成17年11月1日	兵庫県	多可町	多可郡中町、同郡加美町、同郡八千代町	新設
平成17年11月3日	広島県	廿日市市	廿日市市、佐伯郡大野町、同郡宮島町	編入
平成17年11月7日	福島県	白河市	白河市、西白河郡表郷村、同郡東村、同郡大信村	新設
平成17年11月7日	福井県	大野市	大野市、大野郡和泉村	編入
平成17年11月7日	兵庫県	神河町	神崎郡神崎町、同郡大河内町	新設
平成17年11月7日	和歌山県	紀の川市	那賀郡打田町、同郡粉河町、同郡那賀町、同郡桃山町、同郡貴志川町	新設
平成17年11月7日	鹿児島県	霧島市	国分市、始良郡溝辺町、同郡横川町、同郡牧園町、同郡霧島町、同郡隼人町、同郡福山町	新設
平成17年11月7日	鹿児島県	南さつま市	加世田市、川辺郡笠沙町、同郡大浦町、同郡坊津町、日置郡金峰町	新設
平成17年11月27日	愛知県	豊根村	北設楽郡豊根村、同郡富山村	編入
平成17年12月1日	福島県	二本松市	二本松市、安達郡安達町、同郡岩代町、同郡東和町	新設
平成17年12月5日	千葉県	いすみ市	夷隅郡夷隅町、同郡大原町、同郡岬町	新設

合併年月日	都道府県	新市町村名	合併関係市町村名	合併形態
平成18年1月1日	青森県	平川市	南津軽郡平賀町、同郡尾上町、同郡碓ヶ関村	新設
平成18年1月1日	青森県	南部町	三戸郡名川町、同郡南部町、同郡福地村	新設
平成18年1月1日	岩手県	花巻市	花巻市、稗貫郡大迫町、同郡石鳥谷町、和賀郡東和町	新設
平成18年1月1日	岩手県	二戸市	二戸市、二戸郡浄法寺町	新設
平成18年1月1日	岩手県	洋野町	九戸郡種市町、同郡大野村	新設
平成18年1月1日	宮城県	美里町	遠田郡小牛田町、同郡南郷町	新設
平成18年1月1日	福島県	南相馬市	原町市、相馬郡鹿島町、同郡小高町	新設
平成18年1月1日	福島県	伊達市	伊達郡伊達町、同郡梁川町、同郡保原町、同郡靈山町、同郡月舘町	新設
平成18年1月1日	茨城県	常総市	水海道市、結城郡石下町	編入
平成18年1月1日	茨城県	下妻市	下妻市、結城郡千代川村	編入
平成18年1月1日	栃木県	鹿沼市	鹿沼市、上都賀郡栗野町	編入
平成18年1月1日	群馬県	藤岡市	藤岡市、多野郡鬼石町	編入
平成18年1月1日	埼玉県	行田市	行田市、北埼玉郡南河原村	編入
平成18年1月1日	埼玉県	深谷市	深谷市、大里郡岡部町、同郡川本町、同郡花園町	新設
平成18年1月1日	埼玉県	神川町	児玉郡神川町、同郡神泉村	新設
平成18年1月1日	新潟県	五泉市	五泉市、中蒲原郡村松町	新設
平成18年1月1日	新潟県	長岡市	長岡市、栃尾市、三島郡与板町、同郡和島村、同郡寺泊町	編入
平成18年1月1日	長野県	大町市	大町市、北安曇郡八坂村、同郡美麻村	編入
平成18年1月1日	長野県	阿智村	下伊那郡阿智村、同郡浪合村	編入
平成18年1月1日	岐阜県	岐阜市	岐阜市、羽島郡柳津町	編入
平成18年1月1日	愛知県	岡崎市	岡崎市、額田郡額田町	編入
平成18年1月1日	三重県	津市	津市、久居市、安芸郡河芸町、同郡芸濃町、同郡美里村、同郡安濃町、一志郡香良洲町、同郡一志町、同郡白山町、同郡美杉村	新設
平成18年1月1日	三重県	多気町	多気郡多気町、同郡勢和村	新設
平成18年1月1日	滋賀県	東近江市	東近江市、神崎郡能登川町、蒲生郡蒲生町	編入
平成18年1月1日	京都府	福知山市	福知山市、天田郡三和町、同郡夜久野町、加佐郡大江町	編入
平成18年1月1日	京都府	南丹市	船井郡園部町、同郡八木町、同郡日吉町、北桑田郡美山町	新設
平成18年1月1日	奈良県	宇陀市	宇陀郡大宇陀町、同郡榛原町、同郡菟田野町、同郡室生村	新設
平成18年1月1日	和歌山県	紀美野町	海草郡野上町、同郡美里町	新設
平成18年1月1日	和歌山県	有田川町	有田郡吉備町、同郡金屋町、同郡清水町	新設
平成18年1月1日	香川県	三豊市	三豊郡高瀬町、同郡山本町、同郡三野町、同郡豊中町、同郡詫間町、同郡仁尾町、同郡財田町	新設
平成18年1月1日	高知県	中土佐町	高岡郡中土佐町、同郡大野見村	新設
平成18年1月1日	佐賀県	唐津市	唐津市、東松浦郡七山村	編入
平成18年1月1日	佐賀県	嬉野市	藤津郡塩田町、同郡嬉野町	新設
平成18年1月1日	長崎県	島原市	島原市、南高来郡有明町	編入
平成18年1月1日	長崎県	松浦市	松浦市、北松浦郡福島町、同郡鷹島町	新設
平成18年1月1日	宮崎県	宮崎市	宮崎市、宮崎郡佐土原町、同郡田野町、東諸県郡高岡町	編入
平成18年1月1日	宮崎県	都城市	都城市、北諸県郡山之口町、同郡高城町、同郡山田町、同郡高崎町	新設
平成18年1月1日	宮崎県	美郷町	東臼杵郡南郷村、同郡西郷村、同郡北郷村	新設
平成18年1月1日	鹿児島県	鹿屋市	鹿屋市、曾於郡輝北町、肝属郡串良町、同郡吾平町	新設
平成18年1月1日	鹿児島県	指宿市	指宿市、揖宿郡山川町、同郡開聞町	新設
平成18年1月1日	鹿児島県	志布志市	曾於郡松山町、同郡志布志町、同郡有明町	新設
平成18年1月1日	沖縄県	八重瀬町	島尻郡東風平町、同郡具志頭村	新設
平成18年1月1日	沖縄県	南城市	島尻郡玉城村、同郡知念村、同郡佐敷町、同郡大里村	新設
平成18年1月4日	福島県	喜多方市	喜多方市、耶麻郡熱塩加納村、同郡塩川町、同郡山都町、同郡高郷村	新設
平成18年1月4日	長崎県	長崎市	長崎市、西彼杵郡琴海町	編入
平成18年1月10日	岩手県	盛岡市	盛岡市、岩手郡玉山村	編入
平成18年1月10日	栃木県	下野市	河内郡南河内町、下都賀郡石橋町、同郡国分寺町	新設

合併年月日	都道府県	新市町村名	合併関係市町村名	合併形態
平成18年 1 月10日	埼玉県	本庄市	本庄市、児玉郡児玉町	新設
平成18年 1 月10日	三重県	大台町	多気郡大台町、同郡宮川村	新設
平成18年 1 月10日	三重県	紀宝町	南牟婁郡紀宝町、同郡鷺殿村	新設
平成18年 1 月10日	広島県	尾道市	尾道市、因島市、豊田郡瀬戸田町	編入
平成18年 1 月10日	香川県	高松市	高松市、木田郡牟礼町、同郡庵治町、香川郡香川町、同郡香南町、綾歌郡国分寺町	編入
平成18年 1 月10日	福岡県	築上町	築上郡椎田町、同郡築城町	新設
平成18年 1 月23日	群馬県	高崎市	高崎市、群馬郡倉渕村、同郡箕郷町、同郡群馬町、多野郡新町	編入
平成18年 1 月23日	千葉県	匝瑳市	八日市場市、匝瑳郡野栄町	新設
平成18年 1 月23日	岐阜県	多治見市	多治見市、土岐郡笠原町	編入
平成18年 2 月 1 日	北海道	北斗市	上磯郡上磯町、亀田郡大野町	新設
平成18年 2 月 1 日	埼玉県	ときがわ町	比企郡都幾川村、同郡玉川村	新設
平成18年 2 月 1 日	石川県	輪島市	輪島市、鳳珠郡門前町	新設
平成18年 2 月 1 日	福井県	福井市	福井市、足羽郡美山町、丹生郡越廼村、同郡清水町	編入
平成18年 2 月 1 日	愛知県	豊川市	豊川市、宝飯郡一宮町	編入
平成18年 2 月 6 日	北海道	幕別町	中川郡幕別町、広尾郡忠類村	編入
平成18年 2 月11日	兵庫県	洲本市	洲本市、津名郡五色町	新設
平成18年 2 月11日	福岡県	宮若市	鞍手郡宮田町、同郡若宮町	新設
平成18年 2 月13日	福井県	永平寺町	吉田郡松岡町、同郡永平寺町、同郡上志比村	新設
平成18年 2 月13日	滋賀県	長浜市	長浜市、東浅井郡浅井町、同郡びわ町	新設
平成18年 2 月13日	滋賀県	愛荘町	愛知郡秦荘町、同郡愛知川町	新設
平成18年 2 月20日	岩手県	奥州市	水沢市、江刺市、胆沢郡前沢町、同郡胆沢町、同郡衣川村	新設
平成18年 2 月20日	茨城県	土浦市	土浦市、新治郡新治村	編入
平成18年 2 月20日	群馬県	渋川市	渋川市、北群馬郡伊香保町、同郡小野上村、同郡子持村、勢多郡赤城村、同郡北橋村	新設
平成18年 2 月20日	山梨県	中央市	中巨摩郡玉穂町、同郡田富町、東八代郡豊富村	新設
平成18年 2 月20日	宮崎県	延岡市	延岡市、東臼杵郡北方町、同郡北浦町	編入
平成18年 2 月25日	宮崎県	日向市	日向市、東臼杵郡東郷町	編入
平成18年 2 月27日	青森県	弘前市	弘前市、中津軽郡岩木町、同郡相馬村	新設
平成18年 2 月27日	熊本県	合志市	菊池郡合志町、同郡西合志町	新設
平成18年 3 月 1 日	北海道	日高町	沙流郡日高町、同郡門別町	新設
平成18年 3 月 1 日	北海道	伊達市	伊達市、有珠郡大滝村	編入
平成18年 3 月 1 日	青森県	おいらせ町	上北郡百石町、同郡下田町	新設
平成18年 3 月 1 日	山梨県	富士河口湖町	南都留郡富士河口湖町、西八代郡上九一色村	編入
平成18年 3 月 1 日	山梨県	甲府市	甲府市、東八代郡中道町、西八代郡上九一色村	編入
平成18年 3 月 1 日	京都府	与謝野町	与謝郡加悦町、同郡岩滝町、同郡野田川町	新設
平成18年 3 月 1 日	和歌山県	橋本市	橋本市、伊都郡高野口町	新設
平成18年 3 月 1 日	和歌山県	白浜町	西牟婁郡白浜町、同郡日置川町	新設
平成18年 3 月 1 日	岡山県	和気町	和気郡佐伯町、同郡和気町	新設
平成18年 3 月 1 日	広島県	福山市	福山市、深安郡神辺町	編入
平成18年 3 月 1 日	徳島県	東みよし町	三好郡三好町、同郡三加茂町	新設
平成18年 3 月 1 日	徳島県	三好市	三好郡三野町、同郡池田町、同郡山城町、同郡井川町、同郡東祖谷山村、同郡西祖谷山村	新設
平成18年 3 月 1 日	高知県	香南市	香美郡赤岡町、同郡香我美町、同郡野市町、同郡夜須町、同郡吉川村	新設
平成18年 3 月 1 日	高知県	香美市	香美郡土佐山田町、同郡香北町、同郡物部村	新設
平成18年 3 月 1 日	佐賀県	武雄市	武雄市、杵島郡山内町、同郡北方町	新設
平成18年 3 月 1 日	佐賀県	有田町	西松浦郡有田町、同郡西有田町	新設
平成18年 3 月 1 日	佐賀県	吉野ヶ里町	神埼郡三田川町、同郡東脊振村	新設
平成18年 3 月 1 日	熊本県	和水町	玉名郡菊水町、同郡三加和町	新設
平成18年 3 月 3 日	福井県	おおい町	遠敷郡名田庄村、大飯郡大飯町	新設
平成18年 3 月 5 日	北海道	北見市	北見市、常呂郡端野町、同郡常呂町、同郡留辺蘂町	新設
平成18年 3 月 6 日	岩手県	久慈市	久慈市、九戸郡山形村	新設

合併年月日	都道府県	新市町村名	合併関係市町村名	合併形態
平成18年3月6日	長野県	上田市	上田市、小県郡丸子町、同郡真田町、同郡武石村	新設
平成18年3月6日	福岡県	福智町	田川郡赤池町、同郡金田町、同郡方城町	新設
平成18年3月13日	鹿児島県	出水市	出水市、出水郡野田町、同郡高尾野町	新設
平成18年3月15日	山梨県	北杜市	北杜市、北巨摩郡小淵沢町	編入
平成18年3月18日	群馬県	安中市	安中市、碓氷郡松井田町	新設
平成18年3月19日	茨城県	笠間市	笠間市、西茨城郡友部町、同郡岩間町	新設
平成18年3月20日	北海道	枝幸町	枝幸郡枝幸町、同郡歌登町	新設
平成18年3月20日	秋田県	三種町	山本郡琴丘町、同郡山本町、同郡八竜町	新設
平成18年3月20日	福島県	南会津町	南会津郡田島町、同郡舘岩村、同郡伊南村、同郡南郷村	新設
平成18年3月20日	栃木県	日光市	今市市、上都賀郡足尾町、塩谷郡藤原町、同郡栗山村、日光市	新設
平成18年3月20日	千葉県	南房総市	安房郡富浦町、同郡富山町、同郡三芳村、同郡白浜町、同郡千倉町、同郡丸山町、同郡和田町	新設
平成18年3月20日	神奈川県	相模原市	相模原市、津久井郡津久井町、同郡相模湖町	編入
平成18年3月20日	新潟県	燕市	燕市、西蒲原郡吉田町、同郡分水町	新設
平成18年3月20日	福井県	坂井市	坂井郡三国町、同郡丸岡町、同郡春江町、同郡坂井町	新設
平成18年3月20日	愛知県	北名古屋市	西春日井郡師勝町、同郡西春町	新設
平成18年3月20日	滋賀県	大津市	大津市、滋賀郡志賀町	編入
平成18年3月20日	兵庫県	加東市	加東郡社町、同郡滝野町、同郡東条町	新設
平成18年3月20日	山口県	岩国市	岩国市、玖珂郡由宇町、同郡玖珂町、同郡本郷村、同郡周東町、同郡錦町、同郡美川町、同郡美和町	新設
平成18年3月20日	徳島県	阿南市	阿南市、那賀郡那賀川町、同郡羽ノ浦町	編入
平成18年3月20日	香川県	まんのう町	仲多度郡琴南町、同郡満濃町、同郡仲南町	新設
平成18年3月20日	高知県	四万十町	高岡郡窪川町、幡多郡大正町、同郡十和村	新設
平成18年3月20日	高知県	黒潮町	幡多郡大方町、同郡佐賀町	新設
平成18年3月20日	福岡県	朝倉市	甘木市、朝倉郡杷木町、同郡朝倉町	新設
平成18年3月20日	福岡県	みやこ町	京都郡犀川町、同郡勝山町、同郡豊津町	新設
平成18年3月20日	佐賀県	神埼市	神埼郡神埼町、同郡千代田町、同郡脊振村	新設
平成18年3月20日	宮崎県	小林市	小林市、西諸県郡須木村	新設
平成18年3月20日	鹿児島県	奄美市	名瀬市、大島郡住用村、同郡笠利町	新設
平成18年3月20日	鹿児島県	長島町	出水郡東町、同郡長島町	新設
平成18年3月21日	秋田県	能代市	能代市、山本郡二ツ井町	新設
平成18年3月21日	岡山県	浅口市	浅口郡金光町、同郡鴨方町、同郡寄島町	新設
平成18年3月21日	香川県	小豆島町	小豆郡内海町、同郡池田町	新設
平成18年3月21日	香川県	綾川町	綾歌郡綾上町、同郡綾南町	新設
平成18年3月26日	福岡県	飯塚市	飯塚市、嘉穂郡筑穂町、同郡穂波町、同郡庄内町、同郡額田町	新設
平成18年3月27日	北海道	岩見沢市	岩見沢市、空知郡北村、同郡栗沢町	編入
平成18年3月27日	北海道	名寄市	名寄市、上川郡風連町	新設
平成18年3月27日	北海道	安平町	勇払郡早来町、同郡追分町	新設
平成18年3月27日	北海道	むかわ町	勇払郡鶴川町、同郡穂別町	新設
平成18年3月27日	北海道	洞爺湖町	虻田郡虻田町、同郡洞爺村	新設
平成18年3月27日	秋田県	八峰町	山本郡八森町、同郡峰浜村	新設
平成18年3月27日	茨城県	つくばみらい市	筑波郡伊奈町、同郡谷和原村	新設
平成18年3月27日	茨城県	小美玉市	東茨城郡小川町、同郡美野里町、新治郡玉里村	新設
平成18年3月27日	群馬県	富岡市	富岡市、甘楽郡妙義町	新設
平成18年3月27日	群馬県	みどり市	新田郡笠懸町、山田郡大間々町、勢多郡東村	新設
平成18年3月27日	群馬県	東吾妻町	吾妻郡東村、同郡吾妻町	新設
平成18年3月27日	千葉県	横芝光町	山武郡横芝町、匝瑳郡光町	新設
平成18年3月27日	千葉県	成田市	成田市、香取郡下総町、同郡大栄町	編入
平成18年3月27日	千葉県	香取市	佐原市、香取郡山田町、同郡栗源町、同郡小見川町	新設
平成18年3月27日	千葉県	山武市	山武郡成東町、同郡山武町、同郡蓮沼村、同郡松尾町	新設
平成18年3月27日	岐阜県	大垣市	大垣市、養老郡上石津町、安八郡墨俣町	編入

合併年月日	都道府県	新市町村名	合併関係市町村名	合併形態
平成18年 3 月27日	兵庫県	姫路市	姫路市、神崎郡香寺町、宍粟郡安富町、飾磨郡家島町、同郡夢前町	編入
平成18年 3 月27日	福岡県	嘉麻市	山田市、嘉穂郡稲築町、同郡碓井町、同郡嘉穂町	新設
平成18年 3 月27日	熊本県	天草市	本渡市、牛深市、天草郡有明町、同郡御所浦町、同郡倉岳町、同郡栖本町、同郡新和町、同郡五和町、同郡天草町、同郡河浦町	新設
平成18年 3 月31日	北海道	大空町	網走郡東藻琴村、同郡女満別町	新設
平成18年 3 月31日	北海道	新ひだか町	静内郡静内町、三石郡三石町	新設
平成18年 3 月31日	宮城県	大崎市	古川市、志田郡松山町、同郡三本木町、同郡鹿島台町、玉造郡岩出山町、同郡鳴子町、遠田郡田尻町	新設
平成18年 3 月31日	宮城県	気仙沼市	気仙沼市、本吉郡唐桑町	新設
平成18年 3 月31日	富山県	黒部市	黒部市、下新川郡宇奈月町	新設
平成18年 3 月31日	長野県	伊那市	伊那市、上伊那郡高遠町、同郡長谷村	新設
平成18年 3 月31日	静岡県	静岡市	静岡市、庵原郡蒲原町	編入
平成18年 3 月31日	徳島県	海陽町	海部郡海南町、同郡海部町、同郡穴喰町	新設
平成18年 3 月31日	徳島県	美波町	海部郡由岐町、同郡日和佐町	新設
平成18年 3 月31日	長崎県	南島原市	南高来郡加津佐町、同郡口之津町、同郡南有馬町、同郡北有馬町、同郡西有家町、同郡有家町、同郡布津町、同郡深江町	新設
平成18年 3 月31日	長崎県	佐世保市	佐世保市、北松浦郡宇久町、同郡小佐々町	編入
平成18年 3 月31日	大分県	国東市	東国東郡国見町、同郡国東町、同郡武蔵町、同郡安岐町	新設
平成18年 4 月 1 日	愛知県	弥富市	海部郡弥富町、同郡十四山村	編入
平成18年 8 月 1 日	山梨県	笛吹市	笛吹市、東八代郡芦川村	編入
平成18年10月 1 日	福岡県	八女市	八女市、八女郡上陽町	編入
平成18年10月 1 日	群馬県	高崎市	高崎市、群馬郡榛名町	編入
平成19年 1 月 1 日	福島県	本宮市	安達郡本宮町、同郡白沢村	新設
平成19年 1 月22日	岡山県	岡山市	岡山市、御津郡建部町、赤磐郡瀬戸町	編入
平成19年 1 月29日	福岡県	みやま市	山門郡瀬高町、同郡山川町、三池郡高田町	新設
平成19年 2 月13日	埼玉県	熊谷市	熊谷市、大里郡江南町	編入
平成19年 3 月11日	神奈川県	相模原市	相模原市、津久井郡城山町、同郡藤野町	編入
平成19年 3 月12日	京都府	木津川市	相楽郡木津町、同郡加茂町、同郡山城町	新設
平成19年 3 月31日	栃木県	宇都宮市	宇都宮市、河内郡上河内町、同郡河内町	編入
平成19年 3 月31日	宮崎県	延岡市	延岡市、東臼杵郡北川町	編入
平成19年10月 1 日	佐賀県	佐賀市	佐賀市、佐賀郡川副町、同郡東与賀町、同郡久保田町	編入
平成19年10月 1 日	鹿児島県	屋久島町	熊毛郡屋久町、同郡上屋久町	新設
平成19年12月 1 日	鹿児島県	南九州市	川辺郡川辺町、同郡知覧町、揖宿郡頰娃町	新設
平成20年 1 月 1 日	高知県	高知市	高知市、吾川郡春野町	編入
平成20年 1 月15日	愛知県	豊川市	豊川市、宝飯郡音羽町、同郡御津町	編入
平成20年 3 月21日	山口県	美祢市	美祢市、美祢郡秋芳町、同郡美東町	新設
平成20年 4 月 1 日	新潟県	村上市	村上市、岩船郡荒川町、同郡神林村、同郡山北町、同郡朝日村	新設
平成20年 4 月 1 日	静岡県	島田市	島田市、榛原郡川根町	編入
平成20年 7 月 1 日	福島県	福島市	福島市、伊達郡飯野町	編入
平成20年10月 6 日	熊本県	熊本市	熊本市、下益城郡富合町	編入
平成20年11月 1 日	鹿児島県	伊佐市	大口市、伊佐郡菱刈町	新設
平成20年11月 1 日	静岡県	静岡市	静岡市、庵原郡由比町	編入
平成20年11月 1 日	静岡県	富士市	富士市、庵原郡富士川町	編入
平成20年11月 1 日	静岡県	焼津市	焼津市、志太郡大井川町	編入
平成21年 1 月 1 日	静岡県	藤枝市	藤枝市、志太郡岡部町	編入
平成21年 3 月23日	栃木県	真岡市	真岡市、芳賀郡二宮町	編入
平成21年 3 月30日	宮崎県	日南市	日南市、南那珂郡北郷町、同郡南郷町	新設
平成21年 3 月31日	長野県	阿智村	下伊那郡阿智村、同郡清内路村	編入
平成21年 5 月 5 日	群馬県	前橋市	前橋市、勢多郡富士見村	編入
平成21年 6 月 1 日	群馬県	高崎市	高崎市、多野郡吉井町	編入
平成21年 9 月 1 日	宮城県	気仙沼市	気仙沼市、本吉郡本吉町	編入

合併年月日	都道府県	新市町村名	合併関係市町村名	合併形態
平成21年10月1日	愛知県	清須市	清須市、西春日井郡春日町	編入
平成21年10月5日	北海道	湧別町	紋別郡上湧別町、同郡湧別町	新設
平成22年1月1日	滋賀県	長浜市	長浜市、東浅井郡虎姫町、同郡湖北町、伊香郡高月町、同郡木之本町、同郡余呉町、同郡西浅井町	編入
平成22年1月1日	福岡県	糸島市	前原市、糸島郡二丈町、同郡志摩町	新設
平成22年1月1日	長野県	長野市	長野市、上水内郡信州新町、同郡中条村	編入
平成22年1月1日	岩手県	宮古市	宮古市、下閉伊郡川井村	編入
平成22年1月16日	山口県	山口市	山口市、阿武郡阿東町	編入
平成22年2月1日	福岡県	八女市	八女市、八女郡黒木町、同郡立花町、同郡矢部村、同郡星野村	編入
平成22年2月1日	愛知県	豊川市	豊川市、宝飯郡小坂井町	編入
平成22年3月8日	山梨県	富士川町	南巨摩郡増穂町、同郡鯉沢町	新設
平成22年3月21日	滋賀県	近江八幡市	近江八幡市、蒲生郡安土町	新設
平成22年3月22日	愛知県	あま市	海部郡七宝町、同郡美和町、同郡甚目寺町	新設
平成22年3月23日	宮崎県	小林市	小林市、西諸県郡野尻町	編入
平成22年3月23日	宮崎県	宮崎市	宮崎市、宮崎郡清武町	編入
平成22年3月23日	熊本県	熊本市	熊本市、下益城郡城南町	編入
平成22年3月23日	熊本県	熊本市	熊本市、鹿本郡植木町	編入
平成22年3月23日	埼玉県	久喜市	久喜市、南埼玉郡菫蒲町、北葛飾郡栗橋町、同郡鷲宮町	新設
平成22年3月23日	静岡県	湖西市	湖西市、浜名郡新居町	編入
平成22年3月23日	鹿児島県	姶良市	姶良郡加治木町、同郡姶良町、同郡蒲生町	新設
平成22年3月23日	埼玉県	加須市	加須市、北埼玉郡騎西町、同郡北川辺町、同郡大利根町	新設
平成22年3月23日	静岡県	富士宮市	富士宮市、富士郡芝川町	編入
平成22年3月23日	千葉県	印西市	印西市、印旛郡印旛村、同郡本埜村	編入
平成22年3月28日	群馬県	中之条町	吾妻郡中之条町、同郡六合村	編入
平成22年3月29日	栃木県	栃木市	栃木市、下都賀郡大平町、同郡藤岡町、同郡都賀町	新設
平成22年3月31日	長崎県	佐世保市	佐世保市、北松浦郡江迎町、同郡鹿町町	編入
平成22年3月31日	長野県	松本市	松本市、東筑摩郡波田町	編入
平成22年3月31日	新潟県	長岡市	長岡市、北魚沼郡川口町	編入
平成23年4月1日	愛知県	西尾市	西尾市、幡豆郡一色町、同郡吉良町、同郡幡豆町	編入
平成23年8月1日	島根県	松江市	松江市、八束郡東出雲町	編入
平成23年9月26日	岩手県	一関市	一関市、東磐井郡藤沢町	編入
平成23年10月1日	栃木県	栃木市	栃木市、上都賀郡西方町	編入
平成23年10月1日	島根県	出雲市	出雲市、簸川郡斐川町	編入
平成23年10月11日	埼玉県	川口市	川口市、鳩ヶ谷市	編入
平成26年4月5日	栃木県	栃木市	栃木市、下都賀郡岩舟町	編入

※ 合併新法による合併68件を含む。

未来につながる地域社会に向けた地方税財政改革についての意見（概要）

第一 目指すべき地域の姿と地方財政の姿

平成29年 5月31日地方財政審議会

1. 目指すべき地域の姿

- どのような地域であっても、どの時代に生まれても住民に安心・安全、幸せをもたらす地域が、目指すべき地域の姿
⇒ 急激な人口減少と少子高齢化が進む中でも、地方自治体が安定的に行政サービスを提供する中で、地域を担う個人や団体と連携・協働し、自らの責任と判断で未来を切り拓いていくことが重要

2. 目指すべき地方財政の姿

○ 持続可能な地方財政基盤の構築 地域を主体とした課題克服には安定した財政基盤が不可欠 ⇒ 一般財源総額の確保と地方交付税の機能の適切な発揮 ⇒ 安定財源を確保しつつ、社会保障改革を進めるべき	○ 地方財政の健全化 厳しい歳出抑制を行ってもなお、巨額の財源不足 ⇒ 財政健全化に向けた歳入・歳出両面の取組が重要 歳入面：地域経済の活性化等による地方税収等の増加 歳出面：重点化・効率化や将来負担低減等に向けた取組

第二 地方税財政改革の方向

1. 地方一般財源総額の確保等

(1) 地方財政の現状

- 地方はこれまで、国を上回る歳出の抑制努力を続けてきたが、なお巨額の財源不足（平成29年度：7.0兆円）が生じ、借入金残高は約200兆円規模で推移。
- 地方はそれぞれ事情の異なる自治体の集合体であり、また、国と異なり、金融、経済政策、税制等の広範な権限を有していない。国と地方の財政状況を単純に比較することは不相当であり、国と対比しうる単一の財政主体として認識すべきではない。
- 地方歳出の大部分は、補助・単独ともに、小中高教職員・警察官等の人件費や社会保障関係費など、国の法令や制度等に基づく経費であり、国の法令や制度等の徹底した見直しによる歳出改革を積極的に進め、地方財政の健全化を行うことが不可欠。

(2) 一般財源総額等の確保

- 地方自治体が行政サービスを安定的に提供するため、必要な歳出総額及び一般財源総額を確保する必要。

(3) 地方財政計画の基本的役割等

- 法令によって義務付けられた事務事業や、国の予算に計上された施策等が着実に実行されるとともに、住民福祉を増進するための一定水準の行政活動が実施されるよう、行政サービスの担い手である地方自治体に財源を保障することは国の責務。

(3) 地方財政計画の基本的役割等（続き）

- 地財計画には、地方自治体が自主性・主体性を発揮して地域の課題解決に取り組むための必要経費として、一般行政経費（単独）やまち・ひと・しごと創生事業費等を枠として計上。
- 地方交付税は使途に制限のない一般財源であることから、特定の経費を取り出すのではなく、枠計上経費を含めた一般行政経費を全体として、国として保障すべき水準の検討がなされるべき。
- 基金は、各地方自治体が様々な地域の実情を踏まえ、歳出抑制努力も行いながら、それぞれの責任と判断で積立てを行ってきたもの。基金残高の増減の状況は様々であり、それぞれ自主的な判断に基づく財政運営の結果として尊重されるべき。地方自治体ごとに異なる状況を踏まえ、全体としての基金残高の増加傾向をもって地方財政に余裕があるかのような議論は不相当。

(4) 地方交付税

- 地方の財源不足を踏まえ、地方交付税の安定性と地方自治体の予見可能性を高めるため、地方交付税の法定率を引き上げるべき。
- トップランナー方式の導入に当たっては、業務改革の推進の状況を踏まえ、合理的かつ妥当な水準における標準的な経費を単位費用に反映していくべき。今後、窓口業務への導入を検討するとともに、既に導入済みの業務について、地方自治体が自主的に業務改革に取り組む環境整備に注力することが重要。トップランナー方式による歳出効率化の成果は、業務改革へのインセンティブが阻害されないよう、地域が直面する諸課題に対応する経費に振り向けることなどにより、地方自治体に還元すべき。

2. 社会保障制度改革

- 社会保障サービスの多くを担う地方自治体の意見を十分に踏まえた社会保障制度改革とすることが重要。国民健康保険制度は、都道府県が財政運営の責任主体となる新制度へ円滑に移行できるよう、制度や運用の詳細について、地方と十分な協議が必要。
- 待機児童の解消については、地方が新たなプランに基づく取組を進められるよう、地方負担分を含めた安定財源の確保が必要。

3. 地方財政の健全化に資する取組等

- 地方自治体は、質の高い行政サービスを効率的・効果的に提供するため、積極的な業務改革の推進に努めることが必要。国は、行政コストや業務改革効果等の「見える化」や比較可能な形での公表を行うことが重要。
- 公営企業は、経営環境が厳しさを増す中でも将来にわたり役割を果たすため、広域化等や民間活用といった抜本的な改革の検討と経営戦略の早期策定・公表・実行を、一体として推進することが重要。公営企業がこれらの取組をより的確に進めるために、国は公営企業会計の適用拡大や経営比較分析表の作成・公表による「見える化」を推進すべき。
- 統一的な基準による財務書類等を整備し、予算編成等への活用を図るほか、公共施設等の適正管理について、個別施設計画の策定及び同計画に基づく施設の集約化・複合化や老朽化対策を進めるなど、財政マネジメントの強化を図るべき。

4. 地方創生等への対応

- 人口減少の克服のような課題の解決には長期間を要するため、地方創生の取組を息長く支援すべき。

平成30年度地方税制改正等に関する地方財政審議会意見(概要)

平成29年11月21日 地方財政審議会

第一 今後の地方税制の改革にあたっての基本的な考え方

- 地方が責任をもって、地方の実情に沿ったきめ細かな行政サービスを十分担っていくためには、**地方税の充実確保が重要**。
- 地方税は、**応益原則がより重視**されることから、出来るだけ多くの納税者が**公平に負担を分かち合う税制を指向**すべき。
- 地域間の財政力格差の縮小はますます重要性を増しており、**税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築が必要**。
納税者の信頼確保のために、**税務行政の適正かつ公平な執行が重要**。

第二 平成30年度税制改正等への対応

1 固定資産税

- 社会保障や地方創生等、今後ますます増大する市町村の財政需要を支えるため、固定資産税の安定的な確保が重要。
- **商業地等に係る据置特例は、据置ゾーンの中において負担水準の高低により評価額と税額の高低が逆転するといった不公平な状態を固定化する側面を有しており、税負担の均衡化の一層の推進の観点から、地価動向等を踏まえつつ、見直しを進める必要**。
- 平成28年度及び平成29年度税制改正において創設された**機械及び装置等に係る固定資産税の特例措置**については、今後、この特例措置が与える**影響について厳しく検証**するとともに、こうした特例措置を**安易に拡大するようなことは厳に慎むべき**。

2 森林環境税(仮称)

- 基本的な枠組みとしては、
・**国税として、森林環境税(仮称)を創設**
・**個人住民税均等割の枠組みを活用し、市町村が賦課徴収**
・地方の固有財源として、その全額を国の譲与税特別会計に直入し、森林整備等を行う地方団体に対して、**森林環境譲与税(仮称)として譲与**とすることが適当。
- 同時に、新税創設に当たっては、**以下のような課題等を考慮することが必要**。
 - ・国民の理解と国民の負担感への配慮
 - ・府県における超過課税との関係
 - ・市町村における事業実施体制の確保
 - ・使途の範囲及び都道府県への譲与
 - ・国税を市町村が賦課徴収することに伴う諸課題の整理

第二 平成30年度税制改正等への対応

3 地方消費税

- (清算基準の抜本的見直し)
- 見直しの方向性としては、
 - ・統計の計上地と最終消費地が乖離しているものや**非課税取引に該当するもの等について、統計データから除外**
 - ・統計データの利用方法の見直しを踏まえ、**統計カバー率を再計算し、新たに設定**
 - ・統計データのカバー率外の代替指標は、人口を基本とし、**従業者数は用いない方向で検討**とすることが適当である。

(安定的な社会保障財源の確保)

- 今後、議論が予定されている「全世代型社会保障」への転換や、消費税率10%時に実施される軽減税率制度導入に際しては、地方の社会保障財源の安定的確保が重要。

4 個人住民税

- (個人所得課税の見直し)
- 個人住民税は、地域社会の会費的性格を有し、地方税収の3割を超える基幹税。
- **働き方の多様化等を踏まえた所得計算や人的控除のあり方等は、所得税における検討と併せて、個人住民税の性格・役割を踏まえた検討が必要**。その際、個人住民税については、その**充実・確保を図る観点が必要**。
- (ふるさと納税)
- 返礼品の送付については、総務大臣通知を踏まえた良識のある対応が求められる。
今後、各地方自治体が事業の内容や成果を明確にするとともに、寄附者と継続的なつながりを深めていくことを期待。

5 地方法人課税

- 外形標準課税は、中小法人への配慮方策を慎重に検討しながら、対象法人の拡大についても引き続き検討が必要。
- 消費税率10%段階における**法人住民税法人税割の更なる交付税原資化は、着実に実施すべき**。
- 税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築のためには、更に適切な措置について、今後、検討することも必要。

6 ゴルフ場利用税

- 地方自治体には様々な財政需要が生じており、**受益と負担の観点から、利用者に一定の税負担を求めることは合理的**。
- **ゴルフはスポーツではあるが、営業や娯楽で行われるケースも多く、比較的高額な支出を伴い、十分な担税力も認められる**。
- **オリンピックの正式競技とされたことは、課税の必要性や合理性に影響を及ぼす事柄ではない**。
- ゴルフ場利用税を廃止することは不適当。

7 電子化の推進

- 全地方自治体で共同利用するeLTAXを活用した**共通電子納税システム(共同収納)の構築**に向けて、その実現に必要な法制上の措置を講じるべき。
- eLTAXの安全かつ安定的な運営に必要な措置として、**運営主体(一般社団法人地方税電子化協議会)の地方共同法人化、守秘義務、所要の監督規定等を法制化する措置を講じるべき**。

今後目指すべき地方財政の姿と平成30年度の地方財政への対応についての意見（概要）

第一 今後目指すべき地方財政の姿

平成29年12月12日 地方財政審議会

1. 目指すべき地域の姿

（どのような地域であっても、どの時代に生まれても安全と安心、幸せをもたらす地域）

- 我が国は成熟期に入り、今後、さらなる人口減少が見込まれる中、地方自治体が安定的に行政サービスを提供することで、支え合いで地域を守る。
- 人々が幸せに暮らすことができる持続可能な社会を実現。

2. 目指すべき地方財政の姿

（持続可能な地方財政基盤の構築）

- 行政サービスの安定的提供と地域課題克服のための財政基盤が不可欠。
- 一般財源総額の確保、偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築と地方交付税の機能の適切な発揮が必要。

（地方財政の健全化）

- 地方財政の財源不足は巨額であり、債務残高は約200兆円規模で推移。
- 特例的な地方債への依存の改善に向け、歳入・歳出面での取組が必要。

第二 平成30年度の地方財政への対応

1. 地方一般財源総額の確保等

（地方の役割を踏まえた一般財源総額の確保）

- 一般財源総額について、平成29年度地方財政計画と実質的に同水準を確保する必要。

（地方自治体の基金）

- 各地方自治体は、行政改革や経費削減により、地域の実情に応じ、将来の歳出増加等に備えて基金を積み立て。
- 地方自治体の歳入・歳出の変動は、基金で対応することが制度上の前提。東京都・特別区を除いた平成28年度の基金残高の水準は、平成以降の平均程度であり、近年は横ばい。

（地方自治体の基金【続き】）

- 現実の財政運営において臨時財政対策債と地方交付税は一体。基金残高と臨時財政対策債を関連付けて議論することは不適当。
- 基金残高の増加をもって地方財源を削減するような議論は不適当。基金積立ての背景にある地方自治体の将来の財政面の不安を取り除くため、地方税財源の安定化が必要。

（公共施設等の適正管理）

- 各地方自治体が財政マネジメント強化の観点から、公共施設等の適正管理により、トータルコストを縮減し、財政負担を軽減・平準化することが重要。
- 各地方自治体が必要な公共施設等の老朽化対策等を確実に実施できるよう、必要な事業費・財源の拡充が必要。

1

第二 平成30年度の地方財政への対応

1. 地方一般財源総額の確保等（続き）

（歳出特別枠）

- 平時モードへの切替えを進める際は、喫緊の課題への対応経費を別途計上し、歳出特別枠分の歳出を実質的に確保すべき。

（地方交付税の法定率引上げ）

- 地方交付税の安定性と地方自治体の予見可能性を高めるため、地方交付税の法定率を引き上げるべき。

（交付税算定の改革）

- トップランナー方式の導入に当たっては、業務改革の推進状況を踏まえ、標準的な経費を単位費用に算入すべき。歳出効率化の成果は、地方自治体に還元すべき。

2. 地方創生への対応

- 「まち・ひと・しごと創生事業費」は現行の1兆円規模を維持し、地方創生の取組を息長く支援すべき。

3. 社会保障制度改革

- 国民健康保険制度や介護保険制度における保険者機能の強化に向けた財政的インセンティブの付与については、地方の意見を十分に踏まえた仕組みとすべき。

4. 人づくり革命

- 「新しい経済政策パッケージ」における「人づくり革命」関連施策の国・地方の役割分担等については、地方負担分の財源確保を含め、地方の意見を十分に踏まえ、検討を進めるべき。

5. 東日本大震災からの復興

- 東日本大震災の復旧・復興事業費について、通常収支とは別枠で所要の事業費及び財源を確保する必要。

6. 地方財政の健全化に資する取組等

（行政サービス改革の推進）

- 質の高い行政サービスを効率的・効果的に提供するため、地方自治体において、窓口業務の民間委託など、積極的に業務改革に努める必要。

（公営企業・第三セクター等の経営改革）

- 地方公営企業は、経営戦略の早期策定・実行と、広域化や民間活用等の抜本的な改革の推進が必要。
- 財政的リスクが高い第三セクター等は、地方自治体で経営健全化の方針を定め、公表すべき。

（財政マネジメントの強化）

- 地方公会計の積極的な活用や決算情報等の「見える化」等をさらに推進する必要。

（地方債資金の確保）

- 地方公共団体金融機構法附則第25条に基づく検討の結果、地方公共団体金融機構が引き続きその役割・機能を適切に果たすことができるよう、現行の枠組みを堅持すべき。政府として適切に対処すべき。

2

誰もが希望を持てる地域社会に向けた地方税財政改革についての意見（概要）

平成30年5月25日 地方財政審議会

第一 目指すべき地域の姿と地方財政の姿

1. 目指すべき地域の姿

＜どのような地域であっても、どの時代に生まれても住民に安心と安全、幸せをもたらす地域＞

- 2040年頃には高齢者人口がピークを迎えるなど大きな人口構造の変化が見込まれる中で、行政のあり方も見直しつつ、必要な住民サービスを持続的、安定的に確保することで、安心と安全をもたらす、人々が落ち着いて生活を営み、やさしさと賑わいがあふれる地域を創出していくことが必要。
- このことは、全ての人が暮らしやすく、働きやすい、豊かさを実感できる社会の実現につながる。

2. 目指すべき地方財政の姿

＜持続可能な地方税財政基盤の構築＞

- 目指すべき地域の姿の実現には、持続可能な、確固たる税財政基盤の構築が不可欠であり、以下が必要。
 - ・一般財源総額の確保
 - ・偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築
 - ・地方交付税の機能の適切な発揮・総額の確保

＜地方財政の健全化＞

- 特例的な地方債である臨時財政対策債に依存せず、巨額となっている債務残高の引下げを目指すべき。

第二 地方税財政改革の方向

1. 地方一般財源総額の確保

＜国・地方を合わせたプライマリーバランスの黒字化に向けて＞

- PB黒字化実現には、国・地方の信頼関係の下、基調を合わせた取組が重要。三位一体改革での突然の交付税削減のようなことがあってはならない。
- 地域経済の再生と地方財政の健全化の両立が必要。そのためには、各自治体が予見可能性を持って、計画的・安定的に財政運営を行えることが不可欠であり、必要な一般財源総額を安定的に確保すべき。

＜地方の財源不足を巡る議論＞

- 現在、地方財政には6.2兆円に上る巨額の財源不足が存在。その一部である折半対象財源不足(0.3兆円)の解消をもって、地方に財源余剰が生じるとの見解は誤り。
- 折半対象財源不足が解消された場合は、臨時財政対策債残高(54兆円)や交付税特会借入金残高(32兆円)の圧縮等に取り組む必要。

＜国と地方の財政の違い＞

- 地方のPBや債務残高の数値が国と比べて良いのは、地方の歳出抑制努力の結果。地方の財政健全化の成果を、国の財政収支の改善に用いる考えは、地方の改革意欲を削ぐもので不適当。

＜地方自治体の基金＞

- 基金残高は、各地方自治体の自主的な判断に基づく健全な財政運営の結果として尊重されるべき。基金残高の増加をもって地方財源を削減するような議論は不適当。

第二 地方税財政改革の方向（続き）

1. 地方一般財源総額の確保（続き）

＜地方財政計画と決算の関係＞

- 計画と決算との比較については、一般行政経費に相当する地方単独事業に係る決算の更なる「見える化」の取組の推進が重要。

＜地方交付税＞

- 地方交付税の安定性と地方自治体の予見可能性を高めるため、地方交付税の法定率を引き上げるべき。
- トップランナー方式は、業務改革の推進状況や地方の意見等を踏まえて検討する必要。また、業務改革は質の高い行政サービスを効率的・効果的に提供するためのものであることに留意。

＜地方法人課税の偏在是正＞

- 偏在度が大きい地方法人課税における偏在是正の新たな方策について、平成31年度税制改正に向けて検討することが必要。

2. 地方財政の健全化に資する取組等

＜地方自治体の業務改革＞

- 質の高い行政サービスを効率的・効果的に提供するため、ICTやAI等を活用し、積極的に業務改革に取り組む必要。

＜地方財政の「見える化」＞

- 地方公会計の積極的な活用等により、決算情報等の「見える化」を更に推進する必要。

＜公営企業等の経営改革＞

- 地方公営企業は、経営戦略等の早期策定・実行、公営企業会計の適用拡大等による「見える化」、上下水道の広域化や民間活用等を推進すべき。

3. 人づくり革命

- 「新しい経済政策パッケージ」における「人づくり革命」関連施策の国・地方の役割分担等については、地方負担分の財源確保を含め、地方の意見を十分に踏まえ、検討を進めるべき。

4. 社会保障制度改革

- 国民健康保険制度について、平成30年度からの新制度移行に伴う財政支援の拡充を踏まえ、決算補てんを目的とする法定外の一般会計繰入金等の計画的な解消に向けて取り組むことが適当。
- 国民健康保険制度や介護保険制度における保険者機能の強化に向けた財政的インセンティブの付与については、地方の意見を十分に踏まえた仕組みとすべき。

5. 公共施設等の適正管理

- 公共施設等の適正管理は、個別施設計画の策定を促し、同計画に基づく取組を本格的に推進していく必要。
- 中長期的な維持管理・更新費の見通しの精緻化を進め、効果額を示しながら進めることが必要。

6. 地域経済の再生

- 地方創生の取組については、平成31年度以降も財源を確保し、息長く支援すべき。
- 東京圏への人材流入により地方の活力が失われる懸念。このため、地域の個性を活かした活性化策の展開や、地域の担い手となる人材の確保等に取り組む必要。

平成31年度地方税制改正等に関する地方財政審議会意見(概要)

平成30年11月20日 地方財政審議会

第一 今後の地方税制の改革に当たっての基本的な考え方

- 人口減少の深刻化と急速な高齢化、地方の疲弊が深刻な課題となっていること等に加え、情報化などの社会の急激な変化が続いており、平成31年度税制改正では、**地方税の充実確保と税源の偏在性が小さい地方税体系の構築を最も重要な二本の柱と位置づけて、その実現を図っていくべき。**

第二 平成31年度地方税制改正等への対応(主なもの)

地方法人課税の偏在是正

- 税源に偏在があれば、地方税を充実すると地域間の財政力格差が拡大するため、**地方税の充実確保と税源の偏在是正は、車の両輪として常に考える必要。**
- 地方法人課税は引き続き重要な役割を担うべきものであるが、地方税の中でも**特に偏在度が高くなっている。**
- **都市と地方が共に持続可能な形で発展**するため、地方法人課税における**新たな偏在是正措置が必要。**
- **平成31年度税制改正において結論を得るべき。**

車体課税

- **応益課税の原則や社会インフラの老朽化対策、防災・減災事業、ひいては人々の安全・安心の観点**を踏まえ、**車体課税に係る税収を充実確保することは不可欠。**
- 自動車税は、地方財政の厳しい状況を踏まえ、**代替財源なくして税率引下げを行うことは困難。**

個人住民税(ふるさと納税)

- 一部の地方自治体が過度な返礼品を送付することによって多額のふるさと納税を集めている状況が継続していることを踏まえれば、**制度本来の趣旨に沿った形での運用が行われるよう、制度的な対応を講じる必要がある。**
- 一定のルールの中で地方自治体が創意工夫することにより全国各地の地域活性化に繋げるために、「**返礼割合3割超**」又は「**地場産品以外**」の返礼品を送付し、**制度の趣旨を歪めているような地方自治体に対して支出した寄附金について、個人住民税の特例控除が行われないこととすること等**を検討。
- 地域における様々な事情も勘案しながら、**制度が健全に発展していくよう、見直しの検討を進めることを期待。**

ゴルフ場利用税

- 地方自治体の様々な行政需要に対し、受益と負担の観点から、利用者に税負担を求めることは合理的であり、**廃止は不適当。**

今後目指すべき地方財政の姿と平成31年度の地方財政への対応についての意見（概要）

平成30年12月11日 地方財政審議会

第一 今後目指すべき地方財政の姿

1. 目指すべき地域の姿

（本文P3）

住民に安心と安全、幸せをもち、社会の変化にも対応した活力溢れる持続可能な地域社会

- 地方自治体は、住民に身近な行政サービスを提供する役割を、引き続き適切に担っていくべき。
- 東京一極集中による地方の疲弊が限界を迎え、自然災害への備えも急務となる中、**Society5.0の技術革新なども活用した地方の活力維持や防災・減災対策等に積極的に取り組む必要。**

2. 目指すべき地方財政の姿

<持続可能な地方税財政基盤の構築>

（本文P4）

- 持続可能な、確固たる税財政基盤の構築が不可欠。
 - ・一般財源総額の確保
 - ・偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築
 - ・地方交付税の機能の適切な発揮・総額の確保

<地方財政の健全化>

（本文P4）

- 臨時財政対策債に依存せず、巨額となっている債務残高の引下げを目指すべき。
- このため、まずは折半対象財源不足の解消を早期に実現することを目指すべき。

第二 平成31年度の地方財政への対応

1. 地方一般財源総額の確保等

<地方の役割を踏まえた一般財源総額の確保>

（本文P6）

- **教育無償化を含む人づくり革命、社会保障制度改革、地方創生、防災・減災対策、公共施設等の適正管理、児童虐待防止対策、放課後児童対策**など増大する行政需要に対し必要な歳出を適切に地方財政計画に計上し、財源を確実に確保すべき。
- **一般財源総額について、平成30年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保することが必要。**

<地方自治体の基金>

（本文P8）

- 基金残高は、各地方自治体の自主的な判断に基づく健全な財政運営の結果として尊重されるべき。**基金残高の増加をもって地方財源を削減するような議論は不適当。**

<地方交付税>

（本文P13）

- 地方交付税の安定性と地方自治体の予見可能性を高めるため、地方交付税の**法定率を引き上げる**べき。
- トップランナー方式は、業務改革の推進状況等を踏まえて検討する必要。

2. 地域経済の再生

（本文P15）

- **地方創生**の取組については、**平成31年度以降も財源を確保し、**息長く支援すべき。
- AI、ロボティクス、5G等**Society5.0**の様々な可能性を活用し、**地域コミュニティの再生と維持**に向けた取組を力強く推進すべき。

第二 平成31年度の地方財政への対応（続き）

3. 社会保障・税一体改革

（本文P17）

<人づくり革命>

- **幼児教育の無償化**について、実務を担う自治体において**制度が円滑に実施されるよう制度設計に万全を期す**べき。
- **教育の無償化**に係る地方負担については、**一般財源総額を増額確保した上で、その全額を基準財政需要額へ算入**すべき。

<社会保障制度改革>

（本文P18）

- **国民健康保険制度**について、**決算補填を目的とする法定外の一般会計繰入金等の計画的な解消**に向けて取り組むことが適当。

<消費税引上げとこれに伴う対応>

（本文P19）

- **需要変動の平準化等の対応**について、自治体を実施主体となる場合には、**円滑な実施が図られるよう十分に配慮**すべき。

4. 防災・減災対策の推進

（本文P19）

- **国の緊急対策に基づき行われる事業**に係る地方負担について、**適切に財政措置**を講じるべき。
- 自治体が**地方単独での防災・減災のためのインフラ整備**を積極的に推進できるよう、**事業費及び財源を確保**すべき。

5. 東日本大震災からの復興

（本文P20）

- **東日本大震災の復旧・復興事業費**について、通常収支とは別枠で**所要の事業費及び財源を確保し、**着実に事業を実施する必要。

6. 地方財政の健全化に資する取組等

<地方自治体の業務改革>

（本文P21）

- 質の高い行政サービスを効率的・効果的に提供するため、**ICTやAI等を活用し、積極的に業務改革**に取り組む必要。

<地方財政の「見える化」>

（本文P22）

- 地方公会計の積極的な活用等により、決算情報等の「見える化」を更に推進する必要。

<公共施設等の適正管理>

（本文P22）

- **個別施設計画の策定**を促し、それに基づく長寿命化対策等を本格的に推進していくことが必要。

<公営企業等の経営改革>

（本文P23）

- 経営戦略に基づく経営改革、**公営企業会計の適用拡大**等による「見える化」、**上下水道事業の広域化や着実な更新投資**等を推進すべき。

時代を越えて多様な地域を支えるための地方税財政改革についての意見（概要）

令和元年6月10日
地方財政審議会

～目指すべき地域の姿～

どのような地域であっても、どの時代にも生まれ、住民に安心と安全、幸せをもたらす地域

～目指すべき地方財政の姿～

- 持続可能な地方税財政基盤の構築
 - ・ 一般財源総額の確保 ・ 偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系 ・ 地方交付税の機能の適切な発揮
- 地方財政の健全化 特例的な地方債への依存を早急に改善し、債務残高を計画的に引下げ。

地方税財政改革の方向

地方一般財源総額の確保等

□ 一般財源総額の確保

- 地方自治体が計画的な財政運営を行えるよう一般財源総額を確保。
- 社会保障制度改革や人づくり革命、地方創生、安全・安心の確保、児童虐待防止対策、会計年度任用職員制度施行に伴う対応等の課題に対して、必要な歳出を地方財政計画に計上すべき。

□ 臨時財政対策債の抑制等

- 臨時債の発行額を縮小して残高の圧縮に取り組むとともに、交付税特別会計の借入金を着実に償還する必要。

□ 地方交付税

- 地方交付税の法定率を引き上げるべき。
- まち・ひと・しごと創生事業費の行革算定について、児童虐待防止など喫緊の行政需要の変化に合わせて、算定指標の見直しを検討すべき。

地方財政の健全化に資する取組等

- スマート自治体の推進 : 労働力の供給制約等を見据え、システムやAI等を駆使した、効果的・効率的な行政サービスの提供を推進すべき。
- 公営企業の経営改革 : 経営戦略に基づく経営改革、公営企業会計の適用拡大等による「見える化」、水道・下水道事業の広域化等を推進すべき。
- 地方財政の「見える化」 : 地方単独事業（ソフト分）の見える化について、事務負担等の課題を踏まえ、引き続きあり方を検討。
- 公共施設等の適正管理 : 個別施設計画の早期策定を促し、同計画に基づく集約化・複合化や長寿命化対策等を本格的に推進。

持続可能な地域社会に向けた取組

- 革新的技術の活用による課題解決 : Society5.0を支える革新的技術を積極的に活用し、地域産業の高度化や生活基盤の充実を図るべき。
- 社会保障・税一体改革の推進 : 人づくり革命の地方負担について適切に財政措置すべき。国保の基準外繰出の解消に向けて取り組むべき。
- 地域経済の再生 : 地方創生について令和2年度以降も財源を確保し息長く支援すべき。地域力強化等、東京一極集中問題への対策を強化すべき。
- 住民生活の安心・安全の確保 : 国の緊急対策を踏まえた防災・減災対策や、安心して暮らせる地域社会の維持・再生等に適切に取り組むべき。

令和2年度地方税制改正等に関する地方財政審議会意見（概要）

令和元年11月19日 地方財政審議会

第一 今後の地方税制の改革にあたっての基本的な考え方

- 人口減少の深刻化や急速な高齢化、働き方及びライフコースの多様化、グローバル化の加速やデジタル化の急速な進展など経済社会構造が大きく変化する中で、地方税制もその変化に対応していくことが求められており、持続可能な地方税財政基盤を確立する観点から、地方税の充実確保と税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築に取り組んでいくべき。

第二 令和2年度税制改正等への対応

地方法人課税

- 収入金額課税は、受益に応じた負担を求める課税方式として、長年、外形標準課税として定着。送配電事業は規制料金・地域独占が残り、見直す理由はないこと、発電事業が多大な行政サービスを受託している状況に変わりがなく、現時点で競争圧力が不十分等とし2020年度以降も全国全てのエリアで小売（低圧）の経過措置規制料金が存続すること、電源立地都道府県等への大幅な減収の影響等を踏まえれば、収入金額課税を堅持し、地方税収を安定的に確保すべき。
- 地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）について税額控除割合を拡大する場合には、地方税と国税が協調して企業のインセンティブ効果を高めるよう、検討を進めるべき。

ゴルフ場利用税

- 18歳未満及び70歳以上の者等の非課税措置が既に設けられており、ゴルフ人口の裾野拡大や生涯スポーツの実現に十分な配慮がなされていることから、非課税措置を拡充することは不適当であり、引き続き、現行制度を堅持すべき。

固定資産税

- 所有者不明土地等の課題に対し、政府全体として取組を進める中、固定資産税の課税実務においても所有者情報の把握の円滑化等の課題があり、これらについて早急な対応が必要。
- 特に、納税義務者が死亡し、相続登記がなされていない場合における「現に所有している者」（相続人）を把握する手段の充実や、固定資産の所有者が一人も明らかでない場合における課税の公平性の確保の観点からの課題について、制度的な対応が必要。
- 今後とも、政府の取組と歩調を合わせつつ、必要な所有者情報の提供等、所有者不明土地等への課題解決に向けた関係行政機関と連携を深めていくべき。

地方税の電子化の推進

- 地方税共通納税システムの対象税目拡大等のeLTAxの機能強化を進めていく必要。同システムの対象税目拡大については、納税者等の要望や地方自治体の業務効率化・省力化の効果などを踏まえて、優先順位をつけて検討する必要。

今後目指すべき地方財政の姿と令和2年度の地方財政への対応についての意見 (概要) 令和元年12月13日 地方財政審議会

目指すべき地域の姿	目指すべき地方財政の姿
どのような地域であっても、どの時代に生まれても、住民に安心と安全、幸せをもち、活力溢れる持続可能な地域	持続可能な地方税財政基盤の構築 ・一般財源総額の確保 ・偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系 ・地方交付税の機能の適切な発揮 地方財政の健全化 臨時財政対策債の発行額を縮小し、残高の圧縮に取り組む必要
令和2年度の地方財政への対応	
地方一般財源総額の確保等 □ 地方の役割を踏まえた一般財源総額の確保 ➢ 人づくり革命、社会保障制度改革、地域社会の持続可能性の確保、地方創生、防災・減災対策、会計年度任用職員制度の導入※等の喫緊の課題に対し、必要な歳出を適切に地財計画に計上し、その財源を確実に確保すべき ※ H29法改正により会計年度任用職員制度が来年度から施行され、任用根拠の明確化・適正化とともに、処遇の適正化が図られることとなった。このため、期末手当をはじめとする適切な給与等を支給するために必要となる歳出計上が必要	□ 新たな偏在是正措置により生じる財源の活用 ➢ 地方法人課税の偏在是正により生じる財源を活用して、地方自治体が持続可能な地域社会の実現に向けた幅広い施策に自主的・主体的に取り組むための歳出を地財計画に計上すべき ➢ 交付税の算定に当たっては、地域社会の持続可能性への懸念が増大しつつある地方自治体に配慮すべき □ 地方交付税 ➢ まち・ひと・しごと創生事業費の行革算定について、喫緊の行政需要の変化に合わせた算定指標を用いることを検討すべき
防災・減災対策の推進 □ 防災インフラの整備の推進 ➢ 河川氾濫等を未然に防ぐための河川等の浚渫に集中的に取り組むため、地方債の特例措置を検討するとともに、必要な事業費を確保すべき □ 技術職員の確保と派遣体制の整備 ➢ 技術職員の充実・確保や、大規模災害からの復旧・復興を円滑に進めるための地方自治体職員の中長期派遣体制の整備に取り組む必要	地域経済の再生 □ まち・ひと・しごと創生の推進 ➢ まち・ひと・しごと創生のための財源を引き続き適切に確保すべき □ ICTインフラの整備と情報通信技術の活用 ➢ 条件不利地域におけるICTインフラ整備や先端的な情報通信技術の導入を推進し、地域課題の解決につなげていくべき
社会保障制度改革 ➢ 「地域医療確保に関する国と地方の協議の場」が開催されており、地域の実情を踏まえ、持続可能な地域医療体制の確保に向けた取組を進める必要	
地方財政の健全化に資する取組等 □ 次世代型行政サービスの推進：マイナンバーカードの普及や利活用を積極的に推進するとともに、AIの活用等による業務効率化を進める必要 □ 公共施設等の適正管理：個別施設計画の早期策定を促すとともに、複数団体の連携による取組も推進すべき □ 公営企業等の経営改革：経営戦略に基づく経営改革や公営企業会計の適用拡大等による「見える化」を推進すべき	

地方財政審議会意見（総務省ホームページ）

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/singi/chizai/iken.html

用語の説明

本書における主な用語については、次のとおりである。

地方公共団体

政令指定都市

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定を受けた人口50万以上の市（札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市及び熊本市）をいう。

政令指定都市では、都道府県が処理するとされている児童福祉に関する事務、身体障害者の福祉に関する事務、生活保護に関する事務、精神保健及び精神障害者の福祉に関する事務、都市計画に関する事務などの全部又は一部を特例として処理することができる。

中核市

地方自治法第252条の22第1項の指定を受けた市（函館市、旭川市、青森市、八戸市、盛岡市、秋田市、山形市、福島市、郡山市、いわき市、宇都宮市、前橋市、高崎市、川越市、川口市、越谷市、船橋市、柏市、八王子市、横須賀市、富山市、金沢市、福井市、甲府市、長野市、岐阜市、豊橋市、豊田市、岡崎市、大津市、豊中市、高槻市、枚方市、八尾市、寝屋川市、東大阪市、姫路市、尼崎市、明石市、西宮市、奈良市、和歌山市、鳥取市、松江市、倉敷市、呉市、福山市、下関市、高松市、松山市、高知市、久留米市、長崎市、佐世保市、大分市、宮崎市、鹿児島市及び那覇市。ただし、山形市、福井市、甲府市及び寝屋川市は平成31年4月1日の指定であるため、平成30年度決算においては中核市に含まれていない）をいう。人口20万以上の市について、当該市からの申出に基づき政令で指定される。

中核市では、都道府県が処理するとされている事務の特例として政令指定都市が処理することができる事務のうち、都道府県が処理するほうが効率的な事務その他中核市において処理することが適当でない事務以外の事務、すなわち民生行政に関する事務、保健衛生行政に関する事務、環境保全行政に関する事務、都市計画等に関する事務、文教行政に関する事務などの全部又は一部を特例として処理することができる。

施行時特例市

地方自治法の一部を改正する法律（平成26年法律第42号。以下「平成26年改正法」という。）により、平成27年4月1日より特例市制度が廃止されたが、平成27年4月1日の時点において特例市である市は施行時特例市として特例の事務を引き続き処理することとされている。平成26年改正法による改正前の地方自治法第252条の26の3第1項の指定を受けた市（水戸市、つくば市、伊勢崎市、太田市、熊谷市、所沢市、春日部市、草加市、平塚市、小田原市、茅ヶ崎市、厚木市、大和市、長岡市、上越市、松本市、沼津市、富士市、一宮市、春日井市、四日市市、岸和田市、吹田市、茨木市、加古川市、宝塚市及び佐賀市）は、都道府県が処理するとされている事務の特例として中核市が処理することができる事務のうち、都道府県が処理するほうが効率的な事務その他施行時特例市において処理することが適当でない事務以外の事務、すなわち環境保全行政に関する事務、都市計画等に関する事務などの全部又は一部を特例として処理することができる。

また、施行時特例市は、令和2年3月31日まで人口20万未満であっても中核市の指定を受けることができる。

都市

政令指定都市、中核市及び施行時特例市以外の市をいい、中都市とは、都市のうち人口10万以上の市をいい、小都市とは、人口10万未満の市をいう。

町村 ―― 決算額（純計）

なお、市となる時には、地方自治法第8条第1項で定める要件（人口5万以上を有すること等）を具備していなければならない。

町村

地方自治法第1条の3第2項で定める普通地方公共団体のうち、都道府県及び市以外のもの。町となる時には、同法第8条第2項の規定により、都道府県の条例で定める町としての要件を具備していなければならない。

特別区

地方自治法第281条第1項の規定による、東京都の区のこと。現在、23の区が設置されている。

特別区は、基礎的な地方公共団体として、同法第281条の2第1項で都が一体的に処理することとされている事務を除き、同法第2条第3項において市町村が処理するものとされている事務を処理する。

一部事務組合

地方自治法第284条第2項の規定による、都道府県、市町村、特別区等が、その事務の一部を共同処理するために設ける団体のこと。

広域連合

地方自治法第284条第3項の規定による、都道府県、市町村、特別区等が、広域にわたり処理することが適切であると認めるものに関し、広域にわたる総合的な計画を策定し、処理するために設ける団体のこと。

会計区分等

普通会計

地方公共団体における地方公営事業会計以外の会計で、一般会計のほか、特別会計のうち地方公営事業会計に係るもの以外のものの純計額。

個々の地方公共団体ごとに各会計の範囲が異なっているため、財政状況の統一的な掌握及び比較が困難であることから、地方財政状況調査上便宜的に用いられる会計区分。

一般会計等

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号。以下「地方公共団体財政健全化法」という。）における実質赤字比率の対象となる会計で、地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のものが該当する。これは、地方財政の統計で用いられている普通会計とほぼ同様の範囲であるが、地方財政の統計で行っているいわゆる「想定企業会計」の分別（一般会計において経理している公営事業に係る収支を一般会計と区分して特別会計において経理されたものとする取扱い）は行わないこととしている。

地方公営事業会計

地方公共団体の経営する公営企業、国民健康保険事業、後期高齢者医療事業、介護保険事業、収益事業、農業共済事業、交通災害共済事業及び公立大学附属病院事業に係る会計の総称。

地方公営企業会計

地方公共団体の経営する公営企業の経理を行う会計。

決算額（純計）

各地方公共団体の決算額を単純に合計して財政規模を把握すると地方公共団体相互間の出し入れ部分について重複するため、この重複部分を控除して正味の財政規模を見出すことを純計という。特に断りのない限り、決算額は普通会計に係る地方財政の純計額をいう。

なお、都道府県決算額は全ての都道府県における決算額の単純合計である。市町村決算額は、政令指定都市、中核市、施行時特例市、都市、町村、特別区、一部事務組合及び広域連合における決算額の単純合計額から、一部事務組合及び広域連合とこれを組織する市区町村との間の相互重複額を控除したものである。

都道府県決算額と市町村決算額の合計額は地方財政の純計額に一致しないことがある。

歳入

一般財源

地方税、地方譲与税、地方特例交付金及び地方交付税の合計額。なお、これらのほか、都道府県においては、市町村から交付を受ける市町村たばこ税都道府県交付金、市町村においては、都道府県から交付を受ける利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、分離課税所得割交付金（政令指定都市のみ）、道府県民税所得割臨時交付金（政令指定都市のみ）、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、特別地方消費税交付金、自動車取得税交付金及び軽油引取税交付金（政令指定都市のみ）を加算した額をいうが、これらの交付金は、地方財政の純計額においては、都道府県と市町村との間の重複額として控除される。

一般財源等

一般財源のほか、一般財源と同様に財源の用途が特定されず、どのような経費にも使用できる財源を合わせたもの。目的が特定されていない寄附金や売却目的が具体的事業に特定されない財産収入等のほか、臨時財政対策債等が含まれる。

地方譲与税

本来地方税に属すべき税源を、形式上一旦国税として徴収し、これを地方公共団体に対して譲与する税。

現在、地方譲与税としては、地方揮発油譲与税、特別とん譲与税、石油ガス譲与税、自動車重量譲与税、航空機燃料譲与税、地方法人特別譲与税がある。

地方特例交付金

個人住民税における住宅借入金等特別税額控除の実施に伴う地方公共団体の減収を補填するために交付される減収補填特例交付金。

地方交付税

地方公共団体の自主性を損なわずに、地方財源の均衡化を図り、かつ地方行政の計画的な運営を保障するために、国税のうち、所得税、法人税、酒税及び消費税のそれぞれ一定割合及び地方法人税の全額を、国が地方公共団体に対して交付する税。地方交付税には、普通交付税と災害等特別の事情に応じて交付する特別交付税がある。普通交付税は、基準財政需要額が基準財政収入額を超える地方公共団体に対して、その差額（財源不足額）を基本として交付される。

基準財政需要額

普通交付税の算定基礎となるもので、各地方公共団体が、合理的かつ妥当な水準における行政を行い、又は施設を維持するための財政需要を算定するものであり、各行政項目ごとに、次の算式により算出される。

$$\begin{array}{ccccc} \text{単位費用} & \times & \text{測定単位} & \times & \text{補正係数} \\ (\text{測定単位 1 当たり費用}) & & (\text{人口・面積等}) & & (\text{寒冷補正等}) \end{array}$$

単位費用

標準的団体（人口や面積等、行政規模が道府県や市町村の中で平均的で、積雪地帯や離島等、自然的条件や地理的条件等が特異でない団体）が合理的、かつ妥当な水準において行政を行う場合等の一般財源所要額を、測定単位 1 単位当たりで示したもの。

測定単位

道府県や市町村の行政の種類（河川費や農業行政費等）ごとにその量を測定する単位。

補正係数

全ての道府県や市町村に費目ごとに同一の単位費用が用いられるが、実際には自然的・地理的・社会的条件の違いによって差異があるので、これらの行政経費の差を反映させるため、その差の生ずる理由ごと

基準財政収入額 ―― 扶助費

に測定単位の数値を割増し又は割落とししている。これが測定単位の数値の補正であり、補正に用いる乗率を補正係数という。

基準財政収入額

普通交付税の算定に用いるもので、各地方公共団体の財政力を合理的に測定するために、標準的な状態において徴収が見込まれる税収入を一定の方法によって算定するものであり、次の算式により算出される。

標準的な地方税収入×75/100＋地方譲与税等

震災復興特別交付税

東日本大震災に係る災害復旧事業、復興事業その他の事業の実施のため特別の財政需要があること及び東日本大震災のため財政収入の減少があることを考慮して、地方公共団体に対して交付する特別交付税。

国庫支出金

国と地方公共団体の経費負担区分に基づき、国が地方公共団体に対して支出する負担金、委託費、特定の施策の奨励又は財政援助のための補助金等。

都道府県支出金

都道府県の市町村に対する支出金。都道府県が自らの施策として単独で市町村に交付する支出金と、都道府県が国庫支出金を経費の全部又は一部として市町村に交付する支出金（間接補助金）とがある。

歳出**目的別歳出**

行政目的に着目した歳出の分類。地方公共団体の経費は、その行政目的によって、総務費、民生費、衛生費、労働費、農林水産業費、商工費、土木費、消防費、警察費、教育費、公債費等に大別することができる。

性質別歳出

経費の経済的性質に着目した歳出の分類であり、義務的経費、投資的経費及びその他の経費に大別することができる。

一般歳出

国の一般歳出に準ずるものであり、歳出から、公債費、公営企業への繰出のうち公債費財源繰出、積立金、貸付金、前年度繰上充用金、税還付金を除いた額。

義務的経費

地方公共団体の歳出のうち、任意に削減できない極めて硬直性が強い経費。職員の給与等の人件費、生活保護費等の扶助費及び地方債の元利償還金等の公債費からなっている。

投資的経費

道路、橋りょう、公園、学校、公営住宅の建設等社会資本の整備等に要する経費であり、普通建設事業費、災害復旧事業費及び失業対策事業費からなっている。

国直轄事業

国が、道路、河川、砂防、港湾等の建設事業及びこれらの施設の災害復旧事業を自ら行う事業。事業の範囲は、それぞれの法律で規定されている。国直轄事業負担金は、法令の規定により、地方公共団体が国直轄事業の経費の一部を負担するもの。

物件費

性質別歳出の一分類で、人件費、維持補修費、扶助費、補助費等以外の地方公共団体が支出する消費的性質の経費の総称。具体的には、職員旅費や備品購入費、委託料等が含まれる。

扶助費

性質別歳出の一分類で、社会保障制度の一環として地方公共団体が各種法令に基づいて実施する給付や、地方公共団体が単独で行っている各種扶助に係る経費。

なお、扶助費には、現金のみならず、物品の提供に要する経費も含まれる。

補助費等

性質別歳出の一分類で、他の地方公共団体や国、法人等に対する支出のほか、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第17条の2の規定に基づく繰出金も含まれる。

繰出金

性質別歳出の一分類で、普通会計と公営事業会計との間又は特別会計相互間において支出される経費。また、基金に対する支出のうち、定額の資金を運用するためのものも繰出金に含まれる。

なお、法非適用の公営企業に対する繰出も含まれる。

公債費

地方公共団体が発行した地方債の元利償還等に要する経費。

なお、性質別歳出における公債費が地方債の元利償還金及び一時借入金利子に限定されるのに対し、目的別歳出における公債費については、元利償還等に要する経費のほか、地方債の発行手数料や割引料等の事務経費も含まれる。

補助事業

地方公共団体が国から負担金又は補助金を受けて実施する事業。

単独事業

地方公共団体が国からの補助等を受けずに、独自の経費で任意に実施する事業。

財政分析指標関係

経常収支比率

地方公共団体の財政構造の弾力性を判断するための指標で、人件費、扶助費、公債費等のように毎年度経常的に支出される経費（経常的経費）に充当された一般財源の額が、地方税、普通交付税を中心とする毎年度経常的に収入される一般財源（経常一般財源）、減収補填債特例分及び臨時財政対策債の合計額に占める割合。

この指標は経常的経費に経常一般財源収入がどの程度充当されているかを見るものであり、比率が高いほど財政構造の硬直化が進んでいることを表す。

公債費負担比率

地方公共団体における公債費による財政負担の度合いを判断する指標の一つで、公債費に充当された一般財源の一般財源総額に対する割合。

公債費負担比率が高いほど、一般財源に占める公債費の比率が高く、財政構造の硬直化が進んでいることを表す。

実質収支比率

実質収支の標準財政規模（臨時財政対策債発行可能額を含む。）に対する割合。実質収支比率が正数の場合は実質収支の黒字、負数の場合は赤字を示す。

形式収支

歳入決算総額から歳出決算総額を差し引いた歳入歳出差引額。

実質収支

当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額をみるもので、形式収支から、翌年度に繰り越すべき継続費通次繰越（継続費の毎年度の執行残額を継続最終年度まで通次繰り越すこと。）、繰越明許費繰越（歳出予算の経費のうち、その性質上又は予算成立後の事由等により年度内に支出を終わらない見込みのものを、予算の定めるところにより翌年度に繰り越すこと）等の財源を控除した額。

通常、「黒字団体」、「赤字団体」という場合は、実質収支の黒字、赤字により判断する。

単年度収支

実質収支は前年度以前からの収支の累積であるので、その影響を控除した単年度の収支のこと。具体的

には、当該年度における実質収支から前年度の実質収支を差し引いた額。

実質単年度収支

単年度収支から、実質的な黒字要素（財政調整基金への積立額及び地方債の繰上償還額）を加え、赤字要素（財政調整基金の取崩し額）を差し引いた額。

標準財政規模

地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源の規模を示すもので、標準税収入額等に普通交付税を加算した額。

なお、地方財政法施行令附則第10条第1項及び第2項の規定により、臨時財政対策債の発行可能額についても含まれる。

財政力指数

地方公共団体の財政力を示す指数で、基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値。

財政力指数が高いほど、普通交付税算定上の留保財源が大きいことになり、財源に余裕があるといえる。

実質赤字比率

当該地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率。福祉、教育、まちづくり等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえる。

連結実質赤字比率

公営企業会計を含む当該地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額及び資金の不足額の標準財政規模に対する比率。

全ての会計の赤字と黒字を合算して、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえる。

実質公債費比率

当該地方公共団体の一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模を基本とした額^{*}に対する比率。

借入金（地方債）の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示す指標ともいえる。

地方公共団体財政健全化法の実質公債費比率は、起債に協議を要する団体と許可を要する団体の判定に用いられる地方財政法の実質公債費比率と同じ。

※標準財政規模から元利償還金等に係る基準財政需要額算入額を控除した額。

将来負担比率

地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、当該地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額^{*}に対する比率。

地方公共団体の一般会計等の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標ともいえる。

※標準財政規模から元利償還金等に係る基準財政需要額算入額を控除した額。

健全化判断比率

実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の4つの財政指標の総称。地方公共団体は、この健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準又は財政再生基準以上となった場合には、財政健全化計画又は財政再生計画を策定し、財政健全化団体又は財政再生団体として、財政の健全化を図らなければならない。

健全化判断比率は、財政の早期健全化等の必要性を判断するものであるとともに、他団体と比較することなどにより、当該団体の財政状況を客観的に表す意義を持つ。

ラスパイレス指数

加重指数の一種で、重要度を基準時点（又は場）に求めるラスパイレス式計算方法による指数。ここでは、地方公務員の給与水準を表すものとして、一般に用いられている国家公務員行政職（一）職員の俸給を基準とする地方公務員一般行政職職員の給与の水準を指す。

地方財政計画等

地方財政計画

内閣が作成する、翌年度の地方公共団体の歳入歳出総額の見込額に関する書類のこと。

地方財政計画には、(1) 地方交付税制度とのかかわりにおいての地方財源の保障を行う、(2) 地方財政と国家財政・国民経済等との調整を行う、(3) 個々の地方公共団体の行財政運営の指針となる、という役割がある。

地方債計画

地方財政法（昭和23年法律第109号）第5条の3第11項に規定する同意等を行う地方債の予定額の総額等を示した年度計画。

減収補填債

地方税の収入額が標準税収入額を下回る場合、その減収を補うために発行される地方債。地方財政法第5条に規定する建設地方債として発行されるものと、建設地方債を発行してもなお適正な財政運営を行うにつき必要とされる財源に不足を生ずると認められる場合に、地方財政法第5条の特例として発行される特例分がある。

臨時財政対策債

地方一般財源の不足に対処するため、投資的経費以外の経費にも充てられる地方財政法第5条の特例として発行される地方債。

平成13年度～令和元年度の間に、通常収支の財源不足額のうち、財源対策債等を除いた額を国と地方で折半し、国負担分は一般会計から交付税特別会計への繰入による加算（臨時財政対策加算）、地方負担分は臨時財政対策債により補填することとされている。

一般行政経費

地方財政計画上の経費の一区分。教育文化施策、社会福祉施策、国土及び環境保全施策等の諸施策の推進に要する経費を始め、地方公共団体の設置する各種公用・公共用施設の管理運営に要する経費等、地方公共団体が地域社会の振興を図るとともに、その秩序を維持し、住民の安全・健康、福祉の維持向上を図るために行う一切の行政事務に要する経費から、給与関係経費、公債費、維持補修費、投資的経費及び公営企業繰出金として別途計上している経費を除いたものであり、広範な内容にわたっている。

債務負担行為

数年度にわたる建設工事、土地の購入等翌年度以降の経費支出や、債務保証又は損失補償のように債務不履行等の一定の事実が発生したときの支出を予定するなどの、将来の財政支出を約束する行為。

地方自治法第214条及び第215条で予算の一部を構成することと規定されている。

財政調整基金

地方公共団体における年度間の財源の不均衡を調整するための基金。

減債基金

地方債の償還を計画的に行うための資金を積み立てる目的で設けられる基金。

その他特定目的基金

財政調整基金、減債基金の目的以外の特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立てるために設置される基金。具体的には、庁舎等の建設のための基金、社会福祉の充実のための基金、災害対策基金等がある。

公営企業

公営企業（法適用企業・法非適用企業）

公営企業とは地方公共団体が経営する企業であり、地方公営企業法の全部又は一部を適用している事業を法適用企業、公営企業であって法適用企業以外のものを法非適用企業としている。

地方公営企業法において、上水道、工業用水道、軌道、鉄道、自動車運送、電気（水力発電等）、ガスの7事業については全部の規定、病院事業については、財務規定等の適用が義務付けられている。その他の事業については、条例で地方公営企業法の全部又は財務規定等を適用することが可能となっている。

公営企業の経理は特別会計を設けて行うこととされており、法適用企業は、地方公営企業法に基づき発生主義・複式簿記による企業会計方式により経理が行われ、法非適用企業は、一般会計と同様、地方自治法に基づき現金主義・単式簿記による財務処理が行われる。

地方公営企業等の状況を調査する地方公営企業決算状況調査においては、法適用企業は地方公営企業法の全部又は財務規定等を適用している事業とし、法非適用企業は地方財政法第6条に基づきその経理を特別会計を設けて行っている同法施行令第46条に掲げる事業、並びに有料道路事業、駐車場整備事業及び介護サービス事業で、法適用企業以外のものとしている。

損益収支

地方公営企業の経営活動に伴い、当該年度内に発生した収益とそれに対応する費用の状況。

資本収支

地方公営企業の設置目的である住民へのサービス等の提供を維持するため及び将来の利用増等に対処して経営規模の拡大を図るために要する諸施設の整備、拡充等の建設改良費、これら建設改良に要する資金としての企業債収入、企業債の元金償還等に関する収入及び支出の状況。

収益的収入

地方公営企業の経営活動に伴い発生する料金を主体とした収益。

資本的収入

建設投資などの財源となる企業債、他会計繰入金、国庫（県）補助金などの収入。

資金不足比率

地方公共団体の公営企業会計ごとの資金の不足額[※]の事業の規模に対する比率。

公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示す指標ともいえる。

資金不足比率が、経営健全化基準以上である地方公共団体は、経営健全化計画を策定する。経営健全化計画を定めている地方公共団体を経営健全化団体という。

※公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもので、法適用企業については流動負債の額から流動資産の額を控除した額を基本として、法非適用企業については一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額を基本としている。